１．定款および規約等

(1) 定　　款

改正なし

(2) 規 約 等

①　委員会規約

一部改正（１１月１日第２３７回（臨時）議員総会）　　が改正箇所

第１条 本商工会議所は、その事業及び重要経済問題を常時調査研究することを目的とし、次の常設委員会を置く。

(1)（略）

(2) 組織・会員サービス向上委員会
組織基盤の強化及び組織・制度及び事業サービス利用の促進による会員の満足度向上に関すること。

(3) ～ (8)（略）

(9) イノベーション・スタートアップ委員会
中小企業のイノベーション創出及び起業の促進及びスタートアップの創出、育成、連携強化に関すること。

(10) 国際ビジネス環境委員会
貿易・投資をはじめとした国際経済問題全般及び中小企業の海外展開、国際ビジネス展開支援、国際競争力強化に向けた諸課題に関すること。

(11) ～ (12)（略）

(13) 商事取引・法規委員会
経済関係法規及び企業間における公正かつ自由な取引の推進、商事仲裁に関すること。

(14) ～ (15)（略）

(16) 災害・リスク対策委員会
都市防災力強化、BCP、感染症・サイバー攻撃・紛争など企業を取り巻く多様なリスク、被災地支援活動に関すること。

(17) トラベル＆ツーリズム委員会
観光振興及び観光による地域連携の推進に関すること。

(18)（略）

(19) 中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会
中小企業におけるＩＴ利活用及びデジタル技術を活用した事業構造の変革及び生産性向上に関すること。

(20) 健康づくり・文化推進委員会
健康促進のための知識の啓発・普及及び食を通じた健康の促進、地域の伝統・芸術・文化活動の促進に関すること。

(21) 中小企業のカーボンニュートラル推進特別委員会
中小企業における脱炭素経営の推進に関すること。

＜省　略＞

附　則（令和４年１１月１日）
この規約は、令和４年１１月１日から実施する。

２．組　　織

(1) 会　　員

① 会 員 数

（２０２３年３月３１日現在）

種別＼区分	2021年度末現在会員数	2022年度新規加入者数	2022年度脱退者数	種別変更	2022年度末現在会員数
法　　人	64,715	4,316	3,345	72	65,758
団　　体	2,661	133	86	19	2,727
個　　人	14,452	1,665	1,333	−102	14,682
特　　別	817	131	78	11	881
合　　計	82,645	6,245	4,842	0	84,048

1)　会費負担口数別会員数

（２０２３年３月３１日現在）

口数＼区分	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
1	34,070	2,079	14,515	644	51,308
2	9,405	332	99	144	9,980
3	13,053	120	31	52	13,256
4	3,244	56	3	24	3,327
5	1,792	51	7	3	1,853
6	894	31	0	4	929
7	64	3	2	0	69
8	1,310	13	1	3	1,327
9	24	3	1	0	28
10	884	30	23	2	939
11	18	0	0	0	18
12	12	1	0	0	13
13	110	1	0	0	111
14	12	0	0	0	12
15	32	1	0	0	33
16	125	0	0	0	125
17	10	0	0	0	10
18	6	0	0	0	6
19	61	1	0	0	62
20	52	4	0	2	58
21	4	0	0	0	4
22	60	0	0	0	60
23	3	0	0	0	3
24	2	0	0	0	2
25	51	0	0	0	51
26	3	0	0	1	4
27	1	0	0	0	1
28	49	0	0	1	50
29	2	0	0	0	2
30	28	0	0	0	28
31	23	0	0	0	23
32	3	0	0	0	3
33	4	0	0	0	4
34	22	0	0	0	22
35	13	0	0	1	14
36	1	0	0	0	1
37	12	0	0	0	12
40	42	0	0	0	42
43	14	0	0	0	14
45	19	0	0	0	19
46	10	1	0	0	11
48	1	0	0	0	1
49	11	0	0	0	11

2．組織　(1)会員

区分 / 口数	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
50	4	0	0	0	4
52	13	0	0	0	13
54	1	0	0	0	1
55	32	0	0	0	32
56	1	0	0	0	1
57	2	0	0	0	2
58	1	0	0	0	1
60	30	0	0	0	30
62	1	0	0	0	1
63	1	0	0	0	1
65	16	0	0	0	16
66	2	0	0	0	2
68	2	0	0	0	2
70	8	0	0	0	8
73	1	0	0	0	1
74	1	0	0	0	1
75	8	0	0	0	8
76	1	0	0	0	1
80	6	0	0	0	6
85	3	0	0	0	3
86	1	0	0	0	1
90	3	0	0	0	3
94	1	0	0	0	1
95	5	0	0	0	5
100	3	0	0	0	3
105	6	0	0	0	6
108	1	0	0	0	1
110	3	0	0	0	3
115	1	0	0	0	1
116	1	0	0	0	1
120	3	0	0	0	3
125	4	0	0	0	4
130	4	0	0	0	4
135	1	0	0	0	1
145	2	0	0	0	2
150	1	0	0	0	1
155	1	0	0	0	1
160	1	0	0	0	1
162	1	0	0	0	1
165	2	0	0	0	2
170	1	0	0	0	1
180	1	0	0	0	1
185	2	0	0	0	2
200	3	0	0	0	3
210	1	0	0	0	1
215	2	0	0	0	2
220	3	0	0	0	3
235	1	0	0	0	1
260	1	0	0	0	1
265	1	0	0	0	1
270	1	0	0	0	1
305	1	0	0	0	1
320	1	0	0	0	1
380	1	0	0	0	1
407	1	0	0	0	1
610	1	0	0	0	1
821	1	0	0	0	1
総合計	65,758	2,727	14,682	881	84,048

2)　地区別資本金別会員数・口数

（２０２３年３月３１日現在）

	法人								団体	個人	特別	合計	
	500万円未満	500万円~1千万円未満	1千万円~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~3億円未満	3億円~10億円未満	10億円以上	法人計				件数	口数
千代田	1,382	536	2,456	669	352	217	370	5,982	456	991	0	7,429	29,373
中央	1,586	586	2,529	661	365	229	319	6,275	281	999	0	7,555	23,467
港	1,827	624	2,237	602	353	212	354	6,209	289	937	0	7,435	25,307
新宿	1,234	477	1,586	304	143	60	101	3,905	209	785	0	4,899	12,696
文京	628	186	946	145	49	26	35	2,015	85	419	0	2,519	5,788
台東	953	377	1,540	247	92	45	45	3,299	111	450	0	3,860	8,143
北	581	168	561	70	20	11	13	1,424	77	516	0	2,017	3,523
荒川	570	165	621	69	17	3	4	1,449	50	378	0	1,877	3,358
品川	789	219	1,012	244	105	79	93	2,541	87	442	0	3,070	8,425
目黒	629	184	571	75	33	7	10	1,509	41	427	0	1,977	3,408
大田	909	235	1,330	220	69	29	31	2,823	99	658	0	3,580	7,654
世田谷	1,179	268	894	128	38	18	16	2,541	109	953	0	3,603	5,664
渋谷	1,749	546	1,578	246	113	53	80	4,365	159	701	0	5,225	11,505
中野	560	138	532	77	26	10	17	1,360	71	451	0	1,882	3,457
杉並	771	189	730	91	22	6	5	1,814	66	652	0	2,532	3,855
豊島	909	322	1,016	158	57	14	33	2,509	86	547	0	3,142	6,111
板橋	864	231	900	119	30	10	13	2,167	65	663	0	2,895	5,036
練馬	768	228	742	76	17	6	8	1,845	53	742	0	2,640	3,998
江東	840	270	1,131	220	80	54	63	2,658	90	556	0	3,304	7,888
墨田	712	222	1,024	132	60	22	30	2,202	67	402	0	2,671	5,351
足立	1,086	342	1,049	113	17	8	5	2,620	54	727	0	3,401	5,234
葛飾	809	220	744	48	9	5	4	1,839	79	657	0	2,575	3,623
江戸川	976	322	998	77	18	11	5	2,407	43	629	0	3,079	4,902
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	881	881	1,396
合計	22,311	7,055	26,727	4,791	2,085	1,135	1,654	65,758	2,727	14,682	881	84,048	199,162

3)　業種別資本金別会員数

（２０２３年３月３１日現在）

	法人								団体	個人	特別	合計
	500万円未満	500万円~1千万円未満	1千万円~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~3億円未満	3億円~10億円未満	10億円以上	法人計				
鉱業	1	0	6	3	0	1	11	22	0	0	0	22
建設業	2,134	841	3,242	511	185	75	136	7,124	1	642	71	7,838
製造業	2,147	673	5,235	1,123	486	328	589	10,581	3	679	116	11,379
電気・ガス・熱供給・水道業	70	6	13	7	10	10	16	132	0	14	0	146
情報通信業	2,520	769	2,661	460	215	106	99	6,830	13	414	59	7,316
運輸業	362	165	952	207	81	43	90	1,900	4	970	16	2,890
卸売業	2,365	1,240	5,763	1,139	459	332	272	11,570	8	482	88	12,148
小売業	1,944	621	1,476	180	87	26	57	4,391	5	1,038	30	5,464
金融・保険業	1,429	58	205	33	29	32	157	1,943	124	231	8	2,306
不動産業	1,665	576	1,959	314	155	51	93	4,813	2	806	18	5,639
教育･学習支援業	3,774	920	2,573	370	162	71	54	7,924	817	6,392	308	15,441
宿泊業	103	27	64	15	24	4	11	248	1	17	0	266
飲食店	1,155	389	435	74	22	4	14	2,093	2	1,268	4	3,367
サービス業	2,222	656	2,027	323	153	46	52	5,479	81	1,250	56	6,866
医療・福祉	389	102	105	26	14	4	2	642	175	466	13	1,296
団体	5	2	2	0	0	2	0	11	1,463	2	14	1,490
その他	26	10	9	6	3	0	1	55	28	11	80	174
合計	22,311	7,055	26,727	4,791	2,085	1,135	1,654	65,758	2,727	14,682	881	84,048

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

２．組織　(1)会員

4)　地区別業種別会員数

（２０２３年３月３１日現在）

	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店	宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	団体	その他	合計
千代田	7	272	801	16	1,053	99	1,232	276	256	372	160	20	54	2,077	513	209	12	7,429
中央	2	288	873	8	802	149	1,697	402	245	406	358	24	50	1,584	495	165	7	7,555
港	4	310	698	23	953	201	1,124	374	170	528	235	28	81	1,864	670	159	13	7,435
新宿	2	297	386	9	724	53	532	270	154	375	231	34	67	1,188	487	85	5	4,899
文京	0	177	404	2	281	30	377	181	41	154	107	10	47	483	178	44	3	2,519
台東	1	222	737	5	299	34	993	296	77	172	186	27	26	480	226	73	6	3,860
北	0	273	307	4	81	77	226	169	52	139	114	7	42	304	183	35	4	2,017
荒川	0	246	446	7	67	59	273	145	36	107	80	5	45	196	133	29	3	1,877
品川	2	265	493	7	287	119	436	197	86	190	132	13	34	517	236	52	4	3,070
目黒	0	134	229	4	181	23	228	190	44	164	115	3	37	383	209	30	3	1,977
大田	1	430	875	7	133	176	471	215	109	219	118	14	58	428	260	62	4	3,580
世田谷	0	408	284	5	245	97	378	299	99	337	176	4	93	752	351	71	4	3,603
渋谷	1	225	433	10	800	93	634	312	132	399	198	18	72	1,246	563	84	5	5,225
中野	0	218	155	3	157	46	185	159	51	177	102	3	41	350	191	43	1	1,882
杉並	0	324	209	3	162	75	257	246	83	247	127	4	53	445	250	45	2	2,532
豊島	1	267	309	3	350	30	370	192	94	339	139	22	49	651	285	38	3	3,142
板橋	0	514	550	4	110	155	276	217	70	201	122	2	68	343	225	36	2	2,895
練馬	0	541	203	7	106	205	270	206	75	205	104	3	75	402	209	27	2	2,640
江東	0	378	514	4	170	270	624	233	80	170	121	4	52	376	244	61	3	3,304
墨田	0	266	679	4	95	70	524	173	72	137	106	14	44	270	179	37	1	2,671
足立	1	695	610	5	79	326	369	252	101	205	116	1	69	276	263	29	4	3,401
葛飾	0	406	566	4	57	177	240	193	84	185	123	2	75	231	191	40	1	2,575
江戸川	0	611	502	2	65	310	344	237	87	193	93	4	51	287	269	22	2	3,079
特別	0	71	116	0	59	16	88	30	8	18	4	0	13	308	56	14	80	881
合計	22	7,838	11,379	146	7,316	2,890	12,148	5,464	2,306	5,639	3,367	266	1,296	15,441	6,866	1,490	174	84,048

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

②　部　　会

（２０２３年３月３１日現在）

部会名	所属業種	所属部会員数
商業	小売業、飲食店、ホテル・旅館業	10,771
商業卸売	卸売業	9,763
工業	製造業	7,802
資源・エネルギー	鉱業、石油製品・石炭製品（製）、非鉄金属（製）、鉱物・金属材料（卸）、燃料（小）、電気・ガス供給業	731
貿易	貿易業	2,754
金融	銀行業、保険業、証券業他	1,083
交通運輸	鉄道、道路旅客・貨物運送、水運、航空運輸、倉庫、保管他	2,827
建設・不動産	総合工事、職別工事、不動産業	14,224
サービス	事業所サービス、専門サービス業他	24,528
情報通信	放送、広告、出版他	6,578

③ 委 員 会・懇 談 会

（２０２３年3月３１日現在）

委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数
総　合　政　策	14	中　小　企　業	45	商事取引・法規	28	中小企業のデジタルシフト・DX推進	48
組織・会員ｻｰﾋﾞｽ向上	27	事　業　承　継　対　策	39	知　的　財　産　戦　略	30	健康づくり・文化推進	34
税　制	36	ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ・ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ	42	首　都　圏　問　題	40	中小企業のｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙ推進特別	25
労　働	32	国際ビジネス環境	25	災害・リスク対策	45	東京の将来を考える懇談会	27
多様な人材活躍	41	社　会　保　障	20	トラベル&ツーリズム	44		
教育・人材育成	30	エネルギー・環境	41	流通・サービス	38		

(2) 特定商工業者

２０２２年度特定商工業者の登録状況は以下の通りである。

公告日　２０２２年4月２６日

資本金または払込済出資総額　　１，０００万円以上

従業員数　　２０人以上

（特定商工業者内訳）　　（２０２３年3月３１日現在）

区　分	特定商工業者	内訳	
		会　員	非　会　員
個　人	69	54	15(　3)
法　人	61,547	36,923	24,624(11,115)
計	61,616	36,977	24,639(11,118)

（注）１．商工会議所法第１２条第２項の規定に基づき、上記特定商工業者のうち２０２２年度負担金賦課につき次の通り過半数の同意を得た。

(1) 負担金額　　２，５００円（均一賦課）

(2) 同意を得た数　　５１，０３９件

２．表中の非会員欄の（　）は同意・負担金納入者数

(3) 役　　員

① 役員の定数および実数

（２０２３年3月３１日現在）

区　分	定　数	実　数	区　分	定　数	実　数
会　頭	1	1	常　議　員	50	50
副　会　頭	4	10（注）	監　事	3	3
専　務　理　事	1	1	理　事	4	3

（注）副会頭に準ずる者６名を含む。

②　役員の氏名

（２０２３年３月３１日現在）

役員名	氏名	企業の名称および企業上の役職	役員名	氏名	企業の名称および企業上の役職
会頭	小林　健	三菱商事㈱相談役	常議員	國分勘兵衛	国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ
名誉会頭	岡村　正	㈱東芝名誉社友		小坂　敬	㈱小松ストアー社長
	三村明夫	日本製鉄㈱名誉会長		後藤忠治	セントラルスポーツ㈱会長
副会頭	野本弘文	東急㈱会長		後藤信夫	㈱帝国データバンク社長
	田川博己	㈱ＪＴＢ相談役		後藤亘	東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ㈱会長
	広瀬道明	東京ガス㈱会長		今野由梨	ダイヤル・サービス㈱社長
	金子眞吾	凸版印刷㈱会長		澁谷哲一	(一社)東京都信用金庫協会会長
	斎藤　保	㈱ＩＨＩ相談役		杉江俊彦	㈱三越伊勢丹会長
	上條　努	ｻｯﾎﾟﾛﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱特別顧問		関根正裕	㈱商工組合中央金庫社長
	大島　博	㈱千疋屋総本店社長		髙島　誠	㈱三井住友銀行頭取ＣＥＯ
	山内隆司	大成建設㈱会長		滝　久雄	㈱ｴﾇｹｰﾋﾞｰぐるなび・ｴﾇｹｰﾋﾞｰ創業者会長
	倉石誠司	本田技研工業㈱会長		多田憲之	東映㈱会長兼社長
	阿部貴明	丸源飲料工業㈱社長		田沼千秋	㈱グリーンハウス社長
専務理事	石田　徹			綱川　智	㈱東芝特別顧問
監事	木村惠司	三菱地所㈱特別顧問		長岡　勤	㈱東京ドーム社長ＣＯＯ
	石井卓爾	三和電気工業㈱会長		中村節雄	㈱中村塗装店社長
	小林　功	㈱きらぼし銀行顧問		日覺昭廣	東レ㈱社長
常議員	秋田正紀	㈱松屋社長		野末　尚	東洋熱工業㈱最高顧問
	淺野秀則	㈱フォーシーズ会長 兼 ＣＥＯ		橋本英二	日本製鉄㈱社長
	池田朝彦	東京レジャー㈱会長		服部津貴子	㈻服部学園常務理事
	市川　晃	住友林業㈱会長		濱　逸夫	ライオン㈱会長
	井上裕之	愛知産業㈱会長		東原敏昭	㈱日立製作所取締役会長　代表執行役
	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱特別顧問		廣瀬元夫	廣瀬ビルディング㈱会長
	江田敏彦	ビリングシステム㈱社長		本多保隆	㈱アリスマジック社長
	大谷信義	松竹㈱会長		宮入正英	㈱宮入社長
	大山忠一	光陽産業㈱会長		森　洋二	㈱ワールドケミカル会長
	岡田元也	イオン㈱会長		矢口敏和	グローブシップ㈱社長
	小口英器	オーウイル㈱会長		安永竜夫	三井物産㈱会長
	押味至一	鹿島建設㈱会長		山村雅之	東日本電信電話㈱相談役
	梶原徳二	梶原工業㈱会長		山本　学	デンカ㈱会長
	北島義俊	大日本印刷㈱会長		渡辺　元	渡辺パイプ㈱会長
	北村雅良	電源開発㈱特別顧問		鰐渕美恵子	㈱銀座テーラーグループ会長
	桑島俊彦	東京都商店街連合会会長	常務理事	小林治彦	
	幸本智彦	アクサ生命保険㈱副社長	理事・事務局長	湊元良明	
	郡　正直	郡リース㈱会長	理事	山下　健	

(4) 議　　員

①　議員の定数および実数

（２０２３年３月３１日現在）

区分	定数	実数
１号議員	76	76
２号議員	52	52
３号議員	22	22
計	150	150

②　議　　員

（２０２３年3月３１日現在）

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名		所属部会
㈱ＩＨＩ	相談役	斎藤　保	工業
愛知産業㈱	会長	井上裕之	工業
アクサ生命保険㈱	副社長	幸本智彦	金融
㈱浅井	社長	浅井　隆	交通運輸
旭化成㈱	会長	小堀秀毅	工業
朝日信用金庫	理事長	伊藤康博	金融
アチーブメント㈱	会長兼社長	青木仁志	サービス
㈱アテナ	社長	渡辺剛彦	情報通信
㈱アプリコット	会長	畠山笑美子	情報通信
㈱アリスマジック	社長	本多保隆	情報通信
イオン㈱	会長	岡田元也	商業
㈱石井鐵工所	会長	石井宏治	工業
いであ㈱	社長	田畑彰久	サービス
㈱伊藤園	会長	本庄八郎	商業
伊藤忠商事㈱	副会長	鈴木善久	商業卸売
㈱榮太樓總本舗	社長	細田　眞	商業
ＡＮＡホールディングス㈱	相談役	大橋洋治	交通運輸
ＳＭＫ㈱	社長	池田靖光	工業
㈱エヌケービー	くるなび・エヌケービー創業者会長	滝　久雄	サービス
㈱ＮＴＴドコモ	相談役	吉澤和弘	情報通信
王子ホールディングス㈱	会長	加来正年	工業
オーウイル㈱	会長	小口英嚴	貿易
大崎電気工業㈱	会長	渡辺佳英	工業
㈱オンワードホールディングス	社長	保元道宣	商業卸売
鹿島建設㈱	会長	押味至一	建設・不動産
梶原工業㈱	会長	梶原德二	工業
㈻片柳学園	理事長	千葉　茂	サービス
㈱桂川精螺製作所	社長	石井昌景	工業
㈱関電工	特別顧問	後藤　清	建設・不動産
㈱きらぼし銀行	顧問	小林　功	金融
㈱銀座テーラーグループ	会長	鰐渕美惠子	商業
㈱グリーンハウス	社長	田沼千秋	商業
グローブシップ㈱	社長	矢口敏和	サービス
㈱啓文社	社長	小渕浩史	情報通信
㈱興銀不動産開発	社長	矢部文雄	建設・不動産
光陽産業㈱	会長	大山忠一	工業
郡リース㈱	会長	郡　正直	建設・不動産
国分グループ本社㈱	会長兼ＣＥＯ	國分勘兵衛	商業卸売

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
㈱小松ストアー	社長　小坂　敬	商業
㈱コルノマカロニ	社長　井口勲男	商業
サッポロホールディングス㈱	特別顧問　上條　努	工業
三機工業㈱	特別顧問　梶浦卓一	建設・不動産
山九㈱	会長　中村公一	交通運輸
㈱サンシャインシティ	社長　合場直人	建設・不動産
三和電気工業㈱	会長　石井卓爾	工業
㈱ＪＴＢ	相談役　田川博己	サービス
Ｊ．フロントリテイリング㈱	取締役会議長　山本良一	商業
㈱シオザワ	社長　塩澤好久	商業卸売
㈱資生堂	会長 ＣＥＯ　魚谷雅彦	商業
清水建設㈱	会長　宮本洋一	建設・不動産
㈱商工組合中央金庫	社長　関根正裕	金融
松竹㈱	会長　大谷信義	サービス
㈱新吉	社長　富永新三郎	商業
㈱新宿高野	社長　髙野吉太郎	商業
㈱すかいらーくホールディングス	会長兼社長　谷　真	商業
住友商事㈱	会長　中村邦晴	貿易
住友林業㈱	会長　市川　晃	建設・不動産
セイコーグループ㈱	会長兼グループCEO兼グループCOO　服部真二	商業卸売
㈱世界貿易センタービルディング	社長　宮﨑親男	商業
セコム㈱	会長　中山泰男	サービス
㈱セブン&アイ・ホールディングス	社長　井阪隆一	商業
セントラルスポーツ㈱	会長　後藤忠治	商業
㈱千疋屋総本店	社長　大島　博	商業
綜合警備保障㈱	特別顧問　青山幸恭	サービス
双日㈱	社長　藤本昌義	貿易
ソニーグループ㈱	会長兼社長CEO　吉田憲一郎	工業
第一三共㈱	常勤顧問　中山譲治	工業
醍醐ビル㈱	社長　田中常雅	建設・不動産
大成建設㈱	会長　山内隆司	建設・不動産
大東京信用組合	会長　柳沢祥二	金融
大日本印刷㈱	会長　北島義俊	情報通信
ダイヤル・サービス㈱	社長　今野由梨	情報通信
㈱高島屋	社長　村田善郎	商業
㈱帝国データバンク	社長　後藤信夫	情報通信
㈱帝国ホテル	社長　定保英弥	商業
デンカ㈱	会長　山本　学	工業
電源開発㈱	特別顧問　北村雅良	資源・エネルギー
㈱電通グループ	社長ＣＥＯ　五十嵐博	サービス

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
東映㈱	会長兼社長　多田憲之	サービス
東急㈱	会長　野本弘文	商業
東急建設㈱	相談役　飯塚恒生	建設・不動産
㈱東急百貨店	社長　大石次則	商業
東急不動産ホールディングス㈱	会長　金指潔	建設・不動産
㈱東京會舘	社長　渡辺訓章	商業
東京海上日動火災保険㈱	相談役　北沢利文	金融
東京ガス㈱	会長　広瀬道明	資源・エネルギー
東京電力ホールディングス㈱	社長　小早川智明	資源・エネルギー
㈱東京ドーム	社長ＣＯＯ　長岡勤	サービス
東京都商店街連合会	会長　桑島俊彦	商業
(一社)東京都信用金庫協会	会長　澁谷哲一	金融
東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ㈱	会長　後藤亘	情報通信
㈱東京流通センター	社長　有森鉄治	商業
東京レジャー㈱	会長　池田朝彦	サービス
東光薬品工業㈱	社長　小林洋一	工業
㈱東芝	特別顧問　綱川智	工業
東洋熱工業㈱	最高顧問　野末尚	建設・不動産
東レ㈱	社長　日覺昭廣	工業
戸田建設㈱	会長　今井雅則	建設・不動産
凸版印刷㈱	会長　金子眞吾	情報通信
㈱中村塗装店	社長　中村節雄	建設・不動産
日本製鉄㈱	社長　橋本英二	工業
日本通運㈱	社長　堀切智	交通運輸
日本郵船㈱	会長　内藤忠顕	交通運輸
日本航空㈱	会長　植木義晴	交通運輸
日本証券業協会	会長　森田敏夫	金融
㈻日本女子大学	理事長　今市涼子	サービス
㈱日本レーザー	会長　近藤宣之	貿易
㈻服部学園	常務理事　服部津貴子	サービス
東日本電信電話㈱	相談役　山村雅之	情報通信
東日本旅客鉄道㈱	副社長　伊勢勝巳	交通運輸
㈱日立製作所	取締役会長 代表執行役　東原敏昭	工業
ビリングシステム㈱	社長　江田敏彦	サービス
廣瀬ビルディング㈱	会長　廣瀬元夫	建設・不動産
㈱フォーシーズ	会長兼ＣＥＯ　淺野秀則	商業卸売
㈱フォーバル	会長　大久保秀夫	サービス
藤田観光㈱	特別顧問　中村雅俊	サービス
富士フイルムビジネスイノベーション㈱	会長　真茅久則	情報通信
㈱フジマック	社長　熊谷光治	建設・不動産

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名		所属部会
㈱ベアーズ	副社長	髙橋ゆき	サービス
本田技研工業㈱	会長	倉石誠司	工業
前田建設工業㈱	社長	前田操治	建設・不動産
㈱松久グループ	社長	神谷隆一	サービス
㈱松屋	社長	秋田正紀	商業
丸源飲料工業㈱	社長	阿部貴明	工業
㈱丸髙工業	社長	髙木一昌	建設・不動産
丸紅㈱	会長	國分文也	貿易
㈱みずほフィナンシャルグループ	特別顧問	坂井辰史	金融
三井住友海上火災保険㈱	特別顧問	江頭敏明	金融
㈱三井住友銀行	頭取ＣＥＯ	髙島誠	金融
三井物産㈱	会長	安永竜夫	貿易
三井不動産㈱	会長	岩沙弘道	建設・不動産
三井不動産レジデンシャル㈱	取締役会長	藤林清隆	建設・不動産
㈱三越伊勢丹	会長	杉江俊彦	商業
三菱ケミカル㈱	ｼﾆｱｴｸｾｸﾃｨﾌﾞｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	石塚博昭	工業
三菱商事㈱	相談役	小林健	貿易
三菱電機㈱	ｼﾆｱｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	杉山武史	工業
三菱マテリアル㈱	会長	竹内章	資源・エネルギー
㈱三菱ＵＦＪ銀行	特別顧問	小山田隆	金融
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	会長	池谷幹男	金融
㈱宮入	社長	宮入正英	商業卸売
㈱モスフードサービス	社長	中村栄輔	商業
森ビル㈱	社長	辻慎吾	建設・不動産
山崎金属産業㈱	社長	山崎洋一郎	資源・エネルギー
㈱ヤマシタ	社長	山下和洋	サービス
㈱山下ＰＭＣ	社長	丸山優子	サービス
ヤマトホールディングス㈱	特別顧問	山内雅喜	交通運輸
ライオン㈱	会長	濱逸夫	工業
㈱龍角散	社長	藤井隆太	工業
㈱ワールドケミカル	会長	森洋二	工業
渡辺パイプ㈱	会長	渡辺元	建設・不動産

③　名誉議員

（２０２３年3月３１日現在）

氏　名	企業の名称	企業上の役職
神谷一雄	松久㈱	社長
田畑日出男	いであ㈱	会長
西澤宏繁		
馬場彰		
古屋勝彦	㈱松屋	名誉相談役
渡邊順彦	㈱アテナ	会長

④　議員待遇者

（２０２３年3月３１日現在）

氏　名	企業の名称	企業上の役職
伊藤雅人	オーデリック㈱	社長
今村治輔	清水建設㈱	元会長
岡田明重	㈱三井住友銀行	名誉顧問
熊谷俊範	㈱フジマック	会長
熊谷直彦	三井物産㈱	元会長
児玉幸治	(一財)機械システム振興協会	顧問
齋藤朝子	㈱ピアチェーレ	顧問
櫻田厚	㈱モスフードサービス	会長
鈴木弘治	㈱髙島屋	会長
多田修人	NSW㈱	名誉会長
辻亨	丸紅㈱	名誉理事
中村胤夫	㈱三越伊勢丹ホールディングス	社友
根津公一	㈱東武百貨店	名誉会長
平井克彦	東レ㈱	社友
松橋功	㈱JTB	元会長
茂木友三郎	キッコーマン㈱	取締役名誉会長
山本恭人		

(5) 部会長等

（２０２３年３月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
商業部会長	杉江俊彦	㈱三越伊勢丹	会長
副部会長	髙野吉太郎	㈱新宿高野	社長
〃	桑島俊彦	東京都商店街連合会	会長
〃	小坂敬	㈱小松ストアー	社長
〃	井阪隆一	㈱セブン&アイ・ホールディングス	社長
〃	鰐渕美恵子	㈱銀座テーラーグループ	会長
商業卸売部会長	淺野秀則	㈱フォーシーズ	会長兼CEO
副部会長	宮入正英	㈱宮入	社長
〃	服部真二	セイコーグループ㈱	会長兼グループCEO兼グループCOO
〃	塩澤好久	㈱シオザワ	社長
工業部会長	小堀秀毅	旭化成㈱	会長
副部会長	日覺昭廣	東レ㈱	社長
〃	濱逸夫	ライオン㈱	会長
〃	山本学	デンカ㈱	会長
〃	橋本英二	日本製鉄㈱	社長
〃	池田靖光	SMK㈱	社長
ものづくり分科会長	池田靖光	SMK㈱	社長
ものづくり副分科会長	小林洋一	東光薬品工業㈱	社長
資源・エネルギー部会長	北村雅良	電源開発㈱	特別顧問
副部会長	竹内章	三菱マテリアル㈱	会長
〃	山崎洋一郎	山崎金属産業㈱	社長
〃	牧野明次	岩谷産業㈱	会長兼CEO
〃	矢島幹也	東京都石油業協同組合	理事長
	木藤俊一	出光興産㈱	社長
貿易部会長	安永竜夫	三井物産㈱	会長
副部会長	中村邦晴	住友商事㈱	会長
〃	小口英嚞	オーウイル㈱	会長
〃	藤本昌義	双日㈱	社長
〃	伊藤滋	マルハニチロ㈱	顧問
金融部会長	髙島誠	㈱三井住友銀行	頭取CEO
副部会長	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱	特別顧問
〃	幸本智彦	アクサ生命保険㈱	副社長
〃	澁谷哲一	（一社）東京都信用金庫協会	会長
〃	森田敏夫	日本証券業協会	会長
〃	池谷幹男	三菱UFJ信託銀行㈱	会長
〃	柳沢祥二	大東京信用組合	会長
交通運輸部会長	伊勢勝巳	東日本旅客鉄道㈱	副社長
副部会長	浅井隆	㈱浅井	社長
〃	中村公一	山九㈱	会長
〃	植木義晴	日本航空㈱	会長

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
建設・不動産 部会長	宮本洋一	清水建設㈱	会長
副部会長	廣瀬元夫	廣瀬ビルディング㈱	会長
〃	梶浦卓一	三機工業㈱	特別顧問
〃	今井雅則	戸田建設㈱	会長
〃	金指潔	東急不動産ホールディングス㈱	会長
〃	押味至一	鹿島建設㈱	会長
サービス 部会長	中山泰男	セコム㈱	会長
副部会長	滝久雄	㈱エヌケーシー	ぐるなび・ｴﾇｹｰｼｰ創業者会長
〃	服部津貴子	㈻服部学園	常務理事
〃	長岡勤	㈱東京ドーム	社長 COO
〃	五十嵐博	㈱電通グループ	社長 CEO
〃	中村雅俊	藤田観光㈱	特別顧問
情報通信 部会長	真茅久則	富士フイルムビジネスイノベーション㈱	会長
副部会長	今野由梨	ダイヤル・サービス㈱	社長
〃	後藤信夫	㈱帝国データバンク	社長
〃	後藤亘	東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ㈱	会長
〃	山村雅之	東日本電信電話㈱	相談役
〃	吉澤和弘	㈱ＮＴＴドコモ	相談役

(6) 委員長等

（２０２３年3月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
総合政策 委員長	斎藤保	㈱ＩＨＩ	相談役
共同委員長	渡辺佳英	大崎電気工業㈱	会長
〃	中村邦晴	住友商事㈱	会長
組織・会員ｻｰﾋﾞｽ向上 委員長	上條努	サッポロホールディングス㈱	特別顧問
共同委員長	髙野吉太郎	㈱新宿高野	社長
〃	池田朝彦	東京レジャー㈱	会長
〃	長岡勤	㈱東京ドーム	社長 COO
税制 委員長	阿部貴明	丸源飲料工業㈱	社長
共同委員長	郡正直	郡リース㈱	会長
〃	青山幸恭	綜合警備保障㈱	特別顧問
〃	武田健三	㈱大崎ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	社長
労働 委員長	小山田隆	㈱三菱ＵＦＪ銀行	特別顧問
共同委員長	中村公一	山九㈱	会長
〃	今井雅則	戸田建設㈱	会長
多様な人材活躍 委員長	矢口敏和	グローブシップ㈱	社長
共同委員長	梶浦卓一	三機工業㈱	特別顧問
〃	近藤宣之	㈱日本レーザー	会長
教育・人材育成 委員長	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱	特別顧問
共同委員長	今市涼子	㈻日本女子大学	理事長

役職名		氏名	企業の名称	企業上の役職
	〃	千葉　茂	㈻片柳学園	理事長
中小企業	委員長	大島　博	㈱千疋屋総本店	社長
	共同委員長	宮入正英	㈱宮入	社長
	〃	関根正裕	㈱商工組合中央金庫	社長
事業承継対策	委員長	渡辺　元	渡辺パイプ㈱	会長
	共同委員長	塩澤好久	㈱シオザワ	社長
	〃	小林　功	㈱きらぼし銀行	顧問
ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ・ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ	委員長	倉石誠司	本田技研工業㈱	会長
	共同委員長	坂井辰史	㈱みずほフィナンシャルグループ	特別顧問
	〃	田沼千秋	㈱グリーンハウス	社長
	〃	井上博貴	愛知産業㈱	社長
国際ﾋﾞｼﾞﾈｽ環境	委員長	國分文也	丸紅㈱	会長
	共同委員長	小口英嚞	オーウイル㈱	会長
	〃	鰐渕美恵子	㈱銀座テーラーグループ	会長
	〃	藤本昌義	双日㈱	社長
社会保障	委員長	中山譲治	第一三共㈱	常勤顧問
	共同委員長	藤井隆太	㈱龍角散	社長
	〃	小林洋一	東光薬品工業㈱	社長
ｴﾈﾙｷﾞｰ・環境	委員長	広瀬道明	東京ガス㈱	会長
	共同委員長	北村雅良	電源開発㈱	特別顧問
	〃	北沢利文	東京海上日動火災保険㈱	相談役
	〃	野末　尚	東洋熱工業㈱	最高顧問
商事取引・法規	委員長	細田　眞	㈱榮太樓總本鋪	社長
	共同委員長	中村栄輔	㈱モスフードサービス	社長
	〃	山崎洋一郎	山崎金属産業㈱	社長
知的財産戦略	委員長	宗像直子	東京大学公共政策大学院	教授
	共同委員長	濱　逸夫	ライオン㈱	会長
	〃	多田憲之	東映㈱	会長
首都圏問題	委員長	野本弘文	東急㈱	会長
	共同委員長	今井雅則	戸田建設㈱	会長
	〃	藤林清隆	三井不動産レジデンシャル㈱	取締役会長
		合場直人	㈱サンシャインシティ	社長
災害・ﾘｽｸ対策	委員長	山内隆司	大成建設㈱	会長
	共同委員長	後藤　清	㈱関電工	特別顧問
	〃	富永新三郎	㈱新吉	社長
	〃	青山幸恭	綜合警備保障㈱	特別顧問
ﾄﾗﾍﾞﾙﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ・ﾂｰﾘｽﾞﾑ	委員長	田川博己	㈱JTB	相談役
	共同委員長	伊勢勝巳	東日本旅客鉄道㈱	副社長
	〃	植木義晴	日本航空㈱	会長
流通・ｻｰﾋﾞｽ	委員長	宮入正英	㈱宮入	社長
	共同委員長	江田敏彦	ビリングシステム㈱	社長

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
〃	佐藤　仁	㈱東急レクリエーション	相談役
〃	秋田正紀	㈱松屋	社長
〃	山内雅喜	ヤマトホールディングス㈱	特別顧問
中小企業のデジタルシフト・DX推進　委員長	金子眞吾	凸版印刷㈱	会長
共同委員長	鈴木善久	伊藤忠商事㈱	副会長
〃	市川晃	住友林業㈱	会長
〃	吉澤和弘	㈱ＮＴＴドコモ	相談役
健康づくり・文化推進　委員長	服部津貴子	㈻服部学園	常務理事
共同委員長	幸本智彦	アクサ生命保険㈱	副社長
〃	澁谷哲一	（一社）東京都信用金庫協会	会長
中小企業のカーボンニュートラル推進特別　委員長	北沢利文	東京海上日動火災保険㈱	相談役
共同委員長	中村公一	山九㈱	会長
〃	田畑彰久	いであ㈱	社長
〃	井上博貴	愛知産業㈱	社長
東京の将来を考える懇談会　座長	中山泰男	セコム㈱	会長
共同座長	伊勢勝巳	東日本旅客鉄道㈱	副社長
〃	押味至一	鹿島建設㈱	会長

(7) 女性会長等

（２０２３年3月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	畠山笑美子	㈱アプリコット	会長
副会長	田口絢子	㈱ワン・ステップ	社長
〃	志賀律子	㈱麻布タマヤ	社長
〃	安藤邦子	安藤ビル㈲	社長
〃	倉光美也子	㈱フミヤスポーツ	社長

(8) 青年部会長等

（２０２３年3月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	井上博貴	愛知産業㈱	社長
副会長	塙英幸	東京情報システム㈱	社長
〃	木村光範	㈱トランス・ニュー・テクノロジー	社長
〃	倉田大輔	池袋さくらクリニック	院長
〃	神谷智洋	㈱三共リメイク	社長

(9) 顧問および参与

① 特別顧問

（２０２３年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
田 中 常 雅	醍醐ビル㈱社長	坂 井 辰 史	㈱みずほフィナンシャルグループ特別顧問
本 庄 八 郎	㈱伊藤園会長	杉 江 俊 彦 (部会長兼務)	㈱三越伊勢丹会長
渡 辺 佳 英	大崎電気工業㈱会長	淺 野 秀 則 (部会長兼務)	㈱フォーシーズ会長 兼 ＣＥＯ
大久保秀夫	㈱フォーバル会長	小 堀 秀 毅 (部会長兼務)	旭化成㈱会長
今 市 涼 子	㈻日本女子大学理事長	北 村 雅 良 (部会長兼務)	電源開発㈱特別顧問
中 村 邦 晴	住友商事㈱会長	安 永 竜 夫 (部会長兼務)	三井物産㈱会長
髙野吉太郎	㈱新宿高野社長	髙 島　　誠 (部会長兼務)	㈱三井住友銀行頭取ＣＥＯ
國 分 文 也	丸紅㈱会長	伊 勢 勝 巳 (部会長兼務)	東日本旅客鉄道㈱副社長
宮 入 正 英	㈱宮入社長	宮 本 洋 一 (部会長兼務)	清水建設㈱会長
北 沢 利 文	東京海上日動火災保険㈱相談役	中 山 泰 男 (部会長兼務)	セコム㈱会長
鈴 木 善 久	伊藤忠商事㈱副会長	真 茅 久 則 (部会長兼務)	富士フイルムビジネスイノベーション㈱会長

② 顧　　問

（２０２３年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
小池百合子	東京都知事	池 田 彰 孝	ＳＭＫ㈱最高顧問
十 倉 雅 和	(一社)日本経済団体連合会会長	杉 山 清 次	㈱みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
櫻 田 謙 悟	(公社)経済同友会代表幹事	福 井 威 夫	本田技研工業㈱社友
黒 田 東 彦	日本銀行総裁	鳥 原 光 憲	東京ガス㈱名誉顧問
田 中 一 穂	㈱日本政策金融公庫総裁	清 野　　智	東日本旅客鉄道㈱顧問
木 下 康 司	㈱日本政策投資銀行会長	児 玉 幸 治	(一財)機械ｼｽﾃﾑ振興協会顧問
豊 永 厚 志	(独)中小企業基盤整備機構理事長	伊 藤 一 郎	旭化成㈱相談役
佐々木伸彦	(独)日本貿易振興機構理事長	佐 々 木 隆	㈱ＪＴＢ相談役
山 本　　隆	東京信用保証協会理事長	前 田 新 造	㈱資生堂社友
望 月 晴 文	東京中小企業投資育成㈱社長	釜　　和 明	㈱ＩＨＩ特別顧問
岡 田 卓 也	イオン㈱名誉会長相談役	北 山 禎 介	㈱三井住友銀行名誉顧問
福 原 義 春	㈱資生堂名誉会長	中 村 満 義	鹿島建設㈱相談役
佐々木幹夫	三菱商事㈱元会長	伊 東 孝 紳	本田技研工業㈱社友
川 本 信 彦	本田技研工業㈱社友	垣 内 威 彦	三菱商事㈱会長
浅 地 正 一	浅地事務所代表	三 部 敏 宏	本田技研工業㈱社長
小 島 順 彦	三菱商事㈱元会長	神 谷 一 雄	松久㈱社長
上 條 清 文	東急㈱名誉顧問	中 村 利 雄	(公財)全国中小企業振興機関協会会長

③　名誉顧問

（２０２３年3月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
石 井 宏 治	㈱石井鐵工所会長	國 分 勘 兵 衛	国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ
井 上 裕 之	愛知産業㈱会長	今 野 由 梨	ダイヤル・サービス㈱社長
大 橋 洋 治	ＡＮＡホールディングス㈱相談役		

④　常任顧問

（２０２３年3月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
朝 田 照 男	丸紅㈱名誉理事	久 保 利 英 明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士
荒 井 寿 光	東京中小企業投資育成㈱特別参与	小 林 文 彦	伊藤忠商事㈱副社長ＣＡＯ
植 松　　敏		永 野　　毅	東京海上ホールディングス㈱会長
加 留 部 淳	豊田通商㈱ｼﾆｱｴｸﾞｾﾞｸﾃｨﾌﾞｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	宗 像 直 子	東京大学公共政策大学院教授

⑤　参　　与

（２０２３年3月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
(特別参与)		岡 本 宏 一	㈻日本女子大学理事・事務局長
久保田政一	(一社)日本経済団体連合会副会長・事務総長	福 原 基 文	住友商事㈱グローバル業務部 渉外担当部長
岡 野 貞 彦	(公社)経済同友会事務局長・代表理事	大 箭 朋 彦	㈱新宿高野役員室 監査役
河 津　　司	(一社)日本貿易会専務理事	重 吉 玄 徳	丸紅㈱経済研究所 企画・渉外チーム長
前 田 和 敬	(公財)日本生産性本部理事長	近藤洋一郎	㈱宮入執行役員 企画部長 兼 ﾎｰﾑﾌｧｯｼｮﾝ部長
佐 藤 哲 哉	全国中小企業団体中央会専務理事	有 田 礼 二	東京海上日動火災保険㈱常勤顧問
坂 本 雅 彦	東京都産業労働局局長	寺 澤 佳 代	伊藤忠商事㈱開発･調査部 調査･情報室長代行･国内ﾕﾆｯﾄ長
（参　与）		長谷川智彦	㈱みずほフィナンシャルグループ秘書室 参事役
二 宮 功 一	三菱商事㈱調査部 部長	渡 辺 洋 子	㈱三越伊勢丹ホールディングス総務統括部秘書・渉外部 部長
中 嶋 哲 也	㈱東芝政策渉外室 室長	吉 村 大 介	㈱フォーシーズ総務本部 上級執行役員 本部長
中 西 謙 介	日本製鉄㈱総務部 秘書室長	井 手 孝 浩	旭化成㈱秘書室長
但 馬 英 俊	東急㈱常務執行役員	森　　正 樹	電源開発㈱経営企画部 ＥＳＧ・経営調査室 室長
武 藤 修 一	㈱ＪＴＢ秘書室 政策担当秘書	旭　　俊 哉	三井物産㈱秘書室 室長
椿　　高 範	東京ガス㈱秘書部 会長秘書役	田 中 雄 介	㈱三井住友銀行管理部秘書室 秘書室長
高 橋　　淳	凸版印刷㈱秘書室 室長	吉 田　　圭	東日本旅客鉄道㈱政策調査室室長
和 田 季 也	㈱ＩＨＩ総務部 渉外グループ グループ長	藤 本　　聰	清水建設㈱産業政策渉外部 部長
土 田 泰 生	サッポロホールディングス㈱総務部 秘書室長	大 井　　新	セコム㈱秘書室 会長付担当部長 会長秘書
橋 本 建 治	㈱千疋屋総本店総務・人事部 取締役総務・人事部長	荒 木 康 晴	富士ﾌｲﾙﾑﾋﾞｼﾞﾈｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ㈱総務部長 兼 秘書室長
安 達 亜 希	大成建設㈱社長室経営企画部渉外室長	白 木 芳 憲	三菱地所㈱総務部 秘書室長
池 田 哲 也	本田技研工業㈱渉外部 担当部長	竹 内 大 樹	三和電気工業㈱ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ本部 総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ 部長
榊　　敏 明	丸源飲料工業㈱執行役員部長	須 田 信 之	㈱きらぼし銀行秘書室 秘書室長
永 田　　隆	醍醐ビル㈱社長室兼事業企画部 マネージャー	鳥 越 千 裕	㈱資生堂秘書・渉外部 部長
松 永　　聡	㈱伊藤園執行役員 秘書部長	（常任参与）	
根 本 和 郎	大崎電気工業㈱管理本部 専務執行役員 管理本部長	間 部 彰 成	一般財団法人日本ファッション協会専務理事
須 田 憲 和	㈱フォーバル執行役員 会長室長	西 尾 昇 治	

(10) 支部会長

（２０２３年３月３１日現在）

支部名	氏　　名	企業及び企業上の役職	支部名	氏　　名	企業及び企業上の役職
千代田	栃木　一夫	㈱栃木屋社長	渋　谷	佐藤　　仁	㈱東急レクリエーション相談役
中　央	細田　　眞	㈱榮太樓總本鋪社長	中　野	正村　宏人	㈱東京アスレティッククラブ社長
港	新保　雅敏	㈱ほうらいやビル社長	杉　並	和田　新也	箱根植木㈱社長
新　宿	髙野 吉太郎	㈱新宿高野社長	豊　島	渡邊　裕之	渡邊建設㈱社長
文　京	吉岡　　新	共立速記印刷㈱会長	板　橋	岩月　宏昌	イワツキ㈱社長
台　東	桑山　征洋	㈱桑山会長	練　馬	石塚　康夫	新東都テスター㈱社長
北	越野　充博	越野建設㈱社長	江　東	鈴木　健之	鈴直商事㈱社長
荒　川	富永 新三郎	㈱新吉社長	墨　田	老田　　勝	墨東化成工業㈱社長
品　川	武田　健三	㈱大崎コンピュータエンヂニアリング社長	足　立	近藤　　勝	美濃紙業㈱会長
目　黒	菅野 達之介	㈱大丸相談役	葛　飾	浅川　弘人	㈱浅川製作所会長
大　田	深尾　定男	㈱巴商会社長	江戸川	森本　勝也	東亜物流㈱社長
世田谷	大場　信秀	世田谷信用金庫会長			

３．選任および退任

(1) 役　　員

①　会頭、副会頭、監事、常議員

1)２０２２年１０月３１日までの変更

a.会頭

三　村　明　夫（日本製鉄㈱名誉会長）退任（２０２２年１０月３１日）

b.副会頭

垣　内　威　彦（三菱商事㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）

大　久　保秀夫（㈱フォーバル会長）退任（２０２２年１０月３１日）

三　部　敏　宏（本田技研工業㈱社長）退任（２０２２年１０月３１日）

c.監事

石　井　宏　治（㈱石井鐵工所社長）退任（２０２２年１０月３１日）

坂　本　　隆（㈱きらぼし銀行顧問）退任（２０２２年１０月３１日）

d.常議員

石　井　卓　爾（三和電気工業㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）

神　谷　一　雄（松久㈱社長）退任（２０２２年１０月３１日）

下　村　節　宏（三菱電機㈱シニアアドバイザー）退任（２０２２年１０月３１日）

渡　邊　順　彦（㈱アテナ会長）退任（２０２２年１０月３１日）

鈴　木　貴　士（五十鈴㈱顧問）退任（２０２２年１０月３１日）

田　畑　日出男（いであ㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）

小　松　節　子（小松ばね工業㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）

吉　髙　紳　介（デンカ㈱特別顧問）退任（２０２２年１０月３１日）

細　谷　敏　幸（㈱三越伊勢丹ホールディングス社長）退任（２０２２年１０月３１日）

櫻　田　　厚（㈱モスフードサービス会長）退任（２０２２年１０月３１日）

2)会頭、副会頭、専務理事、監事、常議員、常務理事、理事を第２３７回（臨時）議員総会（２０２２年１１月１日）にて選任。就任者はいずれも「２．組織(3)役員」に記載のとおり。

②　常務理事・理事

常務理事・理事を第７５２回常議員会（２０２２年１１月８日）にて選任。就任者はいずれも「２．組織(3)役員」に記載のとおり。

(2) 議　　員

①　１号議員（定数７６）

・議員改選に伴い、議員選挙（２０２２年１０月３日）にて以下の７６社を選任。

アクサ生命保険㈱	㈱浅井	朝日信用金庫　※	アチーブメント㈱　※
㈱アテナ	㈱アプリコット	㈱アリスマジック	いであ㈱
㈱榮太樓總本鋪	ＳＭＫ㈱	㈱エヌケービー	㈱ＮＴＴドコモ
オーウイル㈱	㈱ｵﾝﾜｰﾄﾞﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ	梶原工業㈱	㈻片柳学園
㈱桂川精螺製作所	㈱関電工	㈱きらぼし銀行	㈱銀座テーラーグループ
㈱グリーンハウス	㈱啓文社	㈱興銀不動産開発　※	光陽産業㈱
郡リース㈱	㈱小松ストアー	㈱コルノマカロニ　※	ｻｯﾎﾟﾛﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱
三機工業㈱	山九㈱	㈱ｻﾝｼｬｲﾝｼﾃｨ　※	Ｊ．フロントリテイリング㈱
㈱シオザワ	㈱新吉　※	㈱新宿高野	住友林業㈱
㈱世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ	㈱ｾﾌﾞﾝ&ｱｲ・ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ	セントラルスポーツ㈱	㈱千疋屋総本店
綜合警備保障㈱	大東京信用組合	㈱髙島屋	㈱帝国ホテル　※
電源開発㈱	東急建設㈱	東急不動産ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱	東京海上日動火災保険㈱
東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ㈱	㈱東京流通センター	東京レジャー㈱	東光薬品工業㈱
東洋熱工業㈱	㈱中村塗装店	日本航空㈱	㈻日本女子大学　※

㈱日本レーザー	㈻服部学園	ビリングシステム㈱	㈱フォーシーズ
藤田観光㈱	㈱フジマック	㈱ベアーズ	㈱松久グループ
丸源飲料工業㈱	㈱丸髙工業	三井不動産ﾚｼﾞﾃﾞﾝｼｬﾙ㈱	㈱三菱ＵＦＪ銀行
㈱モスフードサービス	森ビル㈱	山崎金属産業㈱	㈱ヤマシタ
㈱山下ＰＭＣ	ライオン㈱	㈱龍角散	㈱ワールドケミカル

（注）※を付した８社は改選に伴い新たに議員就任

②　２号議員（定数５２）

＜商業部会＞

・議員改選に伴い、商業部会（２０２２年７月２０日）にて７社を選任

イオン㈱	㈱すかいらーくホールディングス	㈱東急百貨店	㈱東京會舘
東京都商店街連合会	㈱松屋	㈱三越伊勢丹	

＜商業卸売部会＞

・議員改選に伴い、商業卸売部会（２０２２年７月２２日）にて３社を選任

国分グループ本社㈱	セイコーホールディングス㈱	㈱宮入

＜工業部会＞

・議員改選に伴い、工業部会（２０２２年７月１９日）にて１１社を選任

㈱石井鐵工所	王子ホールディングス㈱	大崎電気工業㈱	三和電気工業㈱
第一三共㈱	デンカ㈱	東レ㈱	日本製鉄㈱
㈱日立製作所	三菱ケミカル㈱	三菱電機㈱	

＜資源・エネルギー部会＞

・議員改選に伴い、資源・エネルギー部会（２０２２年７月１５日）にて１社を選任

三菱マテリアル㈱

＜貿易部会＞

・議員改選に伴い、貿易部会（２０２２年７月１９日）にて３社を選任

住友商事㈱	双日㈱	三井物産㈱

＜金融部会＞

・議員改選に伴い、金融部会（２０２２年７月２１日）にて４社を選任

日本証券業協会	㈱みずほフィナンシャルグループ	三井住友海上火災保険㈱	三菱ＵＦＪ信託銀行㈱

＜交通運輸部会＞

・議員改選に伴い、交通運輸部会（２０２２年７月２５日）にて５社を選任

ANAホールディングス㈱	日本通運㈱	日本郵船㈱	東日本旅客鉄道㈱
ヤマトホールディングス㈱			

＜建設・不動産部会＞

・議員改選に伴い、建設・不動産部会（２０２２年７月２０日）にて６社を選任

清水建設㈱	大成建設㈱	戸田建設㈱	廣瀬ビルディング㈱
前田建設工業㈱	渡辺パイプ㈱		

＜サービス部会＞

・議員改選に伴い、サービス部会（２０２２年７月２５日）にて７社を選任

グローブシップ㈱	松竹㈱	セコム㈱	㈱電通グループ
東映㈱	㈱東京ドーム	㈱フォーバル	

＜情報通信部会＞

・議員改選に伴い、情報通信部会（２０２２年７月１５日）にて５社を選任

大日本印刷㈱　　ダイヤル・サービス㈱　　㈱帝国データバンク　　凸版印刷㈱
富士ﾌｲﾙﾑﾋﾞｼﾞﾈｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ㈱

③　３号議員（定数２２）

・議員改選に伴い、第７２０回常議員会（２０２２年７月２８日）にて２２社を選任

㈱ＩＨＩ	愛知産業㈱	旭化成㈱	㈱伊藤園
伊藤忠商事㈱	鹿島建設㈱	㈱ＪＴＢ	㈱資生堂
㈱商工組合中央金庫	ソニーグループ㈱	醍醐ビル㈱	東急㈱
東京ガス㈱	東京電力ホールディングス㈱	(一社)東京都信用金庫協会	㈱東芝
東日本電信電話㈱	本田技研工業㈱	丸紅㈱	㈱三井住友銀行
三井不動産㈱	三菱商事㈱		

④　議員の職務を行う代表者の変更について

1)２０２２年１０月３１日までの変更

旭化成㈱（２０２２年４月１日付）

（新）会　　長　小堀秀毅　　（旧）名誉会長　伊藤一郎

王子ホールディングス㈱（２０２２年４月１日付）

（新）会　　長　賀来正年　　（旧）会　　長　矢嶋　　進

㈱電通グループ（２０２２年４月１日付）

（新）社長執行役員CEO　五十嵐　　博　　（旧）顧　　問　石井　　直

医療法人社団友和会　太陽歯科衛生士専門学校（２０２２年５月２５日付）

（新）理事長　櫻井弘乃　　（旧）理事長　櫻井善忠

富士フイルムビジネスイノベーション㈱（２０２２年６月２４日付）

（新）会　　長　真茅久則　　（旧）取締役　玉井光一

㈱東京流通センター（２０２２年６月２４日付）

（新）社　　長　有森鉄治　　（旧）社　　長　小野真路

2)議員改選に伴い、以下の１８社が議員の職務を行う者を変更（２０２２年１１月１日）

㈱アテナ	（新）	社長	渡辺剛彦	（旧）	会長	渡邊順彦
いであ㈱	（新）	社長	田畑彰久	（旧）	会長	田畑日出男
伊藤忠商事㈱	（新）	副会長	鈴木善久	（旧）	名誉理事	小林栄三
㈱ＮＴＴドコモ	（新）	相談役	吉澤和弘	（旧）	相談役	加藤　薫
㈱きらぼし銀行	（新）	顧問	小林　功	（旧）	顧問	坂本　隆
住友商事㈱	（新）	会長	中村邦晴	（旧）	特別顧問	岡　素之
住友林業㈱	（新）	会長	市川　晃	（旧）	最高顧問	矢野　龍
㈱髙島屋	（新）	社長	村田善郎	（旧）	会長	鈴木弘治
デンカ㈱	（新）	会長	山本　学	（旧）	特別顧問	吉髙紳介
日本製鉄㈱	（新）	社長	橋本英二	（旧）	名誉会長	三村明夫
本田技研工業㈱	（新）	会長	倉石誠司	（旧）	社長	三部敏宏
㈱松久グループ	（新）	社長	神谷隆一	（旧）	社長	神谷一雄
丸紅㈱	（新）	会長	國分文也	（旧）	名誉理事	朝田照男
㈱みずほフィナンシャルグループ	（新）	特別顧問	坂井辰史	（旧）	名誉顧問	塚本隆史
三菱商事㈱	（新）	相談役	小林　健	（旧）	会長	垣内威彦
三菱電機㈱	（新）	ｼﾆｱｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	杉山武史	（旧）	ｼﾆｱｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	下村節宏
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	（新）	会長	池谷幹男	（旧）	特別顧問	若林辰雄
㈱モスフードサービス	（新）	社長	中村栄輔	（旧）	会長	櫻田　厚

3)２０２２年１１月１日以降の変更

日本通運㈱　（２０２３年１月１日付）

（新）社　　長　堀切　　智　　（旧）社　　長　齋藤　　充

㈱山下ＰＭＣ（２０２３年２月１日付）

（新）社　　長　丸 山 優 子　　（旧） 会　　長　川 原 秀 仁

⑤ 名誉議員

1)改選に伴い、第２３７回（臨時）議員総会（２０２２年１１月１日）にて名誉顧問を委嘱。就任者は「２．組織(4)議員」に記載のとおり。

2)２０２２年１１月１日以降の変更

飯　田　　亮（セコム㈱創業者・顧問）退任（２０２２年1月７日ご逝去）

⑥ 議員待遇者

1)改選に伴い、第２３７回（臨時）議員総会（２０２２年１１月１日）にて議員待遇者を委嘱。就任者は「２．組織(4)議員」に記載のとおり。

(3) 部会長等

1)２０２２年１０月３１日までの変更

＜資源・エネルギー部会＞

杉　森　　務（ＥＮＥＯＳホールディングス㈱会長）副部会長退任（２０２２年８月１２日）

木　藤　俊　一（出光興産㈱社長）副部会長就任（２０２２年9月２９日）

＜金融部会＞

髙　島　　誠（㈱三井住友銀行頭取ＣＥＯ）部会長就任（２０２２年５月２０日）

＜情報通信部会＞

玉　井　光　一（富士フイルムビジネスイノベーション㈱取締役）部会長退任（２０２２年6月２４日）

真　茅　久　則（富士フイルムビジネスイノベーション㈱会長）部会長就任（２０２２年7月１５日）

2)議員改選に伴う変更

＜商業部会＞

・議員改選に伴い、商業部会（２０２２年１０月２１日）にて正副部会長を選任。

＜商業卸売部会＞

・議員改選に伴い、商業卸売部会（２０２２年１０月１８日）にて正副部会長を選任。

＜工業部会＞

・議員改選に伴い、工業部会（２０２２年１０月１７日）にて正副部会長を選任。

＜資源・エネルギー部会＞

・議員改選に伴い、資源・エネルギー部会（２０２２年１０月１４日）にて正副部会長を選任。

＜貿易部会＞

・議員改選に伴い、貿易部会（２０２２年１０月２４日）にて正副部会長を選任。

＜金融部会＞

・議員改選に伴い、金融部会（２０２２年１０月１９日）にて正副部会長を選任。

＜交通運輸部会＞

・議員改選に伴い、交通運輸部会（２０２２年１０月１９日）にて正副部会長を選任。

＜建設・不動産部会＞

・議員改選に伴い、建設・不動産部会（２０２２年１０月２４日）にて正副部会長を選任。

＜サービス部会＞

・議員改選に伴い、サービス部会（２０２２年１０月１４日）にて正副部会長を選任。

＜情報通信部会＞

・議員改選に伴い、情報通信部会（２０２２年１０月２６日）にて正副部会長を選任。

3)２０２２年１１月１日以降の就任者はいずれも「２．組織(5)部会長等」に記載のとおり。

⑷ 委員長等

① 常設委員会

＜総合政策委員会＞

小　林　栄　三（伊藤忠商事㈱名誉理事）委員長退任（２０２２年１０月３１日）

渡　辺　佳　英（大崎電気工業㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

＜組織委員会＞

斎　藤　　保（㈱ＩＨＩ相談役）委員長退任（２０２２年１０月３１日）

池　田　朝　彦（東京レジャー㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

鈴　木　貴　士（五十鈴㈱顧問）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

＜事業・会員サービス向上委員会＞

淺　野　秀　則（㈱フォーシーズ会長兼ＣＥＯ）委員長退任（２０２２年１０月３１日）

髙　野　吉太郎（㈱新宿高野社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

長　岡　　勤（㈱東京ドーム社長ＣＯＯ）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

池　田　朝　彦（東京レジャー㈱会長）顧問退任（２０２２年１０月３１日）

田　畑　日出男（いであ㈱会長）顧問退任（２０２２年１０月３１日）

櫻　田　　厚（㈱モスフードサービス会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）

＜税制委員会＞

田　中　常　雅（醍醐ビル㈱社長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）

阿　部　貴　明（丸源飲料工業㈱社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

郡　　正　直（郡リース㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

井　上　裕　之（愛知産業㈱会長）顧問退任（２０２２年１０月３１日）

大　山　忠　一（光陽産業㈱会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）

梶　原　德　二（梶原工業㈱会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）

阿　部　友太郎（㈱アベコー社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）

武　田　健　三（㈱大崎コンピュータエンヂニアリング社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）

＜労働委員会＞

塚　本　隆　史（㈱みずほフィナンシャルグループ名誉顧問）委員長退任（２０２２年１０月３１日）

青　山　幸　恭（綜合警備保障㈱特別顧問）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

中　村　公　一（山九㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

伊　藤　一　郎（旭化成㈱相談役）顧問退任（２０２２年１０月３１日）

矢　口　敏　和（グローブシップ㈱社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）

江　頭　敏　明（三井住友海上火災保険㈱特別顧問）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）

＜多様な人材活躍委員会＞

上　條　　努（サッポロホールディングス㈱特別顧問）委員長退任（２０２２年１０月３１日）

梶　浦　卓　一（三機工業㈱特別顧問）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

小山田　　隆（㈱三菱ＵＦＪ銀行特別顧問）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

近　藤　宣　之（㈱日本レーザー会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

前　田　新　造（㈱資生堂社友）顧問退任（２０２２年１０月３１日）

市　瀬　優　子（美和商事㈱社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）

＜教育・人材育成委員会＞

矢　口　敏　和（グローブシップ㈱社長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）

今　井　雅　則（戸田建設㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

小　松　節　子（小松ばね工業㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）

伊　藤　一　郎（旭化成㈱相談役）顧問退任（２０２２年１０月３１日）

千　葉　　茂（学校法人片柳学園理事長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）

＜中小企業委員会＞

大久保　秀　夫（㈱フォーバル会長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）

宮　入　正　英（㈱宮入社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
関　根　正　裕（㈱商工組合中央金庫社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
井　上　裕　之（愛知産業㈱会長）顧問退任（２０２２年１０月３１日）
大　山　忠　一（光陽産業㈱会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
髙　内　恒　行（豊玉タクシー㈱会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜事業承継対策委員会＞
宮　入　正　英（㈱宮入社長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
塩　澤　好　久（㈱シオザワ社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
坂　本　　隆（㈱きらぼし銀行顧問）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
井　上　裕　之（愛知産業㈱会長）顧問退任（２０２２年１０月３１日）
石　井　卓　爾（三和電気工業㈱会長）顧問退任（２０２２年１０月３１日）
＜国際経済委員会＞
朝　田　照　男（丸紅㈱常任顧問）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
小　口　英　嚴（オーウイル㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
鰐　渕　美惠子（㈱銀座テーラーグループ会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
藤　本　昌　義（双日㈱社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
信　谷　和　重（(独)立行政法人日本貿易振興機構副理事長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜社会保障委員会＞
江　頭　敏　明（三井住友海上火災保険㈱特別顧問）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
藤　井　隆　太（㈱龍角散社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
細　田　　眞（㈱榮太樓總本鋪社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
中　山　譲　治（第一三共㈱常勤顧問）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜エネルギー・環境委員会＞
広　瀬　道　明（東京ガス㈱会長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
北　村　雅　良（電源開発㈱特別顧問）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
野　末　　尚（東洋熱工業㈱最高顧問）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
田　畑　日出男（いであ㈱会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
宮　本　洋　一（清水建設㈱会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜経済法規委員会＞
渡　辺　　元（渡辺パイプ㈱会長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
大　山　忠　一（光陽産業㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
細　田　　眞（㈱榮太樓總本鋪社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
本　多　保　隆（㈱アリスマジック社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
久保利　英　明（日比谷パーク法律事務所代表弁護士）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜知的財産戦略委員会＞
荒　井　寿　光（東京中小企業投資育成㈱特別参与）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
濱　　逸　夫（ライオン㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
梶　原　徳　二（梶原工業㈱会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
森　　洋　二（㈱ワールドケミカル会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜首都圏問題委員会＞
野　本　弘　文（東急㈱会長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
今　井　雅　則（戸田建設㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
藤　林　清　隆（三井不動産レジデンシャル㈱取締役会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
大　橋　洋　治（ＡＮＡホールディングス㈱相談役）顧問退任（２０２２年１０月３１日）
伊　藤　一　郎（旭化成㈱相談役）顧問退任（２０２２年１０月３１日）
梶　浦　卓　一（三機工業㈱特別顧問）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
宮　﨑　親　男（㈱世界貿易センタービルディング社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）

＜災害対策委員会＞
小　野　真　路（㈱東京流通センター社長）副委員長退任（２０２２年6月２４日）
中　山　泰　男（セコム㈱会長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
田　畑　日出男（いであ㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
後　藤　　清（㈱関電工特別顧問）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
今　井　雅　則（戸田建設㈱会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
小　野　真　路（㈱東京流通センター社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
北　沢　利　文（東京海上日動火災保険㈱相談役）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜観光委員会＞
田　川　博　己（㈱ＪＴＢ相談役）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
植　木　義　晴（日本航空㈱会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
伊　勢　勝　巳（東日本旅客鉄道㈱副社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
後　藤　　亘（東京メトロポリタンテレビジョン㈱会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
桑　島　俊　彦（東京都商店街連合会会長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜ものづくり推進委員会＞
三　部　敏　宏（本田技研工業㈱社長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
森　　洋　二（㈱ワールドケミカル会長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
飯　野　光　彦（東洋ドライルーブ㈱代表取締役社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜流通・サービス委員会＞
大　島　　博（㈱千疋屋総本店社長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
江　田　敏　彦（ビリングシステム㈱社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
鈴　木　貴　士（五十鈴㈱顧問）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
佐　藤　　仁（㈱東急レクリエーション相談役）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜中小企業のデジタルシフト推進委員会＞
金　子　眞　吾（凸版印刷㈱会長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
下　村　節　宏（三菱電機㈱シニアアドバイザー）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
北　沢　利　文（東京海上日動火災保険㈱相談役）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
中　村　節　雄（㈱中村塗装店社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
小山田　　隆（㈱三菱ＵＦＪ銀行特別顧問）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
＜健康づくり・スポーツ振興委員会＞
櫻　田　　厚（㈱モスフードサービス会長）委員長退任（２０２２年１０月３１日）
幸　本　智　彦（アクサ生命保険㈱副社長）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
服　部　津貴子（(学) 服部学園常務理事）共同委員長退任（２０２２年１０月３１日）
後　藤　忠　治（セントラルスポーツ㈱会長）顧問退任（２０２２年１０月３１日）
田　沼　千　秋（㈱グリーンハウス社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
藤　井　隆　太（㈱龍角散社長）副委員長退任（２０２２年１０月３１日）
2)改選に伴い、第７５２回常議員会（２０２２年１１月８日）にて各委員会の委員長・共同委員長を委嘱。
　就任者は「２．組織(6)委員長等」に記載のとおり。

②　懇談会
＜東京の将来を考える懇談会＞
北　沢　利　文（東京海上日動火災保険㈱相談役）座長退任（２０２２年１０月３１日）
伊　勢　勝　巳（東日本旅客鉄道㈱副社長）共同座長退任（２０２２年１０月３１日）
2)改選に伴い、第７５２回常議員会（２０２２年１１月８日）にて座長・共同座長を委嘱。
　就任者は「２．組織(6)委員長等」に記載のとおり。

(5) 女　性　会

改選に伴い、総会において選任された理事の中から、理事会（２０２２年１０月１１日）において、会長および副会長を選任。就任者は、「２．組織(7)女性会長等」に記載のとおり。

(6) 顧問および参与

①　特別顧問

1)２０２２年１０月３１日までの変更

髙　島　　誠（㈱三井住友銀行頭取）就任（２０２２年6月９日第２３３回(臨時)議員総会）
小　林　　健（三菱商事㈱相談役）就任（２０２２年6月９日第２３３回(臨時)議員総会）
真　茅　久　則（富士フイルムビジネスイノベーション㈱相談役）就任（2022年7月28日第234回(通常)議員総会）
井　上　裕　之（愛知産業㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）
石　井　卓　爾（三和電気工業㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）
神　谷　一　雄（松久㈱社長）退任（２０２２年１０月３１日）
今　野　由　梨（ダイヤル・サービス㈱社長・ＣＥＯ）退任（２０２２年１０月３１日）
矢　野　　龍（住友林業㈱最高顧問）退任（２０２２年１０月３１日）
小　林　栄　三（伊藤忠商事㈱名誉理事）退任（２０２２年１０月３１日）
朝　田　照　男（丸紅㈱名誉理事）退任（２０２２年１０月３１日）
岡　　素　之（住友商事㈱特別顧問）退任（２０２２年１０月３１日）
塚　本　隆　史（みずほフィナンシャルグループ名誉顧問）退任（２０２２年１０月３１日）
小　林　　健（三菱商事㈱相談役）退任（２０２２年１０月３１日）
國　分　勘兵衛（国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ）退任（２０２２年１０月３１日）
下　村　節　宏（三菱電機㈱シニアアドバイザー）退任（２０２２年１０月３１日）
大　橋　洋　治（ＡＮＡホールディングス㈱相談役）退任（２０２２年１０月３１日）

2)改選に伴い、第２３７回（臨時）議員総会（２０２２年１１月１日）にて特別顧問を委嘱。就任者は「２．組織(9)顧問および参与等」に記載のとおり。

②　顧　　問

1)２０２２年１０月３１日までの変更

吉　野　浩　行（本田技研工業株式会社社友）退任（２０２２年4月１２日ご逝去）
安　藤　立　美（東京信用保証協会理事長）退任（２０２２年6月９日）
山　本　　隆（東京信用保証協会理事長）就任（２０２２年6月９日第２３３回(臨時)議員総会）
宮　村　眞　平（三井金属鉱業株式会社元社長）退任（２０２２年6月１４日ご逝去）
片　桐　　裕退任（２０２２年１０月３１日）

2)改選に伴い、第７５２回常議員会（２０２２年１１月８日）にて顧問を委嘱。就任者は「２．組織(9)顧問および参与」に記載のとおり。

③　名誉顧問

1)改選に伴い、第７５２回常議員会（２０２２年１１月８日）にて名誉顧問を委嘱。就任者は「２．組織(9)顧問および参与」に記載のとおり。

④　常任顧問

1)２０２２年１０月３１日までの変更

市　川　　晃（住友林業㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）
鈴　木　善　久（伊藤忠商事㈱副会長）退任（２０２２年１０月３１日）

2)改選に伴い、第７５２回常議員会（２０２２年１１月８日）にて常任顧問を委嘱。就任者は「２．組織(9)顧問および参与」に記載のとおり。

3)２０２２年１１月１日以降の変更

朝　田　照　男（丸紅㈱名誉理事）退任（２０２３年3月９日第７５６回常議員会）
寺　川　　彰（丸紅㈱副社長）就任（２０２３年3月９日第７５６回常議員会）

⑤ 特別参与

1)改選に伴い、第７５２回常議員会（２０２２年１１月８日）にて特別参与を委嘱。就任者は「２．組織(9)顧問および参与」に記載のとおり。

⑥ 参　与

1)２０２２年１０月３１日までの変更
濱　田　秀　樹（ＡＮＡホールディングス㈱秘書部長 ）退任（２０２２年4月１３日）
辻　村　貴　之(ＡＮＡホールディングス㈱秘書部　担当部長)就任（２０２２年4月１４日第７４５回常議員会）
加　藤　宗　泰（三菱地所㈱総務部 秘書室長 ）退任（２０２２年4月１３日）
白　木　芳　憲（三菱地所㈱総務部秘書室長）就任（２０２２年4月１４日第７４５回常議員会）
高　木　勝　徳（㈱三越伊勢丹ホールディングス秘書室・室長）退任（２０２２年4月１３日）
渡　辺　洋　子(㈱三越伊勢丹ホールディングス総務統括部 秘書･渉外部長)就任（2022年4月14日第745回常議員会）
今　野　譲　司（ダイヤル・サービス㈱経営企画・新規事業担当・フェロー）退任（２０２２年5月１２日）
吉　田　圭一郎（ダイヤル・サービス㈱秘書室長）就任（２０２２年5月１３日第７４６回常議員会）
堀　口　政　浩（東映㈱執行役員 経営戦略部長）退任（２０２２年6月３０日）
有　田　進之介（日本製鉄㈱総務部広報センター所長）退任（２０２２年１０月３１日）
篠　原　徹　也（三菱商事㈱執行役員　地域戦略部長）退任（２０２２年１０月３１日）
井　原　直　明（愛知産業㈱監査役）退任（２０２２年１０月３１日）
神　谷　隆　一（松久㈱執行役員）退任（２０２２年１０月３１日）
吉　田　圭一郎（ダイヤル・サービス㈱秘書室長）退任（２０２２年１０月３１日）
水　野　　隆（住友林業㈱秘書室長）退任（２０２２年１０月３１日）
岡　村　宏　隆（国分グループ本社㈱社長室参与）退任（２０２２年１０月３１日）
吉　田　謙　信（三菱電機㈱総務部長）退任（２０２２年１０月３１日）
久　保　田百年（電源開発㈱経営企画部　経営調査室長）退任（２０２２年１０月３１日）
辻　村　貴　之（ＡＮＡホールディングス㈱秘書部　担当部長）退任（２０２２年１０月３１日）
角　島　義　之（㈱石井鐵工所取締役・常勤監査等委員）退任（２０２２年１０月３１日）
田　代　裕　美（㈱資生堂秘書・渉外部長）退任（２０２２年１０月３１日）
新　妻　　充（鹿島建設㈱執行役員 総務管理本部副本部長）退任（２０２２年１０月３１日）

2) 改選に伴い、第７５２回常議員会（２０２２年１１月８日）にて常任顧問を委嘱。就任者は「２．組織(9)顧問および参与」に記載のとおり。

3)２０２２年１１月１日以降の変更
田　代　裕　美（㈱資生堂秘書渉外部部長）退任（２０２２年1月１２日）
鳥　越　千　裕（㈱資生堂秘書・渉外部部長）就任（２０２２年1月１３日第７５４回常議員会）
下　中　佑一朗（三和電気工業㈱コーポレート本部 総務グループ 部長）退任（２０２３年2月９日）
竹　内　大　樹（三和電気工業㈱コーポレート本部 総務グループ 部長）就任（2023年2月10日第755回常議員会）

⑦ 常任参与

1)改選に伴い、第７５２回常議員会（２０２２年１１月８日）にて常任参与を委嘱。就任者は「２．組織(9)顧問および参与」に記載のとおり。

2)２０２２年１１月１日以降の変更
西　尾　昇　治（東京商工会議所常任参与）退任（２０２３年3月３１日）

(7) 支　部　会　長

就任者は「２．組織(10)支部会長」に記載のとおり。

1)２０２２年１０月３１日までの変更

大　谷　信　義（松竹㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）

池　田　朝　彦（東京レジャー㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）

相　馬　熊　郎（㈱手塚興業社社長）退任（２０２２年１０月３１日）

麻　沼　雅　海（アサヌマコーポレーション㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）

髙　内　恒　行（豊玉タクシー㈱会長）退任（２０２２年１０月３１日）

※改選に伴い、第２３４回（通常）議員総会（２０２２年7月２８日）にて支部会長を委嘱。

2)２０２３年2月２４日の変更

阿　部　貴　明（丸源飲料工業㈱社長）退任（２０２３年2月２４日）

※第２３９回（通常）議員総会（２０２３年2月２４日）にて支部会長を委嘱。

(8) 議　員　選　挙

① 選挙施行日　　２０２２年１０月６日

② 選挙人数（確定）８７，８８４人（会員：７７，２１３人、特定商工業者：１０，６７１人）

③ 選挙権票数（確定）５００，７５３票（会員：４９０，０８２票、特定商工業者：１０，６７１票）

④ 立候補者数（確定）７８人

⑤ 投票社数２８，９２９人（会員：２６，２３４人、特定商工業者：２，６９３人）

⑥ 投票総票数２２０，９０６票（投票率４４．１％）

⑦ 有効投票数２２０，９０２票

⑧ 無効投票数　４票

＜内訳＞　　白票　４票

⑨ 規定得票数　４８４票

⑩ 選挙管理委員および立会人

選挙管理委員長　　石　田　　徹（専務理事）

選挙管理委員および立会人

牧　野　光　洋	牧野電設工業㈱	会　長	（杉並支部　副会長）
菅　野　達之介	㈱大丸	相談役	（目黒支部　副会長）
小　菅　崇　行	小菅㈱	会　長	（墨田支部　副会長）
伊　藤　治　光	ヤオキン商事㈱	社　長	（足立支部　副会長）
財　津　澄　子	㈱京王興産	会　長	（女性会　副会長）
木　原　一　雄	キハラ㈱	社　長	（青年部　副会長）

⑪ 当選者（定数７６人）

1	朝日信用金庫	13,114	41	オーウイル株式会社	1,936
2	株式会社三菱ＵＦＪ銀行	11,690	42	電源開発株式会社	1,923
3	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	9,495	43	郡リース株式会社	1,892
4	東京海上日動火災保険株式会社	6,218	44	光陽産業株式会社	1,869
5	アクサ生命保険株式会社	6,175	45	株式会社啓文社	1,847
6	株式会社関電工	5,755	46	株式会社フォーシーズ	1,824
7	東急不動産ホールディングス株式会社	5,065	47	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	1,801
8	株式会社浅井	4,924	48	株式会社アテナ	1,773
9	いであ株式会社	4,512	49	株式会社オンワードホールディングス	1,744
10	東急建設株式会社	4,438	50	東洋熱工業株式会社	1,695
11	株式会社髙島屋	4,306	51	学校法人片柳学園	1,689

12	森ビル株式会社	4,282	52	株式会社東京流通センター	1,682
13	株式会社新宿高野	4,085	53	株式会社世界貿易センタービルディング	1,645
14	丸源飲料工業株式会社	3,917	54	梶原工業株式会社	1,606
15	サッポロホールディングス株式会社	3,824	55	株式会社榮太樓總本鋪	1,598
16	三井不動産レジデンシャル株式会社	3,592	56	藤田観光株式会社	1,566
17	綜合警備保障株式会社	3,582	57	株式会社フジマック	1,537
18	日本航空株式会社	3,554	58	株式会社サンシャインシティ	1,504
19	株式会社帝国ホテル	3,553	59	学校法人日本女子大学	1,504
20	大東京信用組合	3,494	60	学校法人服部学園	1,467
21	株式会社きらぼし銀行	3,475	61	株式会社山下ＰＭＣ	1,457
22	株式会社ＮＴＴドコモ	3,361	62	アチーブメント株式会社	1,362
23	株式会社コルノマカロニ	3,344	63	株式会社銀座テーラーグループ	1,357
24	住友林業株式会社	3,230	64	株式会社中村塗装店	1,348
25	株式会社龍角散	3,203	65	株式会社松久グループ	1,324
26	株式会社千疋屋総本店	3,191	66	株式会社ヤマシタ	1,284
27	三機工業株式会社	3,101	67	株式会社ベアーズ	1,266
28	株式会社興銀不動産開発	3,071	68	株式会社小松ストアー	1,246
29	株式会社新吉	3,066	69	株式会社シオザワ	1,231
30	株式会社エヌケービー	3,011	70	株式会社アプリコット	1,211
31	ＳＭＫ株式会社	2,903	71	株式会社桂川精螺製作所	1,169
32	セントラルスポーツ株式会社	2,747	72	株式会社日本レーザー	1,103
33	東光薬品工業株式会社	2,477	73	株式会社丸髙工業	996
34	Ｊ．フロントリテイリング株式会社	2,432	74	株式会社アリスマジック	993
35	山九株式会社	2,408	75	ビリングシステム株式会社	974
36	東京レジャー株式会社	2,297	76	株式会社ワールドケミカル	967
37	株式会社グリーンハウス	2,238	（次点）		
38	ライオン株式会社	2,215	77	東通産業株式会社	913
39	株式会社モスフードサービス	2,201	78	株式会社ＩＡＣ	864
40	山崎金属産業株式会社	2,189			

４．事　務　局

(1) 機　　構

総務統括部	総務課……	機密及び秘書事務、部間の総合調整、危機管理、定款・その他諸規則、印章の保管、文書の収受、議員総会・常議員会等会議、官公署等との連絡、儀礼及び慶弔、その他、他の所掌に属さない事務に関すること
	組織連携担当…	関東商工会議所連合会及び東京都商工会議所連合会業務、女性会、青年部、その他組織連携に関すること
	支部運営担当…	支部活動の全般的支援、支部役員並びに支部事務局との連絡調整、支部組織の研究、その他支部に関すること
	組織運営課……	組織強化、議員選挙、コンプライアンスの推進、会員増強推進及び退会防止に関する企画立案、中・長期の組織運営計画の立案、会費及び負担金の徴収、契約の締結及び管理、その他組織運営・会員増強に関すること
	事業推進担当…	事業・サービスの顧客満足度の向上に資する全所的対策の推進、事業の効率的推進及び再構築、新規サービス事業の開発、その他事業・サービスの推進に関すること
	人事課……	人事管理、給与、労務、福利厚生、教育及び研修、その他能力開発ならびに人事一般に関すること
財務部	財務課……	予算の作成・執行管理、決算、会費及び負担金の収納、事業収入その他収入の収納、経費等の支払事務、小規模企業対策特別会計の経理、その他経理一般に関すること
	財政担当……	財務体質強化に係る計画の立案、収支の執行管理、その他財政に関すること
オフィス環境部	オフィス管理担当…	本所に所属する土地・建物及び施設の管理、本所ビルの設備の運転保守、貸室・貸会議室の運用、ビル内外の警備及びそれに伴う諸業務、什器備品の購入・保管及び処分、その他本所所有の財産の管理に関すること
	情報システム担当…	会員データベースの管理、所内イントラネットの管理・運用、事務局の事務合理化及びＯＡ化の推進、その他所内の情報管理に関すること
広報部	広報担当……	広報、公聴、企業広報及び文化問題に関する調査研究及び企画、その他広報一般に関すること
	編集担当……	機関紙の刊行に関すること
	見える化推進担当…	ホームページ・メールマガジンの運営、ＰＲ資料の刊行、ロゴ・商標の管理及び使用、その他ＰＲ一般に関すること
	経済資料センター…	経済関係図書資料等の収集及び相談、専門図書館協議会、その他経済関係資料に関すること
国際部	国際政策担当……	国際経済政策に関する調査研究及び企画、海外経済事情の調査研究、その他国際関係一般に関すること
	国際経済担当……	当該諸国との定期的会合による経済交流の推進、経済ミッションの派遣及び受入れ、その他特定地域との国際関係に関すること
企画調査部	総合政策・教育担当…	総合的な政策の企画立案及び調査、特命事項、教育に関する調査研究及び企画、その他調査・教育一般に関すること
	社会保障担当……	社会保障に関する調査研究及び企画、その他社会保障一般に関すること
産業政策第一部	産業経済担当……	経済政策及び経済法規・コンプライアンスに関する調査研究及び企画、その他産業経済施策一般に関すること
	税制担当……	税制に関する調査研究及び企画、その他税制一般に関すること
産業政策第二部	労働担当……	労働に関する調査研究及び企画、多様な人材活躍に関する調査研究及び企画、その他労働一般に関すること
	環境・エネルギー担当…	環境・エネルギー政策に関する調査研究および企画、その他環境・エネルギー一般に関すること
地域振興部	都市政策担当……	交通運輸政策、建設・不動産業振興施策、首都圏対策及び都市問題、震災対策・災害対策、その他都市政策一般に関すること
	観光・流通サービス担当…	商業振興施策、流通対策、サービス業振興施策、観光施策に関する調査研究及び企画、その他観光、流通サービス、まちづくり一般に関すること

中小企業部	中小企業振興担当…	中小企業の経営状況に関する実態調査、下請関係の改善適正化に関する調査研究及び企画、金融制度及び企業金融に関する調査研究及び企画、中堅・中小企業の経営革新や新たな経営課題への対応に関する調査研究及び企画、事業承継対策に関する調査研究及び企画、その他中小企業の振興施策や経営一般に関すること
	ものづくり担当……	工業振興施策、産学連携及び「ものづくり」に関する調査研究及び企画、その他「ものづくり」施策に関すること
	調査・統計担当……	調査の分析および企画、産業経済一般の調査・統計の分析、その他調査・統計一般に関すること
	IT 活用推進担当…	中小企業の生産性向上を目的とした IT 活用推進に関する調査研究及び企画、その他中小企業の生産性向上・IT 活用推進一般に関すること
中小企業相談部	中小企業相談センター業務推進担当	経営改善普及事業に係る調査研究及び企画、連絡調整、諸記録及び諸報告、ＰＲ資料及び資料の刊行に関すること
	経営相談担当	商工業に関する相談・指導・紹介・斡旋、記帳指導・相談、倒産防止特別事業、再生、創業、M&Ａ支援、商事紛争の仲裁及び解決、信用調査、取引情報の提供、後援、協賛に関すること
	金融対策担当	小企業等経営改善資金融資の指導・認定、中小企業倒産防止共済制度等共済事業、その他金融相談に関すること
	海外展開支援担当	海外展開に関する相談、海外展開支援業務に関すること
	浅草分室 ビジネスサポートデスク（東京東） ビジネスサポートデスク（東京西） ビジネスサポートデスク（東京南） ビジネスサポートデスク（東京北）	商工業に関する窓口及び文書による相談及び指導、その他相談・創業関連業務に関すること
人材･能力開発部	人材支援センター…	人材の確保・就労支援、人材移動の円滑化支援、人材情報の提供、その他人材・雇用情報に関すること
	研修センター……	経営者及び従業員の教育及び研修、経営改善普及事業に係る講習会及び講演会等に関すること
検定事業部	検定センター……	各種技能検定及び資格試験、技能向上のための講習会等の開催及び助成、商工実務及び技術の振興、その他検定事業一般に関すること
ビジネス交流部	ビジネス交流センター…	会員間のビジネス交流事業の企画立案及び運営実施、展示会出展支援、その他ビジネス交流に関すること
	会員交流センター…	会員間の親睦交流事業の企画立案及び運営実施、議員及び会員の親交並びに相互の啓発向上、健康づくり・スポーツ振興、その他会員交流一般に関すること
共済･証明事業部	共済センター……	共済事業の実施及び運営に関すること
	福利厚生支援センター…	ＣＬＵＢ　ＣＣＩの運営及び普及促進、会員事業所の福利厚生に関すること
	証明センター……	貿易関係証明、商工業に関する証明の発給に関すること
支部事務局	２３支部……	区内商工業の振興に関すること、経営改善普及事業の実施に関すること 千代田・中央・港・新宿・文京・台東・北・荒川・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川

(2) 事務局員

２０２３年3月３１日現在における事務局員５０８名

常務理事	小林　治彦
理事・事務局長	湊元　良明
理　　事	山下　　健
常任参与	西尾　昇治
常任参与	間部　彰成

①　本　　部

会頭秘書役	髙尾　　斉

総務統括部

部　長	染谷　政克
副部長	佐藤幸太郎
副部長	進藤　　創
総務課長	山本　泰之
課長補佐	佐藤　弘太
総務課組織連携担当課長	兼崎　志郎
総務課支部運営担当課長	水村　裕一
組織運営課長	碓井　秀直
組織運営課事業推進担当課長	(碓井　秀直)
主任調査役	助川　宜寛
調査役	岡田　憲明
主　幹	菅谷　顕一
主　幹	須藤　憲一
人事課長	(佐藤幸太郎)
課長補佐	小御門　俊
専任調査役	深山　親弘
総務統括部付調査役	寺居　明香
総務統括部付専任調査役	和田　詩織

財　務　部

部　長	橋本　一朗
担当部長	山口　　健
財務課長	(山口　　健)
主任調査役	豊留　秀一
専任調査役	西村　正子
財務課財政担当課長	守屋　　啓

オフィス環境部

部　長	貫井　晴宣
オフィス管理担当課長	井上　敦子
情報システム担当課長	鈴木　康修
課長補佐	小室　裕司

広　報　部

部　長	大井川智明
副部長	小林美樹子
広報担当課長	吉野　　陽
専任調査役	横田美穂子
編集担当課長	(小林美樹子)
見える化推進担当課長	(小林美樹子)
経済資料センター所長	(小林美樹子)

国　際　部

部　長	西谷　和雄
担当部長	宮本　雅廣
担当部長	佐々木和人
副部長	羽生　明央
課　長	(羽生　明央)
課　長	西澤　正純
課　長	大島　昌彦
課　長	富澤　陽一
主任調査役	井尻　收一
主任調査役	山根　正久
主任調査役	堀江　健治
主任調査役	芳野　義浩
主　幹	安藤　憲吾

企画調査部

部　長	五十嵐克也
総合政策・教育担当課長	山下　晃代
主任調査役	福田　康司
社会保障担当課長	森　　挙一
主任調査役	笹本　　剛

産業政策第一部

部　長	山内　清行
副部長	小島　和明
産業経済担当課長	(小島　和明)
税制担当課長	鶴岡　雄司
調査役	西田　優樹

産業政策第二部

部　長	大下　英和
労働担当課長	清田　素弘
主任調査役	村田　　真
環境・エネルギー担当課長	石井　照之
主任調査役	後藤　麻里
主任調査役	(高橋　真史)

地域振興部

部　長	平澤　哲哉
副部長	清水　　竜
副部長	八田城之介
都市政策担当課長	(清水　　竜)
主任調査役	福島　浩次
観光・流通サービス担当課長	(八田城之介)
主任調査役	伊藤　成明
調査役	木幡　朋子

中小企業部

部　長	(山下　　健)
副部長	長嶋　収一
中小企業振興担当課長	張替　健吾
主任調査役	土谷　　亨
調査役	小野寺　健
ものづくり担当課長	(長嶋　収一)
主任調査役	小鍛治満弥
調査・統計担当課長	(長嶋　収一)
IT 活用推進担当課長	(長嶋　収一)
主任調査役	三上　　徹
主任調査役	髙橋　真史

中小企業相談部

部　長	福田　泰也
副部長	柳本　満生
副部長	馬目　　学
中小企業相談センター所長	(馬目　　学)
中小企業相談センター業務推進担当課長	(馬目　　学)
中小企業相談センター経営相談担当課長	阿知良　拓
統括調査役	藤田　善三
主席調査役	清水　　力
調査役	福田　研二
調査役	髙橋　真備
調査役	加藤　久人
調査役	森合　亮介

調査役　嶌村　雄一
調査役　清水　健介
調査役　相場　俊男
調査役　野口　　豪
調査役　渡邉　幸治
調査役　真野　貴道
調査役　辰巳　駿介
調査役　大島　　忠
調査役　吉岡　浩和
中小企業相談センター金融対策担当課長
山本　　格
主任調査役　山下　　聡
調査役　伊東　康祐
主　幹　新井　洋一
ビジネスサポートデスク（東京東）課長
(柳本　満生)
ビジネスサポートデスク（東京西）課長
紺谷　直之
ビジネスサポートデスク（東京南）課長
安部　泰起
ビジネスサポートデスク（東京北）課長
小山内奏介

人材・能力開発部
部　長　杉崎　友則
人材支援センター所長　向山　　理
研修センター所長　長濱　正史

検定事業部
部　長　清水　　繁
検定センター所長　長田裕紀子
主席調査役　粟野　　浩

ビジネス交流部
部　長　城戸口隆俊
副部長　大山　智章
ビジネス交流センター所長　(大山　智章)
所長補佐　原　　憲昭
調査役　小林利恵子
会員交流センター所長　(大山　智章)
主任調査役　織田　俊明
調査役　(小林利恵子)

共済・証明事業部
部　長　上田　裕子
副部長　米村　達郎
副部長　山崎　幹人
共済センター所長　(米村　達郎)
所長補佐　山田　　淳
主任調査役　石田　　孝
主任調査役　(井田千香子)
福利厚生支援センター所長　(米村　達郎)
主任調査役　井田千香子
証明センター所長　山崎　幹人
主席調査役　岡本　貴志
証明センター証明事業推進担当課長
原田　芳明

② 支 部 等

支 部 名	事 務 局 長	事務局次長	調　査　役　等
千　　代　　田	大　野　靖　二		
中　　央	和　泉　純　治	松　本　知　珠	調 査 役　松 尾　康 宏 主　幹　小 林　巧
港	小 野 田　賀　人		
新　　宿	森　ま　り　子		主任調査役　寺田　直子
文　　京	山　本　順　一	中　村　昭　紀	
台　　東	小　山　康　司		
北	石　井　洋　介		主　幹　廣 江 み ど り
荒　　川	渡　辺　紀　子		
品　　川	荒　井　隆 一 郎		
目　　黒	佐　塚　太　一		
大　　田	中　井　宏　好		調 査 役　近 藤　仁
世　田　谷	霜　崎　敏　一		
渋　　谷	鳥　光　周　一	小　松　伸　一	
中　　野	伊　東　　海		調 査 役　栗 山　智 成
杉　　並	酒　井　崇　好		
豊　　島	蔵　方　康 太 郎		
板　　橋	近　野　孝　行		
練　　馬	安　藤　　薫		主任調査役　中村　友樹
江　　東	西　郷　直　紀	西　薗　健　史	
墨　　田	上　條　久　美		
足　　立	金　井　文　隆		主　幹　中 山　甲 一
葛　　飾	渋　谷　貴　司		調 査 役　小 松　隼 人
江　戸　川	石　井　　豪		主任調査役　漆原　佳
浅　草　分　室	副参事　田 中 秀 明		

③ 出　　向

㈱東商サポート＆サービス
栗山　幸夫

東京メトロポリタンテレビジョン㈱
総務部担当部長　星野ひとみ

(公財)東京観光財団
常務理事　高橋　芳行

(公財)東京観光財団
地域振興部次長兼経営支援担当課長　宇田川裕司

日本商工会議所
(ベトナム日本商工会議所事務局長)
吉田　晋

日本商工会議所
(ジャカルタ・ジャパン・クラブ事務局長)
小倉　政則

５．庶　　務

(1) 受章・表彰

① 受　章

４月２９日　○２０２２年春の叙勲・褒章受章者

鈴木茂晴君、小林栄三君、中山譲治君、小長啓一君、細川興一君、波多野肇君、
内田隆文君、市川英治君、田中教夫君、富田篤君、高村伸彦君

１１月　３日　○２０２２年秋の叙勲・褒章受章者

上原治也君、海内栄一君、加藤節夫君、森永鈴江君、渡辺昭君、
大谷信義君、岩月宏昌君、柏原孫左衛門君

② 表　彰

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第１条による永年在職役員、議員等表彰

１０月１３日

大島博君、今野由梨君、北村雅良君、坂本隆君、田畑日出男君、森洋二君、畠山笑美子君、
加藤薫君、北村啓介君、越野充博君、佐藤仁君、渡邊裕之君、近藤勝君、矢島幹也君

２月２４日

池田朝彦君、大橋洋治君、矢口敏和君、野末尚君

１０月３１日　○本商工会議所役員、議員等表彰規則第２条による退任役員、議員等表彰

神谷一雄君、渡邊順彦君、田畑日出男君、櫻田厚君、鈴木弘治君、小池隆彦君、
横山正二君、飯野光彦君、矢野龍君、小林栄三君、朝田照男君、岡素之君、塚本隆史君、
吉髙紳介君、若林辰雄君、麻沼雅海君

１０月　１３日　○永年会員表彰の内規により、加入期間が規定年数に達した会員を表彰

＜７０年表彰＞	１９ 事業所	＜４０年表彰＞	８７５ 事業所
＜６０年表彰＞	２３９ 事業所	＜３０年表彰＞	３５４ 事業所
＜５０年表彰＞	２４８ 事業所	計	１，７３５ 事業所

４月　１日　○本商工会議所役員、議員等表彰規則第４条による永年勤続事務局員表彰

＜４０年勤続＞	該当者なし				
＜３５年勤続＞	新保　邦彦	森　まり子			
＜３０年勤続＞	秋元眞知子	上田　裕子	宇田川裕司	漆原　　佳	小山田知代
	金井　文隆	木村　彩子	栗山　幸夫	小林美樹子	西郷　直紀
	千坂　裕子	西村　正子	平澤　哲哉	福田　泰也	宮本　雅廣
	柳本　満生	横田　美香			
＜２５年勤続＞	安藤　　薫	小島　和明	近野　孝行	長嶋　収一	
＜２０年勤続＞	兼崎　志郎	菊地　香織	小松　伸一	佐藤幸太郎	進藤　　創
	西薗　健史				
＜１５年勤続＞	青木　陽典	石井　　豪	井上　敦子	清田　素弘	小御門　俊
	近藤　　仁	酒井　崇好	菅原　佳子	鈴木　康修	髙橋　知泰
	谷口　啓子	中村　友樹	平林　奈緒		
＜１０年勤続＞	鈴木　康仕	水越　一成			

３月１８日　○経営改善普及事業発足６０周年記念表彰

＜経済産業大臣表彰＞	優良経営指導員	山下 昌敏
＜中小企業庁長官表彰＞	役職員功労者	山下　　健

＜日本商工会議所会頭表彰＞　　優良経営指導員　　山本　格

(2) 慶　弔

① 慶　祝

1) 祝　電　　３０８件
2) 祝　意　　０件

② 弔　慰

1) 弔　電　　１１３件
2) 弔　意　　０件

(3) 行　事

１月　５日　　新年祝賀パーティー（経済三団体共催）　　於： ホテルニューオータニ

６．会　　議

(1) 議員総会

① 第２３３回議員総会・第７４７回常議員会

日　　時　　２０２２年　６月９日（木）　正午～午後１時２０分
場　　所　　東京商工会議所 渋沢ホール・オンライン会議システム Ｚｏｏｍ
定 足 数　　１５０名（うち委任状出席者７３名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君
田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君
石　田　　徹　君、　鈴　木　貴　士　君、　櫻　田　　厚　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
3)　首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
4)　２０５０年カーボンニュートラル実現に向けたクリーンエネルギー戦略に対する意見について
5)　特別顧問の選任同意について
6)　顧問の委嘱について
7)　その他

報　　告　　1)　東商環境アクションプラン２０２１年度取組実績および第２期東商環境アクションプラン（２０２２-２０２４）について
2)　各国・地域の動向について
3)　東京都総務局幹部と災害対策委員会幹部との懇談会結果概要について
4)　その他
（以下は配布資料による報告）
5)　「地域の魅力向上懇談会」結果概要について
6)　インド・モディ首相と日系企業の懇談会
7)　マレーシア首相と日本マレーシア経済協議会会長の面談概要報告について
8)　日ＡＳＥＡＮビジネスウィーク２０２２の概要報告について

② 第２３４回（通常）議員総会

日　　時　　２０２２年　７月２８日（木）　正午～午後１時４５分
場　　所　　東京商工会議所 渋沢ホール・オンライン会議システム Ｚｏｏｍ
定 足 数　　１５０名（うち委任状出席者６９名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
三　部　敏　宏　君、　山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、
中　村　公　一　君、　髙　木　一　昌　君

講　　演　　参院選後の政策と政局
株式会社日本経済新聞社　政治部長　　吉　野　直　也　氏

議　　件　　1）支部会長の選任について

2)　２０２１年度東京商工会議所事業活動報告について
3)　２０２１年度東京商工会議所収支決算について
4)　特別顧問の選任同意について
5)　その他

報　　告　1)　２号・３号議員の選任結果について
2)　会頭支部訪問について
3)　最低賃金を巡る動向について
4)　東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ出展者募集について
5)　議員の職務を行う代表者の変更について
6)　その他

③　第２３５回議員総会・第７５０回常議員会

日　　時　２０２２年　９月８日（木）　午後３時～午後４時
場　　所　東京商工会議所 渋沢ホール・オンライン会議システム Ｚｏｏｍ
定　足　数　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２１名）
議　　長　三　村　明　夫　君
議事録署名人　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　金　子　眞　吾　君、
斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
三　部　敏　宏　君、　石　田　　徹　君、　郡　正　　直　君、
淺　野　秀　則　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　令和５年度税制改正に関する意見について
3)　その他

報　　告　1)　渋沢栄一デジタルスタンプラリーについて
2)　女性活躍推進取組事例集「Wのキセキ」の発行について
3)　「消費税インボイス制度とバックオフィス業務のデジタル化等に関する実態調査」結果について
4)　２０２２年度最低賃金の目安審議の結果について
5)　支部活動の状況について
・新宿支部設立６０周年事業について（新宿支部）
・高校と会員企業による就職情報交換会について（江戸川支部）
6)　その他
(以下は配布資料による報告)
7)　各国・地域の動向について
8)　日本マレーシア経済協議会第３９回合同会議　概要報告

④　第２３６回議員総会・第７５１回常議員会

日　　時　２０２２年　１０月１３日（木）　正午～午後１時５５分
場　　所　東京商工会議所 渋沢ホール・オンライン会議システム Ｚｏｏｍ
定　足　数　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者１８名）
議　　長　三　村　明　夫　君
議事録署名人　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、

金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君、　山　内　隆　司　君、
石　田　　徹　君、　鰐　渕　美恵子　君、　後　藤　忠　治　君

永年課員表彰

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　第２３７回（臨時）議員総会について
3)　多様な人材の活躍に関する重点要望について
4)　雇用・労働政策に関する重点要望について
5)　国の防災・減災対策に関する重点要望について
6)　東京都の防災・減災対策に関する重点要望について
7)　医療・介護制度の見直しに関する提言案について
8)　地政学リスク、ウィズコロナ時代における中小企業の海外ビジネス促進に向けて
9)　その他

報　　告　1)　１号議員選挙の選挙結果について
2)　「物価高を克服し、中小企業の自己変革や民間投資を呼び起こす経済対策を」について
3)　多様な人材活躍に関する調査 結果概要について
4)　「建設・不動産部会　本部・支部役員懇談会」結果概要について
5)　これまでの活動を振り返って
6)　その他
(以下は配布資料による報告)
7)　各国・地域の動向について
8)　総合政策委員会報告書について
9)　第６回日本・カナダ商工会議所協議会合同会合 概要報告
10)　日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合　概要報告
11)　第９回日本・パキスタン民間経済人会議　概要報告
12)　第５９回日豪 経済合同委員会会議 概要報告

⑤　第２３７回（臨時）議員総会

日　　時　２０２２年　１１月１日（火）　正午～午後１時２０分
場　　所　東京商工会議所 渋沢ホール
定　足　数　１５０名（うち委任状出席者４８名）
議　　長　三　村　明　夫　君、　小　林　　健　君
議事録署名人　三　村　明　夫　君、　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、
田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、
斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
山　内　隆　司　君、　倉　石　誠　司　君、　阿　部　貴　明　君、
石　田　　徹　君、　宮　﨑　親　男　君、　山　崎　洋一郎　君

新議員、新議員代表者、新支部会長（出席者）のご紹介

議　　件　1)　会頭の選任について
2)　副会頭の選任同意について
3)　特別顧問の選任同意について
4)　専務理事の選任同意について
5)　監事の選任について
6)　常議員の選任について

7)　名誉議員について
8)　議員待遇者について
9)　委員会規約の一部改正について
10）定款第４０条第１項但書の規定による常議員会への委任事項について
11）その他

報　　告　1)　新議員および新代表者について
2)　正副部会長の選任結果について
3)　女性会正副会長及び理事の選任結果について
4)　その他

⑥　第２３８回議員総会・第７５３回常議員会

日　　時　２０２２年１２月８日（木）　正午～午後０時５０分
場　　所　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２９名）
議　　長　小　林　　健　君
議事録署名人　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
倉　石　誠　司　君、　阿　部　貴　明　君、　石　田　　徹　君、
山　本　　学　君、　秋　田　正　紀　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　その他

報　　告　1)　東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ　来場者募集について
2)　会頭支部訪問について
3)　「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果について
4)　令和５年度税制改正の動向について
5)　東京商工会議所の経営相談体制について
6)　その他
（以下は配布資料による報告）
7)　各国・地域の動向について
8)　第３２回日智経済委員会　概要報告について
9)　第４８回日本ニュージーランド経済人会議 概要報告について
10）東京２３区の大学における定員抑制への意見について

⑦　第２３９回（通常）議員総会

日　　時　２０２３年　２月２４日（金）　正午～午後２時
場　　所　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　１５０名（うち委任状出席者７４名）
議　　長　小　林　　健　君
議事録署名人　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
山　内　隆　司　君、　阿　部　貴　明　君、　石　田　　徹　君、
小　渕　浩　史　君、　髙　木　一　昌　君

講　　演　パートナシップ構築宣言の推進について
中小企業庁　長官　　角　野　然　生　氏

議　　件　1)　中期ビジョンおよび２０２３年度事業活動計画について
2)　２０２３年度収支予算について
3)　支部会長の選任について
4)　その他

報　　告　1)　「東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談」結果概要について
2)　支部活動の状況について
・渋谷支部５０周年事業について（渋谷支部）
3)　青年部の活動について
4)　国交省幹部と東商３委員長との意見交換会結果概要について
5)　東商ビジネススクールについて
6)　議員の職務を行う代表者の変更について…
7)　その他
（以下は配布資料による報告）
8)　第４６回 日印経済合同委員会会議 概要報告

⑧　第２４０回議員総会・第７５６回常議員会

日　　時　２０２３年　3月９日（木）　正午～午後１時３０分
場　　所　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定 足 数　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２２名）
議　　長　小　林　　健　君
議事録署名人　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
山　内　隆　司　君、　倉　石　誠　司　君、　阿　部　貴　明　君、
石　田　　徹　君、　中　村　節　雄　君、　大　山　忠　一　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　常任顧問の委嘱について
3)　その他

報　　告　1)　城南ブロック会頭支部訪問について
2)　大手×スタートアップ　オンライン　パネルディスカッションについて　～観光・流通・サービス業界の協業事例に学ぶ～
3)　中小企業要望の実現状況および会員企業へのヒアリング結果について
4)　新札発行ＰＲポスターの展開について
5)　委員会活動方針について
・商事取引・法規委員会の活動方針について
・健康づくり・文化推進委員会の活動方針について
6)　支部活動の状況について
・「つなぐ・引き継ぐ事業」について（大田支部）
7)　東商園遊会の開催について
8)　その他
（以下は配布資料による報告）
9)　各国・地域の動向について
10)　第３９回日比経済合同委員会 概要報告について
11)　日本メコン地域経済委員会訪ベトナム経済ミッション 概要報告について

(2) 常議員会

①　第７４５回常議員会

日　　時　　２０２２年　４月１４日（木）　正午～午後１時３０分
場　　所　　東京商工会議所 渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２１名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
三　部　敏　宏　君、　山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、
矢　口　敏　和　君、　森　　洋　二　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　わが国の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望について
3)　最低賃金に関する要望について
4)　参与の委嘱について
5)　その他

報　　告　　1)　ブロック別政策懇談会について
・ブロック別政策懇談会（中小企業施策）および「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」公表について
・ブロック別政策懇談会（まちづくり）について
・ブロック別政策懇談会（労働）について
・ブロック別政策懇談会（税制）について
2)　公正取引委員会との意見交換会について
3)　２０２１年度 教育・人材育成委員会活動報告について
4)　支部活動の状況について（文京支部）
・「医がむすぶ技術と知恵 文京 医工連携事例ＢＯＯＫ」の発行について
5)　青年部の活動について
・第３期青年部の活動について
・第４期青年部事業活動計画について
6)　夏期セミナーについて
7)　その他

②　第７４６回常議員会

日　　時　　２０２２年　５月１２日（木）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２６名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　大　島　　博　君、　三　部　敏　宏　君、
山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、　小　口　英　嚞　君、
服　部　津貴子　君

講　　演　　ウクライナ危機とエネルギー情勢について

日本エネルギー経済研究所　専務理事・首席研究員　　小　山　　堅　氏

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　参与の委嘱について
3)　その他

報　　告　　1)　アーダーンニュージーランド首相歓迎懇談会の結果概要について
2)　韓国訪日団との午餐会概要報告について
3)　「山口環境大臣と日本商工会議所との意見交換会」結果概要について
4)　会員企業の防災対策に関するアンケート調査結果報告について
5)　建設業・不動産業デジタル支援パッケージ事業報告について
6)　支部活動の状況について（大田支部）
・大田区ものづくり企業ガイドブックについて
7)　「人手不足の状況および従業員への研修・教育訓練に関する調査」調査結果について
8)　２０２１年度中小企業支援事業の実績について
9)　２０２２年春の叙勲褒章受章者について
10)　その他
（以下は配布資料による報告）
11)　２０２１年度新型コロナウイルス対応支援事業について
12)　各国・地域の動向について

③　第７４７回常議員会　※第２３３回議員総会と合わせて開催

④　第７４８回常議員会

日　　時　　２０２２年　７月１４日（木）　正午～午後１時５０分
場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２１名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、　大　山　忠　一　君、
江　田　敏　彦　君

講　　演　　ＨＴＴ推進に向けた取組について
東京都産業労働局長　　坂　本　雅　彦　氏

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　８月休会中の会員加入の取扱いについて
3)　第２３４回（通常）議員総会について
・２０２１年度東京商工会議所事業活動報告について
・２０２１年度東京商工会議所収支決算について
4)　国の中小企業対策に関する重点要望について
5)　東京都の中小企業対策に関する重点要望について
6)　東京の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望について
7)　東京都の雇用就業施策に関する重点要望について
8)　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について
9)　その他

報　　告　1)　「創業・スタートアップ実態調査」報告書について
2)　２０２２年度夏期セミナーの結果概要について
3)　その他
（以下は配布資料による報告）
4)　各国・地域の動向について
5)　「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について（中間のまとめ)」への意見
6)　「東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ)」への意見

⑤　第７４９回（臨時）常議員会

日　　時　２０２２年　7月２８日（木）　午前１１時４５分～１１時５０分
場　　所　東京商工会議所　Ｒｏｏｍ Ａ１・Ａ２・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定 足 数　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２１名）
議　　長　三　村　明　夫　君
議事録署名人　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
三　部　敏　宏　君、　山　内　隆　司　君、　石　田　　徹　君、
野　末　　尚　君、　江　頭　敏　明　君

議　　件　1)　定款第３６条第２項第３号の規定による議員（３号議員）の選任について
報　　告　1)　定款第３６条第２項第２号の規定による議員（２号議員）の選任結果について

⑥　第７５０回常議員会　※第２３５回議員総会と合わせて開催

⑦　第７５１回常議員会　※第２３６回議員総会と合わせて開催

⑧　第７５２回常議員会

日　　時　２０２２年１１月　８日（火）　正午～午後０時４０分
場　　所　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定 足 数　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２８名）
議　　長　小　林　　健　君
議事録署名人　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　大　島　　博　君、
山　内　隆　司　君、　倉　石　誠　司　君、　阿　部　貴　明　君、
石　田　　徹　君、　幸　本　智　彦　君、　小　口　英　嚝　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　委員長、共同委員長等の委嘱について
3)　常務理事、理事の選任同意について
4)　顧問、常任顧問、参与の委嘱について
5)　今期の議員総会・常議員会の開催について
6)　その他
報　　告　1)　副会頭の担当支部について
2)　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進について

3)　「デジタルシフト推進サポート」事業について
4)　２０２３年東商本支部新年賀詞交歓会について
5)　２０２２年秋の叙勲褒章受章者について
6)　その他
（以下は配布資料による報告）
7)　各国・地域の動向について
8)　「Ｃｉｔｙ－Ｔｅｃｈ．Ｔｏｋｙｏ」商談企業の募集について

⑨　第７５３回常議員会　※第２３８回議員総会と合わせて開催

⑩　第７５４回常議員会

日　　時　　２０２３年　1月　１２日（木）　午後４時１０分～午後５時１０分
場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２０名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　山　内　隆　司　君、
倉　石　誠　司　君、　阿　部　貴　明　君、　石　田　　徹　君、
押　味　至　一　君、　矢　口　敏　和　君

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　参与の委嘱について
3)　その他
報　　告　　1)　副委員長・委員の委嘱結果について
2)　東京都知事との懇談会について
3)　令和５年度税制改正の概要について
4)　支部活動の状況について
・医工連携の取組について（文京支部）
5)　その他
（以下は配布資料による報告）
6)　各国・地域の動向について

⑪　第７５５回常議員会

日　　時　　２０２３年　2月９日（木）　正午～午後２時
場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール　・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
定　足　数　　常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）出席者６２名（うち委任状出席者出席者２３名）
議　　長　　小　林　　健　君
議事録署名人　　小　林　　健　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　山　内　隆　司　君、　倉　石　誠　司　君、
阿　部　貴　明　君、　石　田　　徹　君、　本　多　保　隆　君、
服　部　津貴子　君

説　　明　　Ｃｉｔｙ－Ｔｅｃｈ．Ｔｏｋｙｏについて

東京都　副知事　　宮　坂　　学　氏

講　　演　　中小企業だから出来る！筋の良いデジタル化

ウイングアーク１ｓｔ株式会社　データのじかん主筆　　大　川　真　史　氏

議　　件　　1)　会員加入の承諾について

2)　第２３９回（通常）議員総会について

・中期ビジョンおよび２０２３年度事業活動計画について

・２０２３年度収支予算について

3)　参与の委嘱について

4)　その他

報　　告　　1)　取引適正化およびパートナーシップ構築宣言の普及・実効性向上について

2)　連合会長との懇談会について

3)　中央教育審議会 教育振興基本計画への意見について

4)　支部活動の状況について

・台東区との連携強化の取組みについて（台東支部）

5)　東商検定の結果概要と来年度の新たな取り組みについて

6)　その他

（以下は配布資料による報告）

7)　各国・地域の動向について

8)　東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ開催報告について

⑫　第７５６回常議員会　※第２４０回議員総会と合わせて開催

⑶ 会頭・副会頭会議

４月１４日（１７名）

講　　演

ウクライナ情勢を踏まえた国際経済の動向について

第一生命経済研究所　首席エコノミスト　　熊　野　英　生　氏

意見交換

原材料価格、資材の高騰が経営に与える影響について

報告事項

1)　夏期セミナーについて

2)　第７４５回常議員会について

５月１２日（１６名）

報告事項

1)　第７４６回常議員会について

討議事項

1)　東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について

2)　２０５０年カーボンニュートラル実現に向けたクリーンエネルギー戦略に対する意見について

3)　「東京の将来を考える懇談会」報告書について

６月　９日（１４名）

報告事項

1)　第２３３回（臨時）議員総会・第７４７回常議員会について

2)　夏期セミナーについて

討議事項

1) 国および東京都の中小企業対策に関する重点要望について
2) 東京の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望について
3) 東京都の雇用就業施策に関する要望（骨子案）について
4) 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について

7月１４日（１７名）

報告事項

1) 第７４８回・第７４９回（臨時）常議員会について
2) 第２３４回（通常）議員総会について
3) 定款第３６条第２項の規定による２号議員及び３号議員の選任について
4) 来期の支部会長について
5) ２０２１年度事業活動報告（案）及び収支決算（案）について

討議事項

1) 令和５年度税制改正に関する意見について

9月　8日（１８名）

報告事項

1) 第２３５回議員総会・第７５０回常議員会について
2) 第２０回「勇気ある経営大賞」選考結果について
3) １号議員選挙の立候補企業について

討議事項

1) 多様な人材の活躍に関する重点要望骨子（案）について
2) 雇用・労働政策に関する重点要望骨子 案 について
3) 国の防災・減災対策に関する重点要望について
4) 東京都の防災・減災対策に関する重点要望について
5) 医療・介護制度の見直しに関する提言案 について

１０月１３日（１９名）

報告事項

1) １号議員選挙の選挙結果について
2) 第２３６回議員総会・第７５１回常議員会について
3) 第２３７回（臨時）議員総会および役員・議員改選に伴う今後のスケジュールについて
4) 来期の委員会構成 について

１１月　1日（１９名）

報告事項

1) 第２３７回（臨時）議員総会等について
2) 本日のスケジュールについて

１１月　1日（１５名）

報告事項

1) 会頭・副会頭の任期ついて
2) 当面の主なスケジュールについて

１１月　８日（１３名）

報告事項

1)　第７５２回常議員会について

2)　委員長、共同委員長等について

3)　副会頭の担当支部について

4)　２０２３年東商本支部新年賀詞交歓会について

１２月　８日（１４名）

報告事項

1)　第２３８回議員総会・第７５３回常議員会について

2)　東京都知事との懇談会の開催について

3)　経済三団体懇親ゴルフ会について

討議事項

1)　中期ビジョン（素案）について

１月１２日（３４名）　会頭・副会頭・特別顧問合同会議

報告事項

1)　第７５４回常議員会について

討議事項

1)　中期ビジョン・２０２３年度事業計画（素案）について

2)　２０２３年の景気見通しについて

２月　９日（１６名）

講　　演　当面の中小企業をめぐる課題等について

中小企業庁長官　　角　野　然　生　氏

報告事項

1)　第７５５回常議員会ならびに第２３９回（通常）議員総会について

2)　中期ビジョン、２０２３年度 事業活動計画・収支予算について

3)　都知事との懇談の開催概要について

4)　２０２３年　本・支部賀詞交歓会の結果概要について

３月　９日（１４名）

討議事項

1)　中小企業における賃上げの動向について

報告事項

1)　第２４０回議員総会・第７５６回常議員会について

2)　明治神宮外苑再開発に関する市民参加型イベント等への協力について

(4) 特別顧問会議

６月　６日（２２名）

講　　演

国際情勢の変容と日本の安全保障

東京大学　名誉教授　　北　岡　伸　一　氏

意見交換

９月１２日（２１名）

講　　演

内外経済の現状と展望

㈱三菱総合研究所　研究理事　シンクタンク部門長
政策・経済センター長　　武　田　洋　子　氏

意見交換

１２月　２日（２３名）

講　　演

「未来の東京戦略」について

東京都　副知事　　潮　田　　勉　氏

意見交換

３月　３日（２０名）

説　　明

最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査（途中集計）について

講　　演

労働力人口の将来見通しを踏まえた今後の中小企業への影響について

日本総合研究所　副理事長　　山　田　　久　氏

討　　議

中小企業における賃上げ、人手不足への対応について

(5) 監事会

７月　６日　　①２０２１年度（令和３年度）東京商工会議所事業活動報告（案）について
②２０２１年度（令和３年度）東京商工会議所収支決算（案）について

(6) 部　　会

①　商業・商業卸売合同部会

商業部会と商業卸売部会では、政治経済、消費動向等幅広い観点から時宜に応じたテーマによる講演会および所属議員懇談会を合同で開催した。

1)　所属議員懇談会

６月１４日　（１９名）　　卓話　「混迷する世界情勢と日本経済の見通し」
㈱ニッセイ基礎研究所　総合政策研究部 常務理事 チーフエコノミスト・
経済研究部 兼任　　矢　嶋　康　次　氏

９月１３日　（２０名）　　卓話　「インバウンド市場の最新情報と今後の見通し」
（一社）ジャパンショッピングツーリズム協会
代表理事・事務局長　　新　津　研　一　氏

１２月２０日　（１９名）　　所属議員年末懇親会

２月２１日　（１６名）　　卓話　「小売・飲食・卸売業界における課題と今後の展望」
日本経済新聞社　編集局　編集委員　　田　中　　陽　氏

2)　オンラインセミナー

１０月　３日～１１月２５日（７４名）
講演　「経営者主導のＤＸ～未来をつくるイノベーションとは～」
一橋大学名誉教授、法政大学大学院教授　　米　倉　誠一郎　氏

１１月２４日～　１月１３日（３５名）
講演　「デジタルサービスを軸とした経営戦略」
㈱アシックス　常務執行役員　デジタル統括部長　　富　永　満　之　氏

１月１０日～　３月　３日（３４名）
講演　「ビジネスを成功に導くＤＸ人材戦略」
住友生命保険相互会社　理事　デジタルオフィサー、
㈱豆蔵　デジタル担当顧問　　岸　　和　良　氏

3)　新春特別講演会　※日本小売業協会との共催
１月２５日　（１０８名）　講演　「ＣＩＣ　Ｔｏｋｙｏのスタートアップエコシステム構築の
取り組みとビューティ＆ファッションテックの新しい潮流」
A.T.カーニー㈱　日本法人会長　　梅　澤　高　明　氏

②　商業部会

商業部会では、２号議員の選任ならびに部会長・副部会長および常任委員の選任を実施した。
また同時に、部会員への情報提供サービスの一環として、講演会を開催した。

1)　部　　会
７月２０日　（２６名）　講演　「日米長期金利の今後の動向」
ソニーフィナンシャルグループ㈱　金融市場調査部
シニアエコノミスト　　宮　嶋　貴　之　氏

１０月２１日　（２３名）　講演　「フィジカルインターネットと小売業の未来
～加工食品流通と百貨店アパレルをケースとして～」
㈱野村総合研究所　産業ＩＴイノベーション事業本部、
兼　コンサルティング事業本部、
兼　システムコンサルティング事業本部
主席研究員　　藤　野　直　明　氏

③　商業卸売部会

商業卸売部会では、２号議員の選任ならびに部会長・副部会長および常任委員の選任を実施した。
また同時に、部会員への情報提供サービスの一環として、講演会を開催した。

1)　部　　会
７月２２日　（２５名）　講演　「コロナ禍における企業のデジタル転換」
㈱野村総合研究所　研究理事
未来創発センター長　コンサルティング事業本部 副本部長
桑　津　浩太郎　氏

１０月１８日　（２０名）　講演　「アフターコロナの経済構造変化」
東京大学　大学院経済学研究科・経済学部教授　　柳　川　範　之　氏

④　工業部会

工業部会では、２号議員の選任ならびに部会長・副部会長および常任委員の選任を実施した。また、ポストコロナを乗り越える中小製造業の参考とすべく、新事業創出、カーボンニュートラル、ＤＸ・ＡＩなどをテーマに講演会（ハイブリッド形式）を開催し、中小企業の経営者に役立つ情報を提供した。所属議員昼食懇談会では、時宜に応じたテーマによる卓話を行うとともに、所属議員の相互交流を図り意見を交換した。

－　また、「ものづくり推進委員会」の活動・事業を引き継ぐことを目的に、新たに工業部会にものづくり分科会を設置し、各種事業を展開した。

1)　部　　会

７月１９日　（７４名）　　議件　「定款第３６条２項第２号の規定による議員の選任について」
講演　「持続可能な宇宙環境の実現と令和時代の起業家精神」
㈱アストロスケールホールディングス　創業者兼 CEO　岡　田　光　信　氏

１０月１７日　（７６名）　　議件　「定款第４９条および部会規約第３条の規定による
部会長・副部会長ならびに常任委員の選任について」
講演　「カーボンニュートラル時代に挑む中小製造業のあり方」
東京大学未来ビジョン研究センター　教授　　高　村　ゆかり　氏

２月１４日　（７０名）　　議件　「部会規約第７条の規定による分科会の設置について」

2)　所属議員昼食懇談会

７月１９日　（１５名）　　卓話　「共感安心の場ができれば、集団思考でイノベーションが沸き起こる！
グローバルニッチトップ企業のレゾナント（共感）経営とは」
㈱メトロール　社長　　松　橋　卓　司　氏

１０月１７日　（１８名）　　卓話　「働く幸せ実現のために、社員から教わったこと」
日本理化学工業㈱　社長　　大　山　隆　久　氏

3)　新年特別講演会・賀詞交歓会

２月１４日　（７０名）　　講演　「和ノベーションの実践～ものづくり産業を牽引する人材の育成～」
きづきアーキテクト㈱　社長　　長　島　　聡　氏

２月１４日　（６０名）　　賀詞交歓会

4)　オンラインセミナー

１０月１２日　（５０名）　　「製造業のＰＲ力強化に！コロナ禍でオンライン工場見学を実践」
Ｗｅｂ活用経営㈱　社長　　小　野　晴　世　氏
㈱米山製作所　社長　　米　山　俊　臣　氏
※ものづくり推進委員会との共催

３月　８日～４月１４日　　オンライン工場見学会【第１弾・㈱東鋼】
（申込者：３３名）　　㈱東鋼　社長　　寺　島　誠　人　氏

5)　ものづくり分科会

「ものづくり推進委員会」（～２０２２年１０月）の活動・事業を引き継ぐことを目的に、新たに工業部会にものづくり分科会を設置し、以下の活動を展開した。

a.　「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版）」への事例追加（２０２３年３月６日）

タブレットの導入によりペーパーレス化を実現した事例など３社を新たに追加した（累計４３社・４５事例掲載）。

b.　【地域持続化支援事業（活性化事業）】新製品開発を目的としたものづくりゼミナール事業

(a)　目的

２０１８年「東京の中小企業の現状（製造業編）」によると、３年前と比較した年間売上高が増加している企業では「自社製品を保有・販売（複数製品）している」企業が７割程度を占めるなど、自社製品の保有・販売は競争力強化につながっている。そこで、ものづくり企業の自社製品開発の支援を目的としたゼミナールを開催し、都内ものづくり企業の新製品開発を後押しすることにより、都内製造業の競争力強化に貢献する。

(b)　事業概要

製品開発に向け意欲のある方を対象とした少人数制の実践型講座「東商ものづくりゼミナール」を、キックオフセミナー含め全８回実施した。ゼミナール終了後、参加企業２社の参加のきっかけや自社が抱えている課題、ゼミナール参加の感想、今後の展望などを弊所サイトにて紹介するとともに、新製品開発の取り組み事例の紹介や新製品開発に関する情報を提供するセミナーを開催した。

(c)　事業

ⅰ．　東商ものづくりゼミナールの実施

製品開発に必要な知識を体系的に学ぶとともに、ディスカッション・グループワークなどを多く取り入れることで、受講者同士の情報交換も促していくことを目的に、新製品開発に向け意欲のある方を対象とした少人数制の実践型講座「東商ものづくりゼミナール」を実施した。

６月２８日（３０名）　キックオフセミナー「ものづくり企業における「自社製品開発」のススメ」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏

７月２２日（　６名）　第１回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
㈱石井精工　取締役　石　井　洋　平　氏
㈱マツブン　代表取締役　松　本　照　人　氏

８月　８日（　８名）　第２回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
イノベーション・ラボラトリ㈱　代表取締役　横　田　幸　信　氏

８月２４日（　７名）　第３回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
ｄｏｔｓｔｕｄｉｏ㈱　代表取締役　菅　原　のびすけ　氏

９月２７日（　８名）　第４回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
㈱石井精工　取締役　石　井　洋　平　氏

１０月２５日（　６名）　第５回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
イノベーション・ラボラトリ㈱　代表取締役　横　田　幸　信　氏

１１月１４日（　７名）　第６回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏

１１月２８日（　８名）　第７回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏

ⅱ．　「中小ものづくり企業必見！自社製品開発のすすめ」ページの新設（２０２３年３月６日）

新たに自社の名刺代わりとなる独自の製品開発に挑戦する中小ものづくり企業を支援することを目的に、「東商ものづくりゼミナール」に参加した企業のうち、㈱アルテック、㈱総和の２社の事例を紹介した。

ⅲ．　新製品開発啓発セミナー（ハイブリット形式）

３月１６日（３７名）　「中小ものづくり企業必見！　自社の強みを活かした製品開発セミナー」
イノベーション・ラボラトリ㈱　代表取締役　横　田　幸　信　氏
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
㈱アルテック　特需営業部　次長　瀧　瀬　伸　一　氏
㈱総和　代表取締役　赤　羽　立　矢　氏

⑤　資源・エネルギー部会

資源・エネルギー部会では、エネルギー・環境分野におけるわが国をとりまく急激な状況変化を踏まえ、最新情報を会員に提供するため、講演会（ハイブリッド形式）を行った。

1)　講演会・報告

７月１５日　（６０名）

２号議員の選任
講演「カーボンニュートラルに向けて企業に求められること　～ビジネスチャンスと捉えて行動を～」
東京大学　未来ビジョン研究センター　教授　　高 村 ゆ か り　氏
情報提供「“ＨＴＴ＜減らす・創る・蓄める＞”に係る脱炭素関連支援策等について」
東京都　産業労働局　産業・エネルギー政策部　事業者エネルギー推進課長　　遠　藤　洋　明　氏
情報提供「東京都の中小企業振興施策（２０２２年度の主な施策「ゼロエミッション関連」）」
東京都　産業労働局　商工部　商工施策担当課長　　植　野　史　央　氏
１０月１４日　（５２名）
部会長ならびに副部会長の選任
講演「ウクライナ危機後の国際エネルギー情勢の行方　～足下の安定供給確保と脱炭素の両立に向けて～」
（一社）日本エネルギー経済研究所 専務理事 首席研究員　　小　山　　堅　氏
情報提供「中小企業が簡単に取り組めるＧＸ・ＤＸの第一歩、ＣＯ２の見える化」
㈱フォーバル　執行役員　　今　西　了　一　氏
２月２８日　（１３０名）
講演「カーボンニュートラルに向けた日本の政策動向と企業への影響 ～炭素賦課金やＧＸリーグの議論を中心に～」
国際環境経済研究所　理事・主席研究員　竹　内　純　子　氏
情報提供「ＨＴＴ関連施策及びエネルギーに係る次年度予算について」
東京都　産業労働局　産業・エネルギー政策部
産業政策連携促進担当課長　　髙　橋　佳　宏　氏
事業者エネルギー推進課長　　遠　藤　洋　明　氏

2)　正副部会長会議
１月２７日
議件「資源・エネルギー部会　概要と今後の活動方針（案）について」

⑥　貿易部会

貿易部会は、部会員への情報提供の一環として、コロナ禍における世界経済の現状や企業の海外展開、デジタルの活用等をテーマに、セミナーを開催した。

1)　部　　会
４月２７日　（４７名）　講演　「海外展開・国際ビジネスにおけるデジタル活用のメリット～日米比較と米国のＤＸ推進事例～」
(独)情報処理推進機構　社会基盤センター イノベーション推進部　部長　　古明地　正　俊　氏
６月１４日　（９５名）　講演　「海外進出に向けた新規市場開拓の進め方」
㈱ｇｒ．ａ．ｍ　代表取締役社長　　谷　村　　真　氏
部長　　坂　井　聡　佑　氏
７月１２日　（６４名）　講演　「経済安全保障セミナー　自社の技術が知らずに盗まれる？～実例を踏まえて今から対策を！～」
公安調査庁　調査第二部第一課　情報分析官　　間　宮　数　馬　氏
７月１９日　（５３名）　講演　「昨今の国際情勢における企業の対応ポイント等について」
一般財団法人　日本総合研究所　会長　　寺　島　実　郎　氏
８月　１日　（４５名）　講演　「技術流出防止管理セミナー～中小企業による輸出管理の注意ポイントについて～！
令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　濱　　宏　氏
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 技術・認証係長　　山　中　直　樹　氏
（独）日本貿易振興機構 知的財産課アドバイザー　　杉　山　哲　哉　氏
９月　７日　（５６名）　講演　「不確実な時代における海外ビジネスのリスクマネジメント～貿易保険の活用を通じた回避策と対処事例を紹介～」

㈱日本貿易保険　営業第一部　営業推進グループ　グループ長補佐　　藤　本　　新　氏
９月２９日　（２４名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー～中小企業も輸出管理体制の構築が重要です！～」
令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　萩　原　良　信　氏
１０月２４日　（７０名）　講演　「激震が走る国際秩序と日本の進路」
初代 国家安全保障局長/ 富士通フューチャースタディーズ・センター理事長　　谷　内　正太郎　氏
１０月２８日　（４９名）　講演　「技術流出防止管理セミナー～中小企業による輸出管理の注意ポイントについて！～」
令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　濱　　宏　氏
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 技術・認証係長　　山　中　直　樹　氏
（独）日本貿易振興機構 知的財産課アドバイザー　　杉　山　哲　哉　氏
１２月　２日（１１９名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー～中小企業も輸出管理体制の構築が重要です！～」
令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　伊津野　仁　一　氏
１２月１３日　（７８名）　講演　「海外ビジネスに向けたオンラインセミナー　シリーズ第１弾これから始める海外ビジネス！初期構築から事業の拡大まで～初めて取り組む海外向け越境ＥＣに必要なステップ～」
プルーヴ㈱　ＧＤＸ事業責任者　　野　口　慎　平　氏
ＧＤＸデジタルマーケッター　　杉　本　敬　祐　氏
１月１７日　（８８名）　講演　「海外ビジネスに向けたオンラインセミナー　シリーズ第２弾海外事業におけるセグメンテーション・ターゲッティングの考え方＆自分で出来る調査・検索力を上げるポイント」
プルーヴ㈱　シニアマネージャー　　大　家　崇　里　氏
ビジネスコンサルタント　　長谷川　陽　一　氏
１月２７日　（５７名）　講演　「技術流出防止管理セミナー～中小企業による輸出管理の注意ポイントについて！～」
令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　工　藤　文　男　氏
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 技術・認証係長　　山　中　直　樹　氏
（独）日本貿易振興機構 知的財産課アドバイザー　　杉　山　哲　哉　氏
２月　７日　（５０名）　講演　「海外ビジネスに向けたオンラインセミナー　シリーズ第３弾獲得したリードを育成して優良な顧客にしていく！グローバル顧客管理と最新マーケティング手法」
プルーヴ㈱/ＵＤＸ㈱　代表取締役社長　　森　　英　朗　氏
ＧＤＸ事業部責任者　　野　口　慎　平　氏
２月２４日（１５０名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー～中小企業も輸出管理体制の構築が重要です！～」
令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　　萩　原　良　信　氏
３月　６日　（２９名）　講演　「自社の商品を海外に！はじめての輸出セミナー～コロナの先を見据えた新たなビジネスとして輸出に挑戦するために～」
中小企業庁　経営支援部　創業・新事業促進課　　濱　田　大　聖　氏
（独）日本貿易振興機構　お客様サポ―ト部　主幹　　小　林　　寛　氏
（独）中企業基盤整備　中小企業アドバイザー　　平　内　　優　氏
３月　７日　（６３名）　講演　「海外ビジネスに向けたオンラインセミナー　シリーズ第４弾スモールスタートで海外事業を始めるための必要な体制と仕組みづくり～法人化の必要性や、導入すべきシステム・営業ツールについて～」
プルーヴ㈱/ＵＤＸ㈱　ＧＤＸ事業責任者　　野　口　慎　平　氏

⑦　金融部会

金融部会では、金融および国内外の経済動向に関わる問題について、広く会員に対して情報提供を行うため、講演会を開催した。

1)　部　　会

５月２０日　（７１名）　議件　定款第４９条および部会規約第３条の規定による
部会長の選任について
講演　「ロシア・ウクライナ情勢と内外経済・金融の展望」
㈱野村総合研究所　金融ＩＴイノベーション事業本部
エグゼクティブ・エコノミスト　　木　内　登　英　氏

７月２１日　（６５名）　議件　定款第３６条第２項第２号の規定による議員の選任について
講演　「どうなる米国と中国、日本・世界経済への影響は？」
丸紅㈱　執行役員　経済研究所長　　今　村　　卓　氏

１０月１９日　（５５名）　議件　定款第４９条および部会規約第３条の規定による
部会長・副部会長ならびに常任委員の選任について
講演　「ウクライナ戦争後の世界経済」
三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング㈱　理事長　　竹　森　俊　平　氏

２月　２日　（９７名）　講演　「２０２３年の物価と賃金の行方」
東京大学大学院　経済学研究科　教授　　渡　辺　　努　氏

⑧　交通運輸部会

交通運輸部会では、２号議員の選任ならびに部会長・副部会長および常任委員の選任を実施した。また同時に、部会員への情報提供サービスの一環として、講演会を開催した。

1)　部　会

７月２５日　（３１名）　講演　「グリーン社会の実現に向けた交通運輸分野の取組みと
支援施策について」
国土交通省 総合政策局 次長　　岩　月　理　浩　氏

１０月１９日　（２６名）　講演　「アフターコロナの中、日本や東京はどうなるのか」
明治大学 名誉教授　　市　川　宏　雄　氏

2)　幹事会

６月１７日　（　３名）　説明　今期の活動報告及び今年度の部会活動について
意見交換

３月１４日　（　８名）　説明　前期の活動報告および今期の部会活動について
意見交換

⑨　建設・不動産部会

建設・不動産部会では、２号議員の選任ならびに部会長・副部会長および常任委員の選任を実施した。同時に、部会員への情報提供サービスの一環として、講演会を開催した。また、部会員同士の交流のための新年賀詞交歓会、部会員の声を反映した活動を実施するべく本部・支部役員懇談会、業界の課題解決に向けたデジタル活用支援パッケージ事業等を実施した。

1)　部　会

７月２０日　（２３名）　講演「コロナ後の日本創生と土木のビッグピクチャー」
公益社団法人土木学会　第１０９代会長（前会長）
一般財団法人建設業技術者センター　理事長　　谷　口　博　昭　氏

１０月２４日　（２９名）　講演「カーボンニュートラル実現に向けた建設業・不動産業への期待」
一般社団法人日本建築学会　第５７代会長
早稲田大学　創造理工学部　建築学科　教授　　田　辺　新　一　氏

2)　新年賀詞交歓会

１月２４日（１０７名）　懇親パーティー

開会挨拶	建設・不動産部会長	宮　本　洋　一
来賓挨拶	国土交通事務次官	藤　井　直　樹　氏
	東京都議会議長	三　宅　しげき　氏
	東京都　都市整備局　理事	谷　崎　馨　一　氏
乾　杯	建設・不動産部会副部会長	押　味　至　一
歓　談		
中締め	建設・不動産部会副部会長	今　井　雅　則

3)　本部・支部役員懇談会

９月　６日　　（１３名）講話　「建設業・不動産業の現状と課題について」

国土交通省　不動産・建設経済局長　　長　橋　和　久　氏

意見交換

4)　幹事会

５月１８日　　（　８名）説明「昨年度の部会活動ならびに今年度の部会活動（案）について」

意見交換

１月２５日　　（　７名）説明「前期の部会活動ならびに今期の部会活動（案）について」

意見交換

5)　情報提供

・東商マイページにおける情報提供（４月２０日「テクノロジーを活用した不動産ビジネスの未来」、５月２日「物流業界・建設業界　今から始める！　働き方改革「２０２４年問題」への対応セミナー」、５月２４日セミナー「３Ｄデジタルマップの活用」、５月３１日「関東ＤＸ・ｉ－ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ人材育成センター　～インフラ分野のＤＸ推進に向けた人材育成～」、５月３１日「建設業・不動産業のＤＸ先進事例：つながる社会、共創する未来に向かって－デジタルで変わる、デジタルでつながる、未来の建設」、６月１５日「建設業・不動産業のＤＸ先進事例：建物ＯＳ・都市ＯＳが拓く新しいまちづくり―豊洲スマートシティ」、１月１３日「建設・不動産部会講演会　コロナ後の日本創生と土木のビッグピクチャー」、２月２７日「建設・不動産部会講演会　カーボンニュートラル実現に向けた建設業・不動産業への期待」）

※４月～６月は、建設業・不動産業デジタル活用支援パッケージの一環として実施

⑩　サービス部会

サービス部会では、２号議員の選任ならびに部会長・副部会長および常任委員の選任を実施した。同時に、ＧＤＰの７割以上を占めるサービス産業の生産性向上という課題解決に資するテーマで講演会などを開催した。

1)　部会

７月２５日　（３６名）　議件　「定款第３６条２項第２号の規定による議員の選任について」

講演「幸福経営：ウェルビーイングがもたらす新たな人、生産、そして経済」

株式会社ハピネスプラネット　代表取締役ＣＥＯ　矢野　和男　氏

※ハイブリッド開催

１０月１４日　（３２名）　議件　「定款第４９条および部会規約第３条の規定による

部会長・副部会長ならびに常任委員の選任について」

講演「日本のサービス業の生産性の現状と課題～失われた３０年を振り返る」

学習院大学経済学部教授　滝澤　美帆　氏

2)　所属議員懇談会

５月１６日（１６名）　卓話『持続可能な成長に向けた生産性向上の取り組み』

株式会社ヤマシタ　代表取締役　　山　下　和　洋　氏
説明「報告書のとりまとめ等について」

３月１日(２４名)　　卓話『サービス産業の現状と、今後の可能性について』
日本生産性本部 主席経営コンサルタント　　加　瀬　元　日　氏
説明「今期の運営方針について」

⑪　情報通信部会

情報通信部会では、部会員の経営に資する時宜を得たテーマによる部会講演会を実施。後日オンラインで配信し情報発信の強化に努めた。

1)　部　　会

７月１５日　（会場参加１１名、オンライン参加１７名、後日オンライン配信　４０名）
議件：定款第４９条および部会規約第３条の規定による部会長の選任について
定款第３６条２項第２号の規定による議員の選任について
講演：「メタバース（デジタル仮想空間）とは何か？～ビジネスにもたらす影響とチャンス～」
㈱日本総合研究所 先端技術ラボ　　金　子　雄　介　氏

１０月２６日　（会場参加１５名、オンライン参加２８名、後日オンライン配信　１０７名）
議件：定款第４９条および部会規約第３条の規定による部会長・副部会長ならびに常任委員の選任について
講演：「いまこそ知りたいＤＸ戦略 ～ＤＸで未来を拓こう～」
パロアルトインサイト ＣＥＯ／ＡＩビジネスデザイナー　　石　角　友　愛　氏

2)　幹事会

２月２７日（6名）　　説　明「今期の情報通信部会の体制・活動」について
討　議「デジタルシフト推進サポート」（ぴったり ＤＸ）事業」について

(7)　委員会（２０２２年１０月３１日以前）

①　総合政策委員会

総合政策委員会では、コロナ禍で大きなダメージを受けている地方経済の再生・活性化に向け、デジタル技術活用による地域課題解決の取り組みや農商工連携等について、具体的な取組事例の紹介や政府関係者・有識者からの意見聴取を行い、国の施策などを含め積極的な情報発信、周知活動を行った。また、各地商工会議所を対象とした「地域における地方創生の取組みに対する評価等アンケート」を実施し、その結果を踏まえ、各地での地方創生の取組み事例などを「総合政策委員会報告書―地方創生の実現に向けたこれまでの取組みと今後―」として取りまとめた。

※いずれも日商総合政策委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

５月１０日　（３０名）　　講演　「我が国のエネルギー・環境政策を取り巻く国内外の情勢と政策の方向性」
(公財)地球環境産業技術研究機構　システム研究グループ
グループリーダー・主席研究員　　秋　元　圭　吾　氏
意見交換
報告　「２０５０年カーボンニュートラル実現に向けたクリーンエネルギー戦略に対する意見（案)」
意見交換

７月　６日　（３０名）　　講演　「地方創生のリアル ～人口減少時代の勝ち残り方～」
(一社)人口減少対策総合研究所　理事長　　河　合　雅　司　氏
質疑応答・意見交換

報告　「地方創生アンケートの結果概要について」
９月２６日　（２４名）　講演　「地方創生を巡る最近の動きと課題　デジタル田都市国家構想というインパクトと課題」
デジタル庁統括官　国民向けサービスグループ
グループ長　村　上　敬　亮　氏
意見交換
講演　「デジタルグリーンシティ～前橋市の取組～」
前橋市　スマートシティ推進監
（兼未来創造部参事）　谷内田　　修　氏
講演　「ＤＸ推進基盤について」
日本通信㈱　社長
前橋市デジタルグリーンシティ推進委員会　アーキテクト
福　田　尚　久　氏
意見交換
報告　「総合政策委員会報告書の取りまとめについて」

②　組織委員会

組織委員会では、組織基盤強化、現場主義・双方向主義に係る今期の活動を振り返り、来期に向けての課題について意見交換を行った。

1)　委員会
９月２６日（１９名）説明　組織基盤強化に向けた取り組みについて
意見交換

③　事業・会員サービス向上委員会

事業・会員サービス向上委員会では、これまでの事業・会員サービスの報告を行い、委員に対し今後の事業・会員サービスの提案を募り、広く意見交換を行った。

1)　委員会
９月２７日（２３名）報告　事業・サービス、ＰＲ活動に関する現状報告
意見交換

④　税制委員会

税制委員会では、中小企業の自己変革への挑戦の後押しやわが国のビジネス環境整備に資する税制の実現に向け、会員企業等へのヒアリングや税制アンケート、各種調査結果等を踏まえて討議を行い、税制改正に関する意見書をとりまとめ、政府・与党、東京２３区選出の国会議員、東京都等へ提出した。

２３区選出国会議員等への陳情活動を精力的に行った結果、令和５年度税制改正大綱にて、中小企業向け設備投資減税の延長、償却資産に係る固定資産税の軽減措置の創設、研究開発税制の延長・拡充、中小企業者等の法人税率の軽減措置の延長、インボイス制度に係る負担軽減措置、電子帳簿保存法（電子取引のデータ保存）の要件緩和など、数多くの要望項目が実現した。

1)　委員会
４月２０日　（３１名）　講演　「研究開発税制等の制度概要ならびに現行制度の課題」
経済産業省　産業技術環境局　技術振興・大学連携推進課
課長補佐　梶　本　裕　城　氏
協議　令和５年度税制改正に関する意見（論点整理）について
６月２２日　（３１名）　講演　「消費税インボイス制度と改正電子帳簿保存法への対応
～中小・零細企業の現状と直面している課題～」
税理士法人住吉内山事務所　代表社員　住　吉　　真　氏

協議　　令和５年度税制改正に関する意見（素案）について

８月２２日　（３５名）　講演　「令和５年度税制改正要望について」

経済産業省　経済産業政策局　企業行動課長　　武　田　伸二郎　氏

協議　　令和５年度税制改正に関する意見（案）について

⑤　労働委員会

労働委員会は、人手不足や物価高に伴う賃上げなどの課題への対応や、今後の新たな成長に向け、生産性の向上に資する人材育成、多様で柔軟な働き方の推進、成長分野や人手不足産業への円滑な労働移動等についての意見・要望活動を展開するとともに、オンラインセミナー等を開催し、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　労働専門委員会）

４月　６日（５３名）　※地方最低賃金審議会委員との懇談会　合同会議

講演　「コロナ禍の雇用・労働への影響と最低賃金の動向」

㈱大和総研　経済調査部　日本経済調査課長

シニアエコノミスト　　神　田　慶　司　氏

議件　「最低賃金引上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査」および「最低賃金に関する要望（素案)」について

意見交換

７月　７日（５３名）　※東商多様な人材活躍委員会　合同開催

講演　「東京都の雇用就業施策について」

東京都産業労働局　雇用就業部長　　山　崎　太　朗　氏

議件　「東京都の雇用就業施策に関する重点要望（素案)」について

意見交換

９月２７日（３１名）　講演　「『成長と分配の好循環』に向けた企業の賃上げの課題について」

㈱日本総合研究所　副理事長　　山　田　　久　氏

議件　「雇用・労働政策に関する重点要望(素案)」について

意見交換

報告　「人手不足の状況および新卒採用・インターンシップの実施状況に関する調査」調査結果について

2)　厚生労働省と日商・東商との雇用・労働政策および多様な人材活躍推進に関する意見交換会（共催：多様な人材活躍委員会）

１０月３１日（３６名）　説明　「経済対策（雇用・労働、多様な人材活躍関係)、『賃上げ、人材活性化、労働市場強化』雇用・労働総合政策パッケージについて」

厚生労働省　職業安定局長　　田　中　誠　二　氏

厚生労働省　政策立案総括審議官　　田　中　佐智子　氏

意見発表　①「取引価格適正化の推進、賃上げを促す助成・特例の拡充」「ＤＸ・生産性向上を担う人材の育成支援」

②「企業による教育訓練の拡充､労働者の主体的な学びへの支援」「多様で柔軟な働き方の推進」

③「人材確保に向けたマッチング支援の強化」「採用活動に活用可能なインターンシップ」

④「活力ある労働市場への政策シフト」

⑤「技能実習制度の見直しと適正運用化」「特定技能制度の制度改善と中小企業の活用支援」「外国人材が働きやすい環境の整備」

⑥「女性の主体的なキャリア形成支援」「女性の就業を阻害する税・社会保障制度の抜本的な見直し」「育児と仕事の両立支援」

自由懇談

3)　公労使による「新しい東京」実現会議

１０月２８日（　７名）　ポストコロナを見据えたクリーンエネルギー中心の社会への転換や、激増するデジタルニーズへの対応の重要性について、公労使で認識を共有し、ＤＸ・ＧＸ人材の確保・育成に関する公労使それぞれの取組を確認することを目的に東京都が開催し、小池都知事、東商・三村会頭のほか、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京経営者協会、連合東京、東京労働局の各代表らが出席し、意見交換を行った。

4)　セミナー

６月　７日～　７月２９日（オンライン３７名）

「テレワークのお悩み解決！テレワークでの人材育成と労務管理について」

㈱テレワークマネジメント　マネージャー・シニアテレワークコンサルタント

鵜　澤　順　子　氏

６月１４日～　７月１４日（オンライン３９名）

「東京都・東京労働局施策説明会～働き方改革、人材確保・育成、生産性向上～」

東京都産業労働局雇用就業部　担当職員

東京労働局雇用環境・均等部、職業安定部　担当職員

⑥　多様な人材活躍委員会

多様な人材活躍委員会では、中小企業における女性、高齢者、障害者等の更なる活躍推進や外国人材の円滑な受入れ及び受入れ拡大に向けた意見・要望活動を展開するとともに、オンラインセミナー等を開催し、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　女性・シニア・外国人材活躍推進専門委員会）

７月　７日（５３名）　※東商労働委員会　合同開催

講演　「東京都の雇用就業施策について」

東京都産業労働局　雇用就業部長　　山　崎　太　朗　氏

議件　「東京都の雇用就業施策に関する重点要望（素案）」について

意見交換

１０月　３日（４４名）　講演　「外国人材の受入れ政策について」

出入国在留管理庁 政策課長　　礒　部　哲　郎　氏

報告　「女性、外国人材の活躍に関する調査」結果概要について

議件　「多様な人材の活躍に関する重点要望（素案）」について

意見交換

報告　男女共同参画に関する　懇談会活動報告について

2)　男女共同参画に関する懇談会

５月２７日（１２名）　議件　今後の活動案について

意見交換

3)　厚生労働省と日商・東商との雇用・労働政策および多様な人材活躍推進に関する意見交換会（共催：労働委員会）

１０月３１日（３６名）　説明　「経済対策（雇用・労働、多様な人材活躍関係）、『賃上げ、人材活性化、労働市場強化』雇用・労働総合政策パッケージについて」

厚生労働省　職業安定局長　　田　中　誠　二　氏
厚生労働省　政策立案総括審議官　　田　中　佐智子　氏

意見発表　①「取引価格適正化の推進、賃上げを促す助成・特例の拡充」「ＤＸ・生産性向上を担う人材の育成支援」
②「企業による教育訓練の拡充､労働者の主体的な学びへの支援」「多様で柔軟な働き方の推進」
③「人材確保に向けたマッチング支援の強化」「採用活動に活用可能なインターンシップ」
④「活力ある労働市場への政策シフト」
⑤「技能実習制度の見直しと適正運用化」「特定技能制度の制度改善と中小企業の活用支援」「外国人材が働きやすい環境の整備」
⑥「女性の主体的なキャリア形成支援」「女性の就業を阻害する税・社会保障制度の抜本的な見直し」「育児と仕事の両立支援」

自由懇談

4)　セミナー

６月３０日～　７月２９日（オンライン１０４名）
「外国人材の採用・定着のコツまるわかりセミナー」
さむらい行政書士法人　行政書士　　正　田　　聡　氏
㈱ワールディング　マネージャー　　池　邊　正一朗　氏

８月　５日～　９月　２日（オンライン１１０名）
「今からでも間に合う！産休・育休制度の基礎知識復習セミナー」
とどろき社会保険労務士法人
代表社員・特定社会保険労務士　　日　隈　久美子　氏

８月　９日～　９月　９日（オンライン１９名）
「障害者雇用ファーストステップセミナー」
厚生労働省職業安定局　障害者雇用対策課長　　小野寺　徳　子　氏
㈱ゼネラルパートナーズ　代表取締役社長　　進　藤　　均　氏
㈱ゼネラルパートナーズ　ａｔＧＰキャリア部門長　　森　田　健太郎　氏
㈱セルム　経営開発部ＮＡＮＡＩＲＯ事業チームＧＭ　　白　砂　祐　幸　氏

１０月２９日～１１月３０日（オンライン８９名）
「１０月施行直前！産後パパ育休・育児休業分割取得への対応セミナー」
とどろき社会保険労務士法人　代表社員・特定社会保険労務士　　日　隈　久美子　氏

5）シンポジウム（主催：男女共同参画に関する懇談会）

９月２６日　　シンポジウム「成長戦略としての女性活躍推進 ～Wのキセキ～」
第一部　基調講演
「女性活躍の実現に向けた政府の取組」
内閣府　男女共同参画局長　　岡　田　恵　子　氏
「企業の未来をつくるダイバーシティ経営」
㈱資生堂　代表取締役 社長 ＣＥＯ　　魚　谷　雅　彦　氏
第二部　事例紹介＆パネルディスカッション
「わたしたちの”キセキ（軌跡）”～中小企業の現場から～」
モデレーター：あしば社労士事務所　代表・特定社会保険労務士
片　岡　正　美　氏
パネリスト：大橋運輸㈱　代表取締役社長　　鍋　嶋　洋　行　氏
㈱小宮商店　管理統括本部長　　伊　藤　裕　子　氏

㈱東レ経営研究所　ダイバーシティ＆ＷＬＢ推進部長
宮　原　淳　二　氏

6）刊行物（企画：男女共同参画に関する懇談会）

女性活躍推進に積極的に取り組んだ結果、新たな成長への原動力を得て、業績の向上につなげた中小企業６社を取材し、各社の取組の「キセキ（軌跡）」をまとめて女性活躍推進取組事例集 「Wのキセキ～女性が輝く職場づくり～」を５万部発行し、東商２３支部の他、全国の商工会議所を通じて中小企業に配布した。

⑦　教育・人材育成委員会

教育・人材育成委員会では、行政や教育機関と連携した若年者へのキャリア教育支援、産業人材の確保・育成、リカレント教育推進等について検討するとともに、高校生を対象としたインターンシップ受入れ推進や、大学生を対象とした東商リレーションプログラムの実施などの活動を展開した。また、「東京２３区の大学における定員抑制への意見」を公表し、産業人材育成に対して、事業活動および政策提言活動の両面からの活動を展開した。

1）委員会

５月１６日　（１９名）　講演　「なぜ世界は早期起業家教育に取り組むのか？」
㈱セルフウイング　代表取締役　平　井　由紀子　氏
意見交換
講演　「教育を祖業とするリバネスが民間企業と共に推進する
次世代教育活動の未来」
㈱リバネス　社長ＣＫＯ　井　上　浄　氏
意見交換

９月３０日　（２３名）　講演　「次期教育振興基本計画の検討状況について」
文部科学省　総合教育政策局　政策課
教育企画調整官　川　村　匡　氏
意見交換
講演　「学び手自身が自らの学びを設計していく未来の学び
～産構審教育イノベーション小委員会中間とりまとめから」
経済産業省　商務・サービスグループ
サービス政策課　教育産業室　室長補佐　柴　田　仁　志　氏
意見交換

2）東商リレーションプログラム

「7.事業　(18)各種支援事業　③人材確保支援事業　6)」を参照

3）リカレント教育推進活動

「7.事業　(11)講演会・講座　⑦日本女子大学との『女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書』に基づく連携事業」を参照

⑧　中小企業委員会

中小企業委員会では、ウクライナ情勢や円安などに伴うエネルギー・原材料価格高騰、また新型コロナウイルス感染症の長期化などによる中小企業への影響について、現場の生の声を集めるべくヒアリングやアンケートなどを実施。中小企業の経営実態をふまえた要望活動を展開するとともに、要望の実現に向けた活動を行った。実現した施策はオンラインセミナーや広報媒体などを通して、タイムリーな発信に取り組んだ。

1）委員会

４月１２日（３５名）　卓話　「令和４年度の中小企業施策について」
中小企業庁　長官官房　総務課長　　小　林　浩　史　氏
報告　「２０２１年度中小企業要望の実現状況について」
「ブロック別政策懇談会の実施結果について」
協議　「中小企業対策に関する重点要望（骨子案）について」
５月２４日（３２名）　卓話　「東京都の令和４年度中小企業施策について」
東京都　産業労働局　商工部長　　緑　川　武　博　氏
報告　「品川支部　２０２３年度中小企業施策に関する要望について」
「ウィズコロナ時代の中小企業金融対策研究会　活動報告について」
協議　「中小企業対策に関する重点要望（素案）について」
６月２２日（３３名）　卓話　「取引条件改善への取組について」
中小企業庁　事業環境部取引課　課長補佐　　善　明　岳　大　氏
協議　「中小企業対策に関する重点要望（案）について」
９月１３日（３３名）　報告　「中小企業委員会　今期の委員会活動実績について」

2)　経営課題に関するアンケート
国・東京都に提出する要望のとりまとめにあたり、経営課題や実態を把握することを目的として実施。
９月２２日～１０月１４日　対　象：都内２３区内中小企業・小規模事業者８，０００社
回答数：１，３０５社（回収率１６．３％）
（うち小規模企業者　６３２社　（４８．４％））

3)　経営課題に関するヒアリング
国・東京都に提出する要望のとりまとめにあたり、企業経営の現場から生の声を収集することを目的として実施。
４月　１日～１０月３１日　（５１件）調査回答企業に対するヒアリング（事業承継対策委員会、新事業・イノベーション創出委員会実施分を含む）

4)　オンラインセミナー
a.　ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信
４月　８日～　４月２１日、４月２２日～　５月　９日（申込数：１２２名）
「スマホでもプロ並み写真！売上アップのための一味違う写真撮影方法」
フォト・パートナーズ㈱　代表取締役　　石　田　紀　彦　氏
４月２８日～　５月１１日、５月１６日～　５月３１日（申込者数：１３７名）
「ＤＸ･イノベーションに取り組む企業必見！関連補助金の徹底解説」
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏
６月１０日～　８月　５日（申込者数：７０名）
「コロナ禍で債務過剰感を抱える企業のための収益改善・
事業再生施策の解説（中小企業庁施策の紹介）」
中小企業庁 事業環境部金融課 課長補佐　　横　田　直　忠　氏
６月２４日～　８月１９日（申込者数：１１９名）
「２０２２年版中小企業白書・小規模企業白書オンライン説明会」
中小企業庁　事業環境部調査室　室長補佐　　西　田　明　生　氏
７月２５日～　８月　６日、８月　８日～　８月２０日（申込者数：４１名）
「アフターコロナでの販路開拓のキホン
-対面とオンライン双方を武器に-」
㈱オージュ・コンサルティング　代表取締役　　大　森　　渚　氏
８月　９日～　８月２３日、８月２４日～　９月　７日（申込者数：７２名）

「事業承継実施企業もこれからの企業も必見！事業承継補助金の活用術」
㈱ＭＡＳＵＫＯ　代表　中小企業診断士　　増　子　慶　久　氏
※事業承継対策委員会との共催

８月１８日～　９月　２日、９月　５日～　９月１６日（申込者数：１０５名）
「スモールビジネスの事業転換を成功させる新事業開発」
合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏

１０月　７日～１０月２１日、１０月２４日～１１月　５日（申込者数：１０１名）
「検索されるブランドになる！売れるネーミングのつくり方」
㈱エスト・コミュニケーションズ　代表取締役　　弓　削　　徹　氏

１０月１７日～１１月１５日（申込者数：８９名）
「これだけは知っておきたい！
将来に向けた家計管理と資産形成のキホン」
日本証券業協会　金融・証券インストラクター　　川　口　由　美　氏

5)　東京の中小企業振興を考える有識者会議

東京都が中小企業振興を中長期的な視点から計画的・総合的に展開することを目的として、今後１０年間を対象とした「中長期ビジョン」の策定およびＰＤＣＡのため設置された小池都知事直下の会議に大久保委員長が参画。イノベーション創出支援や起業・創業促進、スタートアップ支援等、東商の意見を陳述し、令和５年度予算では多数の項目で要望内容が反映された。

⑨　事業承継対策委員会

中小企業経営者の高齢化が進展しており、今後数年の間に事業承継に直面する中小企業・小規模企業の増加が予想されている。事業承継対策委員会では、中小企業が事業承継に取り組む上での課題を整理・分析するとともに、現経営者側・事業を引き受ける後継者側・支援者側それぞれの立場から意見収集を行ない、国や東京都に対して必要な支援策や政策を要望した。また、オンラインセミナーや広報媒体などを通し、Ｍ＆Ａなどの支援策の情報発信に取り組んだ。

1)　委員会

４月２７日（３４名）　　卓話　「中小企業の事業承継施策について」
中小企業庁　事業環境部　財務課　課長補佐　　平　田　卓　也　氏
報告　「ブロック別政策懇談会について」
協議　「昨年度意見書の実現状況と中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（骨子案）について」

５月２５日（２８名）　　卓話　「事業承継・再生支援事業について」
東京都　産業労働局　商工部　経営支援課長　　佐　藤　拓　也　氏
「東京都事業承継・引継ぎ支援センターについて」
東京都事業承継･引継ぎ支援センター　統括責任者　　吉　田　　亨　氏
協議　「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（素案）について」

６月２３日（３０名）　　卓話　「ビジネスサポートデスクによる支援について」
東京商工会議所　ビジネスサポートデスク（東京南）課長　　安　部　泰　起
協議　「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（案）について」
報告　「中小・小規模事業者のためのＭ＆Ａハンドブック（仮）作成について」

９月２９日（３１名）　　報告　「事業承継対策委員会　今期の委員会活動について」

2)　事業承継セミナー

a.　オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）

８月　９日～　８月２３日、８月２４日～　９月　７日（申込者数：７２名）
「事業承継実施企業もこれからの企業も必見！事業承継補助金の活用術」
㈱ＭＡＳＵＫＯ　代表　中小企業診断士　　増　子　慶　久　氏
※中小企業委員会との共催

９月１５日～１０月１４日（申込者数：２０名）
「【東京中小企業投資育成株式会社】投資育成会社による経営承継支援」
東京中小企業投資育成㈱　ビジネスサポート部　　中　野　威　人　氏

１０月　３日～１１月　７日（申込者数：３１名）
「安心して後継者に譲るためには、どうすればいい？
後継者に焦点を当てた事業承継の進め方」
㈱ＭＡＳＵＫＯ　代表　中小企業診断士　　増　子　慶　久　氏

１０月２４日～１１月１４日（申込者数：２２名）
「国が支援する友好的な後継“社”への事業承継」
㈱経営承継支援　代表取締役社長　　笹　川　敏　幸　氏

１０月２８日～１１月２１日（申込者数：２７名）
「最近よく聞くM&Aマッチングプラットフォームとは？
～利用する際に抑えておきたいポイント～」
㈱バトンズ　取締役ＣＳＯ　　鈴　木　安　夫　氏

b.　オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅライブ配信・ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）
９月１６日、　９月１６日～　９月３０日（申込者数：９７名）
「時代が変化する今こそ事業承継について考えよう！
中小企業経営者のための事業承継対策」
北澤淳税理士事務所　代表　　北　澤　　淳　氏
※㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサティングとの共催

3)　金融機関との事業承継勉強会
７月２０日（５０名）　　㈱きらぼし銀行との事業承継勉強会
北澤淳税理士事務所　代表　　北　澤　　淳　氏
(公財)東京都中小企業振興公社　総合支援部　総合支援課　統括主任　　鈴　木　倫　孝　氏

4)　中小企業の事業承継対策のため施策・事例の情報発信
ホームページ、「事業承継支援ポータルサイト」や東商マイページを通じて、事業承継税制や事業承継ファンド、M&Aなどの施策の解説や事例紹介などのコラム（４件）を発信した。

⑩　新事業・イノベーション創出委員会

新事業・イノベーション創出委員会では、起業・創業の促進や、創業後の事業継続、成長実現に向けた実態把握のため、創業・スタートアップ実態調査を実施。実態をふまえた要望を検討し中小企業対策要望に内容を反映したほか、各種事業を検討・実施。アントレプレナーシップ醸成に向けた起業家講演会や、中堅・中小企業とスタートアップのマッチングピッチイベントなどの事業を開催した。

その他、中小企業におけるイノベーション活動の促進、成果創出の実現に向け、産学公連携を通じたオープンイノベーション支援など、中小企業のイノベーション活動の促進、支援に取りんだ。

1)　委員会
５月１７日　（２７名）　　卓話　「スタートアップの現状と課題、必要な支援について」
三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング㈱政策研究事業本部
経済政策部産業イノベーショングループ長・主任研究員　　齋　藤　　禎　氏
協議　・「創業・スタートアップ実態調査」報告書（案）について

・起業・創業の促進に向けた要望項目（案）について
９月２１日　（２６名）　報告　・今期の委員会活動について
・「東商イノベーションスクール」ついて
意見交換

2)　専門委員会
４月２８日　（　６名）　協議　・「創業・スタートアップ実態調査」報告書（案）について
・起業・創業の促進に向けた要望項目（案）について
・「中小企業のためのイノベーションポータル」
事例企業（案）について
報告　・「中小企業のイノベーション促進に向けた提言」
要望事項の実現状況について
・今後のスケジュールについて

3)　起業家講演
６月２０日　中央大学
合同会社クアッガ　代表　斉　藤　優　也　氏
６月２２日　明治大学
㈱オープンロジ　代表取締役　伊　藤　秀　嗣　氏
７月　４日　青山学院大学
㈱ＳＵＰＥＲ　ＳＴＵＤＩＯ　取締役ＣＲＯ　真　野　勉　氏

4)　創業・スタートアップ実態調査（公表：７月１５日）
起業・創業の促進や、創業後の事業継続、成長実現に向け、創業後１０年以内の企業における経営の現状や課題などを調査・分析し、実態をふまえた政策提言活動の展開や、必要な支援策を検討するため実施。
調査結果を分析し、６社の創業事例を盛り込んだ報告書を取りまとめ公表した。本調査によって明らかとなった課題に対する要望事項については、中小企業委員会発出の中小企業対策要望へ反映した。
【「創業・スタートアップ実態調査」概要】
▽調査期間：２０２２年2月１７日（木）～3月４日（金）
▽調査対象：業歴１０年未満の都内中小企業事業者１２，０００社
▽回 答 数：１，１４８社(回答率９．６％)

5)　オンラインセミナー・イベント
９月　６日　（４４名）　スタートアップ×中堅・中小企業マッチングイベント
※ハイブリット形式　共催：大阪商工会議所、協力：ＮＥＸｓ　Ｔｏｋｙｏ

6)　産学公連携相談窓口
オープンイノベーションを通じ、中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ知見を広く活用できるよう橋渡しを行う事業。２０１３年3月の窓口開設から２１１件（本年度３３件）の申し込みを受け付け、大学から６９２件の回答があり、うち６６件が共同研究、受託研究へと進展した。
産学公連携相談窓口の協力機関は以下の５０大学、２研究機関、９区、２２金融機関。
＜協力研究機関(順不同)＞
青山学院大学、宇都宮大学、お茶の水女子大学、神奈川工科大学、関西大学、近畿大学、慶應義塾大学、工学院大学、駒澤大学、産業技術大学院大学、産業能率大学、滋賀大学、芝浦工業大学、城西大学、上智大学、情報経営イノベーション専門職大学、第一工科大学、拓殖大学、千葉大学、千葉工業大学、中央大学、帝京大学、電気通信大学、東海大学、東京海洋大学、東京工科大学、東京工業大学、東京国際工科専門職大学、東京電機大学、東京都市大学、東京都立大学、東京理科大学、東洋大学、東洋美術学校、

鳥取大学、新潟大学、日本工学院専門学校、日本工学院八王子専門学校、日本大学、日本医科大学、日本工業大学、日本女子大学、日本獣医生命科学大学、文化学園大学、法政大学、武蔵大学、明治大学、明星大学、立正大学、立命館大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

＜協力支援機関(順不同)＞

荒川区、北区、江東区、品川区、杉並区、墨田区、台東区、千代田区、港区、朝日信用金庫、足立成和信用金庫、亀有信用金庫、㈱きらぼし銀行、興産信用金庫、江東信用組合、小松川信用金庫、芝信用金庫、㈱商工組合中央金庫、城南信用金庫、城北信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、大東京信用組合、東榮信用金庫、東京信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、㈱日本政策金融公庫、東信用組合、中ノ郷信用組合

7)　東商テクノネット事業

メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信

技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベントを中心にホットな情報をタイムリーに配信している。２０２２年３月は約２，９００件だった中小企業製造業配信先も２０２３年３月時点では約３，２００件へと拡大､ほぼ毎週末配信を行い、合計で４３回１２０件の情報を配信した。

⑪　国際経済委員会

新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵攻を契機とした、往来制限やサプライチェーンの見直しによる貿易・投資環境の変化、カーボンニュートラルの実現に向けた世界的な動き、米中対立に起因する経済安全保障問題など、企業を取り巻く課題・問題点を洗い出すとともに、コロナ禍における海外展開や各社の対応なども含めて､「地政学リスク、ウィズコロナ時代における中小企業の海外ビジネス促進に向けて」と題する提言を取りまとめ、１０月２０日公表するとともに関係省庁・機関に提出した。

1)　委員会（いずれも日本商工会議所　中小企業輸出投資専門委員会との合同開催）

７月２２日（３８名）　説明：海外展開・国際ビジネスに関する政策提言の骨子（案）
意見交換

１０月　４日（５０名）　討議・説明　中小企業の海外ビジネス促進に向けた政策提言（案）について
意見交換
講演　「国際情勢の展開とビジネスへの影響」
日本国際問題研究所　所長　　市　川　とみ子　氏

2)　ワーキンググループ

５月１０日（１４名）　説明　政策提言の作成に向けた論点（案）について
意見交換

５月１３日　（７名）　説明　政策提言の作成に向けた論点（案）について
意見交換

3)　新型コロナウイルス禍における各国・地域の動向の発信

a.　ホームページの公開

４月　１日～　新型コロナ禍で頻繁に更新される渡航制限の緩和状況や各国・地域の最新動向、経済・貿易関連セミナー情報等を東京商工会議所ホームページで公開。

b.　資料「各国・地域の動向」の常議員会報告・ホームページ公開

主要な国際経済トピックスを一覧にまとめた各国・地域の情勢を、朝田委員長より常議員会で報告。資料はホームページで公開した。

⑫　社会保障委員会

社会保障委員会では、高齢化・人口減少に伴い増加を続ける現役世代と事業者の医療・介護保険料負担を抑

制するためには、誰が、誰を、どの程度、どのように支えるか、を冷静に分析したうえでの保険制度の抜本的な見直しが必要との認識のもと、医療と介護の負担と給付、医療や介護サービスの質の維持・向上、社会保障制度の持続可能性などをテーマに検討を進め、社会保障審議会各部会等での意見活動を展開するとともに、「医療・介護制度の見直しに関する提言～持続可能な提供体制・保険制度の構築に向けて～」をとりまとめ、１０月２４日に公表した。

※いずれも日商社会保障専門委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

６月　３日　（３２名）　講演　「全世代型社会保障構築会議『中間整理』、ならびに今後の議論の方向性について」
内閣官房　全世代型社会保障構築本部事務局　審議官
鹿　沼　　均　氏
意見交換
講演　「介護保険制度をとりまく状況と今後の展望」
厚生労働省　老健局　介護保険計画課長　　日　野　　力　氏
意見交換
事務局説明

７月２６日　（２８名）　講演　「介護保険制度の課題と展望」
㈱ニッセイ基礎研究所　主任研究員　　三　原　　岳　氏
講演　「介護事業の現場が抱える課題と対応」
㈲ケア・プランニング　社長　　中　原　修二郎　氏
意見交換
事務局説明　「医療・介護保険制度に関する提言　骨子（案）」について
意見交換

2)　セミナー

６月３０日　（１７名）　オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）「被用者保険適用拡大、制度の仕組みから社内準備まで詳しく解説」
～７月１４日
社労士事務所ワークライフサポート
社会保険労務士　　山　本　七　重　氏

⑬　エネルギー・環境委員会

「２０５０年カーボンニュートラル実現に向けたクリーンエネルギー戦略に対する意見（案）」に関する意見交換のほか、カーボンニュートラルを巡る国内外の最新動向について情報提供を行った。

1)　委員会

５月１０日　（４５名）　講演「２０３０年カーボンハーフに向けた取組の加速 -Ｆａｓｔ　ｆｏｒｗａｒｄ　ｔｏ　“Ｃａｒｂｏｎ　Ｈａｌｆ”-」
東京都　環境局　環境政策課　課長　　神　山　　一　氏
講演「クリーンエネルギー戦略の策定に向けた検討状況について」
資源エネルギー庁　長官官房　総務課　戦略企画室　室長　　西　田　光　宏　氏
報告「２０５０年カーボンニュートラル実現に向けたクリーンエネルギー戦略に対する意見（案）について」
報告「東商環境アクションプラン２０２１年度実績及び第２期同プランの策定報告」
※日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同委員会として開催。

2)　セミナー

４月８日～（１０２名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】ウクライナ侵攻と欧州

エネルギー危機から学ぶ！！ -エネルギーの安定供給の重要性-
常葉大学　名誉教授　国際環境経済研究所　副理事長兼所長　　山　本　隆　三　氏
６月１７日～（５９名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】脱炭素設備の導入で税額控除又は特別償却の活用を！！ -カーボンニュートラルに向けた投資促進税制-
関東経済産業局　資源エネルギー環境部　カーボンニュートラル推進課　係長　　渋　谷　武　広　氏
７月２２日～（４３名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】電力需給ひっ迫に備えて事業者が取り組めること -ＨＴＴ＜H減らす・T創る・T蓄める＞支援策の紹介-
東京都　産業労働局　産業・エネルギー政策部　計画課長　　小　島　正　禎　氏
９月３０日～（１９１名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】ＣＮ「まるわかりセミナー（実践編）」【第１回】中小企業の脱炭素行動はここから！！ -目標設定と見える化「中小企業版ＳＢＴ」-
㈱エネルギーソリューションジャパン　代表取締役　　田　﨑　剛　史　氏
１０月２１日～（６８名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】ＣＮ「まるわかりセミナー（実践編）」【第２回】中小企業でも始められる！環境経営マネジメント -環境経営の基礎づくり-
（一財）持続性推進機構　専務理事　　佐　藤　隆　史　氏
１０月２１日～（１２８名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】今こそ、省エネ！！【第１回】中小企業のコスト削減と脱炭素の基本 -エネルギーの把握・見える化-
（一財）省エネルギーセンター　省エネ技術本部　診断指導部　主幹　　鈴　木　伸　隆　氏
１１月１８日～（４９名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】ＣＮ「まるわかりセミナー（実践編）」【第３回】大企業だけじゃない！中小企業の再エネ電力１００％化 -中小企業版ＲＥ１００-
再エネ１００宣言　ＲＥ　Ａｃｔｉｏｎ協議会　　金　子　貴　代　氏
１１月１８日～（６８名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】今こそ、省エネ！！【第２回】中小企業でも始められる！！効果的な省エネ事例 -オフィス編-
（一財）省エネルギーセンター　省エネ技術本部　診断指導部　主幹　　鈴　木　伸　隆　氏
１２月２３日～（９８名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】今こそ、省エネ！！【第３回】中小企業でも始められる！！効果的な省エネ事例 -工場編-
（一財）省エネルギーセンター　省エネ技術本部　診断指導部　主幹　　鈴　木　伸　隆　氏

⑭　経済法規委員会

経済法規委員会は、企業に関わる経済法制の調査研究を通して、中小企業が効率的で活力ある経済活動を展開できる環境を整備するとともに、企業の法務対応力の向上を後押しするとの基本方針のもと、中小企業経営に影響の大きい経済法制の新設・改正に対する意見活動や、委員会下に設置したワーキンググループでのヒアリング活動を行った。また周知・啓発活動の一環として、東商マイページで、物価上昇に対応した取引適正化に向けた最近の取組みや各種施策についての中小企業庁・公正取引委員会による解説動画を配信した。

1)　委員会

１０月１２日　（２３名）議事「フリーランス保護法案について」
中小企業庁事業環境部取引課長　鮫島　大幸　氏
議事「新たな担保法制（事業成長担保権）の検討状況について」
議事　「今期の活動報告について」
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催

2)　担保法制検討ワーキンググループ

座長　弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

法学博士・早稲田大学名誉教授・弁護士　近　江　幸　治　氏
委員　旭化成㈱　法務部長　下　平　高　志　氏
委員　旭化成㈱　弁護士　法務部　主査　小　原　和　広　氏
委員　朝日信用金庫　常務理事　岩　田　光　司　氏
委員　国分グループ本社㈱　法務部長　徳　永　雅　憲　氏
委員　全国中小企業団体中央会　政策推進部　副部長　今　村　哲　也　氏
委員　髙井総合法律事務所　代表弁護士　髙　井　章　光　氏
委員　㈱みずほ銀行　法務部　次長　佐　藤　　亮　氏
委員　山崎金属産業㈱　社長　山　崎　洋一郎　氏
オブザーバー　国分グループ本社㈱　松　尾　聡　子　氏

４月１５日　（　６名）　議題「第１４回担保法制審議の概要」
議題「第１５回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）について」
５月１３日　（１０名）　議題「第１６回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）について」
６月１０日　（　８名）　議題「第１８回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）について」
７月　８日　（　９名）　議題「第２０回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）について」
８月　５日　（　８名）　議題「第２２回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）について」
９月　２日　（１０名）　議題「第２４回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）について」
９月２２日　（　７名）　議題「第２５回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）について」

※以上すべて新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

3)　周知・広報

７月２０日配信　【ポイント解説】取引適正化に向けた施策の最新動向　（第一部）公正取引委員会の取組みについて
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部　企業取引課長　守　山　宏　道　氏

８月　５日配信　【ポイント解説】取引適正化に向けた施策の最新動向　（第二部）中小企業庁の取組みについて
中小企業庁　事業環境部　取引課長　鮫　島　大　幸　氏

⑮　知的財産戦略委員会

知的財産戦略委員会では、中小企業の知財創造・活用と、保護・取引適正化に向け、内閣府　知的財産戦略本部　構想委員会･本会合や産業構造審議会　知的財産分科会　不正競争防止小委員会等、８会議体に参画し、政府への働きかけを強化した。

1)　委員会

６月２０日　（４６名）講演　「知的財産を活用した企業経営について」
㈱ＤＧ　ＴＡＫＡＮＯ　代表取締役　高　野　雅　彰　氏
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

2)　会員限定配信コンテンツ

６月１６日　『今すぐ始められる！知財の「ひ・け・し・せん・こう」』
～第１回　知的財産が企業価値になる時代～
（一社）　知的財産研究教育財団　竹　本　和　広　氏／仲　　晃　一　氏

６月２９日　『今すぐ始められる！知財の「ひ・け・し・せん・こう」』
～第２回　『ひ』秘密保持は強力なガード～
（一社）　知的財産研究教育財団　竹　本　和　広　氏／仲　　晃　一　氏

７月１４日　『今すぐ始められる！知財の「ひ・け・し・せん・こう」』
～第３回　『け』契約を理解してトラブル回避～
（一社）　知的財産研究教育財団　竹　本　和　広　氏／仲　　晃　一　氏

７月２８日　『今すぐ始められる！知財の「ひ・け・し・せん・こう」』
～第４回　『し』商号登記と商標は別物！～
（一社）　知的財産研究教育財団　竹　本　和　広　氏／仲　　晃　一　氏
８月２４日　『今すぐ始められる！知財の「ひ・け・し・せん・こう」』
～第５回　『せん』専門家の力を最大限に活用！～
（一社）　知的財産研究教育財団　竹　本　和　広　氏／仲　　晃　一　氏
９月　７日　『今すぐ始められる！知財の「ひ・け・し・せん・こう」』
～第６回　『こう』交渉は準備が８割～
（一社）　知的財産研究教育財団　竹　本　和　広　氏／仲　　晃　一　氏

3)　セミナー
１０月１２日　（８５名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】
～１１月１１日　　ＤＸ時代に理解しておくべき著作権コンプライアンスの新常識 ／
ＮＦＴコンテンツと著作権
(一社)学術著作権協会　事務局長　石　島　寿　道　氏
橋元綜合法律事務所　弁護士　市　村　直　也　氏

⑯　首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、東京および首都圏の国際競争力強化に資するインフラ整備の促進と整備のスピードアップについて、前期から継続して国及び東京都へ要望した。また、カーボンニュートラルを目指したまちづくり、利便性の高いまちづくりのためのデジタル技術の活用、人口減少下の快適で安全・安心なまちづくり、東京ベイエリアの開発推進について新規に要望した。

1)　委員会
５月１７日　（３６名）講話　人口減少下の大都市
日本大学　経済学部　教授　　中　川　雅　之　氏
報告　ブロック別政策懇談会（まちづくり）について
討議　東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望(案)について
１０月１２日　（３８名）講演　水都東京の歴史・文化をはぐくむまちづくり
日本大学　理工学部　まちづくり工学科　教授　　阿　部　貴　弘　氏
講話　アートや古民家再生等を通じて、地域の魅力を磨く新たなまちづくり
國學院大學　観光まちづくり学部観光まちづくり学科教授
椎　原　晶　子　氏
報告　今期の主な活動について
2)　幹事会
４月２８日　（　８名）報告　ブロック別政策懇談会（まちづくり）について
討議　東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望(案)について
１０月　４日　（　８名）豊洲ミチノテラス　視察会
懇親会

⑰　災害対策委員会

災害対策委員会では、都市防災力の強化に向け、東京都との意見交換会や国や東京都に対する要望を行った。また、中小企業のＢＣＰ策定支援セミナーを実施するとともに、会員企業の防災意識の醸成に向け、東商マイページや東商新聞を通じた普及啓発等を行った。

６．会議　(7)委員会（２０２２年１０月３１日以前）

1)　委員会

６月１６日　（３７名）　講話　「治水とにぎわい形成」
国土交通省　水管理・国土保全局長　井　上　智　夫　氏
講話　「東京都における最近の防災対策について」
東京都総務局総合防災部　防災計画課　計画調整担当課長　宮　原　祐　二　氏
東京都総務局総合防災部　防災管理課　事業調整担当課長　森　本　浩　一　氏
報告　ブロック別政策懇談会（まちづくり）について
報告　会員企業の防災対策に関するアンケート２０２２年調査結果について
報告　東京都総務局幹部と災害対策委員会幹部との懇親会結果概要について
報告　当面の主なスケジュールについて
報告　「Ｔｏｋｙｏ　Ｃｏｏｌ　Ｈｏｍｅ　＆　Ｂｉｚ　～ＨＴＴ＜Ｈ減らす・Ｔ創る・Ｔ蓄める＞～」について
報告　東商議員選挙について

７月２６日　（２８名）　講話　「火山噴火と事業継続―富士山噴火災害の影響―」
東京海上ディーアール株式会社ビジネスリスク本部
主席研究員　津　田　喜　裕　氏
講話　「火山防災対策の推進について」
内閣府　防災担当審議官　五　味　裕　一　氏
討議　国・東京都の防災・減災対策に関する重点要望（骨子素案）について

９月２９日　（３３名）　講話　「これからの企業の防災・減災対策について」
国立研究開発法人 防災科学技術研究所　理事長　林　春　男　氏
講話　企業の防災人材育成について（日本危機管理士機構の活動）
特定非営利活動法人日本危機管理士機構　理事長　市　川　宏　雄　氏
討議　国・東京都の防災・減災対策に関する重点要望（案）について
報告　今期の主な活動について

2)　東京都総務局幹部と東京商工会議所災害対策委員会幹部との懇談会

挨拶　東京都総務局　理事　早　川　剛　生　氏

５月１３日　（１２名）　説明　東京都の帰宅困難者対策について
東京都総務局　総合防災部　事業調整担当課長　森　本　浩　一　氏
意見発表　東京商工会議所　災害対策委員長　中　山　泰　男
災害対策委員会共同委員長　田　畑　日出男
災害対策委員会共同委員長　後　藤　　清

3)　都市防災力の強化に向けた活動

a. 防災関連情報・施策の周知

・東商新聞８月２０日号「防災特集」
・メールマガジンの配信（２回）
・「ＢＣＰなど企業の防災対策支援」ウェブページでの情報提供（会員企業が提供する安否確認サービス６社等）
・東商マイページでの情報提供
７月２６日【国土交通省における最新の防災対策について】「治水とにぎわい形成」、７月７日帰宅困難者問題を考える、６月２７日【首都直下地震最新の被害想定も解説】東京都における最近の防災対策について
・東京都の防災関連事業・施策普及への協力
（「帰宅困難者対策啓発ポスター」掲載協力、「防災ウーマンセミナー」周知協力、「防災コーディネーター育成研修」周知協力、「一時滞在施設戦略アドバイザー支援事業」周知協力、「一斉帰宅抑制推進企業認定制度」周知協力、「東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業」周知協力、「一時滞在施設スマートフォン等充電環境整備補助事業」周知協力、「発災時の一斉帰宅抑制普及啓発キャンペーン」周知協

力）

4)　中小企業のＢＣＰ策定支援事業

７月２７日　（５４名）「ＢＣＰ策定支援セミナー　中小企業がいま押さえるべきＢＣＰの必要性と中小企業強靭化法について」

東京海上日動火災保険㈱　広域法人部
次長　　中　村　郁　雄　氏

⑱　観光委員会

入国者数制限の緩和や外国人観光客の受け入れ再開、さらには、２０２２年５月に世界経済フォーラムが発表した観光ランキングにおいて、日本が初めて世界１位に選ばれるなど、観光業を取り巻く環境は、一部にようやく明るい兆しが見えてきている。加えて、２０２５年に「日本国際博覧会（大阪・関西万博）」の開催を控え、わが国の観光需要の本格的な回復が期待される。こうした状況を踏まえ、東京の観光復活に向けて、わが国のゲートウェイである首都・東京が核となり、広域な交流創造を行うとともに、訪都旅行需要の喚起や受入体制の整備・強化に向けた具体的なプランを示し、着実な実行を求める観点から、会員企業の声を踏まえ、国・都に対する要望を行った。

また、事業面では、「東京の魅力再発見プロジェクト」を継続推進し、郷土愛醸成や観光関連産業の早期復活を目的とした「東京三昧カレンダー」（２３区の観光情報発信デジタルブック）や「ＴＯＫＹＯショーケース」（２３区内の銘品を展示販売する物産展）、「東京の魅力再発見視察会」による情報発信を行った他、２３区の観光協会等で構成される「東京の観光を考える懇談会」を通して、「渋沢栄一デジタルスタンプラリー」を実施するなど、東京２３区の地域間の連携事業を実施し、観光振興に努めた。

1)　委員会

６月２４日　（５１名）　講演　「大阪・関西万博に向けた大阪・関西の観光振興について」
大阪府特別顧問／大阪市特別顧問
大阪公立大学研究推進機構特別教授
大阪公立大学観光産業戦略研究所長　　橋　爪　紳　也　氏
報告　「第３回 地域の魅力向上懇談会」結果概要について
討議　「東京の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望（素案）」について

９月　２日　（４１名）　講演　「外国人から見た日本文化の魅力」
㈱ジャーマン・インターナショナル
代表取締役社長　ルース・マリー・ジャーマン　氏
報告　今期活動報告等について

2)　幹事会

５月２６日　（　５名）　議題　「２０２２年度 東京都要望に向けた検討について」

3)　地域の魅力向上懇談会

５月１８日　（２０名）　意見発表　コロナ禍における観光振興のあり方について

4)　東京の観光を考える懇談会

本懇談会は、東京２３区の地域間連携促進と各エリアの魅力向上、域内観光の推進を目的に、各区の観光協会、区役所観光課等の職員により構成。具体的な連携事業「渋沢栄一デジタルスタンプラリー」の実施に向けて、実務担当者を中心としたテーマ別会議を開催した。

a．会議

４月２６日　（４０名）　　説明　（１）２３区観光協会等と東商との連携事業について
（２）令和４年度 東京観光財団支援事業について
意見交換　「２３区観光協会等と東商との連携事業について」

b．テーマ別会議

８月３０日　（１４名）　　説明　「渋沢栄一デジタルスタンプラリー」概要説明
質疑応答

5)　東京三昧カレンダー

「東京三昧カレンダー」は、東京が持つ多様な文化と知られざる魅力の発信、郷土愛醸成の機会提供、またコロナ禍収束後の観光関連産業への早期復活支援を目的とした情報誌。東京２３区の観光協会・区役所協力のもと、各地域に密着した魅力的なイベント・観光情報を、四半期に１回、デジタルブック形式で発刊している。

６月　１日　　「東京三昧カレンダー２０２２夏号」発刊　　８，８６３ＰＶ
（６月９日～８月３１日）

９月　１日　　「東京三昧カレンダー２０２２秋号」発刊　１８，７２１ＰＶ
（９月５日～１１月３０日）

6)　東京の魅力再発見視察会

本視察会では、コロナ禍で打撃を受けている都内観光の消費喚起、観光関連産業の早期復活を図るとともに、東京の多彩な魅力に触れ、関心を深めていただくことを通じ、東京に対する郷土愛を醸成することを目的に、五街道をテーマとしてシリーズ開催した。

６月１０日　（１９名）　　第３弾「変わらぬ文化と技術がいまに息づく甲州街道・内藤新宿」視察会
視察先：新宿歴史博物館、新宿高野本店、染の里おちあい

１０月２８日　（１９名）　　第４弾「歴史と文化芸術で五感をみたす秋の日光街道・千住宿」視察会
視察先：足立区立郷土博物館、千住大橋を起点とした旧日光街道、
六町ミュージアム・フローラ、昭和の家

7)　渋沢栄一デジタルスタンプラリー

東京２３区内の渋沢栄一ゆかりの地３３ヵ所をめぐるデジタルスタンプラリー。観光委員会が、２３区の観光協会等を集めて組織する「東京の観光を考える懇談会」によって初めて具体化された事業。新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受ける都内観光関連産業の復活に向けて、複数の区と共同して開催することにより、人流回復や観光需要を促進するとともに、地域間連携を促す目的で実施した。

９月１６日～１０月３１日　　総参加者数　１，９０８名

8)　ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２２

都内観光関連産業の早期復活に向け、全国からの来場者に対して東京の知られざる魅力の発信を行うことで、訪都需要および都内の観光消費を喚起することを目的に、本展示会へ初出展した。約１２万人の来場者に対して、これまで観光委員会で推進をしてきた「東京の魅力再発見プロジェクト」に関連した取組み（「東京三昧カレンダー」、「東京の魅力再発見視察会」、「ＴＯＫＹＯショーケース」）や「渋沢栄一デジタルスタンプラリー」のパネル展示を通して、東京の観光情報や文化等を発信した。また、視察会の訪問先である「染の里おちあい」の協力を得て、型染体験のコーナーを設置。３日間の稼働で１３９名が伝統技術を体験した。

９月２２日～２５日　　会　　場：東京ビックサイト 東展示棟

9)　江戸・東京の魅力再発見　ＴＯＫＹＯショーケース

東商本部ビル（丸の内二重橋ビル）１階の多目的スペースを活用した都内観光事業者・観光団体等による、展示・販売イベントを初めて開催した。本事業の実施を通じ、長引くコロナ禍で疲弊する域内観光や地元消費喚起を図るとともに、都民・都内事業者の東京への郷土愛を醸成し、観光振興を図った。

５月１１日・１２日　　会　　場：東京商工会議所　本部ビル１階　多目的スペース内
出展団体：①小津和紙（販売）
②墨田区観光協会（展示・販売）
③中央区観光協会（展示・販売）
④東京観光財団（展示）
⑤東京北区観光協会（展示・販売）
⑥東京都歴史文化財団（展示・販売）
⑦はとバス（バスツアー案内・販売）
⑧東京商工会議所（展示・販売）

⑲　ものづくり推進委員会

コロナ禍をきっかけとした、社会・経済環境の急速な変化に加え、半導体不足、各種資源・原材料価格の高騰など、製造業を取り巻く環境は厳しさを増しているなか、会員企業へものづくりに関する最新の情報や好事例を提供することを活動の柱とし、経済産業省製造産業局長を招いての卓話や意見交換等を行った。

1)　委員会

６月２７日　（３０名）　卓　話　「日本のものづくりの課題と今後の展望
～『２０２２年版ものづくり白書』から～」
経済産業省製造産業局長　　藤　木　俊　光　氏
協　議　スマートものづくり実践事例集の継続した事例収集・発信について
報　告　・本支部懇談会・視察会（板橋支部）実施概要について
・「自社製品開発支援事業」について

９月２０日　（２８名）　意見交換　今期活動の振り返り
報　　告　・「自社製品開発支援事業」について
・スマートものづくり実践事例集について
・オンライン工場視察会について

2)　オンラインセミナー

１０月１２日　（５０名）　製造業のＰＲ力強化に！コロナ禍でオンライン工場見学を実践
ウォータージェット加工工場のオンライン見学付
Ｗｅｂ活用経営㈱　代表取締役　　小　野　春　世　氏
㈱米山製作所　代表取締役　　米　山　俊　臣　氏
※工業部会との共催

ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信
７月１１日～９月９日　　２０２２年版ものづくり白書オンライン説明会
（申込者：４４名）　　経済産業省　製造産業局　ものづくり政策審議室　　高　橋　佑　輔　氏

⑳　流通・サービス委員会

国内ＧＤＰ・雇用の約７割を占め、地域経済を支える流通・サービス産業の底上げのため、流通・サービス事業者に対して、経営に役立つ情報を提供するべく、各事業を展開した。「流通・サービス業の成功事例を学ぶ勉強会」、「流通・サービスシンポジウム」を開催した他、オンラインセミナーやポータルサイト「東商 流通・

サービスＮａｖｉ」を通じて、流通・サービス事業者の経営基盤の強化に資する情報提供を行った。

1)　委員会

７月１１日　（２７名）　説明　昨年度委員会活動報告と今後の活動について
講演　「ＤＸを実現するためのＣＸ・ＥＸとは」
ＮＲＩデジタル㈱　ＤＸ企画プロデューサー　吉　田　純　一　氏

１０月２７日　流通・サービスシンポジウム／流通・サービス委員会

（１１５名）　＜シンポジウム＞
基調講演　「流通・サービス業のこれから」
マーケティングアナリスト、流通アナリスト　渡　辺　広　明　氏
パネルディスカッション
「５年先の流通・サービス業を考える～卸売・小売・物流～」

（３６名）　＜流通・サービス委員会＞
報告　「今期（２０１９年１１月～）の活動報告」

2)　幹事会

５月１９日　（　４名）　議題　「昨年度活動報告と今期の委員会活動について」
説明　活動報告、活動内容案について
意見交換

3)　流通・サービス業の成功事例を学ぶ勉強会

７月　５日　（２１名）　講演　「中小企業白書・小規模企業白書の解説と好事例企業紹介」
中小企業庁 事業環境部 調査室　瀧　澤　宏　也　氏
意見交換

4)　オンラインセミナー

５月１８日～　６月３０日（６０名）
「飲食店のためのＤＸセミナー ＜第１回　導入編＞」
㈱飲食店繁盛会　代表取締役　笠　岡　はじめ　氏

５月１８日～　６月３０日（４０名）
「飲食店のためのＤＸセミナー ＜第２回　事例編＞」
㈱飲食店繁盛会　代表取締役　笠　岡　はじめ　氏

７月１９日～　８月３１日（７３名）
講演　「ｗｉｔｈコロナ時代のリアル店舗経営ー売上アップ３つの視点ー」
㈱船井総合研究所　チーフ経営コンサルタント　丹　羽　英　之　氏

5)　東商　流通・サービスＮａｖｉ

コロナ禍で大きな影響を受けた「流通・サービス業」の事業者を支援するために開設された本サイトでは、事業継続、売上確保や新事業への挑戦などの経営に役立つ情報を提供している。２０２２年１０月に、リニューアルを実施した。

ＵＲＬ：ｈｔｔｐｓ：／／ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ－ｄｓｃ．ｃｏｍ／
開設日：２０２０年１０月２日

掲載内容：支援施策情報／動画セミナー／コラム／イベント情報など

㉑　中小企業のデジタルシフト推進委員会

本委員会では、価値あるＩＴ活用により生産性向上や成長を目指す中小企業を増やすべく、委員会での議論をもとに、「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクトのＰＤＣＡを担い、委員会活動と連動した事業活動を展開した。

1)　委員会

６月１６日（３７名）　卓話　「経営経験とデジタル庁での取組みについて」
デジタル庁 大臣政務官　山　田　太　郎　氏
説明　「『はじめてＩＴ活用』１万社プロジェクトの進捗状況について」

９月１４日（４３名）　卓話　「デジタル人材をめぐる状況と中小企業の社内デジタル人材育成について」
千葉工業大学 社会システム科学部 教授 博士/デジタル人材育成学会 会長　角　田　　仁　氏
説明　「今期委員会活動の振り返り・今後の事業について」

2)　「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクト

a. コンセプト

中小企業の生産性向上の近道としてＩＴ活用を推進すべく、中小・小規模事業者１万社にアプローチし、ＩＴ活用を総合的に支援するプロジェクト。２０１９年１１月から２０２２年１０月末の累計で、延べ１５，１００社がサービスを利用した。

b. 主な事業

（ア）会員限定優待付きおすすめＩＴサービス・ツール

「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクトを開始時より会員限定で簡単・便利で安価な優待ツールを提供。２０２２年１０月末現在のＩＴサービス・ツール数は１０社、１８サービス。

○ＩＴサービス・ツール提供企業およびサービス名（順不同）

企業名	サービス名
㈱Ｓａｎｓａｎ	名刺管理システム「Ｅｉｇｈｔ　Ｔｅａｍ」
	請求書電子化システム「Ｂｉｌｌ　Ｏｎｅ」
日本マイクロソフト㈱	Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ３６５
㈱ＤＯＮＵＴＳ	ジョブカン勤怠管理
	ジョブカン給与
	ジョブカン労務ＨＲ
㈱マネーフォワード	マネーフォワードクラウド
ワウテック㈱	ビジネスチャット「Ｗｏｗ　Ｔａｌｋ」
	クラウド型オフィスソフト「ＷＰＳ　Ｃｌｏｕｄ　Ｐｒｏ」
凸版印刷㈱	音声翻訳サービス「ＶｏｉｃｅＢｉｚ」
ビズネット㈱	物品調達システム「Ｂｉｚｎｅｔ」
大興電子通信㈱	セキュリティ対策ソフト「ＡｐｐＧｕａｒｄ」
	セキュリティ管理ツール「ＱＵＡＬＩＴＹ　ＳＵＩＴＥ」
ＳＴＯＲＥＳ㈱	ネットショップ開設「ＳＴＯＲＥＳ」
	キャッシュレス決済「ＳＴＯＲＥＳ決済」
	オンライン予約システム「ＳＴＯＲＥＳ予約」
	ＰＯＳレジ「ＳＴＯＲＥＳレジ」
ＳＭＢＣ ＧＭＯ ＰＡＹＭＥＮＴ㈱	キャッシュレス決済「ｓｔｅｒａ　ｐａｃｋ」

（イ）セミナー

＜ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信＞

３月８日～４月３０日（参加者数：３０７名）

売上アップにつながる！　自社ホームページ　リニューアルのはじめ方

㈱ ＩＴコーディネータ協会 中小企業ＷＥＢ活用支援プロジェクト リーダー ＩＴコーディネータ　川　端　　俊　之　氏

３月２９日～４月２０日（参加者数：７９名）
売上向上につながる！名刺を活用した顧客データベースの作り方
Ｓａｎｓａｎ㈱　Ｅｉｇｈｔ事業部　Ｐｒｏｄｕｃｔ部　Ｅｉｇｈｔ　Ｔｅａｍ　　厚　芝　　智　行　氏
４月２５日～５月１３日（参加者数：３９名）
私にもできる！ＤＩＹで始めるＩＴ活用術　～手軽なツールで売上アップに挑戦しよう～
Ｔ＆Ｉアソシエイツ　代表　　田　中　　薫　氏
５月２０日～６月１０日（参加者数：６７名）
中小企業のＩＴ人材不足はこうして乗り越える！～ＩＴ人材の現状と中小企業のＩＴ推進～
千葉工業大学　社会システム科学部　教授　博士／デジタル人材育成学会　会長　　角　田　　仁　氏
６月２日～６月２７日（参加者数：６３名）
売上アップにつながる営業ＤＸの始め方　～商談化率８倍を実現するオンラインデータ活用事例～
ＳＡＴＯＲＩ㈱　事業本部　本部長　兼　ＣＭＯ　　高　橋　　美　絵　氏
６月６日～６月３０日（参加者数：６１名）
企業におけるサイバーセキュリティ対応について　～管理体制、リスクの特定と対策、有事の備え～
富士フイルムビジネスイノベーション㈱　コンプライアンス&リスクマネジメント部　情報セキュリティセンター長　　神　林　　彰　氏
７月１日～８月１２日（参加者数：３９６名）
はじめてのインボイス制度～２０２３年１０月に何が変わる？～
㈱マネーフォワード　社員
７月５日～７月２４日（参加者数：５５名）
ビッグデータ活用で売上向上！～中小企業に役立つデータ分析とは～
（一社）ＩＣＴ経営パートナーズ協会　会長　　木　村　　礼　壮　氏
７月２日～８月１０日（参加者数：４４名）
中小企業だからできる「ものづくりＤＸ」～中小企業の変革チャンス～
㈱ナレッジピース　シニアアドバイザー　　安　部　　純　一　氏
７月２５日～８月６日、８月８日～８月２０日（参加者数：３９名）
アフターコロナでの販路開拓のキホン　一対面とオンライン双方を武器に一
㈱オージュ・コンサルティング　代表取締役　中小企業診断士　　大　森　　渚　氏
※中小企業委員会との共催
８月８日～８月３１日（参加者数：５６名）
現場から「紙」をなくせ！現場業務のペーパーレス化のいろは
ＪＢアドバンスト・テクノロジー㈱　先端技術研究所　所長　　浜　口　　昌　也　氏
８月１日～９月９日（参加者数：４７名）
生産性向上だけではない勤怠管理クラウドシステム活用のメリット～２３年４月割増賃金率引き上げにも対応～
社会保険労務士法人レガリア　代表社員　社会保険労務士　　中　島　　丈　博　氏
９月９日～９月３０日（参加者数：６８名）
「今そこにある危機」～サイバーリスク最新事情～
デジタル庁　情報セキュリティ管理最高責任者　　坂　　明　氏
１０月３日～１１月１１日（参加者数：５２名）
成功事例に学ぶ！ＤＸ実現のためのデジタル人材育成入門セミナー
㈱アイデミー事業本部　Ｍｏｄｅｌｏｙ事業部　　坂　本　　圭　司　氏
＜会場集合・Ｚｏｏｍライブ配信＞
５月１０日（参加者数：４７名）
売上アップにつながる営業ＤＸの始め方　～商談化率８倍を実現するオンラインデータ活用事例～
ＳＡＴＯＲＩ㈱　事業本部　本部長　兼　ＣＭＯ　　高　橋　　美　絵　氏
６月１日（参加者数：１９名）
企業におけるサイバーセキュリティ対応について　～管理体制、リスクの特定と対策、　有事の備え～
富士フイルムビジネスイノベーション㈱　コンプライアンス&リスクマネジメント部　情報セキュリティセンター長　　神　林　　彰　氏

７月２１日（参加者数：２０名）
現場から「紙」をなくせ！現場業務のペーパーレス化のいろは
ＪＢアドバンスト・テクノロジー㈱　先端技術研究所　所長　浜　口　昌　也　氏
８月２６日（参加者数：１０２名）
「今そこにある危機」～サイバーリスク最新事情～
デジタル庁　情報セキュリティ管理最高責任者　坂　明　氏
９月１５日（参加者数：３０名）
成功事例に学ぶ！ＤＸ実現のためのデジタル人材育成入門セミナー
㈱アイデミー事業本部　Ｍｏｄｅｌｏｙ事業部　坂　本　圭　司　氏

（ウ）ＩＴ活用好事例発信

売上向上、業務効率化などを目的として、ＩＴの活用により経営課題の解決が実現した会員企業の取り組みをコラム形式で東商ウェブサイトにおいて紹介。

○掲載数２３社（うち８社について再取材し最新の状況を紹介）

（エ）ＩＴサービス発見ナビ

○掲載数　９３件（５８社）（うち２０２２年度：１９件（１５社））

〈今年度新規掲載サービス〉（掲載順）

企業名	サービス名
㈱日本ビジネス開発	ＧｏｌｄＳｔｏｎｅストック
ｆｒｅｅｅ㈱	ｆｒｅｅｅ受発注
ＮＥＣネクサソリューションズ㈱	Ｃｌｏｖｅｒｎｅｔ　ＥＲＰクラウド
㈱アイデミー	Ａｉｄｅｍｙ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｌｉｇｈｔ
倍速ＤＸ㈱	倍速ＤＸ－ＥＲＰ
㈱ナレッジピース	中小企業向けＩＴ顧問サービス
セイコーソリューションズ㈱	Ｗｉｎｄｏｗｓシステムのクラウド化サービス
	クラウドバックアップサービス「ＢａｃｋＳｔｏｒｅ」
合同会社ねこもり	ホームページのメンテナンス
	Ｗｅｂサービスのオーダーメイド
Ｇ１　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ㈱	Ｖｎｏｄｅ（テレワークツール）
㈱アクティブアンドカンパニー	クラウド型ＨＲオートメーションシステム「ｓａｉ*ｒｅｃｏ（サイレコ）」
㈱　Ｐｉｅ　Ｓｙｓｔｅｍｓ　Ｊａｐａｎ	ＰＩＥ　ＶＡＴ（パイ・ヴィエイティー）
ライド㈱	Ｓｐｅｅｖｅｒ（スピーバー）レンタルサーバ
	ＺＩＵＳ（ジウス）ホームページ作成
インフィニティコミュニケーション㈱	いえからオフィス
第２制作㈱	マトナカ-動画を使った集客サービス-
セイコーソリューションズ㈱	法人向け安全運転支援クラウドサービス「ＤｒｉｖｅＣｌｏｕｄ＋」
新日本コンピュータマネジメント㈱	「ｋｏｔａｍｉ」

（オ）サイバーセキュリティ対策

・東商サイバーセキュリティコンソーシアム

中小企業のデジタルシフト推進委員会において、会員企業のサイバーセキュリティ対策支援を目的とした「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」を２０２１年７月３０日に発足。「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクトのウェブサイトを通じて、サイバーセキュリティ対策支援サービスの提供を実施。

○「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」参画企業
凸版印刷㈱、三菱電機㈱、東京海上日動火災保険㈱、富士フイルムビジネスイノベーション㈱、東日本電信電話㈱

・セミナー
＜ハイブリッド（会場集合＆Ｚｏｏｍライブ配信）＞
８月２６日（参加者数：１０２名）
「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」セミナー「今そこにある危機」
～サイバーリスク最新事情～
デジタル庁　情報セキュリティ管理最高責任者　　坂　　明　氏
「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」参画企業５社　各社担当者

＜Ｚｏｏｍライブ配信＞
６月１日（参加者数：１９名）
企業におけるサイバーセキュリティ対応について
～管理体制、リスクの特定と対策、有事の備え～
富士フイルムビジネスイノベーション㈱　コンプライアンス＆リスクマネジメント部情報セキュリティセンター長　　神　林　　彰　氏

＜ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信＞
６月６日～６月３０日（参加者数：６１名）
企業におけるサイバーセキュリティ対応について
～管理体制、リスクの特定と対策、有事の備え～
※上記６月１日セミナーの録画配信

９月９日～９月３０日（参加者数：６８名）
「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」セミナー「今そこにある危機」
～サイバーリスク最新事情～
※上記８月２６日セミナーの録画配信

・視察会
１０月１３日・１４日（参加者数：１６名）
中小企業・小規模事業者の経営者や担当者のサイバーセキュリティに対する意識向上を目的として㈱ラックの不正アクセス監視施設（ＪＳＯＣ）への視察会を実施した。

㉒　健康づくり・スポーツ振興委員会

当委員会では、個々の従業員の心身の健康増進に向けた「行動変容」を促すために有効な取り組みを検討するという考え方に基づき、食、運動、睡眠、およびメンタルヘルスをテーマとした研究の推進、また、ヘルスケア産業の育成・発展、長引くコロナ禍におけるスポーツ産業の振興に向けて、関係省庁の担当者からの講話を交えながら、議論をおこなった。

1)　委員会
９月１５日　（２４名）　講　話「スポーツフィールド・東京の実現を目指して
～今後の都のスポーツ振興～」
東京都生活文化スポーツ局　スポーツ総合推進部長　中　嶋　初　史　氏
報　告　今期の委員会の活動実績報告

2)　講演会（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信 ）

a.　職場の感染症対策講演（申込者数合計　２７３名）

第１回　「職場の感染症対策・総論」
東京医科大学　特任教授　濱　田　篤　郎　氏
第２回　「ＶＰＤ－風しん対策を中心に－（ＶＰＤ：ワクチンで予防可能な病気）」
神奈川県衛生研究所　所長　多　屋　馨　子　氏
第３回　「新型コロナウイルス感染症と新興再興感染症の感染対策」
大阪大学大学院　医学系研究科感染制御学　教授　忽　那　賢　志　氏
第４回　「健康経営　働く人のメンタルヘルスケアーコロナ禍での経験をふまえてー」
ヘルスデザイン株式会社　代表取締役　坂　本　宣　明　氏
第５回　「健康経営　職場の健康管理－新型コロナ禍での経験をふまえてー」
ＯＨサポート株式会社　代表　今　井　鉄　平　氏

b.　新聞広告への事業告知の掲載
日本経済新聞　首都圏東京版　朝刊（全５段）にて「職場ではじめる！感染症対応力向上プロジェクト」事業告知・ＰＲのための広告掲載を実施。

発行日：第１回　２０２２年１２月１５日
第２回　２０２３年　１月１２日

c.　展示会への出展
展示会「ライフ・ワーク・バランスＥＸＰＯ東京２０２３」
会期：リアル開催　　２０２３年２月７日　東京国際フォーラム
オンライン開催　２０２３年２月１０日～２月２８日
東京商工会議所のブースを出展し、「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業案内のチラシを４００部配布。また、並行してオンライン展では事業告知のチラシを掲載し、リアル展・オンライン展、両者から感染症対策への普及啓発に取り組んだ。

㉓　東京の将来を考える懇談会

本懇談会では、２０３０年代の企業と東京の成長を考えるにあたり、「会員企業とりわけ中小企業の視点に立った活動」、「東京の成長の中核は企業の成長であり、中小企業の成長が不可欠」、「不確実性の中、いかに中小企業が成長していくか」、「地域に根差す中小企業の活動を通じて、都市・東京の魅力をいかに高めるか」を指針に掲げて議論し、“東京を力強く成長し続ける都市”に変革していくことが重要との認識のもと、「成長し続ける元気な中小企業」、「魅力あふれる都市・東京」、「東商が果たすべき役割」の３つの論点から報告書をまとめた。

1)　懇談会
４月２１日（３１名）　説明　「東京の将来を考える懇談会」報告書（たたき台）について
質疑応答・意見交換
５月２３日（２６名）　説明　「東京の将来を考える懇談会」報告書（案）について
質疑応答・意見交換

(8)　委員会（２０２２年１１月１日以降）

①　総合政策委員会

総合政策委員会では、経済・財政・金融、人口減少問題などの国の重要政策課題に加え、コロナ禍で大きなダメージを受けている地方経済の活力向上や成長再生・活性化に向けた方策などを検討テーマとする活動方針を取りまとめた。

※いずれも日商総合政策委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

３月２２日　（３２名）　報告　「委員会活動方針について」
講演　「日本の安全保障戦略の方向性」
(公財)笹川平和財団　安全保障研究グループ
上席研究員　渡　部　恒　雄　氏
意見交換
報告　「経済安全保障、カウンターインテリジェンスについて」
経済産業省　大臣官房　総括審議官 兼
地域経済産業グループ長　新　居　泰　人　氏
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　安全保障貿易管理政策課
情報調査室長　迎　堅太郎　氏
意見交換

②　組織・会員サービス向上委員会

組織・会員サービス向上委員会では、組織基盤強化、事業・サービス、現場主義・双方主義、創立１５０周年に向けた取組みの４点について、現状と課題を整理したうえで、今期の活動方針を取りまとめた。

1)　委員会

３月１４日　（２１名）　議　題　（１）今期の活動方針（案）について
意見交換　（２）組織基盤強化、事業・サービス強化の方向性について

③　税制委員会

税制委員会では、中堅・中小企業や小規模事業者が地域で果たす役割に光を当て、経営者が各地域で自信と誇りを持ってビジネスを展開することを支援するという視点を重視したうえで、中小企業の付加価値拡大によるわが国や東京の成長の実現を目指し、自己変革への挑戦の後押しやビジネス環境整備に資する税制について意見を取りまとめ、政府等に働きかけその実現を図るとの活動方針を取りまとめた。

1)　正・共同委員長・顧問会議

２月１０日　（　６名）　協議　（１）活動方針（案）および検討スケジュールについて
（２）令和６年度税制改正に向けた検討課題（案）について
（３）ブロック別政策懇談会（税制）について

2)　委員会

２月１０日　※大雪警報発令に伴い、対面での会議に代えて協議事項について説明を録画配信したうえで、書面にて意見照会を実施
報告　令和５年度税制改正の概要について
協議　（１）活動方針および令和６年度税制改正に向けた検討課題（案）について
（２）ブロック別政策懇談会（税制）について

3)　支部との懇談会

２月２７日　（　８名）　ブロック別政策懇談会（税制）城南ブロック
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内　容：報告　令和５年度税制改正について
議題　・中小企業等の自己変革への挑戦を後押しする税制
・わが国のビジネス環境整備等に資する税制
・円滑な事業承継に資する税制

２月２８日　（　７名）　ブロック別政策懇談会（税制）城東ブロック
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内　　容：同上
３月　７日　（　９名）　ブロック別政策懇談会（税制）城西ブロック
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内　　容：同上
３月１３日　（　８名）　ブロック別政策懇談会（税制）城北ブロック
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内　　容：同上

4)　オンラインセミナー
１１月２５日～１２月２３日（２５名）
「事業承継税制の特例措置を活用すべき？自社に合った資産承継のポイント」
北澤淳税理士事務所　代表　　北　澤　　淳　氏
３月　３日～　３月２８日（４３名）
「円滑な事業承継のカギは「信託」！？
～「信託」の仕組みで、事業承継のお悩み解決します！～」
みずほ信託銀行㈱　執行理事コンサルティング部長　　児　島　哲　郎　氏

④　労働委員会

労働委員会は、人手不足や物価高に伴う賃上げなどの課題への対応や、今後の新たな成長に向け、生産性の向上に資する人材育成、多様で柔軟な働き方の推進、成長分野や人手不足産業への円滑な労働移動等の重要政策課題についての意見・要望活動を展開するとともに、オンラインセミナー等を開催し、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1)　委 員 会
１月１８日（　３名）　正共同委員長懇談会
議件　「今期労働委員会活動方針（素案）」について
意見交換

2)　他団体との懇談会
１１月２４日（　９名）　連合東京２０２２－２０２３年度政策・制度要求
要請書の手交
懇談
２月　８日（　７名）　芳野連合会長と小林日商・東商会頭との懇談会
意見表明
意見交換（テーマ：賃上げ、価格転嫁、最低賃金他）
３月２７日（　９名）　連合東京２０２３年春季生活闘争要請行動
要請書の手交
懇談

3)　セミナー
１１月２９日～１２月２６日（オンライン４０名）
「欲しい人材はこれで採用！中小企業における兼業・副業人材の活用セミナー」
㈱クオリティ・オブ・ライフ　代表取締役　　原　　正　　紀　氏
プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

会長　　平　田　麻　莉　氏

１２月２１日～　１月２０日（オンライン１５名）
「５年間で１兆円、話題の『人への投資』まるわかりセミナー」
Ｂｅ　Ａｍｂｉｔｉｏｕｓ社会保険労務士法人
代表・特定社会保険労務士　　飯　野　正　明　氏

１月１１日～　２月　３日（オンライン４１名）
「『２０２４年問題』に備える労務管理対策まるわかりセミナー」
保険サービスシステムＨＤ㈱
特命部長・社会保険労務士・中小企業診断士　　高　　橋　　聡　氏

１月２３日～　２月１０日（オンライン６０名）
「人材確保で未来を掴む！知れば差がつく採用・定着力強化セミナー」
早田経営支援オフィス　中小企業診断士　　早　田　直　弘　氏
飯田橋公共職業安定所　担当者

4)　支部との懇談　※多様な人材活躍委員会との共催

２月２７日（　９名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＡ１・Ａ２
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：中小企業の持続的な賃上げ、深刻化する人手不足への対応、外国人材の活躍推進、女性、高齢者、障害者の活躍推進

２月２８日（　８名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＡ１・Ａ２
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：中小企業の持続的な賃上げ、深刻化する人手不足への対応、外国人材の活躍推進、女性、高齢者、障害者の活躍推進

３月　７日（　９名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＢ１・Ｂ２
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：中小企業の持続的な賃上げ、深刻化する人手不足への対応、外国人材の活躍推進、女性、高齢者、障害者の活躍推進

３月１３日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＢ１・Ｂ２
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：中小企業の持続的な賃上げ、深刻化する人手不足への対応、外国人材の活躍推進、女性、高齢者、障害者の活躍推進

⑤　多様な人材活躍委員会

多様な人材活躍委員会では、中小企業における女性、高齢者、障害者等の更なる活躍推進や外国人材の円滑な受入れ及び受入れ拡大に向けた意見・要望活動を展開するとともに、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1)　委 員 会

１月２０日（　４名）　正共同副委員長懇談会
議件　「委員会活動方針（素案）」について
意見交換

３月２０日（３８名）　※日本商工会議所　多様な人材活躍専門委員会と共催
議件　「今期の委員会活動方針（案）」について
意見交換

講演　「技能実習制度と特定技能制度の現状及び見直しの議論について」
出入国在留管理庁　政策課長　磯　部　哲　郎　氏

2)　支部との懇談　※労働委員会との共催

２月２７日（　９名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＡ１・Ａ２
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：中小企業の持続的な賃上げ、深刻化する人手不足への対応、外国人材の活躍推進、女性、高齢者、障害者の活躍推進

２月２８日（　８名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＡ１・Ａ２
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：中小企業の持続的な賃上げ、深刻化する人手不足への対応、外国人材の活躍推進、女性、高齢者、障害者の活躍推進

３月　７日（　９名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＢ１・Ｂ２
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：中小企業の持続的な賃上げ、深刻化する人手不足への対応、外国人材の活躍推進、女性、高齢者、障害者の活躍推進

３月１３日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
於：東京商工会議所カンファレンスＲｏｏｍＢ１・Ｂ２
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：中小企業の持続的な賃上げ、深刻化する人手不足への対応、外国人材の活躍推進、女性、高齢者、障害者の活躍推進

⑥　教育・人材育成委員会

教育・人材育成委員会は、起業家教育を通じた産業人材育成の在り方の検討や高等教育機関・高等学校との連携推進、リスキリング・リカレント教育の推進等を柱とした活動方針をとりまとめた。また、中央教育審議会の次期教育振興基本計画への意見を提出するなど、積極的な政策提言活動を展開した。

1)　委員会

２月１３日　（２８名）　講演　「早期段階での起業家教育―課題発見が先、ビジネスはその後」
武蔵大学　学長　　高　橋　徳　行　氏
意見交換
報告　「教育・人材育成委員会　活動方針について」
「アントレプレナーシップ教育の推進に関する討議用資料について」
意見交換

2)　委員長・共同委員長・顧問・副委員長会議

２月１３日　（　５名）　協議　「教育・人材育成委員会　活動方針(案)について」
「アントレプレナーシップ教育の推進に関する討議用資料について」
意見交換

⑦　中小企業委員会

中小企業委員会では、エネルギー・原材料価格高騰による中小企業への影響や、コロナ禍における金融支援

によって過剰債務を抱える企業の現状などについて、ヒアリングやアンケートなどを通じて実態を把握。また中小企業対策要望によって実現した各種施策について、オンラインセミナーや広報媒体などを通して、タイムリーな発信に取り組んだ。

1)　委員長・共同委員長・顧問・副委員長会議

２月　８日（１３名）　　報告　「中小企業対策要望の実現状況について」
「中小企業の経営課題に関するアンケートの調査結果について」
協議　「今期の中小企業委員会の活動について」

2)　委員会

３月２９日（３９名）　　出席者紹介
報告　「中小企業対策要望の実現状況について」
「ブロック別政策懇談会の結果について」
協議　「今期の中小企業委員会の活動について」
「中小企業の国際展開に関する専門委員会の設置について」
「中小企業対策に関する重点要望（骨子案）について」

3)　支部との懇談会

２月２７日（１１名）　　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※事業承継対策委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会との共催

２月２８日（１１名）　　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※事業承継対策委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会との共催

３月　７日（１２名）　　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※事業承継対策委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会との共催

３月１３日（１０名）　　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※事業承継対策委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会との共催

4)　経営課題に関するヒアリング

国・東京都に提出する要望のとりまとめにあたり、企業経営の現場から生の声を収集することを目的として実施。

１１月　１日～　３月３１日（３３件）調査回答企業に対するヒアリング（事業承継対策委員会、イノベーション・スタートアップ委員会実施分を含む）

5)　オンラインセミナー

a.　ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信

１１月３０日～１２月１３日、１２月１４日～１２月３０日（申込者数：１７名）
「初めて取り組む越境ＥＣ　～ＪＡＰＡＮＭＡＬＬを活用して世界に羽ばたこう！～」
アイアンドアイ㈱　代表取締役　　早　坂　裕　史　氏

１２月　５日～１２月１８日、１２月１９日～　１月　８日（申込者数：２０名）
「アフターコロナに向けた資金繰り改善セミナー（第一部）」
経営デザインコンサルティングオフィス
代表・中小企業診断士　　川　居　宗　則　氏

１２月　５日～１２月１８日、１２月１９日～　１月　８日（申込者数：１９名）
「アフターコロナに向けた資金繰り改善セミナー（第二部）」
経営デザインコンサルティングオフィス
代表・中小企業診断士　　川　居　宗　則　氏

１２月　６日～１２月１９日、１２月２０日～　１月　９日（申込者数：５６名）
「Ｗｅｂ３の基礎　－中小企業における可能性－」
(一財)日本情報経済社会推進協会　常務理事　　坂　下　哲　也　氏

１月　６日～　１月１９日、　１月２０日～　２月２日（申込者数：４２名）
「令和４年度補正予算セミナー」
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏

２月２１日～　５月３１日（申込者数：１３０名）
「【価格転嫁対応セミナー】発注時における禁止行為の解説と
独禁法・下請法に違反した際にとられる措置等について」
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課長　　守　山　宏　道　氏

２月２７日～　３月３１日（申込者数：９８名）
「【価格転嫁対応セミナー】転嫁事例から学ぶ
価格転嫁に向けた取り組みと各種施策について」
中小企業庁　事業環境部　取引課　　鮫　島　大　幸　氏

３月２３日～　４月２８日（申込者数：１３９名）
「【コスト増の影響を受ける企業必見！】
価格転嫁の進め方と交渉のポイント（実践編）」
㈱スプラム　代表取締役　　竹　内　幸　次　氏

6)　東京の中小企業振興を考える有識者会議

東京都が中小企業振興を中長期的な視点から計画的・総合的に展開することを目的として、今後１０年間を対象とした「中長期ビジョン」の策定およびＰＤＣＡのため設置された小池都知事直下の会議に大島委員長が参画。令和５年度予算では多数の項目で要望内容が反映され、２月１４日の会議でも施策の着実な実行や、足下で大きな課題となっている取引適正化に関する要望、過剰債務を抱える企業への再生支援などについて、東商の意見を陳述した。

7)　海外展開支援機関連絡会議

海外展開支援機関の実務担当者が一堂に会し、コロナ禍における取り組みなど支援の実態に関する意見交換を行った。

３月２９日（１０名）　支援事業紹介
意見交換

8)　中小企業の経営課題解決に向けた各種施策の情報発信

東商マイページを通じて、債務過剰に伴う資金繰り改善、脱炭素などの施策の解説や役立ち情報などのコラム（２件）を発信した。

⑧　事業承継対策委員会

中小企業経営者の高齢化が進展しており、今後数年の間に事業承継に直面する中小企業・小規模企業の増加が予想されていることから、現経営者側・事業を引き受ける後継者側・支援者側それぞれの立場から意見収集を行ない、中小企業が事業承継に取り組む上での課題を整理・分析した。

また、後継者不在企業における有効な選択肢として広がりを見せている中小M＆Aについて、中小企業経営者の正しい理解促進と具体的な行動・着手につなげるべく、ハンドブックを作成したほか、オンラインセミナーや広報媒体などを通し、M＆Aなどの支援策の情報発信に取り組んだ。

1)　委員長・共同委員長・顧問・副委員長会議

３月　１日（１３名）　協議　「事業承継対策委員会　前期の活動内容と今期の活動方針（素案）について」
報告　「中小・小規模事業者のM＆A促進に向けた冊子の発行について」

2)　委員会

３月２３日（３２名）　出席者紹介
協議　「事業承継対策委員会の今期の活動方針（案）について」
「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（骨子案）について」
報告　「後継者が決まっていない小さな会社のためのM＆Aガイドの発行について」

3)　支部との懇談会

２月２７日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会との共催

２月２８日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会との共催

３月　７日（１２名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテ

ーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会との共催

３月１３日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※中小企業委員会、中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会との共催

4)　事業承継セミナー

オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）

１２月２３日～　１月３０日（申込者数：１４名）
「安心して後継者に譲るためには、どうすればいい？
後継者に焦点を当てた事業承継の進め方」
㈱ＭＡＳＵＫＯ　代表　中小企業診断士　　増　子　慶　久　氏

１２月２３日～　１月３０日（申込者数：９名）
「国が支援する友好的な後継“社”への事業承継」
㈱経営承継支援　代表取締役社長　　笹　川　敏　幸　氏

１２月２３日～　１月３０日（申込者数：１１名）
「最近よく聞くＭ＆Ａマッチングプラットフォームとは？
～利用する際に抑えておきたいポイント～」
㈱バトンズ　取締役ＣＳＯ　　鈴　木　安　夫　氏

１２月２３日～　１月３０日（申込者数：２０名）
「事業承継ファンドの活用
－事業承継と成長戦略を実現するパートナーとしてー」
日本プライベートエクイティ㈱　代表取締役社長　　法　田　真　一　氏

5)　中小企業の事業承継対策のため施策・事例の情報発信

ホームページ、「事業承継支援ポータルサイト」を通じて、事業承継税制や事業承継ファンド、Ｍ＆Ａなどの施策の解説などの情報を発信した。

6)　「後継者が決まっていない 小さな会社のためのＭ＆Ａガイド」発行

中小企業経営者の高齢化が進む中、後継者不在企業にとって廃業を回避する有効な選択肢となるＭ＆Ａについて、中小企業の理解が広がっていないことが課題となっている。そこで、中小企業の「価値ある事業」の喪失回避に向けて、中小企業におけるＭ＆Ａの正しい理解促進と、具体的な行動・着手につなげるべく、ハンドブックを作成し情報を発信した。

作 成 物　「後継者が決まっていない 小さな会社のためのＭ＆Ａガイド」
発 行 月　３月
作成部数　１，５００部
配 布 先　東京２３区内事業者、地域金融機関、中小企業支援機関等

⑨　イノベーション・スタートアップ委員会

イノベーション・スタートアップ委員会では、起業・創業の促進、スタートアップの成長促進に向け、実態把握を行い、実態やニーズに応じた支援事業や要望活動を展開するとともに、中小企業のイノベーションならびに成果創出に向け、取り組みを後押しする施策・事例などの情報発信に取り組む。また、中小企業のオープンイノベーションを推進すべく、引き続き産学公連携相談窓口事業に注力する。

６．会議　⑻委員会（２０２２年１１月１日以降）

1)　委員長・共同委員長・副委員長会議

３月１５日（　９名）　　協議　今期のイノベーション・スタートアップ委員会の活動方針について

2)　起業家講演

１２月１４日　　慶応義塾大学

※起業家講演に関連して、東商事務局から中小企業政策について講演

「原材料・エネルギー価格高騰による都内中小企業の影響と中小企業支援について」

東京商工会議所中小企業部　副主査　　小　野　恭　子

１２月２１日　　慶応義塾大学

㈱ヴァカボ　代表取締役　　長　岡　康　生　氏

3)　東商イノベーションスクール

中小企業におけるイノベーション活動の促進、成果創出の実現に向け、イノベーションの「ゼロイチ」から具体的な取り組み方法、成果創出にいたるまでの一連の情報発信を通じて、企業の取り組みを後押しすべく開催。「総論」「組織マネジメント」「企画・開発段階」「実行・成果創出段階」「マーケティング、ブランディング」とテーマを分けて、全６回実施した。

２月２４日（２８名）　　第１回「中小企業に求められるイノベーション戦略」

法政大学大学院　教授・一橋大学　名誉教授　　米　倉　誠一郎　氏

合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏

３月　３日（３１名）　　第２回「Ａｍａｚｏｎに学ぶ　イノベーション量産の方程式」

ＤＡＹ　ＯＮＥ　ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ㈱　代表取締役　　谷　　敏　行　氏

合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏

３月１０日（３６名）　　第３回「商品・サービスの開発、イノベーションのタネの見つけ方」

合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏

３月２０日（３８名）　　第４回「事例から学ぶオープンイノベーションを通じた新規事業開発の可能性と始め方」

ｅｉｉｃｏｎ　ｃｏｍｐａｎｙ　代表　　中　村　亜由子　氏

合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏

３月２４日（３１名）　　第５回「中小企業におけるスタートアップとのオープンイノベーションの可能性」

Ｃｒｅｗｗ㈱　代表取締役　　伊地知　　天　氏

合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏

３月２８日（４６名）　　第６回「中小企業に必要なマーケティングとブランディング戦略」

合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏

4)　産学公連携相談窓口

オープンイノベーションを通じ、中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ知見を広く活用できるよう橋渡しを行う事業。２０１３年３月の窓口開設から２１１件（本年度３３件）の申し込みを受け付け、大学から６９２件の回答があり、うち６６件が共同研究、受託研究へと進展した。

産学公連携相談窓口の協力機関は以下の５０大学、２研究機関、９区、２２金融機関。

＜協力研究機関（順不同）＞

青山学院大学、宇都宮大学、お茶の水女子大学、神奈川工科大学、関西大学、近畿大学、慶應義塾大学、工学院大学、駒澤大学、産業技術大学院大学、産業能率大学、滋賀大学、芝浦工業大学、城西大学、上智大学、情報経営イノベーション専門職大学、第一工科大学、拓殖大学、千葉大学、千葉工業大学、中央大学、帝京大学、電気通信大学、東海大学、東京海洋大学、東京工科大学、東京工業大学、東京国際工科専門職大学、東京電機大学、東京都市大学、東京都立大学、東京理科大学、東洋大学、東洋美術学校、

鳥取大学、新潟大学、日本工学院専門学校、日本工学院八王子専門学校、日本大学、日本医科大学、日本工業大学、日本女子大学、日本獣医生命科学大学、文化学園大学、法政大学、武蔵大学、明治大学、明星大学、立正大学、立命館大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

＜協力支援機関(順不同)＞

荒川区、北区、江東区、品川区、杉並区、墨田区、台東区、千代田区、港区

朝日信用金庫、足立成和信用金庫、亀有信用金庫、㈱きらぼし銀行、興産信用金庫、江東信用組合、小松川信用金庫、芝信用金庫、㈱商工組合中央金庫、城南信用金庫、城北信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、大東京信用組合、東榮信用金庫、東京信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、㈱日本政策金融公庫、東信用組合、中ノ郷信用組合

協力機関との意見交換会

１２月５日（月）　　意見交換　産学公連携相談窓口の運営上の課題等について

２３連携研究機関（３５名)、４グループにて意見交換実施

5)　東商テクノネット事業

メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信

技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベントを中心にホットな情報をタイムリーに配信している。２０２２年3月は約2，９００件だった中小企業製造業配信先も２０２３年3月時点では約3，２００件へと拡大、ほぼ毎週末配信を行い、合計で４３回１２０件の情報を配信した。

⑩　国際ビジネス環境委員会

国際ビジネス環境委員会では、前期に引き続き、成長する海外需要取り込みに向けた海外展開・国際ビジネス支援とともに、不確実性が高まる中での企業の国際競争力強化に向けたグローバルサプライチェーンなどの諸課題の検討・対応を進める。今年度開催した第１回目の委員会では、海外ビジネスマインドの醸成や、海外市場獲得に向けた道筋の策定、中小企業のサプライチェーン強化、経済安全保障の確保など国際ビジネス環境の改善を盛り込んだ運営・活動の方針を取りまとめた。

1)　委員会（日本商工会議所　国際ビジネス環境整備専門委員会との合同開催）

３月２７日　（５０名）　　講演　「新規輸出一万者支援プログラムについて」

中小企業庁　経営支援部　創業・新事業促進課長　　松　本　真太郎　氏

講演　「経済安全保障と求められる企業の対応」

㈱オウルズコンサルティンググループ　プリンシパル　　菅　原　淳　一　氏

議事　　第３２期本委員会の運営・活動の方針（案）について

⑪　社会保障委員会

社会保障委員会では、前期に引き続き、持続可能な全世代型の社会保障制度の構築に向け、年金、医療、介護等の社会保障各分野における課題解決を目指して、社会保障審議会各部会等での意見活動を展開した。また、人口減少・高齢化が進展する日本において、将来への不安を払拭し、若者世代が活躍できる社会を構築するために必要な新しい社会保障制度のあり方と、その実現に必要な抜本改革の調査・研究の実施を盛り込んだ活動方針を取りまとめた。

※いずれも日商社会保障専門委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

３月　８日　（２７名）　　講演　「全世代型社会保障政策の今後の方向性について」

内閣官房　全世代型社会保障構築本部事務局　審議官

鹿　沼　　均　氏

講演　「社会保障制度の主要論点」

㈱日本総合研究所　調査部　主席研究員　　西　沢　和　彦　氏
意見交換
報告・討議　「前期の活動成果」「今期の活動方針」等について
意見交換

2)　委員長・共同委員長会議
３月　８日　（　４名）　　議事　「今期の活動方針」等について

3)　セミナー
１２月１９日　（１０名）　　オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信）「～若年層に寄り添い、若手人材に「選ばれる」企業づくり～他社と差がつく、人材確保のためのｉＤｅＣｏ＋活用術」
㈱ＴＩＭ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ　代表取締役　　吉　田　　聡　氏

⑫　エネルギー・環境委員会

1)　正共同委員長会議
２月１３日　議件「エネルギー・環境委員会の概要と今後の活動方針（素案）について」

2)　委員会
３月２８日　（５９名）　報告「今期における委員会活動方針（案）について」
講演「ＧＸ実現に向けた基本方針の内容と今後の道行きについて」
資源エネルギー庁　長官官房　総務課　戦略企画室長　　西　田　光　宏　氏
講演「ＧＸ実現に向けた環境省の取組と環境基本計画の改定について」
環境省　大臣官房　総合政策課長　　西　村　治　彦　氏

⑬　商事取引・法規委員会

商事取引・法規委員会は、企業経営に関わる法改正や創設に対し、公正かつ自由な経済活動に向けた調査研究や中小企業の経営実態に即した意見要望を行った。また、商事取引に係る各種法改正等の普及啓発・情報提供を行った。これら活動を通じ、中小企業の成長を支える法整備とともに、法務対応力強化を支援した。

1)　委員長・共同委員長・顧問・副委員長会議
２月　９日　（　６名）　議事「今期の活動方針等について」
議事「『担保法制の見直しに関する中間試案』に対する意見について」
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催

2)　委員会
３月　１日　（２３名）　講演「事業成長担保権について」
金融庁　企画市場局　参事官　尾　﨑　　有　　氏
議事「今期の活動方針等について」
議事「『担保法制の見直しに関する中間試案』に対する意見について」
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催

3)　担保法制検討ワーキンググループ
座長　弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
法学博士・早稲田大学名誉教授・弁護士　　近　江　幸　治　氏
委員　旭化成㈱　法務部長　　下　平　高　志　氏
委員　旭化成㈱　弁護士　法務部　主査　　小　原　和　広　氏
委員　朝日信用金庫　常務理事　　岩　田　光　司　氏
委員　国分グループ本社㈱　法務部長　　徳　永　雅　憲　氏
委員　全国中小企業団体中央会　政策推進部　副部長　　今　村　哲　也　氏

委員　髙井総合法律事務所　代表弁護士　　髙　井　章　光　氏
委員　㈱みずほ銀行　法務部　次長　　佐　藤　　亮　　氏
委員　山崎金属産業㈱　社長　　山　崎　洋一郎　氏
オブザーバー　国分グループ本社㈱　　松　尾　聡　子　氏

１１月　４日　（　７名）　議題「第２８回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）について」
議題「第２回金融庁ＷＧでの日商プレゼンについて」
１２月　２日　（　８名）　議題「第２９回担保法制部会に向けた商工会議所の考え方（案）について」
２月１０日　（　９名）　議題「『担保法制の見直しに関する中間試案』への意見（骨子案）について」
３月　９日　（　９名）　議題「第３１回担保法制部会について」
議題「『担保法制の見直しに関する中間試案』への意見について」

※以上すべて新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

4)　セミナー

２月１３日　（３９名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
～３月１０日　「その認識で大丈夫？」～インターネット通販の“最新”コンプライアンス動向～
大原法律事務所　弁護士　　齊　藤　圭　太　氏

⑭　知的財産戦略委員会

知的財産戦略委員会は、中小企業の技術力に基づく特許や、商品・サービスを保護する商標や意匠、わが国の強みであるコンテンツビジネスの拡大、経営上の営業秘密など、知的財産の創造・活用・保護を推進するための調査研究を行った。また、デザイン経営など知財を活用した企業経営の普及に向け、議論を行った。中小企業の知財活用による成長を後押しする観点から政府の次期「知的財産推進計画」への意見発出に向け意見交換を行った。また、３月には日商と特許庁、ＩＮＰＩＴ、日本弁理士会の間で、中小企業の知財創造・活用・保護を推進させ、地域の「稼ぐ力」向上に資する知財経営の支援体制を充実化させるべく、「知財経営支援ネットワーク」構築に向けた共同宣言を行った。

1)　正・共同・顧問会議

１月２５日　（　４名）議事　　「今期の活動方針等について」
「知的財産政策に関する意見（骨子案）について」

2)　委員会

３月１０日　（４０名）講演　　「知財活用促進に向けた特許庁の取り組みについて
特許庁　長官　濱　野　幸　一　氏
議事　　「今期の活動方針（案）について」
「知的財産政策に関する意見（案）について」
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

3)　セミナー

１月１０日　（８１名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
～２月１０日　中小企業のための技術契約（初級編）
東京都知的財産総合センター　知的サポートアドバイザー　　琴　寄　　峻　氏
１月１０日　（６３名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
～２月１０日　中小企業のための技術契約（中級編）
東京都知的財産総合センター　知的サポートアドバイザー　　星　　克　宏　氏
２月１３日　（３４名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
～３月１７日　知らずに悪者！？自社を守る知財活用セミナー
東京都知的財産総合センター　知財戦略アドバイザー　　伊　藤　　寛　氏

⑮　首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、前期に引き続き、東京及び首都圏の国際競争力の向上が重要であるとの考えのもと、

安全・安心、強靭な都市基盤や各地域をつなげる交通･物流ネットワークの整備、ＧＸの推進等の都市政策のスピードアップを今期の活動方針とした。

あわせて、東京や首都圏の歴史・文化・芸術等を再認識、再構築することで、より東京や首都圏の魅力を高め、「国際文化都市」を実現していくべくトラベル＆ツーリズム委員会、東京の将来を考える懇談会と合同で「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会の設置について意見交換を行った。

さらに、トラベル＆ツーリズム委員会、災害・リスク対策委員会と合同で、各委員会の委員長と国土交通省幹部との懇談会を実施した。

1)　委員会

２月１７日　（３９名）　討議　首都圏問題委員会の活動方針（案）について
討議　「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会（案）について
講話　東京の国際競争力向上のための都市政策について
首都圏問題委員会委員、明治大学名誉教授　市　川　宏　雄　氏

2)　国土交通省との「官民連携促進プロジェクト」（懇談会）

２月　８日　（１６名）　国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会
※３委員会（首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会、災害・リスク対策委員会）合同開催
開会　東京商工会議所副会頭　首都圏問題委員長　野　本　弘　文
国土交通省事務次官　藤　井　直　樹　氏
説明　「国土交通省令和５年度予算案について」
国土交通省　大臣官房長　宇　野　善　昌　氏
東商の今期活動方針について
東京商工会議所　専務理事　石　田　　徹
各委員会の重要政策課題について
①首都圏問題委員会
②トラベル＆ツーリズム委員会
③災害・リスク対策委員会
懇談

3）幹事会

２月　２日　（１１名）　説明　委員会活動方針（案）について
説明　「国際文化都市東京」の実現に向けた研究会（案）について
説明　ブロック別政策懇談会（まちづくり）の開催について

⑯　災害・リスク対策委員会

災害・リスク対策委員会では、水害や地震、火山噴火等の自然災害に加えて、感染症、サイバー攻撃、紛争等、多様化・複合化する諸問題に対する対策が必要との考えのもと、あらゆる危機事象に備えたＢＣＰの策定や安全・安心かつレジリエントな東京の構築を今期の活動方針とした。また、各地で相次ぐ自然災害に対しても、被災地のニーズを踏まえた支援を展開していく。さらに、首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会と合同で、各委員会の委員長と国土交通省幹部との懇談会を実施した。

1）委員会

２月　７日　（　５名）　委員長・共同委員長・顧問会議
説明　前期（災害対策委員会）の活動について
今期委員会活動方針（素案）について

３月１７日　（３６名）　講話　大災害の時代に備える首都を創る
災害・リスク対策委員会委員
東京大学　生産技術研究所　教授　加　藤　孝　明　氏
講話　ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト　「１００年先も安心」を目指して
東京都　都市整備局　企画担当部長　長　尾　肇　太　氏

討議　今期活動方針（案）について

2)　都市防災力の強化に向けた活動

a.防災関連情報・施策の周知

・メールマガジンの配信（５回）

・東商ａｎｔｅｎｎａでの情報提供（１月１７日～２月２８日「令和４年度　働く人のための風水害に備えるマイ・タイムライン作成セミナー」）

b.防災に関するセミナー／説明会

１１月１０日　（　３名）　働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
講話　「自然災害発生時における企業の責任～安全配慮義務について～」
保険情報サービス㈱　コンサルティング部　課長　大　野　　治　氏
説明　「マイ・タイムライン」作成に当たってのポイント
あなただけの「マイ・タイムライン」をつくろう！
防災ネットワークプラン　代表　井　上　浩　一　氏
講評
（共催：葛飾支部、東京都）

１１月２１日　（１１名）　働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
※内容は同上
（共催：荒川支部、東京都）

１１月３０日　（２２名）　働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
講話　「自然災害発生時における企業の責任～安全配慮義務について～」
有限会社プリベント　営業部長　青　木　隆　児　氏
説明　「マイ・タイムライン」作成に当たってのポイント
あなただけの「マイ・タイムライン」をつくろう！
防災ネットワークプラン　代表　井　上　浩　一　氏
講評
（共催：中央支部、東京都）

3)　国土交通省との「官民連携促進プロジェクト」（懇談会）

２月　８日　（１６名）　国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会
※３委員会（首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会、災害・リスク対策委員会）合同開催
開会　東京商工会議所副会頭　首都圏問題委員長　野　本　弘　文
国土交通省事務次官　藤　井　直　樹　氏
説明　「国土交通省令和５年度予算案について」
国土交通省　大臣官房長　宇　野　善　昌　氏
東商の今期活動方針について
東京商工会議所　専務理事　石　田　　徹
各委員会の重要政策課題について
①首都圏問題委員会
②トラベル＆ツーリズム委員会
③災害・リスク対策委員会
懇談

⑰　トラベル＆ツーリズム委員会

新体制発足に伴い、委員会名称を観光委員会から、旅行を意味する「トラベル」と移動・交流を意味する「ツーリズム」を掛け合わせた「トラベル＆ツーリズム委員会」に改めた。裾野が広いツーリズム産業の基幹産業化に向け、政策と事業の両輪で委員会活動を推進すべく、委員長・共同委員長・副委員長会議を開催し、本格的な観光復活を見据えた３年間の活動方針について、意見交換を行った。

また、事業面では、郷土愛醸成や観光関連産業の早期復活を目的として、前期に引き続き「東京の魅力再発見プロジェクト」（「東京三昧カレンダー」、「ＴＯＫＹＯ　Ｓｈｏｗｃａｓｅ」）を推進した他、オンラインイベント等を通じて、観光関連事業者の経営に役立つ情報発信を行った。

1)　委員長・共同委員長・副委員長会議

３月　３日　（１１名）　　討議　活動方針案について

2)　東京の観光を考える懇談会

１２月１２日　（１８名）　　報告　渋沢栄一デジタルスタンプラリーについて

意見交換

3)　東京三昧カレンダー

１２月　１日　　「東京三昧カレンダー２０２２冬号」発刊　２４，４４５ＰＶ

（１２月１日～２月２８日）

３月　１日　　「東京三昧カレンダー２０２３春号」発刊

4)　江戸・東京の魅力再発見　ＴＯＫＹＯ　Ｓｈｏｗｃａｓｅ

２月　８日・９日　　会　　場：東京商工会議所　本部ビル（丸の内二重橋ビル）１階

多目的スペース内

出展団体：①榮太樓總本鋪（和菓子）

②神田淡平（手焼き煎餅）

③塩瀬総本家（和菓子）

④柴又丸仁（佃煮）

⑤高橋工房（江戸木版画）

⑥Ｌｉｔｔｌｅ　Ｔｓｕｍａｍｉ（つまみ細工）

⑦若素園（茶・海苔・菓子）

5)　オンラインセミナー

２月２２日　（９５名）　ビジネスチャンスを逃さないためのインバウンド戦略最前線

※ジャパンショッピングツーリズム協会協力

（同）ユー・エス・ジェイ　マーケティング本部

セールス＆アライアンスマーケティング部ディレクター

真　田　龍　一　氏

㈱ＭＡＴＣＨＡ　代表取締役社長　　青　木　　優　氏

（一社）ジャパンショッピングツーリズム協会

代表理事・事務局長　　新　津　研　一　氏

6)　国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会

２月　８日　（１３名）　　※３委員会（首都圏問題委員会、トラベル＆ツーリズム委員会、

災害・リスク対策委員会）合同開催

説明　国土交通省令和５年度予算案について

国土交通省　大臣官房長　　宇　野　善　昌　氏

東商の今期活動方針について

東京商工会議所　専務理事　　石　田　　徹

各委員会の重要政策課題について

・東京・首都圏の国際競争力の向上

・ツーリズム産業の基幹産業化
・あらゆる災害・リスクに対する企業の対応力向上および
レジリエントな都市「東京」の構築

懇談

7)　大手×スタートアップ　オンライン パネルディスカッション
～観光・流通・サービス業界の協業事例に学ぶ～

トラベル&ツーリズム委員会、流通・サービス委員会、イノベーション・スタートアップ委員会の３委員会共催によるオンラインイベント。コロナ禍で深刻な打撃を受けた観光、流通、サービス業の振興を目的として、今後の環境変化を踏まえた新たな事業活動を検討する上での一助として、大手とスタートアップによる協業やオープンイノベーションの活用事例を紹介すべく、委員会の垣根を超えて初めて実施した。

３月　２日（１０５名）　ファシリテーター ｅｉｉｃｏｎ　ｃｏｍｐａｎｙ 代表／
ｆｏｕｎｄｅｒ　中　村　亜由子　氏
登壇者　㈱ＪＴＢ 常務執行役員
エリアソリューション事業部長　森　口　浩　紀　氏
Ｋｏｔｏｚｎａ㈱ 代表取締役　後　藤　玄　利　氏
㈱三越伊勢丹ホールディングス 経営戦略統括部
事業開発部プランニングスタッフ　高　橋　裕　二　氏
スカイファーム㈱ 代表取締役 ＣＥＯ　木　村　拓　也　氏
㈱東急レクリエーション 事業創造本部
エンターテイメント開発部　部長　花　田　力　雄　氏
㈱パンフォーユー 代表取締役　矢　野　健　太　氏

⑱　流通・サービス委員会

近年、流通・サービス業界を取り巻く環境は大きく変化しており、人口構成の変化による人材・人手不足や、エネルギー・原材料価格高騰、価格転嫁・適正化の問題等が業績回復への足枷となっているほか、２０２４年に迫った物流危機も早急に解決しなければならない重要な課題となっている。こうした流通構造の変化に対応していくために、委員長・共同委員長会議等を開催し、活動方針の策定についての意見交換を行った。

1)　委員会
３月２４日　（３２名）　講演　「物流に関する最新動向について」
流通経済大学　流通情報学部　教授　矢　野　裕　児　氏
討議　「今期の委員会活動方針（案）について」

2)　委員長・共同委員長会議
３月　１日　（　４名）　議題　流通・サービス委員会の前期の活動について
今期の委員会活動方針（素案）について
説明
自由討議

3)　大手×スタートアップ　オンライン パネルディスカッション
～観光・流通・サービス業界の協業事例に学ぶ～
３月　２日（１０５名）　テーマ　「観光・流通・サービス業界の協業事例に学ぶ」
ファシリテーター ｅｉｉｃｏｎ　ｃｏｍｐａｎｙ 代表／
ｆｏｕｎｄｅｒ　中　村　亜由子　氏
登壇者　㈱ＪＴＢ 常務執行役員

エリアソリューション事業部長　森　口　浩　紀　氏
Ｋｏｔｏｚｎａ㈱ 代表取締役　後　藤　玄　利　氏
㈱三越伊勢丹ホールディングス 経営戦略統括部
事業開発部プランニングスタッフ　高　橋　裕　二　氏
スカイファーム㈱ 代表取締役 ＣＥＯ　木　村　拓　也　氏
㈱東急レクリエーション 事業創造本部
エンターテイメント開発部　部長　花　田　力　雄　氏
㈱パンフォーユー 代表取締役　矢　野　健　太　氏

4)　企業の取組事例集「東京２３選　経営のミカタ ～中小 流通・サービス業の取組事例～」

本事例集は、物価高騰や、取引価格の適正化、物流問題、デジタル化、消費行動の多様化など、さまざまな変化の中で苦慮する、流通サービス事業者の経営の一助となる情報提供を目的に発行。手の届く範囲で新たな取組に挑戦する東京２３区内の中小・小規模の流通・サービス業を中心とした２３社にヒアリング実施した内容を、デジタルブックとして発刊。

３月２４日　　発刊　「東京２３選　経営のミカタ～中小 流通・サービス業の取組事例～」

⑲　中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会

1)　正・共同・副委員長会議

２月１５日（１０名）　説明・意見交換　「中小企業のデジタルシフト・DX推進委員会　活動方針について」
「『デジタルシフト推進サポート』事業について」

2)　支部との懇談会

２月２７日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城南ブロック）
参加支部：千代田・中央・港・品川・目黒・大田
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※中小企業委員会・事業承継対策委員会との共催

２月２８日（１１名）　ブロック別政策懇談会（城東ブロック）
参加支部：台東・江東・墨田・葛飾・江戸川
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※中小企業委員会・事業承継対策委員会との共催

３月　７日（１２名）　ブロック別政策懇談会（城西ブロック）
参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※中小企業委員会・事業承継対策委員会との共催

３月１５日（１０名）　ブロック別政策懇談会（城北ブロック）
参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立
内容：外部環境の変化による影響や対応／大企業との取引実態／付加価値向上に向けた取り組み／生産性向上に向けた取り組み／金融をテーマに討議
※中小企業委員会・事業承継対策委員会との共催

3)「デジタルシフト推進サポート」事業

a. コンセプト

生産性向上と経営課題の解決を目的とした中小企業のデジタルシフトを推進するため、ＩＴの「導入」から「活用」へのシフトと「活用」のレベルアップを支援する事業。会員向けサービスを「ぴったりＤＸ」として提供。

b. 主な事業

(ア) デジタル人材育成支援

中小企業のデジタルシフト・ＤＸの大きな課題であるデジタル人材育成を支援するため３つの支援サービスを展開。

○東商リスキリング応援メニュー

デジタル分野における従業員のリスキリング（学びなおし）を応援するサービスに会員優待を付け提供。

◇提供企業：㈱アイデミー（サービス名：Ａｉｄｅｍｙ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ）、ＷＨＩＴＥ㈱（サービス名：ＭＥＮＴＥＲ）、㈱ベネッセコーポレーション（サービス名：Ｕｄｅｍｙ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ）

○デジタル人材育成ナビ

社内デジタル人材育成を応援するサービスを紹介するナビサイト。

◇登録件数：１０件

○東商デジタルアカデミー

「東商ビジネススクール」のパッケージ型講座の１つとして、デジタル人材を育成する講座群を提供。

◇のべ申込者数：１４６件

(イ) デジタルサポートプレミアム

デジタルシフト・ＤＸ推進に役立つツールを会員限定の優待をつけて提供。従来の「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクトから継続の７社に、新たに２社を加えた９社、１５サービスで開始。２０２３年3月末現在のデジタルサービス・ツール数は１１社、１９サービス。

○デジタルサービス・ツール提供企業およびサービス名（順不同）

企業名	サービス名
日本マイクロソフト㈱	Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ３６５
㈱ＤＯＮＵＴＳ	ジョブカン勤怠管理
	ジョブカン給与
	ジョブカン労務ＨＲ
㈱マネーフォワード	マネーフォワードクラウド
凸版印刷㈱	音声翻訳サービス「ＶｏｉｃｅＢｉｚ」
大興電子通信㈱	セキュリティ対策ソフト「ＡｐｐＧｕａｒｄ」
	セキュリティ管理ツール「ＱＵＡＬＩＴＹ　ＳＵＩＴＥ」
	アンチウィルス製品「ｄｅｅｐｉｎｓｔｉｎｃｔ」
ＳＴＯＲＥＳ㈱	ネットショップ開設「ＳＴＯＲＥＳ」
	キャッシュレス決済「ＳＴＯＲＥＳ決済」
	オンライン予約システム「ＳＴＯＲＥＳ予約」
	ＰＯＳレジ「ＳＴＯＲＥＳレジ」
ＳＭＢＣ　ＧＭＯ　ＰＡＹＭＥＮＴ㈱	キャッシュレス決済「ｓｔｅｒａ　ｐａｃｋ」
東日本電信電話㈱	おまかせクラウドアップセキュリティ
ジェイグラブ㈱	越境ＥＣ販売代行支援サービス「ｊ－Ｇｒａｂ　Ｍａｌｌ」
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	ｄヘルスケアｆｏｒ　Ｂｉｚ
	人口統計情報「モバイル空間統計　人口マップ」
セイコーソリューションズ㈱	クラウドバックアップサービス「ＢａｃｋＳｔｏｒｅ」

(ウ) デジタルサービスぴったりナビ

○掲載数　１０６件（６７社）（うち２０２２年度：１２件（１０社））

〈今年度新規掲載サービス〉（掲載順）

企業名	サービス名
事業協同組合ｎｅｃｏｎｏｔｅ	統合業務管理システム　ｎｅｃｏｎｏ　ＳＭＥＲＰ
アイ・モバイル㈱	ＢＥＳＴホームページ
㈱アイル	ＢｔｏＢ　ＥＣ・Ｗｅｂ受発注システム「アラジンＥＣ」
ビッグローブ㈱	売上原価Ｐｒｏクラウド
オムロン㈱	「自分で作る」業務自動化アプリ　オムロンの「ｐｅｎｇｕ」
㈱ＲｅｖＣｏｍｍ	ＭｉｉＴｅｌ（ミーテル）（ＡＩ搭載型クラウドＩＰ電話）
大興電子通信㈱	Ｖａｄｅ　ｆｏｒ　Ｍ３６５（メールセキュリティ）
	Ｃｌｏｕｄｂｒｉｃ　ＷＡＦ＋（Ｗｅｂセキュリティ）
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	まるごとビジネスサポート
	ｄＸ助成金申請
㈱ビジョンクリエイト	Ｅａｓｙ　ＥＲＰシンプリーチ
鴻池運輸㈱	ＫＢＸ（国際物流クラウドサービス）
㈱Ｐｏｗｅｒ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ	受発注・電子帳票保管アプリ
パラグラ・テクノロジー・ジャパン㈱	ｃｉｎｅｏｎｈｕｂ（シネオンハブ）

(エ) デジタルツール・サービス導入相談

「デジタルツール・サービスを導入したいが、何が良いか、どのような手順で進めれば良いのか分からない」というお悩みに対し、デジタル・ツールやＩＴベンダー選定に関するアドバイスを行う相談を提供。

○相談件数１０件

(オ) サイバーセキュリティ対策

・東商サイバーセキュリティコンソーシアム

「ぴったりＤＸ」のウェブサイトを通じて、サイバーセキュリティ対策支援サービスの提供を実施。

○「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」参画企業

凸版印刷㈱、三菱電機㈱、東京海上日動火災保険㈱、富士フイルムビジネスイノベーション㈱、東日本電信電話㈱

・セミナー

＜ハイブリッド（会場集合＆Ｚｏｏｍライブ配信）＞

３月６日（参加者数：８９名）

「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」セミナー

～育て「サイバー人材」、進め「セキュリティ対策」～

第１部　「サイバーセキュリティ人材はこうして育つ」

㈱Ａｒｍｏｒｉｓ　取締役専務ＣＴＯ　鎌　田　敬　介　氏

第２部「なるほど、サイバーセキュリティ対策はこうして進めればいいのか」

東日本電信電話㈱　東京事業部ビジネスイノベーション部 ＤＸコンサルティング室第三ＤＸ担当 担当課長　元　林　　功　氏

＜ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信＞

１２月１６日～２０２３年1月１６日（参加者数：５２名）

「サプライチェーン攻撃」に備えよ～ＤＸの進展とそこに潜むサイバーセキュリティリスク～

日本電信電話㈱　担当課長　佐　藤　亮　太　氏

３月１７日～４月１０日（申込者数：２７名）

「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」セミナー

～育て「サイバー人材」、進め「セキュリティ対策」～

※上記３月６日セミナーの録画配信

・相談会

３月６日開催の「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」セミナー終了後に、講師企業２社による相談会を実施（相談申込企業６社）。

・「標的型攻撃」メール訓練

中小企業・小規模事業者の経営者や担当者のサイバーセキュリティに対する意識向上と対策強化を促すことを目的に「標的型攻撃」メール訓練を実施した。

【実施期間】

１２月１３日～１５日

【訓練方法】

東京商工会議所から訓練対象者のメールアドレスに「標的型攻撃メール（訓練用）」を送信。
訓練対象者がメール本文内のＵＲＬをクリックした場合に「開封」としてカウント。

【訓練対象】

東商会員企業（従業員３００名以下）の経営者・従業員（公募）１０３社・団体、８１１名
※当訓練は、東日本電信電話㈱（ＮＴＴ東日本）が提供するサービスを利用。

【当訓練全体開封率】

１２．２％（送信数８１１件、開封数９９件）

【調査結果】

２月１７日にプレスリリースおよびウェブサイトにて公表。

（カ）セミナー

＜ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信＞

１１月１日～１２月２８日（参加者数：３２名）
従業員が働き続けたくなる！これから始めるテレワーク導入のポイントと事例
㈱テレワークマネジメント　マネージャー　鵜　澤　純　子　氏

１１月１５日～１２月９日（参加者数：１０７名）
基本からわかる！売上・集客を伸ばすＳＮＳ活用セミナー
（特）ＩＴコーディネータ協会　中小企業ＷＥＢ活用支援プロジェクト　冨　田　さより　氏

１１月１８日～１２月１６日（参加者数：７４名）
ＤＸと日本企業のミライ　＜ぴったりＤＸ　スタート記念特別セミナー　第１弾＞
東京大学未来ビジョン研究センター　客員教授　西　山　圭　太　氏

１２月５日～１２月２８日（参加者数：９１名）
いまこそ知りたいＤＸ戦略　～ＤＸで未来を拓こう～　＜ぴったりＤＸ　スタート記念特別セミナー　第２弾＞
パロアルトインサイト　ＣＥＯ　石　角　友　愛　氏

１２月６日～１２月１９日、１２月２０日～１月９日（参加者数：５６名）
Ｗｅｂ３の基礎　－中小企業における可能性－
（一財）日本情報経済社会推進協会　常務理事　坂　下　哲　也　氏
※中小企業委員会との共催

１２月１４日～１２月３０日（参加者数：１７名）
初めて取り組む越境ＥＣ　～ＪＡＰＡＮＭＡＬＬを活用して世界に羽ばたこう～
アイアンドアイ㈱　代表取締役　中小企業診断士・行政書士　早　坂　裕　史　氏
※中小企業委員会との共催

１２月１６日～１月１６日（参加者数：５２名）
「サプライチェーン攻撃」に備えよ　～ＤＸの進展とそこに潜むサイバーセキュリティリスク～

日本電信電話㈱　担当課長　　佐　藤　　亮　太　氏

１月４日～１月２６日（参加者数：８２名）

デジタル人材をめぐる状況と中小企業の社内デジタル人材育成について<ぴったりＤＸ　スタート記念特別セミナー　第3弾>

千葉工業大学社会システム科学部　教授　　角　田　　仁　氏

１月１６日～２月１０日（参加者数：８１名）

事例で分かる！人事業務のデジタル化セミナー　～労務管理から人事評価まで一貫して効率化！～

㈱アクティブ　アンド　カンパニー　ＨＲテック事業部　部長　　松　本　　英　人　氏

１月２４日～２月１７日（参加者数：５７名）

クラウド時代のＩＴベンダーとの上手な付き合い方<ぴったりＤＸ　スタート記念特別セミナー　第４弾>

（一社）ＩＣＴ経営パートナーズ協会　　会長　　木　村　　礼　壮　氏

１月２５日～２月２８日（参加者数：１４３名）

弁護士＆公認会計士が解説する！ＤＸ入門講座　～ＤＸの進め方と落とし穴～

橋元綜合法律事務所　弁護士　　間　嶋　　修　平　氏

アシモフ　ロボティクス㈱　代表取締役ＣＥＯ　公認会計士　　藤　森　　恵　子　氏

２月１５日～３月１３日（参加者数：７８名）

ＤＸの入り口でつまずかないために

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社　デジタルマーケティング部マーケティング部門　　稲　田　　智　也　氏

２月１５日～３月１３日（参加者数：８７名）

ｄＸで助成金（雇用関係）をもっと身近に

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社　デジタルマーケティング部ソリューションDX部門　ビジネスコンダクター　　太　田　　英　信　氏

２月２０日～３月２０日（参加者数：８４名）

中小企業デジタル化入門セミナー　～多くの企業を支援する専門家がわかりやすく解説！～　<ぴったりＤＸ　スタート記念特別セミナー　第5弾>

㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　　知　也　氏

２月２２日～３月２４日（参加者数：３６名）

自社運営のＥＣサイトがなくても今すぐできる越境ＥＣ／海外販売とは？

ジェイグラブ㈱　代表取締役　　山　田　　彰　彦　氏

３月６日～４月５日（参加者数：６８名）

これから始める受注業務のデジタル化セミナー　～３つの課題と具体的な解決策～

㈱アイル　ＢｔｏＢ　ＥＣ推進統括本部　　松　岡　　憲　二　氏

３月１５日～４月２０日（参加者数：５３名）

中小企業の具体的事例から知るＤＸ推進のポイントとセキュリティ対策

（独法）情報処理推進機構　社会基盤センターＤＸ推進部　　田　中　　雅　也　氏

３月１７日～４月２０日（参加者数：２７名）

「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」セミナー　～育て「サイバー人材」、進め「セキュリティ対策」～

㈱Ａｒｍｏｒｉｓ　取締役専務　ＣＴＯ　　鎌　田　　敬　介　氏

東日本電信電話㈱　ビジネスイノベーション部　ＤＸコンサルティング室　担当課長　　元　林　　功　氏

＜会場集合・Ｚｏｏｍライブ配信＞

３月６日（参加者数：８９名）

「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」セミナー　～育て「サイバー人材」、進め「セキュリティ対策」～

㈱Ａｒｍｏｒｉｓ　取締役専務　ＣＴＯ　　鎌　田　　敬　介　氏

東日本電信電話㈱　ビジネスイノベーション部　ＤＸコンサルティング室　担当課長　　元　林　　功　氏

３月１０日（参加者数：１３名）

即効！ペーパーレス入門講座　～ＤＸの第１歩となるペーパーレス化のポイント～

㈱ＳＲＡ　プロダクトサービス事業部製品開発マネージャ　　陶　山　　雄　志　氏

（キ）好事例紹介

売上向上、業務効率化などを目的として、ＩＴ・デジタル技術の活用により経営課題の解決が実現した会員企業の取り組みをコラム形式で東商ウェブサイトにおいて紹介。

○掲載数２３社

（ク）ちょこっとデジタル相談

初歩的なパソコンの操作方法やデジタルツールの操作・活用方法に関して気軽に電話ができる無料の相談窓口を２０２３年１月５日より開設。※当窓口は、りらいあコミュニケーションズ㈱に委託。

（ケ）教育機関連携

企業のデジタルシフト・ＤＸの大きな課題であるデジタル人材育成支援をより強力に進めるため、大学・専門学校等の教育機関と連携し、デジタル人材育成に係る意見交換・情報交換、事業協力を実施。

1）教育機関情報交換会

１０月２４日（１４名）　説明・意見交換　「東京商工会議所『デジタルシフト推進サポート事業』について」
「デジタル人材育成への取り組みについて」

１２月　７日（１３名）　報　　告　「第1回における各教育機関からの報告内容の振り返りについて」
意見交換　「中小企業のデジタル人材育成と教育機関の役割について

（コ）他団体連携

企業のデジタルシフト・ＤＸの支援を行っている他団体（支援機関）が密接に連携しながら、課題の共有を行い、定期的な意見交換、事業の相互協力を実施。

○連携団体（順不同）

・特定非営利活動法人ＩＴコーディネータ協会
・一般社団法人情報サービス産業協会
・一般社団法人ＩＴキャリア推進協会
・一般社団法人日本テレワーク協会
・一般社団法人ＩＣＴ経営パートナーズ協会
・一般社団法人日本クラウド産業協会
・仙台商工会議所
・千葉商工会議所
・名古屋商工会議所
・福岡商工会議所

（サ）ＩＴベンダー連携

ＩＴベンダー各社の中小企業のＤＸ支援の取り組み状況や中小企業の現状・課題の共有、またＩＴベンダー相互の情報交換・交流を目的として、「デジタルサポートプレミアム」「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」参画企業および「デジタルサービスぴったりナビ」登録企業を対象にＩＴベンダー情報交換会を実施。（全４回）

1）ＩＴベンダー情報交換会

３月１０日（１１社）、３月１５日（１１社）、３月１６日（　５社）、３月１７日（　７社）

説明：「デジタルシフト推進サポート事業」（ぴったりＤＸ）登録の自社デジタルツール・サービスの紹介
中小企業のデジタルシフト・ＤＸの現状・課題について
「中小企業とＩＴベンダーとのビジネス交流会」について

意見交換：中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進に向けた取り組みと課題について

⑳　健康づくり・文化推進委員会

本委員会では、健康経営、感染症対策の普及・啓発や、スポーツを通じた企業の健康づくりの推進を図る。また、企業の文化活動の促進を図る観点から、食文化をはじめ、東京や日本の文化を発掘・発信し、企業に文化に関する体験の場を提供するなど、文化活動を推進する。

1)　正・共同・副委員長会議
２月２４日　（　８名）議事　「今期の活動方針（案）について」

2)　委員会
３月　８日　（３０名）議事　「今期の活動方針（案）について」

㉑　中小企業のカーボンニュートラル推進特別委員会

1)　正共同委員長会議
２月１４日　議件「中小企業のカーボンニュートラル推進特別委員会の概要と今後の活動方針（素案）について」

㉒　東京の将来を考える懇談会

東京の将来を考える懇談会では、世界における東京の国際競争力の強化こそが、日本経済の復活のカギとの考えのもと、東京の都市力を飛躍的に向上させ、さらなる発展を続けるため、また「東京と地方が共に栄える真の地方創生」の実現のため、商工会議所ネットワークも生かし、東京の繁栄をわが国全体に広げていくことを今期の活動方針とした。また、東京の将来にとって重要な少子化対策について、研究・ 検討を行う専門委員会を設置して、提言等につなげていく。

1）委員会
３月１５日　（２１名）講話　東京の未来を創る取組み
Ａ．Ｔ．カーニー株式会社　会長
ＣＩＣ　Ｊａｐａｎ合同会社　会長　　梅　澤　高　明　氏
講話　東京の将来へ向けた企業の生産性向上
公益財団法人 日本生産性本部　コンサルティング部
主席経営コンサルタント　　加　瀬　元　日　氏
討議　今期活動方針（案）等について

⑼　会頭の支部訪問

①　城東ブロック

４月１９日　（１２名）視察・説明「かっぱ橋道具街」
（　７名）視察・説明「すみだ北斎美術館」
説明「オレンジトーキョー株式会社」
（２０名）会頭・城東ブロック担当副会頭と支部会長との懇談会
会場：料亭 櫻茶ヤ
テーマ「地域産業の状況」について

②　城南ブロック

６月１３日　（１４名）視察・説明「世界貿易センタービルディング」
（　８名）視察・説明「メリックス株式会社」
（２０名）会頭・城南ブロック担当副会頭と支部会長との懇談会
会場：神田明神文化交流館・明神会館
テーマ「地域産業の状況」について

③　城北ブロック

９月　５日　（　８名）視察・説明「第一医科株式会社」
（１０名）視察・説明「芝園開発株式会社」
（１９名）会頭・城北ブロック担当副会頭と支部会長との懇談会

会場：浅草ビューホテル
テーマ「地域産業の状況」について

④ 城南ブロック

２月２０日　（１９名）視察・説明「大田区産業プラザＰｉＯ」
（１９名）視察・説明「株式会社上島熱処理工業所」
（１１名）会頭・城南ブロック担当副会頭と支部会長との懇談会
会場：プラザ・アペア
テーマ「現状の経営課題」について

(10) 会頭・副会頭・支部会長との懇親会

１０月１７日　（４２名）　　会場：明治記念館

(11) 会頭・副会頭・支部会長との懇談会

１２月　６日　（３５名）　　会場：ホテルニューオータニ
「地域産業の状況、現下の経営課題について」

(12) ブロック別政策懇談会

２０２１年度より中小企業部、地域振興部、産業政策第一部、産業政策第二部が実施する政策懇談会を参加者入替制で東西南北のブロックで各１回、合計４回の政策懇談会として開催。

① 城南ブロック

２月２７日　　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ１−２、Ｂ１−２
「中小企業委員会・事業承継対策委員会
・中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会（１１名)」
「まちづくり（首都圏問題委員会・災害・リスク対策委員会）（８名)」※ハイブリッド形式
「税制（税制委員会）（８名)」　※ハイブリッド形式
「労働（労働委員会・多様な人材活躍委員会）（９名)」

② 城東ブロック

２月２８日　　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ１−２、Ｂ１−２
「中小企業委員会・事業承継対策委員会
・中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会（１１名)」
「まちづくり（首都圏問題委員会・災害・リスク対策委員会）（８名)」※ハイブリッド形式
「税制（税制委員会）（７名)」
「労働（労働委員会・多様な人材活躍委員会）（８名)」

③ 城西ブロック

３月　７日　　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ１−２、Ｂ１−２
「中小企業委員会・事業承継対策委員会
・中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会（１２名)」
「まちづくり（首都圏問題委員会・災害・リスク対策委員会）（１０名)」※ハイブリッド形式
「税制（税制委員会）（９名)」
「労働（労働委員会・多様な人材活躍委員会）（９名)」

④ 城北ブロック

３月１３日　　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ１−２、Ｂ１−２

「中小企業委員会・事業承継対策委員会
・中小企業のデジタルシフト・ＤＸ推進委員会（１０名)」
「まちづくり（首都圏問題委員会・災害・リスク対策委員会）（１１名)」※ハイブリッド形式
「税制（税制委員会）（８名)」
「労働（労働委員会・多様な人材活躍委員会）（１０名)」

(13) 青年部

① 総会

7月　4日　（６４名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会
2)　挨拶　　東京商工会議所青年部　会長　井　上　博　貴
　　東京商工会議所　常務理事　小　林　治　彦
3)　議件
　a.　理事の選任（案）について
　b.　２０２１年度 事業活動報告（案）について
　c.　２０２１年度 収支決算（案）について
4)　報告
　a.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２２について
　b.　東京ＪＣ主催事業へのパネルディスカッション登壇協力について
　c.　その他
5)　閉会

２月１０日　（５８名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会
2)　挨拶　　東京商工会議所青年部　会長　井　上　博　貴
　　東京商工会議所　常務理事　小　林　治　彦

第一部
3)　議件
　a.　２０２３年度 事業活動計画（案）について
　b.　２０２３年度 収支予算（案）について
　c.　理事の選任（案）について
第二部
ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２２最終選考結果発表・表彰式
4)　閉会

② 理事会

４月　５日　（２４名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　議件
　a.　会長の選任（案）について
　b.　副会長の選任（案）について
　c.　入会の承認（案）について
　d.　今期の運営体制（案）について
2)　報告
　a.　東商本部の委員会活動状況について
　b.　今後のスケジュールについて

６月２２日　（２３名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　議件
　a.　会員加入手続きおよび会費に関する内規の変更について

b.　第１０回通常総会上程議案について
(a)　理事の選任（案）について
(b)　２０２１年度事業活動報告（案）について
(c)　２０２１年度収支決算（案）について
2)　報告
a.　各デザイングループ担当事業の検討状況について
b.　日本工学院専門学校への講師派遣協力について
c.　東京ＪＣ主催事業へのパネルディスカッション登壇協力について
d.　東商本部の委員会活動状況について
e.　今後のスケジュールについて
f.　その他

９月２９日　（２３名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　議件
a.　今期の運営体制について（案）
b.　各デザイングループ担当事業企画について
2)　報告
a.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２２について
b.　２３支部青年部幹事長会議について
c.　東京ＪＣ主催事業へのパネルディスカッション登壇協力について
d.　日本工学院専門学校への講師派遣協力について
e.　東商青年部ＯＢ・ＯＧ会について
f.　日本商工会議所青年部　第４２回関東ブロック大会　蔵の街とちぎ大会について
g.　東商本部の委員会活動状況について
h.　今後のスケジュールについて

１１月２４日　（２１名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　議件
a.　各デザイングループ担当事業企画について
(フューチャーデザイン・ビジネスデザイングループ)
2)　報告
a.　各デザイングループ担当事業企画について
(ソーシャルデザイン・ヒューマンデザイングループ)
b.　２３支部青年部幹事長会議について
c.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２２について
d.　日本商工会議所青年部　第４２回関東ブロック大会　蔵の街とちぎ大会について
e.　東商本部の委員会活動状況について
f.　今後のスケジュールについて

１２月２２日　（２０名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　議件
a.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ２０２２について
b.　理事の退任（案）について
c.　第１１回通常総会における議案について
(a)　２０２３年度 事業計画（案）について
(b)　２０２３年度 収支予算（案）について
(c)　理事の選任（案）について
2)　報告

a.　各デザイングループ担当事業企画について
b.　日本工学院専門学校への講師派遣協力について
c.　日本商工会議所青年部　第４２回全国大会　美の国あきた大会について
d.　今後のスケジュールについて

２月２１日　（２０名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　議件
a.　２０２３年度事業運営について
2)　報告
a.　ＡＷＡＲＤＳ最終選考結果について
b.　ビジネスデザイングループ事業について
c.　日本商工会議所青年部 第４２回全国大会　美の国 あきた大会について
d.　日本工学院専門学校への講師派遣協力について
e.　今後のスケジュールについて

③　正副会長会議

５月１６日　（　４名）　1)　理事会上程議案について
６月１６日　（　４名）　1)　理事会上程議案について
９月２６日　（　４名）　1)　理事会上程議案について
１２月１９日　（　４名）　1)　理事会上程議案について
２月　７日　（　４名）　1)　理事会上程議案について

④　監事会

５月２５日　（　２名）　1)　議件
a.　２０２１年度事業活動報告（案）について
b.　２０２１年度収支決算（案）について

⑤　２３支部青年部幹事長会議

１０月２７日　（３０名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　本部青年部役員紹介
2)　支部青年部幹事長自己紹介ならびに支部青年部事業紹介
3)　東京商工会議所について
4)　今年度の本部青年部事業について
5)　ブロック別グループトーク
a.　本部青年部に関する意見・要望について
b.　支部間連携に関する好事例について
c.　青年部の組織体制・世代交代について

⑥　ＴＯＫＹＯ ＹＥＧ ＡＷＡＲＤＳ ２０２２

渋沢栄一が「論語と算盤」で唱えた「智」「情」「意」のバランスがとれた具体的な取り組みや、青年経済人らしい攻めの経営、時流に先駆けた事業を展開している東京商工会議所２３支部青年部会員企業を顕彰する事業。コロナ禍による逆境を切り拓く契機とすること、また好事例の見える化によりビジネス機会の創出を図ることを目的に、２０２１年度から実施。

1)　顕彰制度の概要
a.　選考基準

下記(a)～(d)の基準に基づき選考

(a)「智」:【知恵・知性・感性】

～世の中の流れを見極め、先駆的かつ健全な企業経営を行っている～

(b)「情」:【情熱・チャレンジ・従業員満足】

～青年経済人や従業員が、熱い想いや志をもって事業・企業経営に取り組んでいる～

(c)「意」:【意思・意識・道徳】

～自社の利益だけではなく、社会への貢献も重視した企業活動を行っている～

(d) 青年経済人らしい攻めの経営、時流に先駆けた事業展開

b. 表彰

大賞１社、優秀賞１社、奨励賞３社、デザイン賞１社

c. 募集期間

９月１２日～１１月１４日

d. 応募資格

２３支部青年部に所属する会員

e. 選考経過

第一次選考（書類・動画審査）　　１２月２６日

最終選考会（プレゼンテーション審査）　２月１０日

2) 運営組織

東京商工会議所青年部　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ選考委員会

3) 応募総数

１２件

4) 選考結果　※同賞内は社名五十音順

大賞	東邦レマック㈱　取締役	笠　井　信　剛　氏
優秀賞	㈱大鵬　代表取締役	大　屋　幸　子　氏
奨励賞	㈱アイエスゲート　取締役	小　林　祐　基　氏
	㈲精工パッキング　代表取締役	平　井　秀　明　氏
奨励賞・未来デザイン賞	㈱ユナイテッド・ワン　代表取締役 ＣＥＯ	岩　橋　潤　二　氏

5) 表彰式

２月１０日

於：東京商工会議所５階 Ｈａｌｌ ＆ Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ Ｒｏｏｍ会議室「ＲｏｏｍＡ３－Ａ５」

6) 選考委員会

６月６日，８月１日，１２月１９日（全3回／ハイブリッド・オンライン形式）

⑦ 事　業

1) キックオフミーティング

５月１８日　（　６名）　ワークショップ「対話力を磨こう」

㈱対話屋　代表取締役　立　見　晃　司　氏

2) デザイングループ企画事業

１２月　５日　（１８名）　ヒューマンデザイングループ企画講演会

第一部　講演会「経営者の心身を守る～すいみんの質を高めるには？～」

㈱ビジネスバンク　代表取締役　浜　口　隆　則　氏

第二部　懇親会

１月２６日　（３８名）　フューチャーデザイングループ企画講演会（ハイブリッド形式）

第一部　講演会「ドローンで拡がる現場でのＤＸ」

ドローン・ジャパン㈱　ＣＥＯ　春　原　久　徳　氏

第二部　懇親会

２月　２日～３月１日　ソーシャルデザイングループ企画オンライン講演会（配信型）

（視聴回数３４回）　「危機管理とリーダーシップ」
常磐大学　総合政策学部総合政策学科　准教授　佐々木　一　如　氏

3月２７日　（２５名、うち東商参加者１４名）
ビジネスデザイングループ企画上尾商工会議所青年部交流会
第一部　講演会「コロナ禍における地域密着型サービス/イベントへの挑戦及び成功事例」
㈲須田商店　専務　須　田　悦　正　氏
第二部　懇親会

⑧　講師派遣協力事業

1)　日本工学院専門学校
９月　５日　東京商工会議所プレゼンツ未来学２０２２
『～私が医師として考える”情報”との向き合い方～』
東京商工会議所青年部　副会長　倉　田　大　輔
２月２０日　東京商工会議所プレゼンツ未来学２０２２
『社会人になる前に伝えたいこと』
東京商工会議所青年部　理事　花　岡　克　己

2)　(公社)東京青年会議所
７月１３日　７月例会　パネルディスカッション
東京商工会議所青年部　会長　井　上　博　貴

⑨　会員数　６９名（２０２３年3月３１日現在）

⑩　その他

1)　外部催事への参加
１０月１５日　（　７名）　日本商工会議所青年部　第４２回関東ブロック大会「蔵の街とちぎ大会」（ハイブリッド形式）へ参加
１１月３０日　（　６名）　日本商工会議所青年部　４０周年記念事業（ハイブリッド形式）へ参加
２月１８日　（１２名）　日本商工会議所青年部　第４２回全国大会「美の国あきた大会」（ハイブリッド形式）へ参加

2)　外部団体との意見交換会
８月１０日　（８名、うち東商参加者３名）
(公社)東京青年会議所との意見交換会
３月１４日　（１０名、うち東商参加者５名）
町田商工会議所青年部との意見交換会

(14)　女性会

①　総会

６月２９日（１１７名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　２０２１年度事業活動報告（案）について
b.　２０２１年度収支決算（案）について
c.　２０２２年度事業活動計画（案）について
d.　２０２２年度収支予算（案）について
3)　報告

a.　臨時総会の開催について
4)　閉会
１０月１１日（１４１名）　1)　開会
2)　議件
a.　理事の選任について（会員による投票）
3)　報告
a.　理事選任結果について
4)　閉会

② 理事会

４月　６日　（２１名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　２０２２年度委員会事業計画（案）について
c.　委員会活動・委員会企画事業について
3)　報告
a.　委員会運営について
b.　委員会による理事候補者の推薦の流れについて
c.　本部委員会の動向について
d.　今後の主な予定について
4)　閉会
５月　９日　（２１名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　会費未納による除名について
c.　２０２２年度事業計画（案）について
d.　２０２２年度収支予算（案）について
e.　委員会活動・委員会企画事業について
3)　報告
a.　本部委員会の動向について
b.　今後の主な予定について
4)　閉会
６月　８日　（２２名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動・委員会企画事業について
c.　総会への上程議案について
3)　報告
a.　本部委員会の動向について
b.　今後の主な予定について
4)　閉会
７月　６日　（１９名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件

a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動・委員会企画事業について
c.　内規の改正（案）について
3)　報告
a.　本部委員会の動向について
b.　今後の主な予定について
4)　閉会

９月　７日　（２２名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動・委員会企画事業について
3)　報告
a.　来期の理事候補者について
b.　新年懇親会について
c.　全国商工会議所女性会連合会全国大会について
d.　関東商工会議所女性会連合会総会について
e.　都内商工会議所女性会共催事業について
f.　本部委員会の動向について
g.　今後の主な予定について
4)　閉会

１０月　３日　（２０名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
3)　報告
a.　委員会活動について
b.　新年懇親会について
c.　本部委員会の動向について
d.　今後の主な予定について
4)　閉会

１０月１１日　（２５名）　1)　開会
2)　議件
a.　会長の選任について
b.　副会長の選任について
3)　閉会

１１月　９日　（２５名）　※ハイブリッド形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　監事の選任（案）について
c.　顧問の選任（案）について
d.　相談役の選任（案）について
e.　委員会の設置（案）について
3)　報告
a.　役員名簿の作成について
b.　今後の主な予定について

4)　閉会

１２月１４日　（２６名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会

2)　議件

a.　入会の承認（案）について

b.　委員会の設置（案）について

3)　報告

a.　新年懇親会について

b.　都内商工会議所女性会共催事業「高尾山視察・懇親会」について

c.　今後の主な予定について

4)　閉会

1月１１日　（２７名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会

2)　議件

a.　入会の承認（案）について

b.　委員長・副委員長の選任（案）について

c.　新年懇親会について

3)　報告

a.　今後の主な予定について

4)　閉会

2月　1日　（２７名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会

2)　議件

a.　入会の承認（案）について

b.　委員会活動・委員会企画事業について

3)　報告

a.　女性起業家大賞について

b.　東商ＬＡＤＹについて

c.　今後の主な予定について

4)　閉会

3月　8日　（２５名）　※ハイブリッド形式で開催

1)　開会

2)　議件

a.　入会の承認（案）について

b.　委員会活動・委員会企画事業について

c.　委員会運営について

d.　東商ＬＡＤＹについて

3)　報告

a.　関東商工会議所女性会連合会２０２３年度総会　前橋大会について

b.　本部委員会の動向について

c.　今後の主な予定について

d.　その他

4)　閉会

③　監事会

5月３０日　（　7名）　1)　開会

2)　議件

a.　２０２１年度事業活動報告（案）について
b.　２０２１年度収支決算（案）について
3)　閉会

④　正副会長会議

４月　６日	（　５名）	理事会上程議案について
５月　９日	（　５名）	理事会上程議案について
６月　８日	（　５名）	理事会上程議案について
７月　６日	（　５名）	理事会上程議案について
９月　７日	（　５名）	理事会上程議案について
１０月　３日	（　５名）	理事会上程議案について
１１月　９日	（　５名）	理事会上程議案について
１２月１４日	（　５名）	理事会上程議案について
１月１１日	（　５名）	理事会上程議案について
２月　１日	（　５名）	理事会上程議案について
３月　８日	（　５名）	理事会上程議案について

⑤　委員会

1)　国際ビジネス委員会	５月３１日，８月１日，８月８日（全３回／オンライン形式）
2)　社会貢献・少子化委員会	５月１６日，６月２１日，８月８日 （全３回／オンライン・ハイブリッド形式）
3)　交流・観光委員会	４月１２日，５月１８日，６月１５日，７月１３日，８月８日， ９月１４日（全６回／オンライン・ハイブリッド形式）
4)　イノベーション推進委員会	４月２７日，６月１０日，８月８日 （全３回／オンライン・ハイブリッド形式）
5)　交流委員会	３月２２日，３月２４日，３月２９日（全３回／オンライン形式）

⑥　都内商工会議所女性会会長会議

６月１７日　（　４名）
1)　開会
2)　議題
a.　２０２２年度共催事業について（関商女性連・政策委員会活動）
3)　報告
a.　各女性会の２０２１年度の活動について
b.　関東商工会議所女性会連合会　監事について
4)　閉会

⑦　事　業

1)　新年懇親会　（１４９名）（於：ホテル椿山荘東京）
2)　サマー懇親会　（６８名）（於：学士会館）
3)　講演会・交流会等（オンライン・ハイブリッド形式）
７月２５日　（４０名）　「ＳＤＧｓ×ビジネススタイル」フォーラム（交流・観光委員会企画）
第一部「ＳＤＧｓ経営」を学ぶ　　東京商工会議所女性会　副会長　内　川　あ　也
第二部「ＳＤＧｓ導入事例」を知る　パネルディスカッション
(学)服部学園　常務理事　　服　部　津貴子　氏
㈱シャイニング　代表取締役　　下　田　令雄成　氏
㈱国際パフォーマンス研究所　社長　　佐　藤　綾　子　氏
第三部「ＳＤＧｓ導入」を考える　パネリストとのトークセッション

８月２９日　（２４名）　日本科学未来館での講演と「キミとロボット展」視察及び意見交換会
（イノベーション推進委員会企画）
日本科学未来館　館長　　浅　川　智恵子　氏
９月１２日　（４３名）　オーストラリアを知って 国際ビジネス ！（国際ビジネス委員会企画）
ツアーゴールドコースト㈱　代表　　扇　　徳　宏　氏
ワイドエステート㈱　代表　　砂　川　盛　作　氏
ハーディング法律事務所代表・豪州弁護士　　ハーディング　裕子　氏
ブリース洋子公認会計士事務所代表・豪州公認会計士　　ブリース　洋子　氏
エメラルドレイクスゴルフクラブ　代表　　小笠原　文　子　氏
９月２２日　（３８名）　私たちから始めよう！男女格差解消と働き方改革
（社会貢献・少子化委員会企画）
「女性活躍･男女共同参画の現状と取組について」内閣府男女共同参画局　局長　　岡　田　恵　子　氏
愛知産業㈱　社長　　井　上　博　貴　氏
㈱ドライビングフォース　会長　　田　村　麻　紀　氏
Wブランディング㈱　代表取締役　　能　登　すみれ　氏

4)　各地女性会との共催事業
１１月１８日　（３１名、うち東商参加者１１名）
「高尾山」視察
（八王子･武蔵野･町田商工会議所女性会共催･関東商工会議所女性会連合会政策委員会活動）

⑧　会員数　　３１２名（２０２３年3月３１日現在）

⑨　慶弔　　１件

⑩　その他

1)　発行物
a.　会報誌『東商Ｌａｄｙ』第２７号　１，０００部　６月発行

2)　ホームページ
a.　ページビュー数　　４月１日～３月３１日延べ３９０，７２１件
b.　会員情報コーナー　会員（掲載希望者）の事業紹介・ＰＲ情報をホームページで紹介
（延べ８社掲載）

3)　主な催事への参加・協力
４月　　全国商工会議所女性会連合会　第２１回女性起業家大賞募集協力（７社推薦）
５月１１日　（　５名）　関東商工会議所女性会連合会　２０２２年度総会＜沼津大会＞へ参加
（於：プラサヴェルデ　キラメッセぬまづ等）
６月　１日～３日　（１５名）　全国商工会議所観光振興大会２０２２ｉｎえひめ松山へ参加
（於：愛媛県県民文化会館等）
７月　４日　（　３名）　全国商工会議所女性会連合会　合同委員会・理事会（ハイブリッド形式）へ参加
（於：東京會舘）
９月１５日　（　３名）　日本商工会議所第１３５回通常会員総会（ハイブリット形式）へ参加
（於：帝国ホテル）
９月２１日　（　２名）　札幌商工会議所女性会　創立６０周年記念式典へ参加
（於：札幌パークホテル）
１０月　７日・８日　（３５名）　第５４回全国商工会議所女性会連合会　福島全国大会へ参加
（於：ビックパレットふくしま等）
１２月　６日　（　４名）　全国商工会議所女性会連合会　臨時理事会（ハイブリッド形式）へ参加
（於：丸の内二重橋ビル等）

２月２７日～３月６日　　関東商工会議所女性会連合会　オンライン講演会へ参加（配信型）
「社長力の１０分野
～社長が会社を成長させるために鍛えるべき１０の重要ポイント～」
㈱ビジネスバンク　代表取締役　　浜　口　隆　則　氏
２月２８日　（　３名）　全国商工会議所女性会連合会　合同委員会・理事会（ハイブリッド形式）へ参加
（於：丸の内二重橋ビル等）
３月１６日　（　３名）　日本商工会議所第１３６回通常会員総会（ハイブリッド形式）へ参加
（於：帝国ホテル）

(15) 国際会議

①　アジア商工会議所連合会（ＣＡＣＣＩ）

1)　第３６回ＣＡＣＣＩ総会参加およびオーストラリア投資環境視察
１１月２６日～１２月２日　（１３名）
開催地：オーストラリア（メルボルン、シドニー）
概　要：第３６回ＣＡＣＣＩ総会（１１月２８日～３０日）に参加。全体会議では「新たな時代における経済活性化に向けて商工会議所が果たす役割」をテーマとして、有識者による講演やパネルディスカッションが行われた。総会に併せて開催された第９５・９６回理事会では、大島副会頭がＣＡＣＣＩ副会長に再任された。また、現地の支援機関や公的機関への訪問も実施し、最新の社会経済情勢や現地日系企業の取り組み等について意見交換を行った。

②　世界商工会議所連合（ＷＣＦ）

1）世界商工会議所連合・国際商業会議所等を通じた各国商工会議所とのネットワーク
a. ５月１７日
開催形式：オンライン
概　　要：２０２２年度第１回商工会議所連合理事会が開催され、当所役職員がオンラインで参加した。ＷＣＦの新会長としてコロンビア・ボゴタ商業会議所のニコラス・ウリベ会頭が選出された。また、２０２３年６月に開催する第１３回世界商工会議所大会がスイスのジュネーブで開催されること等が紹介された。

b. １１月７日
開催形式：オンライン
概　　要：２０２２年度第２回商工会議所連合理事会が開催され、当所役職員がオンラインで参加した。ウリベ会長から２０２５年にかけてのＷＣＦの５つの目標について発表があった。また、２０２５年に開催する第１４回世界商工会議所大会の候補地である中国・成都商工会議所および豪州・メルボルン商工会議所によるプレゼンテーション等が行われた。

③　ＡＳＥＡＮ・日本経済協議会日本委員会

1)　２０２２年度総会（２０２１年度収支決算（案）・事業報告（案）および２０２２年度収支予算（案）・事業計画（案）の承認）
７月６日（紙上総会）

2)　日ＡＳＥＡＮビジネスウィーク
a.　オープニングセッション
５月３０日
開催形式：オンライン
概要：三村会頭が、新型コロナウイルス感染症をはじめ、米国の金融引き締めや中国のゼロコロナ政策等、企業を取り巻く情勢が悪化する中、特に中小企業は事業運営に苦慮していると述べ、ＡＳＥ

ＡＮ展開の必要性について言及。また、経済産業省などと共に２０２３年の日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年に向けた「日ＡＳＥＡＮ経済共創ビジョン」を策定していくことを表明した。

b.　パネルディスカッション

５月３０日

開催形式：オンライン

概要：「ＡＳＥＡＮ経済界意識調査２０２２レポート」をもとに、パネルディスカッションを実施。斎藤副会頭より、一層のＡＳＥＡＮとの共創に向け、日本企業のＡＳＥＡＮ進出の加速が必要であると言及した。また、ＡＳＥＡＮ企業からの「意思決定が遅い」「現地化が弱い」などの指摘に対しては、日本企業が取り組む「外国人材の活用」を説明。２０２２年１月に政府が発表した「アジア未来投資イニシアティブ」によって強力に後押しされるとし、今後の改善に向けた期待感を示した。

c.　ウェビナー「中小企業の更なるＡＳＥＡＮ展開」

６月　３日

開催形式：オンライン

概要：「中小企業にとってのＡＳＥＡＮのビジネスチャンス」などをテーマにした講演や「中小企業としてＡＳＥＡＮに展開する際の注意点」、「海外展開する上で、国に求める支援」につきＡＳＥＡＮに進出する中小企業の事例発表を含めたパネルディスカッションを実施。日本とＡＳＥＡＮ諸国からの参加者を中心に活発な意見交換が行われた。

3)　行事

a.　第３回ＡＳＥＡＮ日本経済協議会と経済産業省との定期連絡会

９月１３日

開催形式：オンライン

(a)　開会
(b)　日ＡＳＥＡＮ経済共創ビジョン策定プロジェクト概要報告
(c)　日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合について報告
(d)　質疑応答・意見交換
(e)　閉会

b.　第４回ＡＳＥＡＮ日本経済協議会と経済産業省との定期連絡会

１月１９日

開催形式：オンライン

(a)　開会
(b)　日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年「日ＡＳＥＡＮ経済共創ビジョン」中間取りまとめ共有
(c)　各団体からのＡＳＥＡＮ事業に関する活動報告
(d)　次回以降の定期連絡会の内容について報告
(e)　質疑応答・意見交換
(f)　閉会

c.　オンラインセミナー「アセアンセミナー」

１０月１２日（２８名）

開催形式：オンライン

(a)　開会
(b)　講演

「ＥＡＢＣ／ＪＥＴＲＯ調査結果報告」

ＪＥＴＲＯジャカルタ事務所　シニアダイレクター　　上野　　渉　氏

「ＡＳＥＡＮのマクロ情勢およびタイの最新情勢について」
ＪＥＴＲＯバンコク事務所　ダイレクター　　北見　　創　氏
「インドネシアの最新情勢について」
ＪＥＴＲＯジャカルタ事務所　シニアダイレクター　　尾崎　　航　氏
(c)　質疑応答・意見交換
(d)　閉会

4)　ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）および各国協議会との合同会議（ＪＢＣ）

a. 第２０回会合

９月　９日（６４名）および１５日（３３名）
開催形式：オンライン（９日)、カンボジア・シエムリアップ（１５日）
(a)　開会
(b)　ＡＳＥＡＮ事務局より前会（第１９回会合）の振り返り
(c)　各国協議会、団体および各ＷＧからの情報共有と提案
(d)　閉会

b. 第２１回会合

１月２４日および３０日
開催形式：オンライン（２４日)、インドネシア・ジャカルタ（３０日）
(a)　開会
(b)　ＡＳＥＡＮ事務局より前会（第２０回会合）の振り返り
(c)　各国協議会、団体および各ＷＧからの情報共有と提案
(d)　閉会

5)　日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合

９月１８日
開催地：カンボジア・シエムリアップ
概要：日本側として参加し、経済産業省とＡＳＥＡＮ加盟国、ＡＳＥＡＮ事務局が開催した「第２８回日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合」における経済界との対話セッションに出席。会合では、ＡＳＥＡＮと日本との間に創設した官民学の連携組織であるＤＩＳＧ（イノベーティブ＆サステナブル成長対話）における活動、ポストコロナにおける日ＡＳＥＡＮ連携強化に向けた活動や、直近１年間の主な取り組みなどを紹介。グローバル・バリューチェーンのアップグレード、スタートアップとのネットワーク構築、デジタルトランスフォメーション、人材の相互交流などを通じ、日ＡＳＥＡＮ産業界が連携し、海外展開にチャレンジが出来るようなビジネス環境整備への支援を依頼。

6)　政府・関係団体の事業活動への協力

a.　日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年有識者会議（委員：ＡＪＢＣ清水委員）（外務省）

５月１２日　　日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年有識者会議第１回会合（首相官邸）
６月　６日　　第１回研究会（日本アセアンセンター）
６月２４日　　第２回研究会（日本アセアンセンター）
７月１４日　　第３回研究会（日本アセアンセンター）
８月２９日　　第４回研究会（日本アセアンセンター）
９月１５日　　第５回研究会（日本アセアンセンター）
１０月１４日　　第６回研究会（日本アセアンセンター）
１１月２９日　　第７回研究会（日本アセアンセンター）
１２月１６日　　第８回研究会（日本アセアンセンター）

b.　日ＡＳＥＡＮ経済共創ビジョン策定のための検討委員会（委員：ＡＪＢＣ清水委員）（経済産業省）
　７月２２日　　第１回検討委員会（オンライン）
　９月　２日　　第２回検討委員会（オンライン）
１２月１３日　　第３回検討委員会（オンライン）
　２月１０日　　第４回検討委員会（オンライン）

7)　ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会（ＦＪＣＣＩＡ）への協力
ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会総会への参加
８月１０日
開催形式：ハイブリッド（インドネシア・ジャカルタ）

8)　イノベーティブ&サステナブル成長対話（ＤＩＳＧ）
ＤＩＳＧ Ｔａｓｋ Ｆｏｒｃｅ
４月　５日　　経産省・ＡＳＥＡＮ経済大臣会合に向けたＤＩＳＧの年間活動計画等について（第６回）
６月２８日　　日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年に関する取り組み計画等について（第７回）
９月　８日　　日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年の事業計画および進捗状況等について（第８回）
２月　７日　　日ＡＳＥＡＮ友好協力５０周年事業の進捗状況等について（第９回）
開催形式：オンライン

④　日印経済委員会

1)　２０２２年度総会（２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
６月１日（紙上総会）

2)　第４６回日印経済合同委員会会議
２月９日（２０５名）
開催地：インド・ニューデリー　インド商工会議所連盟（ＦＩＣＣＩ）内会場
a.　開会式
(a) 開会挨拶
Ｃｈａｉｒｍａｎ ｏｆ ＩＪＢＣＣ　Ｏｎｋａｒ Ｓ. Ｋａｎｗａｒ　氏
日印経済委員会　委員長　安　永　竜　夫
(b) 来賓挨拶
駐インド日本国大使　鈴　木　　浩　氏
(c) 基調講演
Ｓｅｃｒｅｔａｒｙ ｏｆ ＤＰＩＩＴ　Ａｎｕｒａｇ Ｊａｉｎ　氏

b.　全体会議１　クリーン・エネルギー・パートナー シップ
議長：
Ｐａｎａｓｏｎｉｃ Ｌｉｆｅ Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ Ｉｎｄｉａ & Ｓｏｕｔｈ Ａｓｉａ
Ｃｈａｉｒｍａｎ　Ｍａｎｉｓｈ Ｓｈａｒｍａ　氏
スピーカー：
インド総代表兼インド三井物産㈱　会長　大久保　雅治　氏
Ｓｒｉ Ｃｉｔｙ　Ｆｏｕｎｄｅｒ Ｍａｎａｇｉｎｇ Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
Ｒａｖｉｎｄｒａ Ｓａｎｎａｒｅｄｄｙ　氏
スズキ㈱　常務役員　兼　マルチ・スズキ・インディア　社長補佐　豊　福　健一朗　氏
Ｌａｒｓｅｎ　＆　Ｔｏｕｂｒｏ　Ｌｉｍｉｔｅｄ
Ｓｅｎｉｏｒ　Ｖｉｃｅ　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ＆Ｈｅａｄ, Ｇｒｅｅｎ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ

Ｄｅｒｅｋ Ｍｉｃｈａｅｌ Ｓｈａｈ 氏
㈱ＩＨＩ　資源・エネルギー・環境事業領域　カーボンソリューション　ＳＢＵ　技術センター
基本設計部　部長　　難　波　裕　二　氏
Ｔｒｉｌｅｇａｌ Ｐａｒｔｎｅｒ Ｃｏｒｐｏｒａｔｅ　Ｃｈａｒａｎｄｅｅｐ Ｋａｕｒ 氏

c.　全体会議２　デジタル時代における産業連携
議長：
日印経済委員会常設委員会　委員長　　越　　和　夫
スピーカー：
Ｂｉｏｃｕｂｅ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
Ｆｏｕｎｄｅｒ&Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ Ｃｈａｉｒｍａｎ
Ｓｕｂｏｄｈ Ｎａｒａｉｎ Ａｇｒａｗａｌ 氏
Ｍｅｍｂｅｒ ｏｆ ｔｈｅ Ｂｏａｒｄ, Ｓｅｎｉｏｒ Ａｓｓｏｃｉａｔｅ Ｏｆｆｉｃｅｒ ａｎｄ
Ｒｅｇｉｏｎａｌ Ｇｅｎｅｒａｌ Ｍａｎａｇｅｒ ｏｆ Ａｉｒ Ｃｏｎｄｉｔｉｏｎｉｎｇ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ
ｉｎ Ｉｎｄｉａ/Ｅａｓｔ Ａｆｒｉｃａ ｏｆ Ｇｌｏｂａｌ Ｏｐｅｒａｔｉｏｎｓ Ｄｉｖｉｓｉｏｎ,
Ｄａｉｋｉｎ Ｉｎｄｕｓｔｒｉｅｓ, Ｌｔｄ. ａｎｄ Ｍａｎａｇｉｎｇ Ｄｉｒｅｃｔｏｒ & ＣＥＯ,
Ｄａｉｋｉｎ Ａｉｒｃｏｎｄｉｔｉｏｎｉｎｇ Ｉｎｄｉａ Ｐｖｔ. Ｌｔｄ.
Ｋａｎｗａｌ Ｊｅｅｔ Ｊａｗａ 氏
ＴＣＳ Ｊａｐａｎ　Ｖｉｃｅ Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ & Ｄｅｐｕｔｙ Ｈｅａｄ （Ｓｔｒａｔｅｇｙ）
Ｍｉｌｉｎｄ Ｋａｒｖｅ 氏
㈱ 三菱ＵＦＪ銀行 法人営業部 ニューデリー支店長
川　瀬　憲一郎　氏
㈱ 三菱ＵＦＪ銀行 インド非日系課 上席調査役
吉　田　健　太　氏
Ｐａｒｔｎｅｒ ａｎｄ Ｈｅａｄ － Ｊａｐａｎ Ｄｅｓｋ,
Ｓｈａｒｄｕｌ Ａｍａｒｃｈａｎｄ Ｍａｎｇａｌｄａｓ & Ｃｏ.
Ｒｕｄｒａ Ｐａｎｄｅｙ 氏

d.　閉会式
(a) 共同声明の採択
(b) 閉会挨拶
Ｃｈａｉｒｍａｎ ｏｆ ＩＪＢＣＣ　Ｏｎｋａｒ Ｓ. Ｋａｎｗａｒ 氏
日印経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫

3)　インド政府要人表敬訪問
２月９日～１０日
ピユシュ・ゴヤル商工大臣
ラージ・クマール・シン電力・新・再生エネルギー大臣

4)　第４６回日印経済合同委員会会議　結団式
１月２７日（６２名）
開催形式：ハイブリッド
（配信会場：東京商工会議所 Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ　Ｂ１・Ｂ２）

a.　開会挨拶
日印経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫

b.　来賓ブリーフィング
外務省南部アジア部　南西アジア課長　　堤　　太　郎　氏
経済産業省通商政策局　南西アジア室長　　村　山　勝　彦　氏

c.　第４６回日印経済合同委員会会議 事務局からの伝達事項
d.　質疑応答
e.　閉会

5)　日印経済委員会常設委員会会議
１０月２７日（４１名）
開催形式：ハイブリッド（配信会場：東京會舘７階「ロイヤル」）

a.　開会挨拶
日印経済委員会　常設委員会委員長　　越　　和　夫

b.　最近のインド情勢と日印関係
外務省南部アジア部　南西アジア課長　　堤　　太　郎　氏
c.　経済産業省のインドに対する取組み
経済産業省通商政策局　南西アジア室長　　村　山　勝　彦　氏
d.　現地活動状況報告
「インド及びインドにおける日系企業の現況、並びに日印国交樹立７０周年記念事業
『Ｈａｃｋ　Ｔｈｅ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｖｅ　Ｆｕｔｕｒｅ』について」
インド日本商工会　会長　　若　森　　進　氏
「インドにおけるビジネス環境改善について」
インド日本商工会　副会長　兼　ビジネス環境改善委員会　委員長　　堀　越　卓　朗　氏
d.　第４６回日印経済合同委員会会議にかかる意見交換
e.　質疑応答・意見交換
f.　閉会

6)　共催
a.　５月２３日　　モディ首相と日本企業との懇談会（主催：在日インド大使館）
b.　１０月　６日　　ヴァルマ駐日インド大使閣下ご夫妻歓送夕食会（主催：在日インド商工協会）
C.　１２月　２日　　新駐日インド大使シビ・ジョージ閣下及び令夫人歓迎夕食会
（在日インド商工協会主催）

⑤　日本・バングラデシュ経済委員会

1)　２０２２年度総会（２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
６月　２日（紙上総会）

2)　表敬
a.　１０月２８日　　Ｔａｐａｎ　Ｋａｎｔｉ　Ｇｈｏｓｈ商務省次官による朝田委員長表敬
b.　１１月１１日　　岩間公典駐バングラデシュ日本国大使による朝田委員長へのご赴任前ご挨拶

3)　周知協力
a.　６月２２日　　バングラデシュ貿易・投資・人材セミナー
（主催：駐日バングラデシュ人民共和国大使館）
b.　９月２６日～２９日　　バングラデシュ企業との商談会（主催：ＵＮＩＤＯ東京事務所）
c.　３月１２日～１４日　　バングラデシュ製造業ミッション（主催：ＪＥＴＲＯダッカ事務所）

⑥　日本・パキスタン経済委員会

1)　２０２２年度総会（２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）
６月　３日（紙上総会）

2)　第９回日本・パキスタン民間経済人会議
９月２９日（１００名）
開催地：パキスタン・イスラマバード　セレナホテル

a.　開会挨拶

日本・パキスタン経済委員会　委員長　　朝　田　照　男
Ｃｈａｉｒｍａｎ　ｏｆ　ＰＪＢＦ　Ｋａｌｉｍ　Ｆａｒｏｏｑｕｉ　氏

b.　講演者発表

カラチ日本商工会　会長　　三　原　一　晃　氏
三菱商事㈱　本パキスタン総代表　　塩　本　洋　平　氏
Ｐｒｉｖａｔｅ　Ｐｕｂｌｉｃ　Ｐａｒｔｎｅｒｓｈｉｐ　Ａｕｔｈｏｒｉｔｙ　（ＰＰＰＡ）
ＣＥＯ　Ｍａｌｉｋ Ｍｕｈａｍｍａｄ Ａｈｍａｄ Ｋｈａｎ　氏
パックスズキ　社長　　原　野　匡　史　氏
ＰＪＢＦ　ｔｈｅ Ａｕｔｏｍｏｔｉｖｅ Ｃｏｍｍｉｔｔｅｅ
Ｄｉｒｅｃｔｏｒ ａｎｄ Ｍｅｍｂｅｒ　Ｍｕｒｔａｚａ Ｍａｎｄｖｉｗａｌｌａ　氏
Ｅｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇ Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ Ｂｏａｒｄ
Ｃｈａｉｒｍａｎ　Ａｌｍａｓ Ｈｙｄｅｒ　氏
日本電気㈱　イスラマバード支店長　　桑　野　竜　一　氏
プロファウンドビジョン㈱　代表取締役社長　　塩　原　信　夫　氏
Ｍｉｎｉｓｔｒｙ ｏｆ Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ ａｎｄ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ&Ｔｅｌｅｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ
Ｍｅｍｂｅｒ ＩＴ　Ｓｙｅｄ Ｊｕｎａｉｄ Ｉｍａｍ　氏
ＰＪＢＦ Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｈａｍｚａ Ｂｉｎ Ｔａｒｉｑ　氏

c.　記念撮影

d.　閉会挨拶

Ｃｈａｉｒｍａｎ　ｏｆ　ＰＪＢＦ　Ｋａｌｉｍ　Ｆａｒｏｏｑｕｉ　氏
日本・パキスタン経済委員会　委員長　　朝　田　照　男

3)　共催・協力

８月１４日	ジャパン・タイムズ、ジャパン・ニュース　パキスタン独立記念日特集に朝田委員長の祝辞寄稿
９月２９日	第７回官民合同経済対話における朝田委員長の登壇
９月３０日	日本・パキスタン貿易投資セミナー（主催：ジェトロ、パキスタン投資庁）における朝田委員長の登壇
３月２３日	ジャパン・タイムズ、ジャパン・ニュース　パキスタン・ナショナル・デー特集に寺川委員長の祝辞寄稿

4)　表敬

４月２５日	小田切敏郎在カラチ日本国総領事の朝田委員長表敬

5)　その他

９月１６日　　パキスタンにおける洪水の被害に対する御見舞金の拠出

⑦　日本・スリランカ経済委員会

1)　２０２２年度総会（２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）

６月　１日（紙上総会）

2)　スリランカ　ラニル・ウィクラマシンハ大統領との懇談会

９月２８日（１７名）

開催地：帝国ホテル東京４階「桃の間」

a.　来賓ご挨拶

スリランカ民主社会主義共和国　大統領閣下　　ラニル・ウィクラマシンハ　氏

b.　挨拶・団員紹介

日本・スリランカ経済委員会　委員長　　小　林　文　彦

c.　お土産贈呈・写真撮影

3)　表敬

１２月２３日　　ロドニー・ペレーラ次期駐日スリランカ大使による小林委員長表敬

⑧　日本マレーシア経済協議会

1)　２０２２年度総会（２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）及び第３９回合同会議・事前ブリーフィング

７月２５日（２２名）

開催地：東京會舘７階「ロイヤル」

a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会　会長　　永　野　　毅

b. 最近のマレーシア情勢と日・マレーシア関係

外務省南部アジア部南東アジア第二課長　　加　納　雄　大　氏

c. マレーシアの経済概況等について

経済産業省通商政策局アジア大洋州課参事官　　神　谷　幸　男　氏

d. 質疑応答・意見交換

2)　第３９回合同会議

８月　１日（１１９名）

開催地：マレーシア・クアラルンプール

a. 開会式

開会挨拶

マレーシア日本経済協議会　副会長　　ダト・セリ・モハマド・イクバル　氏

挨拶

マレーシア日本経済協議会　会長　　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏

日本マレーシア経済協議会　会長　　永　野　　毅

日本貿易振興機構　理事長　　佐々木　伸　彦　氏

祝辞

イスマイル・サブリ首相

（代読）マレーシア国際貿易産業大臣　　アズミン・アリ　氏

岸田　文雄　日本国内閣総理大臣

（代読）駐マレーシア特命全権大使　　髙　橋　克　彦　氏

両国企業間によるMOU締結式
　　ＯＦＯ　ＴＥＣＨ、住友商事、ＳｏｆｔＢａｎｋ　ＫＫ
写真撮影

b. 第１回全体会議
テーマ「ポストコロナでの課題と新たなビジネスチャンス」
モデレーター
クロール・シンガポール社　シニア・バイスプレジデント
川　端　隆　史　氏
パネラー
アムバンク・リサーチ社　ヘッド　アンソニー・ダス　氏
マレーシア日本人商工会議所（ＪＡＣＴＩＭ）　会頭　大　島　大　司　氏
インベスト・セラゴール社　ＣＥＯ　ダト・ハサン・アズハリ　氏

c. 第２回全体会議
テーマ「デジタル化時代におけるポストコロナでの課題と新たなビジネス機会」
モデレーター
マレーシア日本経済協議会　副会長　ダト・セリ・モハマド・イクバル　氏
パネラー
シルバーレイク・アクシス社　シニア・ソリューション・ダイレクター
タン・ソー・エング　氏
エニーマインド社　共同創業者 兼 ＣＣＯ　小　堤　音　彦　氏
オフォ・テック社　ビジネス開発ダイレクター　アムスヤー・ファイズ　氏

d. 閉会式
閉会挨拶
マレーシア日本経済協議会　会長　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏
日本マレーシア経済協議会　副会長　中　村　邦　晴

e. 夕食会
挨拶
マレーシア日本経済協議会　会長　タン・スリ・アズマン・ハシム　氏
日本マレーシア経済協議会　会長　永　野　毅

3)　面談等
イスマイル・サブリ・マレーシア首相と永野会長との面談
５月２７日
開催地：帝国ホテル２階「牡丹の間」
a. 首相挨拶
マレーシア首相　イスマイル・サブリ　氏
b. 会長挨拶
日本マレーシア経済協議会　会長　永　野　毅
c. 自由懇談
d. 写真撮影

⑨　日比経済委員会

1)　２０２２年度総会（２０２１年度収支決算（案）・事業報告（案）および２０２２年度収支予算（案）・事業計画（案）の承認）

７月１９日（紙上総会）

2)　第３９回日比経済合同委員会

３月２２日（７７名）

開催地：東京會舘　3階「ローズ」

a. 開会式

開会挨拶

日比経済委員会　筆頭代表世話人　　朝　田　照　男

比日経済委員会　委員長　　ジェラード　Ｂ．サンビクトレス　氏

両国首脳メッセージ

岸田　文雄　日本国内閣総理大臣

（代読）駐フィリピン特命全権大使　　越　川　和　彦　氏

マルコス大統領

（代読）駐日フィリピン特命全権大使　　ミレーン・デ・ホヤ・ガルシア・アルバノ　氏

役員選出・議題および議事手続きの採択

b. 基調講演

在京フィリピン大使館貿易投資部　商務参事官　　ディタ・アンガラ・マサイ　氏

c. 第１回全体会議「貿易と投資促進」

モデレーター

日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）アジア経済研究所開発研究センター主任研究員　　鈴　木　有理佳　氏

パネラー

株式会社長大　執行役員海外事業本部営業統括部長　　宗　広　裕　司　氏

サイエンスパークフィリピン　ＣＯＯ　　リチャード・アルバート　Ｉ．オズモンド　氏

d. 第２回全体会議「観光と相互交流」

モデレーター

株式会社ＪＴＢ　チーフマネジャー　　市　川　　恒　氏

パネラー

ＴＩＢＦＩ　元会長　　マリア・クリスティーナ　Ｇ．アキノ　氏

Ｓｅｒｖｉｃｉｏ　Ｆｉｌｉｐｉｎｏ，Ｉｎｃ．　会長　　ルイス・アルバート　Ａ．アナスタシオ　氏

e. 第３回全体会議「サステナビリティ」

モデレーター

比日経済委員会委員長　　ジェラード　Ｂ．サンビクトレス　氏

パネラー

Ｎｅｔｍａｒｋｓ　Ｐｈｉｌｉｐｐｉｎｅｓ，Ｉｎｃ．会長　　フィリップ　Ｂ．サンビクトレス　氏

Ｇｒｕｐｐｏ　ＥＭＳ，Ｉｎｃ．ＣＥＯ　　フェルディナンド　Ａ．フェレール　氏

丸紅株式会社　執行役員フォレストプロダクツ本部長　　寺　垣　　毅　氏

株式会社サンテック　代表取締役社長　　青　木　大　海　氏

f. 閉会挨拶

比日経済委員会　委員長　　ジェラード　Ｂ．サンビクトレス　氏

日比経済委員会　筆頭代表世話人　　朝　田　照　男

g. 夕食会

開会挨拶

日比経済委員会　筆頭代表世話人　　朝　田　照　男

次期筆頭代表世話人挨拶

日比経済委員会　代表世話人　平　子　裕　志

閉会挨拶

比日経済委員会　委員長　ジェラード　Ｂ．サンビクトレス　氏

3)　第３９回日比経済合同委員会結団式

２月２４日（２３名）

開催地：東京會舘　７階「ウィステリア」

a. 開会挨拶

日比経済委員会代表世話人　　朝　田　照　男

b. 最近のフィリピン情勢と日・フィリピン関係

外務省アジア大洋州局南部アジア部参事官　　林　　誠　氏

c. フィリピンの経済概況等について

経済産業省通商政策局アジア大洋州課参事官　　神　谷　幸　男　氏

d. 第３９回合同委員会について

ⅰ．参加者

ⅱ．日程・議題案

ⅲ．団費見積案

e. 閉会

4)　主催・共催　懇談会・セミナー等

a. オンラインセミナー　「再来マルコスのフィリピン － 有権者の期待と政権の課題」

１０月７日（２５名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　講演

東京外国語大学大学院総合国際学研究科　教授　　日　下　　渉　氏

(c)　質疑応答

(d)　閉会

b.　経済五団体主催　フィリピン共和国・マルコス大統領歓迎昼食会

２月１０日（１６５名）

開催地：東京會舘　３階「ローズ」

(a)　歓迎挨拶

日本・東京商工会議所　会頭　　小　林　　健

(b)　挨拶

フィリピン共和国　大統領　　フェルディナンド　Ｒ．マルコス　Ｊｒ．閣下

(c)　昼食

c.　フィリピン・ビジネス・オポチュニティ・フォーラム

「フィリピン経済の展望と広がるビジネス機会」

２月１０日（５００名）

開催地：パレスホテル東京　２階葵の間

(a)　開会の辞

駐日フィリピン共和国　大使　　ミレーン・デ・ホヤ・ガルシア・アルバノ　氏

(b)　歓迎の辞

経済産業省　大臣　　西　村　康　稔　氏
日本貿易振興機構（ジェトロ）　理事長　　佐々木　伸　彦　氏
日比経済委員会　代表世話人　　朝　田　照　男
日本アセアンセンター　事務総長　　平　林　国　彦　氏
フィリピン協会　理事長　　桂　　誠　氏

(c)　講演１
「マルコス大統領のもとでのフィリピンの経済動向と展望」
フィリピン共和国　財務大臣　　ベンジャミン　Ｅ．ディオクノ　氏
パネルディスカッション「フィリピンの経済動向と展望」
モデレーター
フィリピン共和国　予算管理省　次官　　マリー　Ｖ．サルセド　氏
パネラー
フィリピン共和国　財務大臣　　ベンジャミン　Ｅ．ディオクノ　氏
フィリピン共和国　中央銀行総裁　　フェリペ　Ｍ．メダリヤ　氏
フィリピン共和国　予算管理大臣　　アミーナ　Ｆ．パンガンダーマン　氏
フィリピン共和国　国家経済開発長官　　アルセニオ　Ｍ．バリサカン　氏
野村アジア　チーフエコノミスト　　エウベン・バラクエレス　氏

(d)　講演２
「フィリピンのインフラストラクチャーと産業動向」
フィリピン共和国　貿易産業大臣　　アルフレド　Ｅ．パスクアル　氏
パネルディスカッション「フィリピンのインフラストラクチャーと産業動向」
モデレーター
フィリピン共和国　中央銀行　局長　　アントニオ　ジョセリート　Ｇ．ランビノ　氏
パネラー
フィリピン共和国　貿易産業大臣　　アルフレド　Ｅ．パスクアル　氏
フィリピン共和国　公共事業道路大臣　　マヌエル　Ｍ．ボノアン　氏
フィリピン共和国　観光大臣　　クリスティーナ　Ｇ．フラスコ　氏
フィリピン共和国　運輸大臣　　ハイメ　Ｊ．パウティスタ　氏

(e)　基調講演
フィリピン共和国　大統領　　フェルディナンド　Ｒ．マルコス　Ｊｒ．閣下

(f)　閉会

5)　各機関への協力等
１１月１４日　フィリピン・ビジネス・フォーラム
（主催：フィリピン共和国貿易産業省、アポイティス・グループ）

6)　表敬訪問等
a．６月２９日　フィリピン・セブ商工会議所会頭一行の日本・東京商工会議所国際部表敬訪問
b．１０月４日　外務省戦略的実務者招へい事業「フィリピン・ミンダナオ開発庁長官との意見交換」

⑩　日豪経済委員会

1)　２０２２年度日豪経済委員会総会
a．７月２２日（紙上総会）
２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

b．１月１０日（臨時紙上総会）

日豪経済委員会委員長の選任について
議件：新委員長　東京ガス㈱　会長　広瀬　道明　氏

2)　第５９回日豪経済合同委員会会議
１０月９日～１１日（４０６名）
主　催：日豪経済委員会
日本側：２１９名
豪州側：１８７名
開催地：東京（帝国ホテル東京、明治記念館）

a.　歓迎レセプション（明治記念館）
挨拶　東京都知事　小　池　百合子　氏

b.　開会式（帝国ホテル東京、以後ｊ.最終全体会議まで同ホテルにて開催）
開会挨拶
日豪経済委員会　委員長　三　村　明　夫
豪日経済委員会　委員長　Ｐｅｔｅｒ　Ｇｒｅｙ　氏
両国首相メッセージ
駐オーストラリア日本国特命全権大使　山　上　信　吾　氏
駐日オーストラリア臨時代理大使　Ｐｅｔｅｒ　Ｒｏｂｅｒｔｓ　氏

c.　第１回全体会議　基調講演「ＡＩに仕事を奪われないために」
国立情報学研究所　社会共有知研究センター　センター長・教授
（一社）教育のための科学研究所　代表理事・所長
新　井　紀　子　氏

d.　第２回全体会議　「経済安全保障を踏まえた日豪ビジネス」
基調講演：
経済産業大臣　西　村　康　稔　氏
オーストラリア連邦　貿易・観光・投資大臣　Ｄｏｎ　Ｆａｒｒｅｌｌ　氏
進行役：　㈱三井住友銀行
専務執行役員　グローバルバンキング部門共同統括責任役員　今　枝　哲　郎　氏

（日）　㈱はくばく　社長　長　澤　重　俊　氏
（日）　森・濱田松本法律事務所　弁護士、ニューヨーク州弁護士、パートナー
島　美穂子　氏
（豪）　ＰｗＣオーストラリア，Ｃｈｉｅｆ　Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ｏｆｆｉｃｅｒ，
Ｔｏｍ　Ｓｅｙｍｏｕｒ　氏
（豪）　Ｇｏｏｇｌｅ，Ｖｉｃｅ　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ，Ｇｏｖｅｒｎｍｅｎｔ
ａｎｄ　Ｐｕｂｌｉｃ　Ｐｏｌｉｃｙ　ｆｏｒ　Ａｓｉａ　Ｐａｃｉｆｉｃ，
Ｍｉｃｈａｅｌａ　Ｂｒｏｗｎｉｎｇ　氏

e.　第３回全体会議　「カーボンニュートラルに向けたエネルギートランジションのための日豪関係」
課題提起：
（日）　アセットマネジメントＯｎｅ㈱
運用本部　責任投資グループ　シニア・サステイナビリティ・サイエンティスト／
産業技術総合研究所　ゼロエミッション国際共同研究センター　客員研究員
田　中　加奈子　氏

（豪）（ビデオメッセージ）ＢＨＰ　ＣＥＯ　Ｍｉｋｅ　Ｈｅｎｒｙ　氏

進行役：　田中　加奈子　氏

パネリスト：

（日）㈱ＩＮＰＥＸ　会長　北　村　俊　昭　氏

（日）㈱三菱ＵＦＪ銀行　取締役常務執行役員　グローバルＣＩＢ部門長　中　濱　文　貴　氏

（豪）南オーストラリア州　首相　Ｐｅｔｅｒ　Ｍａｌｉｎａｕｓｋａｓ　氏

（豪）Ｓａｎｔｏｓ　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ Ｍｉｄｓｔｒｅａｍ and Ｃｌｅａｎ Ｆｕｅｌｓ　Ｂｒｅｔｔ　Ｗｏｏｄｓ　氏

f.　第４回全体会議　「ダイバーシティと生産性向上」

進行役：　ＡＭＰ　Ｃｈａｉｒ　／　豪日経済委員会　副委員長　Ｄｅｂｒａ　Ｈａｚｅｌｔｏｎ　氏

パネリスト：

（日）　ＥＹストラテジー・アンド・コンサルティング㈱　ＥＹパルテノン　パートナー　兼　ＥＹ Ａｓｉａ-Ｐａｃｉｆｉｃ　ストラテジー　エグゼキューション　リーダー　小　林　暢　子　氏

（日）㈱資生堂　代表取締役常務　チーフマーケティングオフィサー、チーフ　Ｄ&Ｉ　オフィサー　鈴　木　ゆかり　氏

（豪）Ａｓｈｕｒｓｔ, Ｇｌｏｂａｌ ＣＥＯ ａｎｄ Ｐａｒｔｎｅｒ, Ｐａｕｌ　Ｊｅｎｋｉｎｓ　氏

（豪）ＥＧ, Ｈｅａｄ ｏｆ Ｄｉｓｔｒｉｂｕｔｉｏｎ, Ｊｏｉｎｔ Ｍａｎａｇｉｎｇ Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｒｏｇｅｒ　Ｐａｒｋｅｒ　氏

（豪）富士通　Ａｓｉａ　Ｐａｃｉｆｉｃ, Ｐｕｒｐｏｓｅ, Ｐｅｏｐｌｅ ａｎｄ Ｃｕｌｔｕｒｅ, ＡＰＡＣ, Ｖｉｃｅ Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ, Ｎｉｃｏｌｅ　Ｆｏｒｒｅｓｔｅｒ　氏

g.　晩餐会

h.　第５回全体会議　次世代リーダーズセッション

「日本とオーストラリア：２国間関係を越えて　～アジアでのインフラプロジェクト投資推進～」

プレゼンター：

豪日経済委員会　次世代リーダーズ代表　Ｃｒａｉｇ　Ｕｓｍａｒ　氏

日豪経済委員会 次世代リーダーズ共同代表、日本航空㈱主任　秋　房　千安紀　氏

進行役：　マッコーリー証券㈱　投資銀行本部　マネージングディレクター　三　原　寛　奈　氏

パネリスト：

Ａｕｓｔｒａｌｉａｎ Ｉｎｆｒａｓｔｒｕｃｔｕｒｅ Ｆｉｎａｎｃｉｎｇ Ｆａｃｉｌｉｔｙ ｆｏｒ ｔｈｅ Ｐａｃｉｆｉｃ（ＡＩＦＦＰ）, Ａｃｔｉｎｇ Ｈｅａｄ, Ｆｅｌｉｃｉｔｙ　Ｒｙａｎ　氏

Ｉｍｐａｃｔ Ｉｎｆｒａｓｔｒｕｃｔｕｒｅ ＣＥＯ　Ｓｈａｒａｔ　Ｇｏｙａｌ　氏

東京ガス㈱　海外事業推進部　海外事業開発第一グループ　グループマネージャー　西　村　暢　明　氏

Ｐｕｂｌｉｃ-Ｐｒｉｖａｔｅ Ｐａｒｔｎｅｒｓｈｉｐ Ｃｅｎｔｅｒ, Ｄｅｐｕｔｙ Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｊｅｆｆｒｅｙ　Ｉ. Ｍａｎａｌｏ　氏

i.　第６回全体会議　「アフターコロナの新たなビジネスチャンス」

進行役：　（独）日本貿易振興機構　副理事長　信　谷　和　重　氏

パネリスト：

（日）　日本製鉄㈱　技術開発本部 先端技術研究所長　フェロー（執行役員待遇）
野　村　誠　治　氏
（日）　㈱ＮＴＴ　ＤＡＴＡ，Ｉｎｃ．　社長　　西　畑　一　宏　氏
（豪）　ナショナル・オーストラリア銀行　Ｇｒｏｕｐ　Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ，
Ｓｔｒａｔｅｇｙ　ａｎｄ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ，　Ｎａｔｈａｎ　Ｇｏｏｎａｎ　氏
（豪）　オーストラリア国立大学　　教授　　Ｊｅｎｎｙ　Ｃｏｒｂｅｔｔ　氏

j.　最終全体会議
第６０回合同会議の日程・会場について
ビクトリア州　総督　　Ｌｉｎｄａ　Ｄｅｓｓａｕ　氏
閉会挨拶
日豪経済委員会　委員長　　三　村　明　夫
豪日経済委員会　委員長　　Ｐｅｔｅｒ　Ｇｒｅｙ　氏

k.　産業視察会（オプショナルツアー）
国立競技場、日本オリンピックミュージアム

3)　第５９回日豪経済合同委員会会議　日本代表団結団式
９月２９日　（６１名）
開催地：東商渋沢ホール
a.　来賓ブリーフィング
外務省　アジア大洋州局　審議官　　岩　本　桂　一　氏
経済産業省　通商政策局　通商交渉官　　桐　山　伸　夫　氏
b.　第５９回日豪経済合同委員会会議について

4)　日豪／豪日経済委員会運営委員会
a.１０月　９日　（２８名）＜第５１回＞
日本側：１１名
豪州側：１７名
開催地：帝国ホテル東京
(a)　第５９回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
(b)　第６０回日豪経済合同委員会会議の日程・開催地について
(c)　両国の政治経済情勢
(d)　次世代リーダーズプログラム（ＦＬＰ）からの報告

b.　１２月２１日　＜臨時＞
日本側のみ：１６名
開催地：東京商工会議所
(a)　委員長について
(b)　顧問の委嘱について
(c)　運営委員（女性）について
(d)　第５９回日豪経済合同委員会会議の振り返りについて

c.　３月　２日　（３４名）＜第５２回＞
日本側：１６名
豪州側：１８名

形　式：ハイブリッド（東京：東京商工会議所、豪州側：オーストラリア各地、東京）
(a)　第６０回日豪経済合同委員会会議の日程・議題
(b)　第６１回日豪経済合同委員会会議の日程
(c)　日豪両国の経済・政治情勢

5)　幹事会
a.　６月　２日　（３０名）
開催地：東京商工会議所
(a)　「オーストラリア総選挙の結果と今後の見通しについて」
(独)日本貿易振興機構　シドニー事務所長　　高　原　正　樹　氏
(b)　第５９回日豪経済合同委員会会議（２０２２年１０月）について

b.　２月１４日　（３６名）
開催地：コンファレンススクエア　エムプラス
(a)　来賓ブリーフィング
外務省　アジア大洋州局　大洋州課　首席事務官　　佐　藤　信　正　氏
経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　課長補佐　　加　畑　晶　規　氏
(b)　第５９回日豪経済合同委員会会議 振り返り
(c)　第６０回日豪経済合同委員会会議 日程議題案について
(d)　今後のスケジュールについて

6)　日豪次世代リーダーズプログラム
a.　６月　２日　次世代リーダーズプログラム定例会議
形式：オンライン
b.　７月２８日　次世代リーダーズプログラム定例会議
形式：オンライン
c.　１０月　冊子「日本とオーストラリア：２国間関係を越えて
～インド太平洋地域でのインフラプロジェクト投資推進～」発行
d.　１０月　４日　次世代リーダーズプログラム定例会議
形式：オンライン
e.　１０月　９日（３７名）　次世代リーダーズプログラム懇親交流会
開催地：虎ノ門４０ＭＴビル
f.　１１月２４日　次世代リーダーズプログラム定例会議
形式：オンライン

7)　その他の会議・イベント
a.　第１回ランチタイムセミナー　「中小企業にもチャンスあり！オーストラリアビジネスの魅力」
６月　２日（１１８名）
形式：オンライン
（主催、在日オーストラリア大使館商務部と共催）

b.　第２回ランチタイムセミナー　「オーストラリアのビジネス環境の魅力に触れる！法律から見たオーストラリア進出のノウハウ！」
９月２１日（７５名）
形式：オンライン
（主催、在日オーストラリア大使館商務部と共催、協力：日本貿易振興機構）

c. ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ　ＡＬＬＩＡＮＣＥ　ＦＯＲＵＭ
１０月　６日
開催地：Ｇｏｏｇｌｅ　Ｊａｐａｎ　Ｓｈｉｂｕｙａ　Ｓｔｒｅａｍ
（共催）

d. Ｇｅｎｄｅｒ　Ｅｑｕｉｔｙ，Ｄｉｖｅｒｓｉｔｙ　ａｎｄ　Ｉｎｃｌｕｓｉｏｎ　ｉｎ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ：Ｎｅｘｔ　Ｓｔｅｐｓ
１０月　７日
開催地：東京商工会議所
（共催）

e. ピーター・マリナウスカス南オーストラリア州首相と三村明夫委員長との懇談
１０月９日
開催地：明治記念館

f. ドン・ファレル オーストラリア連邦 貿易・観光・投資大臣とのクリーンエネルギー・水素における対豪投資に関するラウンドテーブルランチ
１０月１０日
開催地：帝国ホテル東京
懇談テーマ：日系企業のクリーンエネルギー・水素に関する対豪投資について、意見意見を交換
日本側：三村　明夫 委員長はじめ６名
豪州側：ドン・ファレル オーストラリア連邦 貿易・観光・投資大臣はじめ７名

g. 第３回ランチタイムセミナー 「オーストラリア･西シドニー新都市開発(エアロトロポリス)への日本企業参画の機会」
１０月２７日（５３名）
形式：オンライン
（主催、ニューサウスウェールズ州政府駐日事務所、都市再生機構と共催）

h. ジャスティン・ヘイハースト次期駐日オーストラリア大使と広瀬道明委員長との懇談
１月１９日
開催地：オーストラリア大使館

i. Ｖｉｒｔｕａｌ　Ｔｏｕｒ「ようこそ、オーストラリアへ～地域別！主要産業とビジネスチャンス～」
２月～
形式：オンライン（動画配信）
（主催、日本・東京商工会議所、在日オーストラリア大使館商務部、ニューサウスウェールズ州政府駐日事務所、クイーンズランド州政府駐日事務所、南オーストラリア州政府駐日事務所、ビクトリア州政府東京事務所、西オーストラリア州駐日事務所と共催）

j. ピーター・グレイ豪日経済委員会委員長と広瀬道明日豪経済委員会委員長との懇談
２月２８日
開催地：オンライン

k. ニック・チャンピオン南オーストラリア州貿易投資大臣と広瀬道明委員長との懇談
３月１５日
開催地：丸の内ビルディング

l.　オーストラリア・ニュージーランド ビジネス交流会～海外展開に向けた人脈構築・情報収集に！～
３月２３日（６２名）
開催地：帝国ホテル東京
（主催、日本・東京商工会議所、日本ニュージーランド経済委員会と共催）

m.　在日オーストラリア大使館主催 観桜会
３月２８日
開催地：オーストラリア大使館

8)　後援・協力
a.　８月２５日　在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所主催「ＡＮＺＣＣＪ　Ｇｏｕｒｍｅｔ　Ｆｏｏｄ　ａｎｄ　Ｗｉｎｅ　Ｇａｒｄｅｎ　Ｐａｒｔｙ　２０２２」（協力）
b.　１月３０日　日本経済新聞社主催「日豪Ｌｉｖｅａｂｌｅ　＆　Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ　Ｃｉｔｙ　Ｆｏｒｕｍ　２０２３」（後援）
c.　３月１６日　ビル・ジョンストン西オーストラリア州鉱山石油・エネルギー担当大臣主催「クリティカルミネラル（重要鉱物）ネットワーキング レセプション」（周知協力）

9)　表敬・懇談
a.　４月１２日　アンドリュー・コーワン北部準州次官補と西谷事務総長の懇談
b.　５月２６日　山上信吾駐オーストラリア日本国特命全権大使による三村委員長表敬
c.　６月２１日　ブルース・ミラー元駐日オーストラリア大使による三村委員長表敬
d.　６月２９日　ジャン・アダムズ駐日オーストラリア大使による三村委員長表敬
e.　７月２１日　ドミニク・ペロテーニューサウスウェールズ州首相による三村委員長表敬
f.　７月２２日　ボブ・サイドラー豪日経済委員会 副委員長による三村委員長表敬
g.　７月２８日　スコット・モリソン前オーストラリア首相による三村委員長表敬
h.　９月　９日　徳田修一在シドニー日本国総領事による三村委員長表敬
i.　１０月　４日　サイモン・フェミスタービクトリア州雇用・特区・地方省次官と西谷事務総長の懇談
j.　１０月　５日　内藤康司在パース日本国総領事による三村委員長への表敬
k.　１０月　９日　アンドリュー・パーフィット・シドニー工科大学副学長による三村委員長表敬
l.　１０月１３日　シモーン・スペンサー西オーストラリア州雇用・観光・科学・イノベーション省副長官と西谷事務総長の懇談

⑪　日本ニュージーランド経済委員会

1)　２０２２年度日本ニュージーランド経済委員会総会
a.　４月２０日（臨時紙上総会）
日本ニュージーランド経済委員会　副委員長の選任について
議件：新副委員長　王子ホールディングス(株)　社長　　磯野　裕之　氏

b.　６月２４日（３３名）
開催地：日比谷松本楼
(a)　日本ニュージーランド経済委員会　委員長・副委員長の選任ついて
(b)　２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認
(c)　第４８回日本ニュージーランド経済人会議について
(d)　ヘイミッシュ・クーパー駐日ニュージーランド大使講演会
「アーダーン首相の来日と今後の日ＮＺ関係」

(e)　懇親会

2)　第４８回日本ニュージーランド経済人会議

１１月２０日～２２日（１３０名）

主　催：日本ニュージーランド経済委員会日本側委員会

日本側：６９名

ＮＺ側：６１名

開催地：大分県別府市

別府国際コンベンションセンター（B-ｃｏｎ）／ホテル別府パストラル／杉乃井ホテル

a.　歓迎レセプション（ホテル別府パストラル）

歓迎アトラクション：別府古戦場子供太鼓

挨拶：　日本ニュージーランド経済委員会　日本側委員長　市　川　　晃

来賓挨拶：　別府市長　長　野　恭　紘　氏

別府商工会議所　会頭　西　　謙　二　氏

パフォーマンス：Ｔｅ　Ａｒａｔｉｎｉ　Ｄｅｌｅｇａｔｉｏｎ

乾杯：　日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　Ｉａｎ　Ｋｅｎｎｅｄｙ　氏

b.　開会式（以後、i.閉会式まで別府国際コンベンションセンター（B-ｃｏｎ））

開会挨拶

日本ニュージーランド経済委員会　日本側委員長　市　川　　晃

日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　Ｉａｎ　Ｋｅｎｎｅｄｙ　氏

来賓祝辞

駐ニュージーランド日本国特命全権大使　伊　藤　康　一　氏

駐日ニュージーランド特命全権大使　Ｈａｍｉｓｈ　Ｃｏｏｐｅｒ　氏

大分県知事　広　瀬　勝　貞　氏

c.　第１回全体会議「両国ビジネス関係の歩みとこれから」

進行役：

住友林業㈱　常務執行役員　資源環境事業本部長　西　川　政　伸　氏

Ｃａｔｈｅｒｉｎｅ　Ｏ‘Ｃｏｎｎｅｌｌ　Ｌａｗ

Ｃａｔｈｅｒｉｎｅ　Ｏ‘Ｃｏｎｎｅｌｌ　氏

パネリスト：

（日本側）　日本水産㈱　取締役執行役員　浅　井　正　秀　氏

ニュージーランド三井物産　社長　Ｊａｓｏｎ　Ｂｒｏｗｎ　氏

（ＮＺ側）　Ａｉｒ　Ｎｅｗ　Ｚｅａｌａｎｄ　Ｈｅａｄ　ｏｆ　Ｊａｐａｎ

Ｃｌｏｖｉｓ　Ｐｅｒｙｅｒ　氏

Ｚｅｓｐｒｉ　Ａｓｉａ　Ｈｅａｄ　ｏｆ　Ｓｕｐｐｌｙ

Ｔｏｍ　ＭａｃＭｏｒｒａｎ　氏

d.　第２回全体会議「持続可能な社会に向けて　～農林水産～」

進行役：　日本側副委員長／王子ホールディングス㈱　社長　磯　野　裕　之　氏

Ｆｏｎｔｅｒｒａ　Ｊａｐａｎ　Ｐｌａｎｎｉｎｇ

Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｍａｎａｇｅｒ　Ｂｒｙｎ　Ｒｏｗｄｏｎ　氏

パネリスト：

（日本側）　㈱明治　執行役員　堀　井　裕　司　氏

（日本側）　東京青果貿易㈱　社長　守　谷　潤　一　氏

（ＮＺ側）　Ｓｃｉｏｎ　Ｃｈｉｅｆ　Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ

Ｄｒ　Ｊｕｌｉａｎ　Ｅｌｄｅｒ　氏
（ＮＺ側）　Ｔａｔｕａ　Ｊａｐａｎ　Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ
Ａｎｄｒｅｗ　ＭｃＣｏｎｃｈｉｅ　氏

e.　第３回全体会議「持続可能な社会に向けて　～エネルギー～」
進行役：　日本側副委員長／王子ホールディングス㈱　社長　磯　野　裕　之　氏
ＮＺＴＥ，Ｊａｐａｎ　Ｔｒａｄｅ　Ｃｏｍｍｉｓｓｉｏｎｅｒ
Ｃｒａｉｇ　Ｐｅｔｔｉｇｒｅｗ　氏
パネリスト：
（日本側）　（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）
スマートコミュニティ・エネルギーシステム部
燃料電池・水素室　ストラテジー・アーキテクト　大　平　英　二　氏
（日本側）　㈱大林組　常務執行役員　グリーンエネルギー本部長
安　藤　賢　一　氏
（ＮＺ側）　ＮＺ　Ｈｙｄｒｏｇｅｎ　Ｃｏｕｎｃｉｌ　Ｃｈａｉｒｍａｎ
Ｓｔｅｐｈｅｎ　Ｃａｎｎｙ　氏

f.　第４回全体会議「次の時代へのチャレンジ」
進行役：　（独）日本貿易振興機構　副理事長　信　谷　和　重　氏
ＮＥＣ　ＮＺ．　Ｍａｎａｇｉｎｇ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｍｅｌ　Ｂａｒｂｅｒ　氏
パネリスト：
（日本側）　グルーヴノーツ　社長　最　首　英　裕　氏
（日本側）　宇宙ビジネスコンサル会社　ｍｉｎｓｏｒａ代表　高　山　久　信　氏
（ＮＺ側）　Ｕｎｉｖｅｒｓｉｔｙ　ｏｆ　Ａｕｃｋｌａｎｄ
Ｔｈｅ　Ｓｐａｃｅ　Ｉｎｓｔｉｔｕｔｅ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
Ｐｒｏｆｅｓｓｏｒ　Ｇｕｇｌｉｅｌｍｏ　Ｓ　Ａｇｌｉｅｔｔｉ　氏
（ＮＺ側）　Ｃｏｇｏ　Ｊａｐａｎ　Ｇ.Ｋ.　Ｃｏｕｎｔｒｙ　Ｈｅａｄ
Ｋａｚ　Ｕｄａｇａｗａ　氏

g.　第５回全体会議「持続可能な社会に向けて　～観光～」
進行役：　日本側副委員長／㈱三菱ＵＦＪ銀行　顧問　越　和　夫　氏
ＢＴＭ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｔｏｎｙ　Ｂｏｏｔ　氏
パネリスト：
（日本側）　別府商工会議所　会頭（ロトルア名誉市民）　西　謙　二　氏
（日本側）　㈱ＪＴＢ　グローバル統括本部　国際関係担当部長
熊　田　順　一　氏
（ＮＺ側）　Ｔāｔａｋｉ　Ａｕｃｋｌａｎｄ　Ｕｎｌｉｍｉｔｅｄ
Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　＆　Ｉｎｄｕｓｔｒｙ，Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
Ｐａｍ　Ｆｏｒｄ　氏

h.　第６回全体会議「持続可能な社会に向けて　～教育～」
進行役：　日本側副委員長／㈱三菱ＵＦＪ銀行　顧問　越　和　夫　氏
Ｐａｎ　Ｐａｃ　Ｆｏｒｅｓｔ　Ｐｒｏｄｕｃｔｓ　Ｌｔｄ
Ｍａｎａｇｉｎｇ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｔｏｎｙ　Ｃｌｉｆｆｏｒｄ　氏
パネリスト：
（日本側）　別府大学　学長　友　永　植　氏
（日本側）　立命館アジア太平洋大学　副学長　李　燕　氏
（ＮＺ側）　京都先端科学大学　Ｉｎｔｅｒｎｓｈｉｐ　Ｃｅｎｔｅｒ，
Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｈｉｔｏｍｉ　Ｉｋｅｄａ　氏
ＷＩＴＨ　Ｃｏｎｓｕｌｔａｎｃｙ　ＣＥＯ　Ｔｉｍ　Ｈａｒｖｅｙ　氏

i.　閉会式
　共同声明の採択
　閉会挨拶
　　日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　　Ｉａｎ　Ｋｅｎｎｅｄｙ　氏
　　日本ニュージーランド経済委員会　日本側委員長　　市　川　　晃
　第４９回経済人会議の日程・開催地について
　　日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　　Ｉａｎ　Ｋｅｎｎｅｄｙ　氏

j.　産業視察（希望者のみ）
　大林組・九重地熱発電利用グリーン水素製造プラント
　（地熱発電電力を活用したグリーン水素製造実証プラント）
　八鹿酒造

k.　別府商工会議所との交流会＆カクテル（Ｗｅｌｃｏｍｅ）パーティ
　会場：ホテル別府パストラル
　来賓挨拶：　　福島県磐梯町町長　佐　藤　淳　一　氏

l.　晩餐会
　会場：杉乃井ホテル
　アトラクション：庄内神楽
　開会挨拶：　　日本ニュージーランド経済委員会　日本側委員長　　市　川　　晃
　来賓挨拶：　　大分県商工会議所連合会　会長　　吉　村　恭　彰　氏
　乾杯：　　日本ニュージーランド経済委員会　ＮＺ側委員長　　Ｉａｎ　Ｋｅｎｎｅｄｙ　氏
　　※吉田大分県副知事、長野別府市長、西別府商工会議所会頭が参加

m.　懇親ゴルフ
　開催地：臼杵カントリークラブ

3)　第４８回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式
　１１月　９日（３３名）
　開催地：東京商工会議所５階
　a.　来賓ブリーフィング
　　外務省　アジア大洋州局　大洋州課長　　神　保　　諭　氏
　　経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課長　　福　地　真　美　氏
　b.　第４８回日本ニュージーランド経済人会議について

4)　委員長・副委員長会議
　a.　６月１４日（６名）
　　開催地：アーバンネット大手町ビル
　　(a)　日本ニュージーランド経済委員会　副委員長の選任について
　　(b)　２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）について
　　(c)　２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）について
　　(d)　第４８回日本ニュージーランド経済人会議について

　b.　９月　２日（５名）
　　形式：オンライン
　　(a)　開会挨拶　市川委員長

(b)　新副委員長挨拶　越副委員長
(c)　第４８回日本ニュージーランド経済人会議について

c.　２月１０日（４名）
開催地：六本木ヒルズ
(a)　開会挨拶　市川委員長
(b)　第４８回日本ニュージーランド経済人会議の振り返りについて
(c)　第４９回日本ニュージーランド経済人会議 開催概要について
(d)　今後の会議日程について

5)　幹事会
a.　４月２７日（１７名）
形式：オンライン
(a)　幹事のご紹介
(b)　第４８回日本ニュージーランド経済人会議について
(c)　２０２２年度今後の会議スケジュールについて
(d)　２０２２年度事業計画・収支予算ついて

b.　３月　８日（１５名）
開催地：コンファレンススクエア　エムプラス
(a)　第４８回日本ニュージーランド経済人会議の振り返り
(b)　第４９回日本ニュージーランド経済人会議について
(c)　２０２３年度今後の会議スケジュールについて

6)　実務担当者会議
１月３１日（　９名）
開催地：丸の内
a.　第４８回日本ニュージーランド経済人会議の振り返りについて
b.　２０２２年度今後の会議スケジュールについて

7)　ジャシンダ・アーダーン　ニュージーランド首相　歓迎懇談会
４月２２日（３３０名）（主催、日本ニュージーランド経済委員会、東京商工会議所、日本商工会議所、在日ニュージーランド大使館）
開催地：東商渋沢ホール／オンライン
a.　歓迎挨拶　日本ニュージーランド経済委員会　委員長　市　川　晃
b.　大臣挨拶　ニュージーランド貿易・輸出振興大臣　ダミエン・オコナー　氏
c.　首相挨拶　ニュージーランド首相　ジャシンダ・アーダーン　氏
d.　閉会挨拶　東京商工会議所　顧問　小　林　健

8)　その他の会議・イベント
a.　第１回ランチタイムセミナー　「ビジネス環境世界１位！世界を魅了するニュージーランドの魅力とは？」
９月２２日（６０名）
形式：オンライン
（主催、駐日ニュージーランド大使館と共催）

b.　ナナイア・マフタ　ニュージーランド外務大臣との懇談会

２月２８日（３７名）
開催地：明治記念館
（主催、駐日ニュージーランド大使館）

c. オーストラリア・ニュージーランド ビジネス交流会～海外展開に向けた人脈構築・情報収集に！～
３月２３日（６２名）
開催地：帝国ホテル東京
（主催、日本・東京商工会議所、日豪経済委員会と共催）

9) 後援・協力他
a. ８月２５日　ＡＮＺＣＣＪ Ｇｏｕｒｍｅｔ Ｆｏｏｄ ａｎｄ Ｗｉｎｅ Ｇａｒｄｅｎ Ｐａｒｔｙ ２０２２」（協力、主催：在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所）
b. １月２６日　ＡＮＺＣＣＪ新年会２０２３
（日本ニュージーランド経済委員会、日豪経済委員会から挨拶、周知協力）
c. ３月　７日　ニュージーランド大型サイクロンの被災地救済への義援金送金先のご案内

⑫ 日智経済委員会

1) ２０２２年度日智経済委員会日本国内委員会総会
a. ６月３０日（紙上総会）
２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

b. １０月２８日（臨時紙上総会）
日智経済委員会日本国内委員会　委員長の選任について
議件：新委員長　三菱商事㈱　会長　垣内　威彦　氏

2) 第３２回日智経済委員会
１１月１１日（１２０名）
開催地：Ｔｈｅ Ｏｋｕｒａ Ｔｏｋｙｏプレステージタワー
日本側：７９名
チリ側：４１名
a. 開会式
開会挨拶
日本国内委員会委員長　垣 内 威 彦
チリ国内委員会委員長　Ｊｕａｎ Ｅｄｕａｒｄｏ Ｅｒｒáｚｕｒｉｚ 氏
祝辞
駐日チリ共和国大使　Ｒｉｃａｒｄｏ Ｒｏｊａｓ 氏
外務省　中南米局長　小 林 麻 紀 氏
東京商工会議所　会頭　小 林　健
b. 特別講演「１２５周年を迎えた日智関係とその展望」
元チリ共和国大統領　Ｅｄｕａｒｄｏ Ｆｒｅｉ 氏
c. 第１回全体会議「インド太平洋地域の地政学的リスクと経済強靭性」
同志社大学特別客員教授、元国家安全保障局次長　兼 原 信 克 氏
d. 第２回全体会議「ラテンアメリカ経済の概観と展望」
ＣＣＵ Ｓ.Ａ.役員、エコノミスト、元チリ中央銀行総裁　Ｖｉｔｔｏｒｉｏ Ｃｏｒｂｏ 氏
e. 第３回全体会議「ＡＩの進展と未来社会」
東京大学大学院工学系研究科　教授　松 尾　豊 氏

f.　第４回全体会議

(a)　スマート農業「農業におけるスマートテクノロジー活用のインパクトと課題」

（日本）　日本電気　アグリビジネスプロフェッショナル　　渡　辺　　周　氏

（チリ）　Ａｇｒｏｓｕｐｅｒ　Ｓ.Ａ

Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ Ｍａｎａｇｅｒ　Ｃｒｉｓｔｉａｎ　Ｍｅｙｅｒ　氏

(b)　鉱業セクターの持続可能性「自動化プロセスとロボティクスの活用」

（チリ）ＡＭＳＡ　Ｓ.Ａ.　Ｖｉｃｅｐｒｅｓｉｄｅｎｔ ｏｆ Ｓｔｒａｔｅｇｙ ａｎｄ Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ａｌａｎ　Ｍｕｃｈｎｉｋ　氏

（日本）コマツ　マイニング事業本部事業企画・サポート部　担当部長　　坂　本　秀　興　氏

(c)　新クリーンエネルギー「グリーン水素などの可能性」

（日本）経済産業省　資源エネルギー庁　長官官房　国際課長　　長谷川　裕　也　氏

（チリ）ＥＮＡＥＸ　Ｓ.Ａ　Ｖｉｃｅｐｒｅｓｉｄｅｎｔ Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ Ｍａｒｋｅｔｉｎｇ　Ｐａｂｌｏ　Ｗａｌｌａｃｈ　氏

g.　閉会式

日本国内委員会委員長　　垣　内　威　彦

チリ国内委員会委員長　　Ｊｕａｎ　Ｅｄｕａｒｄｏ　Ｅｒｒáｚｕｒｉｚ　氏

3)　その他の会議・イベント

外務省　小林麻紀　中南米局長講演会

１０月　５日（３６名）

開催地：大手町 ＬＥＶＥＬ ＸＸＩ 東京會舘

（共催：日智経済委員会日本国内委員会、日亜経済委員会、日本ペルー経済委員会）

a.　開会挨拶（ビデオメッセージ）

日本ペルー経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫

b.　講演「中南米の政治経済情勢について」

外務省　中南米局長　　小　林　麻　紀　氏

4)　表敬・懇談

９月２９日　ホセ・ミゲル・アマウダ　チリ外務省国際経済関係次官による

小林健 日智経済委員会日本国内委員会委員長の表敬

⑬　日亜経済委員会

1)　２０２２年度日亜経済委員会総会

a.　６月３０日（紙上総会）

２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

b.　１０月２８日（臨時紙上総会）

日亜経済委員会　委員長の選任について

議件：新委員長　三菱商事㈱　会長　垣内　威彦　氏

2)　その他の会議・イベント

a.　中前隆博 アルゼンチン駐箚日本国特命全権大使講演会

８月　３日（１０９名）

形式：オンライン

講演：「アルゼンチンの政治・経済情勢」　　駐アルゼンチン日本国大使　　中　前　隆　博　氏

b.　外務省　小林麻紀　中南米局長講演会
１０月　５日（３６名）
開催地：大手町　ＬＥＶＥＬ　ＸＸＩ　東京會舘
（共催：日亜経済委員会、日智経済委員会日本国内委員会、日本ペルー経済委員会）
開会挨拶（ビデオメッセージ）
日本ペルー経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫
講演「中南米の政治経済情勢について」～
外務省　中南米局長　　小　林　麻　紀　氏

3)　協力
a.　ジャパン・タイムズ、ナショナル・デイ　小林委員長の祝辞寄稿
b.　日本メルコスールＥＰＡに関する意識調査の実施

⑭　日本ペルー経済委員会

1)　２０２２年度日本ペルー経済委員会総会
a.　６月３０日（紙上総会）
２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2)　その他の会議・イベント
a.　片山和之大使出版記念オンライン講演
４月２６日（１７５名）
(a)　講演　「遙かなる隣国ペルー：修交１５０年太平洋が繋ぐ戦略パートナーシップ」
駐ペルー共和国日本国大使　　片　山　和　之　氏
b.　ペルー投資ガイドブック「Ｖａｌｅ　ｕｎ　Ｐｅｒｕ　２０２２」紹介および
ペルーセミナー「経済とビジネス機会」
９月３０日（　６０名）
開催地：在日ペルー共和国大使館
(a)　セミナー
挨拶（ビデオメッセージ）：
ペルー共和国外務副大臣　　アナ・セシリア・ヘルバシ・ディアス　氏
日本ペルー経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫
挨拶：
駐日ペルー共和国大使　　ロベルト・セミナリオ　氏
講演：
「ペルー経済」　　駐日ペルー共和国　公使　　マニュエル・ゴンザレス　氏
「ビジネス機会」
ＯＣＥＸ（Ｅｘｐｏｒｔ　ＡＮＤ　Ｔｏｕｒｉｓｍ　Ｐｒｏｍｏｔｉｏｎ　Ａｇｅｎｃｙ）
代表　　フェルナンド・アルバレダ　氏
Ｑ＆Ａ
(b)　カクテルレセプション

c.　ロベルト・セミナリオ　駐日ペルー共和国大使主催夕食懇談会
９月３０日（　１２名）
開催地：在日ペルー共和国大使公邸

d.　外務省　小林麻紀　中南米局長講演会

１０月　５日（３６名）

開催地：大手町　ＬＥＶＥＬ　ＸＸＩ　東京會舘

（共催：日本ペルー経済委員会、日亜経済委員会、日智経済委員会日本国内委員会）

開会挨拶（ビデオメッセージ）

日本ペルー経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫

講演「中南米の政治経済情勢について」～

外務省　中南米局長　　小　林　麻　紀　氏

3)　表敬・懇談

a.　４月　４日　ロベルト・セミナリオ駐日ペルー共和国大使による宮本事務総長表敬

b.　８月　３日　マヌエル・ゴンザレス駐日ペルー共和国大使館公使と宮本事務総長の面談

⑮　日本エジプト経済委員会

1)　２０２２年度総会（２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）

６月　２日（紙上総会）

2)　ワリド・ガマルエルディン スエズ運河経済地区庁長官との夕食会

２月１４日（２６名）

開催地：ホテルニューオータニ東京

a.　開会挨拶

日本・エジプト経済委員会　委員長　　加留部　　淳

b.　答礼挨拶

スエズ運河経済地区庁　長官　　ワリド・ガマルエルディン　氏

駐日エジプト・アラブ共和国大使閣下　　モハメド・アブバクル　氏

c.　食事と懇談

e.　閉会

3)　表敬

５月１１日　　イブラヒム・エルアラビー委員長の加留部委員長表敬

５月１７日　　モハメド・アブバクル・サレー・ファッターフ駐日エジプト・アラブ共和国大使の三村会頭表敬

4)　協力

７月２３日　　ジャパンタイムズ　エジプト・ナショナル・デー特集に加留部委員長の祝辞寄稿

⑯　日西経済委員会

1)　２０２２年度総会（２０２１年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０２２年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）

６月　６日（紙上総会）

2)　第２８回日本・スペイン経済合同会議ならびに関連行事

３月２１日～２３日

訪問地：マドリード、バスク州

a. エントレカナレス委員長主催夕食レセプション（３月２１日）

b. フェリペ６世国王陛下表敬（３月２１日）

c. 第２８回日本・スペイン経済合同会議（３月２１日）

d. ガルシア・アンドレス経済長官主催セミナー（３月２１日）
e. 中前隆博駐スペイン日本国大使主催夕食レセプション（３月２１日）
f. バスク州視察（３月２２日～２３日）

3) 第２８回日本・スペイン経済合同会議
３月２１日（１３０名）
a. 歓迎挨拶

Ｃｈａｉｒｍａｎ　ｏｆ　Ｓｐａｉｎ　Ｃｈａｍｂｅｒ　ｏｆ　Ｃｏｍｍｅｒｃｅ
Ｊｏｓé　Ｌｕｉｓ　Ｂｏｎｅｔ　氏
Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ　ｏｆ　ＣＥＯＥ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ
Ｍａｒｔａ　Ｂｌａｎｃｏ　氏
駐スペイン日本国特命全権大使閣下　中　前　隆　博　氏

b. 開会挨拶

Ｃｈａｉｒｍａｎ　ｏｆ　ＳＪＢＣＣ
Ｊｏｓé　Ｍａｎｕｅｌ　Ｅｎｔｒｅｃａｎａｌｅｓ　氏
日西経済委員会　委員長　佐々木　幹　夫

c. 基調講演

Ｓｅｃｒｅｔａｒｙ　ｏｆ　Ｓｔａｔｅ　ｆｏｒ　Ｔｒａｄｅ
Ｘｉａｎａ　Ｍｅｎｄｅｚ　氏
日本貿易振興機構　副理事長　信　谷　和　重　氏

d. 日本・スペイン文化ガイドの発表

Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ　ｏｆ　Ｓｈａｃｈｏ　Ｋａｉ
Ｊｏｓｅ　Ａｎｔｏｎｉｏ　Ｃａｂｅｌｌｏ　氏
スペイン日本商工会議所　会頭　千　原　大　輔　氏

e. 第１回全体会議
モデレーター：

Ｄｉｒｅｃｔｏｒ　Ｇｅｎｅｒａｌ　ｏｆ　ＩＣＥＸ
Ｅｌｉｓａ　Ｃａｒｂｏｎｅｌｌ　氏

スピーカー：

Ｄｉｒｅｃｔｏｒａ　ｄｅ　Ｉｎｎｏｖａｃｉóｎ　ｏｆ　ＡＣＣＩＯＮＡ　Ｅｎｅｒｇｙ
Ｂｅｌéｎ　Ｌｉｎａｒｅｓ　氏
㈱ＫＰＭＧ　ＦＡＳ　執行役員　パートナー　宮　本　常　雄　氏

f. 第２回全体会議
モデレーター：

日西経済委員会　事務総長　佐々木　和　人

スピーカー：

ＣＥＯ　ｏｆ　ＭＡＴＡＣＨＡＮＡ　Ｍａｎｕｅｌ　Ｍａｔａｃｈａｎａ　氏
ＥＭＥＡ　Ｈｕｍａｎ　Ｒｅｓｏｕｒｃｅｓ　Ｓｅｎｉｏｒ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ
Ｅｉｓａｉ　Ｆａｒｍａｃéｕｔｉｃａ　Ｓ．Ａ．
Ｓｕｓａｎａ　ｄｅ　Ｐｒａｄｏ　Ｇａｒｃíａ　氏

g. 第３回全体会議
モデレーター：

Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ，
Ｓｐａｉｎ　Ｃｈａｍｂｅｒ　ｏｆ　Ｃｏｍｍｅｒｃｅ
Ｊａｉｍｅ　Ｍｏｎｔａｌｖｏ　氏

スピーカー：

Ｃｈｉｅｆ　ｏｆ　Ａｓｔａｒａ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ，　ＡＳＴＡＲＡ
Ｓｅｂａｓｔｉáｎ　Ｃａｎａｄｅｌｌ　氏
Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ，Ｍｉｔｓｕｂｉｓｈｉ　Ｅｌｅｃｔｒｉｃ　Ｅｕｒｏｐｅ，Ｂ.Ｖ.
Ｓｐａｎｉｓｈ　Ｂｒａｎｃｈ　Ｐｅｄｒｏ　Ｒｕｉｚ　氏

h. 西日経済委員会主催昼食レセプション

i. インフラフォーラム開会挨拶

Ｐｒｅｓｉｄｅｎｔ　ＳＥＯＰＡＮ　Ｊｕｌｉáｎ　Ｎúñｅｚ　氏

j. パネル１：インフラ開発機会（国内外の輸出資金を活用した第三国でのプロジェクト開発協力）

国際協力機構　フランス事務所所長　稲　田　恭　輔　氏
Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｍａｎａｇｅｒ　ｏｆ　ＦＯＮＰＲＯＤＥ　－　ＡＥＣＩＤ
Ｃａｒｌｏｓ　Ｊｉｍéｎｅｚ　Ａｇｕｉｒｒｅ　氏

k. パネル２：日本企業とスペイン企業のインフラ分野での協業（プロジェクト事例紹介）

モデレーター：

Ｄｅｐｕｔｙ－Ｄ.Ｄ.Ｇ. ｏｆ Ａｓｉａ，Ｎｏｎ－Ｅｕｒｏｐｅａｎ Ｕｎｉｏｎ
Ｅｕｒｏｐｅ　ａｎｄ　Ｏｃｅａｎｉａ　Ｌａｕｒａ　Ｊａｒｉｌｌｏ　氏

パネリスト：

Ｃｈｉｅｆ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ Ｏｆｆｉｃｅｒ，
ＡＣＣＩＯＮＡ　Ｉｎｆｒａｓｔｒｕｃｔｕｒｅ　Ｆｅｒｎａｎｄｏ　Ｆａｊａｒｄｏ　氏
三菱商事スペイン総代表　マドリード支店長　北　原　寛　之　氏
日立ヨーロッパ社ブラッセル事務所　所長　平　野　泰　男　氏
Ｓｅｃｒｅｔａｒｙ　Ｇｅｎｅｒａｌ　ｏｆ　Ｔｅｃｎｉｂｅｒｉａ
Ａｒａｃｅｌｉ　Ｇａｒcía　氏

l. インフラフォーラム基調講演

Ｓｅｃｒｅｔａｒｙ　Ｇｅｎｅｒａｌ　ｏｆ　Ｉｎｆｒａｓｔｒｕｃｔｕｒｅ，
Ｍｉｎｉｓｔｒｙ　ｏｆ　Ｔｒａｎｓｐｏｒｔ，　Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｎｄ　ｔｈｅ　Ｕｒｂａｎ　Ａｇｅｎｄａ
Ｆｒａｎｃｉｓｃｏ　Ｊａｖｉｅｒ　Ｆｌｏｒｅｓ　Ｇａｒcía　氏

m. 閉会挨拶

日西経済委員会　委員長　佐々木　幹　夫
Ｃｈａｉｒｍａｎ　ｏｆ　ＳＪＢＣＣ
Ｊｏｓé　Ｍａｎｕｅｌ　Ｅｎｔｒｅｃａｎａｌｅｓ　氏

4) センダゴルタ駐日スペイン王国大使講演会

７月１２日（７６名）

a. 開会挨拶

日西経済委員会 委員長　　佐々木　幹　夫

b. 講演

本邦駐箚スペイン王国大使閣下　　フィデル・センダゴルタ　氏
スペイン大使館商務部　経済商務参事官　　フェルナンド・エルナンデス　氏

c. 質疑応答

d. 懇親会

5) 後援・協力

a. ５月１８日　　外務省からの周知依頼「バレンシア港概要資料」

b. １０月　４日～　　外務省からの周知依頼
６日　　「第２２回日本・スペイン・シンポジウム」

c. １０月　６日～　　京都スマートシティエキスポ運営協議会主催
７日　　「京都スマートシティエキスポ２０２２」

d.　１０月１３日　　在日スペイン大使館、産学官連携協議会共催
「オープンイノベーションのエコシステム」
e.　１０月２５日　　日本サラマンカ大学友の会主催
「在日スペイン大使館 エルナンデス経済商務参事官 オンライン講演会」
f.　１１月２５日　　ハポン支倉常長俳句賞実行委員会からの周知依頼
「第４回 ハポン支倉常長俳句賞 作品募集について」
g.　１月１９日　　在日スペイン大使館からの周知依頼
「日本企業にとって魅力的な市場、スペインセミナー」

⑰　日本・カナダ商工会議所協議会

1)　２０２２年度総会
３月２８日（３４名）ハイブリッド開催

a．開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会　会長　　安　永　竜　夫

b．報告　①２０２２年度活動報告
②２０２２年度収支決算（見込み）

c．議件　①２０２３年度活動計画（案）
②２０２３年度収支予算（案）

d．講演

外務省　北米局　北米第二課長　　森　　尊　俊　氏
日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部　米州課長　　中　溝　　丘　氏

2)　日本・カナダ商工会議所協議会 第６回合同会合
９月１９日（５３名）
開催地：トロント

a．開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会
カナダ会長　　スティーブ・デッカ　氏
日本・カナダ商工会議所協議会
日本会長　　安　永　竜　夫
駐日カナダ大使　　イアン・マッケイ　氏
駐カナダ日本国大使　　山野内　勘　二　氏

b．討議セッション　　モデレーター：ペリン・ビーティ カナダ商工会議所会頭
セッション①　「サプライチェーンの見直し」
セッション②　「エネルギー分野における二国間協力」
セッション③　「食料分野における二国間協力」

c．共同声明　署名式

日本・カナダ商工会議所協議会
カナダ会長　　スティーブ・デッカ　氏
日本・カナダ商工会議所協議会
日本会長　　安　永　竜　夫

d. カナダ投資公社主催レセプション

開会挨拶

カナダ投資公社　投資部門長　　ナタリー・ベシャン　氏

閉会挨拶

カナダ商工会議所会頭　　ペリン・ビーティ　氏

3)　日本・カナダ商工会議所協議会 第６回合同会合　関連行事

９月１８日　開催地：トロント

a.　佐々山拓也在トロント日本国総領事主催夕食会

９月２０日　開催地：オタワ

b.　フランソワフィリップ・シャンパーニュ革新・科学・産業（ＩＳＥＤ）大臣主催昼食会

c.　カナダ政府セッション

（グローバル連携省（ＧＡＣ）、ＩＳＥＤ、天然資源省（ＮＲＣａｎ）より説明）

d.　オタワ市内視察

e.　山野内勘二駐カナダ日本国大使主催夕食会

4)　日本・カナダ商工会議所協議会 第６回合同会合結団式

９月１２日（１９名）

開催地：東京商工会議所　会議室Ｂ１

a．開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会 会長　安　永　竜　夫

b．来賓ブリーフィング

外務省 北米局　北米第二課長　　森　　尊　俊　氏

c．第６回日本・カナダ商工会議所協議会 合同会合について

5)　主催イベント

a.　４月７日～７月６日　オンラインセミナー「カナダ各州の注目産業とビジネスチャンス～アルバータ州・ブリティッシュコロンビア州・オンタリオ州・サスカチュワン州・ケベック州の魅力～」（動画配信）

b.　７月２７日　オンラインセミナー「カナダのインフラ・ビジネスについて」

c.　１２月１２日　日本・カナダ次官級経済協議における協議会要望事項の外務省への提出

d.　２月２２日　オンラインセミナー「オンタリオ州におけるビジネス最新事情と自動車関連産業の進出事例紹介」

6)　後援・協力

a.　５月２６日　在日カナダ商工会議所主催「カナダにおける日本企業の活動紹介等（三菱商事、カナダ投資公社)」セミナー

b.　１１月１８日　在日カナダ商工会議所主催「カナダ学生の日本企業におけるインターンシッププログラム（ＣＪＣＰ）の説明会のご案内」セミナー

⑱　日本メコン地域経済委員会

1)　総会兼勉強会

６月２８日（３３名）

開催地：東京會舘７階「ロイヤル」

a.　２０２２年度総会

(a)　開会挨拶　　日本メコン地域経済委員会　委員長　　鈴　木　善　久

(b)　就任挨拶　　日本メコン地域経済委員会　共同委員長　　柿　原　アツ子

日本メコン地域経済委員会　共同委員長　　東　野　博　一

(c)　議事

２０２１年度事業活動報告（案）および収支決算（案）について

２０２２年度事業活動計画（案）および収支予算（案）について

その他

b.　勉強会

(a)　「最近のメコン地域の政治・外交と日本との関係について」

外務省　アジア大洋州局　南部アジア部長　　加　納　雄　大　氏

(b)　「アジア未来投資イニシアティブの取組とメコン諸国への協力」

経済産業省　大臣官房審議官（通商政策局担当）　　矢　作　友　良　氏

2)　「訪ベトナム経済ミッション」結団式

２月　８日（２６名）

開催地：東京商工会議所「会議室Ａ３－５」

a.　開会挨拶　　日本メコン地域経済委員会　委員長　　鈴　木　善　久

b.　ベトナムの政治・経済情勢に関するブリーフィング

(a)　「ベトナムの政治情勢及び日本との外交関係について」

外務省　アジア大洋州局　南部アジア部長　　有　馬　　裕　氏

(b)　「ベトナムの経済概況と経済産業省の主な取り組みについて」

経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課　課長　　福　地　真　美　氏

(c)　「日越大学の現状と今後の取組について」

内閣官房　内閣審議官　　佐々木　啓　介　氏

c.　訪ベトナム経済ミッションについて

(a)　団長、副団長、事務総長について

(b)　日程等について

(c)　団費について

(d)　現地事情のご案内

(e)　その他

d.　閉会

3)　訪ベトナム経済ミッション

２月１５日～１８日（２３名）

訪問地：ベトナム　ハノイ、ホーチミン

a.　チャン・リュー・クアン副首相との懇談（２月１５日）

b.　ベトナム・日本経済フォーラム（２月１５日）

c.　山田大使主催夕食懇談会(２月１５日)

d.　ＢＥＬＬＳＹＳＴＥＭ２４　ＨＯＡＳＡＯ社視察（２月１６日）

e.　日越大学訪問(２月１６日)

f.　ベトナム日本商工会議所、静岡商工会議所との夕食懇談会(２月１６日)

g.　エースコック・ベトナム社視察(２月１７日)

h.　ホーチミン日本商工会議所との夕食懇談会(２月１７日)

i.　ベカメックス東急社視察(２月１８日)

4) ベトナム・日本　経済フォーラム

２月１５日（１６０名）

開催地：ホテル・ドュ・パルク・ハノイ「ジョーヌA&B」

a. 開会式

(a) 挨拶

Mr. Pham Tan Cong, Chairman and President,
Vietnam Chamber of Commerce and Industry
日本メコン地域経済委員会委員長　鈴木善久

(b) 基調講演

Deputy Prime Minister H. E. Tran Luu Quang

(c) 祝辞

駐ベトナム日本国大使　山田滝雄閣下

b. トピック１：「ハイテク農業におけるベトナム・日本間の協力」

モデレーター:

Mr. Le Thanh Hoa, Deputy Director General,
Agro―Processing and Market Development Department,
Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD)

スピーカー:

双日ベトナム会社　社長　木ノ下忠宏氏
Mrs. Nguyen Thi Viet Ha, Deputy Director General,
International Cooperation Department of
Vietnam Farmer's Union
Mrs. Luong Thi Kiem - Deputy Director,
Department of Agriculture and Rural Development of
Hai Duong province
Ms. Nguyen Anh Tuan, Chief Financial Officer,
PAN Group

c. ネットワーキングランチ

d. トピック２：「再生可能エネルギーを含む低炭素グリーン成長におけるベトナム・日本間の協力」

モデレーター:

Mr. Nguyen Tien Huy, Director, Office for
Business Sustainable Development (VCCI)

スピーカー:

株式会社サンテック　代表取締役社長　青木大海氏
ＪＩＣＡベトナム事務所　所長　清水　暁氏
Mrs. Vu Thi Kim Chi, Permanent Vice Director,
Quang Ninh Investment Promotion Agency
Mr. Bui Ngoc Hai, Deputy Director,
Haiphong Economic Zone Authority

e. トピック３：「スタートアップにおけるベトナム・日本間の協力」

モデレーター:

ジェトロ　ハノイ事務所長　中島丈雄氏

スピーカー:

メドリング株式会社　代表取締役ＣＥＯ　安　部　一　真　氏
Ｍｒ．Ｐｈａｍ Ｎａｍ Ｌｏｎｇ，ＣＥＯ ＆ Ｆｏｕｎｄｅｒ，Ａｂｉｖｉｎ
Ｍｒ．Ｐｈａｍ Ｃｈｉ Ｎｈｕ，ＣＥＯ，Ｆａｓｔｅｃｈ Ａｓｉａ（Ｃｏｏｌｍａｔｅ）

f.　挨拶

経済産業省　通商政策局アジア大洋州課　課長　福　地　真　美　氏

g.　閉会挨拶

日本メコン地域経済委員会　共同委員長　柿原　アツ子
Ｍｒｓ．Ｔｒａｎ Ｔｈｉ Ｌａｎ Ａｎｈ，Ｓｅｃｒｅｔａｒｙ Ｇｅｎｅｒａｌ，
Ｖｉｅｔｎａｍ Ｃｈａｍｂｅｒ ｏｆ Ｃｏｍｍｅｒｃｅ ａｎｄ Ｉｎｄｕｓｔｒｙ

h.　ネットワーキング

3)　懇談会、セミナー等

a.　タイ王国大使館経済・投資事務所　タイ投資委員会(ＢＯＩ)東京事務所との共催セミナー
「新型コロナから復活を遂げたタイにおけるビジネスチャンス」
８月２５日　（３０名）
開催地：ＡＰ東京丸の内「会議室ＢＣ」
(a)　開会

日本商工会議所　理事・東京商工会議所　国際部長　西谷　和雄

(b)　タイ投資委員会（ＢＯＩ）ビデオプレゼンテーション
(c)　講演
「新型コロナから復活を遂げたタイにおけるビジネスチャンス」

タイ投資委員会（ＢＯＩ）副長官　チャニン・カオチャン　氏

「スマート・グリーン工業団地」

工業団地公社（Ｉ―ＥＡ―Ｔ）総裁　ウィーリット・アンマラパーン　氏

(d)　質疑応答
(e)　閉会

b.　オンラインセミナー「ミャンマーの最新現地情勢と進出外資企業のビジネス活動状況」
８月３１日　（４４名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　講演

森・濱田松本法律事務所　パートナー　武　川　丈　士　氏

(c)　質疑応答
(d)　閉会

c.　ラオス商工会議所とのビジネスミーティング
９月２７日　（３０名）
開催地：在京ラオス大使館「館内ホール」
(a)　歓迎挨拶

日本メコン地域経済委員会　事務総長　佐々木　和人

(b)　挨拶

ラオス商工会議所副会頭／ＤＡＴＡＣＯＭ社プレジデント
タノンシン・カンランガ　氏

(c)　訪日団自社紹介
(d)　日本側参加者自社紹介
(e)　写真撮影
(f)　自由懇談・名刺交換
(g)　閉会

4)　表敬訪問等
a.　　８月３０日　ベトナム タイビン省ビジネス訪日団と事務局の面会
b.　１１月　８日　ベトナム計画投資省企業開発局訪日団ご一行の日本商工会議所訪問（事務局対応）
c.　１２月　７日　駐カンボジア特命全権大使　植野篤志氏の鈴木委員長、小林会頭表敬訪問

5)　アドバイザリー・メンバー
２月１４日　経済産業省からの日メコンの産業開発に関するアンケートへのご協力

6)　各機関への協力等
a.　日越大学に関する事業
２月１４日　第１回日越大学日本委員会（オンライン）
２月２７日　日越大学第二期理事会・第２回会議（オンライン）

b.　ミャンマー人材育成支援産学官連携ぷらっとフォームに関する事業
７月１５日　第２２回世話人会（オンライン）
１２月２０日　第２３回世話人会（オンライン）
３月１０日　第２４回世話人会・２０２２年度総会（オンライン）

c.　後援
１１月２９日　タイ王国大使館経済・投資事務所（ＢＯＩ東京事務所）主催　タイ投資セミナー
「タイの投資奨励政策：Ｎｅｗ　Ｅｃｏｎｏｍｙ　Ｎｅｗ　Ｏｐｐｏｒｔｕｎｉｔｉｅｓ」

⑲　全国商工会議所中国ビジネス研究会

1)　会員企業の対中国ビジネスを支援するため、中国関連セミナーなどについてメルマガ等で情報提供を行ったほか、以下のとおり現地政府から最新のビジネス環境の現状をヒアリングした。

a.　６月２３日（１０８名）　中小企業のためのＡｍａｚｏｎ活用オンラインセミナー
b.　８月２７日（３２名）　オンライン展示会をフル活用！新規取引先の開拓
c.　１２月　２日（３１名）　中小企業のためのＥＣセミナー　～爆買いの情報源　中国最大のＳＮＳで行う中国展開～
d.　１２月２１日（７０名）　中国経済の現状と展望・最新法律動向について

⑳　東アジア・ビジネスカウンシル（ＥＡＢＣ）

1)　第５４回ＥＡＢＣ会合
７月５日
開催地：オンライン
a.　議長挨拶
b.　前会（第５３回）振り返り
c.　ＲＢＡＣ会合、ＤＸ ＷＧ、ＭＳＭＥ ＷＧ報告
d.　２０２２年のＥＡＢＣ調査結果報告
e.　その他

2)　第５５回ＥＡＢＣ会合
９月１６日
開催地：カンボジア・シエムリアップ（２８名）
a.　議長挨拶
b.　前会（第５４回）振り返り
c.　ＡＳＥＡＮ＋３高級経済実務者会合に関する報告
d.　ＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合に関する事前協議
e.　その他

3)　第５６回ＥＡＢＣ会合
２月２４日
開催地：オンライン（２８名）
a.　議長挨拶
b.　議長国交代セレモニー
c.　前会（第５５回）振り返りの共有
d.　２０２３年の取組み事項、年間日程等の共有
e.　ＲＢＡＣ会合、ＤＸ ＷＧ、ＭＳＭＥ ＷＧ報告
f.　２０２３年のＥＡＢＣ調査事項の説明
g.　その他

4)　ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合
９月１８日
開催地：カンボジア・シエムリアップ

㉑　アジア・大洋州地域大使との懇談会（日本経済団体連合会との共催）
※新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止

㉒　駐中南米地域日本国大使との懇談会
（日本経済団体連合会、日智経済委員会、日亜経済委員会、日本ペルー経済委員会 主催）
３月１４日（９８名）
開催地：経団連会館
a.　開会
経団連　中南米地域委員長　　加　瀬　　豊　氏
b.　中南米地域情勢説明および大使紹介
外務省　中南米局長　　小　林　麻　紀　氏
c.　各国情勢の説明
駐コロンビア特命全権大使　　髙　杉　優　弘　氏
駐チリ特命全権大使　　渋　谷　和　久　氏
駐ブラジル特命全権大使　　林　　禎　二　氏
駐ベネズエラ臨時代理大使　　宇　野　健　也　氏
駐ペルー特命全権大使　　片　山　和　之　氏
駐メキシコ特命全権大使　　福　嶌　教　輝　氏
d.　懇談
e.　閉会
日商・東商　日本ペルー経済委員会　委員長

経団連　日本ブラジル経済委員会　委員長　　安　永　竜　夫　氏

(16) その他の会議

①　参与会

１２月１２日　　（　４７名）　1)　開会
2)　説明　　小林会頭の活動方針（所信）について
東商の事業・委員会活動等について
3)　意見交換
4)　閉会

②　議員企業担当者説明会・名刺交換会

１１月１１日　　（１６３名）　1）開会挨拶
2）小林会頭の活動方針（所信）について
3）東京商工会議所の組織及び活動について
4）新議員企業ご紹介
5）今後の主要スケジュール・東商スクエアの活用方法について
6）質疑応答
7）名刺交換会
8）閉会

③　２０２２年度議員選挙に関する説明会

※ハイブリッド形式で開催

４月２６日　　（２４６名）　1)　選挙権委任に関する変更点について
2)　１号議員選挙要領ならびに各種用紙の様式について
3)　ＷＥＢ委任システムについて
4)　「票数確認のお願い」発送報告について
5)　会員情報提供依頼の状況について

７月　８日　　（２５７名）　1)　選挙人名簿の閲覧について
2)　立候補の届出について
3)　ＷＥＢ委任システムについて
4)　委任補助券受付期間について
5)　投開票について
6)　１号議員選挙のＰＲについて

④　選挙管理委員会

６月３０日　　（　１４名）　議件　1)　選挙人名簿について
2)　１号議員選挙の告示について
3)　１号議員選挙立候補の届出について
報告　1)　１号議員選挙ＰＲについて
2)　ＷＥＢ委任システムについて
3)　今後の選挙管理委員会日程について

９月　７日　　（　１４名）　議件　1)　確定選挙人数・選挙権票数について
2)　立候補者について
報告　1)　選挙人名簿閲覧結果について
2)　投票場入場券の発送について

3)　１号議員選挙のＰＲについて
4)　今後の選挙管理委員会日程について

１０月　４日　　（　１３名）　議件　1)　立候補者の確定について
報告　1)　委任補助券の受付について
2)　選挙当日（立会人）の業務について
3)　投票・開票の流れについて

⑤　四木会

４月２５日　（ ９名）　1）意見交換・情報交換
５月２７日　（ ９名）　1）意見交換・情報交換
６月２２日　（ ８名）　1）意見交換・情報交換
７月２５日　（ ９名）　1）意見交換・情報交換
９月２０日　（ ９名）　1）意見交換・情報交換
１２月２３日　（ ９名）　1）意見交換・情報交換
１月２３日　（ ８名）　1）意見交換・情報交換
３月２０日　（ ９名）　1）意見交換・情報交換

⑥　東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議

都内の商工会議所、商工会連合会、運輸、観光関連団体等、１５団体にて構成する「東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議」を開催し、意見交換を行った。

1)　連絡会議

１１月１５日　（　２０名）　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議
来賓挨拶　東京都議会　外かく環状道路建設促進議員連盟　会長
中　嶋　義　雄　氏
国土交通省　関東地方整備局　道路部長　松　本　　健　氏
東京都　建設局　三環状道路整備推進部長　手　塚　寛　之　氏
説明　「東京外かく環状道路　現在の事業の進捗状況について」
国土交通省関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所長　関　　信　郎　氏
東日本高速道路㈱関東支社　東京外環工事事務所長　上　村　　治　氏
中日本高速道路㈱東京支社　東京工事事務所長　中　岡　　毅　氏
報告　斉藤国土交通大臣への要望提出について
意見交換

○東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進に関する要望

首都圏が国際競争力を強化し、世界から人材・情報・投資が集まる国際的ビジネス拠点としての役割を十分に果たすためには、経済活動や都市機能を支える基幹道路ネットワークのさらなる整備が不可欠である。

中でも、首都圏三環状道路は首都圏の経済や生活を支える重要な基幹インフラである。加えて、２０１６年以降、環状道路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点を基本とした料金体系が首都圏に導入されていることからも、一刻も早い整備が求められる。

こうした中、首都高速中央環状線は、２０１５年３月に全線開通し、また、現在約９割の整備率である圏央道は、早期全線開通に向けて検討・工事が進められている。これらの道路においては、渋滞緩和効果や、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。一方、東京外かく環状道路（外環道）は、千葉区間が２０１８年６月に開通し、渋滞損失時間の減少や時間短縮による生産性の向上など、様々な効果が現れていることからも、未開通区間として残っている関越道～湾岸道路間の重要性がいよいよ高まっている。

しかしながら、２０２０年１０月、調布市東つつじケ丘で発生した陥没事故を受けて事業者は、補修・補償への対応、周辺住民への丁寧な説明に取組んできた。加えて、２０２１年１２月に事業者は外環道における再発防止対策等を取りまとめ、大泉及び中央ＪＣＴにおいて本年２月から事業用地内で再発防止対策が機能していることを確認しながら掘進を開始したところである。今般、「東京外環トンネル施工等検討委員会」において、再発防止対策が有効に機能していることが確認され、特に事業用地外では、より慎重に掘進を行うこととされたところである。引き続き、補修・補償の対応や地域住民への説明を尽くすとともに、事業用地外も含め安全に配慮しながら、早期の工事を進めることが望まれる。

一方、東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、首都圏三環状道路の総仕上げの区間であり、湾岸道路等との接続により関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線であり、高いストック効果が期待されているが、未だルートが確定していない予定路線である。その具体化に向けた検討の場として、２０１６年２月に「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」が設立し、２０１９年６月には５回目の協議会が開催されたところであるが、早期計画具体化に向け、検討をさらに加速していくことが求められる。

外環道の整備は、都心に流入している通過交通が迂回でき渋滞解消につながるため、関越道～東名高速間のみでも経済効果や生活道路の安全性向上、環境改善効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することができる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことからも、必要不可欠な路線である。

従って、外環道のさらなる整備促進に向けて、右記の通り、特段の配慮をお願いするものである。

記

１．陥没・空洞箇所周辺における丁寧な対応

・地域住民に丁寧に説明するとともに、陥没・空洞箇所周辺での補償等の対応、地盤補修の実施について、誠心誠意取り組むこと。

２．再発防止対策等を徹底し、事業用地外の掘進も含め、安全確保を最優先とした上での、シールド工事の推進と東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の早期開通

・大泉側本線シールド工事及び中央ＪＣＴランプシールド工事においては、今般有効性が確認された再発防止対策等を徹底した上で、事業用地外も含め安全を最優先に早期に工事を推進すること。なお、地域住民に対しては、不安を取り除くよう工事の状況等について、丁寧に説明をすること。

・本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進し、一日も早い開通を目指し、国において用地および工事に必要な財源を確保すること。

・現在、約９割の進捗であるＪＣＴ・ＩＣ等の用地取得及び区分地上権取得を促進すること。特に進捗が遅れている青梅街道ＩＣ部における用地取得、区分地上権取得を国と東京都が連携のうえで加速すること。

３．東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の早期計画具体化

・環状道路としての機能を最大限発揮させるために、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」において、スピード感をもって検討を進め、東名高速から湾岸道路間のルート全体の計画について、起終点やインターチェンジの位置等を決定し、できる限り早期に事業化すること。

２０２２年１１月２日

東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議

東京商工会議所	会頭	小林　健
八王子商工会議所	会頭	樫﨑　博
武蔵野商工会議所	会頭	髙橋　勇
青梅商工会議所	会頭	中村　洋介
立川商工会議所	会頭	川口　哲生
むさし府中商工会議所	会頭	田中　勝彦
町田商工会議所	会頭	澤井　宏行
多摩商工会議所	会頭	伊野　弘明
東京都商工会連合会	会長	山下　真一
一般社団法人東京都トラック協会	会長	浅井　隆
一般社団法人東京バス協会	会長	南　　正人

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	会長	川鍋　一朗
東京都商店街連合会	会長	桑島　俊彦
公益財団法人東京観光財団	理事長	金子　眞吾
公益社団法人東京青年会議所	理事長	山本　健太

⑦　各種検定試験に関する会議等

1)　ビジネス実務法務検定試験

第１回１級作問・採点委員会	５月３０日	（１７名）	第５２回１級問題作成について
第２回１級作問・採点委員会	８月１９日	（２４名）	第５２回１級問題作成について
第３回１級作問・採点委員会	１０月　４日	（１７名）	第５２回１級問題作成について
１級最終採点委員会	２月１７日	（　４名）	第５２回１級最終採点審査

2)　福祉住環境コーディネーター検定試験

第１回１級作問委員会	６月　６日	（１０名）	第４９回１級問題作成について
第２回１級作問委員会	８月２４日	（　９名）	第４９回１級問題作成について
１級最終採点委員会	２月１５日	（　５名）	第４９回１級最終採点審査

3)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

第２回作問委員会	４月２２日	（　６名）	第３２回問題作成について
第１回作問委員会	８月１６日	（　６名）	第３３回問題作成について
第２回作問委員会	９月２０日	（　６名）	第３３回問題作成について
「ｅｃｏ検定アワード２０２２」審査委員会			
	１０月　７日	（　７名）	ｅｃｏ検定アワード２０２２最終審査
第１回作問委員会	３月１３日	（　６名）	第３４回問題作成について

第１９回環境社会検定委員会

３月２２日　（　９名）　a. 報告　(a) ２０２２年度までの環境社会検定試験実施状況について
(b) 検定試験のＩＢＴ・ＣＢＴ化後の反響等について
(c) ｅｃｏ検定関連事業報告および今後のプロモーションについて
b. 意見交換

4)　そ の 他

東京商工会議所企画検定試験「大都市商工会議所検定担当課長会議」

２月　３日　（　１５名）　1) ２０２２年度東京商工会議所企画検定試験について
2) ２０２２年度アンケート結果について
3) ２０２３年度東京商工会議所企画検定試験の実施方針について

東京商工会議所企画検定試験「担当者会議」※オンライン形式

３月　２日　（１９９名）　1) ２０２２年度東商検定の実施結果・２０２３年度実施方針等について
2) 質疑応答

⑧　東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談

１２月２０日　（　３２名）　1) 出席者紹介
2) 開会挨拶
3) 業界の動向、課題、展望について
4) 総括

２月１５日　（　１７名）　1）出席者紹介
2）開会挨拶
3）説明　東商の中期ビジョン・事業計画
専務理事　　石　田　　徹
スタートアップの成長支援や連携・中小企業のイノベーション
副会頭　　倉　石　誠　司
中小企業の新たな挑戦と成長に向けて
副会頭　　大　島　　博
4）意見交換
5）総括

⑨　その他

1）　東京都知事と経済団体との意見交換
５月１３日　（　４名）　a．開会挨拶
b．意見交換（電力需給ひっ迫に備えたＨＴＴの推進について）

７．事　　業

(1) 渋沢栄一記念事業

渋沢栄一記念事業については、２０１９年４月、東京商工会議所初代会頭渋沢栄一翁が２０２４年からの新１万円札の肖像画に採用、また、２０１９年９月には、２０２１年２月１４日ＮＨＫで放送開始の大河ドラマ「青天を衝け」の主人公に採用決定。これを受け、５つの主なテーマ「学ぶ」「訪ねる」「集まる」「読む」「作る」に基づき、昨年度に引き続き、渋沢栄一記念事業推進プロジェクトチームをオフィス環境部内に設置し、様々な記念事業を実施した。

①　渋沢栄一記念事業の実施

1)　「渋沢ゆかりの地 首長会議～新札発行に向けて～」の開催

「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定（２０１９年８月２７日締結)」締結先である東京商工会議所（三村明夫会頭)、埼玉県深谷市（小島進市長)、東京都北区（花川與惣太区長)、公益財団法人渋沢栄一記念財団（樺山紘一理事長)、深谷商工会議所（村岡正巳会頭)、ふかや市商工会（沼尻芳治会長)、東京都板橋区（坂本健区長)（２０２０年１１月１１日付覚書にて追加)、東京都江東区（山﨑孝明区長)（２０２１年１月２９日付覚書にて追加）の８者のトップ及び渋沢翁ゆかりの地（北海道十勝清水町、岡山県井原市）の首長に集結いただき、渋沢事業における連携強化と各団体の取り組み等について情報交換を行った。また、来賓として、新紙幣肖像となる北里柴三郎、津田梅子ゆかりの団体から学校法人北里研究所、学校法人津田塾大学にお越しいただき、交流を深めることで、２０２４年の新紙幣発行に向けての取り組みを強化した。

（日　時）２０２２年４月１３日（水）１６時００分～１７時３０分
（場　所）東京商工会議所　渋沢ホール

（来　賓）	学校法人北里研究所	小　林　弘　祐　理事長
	北里大学	島　袋　香　子　学　長
	学校法人津田塾大学	島　田　精　一　理事長
（参加者）	東京商工会議所	三　村　明　夫　会　頭
	埼玉県深谷市	小　島　　進　　市　長
	東京都北区	花　川　與惣太　区　長
	公益財団法人渋沢栄一記念財団	樺　山　紘　一　理事長
	渋沢史料館	井　上　　潤　顧　問
	深谷商工会議所	村　岡　正　巳　会　頭
	東京都板橋区	坂　本　　健　　区　長
	東京都江東区	山　﨑　孝　明　区　長
	北海道清水町	阿　部　一　男　町　長
	岡山県井原市	大　舌　　勲　　市　長
	東京商工会議所	石　田　　徹　　専務理事
		越　野　充　博　北支部会長
		岩　月　宏　昌　板橋支部会長
		鈴　木　健　之　江東支部会長
		小　林　治　彦　常務理事
		湊　元　良　明　理事・事務局長

2)　「北海道十勝清水町視察会」の実施

渋沢翁の生涯とその精神に触れるべく、渋沢翁が設立した十勝開墾合資会社によって開拓された町である北海道十勝清水町において、渋沢翁の軌跡を巡る視察会を実施した。

（実施日）２０２２年　６月２０日（月）～２１日（火）
（視察先）北海道十勝清水町役場、十勝開墾合資会社、青淵山寿光寺、大勝神社 他

（参加者数）１３社２０名

3)　「渋沢栄一プレミアム・フォーラム～新札発行に向けて～」の開催

渋沢翁の精神に立ち返り、その功績と精神を受け継ぐ機会として、また２０２４年の新札発行に向けた機運醸成の機会となるよう、渋沢翁が係わった東商役員企業および渋沢翁にゆかりのある企業・団体・新札の肖像関連団体が一堂に会し、フォーラムを実施した。

（日　時）２０２２年7月１１日（月）１１時３０分～１３時１５分
（場　所）明治記念館１階　金鶏の間

（来　賓）学校法人北里研究所	小　林　弘　祐	理事長
北里大学	島　袋　香　子	学　長
学校法人津田塾大学	島　田　精　一	理事長
津田塾大学	高　橋　裕　子	学　長
（参加者）東京商工会議所	三　村　明　夫	会　頭
	野　本　弘　文	副会頭
	広　瀬　道　明	副会頭
	斎　藤　　保	副会頭
	上　條　　努	副会頭
	山　内　隆　司	副会頭
	塚　本　隆　史	特別顧問
	宮　本　洋　一	議　員
学校法人慈恵大学	栗　原　　敏	理事長
渋沢史料館	井　上　　潤	顧　問
澁澤倉庫株式会社	柏　原　治　樹	代表取締役副社長
株式会社帝国ホテル	定　保　英　弥	代表取締役社長
株式会社東京証券取引所	山　道　裕　己	代表取締役社長
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター		
	井　藤　英　喜	名誉理事長
株式会社虎屋	石　井　邦　明	常務取締役
学校法人日本女子大学	今　市　涼　子	理事長
国立大学法人一橋大学	中　野　　聡	学　長
明治神宮	九　條　道　成	宮　司
明治神宮国際神道文化研究所	今　泉　宜　子	主任研究員
日本赤十字社	岡　山　晃　久	広報室長（代理）
東京商工会議所	石　田　　徹	専務理事
	越　野　充　博	北支部会長
	鈴　木　健　之	江東支部会長
	小　林　治　彦	常務理事
	湊　元　良　明	理事・事務局長
	山　下　　健	理事・中小企業部長

4)　「岡山県井原市視察会」の実施

渋沢翁の生涯とその精神に触れるべく、渋沢翁が一橋家の家臣として農兵募集のために訪れ、成功を収めたことにより世に出るきっかけとなった岡山県井原市において、渋沢翁の軌跡を巡る視察会を実施した。

（実施日）２０２２年　9月２０日（火）～２１日（水）
（視察先）岡山県井原市役所、興譲館、桜渓塾、山成酒造　他
（参加者数）　９社１４名

5)　東京タワーライトアップ

渋沢翁の命日である１１月１１日に、渋沢翁の「逆境の時こそ、力を尽くす」精神を受け継ぎ、昨今の国際秩序の不安定化、世界的な景気後退、そして依然として続く新型コロナウイルス感染症などの影響を受けている多くの事業者等、逆境に負けずに戦うすべての人々に応援の気持ちを込めて、昨年度に引き続き東京タワーをオリジナルカラー（藍色）にライトアップした。また、ライトアップにあたり、点灯式を開催した。

（日　時）２０２２年１１月１１日（木）１７時１５分～１８時４５分
（場　所）ザ・プリンスパークタワー東京　３３階「スカイバンケット」

（来　賓）港区	武　井　雅　昭	区　長
（参加者）東京商工会議所	小　林　　健	会　頭
	野　本　弘　文	副会頭
	田　川　博　己	副会頭
	広　瀬　道　明	副会頭
	斎　藤　　保	副会頭
	山　内　隆　司	副会頭
	今　市　涼　子	特別顧問
	北　沢　利　文	特別顧問
	坂　井　辰　史	特別顧問
	渡　辺　訓　章	議　員
	定　保　英　弥	議　員
株式会社ＴＯＫＹＯ　ＴＯＷＥＲ	前　田　　伸	代表取締役社長
	吉　成　二　男	監査役
学校法人北里研究所	小　林　弘　祐	理事長
津田塾大学	高　橋　裕　子	学　長
渋沢史料館	井　上　　潤	顧　問
株式会社東京証券取引所	山　道　裕　己	代表取締役社長
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター		
	許　　俊　鋭	センター長
日本放送協会	板　野　裕　爾	専務理事
東京商工会議所	新　保　雅　敏	港支部会長
	越　野　充　博	北支部会長
	鈴　木　健　之	江東支部会長
	小　林　治　彦	常務理事
	湊　元　良　明	理事・事務局長

＜同日に点灯した箇所は下記のとおり＞

①東京商工会議所（千代田区丸の内３－２－２　丸の内二重橋ビル）
　点灯箇所：１階　渋沢立像
②帝国ホテル東京（千代田区内幸町１－１－１）
　点灯箇所：みゆき通り沿い　デザイン照明／日比谷通り沿い正面玄関上／正面玄関装飾ＢＯＸ
③青淵公園（埼玉県深谷市下計１２４１）／深谷市役所（埼玉県深谷市仲町１１－１）
　点灯箇所：青淵公園／深谷市役所本庁舎

② その他の渋沢栄一記念事業

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
「渋沢栄一ゆかりの地　地域特産物産展２０２２」	７月７日～ ７月８日	東京商工会議所本部ビル １階多目的スペース	来場者数（合計） ９２１名	オフィス環境部
―変革期に学ぶ、未来を拓く構想と行動― 第１回セミナー 講演「渋沢栄一の合本主義と株主第一主義の見直し」 〔講師〕 国際大学副学長・国際経営学研究科教授 橘　川　武　郎　氏	９月２７日	東商渋沢ホール ※ハイブリッド開催	１３６名	広報部
日本女子大学キャリア支援課・生涯学習センター連携講座 「歴史に学び、時代を駆ける」 〔講師〕 東京商工会議所 広　瀬　道　明　副会頭	９月２２日	日本女子大学目白キャンパス　成瀬記念講堂	９３名	オフィス環境部
「渋沢栄一ゆかりの地　地域特産物産展２０２２」	１２月８日～ １２月９日	東京商工会議所本部ビル １階多目的スペース	来場者数（合計） ７９０名	オフィス環境部
―変革期に学ぶ、未来を拓く構想と行動― 第２回セミナー 講演「明治の起業家たちに学ぶ『渋沢栄一と岩崎弥太郎』」 〔講師〕 歴史家・作家 加　来　耕　三　氏	２月　８日	東商渋沢ホール ※ハイブリッド開催	１７８名	広報部

③ 東商渋沢ミュージアムの展示状況

東商渋沢ミュージアムは、２０１９年１１月１日（金）に開設。その後、渋沢栄一翁生誕１８０年を機に、２０２０年2月１３日（木）リニューアルオープン。以降、渋沢翁に関する東商保有の歴史資料のほか、東京商工会議所製作の渋沢翁グッズを販売するなど、会員企業のみならず一般公開している。２０２２年度の新たな展示として「渋沢敬三インタビュー記事（東商新聞）」「埼玉りそな銀行と渋沢栄一翁」を追加し、新体制となる１１月１日より「東商年表１５０周年に向けて」をリニューアルした。また、新たなグッズ販売として「渋沢カトラリー（ネイビー、ナチュラル）」「渋沢ハンドタオル（藍色、亜麻色）」「渋沢お札メモ帳」を追加した。

（展示概要）東商所有の歴史資料の展示

- 展示パネル「受け継がれる渋沢栄一の精神」
- 東商所有の歴史資料
- 渋沢翁直筆の書「不平等即平等」
- 展示パネル「渋沢栄一直筆の書『道之以徳齋之以禮』（滝野川警察署 所蔵）」
- 初代会頭 渋沢栄一像（深谷市寄贈、ミニチュア版）
- 写真パネル「渡米実業団　西陣織の感謝状（見本）」
  「初代会頭渋沢栄一自筆の書『業精干勤荒干嬉』」
  「初代会頭　渋沢栄一胸像」
- 展示パネル「関東近隣 渋沢栄一の主な銅像」
- 映像「大礼記念国産振興東京博覧会」
- 渋沢翁直筆掛け軸「雲無心以出岫鳥倦飛而知還」
  （㈱カジワラ　梶原 徳二 代表取締役会長　寄贈）

・大河ドラマ「青天を衝け」出演者直筆サイン展示
・展示パネル「長野県上田商工会議所『信州上田と渋沢栄一企画展』について」
・展示パネル「渋沢敬三インタビュー記事（東商新聞)」（追加）
・展示パネル「埼玉りそな銀行と渋沢栄一翁」について（追加）
・展示パネル「東商年表１５０周年に向けて」（リニューアル）

（販　売）東商オリジナル渋沢グッズの販売
・Ａ５サイズ　リングノート
・歴代会頭名入り湯呑み
・渋沢翁の訓言・解説付き　箸、箸置きセット
・渋沢翁珈琲
・渋沢翁ピンバッジ
・渋沢翁マスク（藍色、霞色、鶯色、和紙）
・渋沢翁手指消毒アルコールスプレー
・渋沢カトラリー（ネイビー、ナチュラル）（追加）
・渋沢ハンドタオル（藍色、亜麻色）（追加）
・渋沢お札メモ帳（追加）

④　東商新聞における渋沢栄一事業

1)　渋沢栄一に関連がある企業・著名人へのインタビュー

内容／見出し	掲載号	取材対象者	実施部署
渋沢栄一が設立に関わった企業のＤＮＡを探る	５月２０日号	デンカ㈱　特別顧問 吉高　紳介　氏	広報部
渋沢栄一が設立に関わった企業のＤＮＡを探る	６月２０日号	一橋大学　教授 田中　一弘　氏	広報部
渋沢栄一が設立に関わった企業のＤＮＡを探る	７月１５日号	(公財)日印協会　理事・副会長 平林　博　氏	広報部
渋沢栄一が設立に関わった企業のＤＮＡを探る	１０月１５日号	平和不動産㈱　社長 土本　清幸　氏	広報部
Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ「ＦＡＣＥ」『金子みすゞ伝』『渋沢栄一伝』。自分が感動したことをしゃべり続けたい	１２月２０日号	講談師 神田　京子　氏	広報部
渋沢栄一が設立に関わった企業のＤＮＡを探る	１月２０日号	日本女子大学　理事長 今市　涼子　氏	広報部

2)　渋沢栄一に関連した記事

見出し	掲載号	実施部署
東商の実施する渋沢栄一翁にまつわる事業をご紹介	４月２０日号	広報部
「新札発行に向けて連携強化」渋沢ゆかりの地 首長会議	５月２０日号	広報部
渋沢翁企画展示のご案内（告知）	５月２０日号	広報部
２０２２ 渋沢栄一ゆかりの地 地域特産物産展を開催（告知）	６月２０日号	広報部
第１回 渋沢セミナーを開催します（告知）	７月１５日号	広報部
「渋沢翁の精神を世に伝える」渋沢栄一プレミアム・フォーラム	８月２０日号	広報部
「合本主義に学ぶ新しい経営」渋沢セミナーを開催	１０月１５日号	広報部
渋沢栄一デジタルスタンプラリーのお知らせ（告知）	１０月１５日号	広報部

ＢｉｚＤａｎｅ！しぶさわくんの唄	１１月２５日号	広報部
「渋沢翁の精神の下、未来へ光を灯す」東京タワー点灯式	１２月２０日号	広報部
第２回 渋沢セミナーを開催します（告知）	１月２０日号	広報部
「歴史に学び、未来へ活かす」渋沢セミナーで加来氏が講演	２月２０日号	広報部
「あしなが育英会に１００万円」渋沢グッズ収益金から寄付	３月２０日号	広報部

3)　連載「逆境を乗り越えるための渋沢栄一の教え」

内容	掲載号	執筆者	実施部署
第６回「日本が自覚すべき『真面目』の本質」	６月２０日号	シブサワ・アンド・カンパニー㈱ 代表取締役 渋澤　健　氏	広報部
第７回「切り離せぬ戦争と経済」	９月１０日号		
第８回「『論語と算盤』に見出すリスキリングの重要性」	１２月２０日号		
第９回「社会的イノベーターとしての渋沢栄一」	３月２０日号		

⑤　東京商工会議所　公式ＬＩＮＥアカウント『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～

東京商工会議所での渋沢栄一翁に関する取り組み、渋沢翁が係った企業情報、記念グッズの紹介、関係機関の活動などを幅広く配信するため、東京商工会議所で２０２０年９月２８日より初めての公式ＬＩＮＥアカウント「『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～」を開設し、配信を継続している。

（名　　称）「渋沢通信」～受け継がれる渋沢栄一の精神～

（配信内容）東京商工会議所の渋沢栄一に関する取り組み・イベント

・渋沢ミュージアムの見どころ・記念グッズ紹介など

・渋沢事業（物産展、展示等）の案内

・渋沢翁が係った企業における情報・コラム

・渋沢翁に関するセミナーやイベントの紹介

（配信回数）２６回（２０２２年度）

（累計友だち登録数）１，８２５人（２０２３年３月３１日現在）

⑥　渋沢事業の寄付金活動の実施

生涯に４８１の企業の育成に関わり、同時に約６００の社会公共事業設立にも尽力していた渋沢栄一翁の「逆境の時こそ、力を尽くす」という精神を受け継ぎ、社会公共活動として寄付金事業を実施した。

1)　売上の一部を寄付に充当している東商オリジナル渋沢グッズ

「逆境の時こそ、力を尽くす」をテーマに、以下の通り渋沢グッズを販売し、収益金の一部を寄付した。

渋沢翁ピンバッジ	１個４００円のうち２００円を寄付
渋沢翁マスク（全３色）	１枚６００円のうち１００円を寄付
渋沢翁和紙マスク	１枚１，９００円のうち２００円を寄付
渋沢翁手指消毒アルコールスプレー	１個５００円のうち１００円を寄付
渋沢ハンドタオル（全２色）	１枚６５０円のうち５０円を寄付（２０２２年度追加）
渋沢カトラリーセット（全２色）	１個６５０円のうち５０円を寄付（２０２２年度追加）
渋沢お札メモ帳	１個３５０円のうち１００円を寄付（２０２２年度追加）

2)　寄付金贈呈

１８４０年２月１３日の渋沢翁の生誕日にあわせ、渋沢グッズの販売収益金のうち１００万円を「一般財団法人あしなが育英会」へ寄付した。

当寄付は、渋沢翁が生涯を通じて取り組んだ社会貢献活動に倣い２０２０年度より実施しているもので、今年度で3回目の取り組みとなる。

⑦　新札発行１年前カウントダウン事業の開始

渋沢栄一翁が２０２４年上半期から流通する新紙幣の肖像画に採用されることから、新札発行１年前カウントダウン事業を渋沢翁の生誕日である２０２３年２月１３日（月）よりスタートし、新札発行ＰＲポスターを製作、全国各所への展開を実施した。

（印刷部数）新一万円札発行ＰＲポスター　１０，０００部
　　新札発行ＰＲポスター　　１０，０００部
（配布先）　渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定締結先、渋沢翁ゆかりの自治体・団体、新紙幣肖像ゆかりの団体　等

⑵ 新型コロナワクチン共同接種事業

経済活動と感染対策の両立に向けて、東京ワクチンチーム（東京都医師会、東京都看護協会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会）と連携して、東商ビル１階多目的スペースにて会員を対象としたしたワクチン共同接種を実施。また、東京都と協力して、中小企業向けのワクチン接種を飯田橋会場にて実施した。

①　東商会場（追加（３回目）接種）

1)　実施期間　２月２８日～４月１５日（実施日３８日）
2)　接種回数　６，３２３回（うち４月１日～１５日：１，５７０回）
3)　接種人数　６，３２３人（うち４月１日～１５日：１，５７０人）
4)　運営体制　東京ワクチンチームと連携

②　飯田橋会場（追加（３回目）接種）

1)　実施期間　２月２８日～５月３１日（実施日９２日）
2)　接種回数　２，８８０回（３月３１日現在）
3)　運営体制　東京都医師会と連携

⑶ 組織基盤強化活動

①　会員訪問活動による、顧客満足度の向上

＜ＰＲサポーター制度＞

東商事業の利用促進を目的としたコール活動、訪問活動を展開した。また、会員企業のニーズ調査を目的としたヒアリングコール活動を実施した。

＜訪問活動（オンライン面談含む）＞

対象：新規入会企業／今年度代表者変更企業／貸会議室未利用企業
訪問企業数：１，９６２件、コール件数：９５９件、事業紹介件数：１，４２７件

＜ヒアリングコール活動＞

内容：研修・検定クロス営業／新入社員研修受講企業ヒアリング／検定試験受験事業者ヒアリング等実施
コール企業数：１，４０５社、ヒアリング件数：５５２件

②　新規加入推進・退会防止・会費増収の取り組み

議員・支部役員と事務局が一丸となり新規加入推進に取り組んだ結果、新規加入は６，２４５件となった。一方、退会は４，８４２件となり、本年は会員数純増（１，４０３件）となった。

＜加入＞　６，２４５件（前年比９５．５％）
　うち議員・支部役員等募集　１１６件（　〃　９６．７％）
　〃　事務局募集　６，１２９件（　〃　９５．５％）
＜退会＞　４，８４２件（前年比１０２．９％）

1)　議員企業・支部役員等の紹介による新規加入推進
　＜直接募集件数＞　１１６件

＜紹介による件数＞　　１，０６３件
【合計】　　１，１７９件

2)　事務局会員増強表彰

件数・口数ともに目標達成しており、かつ、部署目標達成率（件数）の上位５部署に対し表彰を実施した。

中小企業相談部　（件数達成率１８４．７％、口数達成率１４２．６％）、
港支部　（件数達成率１６５．９％、口数達成率２２４．９％）、
足立支部　（件数達成率１５６．３％　口数達成率１３５．７％）、
練馬支部　（件数達成率１５３．０％、口数達成率１３７．５％）、
渋谷支部　（件数達成率１５１．６％、口数達成率１８３．０％）

3)　入会キャンペーン

新規加入促進のためのキャンペーンとして、２０１２年度より実施。２０２２年度は、２０２２年７月～９月常議員会加入承認分を対象に、下記キャンペーンを実施。

・非会員を紹介した会員に対し、当該非会員が期間中に入会した際に「東商オリジナル・渋沢栄一デザインのＱＵＯカード（５００円分)」１枚を、紹介した会員に進呈

③　業務推進・業務改善

1)　業務改善表彰

事業運営改善を推進するため、特に他部署の範となる８事業・８部署の取り組みについて、事務局長名による表彰を行った。

（表彰対象）

・Ｋｉｎｔｏｎｅを通じた業務のデジタル化推進
勉強会を通じたすそ野拡大や部署連携によるアプリ開発により、東商業務のデジタル化を現場レベルで推進（オフィス環境部）
・「医療・介護制度の見直しに関する提言」内容の政府方針への反映
持続可能な社会保障制度とするための保険制度改革の主要論点に切り込み、提言の多くが反映（企画調査部）
・東商企画検定の受験者数増加・回復
東商企画検定の受験者数増加・回復による収益確保で、東商財政に寄与（検定事業部）
・研修講座の収益力向上に向けた取組の強化
研修講座の格付けによるＰＤＣＡの徹底、パッケージ型講座の提案（人材・能力開発部）
・東商マイページの登録者拡大と各種事業への活用
登録者拡大、登録者情報を活用した事業案内配信、入会アプローチによりマイページの活用を推進（総務統括部）
・東商事業利用ＢＩＮＧＯキャンペーン
東商９つの事業を利用することでキーワードを収集、ＢＩＮＧＯが揃ったら商品を贈呈するキャンペーンを実施（品川支部）
・中堅・若手経営者交流事業「ミドルサロン」
役員・評議員・青年部の中堅・若手経営者を対象に共通の経営課題をテーマに意見交換・講演・交流会等を開催（大田支部）
・練馬のお店ｄｅスタンプＧＥＴキャンペーン
コロナ禍で打撃を受けた区内飲食・小売店等への買い回り（人流）促進を目的にデジタルスタンプラリーを実施（練馬支部）

(4) 意見活動

①　意見・要望・提言一覧

NO.	摘　　要
1	わが国の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望について
2	最低賃金に関する要望について
3	東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
4	首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望について
5	２０５０年カーボンニュートラル実現に向けたクリーンエネルギー戦略に対する意見について（追認）
6	国の中小企業対策に関する重点要望について
7	東京都の中小企業対策に関する重点要望について
8	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について
9	東京都の雇用就業施策に関する重点要望について
１０	東京の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望について
１１	令和５年度税制改正に関する意見について
１２	国の防災・減災対策に関する重点要望について
１３	東京都の防災・減災対策に関する重点要望について
１４	多様な人材の活躍に関する重点要望について
１５	雇用・労働政策に関する重点要望について
１６	医療・介護制度の見直しに関する提言～持続可能な提供体制・保険制度の構築に向けて～
１７	地政学リスク、ウィズコロナ時代における中小企業の海外ビジネス促進に向けて

１．　わが国の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望

Ⅰ．基本的な考え方

オミクロン株の流行に伴う新型コロナウイルスの感染拡大長期化や度重なるまん延防止等重点措置、緊急事態宣言の発令等により、飲食、宿泊、土産品、交通、旅行、イベント等多岐にわたる、わが国のツーリズム産業はかつてないほどの甚大な影響を受けている。その影響は業種や規模により様々であるが、とりわけ足腰の弱い中小企業に与えた影響は極めて深刻であることに加え、影響の長期化は比較的体力のある大手・中堅企業にも大きな業績悪化をもたらしている。

各業界とも国や自治体等による各種支援策の活用、時間短縮等の要請や各業界のガイドラインを順守し、感染拡大防止に努めながら事業継続あるいは休業・営業時間短縮などに取り組んでいる。しかしながら、出口の見えないコロナ禍において、売上・採算の回復や資金繰りの改善を見通すことは難しく、雇用の維持も限界に来ている。コロナ緊急融資で事業を継続している多くの企業は、据置期間を終え元金返済が始まることで、ますます資金繰りの悪化が懸念される。また、混迷する世界情勢により先行き不透明感が一層強まり、地域の中小企業は厳しい経営環境にさらされている。

２年以上にわたる感染拡大長期化は、わが国の企業活動のみならず、国民の生活・消費行動や価値観をも大きく変化させた。人との接触、移動や交流が制約されたことにより、心身への影響や心の豊かさが失われてきていることも懸念されている。

しかしながら、わが国が誇る観光資源の魅力が決して失われた訳ではない。コロナによる教訓を未来に生かすことが重要であり、強い、豊かな国であることが、ひいては国民、企業を救うことにつながる。そのためには、ワクチン接種・治療薬・医療提供体制の拡充により、国民・事業者の不安を払拭していくことが不可欠である。その上で、将来に希望を持てるような社会経済活動と感染拡大防止対策の両立に向けたロードマップを明確に示し、着実に実行していくことが求められる。打撃を受けている企業に対しては、事業継続に向けた適切な支援を継続し、再建に向けた時間的猶予を設けることが肝要である。

感染拡大防止か、社会経済活動か、という二者択一ではなく、両輪で推進していくことが求められる。渋沢栄一が、一見矛盾する「論語“と”算盤」を両立させたように、「“と”の力」をもって「感染拡大防止と社会経済活動」の視点に立ち、コロナ禍という逆境の時こそ、力を尽くすことが重要である。その際、各種ＩＴ技術の活用等を通じて、生産性を高めながら、変化する社会構造や新しい生活様式に対応する必要がある。デジタルとリアルが融合した深みのある交流の創造に向け、ツーリズム産業におけるイノベーションを創出していくことが重要である。

また、ポストコロナを見据えた社会環境変化を踏まえつつ、地域の自律的かつ持続的発展に向けて、官民を挙げてシビックプライド（郷土愛）醸成と観光人材の育成等による交流人口拡大、地域活性化に取り組むことが求められる。さらに、東京２０２０大会の開催を契機として、世界から高い評価を受けた日本の安全性や清潔さの発信強化に努め、東京の国際競争力強化に向けた都市型観光の戦略的な促進を図ることが重要である。あわせて、切れ目なく大会レガシー形成を促進していくことが必要である。

そして、コロナによるパンデミックは、国境をまたぐヒト・モノ・カネの動きを止め、グローバル社会の脆弱さを明らかにした。観光は、国連が「観光は平和へのパスポート（Ｔｏｕｒｉｓｍ；Ｐａｓｓｐｏｒｔ　ｔｏ　Ｐｅａｃｅ）」とスローガンに示すとおり、世界各国の人々の相互理解を推進し、種々の文明の豊かな遺産に対する知識を豊富にし、また異なる文明の固有の価値をより正しく感得させることによって世界平和の達成に寄与する産業である。今こそ、観光が果たす役割を改めて認識し、官民一体となってわが国ツーリズム産業のプレゼンス向上に努めると共に、今後も災害や戦争等、新たな発生リスクを想定し、わが国を取り巻くあらゆるリスクに対する世界水準のレジリエンスを今から構築していくことが極めて重要である。

今般、東京商工会議所観光委員会では、会員企業の声を踏まえ、本要望を取りまとめた。これら諸課題の解決に向けた施策の改善および明確なロードマップを早急に示すと共に、課題克服に向け、官民が一致団結して取り組むことにより未来（あす）の観光復活を実現していくことを強く望む。当商工会議所としても国や自治体との緊密な連携のもと、地域・事業者の取組に対して全力を挙げて支援していく所存である。

Ⅱ．社会経済活動との両立に向けた感染拡大防止対策の推進

（１）ワクチン接種・治療薬・医療機関体制の拡充

世界各国で新型コロナワクチンの３回目接種が行われる中、日本でも昨年１２月より医療従事者等を対象に接種が開始された。６４歳以下についても、２回目接種からの間隔が、当初の８か月から６か月に短縮され、ブースター接種が行われている。

しかしながら、２回目接種時と比較して接種浸透速度は鈍化しており、国を挙げて早期接種を広く呼び掛け、ワクチン追加接種の一層の加速化が求められる。国は、ワクチン追加接種の必要性と効果、交互接種の安全性、ワクチン供給スケジュール等を分かりやすく情報発信し、可能な限り早期に全国民への接種が行えるよう十分なワクチン数量を確保すると共に、全国自治体・医療機関と連携し、滞りなく接種できる体制を確保されたい。将来に希望を持ち社会経済活動と感染拡大防止対策を高次元で両立させるために、感染予防と重症化予防効果が期

待されるワクチン接種の浸透による人流の再開は大前提である。
あわせて、一部の国では既に４回目接種に向けた準備に乗り出している。今後の国際的な需要増加を見据え、迅速なワクチン確保に努めると共に、ワクチンの国内生産に向けた関連産業への支援を早期に図られたい。
なお、当商工会議所としても、中小企業向けの職域接種を実施しており、ワクチン接種の浸透による人流の再開に向けて、最大限協力していく所存である。
また、本格的な人流再開に向けては、治療薬の積極活用も不可欠である。新しい治療薬について、早期承認と供給を急がれたい。あわせて、治療薬の安定供給と医療機関・薬局への適切な配分によって、適宜早期投与を可能とする環境整備を図られたい。同時に、医療ひっ迫を防ぐため、原則、無症状者や軽症者は自宅や宿泊療養施設での療養を基本とする体制を整え、病床を中等症・重症者、高齢者や基礎疾患を有する者に重点化し、かかりつけ医等が初期段階の治療から必要に応じた入院対応や治療薬の早期投与が可能となる医療機関体制拡充に向けた支援強化を図られたい。

【企業の主な声】
- ○　経済(金)か、感染防止(命)か、という議論であれば、感染防止が大事となる。しかしながら、社会経済活動とは「人が人らしく生きる社会行動」であることを踏まえると、どちらも価値あるものである。(交通運輸業)
- ○　ワクチン接種と経済活動の両立に向け、先行して進める欧米のモデルケースを時系列に共有することが重要。(百貨店業)
- ○　ワクチン接種の全国民への徹底、４回目接種に向けた体制確保、治療薬開発と早急な承認に向けた取組を期待する。(宝飾品製造業)
- ○　まん延防止等重点措置解除に伴う外食機会の増加に際して、３回目接種が完了できていない飲食店従事者の、身体的・心理的安全性の確保に配慮することが求められる。(広告業)
- ○　特効薬の開発と前例の無いほどのスピーディな薬剤承認に、集中的に取り組んでいただきたい。(食品小売業)
- ○　治療薬の早期開発と副反応無きワクチン開発を急ぐべきである。(宿泊業)

【東商における取組】
東京都医師会等から医療従事者の派遣協力を得るとともに、当商工会議所本部が所在する千代田区ならびに東京都と連携し、産業医の設置義務のない従業員５０人未満の会員企業（コロナ禍により経営に大きな影響を受けている飲食関連・宿泊・観光業等の事業者を優先して案内）を対象とした共同接種を実施している。２０２１年７月から９月までに約７０，０００回、２０２２年２月末から４月にかけて約１０，０００回の接種に取り組む。

（２）将来に希望が持てる明確なロードマップの早急な提示
２年にわたる先行き不透明なコロナ禍により、わが国は出口の見えない閉塞感に支配されている。しかしながら、コロナ禍はいずれ収束を迎える災禍であることから、国は、国民・企業が失いつつある「将来への希望」を再び持てるよう、明確なロードマップを早急に示し、着実に実行していくことが求められる。具体策として、国内の人流再開に向けた「「ワクチン/検査制度（仮称）」等を活用した行動制限の早期緩和」、インバウンド回復に向けた「機動的な水際対策の徹底を前提とした段階的な入国制限緩和」に取り組まれたい。

①「ワクチン/検査制度（仮称）」等を活用した行動制限の早期緩和
感染リスクを低減させながら、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とする「ワクチン・検査パッケージ制度」は２０２２年１月以降、オミクロン株の流行により活用を停止し、制度内容の見直しを余儀なくされている。安心して社会経済活動を行ううえで、本制度の再構築・活用は急務であることから、現在、新型コロナウイルス感染症対策分科会において検討されている「ワクチン／検査制度（仮称）」等を活用し、行動制限の早期緩和を図られたい。
観光庁が昨年１０月から１１月にかけて、飲食店、ライブハウス・小劇場、大規模イベント、観光を対象業種として実施した「ワクチン・検査パッケージ技術実証」において、およそ９割以上のツアー参加者が、「ワクチン・検査パッケージ制度」を利用することで安心感が「高まった」「やや高まった」と回答している。一方で、海外で発行されたワクチン接種証明書や検査機関ごとに異なるＰＣＲ検査証明書等の書類確認に、手間取る例も発生している。フランスにおいては、レストランやイベント会場への入場の際、ワクチン接種やＰＣＲ検査情報を事前に登録した「衛生パス」で確認作業を円滑化した実績がある。国は、こうした実証実験や諸外国の動向等も踏まえ、新たな「ワクチン/検査制度（仮称）」活用の際は、受入施設等の負担感を軽減する取組もあわせて検討されたい。

【企業の主な声】
○　感染症対応が一定のレベル以上で取り組めている施設等においては、自治体や業界を通じた横断的なプロモーションなどで、利用者への「安心感」をアピールすることが有意義である。（百貨店業）
○　「ワクチン・検査パッケージ制度」の活用による制限緩和について、飲食店では、対応が必須のオペレーションであっても浸透させることは困難との声がある。イベント等と比較して、周辺の代替飲食店の存在や顧客との力関係等を考慮する必要があるという。一方で、飲食店側が自店の安全性をＰＲすることは、消費者のニーズに応えることになるため、正確な一次情報を発信するための支援が必要。（広告業）

②機動的な水際対策の徹底を前提とした段階的な入国制限緩和

わが国の観光復活のためには、国際的な人の往来が非常に重要である。今後の国際的な人の往来再開を段階的に進めていくに際しては、各国の感染拡大状況を把握しながら、早期に観光を目的とした海外渡航者も含めた入国制限緩和を図られたい。あわせて、留学生、特定技能外国人や高度技術者、技能実習生等が入国できず、他国へ行先を変更するケースも増えている。人手不足が常態化している国内企業の人材確保がますます厳しさを増すだけではなく、中長期的な交流人口拡大への影響も懸念される。

制限緩和に際しては、①入国者の待機期間の短縮・免除、②事業者の準備期間を考慮した早期の対策方針と手続き等の発表、③入国管理手続き等の簡素化・迅速化等、これら諸施策を推進し、国際往来の増加に対応した水際対策の強化徹底を図られたい。

【企業の主な声】
○　国際交流再開に向け、観光客も対象とした入国制限緩和が必要。（旅行業）
○　今後のインバウンド回復および国際競争力向上のためには、他国に比べいわば鎖国状態となっている厳しい入国制限基準を緩和することが急務である。（交通運輸業）

（３）社会機能維持と感染拡大防止の両立に向けた濃厚接触者の待機期間見直し

観光関連産業は労働集約型の企業が多く、従業員が濃厚接触者と判定されることで事業継続が困難となるケースがある。とりわけ、従業員５名以下の小規模事業者においては、休業を余儀なくされる例もある。感染拡大防止対策において、濃厚接触者の特定および適切な隔離は必要な措置であるが、社会機能維持が困難となる場合においては直ちに見直しを図ることも必要である。既に、エッセンシャルワーカーは、最終接触日から４日目と５日目の抗原検査を用いた２回の検査で陰性の場合は、５日目から待機解除が可能であり、これを全国民にも適用すべきである。諸外国の対策やエビデンスに基づき、さらなる待機期間短縮も検討されたい。

（４）ワクチン接種浸透・治療薬普及・医療機関体制拡充を前提とした感染症法分類の見直し

感染拡大時の病床確保や地域医療連携を円滑に進められるようワクチン接種、治療薬普及、医療体制拡充を前提に、エビデンスに基づき、新型コロナの感染症法上の分類見直し等の議論を進めるべきである。例えば、検査・医療費の公費負担等、新型コロナに特化した５類相当の分類の中に新たな特別措置を設けることなども検討されたい。

以上、基本的な考え方および社会経済活動との両立に向けた感染拡大防止対策の推進を前提とし、わが国の観光復活に向けた産業・地域振興に関する具体的な要望事項について、以下のとおり申し述べる。

Ⅲ．わが国の観光復活に向けた４つの柱

１．観光の基幹産業化に向けたツーリズム産業への強力な支援

（１）観光関連事業者の事業継続に向けた支援の拡充

新型コロナウイルスの感染拡大が２年以上続き、未だ感染の収束を見通すことができない状況のなか、感染拡大の始めに融資を受けた企業の多くが、返済据置期間を終え元金返済開始を迎えるなど、先行きへの不安が大きくなっている。とりわけ、飲食店をはじめ、土産品等を扱う小売店は、小規模な老舗が多く、店舗の閉鎖が相次いでいる。訪日客が日本に期待する和食を提供する飲食店舗や地場産業による伝統工芸品を販売する小売店舗は、それ自体が貴重な観光資源であり、職人の伝承も途絶えてしまうことによる観光資源の喪失が強く懸念される。また、多くの従業員を抱え、人件費や家賃支払いなどの固定費負担が業績悪化に拍車を掛けている大手・中堅企業においても、長期化するコロナ禍の影響は甚大である。観光関連産業の事業継続に必要な当面の資金繰りおよび雇用維持等について、今後の感染状況や雇用情勢を踏まえ、各種支援の延長、拡充等、柔軟な対応を図られたい。

また、感染収束後の本格的な旅行者の受入再開に支障を来すことのないよう、「新しい日常」に対応した安全・安心な受入環境整備や、新たな観光需要の創出・交流創造に必要な設備投資を積極的に支援されたい。

【企業の主な声】
○　当面は、感染防止と観光をはじめとした経済活動を両立する、ウイズコロナでの観光政策が必要。インバウンド復活までは観光事業者に対する継続的な支援をお願いしたい。（交通運輸業）
○　コロナ回復後の観光基盤を担う事業者が、コロナ禍においても事業継続ができるような支援が必要。（旅行業）
○　地域の歴史・文化に根差した観光関連産業がコロナ禍による大きな打撃を受け、長い歴史をもつ老舗企業が廃業に追い込まれる例が増加している。伝統文化継承のための事業継続支援が喫緊の対策として望まれる。（宝飾品製造業）
○　観光関連施設への直接的支援に加えて、コロナ禍で非正規社員を解雇せざるを得なかった宿泊施設などは急速な回復が起こった場合、人材不足が懸念されることから、雇用維持・人材確保に向けた支援をお願いしたい。（観光協会）

（２）新たなＧｏＴｏトラベルの効果的な実施・運用および実施期間延長

ＧｏＴｏトラベルキャンペーンは、感染者の増加を受け２０２０年１２月以降、一時停止の措置が取られているが、２０２０年７月から１２月までの利用人泊数は約８，７８１万人泊、支援額５，３９９億円に及ぶ。加えて、割引支援額の３割が地域共通クーポンとして土産品、飲食等に使用されるなど、観光産業のみならず地域経済の回復に大いに貢献している。

ついては、感染状況が一定程度収まった地域より順次再開する等、各地域の実情に合わせ適切な時期に迅速に再開できるよう対応を検討すると共に、再開にあたっては、利用促進と共に、「ワクチン/検査制度（仮称）」の活用、旅行者に対する感染防止策「新しい旅のエチケット」等について十分な周知を図られたい。

また、国は、都道府県が行う住民向けの旅行割引支援「県民割」の対象を拡大した後に、本事業を再開する方針を明らかにしている。駆け込み利用の影響を回避し、かつインバウンド需要の回復が見込めない中、キャンペーン実施期間の延長を図られたい。

あわせて、東京都は、東京都民割「もっと楽しもう！ＴｏｋｙｏＴｏｋｙｏ」の再開時期を、ＧｏＴｏトラベルキャンペーン再開に合わせ実施する方向で調整している。感染状況を見極めて本事業を順次再開する場合、キャンペーンの効果が都内観光関連産業に裨益するまでに、他地域と比較して時間を要することが見込まれる。国は、東京都と連携して、事業再開までの観光関連事業者への事業継続に向けた支援を後押しされたい。さらに、比較的単価の低い宿泊施設など、中小事業者への誘客促進に繋がる制度設計についても検討されたい。

【企業の主な声】
○　ＧｏＴｏトラベル再開後の支援額(割引率)ｕｐと期間の延長をお願いしたい。期間の延長は、やや長いかとも思えるが、例えば大阪万博までの延長を期待する。（管工事業）
○　ＧｏＴｏトラベルについて、「感染が一定程度収まった地域から再開」とあるが、感染が収まっていない地域（事業再開が遅れる地域）の事業者は、恩恵が遅れ事業停止の懸念もあるため、支援の拡充をお願いしたい。（宿泊業）
○　ＧｏＴｏトラベルに加えて、ＧｏＴｏイートの再開もお願いしたい。（広告業）
○　ＧｏＴｏトラベルがコロナ感染を広める要因のような声も聞かれる。本事業が感染症対策に十分留意し、対策を講じている点のＰＲをお願いしたい。（総合設備工事業）
○　都市部から地方への観光需要と比べて、地方から東京に向けての観光需要については、回復力が鈍いことが想定される。東京都等と連携し、地方発東京向けの観光需要喚起策や地方在住者に向けた東京観光や公共交通機関利用における、衛生面での安全性の発信等を検討すべきである。（交通運輸業）

（３）「ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２２」成功に向けた強力な支援

日本観光振興協会、日本旅行業協会、ＪＮＴＯ（日本政府観光局）が共催する世界最大級の旅イベント「ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２２」が、９月に東京で開催される。日本各地の観光局をはじめ、海外の各国政府観光局、旅行会社、航空会社などがブースを展開し、最新の観光地やスポット、旅の情報などを発信する一大イベントであり、来場者規模は約１３万人が見込まれている。国内外に向けて、わが国の観光復活をアピールする絶好の機会となることから、イベント成功に向けて強力な支援を図られたい。なお、当商工会議所としても、ブース出展を行うことで地域事業者・観光協会等と一体となり、イベント成功に向けて全力を挙げて取り組む所存である。

（４）最新のデジタル技術を活用した新しい旅行体験の推進

コロナ禍で世界全体にデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進の機運が高まる中、わが国経済の回復過程において企業のデジタル化への対応は、業種・規模を問わず避けて通ることができない状況にあり、観光分野も例外ではない。

近年、急速に進化しているＶＲ（仮想現実）やＡＲ（拡張現実）等最先端ＩＣＴの観光への活用も加速しており、実際に行かなくともその場所にいるようなバーチャルの旅行体験ができるとともに、実際にその場所を訪れ

たいという旅行需要の喚起に寄与するなど、世界中でデジタル技術を活用した観光コンテンツが展開されている。加えて、対面を基本とするＭＩＣＥや集客イベントの多くが中止・延期・規模の縮小を余儀なくされ、交流によるビジネス活動が停滞する中、オンライン型、ハイブリッド型等、最新のデジタル技術を活用した新たなＭＩＣＥの取組も急速に普及しつつある。

わが国においても、競争力のある観光コンテンツの造成、デジタル技術を活用した付加価値の高い旅行体験の提供を実現するため、地域の観光団体や民間事業者との連携促進や新たな旅行価値の創造を積極的に推進することが重要である。あわせて、オンラインツアーをはじめとするデジタル技術を活用した観光コンテンツの普及に対応すべく、業界ガイドラインや関連法制度の整備が求められる。

【企業の主な声】

○　都心の施設でデジタルを活用したツーリズム体験、物産品の販売等を消費者に提供することは、リアル施設（店舗）の集客効果や売上効果に加え、地方の観光訴求にもつながるのではないか。（百貨店業）

（5）ツーリズム産業の生産性向上支援

ツーリズム産業は労働集約型企業が多いことから、他の産業に比べ労働生産性の低さが指摘されており、ＩＣＴ・デジタル技術等の利活用による生産性向上が求められる。とりわけ、飲食・宿泊業においては、非接触・非対面、混雑状況の可視化など、安全・安心なおもてなしの実現に向けて、感染症対策としての効果も期待される。しかしながら、資金やノウハウ不足により導入に踏み出せない事業者も多い。国は、基幹業務へのクラウド型ＩＣＴの導入や、オペレーションの効率化等、宿泊施設の高度化に向けた支援を継続されたい。また、宿泊施設単体への支援に加え、宿泊施設間の連携や好事例の共有など、地域全体の付加価値向上に資する面的支援、業界全体の活性化支援に引き続き取り組まれたい。

【企業の主な声】

○　観光業界・地域においては、コロナ禍の価値変容や社会変化を将来にむけた好機と捉え、ワーケーションやサステナブルツーリズム等新しい生活スタイルに対応した価値の創造並びにデジタル化の推進による生産性とマーケティング力の向上に努め、魅力ある持続的な観光の実現を目指すべきである。（交通運輸業）

２．自律的かつ持続的発展に向けた観光地域経営の推進

（1）地域特性を生かした観光コンテンツの開発と発信強化

自然、食、歴史、産業、街並みなど、地域固有の特性を生かした多様な観光コンテンツを開発することは、当面の観光需要を担う日本人による旅行消費を促すとともに、将来的なインバウンド誘客・消費拡大にも寄与する。国は、自治体等との連携により、こうしたコンテンツ開発を支援し、街の賑わい創出、地域の活性化に向けた需要喚起を促進されたい。

現在のコロナ禍においては、地域毎の感染拡大状況等を勘案しつつ、コト消費需要に応える体験型・テーマ別観光のコンテンツ開発や、ツアー造成等の他、伝統芸能や祭り・食に関するイベントの開催等への支援を図られたい。当商工会議所としても、観光情報デジタルブック「東京三昧カレンダー」や「たいとうデジタルスタンプラリー」などの取組を通して、情報発信を行っている。

また、特に欧米からの旅行者は日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きいことから、インバウンドの再開を見据え、芸能・文化関連産業や古民家・歴史的建築物等ソフト・ハード両面の歴史的資源の活用促進に関する支援を図られたい。

文化・芸術の振興は、都市の魅力向上やクリエイティビティの醸成に寄与する重要な要素の一つであり、国際競争力の強化に資するものである。しかしながら、多様な文化、芸術の受け皿としての役割を担う民間文化施設では、コロナ禍において公演や展覧会が中止となる等、厳しい経営環境が続いており、その事業継続にあたり支援が必要である。

さらには、最新のデジタル技術の活用等により、わが国が誇る歴史的・文化的資源を国内外に広く発信していくことも必要である。

加えて、訪日旅行者のゲートウェイとなる、わが国の主要都市における観光のイメージを低下させないよう、東京をはじめ都市の中心部に集積する文化・芸術資源の積極的な活用を図ることも必要である。これからの観光においては、地域の生活に根差した「異日常（異なる日常）」における、生き生きとした地域との出会いを提供することが求められる。その際、伝統工芸士や職人などの技能伝承を進めるために、各自治体等と連携した人材の育成支援にも取り組まれたい。

【企業の主な声】
○　将来的には海外からの旅行者を目標に掲げ観光立国を目指すことは当然だが、今回のコロナ禍によりインバウンド客を当て込んだ施策を講じてきた地方、地域が大打撃を受けていることを鑑みて、インバウンド客に左右されない対策を官民一体となって考えるべきである。(娯楽業)
○　魅力のある地域に賑わいが取り戻せるように、地域ごとのイベント開催等、活性化に関わる取組に対しての一層の支援を求めたい。(百貨店業)
○　各エリアにおける魅力を、地域住民とともに体験、歴史文化、祭り等で整理し、デジタルツールを活用して国内外へ発信・誘致する仕組みを構築することが重要。(宿泊業)

【東商における取組】
地元事業者・住民と旅行者双方を対象に、東京が持つ多様な文化と知られざる魅力の発信、郷土愛醸成の機会提供、またコロナ禍収束後の観光関連産業の早期復活を目的に、各地域に密着した魅力的なイベント・観光情報を一元化したデジタルブック「東京三昧カレンダー」を四半期ごとに作成して、情報発信を行っている。
また、台東支部設立５０周年記念事業として「たいとうデジタルスタンプラリー」を実施。「新しい発見・台東区」をテーマに、地元の事業者・経営者により推薦・選定された５０箇所の観光名所など、台東区の歴史や文化、魅力の発信に努めた。

（２）旅行者の混雑緩和・分散化に向けた取組の促進

観光地における混雑は、旅行者の満足度や再訪意欲の低下のみならず、住民の日常生活にも大きな影響をもたらす。また、特定の時期・時間帯に旅行者が集中することは、観光関連産業における安定的な雇用を困難にする。安全・安心で快適な観光の推進、また感染拡大防止の観点からも、観光地における旅行者の混雑緩和・分散化は極めて重要な課題である。
わが国を代表する観光都市・京都市では、指摘されていたオーバーツーリズムに対して市観光協会等と連携し、旅行者の分散化、ＡＩ分析による観光スポットの渋滞予測情報の提供に取り組むことで、過密の回避に奏功している。
国においては、時間や場所の分散により感染リスクを最小限にした旅のスタイルを提案する「分散型旅行」のキャンペーンを２０２０年より開始しているところであるが、引き続き普及・啓発に努めると共に、旅行者の混雑緩和・分散化に取り組む自治体・地域の観光関連事業者に対する支援を一層強化されたい。

（３）旅行者と地域社会・住民との調和・理解の促進

旅行者、業界、環境および旅行者を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を充分に考慮する「持続可能な観光」の実現に向けた取組が欧州各国を中心に進んでいる。そのような中で、地域住民や自然環境への悪影響を最小にしながら、観光産業の持続可能な発展を実現しようという取組である「レスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）」が注目されており、観光事業者だけでなく旅行者も持続可能性を意識することが求められる。
わが国においても、コロナ禍以降、各地の観光振興においては、域外旅行者の受入れに対する地域、住民の不安を払拭し、理解を得る努力がこれまで以上に求められる。国は、地域住民が観光まちづくりへ積極的に関与を図り、質の高い観光を実現できるよう、自治体や観光関連団体を中心とした地域の取組を後押しされたい。

【企業の主な声】
○　江戸の魅力再発見に環境面や社会貢献面に寄与する要素も組み込み、江戸の魅力再発見のブランド化に向けて、行政の支援を仰ぎたい。観光客よし、事業者よし、地域よし、環境よしの四方よしの実現につなげたい。(旅行業)
○　新しい観光の在り方として、オーバーツーリズムにならない対策など地域住民の住環境に配慮した観光の受入環境を整備したい。(観光協会)
○　以前はオーバーツーリズムが問題となっていたことから、今後の需要回復を見据えて、旅行者と地域社会・住民との調和に向けた施策が必要と思える。(宝飾品製造業)
○　地域全体で稼ぐ一体感の醸成が必要(中心となる組織・ヒト、オーバーツーリズム解消と合わせた観光業への住民理解、従来観光業と認識されていない関係者の巻き込み、理解等)。(交通運輸業)

（４）ブレジャー、ワーケーション、二地域居住の推進

コロナ禍を契機として多くの企業においてテレワーク・在宅勤務等社員の新たな働き方への対応が進む中、出張先でのレジャーや延泊での旅行を行う「ブレジャー」や、職場や自宅以外の場所で仕事をしながら余暇を過ごす「ワーケーション」については、国内におけるビジネス旅行による消費拡大に寄与することから、国は「新たな旅のスタイル」として官民による普及・促進に努めている。推進に当たっては、社員の休暇取得促進等、企業への理解促進に努め、企業活動に配慮した上で導入・定着を支援すると共に、宿泊事業者等におけるワーケーシ

ョン対応に必要な設備改修等、受入れ地域の環境整備についても着実に支援されたい。
　また、自律的かつ持続的発展に向けた地域形成を目指すためには、地域づくりの担い手となる人材の確保を図る必要がある。しかしながら、人口減少社会であるわが国において、都市部・地方部を問わず定住人口を増やすことは容易ではない。そこで、都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住」など多様なライフスタイルの視点を持ち、地域への人の誘致・移動を図ることが必要である。利用者は、心身ともに健康促進が期待され、受入れ地域においては、コミュニティの活性化による経済効果が期待される。推進に当たっては、企業および受入れ地域の住民・自治体双方の理解促進に向けて支援されたい。
　あわせて、地方部から都市部へのロングステイ推進など、双方向での交流が促進されるよう、企業・自治体等への働きかけを行われたい。

【企業の主な声】
○　国内外需要の平準化に向けて、ブレジャー、ワーケーション、二地域居住等、各種施策の国を挙げての推進が必要。（交通運輸業）
○　ワーケーションについて、多様な労働環境によるＥＶＰ（Ｅｍｐｌｏｙｅｅ　Ｖａｌｕｅ　Ｐｒｏｐｏｓｉｔｉｏｎ）向上が期待できる。（旅行業）
○　ワーケーション、ブレジャーの推進については、社員の休暇取得促進やウェルビーイング推進等、企業としての導入メリット可視化や企業への理解促進に努め、導入・定着を推進することが重要である。（交通運輸業）
　※ウェルビーイングとは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
○　ワーケーションは、「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた言葉であるため、個人旅行の一環と捉えられてしまい、企業の後押しを得にくいように感じる。「エデュケーション」や「イノベーション」など、企業として取り組みやすい組み合わせを考えていくと、企業の協力も得やすいのではないか。（交通運輸業）
○　地方への移住や複数の拠点を持って活動する取組に対して、産官学連携で推進することが大事である。（コンサルティング業）

（５）シビックプライド※（郷土愛）の醸成と観光人材の育成
　地域ごとの観光まちづくりを促し、持続可能な観光を推進するうえで、その旗振り役として、地元に対する理解を深め、“ふるさと”としての地域に愛着・誇りを持つこと、「シビックプライド（郷土愛）」を醸成していくことが、将来の観光の担い手を育成する観点からも重要である。このため、国は、関係省庁や自治体、観光関連産業と連携を図り、次代を担う子どもたちの地域への愛着と誇りの醸成を通じ、観光の意義や持続可能な社会について学ぶ観光教育の普及に取り組まれたい。
　なお、当商工会議所においても、都立高校生向けの出前授業等を通して、観光の意義や持続可能な社会について学ぶ機会を提供していく所存である。
※「シビックプライド」は㈱読売広告社の登録商標

【企業の主な声】
○　シビックプライドの醸成は施策の実行が早道であり、実行のハードルを下げる具体的な企画パッケージの提案や事例報告などが有効と思える。（宝飾品製造業）
○　観光人材の育成、拡大が必要（ＤＭＯ、ＤＭＣを支える人材を含む）。（交通運輸業）

３．国際競争力強化に向けた都市型観光のさらなる促進
（１）東京・日本が持つ高い安全性・清潔さ・消費満足度の高さの発信強化
～富裕層向け高品質な商品サービスに加え、旅行し易さを中間層にアピール～
　世界経済フォーラム（ＷＥＦ）が公表した、旅行・観光業の世界各国・地域の事業環境に関する研究報告「旅行・観光競争力レポート２０１９」の国際競争力ランキングによると、わが国は２０１７年以降、スペイン、フランス、ドイツに次いで総合４位を維持している。とりわけ、安全性（Ｓａｆｅｔｙ　ａｎｄ　ｓｅｃｕｒｉｔｙ）と公衆衛生（Ｈｅａｌｔｈ　ａｎｄ　ｈｙｇｉｅｎｅ）において、非常に高い評価を受けている。
　わが国の安全性、清潔さは、東京２０２０大会を契機に、世界からさらなる注目を集めた。今後、本格的な国際往来再開が進む前に、国内はもとより海外に向けて、旅行地としての安全性、清潔さという強みを、正確な情報で発信していくことが極めて重要である。
　また、国際決済銀行が発表した２０２２年１月時点の実質実効為替レート（２０１０年＝１００）は６７．５５と１９７２年以来の低水準となった。円の対外的な購買力の低下を示しており、原油など輸入物価の上昇を通して消費者・企業の負担が増し、景気に悪影響を及ぼすことがないよう適宜適切に対応していくことが必要である。その反面、円安の進行や、他国に比べ上昇率が低く安定した日本の消費者物価は、訪日旅行者にとって日本への旅行のし易さという魅力になっている。
　インバウンド回復に向けては、「Ｍａｄｅ　ｉｎ　Ｊａｐａｎ」製品など世界から高い評価を受けている、富裕

層をターゲットとした高品質な商品・サービスとともに、中間層向けに旅行のし易さをアピールしていくことも重要である。様々な訪日旅行者に対応できる消費満足度の高さを積極的に発信することで、インバウンドを強力に引き寄せることが重要である。

さらに、高品質な製品や伝統工芸品などのブランド化・銘品化に向け、官民一体となった取組や、訪日旅行者のゲートウェイとなる、わが国の主要都市における観光のイメージを低下させないよう、東京をはじめ都市の中心部に集積する文化・芸術資源の積極的な活用を図ることも必要である。

【企業の主な声】

○　「清潔感・安心安全」をさらに強く打ち出し、デジタルを活用し諸外国へ発信することは有意義である。（百貨店業）

○　東京および日本の観光関連事業の発展のためには、インバウンドの増加が必要不可欠であり、そのためにはデジタル技術を駆使して、欧米はもとより、近隣アジア・オセアニア地域への情報発信が極めて大事であると思われる。（事業サービス業）

○　富裕層向けコンテンツ造成においては、提供したサービスの文化・歴史・伝統・生産方法など、なぜその値段がついているか価値を掘り下げて伝える必要がある。（広告業）

○　東京２０２０大会のレガシー形成に向けた機運がある適期を逃さず、日本の観光産業全体の活性化に向けて、まず入口である東京の都市型観光促進を強く望みたい。（宝飾品製造業）

（２）首都・東京のプレゼンス向上に向けたＭＩＣＥの受入環境整備と誘致促進

新型コロナウイルスの感染拡大により、対面を基本とするＭＩＣＥや集客イベントの多くが中止・延期・規模の縮小を余儀なくされ、交流によるビジネス活動が停滞し、経済へ深刻な影響を及ぼしている。こうした中、オンライン型、ハイブリッド型等、最新のデジタル技術を活用した新たなＭＩＣＥの取り組みが急速に普及しつつある。

国は、国・自治体・業界団体が作成したＭＩＣＥ開催に関するガイドラインの周知と感染防止対策徹底の啓発に一層努めるとともに、今後の世界的なデジタル社会の到来を見据え、こうした新たな環境に適応したＭＩＣＥの誘致・開催を受け入れる施設環境整備や、設備の高度化を支える専門人材の確保・育成を早急に支援されたい。

また、国際的なＭＩＣＥの本格的な回復までの間、比較的早期に再開が見込まれる国内ＭＩＣＥの開催についても誘致・開催の助成等の支援を図られたい。

加えて、今後の国際的なＭＩＣＥの誘致においては、環境に配慮した「サステナブルな会議」が国際的に重視されていることから、国際認証取得（ＳＡＦＥＧＵＡＲＤ、ＧＢＡＣ　ＳＴＡＲ等）の奨励や国際基準に準ずる国内基準の策定などの取組を進めることが必要である。

さらに、今後の国際的なＭＩＣＥ誘致に向けたプロモーションにおいては、わが国の入国制限がボトルネックとならないよう制限緩和を図るとともに、感染拡大防止対策の取組や都市の安全性・清潔さを客観的データに基づき積極的に発信し、国際競争力のさらなる強化を図られたい。

【企業の主な声】

○　ＭＩＣＥ環境整備と合わせて、「顔を合わせる事による円滑なコミュニケーションからなる経済への発展寄与」も発信していただきたい。（宿泊業）

（３）公園・道路・水辺などの公的空間を活用した観光拠点の整備と高付加価値化促進

公的空間の整備・活用は、地域の利便性や快適性を高めるだけでなく、旅行者と住民との交流、街の賑わい創出を促し、地域の魅力・価値向上に大いに寄与するものである。とりわけ、コロナ禍において公園や緑、オープンスペース等の利活用促進への期待が高まりつつある。

こうした中、飲食店等のテイクアウト、テラス営業のための路上利用に関する道路占用許可基準の緩和については、本年９月３０日まで時限的措置の期限が再延長されたことに加え、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」が２０２０年１１月に施行されるなど、施策の拡充が進んでいる。国は、各自治体に対して本施策のさらなる周知を図るとともに、全国の道路管理者との連携や省庁間のコミュニケーションを強化し、切れ目のない活用促進に努められたい。また、道路占用システムの整備によりオンラインでの許可申請が可能となっている。国道だけでなく、都道、区道においてもワンストップで、オンライン申請が可能となるよう、引き続き整備を進められたい。

また、都市公園については、設置管理許可期間延長や建ぺい率緩和等の規制緩和により、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設の設置にあわせ、広場や園路等の公園施設を一体的に整備する「Ｐａｒｋ－ＰＦＩ」の手法を活用し、整備を一層進められたい。

さらに、ウォーターフロントは、憩いと賑わいの創出、都市景観向上の観点から、観光資源としてのポテンシャルは高い。東京２０２０大会においては、競技会場の多くがベイゾーン（お台場・有明エリア）に設置され、今後の観光資源としての活用が期待される。加えて、河川については、近年、河川法の運用の弾力化によりオープン化が図られているが、民間事業者への周知・浸透を図り、さらなる活用推進に取り組むと共に、舟運の活性化に向けて、新たなルート開発に対する支援や運行手続きの簡素化、川幅や川底等の環境整備等を一層推進され

たい。

【企業の主な声】
○　観光に関わる民間事業者は、デジタル技術を使いながら旅行者にとって安全・安心で利便性や快適性が高く、ＳＤＧｓなど持続可能性や社会課題の解決に役立つよう配慮したサービスを提供できるよう自助努力を続けることが求められる。行政には、民間事業者では対応できない、地域全体の観光インフラ整備をお願いしたい。（観光団体）

（４）首都圏空港・港湾等の整備

海外の空港では空港機能の強化が進められており、首都圏空港においても国際交通ネットワークと交通利便性を世界の主要都市に劣後しないよう強化することが必要である。

富裕層のインバウンド拡大も踏まえ、ビジネスジェットの受入体制のさらなる強化や、空港から都心への交通アクセスの改善を図ると共に、成田空港や羽田空港の滑走路の増設など、首都圏空港の機能強化に向けた取組のさらなる推進が重要である。

また、東京港においては世界最大級のクルーズ客船を誘致するため都が整備した「東京国際クルーズターミナル」が２０２０年９月に開業した。大型クルーズ客船の入港は、多くの訪日外国人旅行者が受入れ可能であり、高い経済効果が見込まれることから、旅行者、事業者双方に安全・安心で利用しやすい環境整備が求められる。

（５）観光推進体制の強化（ＤＭＯ・観光協会等の機能強化、観光統計データの活用促進）

今般のコロナ禍の影響により、各地の観光危機管理体制の確保・充実の重要性は高まり、さらには今後の反転攻勢を見据えた戦略策定においては地域が一体となって取り組む体制が必要であることから、ＤＭＯ・観光協会等の果たすべき役割はより大きくなっている。国は、ＤＭＯ・観光協会等において持続可能な観光地経営が行えるよう、地方運輸局の観光部門の機能強化を図ることにより、組織運営や資金調達の支援を継続されたい。その際、申請要件の緩和や手続きの簡素化についても、あわせて検討されたい。

また、観光庁の２０２０年訪日外国人消費動向の調査結果によると、訪日外国人が旅行出発前に役立った旅行情報源の上位は、ＳＮＳ、個人のブログ、日本在住の親族・知人が上位だった。また、コロナ禍以前の民間調査によると、日本人の旅行においても旅先に関するタビマエ、タビナカの情報収集は「検索サイトで検索」が共通のトップだった。このように、国内外の旅行者の多くはオンラインで情報を入手しており、国内外の旅行需要の喚起に向けては、デジタルマーケティングの活用による戦略的なプロモーションが必要である。国は、地域や民間事業者等が各地の観光振興に活かせるよう、これまで収集、蓄積したビッグデータを迅速かつタイムリーに提供するとともに、計画、戦略立案やプロモーションなどに容易にこれらのデータを活用できるよう、専門家派遣や民間事業者との連携推進の支援を強化されたい。

【企業の主な声】
○　観光協会等の安定的な運営に向けた補助金等の仕組み化、および申請条件の緩和をお願いしたい。（観光団体）
○　観光統計データ活用促進のため、関係省庁による積極的なオープンデータ化をお願いしたい。（観光団体）

（６）都市間・広域連携のさらなる推進

アフターコロナに向けて社会経済活動を活発化させるためには、地域における需要喚起やしごと創出への支援拡充を通じた、交流人口・関係人口の拡大が必要であり、東京と多様な魅力や資源を有する各地域の連携をさらに深め、共存する社会の構築が重要である。日本人の滞在旅行を促進し、国内旅行の活性化に寄与する広域周遊観光のさらなる展開を図るため、実施主体となる各地広域連携ＤＭＯ等の組織運営や資金調達について引き続き支援されたい。

なお、当商工会議所としても、プロジェクトや懇談会等を通して、東京の観光振興に向けた区間連携強化に取り組んでいる。

【企業の主な声】
○　都市部の消費で地方を元気にする経済循環が必要。新しい生活様式や価値観が生まれる中で、新たな消費モデルを推進する仕組みを都市部と地域で作り上げることが必要。（印刷業）
○　複数の地域にまたがる広域的なエリアの魅力や課題の再発見と内外への発信が必要。（交通運輸業）
○　自治体の枠を超え広域観光を推進する実施主体である広域連携ＤＭＯは、インバウンド観光需要が消滅している現状から資金面において大変厳しい状況である。組織運営や資金調達について国からの支援をお願いしたい。（交通運輸業）

【東商における取組】
「東京の魅力再発見プロジェクト」を立ち上げ、東商２３支部および区内観光協会等と連携した視察体験や情報発信など各種事業を通じ、東京の観光振興に関する連携強化に取り組むほか、２３区内の観光協会・区役所観光部門等で構成される「東京の観光を考える懇談会」を新たに発足して、共同事業の検討を行うなど区間連携に向けた推進役を担っている。

４．新たなレガシー形成に向けた快適な訪日滞在環境整備

（１）東京２０２０大会レガシー形成の促進

①多言語対応、多様な文化・習慣等に配慮した受入環境の拡充整備

ＪＮＴＯが２０２２年１月に発表した海外居住者向け調査によると、大会を通じて約４４％が「日本への興味が強まった」と回答し、７割以上の回答者が「パンデミックが落ち着いた後、日本に訪れたいと思う」と回答した。さらに、訪日意欲を示した回答者の内、約３９％が大会を契機として訪日意欲が高まったと回答しており、推計３．９億人相当の訪日意欲が新たに向上した。訪日観光の再開後、ムスリム旅行者やベジタリアン・ビーガンなどの旅行者の増加も見込まれることから、多言語対応とともに、外国人の多様な文化・生活習慣等に配慮した環境整備に向けた支援を引き続き進められたい。

②ユニバーサル・ツーリズムの推進に向けたバリアフリー化へのさらなる後押し

東京２０２０大会後に行われた民間調査によると、今後実現を目指すべき東京２０２０大会レガシーについて、「世界で最も安全な社会」「持続可能性が高まった社会」「健康でアクティブに暮らせる社会」「全員が能力と個性を発揮し活躍する社会」「競技会場が大会後も有効に活用される社会」が上位を占めた。東京２０２０大会開催を契機に、都市のバリアフリー化や心のバリアフリーの浸透など、官民連携によりハード・ソフト両面での取組が進められてきたが、わが国の観光立国実現に向けて、今後も益々の取組が期待される。高齢や障害等の有無にかかわらず、様々な交通機関を快適に利用しながら、誰もが快適に旅行できる「ユニバーサル・ツーリズム」の推進は、国内市場の開拓、交流機会の創造につながると共に、国際競争力の高い魅力ある観光都市の形成にも寄与するものである。国は、研修や人材育成等さらなる普及啓発に努めるとともに、滞在環境のバリアフリー化に対する融資・助成制度の拡充を図られたい。

③交流創造に向けた大会関連施設および周辺環境の活用促進

東京２０２０大会は、新規施設の他、東京１９６４大会でも使われた施設を含む多くの既存施設等も活用し、都内外４３会場で開催された。新規恒久施設については、スポーツ拠点に加え、文化・レジャー・イベント等の多目的な活用を目指し、整備が進められてきた。今後は、観光需要・賑わいの創出に向けて、大会関連施設とその周辺環境を旅行者が周遊できるよう引き続き整備を進められたい。

④ボランティア活動への参加機運定着に向けた環境づくり、人材育成

東京２０２０大会では、大会運営に直接携わる「大会ボランティア」がのべ約７万６，０００人、公共交通機関や観光地などで、観客や観光客を案内する「都市ボランティア」がのべ約１万７，０００人、のべ合計９万人以上が大会運営に携わった。さらに、７割超のボランティア参加者が「活動を継続したい」と回答しており、参加機運が醸成された今こそ、継続的なボランティア活動への参加機会創出が必要である。こうした活動は、イベントの機運醸成や成功だけでなく、ボランティア文化の定着、一人ひとりが互いに支え合う「共助社会」の実現、快適で安全・安心な訪日滞在に非常に重要な役割を担う。今後も多種多様な活動に繋げるべく、参加しやすい環境づくりや、人材育成、活用に引き続き取り組まれたい。

⑤大会を契機とした友好都市・姉妹都市との関係強化

東京２０２０大会における事前キャンプを都内では、１３区、６市、１民間が受け入れた。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、当初の予定から大幅に規模は縮小されたものの、一部の自治体では、選手とのオンライン交流や対面での交流が実施され、スポーツを通じた国際交流が行われた。こうした交流は、異なる文化や風習を知るきっかけとなり、相互理解が促進されると共に、訪日意欲の向上が期待される。国は、地域の実情も踏まえ、友好都市・姉妹都市のさらなる関係強化に向けて、各自治体への支援を継続されたい。

【企業の主な声】
- ○　東京２０２０大会におけるハード・ソフト両面のレガシーを推進。なかでも、安全・安心、ホスピタリティを発信していく必要がある。（交通運輸業）
- ○　今後アジア圏での高齢化が進むことから、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進については、基本的な地域づくりの考え方に組み込まれるべきである。（旅行業）
- ○　国際観光都市・東京を目指し、東京２０２０大会レガシーを活かしたユニバーサル・ツーリズムの推進は重要な視点である。（交通運輸業）

（２）キャッシュレス決済のさらなる推進

わが国の２０２０年のキャッシュレス決済比率は２９．７％と、諸外国に比べ導入が進んでいないものの、今般のコロナ禍により、新しい生活様式への対応として、また接触感染防止の観点からも有効な手段であることから、消費者においてキャッシュレス決済の利用意向が高まりつつある。しかしながら、中小の小売事業者には、決済手数料、端末導入負担、資金サイトなどの負担が重く、現在も現金決済に対する志向が根強く残っており、キャッシュレス決済比率向上へのボトルネックとなっている。そこで、国は、キャッシュレス決済の導入に係るこうした課題を解決すべく、引き続き多様な決済環境への対応支援を図ることにより着実な普及に努められたい。

【企業の主な声】

○　商店街ではアクセシブル・ツーリズムやキャッシュレス等ＤＸの推進を、今のうちに取り組みたい。（商業団体）

（３）新たなモビリティサービスの取組支援（日本版Ｍａａ Ｓの普及促進）

感染症対策や新しい生活様式を踏まえた新たなモビリティとして、また、交通空白地等における持続可能な地域交通を実現すべく、ＭａａＳ（Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）に関する取組が進んでいる。観光活性化やコンパクト・プラス・ネットワークの構築に有用である「シームレスな移動環境の充実」に向け、ＭａａＳなど民間主導による様々な検討が進んでいるが、特定の地域での限定的な取組に留まっているものもあるなど解決すべき課題も多い。そのため、行政による民間の取組への支援や、地域の特性に応じたモデルの構築、各交通事業者等のデータの連携・利活用の一層の推進が重要である。

（４）今後の新たなリスクに備えた観光危機管理体制の整備

観光は、新型コロナウイルスの感染拡大のような感染症のほか、地震や台風などの自然災害、さらには今般のロシアによるウクライナ侵攻等の戦争・テロリズム等国際情勢も含めたリスクが今後新たに発生することを想定し、備えを強化することが不可欠である。国は、コロナ禍等の教訓を踏まえ、世界的な感染症の流行、その拡大防止と社会経済活動の両立の早期実現等に向けたロードマップを含む「観光危機管理体制」の整備を早急に進めることが重要である。また、今後の国際的な往来再開に向けては観光危機管理に関する「世界標準の指標」ならびにデジタル技術を活用した汎用性の高いシステムが必要であり、災害多発国であるわが国には、過去の災害等による経験を踏まえ世界の危機管理をリードする役割を果たしていくことが望まれる。

観光庁とＵＮＷＴＯ（国連世界観光機関）駐日事務所では、自治体・ＤＭＯ・観光事業者を対象に観光危機管理を普及・浸透させることを目的とした手引書・教材を策定している。国は、こうした取組を推進し、自治体等の計画策定を支援すると共に、企業が優先度の高い重要な業務から早期に復旧できるよう、ＢＣＰ（事業継続計画）の策定を引き続き後押しされたい。

以　上

２０２２年度第１号
２０２２年４月１４日提出
第７４５回常議員会

＜提出先＞国土交通省、観光庁、内閣府、経済産業省、法務省ほか関係省庁大臣・幹部

＜実現状況＞

○新型コロナウイルスの感染症法分類の見直しに関して、第７波収束後に分類見直しに着手することを岸田首相が表明。その後、２０２３年５月８日以降、５類に移行されることが決定した。

○段階的な入国制限緩和に関して、当初、１日あたり入国者数上限２万人に緩和。その後、２０２２年１０月１１日以降、水際対策を大幅に緩和。

○新たなＧｏＴｏトラベルの効果的な実施・運用に関して、２０２２年１０月１１日より観光需要喚起策の全国旅行支援を開始。２０２３年４月以降も延長して実施する予定。

２．最低賃金に関する要望

コロナ禍の長期化に資源価格や原材料費の高騰も相まって、わが国の経済情勢は力強い回復に至らず、先行きも予断を許さない。企業業績は「Ｋ字型」の回復を示し、業績が好調な企業には賃上げや将来への投資が期待される一方、コロナ禍の影響を強く受けてきた飲食業、宿泊業等においては依然として厳しい業況の企業が多く、事業の継続と雇用の維持に対する支援が求められる。

こうした状況の中、「成長と分配の好循環」を実現するには、生産性向上や取引適正化を通じた企業による自発的な賃上げの促進が不可欠である。政府による「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を始めとした取組の粘り強い継続と実効性の強化により、多くの企業の賃上げにつながることが必要

である。
　最低賃金は近年３％台の大幅な引上げが続き、多くの中小企業・小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれている。最低賃金は、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、中央・地方の最低賃金審議会における公労使の議論によって決定されるものであり、労働者のセーフティネット保障として全ての企業に強制力をもって適用されることから、最低賃金の引上げを賃上げ政策実現の手段として用いることは適切でない。
　こうした認識のもと、当所は今年度の最低賃金審議にあたり、政府に対して下記を強く要望する。

記

１．労使代表参加のもと、中小企業の経営実態を反映した政府方針の決定を

　最低賃金は２０１６年度以降、コロナ禍で全国加重平均１円の引上げとなった一昨年度を除き、名目ＧＤＰ成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る３％台の大幅な引上げが行われてきた。
　昨年度は中央最低賃金審議会「目安に関する公益委員見解」において、「経済財政諮問会議で決定された最低賃金引上げの政府方針へ特段の配慮をした上で審議を行った」旨が明記され、事実上、政府方針を追認する形で、コロナ禍に苦しむ中小企業の経営実態を超える大幅な引上げとなった。
　法が定める最低賃金の決定プロセス、ひいては最低賃金審議会のあり方自体にも疑問を抱かざるを得ず、各地商工会議所や地方最低賃金審議会の使用者側委員からも「地域の経済情勢が考慮されず、データやエビデンスに基づいた審議が十分に行われていない」といった声が多く聞かれている。
　最低賃金が、中央および地方最低審議会における公労使の真摯な議論によって決定されるべきものであることは論を待たない。そのうえで、最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映したものとすべきである。

［具体的要望項目］
○最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、その決定に際し、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映すること

２．明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定を

　最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であり、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に対して罰則付きで一律に適用される。
　近年の大幅な引上げにより、当所が本年２月に実施した調査では、「最低賃金引上げの直接的な影響を受けた中小企業の割合」は４０．３％とここ５年で９．３ポイント増加（２０１７年調査時３１．０％）し、現在の最低賃金額が「負担になっている」と回答した企業の割合も６５．４％に達しているなど、中小企業の負担感が増している。
　中小企業は企業数の９９％、雇用の約７割を占めるなど、わが国の経済活力の源泉であり、地域経済を支える礎である。今年度の審議に当たっては、賃上げ率など中小企業の経営実態や地域経済の状況、雇用動向を十分に考慮するとともに、最低賃金法第９条が定める三要素（①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力）に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

［具体的要望項目］
○最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定

３．中小企業が自発的に賃上げできる環境整備に向けた取組の推進を

　当所が本年３月に実施した調査では、２０２１年度に所定内賃金の引上げを実施した企業（予定含む）は４６．７％であり、そのうちの７割の企業は業績の改善に裏打ちされていない賃上げ（防衛的な賃上げ）である。また、昨年１１月に実施した調査では、人件費や燃料費などコスト増加分の価格転嫁ができていないとする企業が、ＢｔｏＢ、ＢｔｏＣともに８割に達している。
　政府には、デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援など生産性向上に資する支援策や「パートナーシップ構築宣言」による取引適正化を一層推進することで、中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備していただきたい。
　特に、取引適正化に関して、政府は昨年１２月にとりまとめた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に加えて、大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化に向けた「５つの取組（※）」を本年２月に公表したが、これらの取組を粘り強く継続するとともに、実施状況のフォローアップ等を通じて実効性を強化されたい。
　最低賃金引上げに対する主な支援策であり、中小企業が事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合に、生産性向上のための設備投資等に要した経費の一部を助成する「業務改善助成金」は、昨年度に助成上限額の引上げや対象となる設備投資の範囲拡大など特例的な要件の緩和・拡充が図られたが、これらの特例措置については、

より幅広い事業者が利用できるよう恒常的な措置とし、売上高等要件の廃止を求めるとともに、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心に、より一層活用がなされるよう幅広い周知と申請手続きに係るきめ細かいフォローを実施していただきたい。また、中小企業向け「賃上げ促進税制」についても利用を促進することで、賃上げに取り組む中小企業を後押しされたい。
※５つの取組：(1)価格交渉のより一層の促進、(2)パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上、(3)下請取引の監督強化、(4)知財Ｇメンの創設と知財関連の対応強化、(5)約束手形の２０２６年までの利用廃止への道筋

[具体的要望項目]
○デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援、「パートナーシップ構築宣言」による取引適正化の一層の推進など、中小企業が自発的に賃上げできる環境の整備
○「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」、大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化に向けた「５つの取組」の着実な推進、フォローアップを通じた実効性の強化
○「業務改善助成金」、「中小企業向け賃上げ促進税制」の活用促進など、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心とした経営継続、雇用維持の支援

４．地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を
最低賃金は、４７都道府県を所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の１９の指標をもとにＡ～Ｄの４ランクに分け、ランクごとに目安額を決定している。
全国一律に最低賃金額を決定している諸外国の制度や、東京一極集中の是正・地方創生の観点を踏まえ、全国で一元化すべきとの意見もあるが、現在のランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定する合理的なシステムであるとともに、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、堅持すべきである。

[具体的要望項目]
○地域の経済実態に基づいたランク制の堅持

５．改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を
例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では１０月１日前後に発効するプロセスとなっている。各企業は２カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から「給与規定等の改定やシステム改修等を短期間で準備するのは負担が大きい」、「発効日は、所定内賃金の引上げ時期に合わせて欲しい」、「引上げ分の原資を確保するための時間も必要」といった声が聞かれている。
各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は１０月１日前後ではなく、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めとすべきである。

[具体的要望項目]
○１０月１日前後の発効ではなく、年初めまたは年度初めの発効とすること

６．特定最低賃金の廃止に向けた検討を
特定の産業または職業について設定される特定最低賃金は、関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも高い金額水準が必要と認められた場合に改定・新設される。
都道府県ごとに適用されるものが現在２２５件ある中で、昨年度、地域別最低賃金額を下回るにも関わらず改定されなかった特定最低賃金が６１件、このうち改正の申出が無かったものが３０件ある。これらに関しては、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

[具体的要望項目]
○地域別最低賃金額を下回る特定最低賃金の廃止に向けた検討

以　上

２０２２年度第２号
２０２２年４月１４日
第７４５回常議員会決議

＜提出先＞内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省

＜実現状況＞
三要素に基づく各種指標やデータによる明確な根拠に基づく審議の実施、政労使の代表による政府方針の審議
業務改善助成金の助成率・額の引上げおよび助成対象経費の拡大

３．東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望
～カーボンニュートラル、ＤＸと安全･安心なまちづくり～

目　次
基本的な考え方
【新規要望】
１．カーボンニュートラルを目指したまちづくり
２．利便性の高いまちづくりのためのデジタル技術の活用
３．人口減少下の快適で安全・安心なまちづくり
４．東京ベイエリアを世界のショーケースに
【継続要望】
１．インフラ整備等の迅速かつ着実な推進
２．施策のスピードアップに向けた環境整備

＜基本的な考え方＞

産業革命以降急激に活発化した人間活動により、経済・社会の基盤である地球の持続可能性が危ぶまれていることに端を発した「持続可能な開発目標（Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｇｏａｌｓ：ＳＤＧｓ）」は、都市の国際競争力においても重要な評価指標となっている。従来どおりインフラ整備を進めているだけでは、都市の国際間競争を勝ち抜くことができない。森記念財団都市戦略研究所が２０２１年１０月に発表した「世界都市ランキング」において、東京はロンドン、ニューヨークに次ぐ総合３位となったが、「環境」指標のランキングについては１７位となっており、「経済」や「交通・アクセス」といった他の指標と比べ著しく評価が低い状況である。こうした世界の潮流のなかで東京及び首都圏の環境問題への取り組み、とりわけ政府が２０５０年の目標として掲げた「カーボンニュートラル」を目指したまちづくりは、新たに取り組まなければならない重要な課題となっている。

また、国や都市におけるデジタル化についても、国際間競争が熾烈なものとなりつつある。国連経済社会局（ＵＮＤＥＳＡ）が２０２０年に公表した世界電子政府ランキングでは、日本は前回調査時の１０位から１４位と後退した。他国が飛躍的に行政手続きのデジタル化を進めるなか、日本はウェブサイト上にある行政サービスの所在が分かりにくいことや、手続きの煩雑さなどが指摘されており、行政手続きの改善に急ぎ取り組まなければならない。あわせて、ＩＣＴ等の新技術を活用しつつ、都市のマネジメントを高度化することにより、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市「スマートシティ」の整備も急がれる。国及び東京都では、官民連携してスマートシティの実証実験に着手しており、そうした取組を通じて企業・住民に対しスマートシティの利便性や目指すゴールについて広く理解を求めていくことが重要である。

一方、日本は既に人口減少局面に入っており、東京の人口も２０３０年を境に減少すると予想されている。東京及び首都圏が快適で安全・安心なまちでありつづけるために、人口減少を見据え、長期的な観点に立ち、都市が衰退しないための対策を立てる必要がある。

かかる課題を解決する方向性を示す都市として、東京ベイエリアでのまちづくりに大いに期待する。ネット・ゼロ・エネルギーのビルや住宅（ＺＥＢ、ＺＥＨ[1]）が建ち並ぶまちをＥＶ・燃料電池車が走行し、地域企業・住民・来街者がデジタル化による利便性の高いサービスを体験・体感できることが重要である。また、老朽化や被災、人口変動等に備えたマンション開発・管理など、東京ベイエリアが日本の都市の課題解決、さらには世界のモデル都市（ショーケース）となるよう開発を進められたい。そのノウハウが、世界の都市再生に寄与することを期待する。

以上の基本的な考え方のもと、東京及び首都圏が持続的かつ魅力あるまち、安全・安心なまちとして、国際競争力を向上させていくための都市政策等について以下のとおり要望する。

【国土交通省への要望】
【新規要望】
１．カーボンニュートラルを目指したまちづくり

政府は２０３０年度における温室効果ガス排出量について２０１３年度比４６％削減、２０５０年にはカーボンニュートラル実現という思い切った目標を内外に示した。また、東京都においても、２０５０年に温室効果ガス排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京戦略」を２０１９年末に策定するとともに、昨年３月には、「ゼロエミッション東京戦略Ｕｐｄａｔｅ　＆　Ｒｅｐｏｒｔ」を発表し、２０３０年までに温室効果ガス排出量を

[1] 断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した建築物（国の呼称：net Zero Energy Building、以下ＺＥＢという）・住宅（国の呼称：net Zero Energy House、以下ＺＥＨという）

半減し、カーボンハーフの実現に向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「２０３０・カーボンハーフスタイル」を提起した。

国土交通省が２００９年に公表した「首都圏白書」によれば、２００６年度の首都圏でのＣＯ２の排出量は、我が国のＣＯ２排出量のうち、約２７％を占めており、近畿圏域及び中部圏域と比較して、最も高い割合を占めている。その一方で、２００６年度の首都圏のＣＯ２排出量の部門別のシェアを見ると、首都圏においては、業務部門（３１．１％）及び家計部門（２６．７％）の合計シェアが５７．７％となっている。これは、全国（業務部門及び家計部門の合計シェアが５０．０％）と比較して高くなっている。

さらに東京都の温室効果ガス排出部門については、オフィスや商業施設、人口等の集積のため業務部門の排出量が全体の３９．６％、住宅部門が２５．７％、運輸部門が１５．１％と、温室効果ガス排出量の約８割を占めている。

よって、東京及び首都圏においては、これら３部門からの排出を抑制することが肝要である。

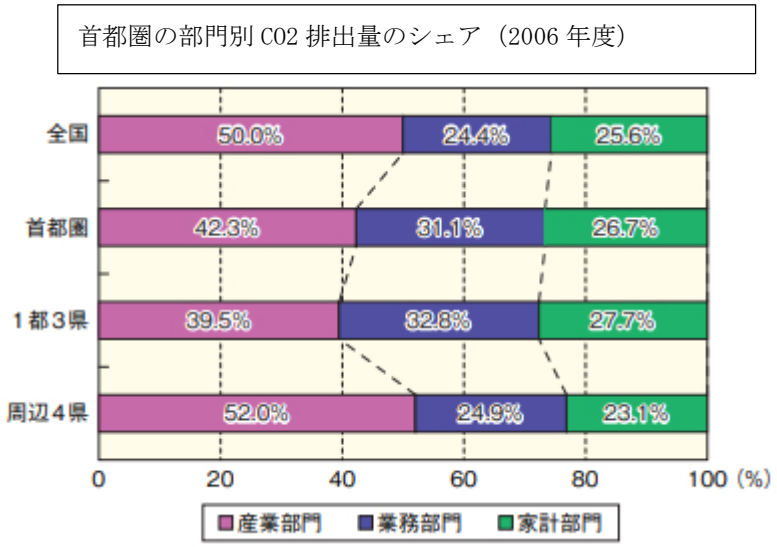

出典：国土交通省「首都圏白書（2009 年度）」

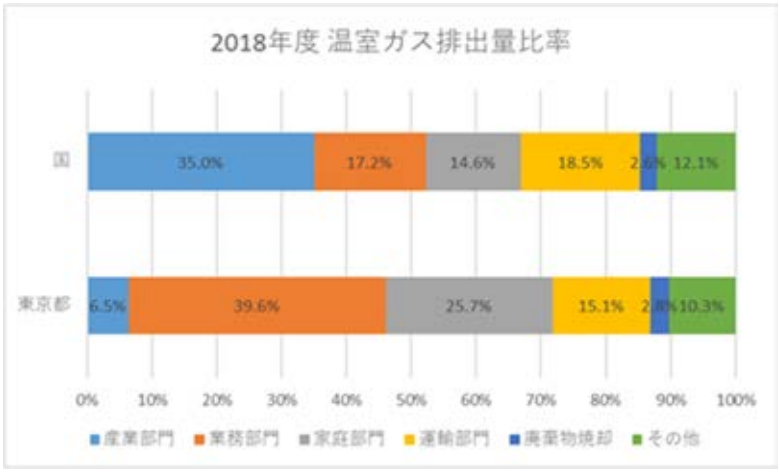

出典：環境省・東京都のデータにもとづき東商作成

また、東京及び首都圏は、都市の安全・安心に取り組みながら国際的な都市間競争に勝ち残るための日本経済のエンジンとしての機能強化をすべきであり、郊外は、ライフスタイルの変化に合わせた自立分散したまちに、地方は、コンパクトシティ化と交通・物流ネットワークの構築などを推進し、規模の異なる複数の拠点が、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄する自立分散・連携型都市形成を目指すべきである。エネルギー拠点についても、地域分散してエネルギー供給システムを配置することにより、東京、郊外、地方が相互に補完し合いながら発展することが可能となる。

昨今の気候変動の加速化を鑑みれば、脱炭素化に向けた取組は急務であり目標達成に向けては国民や企業の理解の下、社会が一体となって具体的な取組みを推進することが不可欠である。今後、カーボンニュートラルの取組みを進めていくうえで、カーボンニュートラルを実現するにあたって生じる追加的コストを明示し社会で公平に負担する仕組みを構築するとともに、大規模かつ積極的な財政支援を実施されたい。

重点要望(1)業務部門・家庭部門のＣＯ２排出抑制のための取組み促進

◆ＺＥＢ、ＺＥＨの普及及び既存ストック(既存の建築物､住宅)の断熱改修等を加速させる啓発・支援［改正建築物省エネ法案（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案）の早期成立］
- ・建築・改修需要の喚起のための、建築主､既存ストックの所有者､利用者等に対する環境等への取組みに関する啓発と補助制度の利用促進
- ・建築事業者のＺＥＢ、ＺＥＨ建築の受注促進のための知識・技術の習得等の支援

◆建築・改修推進のための事業環境等の整備
- ・省エネルギー性能に関する国と東京都の統一的基準の設定
- ・既存ストックの省エネ改修促進のための建築基準制度の早期見直し
- ・建築資材等の価格上昇分を転嫁できる事業環境の整備
- ・技術開発の支援（建築資材、施工方法、設備機器、再エネ技術等）

◆新築住宅・建物を対象とした太陽光発電パネルやＺＥＶ[2]充電設備の設置義務化（都条例）には費用負担・設置環境等の問題があり設置者の理解を得るための取組みを

◆東京は電力の大消費地として、原子力発電の再稼働促進も含め、電力の低炭素化等に関する意識醸成を

業務部門・家庭部門のＣＯ２排出抑制のためには、ＺＥＢ・ＺＥＨの普及、並びに既存建築物の断熱改修等による省エネ対策が必要である。しかしながら、ＺＥＢ、ＺＥＨに関する認知度は決して高いとは言えず、まずは、ＺＥＢ、ＺＥＨの建築・既存建築物改修のための需要を喚起し、機運を醸成することが肝要である。そのためには、改正建築物省エネ法案（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案）を早期に成立させ、法に基づき、建築主、既存ストックの所有者、商業テナント等の建物利用者等に対して環境等への取組みの重要性を啓発していく必要がある。

あわせて、省エネルギー性能基準を満たすためのＺＥＢ、ＺＥＨの建築、断熱改修コスト、再エネのための太陽光パネルの設置コスト等、建築主、既存ストックの所有者、利用者等の費用負担の増加について助成金の拡充や税制優遇、低利融資制度等の支援策が必要不可欠であり、そうした制度の活用法を丁寧に説明する等利用促進を図られたい。

特に、国土交通省の建築着工統計調査報告（令和３年）によると、新築数の８６万戸に対し、既存住宅ストックは約５，４００万戸であり、その既存住宅ストックのうち、現行の断熱性能を満たしている住宅は約１３％にとどまっていることから、既存住宅ストックの改修を推し進めて行くことが極めて重要である。

住宅戸数・住居面積・非住居面積に占める新築住居の割合

種別	既存ストック（a）	新　築（b）	b/a+b
住居戸数	約 5,400 万戸	86 万戸	1.6%
住居面積	7,735,350 千㎡	70,666 千㎡	0.9%
非住居面積	1,986,530 千㎡	48,460 千㎡	2.4%

出典：国土交通省　（既存ストック）「建築物ストック統計（2020 年公表）」、（新築）「建築着工統計調査報告（2021 年）」

【住宅ストック(約 5,400 万戸)の断熱性能】

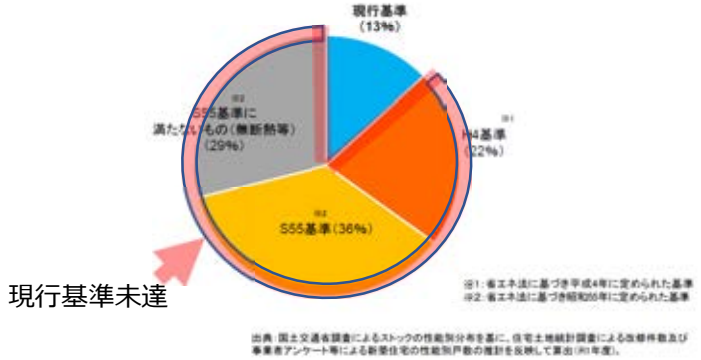

[2] ZEV(ゼロエミッション・ビークル)とは、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV)、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと

また、事業者のＺＥＢ、ＺＥＨ建築の受注を促進するための知識・技術の習得等の支援が不可欠である。特に中小事業者がＺＥＢ、ＺＥＨの適格な建築工事が行えるよう知識・技術の習得に注力されたい。国土交通省は、本年３月に「良質な住宅・建築物の取得・改修に関する支援制度」についてのＷＥＢ動画を配信したが、このような取組みを積極的に進められたい。一戸建木造住宅戸数は一戸建住宅戸数全体の約９１％を占め、その木造戸建住宅の約５割は中小の大工・工務店が供給している。一方で、一般工務店における新築注文戸建のＺＥＨ化率は、２０２０年度で１０％未満と未だ十分に進んでおらず、今後取組みの加速化が必要な状況である。国土交通省は地域における中小工務店等の木造住宅の関連事業者がグループをつくり、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の整備を促進する「地域型住宅グリーン化事業」を進められているが、こうした取組みについてもより一層推進されたい。

一方、ＺＥＢ、ＺＥＨの推進において、国と東京都がそれぞれ異なる省エネルギー性能基準の設定をした場合、事業者の混乱や建築を許可する側の審査の非効率化を招き、結果的にＺＥＢ、ＺＥＨの普及が遅れてしまう懸念がある。国と東京都の基準の整合を取る等、事業環境を整備されたい。

さらに、既存ストックの断熱改修において、建物の形態規制により、既存ストックの省エネ改修等が困難になる場合がある。例えば既存の駐車場の上部に太陽光パネルを設置することによって、建蔽率規制や容積率規制に抵触したり、既存の建築物が形態規制の上限に近い状態で建築されている場合、断熱改修や設備改修により高さや建築面積等が増加してしまい、改修が困難となる場合がある。既存ストックの断熱改修を進めるために、現行の建築基準制度を早期に規制緩和されたい。

また、建築資材や燃料費等が上昇する中、ＺＥＢ、ＺＥＨの建築による価格上昇を含め、事業者が工事発注者に適切に価格転嫁できる事業環境の整備も極めて重要である。

加えて、ＣＯ２を吸着するコンクリートやＣＯ２を固定させる木造中層建築資材であるＣＬＴ（Ｃｒｏｓｓ Ｌａｍｉｎａｔｅｄ　Ｔｉｍｂｅｒ）の開発、省エネ性能が向上した設備機器等の開発が進んでいる。カーボンニュートラルを達成するために、新たな建築資材・設備機器、施工方法、再エネ技術等の技術開発を積極的に支援されるとともに、新たな資材・機器・技術を使用した建築土木工事について公共工事で活用されたい。

現在、東京都は、新築住宅・建物を対象とした太陽光発電パネルやＺＥＶ充電設備の設置義務化を検討しているが、設置や運用、更新に係る費用負担等の問題が生じることから、設置者の理解をしっかりと得る必要がある。

特に太陽光発電の最低設置基準を新たに設けるにあたっては、太陽光発電の設置が費用・日照時間のために経済合理性を有しない建物もあり、設置免除を含む柔軟な制度設計や例外規定について詳細な検討が必要である。また、太陽光パネル設置に限らず、代替措置として敷地外からの再エネ調達や電気購入なども含め、各建築物に応じて最も再エネ拡大に繋がる手法を選択できる制度設計とすべきである。さらに再エネ調達エリアは都内のみでは限界もあることも想定されるため、事業者の都外での取組み等を含め、幅広く評価する仕組みの検討を願いたい。あわせて、狭小住宅やペンシルビルなど、太陽光パネルを設置するための屋根の物理的なスペースの制約や、消費者が負担する機器の運用や更新費用、耐用年数を経過した太陽光パネルの廃棄処分の問題についても考慮する必要がある。

加えて、東京は電力のほぼすべてを都外からの供給に依存しており、送配電網から供給される電力の低炭素化が重要である。また、今年３月に発生した「福島県沖地震」においては、火力発電所が停止したことにより、電力の需給バランスが崩れ、都内でも大規模な停電が発生した。電力の低炭素化と安定供給を両立させていくためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備などが極めて重要であり、その推進に向けて、国民・企業の意識醸成を図ることが必要である。

＜企業の主な声＞
- 事業者をはじめ一般の消費者の省エネに対しての意識の醸成が十分になされている状況にはなく、今後、関係機関などが連携した、啓発活動を十分に行っていく必要がある。（建築設計業）
- 「２０５０年カーボンニュートラル」の達成へのさらなる貢献を目指し、住宅・建築物共に「省エネ性能が高く、脱炭素に繋がる新規良質ストック」の供給に向けた必要な対策と「省エネ性能の劣る数多くの既存ストック」への対策が極めて重要。（不動産業）
- 大多数を占める既存ストックの断熱改修をもっと積極的に進めるべき。（流通業）
- 省エネ化を進めていく上で、それに係わる助成制度は必要である。（建設業）
- 政府が進める脱炭素化の動きについて、趣旨は踏まえつつ事業者、居住者の過度な負担にならないよう支援制度の充実等が必要。（不動産業）
- 省エネルギー性能基準の強化・新設について、都独自の指標により達成すべき指標が複数存在することは、消費者も企業も混乱を招き、脱炭素化の速度を低下させる可能性もはらんでいる。（不動産業）
- 脱炭素化対応を含め老朽ビル更新の推進が必要。（運輸業）
- 省エネ、ＣＯ２削減には、木造建築の促進、木材の利用促進も重要な手法である。こちらについても周知を行っていく必要がある。（不動産業）
- 早期の脱炭素化を目指した基準強化が目的であるならば、その手段たる建築物への再エネ導入・活用の促進のみならず、手段を拡大するオフサイトや電力購入等の他の手段も含め、目的成就に対する適切な手法を選択できるかたちにすべき。（不動産業）

(2)運輸部門のＣＯ２排出抑制のための取組み促進

◆ ＣＯ２排出削減のための公共交通機関等への環境に配慮したエネルギーの安定供給
（持続可能な航空機燃料（ＳＡＦ[3]）の国産化の推進、水素等のガス燃料の提供等）
◆ ＥＶ・ＦＣＶ(燃料電池)車の普及のためＥＶ・水素ステーション整備の促進
◆ 首都圏三環状道路等の交通ネットワークを整備し、渋滞解消によるＣＯ２排出量削減
◆ 港湾、空港のカーボンニュートラルの推進
◆ ＣＯ２排出量の少ないグリーン物流の強化
◆ 環境にやさしい公共交通機関の利用促進

ＣＯ２排出削減のためには、公共交通機関等の利用促進が有効な手段となるが、公共交通機関をより環境負荷の少ない輸送手段とするため、環境に配慮したエネルギーの安定供給に向けたエネルギー政策を立案・実施されたい。特に、航空事業者の持続可能な航空燃料（ＳＡＦ＝Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ａｖｉａｔｉｏｎ　Ｆｕｅｌ）については、ＳＡＦを利用した航空機のみ発着陸を許可する国も将来現れる可能性があり、航空事業者にとって、ＳＡＦの調達は事業継続のために極めて重要な問題となっている。海外からの調達については国際情勢の影響等を受けやすいことから、ＳＡＦの国産化を含めて政策の立案・実施が必要である。ＳＡＦの他、水素、アンモニア等のエネルギーについても事業者に安定供給できるよう継続して取り組まれたい。

また、国は、運輸部門の排出量のうち８割以上を占める自動車において、２０３５年までに乗用車新車販売で電動車１００％の実現に向け、次世代自動車の普及促進等を推進する方針であり、東京都も２０３０年までに都内で販売される乗用車の新車すべてをＺＥＶやハイブリット自動車（ＨＶ）の非ガソリン車に切り替える方針を示している。その一方で、電気自動車や燃料電池自動車等の普及を推進するにあたり、現状ではＥＶステーション、水素ステーションの整備が進んでおらず、消費者のＥＶ、燃料電池車の購買意欲を促進する環境が整っていない。一般社団法人　日本自動車販売協会連合会によると、２０２１年のＥＶの新車販売台数は約２１，０００台（乗用車の販売台数の約０．９％）に留まっている。経済産業省の２０２２年度予算では、ＥＶの充電ステーションの整備に３７５億円、水素ステーションの整備に９０億円を充てているが、米国では、２０２１年１１月に成立した米国インフラ投資法案により７５億ドル（１＄＝１１５円で８，６２５億円）をかけてＥＶ車用の充電設備を米国内に５０万基設置し（日本国内：２０２０年度末、２９，２３３基　ゼンリン調べ)、ＥＶの普及を目指している。日本の現在の充電設備の整備状況下ではＥＶを普及させることが難しく、脱炭素の数値目標の達成のためにはＥＶ、燃料電池車のためのインフラ整備を早急に進めるよう関係省庁が連携して取り組まれたい。

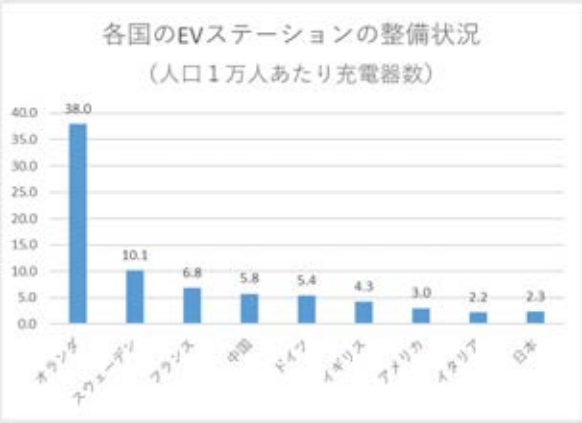

出典:ACEA(ﾖｰﾛｯﾊﾟ自動車産業協会)資料より。アメリカ、中国の数値は、IEA(国際エネルギー機構資料より

さらに、首都圏三環状道路等のミッシングリンクの解消は、東京及び首都圏に大きな経済波及効果をもたらすとともに、カーボンニュートラルの観点からも、渋滞解消によるＣＯ２排出量削減の効果が期待できることから、地域住民への丁寧な説明と安全確保を最優先としたうえで、早期に整備を進められたい。

あわせて、首都圏の港には多くの船舶が航行し、東京湾には工場、火力発電所などが集積している。カーボンニュートラルに向けて、港湾から排出されるＣＯ２の削減が果たす役割は大きく、積極的な取組みが必要である。国土交通省では、「カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ)」形成に向けた施策の方向性を提唱し、２０２１年１２月には、「カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）形成計画」策定マニュアルを公表したところである。国際サプライチェーンの拠点かつ産業拠点である港湾において、水素・燃料アンモニア等の輸入等を可能とする受入環境の整備やベイエリアに保有する土地における太陽光等の再生エネルギー発電等により、カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）形成のためのさらなる取り組みが重要である。

[3] SAF（Sustainable Aviation Fuel、持続可能な航空機燃料）とは、バイオマス原料から精製される航空機燃料である。将来、SAF を使用した航空機のみ発着を認める国が出現することが予想されるが、日本国内で SAF の製造は行われておらず、安定供給に向けた国産化の推進が必要。

空港においては、施設・車両からのＣＯ２排出削減、広大な敷地を利用した太陽光発電による再生エネルギーの活用や、２０２１年３月に立ち上げられた「空港分野におけるＣＯ２削減に関する検討会」での官民連携した取組みが行われているが、空港のカーボンニュートラル実現のために、これらの取組みを加速されたい。

一方、運輸部門のＣＯ２排出量の約４割は貨物車からの排出量で占められており、貨物車からの排出削減も重要である。ハード面では、環境性能優良トラック（ＣＮＧトラック、ハイブリッドトラック）や燃料電池トラック等のＣＯ２排出量の少ないトラックへ、ディーゼルトラックから買い替えもしくは改造が必要となることから、環境性能に優れたトラックへの切り替えに対する事業者への補助を拡充されたい。ソフト面では、共同輸配送の推進、宅配便再配達の削減等によるトラック輸送の効率化、高速道路での自動運転・隊列走行、海運・鉄道へのモーダルシフトの更なる推進、ドローン物流の本格的な実用化・商用化等の検討を進められたい。

運輸部門の C02 排出量の内訳

出典：東京都ホームページ

また、旅客輸送における輸送量当たりの二酸化炭素の平均的な排出量は、自家用乗用車に対し航空が約７割、バスが約４割、鉄道が約１．５割となっており、公共交通機関は、自家用車に比べ環境負荷の少ない移動手段である。ＣＯ２排出量削減を図るため、環境にやさしい、公共交通機関を利用するよう継続して利用者へ告知されたい。

あわせて、公共交通における脱炭素化を図るため、ＬＲＴ・ＢＲＴや電気自動車、燃料電池車をはじめとするＣＯ２排出の少ない輸送システムの導入推進を一層図ることが必要である。

＜企業の主な声＞
・欧米では、ＳＡＦを一定量使用していない航空機の発着を認めない国が出てくる可能性があり、ＳＡＦの調達ができない場合には日本の航空機が運行できなくなる懸念がある。ＳＡＦはとても高価な燃料で供給も限られており、各国がＳＡＦの確保に競い合っている。日本での製造供給の目途が経っておらず大きな懸念事項となっている。（運輸業）
・国内でもＥＶ、ＰＨＶ、ＦＣＶ車両等の利用が増えると思うが、車両の普及に合わせた充電・充填設備、特に一般車両だけではなく、バスやトラックも充電・充填できる大型施設の設置も必要。（運輸業）
・世界各国で運転してきたが、日本ではＥＶ車を充電するところが少ない。フランスやドイツでは、道路上のパーキングメーターのところに充電設備があり、駐車している間に充電できるようになっている。（自動車賃貸業）

(3) カーボンニュートラルと気候変動に適応したまちづくりへの転換

◆ コンパクト・プラス・ネットワークのための計画推進
・居住機能や商業等の都市機能のコンパクトな配置誘導と、それと連携した公共交通等の移動手段の確保・充実による脱炭素型のまちづくりの推進
◆ 省エネ、再生エネ設備の導入・利用の拡大とエネルギー拠点の分散配置
（地域におけるグリーントランスフォーメーションの推進）
・都心、自立分散型郊外都市へのコジェネレーションシステム等の導入促進
（導管補助事業等の拡充、コジェネレーションシステムの熱効率評価見直し）
・地方小都市は、地産地消の再生可能エネルギーの発電システムを整備し、余剰電力　　の売電による収入増と発電事業による雇用創出により、地域の活性化を
・都内の建物敷地内での再生可能エネルギー設備の設置に代えて、地方都市への設置に対する補助の拡充（東京と地方都市の連携）
・再生可能エネルギー設備の設置を可能とする用途地域等の見直し
・エネルギー拠点の分散配置による国土強靭化

居住機能や商業等の都市機能をコンパクトに配置する、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは、

必然的に居住者の移動距離を短くするものである。さらに公共交通等の移動手段の確保・充実を図ることにより脱炭素型のまちづくりを推進することができる。既に、国土交通省で取り組まれているコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは、人口減少下のまちづくりとともに、カーボンニュートラルのまちづくりを進めるものであり、積極的に進められたい。

地域におけるグリーントランスフォーメーションを推進するためには、省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大とエネルギー拠点の都心・自立分散型郊外都市・地方への分散配置が必要である。都心及び自立分散型郊外都市においては、熱効率に優れているコジェネレーションシステム等の導入や、まち全体でエネルギー利用の最適化を行うエネルギーマネジメントの推進、地方都市においては再生エネルギーの発電システムの整備を促進することが望ましい。

＜都心及び自立分散型郊外都市＞

コジェネレーションシステムは、回収した廃熱を蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、コジェネレーションシステムにより発生する熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約７５～８０％の利用が可能である。コジェネレーションシステムは、高い総合エネルギー効率を有しており、火力発電所のエネルギー効率４０％を大きく上回る。また、オフィスビル、商業施設、ホテル等、それぞれエネルギー利用のピークが異なる施設が集積するエリアではさらに有効である。オフィスは、朝から夕刻までがエネルギーのピークであり、ホテルは夜間がピーク、商業施設は、祝祭日により多くのエネルギーを使用するため、ピーク時間帯が分散することにより効率的なエネルギーの運用が可能となる。

コジェネレーションシステムの整備促進のため、国際競争業務継続拠点整備事業として国土交通省及び災害時業務継続施設整備事業として東京都によりエネルギー導管及びその付帯施設の整備に要する費用について、国が２／５、東京都が２／５の補助金を支給することとなっているが、コジェネレーションシステムの整備については、災害時のみでなく、カーボンニュートラルにも資する事業であることから、予算を拡充し事業者が補助を受けやすくすることが望まれる。東京、新宿、渋谷等の業務核都市や、自立分散する郊外の柏や二子玉川のように、集積地、または将来の集積が見込める地域にコジェネレーションシステムが導入されるよう積極的な財政支援が必要である。

さらに、建物や建築設備等については、環境評価に基づき環境負荷の削減が要求されるが、熱効率は、その場合の評価指標の一つとして使われている。当該環境指標において、外部に供給されるコジェネレーションシステムの排熱については、評価ルールが特に定められておらず、評価指標の対象外となっている。コジェネレーションシステムの普及のためには、コジェネレーションシステムの熱効率の評価方法を見直し、建物の環境評価へ反映できるよう検討が必要である。

ZEB 評価における外部供給エネルギーの扱い

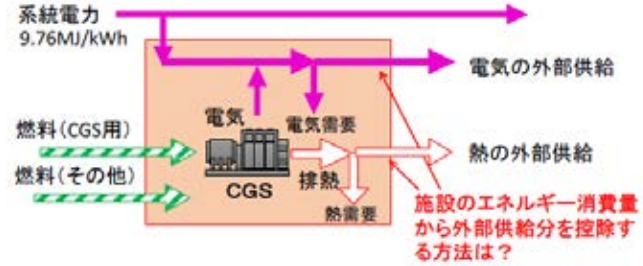

出典:
ｺｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝの電気･熱のエネルギー価値評価に関する論文
大阪ガス株式会社エナジーソリューション事業部計画部

＜地方＞

地方においては、地域でカーボンニュートラルの再エネルギーシステムを構築し、売電することにより地域に利益をもたらし、雇用も生み出すことができる。宮城県大崎市の地元企業では廃油からバイオディーゼル燃料を製造販売する事例や、真庭バイオマス発電では間伐材によるバイオマス発電を行っている事例等、日本の地方都市で再エネルギー事業が行われている。これら地方の再エネルギー事業の後押しをし、カーボンニュートラルなまちづくりとともに地方経済の活性化を図られたい。

また、都内の建物敷地面積には限りがあり、建物敷地内での再生エネルギー設備の設置に代えて、地方への設置に対する事業者への補助の拡充も必要である。これにより東京と地方との相互連携が促進される。

地方における再エネルギー設備の導入を円滑に進めるためには、地方自治体、事業者への補助の他、設備設置を可能とする用途地域の見直し等、都市計画を柔軟に運用する必要がある。また、設備設置に要する手続きの効率化、簡略化、迅速化が望まれる。関係省庁並びに東京都各局が連携し、望ましくはワンストップで手続きが進めることができるよう許認可体制について検討されたい。

＜国土強靭化＞

エネルギー拠点の分散配置により、大規模なエネルギー供給事業者の業務が停止した際にも、エネルギー供給が途絶えることを回避することができ、災害時の国土強靭化にも有効であるため、防災の観点からも地域配置を積極的に進められたい。

＜企業の主な声＞
・エネルギーの地産地消を実現し、再エネも組み合わせながら分散型エネルギーとして電気・熱を面的に融通する「スマートエネルギーネットワーク」のような、省エネ・省ＣＯ２に加えて、エネルギーの経済性・安定供給そしてレジリエンスにも資する持続可能な街づくりの視点で検討を行っていただきたい。（電気・ガス業）
・都内の建物敷地面積には限りがあるため、建物敷地内に再生エネルギー設備を設置することが難しい。敷地外の地方へ設置する事業者への補助拡充をしてもらいたい。これにより東京と地方との共存共栄も可能となる。（不動産業）
・地域強靭化のため再生エネルギーによる地域独立電源を構築し、行政･警察･消防･自衛隊・避難者等のためのエネルギー確保を行うべき。（電気工事業）

２．利便性の高いまちづくりのためのデジタル技術の活用

コロナ感染症拡大により行政手続きのデジタル化の立ち遅れが明らかになった。政府はデジタル庁、東京都はデジタルサービス局を創設し、行政手続きの効率化、迅速化等に取り組んでおり、住民及び事業者の利便性向上を速やかに図るため、行政のデジタル化を強く推し進めることが重要である。

また、日本各地でスマートシティの実証実験が行われているが、バルセロナ、シンガポール等、先行する都市に早く追いつき、東京及び首都圏の国際競争力を向上させるために、開発を急ぐ必要がある。住民・企業の理解・協力・参加がなければスマートシティの開発のスピードをあげることはできないことから、なるべく多くの住民・企業の理解・協力・参加をいかに得ていくかが極めて重要である。多くの企業は、利便性の高いまちづくりとカーボンニュートラルのためのデジタル技術活用に関心を寄せており、スマートシティのモデル都市の早期完成に期待している。

重点要望(1)行政のデジタル化の推進

◆行政手続きの効率化、迅速化、ワンストップ化
（省、庁、都、区の垣根を超えたデータの一元管理による行政サービスの効率化）
◆使いやすい、分かりやすい、見やすい、行政手続きのソフト・サービスの開発、並びに情報処理能力の強化
◆高齢者を取り残さないため、スマートフォン操作等の積極的な学習機会の創出（デジタルデバイドの解消）
◆３Ｄデジタルデータ等の行政及び事業者の積極的な活用と活用推進のための周知啓発を

現状、国や自治体ごとに別々のシステムを使って行政サービスを行っており、住民や事業者が、関連する複数の所管部門で手続きをしなければならない事態に直面し、多くの労力と時間、無駄なコストを費やしている。住民及び事業者がより迅速・効率的に行政手続きを行えるよう、手続きの効率化、簡略化、迅速化を図られたい。さらには、省、庁、都、区の垣根を超えたデータの一元管理と連携により、望ましくはワンストップで手続きが進めることができるよう許認可体制及びデータの管理方法について検討されたい。ワンストップサービスの実現には、単にポータルサイトを立ち上げて窓口をつくるだけでなく、利用者の利便性向上と行政内部の効率化双方の観点から、各行政機関間でデータ連携を図り、手続きが一気通貫で完結できるようにすることが重要である。

また、オンラインで行政手続きが可能となるものが増え、利用者の利便性は確実に向上しているものの、一部のソフト・サービスについては、より使いすい、分かりやすい、見やすいものとなるよう見直しが必要との声がある。既に民間企業では、デザイン思考の導入等によりＵＩ／ＵＸ[4]を重視した顧客サービスを提供しているが、公的機関が提供するサービスにおいても、同様にＵＩ／ＵＸの改善を図られたい。さらに、行政のウェブサイトのデザインやコンテンツ構成の標準化・統一化が図られれば、利用者にとっての利便性も向上するため、標準化・統一化についても検討されたい。

さらに、災害対策のリアルタイム情報の発信等、人命に係わるレジリエンスを確保するための情報処理能力の強化については、優先的な取組みが必要である。

一方で、「スマートフォン等のデジタル機器の操作が難しい」、「近くに使い方を教えてくれる人がいない」といった理由で、デジタル活用を躊躇する人たちが高齢者を中心に存在している。「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けて、デジタル・リテラシーの向上が必要である。これまでも地方公共団体や地域のパソコン教室等において、こうしたデジタル初心者をサポートする取組は行われてきたが、社会全体にデジタルの定着を図る観点では、より身近な場所でスマートフォン等のデジタル機器の利用方法を学ぶことのできる機会を積極的に創出したり、デジタルを活用した手続きに対するインセンティブの付与等の検討も重要である。

加えて、国土交通省はプラトーにおいて行政の保有するデータを活用して３Ｄ都市モデルを構築・オープンデータ化しており、一部の民間事業者は、このデータを活用して、人流解析、自動運転車両の運行、カーボンニュートラルの取組み、防災計画の立案等に役立てており、引き続き周知啓発を積極的に行われたい。

[4] UI（ユーザーインターフェイス）はユーザーに対するサービスやプロダクトの外観を表す言葉、UX（ユーザーエクスペリエンス）はユーザーがプロダクトやサービスを通して得られた体験を表す言葉。UI と UX を分析することによりユーザーフレンドリーな商品の開発が可能となる。

＜企業の主な声＞
・公共空間の利活用や商店街地域のまちづくりを促進していく上で、行政手続きの簡素化や特例措置等での弾力的な運用が重要。（貨物輸送業）
・公民連携した安全なまちづくりや行政組織内のＤＸ、区民サービスＵＸの推進等、地域の新しい価値・課題に取り組めるセクション創設を要望する。（電気工事業）
・住民サービスのためのシステムは、それぞれの区で別々のシステムを使っていると聞く。これを一つに統合すれば税金の節約もできる。都と区の権限、役割を考えることも必要である。（不動産業）
・行政手続きがインターネットでできるものもあるが、使い勝手が良くない。もっと使いやすくしてもらいたい。また、行政の情報システムの処理能力が低いが故に提供できないサービスがあるようなので、情報システムの更新が必要。（設備工事業）

(2)スマートシティの早期実現に向けて

◆住民・事業者の理解・協力・参加によるスマートシティの推進
・利便性の理解を広めるため実装モデルをつくり成功の積み重ねを
・中小を含む多くの事業者の参画の支援
・社会実装の早期実現による、まちの価値向上
◆事業者から要請のあった行政の保有データの開示協力（人流データ等）、規制緩和並びに一定の配慮をしたうえで、民間が所有するデータを活用できる制度の構築を
◆都市ＯＳ[5]のＡＰＩ[6]連携による都市間のデータ連携とサービスの連携

国及び東京都では、デジタル技術を利用したスマートシティの構築を進めているが、先行する世界の都市に早く追いつくためには、実装モデルの成功の積み重ねにより、できる限り多くの住民・企業にその利便性を実体験してもらい、開発に協力・参加をしてもらう機運を醸成することが肝要である。そのためには、大企業及びその人材のみならず、中小を含む多くの事業者・大学の人材が実装モデルの開発に参画できるようにすることが必要である。東京都では「地域を主体とするスマート東京の先行事例創出事業」として、地域の自治体を中心に地元企業や大学等が連携することで、地域課題を街のスマート化で解決していく取組を支援している。また、「スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進」事業では、地域と連携し、スタートアップ等によるスマートサービス実装事例の集積を進めている。こうした取り組みを官民が連携してより一層広げていくことで、たとえ小さな実装事例であっても実サービスとして稼働する事例を積み重ね、実装事例を元に新たなサービスの創出やデータ・サービス間連携が進められていくサイクルを生み出してくことが重要である。

そうした、便利なスマートサービスが数々生み出されていくことで、事業者や住民等の都市のスマート化への理解が深まり、スマートシティ実現の加速化につながっていくと考える。スマートシティの早期実現により、まちの利便性が向上すれば、多くの人がまちに魅力を感じ、土地や建物等のまちの資産価値も上がることになる。こうしたモデル都市が都内各地、ひいては全国に展開されることを期待する。

国土交通省はプラトーのように行政の保有するデータを活用して３Ｄ都市モデルを整備・オープンデータ化しているが、それでもなお民間事業者からは「行政がどのようなデータを保有しているのか分からない」、「行政のもつデータを事業に活用させてもらいたい」、「行政から開示されているデータが限定的で、自治体によっても差がある」という声が多く聞かれる。民間事業者から要請があった行政の保有データについては積極的に開示されるとともに、行政が保有しているデータリストを公表することも重要である。

また、事業者が、まちの混雑度合や発災時の避難経路のモニタリングのため電柱に人流センサーを設置しようとするケースでは、電柱が設置されている道路は道路法による制約があり、防犯上の監視カメラの設置については条件付きで認められているが、人流センサーの設置は認められていないため、煩雑な手続きを複数の省庁・部局で行っており、スマートシティの開発スピードを上げるうえでの支障となっている。人流センサーの設置は一例であるが、開発を進めるための法令改正等の必要な規制緩和の取り組みと、改正後の法令の適切かつ柔軟な運用が必要である。

あわせて、個人情報の取扱いや情報セキュリティについて、漠然とした不安を抱く人が多いことから、個人情報保護のルール等を積極的に発信することで、そうした不安を払拭するとともに、民間が所有するデータについて、一定の配慮をしたうえで活用できる制度の構築についても検討が必要である。

加えて、スマートシティが全国的に展開できるよう、都市ＯＳのＡＰＩ連携による都市間のデータ連携とサービスの連携を図ることが必要である。現在、個々の企業が都市ＯＳの開発を進めているため、複数の情報技術ができ上がり、場合によっては乱立し、結果として利用者の利便性が低下し広域に普及しない、もしくは時間の経過とともに情報技術が孤立して互換性を失うといった懸念の声がある。スマートシティが全国に展開されるよう、スマートシティ同士の情報技術連携の推進と技術の継続的な刷新が図られるよう努められたい。

[5] 都市 OS とは、スマートシティで実現する物流、医療、福祉、防災 など様々な新しいサービスを提供するための基盤
[6] API(Application Programming Interface)とは、ソフトウェアやプログラム、Web サービスの間をつなぐインターフェースのこと。API の利用により、複数の他のサービスと連携することができる

＜企業の主な意見＞
・事業者・行政へのメリットだけではなく、国民・都民にどのようなメリットがあるのかという観点で開発を進めてもらいたい。（流通業）
・脱炭素化とＩＴ技術の活用による高齢化に対応したまちづくりをスマートシティ東京として整備し世界最先端の都市を目指したらどうか。（建築設計業）

３．人口減少下の快適で安全・安心なまちづくり

安全・安心に生活できるまちであることが、まちづくりの根幹となる。２０１５年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予測（「日本の将来推計人口（２０１７年推計）」）では、２０５３年にはわが国の人口は１億人を下回ると推計されている。過疎化が進むのは地方都市のみならず、東京においても２０３０年から人口減少に転ずると予想されている。東京及び首都圏が快適で安全・安心なまちでありつづけるために、人口減少に転じる前に長期的な観点に立ち、都市が衰退しないための対策を立て、手当しないと手遅れになってしまう。人口減少は、経済、財政規模の縮小等、都市に様々な影響を及ぼすが、本要望では、建物の老朽化と居住者の高齢化が進行し、管理不全や耐震化の遅れが指摘され、現在法改正等が検討されている老朽マンションの建替えと、都市景観やコミュニティの質の劣化をもたらし、企業の関心も高い空き家・空き地の問題を取り上げたい。

全国及び首都圏の総人口の結果と予測

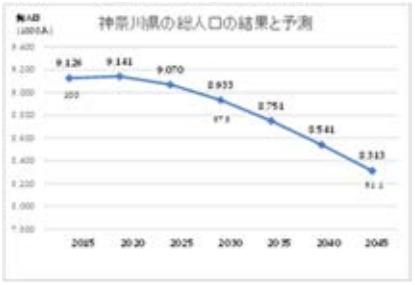

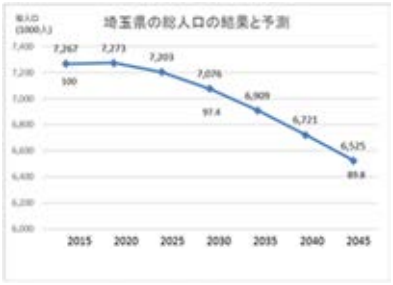

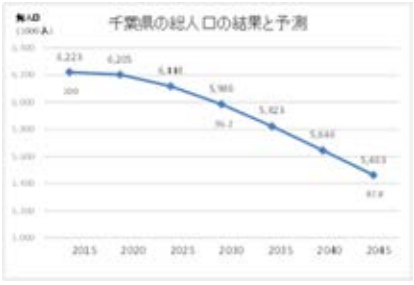

出典：いずれも国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」をもとに東商作成

重点要望(1)老朽マンションの建替え等の促進

◆老朽マンション等の再生・耐震化に向けた建替え等の促進のための阻害要因の改善
・マンション建替えの決議要件の見直し（区分所有者等の５分の４以上の同意要件の緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外等）
・区分所有者の建替え費用軽減のための道路斜線、日影規制、高さ規制等、建築規制の緩和による容積率の拡大等
・老朽マンションを別敷地で建替えが可能となるような仕組みづくり
◆緊急避難道路沿いのマンションの建替え等促進
◆耐震化や再生が難しいストックなど適切な解体撤去の促進

東京及び埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県において、全国の約５割のマンションストックがあり、特に東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積している。東京都の分譲マンションストックは約１７３万戸（２０１５年現在）であるが、約１７３万戸のうち約２割の約３６万戸は、１９８１（昭和５６）年以前の

旧耐震基準（うち約７万戸が旧々耐震基準）で建築されている。

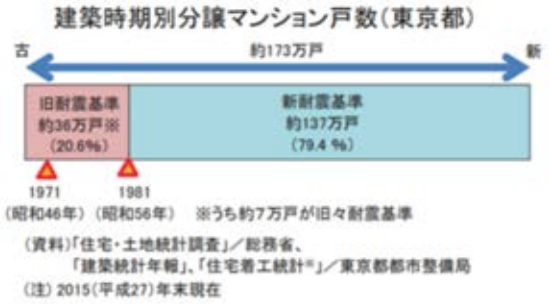

また、令和４年３月に策定された「東京都住宅マスタープラン」では、着工から４０年以上のマンションは、２０２３年に４２．８万戸、２０４３年に１１７．７万戸になるものと予測されており、マンションストックの高経年化が進んでいる。

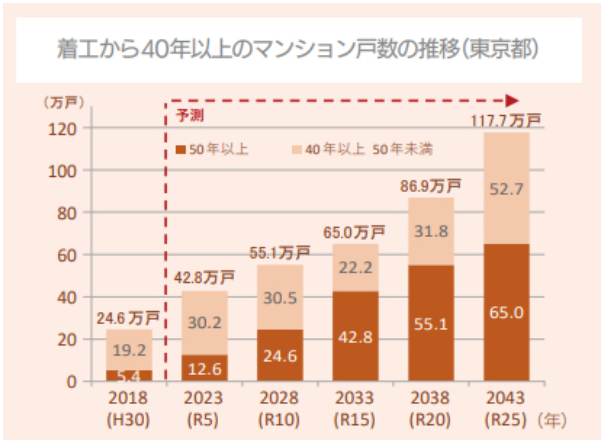

出典：令和４年３月東京都住宅マスタープラン

あわせて、分譲マンションの世帯主の年齢が６５歳以上である割合は、２０１３（平成２５）年で２９．９％となっている。建築時期が１９７０（昭和４５）年以前のマンションでは５９．１％、１９７１（昭和４６）年から１９８０（昭和５５）年のマンションでは５１．８％となり、１９８０年以前に建設されたマンションの世帯主のうち半分以上が６５歳以上の高齢者となっており、マンションストックの高経年化とともに居住者の高齢化も進んでいる。

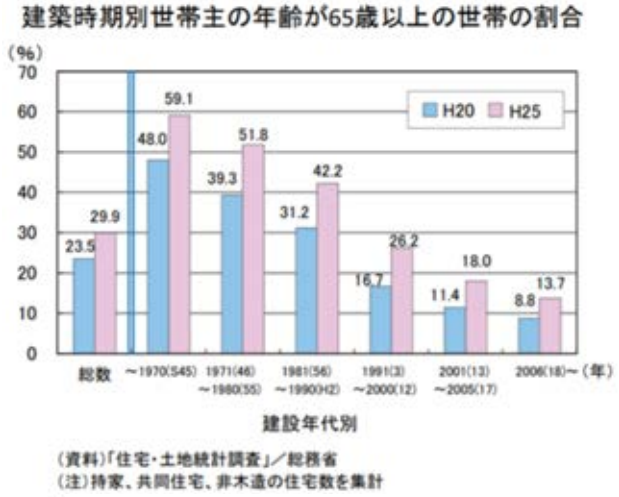

出典：東京都住宅マスタープラン（平成29年3月）

下図は、マンション建替え件数の推移を示しているが、２００４年から２０２０年までの建替え件数の累計は１７６件であり、１年間あたり平均で約１０件の建替えが行われている。現行の制度のもと、このペースで旧耐震基準を満たさないマンション約３６万戸（２０１５年時点）の建替えを行っていても高経年マンションの増加に全く追い付くことができない。

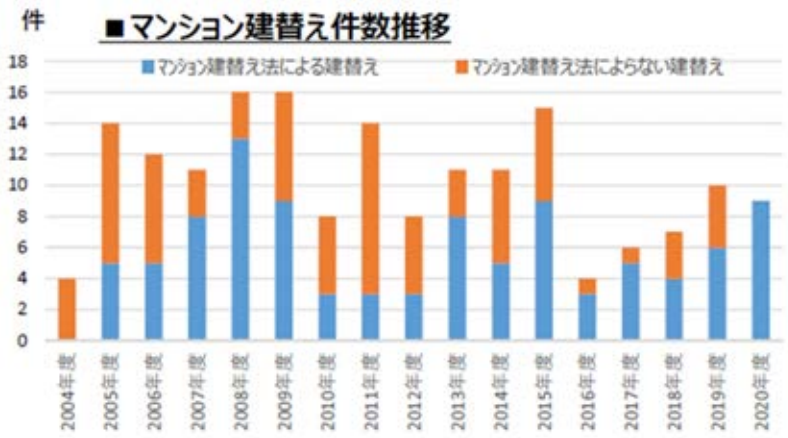

出典：国土交通省資料より不動産協会が作成

マンション建替えの決議要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和等、区分所有法の改正だけでマンション建替えが大幅に進むとは考えにくい。建替えを進めるにあたり一番の障害となるのが、建替えに伴う所有者の費用負担である。容積率に余裕があるために、建替え後に増床部分を売却しマンションの建替え費用に充当でき、区分所有者が建替え費用を負担しなくても良いというような好条件が揃っている物件は稀であり、現状では、好条件がそろっている物件に限り建替えが進んでいる状況である。多くの物件は、容積率に余裕がなく、また、道路・隣地斜線、日影規制、高さ規制等によりマンション建替え資金の捻出のために必要な増床が確保できない状況にあり、これらの規制緩和が極めて重要である。そうしたことを踏まえ、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物及び敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替えなど、新たな手法、法制度の整備を検討されたい。新たなマンションに移転する住民の費用負担を軽減するため、不動産取得税・登録免許税・譲渡所得税等についてさらなる税負担軽減も必要である。

また、緊急避難道路沿いの老朽化マンションの建替え、木密地区の解消のための近接したマンションとの一体的再開発、旧耐震基準のマンションの建替え等、防災上急がなければならない物件については、行政主導による速やかな建替えが必要である。

さらに、除却の必要性に係る認定対象について、２０２２年４月の改正マンション建替円滑化法の施行により、耐震性不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンションやバリアフリー性能が確保されていないマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底されたい。加えて、引き続きマンションの耐震化、再生、並びにストックの適切な解体撤去を促進させていくことが必要である。

＜企業の主な声＞
・マンション建替えの同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）緩和の検討が進んだことは一歩前進であるが、建替えのための区分所有者の費用負担、容積率、日影斜線、高さ制限など様々な問題があり建替えは容易ではない。（不動産業）
・緊急輸送道路での建物耐震補強は進んでいるが、一方で区内の主要道路では進んでいない。東京都と同程度の取組みが区道でも必要ではないか。（電気工事業）
・人口が減少した東京に必要な都市計画やインフラ整備等を研究し、今から手を打たないと手遅れになる。（建設業）

(2)空き家・空き地対策の推進

◆所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進
・改正都市再生特別措置法による制度を活用したまちの活力の維持
・コミュニティや住環境の質の低下防止
◆改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）の周知啓発
・所有者不明土地について、再生エネ発電設備、防災施設への利用促進
◆土地所有者等に対する土地の適正な利用、管理に関する責務についての周知啓発

都市、地方に拘わらず、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面のいずれの観点からも空き家等への対策は重要である。人口減少による懸念事項の第１は、空き家の増加による都市の荒廃である。２０２１年３月に公表された「未来の東京」戦略では東京の世帯数については、２０３５年７２７万世帯でピークアウトし、２０６０年に６４６万世帯と、８１万世帯（△１１％）の減少が予測されており、都内の余剰住宅が１１％増加することとなる。

都内世帯数の将来予測

総務省が発表した「平成３０年（２０１８年）住宅・土地統計調査」では都内の空き家数８１万戸、空き家率は１０．６％（内、約７割は賃貸用）となっている。単純に２０１８年時点の空き家率に世帯数減少による余剰家屋数を加算すると都内の約２２％の家屋が空き家となり、所有者不明土地・家屋の発生、老朽化家屋の発生、スポンジ化現象が進まざるを得ない状況である。諸外国では、スポンジ化した地域がスラム化する等、コミュニティや住環境の質が低下し社会問題となっているが、東京及び首都圏で同様の問題が発生しないよう、手遅れにならないうちに対処することが重要である。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行以降、主に地方公共団体が中心的な役割を担い、コンパクト・プラス・ネットワークなど総合的な空き家対策を推進している。また「改正都市再生特別措置法」の施行に合わせ、「低未利用土地権利設定等促進計画」「立地誘導促進施設協定」等の新たな制度を創設し、都市のスポンジ化対策を実施しているところであるが、さらなる推進が必要である。

「低未利用土地権利設定等促進計画」の活用イメージ

「立地誘導促進施設協定」の活用イメージ

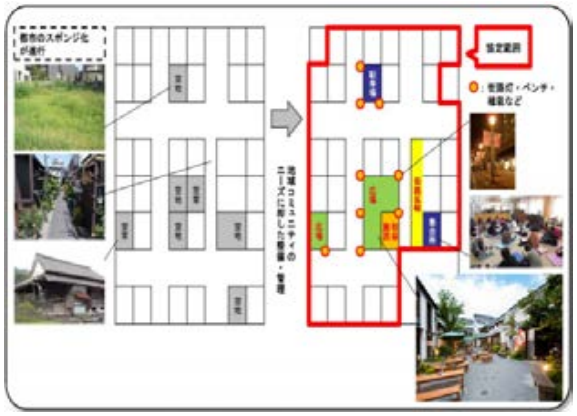

出典:左右いずれも国土交通省 都市のスポンジ化対策　活用スタディ集

また、所有者不明土地について、改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）が今年４月の国会において成立した。今回の改正により、地域福利増進事業の対象事業が拡充され、現行の広場や公民館等に加え、再生可能エネルギー発電設備や備蓄倉庫等の災害関連施設の整備に関する事業が追加された。所有者不明土地がカーボンニュートラルや防災・減災等の重要施策の後押しにつながることが可能となり、利用促進に向けた周知啓発を積極的に進めることが重要である。

さらに、２０２０年４月に施行された改正土地基本法では、従来からの土地の利用・取引にあたっての責務規定に加え、単に所有されている場合の規律も規定された。人口減少社会の進展に伴い、土地の価格や利用意向が低下する中で、土地が適切に管理され利用されるために、所有者が負うべき責務について明確にした。正に土地政策の再構築であり、所有者不明土地の発生予防のためにも国民、企業等に対する周知啓発等着実に執行することが重要である。

政府は相続土地国庫帰属法を制定し、相続によって土地の所有権を取得した者が法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度を創設することとした。政府は、新制度の執行にあたっては、土地所有者が土地の管理に係る費用を一部負担すること等一定の要件を満たす場合に限っているが、これらの要件が制度利用を過度に躊躇させていないか注視し、必要に応じて見直しを検討していくことも重要である。

＜企業の主な声＞
・無人化した住宅などの公共取得によって、都市の美観と災害防止を図るべき。（サービス業）
・土地所有者不明などで、木密、減災の観点から再開発をしようにも開発が阻害されるようなことは問題である。（建設業）

４．東京ベイエリアを世界のショーケースに

東京都は今年３月に「東京ベイｅＳＧまちづくり戦略２０２２」を策定し、東京ベイエリア全域を対象に、グリーンとデジタルを基軸とした次世代の都市づくりに関する考え方を取りまとめた。東京都内の多くの企業が、現在進められている東京ベイエリアの開発に関心を寄せており、カーボンニュートラルの都市やデジタル技術を活用した利便性の高い都市等の早期形成に期待している。東京ベイエリアのまちづくりにおいて最も重要なことは、都民・企業によるモデル都市形成への賛同・協力を得ることであり、これにより開発のスピードアップと持続的なまちづくりが可能となる。より良いまちづくりへの原動力は、我がまちに誇りや愛着、共感を持つ人であり、シビックプライド（郷土愛）の醸成は不可欠である。対象エリアのそれぞれのまちにおいて歴史文化の教育などにより、シビックプライドを育てていくことが重要と考える。加えて、都民・企業の理解促進に向けた広報活動等、各戦略の効果を広く周知するための取組強化が重要である。

◆住民･事業者・来街者の開発への協力・参加
（東京ベイエリアを｢カーボンニュートラル･ＤＸ･安全安心｣等の課題を解決するモデル都市に）
・住民･事業者・来街者がＺＥＢ､ＺＥＨ､デジタルサービス等の体感・体験を通じ積極的に開発に協力・参加できるような取組みを　⇒　ゼロエミッション都市、スマートシティの実現
◆経済効果を波及させるインフラ整備
・東京ベイエリアと都心や空港、さらに各地とをつなぐ陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備
（臨海地下鉄新線、羽田空港アクセス線、地下鉄８号線、品川地下鉄、新空港線、
首都高速晴海線延伸、第二東京湾岸道路等）
◆文化交流拠点の創造
・エンターテイメント、ＭＩＣＥ関連施設の集積等

東京ベイエリアは、都心や空港にも近く、街区の大きさ、権利関係の視点からもカーボンニュートラルの達成、行政等のデジタルトランスフォーメーション、人口減少等の課題を解決するモデル都市としてその実現性が高いエリアである。東京ベイエリアをモデル都市とするためには、まず、住民、事業者、来街者にカーボンニュートラルのためのＺＥＢ、ＺＥＨや利便性の高いデジタルサービス等を体験、実感してもらうことによって、その魅力や有用性を深く理解してもらうことが必要である。そのうえで、住民、事業者、来街者にベイエリア開発に積極的に協力・参加してもらうことで開発がさらにスピードアップするものと考える。ベイエリアが、カーボンニュートラル、ＤＸ、安全・安心等様々な社会課題の解決に向けた日本、さらには世界のショーケースとなり、世界各地に広まるよう強力に開発を後押ししていただきたい。

また、ベイエリアにおけるまちづくりを東京の経済活性化に最大限生かすためには、まちのにぎわい・交流を促進し、その成果を各地域に波及させるインフラ整備の推進が極めて重要である。東京都が本年２月にまとめた「『未来の東京』戦略ｖｅｒｓｉｏｎ　ｕｐ　２０２２」では、多摩モノレール延伸（箱根ケ崎方面）、有楽町線延伸（豊洲～住吉）、都心部・品川地下鉄（白金高輪～品川）の３路線を早期事業化の路線としたが、ベイエリアの開発促進のためにはベイエリアの背骨となり、都心とベイエリアを結ぶ都心部・臨海地域地下鉄の整備も不可欠である。現在、都心（東京駅周辺地域）と臨海副都心（晴海、有明、青海、お台場）の鉄道アクセスは脆弱であり、将来の中央防波堤埋立地・新海面処分場の発展のためにも、とりわけベイエリアの背骨となる臨海地下鉄の整備は、都心と臨海部のアクセスを飛躍的に向上させるとともに、延伸により羽田空港へのアクセス向上も図ることができる。臨海地下鉄の整備に早期着手できるよう準備を進められたい。都心、臨海副都心、空港、さらに各地をつなぐ陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備は、東京の国際競争力向上のために極めて重要であり、ストック効果が最大限に発揮されるようスピード感をもって進められたい。

さらに、ベイエリアは、東京の弱点を解決できる最も可能性の高いエリアである。森記念財団都市戦略研究所が２０２１年に発表した「世界の都市総合力ランキング」で、東京は、ロンドン、ニューヨークに次いで第３位となっているが、第１位のロンドンに比べて、文化・交流の評価で劣っている。ベイエリアにスポーツ、ライブエンターテイメント施設、ＭＩＣＥ関連施設を整備することにより、東京の国際競争力向上を図れるよう計画を支援されたい。

東京とロンドンの各分野の指標（2012、2016、2021）

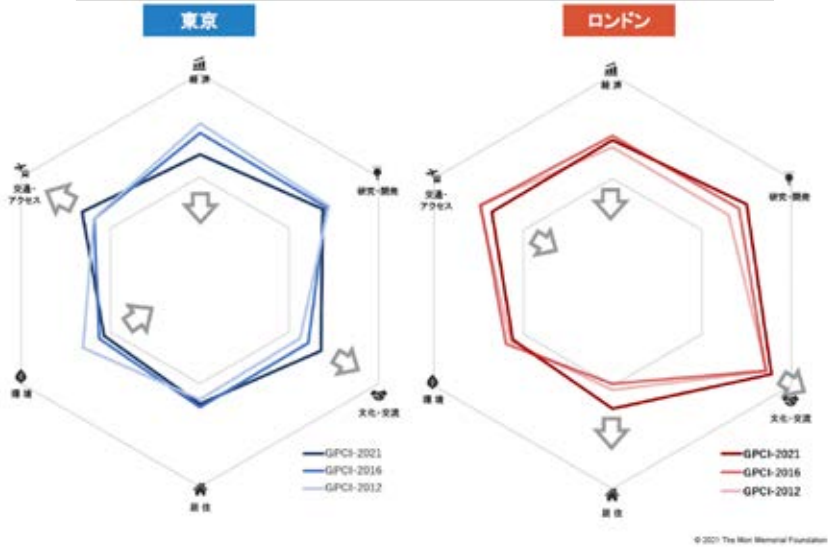

出典：一般財団法人 森記念財団 都市戦略研究所「世界都市ランキング」

【継続要望一覧】

１．インフラ整備等の迅速かつ着実な推進

(1)都市の基盤･･･安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長

① 都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用
② 民間活力による都市再生の推進
（都市再生緊急整備地域、国家戦略特区の特例等に基づく都市再生プロジェクトの推進、都市再生促進税制等の確実な延長、東京等の大都市と地方都市との連携・交流による、更なるイノベーション力向上への支援等）
③ インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）
④ 木密地域等密集市街地の早期改善
⑤ 無電柱化の推進
⑥ 災害に備えたインフラ整備の着実な推進、災害等ハザードエリアにおける新規立地抑制、高台まちづくり等の推進
⑦ 民間による防災・減災対策の促進
⑧ 都市衛生環境整備の促進

(2)各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

① 首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）
② 都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化
③ コンテナふ頭、クルーズ客船ふ頭など港湾施設の機能強化
④ 首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加・効率的な空域利用の促進
⑤ 首都圏の高速道路、国道等の交通円滑化
⑥ 物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備
⑦ シームレスな移動環境の充実（ＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ）
⑧ リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成
⑨ インフラのストック効果の見える化･見せる化(施策推進に向けた国民への周知)

(3)都市の多種多様な魅力･･･密集・混雑を避けた交流・魅力の創出・再生

○楽しさやオープンな交流の創出に向けた公共空間の利活用

(4)インフラ関連産業の持続的な発展に向けた支援

２.施策のスピードアップに向けた環境整備

(1)公益性・合理性を実現する土地収用手続き等の積極的活用
(2)官民連携による用地取得業務の加速
(3)用地取得における不公平感の解消
(4)地籍調査の早期の進捗率向上

１．インフラ整備等の迅速かつ着実な推進

新型コロナ感染症の拡大は、働き方や住まい方等、ワークスタイル・ライフスタイルに対する人々の価値観の多様化を加速させた。地方・二地域居住への関心の高まりや地方への移転を検討している企業もあり、地方分散化は一部で進むものと思われる。中長期的には、首都東京は高度な都市機能の集積により、引き続き国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図り、郊外はライフスタイルの変化に合わせた自立分散型のまちに、地方は人口減少・高齢化の時代を生き残るためにコンパクトシティ化・公共交通ネットワーク再構築などを推進し、規模の異なる複数の拠点が、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄する都市構造の形成を目指すことが重要である。また、東京及び首都圏の大都市が、新型コロナを機に急速に進展するデジタル技術も活用しながら地方都市との交流・連携を促進し、イノベーションの創出につなげるなど、日本全体の成長を牽引していくことも重要である。

激しい国際的な都市間競争の中で東京及び首都圏が都市機能の集積を図り、国際競争力を向上させるためには、①都市の基盤、②各地域との直結、③都市の多種多様な魅力といった都市再生への取組みをスピードアップさせることが極めて重要である。そのためには、令和５年３月末に適用期限を迎える都市再生促進税制等の確実な延長等が必要である。

(1)都市の基盤…安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長

①都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用

◆土地利用の複合利用等、更なる高度利用に向けた都市計画の柔軟な運用
・事業者が事業の拡大や継続を円滑に行うことができるよう用途地域の変更、容積率緩和、遠隔地間の容積率移転、育成用途の活用による複合用途の利用促進。
・社会環境や多様な働き方、ニーズの変化に対応したまちづくりを進めるため、土地利用・建築規制等の一層の柔軟化が必要。
・新型コロナウイルス感染拡大により、働く場所が郊外に分散化される傾向にあることから、郊外にオフィス、商業施設、娯楽施設の立地する自立した都市となれるようスピーディな都市計画の運用
◆再開発が見込まれる地域以外（中小オフィス街や木造住宅密集地域等）においても、災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等における日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用（柔軟な適用除外等）
◆地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）の利活用の推進

＜企業の主な声＞
・社会環境やニーズの変化に対応したまちづくりを進めるため、土地利用・建築規制等の一層の柔軟化が必要。（不動産業）
・特定街区の変更には関係権利者全員の同意を必要とする現実離れの制度が立ちはだかり用途変更もできないまま老朽化し負の遺産になってしまう。（不動産業）
・まちづくりのため、マンション建設における駐車場の附置義務の緩和を望む。公共交通機関が発達したため、駐車場に大きな空きがでている。（流通業）
・多様な働き方・ニーズ（コワーキングスペースや小規模オフィス等）に対応していくためにも、建築物の用途制限の緩和など、都市計画の柔軟な変更が求められる。（貨物輸送業）
・老朽化した中小のビルの建替えにあたり、建築基準法や都条例等の制約がありなかなか進まない。中小ビルの建替えを早急に進めるような制度設計をしてもらいたい。（不動産業）

②民間活力による都市再生の推進
（都市再生緊急整備地域、国家戦略特区の特例等に基づく都市再生プロジェクトの推進、都市再生促進税制等の確実な延長、東京等の大都市と地方都市との連携・交流による、更なるイノベーション力向上への支援等）

◆（特定）都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進
・魅力ある国際都市の形成に向けた事業の促進、施策の活用推進
（民間都市再生事業に対する金融支援措置や都市再生促進税制の延長・拡充などの税制支援）
・日影規制や駐車場附置義務の柔軟化の継続的な推進
・複合用途施設に対する容積率緩和
◆国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進

・計画の速やかな認定、地区外対象プロジェクト認定の推進
・東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成
◆国際ビジネス環境の整備に対する支援の拡充
（国際会議場、外国語対応の医療・教育・保育施設、宿泊施設等への支援、容積率緩和、国際イベントへの出展、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実など）
◆各地域の多様な商材を日本各地さらに世界へ広めていくための東京圏におけるプラットフォームとしての機能の充実
・東京や首都圏が日本各地域と連携し、地方創生と国際競争力を組み合わせ、日本の新たな成長エンジンを創出するよう、見本市・展示会の育成、支援や、海外メディア、バイヤーの招へい等の後押し
◆交通・物流ネットワークにおけるミッシングリンクの解消による東京および首都圏と地方都市の連絡速度の向上

③インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

◆首都高速道路の更新計画の確実な推進
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
◆維持管理に必要な人員、技術、財政に関する地方公共団体への支援強化
◆「インフラメンテナンス国民会議」などを通じた新技術の取組の着実な推進と水平展開

＜企業の主な声＞
・東京２３区のインフラ整備の課題としては、まず、①インフラ老朽化の対応、②首都直下型地震対策、③高齢化に対するインフラ整備が必要だと考える。（建築設計業）

④木密地域等密集市街地の早期改善

◆助成、周知等を通じた木密地域の不燃化推進
（建替え・除去、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯等）
◆木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）や日影規制の柔軟化、容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価など、種々の政策を強力に進めることが必要
◆東京都及び各区の執行体制、両者の連携の更なる強化の支援

＜企業の主な声＞
・地域の防災性を高めるため木造不燃化、道路の拡幅、公園・広場等の確保等の施策を推進する必要がある（建築設計業）※その他にも木密地域の不燃化、解消を望む声多数
・木密解消のために建物を建替えようとしても斜線制限があり元の容積率が確保できない。国や東京都に規制緩和の検討をしてもらいたい。（設計コンサルタント業）
・４ｍ未満の狭隘道路について、緊急車両の進入を妨げる路上の植木鉢等についてより厳格な措置をお願いしたい。（不動産業）
・墨田区北部地区の多くの街区が東京都の総合危険度ランク４～５である。狭隘道路のため延焼遮断帯の形成も不十分である。区画整理はあきらめるべきではない。（流通業）

⑤無電柱化の推進

◆容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び低コスト化の推進、財政的措置拡充
◆街づくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

＜企業の主な声＞
・自転車・歩行者の妨げになる電柱問題の解消（無電柱化）とともに歩車道区分を明確にするなど安全・安心な環境を早期に整備してもらいたい。（設備補修業）※その他にも無電柱化の推進を望む声多数
・インフラ整備の資金と手法について、民間資金の活用を最大限進めてはどうか。（建築設計業）

⑥災害に備えたインフラ整備の着実な推進、災害等ハザードエリアにおける新規立地抑制、高台まちづくり等の推進

◆高規格堤防、調節池の整備、河川、海岸保全施設・港湾施設の耐震・耐水対策、治水施設の整備推進
◆東京港等の耐震強化岸壁整備、災害時航路の安全確保
◆羽田空港の耐震化・液状化・高潮等の対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
◆災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度・税制支援等の後押し

◆浸水区域を経由せずに高台などへの安全な避難が可能となる「高台まちづくり」等、高層階に避難し易くする改修への支援等の推進
◆京成本線荒川橋梁架け替えの早期着工

＜企業の主な声＞
・港南５丁目と同３丁目間の京浜運河に水門がないため、浸水や水害の危険性があり、対策をお願いしたい。（不動産賃貸業）
・芝浦港南地区は、高潮や大潮のタイミングが重なると浸水被害が想定される。水門の開閉と河川の増水のバランスを取るために、下水道局、河川局、港湾局が連携して対応してもらえるか不安に思う。（不動産賃貸業）
・田園調布地区の堤防、遊水池、貯留施設の整備、京浜河川事務所所有のポンプ車の追加配備が必要である。（土木工事業）
・京成本線荒川橋梁は他の橋梁に比べて低く、ここから越水する危険性があり架け替え工事を早期着工してもらいたい。（不動産業）
・荒川の氾濫対策として、都では高台のまちづくりを進めているが、区画整理等で相当の時間を要するため、完成するまで避難施設・民間大規模建築物への避難協定等を準備すべき。（流通業）
・国・都・区の行政の垣根をどう超えるかという解決すべき課題がある。例えば、水辺などは品川、港、大田区が全部つながっている。しかし全体管理は東京都港湾局でやっており、水域管理はそれぞれの区がやっている。行政区間が変わると護岸の手すりのデザインが変わる。水辺の開発は防災や観光のための国家プロジェクトである。区単位で進まないということであれば、東京都全体の枠組みで進めるべき。（建設業）

⑦民間による防災・減災対策の促進

◆緊急輸送道路沿道建築物や商業施設・病院等、多数の者が利用する建築物の耐震化促進
◆地下街、地下駅の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援
◆エリア防災、災害時業務継続地区（ＢＣＤ）の整備や、免震・制振装置の導入推進に向けた、民間事業者に対するインセンティブ拡充

⑧都市衛生環境整備の促進

◆下水処理場の処理能力の拡充
◆ごみ置き場の衛生環境の向上

＜企業の主な声＞
・大雨の際に水再生センター周辺で水質汚染と悪臭が生じることがある。（不動産賃貸業）
・ごみ置き場でのごみの置き方に工夫が必要。都市の美観と衛生上の問題がある。（建設業）

(2)各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

①首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）

◆東京外かく環状道路（外環道）
・陥没・空洞箇所周辺における丁寧な対応
・陥没等の再発防止策を徹底し、安全確保を最優先としたうえでの工事実施により関越道～東名高速間の早期開通
・東名高速～湾岸道路間の早期計画具体化
◆首都圏中央連絡自動車道（圏央道）
・早期の全線開通及び4車線化の加速化

＜企業の主な声＞
・外環道開通時の利益を分かっていても、一部の反対者のために遅れている。その間の経済ロスは誰も補償してくれない。（流通業）
・青梅街道ICのハーフインター計画はフルインターに見直すべき。（建設業）

②都心と首都圏空港間等のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化

◆首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上
（羽田空港アクセス線、新空港線）
◆地方公共団体や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
（東京8号線[豊洲～住吉]、東京12号線[光が丘～大泉学園町]、新金貨物線の旅客化、メトロセブン）
◆混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組推進

＜企業の主な声＞
・新空港線の早期整備を検討願いたい。新空港線ができると新宿・池袋・埼玉方面からの羽田空港への利便性も高まる。（土木建設業）
・江東区内の南北移動の活性化（回遊性）及び通勤時の混雑解消に重要なため、地下鉄８号線を早急に整備してほしい。（不動産業）
・大江戸線の大泉学園までの早期開業を。（設備保守業）
・葛飾区は、区内を南北に走るＪＲ新金貨物線の旅客化事業に着手することを発表したが、その後、事業化が進んでいない。（不動産業）
・江戸川区を縦に走る鉄道がなく、環七沿いのメトロセブンの開業を推進してほしい。（電気工事業）

③コンテナふ頭、クルーズ客船ふ頭など港湾施設の機能強化

◆新型コロナウイルス感染症対策や、移動手段、船内廃棄物の処理など、旅行者、事業者双方に安全・安心で利用しやすい環境整備
◆大型貨物船、国際基幹航路の増加に向けた港湾のふ頭整備
（東京港：中央防波堤外側コンテナターミナル整備、横浜港：新本牧ふ頭整備等）
◆南本牧～本牧ふ頭地区臨港道路等、港湾と各地をつなぐ道路ネットワークの整備推進
◆大型クルーズ客船対応の客船ふ頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備
◆官民連携による国際クルーズ拠点（横浜港）としてのハード・ソフト両面の取組推進

④首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加・効率的な空域利用の促進

◆首都圏空港の処理能力強化
（羽田空港第５滑走路検討など更なる取組みの推進、成田空港の処理能力強化、羽田新経路の着実な遂行等）
◆首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
◆横田空域の早期全面返還による首都圏の空域再編成、一体的な管制業務
◆首都圏空港におけるビジネスジェット受け入れ及び駐機場の拡大、都心への交通アクセスの強化

⑤首都圏の高速道路、国道等の交通円滑化

◆恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
◆踏切の除却等を目的とした連続立体交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅の積極的な推進
◆観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立と展開
◆主要国道のバイパス化、道路拡幅等（３５７号線、６号線、２０号線等）
◆スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間投資誘発、観光活性化）
◆混雑緩和を目的とした高速道路料金見直しにおいて、事業者の実態に合わせ行うよう車両の適用除外など柔軟な実施方法の検討。また、高速道路利用者の予見性が減じて利用を躊躇させる恐れがあることにも留意が必要
◆賢い料金（高速道路外の休憩施設等に退出しても料金は不変）に係る施策の拡充
◆主要観光スポットをめぐる企画料金の設定による広域観光の促進

＜企業の主な声＞
・目黒インター出口の渋滞を解消してもらいたい。（自動車賃貸業）
・中央防波堤外側付近道路、臨海副都心に向かう道路、ゲートブリッチ道路、３５７号線がコンテナ車により片道一車線になり渋滞がひどい。そのため救急車の動きもスローになってしまっている。埠頭近辺は渋滞がひどい。（自動車賃貸業）
・高井戸ＩＣの中央道下り入口の早期実現を。（建設業）
・渋滞解消のため江東区南砂２丁目葛西橋通りのＪＲ貨物線路の踏切に信号機を新設してもらいたい。（不動産業）
・環七に抜ける道がスクールゾーンであるにも関わらず、速度の速い車が侵入してきて危険。車両侵入対策が必要（設備保守業）
・東京都と京王電鉄が進める連続立体交差事業（笹塚～仙川間）の早期完工が地域住民の願いである。（設備保守業）
・西武新宿線の連続立体交差事業を進めてもらいたい。（設備保守業）
・東武東上本線大山駅付近の連続立体化交差事業の計画的かつ円滑な整備が望まれる。（貨物輸送業）
・東武伊勢崎線立体交差事業による渋滞と地域分断の解消効果を期待する。（流通業）
・国道６号を横切る新宿踏切は渋滞頻発箇所となっており、国土交通省と区で早期に計画を定めてもらいたい。（不動産業）

⑥物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備

◆自動運転・隊列走行等の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の推進(新東名高速他)、共同輸配送・

中継輸送・モーダルシフトの推進、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
◆ドローンの利用、宅配便再配達の削減（宅配ボックス等）等による生産性の向上
◆物流を考慮した建築物の設計・運用の周知展開、荷捌き車両の路上駐車の改善、共同荷捌きスペースの確保、渋滞対策の推進
◆重要物流道路制度による道路の機能強化とその機能の民間への周知
◆羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区の認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化

＜企業の主な声＞
・大森駅周辺に荷捌きがないため渋滞している。違法駐車対策のため、納品・荷捌き等のための共同荷捌きスペースを設置して欲しい。（土木工事業）
・旧日本製鐵工場跡地に建設予定の大型物流施設にあわせた混雑緩和対策が必要。（貨物輸送業）

⑦シームレスな移動環境の充実（ＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ）
◆進化するデジタル技術を活用し、国や自治体、公共交通事業者等が連携しＭａａＳの社会実装のスピードアップ
◆道路交通のトラフィックの円滑化のため、ビッグデータ、ＡＩ等最新技術を活用し、一層精度の高い情報通信インフラ整備の推進
◆各事業者が所有する交通関連データ活用のためのスキームの検討

＜企業の主な声＞
・「高島平地域グランドデザイン」に基づく都市づくりの推進が求められると同時に、ＭａａＳ等の導入による交通利便性の向上に資するような計画・取組みも求められる。（貨物輸送業）

⑧リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成
◆リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組
◆世界から資金や人材、情報を呼び込むスーパー・メガリージョンの形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
◆スーパー・メガリージョンの形成による各地域の多様な商材を日本各地さらに世界へ広めていくための東京圏におけるプラットフォームとしての機能の充実
◆スーパー・メガリージョンの核都市として、東京圏が日本の新たな成長エンジンとなるための国による後押し

⑨インフラのストック効果の見える化・見せる化（施策推進に向けた国民への周知）
◆インフラのストック効果を国民に広く周知することが肝要
◆国土交通省の重要計画に対する多様な主体の理解と参画
◆インフラツーリズムの推進

(3)都市の多種多様な魅力･･･密集・混雑を避けた交流・魅力の創出・再生

○楽しさやオープンな交流の創出に向けた公共空間の利活用
◆公共空間の整備・利用促進による地域の利便性や快適性の向上、並びに市民が安らぐことのできる美しい都市空間の形成による都市の魅力向上
◆子供が自由に遊ぶことのできる公共空間の整備
◆「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度等の利活用促進に向けた省庁間連携の推進
◆公共空間の利活用の促進のため省庁間、省庁・地方公共団体間の円滑なコミュニケーション
◆憩いと賑わいの創出、都市景観向上の観点からも観光資源、そして経済活動の拠点としてのポテンシャルの高いウォーターフロントの利用促進
◆優先順位で劣後していた都市景観の課題への取組みを含め、空間・景観・環境価値の高い都市の創造に向けての取組の強化が必要
◆コミュニティの維持や地域の魅力向上を図るための地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行うエリアマネジメントの取組を推進する環境整備が重要

＜企業の主な声＞
・大井町駅周辺の再開発にあたっては、区内外の人が集うような多目的施設の整備等により「人と人を繋ぎ、賑わいを創出する拠点」として活用されたい。（土木工事業）
・「下北線路街」の事例を踏まえ、東京都や鉄道事業者には、工事完了後の地域コミュニティの結束や地域活性化につながるような企画をお願いしたい。（設備保守業）

・渋谷を「世界に開かれた生活文化の発信拠点」として、「持続可能なエリアマネジメント」を推進するためにも、今後のエリアマネジメントの組織のあり方と具体的な対策の検討、協議が必要である。（建設業）
・地域コミュニティとまちの活性化のために、エリアマネジメント活動の活性化に向けた整備が必要。（不動産業）
・自転車が多く、歩行者との区分も十分にできていない。まちづくりの基本は、安心して出歩けることである。（設備保守業）
・子供たちのための公園もルールが多く、ボール遊びができないなど自由に遊べない。是非、インフラ整備のなかに子供が遊べる場所を入れてほしい。（設備保守業）
・北区らしい自然・文化・歴史資源を積極的に活用した、飛鳥山公園など再開発地域周辺の賑わい創出を拡大する整備・運営を進めてほしい。（電気工事業）

(4)インフラ関連産業の持続的な発展に向けた支援

◆建設業等の担い手確保・育成に向けた情報発信・環境整備（週休２日制の推進、建設キャリアアップシステムの定着等）
◆担い手確保のため、建設業における新・担い手３法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正を受けた取組みや、運輸業等における適正取引の推進（標準運送約款の改正への対応等）による適切な利潤確保と従業員に対する適正な賃金の還元。
◆インフラ関連産業におけるＩＣＴの活用等、現場作業高度化・生産性向上支援（人手不足を見据えた生産性向上・自動化、建設キャリアアップシステムの定着、「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の推進）
◆関東地方整備局における関東ＤＸ・ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ人材育成センターの活用等によるＤＸ推進
◆新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムの輸出促進

２.施策のスピードアップに向けた環境整備～スピードアップのための円滑な公共用地取得～

国際競争力の高い、真に豊かさを実感できる地域社会を構築していくためには、関係者が中長期的な視点で街づくりのストーリーを描き、共有したうえで、地域全体の価値や魅力（トータルバリュー）を高めるための柔軟な制度運用や取組みを行っていく必要がある。

インフラ整備においても、地域のあるべき姿やそれに基づくゾーニングを踏まえ、地域全体の価値や魅力を向上させる視点で整備の効果や費用のあり方を検討していくことが肝要であり、こうした合意形成による計画に基づき、整備効果を早期に発現させることが重要である。民間企業が早期に建物を竣工させ投下資金の回収を急ぐのと同様に、公共事業においても早期竣工によりＢ／Ｃ値を当初計画どおり確保し、高いストック効果を発揮することで国際競争力の向上を図る必要がある。

インフラ整備のスピードアップに向けては、さまざまな課題があるが、本要望では、その根幹となる公共用地取得のスピードアップについて申し述べる。一部の利害関係者の権利濫用による整備の長期化は、大きな社会的コストを生じさせることとなる。法制度の改正や柔軟な運用、積極的な活用、さらに公共用地取得にあたり不公平感や権利濫用等を防ぐ制度の創設などもあわせて検討・実施していくことが必要である。

(1)公益性・合理性を実現する土地収用手続き等の積極的活用

◆土地収用手続きへの移行を決定・指示できる第三者機関の設置等８０％、３年ルールのより厳格な運用
・用地取得率８０％となった時、または用地幅杭打設終了時から３年を経た時のいずれか早い時期に収用手続きに移行すべきという国土交通省の通達（平成１５年３月　２８日付事業認定等に関する適期申請等について等）を着実に運用すべき
◆収用委員会の積極的な活用と裁決等のスピードアップ
◆公共用地取得遅延による機会損失額の最小化
◆都市計画事業認可方式の活用

＜企業の主な声＞
・「王子駅周辺まちづくり整備計画」により駅前広場機能の拡大を含む基盤整備計画が策定されたが、都・地権者・関係事業者との合意形成が課題。（貨物輸送業）
・両国～錦糸町間の京葉道路の拡幅は昭和２０年代に計画されたが７０年経った今も完了していない。（流通業）
・特定整備路線として補助２９、２８号線、放射２号線などの幹線道路の拡幅も進んでいるが、平成３１年度の整備完了という予定から相当遅れている。（建設業）
・環状５号線は、本来東京２０２０大会開催前の開通との説明であったがまだ未開通の状態。新宿３丁目の周辺開発に支障をきたさないか心配している。（食品製造販売業）
・地域行政の課題として、賛成意見よりも一部の反対意見の声が大きく取り上げられる傾向にある。地域住民との合意形成は大切であるが一部の反対意見のみを傾聴して施策を決定するのは如何なものかと思う。地

元説明会、反対派の意見、パブリックコメントといった今までの合意形成の方法で良いのか疑問である。新たな合意形成の方法を検討してもらいたい。（建設業）

(2)官民連携による用地取得業務の加速

◆用地取得のスピードアップのための積極的な民間活用（用地の測量、調査、補償金額の算定、行政事務の補助業務や、土地の収用等の裁決申請等）
◆用地職員の人材育成（公共用地取得に関する業務、用地職員の発注・モニタリングのスキルアップ等）
◆関東地方整備局・東京都による地方公共団体への支援

(3)用地取得における不公平感の解消

◆道路拡幅により立ち退く者と、新たに道路に接する者の不公平感の解消
　補償制度は、昭和３７年に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」によるものであり、同要綱に定める補償算定額が立ち退く者にとって果たして公平なものであるか疑義がある。現行の要綱の定め（第３条、第７条）ではインフラ整備による当該地区の資産価値の上昇分を立ち退く者は享受できない。用地補償の不公平感解消と円滑な土地取得を進めるため、資産価値の上昇分を立ち退く者に還元する方法等、新たな損失補償制度の検討・創設を要望する。
◆補償金受領による介護保険料等増額の是正
　用地を売却し、補償金を受け取ることで、住民税非課税の所得上限額（概ね４３万円程度）を超えると、食費・居住費の補足給付の負担増加、介護保険料の上昇など、住民税の均等割りの負担に比べても著しく重い負担が強いられることになっており、用地取得の支障となっている。
◆全国一律５０００万円控除の不公平感の解消のための地価を勘案した控除額の設定
　公共用地売却による所得に係る５０００万円控除については全国一律であり、地価が高い地域では、控除額が十分でない場合がある。公示地価、路線価等を勘案した各地域の地価に応じた控除額の設定が必要である。

介護保険料等の本人負担額の増加の例

前提：特別養護老人ホームに入所している単身の第１号被保険者、66 歳
（妻が施設入所、夫が江戸川区内の自宅で居住）
老齢年金収入 155 万円、補償金 1,500 万円で土地売買契約締結

項目	契約前	契約後	負担増
住民税	0	5,000	5,000
介護保険料	19,440	77,760	58,320
施設介護ｻｰﾋﾞｽ等の自己負担額	180,000	446,400	266,400
食費	142,350	503,700	361,350
居住費	153,300	419,750	266,450
合　計	**495,090**	**1,452,610**	**957,520**

（笠井社会保険労務士事務所による試算）

(4)地籍調査の早期の進捗率向上

◆地籍調査の早期の進捗率向上が必要（第７次国土調査事業十箇年計画（２０２０～２０２９年度）の早期執行）

地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことは、社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものとして重要である。地籍調査の進捗率は２０２０年３月時点の全国の面積ベースで約５２％である一方、東京都の進捗率は約２３％と低くなっている。政府は２０２０年５月、効率的な調査手法の導入により、第６次計画における実績事業量約１万㎢と比較して１．５倍の進捗を目指す第７次国土調査事業十箇年計画を決定した。本計画をできる限り前倒し執行し、地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが求められる。

地籍調査の進捗率

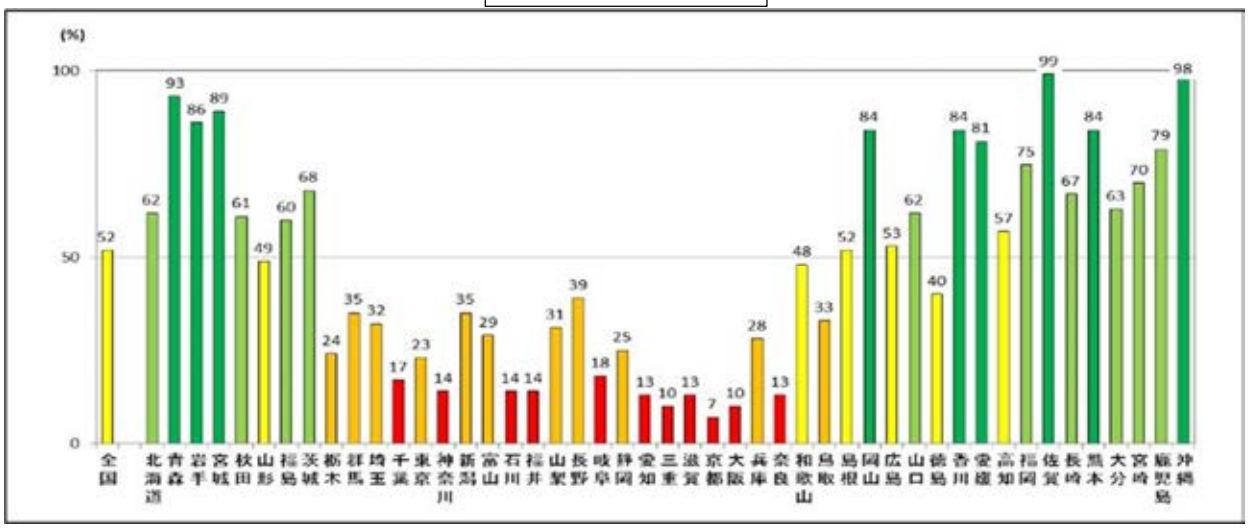

出典:国土交通省

＜企業の主な声＞
・地籍調査の遅延は、災害発生後の復旧、復興、市街地再開発の大きな妨げとなる。（不動産業）

以　上

２０２２年度第３号
２０２２年６月９日
第２３３回(臨時)議員総会
第７４７回常議員会決議

＜提出先＞国土交通大臣、国土交通省幹部

＜実現状況＞【関連予算の確保・拡充】

○インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現［７，３８８億円（対前年１．０３倍)］

○効率的な物流ネットワークの早期整備・活用［３，６２７億円（同１．０１倍)］

○ＺＥＨ・ＺＥＢ　の普及や木材活用、ストックの省エネ化など住宅・建築物の省エネ対策等の強化［９８０億円（同１．０１倍)］

○グリーンインフラ等のインフラ・まちづくり分野における脱炭素化の推進［１３５億円（同１．１４倍)］

○カーボンニュートラルポートの形成等の港湾・海事分野における脱炭素化の推進［４２７億円（同１．２９倍)］

○持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）の導入促進や空港の再エネ拠点化等の航空分野における脱炭素化の推進　［２１億円（同１．１６倍)］

○空き家対策、所有者不明土地等対策及び適正な土地利用等の促進［７１億円（同１．０７倍)］

【その他の実現状況】

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案の成立（２０２２年５月１３日）

○要望の実現を図るため、国土交通省幹部との懇談会を開催（首都圏問題・トラベル＆ツーリズム・災害リスク対策の各委員会による合同開催２０２３年２月８日）

○東京外かく環状道路の工事再開

○地下鉄８号線、南北線延伸および新空港線整備の本格化

４．首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望
～カーボンニュートラル、ＤＸと安全･安心なまちづくり～

目　次

基本的な考え方

【新規要望】
１．カーボンニュートラルを目指したまちづくり
２．利便性の高いまちづくりのためのデジタル技術の活用
３．人口減少下の快適で安全・安心なまちづくり
４．東京ベイエリアを世界のショーケースに
【継続要望】
１．インフラ整備等の迅速かつ着実な推進
２．施策のスピードアップに向けた環境整備

＜基本的な考え方＞

産業革命以降急激に活発化した人間活動により、経済・社会の基盤である地球の持続可能性が危ぶまれていることに端を発した「持続可能な開発目標（Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｇｏａｌｓ：ＳＤＧｓ）」は、都市の国際競争力においても重要な評価指標となっている。従来どおりインフラ整備を進めているだけでは、都市の国際間競争を勝ち抜くことができない。森記念財団都市戦略研究所が２０２１年１０月に発表した「世界都市ランキング」において、東京はロンドン、ニューヨークに次ぐ総合３位となったが、「環境」指標のランキングについては１７位となっており、「経済」や「交通・アクセス」といった他の指標と比べ著しく評価が低い状況である。こうした世界の潮流のなかで東京及び首都圏の環境問題への取り組み、とりわけ政府が２０５０年の目標として掲げた「カーボンニュートラル」を目指したまちづくりは、新たに取り組まなければならない重要な課題となっている。

また、国や都市におけるデジタル化についても、国際間競争が熾烈なものとなりつつある。国連経済社会局（ＵＮＤＥＳＡ）が２０２０年に公表した世界電子政府ランキングでは、日本は前回調査時の１０位から１４位と後退した。他国が飛躍的に行政手続きのデジタル化を進めるなか、日本はウェブサイト上にある行政サービスの所在が分かりにくいことや、手続きの煩雑さなどが指摘されており、行政手続きの改善に急ぎ取り組まなければならない。あわせて、ＩＣＴ等の新技術を活用しつつ、都市のマネジメントを高度化することにより、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市「スマートシティ」の整備も急がれる。国及び東京都では、官民連携してスマートシティの実証実験に着手しており、そうした取組を通じて企業・住民に対しスマートシティの利便性や目指すゴールについて広く理解を求めていくことが重要である。

一方、日本は既に人口減少局面に入っており、東京の人口も２０３０年を境に減少すると予想されている。東京及び首都圏が快適で安全・安心なまちでありつづけるために、人口減少を見据え、長期的な観点に立ち、都市が衰退しないための対策を立てる必要がある。

かかる課題を解決する方向性を示す都市として、東京ベイエリアでのまちづくりに大いに期待する。ネット・ゼロ・エネルギーのビルや住宅（ＺＥＢ、ＺＥＨ）が建ち並ぶまちをＥＶ・燃料電池車が走行し、地域企業・住民・来街者がデジタル化による利便性の高いサービスを体験・体感できることが重要である。また、老朽化や被災、人口変動等に備えたマンション開発・管理など、東京ベイエリアが日本の都市の課題解決、さらには世界のモデル都市（ショーケース）となるよう開発を進められたい。そのノウハウが、世界の都市再生に寄与することを期待する。

以上の基本的な考え方のもと、首都・東京が持続的かつ魅力あるまち、安全・安心なまちとして、国際競争力を向上させていくための都市政策等について以下のとおり要望する。

【東京都への要望】

【新規要望】

１．カーボンニュートラルを目指したまちづくり

政府は２０３０年度における温室効果ガス排出量について２０１３年度比４６％削減、２０５０年にはカーボンニュートラル実現という思い切った目標を内外に示した。また、東京都においても、２０５０年に温室効果ガス排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京戦略」を２０１９年末に策定するとともに、昨年３月には、「ゼロエミッション東京戦略Ｕｐｄａｔｅ　＆　Ｒｅｐｏｒｔ」を発表し、２０３０年までに温室効果ガス排出量を半減し、カーボンハーフの実現に向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「２０３０・カーボンハーフスタイル」を提起した。

国土交通省が２００９年に公表した「首都圏白書」によれば、２００６年度の首都圏でのＣＯ２の排出量は、我が国のＣＯ２排出量のうち、約２７％を占めており、近畿圏域及び中部圏域と比較して、最も高い割合を占め

ている。その一方で、２００６年度の首都圏のＣＯ２排出量の部門別のシェアを見ると、首都圏においては、業務部門（３１．１％）及び家計部門（２６．７％）の合計シェアが５７．７％となっている。これは、全国（業務部門及び家計部門の合計シェアが５０．０％）と比較して高くなっている。

さらに東京都の温室効果ガス排出部門については、オフィスや商業施設、人口等の集積のため業務部門の排出量が全体の３９．６％、住宅部門が２５．７％、運輸部門が１５．１％と、温室効果ガス排出量の約８割を占めている。

よって、東京及び首都圏においては、これら３部門からの排出を抑制することが肝要である。

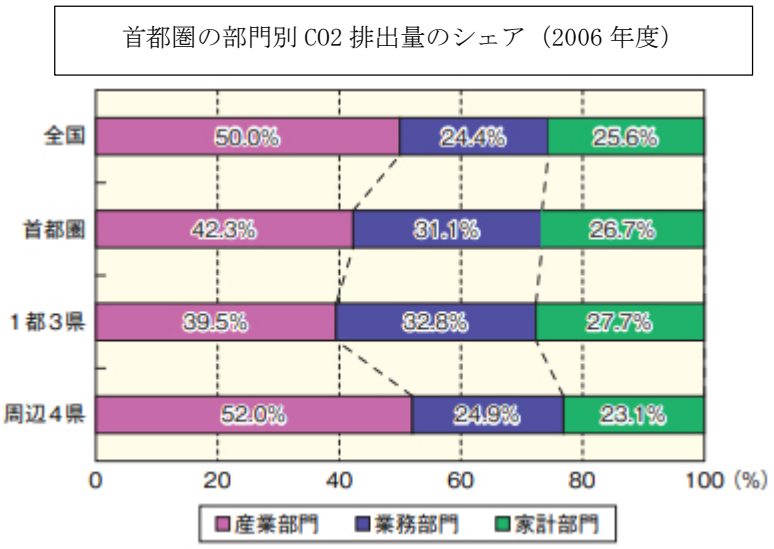

出典：国土交通省「首都圏白書（2009 年度）」

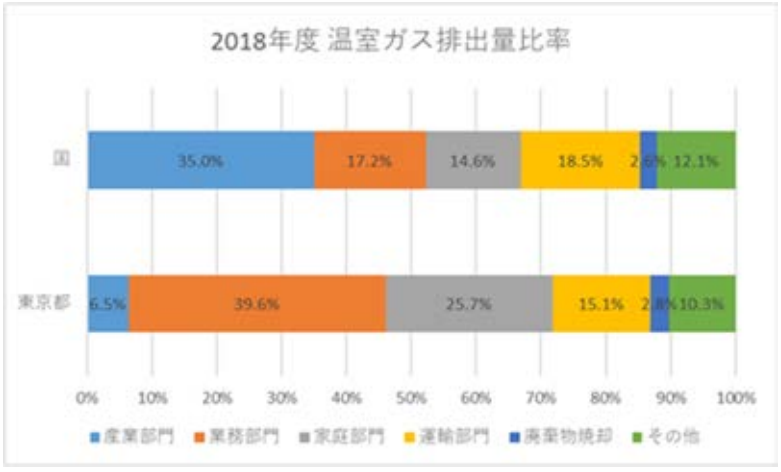

出典：環境省・東京都のデータにもとづき東商作成

また、東京及び首都圏は、都市の安全・安心に取り組みながら国際的な都市間競争に勝ち残るための日本経済のエンジンとしての機能強化をすべきであり、郊外は、ライフスタイルの変化に合わせた自立分散したまちに、地方は、コンパクトシティ化と交通・物流ネットワークの構築などを推進し、規模の異なる複数の拠点が、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄する自立分散・連携型都市形成を目指すべきである。エネルギー拠点についても、地域分散してエネルギー供給システムを配置することにより、東京、郊外、地方が相互に補完し合いながら発展することが可能となる。

昨今の気候変動の加速化を鑑みれば、脱炭素化に向けた取組は急務であり目標達成に向けては国民や企業の理解の下、社会が一体となって具体的な取組みを推進することが不可欠である。今後、カーボンニュートラルの取組みを進めていくうえで、カーボンニュートラルを実現するにあたって生じる追加的コストを明示し社会で公平に負担する仕組みを構築するとともに、大規模かつ積極的な財政支援を実施されたい。

重点要望(1)業務部門・家庭部門のＣＯ２排出抑制のための取組み促進

◆ＺＥＢ、ＺＥＨの普及及び既存ストック（既存の建築物、住宅）の断熱改修等を加速させる啓発・支援［改正

建築物省エネ法案（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案）の早期成立に向けた働きかけ］
・建築・改修需要の喚起のための、建築主､既存ストックの所有者､利用者等に対する環境等への取組みに関する啓発と補助制度の利用促進
・建築事業者のＺＥＢ、ＺＥＨ建築の受注促進のための知識・技術の習得等の支援
◆建築・改修推進のための事業環境等の整備
・省エネルギー性能に関する国と東京都の統一的基準の設定
・既存ストックの省エネ改修促進のための建築基準制度の早期見直し
・建築資材等の価格上昇分を転嫁できる事業環境の整備
・技術開発の支援（建築資材、施工方法、設備機器、再エネ技術等）
◆新築住宅・建物を対象とした太陽光発電パネルやＺＥＶ[7]充電設備の設置義務化（都条例）には費用負担・設置環境等の問題があり設置者の理解を得るための取組みを
◆東京は電力の大消費地として、原子力発電の再稼働促進も含め、電力の低炭素化等に関する意識醸成を

業務部門・家庭部門のＣＯ２排出抑制のためには、ＺＥＢ・ＺＥＨの普及、並びに既存建築物の断熱改修等による省エネ対策が必要である。しかしながら、ＺＥＢ、ＺＥＨに関する認知度は決して高いとは言えず、まずは、ＺＥＢ、ＺＥＨの建築・既存建築物改修のための需要を喚起し、機運を醸成することが肝要である。そのためには、改正建築物省エネ法案（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案）を早期に成立させ、法に基づき、建築主、既存ストックの所有者、商業テナント等の建物利用者等に対して環境等への取組みの重要性を啓発していく必要がある。

あわせて、省エネルギー性能基準を満たすためのＺＥＢ、ＺＥＨの建築、断熱改修コスト、再エネのための太陽光パネルの設置コスト等、建築主、既存ストックの所有者、利用者等の費用負担の増加について助成金の拡充や税制優遇、低利融資制度等の支援策が必要不可欠であり、そうした制度の活用法を丁寧に説明する等利用促進を図られたい。

特に、国土交通省の建築着工統計調査報告（令和３年）によると、新築数の８６万戸に対し、既存住宅ストックは約５，４００万戸であり、その既存住宅ストックのうち、現行の断熱性能を満たしている住宅は約１３％にとどまっていることから、既存住宅ストックの改修を推し進めて行くことが極めて重要である。

住宅戸数・住居面積・非住居面積に占める新築住居の割合

種別	既存ストック（a）	新　築（b）	b/a+b
住居戸数	約 5,400 万戸	86 万戸	1.6%
住居面積	7,735,350 千㎡	70,666 千㎡	0.9%
非住居面積	1,986,530 千㎡	48,460 千㎡	2.4%

出典：国土交通省　（既存ストック）「建築物ストック統計（2020 年公表）」、（新築）「建築着工統計調査報告（2021 年）」

【住宅ストック(約 5,400 万戸)の断熱性能】

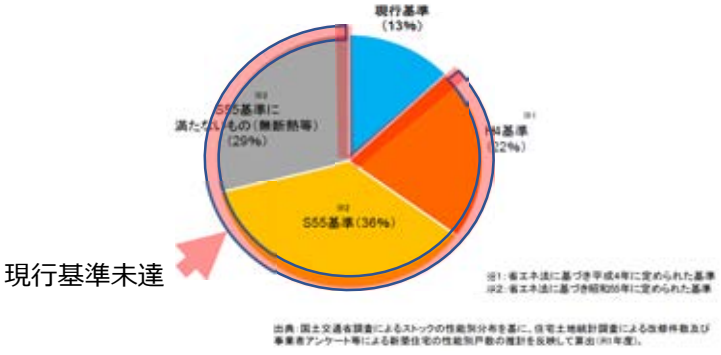

また、事業者のＺＥＢ、ＺＥＨ建築の受注を促進するための知識・技術の習得等の支援が不可欠である。特に中小事業者がＺＥＢ、ＺＥＨの適格な建築工事が行えるよう知識・技術の習得に注力されたい。国土交通省は、本年３月に「良質な住宅・建築物の取得・改修に関する支援制度」についてのＷＥＢ動画を配信したが、このよ

[7] ZEV(ゼロエミッション・ビークル)とは、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV)、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと

うな取組みを積極的に進められたい。一戸建木造住宅戸数は一戸建住宅戸数全体の約９１％を占め、その木造戸建住宅の約５割は中小の大工・工務店が供給している。一方で、一般工務店における新築注文戸建のＺＥＨ化率は、２０２０年度で１０％未満と未だ十分に進んでおらず、今後取組みの加速化が必要な状況である。国土交通省は地域における中小工務店等の木造住宅の関連事業者がグループをつくり、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の整備を促進する「地域型住宅グリーン化事業」を進められているが、東京都においてもこうした中小事業者に対する支援の取組みについて検討されたい。

一方、ＺＥＢ、ＺＥＨの推進において、国と東京都がそれぞれ異なる省エネルギー性能基準の設定をした場合、事業者の混乱や建築を許可する側の審査の非効率化を招き、結果的にＺＥＢ、ＺＥＨの普及が遅れてしまう懸念がある。国と東京都の基準の整合を取る等、事業環境を整備されたい。

さらに、既存ストックの断熱改修において、建物の形態規制により、既存ストックの省エネ改修等が困難になる場合がある。例えば既存の駐車場の上部に太陽光パネルを設置することによって、建蔽率規制や容積率規制に抵触したり、既存の建築物が形態規制の上限に近い状態で建築されている場合、断熱改修や設備改修により高さや建築面積等が増加してしまい、改修が困難となる場合がある。既存ストックの断熱改修を進めるために、現行の建築基準制度に関する、早期の規制緩和を国に要望していただきたい。

また、建築資材や燃料費等が上昇する中、ＺＥＢ、ＺＥＨの建築による価格上昇を含め、事業者が工事発注者に適切に価格転嫁できる事業環境の整備も極めて重要である。

加えて、ＣＯ２を吸着するコンクリートやＣＯ２を固定させる木造中層建築資材であるＣＬＴ（Ｃｒｏｓｓ Ｌａｍｉｎａｔｅｄ　Ｔｉｍｂｅｒ）の開発、省エネ性能が向上した設備機器等の開発が進んでいる。カーボンニュートラルを達成するために、新たな建築資材・設備機器、施工方法、再エネ技術等の技術開発を積極的に支援されるとともに、新たな資材・機器・技術を使用した建築土木工事について公共工事で活用されたい。

現在、東京都は、新築住宅・建物を対象とした太陽光発電パネルやＺＥＶ充電設備の設置義務化を検討しているが、設置や運用、更新に係る費用負担等の問題が生じることから、設置者の理解をしっかりと得る必要がある。

特に太陽光発電の最低設置基準を新たに設けるにあたっては、太陽光発電の設置が費用・日照時間のために経済合理性を有しない建物もあり、設置免除を含む柔軟な制度設計や例外規定について詳細な検討が必要である。

また、太陽光パネル設置に限らず、代替措置として敷地外からの再エネ調達や電気購入なども含め、各建築物に応じて最も再エネ拡大に繋がる手法を選択できる制度設計とすべきである。さらに再エネ調達エリアは都内のみでは限界もあることも想定されるため、事業者の都外での取組み等を含め、幅広く評価する仕組みの検討を願いたい。あわせて、狭小住宅やペンシルビルなど、太陽光パネルを設置するための屋根の物理的なスペースの制約や、消費者が負担する機器の運用や更新費用、耐用年数を経過した太陽光パネルの廃棄処分の問題についても考慮する必要がある。

加えて、東京は電力のほぼすべてを都外からの供給に依存しており、送配電網から供給される電力の低炭素化が重要である。また、今年３月に発生した「福島県沖地震」においては、火力発電所が停止したことにより、電力の需給バランスが崩れ、都内でも大規模な停電が発生した。電力の低炭素化と安定供給を両立させていくためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備などが極めて重要であり、その推進に向けて、都民・企業の意識醸成を図ることが必要である。

＜企業の主な声＞
- 事業者をはじめ一般の消費者の省エネに対しての意識の醸成が十分になされている状況にはなく、今後、関係機関などが連携した、啓発活動を十分に行っていく必要がある。（建築設計業）
- 「２０５０年カーボンニュートラル」の達成へのさらなる貢献を目指し、住宅・建築物共に「省エネ性能が高く、脱炭素に繋がる新規良質ストック」の供給に向けた必要な対策と「省エネ性能の劣る数多くの既存ストック」への対策が極めて重要。（不動産業）
- 大多数を占める既存ストックの断熱改修をもっと積極的に進めるべき。（流通業）
- 省エネ化を進めていく上で、それに係わる助成制度は必要である。（建設業）
- 政府が進める脱炭素化の動きについて、趣旨は踏まえつつ事業者、居住者の過度な負担にならないよう支援制度の充実等が必要。（不動産業）
- 省エネルギー性能基準の強化・新設について、都独自の指標により達成すべき指標が複数存在することは、消費者も企業も混乱を招き、脱炭素化の速度を低下させる可能性もはらんでいる。（不動産業）
- 脱炭素化対応を含め老朽ビル更新の推進が必要。（運輸業）
- 省エネ、ＣＯ２削減には、木造建築の促進、木材の利用促進も重要な手法である。こちらについても周知を行っていく必要がある。（不動産業）
- 早期の脱炭素化を目指した基準強化が目的であるならば、その手段たる建築物への再エネ導入・活用の促進のみならず、手段を拡大するオフサイトや電力購入等の他の手段も含め、目的成就に対する適切な手法を選択できるかたちにすべき。（不動産業）

(2)運輸部門のＣＯ２排出抑制のための取組み促進

◆ ＣＯ２排出削減のための公共交通機関等への環境に配慮したエネルギーの安定供給

（持続可能な航空機燃料（ＳＡＦ[8]）の国産化の推進、水素等ガス燃料の提供等）
◆ ＥＶ・ＦＣＶ（燃料電池）車の普及のためＥＶ･水素ステーション整備の促進
◆ 首都圏三環状道路等の交通ネットワークを整備し、渋滞解消によるＣＯ２排出量削減
◆ 港湾、空港のカーボンニュートラルの推進
◆ ＣＯ２排出量の少ないグリーン物流の強化
◆ 環境にやさしい公共交通機関の利用促進

ＣＯ２排出削減のためには、公共交通機関等の利用促進が有効な手段となるが、公共交通機関をより環境負荷の少ない輸送手段とするため、国が進める環境に配慮したエネルギーの安定供給に向けたエネルギー政策を後押しいただきたい。特に、航空事業者の持続可能な航空燃料（ＳＡＦ＝Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ａｖｉａｔｉｏｎ　Ｆｕｅｌ）については、ＳＡＦを利用した航空機のみ発着陸を許可する国も将来現れる可能性があり、航空事業者にとって、ＳＡＦの調達は事業継続のために極めて重要な問題となっている。海外からの調達については国際情勢の影響等を受けやすいことから、ＳＡＦの国産化を含めて政策の立案・実施が必要である。東京都においては、ＳＡＦの他、水素、アンモニア等のエネルギーについても事業者に安定供給できるよう継続して支援されたい。

また、国は、運輸部門の排出量のうち８割以上を占める自動車において、２０３５年までに乗用車新車販売で電動車１００％の実現に向け、次世代自動車の普及促進等を推進する方針であり、東京都も２０３０年までに都内で販売される乗用車の新車すべてをＺＥＶやハイブリット自動車（ＨＶ）の非ガソリン車に切り替える方針を示している。その一方で、電気自動車や燃料電池自動車等の普及を推進するにあたり、現状ではＥＶステーション、水素ステーションの整備が進んでおらず、消費者のＥＶ、燃料電池車の購買意欲を促進する環境が整っていない。一般社団法人　日本自動車販売協会連合会によると、２０２１年のＥＶの新車販売台数は約２１，０００台（乗用車の販売台数の約０．９％）に留まっている。経済産業省の２０２２年度予算では、ＥＶの充電ステーションの整備に３７５億円、水素ステーションの整備に９０億円を充てているが、米国では、２０２１年１１月に成立した米国インフラ投資法案により７５億ドル（１＄＝１１５円で8，６２５億円）をかけてＥＶ車用の充電設備を米国内に５０万基設置し（日本国内：２０２０年度末、２９，２３３基　ゼンリン調べ）、ＥＶの普及を目指している。日本の現在の充電設備の整備状況下ではＥＶを普及させることが難しく、脱炭素の数値目標の達成のためにはＥＶ、燃料電池車のためのインフラ整備を早急に進めるよう関係省庁と東京都が連携して取り組む必要がある。東京都においても２０２２年度予算において、ＥＶの充電ステーションの整備等に５５億円、水素ステーションの整備等に１７７億円を計上しているが、より一層の整備推進を図られたい。

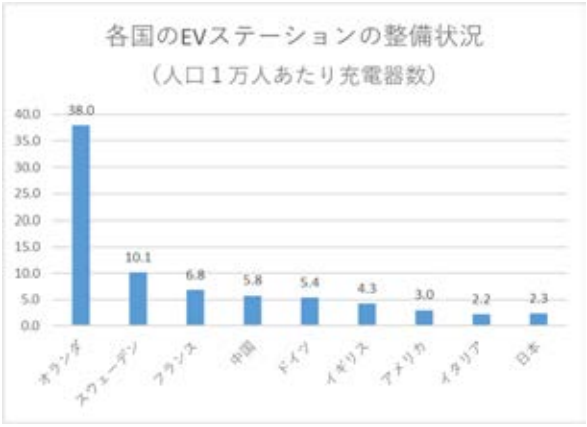

出典：ACEA（ヨーロッパ自動車産業協会）資料より。アメリカ、中国の数値は、IEA（国際エネルギー機構資料より

さらに、首都圏三環状道路等のミッシングリンクの解消は、東京及び首都圏に大きな経済波及効果をもたらすとともに、カーボンニュートラルの観点からも、渋滞解消によるＣＯ２排出量削減の効果が期待できることから、地域住民への丁寧な説明と安全確保を最優先としたうえで、早期に整備を進められたい。

あわせて、首都圏の港には多くの船舶が航行し、東京湾には工場、火力発電所などが集積している。カーボンニュートラルに向けて、港湾から排出されるＣＯ２の削減が果たす役割は大きく、積極的な取組みが必要である。国土交通省では、「カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）」形成に向けた施策の方向性を提唱し、２０２１年１２月には、「カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）形成計画」策定マニュアルを公表したところである。国際サプライチェーンの拠点かつ産業拠点である港湾において、水素・燃料アンモニア等の輸入等を可能とする受入環境の整備やベイエリアに保有する土地における太陽光等の再生エネルギー発電等により、カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）形成のためのさらなる取り組みが重要である。

[8] SAF（Sustainable Aviation Fuel、持続可能な航空機燃料）とは、バイオマス原料から精製される航空機燃料である。将来、SAF を使用した航空機のみ発着を認める国が出現することが予想されるが、日本国内で SAF の製造は行われておらず、安定供給に向けた国産化の推進が必要。

空港においては、施設・車両からのＣＯ２排出削減、広大な敷地を利用した太陽光発電による再生エネルギーの活用や、２０２１年３月に立ち上げられた「空港分野におけるＣＯ２削減に関する検討会」での官民連携した取組みが行われているが、空港のカーボンニュートラル実現のために、これらの取組みの加速化も必要である。

一方、運輸部門のＣＯ２排出量の約４割は貨物車からの排出量で占められており、貨物車からの排出削減も重要である。ハード面では、環境性能優良トラック（ＣＮＧトラック、ハイブリッドトラック）や燃料電池トラック等のＣＯ２排出量の少ないトラックへ、ディーゼルトラックから買い替えもしくは改造が必要となることから、環境性能に優れたトラックへの切り替えに対する事業者への補助を拡充されたい。ソフト面では、共同輸配送の推進、宅配便再配達の削減等によるトラック輸送の効率化、高速道路での自動運転・隊列走行、海運・鉄道へのモーダルシフトの更なる推進、ドローン物流の本格的な実用化・商用化等の検討を進められたい。

運輸部門の C02 排出量の内訳

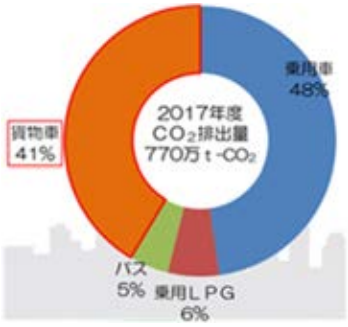

出典：東京都ホームページ

また、旅客輸送における輸送量当たりの二酸化炭素の平均的な排出量は、自家用乗用車に対し航空が約７割、バスが約４割、鉄道が約１．５割となっており、公共交通機関は、自家用車に比べ環境負荷の少ない移動手段である。ＣＯ２排出量削減を図るため、環境にやさしい、公共交通機関を利用するよう継続して利用者へ告知されたい。

あわせて、公共交通における脱炭素化を図るため、ＬＲＴ・ＢＲＴや電気自動車、燃料電池車をはじめとするＣＯ２排出の少ない輸送システムの導入推進を一層図ることが必要である。

＜企業の主な声＞
・欧米では、ＳＡＦを一定量使用していない航空機の発着を認めない国が出てくる可能性があり、ＳＡＦの調達ができない場合には日本の航空機が運行できなくなる懸念がある。ＳＡＦはとても高価な燃料で供給も限られており、各国がＳＡＦの確保に競い合っている。日本での製造供給の目途が経っておらず大きな懸念事項となっている。（運輸業）
・国内でもＥＶ、ＰＨＶ、ＦＣＶ車両等の利用が増えると思うが、車両の普及に合わせた充電・充填設備、特に一般車両だけではなく、バスやトラックも充電・充填できる大型施設の設置も必要。（運輸業）
・世界各国で運転してきたが、日本ではＥＶ車を充電するところが少ない。フランスやドイツでは、道路上のパーキングメーターのところに充電設備があり、駐車している間に充電できるようになっている。（自動車賃貸業）

(3) カーボンニュートラルと気候変動に適応したまちづくりへの転換

◆ コンパクト・プラス・ネットワークのための計画推進
・居住機能や商業等の都市機能のコンパクトな配置誘導と、それと連携した公共交通等の移動手段の確保・充実による脱炭素型のまちづくりの推進
◆ 省エネ、再生エネ設備の導入・利用の拡大とエネルギー拠点の分散配置
（地域におけるグリーントランスフォーメーションの推進）
・都心、自立分散型郊外都市へのコジェネレーションシステム等の導入促進
（導管補助事業等の拡充、コジェネレーションシステムの熱効率評価見直し）
・地方小都市は、地産地消の再生可能エネルギーの発電システムを整備し、余剰電力の売電による収入増と発電事業による雇用創出により、地域の活性化を
・都内の建物敷地内での再生可能エネルギー設備の設置に代えて、地方都市への設置に対する補助の拡充
（東京と地方都市の連携）
・再生可能エネルギー設備の設置を可能とする用途地域等の見直し
・エネルギー拠点の分散配置による国土強靭化

居住機能や商業等の都市機能をコンパクトに配置する、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは、必然的に居住者の移動距離を短くするものである。さらに公共交通等の移動手段の確保・充実を図ることにより

脱炭素型のまちづくりを推進することができる。既に、国土交通省で取り組まれているコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは、人口減少下のまちづくりとともに、カーボンニュートラルのまちづくりを進めるものであり、東京都においても後押しいただきたい。

地域におけるグリーントランスフォーメーションを推進するためには、省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大とエネルギー拠点の都心・自立分散型郊外都市・地方への分散配置が必要である。都心及び自立分散型郊外都市においては、熱効率に優れているコジェネレーションシステム等の導入や、まち全体でエネルギー利用の最適化を行うエネルギーマネジメントの推進、地方都市においては再生エネルギーの発電システムの整備を促進することが望ましい。

＜都心及び自立分散型郊外都市＞

コジェネレーションシステムは、回収した廃熱を蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、コジェネレーションシステムにより発生する熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約７５～８０％の利用が可能である。コジェネレーションシステムは、高い総合エネルギー効率を有しており、火力発電所のエネルギー効率４０％を大きく上回る。また、オフィスビル、商業施設、ホテル等、それぞれエネルギー利用のピークが異なる施設が集積するエリアではさらに有効である。オフィスは、朝から夕刻までがエネルギーのピークであり、ホテルは夜間がピーク、商業施設は、祝祭日により多くのエネルギーを使用するため、ピーク時間帯が分散することにより効率的なエネルギーの運用が可能となる。

コジェネレーションシステムの整備促進のため、国際競争業務継続拠点整備事業として国土交通省及び災害時業務継続施設整備事業として東京都によりエネルギー導管及びその付帯施設の整備に要する費用について、国が２／５、東京都が２／５の補助金を支給することとなっているが、コジェネレーションシステムの整備については、災害時のみでなく、カーボンニュートラルにも資する事業であることから、予算を拡充し事業者が補助を受けやすくすることが望まれる。東京、新宿、渋谷等の業務核都市や、自立分散する郊外の柏や二子玉川のように、集積地、または将来の集積が見込める地域にコジェネレーションシステムが導入されるよう積極的な財政支援が必要である。

さらに、建物や建築設備等については、環境評価に基づき環境負荷の削減が要求されるが、熱効率は、その場合の評価指標の一つとして使われている。当該環境指標において、外部に供給されるコジェネレーションシステムの排熱については、評価ルールが特に定められておらず、評価指標の対象外となっている。コジェネレーションシステムの普及のためには、コジェネレーションシステムの熱効率の評価方法を見直し、建物の環境評価へ反映できるよう検討が必要である。

ZEB 評価における外部供給エネルギーの扱い

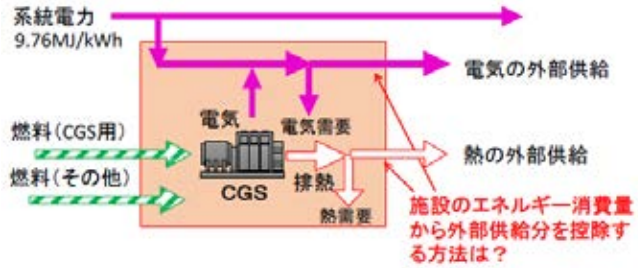

出典：
コジェネレーションの電気・熱のエネルギー価値評価に関する論文
大阪ガス株式会社エナジーソリューション事業部計画部

＜地方＞

地方においては、地域でカーボンニュートラルの再エネルギーシステムを構築し、売電することにより地域に利益をもたらし、雇用も生み出すことができる。宮城県大崎市の地元企業では廃油からバイオディーゼル燃料を製造販売する事例や、真庭バイオマス発電では間伐材によるバイオマス発電を行っている事例等、日本の地方都市で再エネルギー事業が行われている。これら地方の再エネルギー事業の後押しをし、カーボンニュートラルなまちづくりとともに地方経済の活性化を図られたい。

また、都内の建物敷地面積には限りがあり、建物敷地内での再生エネルギー設備の設置に代えて、地方への設置に対する事業者への補助の拡充も必要である。これにより東京と地方との相互連携が促進される。

地方における再エネルギー設備の導入を円滑に進めるためには、地方自治体、事業者への補助の他、設備設置を可能とする用途地域の見直し等、都市計画を柔軟に運用する必要がある。また、設備設置に要する手続きの効率化、簡略化、迅速化が望まれる。関係省庁並びに東京都各局が連携し、望ましくはワンストップで手続きが進めることができるよう許認可体制について検討されたい。

＜国土強靭化＞

エネルギー拠点の分散配置により、大規模なエネルギー供給事業者の業務が停止した際にも、エネルギー供給が途絶えることを回避することができ、災害時の国土強靭化にも有効であるため、防災の観点からも地域配置を積極的に進められたい。

＜企業の主な声＞

・エネルギーの地産地消を実現し、再エネも組み合わせながら分散型エネルギーとして電気・熱を面的に融通する「スマートエネルギーネットワーク」のような、省エネ・省ＣＯ２に加えて、エネルギーの経済性・安

定供給そしてレジリエンスにも資する持続可能な街づくりの視点で検討を行っていただきたい。(電気・ガス業)
・都内の建物敷地面積には限りがあるため、建物敷地内に再生エネルギー設備を設置することが難しい。敷地外の地方へ設置する事業者への補助拡充をしてもらいたい。これにより東京と地方との共存共栄も可能となる。(不動産業)
・地域強靭化のため再生エネルギーによる地域独立電源を構築し、行政･警察･消防･自衛隊・避難者等のためのエネルギー確保を行うべき。(電気工事業)

2．利便性の高いまちづくりのためのデジタル技術の活用

コロナ感染症拡大により行政手続きのデジタル化の立ち遅れが明らかになった。政府はデジタル庁、東京都はデジタルサービス局を創設し、行政手続きの効率化、迅速化等に取り組んでおり、住民及び事業者の利便性向上を速やかに図るため、行政のデジタル化を強く推し進めることが重要である。

また、日本各地でスマートシティの実証実験が行われているが、バルセロナ、シンガポール等、先行する都市に早く追いつき、東京及び首都圏の国際競争力を向上させるために、開発を急ぐ必要がある。住民・企業の理解・協力・参加がなければスマートシティの開発のスピードをあげることはできないことから、なるべく多くの住民・企業の理解・協力・参加をいかに得ていくかが極めて重要である。多くの企業は、利便性の高いまちづくりとカーボンニュートラルのためのデジタル技術活用に関心を寄せており、スマートシティのモデル都市の早期完成に期待している。

重点要望(1)行政のデジタル化の推進

◆行政手続きの効率化、迅速化、ワンストップ化
　(省、庁、都、区の垣根を超えたデータの一元管理による行政サービスの効率化)
◆使いやすい、分かりやすい、見やすい、行政手続きのソフト・サービスの開発、並びに、情報処理能力の強化
◆高齢者を取り残さないため、スマートフォン操作等の積極的な学習機会の創出（デジタルデバイドの解消）
◆３Ｄデジタルデータ等の行政及び事業者の積極的な活用と活用推進のための周知啓発を

現状、国や自治体ごとに別々のシステムを使って行政サービスを行っており、住民や事業者が、関連する複数の所管部門で手続きをしなければならない事態に直面し、多くの労力と時間、無駄なコストを費やしている。住民及び事業者がより迅速・効率的に行政手続きを行えるよう、手続きの効率化、簡略化、迅速化を図られたい。さらには、省、庁、都、区の垣根を超えたデータの一元管理と連携により、望ましくはワンストップで手続きが進めることができるよう許認可体制及びデータの管理方法について検討されたい。ワンストップサービスの実現には、単にポータルサイトを立ち上げて窓口をつくるだけでなく、利用者の利便性向上と行政内部の効率化双方の観点から、各行政機関間でデータ連携を図り、手続きが一気通貫で完結できるようにすることが重要である。

また、オンラインで行政手続きが可能となるものが増え、利用者の利便性は確実に向上しているものの、一部のソフト・サービスについては、より使いすい、分かりやすい、見やすいものとなるよう見直しが必要との声がある。既に民間企業では、デザイン思考の導入等によりＵＩ／ＵＸ[9]を重視した顧客サービスを提供しているが、公的機関が提供するサービスにおいても、同様にＵＩ／ＵＸの改善を図られたい。さらに、行政のウェブサイトのデザインやコンテンツ構成の標準化・統一化が図られれば、利用者にとっての利便性も向上するため、標準化・統一化についても検討されたい。

さらに、災害対策のリアルタイム情報の発信等、人命に係わるレジリエンスを確保するための情報処理能力の強化については、優先的な取組みが必要である。

一方で、「スマートフォン等のデジタル機器の操作が難しい」、「近くに使い方を教えてくれる人がいない」といった理由で、デジタル活用を躊躇する人たちが高齢者を中心に存在している。「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けて、デジタル・リテラシーの向上が必要である。これまでも地方公共団体や地域のパソコン教室等において、こうしたデジタル初心者をサポートする取組は行われてきたが、社会全体にデジタルの定着を図る観点では、より身近な場所でスマートフォン等のデジタル機器の利用方法を学ぶことのできる機会を積極的に創出したり、デジタルを活用した手続きに対するインセンティブの付与等の検討も重要である。

加えて、東京都はデジタルツイン実現プロジェクトにおいて行政の保有するデータを開示し、データを活用して、人流予測、混雑緩和等の実証実験を行っており、引き続き社会実装に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

＜企業の主な声＞
・公共空間の利活用や商店街地域のまちづくりを促進していく上で、行政手続きの簡素化や特例措置等での弾力的な運用が重要。(貨物輸送業)

[9] UI（ユーザーインターフェイス）はユーザーに対するサービスやプロダクトの外観を表す言葉、UX（ユーザーエクスペリエンス）はユーザーがプロダクトやサービスを通して得られた体験を表す言葉。UI と UX を分析することによりユーザーフレンドリーな商品の開発が可能となる。

・公民連携した安全なまちづくりや行政組織内の DX、区民サービス UX の推進等、地域の新しい価値・課題に取り組めるセクション創設を要望する。(電気工事業)
・住民サービスのためのシステムは、それぞれの区で別々のシステムを使っていると聞く。これを一つに統合すれば税金の節約もできる。都と区の権限、役割を考えることも必要である。(不動産業)
・行政手続きがインターネットでできるものもあるが、使い勝手が良くない。もっと使いやすくしてもらいたい。また、行政の情報システムの処理能力が低いが故に提供できないサービスがあるようなので、情報システムの更新が必要。(設備工事業)

(2)スマートシティの早期実現に向けて

◆住民・事業者の理解・協力・参加によるスマートシティの推進
　・利便性の理解を広めるため実装モデルをつくり成功の積み重ねを
　・中小を含む多くの事業者の参画の支援
　・社会実装の早期実現による、まちの価値向上
◆事業者から要請のあった行政の保有データの開示協力（人流データ等)、規制緩和並びに一定の配慮をしたうえで、民間が所有するデータを活用できる制度の構築を
◆都市 OS[10]の API[11]連携による都市間のデータ連携とサービスの連携

国及び東京都では、デジタル技術を利用したスマートシティの構築を進めているが、先行する世界の都市に早く追いつくためには、実装モデルの成功の積み重ねにより、できる限り多くの住民・企業にその利便性を実体験してもらい、開発に協力・参加をしてもらう機運を醸成することが肝要である。そのためには、大企業及びその人材のみならず、中小を含む多くの事業者・大学の人材が実装モデルの開発に参画できるようにすることが必要である。東京都では「地域を主体とするスマート東京の先行事例創出事業」として、地域の自治体を中心に地元企業や大学等が連携することで、地域課題を街のスマート化で解決していく取組を支援している。また、「スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進」事業では、地域と連携し、スタートアップ等によるスマートサービス実装事例の集積を進めている。こうした取り組みを官民が連携してより一層広げていくことで、たとえ小さな実装事例であっても実サービスとして稼働する事例を積み重ね、実装事例を元に新たなサービスの創出やデータ・サービス間連携が進められていくサイクルを生み出してくことが重要である。

そうした、便利なスマートサービスが数々生み出されていくことで、事業者や住民等の都市のスマート化への理解が深まり、スマートシティ実現の加速化につながっていくと考える。スマートシティの早期実現により、まちの利便性が向上すれば、多くの人がまちに魅力を感じ、土地や建物等のまちの資産価値も上がることになる。こうしたモデル都市が都内各地、ひいては全国に展開されることを期待する。

東京都はデジタルツインプロジェクトのように行政の保有するデータを積極的に開示しているが、それでもなお民間事業者からは「行政がどのようなデータを保有しているのか分からない」、「行政のもつデータを事業に活用させてもらいたい」、「行政から開示されているデータが限定的で、自治体によっても差がある」という声が多く聞かれる。民間事業者から要請があった行政の保有データについては積極的に開示されるとともに、行政が保有しているデータリストを公表することも重要である。

また、事業者が、まちの混雑度合や発災時の避難経路のモニタリングのため電柱に人流センサーを設置しようとするケースでは、電柱が設置されている道路は道路法による制約があり、防犯上の監視カメラの設置については条件付きで認められているが、人流センサーの設置は認められていないため、煩雑な手続きを複数の省庁・部局で行っており、スマートシティの開発スピードを上げるうえでの支障となっている。人流センサーの設置は一例であるが、開発を進めるための法令改正等の必要な規制緩和の取り組みと、改正後の法令の適切かつ柔軟な運用が必要である。

あわせて、個人情報の取扱いや情報セキュリティについて、漠然とした不安を抱く人が多いことから、個人情報保護のルール等を積極的に発信することで、そうした不安を払拭するとともに、民間が所有するデータについて、一定の配慮をしたうえで活用できる制度の構築についても検討が必要である。

加えて、スマートシティが全国的に展開できるよう、都市ＯＳのＡＰＩ連携による都市間のデータ連携とサービスの連携を図ることが必要である。現在、個々の企業が都市ＯＳの開発を進めているため、複数の情報技術ができ上がり、場合によっては乱立し、結果として利用者の利便性が低下し広域に普及しない、もしくは時間の経過とともに情報技術が孤立して互換性を失うといった懸念の声がある。スマートシティが全国に展開されるよう、スマートシティ同士の情報技術連携の推進と技術の継続的な刷新が図られるよう努められたい。

＜企業の主な意見＞
・事業者・行政へのメリットだけではなく、国民・都民にどのようなメリットがあるのかという観点で開発を進めてもらいたい。(流通業)
・脱炭素化とＩＴ技術の活用による高齢化に対応したまちづくりをスマートシティ東京として整備し世界最先端の都市を目指したらどうか。(建築設計業)

[10] 都市 OS とは、スマートシティで実現する物流、医療、福祉、防災 など様々な新しいサービスを提供するための基盤
[11] API(Application Programming Interface)とは、ソフトウェアやプロ グラム、Web サービスの間をつなぐインターフェースのこと。 API の利用により、複数の他のサービスと連携することができる

３．人口減少下の快適で安全・安心なまちづくり

安全・安心に生活できるまちであることが、まちづくりの根幹となる。２０１５年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予測（「日本の将来推計人口（２０１７年推計）」）では、２０５３年にはわが国の人口は１億人を下回ると推計されている。過疎化が進むのは地方都市のみならず、東京においても２０３０年から人口減少に転ずると予想されている。東京及び首都圏が快適で安全・安心なまちでありつづけるために、人口減少に転じる前に長期的な観点に立ち、都市が衰退しないための対策を立て、手当しないと手遅れになってしまう。人口減少は、経済、財政規模の縮小等、都市に様々な影響を及ぼすが、本要望では、建物の老朽化と居住者の高齢化が進行し、管理不全や耐震化の遅れが指摘され、現在法改正等が検討されている老朽マンションの建替えと、都市景観やコミュニティの質の劣化をもたらし、企業の関心も高い空き家・空き地の問題を取り上げたい。

全国及び首都圏の総人口の結果と予測

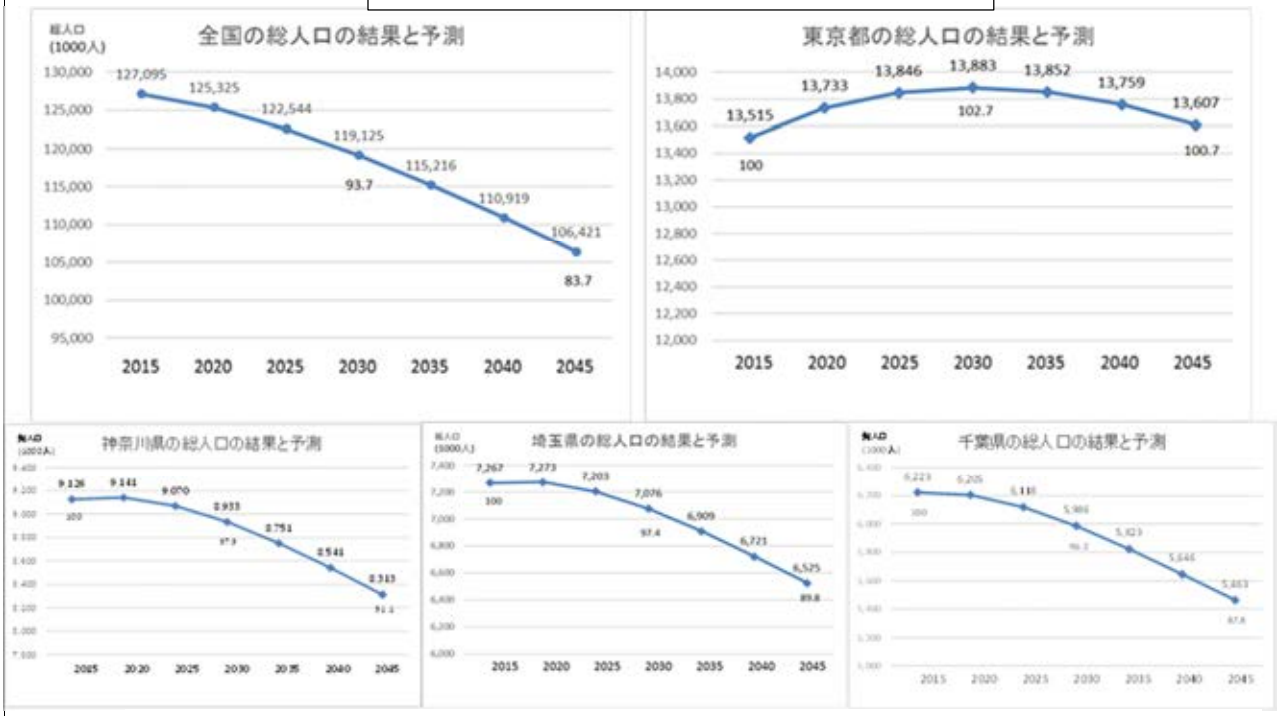

出典：いずれも国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」をもとに東商作成

重点要望(1)老朽マンションの建替え等の促進

◆老朽マンション等の再生・耐震化に向けた建替え等の促進のための阻害要因の改善
- マンション建替えの決議要件の見直し（区分所有者等の5分の4以上の同意要件の緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外等）
- 区分所有者の建替え費用軽減のための道路斜線、日影規制、高さ規制等、建築規制の緩和による容積率の拡大等
- 老朽マンションを別敷地で建替えが可能となるような仕組みづくり

◆緊急避難道路沿いのマンションの建替え等促進

◆耐震化や再生が難しいストックなど適切な解体撤去の促進

東京及び埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県において、全国の約５割のマンションストックがあり、特に東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積している。東京都の分譲マンションストックは約１７３万戸（２０１５年現在）であるが、約１７３万戸のうち約２割の約３６万戸は、１９８１（昭和５６）年以前の旧耐震基準（うち約７万戸が旧々耐震基準）で建築されている。

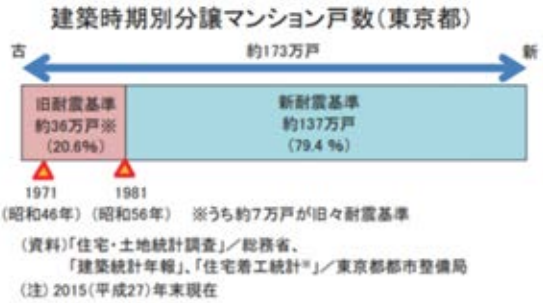

出典：東京都住宅マスタープラン（平成29年3月）

また、令和４年３月に策定された「東京都住宅マスタープラン」では、着工から４０年以上のマンションは、２０２３年に４２．８万戸、２０４３年に１１７．７万戸になるものと予測されており、マンションストックの高経年化が進んでいる。

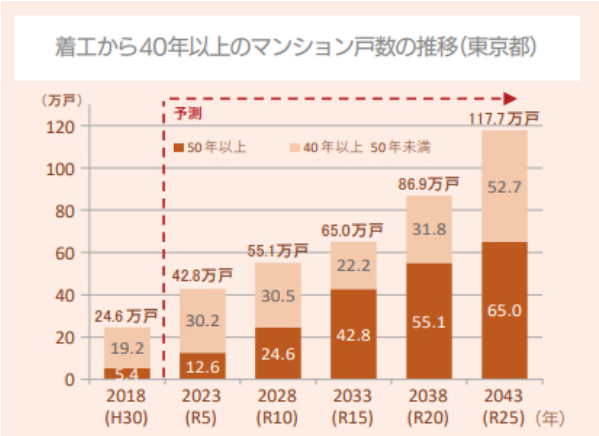

出典：令和４年３月東京都住宅マスタープラン

あわせて、分譲マンションの世帯主の年齢が６５歳以上である割合は、２０１３（平成２５）年で２９．９％となっている。建築時期が１９７０（昭和４５）年以前のマンションでは５９．１％、１９７１（昭和４６）年から１９８０（昭和５５）年のマンションでは５１．８％となり、１９８０年以前に建設されたマンションの世帯主のうち半分以上が６５歳以上の高齢者となっており、マンションストックの高経年化とともに居住者の高齢化も進んでいる。

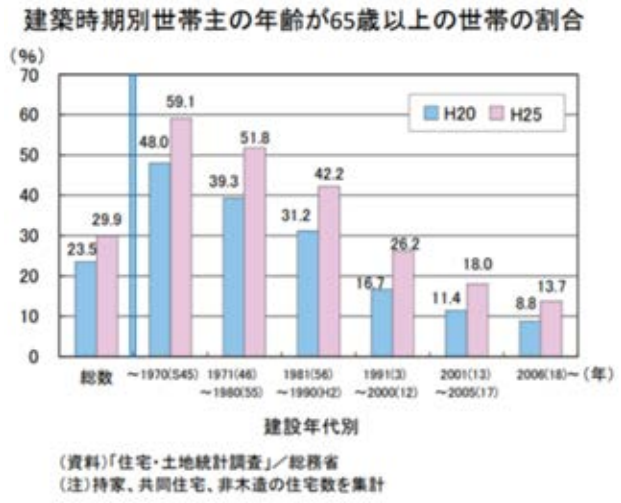

出典：東京都住宅マスタープラン（平成29年3月）

下図は、マンション建替え件数の推移を示しているが、２００４年から２０２０年までの建替え件数の累計は１７６件であり、１年間あたり平均で約１０件の建替えが行われている。現行の制度のもと、このペースで旧耐震基準を満たさないマンション約３６万戸（２０１５年現在）の建替えを行っていても高経年マンションの増加

に全く追い付くことができない。

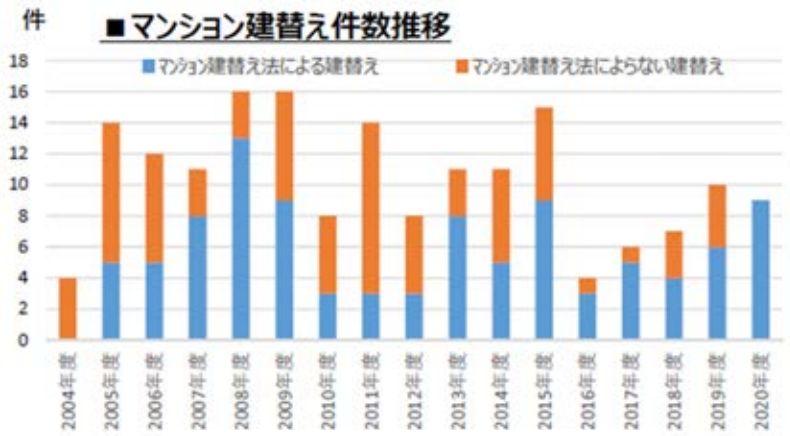

出典：国土交通省資料より不動産協会が作成

マンション建替えの決議要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和等、区分所有法の改正だけでマンション建替えが大幅に進むとは考えにくい。建替えを進めるにあたり一番の障害となるのが、建替えに伴う所有者の費用負担である。容積率に余裕があるために、建替え後に増床部分を売却しマンションの建替え費用に充当でき、区分所有者が建替え費用を負担しなくても良いというような好条件が揃っている物件は稀であり、現状では、好条件がそろっている物件に限り建替えが進んでいる状況である。多くの物件は、容積率に余裕がなく、また、道路・隣地斜線、日影規制、高さ規制等によりマンション建替え資金の捻出のために必要な増床が確保できない状況にあり、これらの規制緩和が極めて重要である。そうしたことを踏まえ、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物及び敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替えなど、新たな手法、法制度の整備が重要である。あわせて、新たなマンションに移転する住民の費用負担を軽減するため、不動産取得税・登録免許税・譲渡所得税等についてさらなる税負担軽減も必要である。

また、緊急避難道路沿いの老朽化マンションの建替え、木密地区の解消のための近接したマンションとの一体的再開発、旧耐震基準のマンションの建替え等、防災上急がなければならない物件については、行政主導による速やかな建替えが必要である。

さらに、除却の必要性に係る認定対象について、２０２２年４月の改正マンション建替円滑化法の施行により、耐震性不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンションやバリアフリー性能が確保されていないマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底されたい。加えて、引き続きマンションの耐震化、再生、並びにストックの適切な解体撤去を促進させていくことが必要である。

＜企業の主な声＞
・マンション建替えの同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）緩和の検討が進んだことは一歩前進であるが、建替えのための区分所有者の費用負担、容積率、日影斜線、高さ制限など様々な問題があり建替えは容易ではない。（不動産業）
・緊急輸送道路での建物耐震補強は進んでいるが、一方で区内の主要道路では進んでいない。東京都と同程度の取組みが区道でも必要ではないか。（電気工事業）
・人口が減少した東京に必要な都市計画やインフラ整備等を研究し、今から手を打たないと手遅れになる。（建設業）

(2)空き家・空き地対策の推進

◆所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進
・改正都市再生特別措置法による制度を活用したまちの活力の維持
・コミュニティや住環境の質の低下防止
◆改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）の周知啓発
・所有者不明土地について、再生エネ発電設備、防災施設への利用促進
◆土地所有者等に対する土地の適正な利用、管理に関する責務についての周知啓発

都市、地方に拘わらず、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面のいずれの観点からも空き家等への対策は重要である。人口減少による懸念事項の第１は、空き家の増加による都市の荒廃である。２０２１年３月に公表された「未来の東京」戦略では東京の世帯数については、２０３５年７２７万世帯でピークアウトし、２０６０年に６４６万世帯と、８１万世帯（△１１％）の減少が予測されており、都内の余剰住宅が１１％増加することとなる。

都内世帯数の将来予測

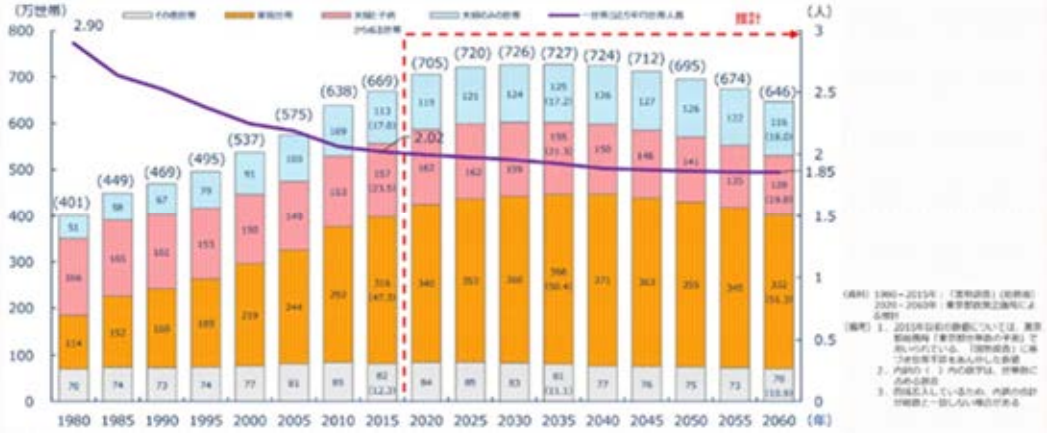

総務省が発表した「平成３０年（２０１８年）住宅・土地統計調査」では都内の空き家数８１万戸、空き家率は１０．６％（内、約７割は賃貸用）となっている。単純に２０１８年時点の空き家率に世帯数減少による余剰家屋数を加算すると都内の約２２％の家屋が空き家となり、所有者不明土地・家屋の発生、老朽化家屋の発生、スポンジ化現象が進まざるを得ない状況である。諸外国では、スポンジ化した地域がスラム化する等、コミュニティや住環境の質が低下し社会問題となっているが、東京及び首都圏で同様の問題が発生しないよう、手遅れにならないうちに対処することが重要である。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行以降、主に地方公共団体が中心的な役割を担い、コンパクト・プラス・ネットワークなど総合的な空き家対策を推進している。また「改正都市再生特別措置法」の施行に合わせ、「低未利用土地権利設定等促進計画「立地誘導促進施設協定」等の新たな制度を創設し、都市のスポンジ化対策を実施しているところであるが、さらなる推進が必要である。

「低未利用土地権利設定等促進計画」の活用イメージ

「立地誘導促進施設協定」の活用イメージ

出典:左右いずれも国土交通省 都市のスポンジ化対策　活用スタディ集

また、所有者不明土地について、改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）が今年４月の国会において成立した。今回の改正により、地域福利増進事業の対象事業が拡充され、現行の広場や公民館等に加え、再生可能エネルギー発電設備や備蓄倉庫等の災害関連施設の整備に関する事業が追加された。所有者不明土地がカーボンニュートラルや防災・減災等の重要施策の後押しにつながることが可能となり、利用促進に向けた周知啓発を積極的に進めることが重要である。

さらに、２０２０年４月に施行された改正土地基本法では、従来からの土地の利用・取引にあたっての責務規定に加え、単に所有されている場合の規律も規定された。人口減少社会の進展に伴い、土地の価格や利用意向が低下する中で、土地が適切に管理され利用されるために、所有者が負うべき責務について明確にした。正に土地政策の再構築であり、所有者不明土地の発生予防のためにも国民、企業等に対する周知啓発等着実に執行することが重要である。

政府は相続土地国庫帰属法を制定し、相続によって土地の所有権を取得した者が法務大臣の承認を受けてその土

地の所有権を国庫に帰属させる制度を創設することとした。政府は、新制度の執行にあたっては、土地所有者が土地の管理に係る費用を一部負担すること等一定の要件を満たす場合に限っているが、これらの要件が制度利用を過度に躊躇させていないか注視し、必要に応じて見直しを検討していくことも重要である。

＜企業の主な声＞
・無人化した住宅などの公共取得によって、都市の美観と災害防止を図るべき。（サービス業）
・土地所有者不明などで、木密、減災の観点から再開発をしようにも開発が阻害されるようなことは問題である。（建設業）

４．東京ベイエリアを世界のショーケースに

東京都は今年３月に「東京ベイｅＳＧまちづくり戦略２０２２」を策定し、東京ベイエリア全域を対象に、グリーンとデジタルを基軸とした次世代の都市づくりに関する考え方を取りまとめた。東京都内の多くの企業が、現在進められている東京ベイエリアの開発に関心を寄せており、カーボンニュートラルの都市やデジタル技術を活用した利便性の高い都市等の早期形成に期待している。東京ベイエリアのまちづくりにおいて最も重要なことは、都民・企業によるモデル都市形成への賛同・協力を得ることであり、これにより開発のスピードアップと持続的なまちづくりが可能となる。より良いまちづくりへの原動力は、我がまちに誇りや愛着、共感を持つ人であり、都民のシビックプライド（郷土愛）の醸成は不可欠である。対象エリアのそれぞれのまちにおいて歴史文化の教育などにより、シビックプライドを育てていくことが重要と考える。加えて、都民・企業の理解促進に向けた広報活動等、各戦略の効果を広く周知するための取組強化が重要である。

◆住民･事業者・来街者の開発への協力・参加
（東京ベイエリアを｢カーボンニュートラル･ＤＸ･安全安心｣等の課題を解決するモデル都市に）
・住民･事業者・来街者がＺＥＢ､ＺＥＨ､デジタルサービス等の体感・体験を通じ積極的に開発に協力・参加できるような取組みを　⇒　ゼロエミッション都市、スマートシティの実現
◆経済効果を波及させるインフラ整備
・東京ベイエリアと都心や空港、さらに各地とをつなぐ陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備
（臨海地下鉄新線、羽田空港アクセス線、地下鉄８号線、品川地下鉄、新空港線、首都高速晴海線延伸、第二東京湾岸道路等）
◆文化交流拠点の創造
・エンターテイメント、ＭＩＣＥ関連施設の集積等

東京ベイエリアは、都心や空港にも近く、街区の大きさ、権利関係の視点からもカーボンニュートラルの達成、行政等のデジタルトランスフォーメーション、人口減少等の課題を解決するモデル都市としてその実現性が高いエリアである。東京ベイエリアをモデル都市とするためには、まず、住民、事業者、来街者にカーボンニュートラルのためのＺＥＢ､ＺＥＨや利便性の高いデジタルサービス等を体験、実感してもらうことによって、その魅力や有用性を深く理解してもらうことが必要である。そのうえで、住民、事業者、来街者にベイエリア開発に積極的に協力・参加してもらうことで開発がさらにスピードアップするものと考える。ベイエリアが、カーボンニュートラル、ＤＸ、安全・安心等様々な社会課題の解決に向けた日本、さらには世界のショーケースとなり、世界各地に広まるよう強力に開発を進めていただきたい。

また、ベイエリアにおけるまちづくりを東京の経済活性化に最大限生かすためには、まちのにぎわい・交流を促進し、その成果を各地域に波及させるインフラ整備の推進が極めて重要である。東京都が本年２月にまとめた「『未来の東京』戦略ｖｅｒｓｉｏｎ　ｕｐ　２０２２」では、多摩モノレール延伸（箱根ケ崎方面）、有楽町線延伸（豊洲～住吉）、都心部・品川地下鉄（白金高輪～品川）の３路線を早期事業化の路線としたが、ベイエリアの開発促進のためにはベイエリアの背骨となり、都心とベイエリアを結ぶ都心部・臨海地域地下鉄の整備も不可欠である。現在、都心（東京駅周辺地域）と臨海副都心（晴海、有明、青海、お台場）の鉄道アクセスは脆弱であり、将来の中央防波堤埋立地・新海面処分場の発展のためにも、とりわけベイエリアの背骨となる臨海地下鉄の整備は、都心と臨海部のアクセスを飛躍的に向上させるとともに、延伸により羽田空港へのアクセス向上も図ることができる。臨海地下鉄の整備に早期着手できるよう準備を進められたい。都心、臨海副都心、空港、さらに各地をつなぐ陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備は、東京の国際競争力向上のために極めて重要であり、ストック効果が最大限に発揮されるようスピード感をもって進められたい。

さらに、ベイエリアは、東京の弱点を解決できる最も可能性の高いエリアである。森記念財団都市戦略研究所が２０２１年に発表した「世界の都市総合力ランキング」で、東京は、ロンドン、ニューヨークに次いで第３位となっているが、第１位のロンドンに比べて、文化・交流の評価で劣っている。ベイエリアにスポーツ、ライブエンターテイメント施設、ＭＩＣＥ関連施設を整備することにより、東京の国際競争力向上を図れるよう計画を策定されたい。

東京とロンドンの各分野の指標（2012、2016、2021）

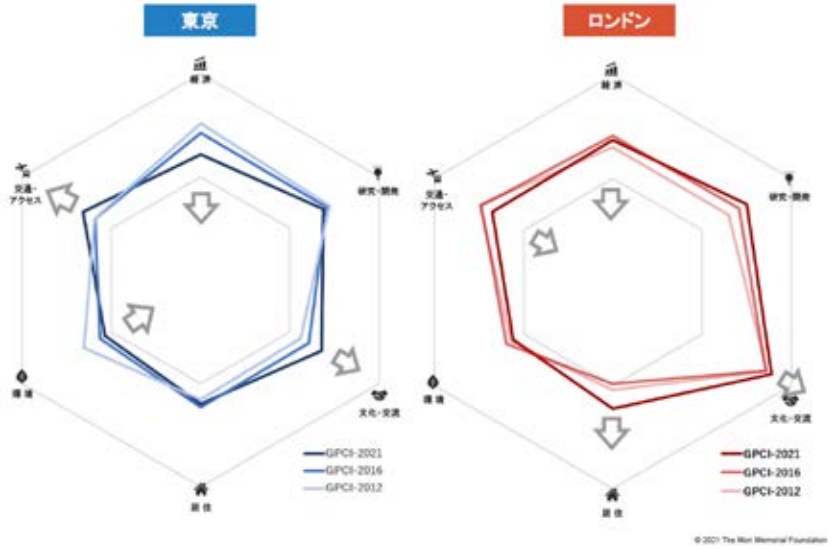

出典：一般財団法人 森記念財団 都市戦略研究所「世界都市ランキング」

【継続要望一覧】

１．インフラ整備等の迅速かつ着実な推進

(1)都市の基盤･･･安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保)、持続的な成長

① 都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用
② 民間活力による都市再生の推進
（都市再生緊急整備地域、国家戦略特区の特例等に基づく都市再生プロジェクトの推進、都市再生促進税制等の確実な延長、東京等の大都市と地方都市との連携・交流による、更なるイノベーション力向上への支援等）
③ インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）
④ 木密地域等密集市街地の早期改善
⑤ 無電柱化の推進
⑥ 災害に備えたインフラ整備の着実な推進、災害等ハザードエリアにおける新規立地抑制、高台まちづくり等の推進
⑦ 民間による防災・減災対策の促進
⑧都市衛生環境整備の促進

(2)各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

① 首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）
② 都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化
③ コンテナふ頭、クルーズ客船ふ頭など港湾施設の機能強化
④ 首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加・効率的な空域利用の促進
⑤ 首都圏の高速道路、国道等の交通円滑化
⑥ 物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備
⑦ シームレスな移動環境の充実（ＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ）
⑧ リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成
⑨ インフラのストック効果の見える化･見せる化(施策推進に向けた国民への周知)

(3)都市の多種多様な魅力･･･密集・混雑を避けた交流・魅力の創出・再生

○楽しさやオープンな交流の創出に向けた公共空間の利活用

(4)インフラ関連産業の持続的な発展に向けた支援

２.施策のスピードアップに向けた環境整備

(1)公益性・合理性を実現する土地収用手続き等の積極的活用
(2)官民連携による用地取得業務の加速
(3)用地取得における不公平感の解消
(4)地籍調査の早期の進捗率向上

１．インフラ整備等の迅速かつ着実な推進

新型コロナ感染症の拡大は、働き方や住まい方等、ワークスタイル・ライフスタイルに対する人々の価値観の多様化を加速させた。地方・二地域居住への関心の高まりや地方への移転を検討している企業もあり、地方分散化は一部で進むものと思われる。中長期的には、首都東京は高度な都市機能の集積により、引き続き国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図り、郊外はライフスタイルの変化に合わせた自立分散型のまちに、地方は人口減少・高齢化の時代を生き残るためにコンパクトシティ化・公共交通ネットワーク再構築などを推進し、規模の異なる複数の拠点が、それぞれの役割を分担し、補完し合いながら共存共栄する都市構造の形成を目指すことが重要である。また、東京及び首都圏の大都市が、新型コロナを機に急速に進展するデジタル技術も活用しながら地方都市との交流・連携を促進し、イノベーションの創出につなげるなど、日本全体の成長を牽引していくことも重要である。

激しい国際的な都市間競争の中で東京及び首都圏が都市機能の集積を図り、国際競争力を向上させるためには、①都市の基盤、②各地域との直結、③都市の多種多様な魅力といった都市再生への取組みをスピードアップさせることが極めて重要である。そのためには、令和５年３月末に適用期限を迎える都市再生促進税制等の確実な延長等が必要である。

(1)都市の基盤…安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長

①都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用

◆土地利用の複合利用等、更なる高度利用に向けた都市計画の柔軟な運用
・事業者が事業の拡大や継続を円滑に行うことができるよう用途地域の変更、容積率緩和、遠隔地間の容積率移転、育成用途の活用による複合用途の利用促進。
・社会環境や多様な働き方、ニーズの変化に対応したまちづくりを進めるため、土地利用・建築規制等の一層の柔軟化が必要。
・新型コロナウイルス感染拡大により、働く場所が郊外に分散化される傾向にあることから、郊外にオフィス、商業施設、娯楽施設の立地する自立した都市となれるようスピーディな都市計画の運用
◆再開発が見込まれる地域以外（中小オフィス街や木造住宅密集地域等）においても、災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等における日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用（柔軟な適用除外等）

＜企業の主な声＞
・社会環境やニーズの変化に対応したまちづくりを進めるため、土地利用・建築規制等の一層の柔軟化が必要。（不動産業）
・特定街区の変更には関係権利者全員の同意を必要とする現実離れの制度が立ちはだかり用途変更もできないまま老朽化し負の遺産になってしまう。（不動産業）
・まちづくりのため、マンション建設における駐車場の附置義務の緩和を望む。公共交通機関が発達したため、駐車場に大きな空きがでている。（流通業）
・多様な働き方・ニーズ（コワーキングスペースや小規模オフィス等）に対応していくためにも、建築物の用途制限の緩和など、都市計画の柔軟な変更が求められる。（貨物輸送業）
・老朽化した中小のビルの建替えにあたり、建築基準法や都条例等の制約がありなかなか進まない。中小ビルの建替えを早急に進めるような制度設計をしてもらいたい。（不動産業）

②民間活力による都市再生の推進

（都市再生緊急整備地域、国家戦略特区の特例等に基づく都市再生プロジェクトの推進、都市再生促進税制等の確実な延長、東京等の大都市と地方都市との連携・交流による、更なるイノベーション力向上への支援等）

◆（特定）都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進
　・魅力ある国際都市の形成に向けた事業の促進、施策の活用推進
　　（民間都市再生事業に対する金融支援措置や都市再生促進税制の延長・拡充などの税制支援）
　・日影規制や駐車場附置義務の柔軟化の継続的な推進
　・複合用途施設に対する容積率緩和
◆国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進
　・計画の速やかな認定、地区外対象プロジェクト認定の推進
　・東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成
◆オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用（再掲）
◆国際ビジネス環境の整備に対する支援の拡充

（国際会議場、外国語対応の医療・教育・保育施設、宿泊施設等への支援、容積率緩和、国際イベントへの出展、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実など）
◆各地域の多様な商材を日本各地さらに世界へ広めていくための東京圏におけるプラットフォームとしての機能の充実
・東京や首都圏が日本各地域と連携し、地方創生と国際競争力を組み合わせ、日本の新たな成長エンジンを創出するよう、見本市・展示会の育成、支援や、海外メディア、バイヤーの招へい等の後押し
◆交通・物流ネットワークにおけるミッシングリンクの解消による東京および首都圏と地方都市の連絡速度の向上

③インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

◆首都高速道路の更新計画の確実な推進
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
◆維持管理に必要な人員、技術、財政に関する地方公共団体への支援強化
◆「インフラメンテナンス国民会議」などを通じた新技術の取組の着実な推進と水平展開

＜企業の主な声＞
・東京２３区のインフラ整備の課題としては、まず、①インフラ老朽化の対応、②首都直下型地震対策、③高齢化に対するインフラ整備が必要だと考える。(建築設計業)

④木密地域等密集市街地の早期改善

◆助成、周知等を通じた木密地域の不燃化推進
（建替え・除去、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯等）
◆木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）や日影規制の柔軟化、容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価など、種々の政策を強力に進めることが必要
◆東京都及び各区の執行体制、両者の連携の更なる強化の支援

＜企業の主な声＞
・地域の防災性を高めるため木造不燃化、道路の拡幅、公園・広場等の確保等の施策を推進する必要がある（建築設計業)※その他にも木密地域の不燃化、解消を望む声多数
・木密解消のために建物を建替えようとしても斜線制限があり元の容積率が確保できない。国や東京都に規制緩和の検討をしてもらいたい。（設計コンサルタント業）
・４m未満の狭隘道路について、緊急車両の進入を妨げる路上の植木鉢等についてより厳格な措置をお願いしたい。（不動産業）
・墨田区北部地区の多くの街区が東京都の総合危険度ランク４～５である。狭隘道路のため延焼遮断帯の形成も不十分である。区画整理はあきらめるべきではない。（流通業）

⑤無電柱化の推進

◆容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び低コスト化の推進、財政的措置拡充
◆街づくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

＜企業の主な声＞
・自転車・歩行者の妨げになる電柱問題の解消（無電柱化）とともに歩車道区分を明確にするなど安全・安心な環境を早期に整備してもらいたい。(設備補修業)※その他にも無電柱化の推進を望む声多数
・インフラ整備の資金と手法について、民間資金の活用を最大限進めてはどうか。（建築設計業）

⑥災害に備えたインフラ整備の着実な推進、災害等ハザードエリアにおける新規立地抑制、高台まちづくり等の推進

◆スーパー堤防、調節池の整備、河川、海岸保全施設・港湾施設の耐震・耐水対策、治水施設の整備推進
◆東京港等の耐震強化岸壁整備、災害時航路の安全確保
◆羽田空港の耐震化・液状化・高潮等の対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
◆災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度・税制支援等の後押し
◆浸水区域を経由せずに高台などへの安全な避難が可能となる「高台まちづくり」等、高層階に避難し易くする改修への支援等の推進
◆京成本線荒川橋梁架け替えの早期着工

＜企業の主な声＞
・港南５丁目と同３丁目間の京浜運河に水門がないため、浸水や水害の危険性があり、対策をお願いしたい。（不動産賃貸業）
・芝浦港南地区は、高潮や大潮のタイミングが重なると浸水被害が想定される。水門の開閉と河川の増水のバランスを取るために、下水道局、河川局、港湾局が連携して対応してもらえるか不安に思う。（不動産賃貸業）
・田園調布地区の堤防、遊水池、貯留施設の整備、京浜河川事務所所有のポンプ車の追加配備が必要である。（土木工事業）
・京成本線荒川橋梁は他の橋梁に比べて低く、ここから越水する危険性があり架け替え工事を早期着工してもらいたい。（不動産業）
・荒川の氾濫対策として、都では高台のまちづくりを進めているが、区画整理等で相当の時間を要するため、完成するまで避難施設・民間大規模建築物への避難協定等を準備すべき。（流通業）
・国・都・区の行政の垣根をどう超えるかという解決すべき課題がある。例えば、水辺などは品川、港、大田区が全部つながっている。しかし全体管理は東京都港湾局でやっており、水域管理はそれぞれの区がやっている。行政区間が変わると護岸の手すりのデザインが変わる。水辺の開発は防災や観光のための国家プロジェクトである。区単位で進まないということであれば、東京都全体の枠組みで進めるべき。（建設業）

⑦民間による防災・減災対策の促進

◆緊急輸送道路沿道建築物や商業施設・病院等、多数の者が利用する建築物の耐震化促進
◆地下街、地下駅の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援
◆一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備、無電柱化の整備に向けた、民間事業者に対するインセンティブ拡充

⑧都市衛生環境整備の促進

◆下水処理場の処理能力の拡充
◆ごみ置き場の衛生環境の向上

＜企業の主な声＞
・大雨の際に水再生センター周辺で水質汚染と悪臭が生じることがある。（不動産賃貸業）
・ごみ置き場でのごみの置き方に工夫が必要。都市の美観と衛生上の問題がある。（建設業）

(2)各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

①首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）

◆東京外かく環状道路（外環道）
・陥没・空洞箇所周辺における丁寧な対応
・陥没等の再発防止策を徹底し、安全確保を最優先としたうえでの工事実施により関越道～東名高速間の早期開通
・東名高速～湾岸道路間の早期計画具体化
◆首都圏中央連絡自動車道（圏央道）
・早期の全線開通及び４車線化の加速化

＜企業の主な声＞
・外環道開通時の利益を分かっていても、一部の反対者のために遅れている。その間の経済ロスは誰も補償してくれない。（流通業）
・青梅街道ＩＣのハーフインター計画はフルインターに見直すべき。（建設業）

②都心と首都圏空港間等のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化

◆首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上（羽田空港アクセス線、新空港線）
◆地方公共団体や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
（東京８号線［豊洲～住吉］、東京１２号線［光が丘～大泉学園町］、新金貨物線の旅客化、メトロセブン）
◆混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組推進

＜企業の主な声＞
・新空港線の早期整備を検討願いたい。新空港線ができると新宿・池袋・埼玉方面からの羽田空港への利便性も高まる。（土木建設業）

・江東区内の南北移動の活性化（回遊性）及び通勤時の混雑解消に重要なため、地下鉄８号線を早急に整備してほしい。（不動産業）
・大江戸線の大泉学園までの早期開業を。（設備保守業）
・葛飾区は、区内を南北に走るＪＲ新金貨物線の旅客化事業に着手することを発表したが、その後、事業化が進んでいない。（不動産業）
・江戸川区を縦に走る鉄道がなく、環七沿いのメトロセブンの開業を推進してほしい。（電気工事業）

③コンテナふ頭、クルーズ客船ふ頭など港湾施設の機能強化

◆新型コロナウイルス感染症対策や、移動手段、船内廃棄物の処理など、旅行者、事業者双方に安全・安心で利用しやすい環境整備
◆大型貨物船、国際基幹航路の増加に向けた港湾のふ頭整備
（東京港：中央防波堤外側コンテナターミナル整備等）
◆港湾と各地をつなぐ道路ネットワークの整備推進
◆大型クルーズ客船対応の客船ふ頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備

④首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加・効率的な空域利用の促進

◆首都圏空港の処理能力強化
（羽田空港第５滑走路検討など更なる取組みの推進、成田空港の処理能力強化、羽田新経路の着実な遂行等）
◆首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
◆横田空域の早期全面返還による首都圏の空域再編成、一体的な管制業務
◆首都圏空港におけるビジネスジェット受け入れ及び駐機場の拡大、都心への交通アクセスの強化

⑤首都圏の高速道路、国道等の交通円滑化

◆恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
◆踏切の除却等を目的とした連続立体交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅の積極的な推進
◆観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立と展開
◆東京都の優先整備路線の計画的な取組・着実な整備
◆スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間投資誘発、観光活性化）
◆混雑緩和を目的とした高速道路料金見直しにおいて、事業者の実態に合わせ行うよう車両の適用除外など柔軟な実施方法の検討。また、高速道路利用者の予見性が減じて利用を躊躇させる恐れがあることにも留意が必要
◆賢い料金（高速道路外の休憩施設等に退出しても料金は不変）に係る施策の拡充
◆主要観光スポットをめぐる企画料金の設定による広域観光の促進

＜企業の主な声＞
・目黒インター出口の渋滞を解消してもらいたい。（自動車賃貸業）
・中央防波堤外側付近道路、臨海副都心に向かう道路、ゲートブリッチ道路、３５７号線がコンテナ車により片道一車線になり渋滞がひどい。そのため救急車の動きもスローになってしまっている。埠頭近辺は渋滞がひどい。（自動車賃貸業）
・高井戸ＩＣの中央道下り入口の早期実現を。（建設業）
・渋滞解消のため江東区南砂２丁目葛西橋通りのＪＲ貨物線路の踏切に信号機を新設してもらいたい。（不動産業）
・環七に抜ける道がスクールゾーンであるにも関わらず、速度の速い車が侵入してきて危険。車両侵入対策が必要（設備保守業）
・東京都と京王電鉄が進める連続立体交差事業（笹塚～仙川間）の早期完工が地域住民の願いである。（設備保守業）
・西武新宿線の連続立体交差事業を進めてもらいたい。（設備保守業）
・東武東上本線大山駅付近の連続立体化交差事業の計画的かつ円滑な整備が望まれる。（貨物輸送業）
・東武伊勢崎線立体交差事業による渋滞と地域分断の解消効果を期待する。（流通業）
・国道６号を横切る新宿踏切は渋滞頻発箇所となっており、国土交通省と区で早期に計画を定めてもらいたい。（不動産業）

⑥物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備

◆自動運転・隊列走行等の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の推進(新東名高速他)、共同輸配送・中継輸送・モーダルシフトの推進、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
◆ドローンの利用、宅配便再配達の削減（宅配ボックス等）等による生産性の向上
◆物流を考慮した建築物の設計・運用の周知展開、荷捌き車両の路上駐車の改善、共同荷捌きスペースの確保、渋滞対策の推進

◆重要物流道路制度による道路の機能強化とその機能の民間への周知
◆羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区の認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化

＜企業の主な声＞
・大森駅周辺に荷捌きがないため渋滞している。違法駐車対策のため、納品・荷捌き等のための共同荷捌きスペースを設置して欲しい。（土木工事業）
・旧日本製鐵工場跡地に建設予定の大型物流施設にあわせた混雑緩和対策が必要。（貨物輸送業）

⑦シームレスな移動環境の充実（ＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ）

◆進化するデジタル技術を活用し、国や自治体、公共交通事業者等が連携しＭａａＳの社会実装のスピードアップ
◆道路交通のトラフィックの円滑化のため、ビッグデータ、ＡＩ等最新技術を活用し、一層精度の高い情報通信インフラ整備の推進
◆各事業者が所有する交通関連データ活用のためのスキームの検討

＜企業の主な声＞
・「高島平地域グランドデザイン」に基づく都市づくりの推進が求められると同時に、ＭａａＳ等の導入による交通利便性の向上に資するような計画・取組みも求められる。（貨物輸送業）

⑧リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成

◆リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組
◆世界から資金や人材、情報を呼び込むスーパー・メガリージョンの形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
◆スーパー・メガリージョンの形成による各地域の多様な商材を日本各地さらに世界へ広めていくための東京圏におけるプラットフォームとしての機能の充実
◆スーパー・メガリージョンの核都市として、東京圏が日本の新たな成長エンジンとなるための国による後押し

⑨インフラのストック効果の見える化・見せる化（施策推進に向けた国民への周知）

◆東京都の重要計画に対する多様な主体の理解と参画
◆インフラツーリズムの推進

(3)都市の多種多様な魅力･･･密集・混雑を避けた交流・魅力の創出・再生

○楽しさやオープンな交流の創出に向けた公共空間の利活用

◆公共空間の整備・利用促進による地域の利便性や快適性の向上、並びに市民が安らぐことのできる美しい都市空間の形成による都市の魅力向上
◆子供が自由に遊ぶことのできる公共空間の整備
◆「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度等の利活用促進に向けた関係者間連携の推進
◆公共空間の利活用の促進のため省庁間、省庁・地方公共団体間の円滑なコミュニケーション
◆憩いと賑わいの創出、都市景観向上の観点からも観光資源、そして経済活動の拠点としてのポテンシャルの高いウォーターフロントの利用促進
◆優先順位で劣後していた都市景観の課題への取組みを含め、空間・景観・環境価値の高い都市の創造に向けての取組の強化が必要
◆コミュニティの維持や地域の魅力向上を図るための地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行うエリアマネジメントの取組を推進する環境整備が重要

＜企業の主な声＞
・大井町駅周辺の再開発にあたっては、区内外の人が集うような多目的施設の整備等により「人と人を繋ぎ、賑わいを創出する拠点」として活用されたい。（土木工事業）
・「下北線路街」の事例を踏まえ、東京都や鉄道事業者には、工事完了後の地域コミュニティの結束や地域活性化につながるような企画をお願いしたい。（設備保守業）
・渋谷を「世界に開かれた生活文化の発信拠点」として、「持続可能なエリアマネジメント」を推進するためにも、今後のエリアマネジメントの組織のあり方と具体的な対策の検討、協議が必要である。（建設業）
・地域コミュニティとまちの活性化のために、エリアマネジメント活動の活性化に向けた整備が必要。（不動産業）
・自転車が多く、歩行者との区分も十分にできていない。まちづくりの基本は、安心して出歩けることである。

（設備保守業）
・子供たちのための公園もルールが多く、ボール遊びができないなど自由に遊べない。是非、インフラ整備のなかに子供が遊べる場所を入れてほしい。（設備保守業）
・北区らしい自然・文化・歴史資源を積極的に活用した、飛鳥山公園など再開発地域周辺の賑わい創出を拡大する整備・運営を進めてほしい。（電気工事業）

(4)インフラ関連産業の持続的な発展に向けた支援

◆建設業等の担い手確保・育成に向けた情報発信・環境整備（週休２日制の推進、建設キャリアアップシステムの定着等）
◆担い手確保のため、建設業における新・担い手３法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正を受けた取組みや、運輸業等における適正取引の推進（標準運送約款の改正への対応等）による適切な利潤確保と従業員に対する適正な賃金の還元。
◆インフラ関連産業におけるＩＣＴの活用等、現場作業高度化・生産性向上支援（人手不足を見据えた生産性向上・自動化、建設キャリアアップシステムの定着、「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の推進）
◆新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムの輸出促進

２.施策のスピードアップに向けた環境整備
～スピードアップのための円滑な公共用地取得～

国際競争力の高い、真に豊かさを実感できる地域社会を構築していくためには、関係者が中長期的な視点で街づくりのストーリーを描き、共有したうえで、地域全体の価値や魅力（トータルバリュー）を高めるための柔軟な制度運用や取組みを行っていく必要がある。インフラ整備においても、地域のあるべき姿やそれに基づくゾーニングを踏まえ、地域全体の価値や魅力を向上させる視点で整備の効果や費用のあり方を検討していくことが肝要であり、こうした合意形成による計画に基づき、整備効果を早期に発現させることが重要である。民間企業が早期に建物を竣工させ投下資金の回収を急ぐのと同様に、公共事業においても早期竣工によりＢ／Ｃ値を当初計画どおり確保し、高いストック効果を発揮することで国際競争力の向上を図る必要がある。

インフラ整備のスピードアップに向けては、さまざまな課題があるが、本要望では、その根幹となる公共用地取得のスピードアップについて申し述べる。一部の利害関係者の権利濫用による整備の長期化は、大きな社会的コストを生じさせることとなる。法制度の改正や柔軟な運用、積極的な活用、さらに公共用地取得にあたり不公平感や権利濫用等を防ぐ制度の創設などもあわせて検討・実施していくことが必要である。

(1)公益性・合理性を実現する土地収用手続き等の積極的活用

◆土地収用手続きへの移行を決定・指示できる第三者機関の設置等８０％、５年ルールのより厳格な運用
　・用地取得率８０％となった時、または用地幅杭打設終了時から３年を経た時のいずれか早い時期に収用手続きに移行すべきという国土交通省の通達（平成１５年３月　２８日付事業認定等に関する適期申請等について等）に準じ着実に運用すべき
◆東京都収用委員会の積極的な活用と裁決等のスピードアップ
◆公共用地取得遅延による機会損失額の最小化

＜企業の主な声＞
・「王子駅周辺まちづくり整備計画」により駅前広場機能の拡大を含む基盤整備計画が策定されたが、都・地権者・関係事業者との合意形成が課題。（貨物輸送業）
・両国～錦糸町間の京葉道路の拡幅は昭和２０年代に計画されたが７０年経った今も完了していない。（流通業）
・特定整備路線として補助２９、２８号線、放射２号線などの幹線道路の拡幅も進んでいるが、平成３１年度の整備完了という予定から相当遅れている。（建設業）
・環状５号線は、本来東京２０２０大会開催前の開通との説明であったがまだ未開通の状態。新宿３丁目の周辺開発に支障をきたさないか心配している。（食品製造販売業）
・地域行政の課題として、賛成意見よりも一部の反対意見の声が大きく取り上げられる傾向にある。地域住民との合意形成は大切であるが一部の反対意見のみを傾聴して施策を決定するのは如何なものかと思う。地元説明会、反対派の意見、パブリックコメントといった今までの合意形成の方法で良いのか疑問である。新たな合意形成の方法を検討してもらいたい。（建設業）

(2)官民連携による用地取得業務の加速

◆用地取得のスピードアップのための積極的な民間活用（用地の測量、調査、補償金額の算定、行政事務の補助業務や、土地の収用等の裁決申請の補助業務等）
◆用地職員の人材育成（公共用地取得に関する業務、用地職員の発注・モニタリングのスキルアップ等）
◆関東地方整備局・東京都による地方公共団体への支援

(3)用地取得における不公平感の解消

◆道路拡幅により立ち退く者と、新たに道路に接する者の不公平感の解消
補償制度は、昭和 37 年に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」によるものであり、同要綱に定める補償算定額が立ち退く者にとって果たして公平なものであるか疑義がある。現行の要綱の定め（第３条、第７条）ではインフラ整備による当該地区の資産価値の上昇分を立ち退く者は享受できない。用地補償の不公平感解消と円滑な土地取得を進めるため、資産価値の上昇分を立ち退く者に還元する方法等、新たな損失補償制度の検討・創設について国への働きかけをいただきたい。
◆道路整備と一体的に進める沿道まちづくりの積極的な活用（下図）
◆補償金受領による介護保険料等増額の是正
用地を売却し、補償金を受け取ることで、住民税非課税の所得上限額（概ね４３万円程度）を超えると、食費・居住費の補足給付の負担増加、介護保険料の上昇など、住民税の均等割りの負担に比べても著しく重い負担が強いられることになっており、用地取得の支障となっている。
◆全国一律５０００万円控除の不公平感の解消のための地価を勘案した控除額の設定
公共用地売却による所得に係る５０００万円控除については全国一律であり、地価が高い地域では、控除額が十分でない場合がある。公示地価、路線価等を勘案した各地域の地価に応じた控除額の設定が講じられるよう東京都から国に政策要望をしていただきたい。

《事業のイメージ》

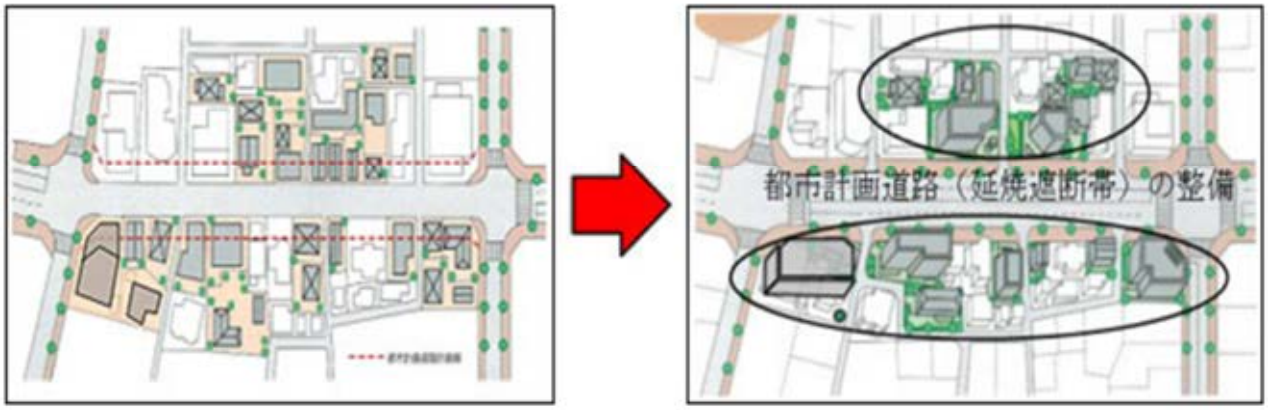

介護保険料等の本人負担額の増加の例

前提：特別養護老人ホームに入所している単身の第１号被保険者、66 歳
（妻が施設入所、夫が江戸川区内の自宅で居住）
老齢年金収入 155 万円、補償金 1,500 万円で土地売買契約締結

項目	契約前	契約後	負担増
住民税	0	5,000	5,000
介護保険料	19,440	77,760	58,320
施設介護ｻｰﾋﾞｽ等の自己負担額	180,000	446,400	266,400
食費	142,350	503,700	361,350
居住費	153,300	419,750	266,450
合　計	**495,090**	**1,452,610**	**957,520**

（笠井社会保険労務士事務所による試算）

(4)地籍調査の早期の進捗率向上

◆地籍調査の早期の進捗率向上が必要（第７次国土調査事業十箇年計画（２０２０～２０２９年度）の早期執行）

地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことは、社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものとして重要である。地籍調査の進捗率は２０２０年３月時点の全国の

面積ベースで約５２％である一方、東京都の進捗率は約２３％と低くなっている。政府は２０２０年５月、効率的な調査手法の導入により、第６次計画における実績事業量約１万㎢と比較して１．５倍の進捗を目指す第７次国土調査事業十箇年計画を決定した。本計画をできる限り前倒し執行し、地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが求められる。

地籍調査の進捗率

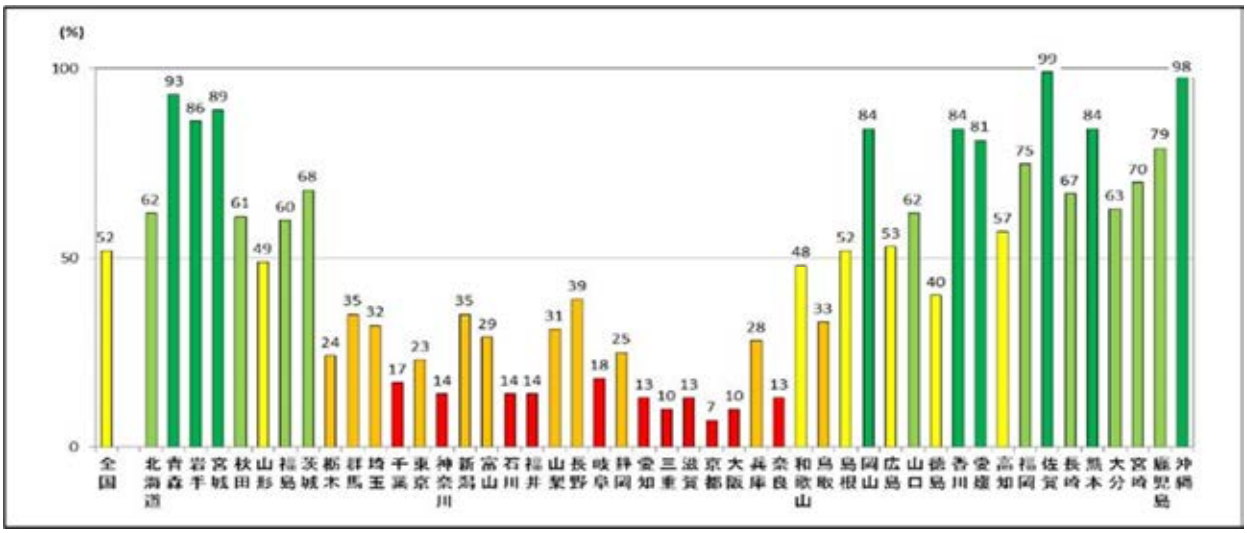

出典:国土交通省

＜企業の主な声＞
・地籍調査の遅延は、災害発生後の復旧、復興、市街地再開発の大きな妨げとなる。（不動産業）

以　上

２０２２年度第４号
２０２２年６月９日
第２３３回（臨時）議員総会
第７４７回常議員会決議

＜提出先＞
東京都副知事、東京都幹部等

＜実現状況＞
【関連予算の確保・拡充】
○世界を惹きつける魅力にあふれた都市の実現［７３１億円（対前年１．２９倍)］
○都市の魅力向上［２２６億円（同１．０７倍)］
○交通・物流ネットワークの形成［３，６２１億円（同１．０５倍］
○ゼロエミッション東京の実現［１，８２２億円（同２．６倍)］
○「スマート東京」の実現［１，１２６億円（同１．４４倍］
【その他の実現状況】
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の成立（２０２２年１２月１５日）
○地下鉄８号線、南北線延伸および新空港線整備の本格化

５．２０５０年カーボンニュートラル実現に向けたクリーンエネルギー戦略に対する意見について（追認）

（はじめに）

エネルギーの安全保障と量・価格両面での安定供給を図りつつ、カーボンニュートラルへの挑戦を加速し、わが国経済の長期停滞からの脱出と新たな成長のエンジンとするために

地球温暖化対策については、昨年のＣＯＰ２６において「気温上昇を産業革命前から１．５℃以内に抑える」という目標に向け努力することで新たな合意がなされ、世界各国でカーボンニュートラルに向けた取組みが加速している。

わが国においても、政府は昨年度策定した「第６次エネルギー基本計画」において２０３０年に向けたエネルギーミックスの目標を掲げるとともに、「グリーン成長戦略」として、「経済と環境の好循環」に向けて成長が期待される１４の産業分野について、あらゆる政策を総動員して新たな技術の開発と実装、量産投資によるコスト削減を目指すとしている。現在、これらの分野を含め、供給側・需要側双方のエネルギー転換における具体的な道筋を示す「クリーンエネルギー戦略」の検討、とりまとめが進められている。

他方、足下では、ロシアによるウクライナ侵攻が世界の原油・天然ガスの安定供給に大きな影響を及ぼしている。また、本年３月には東京・東北エリアにおいて地震による火力発電所の運転停止と気温の低下が重なったことで、電力需給ひっ迫による大規模停電の恐れが生じる事態となり、改めてエネルギー安全保障と安定供給の重要性が認識されている。

また、資源・エネルギー価格の急騰は企業経営や家計の大きな負担となり、長期に渡る「生産性、物価、賃金の停滞のトリレンマ（三重苦）」に苦しむわが国において、カーボンニュートラルへの取組みを新たな成長に結びつけていくことが強く期待されている。

国が目標とする「２０５０年カーボンニュートラル」実現までの道のりは決して平坦ではなく、現時点では未だ十分に先が見通せる状況にない。エネルギーの供給側では、化石燃料に替わるエネルギー源やＣＯ２の回収・利用など様々な脱炭素関連技術の研究が進められているが、開発から実装、量産化によるコスト削減と実社会での普及に至るには大きな壁がいくつも存在し、全ての技術がそれを乗り越えていけるとは限らない。そこには大規模な投資とコストが必要であり、誰かがそれを負担していかなければならない。需要側においても、エネルギーを多く消費する製造業や運輸業のみならず、電気・ガスなどエネルギーを使用する全ての事業者と家庭に影響が及び、地域を支える産業や中小企業、暮らしのあり方が大きな転換を強いられることは避けられない。

化石燃料等の資源に乏しく、かつ、成長をけん引する産業の競争力が失われつつある日本において、カーボンニュートラルへの挑戦は、国・地域・企業・国民にとっての大きな試練である。「経済と環境の好循環」を実現し、新しい時代の豊かで活力ある経済社会を創り上げることができるかどうか、わが国の行く末を左右する最大の課題の一つといっても過言ではない。

日本商工会議所・東京商工会議所は、昨年５月に「エネルギー基本計画の見直しに対する意見」を公表しているが、その後のエネルギー政策を取り巻く環境変化を踏まえ、改めて「２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けたクリーンエネルギー戦略に対する意見」として、エネルギーの安全保障および量・価格両面での安定供給を図りながら、カーボンニュートラルへの挑戦を加速し、わが国経済の長期停滞からの脱出と新たな成長のエンジンとするために必要な政策について、以下のとおり意見を表明する。

Ⅰ．カーボンニュートラル移行期におけるエネルギー安全保障と安定供給の確保を

１．　原油・ＬＮＧの安定供給確保

カーボンニュートラル実現に向けた取組みを進めるうえでは、エネルギー政策の基本である「Ｓ＋３Ｅ」、とりわけ安定供給（Ｅｎｅｒｇｙ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ）を大前提とした政策・戦略が不可欠である。化石燃料の開発・活用に対する投資引上げの動きも見られるが、昨年来、欧州において風力など自然エネルギーによる発電が天候不順で供給不足となり、中国では政府による火力発電の抑制が工場等の操業に影響を与えるなどの事態も生じている。

カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーの主力化に向けた取組みが重要であることは間違いないが、再生可能エネルギーの調整力として、移行期の安定供給に原油やＬＮＧなど化石燃料が果たす役割は大きい。第６次エネルギー基本計画で掲げられた２０３０年度の電源構成目標においても化石燃料による発電は約４割（ＬＮＧ２０％、石炭１９％、石油等２％）[1]を占める。これらの化石燃料を輸入に頼るわが国はエネルギー安全保障の観点から、調達の多重化・分散化を図るべきである。

[1] 資源エネルギー庁「2050 年カーボンニュートラルを目指す　日本の新たなエネルギー基本計画」
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/energykihonkeikaku_2022.html.html

ウクライナ侵攻により世界経済からの分断が進むロシアは、米国・サウジアラビアに次ぐ世界３位の産油国であり、世界の石油生産量の約１割を占めており[2]、今後も原油価格の高騰が続く可能性は否定できない。政府には、国際エネルギー機関（ＩＥＡ）や関係国との協調による備蓄放出、産油・産ガス国への増産働きかけなどを通じ、エネルギー市場の安定化と安定供給の確保に万全を期してほしい。

また、欧州においてカーボンニュートラルへの移行期におけるＬＮＧの重要性が再認識される中、アジアにおいても中国を中心に需要が増大し、価格は上昇を続けている。中長期的な安定供給確保の観点から、海外権益の獲得など、官民一体によるＬＮＧの上流開発を進めることが必要である。合わせて、将来の合成メタンや水素・アンモニアの活用も視野に入れれば、天然ガスへの燃料転換は現時点で省ＣＯ２のための有効な手段である。都市ガスが普及していない地域におけるＬＮＧサテライト整備に向けた費用面等での支援をお願いしたい。

なお、国内におけるガソリン価格高騰への対策として政府が取り組んでいる石油元売りへの補助金支給は、激変緩和のための一時的な措置と理解している。過度な介入は市場による調整機能を歪めることにも繋がりかねず、脱炭素の動きにも逆行する。検討されているガソリン税を引き下げる「トリガー条項」の凍結解除についても、発動すれば、国と地方の合計で年１兆５，７００億円程度[3]の減収が見込まれるとの試算もある。国内のエネルギー価格高騰対策においては市場メカニズムを重視し、慎重に検討を行うべきである。

【要望事項】

- **エネルギー安全保障の観点を踏まえた原油・ＬＮＧ調達の多重化・分散化を**
- **エネルギー市場の安定化と安定供給の確保に向け、国際協調による備蓄放出や増産の働きかけ、官民一体でのＬＮＧ上流開発推進を**
- **国内のエネルギー価格高騰対策においては市場メカニズムを重視し、慎重な検討を**

２．　原子力発電の位置づけ明確化と早期再稼働

原子力発電はＣＯ２排出削減、安定・安価な電力供給、準国産エネルギーの確保等の点から、わが国エネルギー政策において不可欠な電源である。現在、日本にある原発３６基のうち再稼働した原発は１０基[4]（２０２２年４月時点）に止まる。電力の安定供給については、本年　３月の需給ひっ迫に続き、来冬には東京エリアで必要な予備率３％を大幅に下回り、「１０年に１度の厳しい寒さ」を想定した場合、１月はマイナス１．７％、２月はマイナス１．５％と極めて厳しい見通しが示されている[5]。カーボンニュートラルの取組み推進とエネルギー安定供給の両面から、安全性を最優先させつつ原発再稼働を進めることが急務である。

欧州では持続可能な経済活動を分類するＥＵタクソノミーにおいて、天然ガスと原子力による発電を一定の条件下で「カーボンニュートラルへの移行期に必要な経済活動」に含めると発表した[6]。また、フランスは２０５０年までに原子炉６基を建設する計画を発表し[7]、さらに８基の新設を検討開始するとしている。イギリスも最大８基の原子炉建設を表明している[8]。

政府には、２０３０年度電源構成目標における原子力の割合（２０～２２％）[9]を実現するべく、原発の早期再稼働および設備利用率の向上に取り組むとともに、今こそクリーンエネルギー戦略における原子力の位置づけを明確にし、政府が前面に立って、リプレース・新増設の検討、核燃料サイクルの推進、高レベル放射性廃棄物の処分、さらには革新炉など新たな技術の開発も含めた原発政策を力強く前進させることを期待する。

わが国の原子力産業は数多くのサプライヤーや建設事業者に支えられており、プラント・機器の製造・メ

[2] 石油連盟「今日の石油産業 2020」
http://www.paj.gr.jp/statis/data/data/2020_data.pdf

[3] 日本経済新聞　2022/2/22「地方税収 年 5000 億円減 総務相、トリガー条項発動で」
https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA223LC0S2A220C2000000/

[4] 資源エネルギー庁「日本の原子力発電所の状況」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/001/pdf/001_02_001.pdf

[5] 第 47 回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会「2022 年度夏季及び冬季の電力需給について」
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/047_04_00.pdf

[6] 日経ＥＳＧ 2022/3/28「ＥＵタクソノミーに天然ガスと原子力」
https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/column/00005/032300176/

[7] 日本経済新聞 2022/2/11 「フランス、50 年までに原子炉 6 基建設　エネ自立狙う」
https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR10F0E0Q2A210C2000000/

[8] 日本経済新聞　2022/4/7 「英、原発 30 年までに 8 基建設　50 年に原発比率 25%に」
https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR070L90X00C22A4000000/

[9] 資源エネルギー庁「2050 年カーボンニュートラルを目指す　日本の新たなエネルギー基本計画」
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/energykihonkeikaku_2022.html.html

ンテナンスだけでも年間１兆円規模、約１，０００万個の部品点数に及ぶサプライチェーンが構築されている[10]。独自の製品や技術を有する企業も多く存在する中、原発の再稼働が進まず、建設や部品製造の空白期間が続くことにより、企業の撤退や人材の流出、技術力の低下が強く懸念されている。これら原子力関連産業および技術の発展とそれを担う人材の育成についても推進されたい。

他方、２０１１年の福島第一原発事故以降、原子力発電の安全性に対しては国民の厳しい目が注がれている。発生から１１年が経った今もなお、廃炉や除去土壌の処分、賠償など多くの課題が残されている。また、昨年４月に決定されたＡＬＰＳ処理水の海洋放出については新たな風評の発生を強く懸念する声が地元事業者から寄せられている。政府は、引き続きこれらの課題に真摯に向き合い責任をもって対策を行うとともに、エネルギー安全保障および安定供給に原子力が果たす役割とその重要性ならびに安全性確保への取組みについて、丁寧な情報発信と対話を重ね、国民理解の促進を図られたい。

【要望事項】

- **安全性確保を最優先させつつ、原子力発電の早期再稼働および設備利用率向上を**
- **クリーンエネルギー戦略において原子力の位置づけを明確にし、政府が前面に立って原子力政策を力強く前進させること（リプレース・新増設検討、核燃料サイクル推進、高レベル放射性廃棄物処分、革新炉等の技術開発など）**
- **原子力関連産業および技術の発展と人材育成の推進を**
- **原子力政策の重要性と安全性に関する丁寧な情報発信と対話による国民理解の促進**

３．　電力の安定供給を支える送配電網の増強、蓄電設備など変動吸収システムの整備

エネルギーの安定供給を確保しつつ、２０５０年カーボンニュートラル実現に向け、太陽光や風力など再生可能エネルギーの導入拡大（２０３０年度電源構成目標における割合３６～３８％[11]）を着実に進めていくうえで、もう一つの大きな課題は、天候など自然状況による発電量の変動を補う、送配電網の整備と蓄電設備の整備である。

東京エリアで電力需給ひっ迫が生じた２０２２年３月２２日の設備利用率を見ると、ＬＮＧ火力発電は日中１００％近く、石炭火力発電は最大１０７％に達する一方、太陽光発電は最大１０％、風力発電は最大４２％にとどまった。さらに、太陽光および風力は一日の中でも時間帯により大きな変動が見られた[12]。気候変動により激甚化する風水害や地震がもたらす電源トラブルによる供給不足、猛暑・厳寒による一時的な電力需要の増加は、今後も十分に予想される。一方、日照が良好な季節には、太陽光発電の供給量が需要を上回るとして、送配電会社が受入を一時停止する「出力制御」を行うケースが増えており、九州に加え、４月には四国、東北エリアで初めて実施され、中国エリアでも実施の可能性があるとされている[13]。

東日本大震災発生時に太平洋側の発電所が停止する中、日本海側に立地する東京電力柏崎刈羽原子力発電所の稼働が首都圏の電力を支えたことは、災害の多いわが国におけるエネルギー源の多重化・分散化とそれをつなぐ電力ネットワークの重要性を示している。

政府は、２０２２年度中に全国大での広域連携系統整備を進めるための方向性を示すマスタープランの策定を目指すとしているが、特に大きなメリットが期待される「北海道～東京・東北ルート」の新設、「九州～中国ルート」の増強など、地域間で電力を融通し合える送配電網の整備・増強を急ぐとともに、需給の変動に対応した電力の供出や余剰の吸収・備蓄ができる定置用蓄電システムの導入拡大が求められる。また、再生可能エネルギーの出力変動の調整機能として、コージェネレーション、ヒートポンプ、電気自動車など、需要家側のエネルギーリソースを遠隔でコントロールするアグリゲーション・システムのさらなる普及も期待したい。

【要望事項】

- **地域間で電力を融通する送配電網の整備・増強の早期実現**
- **需給変動に対応する定置用蓄電システムなどの導入拡大**

---

[10] 第４回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 グリーントランスフォーメーション推進小委員会「エネルギーを起点とした産業の GX」
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/green_transformation/pdf/004_01_00.pdf

[11] 資源エネルギー庁「2050 年カーボンニュートラルを目指す　日本の新たなエネルギー基本計画」
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/energykihonkeikaku_2022.html.html

[12] 第 47 回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会「2022 年 3 月の東日本における電力需給ひっ迫に係る検証について」
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/047_03_04.pdf

[13] 日本経済新聞　2022/4/16「中国電力、17 日に初の再エネ出力制御へ」
https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC162ZI0W2A410C2000000/

４．　自立・分散型エネルギーシステムによるレジリエンス強化

地震や風水害など自然災害のさらなる激甚化が予想される中、災害時のエネルギー供給に関して、電源を需要家の近くに分散して設置する「自立・分散型エネルギーシステム」の活用が期待される。

千葉県睦沢町のむつざわスマートウェルネスタウンでは、太陽光・太陽熱など地域の再生可能エネルギーと都市ガスを燃料として発電するガスコージェネレーションシステムを組み合わせた自立・分散型のシステムを構築していたため、２０１９年の台風１５号により千葉県広

域で大規模停電が発生した際にも、ガスエンジンによる発電と電力供給、発電機の排熱等による温水シャワーの提供が可能となり、周辺地域住民に施設を開放するなど防災拠点としても重要な役割を担った[14]　。

大部分が埋設されているガス導管は風雨の影響を受けにくく耐震性も備えており、災害に強いまちづくりの観点からも、再生可能エネルギーによる電力供給とガスコージェネレーションシステムを組み合わせるなど、レジリエンス強化とＣＯ２削減を同時に実現する「自立・分散型エネルギーシステムの」さらなる導入推進を期待する。

【要望事項】

- **再生可能エネルギーによる電力供給とガスコージェネレーションシステムによる発電・熱供給を組み合わせるなど、レジリエンス強化とＣＯ２削減を実現する「自立・分散型エネルギーシステム」の導入推進**

II. カーボンニュートラル関連技術の開発・実装・普及を加速し、新たな成長エンジンに

１．　成長が期待されるカーボンニュートラル関連技術に対する支援の大胆な拡充と重点化

わが国には、カーボンニュートラルに必要不可欠なエネルギー源として期待される水素・アンモニア、合成メタンの製造（メタネーション）、ＣＣＵＳ（Ｃａｒｂｏｎ　ｄｉｏｘｉｄｅ　Ｃａｐｔｕｒｅ，　Ｕｔｉｌｉｚａｔｉｏｎ　ａｎｄ　Ｓｔｏｒａｇｅ／ＣＯ２の分離回収・利用・貯蔵）、浮体式を含む風力発電、原子力発電における革新炉の開発など、カーボンニュートラル関連で今後の成長が期待される産業分野において優れた技術とそれを担う企業・人材が多く存在している。

２０５０年カーボンニュートラル実現に向けては、既に実用段階にある省エネ・省ＣＯ２・脱炭素技術の導入拡大を図るとともに、カーボンニュートラルへの挑戦をわが国経済の新たな成長のエンジンとするべく、わが国企業における新たなカーボンニュートラル関連技術の開発と量産化によるコスト削減、アジア等海外への展開も含めた実装・普及を、強力かつスピード感をもって推進していく必要がある。

政府には、２０５０年カーボンニュートラル実現に向けてわが国が目指す経済社会の全体像とそこに至る道筋を出来る限り具体的に示すとともに、「グリーンイノベーション基金」等による資金面での支援を大胆に拡充することで、カーボンニュートラル関連ビジネスの予見可能性を高め、民間企業の積極的な投資と技術開発・事業創造への挑戦を通じたわが国企業の競争力強化を促進されたい。

カーボンニュートラルへの取組みは関連する産業分野も広く、かつ長期間に渡る継続が求められる。「グリーンイノベーション基金」については、すでに１６のプロジェクトに対して　２兆円のうち1兆６，４１２億円の拠出が決定しており、このうち１３のプロジェクトについて公募により実施企業が採択されている[15]。さらに政府は２０５０年ＣＮに向けた投資額として、２０３０年において単年で約１７兆円が最低限必要と見積もっている[16]。今後の政府による資金面での支援については、欧米に劣後しない規模とともに、足下の国際情勢を踏まえ、エネルギー安全保障に資する技術の開発および実装の加速化も念頭に置きつつ、温室効果ガスの排出削減と経済成長・産業の国際競争力強化への寄与の２つの面からより効果の高い分野に重点化を図る必要がある。その際には、技術の開発・実用化を後押しする段階と量産化に向けた設備投資拡大を支援する段階のそれぞれに配意すべきである。併せて、資金的支援を賄う「環境国債」の発行等による財源確保にも努められたい。

中央環境審議会地球環境部会に設置された地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会では、温室効果ガスの「排出量要因分析」として、産業・業務・家庭の各部門別における２０１３年から２０２０年までの

[14] 資源エネルギー庁「災害に強い都市ガス、さらなるレジリエンス向上へ」
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/gas_resilience.html

[15] 第６回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 グリーントランスフォーメーション推進小委員会「クリーンエネルギー戦略の策定に向けた検討②」
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/green_transformation/pdf/006_02_00.pdf

[16] 第７回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 グリーントランスフォーメーション推進小委員会「クリーンエネルギー戦略の策定に向けた検討」
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/green_transformation/pdf/007_11_00.pdf

削減実績を、ＣＯ２排出原単位の変化、エネルギー消費効率の改善、経済活動の増加等の要因で分析した結果が示された[17]。こうした排出削減の効果を数値面から裏付けるデータに、期待される市場規模やわが国の技術的優位性など経済成長への寄与を合わせて考慮することで、国による支援の重点化や民間による投資促進に活用されることを期待する。

カーボンニュートラル関連ビジネスの国際競争は益々激しくなる中、わが国として、国内に加え、東南アジアをはじめ世界全体の排出削減に貢献することが、「経済と環境の好循環」のドライブになり、ひいてはわが国のポジショニング向上に繋がる。国は、わが国企業による新たなカーボンニュートラル関連技術の開発・実装・普及が出来る限りスピーディに進むよう、①障壁となる規制の緩和や撤廃、②国・自治体ならびにＧＸリーグ参加企業等による積極的な導入による初期需要の創造、③二国間クレジット制度（Ｊｏｉｎｔ　Ｃｒｅｄｉｔｉｎｇ　Ｍｅｃｈａｎｉｓｍ（ＪＣＭ））の戦略的活用と官民による経済外交を通じた東南アジア等海外展開への支援、④技術開発成果の実装・普及に向けた標準化の取組みへの支援などに取り組まれたい。

【要望事項】

- **カーボンニュートラルへの挑戦をわが国経済の長期停滞からの脱出と新たな成長のエンジンとするべく、①わが国企業におけるカーボンニュートラル関連技術の開発、②量産化によるコスト削減、③アジア等海外展開も含めた実装・普及の推進を**
- **わが国が目指すカーボンニュートラル時代の経済社会の全体像と道筋を示すことで、ビジネスの予見可能性を高め、民間企業の積極的な投資と技術開発・事業創造の促進を**
- **「グリーンイノベーション基金」など資金面での支援の欧米に劣後しない規模への拡充を**
- **「排出量要因分析」など温室効果ガス排出削減効果を示すデータと、期待される市場規模やわが国の技術的優位性など経済成長・産業の国際競争力強化への寄与の２つの面から、より効果の高い分野への支援の重点化を**
- **「環境国債」発行などによる財源確保を**
- **わが国企業による新たなカーボンニュートラル関連技術の開発・実装・普及を加速させ、世界全体の排出削減に貢献するべく、①規制緩和・撤廃、②国・自治体ならびにＧＸリーグ参加企業等による積極的な導入による初期需要の創造、③二国間クレジット制度（Ｊｏｉｎｔ　Ｃｒｅｄｉｔｉｎｇ　Ｍｅｃｈａｎｉｓｍ（ＪＣＭ））の戦略的活用と官民による経済外交を通じた東南アジア等海外展開への支援、④技術開発成果の実装・普及に向けた標準化の取組みへの支援を**

２．　個別のカーボンニュートラル関連技術に関する期待と要望

１）水素・アンモニア

燃焼してもＣＯ２を排出しない水素・アンモニアは２０３０年度電源構成の１％を目指すとされ[18]、石炭等化石燃料との混焼も含め、電化が困難な分野の熱需要への利用も期待される。

水素・アンモニアとも普及拡大には供給コストを化石燃料と同等程度の水準にまで引き下げること（グリーン成長戦略における目標＝２０３０年：３０円／Ｎｍ３、２０５０年：２０円／Ｎｍ３以下）が求められる。安定供給を支えるサプライチェーンの構築とともに、山梨県甲府市米倉山における再生可能エネルギーを利用した水素製造と工場やスーパーマーケットへの供給[19]に見られるように、地域全体や工場集積地・コンビナート全体で活用推進を図り、需要地に貯蔵・輸送インフラを集中整備することで、供給効率を高める取組みの推進を図られたい。

アンモニアについては、現在の主流である「ハーバー・ボッシュ法」（高温・高圧下の水素と窒素からアンモニアを合成）に替わる低温・低圧での次世代アンモニア製造プロセスが日本企業により開発されている[20]。石炭火力における混焼技術とともに、石炭火力発電の依存度が高い東南アジア等への展開を図り、アンモニア製造・活用のイニシアティブを取ることが期待される。

【要望事項】

[17] 第３回 地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会「2020 年度の温室効果ガス排出量（確報値）に関する分析」
https://www.env.go.jp/council/06earth/y0623-3b/mat02.pdf

[18] 資源エネルギー庁「2050 年カーボンニュートラルを目指す　日本の新たなエネルギー基本計画」
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/energykihonkeikaku_2022.html.html

[19] 第３回産業構造審議会産業技術環境分科会 グリーントランスフォーメーション推進小委員会「カーボンニュートラルの実現へ！山梨県における水素社会の実践と YHC によるエネルギー需要転換への挑戦」
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/green_transformation/pdf/003_01_01.pdf

[20] 第１回産業構造審議会産業技術環境分科会 グリーントランスフォーメーション推進小委員会「つばめ BHB 株式会社当社燃料アンモニアへの取り組み」
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/green_transformation/pdf/002_03_00.pdf

- **水素・アンモニアの安定供給を支えるサプライチェーン構築**
- **地域全体や工場集積地全体での水素・アンモニア活用推進と貯蔵・輸送インフラの集中整備など、供給効率を高める取組みの推進**
- **低温・低圧での次世代アンモニア製造プロセスの実用化と、石炭火力における混焼技術と合わせての東南アジア等への展開支援**

２）ＣＣＵＳ・メタネーション

ＣＣＵＳ（Ｃａｒｂｏｎ ｄｉｏｘｉｄｅ Ｃａｐｔｕｒｅ, Ｕｔｉｌｉｚａｔｉｏｎ ａｎｄ Ｓｔｏｒａｇｅ／ＣＯ２の分離回収・利用・貯蔵）については、より低コストでの実用化に向けて、高効率なＣＯ２分離回収技術の開発とともに、都市ガス利用時に排出されるＣＯ２をメタネーション（水素と反応させメタンを合成）によりガスとして再利用する、あるいは、セメント製造時に排出されるＣＯ２をコンクリートの中に固定化するなど、ＣＯ２の回収からリサイクルまでプロセス全体での開発・実装が求められる。

合成メタンの都市ガスへの活用は、熱需要の脱炭素化という観点からも非常に重要である。さらに既存のガス導管やガス機器などのインフラ・設備がそのまま活用可能であり、円滑かつ低コストでカーボンニュートラル化を推進することが可能となる。国は「グリーン成長戦略」において、都市ガスのうち２０３０年に１%、２０５０年に９０%を合成メタンに置き換え、２０５０年時点で現在のＬＮＧ価格と同水準での供給を目指すとしている（２０３０年１３０～１４５円／Ｎｍ３、２０５０年５０円／Ｎｍ３）[21]。

現在、横浜市において、ごみ焼却工場等で発生したバイオマス由来のＣＯ２から合成メタンを生成する実証実験の検討が進んでいる[22]が、今後、各地域において、メタネーション技術と既存のガスインフラを活用したＣＯ２の地域循環モデル実現に向けた取組みの推進が期待される。

【要望事項】

- **ＣＣＵＳのより低コストでの実用化に向けた、高効率なＣＯ２分離回収技術の開発とＣＯ２リサイクルまで含めたプロセス全体での開発・実装**
- **メタネーション技術と既存のガスインフラを活用したＣＯ２の地域循環モデル実現に向けた取組み推進**

３）洋上風力発電（浮体式）

洋上風力発電については、欧州を中心に遠浅で風況のよい海域を活用した着床式の導入が進められてきたが、日本では着床式に適した遠浅の海域は限られており、再生可能エネルギーのさらなる利用拡大には、排他的経済水域（ＥＥＺ）を活用した浮体式洋上風力発電の拡大が求められる。

風力発電はアジア各国においても市場の拡大が期待され、現時点ではタービン製造を中心に欧州企業が大きなシェアを占めるものの、日本では既に、長崎県五島市で２０１０年に環境省により浮体式洋上風力発電の実証事業が開始され、２０１６年に民間企業により実用化されており[23]、優れた技術力を有する部品メーカーやものづくりの基盤が存在する。風車・浮体・係留システム・電力ケーブルを一体として、日本やアジアの気象・海象に適した形で開発・実装を進めることによって、産業としての成長が期待される。

政府には、クリーンエネルギー戦略において、浮体式を含む洋上風力発電開発の地域・規模・時期を明確に示すとともに、各国政府への働きかけ等を含め、アジア等海外での日本企業による洋上風力発電開発の支援を図られたい。

【要望事項】

- **クリーンエネルギー戦略における浮体式を含む洋上風力発電設置計画（地域・規模・時期）の明確化**
- **アジア等海外での日本企業による洋上風力発電開発の支援**

４）原子力発電（革新炉）

温暖化対策の推進に向け、米国原子力エネルギー協会によれば、原子力産業の市場規模は２０５０年には最大年間約４０兆円まで拡大する見通しであり、米・英・仏の各国では小型モジュール炉や高温ガス炉等の革新炉の研究開発が積極的に進められている。

原子力関連産業および技術の発展とそれを担う人材の育成の重要性は、前述（Ⅰ－２．原子力発電の位置づけ明確化と早期再稼働）の通りである。政府には、クリーンエネルギー戦略における原子力の位置づけを明確にする中で、革新炉に関する研究開発・実証の加速や欧米等の国際プロジェクトへの日本企業の参画を促進されたい。

---

[21] 第７回 メタネーション推進官民協議会「合成メタンに関する最近の取組と今後の方向性」
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/methanation_suishin/pdf/007_03_01.pdf

[22] 横浜市ＨＰ「横浜市と東京ガスがメタネーションの実証試験に向けた連携協定を締結」
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/ondan/2021/0118methanation.html

[23] 戸田建設ＨＰ 浮体式洋上風力発電事業「Vol.2 国内初！浮体式洋上風力発電設備を実用化」
https://www.toda.co.jp/business/ecology/special/windmill_02.html

【要望事項】

- **革新炉に関する研究開発・実証の加速や欧米等の国際プロジェクトへの日本企業の参画促進**

３．　コスト負担とカーボンプライシングに関する議論の推進

日本におけるカーボンニュートラル実現に必要な投資額について、環境省は、国際エネルギー機関（ＩＥＡ）の試算による世界全体の必要額（年間４兆ドル）を踏まえ、２０２６～２０３０年度の平均で年間約１３兆円としている[24]。「グリーンイノベーション基金」等を呼び水として積極的な民間投資を促す必要があるが、一部には、受益者が価格として、あるいは企業や国民が広く税や賦課金という形で負担せざるを得ない部分が生じることが想定される。

カーボンニュートラルに向けた明確な道筋を示すうえでは、どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという視点が不可欠であり、炭素税、排出量取引、クレジット取引などカーボンプライシングに関する議論も避けては通れない。一方、足下では、エネルギー価格高騰や企業物価の上昇が企業経営に大きな影響を与えており、世界情勢の不安定化による先行き不透明感も増している。地域経済や中小企業の経営実態および脱炭素に向けた代替手段の有無を十分に勘案しつつ、「経済と環境の両立」という大前提のもと、国際競争上のイコールフッティングにも配意のうえ、「成長に資するカーボンプライシング」のあり方について、具体的かつ現実的な議論を進める必要がある。

特に、ＣＯ２排出量に比例した税負担を求める「炭素税」等の制度については、既に石油石炭税の特別措置として地球温暖化対策税が導入されており、再生可能エネルギー導入促進に向けては固定価格買取制度によるＦＩＴ賦課金が全ての需要家に課せられている。これら既存の制度と合わせて、①課税による企業や国民の行動変容がもたらす温室効果ガス排出削減効果、②税収の活用によるカーボンニュートラル関連分野におけるイノベーション創出への貢献、さらには、③地域経済の発展や中小企業の成長を阻害しない仕組み等の観点から検討する必要がある。

【要望事項】

- **地域産業や中小企業の経営実態を十分に勘案しつつ、「経済と環境の両立」という大前提のもと、国際競争上のイコールフッティングにも配意のうえ、「成長に資するカーボンプライシング」について具体的かつ現実的な議論を**
- **炭素税は、既存の地球温暖化対策税や固定価格買取制度（ＦＩＴ）の賦課金とも合わせ、①課税による企業や国民の行動変容がもたらす温室効果ガス排出削減効果、②税収活用によるカーボンニュートラル関連イノベーション創出への貢献、③地域経済の発展や中小企業の成長を阻害しない仕組み、等の観点から検討を**

III.　地域社会と中小企業によるカーボンニュートラル挑戦への支援拡充を

１．　地域脱炭素の取組み推進　～地域自らが「賢く」考え、「優しく」変えていく～

２０５０年カーボンニュートラル実現に向けて、日本の各地域においても、自治体と商工会議所などの経済界が連携することで、エネルギーの地産地消と地域活性化に向けた取組みが進んでいる。

三重県尾鷲市では、老朽化により廃止された尾鷲三田火力発電所の跡地に、「新たなエネルギー」と「豊かな自然の力」で産業、観光、市民サービスを融合した拠点を作ろうと、市、電力会社、尾鷲商工会議所が中心となって２０１８年に「おわせＳＥＡモデル協議会」を立ち上げ、地元の未利用材を活用した木質バイオマス発電所を建設し、その排熱をエビの陸上養殖などに利用することを検討している[25]。

神奈川県小田原市では、ガス会社が地元の企業と連携して地域の再生可能エネルギー活用による「湘南電力」を運営し、その電気は電気自動車のカーシェアリング事業で使われている。脱炭素型の地域交通として利便性を高めるとともに、電気自動車を「動く蓄電池」と捉え、エネルギーリソース、災害時の非常用電源として活用する仕組みが構築されている[26]。加えて、小田原市、箱根町の行政、議会、自治会そして事業所の集まりである小田原箱根商工会議所という地域すべてのステークホルダーにより、２０２０年１０月、気候変動に対処する「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」を行い、地域の暮らしや経済、観光を守るために、

[24] カーボンプライシングの活用に関する小委員会（第 20 回）「ポリシーミックスとしてのカーボンプライシングの方向性」
https://www.env.go.jp/council/06earth/shiryou1cp20.pdf

[25] 尾鷲市ＨＰ「おわせＳＥＡモデル　グランドデザインについて」
https://www.city.owase.lg.jp/cmsfiles/contents/0000016/16497/Owase_SEA_Model_GD_25278_marked.pdf

[26] 小田原市ＨＰ「EV を活用した新たな地域エネルギーマネジメントに取り組みます」
https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/electric_vehicle/main.html

脱炭素などの取組みを一丸になって進めている[27]。

長崎県五島市では、２０１０年に環境省による洋上風力発電実証事業のモデル地域として、わが国初となる２MW級の浮体式洋上風力発電実証機の設置候補海域として選定され、２０１６年、風力発電の実証事業が民間企業により実用化された。福江商工会議所は、五島市商工会および関係団体・企業とともに「五島市再生可能エネルギー産業育成研究会」を設立し、洋上風車の地元製造における地産地消を研究、また地域の企業約５０社の出資を取り付け「五島市民電力株式会社」を設立し再生可能エネルギー電力の販売を行うとともに、使用電力を地場産の再生可能エネルギーで１００％調達する事業者に対する「五島版ＲＥ１００」の認証制度を設けるなど、エネルギーの地産地消と地域活性化に向けた取組みを進めている[28]。

わが国が、カーボンニュートラル実現への取組みを通じて、「経済と環境の好循環」を生み出し発展を遂げていくためには、これらの事例のように、各地域の自治体、企業、住民が自ら、目指すカーボンニュートラルな社会のあり方を「賢く」考え、その実現に前向きに取り組めるよう丁寧に働きかけることによって公平にかつ「優しく」地域を変えていくことが必要である。その際には、各地域の産業構造などを十分に考慮しコスト負担で地域間格差が生じていないか、カーボンニュートラルへの挑戦をどのように地域の発展につなげていくのか、エネルギーの安定供給と地産地消、循環経済（サーキュラーエコノミー）、産業の発展と地域の魅力向上、住民生活の利便性・快適性と安全・安心・防災、自然環境や景観の保護など幅広い観点からの検討が求められる。

政府の「国・地方脱炭素実現会議」は、地域が主役となり地域の魅力と質を向上させ地方創生に資する「地域脱炭素」の実現を目指し、２０２１年６月に「地域脱炭素ロードマップ」を策定するとともに、２０３０年までに１００カ所以上の「脱炭素先行地域」を実現し、脱炭素を通じて様々な地域課題を解決し、全国に脱炭素ドミノを起こしていくことを目指している。

政府には、地域における再生可能エネルギーの開発・普及、エネルギーの面的な融通やデマンドコントロールの導入等、設備・技術に対する支援とともに、「脱炭素先行地域」における主体的な取組みを促すとともに、地域間の情報交換・知見の共有の仕掛けづくり、共通する課題の解決に向けた支援などに取り組まれたい。

【要望事項】

- **各地域の自治体、企業、住民が自ら、２０５０年カーボンニュートラル実現に向けて目指す社会のあり方を「賢く」考え、丁寧な働きかけにより「優しく」地域を変えていく取組みの推進を**
- **カーボンニュートラルへの挑戦をどのように地域の発展につなげていくのか、エネルギーの安定供給と地産地消、循環経済（サーキュラーエコノミー）、産業の発展と地域の魅力向上、住民生活の利便性・快適性と安全・安心・防災、自然環境や景観の保護など幅広い観点からの検討推進を**
- **政府が取り組む「地域脱炭素ロードマップ」実現に向け、「脱炭素先行地域」における主体的な取組みの促進を**
- **地域における再生可能エネルギーの開発・普及、エネルギーの面的な融通やデマンドコントロールの導入等、設備・技術に対する支援を**
- **地域間の情報交換・知見の共有の仕掛けづくり、共通する課題の解決に向けた支援を**

２．　中小企業のカーボンニュートラル推進　～「知る・測る・減らす」の支援を～

地球温暖化対策法の報告対象者（年間３千トン以上排出の企業）のうち中小企業は約６千社、温室効果ガス排出量は合計１．２億トンとなっており、これに対象外の中小企業による排出量を含めると１．２～２．５億トン程度、日本全体の排出量の１～２割弱を占めると想定される[29]。

日本のカーボンニュートラル実現において、中小企業の温室効果ガス排出削減への取組みが重要であることは間違いないが、日本商工会議所が昨年８月に中小企業を対象に行った調査では、２０５０年カーボンニュートラルに対する考え・対応について「現時点では見当がつかない・分からない」との回答が４６．８％で最も多く、「エネルギーコスト上昇を危惧している」が３０．７％で続く結果となった【グラフ１】。

[27] Think MIRAI 小田原から未来を考える「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」
https://sdgs-odawara.jp/sdgs-case/odawara-hakone-climate-change-one-team/

[28] 日本商工会議所 2020/10/4 脱炭素化目指す「五島版 RE100」に 16 事業者・団体を認定（福江商工会議所）
https://www.jcci.or.jp/news/local-front/2021/1004102530.html

[29] 第６回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 グリーントランスフォーメーション推進小委員会「クリーンエネルギー戦略の策定に向けた検討②」
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/green_transformation/pdf/006_02_00.pdf

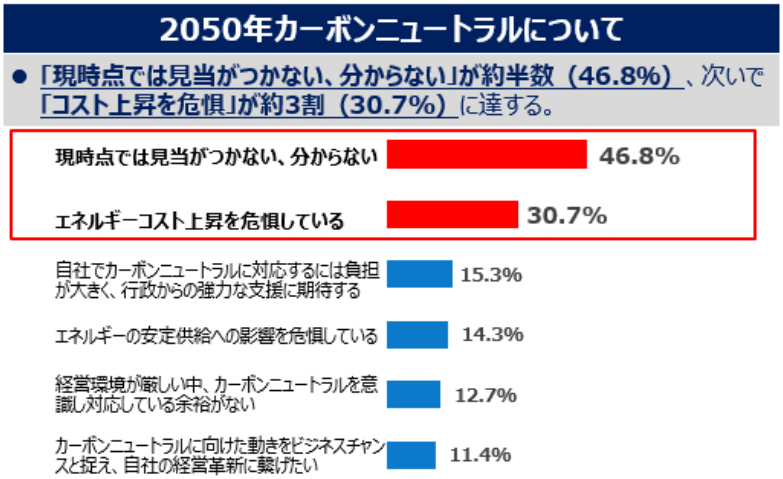

【グラフ１】日本商工会議所ＬＯＢＯ調査（2021 年８月）

この結果を踏まえ、中小企業のカーボンニュートラル推進には、①「知る」…自社における取組みの必要性や意義・メリットを認識する、②「測る」…自社の排出量を計測・把握する、③「減らす」…排出の少ない設備への置き換えなど具体的な削減に取り組む、の３つのステップで支援を進めていく必要があると考える。

エネルギー価格が高騰する中、排出削減の取組みは企業にとって燃料費削減による経営改善にもつながる。多くの中小企業が自主的かつ前向きに対策に踏み切れるよう、政府には、中小企業に対する①「知る」…カーボンニュートラルに関する情報提供、②「測る」…専門家による指導や簡便なツールの提供による排出量計測・把握の支援、③「減らす」…省エネ・脱炭素型設備導入等への資金面での支援について、取組みの拡充をお願いしたい。

③については今般、「グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のＣＯ２削減比例型設備導入支援事業」が２０２１年度補正予算で措置された。コロナ禍からの経営回復に伴うＣＯ２排出量のリバウンド回避を支える制度として活用が期待されるが、具体的な設備導入には、設備の電化・高効率化、エネルギー利用の最適化に繋がるエネルギーマネジメントシステムの導入、レジリエンス強化にも資するコージェネレーションや燃料電池の導入など幅広い取組みが考えられる。政府にはさらなる支援の拡充を求めたい。

また、ＣＯ２削減のインセンティブとなるＪ－クレジット制度などについても中小企業の認知拡大、活用推進を図られたい。

これらの取組みを企業数の９９．７％を占める中小企業一社一社に働きかけ、実行を促していくことは容易ではない。政府には、中小企業の削減取組みや利用促進に向けて、各種施策・制度に関する情報の見える化および手続の簡素化を図るとともに、地域の中小企業との接点を有する自治体、地域金融機関、商工会議所と、中小企業を支援する人材の育成を含め幅広く連携を図られたい。加えて、サプライチェーンで中小企業とつながる大企業においても、自社のリソースを通じ、取引先中小企業の「知る・測る・減らす」取組みへの協力が期待される。政府には、新たに創設されたＧＸリーグへの賛同企業等への働きかけや、サプライチェーンで中小企業とつながる大企業と連携した削減取組みへの支援をお願いしたい。

【要望事項】

- **中小企業のカーボンニュートラル推進に向けて、①「知る」…カーボンニュートラルに関する情報提供、②「測る」…専門家による指導や簡便なツールの提供による排出量計測・把握の支援、③「減らす」…省エネ・脱炭素型設備導入等への資金面での支援、の拡充を**
- **ＣＯ２削減のインセンティブとなるＪ－クレジット制度などについても中小企業の認知拡大、活用推進を**
- **中小企業の脱炭素支援施策・制度の利用促進に向けて、情報の見える化、手続の簡素化を図るとともに、地域の中小企業との接点を有する自治体、地域金融機関、商工会議所との連携を**
- **サプライチェーンで中小企業とつながる大企業による取引先企業のカーボンニュートラルへの取組み協力推進を**

３．　商工会議所が果たす役割

日本商工会議所は全国の商工会議所に対し、商工会議所自身と地域の中小・小規模事業者の省エネ・脱炭素の取組みを促進する「環境アクションプラン」の策定を呼びかけ、現在までに１６の商工会議所がプラン

の策定・実施に取り組んでいる[30]。また、中小企業のカーボンニュートラル支援に向けては、各地商工会議所において、①「知る」…セミナー等を通じたカーボンニュートラル関連情報の提供、②「測る」…中小企業が簡便に自社のＣＯ２排出量を把握できる「ＣＯ２チェックシート」の提供、③「減らす」…国・自治体による削減支援制度の紹介等の活動に取り組んでいる。

２０５０年カーボンニュートラル実現に向けたクリーンエネルギー戦略の着実な実行に向けて、地域総合経済団体として多くの中小企業を会員とする商工会議所が果たすべき役割は大きい。カーボンニュートラルへの挑戦を日本経済の新たな成長のエンジンとするために、商工会議所として、政府や自治体との連携をより一層強化し、地域脱炭素と地域経済活性化の両立実現に向け、また、一社でも多くの中小企業がカーボンニュートラルという課題に前向きに取組み、自社の成長につなげることができるよう、しっかりと取り組んでいきたい。

以　上

２０２２年度第５号
２０２２年６月９日
第２３３回議員総会決議

＜提出先＞経済産業省、中小企業庁、資源エネルギー庁、環境省　、内閣府、自民党環境・温暖化対策調査会）
＜実現状況＞
○２０２２年５月１３日に「エネルギー安全保障の確保」と「炭素中立型社会に向けた経済・社会、産業構造変革」の方向性等を示した「クリーンエネルギー戦略　中間整理」がとりまとめられた。また、同年７月には政府として、この中間整理で示された内容を具体的な政策として実行していくことを目的に、ＧＸ実行会議が発足し、脱炭素のベースロード電源として原子力発電を最大限活用していく方向性、炭素賦課金等のカーボンプライシングの導入時期の明確化とＧＸ経済移行債の発行による移行期への集中支援等が具体的に示された。これらを実行していくため「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（２０２３年２月１０日閣議決定)」及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（２０２３年２月２８日閣議決定)」が第２１１回通常国会へ提出された。
【関連予算の拡充】
○令和４年度第２次補正予算省エネルギー設備への更新を促進するための補助金　５００億円（国庫債務負担含め総額１，６２５億円）（新規）
○令和４年度第２次補正予算中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業　２０億円（新規）

６．国の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、新型コロナウイルスの影響長期化により、一部企業では回復傾向が見られるものの、いまだにその多くでは深刻な経営状況が続く「K字型」の回復を示している。また、足元のウクライナ情勢の緊迫化や円安などに伴う、エネルギー・原材料価格の高騰により、業種・業態を問わず幅広い中小企業・小規模事業者の経営に影響が及んでいる。すでにコロナ禍により、経営者の債務過剰感は高まっており、今後業績回復が見通せない場合、経営者の高齢化なども相まって、過去にない規模で休廃業が増加する危機が迫っている。地域経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が事業を継続し、成長を実現することは、わが国経済が復活・成長を遂げるためには不可欠であり、自助努力を前提とした抜本的な経営改善と成長実現に向けて、力強く支援していくことが重要である。

エネルギー・原材料価格が高騰する中で、その上昇分を「価格に転嫁できていない」とする企業は８割を超える。中小企業が事業を継続し、またイノベーション創出による成長や賃上げを実現するためには、その原資となる「付加価値」の向上が不可欠である。今後、中小企業の「付加価値向上」を実現するためには、中長期での影響が懸念されるエネルギー・原材料価格高騰に対する取引適正化・価格転嫁に向けた「環境整備」と、「新たな挑戦により持続的な成長を目指す中小企業の後押し」の両輪からなる支援が重要である。すでにデジタル技術を活用した新分野展開や、環境ビジネスへの参入を実現するなど、革新的なイノベーションを成果につなげた好事例も生まれ始めている。デジタル・グリーンといった成長分野や、社会課題解決につながるイノベーション創出な

[30] 日本商工会議所「各地商工会議所の取り組み」環境アクションプラン
https://eco.jcci.or.jp/usefullink

どに、果敢にチャレンジする中小企業やスタートアップを支援することが、わが国経済の持続的発展に向けた大きなカギとなる。

コロナ以前から中小企業が抱えてきた慢性的な人手不足、事業承継などの構造的・本質的な課題は残ったままであり、解決を後回しにすることはできない。環境変化が加速する中においては、親族・従業員承継を通じた後継者による事業ドメイン再構築を促進することが重要である。後継者不在の企業においては第三者承継を推進するなど、「価値ある事業」の円滑な承継に向けた対応が急務である。コロナ禍において業況への影響を大きく受けている業種にあっては、資金繰りのさらなる悪化によって事業再生の検討や廃業を選択する企業の増加が見込まれ、収益改善や事業再生、やむなく事業から撤退する経営者の早期再チャレンジに向けた支援も重要である。再チャレンジを許容する環境を整備することは、ポストコロナの社会を創造し起業・創業を促進していく観点からも重要なポイントとなる。

以上の観点から、当商工会議所は会員企業の意見を集約した以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、地域の総合経済団体として、関係諸機関との連携を密にし、事業継続や成長を目指す中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、各種施策の実現ならびに、補正予算も含めた２０２１年度の中小企業対策予算の規模堅持に向けて取り組まれたい。

記

Ⅰ．パートナーシップ構築宣言の取り組みを通じた取引適正化や価格転嫁に向けた環境整備

１．中小企業の付加価値向上を実現する取引適正化や価格転嫁に向けた環境整備

新型コロナウイルス感染症の影響長期化にくわえ、足元のウクライナ情勢緊迫化や円安などに伴うエネルギー・原材料価格の高騰が幅広い企業の経営に影響を及ぼしている。

２０２１年１１月に公表した「商工会議所ＬＯＢＯ調査」によると、「１年前と比較してコストが増加している」と回答する企業が９１．３％にのぼり、価格転嫁の動向について、「全く転嫁できていない」または「一部転嫁できていない」と回答する企業は、ＢｔｏＢ、ＢｔｏＣともに８０％を超える高い水準となっている。実際に、人件費やエネルギー・原材料価格が高騰する中で、企業からは「取引価格の見直しを要求しても価格転嫁を一切認めてもらえない」、「値上げどころか値下げを求められるなど、コスト増加分を価格に転嫁できず、利益率悪化に苦しんでいる」といった声が多く上がっている。コスト増加分を価格に転嫁した「適正価格」での取引が行われない限り、中小企業の価値創造、生産性向上の実現は困難である。

今後、中小企業が環境変化に対応し、事業継続や成長を実現するためには、設備投資や研究開発などのイノベーション創出に向けた取り組みが重要である。その取り組みには原資が必要であり、その原資となる付加価値の向上が不可欠となっている。また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、すでに体力を消耗している企業にとっては、今後の事業継続に向け、取引環境の改善は死活問題となっており、早期に解決しなければ債務過剰感も相まって過去にない規模での休廃業増加につながる危機に直面している。

２０２０年６月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄、規模・系列などを越えた連携や、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守を目指す取り組みであり、本年６月に公表企業数１０，０００社を超えている。中小企業の付加価値向上の実現に向け、パートナーシップ構築宣言の周知強化と宣言企業の拡大に引き続き取り組まれたい。すでに事業再構築補助金など複数の補助施策において、宣言企業に対する加点措置が設けられているが、宣言企業拡大に向けて、今後もその対象範囲を全省庁の補助金に拡大するなど、インセンティブを付与することによって普及・推進に取り組まれたい。

宣言企業が拡大する一方で、中小企業からは、「大企業の購買担当者の姿勢が全く変わっていない」といった声が上がっている。中小企業庁が実施した「取引条件改善状況調査」においてまとめられた、「パートナーシップ構築宣言の効果」では、受注側から見た「宣言企業の適正取引に向けて努力する姿勢」について、「おおいに感じる」「やや感じる」との回答はあわせて５４％にとどまり、今後は宣言企業拡大とあわせて、実効性確保も重要な課題となっている。こうした課題に対して、昨年１２月に内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられ、政府一体で価格転嫁に向けた環境整備の取り組みが示されたことは歓迎したい。取引環境整備に向け、同パッケージにまとめられた、「パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化」や「価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化」、「下請取引の監督強化」などの内容を着実に実行されたい。

【要望内容】＜経済産業省、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、国土交通省、公正取引委員会＞

- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実施（価格交渉の一層の推進、パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大・実効性向上、下請取引の監督強化等）（新）
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大に向け、宣言企業へのインセンティブ付与、コーポレートガバナンスコードへの付記（大企業も利用可能なＮＥＤＯなど各種補助金の前提条件化、加点

対象範囲を全省庁の補助金に拡大等）
- 「パートナーシップ構築宣言」の策定・公表を補助金などの加点対象とするなど、各都道府県に対する協力要請
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業に対するフォローアップや検証など実効性の確保に向けた取り組み強化
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が補助金加点を申請する際、宣言の有無だけでなく、具体的な取り組みや実績を明記するなど、実効性を高めるための仕組みを強化(新)「パートナーシップ構築宣言」による好取引事例の横展開（新）
- 「下請振興基準」に基づく指導・助言や「下請法」「独占禁止法」の運用強化、下請Ｇメン・知財Ｇメンによる取引実態の調査や結果の公表、不公正な取引防止・是正の強化(新)
- 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及・業種の拡大や、「自主行動計画」の取引現場への普及・策定団体の拡充など業種ごとの取引適正化に向けた取り組みの後押し
- 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件など下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
- 知財取引の適正化に向けて、「下請法」の「親事業者の禁止行為」（第４条）に「不当な知財取引」を追加。不当な知財取引を行う企業名の公表など、独占禁止法（優越的地位の濫用）ガイドラインの拡充による断固たる措置の実施
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーション加速化と知財取引の適正化、知的財産保護に対する支援強化
- 下請企業の価格交渉促進に向けた、個社支援・指導の強化（新）
- 中小企業庁作成の知財に関する契約のひな形・ガイドラインの普及・啓発と中小企業に対する専門家相談・派遣制度の創設
- 官公需における価格転嫁の徹底

Ⅱ．新たな挑戦により持続的な成長を目指す中小企業の後押し

１．事業再構築・イノベーション創出に対する支援強化

（１）持続的な成長に向けた中小企業のイノベーション活動の支援強化

中小企業がイノベーション活動に取り組み、生産性を向上させ、持続的な成長・発展を遂げることは、日本経済がコロナ禍から回復し、発展するうえで欠かせないものであり、中小企業による新たな挑戦を後押しする環境整備に取り組む必要がある。

令和２年度補正予算において創設された「中小企業等事業再構築促進事業」や、「中小企業生産性革命推進事業」など、中小企業がイノベーション創出やデジタル化などに取り組む際の補助施策が多数措置され、企業の取り組みの後押しにつながっている。実際に、「事業再構築補助金」などの補助施策を活用し、革新的なイノベーションによってプライスリーダーの地位を築き、昨今の材料費高騰に対しても価格転嫁ができているといった、付加価値向上を実現した事例や、成長分野に参入し新たな収益事業を確立した事例などが多数生まれている。また、ＩｏＴやＡＩ、ＲＰＡ、ロボットなどの技術を活用しながら、イノベーションや生産性向上に取り組む事例も生まれており、先端技術の活用によるさらなるイノベーション創出が期待される。今後も中小企業による事業再構築、イノベーション活動の後押しとなるよう、補助施策の見直し・改善を図りながら支援を継続、強化されたい。

イノベーション活動によって、成果創出を実現した事例が生まれている一方で、イノベーション創出の必要性を理解しながらも、企画検討段階、いわゆる「ゼロイチ」の段階で苦戦している中小企業も存在する。イノベーション創出にあたっては、自社の事業に直結する情報に限らず、様々な情報収集を通じたアイデアの検討や、そのアイデアを自社の事業に落とし込む企画・計画策定の取り組みが重要となる。イノベーションの「ゼロイチ」の促進に向け、企業間の交流機会の拡大や、企画・検討段階における専門家による伴走支援などの支援策を強化されたい。また、イノベーションの「気づき」の創出や意識醸成に向けて、「事業再構築補助金」を活用した中小企業による好事例の横展開にも取り組まれたい。

コロナ禍を契機に、既存事業の「深化」だけでなく、新たなアイデアを「探索」する、いわゆる「両利き経営」を実践し、これまでとは全く異なる成長分野への進出を検討する企業も多く存在する。既存事業の延長線上にはない、企業にとって全く新しいイノベーション活動は、不確実性が高く、研究開発や事業化に至る前の事前調査（Ｆ／Ｓ）の取り組みが重要となる。現状の補助金など支援施策については、事業化を前提とした研究開発（Ｒ＆Ｄ）段階における支援は手厚いものの、事前調査、初期段階での支援は手薄な状況である。よって、自社にとって全く新しいイノベーションの取り組みを後押しし、また成果創出に向けた可能性を高めるためにも、事前調査（Ｆ／Ｓ）や実証実験に取り組む際の費用補助制度の創設も含め、イノベーションの着手から成果創出まで、切れ目のない支援メニューの充実に取り組まれたい。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策など、中小企業の新たな取り組みを後押しする支援施策が多数措置されている一方で、申請・審査・実行までにタイムロスが発生するなどの課題も生じている。中小企業の迅速な取り組みの後押しにつながるよう、手続きの簡素化・迅速化、申請窓口や事業者からの問い合わせに対する体制の強化など、事業者に寄り添った支援体制を構築されたい。また、事前着手承認制度におい

ても、事前承認を受けるまで一定の時間がかかる点が課題となることから、事前届出を行った場合は事前承認を受ける前でも補助対象とするなど、よりスピード感をもった対応を講じられたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁＞
- 中小企業等事業再構築促進事業、生産性革命推進事業などによる中小企業の事業再構築、生産性向上に向けた取り組みに対する支援の継続、好事例の横展開
- 事業再構築補助金の拡充
  ・売上高構成比要件の緩和、売上減少要件の撤廃
  ・事業再構築の定義の分かりやすい明示
  ・事前着手承認制度の継続および対象拡大、十分な公募期間の設定
  ・予算の拡充
  ・グリーン成長枠など、成長分野に挑戦する取り組みの後押し強化（新）
- イノベーションの企画・検討の段階、いわゆる「ゼロイチ」の促進に向けた、企業間の交流機会の拡大、専門家による伴走支援の強化（新）
- ＩｏＴやＡＩ、ＲＰＡ、ロボットなど新技術の積極的な活用、およびそれらを活用した新たな事業分野や成長産業への参入支援、好事例の周知強化
- 多様なニーズに対応する新製品・新サービス開発について、事業構想の検証から事業化までの支援強化（事前調査段階（Ｆ／Ｓ）の補助制度創設や、事前調査段階から研究開発段階、事業化に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実）
- 改正ＳＢＩＲ制度（中小企業技術革新制度）の活用・周知促進
- 支援施策の十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～補助対象事業の実施～補助金・助成金実行までの期間設定、事前着手承認制度の継続および対象拡大
- 補助金・助成金などの中小企業支援施策について、複雑化する類型・要件や加点要素など運用ルールの見直し・改善と分かりやすく迅速な周知
- 各施策の運営事務局や申請窓口の体制強化と問い合わせ対応のワンストップ化
- 社会保険、税手続きや補助金・助成金の申請・報告など行政における対面手続き・書面手続きなどの抜本的な運用改善（ＩＴ活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンスオンリー）、提出先のワンストップ化、地方自治体ごとに異なる書類の様式や手続き・納税期限の統一化）
- 新規事業のリスク軽減に資する支援施策の活用促進、運用ルールの見直し（目標未達の場合の補助金返還について、実績報告時の理由記載による免除を認める等）
- 中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催
- 中小企業の新たな特許出願層を開拓する観点から、知財総合支援窓口などにおける、相談業務にくわえ、電子出願や手数料納付の代行など、ワンストップで直接的な支援の強化
- 生産拠点の国内回帰を通じたサプライチェーンの強靭化に対する支援（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の継続・予算拡充）
- 「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」の実現に向けたプラットフォーム変革の促進（流通ＢＭＳやＦｉｎＴｅｃｈ等）および中小企業への導入支援

（2）オープンイノベーションの促進と環境整備

経営資源が限られる中小企業がイノベーションアイデアを実現し成果を創出するためには、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させる、オープンイノベーションの取り組みが重要となる。「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを越えた新たな連携を目的とするものであることから、本制度の積極的な周知と、宣言企業の拡大、ならびに宣言企業から得られる好事例の周知に取り組まれたい。

また、オープンイノベーションに向けた中小企業のマッチング支援の強化や、産学連携の支援強化、民間プラットフォーム活用に向けた費用補助の充実、スタートアップとの協業より新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」の費用補助事業創設など、協業の促進に取り組まれたい。一方、オープンイノベーションに取り組むうえで、企業から「協業相手への情報、技術流出への懸念がある」といった声が上がっている。実際に一部の大企業と中小企業・スタートアップ間で、アイデアだけが搾取されるといった、知的財産に関する不公正な取引事例が存在するなど、情報や技術流出のリスクはオープンイノベーションの阻害要因となっている。「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、知的財産・ノウハウの項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めない」とする内容が盛り込まれている。「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーションを加速化するとともに、知的財産保護に対する支援を強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省＞
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進および「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを超えた新たな連携」の好事例周知

- 「パートナーシップ構築宣言」の推進を通じ、オープンイノベーション加速化と知財取引の適正化、知的財産保護に対する支援強化（再掲）
- 中小企業の先端技術導入やイノベーション活動の促進に向け、大学や研究機関の協力による専門家の指導や設備提供などの支援強化
- スタートアップと中小企業の連携強化に向けた支援（実証実験の場の提供、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラム等）（新）
- 大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
- 成長型中小企業等研究開発支援事業（Ｇｏ－Ｔｅｃｈ事業）によるものづくり企業における高度な技術開発の支援強化（新）

２．販路開拓に向けた支援強化

本年６月に公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、「新型コロナウイルスによる経営への影響が続いている」と回答した企業は６４．２％にのぼり、「経営への具体的な影響」として６割以上の企業が「受注減、来店客数の減少等」と回答するなど、いまだに多くの中小企業に売上減少などの影響が及んでいる。

既存事業の収益改善に向け、また今後も見込まれる環境変化への対応力を高めるという観点からも、新たな収益源獲得につながる販路開拓の取り組みは、多くの企業にとって重要な課題となっている。中小企業の業績回復や、ポストコロナを見据えた収益基盤の強化に向けて、小規模事業者持続化補助金など、販路開拓支援策を継続すべきである。

経済産業省の調査によると、新型コロナウイルス感染拡大の対策として、外出自粛の呼びかけやＥＣの利用が推奨された結果、２０２０年はＥＣにおける物販系分野の市場が１２兆円を超え、前年比２１％以上の伸びを示すなど、ＥＣ市場が拡大している。中小企業においても、コロナ禍における新たな販路としてＥＣを効果的に活用し、「国内ＥＣのほか、越境ＥＣにも取り組み、前年比でＢｔｏＣ売上が２倍になった」、「ＢｔｏＢに比べ売上規模は大きくないが、ＢｔｏＣは利益率が高く、収益改善に貢献している」などの声が上がっており、非接触型の販売強化を目指す中小企業における取り組み拡大が期待される。一方で、ＥＣが軌道に乗るまでは一定期間が必要であり、中小企業にとってＥＣサイト構築や利用料、出品料などの費用負担は大きいため、中小企業によるＥＣサイトの開設や活用、および販売促進への支援を引き続き強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金（一般型）の推進等）
- インターネット通販（ＥＣ）やオンライン商談システムの活用、オンライン展示会など非対面型ビジネスモデル転換に対する支援の継続（事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金等の適切な運用）
- 非対面・非接触の販路開拓に関する専門家・専門人材による支援の強化

３．中小企業におけるデジタルシフトの加速化、サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

（１）中小企業におけるデジタルシフトの加速化

コロナ禍における感染防止対策の観点から、テレワークや非接触のビジネスモデルに向けたＩＴの導入が進んでいる。当商工会議所が２０２１年２月に公表した「ＩＴ活用実態調査」よれば、ＩＴを「導入」している企業は約７０％であった。しかし、「ＩＴを活用して社内業務を効率化している（守りのＩＴ活用）」（４４．２％）や「ＩＴを差別化や競争力強化に活用している（攻めのＩＴ活用）」（６．１％）など、ＩＴを「活用」できている企業はあわせて約半数にとどまっており、ＩＴをほとんど利用していない企業も約２３％存在しているのが現状である。

中小企業がＩＴを活用するきっかけとして、自社のＩＴ活用度を客観的に自己診断できる制度の活用が有効である。独立行政法人中小企業基盤整備機構が提供する「ＩＴ経営簡易診断」や、令和３年度補正予算で措置された「事業環境変化対応型支援事業(デジタル化診断事業)」などは、中小企業の現状の立ち位置を認識し、アクションにつなげるための気づきにつながる効果が期待され、これらの仕組みや専門家によるフォローアップなどを通じて、中小企業のＩＴ活用に向けた意識醸成の取り組みを促進されたい。

ＩＴ活用における企業内の課題として、「ＩＴ導入の旗振り役が務まるような人材がいない」、「従業員がＩＴを使いこなせない」といったＩＴ人材の不足に対する回答が上位を占めるほか、「外部サービスを活用したいが、自社にとって最適なツールや業者の選定が難しい」といった声も上がっている。すでに「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業」など、ＩＴ投資に向けた費用補助制度が多数措置されているが、これらの施策とあわせて、ＩＴ人材や専門知識の不足を補うための支援も、中小企業における効果的なＩＴ活用、デジタルシフト推進に向けて重要である。企業からは、「ＩＴ活用に取り組めている企業と、そうでない企業との格差が広がってきている」といった声が上がり、また今後その格差がさらに拡大する懸念があることから、「中小企業デジタル化応援隊事業」を復活・拡充し、ＩＴの導入から活用、競争力強化にいたるまでの相談機能強化に取り組まれたい。継続的に、ＩＴ活用による競争力強化を実現するためには、ＩＴ人材の育成もあわせて重要である。従業員のＩＴリテラシー向上を目的とした各種研修・講座の受講や、ＩＴパスポ

ートをはじめとした情報処理技術者試験、ＩＴコーディネータなどＩＴ資格取得の奨励や助成などに取り組まれたい。

２０２０年１２月に公表した「中小企業の経営課題に関するアンケート」によると、ＩＴツールを活用している小規模企業においては、中規模企業と比べて、従業員数　２０　人以下のＩＴ事業者に相談する割合が高く、中堅・大手ＩＴ事業者へ相談する割合は低くなっている。地域を支える中小企業・小規模事業者のデジタルシフトを推進するためには、比較的小規模な情報サービス事業者自身の経営を強化する必要がある。したがって、従業員数６人以上　２０人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援を受けることのできる制度を構築すべきである。

２００１年のＩＴ基本法の制定以来、２０年ぶりの見直しとなるデジタル改革関連法を機として、デジタル庁が創設され、行政のデジタルシフトに向けた動きが始まっている。各種申請や手続き、決済などのデジタル化を通じて、中小企業の手間・コストの削減や利便性の向上など、デジタル化によるメリットを“具体的に享受・実感”できるよう、一層の行政のデジタルシフト加速に取り組まれたい。また、ＧビズＩＤのさらなる普及促進を図るとともに、国・地方自治体における補助金・助成金をはじめとした各種申請において、基本情報の入力項目を共通化するなど、事業者の効率化につながるよう取り組まれたい。デジタルガバメントの推進にあたっては、取り残される中小企業・小規模事業者が生まれることがないよう十分な支援策、サポート体制の強化についてもあわせて検討されたい。

（２）サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

中小企業におけるＩＴ活用・デジタルシフトの進展に伴い、企業や民間団体、官公庁など、特定の組織を狙う「標的型攻撃」や、身代金要求型不正プログラム「ランサムウェア」などサイバー被害が増加し、中小企業にとって大きなリスクとなっている。くわえて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とするテレワークの普及によって、企業規模に関わらずサイバーリスクが増大するなど、中小企業・小規模事業者においてもその対策が急務となっている。

令和３年度補正で措置された「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業」において、補助金申請の際に、ＳＥＣＵＲＩＴＹ　ＡＣＴＩＯＮを宣言することが必須要件となった。事業者の意識醸成に向けて重要な取り組みである一方で、「サイバーセキュリティ対策について何から取り組めばいいか、どのレベルまで取り組めばいいかわからない」といった声や、「費用負担が大きい」といった声が上がっている。中小企業の規模や業態などに応じたサイバーセキュリティ対策の事例を示すなど、対策の理解につながる具体的な情報発信の強化ならびに、専門家によるサイバーセキュリティマネジメントの支援、導入費用の補助制度創設に取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省、厚生労働省、総務省、デジタル庁＞

- 経営者の意識改革につながる「ＩＴ活用診断制度」、「事業環境変化対応型支援事業（デジタル化診断事業）」の周知・利用促進（新）
- ＩＴの導入から活用、競争力強化にいたるまでの相談機能強化、「中小企業デジタル化応援隊事業」の復活・拡充（新）
- デジタルシフトの強化に資する、伴走支援型人材の育成・強化（新）
- ＩＴ実装に向けた、中小企業とＩＴ技術者とのマッチング支援の促進
- ＩＴツール導入にあたり、地域の情報サービス業事業者による伴走支援強化および費用補助の継続（サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業の継続・拡充（通常枠（Ａ・Ｂ類型）におけるハードウェアへの対象拡充、補助率引上げ（２分の１→３分の２）および下限額の撤廃、ＩＴ導入に向けたコンサルティング単体での対象化）および導入事例の積極的な発信
- 地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「５人以下」から「２０人以下」への拡大
- 中小企業でＩＴツール導入や活用を進めるうえで中核となる人材育成の強化（生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練や職業訓練員・講師派遣などの周知強化・支援拡充）
- 中小企業経営者・従業員のＩＴリテラシー向上に対する支援（ＩＴパスポートなど情報処理技術者試験や、ＩＴコーディネータなどＩＴ資格取得の奨励や助成等）
- ＩＴ専門家によるＩＴ人材育成教育制度の創設（新）
- 個社の実情に応じたテレワークの導入・定着に向けた支援の継続（人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充および周知強化）
- 「身の丈ＩｏＴ」促進に向けた知識習得支援および導入事例の積極的な発信
- 新製品・新サービス開発に資する「攻めのＩＴ投資」促進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイトなどを通じた積極的な情報発信
- 大企業・中堅企業の先導による商流ＥＤＩの導入・利活用支援、中小企業共通ＥＤＩの普及促進
- 社会全体のデジタル化をけん引するデジタルガバメントの早急な構築
- 補助金申請などにおける事業者の電子申請に関する国によるサポート体制の強化
- オープンデータ活用に向けた諸条件の整備、好事例の発信などを通じた活用促進（新）

- デジタル回線網の混雑解消、遅延防止の対応、５Ｇ全国活用を可能とする基地局や光ファイバーなどの通信インフラの整備促進
- サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援強化、導入の奨励（費用補助、サイバーセキュリティ対策の重要性に対する意識啓発、専門家による支援、各種対策の実施を補助金の加点要素と位置付けるなどの対策の奨励）（新）

４．カーボンニュートラルへの対応とイノベーション創出

カーボンニュートラル実現に向けた動きが加速する中、大企業に限らず中小企業にとっても脱炭素や環境に配慮した経営が求められている。一方で、東京商工会議所が昨年１２月に公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」では、２０５０年カーボンニュートラルに対する考え・対応について「エネルギーコストの上昇を危惧している」が４２．５％と最も高く、次いで「現時点では検討がつかない」が４１．９％となるなど、多くの中小企業において、自らのビジネス環境にどのような影響があるか、どのように対応したらよいか、理解や対応が進んでいない実態が明らかになっている。

企業からは「大手取引先から、自社の二酸化炭素排出量を至急まとめ、一定量の削減に取り組んでほしいと依頼があり、どのように排出量を測定し、削減を進めるべきか、対応に苦慮している」といった声も上がっている。対応に苦慮する企業がある一方で、大手メーカーが製造工程で生じる廃材や植物由来の材料を自社製品に組み込み、大手企業との連携や商品の付加価値向上を実現した中小企業も存在するなど、カーボンニュートラル実現に向けた動きをチャンスと捉え、成長を実現している企業も存在する。

まず政府には、わが国が　２０５０年に向けどのような経済社会を目指すのか、ビジネス環境がどう変化していくのか、中小企業にも理解しやすいよう、できるだけ具体的な全体像とそこに至る道筋について早期に示していただきたい。また、地球温暖化対応、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みはサプライチェーンを構成する一員として中小企業にとっても今後避けては通れないテーマであり、対応の必要性とあわせて「ビジネスチャンス」、「成長の機会」と捉えるような意識改革に向けた情報発信、好事例の発信についても強化されたい。

中小企業は、環境分野の専門部署や専門性のある人材を抱えていないケースが多く、自社の排出量を把握する段階で課題を抱えている。また、どのような対応をすれば、どのくらいの排出量削減につながるのか、といった具体的な取り組みのイメージができないケースが多い。「排出量の把握」にあたっては、日本商工会議所が公開する「ＣＯ２チェックシート」をはじめ、その他民間ツールなどの活用促進を通じて、現状認識に向けた取り組みを支援するとともに、政府におかれても中小企業の排出量把握に係る支援創設を検討されたい。また、具体的な取り組みの検討にあたっては、中小企業にとって取り組みの参考となる具体例を整理、発信するとともに、専門家による支援制度創設など、相談機能を強化するべきである。くわえて、中小企業による排出量削減の具体的な取り組みを後押しするため、排出量削減に資する設備への転換・導入などに対する費用補助拡充にも取り組まれたい。

今般、「事業再構築補助金」や「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」において、グリーン分野での取り組みに対する新たな申請類型が設けられた。グリーン分野における中小企業の研究開発やイノベーション創出を後押しすることは、ひいては日本の地球温暖化対策、カーボンニュートラル実現につながるものであり、予算拡充、補助上限や補助率の引き上げによって、企業の取り組みを後押しされたい。

今後、地球温暖化対策、カーボンニュートラル実現に向けた動きが加速することが予想される中で、企業からは、「足元の経営を維持し、中長期的な経営計画を考える際、企業活動の前提となる電力、エネルギーの安定供給への懸念がある」、「電力価格が前年比で１．５倍に膨れ上がっている」といった声が上がるなど、エネルギーの安定供給に関する問題のほか、コスト上昇が多くの企業に影響を及ぼし、利益率を圧迫している。エネルギー政策において一番大事な観点、前提条件は「安定供給」である。昨今のエネルギー政策は、環境対策が全面に打ち出されてきたが、ポストコロナを見据えて経済活動が活性化する中で、こうした問題が企業の事業活動や成長の足かせとならないよう、エネルギーの安全性を大前提とし、「Ｓ＋３Ｅ」を同時達成するべく、バランスのとれた政策を遂行していくべきである。

【要望内容】＜経済産業省、環境省＞

- カーボンニュートラル実現に向けた全体像とそこに至る道筋の明示（新）
- 中小企業が、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを「ビジネスチャンス」、「成長の機会」と捉えるような意識改革につながる情報・好事例の発信（新）
- 日本商工会議所が公開する「ＣＯ２チェックシート」をはじめ、その他民間ツールなどの活用促進、国による支援施策創設など、排出量把握に向けた支援強化（新）
- 排出量把握・削減に向けた具体的な戦略策定に対する専門家支援制度の創設など、相談機能強化（新）
- Ｊ－クレジット制度の中小企業への認知拡大、活用促進（新）
- サプライチェーンでつながる大企業による取引先中小企業の排出量削減への支援・協力の推進（新）
- カーボンニュートラル実現に向け、グリーン分野での取り組み、イノベーション活動に対する補助

金の拡充（新）
- カーボンニュートラル実現に向け、脱炭素効果の高い設備への転換・導入に対する補助、税制や資金調達上の優遇措置の拡充、自治体・地域金融機関・商工会議所などとの連携による利用促進
- 「Ｓ＋３Ｅ」の達成に向けた、バランスのとれたエネルギー政策の遂行（新）
- グリーンイノベーション基金、グリーンファンド（地域脱炭素投資促進ファンド事業）などによる資金面での支援強化（新）
- グリーンファンドの出資を受けた企業において、取引先が限定され事業が縮小することがないよう、環境対応に取り組んでいる企業とのマッチング強化（新）

５．中小企業の海外展開に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外国人材が入国できないことによる人手不足の影響が様々なビジネスの現場や企業活動で広がっている。各国がグローバルな経済活動を再開する中で、政府も国際的な人の往来再開に向けた入国制限の緩和措置に動き始めている。今後も経済活動の活性化に向け、入国制限措置のさらなる緩和に取り組まれたい。

コロナ禍の影響で対面を前提とした海外ビジネスは大きく制限され、取引先開拓に向けた営業活動や人脈構築、情報収集など従来の取り組みができないことで商談機会の喪失に不安を抱えている声が多くあがっている。こうした状況においては、非対面・非接触の販売、営業方法である越境ＥＣや海外オンライン展示会などの販路開拓支援が重要であり、ＪＡＰＡＮ ＭＡＬＬ事業の推進や、ＥＣサイト構築・ＥＣモール出店、オンライン展示会出展に対するサポート、費用の助成など、支援体制を強化されたい。また、人口減少などによる国内市場縮小や、環境の変化を見据えて、足元では初めて海外展開に取り組む企業の相談が増加しており、進出先を検討する段階も含めた相談ニーズが高まっている。進出を検討する地域の事前調査、戦略策定支援から、進出支援、マッチング、越境ＥＣ活用、外国語サイトの構築にいたるまで、取り組みから成果創出までの切れ目のない支援強化、支援体制の拡充を図られたい。

各支援機関においても、コロナ禍によって環境が大きく変わった海外展開支援の充実を図っている。各機関の事業内容や特徴が分かりづらく、相談先の選定に悩む事業者も多いため、各支援機関の事業内容や特徴の周知を強化されたい。また、海外拠点設立・海外販売チャネルが実現した後も、投資・経済環境の変化により撤退、移転、営業展開の再編を余儀なくされることもあるため、海外展開のステージに応じた国内外一気通貫の支援体制を確立されたい。

また、中小企業にとって、各国・地域によって異なる規格・認証の取得に係る費用負担が大きいことから、中小企業が国際認証（ＥＵにおけるＣＥマークやＨＡＣＣＰ等）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、外務省、総務省、内閣府、厚生労働省＞
- 外国人の入国規制のさらなる緩和、最新情報の提供（新）
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）のＪＡＰＡＮ　ＭＡＬＬ事業など海外展開の第一歩に成り得る「越境ＥＣ」に対する支援の拡充、海外展示会出展支援の強化
- ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業など、進出を検討する地域の事前調査、戦略策定支援の段階から成果創出までの切れ目のない支援強化
- 海外展開支援機関の事業内容や支援施策の周知強化、および中小企業の海外展開ステージに応じた国内外一気通貫の支援体制の確立
- 中小企業の海外ビジネス展開・拡大に向け中心的な役割を担う「グローバル人材」の育成に資する支援強化
- 商工会議所経営指導員などの支援対応者に対する研修の実施（新）
- ＡＢＩＣ（国際社会貢献センター）の活用による商社ＯＢや海外駐在経験者、専門家の派遣に伴う費用の助成（新）
- 国際認証取得費用の中小企業向け助成制度の創設
- 中小企業が海外で行う知的財産活動支援のさらなる拡充（外国出願補助金の採択企業数の拡大、通年での申請受付や予算確定後の即時利用など運用改善）
- 特定原産地証明書の電子化の推進（新）
- ベトナム、タイ、インドネシア、メキシコなど日本企業の駐在員が多い国との社会保障協定の締結促進

６．競争力強化に向けた人材確保・活躍促進に対する支援

中小企業の人手不足感がコロナ前の水準に戻りつつある中で、エネルギー・原材料価格の高騰などによる物価高もあり、企業に対する賃上げ圧力が高まっている。人材の獲得競争のさらなる激化も想定され、賃上げに取り組めない中小企業は、深刻な人手不足により事業継続が立ち行かなくなることが危惧される。中小企業の労働分配率は約８割と高く、賃上げ原資が限られていることからも、自発的な賃上げの実現には、生産性向上や取引適正化などの取り組みを通じた付加価値の増大が不可欠である。中小企業の生産性向上と人

材の確保につながる自己変革を支援すべく、以下の通り要望する。

（1）多様な人材の確保および活躍に向けた環境整備に対する支援

中小企業経営者がコロナ禍において事業の継続と雇用の維持に取り組む中、雇用調整助成金は、コロナ禍の雇用対策として対象労働者一人一日当たりの上限額の引き上げや助成率に係る特別措置が講じたられた結果、企業の雇用安定に大きく貢献している。いまだコロナ禍で深刻な影響を受けている飲食・宿泊関連サービス業などの企業から、「業況特例」などの特例措置の延長を希望する声が多く聞かれている。コロナ禍が収束し経済が回復するまでの間は、雇用調整助成金の特例措置、とりわけ「業況特例」は助成率・助成額の日額上限など現在の助成内容を延長するべきである。また、雇用調整助成金の特例措置など、コロナ禍の長期化に伴う一連の措置は、感染症対策としての性格が極めて強いことから、その財源はすべて一般会計による国費で負担すべきである。

足元の雇用維持の取り組みにくわえ、中小企業が環境変化に対応し、事業の継続・成長を実現するためには「人材確保」が喫緊の課題となる。中小企業が必要な人材を採用・確保できるよう、企業が自発的に賃上げできる環境を整備するとともに、雇用吸収力の高い介護、建設など人手不足業種や、今後雇用の拡大が期待されるデジタル、グリーン関係など、新たな成長分野への労働移動を円滑に進めることが重要であり、求職者支援訓練を通じた訓練から就職まで一貫した伴走型支援の強化に取り組まれたい。また、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる再就職に向けた支援強化、産業雇用安定センターによる再就職や出向に向けたマッチング支援の強化に取り組まれたい。

採用活動において、オンライン化が進展し、対面形式と併用した取り組みも進んでいるが、ノウハウや経営資源の少ない中小企業においては、今後の人材確保に対する不安の声が上がっている。ウィズコロナ時代において、オンラインも併用した採用活動は今後も拡大していくと思われることから、セミナーや好事例の周知など、ノウハウが乏しい中小企業に対する支援策を講じられたい。さらに、民間事業者や団体などが主催・運営している合同会社説明会や就職情報サイトは、若年者が中小企業と接点を持つことができる機会として定着しているが、中小企業側の費用負担が課題となっていることから、費用助成などの支援を通じて、中小企業における採用活動を後押しされたい。

コロナ禍により急速に普及したテレワークをはじめとする、時間や場所を選ばない柔軟な働き方は、生産性の向上や子育て、介護・看護との両立など、多くの効果が期待されているため、今後さらなる普及・定着が期待される。厚生労働省においては、テレワークが単なる感染症対策としてだけでなく、働き方改革の進展による労働生産性の向上や人材の採用力・定着率の向上、経費削減など、経営への効果について、好事例を収集し幅広く周知することで、中小企業の取り組みのさらなる普及と定着に取り組まれたい。あわせて、人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充やテレワーク相談センターなど相談機能の強化を図られたい。

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上につながる経営手法として全国的な広がりを見せている。また、テレワークの増加など働き方の急速な変化によって運動不足やメンタルヘルス不調者の増加が懸念される中、一層の普及と取り組みの推進が求められている。産業医選任などに対する助成制度の利用促進のほか、データヘルス計画・コラボ健診の推進、特定健診・特定保健指導やがん検診の促進、メンタルヘルス対策など健康管理の強化に資する民間サービスと中小企業とのマッチングなど、健康経営に関する中小企業へのさらなる普及・啓発、さらに健康経営に取り組む中小企業へのインセンティブ拡充を図られたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省＞

- 地域特例・業況特例など雇用調整助成金の特例措置の当面の延長、一般会計による財源負担の実施
- 人手不足業種・成長産業への労働移動の促進（新）
- 大企業と中小企業との人材マッチングのさらなる促進（産業雇用安定助成金の周知・拡充による在籍型出向の活用、産業雇用安定センターの機能強化等）
- ハローワークにおける訓練から就職に至るまで一貫した個別・伴走型支援の強化（業界団体との連携による訓練コースの設定やトライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供）（新）
- ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援の強化、労働移動支援助成金・トライアル雇用助成金の幅広い周知と利用促進
- 産業雇用安定センターによる企業マッチングや出向のノウハウに係る相談支援の強化・ 拡充（新）
- 中小企業の採用活動に対する支援（都道府県労働局によるＷｅｂ上での合同会社説明会の開催、非対面型・非集合型の採用活動に関する助言や好事例の収集・周知、民間事業者や団体などが運営する合同会社説明会や就職情報サイトを活用する際の費用助成）
- 職業観・就業観の醸成と将来の主体的な職業選択につながる、若年層のインターンシップ・職場体験推進に向けた費用面の支援、中小企業の採用活動における学生情報の活用具現化、中小企業の魅力発信、日本版デュアルシステムの推進（職業高校や高等専門学校、商業高校などへの拡充等）
- 働き方改革の進展による労働生産性の向上や人材の採用力・定着率の向上、経費の削減 など、テレワークの具体的な経営への効果に関する好事例の収集、幅広い周知（新）

- 個社の実情に応じたテレワークの導入と定着に向けた支援の継続（人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充および周知強化）（再掲）
- 業務改善助成金の現行の特例措置の恒久化および売上等要件の廃止（新）
- 企画業務型裁量労働制の対象業務拡大、テレワーク、副業・兼業等、多様で柔軟な働き方の推進（新）
- 健康経営の一層の普及と取り組みの推進（健康経営アドバイザー派遣に関する支援制度の創設）
- 中小企業が健康経営を推進する専門人材（健康経営アドバイザー）を育成する際の助成措置の創設（新）
- 健康経営優良法人認定を受けた企業へのインセンティブの付与拡充（各種補助金・助成金、公共入札における加点評価を行う自治体の拡大等）

（２）新たな挑戦や生産性向上を支える人材育成や多様な人材活躍に対する支援

本年４月に日本・東京商工会議所が公表した「人手不足の状況および従業員への研修・教育訓練に関する調査」によると、人手不足への対応として、人材の確保にくわえて、約６割の中小企業が生産性向上・業務効率化に取り組んでいる。生産性向上や業務効率化に向けたデジタル人材の育成にくわえ、製造や営業などの現場からバックオフィス業務まで広く従業員の能力開発を図り、生産性を高めていくことが重要である。また同調査では、中小企業が従業員への研修・教育訓練を実施する際の課題について、「研修・教育訓練を行う時間的余裕がない　(業務多忙等)」（４４．７%）が最も多く、次いで、「研修・教育訓練を担当する人材の不足」（３９．１%）　や「管理職等の育成能力や指導意識の不足」（３８．２%）となり、時間・人材・ノウハウの不足を課題として挙げる中小企業が多い。自己啓発を広く支援する一般教育訓練給付は、幅広い講座が対象に指定され、スキルアップを後押しする制度であり、ニーズの高いオンラインや休日・夜間の講座の拡充や、制度自体のさらなる周知により、利用を促進していくべきである。また、「生産性向上訓練」を通じた人材育成強化に向け、予算拡充や支援体制の強化に取り組まれたい。

２０２０年４月から、時間外労働の上限規制が中小企業に対しても導入された。コロナ禍における経営悪化や、感染防止対策などの対応に追われ、働き方改革関連法への対応が十分進められていないケースも散見される。法のさらなる周知に加え、働き方改革推進支援センターによる相談対応や、「働き方改革推進支援助成金」など、中小企業に対する支援を強化、拡充されたい。

日本・東京商工会議所が昨年７月から８月にかけて実施した「多様な人材の活躍に関する調査」では、女性活躍に取り組む中小企業は８０．５%に達しているが、そのうちの約半数は取り組みに課題を抱えており、その内容は、「女性の管理職・役員比率が低い」（４４．７%）が最も多く、「求める能力を有する女性人材を思うように採用できない」（３６．０%）、「女性社員が思うように成長・スキルアップしない」（３１．８%）、「女性社員が定着しない」（３１．２%）と、採用から育成、定着に至るまで課題は様々である。まずは、女性社員が安心して働き、キャリアを構築できるよう、柔軟で働きやすい環境を整備し、くわえて女性自身のキャリア形成への意欲向上やキャリアアップの支援を図ることが必要である。女性の活躍促進のための支援を継続するとともに、昨年６月に改正された育児・介護休業法への対応もふまえ、男女が育児と仕事の両立を図れる環境整備に取り組まれたい。

人材確保に苦しむ中小企業にとって、労働力を支える担い手として外国人材への期待が高まっており、特定技能や高度人材など外国人材の受け入れ環境のさらなる整備が求められている。特定技能の見直しとともに、２０１７年１１月に施行された技能実習法にも施行後５年を経過した際の見直し規定が盛り込まれていることから、在留資格変更許可などの手続きの簡素化を図るなど、特定技能制度と技能実習制度との連携・接続を深めていくことが望まれる。また、技能実習制度においては、労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題があることから、関係省庁が連携し、適正化に向けた取り組みを進めていくことが重要である。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省、公正取引委員会＞

- 産業界のニーズをふまえた職業能力開発の充実
- 社会人の「学び直し」（リカレント教育）に取り組む企業への支援強化（人材開発支援助成金の申請手続き簡素化や幅広い周知などを通じた利用促進）
- 一般教育訓練給付について、オンラインや休日・夜間の講座の充実や、制度自体のさらなる周知による利用の促進（新）
- 生産性向上人材育成支援センターによる「生産性向上訓練」の予算拡充および支援体制強化など、生産性向上に資する人材育成の推進（新）
- 専門実践教育訓練給付について、「子育て女性のリカレント課程、大学等の職業実践力 育成プログラム」など学び直しに資する対象講座の拡充（新）
- ものづくりの技能承継やサービス産業での人材育成に対する支援（ものづくりマイスター制度の推進等）
- 中小企業の働き方改革への取り組みに対するきめ細かな支援（働き方改革推進支援センターでの相談対応、企業の環境整備に係る助成拡充）
- 「同一労働同一賃金」や「時間外労働の上限規制」など、「働き方改革関連法」の内容の周知徹底と

好事例の周知による中小企業の取り組み促進
- 行政官庁による中小企業への助言・指導について、「配慮規定」をふまえた対応の徹底
- 大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止に向けた監視強化（再掲）
- 改正女性活躍推進法の幅広い周知と中小企業に対する支援策の強化・拡充（両立支援等助成金女性活躍加速化コースの拡充等）
- 経営戦略や人事制度の再構築に向けたコンサルティング支援や経営者・人事担当者への研修などに係る支援の強化（新）
- 「えるぼし」、「プラチナえるぼし」の取得促進に向けたインセンティブの強化（取得企業に対する税制優遇や助成措置等の大胆な支援策の創設等）（新）
- 女性活躍推進の経営全般への効果に関する好事例の周知、保育の受け皿整備に対する着実な整備、早期の待機児童ゼロ実現（新）
- 事業主拠出金の運用規律の徹底
- 改正育児・介護休業法の分かりやすいパンフレット類の策定による丁寧な周知（新）
- 両立支援等助成金の育児休業等支援コースや出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）の周知強化・利用促進（新）
- 変異株などへの水際対策の徹底と、感染防止策を講じたうえでの入国制限の緩和の検討（新）
- 特定技能制度、技能実習制度の改善に関する検討の早期開始、手続きの簡素化・対象分野の拡大などの制度改善、技能実習の運用適正化に向けた外国人技能実習機構の人員増強、機能強化（新）
- 中小企業の外国人材受入れに対する支援（受入れ企業の外国人材支援責任者・担当者を対象とした研修事業の創設、公的機関による外国人材への支援体制整備、受入れ業種・分野のさらなる拡大等）
- 改正高年齢者雇用安定法の幅広い周知（対象者基準の設定に関する具体的な考え方や事例の提示等）、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化

Ⅲ．事業継続、業績回復に向けた支援の強化

１．資金繰り支援の継続、収益力改善に向けた支援強化

新型コロナウイルス感染症の影響は、いまだに多くの企業経営に大きな影響を与えている。これまで無利子・無担保融資など、手厚い資金繰り支援などにより、足元の倒産件数は抑制されており、コロナ禍における中小企業の事業継続に貢献している。一方で、コロナ禍における先行きはいまだに不透明であり、さらにウクライナ情勢の緊迫化やエネルギー・原材料価格の高騰などが企業経営に悪影響を及ぼしている。コロナ禍における事業継続を支えてきた資金繰り支援により、金融機関の融資残高は２０００年以降で過去最高を記録し、信用保証残高も高止まりしており、今後業績回復が果たせずに過剰債務問題が顕在化すれば、これまでに例のない規模での倒産・休廃業の増加、価値ある事業の喪失につながることが懸念される。そのため、倒産・休廃業の急増といった事態に直面する前に、モラルハザードには十分注意しつつ、中小企業金融の出口戦略を検討する必要がある。

こうした中、本年３月に資金繰り支援や収益力改善・事業再生・再チャレンジなどの支援策を盛り込んだ「中小企業活性化パッケージ」が取りまとめられたことは歓迎したい。資金繰り支援を通じて時間的な余裕を与えられたことで、事業再構築などの取り組みを具体化し復活を果たす企業が存在する一方で、飲食・宿泊関連サービス業、またそういった業種との取引がある事業者の中には、長期間に及んだ営業自粛の要請、人々の行動変容の影響を受け、苦しい状況が続く事業者も存在する。こうした事業者の事業継続、業績回復に向けて、感染拡大の状況と経済への影響を注視しながら、政府系金融機関による新型コロナウイルス特別貸付や新型コロナ対策資本性劣後ローンなどにより、経営改善につながる実効性のある資金繰り支援に継続して取り組まれたい。

一方で、売上が回復しない中で、既往の借入金返済によって資金繰りに窮している企業も多い。そのため、本年４月に中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援するため、中小企業再生支援協議会と関連機関が統合され設置された、中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の周知、利用促進を図るべきである。また、今後の事業計画が描けない中で特例リスケジュールの期限が到来する企業については、早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ持続的発展計画事業）および経営改善計画策定支援事業（４０５事業）を利用して経営改善計画を策定した場合において、据置期間の範囲内で制度融資の条件変更を認めることを検討すべきである。さらに、条件変更を受けた企業が業況回復を果たせるよう、地域金融機関において、金融支援にくわえ、中小企業支援機関の支援も組み合わせながら業態転換や事業転換を含めた本業支援を強化していくべきである。

エネルギー・原材料価格の高騰への対応のほか、部品・原材料の供給制約の影響によってリードタイムが長期化することで、まとまった運転資金が必要になっている、といった声も上がっている。こうした資金需要への迅速な支援についても対応されたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞
- 政府系金融機関における新型コロナウイルス特別貸付や資本性劣後ローンなどを通じ、経営改善につながる実効性のある資金繰り支援の継続

- 「中小企業活性化パッケージ」ならびに、中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の制度周知、利用促進（新）
- 経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業の経営者および金融機関への周知強化・利用促進、ならびに金融機関からの積極的な活用促進と真摯な対応
- 中小企業支援機関による事業者への経営支援の継続・強化、各支援機関・金融機関の連携強化
- 地域金融機関による金融支援・本業支援の強化、きめ細かな支援ができる人材の育成
- 金融機関において、経済情勢を見極めつつ、早期経営改善計画策定支援事業および経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善計画を策定した事業者に対して、新型コロナウイルス特別貸付の制度上の据置期間内においては、特例リスケジュール終了後も条件変更に対応するなど、「事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応」を行うよう、引き続き要請を実施
- エネルギー・原材料価格高騰やサプライチェーンの棄損に対応するための、迅速な資金繰り支援の実施（新）
- 「経営者保証に関するガイドライン」のさらなる活用に向けた経営者に対する周知強化、企業側に求められる対応について金融機関から情報提供の推進
- 事業性評価融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用および企業の運転資金構造に適した短期継続融資（専用当座貸越）の推進等）
- 政府系金融機関における「知財公的融資制度」の創設（知財を担保として、低金利貸付や知財以外の無担保・無保証貸付などを実施）
- 動産・債権譲渡担保融資など多様な融資の推進

２．事業再生に関する支援強化、価値ある企業の倒産・廃業への対応・事業再編に向けた支援

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、業績回復が果たせず、借入金の返済負担増も相まって資金繰りが悪化し、事業再生の検討や廃業を選択する事業者の増加が見込まれる。価値ある事業の喪失を避けるため、事業再生に関する支援強化や、事業譲渡などの手段を用いた価値ある事業の引継ぎ、やむなく事業から撤退する経営者自身の早期再チャレンジを後押しするための支援が重要である。

本年３月に民間による事業再生などの支援を促進するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が策定された。今後増加が懸念される中小企業の事業再生に対し、第三者専門家による迅速かつ円滑な私的整理手続を可能とするものであり、本ガイドラインの周知促進、ならびに実効性確保に向け、運用や支援実態の定期的なモニタリングと、実態にあわせたガイドラインや運用見直し、改善の検討に取り組まれたい。また中小企業庁公表のデータによると、これまで中小企業再生支援協議会では２００３年設立以降、１．６万件にも及ぶ再生計画の策定支援を実施している。また計画策定支援先のうち約８割が雇用を維持、約１割が新規採用を実施し、雇用確保効果は累計６８．８万人にのぼるなど、企業の再生とあわせて大きな雇用確保効果を生み出している。今後も抜本的な再生を含む、本格的な再生支援のニーズが高まることが見込まれ、引き続き中小企業活性化協議会によるプレ再生支援および再生支援の強化を図られたい。あわせて、事業者へのＰＲ、金融機関による取引先へのフォロー、金融機関と中小企業活性協議会との連携強化などについても取り組まれたい。

わが国では、事業の失敗によって経営者自身が自己破産することにより、再起が困難な状況になるという大きな問題が存在している。新型コロナウイルスという制御不可能な外部不経済によって多くの経営者が自己破産を強いられるようなことがあれば、経営者が再チャレンジを図れず、同時にリスクをとって起業しようとする経営者も減少することが予想され、日本経済のダイナミズムも縮小してしまう。そのため、今回の新型コロナウイルスによる業況悪化を原因として廃業を検討する場合、企業を清算したとしても、中小企業経営者自身の自己破産を回避し、再チャレンジを促進する仕組みづくりが重要である。そのような観点から、経済合理性など一定の要件を満たした場合に、一定の残存資産を残して保証債務の免除を認める「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）の推進が必要不可欠である。本年３月に公表された「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」とあわせて、国から地方自治体や信用保証協会、金融機関に対して引き続き積極的な活用を要請すべきである。

なお、コロナ禍において、スポンサーがつかない再生案件も多く発生しており、事業再生ファンドの重要性が高まっている。令和２年度補正予算で措置された中小企業基盤整備機構における中小企業再生ファンドを地域金融機関と連携して積極的に活用し、またファンドによる支援対象を拡大しながら、事業再生を力強く支援すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁、財務省、国税庁＞

- 収益改善、事業再生、再チャレンジ支援に向けた、中小企業活性化協議会の支援体制強化（新）
- 中小企業の私的整理手法はもとより、有事に至る前の中小企業と金融機関双方の取り組みについても記載している「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、実効性確保に向け運用・支援実態の定期的なモニタリングと状況に応じた改善の検討（新）
- 事業再生に向けた、金融機関と中小企業活性化協議会の連携強化、ならびに金融機関から取引先中小企業に対する中小企業活性化協議会の周知、活用促進（新）

- 信用保証協会が私的整理への真摯な対応を行うよう、都道府県へ要請（中小企業活性化協議会スキーム、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に則ったスキームなど準則型私的整理への対応）
- 「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）、「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の活用促進
- ・地方自治体や金融機関、信用保証協会の理解促進
- ・保証債務に対する積極的な活用の促進を地方自治体・保証協会・金融機関へ要請
- 金融機関や専門家などの事業再生支援の担い手の育成・確保
- 廃業による「価値ある事業」の喪失回避に向けた、中小企業・小規模事業者のＭ＆Ａの理解と取り組みの促進（新）
- 事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎ費用や再チャレンジに向けた廃業費用を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用事業、廃業・再チャレンジ事業）の周知・利用促進、事業再編や再チャレンジに向けた施策の充実
- 企業再生税制の拡充（合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合でも適用が認められるよう要件拡大）
- 地域金融機関と連携した中小企業基盤整備機構における中小企業再生ファンドの積極的な活用、支援対象の拡大

Ⅳ．中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

１．経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進

（1）起業・創業の促進

わが国の企業数は１９８６年以降年々減少傾向にあり、２００６年から２０１６年の１０年間で約６０万社が減少している。また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化や、昨今のウクライナ情勢の緊迫化、エネルギー・原材料価格の高騰などは、企業経営に大きな影響を及ぼし、今後さらに倒産や廃業件数の増加が懸念される。わが国経済の持続的な成長を実現するためには、起業・創業を促進し、企業数の減少に歯止めをかけることが不可欠である。

こうした外部環境の中で、起業・創業関心層を後押しするには、創業者のリスクや不安感を低減するための融資制度や、補助金・助成金など支援体制の強化が必要である。当商工会議所が本年４月に公開した「創業・スタートアップ実態調査」によると、金融機関から資金調達した際の相談相手について、商工会議所は３２．４％と申込金融機関に次いで、支援者・支援機関の中で最も回答が多かった。多くの創業相談に対応している商工会議所が、創業前の事業計画策定やブラッシュアップから事業を軌道に乗せるまでの伴走支援を行い、資金力・信用力の乏しい創業初期企業に対しても適切な資金供給を行えるよう、事業歴１年未満の事業者に対しても小規模事業者経営改善資金（以降「マル経融資制度」と記載）の融資対象を拡充されたい。

創業前の支援施策は充実しているものの、創業後数年間の事業拡大局面における支援が手薄となっている。特にここ数年以内に創業し、コロナ禍という制御不可能な外部不経済の影響を受けている中小企業は、事業計画の見直しや環境変化に対応するため、新たな取り組みの必要性に迫られている。また、企業体力が十分でない中で、事業が急拡大したことによって、資金ショートを起こし事業継続の危機に陥るケースも存在する。事業計画の見直し・策定支援、資金調達支援など、創業後数年以内の中小企業に対する、事業継続や事業拡大に向けた支援メニューを強化されたい。

コロナ禍の影響を受け、組織基盤が弱い創業直後の中小企業経営者の多くが、借入金や信用保証に対する経営者保証などによって自己破産へ追い込まれることとなれば、起業家のアントレプレナーシップ減退につながることが危惧される。起業家への積極的な投資促進や再チャレンジができる環境整備に向け、「経営者保証に関するガイドライン」の活用による、個人保証によらない融資の促進や、一定の残存資産を残して債務保証の免除を認める「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の推進などにより、起業家が再チャレンジできる環境整備に取り組むべきである。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省＞

- 商工会議所の伴走支援に基づく資金調達に対する支援（マル経融資制度における事業歴１年未満の事業者の融資対象化）
- 創業期の「死の谷」や急激な事業拡大局面を乗り越えるための支援強化（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給、事業計画の見直し・策定支援等）
- 創業補助制度の創設
- 起業家のチャレンジ意欲を後押しすべく、失敗を許容する環境づくりの推進（「経営者保証に関するガイドライン」の推進等）
- 大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会などの接点強化等）、専門家などの支援者とのマッチング支援
- ベンチャー知財支援基盤整備事業の周知強化および予算拡充
- 創業促進に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進

- 法人設立手続きにおける公証人の定款認証廃止、登録免許税引き下げなど、創業しやすい環境の整備促進（新）

（２）社会課題解決、革新的なイノベーション創出につながるスタートアップの支援強化

コロナ禍以前より、わが国は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題といった多くの社会課題に直面している。社会課題解決や国民の生活における利便性向上につながるイノベーション創出の担い手として、また国際競争力が低迷したわが国の国際的地位向上の担い手として、将来を牽引するスタートアップの創出に官民をあげて取り組むことが求められている。

スタートアップが取り組む革新的なイノベーションは、不確実性が高く、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から販路開拓に至るまでの切れ目のない支援充実が不可欠である。政府はスタートアップの多様なアイデアを発掘し、企業や個人の課題や、社会課題の解決に結びつけるため、ＳＢＩＲなどを通じて、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階の支援件数・間口を増やし、事業化に近いものに支援を集中させる「多段階選抜方式」の導入を促進するなど、企画検討段階（いわゆるゼロイチ）から成果創出までの支援に取り組まれたい。

革新的なアイデアや技術力はあるものの、実績や信用の蓄積がないことで、大企業とのオープンイノベーションや販路拡大、製品・サービスの普及が思うように進まない、といった課題を抱えるスタートアップも多い。一方で、「公的な支援を受けている」、「行政に試験導入されている」といった実績が、スタートアップの信用力を高め、大企業とのオープンイノベーションや販路開拓に大きく貢献している、といった声も上がっている。革新的なアイデアや技術力を活かした成長を後押しするため、スタートアップに対する公的施策や実証実験事業による支援強化、トライアル発注、公共調達の強化など、実績や信用の蓄積に大きく貢献する行政による支援強化に取り組まれたい。

また、事業会社とのオープンイノベーションを通じて、事業会社が保有する資産、顧客網などのリソースを活用することで、急成長を実現し、また事業会社自体もスタートアップとの協業によってイノベーションの加速を実現する事例も散見される。スタートアップと事業会社とのオープンイノベーション促進は、双方の成長実現やイノベーション促進などの面でメリットが大きいことから、スタートアップによるオープンイノベーション促進に向けた支援を強化されたい。具体的には、オープンイノベーションにいたるまでのマッチングの支援強化や、協業から成果創出に至るまでの支援、スタートアップとの協業による新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」の費用補助事業の創設など、スタートアップならびに、その協業に取り組む事業会社双方の成長を後押しする支援強化に取り組まれたい。

【要望内容】＜内閣府、経済産業省、財務省＞

- スタートアップの成長、発展に向け事前調査段階から事業化までの切れ目のない支援メニューの充実（新）
- スタートアップの多様なアイデアを発掘するための「多段階選抜方式」の導入促進（新）
- 改正ＳＢＩＲ制度（中小企業技術革新制度）の積極活用、周知促進（新）（再掲）
- スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化、トライアル発注、公共調達の強化（新）
- スタートアップと中小企業の連携強化に向けた支援（実証実験の場の提供、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラム等）（新）（再掲）
- 革新的なアイデアを持ったスタートアップと、事業会社や専門家など支援者とのマッチング支援
- 大企業のスタートアップ出資・買収に対する税制優遇、オープンイノベーション促進税制や研究開発税制などのインセンティブのさらなる拡充（新）
- 「パートナーシップ構築宣言」の推進による、オープンイノベーションの加速化、ならびに知的財産保護に対する支援強化（新）（再掲）
- 海外ＶＣの誘致や国内スタートアップ情報の発信を通じたスタートアップの資金調達環境の整備促進、官民ファンドなどによる資金投入などの資金供給拡大（新）
- 目的の達成に至らなかったスタートアップの事業やアイデアの受け皿強化、中小企業・小規模事業者のM&Aの理解と取り組みの促進（新）

２．地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

（１）中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ情勢の緊迫化などの影響は、多くの企業経営に影響を及ぼしている。これまで中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス特別貸付などの各種支援施策活用しながら、当面の資金繰りを回してきたが、影響の長期化やエネルギー・原材料価格高騰など事業環境は複雑化しており、依然として厳しい状況が続いている。新型コロナウイルス特別貸付の据置期間が順次終了し、返済が始まることで、資金繰りが急激に悪化するケースが懸念されており、東京商工リサーチの「第６回過剰債務アンケート調査」によると債務過剰感を抱く中小企業は約３割に達している。

当商工会議所では、マル経融資の拡充措置（新型コロナウイルス対策マル経融資）への申し込みに対し、２０２２年３月末までに５，７００件以上の推薦を実施しており、緊急時における小規模事業者の資金需要

へ迅速に対応してきた。商工会議所は、指導金融であるマル経融資を通じて、小規模事業者の持続的な発展に対する支援はもとより、新型コロナウイルスに立ち向かう事業者への伴走支援を実施しながら適切な金融支援を行ってきた。今後、小規模事業者が事業再構築などによる経営の自己変革が求められる中、現状の打破に向けて新たな取り組みを行う際には、新規投資など資金需要の発生が予想される。しかしながら、コロナ禍で金融機関からの借入が急増し、債務過剰に陥っている小規模事業者に対して、民間金融機関が新規融資を実施することは困難なケースも今後多くなることが想定される。一方で、マル経融資は、経営指導の一環で行われる融資制度であり、債務過剰であっても、経営状態や事業性を見極めた新規融資と事業継続に向けた経営指導が可能である。小規模事業者の資金繰りと成長を支えるものとして今後一層の活用が期待されることから、一般枠の制度維持ならびに予算枠の堅持、融資対象の拡充を図られたい。また、生産性向上に資する設備投資の貸付利率特例制度が昨年創設され、小規模事業者の付加価値向上を後押ししている。当商工会議所では、２０２２年３月末時点で、特例制度を利用した推薦が設備資金全体の約４割を占め、前向きな設備投資を支援してきた。今後も積極的に小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援すべく、特例制度の延長を図られたい。

「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の申請件数は、２０２２年３月末時点で１３０，０００件を超えている。「経営力向上計画」は、計画策定を通じて自社の強み・弱みを把握し、自社の中期経営計画を検討、実行することで中小企業の成長・発展が期待されることから、引き続き、認定企業に対する補助金申請時の加点や優先採択にくわえ、非製造業も活用できる人材育成の支援策を拡充し、本計画の普及・推進を図るべきである。

新型コロナウイルスの収束期・収束後においても、中小企業・小規模事業者の慢性的な人手不足や生産性向上に向けた対応は課題として存在する。とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、２０１９年に見直された「小規模企業振興基本計画」に基づいて、ＩＴ活用による生産性向上を促進する必要がある。したがって、ＩＴツールやサービスを提供するうえで鍵となる情報サービス業の支援・育成が急務となっている。同業種は多重下請構造・労働集約的な業種であり、小規模事業者の定義要件である「従業員要件」においても、建設業・製造業などの他業種と比較すると、当該業種の現行制度における企業者数の比率が低く、さらなる支援を求める声も業界団体より上がっている。「小規模事業者持続化補助金」では、ソフトウェアのような無形の商品・価値も「流通性のあるモノ」とみなし、それを製造する事業者として、ソフトウェア開発業を製造業と同様の基準で支援対象としている。小規模事業者のＩＴ化を進めるためには、小規模の情報サービス業の経営基盤強化が必要不可欠であり、小規模の情報サービス業に対して重点的な支援を行うべく、小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」の拡大（５人以下→２０人以下）を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、総務省＞
- マル経融資制度（一般枠）に係る予算枠の規模堅持、取扱期間の延長、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化、事業継続１年未満の事業者の融資対象化、設備資金貸付利率特例制度の延長
- 中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、支援の拡充
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 多重下請構造・労働集約的な業種である「情報サービス業」への小規模事業者としての支援（「従業員要件」の拡大（５人以下→２０人以下））（再掲）

（２）事業規模を拡大する中堅企業への支援の充実

昨年度とりまとめられた、中小企業政策審議会制度設計ワーキンググループの中間報告書において、「グローバル型」、「サプライチェーン型」に分類されるような、従業員数や売上などの規模拡大を図る中小企業に対する支援拡大が議論され、中小企業から規模を拡大する企業群への支援施策が拡充されたことは歓迎したい。既に、「事業再構築補助金」や「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」においては、中小企業基本法の中小企業者の範囲を超える資本金１０億円未満の一部の中堅企業も支援対象に加わり、中堅企業への成長促進を後押しされている。企業規模の拡大は雇用創出にも資することから、引き続き中小企業から中堅企業への規模拡大や、地域を支える中核企業に対する支援を充実されたい。

また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在である。中堅企業と中小企業の取引の適正化や事業連携を構築するため、パートナーシップ構築宣言企業の拡大を進めるとともに、同宣言の策定・登録を各種支援施策利用にあたっての前提とすべきである。

【要望内容】＜経済産業省＞
- 事業規模を拡大する中堅企業への支援の継続（地域未来投資促進法に基づく支援、中小企業等事業再構築促進事業の適切な運用）
- パートナーシップ構築宣言の策定・登録の促進（宣言を各種支援施策利用にあたっての前提とする等）

３．価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

（１）事業承継対策の再加速と早期着手の促進・後継者に焦点を当てた施策の充実

中小企業経営者の平均年齢が年々上昇する中、当商工会議所の調査では７０歳代以上の経営者の約半数が「後継者が決まっていない」と回答するなど、事業承継対策は喫緊の課題となっている。休廃業を選択する事業者は過去に比べ高い水準で推移し、そのうち半数以上の企業は直近の業績が黒字であり、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」の喪失を防ぎ、次代につなぐための対策が急務である。

同調査ではコロナ禍で大きな影響を受けた企業ほど、日々の事業活動が優先され、事業承継が後回しになっていることが明らかになっている。一方で、業績が低迷していても、事業承継、経営者交代を機に自社の事業内容を外部環境に適合させ、業績の回復を果たした企業も多く存在している。後継者による「事業ドメイン再構築」の取り組みの好事例などを発信することで、早期着手に向けた「気づき」を促進し、鈍化した中小企業の事業承継対策を再加速させることが重要である。

コロナ禍において、若い経営者ほど、新商品・新サービスの開発や、ＥＣなど新たな販売チャネルの構築といった新事業展開を行っていることから、早期の事業承継の取り組みと、後継者育成が重要である。中小企業基盤整備機構などが行っている後継者育成塾などを周知・促進し、後継者の育成を強化されたい。また、承継した経営者が若い感性で大胆かつ革新的な取り組みを実践できるよう、後継者の新たな取り組みを支援する枠組みの拡充を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省＞

- 事業承継・世代交代を機に企業が成長した事例の発信（新）
- 事業承継の早期対策の重要性に対する「気づき」を促す取り組みの促進
- 親族内承継での相続、贈与の計算で必要となる非上場株式の評価額の簡易算定が可能なツールの作成
- 「事業承継・引継ぎ補助金」の実態に則した見直し（「気づき」の促進や後継者教育など事業承継の準備への支援強化）（新）
- 各種補助金・助成金において後継者の新たな取り組みを支援する後継者枠の創設・拡充
- 後継者教育の周知・促進（中小企業基盤整備機構などの後継者育成塾・後継者ゼミナールの周知）（新）

（２）事業承継税制の周知と中小Ｍ＆Ａマーケットに対応した施策の運用と充実

抜本拡充された事業承継税制（特例措置）は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者にとって大きなメリットのある制度となっている。また、特例措置では、複数の株主から最大３名までの後継者を指名可能、従業員の雇用維持要件の緩和など、より使い勝手の良い制度となっており、当商工会議所へは企業からの好意的な反応が多く、恒久化を求める声も寄せられている。一方で、事業承継税制を利用する際の前提となる「特例承継計画」の提出件数は、コロナ前に比べて落ち込んでいる。地域金融機関や中小企業支援機関と協力して、事業承継税制をはじめとした事業承継支援施策をより強力に周知するとともに、事業承継税制の利用者数増大に向けた周知促進も必要である。また、コロナ禍をはじめ、急激に変化する外部環境により中小企業の事業承継対策が遅れている現状もふまえ、事業承継税制の利用の前提となる「特例承継計画」提出期限のさらなる延長に取り組まれたい。

近年、後継者不足に伴い第三者承継（Ｍ＆Ａ）への注目度が高まり、中小企業・小規模事業者におけるＭ＆Ａ市場は急速に拡大してきた。それに伴い、「Ｍ＆Ａ支援機関登録制度」の創設、「中小ＰＭＩガイドライン」の策定など、Ｍ＆Ａを後押しする支援施策も充実してきている。未だ休廃業件数が高止まりし、後継者不在の企業が多く存在している中において、この動きは歓迎すべきである。しかし、充実してきた施策・制度の運用を誤ると、中小Ｍ＆Ａマーケットの拡大・浸透に水を差しかねない。「Ｍ＆Ａ支援機関登録制度」に登録されたＭ＆Ａ支援機関は２０２２年３月時点で２，８００件を超えている。Ｍ＆Ａ登録支援機関へのモニタリングを強化し実態を把握するとともに、悪質な業者の公表・登録の見直しや、料金の透明性の強化など、「中小Ｍ＆Ａガイドライン」に則った適正な支援を行うべきである。また、同ガイドラインで明示されているセカンド・オピニオンについては、公的機関から中立的なアドバイスを受けられる点において、事業承継・引継ぎ支援センターを積極的に活用すべきである。

当商工会議所の調査において事業承継における課題として、多くの企業が「債務保証の引継ぎ」と回答しており、親族内承継・従業員承継・第三者承継、いずれの承継方法においても課題となっている。新旧経営者の二重徴求を原則禁止している「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」については、徐々に浸透してきており事業承継時に二重徴求する割合は減少している一方で、当商工会議所の調査では「経営者保証に関するガイドライン」を「知らない」と回答している事業者は未だに３割を超えている。経営者保証が事業承継の課題になっている現状からも、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関などに対して同ガイドラインについてより一層の周知徹底を図られたい。また、分散した株式の集約に向けた取り組みへの支援強化や従業員承継における株式の承継方法について、公的な事業承継支援ファンドの活用を促進するなど、多様な手法で中小企業の事業承継の実現に取り組むべきである。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、金融庁＞

- 事業承継税制の周知・促進、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進、事業承継税制を活用した好事例の発信強化
- 事業承継税制の制度改善
- （制度適用対象の拡大）
  ・納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式における外国子会社株式の対象化
  （申請手続きの緩和）
  ・都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化
  （制度適用後の不安解消）
  ・提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化
  ・過去に贈与税に係る納税猶予措置を利用した企業の抜本拡充された事業承継税制への移行の容認
- コロナ禍や外部環境の変化により事業承継対策が遅れている状況に鑑みて、事業承継税制の利用の前提となる「特例承継計画」提出期限のさらなる延長
- 「中小M&Aガイドライン」に準拠した取り組みの推進
- 事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進、セカンド・オピニオンの推奨
- M&A支援機関登録制度の実態を把握した適切な運用、悪質な業者の公表と登録制度の取消し要件の明示（新）
- M&A登録支援機関における買手・売手双方にとっての料金の透明性の強化（契約時の最低報酬額の明記、着手金への慎重な取り扱い等）（新）
- 小規模M&A促進に向けた周知強化
  ・小規模M&Aを手掛ける専門家の育成
  ・事業承継・引継ぎ支援センターの相談機能の維持・強化
- M&A登録支援機関および買手側に対しての「中小ＰＭＩガイドライン」の周知徹底（新）
- 「中小ＰＭＩガイドライン」に基づいた統合作業を実行できる専門家・アドバイザーの育成の強化（新）
- 中小企業経営者のみならず支援機関、金融機関への「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知強化、利用促進
- 「経営者保証に関するガイドライン」の周知と、事業承継時特則を含む運用状況のモニタリング調査の継続実施
- 分散した株式の集約に向けた取り組みの重要性の周知、支援強化（東京中小企業投資育成株式会社や公的な事業承継支援ファンドの活用促進等）（新）
- 従業員承継における株式買取資金の確保に向けた制度融資や事業承継支援ファンド活用の活用促進（新）
- 従業員承継における事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進（新）

以上

２０２２年度第　６号
２０２２年　７月１４日
第７４８回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保

中小企業対策費：２０２２年度補正予算１兆２，４７３億円
２０２３年度予算１，７０４億円

○取引適正化や価格転嫁に向けた環境整備
・中小企業取引対策事業　２３．７億円＋補正４．８億円
・下請けＧメンの増員（２４８→３００人）や下請けかけこみ寺での相談対応等の強化
・公正取引委員会・経済産業省による調査・注意喚起の実施、事業者名の公表

○事業再構築・イノベーション創出に対する支援強化
・中小企業等事業再構築促進事業　補正５，８００億円
・中小企業生産性革命推進事業　　補正２，０００億円

○資金繰り支援の継続、収益力改善に向けた支援強化
・民間金融機関を通じた資金繰り支援　補正１，８３２億円（借換保証等保証料補助）

○経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進
・経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度の創設　補正１２１億円

７．東京都の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、新型コロナウイルスの影響長期化により、一部企業では回復傾向が見られるものの、いまだにその多くでは深刻な経営状況が続く「K字型」の回復を示している。さらに、足元のウクライナ情勢の緊迫化や円安などに伴う、エネルギー・原材料価格の高騰により、業種・業態を問わず幅広い中小企業・小規模事業者の経営に影響が及んでいる。東京都におかれては、これまで新型コロナウイルス感染拡大や、エネルギー・原材料価格高騰などの影響に対し、累次にわたる補正予算を迅速に編成し、都内事業者の事業継続を支えてきた。しかし、すでにコロナ禍で経営者の債務過剰感は高まっており、今後業績回復が見通せない場合、経営者の高齢化も相まって、過去にない規模で休廃業が増加する危機が迫っている。

東京商工会議所の調査によると、コロナ禍において約６割の企業がデジタル化や新分野展開など新たな取り組みを行い、環境変化に迅速に対応した好事例も生まれている。今後の経済回復を実現するためには、中小企業・小規模事業者による生産性向上に向けた取り組みや、「イノベーションマップ」に示された都市課題解決に向けた取り組みなども含む、「イノベーション創出」を強力に後押ししていく必要がある。一方で、中長期での影響が懸念されるエネルギー・原材料価格高騰などの影響は、コロナ禍からの業績回復、さらなる成長を目指す企業経営の足かせとなる恐れが生じている。中小企業・小規模事業者における「付加価値向上」実現に向け、企業物価上昇に対する取引適正化・価格転嫁に向けた「環境整備」も重要な課題であり、「イノベーション創出に対する支援」との両輪からなる支援を迅速に進めていく必要がある。

コロナ以前から中小企業が抱えてきたデジタル化への対応や慢性的な人手不足、事業承継などの課題は残ったままである。昨今の外部環境変化に対応し事業を継続することが緊急かつ最大の課題であるが、中小企業の構造的・本質的な経営課題の解決を後回しにすることはできない。東京都においては、中長期的な施策の方向性を示す「『未来の東京』戦略」および「東京都中小企業振興ビジョン」と中小企業の現状をふまえ、引き続き中小企業・小規模事業者の支援に強力に取り組まれたい。

当商工会議所は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者、イノベーション活動によって成果を創出した事業者など、数多くの生の声を迅速かつ継続的に収集し、要望活動を行ってきた。今後も中小企業の持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、事業継続や成長を目指す中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。ついては、東京都におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれたい。

記

Ⅰ．パートナーシップ構築宣言の取り組みを通じた取引適正化や価格転嫁に向けた環境整備

１．中小企業の付加価値向上を実現する取引適正化や価格転嫁に向けた環境整備

新型コロナウイルス感染症の影響長期化にくわえ、足元のウクライナ情勢緊迫化や円安などに伴うエネルギー・原材料価格の高騰が、幅広い企業の経営に影響を及ぼしている。

２０２１年１１月に公表した「商工会議所ＬＯＢＯ調査」によると、「１年前と比較してコストが増加している」と回答する企業が９１．３％にのぼり、価格転嫁の動向について、「全く転嫁できていない」または「一部転嫁できていない」と回答する企業は、ＢｔｏＢ、ＢｔｏＣともに８０％を超える高い水準となっている。実際に、人件費やエネルギー・原材料価格が高騰する中で、企業からは「取引価格の見直しを要求しても価格転嫁を一切認めてもらえない」、「値上げを要求しても、反対に値下げを求められるなど、コスト増加分を価格に転嫁できず、利益率悪化に苦しんでいる」といった声が多く上がっている。コスト増加分を価格に転嫁した「適正価格」での取引が行われない限り、中小企業の価値創造、生産性向上の実現は困難である。

今後、中小企業が環境変化に対応し、事業継続や成長を実現するためには、設備投資や研究開発などのイノベーション創出に向けた取り組みが重要である。その取り組みには原資が必要であり、その原資となる付加価値の向上が不可欠となっている。また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、すでに体力を消耗している企業にとっては、今後の事業継続に向け、取引環境の改善は死活問題となっており、早期に解決しなければ債務過剰感も相まって過去にない規模で休廃業の増加につながる危機に直面している。

２０２０年６月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄、規模・系列などを越えた連携を目指す取り組みであり、本年６月に公表企業数１０，０００社を超えている。本宣言の宣言企業拡大による、サプライチェーン全体の共存共栄が実現するかどうかは、都内中小企業の今後の成長や、事業継続の行方を左右する大きな課題であり、国だけの取り組みと捉えず、東京都においても本宣言の推進に向けた積極的な取り組みが期待される。

具体的には、同宣言を「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」など各種助成金の加点要素へ追加することや、東京都の委託事業の採択条件に盛り込むことなどを通じて、宣言企業拡大、取引適正化に向けた取り組みを強力に推進されたい。

宣言企業が拡大する一方で、中小企業からは、「宣言企業においても購買担当者の姿勢が全く変わっていない」といった声が上がるなど、今後は宣言企業拡大とあわせて、実効性強化も重要な課題となっている。本宣言の本来の目的を達成するため、宣言拡大に向けた各種助成金の加点要素への追加とあわせて、加点対

象企業に対して具体的な取り組みや実績の明記を求めるなど、実効性を高めるための仕組みについても、あわせて検討、取り組まれたい。

【具体的要望内容】

① 取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（各種補助金・助成金への加点要素への追加、東京都からの委託事業における採択条件化等）
② 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が補助金・助成金の加点を申請する際、宣言の有無だけでなく、具体的な取り組みや実績を明記するなど、実効性を高めるための仕組みを創設(新)
③ 適切な価格転嫁の促進や知財取引の適正化など、公正な取引環境の実現に向けた対応の継続（下請企業対策の拡充、「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の周知強化）
④ 大企業の「働き方改革」の影響や、新型コロナウイルス感染症の混乱に乗じた、中小企業・小規模事業者に対する取引上のしわ寄せ防止（大企業への普及啓発や監視強化、下請センター東京における相談対応の強化）
⑤ 下請企業の価格交渉促進に向けた、個社支援・指導の強化（新）
⑥ 業界毎の取引慣行見直しに関する成功事例の収集・周知、取り組みの支援

Ⅱ．新たな挑戦により持続的な成長を目指す中小企業の後押し

１．中小企業のイノベーション創出に対する支援強化

（１）持続的な成長に向けた中小企業のイノベーション活動の支援強化

中小企業がイノベーション活動に取り組み、持続的な成長・発展を遂げることは、日本経済がコロナ禍から回復し、発展するうえで欠かせないものであり、中小企業による新たな挑戦を後押しする環境整備に取り組む必要がある。東京都においては、新製品・新サービスの市場投入に向けた企画・構想から事業化、販路開拓まで、さまざまな施策を通じたハンズオンの支援メニューが用意されている。今後、中小企業が取り組むべきイノベーションは、単なる既存事業の延長ではなく、これまでになかった発想によって新たな価値を生み出すことが求められている。不確実性の高い革新的な取り組みや挑戦をさらに後押しし、成果創出の可能性を高めるためにも、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から事業化に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実、予算拡充に取り組まれたい。

企業のイノベーション活動は、ウィズコロナへの対応だけでなく、社会課題の解決、社会変革を進めていくうえでも不可欠な取り組みである。東京は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題などさまざまな社会課題に直面する中で、中小企業には、社会課題の解決につながる革新的なイノベーション創出の担い手としての役割が期待されている。東京都は、「『未来の東京』戦略ビジョン」で示された都市課題を解決するため、各分野における開発支援テーマと技術・製品開発動向などを「イノベーションマップ」として示し、それに基づく取り組みに対する支援施策を打ち出している。都内中小企業のさまざまなアイデアや取り組みを都市課題の解決につなげるため、「イノベーションマップ」に示す分野での技術・製品開発に係る助成事業において、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化や、多様なアイデアの発掘に向けた「多段階選抜方式」の導入を検討されたい。あわせて、イノベーションマップに関連する施策の認知度向上や利用促進、予算規模の拡充を図られたい。

「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」は、補助上限１億円という手厚い支援により、先端技術を活用して変革に取り組み、持続的発展を目指す中小企業を強力に支援するものである。令和４年度においては大幅な予算拡充により支援を強化されたことを歓迎したい。中小企業の持続的な発展に不可欠な、競争力強化やＤＸ推進に向けた事業展開につながるものであり、本事業の継続と予算拡充、ならびに中小企業の革新的な挑戦に対する支援メニューの充実に取り組まれたい。

イノベーション活動によって、成果創出を実現している事例がある一方で、新規事業のイメージがわかない、といったイノベーションの企画段階、いわゆる「ゼロイチ」の段階で苦戦している中小企業も存在する。イノベーション創出にあたっては、自社の事業に直結する情報に限らず、様々な情報収集を通じたアイデアの検討や、そのアイデアを自社の事業に落とし込む企画・計画策定の取り組みが重要となる。イノベーションの「ゼロイチ」の促進に向けた、企業間の交流機会の拡大や、企画・検討段階における専門家による伴走支援強化などに取り組まれたい。また、イノベーションの「気づき」の促進や意識醸成に向けて、「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」などの支援施策を活用した中小企業による好事例の横展開にも引き続き強力に取り組まれたい。

【具体的要望内容】

① 新製品・新サービスの研究開発から商品化・事業化、販路開拓まで、切れ目のない支援メニューの充実（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良／規格適合・認証取得支援事業、市場開拓助成事業などの採択数拡充、ものづくりイノベーション企業創出道場の継続、拡充等）
② 社会の変化に対応した新たなサービス創出を促進する、「新しい日常」対応型サービス創出支援事業の継続、予算拡充
③ 東京の都市課題解決に向けた「イノベーションマップ」に基づく取り組みに対する支援強化および利

用促進、予算拡充（事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化、「多段階選抜方式」の導入）
④ 中小企業の競争力強化やＤＸなど、イノベーション推進につながる「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の継続・予算拡充
⑤ 中小企業ニューマーケット開拓支援事業の強化、トライアル発注認定制度の認定件数拡充や認定事業者に対するフォローアップを通じた新製品・新サービスの市場展開に関する支援
⑥ イノベーションの企画・着手の段階、いわゆる「ゼロイチ」の促進に向けた、企業間の交流機会の拡大、専門家による伴走支援の強化（新）
⑦ 製品やサービスの競争力強化に資する、デザイン活用によるブランディング支援（専門家による相談対応、中小企業とデザイナーとのマッチングなど、デザイン活用支援施策の利用促進）
⑧ 「東京都生産性革新スクール」および「東京都新サービス創出スクール」の継続（新製品・新サービスの開発を担う中核人材の育成強化、外部専門家とのマッチング支援）
⑨ 東京都知的財産総合センターにおける、中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催
⑩ 「新しい日常」に対応するためのオフィス・店舗・工場の環境整備に対する支援の継続（「感染症対策サポート助成事業」の継続）
⑪ 社会課題の解決、取引条件の優位性獲得および企業イメージ向上につながるＳＤＧｓ経営の推進（中小企業ＳＤＧｓ経営推進事業の継続）
⑫ ＩｏＴやＡＩ、ＲＰＡ、ロボットなど急速に進展する技術革新への対応に向けた支援強化（生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の継続、東京都立産業技術研究センターによる研究開発支援や事例周知）、専門人材の育成・活用
⑬ 新型コロナウイルス感染拡大により一層ニーズの高まる医療・ヘルスケアなどの成長分野へ参入しようとする中小企業の後押し
⑭ 中小企業のビッグデータ活用に向けた支援（東京都オープンデータカタログサイトの活用に向けた基本的な情報提供を含む内容充実・活用支援・活用事例の周知等）

※東商の取組（2021 年度実績）
○中小ものづくり企業の IT、IoT の活用を支援するべく好事例を紹介する「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版）」への事例の追加（10 社追加、計 40 社掲載）
○イノベーションならびに成果創出に向けて、中小企業経営者が取り組むべきポイントをまとめた「中小企業のイノベーション促進に向けた提言」の取りまとめ、公表（2021 年6月）
○「中小企業のイノベーション創出事例集」発行、「中小企業のためのイノベーションポータル」公開（2022 年2月）

（2）オープンイノベーションの促進と環境整備

経営資源が限られる中小企業がイノベーションアイデアを実現し成果を創出するためには、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させる、オープンイノベーションの取り組みが重要となる。当商工会議所では、全国５１の大学や研究機関と連携し、産学公連携プラットフォーム事業を展開し、オープンイノベーションの取り組みを後押ししている。

東京都におかれても、企業や研究機関などとのマッチング支援や民間のプラットフォーム活用に向けた支援強化、費用助成の充実、中小企業とスタートアップとの協業による新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」への費用助成事業の創設など、中小企業の幅広いオープンイノベーションの促進に取り組まれたい。

【具体的要望内容】
① 既存の取引関係や企業規模を超えた、企業間や産学公連携によるオープンイノベーションの推進（民間団体などと連携した産学公のマッチング支援、民間のプラットフォーム活用に向けた支援強化・費用助成の充実、東京都立大学や東京都立産業技術研究センターなどが保有する特許を中小企業が事業化評価するため一定期間無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度の整備等）
② イノベーション創出に向けて、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の助成制度創設、アクセラレータープログラムの費用助成事業の創設等（新）

※東商の取組（2021 年度実績）
○産学公連携相談窓口（大学や公的研究機関の持つ知見、相談機能を広く活用できるよう企業からの相談の橋渡しを行う）
：16 件受付、うち2件が共同研究・委託研究へ進展（相談件数累計 178 件、うち 57 件が共同研究・委託研究へ進展）

２．販路開拓に向けた支援強化

本年６月に公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、「新型コロナウイルスによる経営への影響が続いている」と回答した企業は６４．２％にのぼり、「経営への具体的な影響」として６割以上の企業が「受注減、来店客数の減少等」と回答するなど、いまだに多くの企業に売上減少などの影響が及んでいる。

既存事業の収益改善に向け、また今後も見込まれる環境変化への対応力を高めるという観点からも、新たな収益源獲得につながる販路開拓の取り組みは、多くの企業にとって重要な課題となっている。「目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業」では、販路拡大に関するセミナー実施のほか、展示会出展費用・販路開拓に関する助成、マッチング商談会の開催など、中小企業の販路開拓に資する支援メニューが多数用意されている。費用助成や商談の場の提供とあわせて、セミナーや専門家支援などを通じて、販売力強化に資する支援を強化されたい。また同事業を積極的に実施するとともに、「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」により展示会出展助成を受けた事業者が、経営革新計画などに基づく新たな取り組みを実施した場合は複数回の助成を認めるなど、同事業の拡充を行うことで、中小企業・小規模事業者のさらなる販路開拓を後押しされたい。

経済産業省の調査によると、新型コロナウイルス感染拡大の対策として、外出自粛の呼びかけやＥＣの利用が推奨された結果、２０２０年はＥＣにおける物販系分野の市場が１２兆円を超え、前年比２１％以上の伸びを示すなど、ＥＣ市場が拡大している。中小企業においても、コロナ禍における新たな販路としてＥＣを活用し、「国内ＥＣのほか、越境ＥＣにも取り組み、前年比でＢｔｏＣ売上が２倍になった」、「ＢｔｏＢに比べ売上規模は大きくないが、ＢｔｏＣは利益率が高く、収益改善に貢献している」などの声が上がっており、非接触型の販売強化を目指す中小企業における取り組み拡大が期待される。一方で、ＥＣが軌道に乗るまでは一定期間が必要であり、中小企業にとってサイト構築や利用料、出品料などの費用負担は大きいため、地域経済団体などとも連携しながら支援を継続されたい。

【具体的要望内容】

① ウィズコロナ・ポストコロナにおける新たな販路開拓に資する展示会・商談会に係る支援の継続・強化（展示会・イベント開催事業「東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ」の拡充、「目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業に係る商談会」の継続）（新）

② 中小企業の販路開拓に資する支援事業の強化、拡充（「目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業」による支援強化、「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」により展示会出展助成を受けた事業者が、経営革新計画などに基づく新たな取り組みを実施した場合は複数回の助成を認めるなど事業の拡充）（新）

③ 非対面での売上確保に有効な、ＥＣサイト構築・運用やＥＣモール出店に係る幅広い支援の実施（メディア活用販路開拓支援事業、ＥＣサイトの活用による東京の特産品販売支援事業の継続）

④ 都内企業の新規商品開発を強力に後押しし、都内企業と地方企業とのネットワーク強化に有効な「地域連携型商談機会創出事業」の継続・強化

⑤ オンライン展示会・商談会への出展に対する支援（オンライン活用型販路開拓支援事業の継続、地域経済団体などとの連携）テレビ通信販売への出品や通販カタログ掲載による新たな販路開拓に対する支援

※東商の取組(2021 年度実績)
○中小企業活力向上プロジェクトネクスト　支援実績延べ 856 社
○商談会:9回開催、商談件数 1,248 件
○ビジネス交流会:5回開催(内リアル2回、オンライン3回)、延べ 173 名参加（本部主催分）
○展示会出展支援:1回実施、61 社
○展示会:2回実施、319 社出展
○地域連携型商談機会創出事業:3か所(沖縄・福井・大阪)で開催、商談件数 565 件

３．中小企業におけるデジタルシフトの加速化、サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

（１）中小企業におけるデジタルシフトの加速化

コロナ禍における感染防止対策の観点から、テレワークや非接触のビジネスモデルに向けたＩＴの導入が進んでいる。当商工会議所が２０２１年２月に公表した「ＩＴ活用実態調査」よれば、ＩＴを「導入」している企業は約７０％であった。しかし、「ＩＴを活用して社内業務を効率化している（守りのＩＴ活用）」（４４．２％）、「ＩＴを差別化や競争力強化に活用している（攻めのＩＴ活用）」（６．１％）など、ＩＴを「活用」できている企業はあわせて約半数にとどまっており、ＩＴをほとんど利用していない企業も約２３％存在しているのが現状である。

ＩＴ活用における企業内の課題として、「ＩＴ導入の旗振り役が務まるような人材がいない」、「従業員がＩＴを使いこなせない」といったＩＴ人材の不足に対する回答が上位を占めるほか、「外部サービスを活用した

いが、自社にとって最適なツールや業者の選定が難しい」といった声も上がっている。令和４年度予算にて「中小企業デジタルツール導入促進支援事業」が措置されるなど、ＩＴ投資に向けた費用助成制度が措置されている。これらの施策を活用することと並行して、ＩＴ人材や専門知識の不足を補うための専門家による伴走支援もＩＴの効果的な活用、デジタルシフト推進に向けて重要である。企業からは、「ＩＴ活用に取り組めている企業と、そうでない企業との格差が広がっている」といった声が上がっており、また今後その格差がさらに拡大する懸念があることから、「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」を継続・拡充し、ＩＴの導入から活用、競争力強化にいたるまでの相談機能強化に取り組まれたい。また、東京にはＩＴエンジニアなど専門スキルを持つＩＴ人材も多い。そのため、ＩＴ技術者と中小企業とのマッチング支援を行い、中小企業のＩＴ化実装段階における支援を強化すべきである。継続的にＩＴ活用による競争力強化を実現するためには、ＩＴ人材の育成も重要である。従業員のＩＴリテラシー向上に向け、新たに創設された「ＤＸ人材リスキリング支援事業」などを通じたＤＸ人材育成支援を強化されたい。

２００１年のＩＴ基本法の制定以来、２０年ぶりの見直しとなるデジタル改革関連法を機として、国においてはデジタル庁の創設、東京都においてもデジタルサービス局を設置し、行政のデジタルシフトに向けた動きが始まっている。各種申請や手続き、決済などのデジタル化を通じて、中小企業の手間・コストの削減や利便性の向上など、具体的なメリットを享受・実感できるよう、昨年７月に策定された「東京デジタルファースト推進計画」により、行政のデジタルシフト加速に取り組まれたい。また、デジタルガバメントの推進にあたっては、取り残される中小企業・小規模事業者が生まれることがないよう十分な支援策、サポート体制の強化についてもあわせて検討されたい。

（２）サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

中小企業におけるＩＴ活用・デジタルシフトの進展に伴い、企業や民間団体、官公庁など、特定の組織を狙う「標的型攻撃」や、身代金要求型不正プログラム「ランサムウェア」などサイバー被害が増加し、中小企業にとって大きなリスクとなっている。くわえて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とするテレワークの普及によって、企業規模に関わらずサイバーリスクが増大するなど、中小企業・小規模事業者においてもその対策が急務である。

しかし、企業からは「セキュリティ対策について何から取り組めばいいか、どのレベルまで取り組めばいいかわからない」といった声や、「費用負担が大きい」といった声が上がっている。中小企業の規模や業態などに応じたサイバーセキュリティ対策の事例を示すなど、具体的な情報発信の強化と、引き続き専門家によるセキュリティマネジメントの支援や、導入費用の助成制度の拡充に取り組まれたい。

【具体的要望内容】

① ＩＴツール導入・活用に向けた伴走型支援の継続（生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の継続・周知強化、好事例の横展開等）
② 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援（デジタル人材育成支援事業、生産性向上のための現場改善推進事業、ＤＸ人材リスキリング支援事業による支援強化）（新）
③ ＩＴ実装に向けたＩＴ技術者と中小企業とのマッチング支援
④ 業種や規模など個社の実情をふまえたうえでのテレワーク導入・定着に向けた支援の継続（テレワーク促進助成金の継続、サテライトオフィスの利用促進）
⑤ コロナ禍で生まれたＩＴ活用の好事例や「身の丈ＩｏＴ」実践事例の積極的な発信および機器導入に向けた知識習得支援
⑥ ＩＴを活用した販路開拓に対する支援（オンライン活用型販路開拓支援事業およびメディア活用販路開拓支援事業の継続）（再掲）
⑦ 中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援の継続（中小企業サイバーセキュリティ向上支援事業や中小企業における危機管理対策促進事業の継続）
⑧ 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進、行政サービスにおけるＩＴ活用および「はんこレス」の拡大など、「スマート東京」の早期実現に向けたデジタルガバメントの推進

※東商の取組（2021 年度実績）
○IT活用に関するオンラインセミナーの実施による情報提供：82 回、延べ 6,698 回視聴
○テレワークの実施状況に関するアンケート（4回実施）による会員企業の実態把握
○会員企業のサイバーセキュリティ対策支援のため 2021 年7月に「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」を設立
　中小企業向けサイバーセキュリティ支援サービスの提供や情報提供の実施
○標的型攻撃メール訓練：99 社・692 名を対象に実施

４．ゼロエミッション東京の実現に向けた中小企業における省エネ対策・技術開発の推進

カーボンニュートラル実現に向けた動きが加速する中、大企業に限らず中小企業にとっても脱炭素や環境

に配慮した経営が求められている。東京都においては、昨年１月、都内温室効果ガス排出量を２０３０年までに２０００年比５０％削減するという高い目標を掲げ、同年３月には実現に向けた「ゼロエミッション東京戦略２０２０　Ｕｐｄａｔｅ＆Ｒｅｐｏｒｔ」を策定した。また今年度からは、気候危機への対応と、中長期的にエネルギーの安定確保につなげる観点から、電力を減らす（H）・創る（T）・蓄める（T）のキーワードからなる「ＨＴＴ」の取り組みを公表し、７月１日に「第１回ＨＴＴ・ゼロエミッション推進協議会」が開催された。東商としても、「ＨＴＴ」の周知にくわえ、中小企業のカーボンニュートラルへの取り組みを後押しする、「知る」「測る」「減らす」運動について、東京都とも連携して推進していく所存である。

こうした取り組みの一方で、企業からは「カーボンニュートラルに対して現時点では検討がつかない」、「取引先から排出量の測定、削減を求められているが、どのように進めるべきか対応に苦慮している」といった声が上がっている。東京都におかれては、カーボンニュートラル実現に向けた好事例の収集・公表、省エネセミナー開催などによる情報発信を通じて、中小企業の理解促進に取り組まれたい。また、高騰するエネルギー価格、電気料金などが収益を圧迫しているといった企業の声も多いことから、排出量削減につながる省エネ設備の導入や、エネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などに対する補助・助成の継続・拡充、専門家による各種省エネ対策取り組み支援など、中小企業の取り組みを後押しする支援の強化に取り組まれたい。

グリーン分野における中小企業の技術開発やイノベーションを促進することは、ひいてはゼロエミッション東京の実現につながるものである。「ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業」などを通じて、中小企業などによる技術開発に対する支援を強化されたい。

【具体的要望内容】

① 排出量削減につながる省エネ設備の導入や、エネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入するうえでの専門家による各種省エネ対策の取り組み支援強化（新）
② 中小企業も取り組みやすいＬＥＤ照明への更新、省エネを考慮した空調・温度管理機器の導入など、より省エネ性能の高い機器導入に向けた支援の継続・拡充
③ 「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（ゼロエミッション強化区分）」、「中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業」など、競争力強化に向けた取り組みや、省エネに向けた設備投資を後押しする施策の強化、拡充（新）
④ 「中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業」において、都外の工場などの自社所有物件への設備投資も対象とするなど、助成対象範囲や経費の拡大（新）
⑤ 省エネ推進による経営改善の好事例の収集・公表、省エネセミナーなどの情報発信
⑥ 中小企業に対する省エネ支援体制強化（「クール・ネット東京」の活用促進）
⑦ ゼロエミッション東京の実現に資する中小企業の技術開発に対する支援（「ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業」の継続・強化）

※東商の取組（2021 年度実績）
○「東商環境アクションプラン」にもとづく環境関連イベント：73 回開催、4,938 名参加
○環境・エネルギーに関する都・区との連携（共催・後援等）：12 回実施

５．中小企業の海外展開に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、対面を前提とした海外ビジネスは大きく制限された。渡航制限により取引先開拓に向けた営業活動や人脈構築、情報収集など従来の取り組みができず、商談機会の喪失に不安を抱えている声が多く上がっている。海外展開の足掛かりとして、海外展示会への出展は効果的な手段である。コロナ禍において、海外オンライン展示会を通じて、新たな市場開拓に成功した好事例も生まれている。ポストコロナに向けて、積極的に海外市場開拓を目指す企業を後押しするため、「市場開拓助成事業」による海外展示会出展費用の助成において、社内担当者の渡航・滞在費などに対する対象経費の拡大や、助成限度額の引き上げなどの制度拡充、ならびに「海外展開総合支援事業（海外展示会出展等支援）」による現地企業とのマッチングなど、支援を強化されたい。

また、海外需要を取り込むため、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者においても取り組みやすい越境ＥＣの活用が期待される。越境ＥＣを通じた成果創出に向けて、ＥＣサイト構築費用や出店・マーケティング・翻訳・決済および物流に必要な費用などの助成、支援を強化されたい。

人口減少など国内市場の縮小や環境の変化を見据えて、足元では初めて海外展開に取り組む企業の相談が増加しており、進出を目指す地域を検討する段階も含めた相談ニーズが高まっている。進出を検討する地域の事前調査や事業計画策定といった、フィージビリティ・スタディや戦略策定に対する支援が重要となる。東京都では「中小企業海外展開支援事業」において、中小企業の海外展開に向けた取り組みを網羅的に支援している。今後も現地情報の収集から戦略策定支援、進出支援、マッチング、越境ＥＣ活用、外国語サイトの構築にいたるまで、取り組みから成果創出までの切れ目のない支援の強化を図られたい。

【具体的要望内容】

① 海外展開の第一歩に成り得る「越境ＥＣ」に対する支援（越境ＥＣ出品支援事業の継続および複数回の募集による機会の拡充）

② ＷＥＢサイトの多言語対応などに向けた支援の強化（インバウンド対応力強化支援補助金の拡充）

③ 海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（「市場開拓助成事業」や「海外展開総合支援事業（海外展示会出展等支援）」の利用促進、予算拡充・補助対象経費拡大）、海外の現地企業とのマッチング強化

④ 新たに海外展開に取り組む企業のサポート強化（事前調査、戦略支援から、進出支援、マッチング、越境ＥＣ活用、外国語サイトの構築にいたるまで、取り組みから成果創出までの切れ目のない支援強化）（新）

※東商の取組（2021 年度実績）
○中小企業国際展開アドバイザー：登録アドバイザー企業数 41 社、アドバイザーによる支援件数9社9件
○海外展開セミナー：31 回開催、延べ 2,286 名参加（公的機関との協力事業等を含む）
○海外展開窓口相談件数：355 社 599 件
○海外ビジネスガイドブックの改訂
○中小企業等アウトリーチ事業（※）：セミナー　6回開催、延べ 522 名参加。個別相談　12 社実施。
（※）経済産業省の委託事業。安全保障貿易への意識の啓発、体制整備の支援を目的にセミナーや相談会等を実施。

６．競争力強化に向けた人材確保・活躍促進に対する支援

中小企業の人手不足感がコロナ前の水準に戻りつつある中で、エネルギー・原材料価格の高騰などによる物価高もあり、企業に対する賃上げ圧力が高まっている。人材の獲得競争のさらなる激化も想定され、賃上げに取り組めない中小企業は、深刻な人手不足により事業継続が立ち行かなくなることが危惧される。中小企業の労働分配率は約８割と高く、賃上げ原資が限られていることからも、自発的な賃上げの実現には、生産性向上や取引適正化などの取り組みを通じた付加価値の増大が不可欠である。中小企業の生産性向上と人材の確保につながる自己変革を支援すべく、以下の通り要望する。

（１）多様な人材の確保および活躍に向けた環境整備に対する支援

中小企業が環境変化に対応し、事業の継続・成長を実現するためには「人材確保」が喫緊の課題である。中小企業が必要な人材を採用・確保できるよう、企業が自発的に賃上げできる環境を整備するとともに、雇用吸収力の高い介護、建設など人手不足業種や、今後の雇用の拡大が期待されるデジタル、グリーン関係など、新たな成長分野への労働移動を円滑に進めることが重要である。東京都では、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇い止めにより離職を余儀なくされた方に対し、令和３年度に「東京版ニューディール　ＴＶＡ（Ｔｏｋｙｏ　Ｖａｌｕｅ－ｕｐ　Ａｃｔｉｏｎ）作戦」として、大規模な雇用創出を含む多様な雇用対策を展開してきた。労働者派遣のスキームを活用し、デジタルなどの成長産業や、介護・福祉など人手不足の業種でのトライアル就労を通じて、有給で働きながら適職を探すことにより正社員就職を進めている。今後も求職者に対する支援を強化するとともに、積極的に人材確保を図る企業、採用側に対しても採用・定着促進助成の支給などによる支援を強化されたい。

人口減少という構造的課題が存在する中、中小企業・小規模事業者にとって人材の確保・育成は引き続き大きな課題であり、今後ビジネスモデルや業務体制の転換を進めるうえでも、若年層、女性、外国人材といった多様な人材の活躍が一層求められている。都内企業においては、コロナ禍の影響で従来の集合型・対面式の採用活動に取り組めず、学生などへのＰＲが不十分であるなど不安の声が上がっている一方、採用対象の拡大やオンラインと対面形式を併用した採用活動など、人材確保に向けて変革に取り組む好事例も見受けられる。採用活動に積極的に取り組む中小企業を支援するべく、民間事業者や団体などが主催・運営している合同会社説明会や就職情報サイトなど中小企業側の費用負担が大きい採用活動に対する費用助成など、支援を強化されたい。また、セミナーや好事例の周知など、ノウハウが乏しい中小企業に対する支援策を講じられたい。

若年層に対して中小企業への興味を喚起しミスマッチを防ぐためには、就労を希望する者に具体的な就労イメージを認知してもらうことが重要である。そのため、学校での学習と社会での実地の体験を結び付ける総合的な探求の学びに有効なインターンシップについて、「学生インターンシップ支援事業」などを通じて、中小企業の魅力をさらに強力に発信されたい。あわせて、中小企業からは「インターンシップ受け入れに協力したい意向はあるが方法がわからない」、「要請がない」といった声も多く上がっており、企業・学校への周知やコーディネータ機能の強化、受入企業へのインセンティブ付与、表彰制度の創設などに取り組まれたい。また、職場としての中小企業について、経済団体と連携し、高校の進路指導担当者や生徒が理解を深める取り組みを強化されたい。

コロナ禍により急速に普及したテレワークをはじめとする、時間や場所を選ばない柔軟な働き方は、生産性の向上や子育て、介護・看護との両立など、多くの効果が期待されているため、今後さらなる普及・定着が期待される。東京都におかれては、かねてよりテレワーク普及を強力に推進し、導入に係る費用助成などにより中小企業のテレワーク導入を後押ししている。一方で、中小企業の中には「テレワークでは生産性が下がる」といった声や、「コミュニケーションが取りづらい」、「ＰＣ・スマートフォンなどのＩＴ機器が不十分」といった声が上がっており、さらなる導入や定着に向け、課題は残っている。テレワークのさらなる普及・定着に向け、東京テレワーク推進センターなどを通じ、導入の支援はもとより、導入歴が浅いことで上手く活用できていない中小企業に対するセミナーやコンサルティングなどの支援を強化・拡充し、中小企業に対する効果的な情報提供や支援強化に努められたい。くわえて、サテライトオフィスの整備にも引き続き取り組まれたい。

「健康経営」は従業員の健康保持・増進が、将来的に企業の生産性向上・収益性を高める投資であると、経営的視点から考え戦略的に実践することであり、昨今多くの企業で取り組みが広がってきている。実際に、健康経営の取り組みと企業収益の間には正の相関があることが示唆されており、今後、社会全体に広げていくことが期待されている。本年度より「健康経営優良法人」の認証が国から民間運営となり認証の有料化が予定されていることから、今後も健康経営に取り組む企業への支援継続が求められる。また、ウィズコロナにおける感染症対策の推進は多くの企業で自主的な対応が求められることから、感染症ＢＣＰの策定をはじめ企業が取り組むべき内容を周知・強化するとともに、企業の感染症対策の実践に向けた支援を充実されたい。

【具体的要望内容】

① 「東京版ニューディール　ＴＶＡ（Ｔｏｋｙｏ　Ｖａｌｕｅ－ｕｐ　Ａｃｔｉｏｎ）作戦」をはじめとした求職者支援強化と、積極的に人材確保を図る企業に対する採用・定着促進助成などの支援強化（新）

② 中小企業の多様な人材確保に対する支援（Ｗｅｂなどを活用した合同会社説明会、マッチング支援の充実、セミナーや好事例の周知等）

③ 事業継続に向けた取り組みが急務である中小企業の即戦力となる、中途人材採用に対する支援（キャリア人材の採用活動への費用面での支援）

④ 中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業の強化、都立高校における日本版デュアルシステムの推進（商業高校などへの拡充）、企業・学校への周知、コーディネータ機能の強化、受入企業へのインセンティブ付与、表彰制度の創設等

⑤ 業種や規模など個社の実情をふまえたうえでのテレワーク導入・定着に向けた支援の継続（テレワーク等普及推進事業の継続、サテライトオフィスの利用促進）

⑥ 健康経営に取り組む中小企業に対する専門家を活用した支援の継続、および企業の感染症対策への支援の充実・強化

（２）新たな挑戦や生産性向上を支える人材育成や多様な人材活躍に対する支援

本年４月に日本・東京商工会議所が公表した「人手不足の状況および従業員への研修・教育訓練に関する調査」によると、人手不足への対応として、人材の確保にくわえて、約６割の中小企業が生産性向上・業務効率化に取り組んでいる。生産性向上や業務効率化に向けたデジタル人材の育成にくわえ、製造や営業などの現場からバックオフィス業務まで広く従業員の能力開発を図り、生産性を高めていくことが重要である。また同調査では、中小企業が従業員への研修・教育訓練を実施する際の課題について、「研修・教育訓練を行う時間的余裕がない　（業務多忙等）」（４４．７％）が最も多く、次いで、「研修・教育訓練を担当する人材の不足」（３９．１％）　や「管理職等の育成能力や指導意識の不足」（３８．２％）となり、時間・人材・ノウハウの不足を課題に挙げる中小企業が多い。東京都におかれては、企業のニーズをふまえた都立職業能力開発センターの機能拡充など、産業界の多様なニーズに対応した人材育成支援に取り組まれたい。

日本・東京商工会議所が昨年７月から８月にかけて実施した「多様な人材の活躍に関する調査」では、女性活躍に取り組む中小企業は８０．５％に達しているが、そのうちの約半数は取り組みに課題を抱えており、その内容は、「女性の管理職・役員比率が低い」（４４．７％）が最も多く、その他にも「求める能力を有する女性人材を思うように採用できない」（３６．０％）、「女性社員が思うように成長・スキルアップしない」（３１．８％）、「女性社員が定着しない」（３１．２％）と、採用から育成、定着に至るまで課題は様々である。まずは、女性社員が安心して働き、キャリアを構築できるよう、柔軟で働きやすい環境を整備し、くわえて、女性自身のキャリア形成への意欲向上やキャリアアップの支援を図ることが必要である。東京都におかれては、女性の就業促進やライフ・ワーク・バランス推進のための支援を継続するとともに、昨年６月に改正された育児・介護休業法への対応もふまえ、男女が育児と仕事の両立を図れる環境整備に取り組まれたい。

新たな外国人材受入れ制度創設を機に、外国人材に対する期待と関心は高まっている。一方で、これまで外国人材を受入れたことのない中小企業からは、準備や相談窓口が分からず活用に至らない、活躍してもらうために不可欠である既存の従業員の理解や受入れ体制の整備をどのようにすべきか分からないといった

声も上がっている。留学生や高度人材などの外国人材と都内中小企業とのマッチングにくわえ、外国人材向けの研修、中小企業向けの外国人材採用・定着に向けた情報提供などを継続・強化し、中小企業における外国人材の活躍推進を後押しされたい。また、技能実習生の失踪や事件・事故発生により漠然とした不安があり、日本語教育などの社会適応に向けた生活基盤を整えるための支援、地域社会との共生に向けた受入体制構築への支援が必要である。

【具体的要望内容】

① 自己変革に向けた人材育成に取り組む企業や、自己啓発、能力向上に対する支援施策の着実な実施、都立職業能力開発センターなどの機能拡充（生産性向上やデジタル化に資する人材育成支援メニューの充実、オンライン化、夜間など柔軟な受講時間の設定等、従業員が参加しやすい講座運営、現場訓練・オーダーメイド講習における受講時間などの充実）（新）

② 中小企業人材スキルアップ支援事業の継続および支援対象講座拡充（「社内型・民間派遣型スキルアップ助成金」におけるビジネスマナーや職場内コミュニケーション習得に関する講座などの助成対象追加）

③ 工業高校・高等専門学校での高度な技能習得によるものづくり人材の育成強化

④ 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（保育施設の質と量の充実、多様化する保育ニーズへの対応等）

⑤ 中小企業の女性活躍推進に向けた行動計画策定・実行に対する伴走型支援の拡充（「女性従業員のキャリアアップ応援事業」によるフォローアップコンサルティングの支援対象企業数拡大と着実な実行支援）（新）

⑥ 男性の育児休業取得促進に向けた支援の充実（育児・介護休業法の周知促進、働くパパママ育休取得応援事業の利用促進、代替要員確保に向けたマッチングなどの支援強化）（新）

⑦ 外国人材（留学生、高度人材等）と中小企業とのマッチングおよび定着に資する支援（中小企業の外国人材受入支援事業の拡充）

⑧ 日本語教育や地域コミュニティでの共生社会実現など、生活面を含む定着支援の充実（中小企業の外国人社員に対する研修など支援事業の拡充、地域との交流イベントの実施）（新）

※東商の取組(2021 年度実績)
- ○中堅･中小企業の魅力や求人情報を発信する「東商ジョブサイト」の運営:
  新卒･留学生･既卒 132 件、中途･第二新卒 390 件の求人情報掲載
- ○東商主催合同会社説明会「東商ジョブフェア」:1回開催、参加企業 30 社、来場者 116 名
- ○会員企業と学校法人との就職情報交換会:3回開催、参加企業延べ 583 社、参加学校法人延べ 209 校、面談数 6,140 件
- ○東商リレーションプログラム(大学1･2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業)
  :参加企業 39 社、参加大学延べ 20 校、参加学生延べ 274 名
- ○都立商業高校･工業高校のインターンシップ受入れ企業:193 社、連携高校7校
- ○上記取り組み等による人材確保数:173 名
- ○研修事業:263 回開催、総受講者数 5,770 名
- ○感染症対応力向上プロジェクトを通じた企業への感染症対策支援:143 社(延べ事業所数)
- ○健康経営や職場における健康づくりに対する専門家派遣を通じた企業支援:117 社(延べ 461 回)
- ○東京都の雇用就業施策に関する要望(10 月、提出先:東京都)

Ⅲ．事業継続、業績回復に向けた支援の強化

１．資金繰り支援の継続、収益力改善に向けた支援強化

コロナ禍における国や東京都の手厚い資金繰り支援は、事業者が危機に対応するための時間的猶予を得るものとして重要な役割を果たした。しかし、コロナ禍における先行きはいまだに不透明であり、さらに足元ではウクライナ情勢の緊迫化やエネルギー・原材料価格の高騰により、多くの企業の経営に影響が及んでいる。コロナ禍における事業継続を支えてきた資金繰り支援により、金融機関の融資残高は２０００年以降で過去最高を記録し、信用保証残高も高止まりし、今後業績回復を果たせずに過剰債務問題が顕在化すれば、これまでに例のない規模での倒産・廃業件数の増加、価値ある事業の喪失につながることが懸念される。そのため、倒産・休廃業の急増といった事態に直面する前に、モラルハザードには十分注意しつつ、中小企業金融の出口戦略を検討する必要がある。

コロナ禍の影響が長期化し、企業からは「売上回復の見通しが立たず、原材料価格が高騰する中で、コロナ融資の据置措置が終了し、資金繰りが厳しい」といった声があるなど、売上が回復しない中で、既往の借入金返済によって資金繰りに窮している企業も多い。そのため、本年４月に中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援するため、中小企業再生支援協議会と関連機関が統合され設置された、中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の周知、利用促進を図るべきである。また、今後の事業計画

が描けない中で特例リスケジュールの期限が到来する企業については、早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ持続的発展計画事業）および経営改善計画策定支援事業（４０５事業）を利用して経営改善計画を策定した場合、据置期間の範囲内で制度融資の条件変更を認めることを検討すべきである。新型コロナウイルス特別貸付では東京信用保証協会の保証付きの融資が大半を占めることから、保証債務について最大限柔軟にリスケジュールに応じるよう、東京都から要請を行うべきである。

また、リスケジュールを受けた企業が業績回復を果たせるよう、東京信用保証協会をはじめとした公的機関や地域金融機関において、金融支援にくわえ、中小企業支援機関の支援も組み合わせながら業態転換や事業転換を含めた本業支援を強化していくべきである。

東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度は、資産の少ない中小企業・小規模事業者の事業性に沿った資金調達方法である。しかし、担保評価費用が高額であることや、譲渡登記による信用不安の風評被害に対する懸念などの理由から、依然としてマイナスイメージを持つ事業者も多い。中小企業の有効な資金調達手段の一つとして、ＡＢＬの利用促進に向けたＰＲ強化を図るとともに、ＡＢＬ利用時に必要な保証料や担保物件の評価費用などに対する補助率拡大を図られたい。

【具体的要望内容】

① 中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の積極的な活用に向けた周知強化（新）
② 経済情勢を見極めつつ、早期経営改善計画策定支援事業および経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善計画を策定した事業者においては、保証債務の条件変更に対応するなど、「事業者の実情に応じた最大限柔軟な」対応を行うよう、東京信用保証協会に対して引き続き要請
③ 動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度利用促進のためのＰＲ展開の推進、ならびに保証料や担保物件の評価費用に対する補助率の拡大
④ 原材料価格高騰やサプライチェーンの棄損に対応するための、迅速な資金繰り支援の実施（新）

２．事業再生に関する支援強化、価値ある企業の倒産・廃業への対応・事業再編に向けた支援

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、業績回復を果たせずに、借入金の返済負担増加も相まって資金繰りが悪化し、事業再生の検討や廃業を選択する事業者の増加が見込まれる。価値ある事業の喪失を避けるため、事業再生に関する支援強化や、事業譲渡などの手段を用いた価値ある事業の引継ぎ、やむなく事業から撤退する経営者自身の早期再チャレンジを後押しするための支援が重要である。

本年３月に民間による事業再生などの支援を促進するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が策定された。今後増加が見込まれる中小企業の事業再生に対し、第三者専門家による迅速かつ円滑な私的整理手続を可能とするものであり、東京都におかれても、本ガイドラインの周知促進や、中小企業活性化協議会による再生支援の周知・利用促進に取り組まれたい。

わが国では、事業の失敗によって経営者自身が自己破産することにより、再起が困難な状況になるという大きな問題がある。コロナ禍という制御不可能な外部不経済によって多くの経営者が自己破産を強いられるようなことがあれば、経営者が再チャレンジを図れず、同時にリスクをとって起業しようとする経営者も減少することが予想される。経済活力の維持、向上に向けて、今回の新型コロナウイルスによる影響を原因として廃業を検討する場合、企業を清算したとしても、中小企業経営者自身の自己破産を回避し、再チャレンジを促進する取り組みが重要である。そのような観点から、経済合理性など一定の要件を満たした場合に、一定の残存資産を残して保証債務の免除を認める「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）の推進が必要不可欠である。本年３月に公表された「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」とあわせて、東京都から東京信用保証協会に対して引き続き積極的な活用を要請すべきである。

【具体的要望内容】

① 中小企業の私的整理手法はもとより、有事に至る前の中小企業と金融機関双方の取り組みについても記載している「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、中小企業活性化協議会による再生支援の周知・利用促進（新）
② 中小企業活性化協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」などに則った準則型私的整理に基づく弁済計画について、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を行うよう、東京信用保証協会に対して要請（ゼロ弁済での債務整理計画の積極的な活用等）
③ 円滑な事業撤退と再チャレンジの早期決断に向けて、信用保証協会をはじめとした公的機関、地域金融機関などオール東京での支援強化
④ 廃業による「価値ある事業」の喪失回避に向けた、中小企業・小規模事業者のＭ＆Ａの理解と取り組みの促進（新）
⑤ Ｍ＆Ａに係る費用を補助する「事業承継支援助成金」の周知・利用促進（新）

Ⅳ．中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

１．経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進

（１）起業・創業の促進

わが国の企業数は１９８６年以降年々減少傾向にあり、２００６年から２０１６年の１０年間で約６０万社が減少している。また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化や、昨今のウクライナ情勢の緊迫化、エネルギー・原材料価格の高騰などは、企業経営に大きな影響を及ぼし、今後さらに倒産や廃業の増加が懸念される。わが国経済の持続的な成長を実現するためには、起業・創業を促進し、企業数の減少に歯止めをかけることが不可欠である。

起業・創業の促進にあたっては、諸外国に比べてわが国の開業率や起業家予備軍の数が低水準であることが課題として挙げられる。東京を世界有数の起業しやすい都市にするためには、創業予定者や創業初期企業に対する支援強化とともに、起業に対する機運の醸成に取り組む必要がある。東京都においては、高校生起業家養成プログラムや、小中学校向け起業家教育推進事業の継続実施に取り組んでおり、若年層のアントレプレナーシップ醸成の一助になるものとして大いに歓迎したい。これらの教育プログラムを着実に実施すべく、教職員向け相談体制の強化やプログラム実施支援を通じて積極的な起業家教育の推進を図られたい。

また、創業初期企業が創業後５年ほどで迎える、いわゆる「死の谷」を乗り越えるため、経営の安定化に向けた支援が必要である。経営体力が乏しい創業初期企業に対して、事業計画の見直し・策定支援や、創業助成事業による支援、資金調達支援、ファンドによる迅速な支援など、事業継続や事業拡大に向けた支援を創設、強化されたい。また、販路に乏しい創業企業と既存企業とのマッチング機会の創出を図るべく、展示会の優先的な斡旋や出展費用の助成、マッチング支援を行うなど、経営の安定化に向けた後押しを継続すべきである。

【具体的要望内容】

① 創業促進に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進
② 創業間もない企業や、新型コロナウイルス感染拡大により開業を控えていた創業予定者に対する迅速な支援（創業助成事業の予算枠拡充）
③ 創業期の「死の谷」や急激な事業拡大局面を乗り越えるための支援強化（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給、事業計画の見直し・策定支援等）
④ クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業の継続・拡充
⑤ 創業初期企業支援におけるアクセラレーターの活用促進
⑥ 大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（展示会出展費用の助成や産業交流展での創業企業ブースの創設等）
⑦ ベンチャーキャピタルの呼び水となるような成長産業に絞った投資
⑧ 過去の起業・経営からリスタートする創業者に対する支援（リスタートアントレプレナー支援モデル普及事業の継続、各支援施策における条件となっている事業継続期間などについて、創業者の経歴や事業実態を勘案した要件緩和）

※東商の取組(2021 年度実績)
○創業窓口相談:2,758 件(個別･専門相談)
○創業ゼミナール:2回開講、各7日間延べ 39 名参加／2003 年 11 月から開講、延べ卒業者数 1,265 名
○創業テーマ別セミナー:年3回開催、延べ 90 名参加
○大学における起業家講演:3大学で3回開催
○TOKYO創業応援DAYS:2日間開催延べ 100 名参加

（２）社会課題解決、革新的なイノベーション創出につながるスタートアップの支援強化

コロナ禍以前より、わが国は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題といった多くの社会課題に直面している。社会課題解決や国民の生活における利便性向上につながるイノベーション創出の担い手として、また国際競争力が低迷したわが国の国際的地位向上の担い手として、将来を牽引するスタートアップの創出に官民をあげて取り組むことが求められている。

スタートアップが取り組む革新的なイノベーションは、不確実性が高く、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階から販路開拓に至るまでの切れ目のない支援充実が不可欠である。東京都においては、中小企業技術活性化支援事業などを通じて、開発の初期段階のアイデアや構想の技術検証段階から、事業化に向けた各種助成制度を措置しているが、スタートアップの革新的なイノベーション創出に向けて、これらの制度を継続、拡充されたい。また、スタートアップの多様なアイデアを発掘し、企業や個人の課題解決、社会課題の解決に結びつけるため、事前調査（Ｆ／Ｓ）段階の支援件数を増やし、事業化に近いものに支援を集中させる「多段階選抜方式」の導入促進などを通じて、企画検討段階（いわゆるゼロイチ）から成果創出までの支援強化に取り組まれたい。

革新的なアイデアや技術力はあるものの、実績や信用の蓄積がないことで、大企業とのオープンイノベーションや販路拡大、製品・サービスの普及が思うように進まないといった課題を抱えるスタートアップも多い。一方で、「公的な支援を受けている」、「行政に試験導入されている」といった実績が、スタートアップの信用力を高め、大企業とのオープンイノベーションや販路開拓に大きく貢献しているといった声も上がって

いる。革新的なアイデアや技術力を活かした成長を後押しするため、スタートアップに対する公的施策や実証実験事業による支援、トライアル発注、公共調達の強化など、実績や信用の蓄積につながる行政による支援強化に取り組まれたい。

令和２年から実施した「東京都ものづくりベンチャー育成事業」では、社会課題解決につながるプロダクト開発を目指すものづくりベンチャーに対して、機能試作から量産にいたるまで、手厚い支援が実施された。成果創出までに特に時間を要するハードウェアベンチャーに対し、約１６カ月にわたるハンズオン支援を実施したことにより、実証実験を通じた開発の加速化や大企業との連携、新規顧客開拓、グローバル展開への着手など、多くの好事例が生まれている。こうした実績をふまえ、また都内ものづくり産業の活性化につながることからも、本事業の継続実施や採択企業の拡大、ならびに本事業同様にスタートアップ育成に向けた中長期のハンズオン支援事業に積極的に取り組まれたい。

事業会社とのオープンイノベーションを通じて、事業会社が保有する資産、顧客網などのリソースを活用しながら急成長を実現し、事業会社自体も協業によってイノベーションの加速を実現する事例も散見される。スタートアップと事業会社とのオープンイノベーション促進は、双方の成長実現やイノベーション促進などの面でメリットが大きいことから、スタートアップによるオープンイノベーション促進に向けた支援を強化されたい。具体的には、マッチングの支援強化や、協業から成果創出に至るまでの支援、スタートアップとの協業による新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」や実証実験事業に対する費用助成事業の創設など、スタートアップの成長を後押しする支援強化に取り組まれたい。

【具体的要望内容】

① 起業エコシステム形成に向けて、スタートアップ・エコシステム東京コンソーシアムのＨＵＢ機能の充実・強化
② 革新的なイノベーション創出に対する、事前調査段階から事業化までの切れ目のない支援メニュー充実（新）
③ スタートアップの多様なアイデアを発掘するための「多段階選抜方式」の導入促進（新）
④ スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化、トライアル発注や公共調達の強化（新）
⑤ 成果創出までに時間を要するハードウェアベンチャー育成、都内ものづくり産業の活性化に向け、「東京都ものづくりベンチャー育成事業」の継続的な実施（新）
⑥ スタートアップ育成に向けた中長期のハンズオン支援事業の創設（新）
⑦ 革新的な製品・サービスの事業化に向け、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の助成制度創設、アクセラレータープログラムの費用助成事業の創設等（新）（再掲）
⑧ 海外ＶＣの誘致、国内スタートアップ情報の発信など、スタートアップの資金調達環境の整備促進、グローバルイベントなどの積極開催（新）

２．地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

新型コロナウイルス感染症の長期化、ウクライナ情勢の緊迫化による、エネルギー・原材料価格高騰などの影響により中小企業・小規模事業者の経営環境は悪化している。従来から課題となっている人手不足や生産性向上、事業承継といった、構造的・本質的な経営課題への対応とあわせて、昨今の不確実性が高い状況下においては、外部環境の変化に迅速かつ柔軟に対応することが求められている。今後も中小企業・小規模事業者が都内経済を支えていくためには、こうした複合的な経営課題解決に向け、きめ細やかな支援を強化する必要がある。

当商工会議所は、域内事業者の身近な相談先として、２３支部をはじめ、本部の中小企業相談センターやビジネスサポートデスクにおいて年間１１万件を超える経営相談に対応し、深刻な経営状況に直面する中小企業・小規模事業者に対し、各種支援策の活用支援などを実施している。また、中小企業施策の普及のほか経営課題の克服に向けた講習会を開催し、その参加者数は年間延べ１万１千人に上っている。継続性のある伴走型支援を行うためには、中小企業・小規模事業者に寄り添って課題を整理し、解決まで支援する経営指導員の役割が必要であることから、経営指導員の人材確保が必要不可欠である。また、新型コロナウイルスを機に、事業者による支援施策活用や資金繰りなどに関する相談が急増する中で、機動的に補正予算が編成されたことで、都内事業者への支援を継続することができた。外部環境が大きく変化する状況下においては、引き続き公的支援の強化が求められ、現場で支援を行う相談体制の強化もあせて行う必要があることから、これまで以上の商工会議所による小規模企業対策予算の確保に努められたい。ビジネスサポートデスク４か所を含む都内７か所で実施している地域持続化支援事業（拠点事業）では、地域の事業者の事業継続に向けて、事業承継や事業の磨き上げなど、中小企業・小規模事業者共通、かつ喫緊の課題解決のための高度な支援を行っており、相談者の満足度も高い。コロナ禍における事業継続に向けた支援や、複合的な経営課題解決に向け、各分野の専門家による支援体制の維持・強化を図る必要があり、本事業についても安定的、かつ継続的な予算確保を求める。

「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」は、事業者自身に気づきを与え、支援機関・専門家と連携、協力しながら、潜在的な課題解決に向けたきめ細かい伴走型支援を行うものとして大変有効な施策である。

新型コロナウイルスによって影響を受けた企業業績を回復軌道に乗せ、潜在的な課題解決を目指す事業者を後押しするべく、引き続き、同事業を実施・拡充することで、中小企業・小規模事業者の経営力向上と成長を後押しされたい。あわせてポストコロナに向けて販路開拓も重要であり、経営基盤強化のための市場開拓の重要性が高まっている。「展示会助成事業」や「市場開拓助成事業」は新規取引先の開拓を図るうえで非常に有効な手段であり、引き続き手厚い支援を求める。

活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災などの社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街のさらなる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

【具体的要望内容】

① 商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保

② 地域の事業者の事業継続（事業承継、創業、経営革新）に資する地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保（質の高い専門的支援ができるコーディネータの継続、相談対応強化のための事務所整備への対応）

③ 「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用、支援を受けて事業計画書を作成した事業者に対する支援施策の充実（各種支援施策への加点要素化等）

④ 商店街の環境整備支援、および任意団体の法人化推進

※東商の取組(2021 年度実績)
○指導件数:巡回指導(対象企業数) 8,891 社　実績 22,165 件/窓口指導(対象企業数):19,538 社　実績 89,414 件、集団指導(講習会): 569 回開催、11,623 名参加/エキスパートバンク事業:289 社、実績 648 件
○東商における経営改善普及事業予算等:約 21 億円(内、東京都補助約 18 億円)
○ビジネスサポートデスク相談件数:9,582 件

３．価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

中小企業経営者の平均年齢が年々上昇する中、当商工会議所の調査では７0 歳代以上の経営者の約半数が「後継者が決まっていない」と回答するなど、事業承継対策は喫緊の課題となっている。休廃業を選択する事業者は過去に比べ高い水準で推移し、そのうち半数以上の企業は直近の業績が黒字であり、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」の喪失を防ぎ、次代につなぐための対策が急務となっている。

当商工会議所の調査では、コロナ禍で大きな影響を受けた企業ほど、日々の事業活動が優先され事業承継対策が後回しになっていることが明らかになっている。一方で、業績が低迷していても、事業承継、経営者交代を機に自社の事業内容を外部環境に適合させ、業績の回復を果たした企業も多く存在している。後継者による「事業ドメイン再構築」の取り組みの好事例などを発信することで経営者のマインドを事業承継対策へと向けさせ、鈍化した中小企業の事業承継対策の再加速と早期着手に向けた「気づき」を促進することが重要である。

コロナ禍においては、若い経営者ほど、新商品・新サービスの開発や、ＥＣなど新たな販売チャネルの構築といった新事業展開を行っていることから、早期の事業承継の取り組みと、後継者育成が重要である。事業承継塾などの後継者育成カリキュラムを周知・促進し、後継者の育成強化を図るとともに、「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」で措置されている「後継者チャレンジ」をはじめ、後継者による新たな取り組みについて、引き続き積極的な支援を図られたい。

抜本拡充された事業承継税制（特例措置）は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者に大きなメリットのある制度となっている。また、特例措置では、複数の株主から最大３名までの後継者を指名可能、従業員の雇用維持要件の緩和など、制度が改善されており、当商工会議所へは企業から好意的な反応が多く、恒久化を求める声も寄せられている。一方で、事業承継税制を利用する際の前提となる「特例承継計画」の提出件数は、コロナ前に比べて落ち込んでいる。地域金融機関や中小企業支援機関も含め、事業承継税制をはじめとした事業承継支援施策を強力に周知していく必要がある。

近年、後継者不足に伴い第三者承継（Ｍ＆Ａ）への注目度が高まり、中小企業・小規模Ｍ＆Ａの市場は急速に拡大している。「事業承継支援助成金」は、Ｍ＆Ａ仲介会社へのアドバイザリー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成対象となっており、第三者承継の促進につながることから、施策周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。国においても「Ｍ＆Ａ支援機関登録制度」の創設、「中小ＰＭＩガイドライン」の策定など、Ｍ＆Ａを後押しする支援施策が充実している。拡大する中小Ｍ＆Ａマーケットの動きを止めないためにも「中小Ｍ＆Ａガイドライン」に則った適正な支援を行うべきであり、東京都においても本ガイドラインの周知を図られたい。

後継者が債務保証（経営者保証）の引継ぎを敬遠し、承継を断るケースも多い。当商工会議所の調査でも事業承継における課題として、多くの企業が「債務保証の引継ぎ」と回答している。「経営者保証に関するガ

イドライン」と新旧経営者からの二重徴求を原則禁止している「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」について、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関などに対する周知を図られたい。また、分散した株式の集約に向けた取り組みへの支援強化や、従業員承継における株式の承継に対して、公的な事業承継ファンドの活用の促進など、多様な手法により事業承継の後押しに取り組むべきである。

【具体的要望内容】

① 事業承継・世代交代を機に企業が成長した事例の発信（新）
② 事業承継の早期対策の重要性に対する「気づき」を促す取り組みの促進（自社株式の評価促進に向けた「事業承継支援助成金」の周知・予算拡充等）
③ 地域金融機関と中小企業が一体となって事業承継対策に取り組むことに寄与する「地域金融機関による事業承継促進事業」の継続（新）
④ 事業承継をはじめ地域の事業者の事業継続に資する地域持続化支援事業（拠点事業「ビジネスサポートデスク」）の安定的・継続的な予算確保（再掲）
⑤ 各種補助金・助成金において後継者の新たな取り組みを支援する後継者枠の創設・拡充（新）
⑥ 後継者教育の周知・促進（「事業承継・再生支援事業」など後継者教育の充実）（新）
⑦ 経営者の右腕となる経営幹部の育成支援（「事業承継支援助成金」、「経営人材育成による企業力強化支援事業」の活用促進）
⑧ 事業承継税制のさらなる認知度向上、特例承継計画策定・提出に向けた周知強化
⑨ 「事業承継支援助成金」におけるＰＭＩに関する経費の助成対象化（新）
⑩ 中小企業経営者のみならず、支援機関・金融機関への「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知強化、利用促進（新）
⑪ 中小企業・小規模事業者のM&Aの理解と取り組みの促進、「中小M&Aガイドライン」の周知促進
⑫ 「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化（金融機関への周知・経営者への支援強化）（新）
⑬ 東京信用保証協会における民間金融機関と連携した経営者保証を不要とする融資の促進（新）
⑭ 分散した株式の集約に向けた取り組みの重要性の周知、支援強化（事業承継支援ファンドの活用促進等）（新）
⑮ 従業員承継における株式買取資金などに対しての東京都中小企業制度融資や事業承継支援ファンドの活用促進（新）

※東商の取組(2021 年度実績)
○「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」(6月、提出先:東京都知事等)
○ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援:929 社 3,077 件
○事業承継診断の実施:診断企業 34 社 (社長 60 歳「企業健康診断」®:精緻な事業承継診断)
○東京都事業承継・引継ぎ支援センター 新規相談企業数 1,002 社、相談延べ件数 1,367 件、成約件数 86 件
○事業承継税制セミナー:47 回開催、延べ 1,095 名参加

Ⅴ．世界に輝く都市の実現に向けた環境整備

１．国際競争力向上に向けた都市政策の推進

経済・社会の基盤である地球の持続可能性が危ぶまれていることに端を発した「持続可能な開発目標（Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｇｏａｌｓ：ＳＤＧｓ）」は、都市の国際競争力においても重要な評価指標となっている。森記念財団都市戦略研究所が２０２１年１０月に発表した「世界都市ランキング」において、東京はロンドン、ニューヨークに次ぐ総合３位となったが、「環境」指標のランキングについては１７位となっており、「経済」や「交通・アクセス」といった他の指標と比べ著しく評価が低い状況である。こうした世界の潮流のなかで、東京の環境問題への取り組みは、新たに取り組まなければならない重要な課題となっており、東京都は、２０３０年までに温室効果ガス排出量を半減し、カーボンハーフの実現に向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「２０３０・カーボンハーフスタイル」を提起した。

東京都の温室効果ガス排出部門については、オフィスや商業施設、人口などの集積のため業務部門の排出量が全体の３９．７％、住宅部門が３１．７％、運輸部門が２０．９％と、温室効果ガス排出量の約９割を占めている。よって、東京においては、これら３部門からの排出を抑制することが肝要である。

また、国や都市におけるデジタル化についても国際間競争が熾烈なものとなりつつある中、新型コロナウイルス感染症拡大により行政手続きのデジタル化の立ち遅れが明らかになった。東京都はデジタルサービス局を創設し、行政手続きの効率化、迅速化などに取り組んでおり、住民および事業者の利便性向上を速やかに図るため、行政のデジタル化を強く推し進めることが重要である。あわせて、日本各地でスマートシティの実証実験が行われているが、先行する諸外国の都市に早く追いつき、東京の国際競争力を向上させるために、開発を急ぐ必要がある。開発のスピードをあげるためには、なるべく多くの住民・企業の理解・協力・参加をいかに得ていくかが極めて重要である。多くの企業は、利便性の高いまちづくりとカーボンニュート

ラルのためのデジタル技術活用に関心を寄せており、スマートシティのモデル都市の早期完成に期待している。

くわえて、安全・安心に生活できるまちであることが、まちづくりの根幹となる。２０１５年の国勢調査に基づく総務省の将来人口予測では、東京においても２０３０年から人口減少に転ずると予想されている。東京が快適で安全・安心なまちでありつづけるために、人口減少に転じる前に長期的な観点に立ち、都市が衰退しないための対策を立て、手当しないと手遅れになってしまう。人口減少は、経済、財政規模の縮小など、都市に様々な影響を及ぼすが、建物の老朽化と居住者の高齢化が進行し、管理不全や耐震化の遅れが指摘されている。老朽マンションの建替えとあわせて、都市景観やコミュニティの質の劣化をもたらし、企業の関心も高い空き家・空き地の問題にも取り組まれたい。

東京都は本年３月に「東京ベイｅＳＧまちづくり戦略２０２２」を策定し、東京ベイエリア全域を対象に、グリーンとデジタルを基軸とした次世代の都市づくりに関する考え方を取りまとめた。東京都内の多くの企業が、現在進められている東京ベイエリアの開発に関心を寄せており、カーボンニュートラルの都市やデジタル技術を活用した利便性の高い都市などの早期形成に期待している。東京ベイエリアのまちづくりにおいて最も重要なことは、都民・企業によるモデル都市形成への賛同・協力を得ることであり、これにより開発のスピードアップと持続的なまちづくりが可能となる。くわえて、都民・企業の理解促進に向けた広報活動など、各戦略の効果を広く周知するための取組強化が重要である。

【具体的要望内容】

① 業務部門や家庭部門のＣＯ２排出抑制のための取り組み促進（ＺＥＢ、ＺＥＨの建築および既存ストックの断熱改修などを加速させる啓発・支援、省エネルギー性能に関する国と東京都の統一的基準の設定、新築住宅・建物を対象とした太陽光発電パネルやＺＥＶ充電設備の設置義務化には費用負担・設置環境などの問題があり設置者の理解を得るための取り組み実施、電力の低炭素化などに関する意識醸成の促進）（新）

② 運輸部門のＣＯ２排出抑制のための取り組み促進（ＣＯ２排出削減のための公共交通機関などへの再生可能エネルギーの安定供給、ＥＶ･ＦＣＶ(燃料電池)車の普及のためＥＶ･水素ステーション整備のスピードアップ、首都圏三環状道路などの交通ネットワーク整備による渋滞解消を通じたＣＯ２排出量削減、港湾・空港のカーボンニュートラルの推進、ＣＯ２排出量の少ないグリーン物流の強化、環境にやさしい公共交通機関の利用促進）（新）

③ カーボンニュートラルと気候変動に適応したまちづくりへの転換（コンパクト・プラス・ネットワークのための計画推進、省エネ、再エネ設備の導入・利用の拡大とエネルギー拠点の分散配置）（新）

④ 行政のデジタル化の推進（行政手続きの効率化・迅速化・ワンストップ化、使いやすい・分かりやすい・見やすい行政手続きのソフト・サービスの開発並びに情報処理能力の強化、高齢者を取り残さないためスマートフォン操作などの積極的な学習機会の創出、３Ｄデジタルデータなどの行政および事業者の積極的な活用と活用促進のための周知啓発）（新）

⑤ スマートシティの早期実現に向けた取り組み推進（住民・事業者の理解・協力・参加によるスマートシティの推進、事業者から要請のあった行政の保有データの開示協力（人流データ等）、規制緩和並びに一定の配慮をしたうえで、民間が所有するデータを活用できる制度の構築、都市ＯＳのＡＰＩ連携による都市間のデータ連携とサービスの連携）（新）

⑥ 老朽マンションの建替えなどの促進（老朽マンションなどの再生・耐震化に向けた建替え促進のための阻害要因の改善、緊急避難道路沿いのマンションの建替えなどの促進、耐震化や再生が難しいストックなど適切な解体撤去の促進）（新）

⑦ 空き家・空き地対策の推進（改正都市再生特別措置法による制度を活用したまちの活力の維持、コミュニティや住環境の質の低下防止、改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）の周知啓発、土地所有者などに対する土地の適正な利用、管理に関する責務についての周知啓発）（新）

⑧ 東京ベイエリアの開発への住民･事業者・来街者の開発への協力・参加、経済効果を波及させるインフラ整備、エンターテイメント・ＭＩＣＥ関連施設など文化交流拠点の創造（新）

⑨ 都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅の機能更新の柔軟性向上かつスピードアップにつながる土地利用のさらなる高度化と都市計画の運用（用途地域の柔軟な運用等）

⑩ 東京ベイエリアと都心や空港、さらに各地とをつなぐ陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備（臨海地下鉄、羽田空港アクセス線、地下鉄８号線、品川地下鉄、新空港線、第二東京湾岸道路等）（外環道および環状２号線など幹線道路の整備、都心と首都圏空港間などの鉄道交通網の強化、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港の整備促進等）

⑪ 民間活力による都市再生の推進（都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用促進、東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成等）

⑫ インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

⑬ 災害リスクに適応できる市街地の創出（土砂災害などハザードエリアにおける新規立地の抑制、高台まちづくりなどの推進、ハザードマップなど災害リスクの認知度向上、「流域治水」への迅速な転換等）

⑭ 中小企業・小規模事業者のＢＣＰ策定率向上に向けた支援策の拡充（感染症発生時の対策も含むＢＣＰ策定支援講座の拡充、ＢＣＰ策定企業に対するインセンティブの強化、防災のリーダー人材育成）
⑮ 地域防災力の向上とレジリエンスの観点を重視した都市の構築（帰宅困難者対策、木造住宅密集地域の不燃化対策、タイムラインの周知啓発など風水害への対策、防災分野のデジタル・トランスフォーメーション推進等）

※東商の取組（2021 年度実績）
○「首都・東京の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望」（6月、提出先：東京都知事等）
○「東京都の防災・減災対策に関する重点要望」（10 月、提出先：東京都知事等）
○BCP策定支援講座：ハイブリッド開催、260 名参加
○働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー（東京都・東商3支部との共催）：3回開催、計 30 名参加
○「会員企業の防災対策に関するアンケート」の実施：回答企業 1,102 社

２．中小企業の事業継続と生産性向上に資する税制措置および納税環境の整備

本年発表された都内の公示価格は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞などによりマイナスに転じた前年から一転、２年ぶりに上昇に転じた。企業にとって過重な固定資産税負担を緩和するため、商業地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置、および小規模非住宅用地の減免措置は引き続き延長するとともに、拡充、恒久化を検討すべきである。また、企業の前向きな投資活動を促進するため、法人事業税・法人都民税の超過課税を撤廃すべきである。

あわせて、中小企業の業務効率化のため、都税や公金の電子納税の普及、９都県市で取り組みが始まっている東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書などの帳票様式の統一など、納税事務負担の軽減を図るべきである。

【具体的要望内容】

① 商業地などに係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１倍）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引下げ）、小規模非住宅用地に係る２割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化
② 企業活動の拡大を阻害する法人事業税・法人都民税の超過課税の撤廃
③ 東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
④ 東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一に向けた取り組み促進

３．ウィズコロナ時代における観光産業の事業継続に向けた迅速な支援

オミクロン株の流行に伴う新型コロナウイルスの感染拡大長期化や度重なるまん延防止等重点措置、緊急事態宣言の発令などにより、飲食、宿泊、土産品、交通、旅行、イベントなど、わが国の多岐にわたるツーリズム産業はかつてないほどの甚大な影響を受けている。とりわけ足腰の弱い中小企業に与えた影響は極めて深刻であることにくわえ、影響の長期化は比較的体力のある大手・中堅企業にも大きな業績悪化をもたらしている。地域の歴史・文化に根差したツーリズム産業や観光資源の喪失は、ポストコロナにおいて回復を目指す日本経済にとっても大きな悪影響を及ぼす事態であり、ツーリズム産業の事業継続に向けた資金繰りおよび雇用維持などについて、支援の延長、拡充など柔軟な対応を図られたい。また、感染収束後の本格的な旅行者の受入再開に支障を来すことのないよう、「新しい日常」に対応した安全・安心な受入環境整備や、新たな観光需要の創出・交流創造に必要な設備投資を積極的に支援されたい。

東京２０２０大会の開催を契機として、世界から高い評価を受けた日本の安全性や清潔さの発信強化に努め、東京の国際競争力強化に向けた都市型観光の戦略的な促進を図ることが重要である。あわせて、切れ目なく大会レガシー形成を促進していくことが必要である。２０２５年の日本国際博覧会開催にあたっては、開催都市である大阪とあわせて、東京の魅力発信を通じて都内ツーリズム産業にも波及効果がもたらされるよう、東京都として連携や情報発信強化に取り組まれたい。

【具体的要望内容】

① 観光関連事業者の事業継続および旅行消費拡大に必要な各種支援策の継続
② 安全・安心な受入環境整備および観光需要創出に向けた情報発信
③ 東京を拠点とした関東圏および全国の自治体・観光団体との連携推進（新）
④ ＭＩＣＥの受入環境整備と誘致促進など、ビジネス需要取込みによる訪都旅行の促進（新）
⑤ 文化・芸術拠点を核とした都内観光の促進（新）
⑥ 都立公園や都道、ウォーターフロントなどの公的空間を活用した観光拠点の整備と活用促進
⑦ 旅行者と地域社会・住民との調和・理解の促進、シビック・プライド（郷土愛）の醸成と観光人材の育成など、レスポンシブル・ツーリズムの推進（新）

⑧ 訪都旅行拡大に向けた人材確保支援（新）
⑨ 東京２０２０大会レガシーの活用促進やスマート・ツーリズムに対する支援など、快適な訪都旅行実現への後押し（新）
⑩ 観光推進体制の強化（観光統計データの整備および活用促進）（新）
⑪ 今後新たに発生する感染症・災害に備えた観光危機管理体制の強化

※東商の取組(2021 年度実績)
○観光情報デジタルブック「東京三昧カレンダー」創刊(3 か月ごとに発刊)
○「東海道品川宿の義理人情と水辺を活かしたまちづくり」視察会:参加者 14 名
○「旅の安全・安心への取組(バス・鉄道・船舶の取組)」視察勉強会:参加者 20 名
○オンラインセミナー「SDGs企業に聞く、いま私たちが取り組めること～SDGsのストーリーと実践～」:参加者 41 名
○「コロナ禍からの観光復活に向けた、わが国の観光振興に関する重点要望」(4月、提出先:国土交通省等)
○「コロナ禍からの復活に向けた、東京の観光振興に関する重点要望」(7月、提出先:東京都知事等)

以上
２０２２年度第７号
２０２２年７月１４日
第７４８回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関 等
＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保
２０２３年度　４，８２６億円（前年度比＋１４７億円）
○事業再構築・イノベーション創出に対する支援強化
・躍進的な事業推進のための設備投資支援事業　１２１．４億円（＋２０．２億円）
○中小企業におけるデジタルシフトの加速化、サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援
・中小企業デジタルツール導入促進支援事業　８．６億円（＋２．９億円）
・【新規】都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業　３．２億円
・中小企業人材スキルアップ支援事業　６．１億円（＋２．６億円）
・【新規】中小企業サイバーセキュリティ対策強化サポート事業　１．０億円
○スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化
・新たなスタートアップ戦略「Ｇｌｏｂａｌ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　ｗｉｔｈ　ＳＴＡＲＴＵＰＳ」を策定し、戦略に基づいた各種支援施策を展開
・【新規】多様な主体によるスタートアップ支援展開事業　１．２億円
○商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保
・小規模企業対策　３６．４億円（＋２．０億円）
・中小企業活力向上プロジェクトアドバンス　４．６億円
・目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業　１１．４億円

８．中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見

基本的な考え方

新型コロナウイルスの影響は長期に及び、また、ウィズコロナへと経済の舵を切ろうとしたなかで、足元ではウクライナ情勢の緊迫化や円安、エネルギー・原材料価格の高騰などが多くの企業経営に影響を及ぼし、わが国の経済は過去に例のないような大きな打撃と混乱が生じている。とりわけ労働分配率や損益分岐点比率の高い中小企業・小規模事業者は、かつてない苦境に立たされている。わが国の中小企業・小規模事業者は、企業数の９９．７％を占め、雇用の約７割を支え、雇用を通じて日本の財政や経済に大きく貢献しているだけでなく、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域経済やまちの活性化にも寄与している。現在、中小企業経営者の高齢化が進み、休廃業を選択する事業者は過去と比べ、高い水準で推移している。休廃業を選択した事業者の半数以上は直近の業績が黒字であり、このままでは中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」が失われていく恐れがある。わが国経済の持続的な発展のためにも、中小企業・小規模事業者の「価値ある事業」を円滑に次代につなぐ対策が急務となっている。

昨今、コロナ禍や急激な外部環境の変化により、多くの中小企業では日々の事業活動が優先され事業承継が後回しになっている。一方で、事業承継を通じて後継者が主体となり、新製品・新サービス開発や、ＥＣなど新たな販売チャネルの構築など、「事業ドメインの再構築」を図り、飛躍的な成長を遂げたケースも多く存在する。事業承継を契機に企業が再成長を果たすためにも、経営者の意識を事業承継対策へと向けさせる必要がある。

事業承継の重要性が高まる中で、国における事業承継税制の抜本拡充や経営者保証に関するガイドラインの事業承継時特則の策定、M&Ａ支援機関登録制度の創設、中小ＰＭＩガイドラインの策定、東京都における事業承継税制担当の設置や事業承継支援助成金の創設など、事業承継支援施策は年々充実してきている。一方で、充実した支援施策を十分に理解できていない中小企業・小規模事業者も多く、地域金融機関や中小企業支援機関が連携し、事業承継税制をはじめとした事業承継支援施策を強力に周知していく必要がある。

東京商工会議所では、都内２３支部にて、事業承継を含むセミナーや経営改善相談を行っており、事業承継相談に関しては都内４か所に設置したビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））と連携した相談体制を構築している。ビジネスサポートデスクにおいては、昨年度延べ３，０７７回の事業承継相談に対してきめ細かな支援を実施し、とりわけ３４社に対して総合的かつ精緻な事業承継診断を行った。また、小規模な事業者も含むM&Ａのマッチング支援を東京都事業承継・引継ぎ支援センター（国の委託事業）において実施し、１，００２社の新規相談、８６件の成約を実現している。当商工会議所は今後も地域経済団体として、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を実現すべく、事業承継支援に尽力する所存である。政府、東京都におかれては、コロナ禍で事業継続・事業ドメインの再構築が喫緊の課題となっている中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継をより一層促進するため、以下の事項に関して、具現化されるよう推進されたい。

【参考：中小企業の円滑な事業承継に向けた東京商工会議所の取り組み】

・東京商工会議所では、都内 23 支部で各種経営相談を行い、その中で事業承継相談に関しては、「気づき」の段階から、プレ承継、親族内・従業員承継を支援するビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））と、主に第三者承継（M&Ａ）を支援する東京都事業承継・引継ぎ支援センター（国の委託事業）とで連携して事業承継支援を行っている。

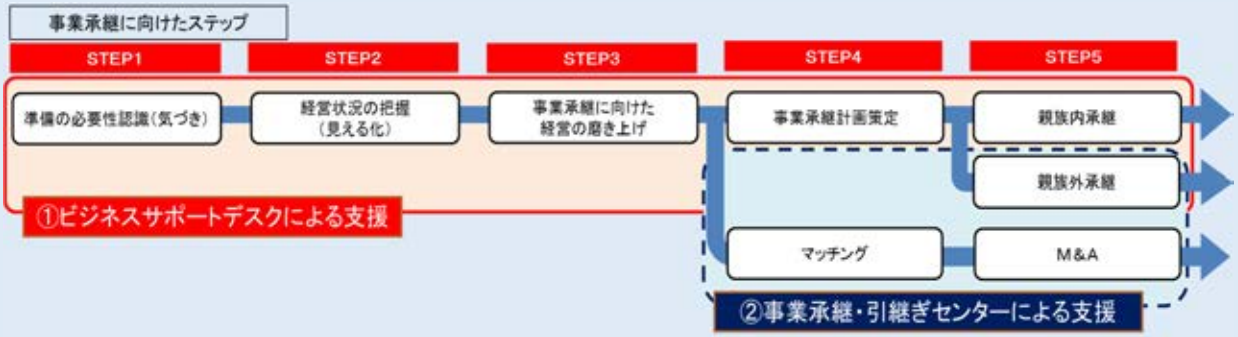

○ビジネスサポートデスク（ＢＳＤ）（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））

・事業承継をはじめとした、高度かつ専門的な経営課題（事業承継・創業・経営革新など）に対応するため、支援拠点を東西南北の４エリアに設置。23 支部と連携した相談体制を構築している。

・拠点には中小企業支援の専門家（コーディネータ）が常駐し、課題を整理して支援プランを作成。コーディネータにくわえ、必要に応じて各分野の専門家を派遣し、きめ細かに支援。

○「社長６０歳『企業健康診断』®」事業

・事業承継に向けて企業の現状と課題を専門家が無料で診断し、診断結果に基づく対策も無料でサポートしている。

○事業承継対策委員会における取り組み

・「事業承継セミナー」
事業承継税制ほか支援施策の利用促進に資するセミナーを実施。各地域ごとに区や団体・地域金融機関、また当商工会議所でも本部や支部・ビジネスサポートデスクなどと連携してセミナーを開催している。
（２０２０年４月～本部・ＢＳＤ・２３支部にて４７回実施・１，０９５名受講）

・事業承継関連のコラム
当商工会議所のホームページ内にある「ｔｏｓｈｏ　ａｎｔｅｎｎａ」にて、第三者承継M&Ａ、事業承継支援ファンドの連載コラムを事例を交えて発信。多様な事業承継の手法について紹介。
（コラム等は延べ１３件発信）

・「事業承継支援ポータルサイト」
事業承継支援施策に関する情報をワンストップで発信する特設サイト。経営者は、施策の情報収集のほか、「社長６０歳『企業健康診断』®セルフチェックシート」で相談窓口の確認や、「事業承継税制適用に関するチェックリスト」で税制の要件を確認することができる。

○東京都事業承継・引継ぎ支援センター
・事業承継の相談や、特に、「第三者への会社の譲渡」についての相談に対応。「第三者への会社の譲渡」については、民間M&A会社では対応が難しい小規模事業者のマッチングを支援。売上高１億円未満の事業者からの相談が約半数を占めている。M&Aの実行支援までを行うことで、円滑な事業のバトンタッチを支援している。

【新規相談社数・成約件数】

事業承継に向けたステップ～事業承継の範囲と東商の相談事業～

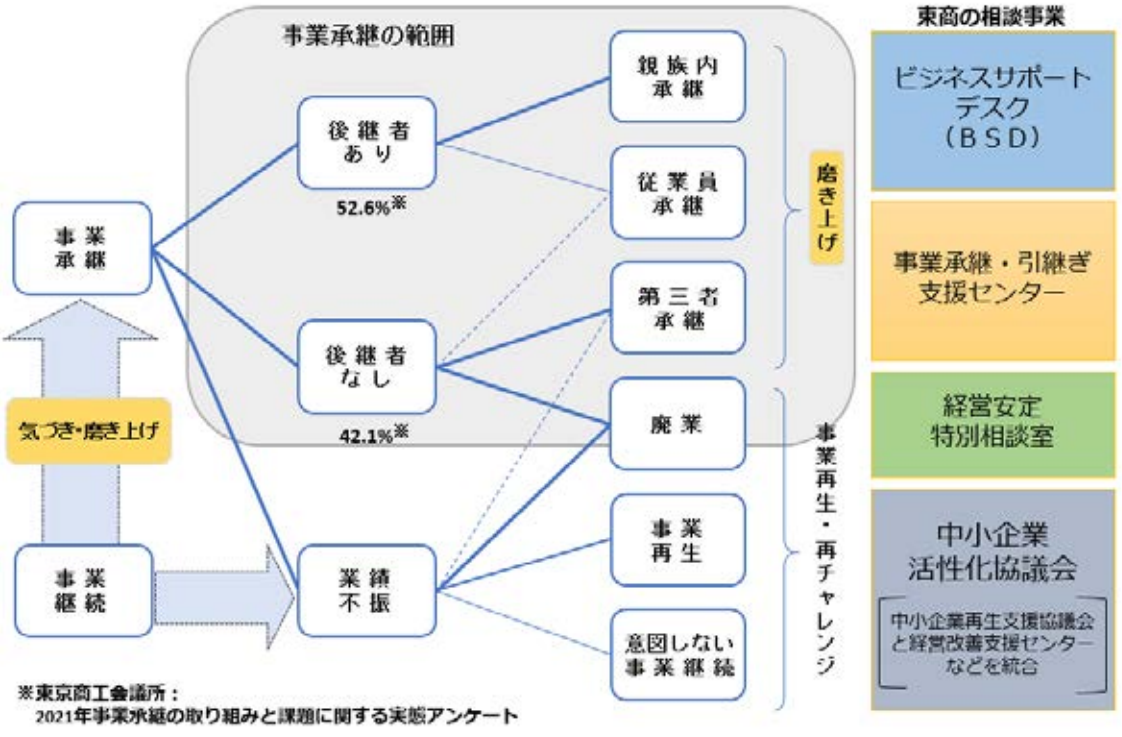

Ⅰ．コロナ禍で鈍化した中小企業の事業承継対策の再加速と早期着手に向けた「気づき」の促進

１．コロナ禍で鈍化した中小企業の事業承継対策の再加速

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した事業者ほど日々の事業活動が優先され、事業承継を後回しにしている傾向がある。抜本拡充された事業承継税制の利用の前提となる特例承継計画の申請件数は全国で累計１万２千件を超え、拡充前に比べ利用が広がっているが、新型コロナウイルス感染拡大以降、申請件数はコロナ以前に比べ減少に転じるなど、事業承継対策が鈍化している。しかし、事業承継の本質は、経営者の交代を機として事業内容を外部環境に適応させる「事業ドメインの再構築」により、企業を再成長させることにある。過去にも、経営者交代・世代交代など事業承継を機に、若い感性や外部からの視点で事業内容を見つめ直すことで、自社の強みを再認識し、経営資源を最大限活かし企業を再成長させた例は数多くある。業績不振など逆境時でも事業承継を実行した事例を発信し、経営者の意識を変え、中小企業の事業承継対策を再加速させることが重要である。

新型コロナの影響による売上増減率と事業承継完了時期の比較

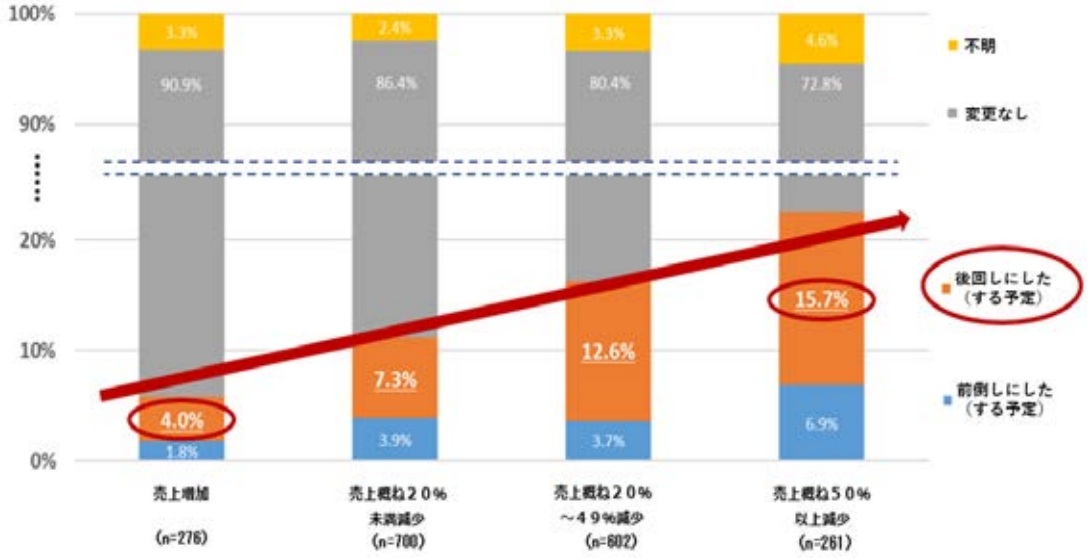

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年２月）再編

２．事業承継対策の早期着手の重要性

現在、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進み、多くの企業が経営交代期を迎える大事業承継時代が到来している。経営者に子供がいないケースや、子供が事業を引き継がないケースなど後継者不在の企業も多く存在しており、昨今のコロナ禍における影響も重なり廃業も増加している。廃業する中小企業・小規模事業者の５割以上が黒字企業[1]であることから、廃業による「価値ある事業」の喪失を防ぐ必要性は高い。中小企業・小規模事業者においては、大企業と比べ経営者交代までの期間が長いと言われている中で、「価値ある事業」を次代へ円滑につないでさらに発展させていくためには、現経営者が事業承継に関する早期対策の重要性について「気づき」を得る必要がある。

中小企業経営者が事業承継対策を検討するにあたり、自社の現状を知ることが重要である。経営権（株式）の承継においては、自社株式の評価額によって、有効な対策が異なることから、まずは自社株式の評価額を認識することが事業承継対策の第一歩といえる。

昨年２月に公表した当商工会議所の調査によると、「自社株式評価額を算定したことがない企業」は約５割にのぼっている。新型コロナウイルスの影響を受け、中小企業・小規模事業者の株式評価額の変動が予想されることから、過去に評価額を算定したことがある企業も、今一度算定を行う必要がある。東京都の「事業承継・再生支援事業」における事業承継支援助成金では、外部専門家を活用した株式評価額算定費用の一部が助成されることから、積極的な周知を図られたい。

また、主に親族内承継においては、経営権（株式）の評価額は後継者への相続・贈与対策にも大きな影響を及ぼすことから、事業承継対策を早期に検討するためにも非上場株式の評価額の簡易算定が可能なツールの作成を検討されたい。

[1] 株式会社東京商工リサーチ「2021 年『休廃業・解散企業』動向調査」

自社株式評価の状況

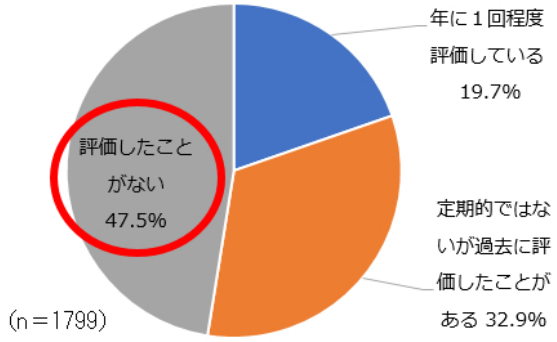

株式評価の実施状況（従業員規模別）

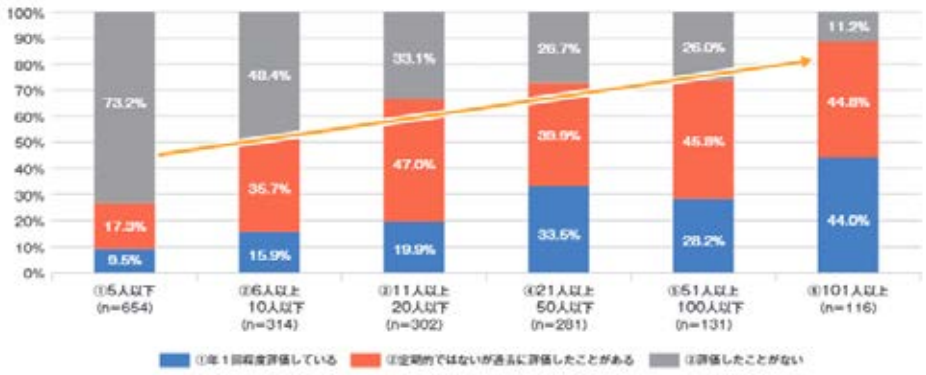

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年２月）

３．総合的な支援体制の維持・強化

大事業承継時代が到来する中、昨今、国や東京都において様々な事業承継支援施策が創設、拡充されている。国においては、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジに向けた支援を行う「中小企業再生支援事業」とM&Aなどに係わる支援を行っている「事業承継総合支援事業」の予算が一体となり拡充された。本予算内で各都道府県に措置されている「事業承継・引継ぎ支援センター」では、中小企業者の円滑な事業承継や引継ぎ促進のため、ニーズの掘り起こしから支援までワンストップで行っており、経営資源引継ぎ型の創業や転廃業時の経営資源の引継ぎの支援も強化されている。また、「事業承継・引継ぎ補助金」において、今回新たに廃業に伴う費用への補助が加えられており、対象範囲が拡大されている。一方で、「事業承継・引継ぎ補助金」では引継ぎ後の設備投資などの支援や、M&Aに係る専門家活用費用の支援に大きなウェイトが占められている。支援者からは、後継者による新たな取り組みについては、補助上限が高い事業再構築補助金を選択するケースが多いといった声もあり、事業承継の早期着手に向けた「気づき」の促進や後継者教育など事業承継の準備段階でも活用できるように実態に則した制度の見直しを検討されたい。また、事業承継・引継ぎ支援センターの前身である事業承継ネットワークの時から今に至るまで行われている事業承継診断は４年間で５４万件に達している。この診断結果を検証し、今後の事業承継支援に係る制度設計に活用していただきたい。

東京都においては、「事業承継・再生支援事業」として、中小企業が事業承継に取り組む過程や承継後の取り組みにおいて、外部専門家への委託費の一部が助成されるほか、普及啓発・後継者教育セミナーを開催するなど、幅広い支援を行っている。また、「地域金融機関による事業承継促進事業」では、地域にネットワークを持つ金融機関が窓口になることで、事業承継に係る課題の洗い出しから解決策の立案、ならびに事業承継などに係る資金調達までの取り組みを並行して支援することが可能となっている。地域金融機関からのプッシュ型支援が可能となることから、事業者・地域金融機関の双方から評価が高い。いずれの事業も、事業承継対策の「気づき」の促進につながることから、引き続き事業を継続されたい。

【事業承継を実行し、再成長を果たした例】

- 父の会社を引継ぐ予定で入社したが、入社時は過去最低の業績だった。入社後に新規事業を立ち上げて業績が向上、父と伴走して事業承継を完了した。（製造業）
- 父の要請で入社。債務超過でリスケ状態の中で社長に就任。在庫・設備重視のハード企業から知的資産を活用したソフト企業へ転換し業績を回復させ、会社の再建を果たした。（製造業）
- 売上が逓減し、赤字が続いているなか債務超過に転落し廃業を検討していた。M&Aでの譲渡の手段を知り、事業引継ぎ支援センター（現：東京都事業承継・引継ぎ支援センター）へ相談したところM&Aが成約、技術と雇用が守られた。親会社の財務基盤をもとに事業再構築を行う。（製造業）

＜具体的な項目＞

- （新）事業承継・世代交代を機に企業が成長した事例の発信（国・東京都）
- 事業承継の早期対策の重要性に対する「気づき」を促す取り組みの促進
  - 親族内承継での相続、贈与の計算において必要となる非上場株式の評価額の簡易算定が可能なツールの作成（国）
  - 自社株式の評価促進に向けた「事業承継支援助成金」の周知・予算拡充（東京都）
- 事業承継の総合的な支援体制の維持・強化
  - （新）「事業承継・引継ぎ補助金」の実態に則した見直し（「気づき」の促進や後継者教育など事業承継の準備段階に対する支援の強化）、予算の継続・拡充（国）
  - 地域金融機関と中小企業が一体となって事業承継対策に取り組むことに寄与する「地域金融機関による事業承継促進事業」の継続（東京都）
  - 事業承継をはじめ地域の事業者の事業継続に資する地域持続化支援事業（拠点事業「ビジネスサポートデスク」）の安定的・継続的な予算確保（東京都）
- （新）事業承継・引継ぎ支援センター（旧：事業承継ネットワーク）で行われている事業承継診断の検証と今後の活用（国）

Ⅱ．後継者に焦点を当てた施策の充実

１．後継者による新たな取り組みへの支援

新型コロナウイルスの影響により、中小企業・小規模事業者はＩＴを活用した生産性向上や新事業創出、販路開拓など多くの変革、「事業ドメインの再構築」の必要性に迫られている。

当商工会議所の調査によると、年齢が若い経営者ほどコロナ禍においても新商品・新サービスの開発や、ＥＣなど新たな販売チャネルの構築など、積極的に新しい取り組みに挑戦しており、早く承継した事業者の方が利益が黒字である割合も高くなっている。国の「小規模事業者持続化補助金」の後継者支援枠や東京都の「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の後継者チャレンジ枠のような、後継者の新たな取り組みを後押しする後継者枠を他の補助金にも拡大するなど、後継者が若い感性で大胆かつ革新的な取り組みを行えるよう、積極的な支援を図られたい。

コロナ禍における新しい取り組み（経営者年齢別）

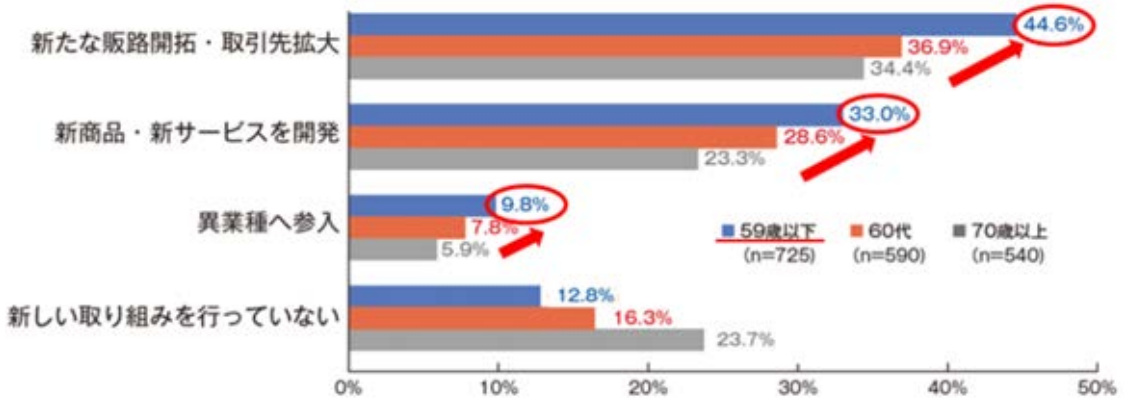

直近決算期（前期）利益状況（2000 年以降の事業承継の有無別）

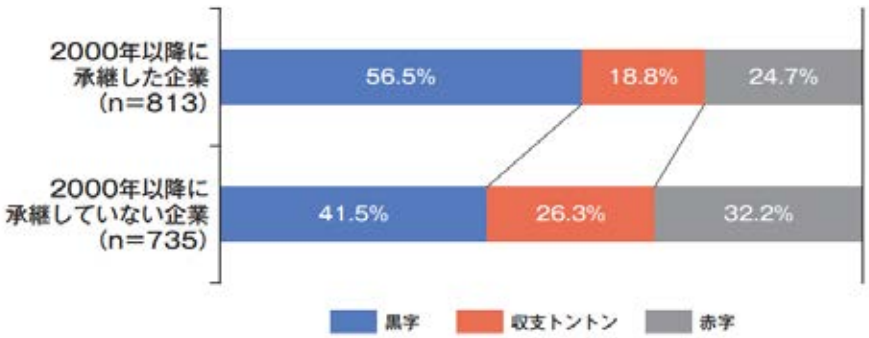

直近決算期（前期）利益状況（２代目以降の経営者の在任期間別）

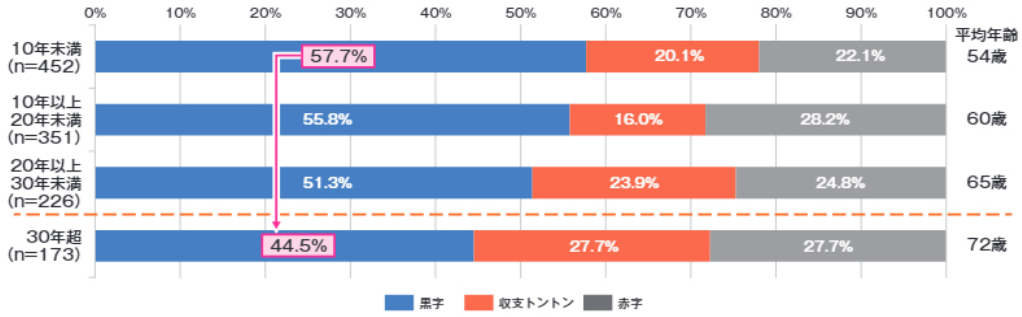

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

２．後継者育成

事業承継においては、後継者の有無・後継者の育成度合いにより、承継手法が異なってくる。当商工会議所の調査結果では、「後継者を決めていないが、事業を継続したい」「後継者候補はいる」と回答する企業が５割を超え、後継者の探索や確保が課題であることが明らかになった。また、後継者が決定している企業における課題として「後継者教育」と回答する企業が多かった。後継者教育の内容としては、「トップが直接教育」「自社の取締役や管理職にする」など、自社の業務を通じて教育を行う場合が多いことが明らかになっている。一方で、自社の限られた経営資源の中で後継者育成・教育を行うことが困難な場合もある。昨今、さまざまな支援機関が後継者教育のカリキュラムを設けている。そのような後継者育成カリキュラム（後継者塾・後継者スクールなど）を受講することは、経営者としての能力を向上させるだけではなく、自社が所属するサプライチェーンを超えた異業種の経営者との交流を通じて新たなアイデアや情報を入手しイノベーション創出のきっかけとなる効果も期待される。また参加者からは、同じ境遇にある後継者同士が交流を深めることで、後継者特有の悩みを共有でき、承継後の独自のコミュニティーの形成にも役に立った、との声が聞かれる。今後も、中小企業の多様なニーズを満たすべく、後継者育成・教育の充実に向けた予算の拡充、支援の強化を図られたい。

他方で、実際に承継後、自身の右腕となる人材の確保・育成に悩む後継者も多いことから、後継者教育にくわえ、後継者の右腕となる経営幹部育成のための支援を進めるべきである。

後継者の決定状況

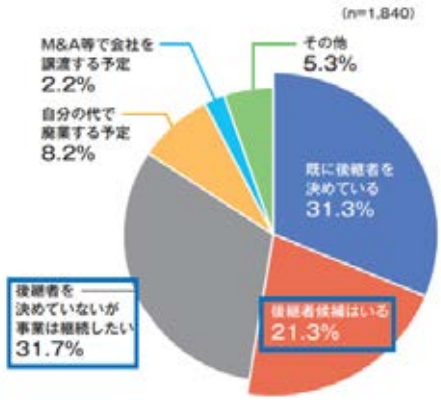

後継者の決定状況別「事業承継における障害・課題」

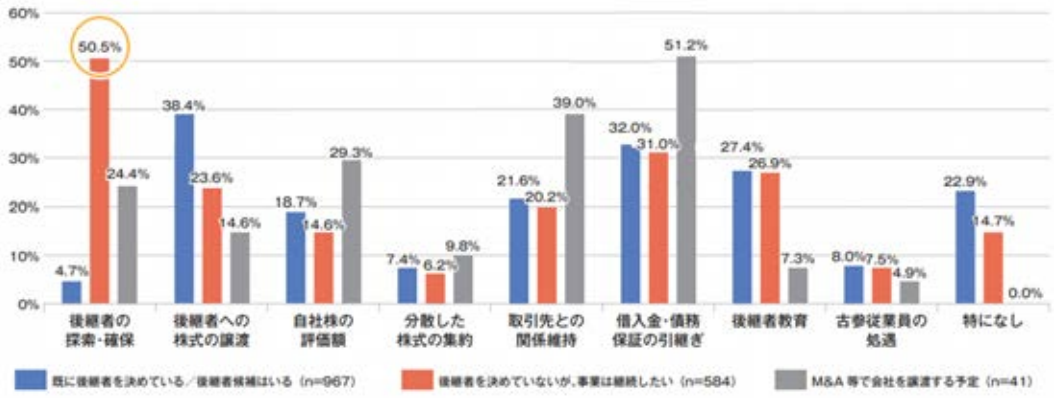

後継者教育が課題と回答した割合

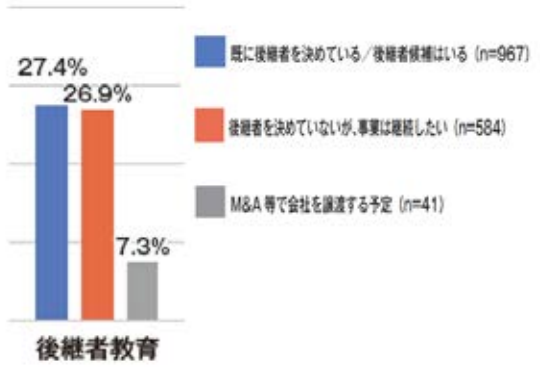

後継者教育の実施状況（後継者の決定状況別）

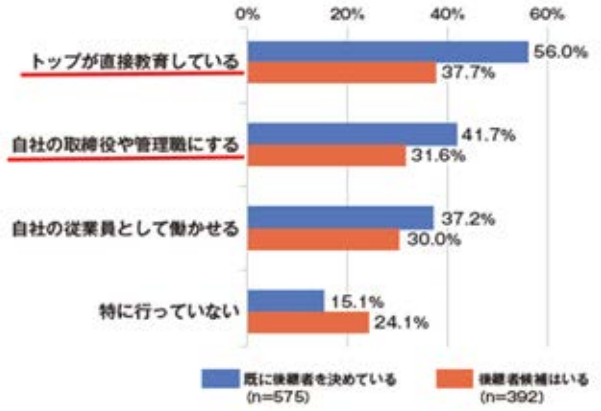

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

【後継者の課題に対しての都内中小企業の声】
- 自身が会社を引き継いでから、今までなかった社内規定の整備と事業ドメインの再構築を行い、労働環境と事業・営業活動を見直した。結果として従業員のモチベーションアップとリーダーシップの発揮につながった。（卸売業）
- 社長交代を機に情報デジタル部を創設し、社内事務や営業活動においてデジタル化を促進した。（製造業）
- 後継者育成塾に参加した。後継者育成塾で他業種の経営者と人脈を築き、同じ塾に参加していた会社から受注を獲得することもできた。（製造業）

＜具体的な項目＞
- 各種補助金・助成金において後継者の新たな取り組みを支援する後継者枠の創設・拡充（国・東京都）
- ベンチャー型事業承継の支援事例の発信強化と周知促進（国）
- 後継者教育の周知・促進（中小企業基盤整備機構・東京都中小企業振興公社・東京中小企業投資育成株式会社などの後継者育成塾・後継者ゼミナールの周知）（国・東京都）
- 後継者教育の充実
  - 「事業承継・再生支援事業」における後継者教育の充実（東京都）
  - （新）「事業承継・引継ぎ補助金」の実態に則した見直し（「気づき」の促進や後継者教育など事業承継の準備への支援の強化）（国）（再掲）
- 社長（後継者）の右腕となる経営幹部の育成に対する支援拡充（国・東京都）

Ⅲ．事業承継税制の周知・促進

１．事業承継税制の活用に向けた正しい理解の促進

新型コロナウイルス感染拡大により、多くの中小企業では事業存続の危機に直面するほど経営に大きな影響が生じている一方、事業承継の観点では好機と捉えることもできる。景気や業績の悪化に伴い自社株式の評価額が下がることは、税負担の軽減につながる。この機を捉えて、相続時精算課税制度による贈与税の納税猶予措置などを活用し、一気に事業承継を進めていくことが可能である。

抜本拡充された事業承継税制（特例措置）は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者にとって大きなメリットのある制度となっており、資産承継における対策の柱となる制度である。また、特例措置では、複数の株主から最大３名まで後継者の指名が可能、従業員の雇用維持要件の緩和など、より使い勝手の良い制度となっており、当商工会議所へは多くの企業から好意的な声が寄せられている。一方で、創設時の複雑かつ煩雑な制度設計による「使いづらい」といったイメージが先行するなど、内容を正確に理解していない経営者も多い。また、定期的な報告などが必要なことから「厳格な管理が必要」とのイメージもあり、税理士などの専門家においても正確な情報を経営者に伝えていないケースも多数見受けられ、制度の正しい理解の促進が課題となっている。

当商工会議所の調査結果によると、事業承継税制利用にあたっての障壁として、「１０年の時限措置で今後どうなるか不明である」といった回答や、「納税免除にならない可能性」、「納税猶予の取り消しリスク」などの回答が上位を占めている。とりわけ、事業承継税制で猶予された税額が累積されるといった誤解が一部で生じている。

事業承継税制の利用促進にあたっては、メリットとデメリットを正確に理解した上で、他の株式承継手法と比較し、どのような承継方法を進めるか検討していくことが望ましい。そのためにも税制の正しい理解の促進に向

けて事業承継税制を利用した事例を発信するなど、検討を促すための取り組みが必要である。また、株式のうち外国子会社相当分が対象に含まれないことから、事業承継税制の対象となる株式の金額が小さくなり、活用しづらいといった声も上がっている。中小企業においても海外進出が進む中で事業承継税制が活用できるよう、外国子会社株式相当分も猶予の対象とすることを検討されたい。

事業承継税制利用時の課題

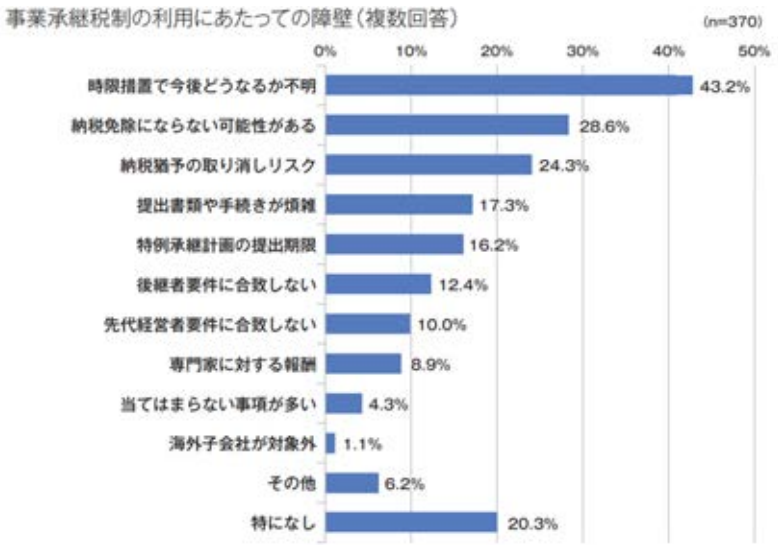

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

２．特例承継計画の周知・申請の促進

抜本拡充された事業承継税制の利用の前提となる特例承継計画の申請件数は全国で累計約１万２千件を超え、拡充前に比べ利用が広がっている。しかし、一昨年は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業者の事業承継の準備が遅れた結果、特例承継計画の提出件数は感染拡大前に比べて減少に転じている。また、足元では、ウクライナ情勢の緊迫化や円安によるエネルギー・原材料価格の高騰などもあり、企業の経営は予断を許さない状況が続いている。コロナ禍や外部環境の急激な変化で、日々の事業活動に追われ、先行きが不透明な中で事業計画を策定できないため、特例承継計画の策定も手付かずになっている事業者も多い。長期的な見通しが必要な事業承継計画を策定することが困難な事業者も多い実態をふまえ、特例承継計画の提出期限の更なる延長を要望したい。

また、事業承継税制の利用増大に向け、特例承継計画策定のサポートも重要である。具体的には、特例承継計画提出に向けた事業承継計画の策定から、計画実施段階や承継後の円滑な事業運営に向けた助言やサポートなどの支援が必要となる。特例承継計画の提出を支援する認定支援機関は、申請手続きだけでなく、適切な情報提供、多面的な支援を担う必要があり、支援体制を強化するべきである。

なお、東京都におかれては、産業労働局内の事業承継税制担当により、特例承継計画や事業承継税制の認定窓口を運用し、制度の詳細な解説や相談者の電話対応に丁寧に応じている。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応を行われたい。

事業承継税制・特例承継計画の申請件数（全国）

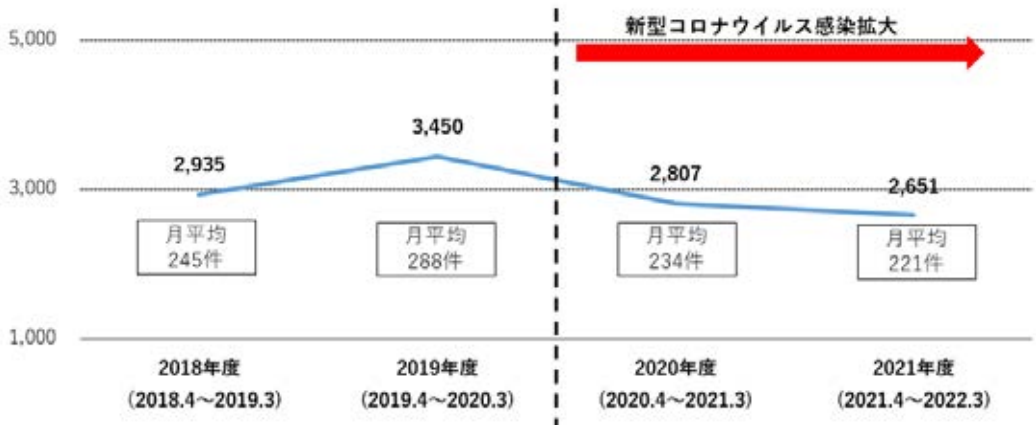

中小企業庁のデータをもとに東京商工会議所にて作成

【事業承継税制に対しての都内中小企業の声】
- 事業承継税制の特例承継計画を提出しており、息子２人を後継者に指名しているが、２人とも２０代で、どちらが経営者として適正があるか判断できない。(製造業)
- 今まさに事業承継のタイミングを迎える企業にとって、事業承継税制は非常に良い制度であるが、当社はあと１０年くらい準備期間を必要としているので、特例制度の利用は難しい。(サービス業)
- 事業承継税制の活用など事業承継対策においては、金融機関・税理士・診断士などそれぞれの専門家を活用して行っている。(製造業)

＜具体的な項目＞
- 事業承継税制の周知・促進、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進（国・東京都）
- （新）事業承継税制を活用した好事例の発信強化（国）
- 事業承継税制の制度改善（国）
- （制度適用対象の拡大）
  ・ 納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式における外国子会社株式の対象化
  （申請手続きの緩和）
  ・ 都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化
  （制度適用後の不安解消）
  ・ 提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化
  ・ 過去に贈与税に係る納税猶予措置を利用した企業の抜本拡充された事業承継税制への移行の容認
- コロナ禍や外部環境の変化により事業承継対策が遅れている状況に鑑み、事業承継税制の利用の前提となる「特例承継計画」提出期限の更なる延長（国）
- 「特例承継計画」の周知強化、策定支援の推進（国・東京都）
- 個人版事業承継税制、小規模宅地の特例など、個人事業主の事業承継対策の周知促進（国）

Ⅳ．拡大するＭ＆Ａマーケットに対応した施策の運用と充実

１．公正な中小企業・小規模事業者のＭ＆Ａマーケットの形成

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進み、後継者不在を理由とした廃業が増加している。東京商工リサーチの調査によると、２０２１年においては統計を開始した２０００年以降、過去３番目に多い４万４千件が休廃業・解散し、特に６０歳以上の企業が８５％を占めるなど、事業承継がスムーズに進んでいないことが要因となって廃業にいたるケースも増加している。また、休廃業を選択した５割以上の企業が直近決算期で黒字決算となっており、価値ある事業が廃業で失われる事態が続いている。

このような状況下において、後継者不在に伴う第三者承継（M&A）への注目度が高まっている。中小企業・小規模事業者のM&Aが増加するなか、M&Aアドバイザーも増加し、中小企業・小規模事業者のM&Aマーケットは急成長を果たしている。近年では、事業承継・引継ぎ支援センターなどの公的機関のほか、M&A支援を行う公認会計士や税理士、中小企業診断士、弁護士といった士業、中小企業を対象とした民間のM&Aアドバイザー、ＩＴプラットフォームを用いたM&Aプラットフォーマーなどが増加し、M&Aを検討する中小企業にとって、選択肢が大きく広がっている。

２０２０年３月には、中小企業がM&Aを進めるうえでの適切な対応方法を示すため「中小M&Aガイドライン」が策定された。本ガイドラインでは、公的機関や民間のM&A専門業者、金融機関など中小M&A支援に携わる関係者の適切な対応を示している。M&Aに関する知識、経験がない中小企業経営者にとっても、適切な仲介業者、手数料水準を見極めるための指針となっており、同ガイドラインの周知が重要である。

２０２１年４月には「中小M&A推進計画」が公表され、今後の国のM&Aに対する考え方と施策のロードマップが示され、２０２１年８月にM&A支援機関登録制度が創設された。登録機関には中小M&Aガイドラインの遵守を求めており、また事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A支援機関の活用に係る費用については、登録されたM&A支援機関に対して支払われる費用に限定するなど、今後の公正なM&Aマーケットの形成に寄与するものとして大いに期待している。一方で、制度の運用を誤ると、中小M&Aマーケットの拡大・浸透に水を差しかねない。登録されたM&A支援機関は２，８００件を超え、うち設立３年未満の事業者が約半数、M&A支援業務専従者数２名以下の事業者は約７割にものぼる。登録されたM&A支援機関へのモニタリングを強化し、実態を把握するとともに、M&A支援機関の信頼性を高め、中小企業が自ら支援機関を選択しやすいよう実績を公表していただきたい。さらには、着手金だけ受取り、その後は進捗状況や適時適切な情報提供を行わないなどの悪質な事業者に対しては、事業者名を公表するとともに、登録の見直しが行えるよう、登録制度の取消し要件の明示を行うべきである。また、契約時の最低報酬額の明記・着手金の慎重な取り扱いなど、料金の透明性の確保と妥当性のある料金の提示など、中小M&Aガイドラインに則った適正な制度の運用を徹底すべきである。法規制のないM&A支援機関において、昨年１０月に設立された自主規制団体（業界団体）の存在意義は大きい。同団体を通じて業界に中小M&Aガイドラインを徹底するように働きかけていただきたい。

買収先を探す際の主な紹介者・相談者

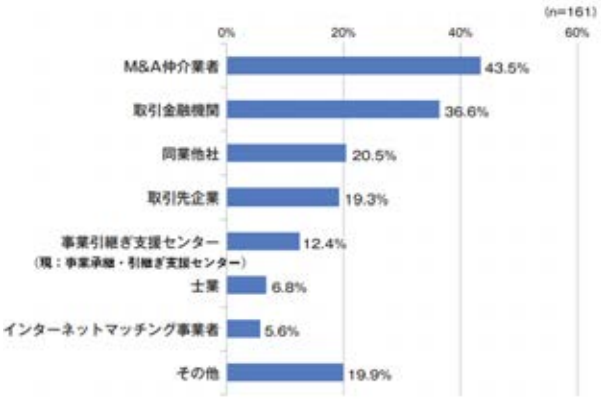

「中小Ｍ＆Ａガイドライン」の認知状況

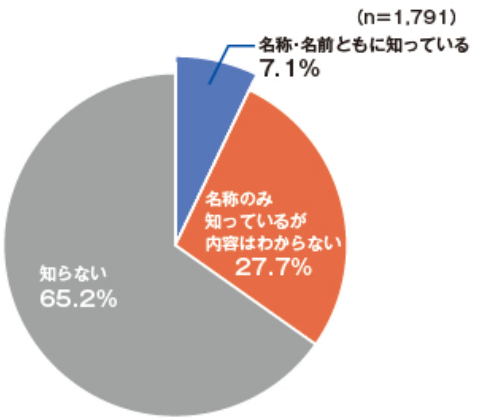

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」(2021 年 2 月)

２．中小企業・小規模事業者のＭ＆Ａの推進

Ｍ＆Ａマーケットの急拡大と同時に、小規模事業者を対象としたＭ＆Ａの件数も増加している。当商工会議所の調査でも従業員２０人以下の事業者が買収の対象となっている実態が明らかになっている。一方、Ｍ＆Ａを検討したことがない事業者からは「自社がＭ＆Ａの対象になるとは思えない」との声も聞こえている。後継者不在の中小企業・小規模事業者が廃業を回避し、Ｍ＆Ａを事業承継の有効な手段として選択するためにも、小規模事業者であってもＭ＆Ａの対象になり得ることを周知するとともに、小規模Ｍ＆Ａを手掛ける専門家の育成が必要である。また、Ｍ＆Ａに対しては「乗っ取り」や「リストラ」などネガティブなイメージにより、Ｍ＆Ａ仲介会社などに対しての信頼性に不安を持っている事業者も多く存在している。公的機関である事業承継・引継ぎ支援センターでは小規模Ｍ＆Ａを数多く手がけ、中小Ｍ＆Ａガイドラインで明示されたセカンド・オピニオンについても中立的な立場からアドバイスを行える点で非常に有益であり、積極的に活用の促進をしていくべきである。

譲渡側のＭ＆Ａの検討状況（後継者の決定状況別）

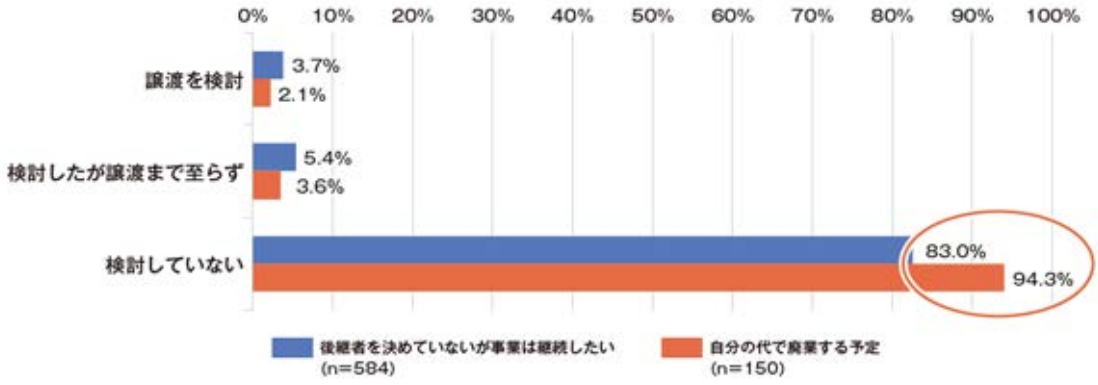

買収側と買収先（譲渡側）の企業規模

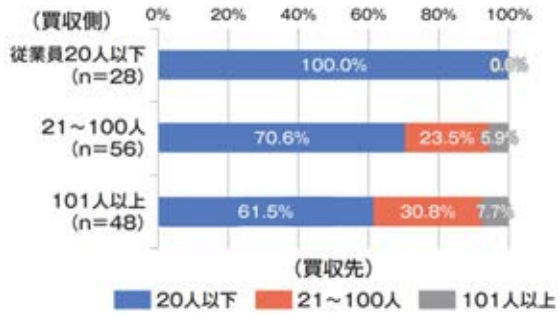

譲渡側のＭ＆Ａを検討しない理由（譲渡側）

譲渡側のＭ＆Ａを検討しない理由（従業員規模別）

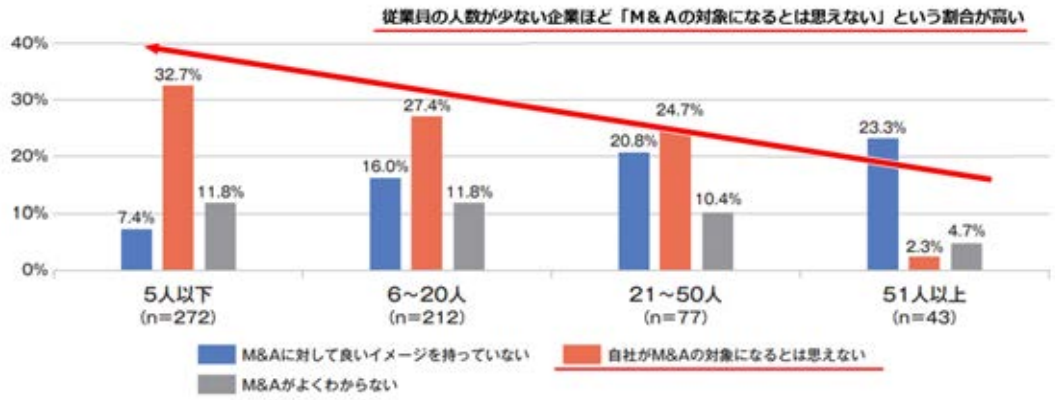

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

３．Ｍ＆Ａ成立後の経営や組織の統合（ＰＭＩ）の実行による成長の実現

Ｍ＆Ａは人手不足の解消、商圏の拡大、サービス・製品の拡充・強化など、事業の成長を目的として、近年、中小企業・小規模事業者が買収側となるケースも増えている。廃業を選択する中小企業・小規模事業者の経営資源を次代につなぎ、Ｍ＆Ａによる経営資源集約化により事業の相乗効果を発揮し、成長や効率化を図ることは、企業の競争力強化にもつながる。また、Ｍ＆Ａは事業承継対策のみならず、わが国中小企業全体の生産性向上を図る観点からも非常に有効な手段である。

ただし、Ｍ＆Ａで「価値ある事業」を引き継いだとしても、Ｍ＆Ａ成約後に収益の悪化や従業員の離職などを招くことで、買収先企業の企業価値を低下させてしまっては、逆効果である。当商工会議所にも買収後の組織の統合の難しさが窺える声が多く届いている。Ｍ＆Ａによる経営資源集約化の成功率を引き上げるためには、Ｍ＆Ａプロセスにおける事業デューデリジェンスの精緻化、財務・法務などのデューデリジェンスなどの実施は当然のこと、Ｍ＆Ａ成立後の企業の統合プロセスであるＰＭＩ（Ｐｏｓｔ　Ｍｅｒｇｅｒ　Ｉｎｔｅｇｒａｔｉｏｎ）が重要である。

そのような中、２０２２年３月に「中小ＰＭＩガイドライン」が策定された。同ガイドラインは企業の規模に応じた統合プロセスの手順を示した手引書となっており、ＰＭＩの重要性を周知し、統合作業を実行するうえで有効なものとなっている。一方で、経営資源が限られる中小企業の中には、社内でＰＭＩを実行することが困難な場合もあり、「中小ＰＭＩガイドライン」に基づいた統合作業を実行できる専門家の育成が必要である。また、ＰＭＩの取り組みにあたっては、国の事業承継・引継ぎ補助金（経営革新型）を通じた支援を強化すべきである。

Ｍ＆Ａプロセスにおいて、財務や法務デューデリジェンスを行ったとしても、簿外資産・債務、不正確な情報の発覚など、買収リスクは一定程度残ることが多く、Ｍ＆Ａ後の満足度を引き下げる要因となっている。昨今、わが国においても民間の保険会社よりＭ＆Ａのリスクを引き下げる目的で「表明保証保険」の取り扱いが始まっている。買収側企業にとっては、買収後の経済的損失に対する一定程度のリスクヘッジになる一方で、譲渡側企業の経営者にとっても、売却後の賠償請求リスクの低減などのメリットがある。中小企業のＭ＆Ａのリスクを低減するためにも、「表明保証保険」制度の普及促進を進めるべきである。

買収時の課題（複数回答）

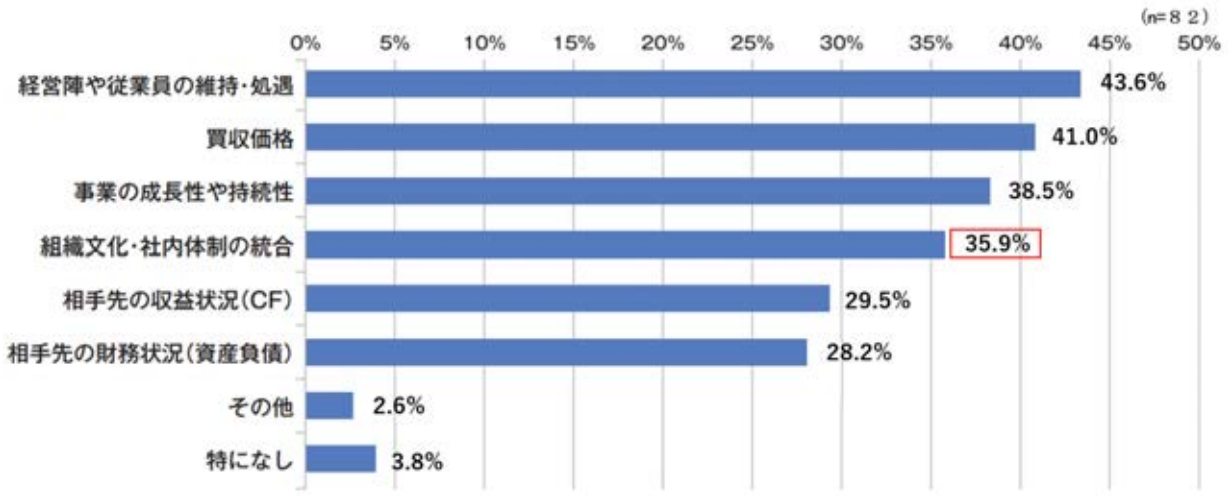

買収における当初目的・期待効果の達成度

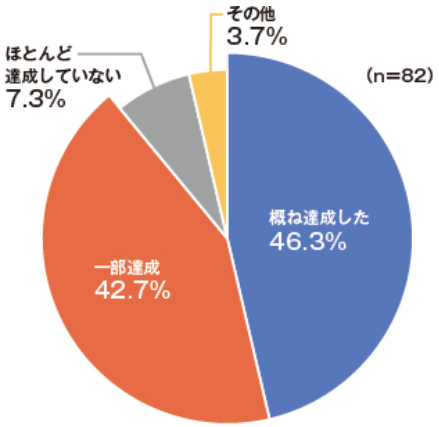

当初目的・期待効果が達成できなかった理由（複数回答）※上位３項目

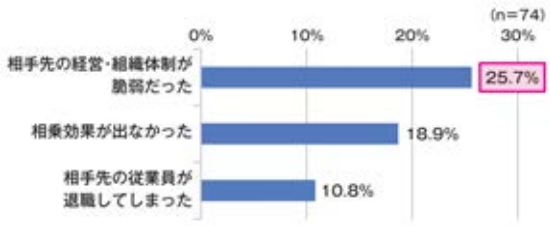

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

【M&Aに対しての都内中小企業の声】
- 地元の同業者で廃業を選択するよりM&Aでの譲渡を選択するケースが増えてきており、中小企業にもM&Aが徐々に浸透している。（運送業）
- M&Aを検討したが、手数料が高く躊躇した。（製造業）
- 以前、大企業出身者を社長に迎えたが、中小企業とは感覚・目線が異なり、うまくいかなかった。（製造業）

＜具体的な項目＞
- 中小M&Aガイドラインに準拠した取り組みの推進（国）
- （新）M&A支援機関登録制度の実態を把握した適切な運用、悪質な業者の公表と登録制度の取消し要件の明示（国）
- M&A登録支援機関における買手・売手双方にとっての料金の透明性の強化（契約時の最低報酬額の明記、着手金への慎重な取り扱い　等）（国）
- （新）設立された自主規制団体（業界団体）を通じた中小M&Aガイドライン遵守の働きかけ（国）
- 小規模M&A促進に向けた周知強化
  - ・小規模M&Aを手掛ける専門家の育成（国）
  - ・事業承継・引継ぎ支援センターの相談機能の維持・強化（国）
- 事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進、セカンド・オピニオンの推奨（国）
- 会社分割（新設分割）や事業譲渡における許認可の引継ぎに関する環境整備（国）
- 個人事業主における事業承継時の許認可引継ぎに関する環境整備（国）
  - ・飲食店など個人事業主の屋号の承継に関して、親族内承継、親族外承継問わず、新規許認可取得の不要、および手続きの簡素化
- （新）M&A登録支援機関および買手側に対しての中小ＰＭＩガイドラインの周知徹底（国）
- 中小ＰＭＩガイドラインに基づいた統合作業を実行できる専門家・アドバイザーの育成の強化（国）
- ＰＭＩにおける「事業承継・引継ぎ補助金」の活用促進（国）
- （新）ＰＭＩにおける「事業承継支援助成金」の補助対象化（東京都）
- M&Aにおける「表明保証保険」の利用促進に向けた周知強化（国・東京都）
- （新）買手のM&Aを支援する経営資源集約化税制の周知・活用促進（国）

Ⅴ．その他の課題（経営者保証・分散した株式の集約・従業員承継）

１．「経営者保証に関するガイドライン」事業承継時特則の利用促進及び金融機関への周知

当商工会議所の調査によると、事業承継における障害・課題について、後継者（候補）の有無を問わず高い割合で「借入金・債務保証の引継ぎ」と回答しており、経営者保証は事業承継時の大きな課題として残っている。

２０１９年１２月に公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」（２０２０年４月運用開始）は、承継の際に前経営者と後継者から二重で債務保証を求めることを原則として禁止しており、さらに後継者からの取得については、事業承継の阻害要因となることを十分考慮することとしている。本特則は、事業承継における大きな障壁である経営者保証の引継ぎ問題を解決する一助になり得ることから、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関などに対して広く周知を図られたい。

他方、金融機関が後継者に対し債務保証を求めるか否かについて検討するうえで基準となる「経営者保証に関するガイドライン」においては、中小企業に対し、①法人と個人の分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示、などの取り組みを求めている。経営者保証に関するガイドラインの認知度は、年々向上してはいるものの、未だに３割超の事業者がガイドラインを「知らない」と回答している。経営者保証の解除を希望する中小企業経営者に対して、金融機関より引き続き真摯な説明を行うよう指導の徹底を図られたい。

経営者保証（事業承継時特則含む）については、金融機関の果たすべき役割は非常に大きい。金融庁では、経営者保証ガイドラインの活用状況について、政府系金融機関・民間金融機関・信用保証協会別にそれぞれホームページで公表している。代表者交代時の保証徴求の実績では、二重保証の割合は大幅に減少しており、経営者保証に依存しない新規融資の割合も増加傾向にある。引き続き運用状況のモニタリング調査を実施し、運用状況が著しく低い金融機関などにおいては、運用促進に向けた指導を行われたい。

【参考：事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の概要】

本特則は、「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、主たる債務者、保証人および対象債権者のそれぞれに対して、事業承継に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたもの。経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者双方からの二重徴求を行わないことなど以下の考え方が明記された。

１．前経営者、後継者双方からの経営者保証の二重徴求の原則禁止（例外を４類型に限定列挙）
２．後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し慎重に判断
３．前経営者との保証契約の適切な見直し
４．金融機関は、内部規程（判断基準等）等を整備し、保証契約の必要性について具体的に説明

※例外４類型：相続、法人から前経営者への多額の貸付金等、金融支援（リスケ）実施先、本人の強い意向

「経営者保証に関するガイドライン」の認知度

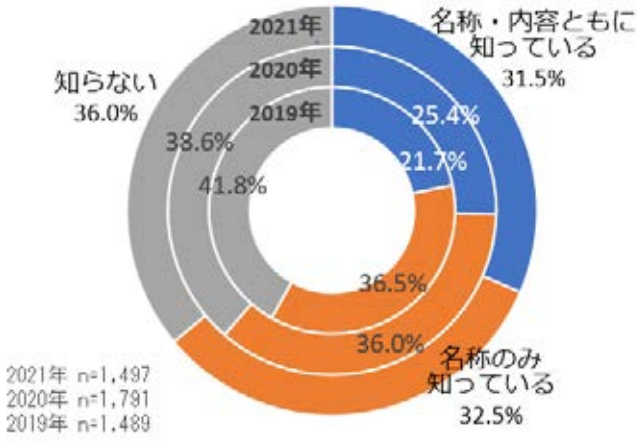

「経営者保証に関するガイドライン」民間金融機関からの説明状況

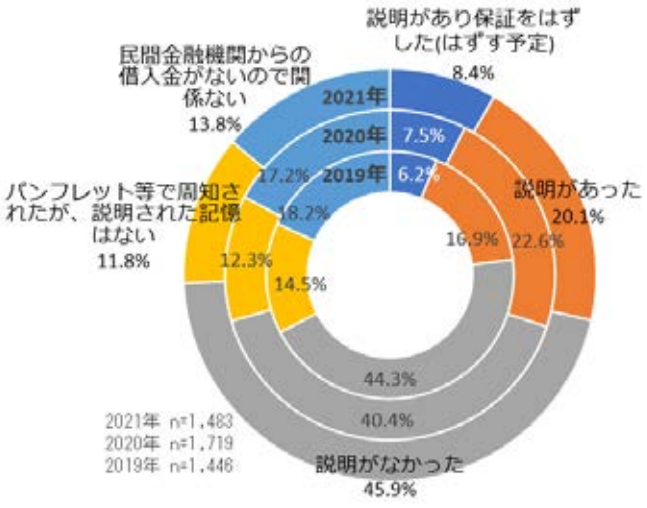

出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（2021 年 11 月）

【参考：「経営者保証に関するガイドライン」の概要】

経営者保証を提供せず融資を受ける際や、保証債務の整理を行う際の「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として 2013 年 12 月に策定・公表されたガイドライン。

2014 年２月に金融庁は監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施し、金融機関は以下の３点の経営状況を満たす企業に対しては、「経営者保証を求めない融資」や「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」（※）を検討することが求められるようになった。

※「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」

停止条件や解除条件付保証契約、流動資産担保融資（ABL）、金利の一定の上乗せ など

①法人と個人の分離	②財務基盤の強化	③適時適切な情報開示
● 融資を受けたい企業は、役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付など、法人と経営者の間の資金のやりとりを、「社会通念上適切な範囲」を超えないようにする体制を整備し、適切な運用を図る。 ● そうした体制の整備・運用状況について、公認会計士・税理士などの外部専門家による検証を行い、その結果を債権者に適切に開示することが望ましい。	● 融資を受けたい企業は、財務状況や業績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み、信用力を強化する。	● 融資を受けたい企業は、自社の財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示要請に応じて、資産負債の状況や事業計画、業績見通し及びその進捗状況などの情報を正確かつ丁寧に説明することで、経営の透明性を確保する。 ● 情報開示は、公認会計士・税理士など外部専門家による検証結果と合わせた開示が望ましい。

２．分散した株式の集約や従業員承継　他

旧商法で株式会社の発起人が７人以上必要とされた時代があり、世代交代・相続が進んでいった結果、業歴が長い企業ほど株式が分散している状況にある。長年地道に利益を積み上げてきた事業者にとって、株式の買い取り負担は年々大きくなっている。安定した経営を継続するためにも株式の集約は重要であり、株式の集約化へ向けた支援の強化が必要である。

従業員承継においては、特に株式承継に係る買取資金の確保が大きな課題となっている。株式買取資金の確保については、公的機関の制度融資や事業承継支援ファンドの活用を促進すべきである。また、事業承継・引継ぎ支援センターにおいても従業員承継の相談に対応しており、あわせて活用を図られたい。

２０１８年１２月に設立され、東京都からも出資している事業承継支援ファンド（通称：ＴＯＫＹＯファンド）は、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるため、ファンドに加入する地域金融機関などと連携し支援を行っていくものであり、２０２２年３月末時点で５社へ投資、支援を行っている。引き続き、資金難により株式集約が困難な企業や、従業員承継における株式買取資金に課題を抱える企業へ積極的な支援を図るとともに、投資後においても、継続的な支援を図られたい。

また、東京中小企業投資育成株式会社では、２０２２年３月までに投資累計２，４２４社、１，２５２億円の実績を持ち、中小企業の長期安定株主の機能と、分散した株式の集約に寄与している。民間ベンチャーキャピタルとは異なり、「経営の自主権を尊重」「株式上場の義務付けなし」など、経営判断に中小企業経営者の意向が尊重されやすい点が特徴である。とりわけ、公的機関である東京中小企業投資育成株式会社が株価を算定することで、株式の集約時に既存株主の了解を得られやすい点は、株式が分散し、株式の集約に悩む中小企業にとって大きなメリットとなり得る。投資育成制度を活用することにより、中小企業の株式の集約、ひいては自己資本の充実につながることから、今後さらなる普及促進と支援強化を図られたい。

業歴別の現経営者の株式保有割合

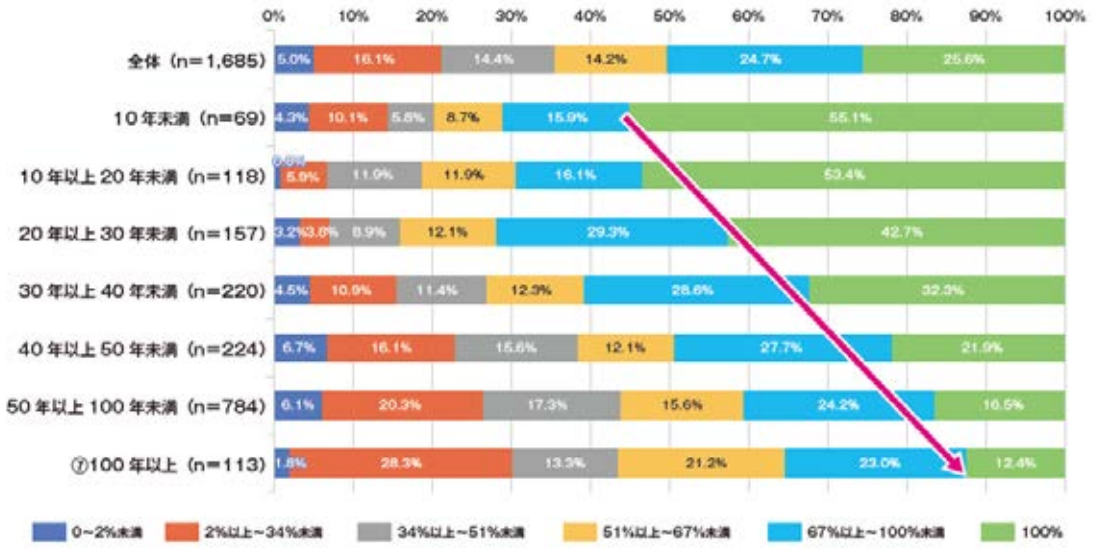

株式の集約を行う際の課題

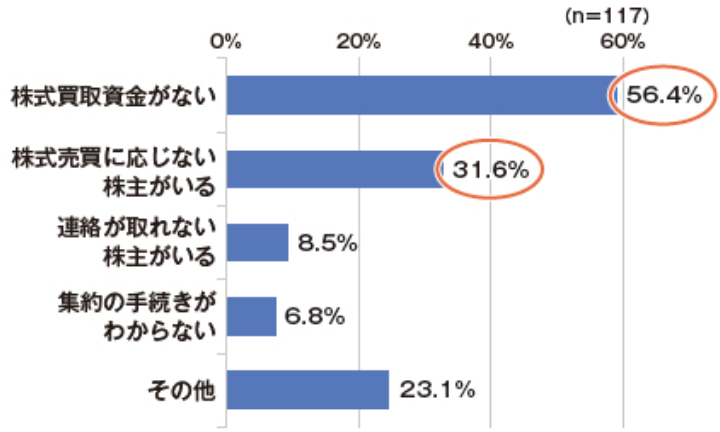

出典：東京商工会議所「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」（2021 年 2 月）

【経営者保証・分散した株式の集約に対しての都内中小企業の声】

- 借入の個人保証について、金融機関から言われたままに引継ぎ、「経営者保証に関するガイドライン」の説明はなかった。（卸売業）
- 「経営者保証に関するガイドライン」はかなり浸透している印象がある。不動産担保があれば個人保証について言われることがなくなった。折り返し融資の際には個人保証を解除してくれることが多くなった。（不動産業）
- 世代交代が進むにつれ、経営に関与していない同族株主からの株式の買い取り負担が大きくなってきている。（小売業）

＜具体的な項目＞

- 「経営者保証に関するガイドライン」「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知強化、利用促進（国・東京都）
  - 金融機関への「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化（国・東京都）
  - 中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた経営支援の強化（国・東京都）
  - 運用状況のモニタリング調査の継続実施（国）
- （新）事業承継・引継ぎ支援センターにおける経営者保証解除に向けた取り組みの周知（国）
- 東京信用保証協会における民間金融機関と連携した経営者保証を不要とする融資の促進（東京都）
- 分散した株式の集約に向けた取り組みの重要性の周知、支援強化（東京中小企業投資育成株式会社や公的な事業承継支援ファンドの活用促進　等）（国・東京都）
- （新）従業員承継における株式買取資金の確保に向けた制度融資（日本政策金融公庫・信用保証協会等）や事業承継支援ファンドの活用促進（国・東京都）
- （新）従業員承継における事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進（国）

以　上
２０２２年度第８号
２０２２年　７月１４日
第７４８回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体
東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関等

＜実現状況＞

○国における事業承継対策予算

・後継者ネットワーク事業　　２．１億円

・中小企業活性化・事業承継総合支援事業　１５７．０億円　補正６７億円

・事業承継・引継ぎ補助金において補助上限額引き上げ

○東京都における事業承継対策予算

・事業承継・再生支援事業　５．８億円（＋０．４億円）

（事業承継支援助成金、事業承継塾、後継者イノベーションスクール、個別相談支援等）

９．東京都の雇用就業施策に関する重点要望

Ⅰ．基本的な考え方

【中小企業の生産性向上と人材確保につながる自己変革の支援を】

中小企業の人手不足感は、コロナ禍からの経済活動の回復に伴い、再び厳しい水準に戻りつつある。加えて、ロシアのウクライナ侵攻や急速な円安の進行を背景に、資源価格をはじめとする物価の高騰が進み、企業にはコスト負担増への対応とともに、高まる賃上げ圧力への対応も求められている。

少子高齢化の進展による労働力人口の減少に歯止めがかからない中、人材獲得競争のさらなる激化が想定され、賃上げに取り組めない中小企業は、深刻な人手不足に陥り事業継続が立ち行かなくなることも危惧される。

一方、中小企業の労働分配率は約８割と高く、賃上げの原資は限られており、自発的な賃上げの実現にはデジタル活用などによる生産性向上と取引適正化を通じた付加価値の増大が不可欠である。

東京都が２０２２年２月に公表した「『未来の東京』戦略　ｖｅｒｓｉｏｎ　ｕｐ　２０２２」において重点分野に掲げられるデジタルやグリーンなど新たな成長産業の発展を果たしていくためにも、都内経済を支える中小企業が、経営環境の変化に的確に対応し、生産性向上やイノベーションに挑戦していくことが求められている。

こうした観点から、**中小企業の生産性向上と人材確保につながる自己変革**を促すべく、**①ＤＸ人材の育成**、**②自発的な賃上げの環境整備と多様で柔軟な働き方の推進**、**③女性、外国人等の多様な人材の活躍推進**の３点を重点課題ととらえ、東京都が取り組むべき雇用就業施策について、下記により要望する。なお、当所においては、東京都とより一層の連携を図り、都内中小企業の経営支援と雇用就業に関する課題の解決に全力で取り組んでいく所存である。

記

Ⅱ．重点要望項目

１．中小企業の生産性向上に向けたＤＸ人材育成支援

日本・東京商工会議所が本年２月に実施した調査では、人手不足への対策として、中小企業の約６割（６０．７％）が「社員の能力開発による生産性向上」、「ＩＴ化、設備投資による業務効率化・自動化」、「業務プロセスの改善による効率化」など、生産性向上や業務効率化に取り組んでいる。

一方で、生産性向上や業務効率化に向けたデジタル化の推進、ＩＴツールの活用については、昨年９月から１０月にかけて実施した当所の調査において、７割を超える企業が「課題がある」（７２．８％）と回答しており、その内容としては、「ＩＴ導入の旗振り役が務まるような人材がいない」（４０．５％）を挙げる企業が最も多く、企業内でデジタル化・ＩＴ活用をリードできる人材がいないことが課題となっている。

また、生産性向上にあたっては、製造や営業などの現場業務に留まらず、総務や経理などのバックオフィス業務まで幅広く従業員の能力開発を図ることが重要となる。しかしながら、日本・東京商工会議所が本年２月に実施した調査では、従業員への研修・教育訓練の実施については、「研修・教育訓練を行う時間的余裕がない（業務多忙等）」（４４．７％）、「研修・教育訓練を担当する人材の不足」（３９．１％）、「管理職等の育成能力や指導意識の不足」（３８．２％）など、時間・人材・ノウハウの不足を課題に挙げる中小企業が多い。

こうした中、東京都がデジタル人材育成を目的とした施策・予算の拡充を図られていることを歓迎する。**離職者に対するデジタルスキルの職業訓練とキャリアカウンセリング等の再就職支援を一体的に行う「デジタル人材育成支援事業」は、中小企業のデジタル人材確保にも資するものであり、予定されている支援対象数の着実な実施**を図られたい。加えて、**「ＤＸ人材リスキリング支援事業」における学習計画の策定など、企業毎に異なるＤＸの取組レベルに合わせた丁寧な支援**に取り組むとともに、研修実施に伴う負担軽減のため、**中小企業のＤＸ研修費用の一部を助成する「ＤＸリスキリング助成金」の利用促進**を図られたい。

また、**職業能力開発センターや東京しごとセンターが行う公的訓練の強化**も求められる。**中小企業の生産性向上やＤＸに資する人材育成支援メニュー**、**求められるスキルや能力など企業のニーズや実態を踏まえた現場訓練やオーダーメイド講習の拡充**を図られたい。加えて、**受講利便性向上のため、講座のオンライン化、夜間・休日など柔軟な受講時間の設定**とともに、利用促進に向けた周知の強化を図られたい。

当所においても、業務へのＲＰＡ導入やＩＴツール活用に関する研修講座を実施しＤＸ人材育成の支援に取り組んでいる他、オンライン対応講座も実施するなど受講利便性の向上を通じて、引き続き利用促進を図っていきたい。

［具体的要望項目］

- **○　中小企業におけるＤＸの推進役となる人材の育成への支援の充実、企業毎の取組レベルに合わせた丁寧な支援の拡充**
  - 「デジタル人材育成支援事業」「ＤＸ人材リスキリング支援事業」の利用促進による支援対象数の着実な実施
  - 「ＤＸ人材リスキリング支援事業」における学習計画の策定など、企業毎の取組レベルに合わせた丁寧な支援の拡充
  - 「ＤＸリスキリング助成金」の利用促進
- **○　公的職業訓練における生産性向上・ＤＸ関連の講座拡充と受講の利便性向上、周知強化**

・　職業能力開発センターや東京しごとセンターにおける生産性向上やＤＸに資する人材育成支援メニューの充実、利用促進に向けた周知の強化
・　企業毎のニーズに応じた現場訓練・オーダーメイド講習の充実
・　講座のオンライン化、柔軟な受講時間（夜間・休日）の設定など受講利便性の向上

２．中小企業の人材確保につながる自発的な賃上げの環境整備、多様で柔軟な働き方の推進等

日本・東京商工会議所が本年２月に実施した調査では、「人手が不足している」と回答した中小企業は６０．７％となり、再び新型コロナ感染拡大前の厳しい水準に戻りつつある。特に、運輸業（７９．４％）、建設業（７５．６％）では７割を超えるなど深刻な人手不足となっている。

日本商工会議所が本年４月に実施した調査では、２０２１年度の採用実績について、「募集し、採用できた」とする中小企業は全体の約半数（４９．７％）に止まり、そのうち４割強は「予定した人数を確保できなかった」（４４．２％）と回答している。さらに、全体の約１割（９．０％）の企業は「募集したが全く採用できなかった」と回答しており、人材確保に苦しむ中小企業の厳しい実態が浮き彫りとなっている。

生産年齢人口の減少に伴い、人材獲得競争がより一層激化する中、中小企業にとって人材確保は事業継続の面からも重要かつ喫緊の課題であり、採用活動そのものへの支援とともに、中小企業が働く人や求職者にとって魅力的な職場として訴求できるよう、自ら賃上げに取り組める環境整備や、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組の推進が求められる。

（１）中小企業が自発的に賃上げできる環境の整備

日本・東京商工会議所が本年２月に実施した調査では、２０２２年度に所定内賃金の引上げを予定している企業が半数近く（４５．８％）ある中、そのうちの約７割（６９．４％）は業績の改善を伴わない中での「防衛的な賃上げ」となっている。

中小企業の労働分配率は約８割と高く、賃上げ原資の確保には付加価値の拡大が不可欠であり、デジタル化や働き方改革の推進など生産性向上への取組に加え、取引適正化のさらなる推進が求められる。

東京都においては、前項で述べたＤＸ人材育成の支援に加え、中小企業が、資源価格や原材料費の高騰を適正に価格転嫁できるよう、また、大企業における働き方改革の推進が、業務負荷や不公正な取引条件といった形で下請け企業へのしわ寄せとならないよう、行政として取引適正化に強力に取り組まれたい。

具体的には、政府による「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」、「取引適正化に向けた５つの取組」とも連携し、**下請けセンター東京の機能強化による取引適正化に向けた普及啓発、不適切な取引への監視体制の強化**を図られたい。また、**東京都が実施する公共事業についても、市場価格を踏まえた適切な予定価格の設定、価格中心の入札方式だけではなく総合評価方式の導入も推進**されたい。

当所においても、パートナーシップ構築宣言を強力に推進すべく、宣言企業への登録を広く呼びかけるなどして、政府や自治体とも連携しながら適正な取引の普及に向けた働きかけを継続していく。

［具体的要望項目］

○　中小企業の自発的な賃上げに向けた取引適正化の推進（働き方改革のしわ寄せ防止など）

・　「パートナーシップ構築宣言」等、政府との連携による取引適正化の強力な推進
・　下請けセンター東京の機能強化による不適切な取引への監視体制の強化
・　コロナ禍の混乱や大企業の「働き方改革」の影響等による、業務負荷や不公正な取引条件といった下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
・　公共事業に関して市場価格を踏まえた適切な予定価格の設定、価格を中心とした入札方式だけではなく総合評価方式の更なる導入推進

（２）多様で柔軟な働き方の推進

中小企業が人材確保を図る上では、自発的な賃上げの実現とともに、働く人の意識の変化や価値観の多様化に対応し、場所や時間に囚われない多様で柔軟な働き方の導入を進め、ライフ・ワーク・バランスの充実による従業員の就労意欲の向上や業務効率化を図ることが重要である。

日本・東京商工会議所が昨年７月から８月にかけて実施した調査では、今後、政府が要件や規制を緩和すべき働き方や推進すべき取組として、中小企業のおよそ３社に１社（３２．１％）が、裁量労働制やフレックスタイム制など「時間にとらわれない柔軟な働き方」を挙げている。

しかしながら、中小企業はこうした新たな制度の導入・運用に取り組むための人事・労務に関するノウハウやマンパワーが必ずしも十分ではない。東京都においては、**ＴＯＫＹＯ「働き方改革、ライフ・ワーク・バランス」相談窓口の体制強化**、**「生産性向上支援コンサルティング事業」や「テレワーク導入ハンズオン支援事業」における支援対象数の拡大**など、**各企業の実情に合わせた伴走型支援の拡充**に取り組まれたい。

［具体的要望項目］

○　生産性の向上や人材確保の強化に資する多様で柔軟な働き方の推進

・　ＴＯＫＹＯ「働き方改革、ライフ・ワーク・バランス」相談窓口の体制強化

・　「働き方改革推進のための専門家派遣」の利用促進、予算拡充による支援対象数の拡大
・　「生産性向上支援コンサルティング事業」や「テレワーク導入ハンズオン支援事業」における支援対象数の拡大など、各企業の実情に合わせた伴走型支援の拡充

（３）人手不足産業や成長分野への円滑な労働移動の推進

人手不足は中小企業全体の大きな課題だが、中でも建設、運輸、介護等の分野においては、コロナ禍前より慢性的な人手不足状態にあり、また、今後の発展が期待されるデジタル、グリーン等の分野においても成長を支える人材の確保が求められる。

東京都においては、**「業界連携再就職支援事業」や「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業」など、業界との連携により求職者の能力開発から就職まで一貫した支援**を実施している。業界の特性や現場のニーズ・実態を踏まえた実効性の高い支援策であり、特に**人手不足産業や成長産業の各業界と連携した取組のさらなる拡充を図られたい**。

［具体的要望項目］

○　**人手不足産業（建設、運輸、介護）・成長産業（ＩＴ、グリーン関連）における業界との連携による求職者の能力開発から就職までの一貫支援**
・　「業界連携再就職支援事業」におけるＩＴ・介護コースの開催回数の拡大、グリーン関連分野のコース新設
・　「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業」を通じた人手不足産業や成長産業への支援拡充

３．多様な人材の活躍推進

女性、外国人等の多様な人材の活躍推進は、人手不足への対応のみならず、経営に多様な視点を取り入れることで、企業のイノベーションにもつながる取組である。また、多様な人材が活躍できる職場環境を整備することで、職場全体の生産性向上への効果も期待できる。

（１）女性の活躍推進

本年４月から、従業員数１０１名以上３００名以下の企業に対し、女性活躍推進法上における一般事業主行動計画の策定・公表が義務付けられ、また、本年１０月からは、全ての企業に対し、出生時育児休業（産後パパ育休）の取得、育児休業の分割取得など男性も含む育児休業の取得促進が義務付けられることとなっている。

日本・東京商工会議所が昨年７月から８月にかけて実施した調査では、「女性活躍に取り組んでいる」とする中小企業は８割（８０．５％）に達しているが、そのうち約半数が「取組に課題がある」と回答している。その内容は、「女性の管理職・役員比率が低い」（４４．７％）が最も多いものの、次いで「求める能力を有する女性人材を思うように採用できない」（３６．０％）、「女性社員が思うように成長・スキルアップしない」（３１．８％）、「女性社員が定着しない」（３１．２％）などとなっており、役員や管理職への登用の手前の段階から課題を抱えているのが実態である。

その要因としては、「女性社員が現状以上に活躍したいと思っていない」（４９．１％）、「社内にロールモデルとなる女性社員が少ない」（４２．２％）を挙げる声が多くなっているが、これらの背景として、「家事・育児の負担が女性社員に集中している」（４０．３％）といった問題があるのではないかと考えられる。

女性自身の活躍への意欲を支える観点からも、まずは、女性が安心して働き、キャリアを構築できるよう、企業と社会それぞれにおいて、男女ともに家事や育児との両立が可能な働きやすい環境を整備することが重要である。

東京都においては、**「女性従業員のキャリアアップ応援事業」において、女性活躍に関するノウハウを提供するセミナー**に加え、**行動計画の策定や策定後の取組をフォローアップするコンサルティング**を行っている。規模、業種・業態等で多様な実情を有する**中小企業にとっては個別伴走型の支援が非常に有効であり、支援対象数の拡大を**図られたい。

育児休業の取得促進にあたっては、代替要員の確保を課題に挙げる企業が多い。東京都は、男性の育児休業取得**「働くパパママ育休取得応援事業」**によって、従業員が育児休業を取得しその後復帰した企業に奨励金を交付することで、女性の就業継続や男性の育休取得促進を後押ししている。こうした奨励金による支援に加え、**属人的な業務によらない業務平準化に資する個別コンサルティング支援や、代替要員の確保に向けたマッチング支援の強化**を図られたい。また、保育の受け皿整備については、都内の待機児童数は着実に減少しているものの、**引き続き保育施設の整備を進め、保育の「量の確保」を図るとともに、病児保育の拡充、開所・閉所時間の延長や柔軟な職員の配置など多様化する利用者ニーズに沿ったサービスの充実といった「質の向上」**にも取り組まれたい。加えて、今般育休に変わる新たな愛称として選定された「育業」の普及等を通じて、**育児休業取得に関する社会的な理解促進**についても引き続き取り組まれたい。

併せて、東京都では、女性の再就職を支援する「レディＧＯ！Ｐｒｏｊｅｃｔプラス」を実施しているが、**正社員としての就労を目指す女性の非正規雇用者や求職者に向けた能力開発や、女性活躍推進に積極的な中小企業とのマッチング支援の充実を図り、安定雇用につなげる**ことも重要である。

当所においては、女性のキャリアアップに資する研修・セミナーを実施するとともに、全国の女性活躍推進事

例企業を取材した報告書を作成し全国の中小企業に配布する他、事例企業の経営者や有識者らが登壇するシンポジウムを開催し、女性活躍推進が経営課題の解決に繋がった好事例の普及などを行っていく。

[具体的要望項目]

○　**中小企業の女性活躍推進に向けた行動計画の策定、実行の伴走型支援の拡充**
- 「女性従業員のキャリアアップ応援事業」のフォローアップコンサルティングの支援対象数の拡大、着実な実行支援

○　**男性の育児休業取得促進に向けた支援の充実**
- 「働くパパママ育休取得応援事業」の利用促進
- 属人的な業務によらない業務平準化に資する個別コンサルティングの支援
- 代替要員の確保に向けたマッチング等の支援強化

○　**保育施設の質と量の充実、多様化するニーズへの対応**
- 病児保育支援の強化、開所・閉所時間の延長等

○　**正社員での就労を目指す女性求職者と女性活躍を推進している中小企業とのマッチング支援の充実**
- 「レディＧＯ！Ｐｒｏｊｅｃｔプラス」で予定されている支援対象数の着実な実施
- 定着に向けたフォロー、必要な能力開発の支援

（２）外国人材の活躍推進

日本・東京商工会議所が昨年７月から８月にかけて行った調査では、「外国人材の受入れのニーズがある（既に受入れている、今後受入れる予定、検討中の合計）」と回答した中小企業は４６．９％となり、依然として外国人材の活用に対する関心は高い。

在留資格「特定技能」による雇用や受入れにあたっての課題としては、「採用に係るノウハウがない」（２８．４％）が最も多く、次いで「業務上の指導・指示などマネジメントの方法がわからない」（２２．１％）、「特定技能外国人の処遇や雇用管理の方法がわからない」（２０．８％）、「受入れの義務である特定技能外国人への支援（日本語習得の機会提供等）に関するノウハウがない」（２０．０％）など、受入れ、採用や雇用管理等のノウハウ、コミュニケーションなど様々な課題を抱えている。

東京都においては、**「東京外国人材採用ナビセンター」による窓口相談、セミナー開催、コンサルタント派遣**に加え、昨年度より、**在留資格「特定技能」に焦点を当てた「特定技能外国人雇用支援事業」を実施し、中小企業による外国人材受入をトータルで支援**している。人手不足に悩む中小企業に有効であり、**利用促進に向けた周知の強化を**図られたい。また、「**特定技能外国人雇用支援事業」においては、建設・介護など人手不足産業とともに、製造関連分野等ニーズの高い分野について重点的な支援**をお願いしたい。

日本で働く外国人材が増える中、残念ながら、失踪などの事件・事故も発生しており、中小企業は外国人材の受入に漠然とした不安を抱えているとの声も聞かれる。東京都はじめ都内各自治体においては、**日本語教育の実施など外国人材が日本社会に適応するための支援、地域社会における外国人材との共生への取組について、さらなる施策の拡充を**図られたい。

当所では、外国人材の受入や定着に関するセミナーなどの情報発信に取り組むとともに、出入国在留管理庁や厚生労働省に対し、技能実習制度の適正運用、特定技能実習制度の普及・見直しに向けた働きかけを継続していく。

[具体的要望項目]

○　**外国人材受入に関する手続き、環境整備に関する相談体制ならびにマッチング支援の強化**
- 「東京外国人材採用ナビセンター」の利用促進
- 合同会社説明会等のマッチング機会の拡充
- 外国人材受入専門コンサルティングサービスの対象支援数の拡大
- 受入に係る社内環境の多言語化対応など社内インフラ整備に関するきめ細かな支援の実施
- 「特定技能外国人雇用支援事業」の支援対象分野の拡充

○　**日本語教育等の生活面を含めた定着、地域コミュニティとの共生に向けた支援の充実**
- 外国人求職者も含めた外国人材向けの日本語教育機会の充実
- 地域との交流イベントの実施

（３）高齢者の活躍推進

東京都の高齢者人口は昨年９月の推計で３１１万人を超え、高齢化率は２３．４％に達している。人手不足への対応の観点からも、意欲ある高齢者に多様な就業機会を確保していくことが重要である。昨年４月より改正高年齢者雇用安定法が施行され、７０歳までの就業機会の確保措置が努力義務となっているが、中小企業にとっては、大企業等でキャリアを重ねた高齢者やシニア人材の活躍も期待される。

東京都が実施している、高齢者の就業意欲の向上を図る講座や職場体験の支援は高齢者の活躍推進に有効であり、継続されたい。また、**高齢者や大企業のシニア人材が有するノウハウやスキルを見える化し、中小企業の人手不足や経営課題の解決につなげていくことも重要**であり、**高齢者と中小企業とのマッチング支援を拡充・強化**されたい。

［具体的要望項目］

○　**高齢者・シニア人材のスキルの見える化と中小企業のニーズ把握によるマッチング支援拡充**

・　東京しごとセンター等の公的機関でのマッチング支援拡充

○　**就業意欲のある高齢者への雇用機会創出と企業側のニーズ掘り起こし**

・　「シニア就業応援プロジェクト」の着実な実行

（４）障害者雇用の促進

都内企業の障害者雇用については、東京労働局の公表値では、昨年６月の実雇用率が２．０９％、達成企業の割合が３０．９％となっており、いずれも全国の都道府県で最も低い。

日本・東京商工会議所が昨年の７月から８月にかけて行った調査では、障害者雇用の課題として、「自社の業務にあった障害者を採用できない」（３６．５％）、「障害特性を踏まえた配慮など受入れのノウハウが不足」（３３．２％）、「障害者が行う業務の切り出し、設定が困難」（３１．４％）と回答する企業が多い。

東京都においては、「東京ジョブコーチ支援事業」や「職場内障害者サポーター事業」など、障害者の定着に向けた支援を行っている。業務内容や進め方、企業内文化など各社の実情に応じた支援の実施は非常に有効である。

今後は特に、まだ**障害者雇用に取り組んでいない企業（障害者雇用ゼロ企業）に対し、障害者が行う業務の切り出し等の受入に係る準備および、各社のニーズを踏まえた採用の支援について重点的な取組**を図られたい。

［具体的要望項目］

○　**障害者雇用ゼロ企業に対する受入や職場環境整備に当たっての伴走型支援、各社のニーズを踏まえた採用・定着化支援の実行**

・　「東京ジョブコーチ支援事業」などを通じた、障害者雇用に当たっての様々な課題の把握と環境整備に向けたきめ細かい支援の充実

・　障害者雇用の理解深化に向けた中小企業の取組事例の収集・共有

以上

２０２２年度第９号
２０２２年7月１４日
第７４８回常議員会決議

＜提出先＞東京都

＜実現状況＞

デジタル人材育成支援事業やＤＸ人材リスキリング支援事業などデジタル人材プロジェクトの推進、テレワーク導入ハンズオン支援事業はじめテレワークの更なる普及促進、女性活躍推進の強化

１０．東京の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望

新型コロナウイルスに関して、依然として予断を許さない状況ではあるものの、本年３月末の「まん延防止等重点措置」全面解除に続き、６月１日からの入国者数制限の緩和や、６月１０日からの外国人観光客の受け入れ再開、新型コロナウイルス感染状況の警戒度引き下げなど、都内観光関連産業にとって、明るい兆しが見えてきている。こうした動きの中で、今後、国内外の人の往来は、活発化することが予想され、東京商工会議所としても、東京都と連携して、このムーブメントを捉えて、都内観光関連産業の復活・さらなる発展に向けて、尽力していきたいと考えている。

ここ最近、人の往来の活発化以外にも、東京・我が国の観光振興にとって、明るいニュースがいくつか発表されている。本年５月に、世界経済フォーラムが発表した「２０２１年旅行・観光開発指数」によると、交通インフラや文化、自然資源の分野が高く評価され、日本が初めて世界１位に選ばれた。また、昨年１０月に米国の大手旅行雑誌が発表した読者投票「Ｒｅａｄｅｒ’ｓ　Ｃｈｏｉｃｅ　Ａｗａｒｄｓ」の「世界で最も魅力的な都市のランキング」において、米国版では２年ぶり、英国版では初めて東京が第１位に選出された。パンデミックを経験したことによる安全・安心な旅行に対する世界的な需要の高まりや、東京２０２０大会の会期中に各国メディアがわが国・東京を取り上げたことなどにより、世界からの注目度が以前にも増して高まっている。また、円安の進行や、他国に比べ安定した日本の消費者物価は、訪日旅行者にとって日本への旅行のし易さという魅力となっており、観光復活に向けた大きな追い風となっている。

加えて、本年９月には「ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２２」が東京で開催され、３年後には「２０２５年

日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）」が控えている。これら重要イベントの開催をメルクマールとして、わが国の観光は需要回復期を迎えることが見込まれる。とりわけ、「大阪・関西万博」については、国の目標である「２０３０年に、訪日外国人６，０００万人、訪日外国人旅行消費額１５兆円」を確実なものとするための重要なステップとしての役割が期待されるため、東京都は、早急に訪都旅行需要の喚起に向けた施策の推進や受入体制の整備・強化に向けた具体的なプランを示し、実行されたい。

その際、関西エリアに限定するのではなく、わが国のゲートウェイである首都・東京を核とした広域な交流創造（都市型観光の戦略的な促進）が不可欠であり、東京都は、東京と多様な魅力や資源を有する各地域の自治体・観光団体との連携をさらに深め、共存する社会の構築を図られたい。

また、ツーリズム産業の自律的かつ持続的発展のため、世界的な「サステナブル・ツーリズム」への関心の高まりを踏まえつつ、地域の文化や自然環境に対する理解・配慮、旅行者と地域社会・住民との調和・理解の促進、シビックプライド（郷土愛）醸成と観光人材の育成等、「レスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）」の推進に、官民を挙げて取り組むことが求められる。加えて、東京都の調査によると、宿泊・飲食サービス業等の観光関連産業において就業者数の減少が顕著であり、訪都旅行者の急速な需要回復に備えた人手不足の解消と観光人材の育成が急務である。

そして、Ｗｉｔｈコロナにおける域内観光需要喚起のために、東京都は、旅行消費拡大に向けた効果的な施策の実施・運用を行い、継続的に安全・安心な東京の情報発信に取り組まれるとともに、国に対しては、外国人観光客の入国制限緩和を働きかけられたい。さらに、コロナ禍により打撃を受けている企業に対しては、資金繰りおよび雇用維持など、事業継続に向けた適切な支援を継続することが肝要である。

ポストコロナを見据えた中長期的な展望を持ちつつ、コロナ禍が収束するまでの間、足元では社会経済活動を停止させることなく、感染拡大防止と社会経済活動との両立を図りながら、迅速かつ効果的な施策を実行することが重要である。

今般、東京商工会議所では、東京の観光復活に向けて懸命に取り組む企業等の声を踏まえ、本要望を取りまとめた。東京都においては、こうした諸課題の解決に向けた施策の改善および「将来に希望を持てるロードマップ」を早急に示すと共に、課題克服に向け官民が一致団結して取り組むことにより、「世界一の観光都市・東京」を実現していくことを強く望む。当商工会議所としても、東京都、２３区（特別区）等の自治体、国との緊密な連携のもと、地域・事業者の取組に対して全力を挙げて支援していく所存である。

１．東京と地方との連携による交流創造（都市型観光のさらなる促進）

（１）関東圏および全国の自治体・観光団体との連携推進

東京には芸術・音楽や、伝統芸能・工芸、神社仏閣、歴史的建造物等の江戸・日本文化と四季折々の自然など観光資源が多数存在している。東京都はこの資源を生かした観光推進の取組を行っており、さらには自然志向・健康志向等、コロナ禍により加速した観光トレンドの変化を捉え、アドベンチャーツーリズムの推進も強化している。

一方で、世界的なツーリズムの潮流においては、訪問先の人々との交流や、都市のさまざまな魅力を体験する「都市型観光」が浸透してきている。例えば、フランスへの旅行では、パリに長期滞在し、都市の文化等を体験する観光に加え、そこを拠点にモンサンミッシェルやロワール渓谷などフランス国内の各観光地を周遊するような旅行スタイルが定着している。

東京都においても、関東圏および全国の自治体等と連携し、東京に長期滞在しながら、地方への多種多様な周遊ルートを開拓するなど「東京を核とした都市型観光」を推進することにより、観光客の多様なニーズを捉えていくことが必要である。その推進にあたっては、関東圏をはじめとして各自治体等と都市型観光の意義や目標を共有するとともに、相互に観光資源の魅力度を高め、国内外に対して協力して積極的な発信を行うことが重要である。

本年には「ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２２」の東京開催、２０２５年には「大阪・関西万博」が開催され、東京都を日本のゲートウェイとして今後ますます多く国内外から観光客が訪れることが予想される。こうしたチャンスを最大限に活かすため、東京都は、積極的に旗振り役を担い、関東圏および全国の自治体・観光団体との連携を強力に推進され、東京および各地域とのＷｉｎ－Ｗｉｎの関係を構築されたい。そのためには、行政や団体の単位を越えた観光圏一体での情報発信や都内外での旅行客の分散促進が有効である。この取組を促進することで、観光地としての東京の魅力がさらに高まることはもとより、オーバーツーリズムの解消も期待される。

コロナ以前、一部地域では訪日外国人の増加により、オーバーツーリズムが発生していたが、コロナ収束後に再び特定地域へ観光客が集中する可能性が高い。今後に備えて、「都市型観光」の推進により観光客の分散化などの受入環境を整備し、持続可能な観光地域づくりを進めることが求められる。

（２）ビジネス需要取込みによる訪都旅行促進

①首都･東京のプレゼンス向上に向けたＭＩＣＥの受入環境整備と誘致促進

世界的なパンデミック発生下においても、諸外国では数年先の開催に向けたＭＩＣＥのコンペティションに積極的に取り組んできており、東京都でも海外競合他都市との競争力を強化するため、２０２２年度から３年間を

「重点措置期間」として助成率等を拡充した。また、開催形態の変化を踏まえたオンライン併用のハイブリッド型会議の開催経費の助成やＭＩＣＥ誘致・開催に係る人材育成強化に伴うプログラムへの参加・受講の支援・ＭＩＣＥ関連資格の取得に係る費用に対する助成など、支援内容を大幅に充実させた。このような東京都の取組は大変重要であると考えている。併せて、東京都は、国際的なＭＩＣＥの本格的な回復までの間、比較的早期に再開が見込まれる国内ＭＩＣＥの開催についても、誘致・開催助成等の支援を図られたい。

また、現在、ワクチン接種の進展や、国際的な往来再開の動き等を受け、リアル開催によるＭＩＣＥ再開の動きを見せており、こうした状況を受けて国は、本年４月に「安全なＭＩＣＥの再開と発展に向けた関係者協議会」を開催し、ＭＩＣＥ再開に向けた今後の取組の方向性を示した。この中で国は、感染症をめぐる状況変化に適宜対応し、安全性の確保に留意しながら、ＭＩＣＥ再開に向けた情報発信を行うとしている。東京都においては、国・自治体・業界団体が作成したＭＩＣＥ開催に関するガイドラインの周知と感染防止対策徹底の啓発に一層努めるとともに、東京の感染拡大防止対策の取組や都市の安全性・清潔さを客観的データに基づき積極的に発信し、国際競争力のさらなる強化を図られたい。

加えて、今後のＭＩＣＥの誘致においては、環境に配慮した「サステナブルな会議」が国際的に重視されていることから、国際認証取得（「ＳＡＦＥＧＵＡＲＤ」「ＧＢＡＣ　ＳＴＡＲ」等）の奨励や国際基準に準ずる国内基準の策定などの取組を進めることが必要である。

さらには、地域経済への波及効果やビジネス・イノベーション機会の創出、国や都市のブランド力・国際競争力向上等、ＭＩＣＥ開催の意義や「レガシー効果」についても、一層の情報発信を行うことが肝要である。観光庁の推計によれば、２０１９年に国際ＭＩＣＥがわが国にもたらした経済効果（総消費額）は９，２２９億円となり、同年の京都市における日本人旅行客による消費額９，０４９億円を上回る規模に達していた。東京都は、ＭＩＣＥ誘致開催が地域経済に広く裨益することについて、社会的理解を得られるよう積極的な周知を図られたい。

②ユニークベニューのさらなる活用促進・情報発信

ＭＩＣＥ誘致において、レセプションやアフターコンベンション等の魅力を向上させ、参加者の満足度を高める「特別感」の演出が、開催地決定の重要な要素となっている。特別感を演出するために、ユニークベニューの活用はきわめて効果的であり、その充実が求められる。東京都は２０１６年以降、ＭＩＣＥの会議やレセプション等の会場として、都内の美術館や庭園など特別感を演出できる施設をＰＲするためのパンフレットの作成や特設ウェブサイトを開設し、プロモーションを行っている。しかしながら、東京都では、歴史的建築物や３００名を超える人数を収容できる大規模なユニークベニューが少なく、より一層のユニークベニューの拡充が求められる。海外では、ロンドンの大英図書館、パリのヴェルサイユ宮殿など、その国を象徴するような名所が３００名を超える規模が収容できるユニークベニューとして用いられている。

ユニークベニューのさらなる活用促進に向けては、国や観光団体と連携しながら、東京でのＭＩＣＥ開催に影響力のある在京大使館等の国際機関や企業などを対象とした、ユニークベニューの周知、公表により一層取り組むとともに、ユニークベニューの施設数増加に取り組まれたい。その際、民間事業者がそれらを積極的に活用できるよう、消防法や文化財保護法など各種規制の緩和等について、国へ働きかけを行う等により、活用促進を図られたい。

③ブレジャー、ワーケーション、二地域居住の推進

民間調査機関が実施した「２０２１年度国内・海外出張旅費に関する調査」によると、回答企業の約８割が「国内出張が減っている」と回答しており、出張需要減少に伴う宿泊業をはじめとした地域経済への影響は深刻である。また、交通事業者へのヒアリングから、旅行需要と比較して出張需要の回復は鈍いことがうかがえる。

このため、東京都においては、新たなビジネス需要取り込みの一環として、都内におけるブレジャー・ワーケーションを推進すべく、宿泊事業者等におけるワーケーション対応に必要な設備改修等、受入れ地域の環境整備の着実な支援を行われたい。その際、社員の休暇取得促進に向け、企業への理解を促すなど、企業活動に配慮した上で導入・定着を支援すると共に、地方から東京へのロングステイ推進等、双方向での交流が促進されるよう、地方自治体等への働きかけも行われたい。

また、国が推進する「二地域居住」「交流居住」を東京都としても推進されたい。本政策に関して、本来の目的とされている都市部から地方への人の流れに留まらず、都市部とその居住地の地元住民との交流を通じた、地方から東京への観光や、東京と地方を周遊する新たな観光資源の開拓につながるよう、関係省庁および受入地域の自治体への働きかけ・連携促進を図られたい。

（３）文化・芸術・スポーツ等を核とした都内観光の促進

森記念財団が２０２１年１１月に発表した「世界の都市総合力ランキング」において、東京はロンドン、ニューヨークに次ぐ３位となっている。一方で、「文化・交流」分野の向上が、今後の課題として挙げられる。

また、近年のトレンドとして、モノ消費からコト消費へと消費者の需要移行が加速している。東京都は、区市町村や観光協会等と連携して、コト消費需要に応える体験型・テーマ別観光のコンテンツ開発やツアー造成、スポーツイベントの開催・誘致等の他、伝統芸能や祭り・食に関するイベント開催等、地域に根差した多様なコンテンツ開発を支援し、街の賑わい創出、地域の活性化に向けた需要喚起を促進されたい。

とりわけ、欧米からの旅行者は日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きい。しかしながら、多様な文化、芸術の受け皿としての役割を担う民間文化施設では、コロナ禍において公演や展覧会が中止となる等、厳しい経営環境が続いており、その事業継続にあたり支援が必要である。東京都は、本格的なインバウンド再開を見据え、芸能・文化関連産業や古民家・歴史的建築物等、ソフト・ハード両面における歴史的資源の活用促進に関する支援を引き続き図られたい。

さらには、最新のデジタル技術の活用等により、わが国が誇る歴史的・文化的資源を国内外に広く発信していくことも必要である。

これからの観光においては、地域の生活に根差し、文化・芸術・スポーツ資源に触れる「異日常（異なる日常）」の機会創出が求められる。その際、伝統工芸士や職人などの技能伝承を進めるために、各自治体等と連携した人材の育成支援にも取り組まれたい。

（４）公的空間を活用した観光拠点の整備と高付加価値化促進

①都立公園・都道の活用促進

公的空間の整備・活用は、地域の利便性や快適性を高めるだけでなく、旅行者と住民との交流、街の賑わい創出を促し、地域の魅力・価値向上に大いに寄与するものである。とりわけ、コロナ禍において公園や緑、オープンスペース等の利活用促進への期待が高まりつつある。

東京都は、設置管理許可期間延長や建ぺい率緩和等の規制緩和により、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等の施設の設置にあわせ、広場や園路等の公園施設を一体的に整備する「Ｐａｒｋ－ＰＦＩ」の手法も活用する等、民間活力の導入により都立公園の多面的な活用を一層進められたい。

また、飲食店等のテイクアウト、テラス営業のための路上利用に関する道路占用許可基準の緩和については、本年９月３０日まで時限的措置の期限が再延長されたことに加え、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」が２０２０年１１月に施行されるなど、施策の拡充が進んでいる。

東京都は、国や特別区等の自治体と連携の上、本施策のさらなる周知を図るとともに、切れ目のない活用促進に努められたい。また、道路占用システムの整備によりオンラインでの許可申請が可能となっていることから、国道だけでなく、都道、区道においてもワンストップでオンライン申請が可能となるよう、国に働きかけられたい。

②水辺を活用した観光拠点の整備

ウォーターフロント・ベイエリアは、憩いと賑わいの創出、都市景観向上の観点から、観光資源としてのポテンシャルは高い。東京２０２０大会においては、競技会場の多くがベイエリアに設置され、今後の観光資源としての活用が期待される。

前出の森記念財団が昨年１１月に発表した「世界の都市総合力ランキング」では、東京は第１位のロンドンに比べて、文化・交流の評価で劣るとされている。東京都においては、ベイエリアにおける文化・交流を促進し、その基盤となるスポーツ、ライブエンターテイメント施設、ＭＩＣＥ関連施設を整備することにより、憩いと賑わいを創出し、東京の観光の魅力を高めるための支援に取り組まれたい。

例えば、品川区天王洲では、地元企業や住民らによる町おこしをきっかけに、運河のある空間を前面に出したロケーションを整備した。地域の民間団体は、自社が運営する水上ホテルを活用して、フードマーケット、映画祭、船上ライブ、ナイトクルーズなど、様々な催し物を定期的に開催している。また、運河沿い建築物の壁面を利用した大型アート等を楽しめるイベントを開催するなど、地域が一体となり「水辺とアートの街」としてのブランディングが行われている。

また、ベイエリアへ観光客を集客するためには、ベイエリアの背骨となり、都心とベイエリアを結ぶ都心・臨海地下鉄の整備も不可欠である。現在、都心（東京駅周辺地域）と臨海副都心（晴海、有明、青海、お台場）の鉄道アクセスは脆弱であり、臨海地下鉄の整備は、都心と臨海部のアクセスを飛躍的に向上させるとともに、延伸により羽田空港へのアクセス向上も図ることができ、インバウンド需要の取り込みを促進することができる。東京の観光競争力の一層の向上のために、臨海地下鉄の整備に早期着手できるよう準備を進められたい。

さらに、河川については、近年、河川法の運用の弾力化によりオープン化が図られているが、都内民間事業者への支援を図り、さらなる活用促進に取り組むことが求められる。また、複数の特別区を跨ぐ河川沿いの景観が統一されていないといった事業者からの声も聞かれているため、東京都として、各特別区と連携し、建築物やサイン・照明等の意匠・形態についてコンセプトを統一しながら、各地域の個性を表現する調和ある整備を行うことが求められる。東京都は、各特別区等と緊密に連携しながら、こうした観光拠点としての水辺活用に向けた一体的な河川空間の整備、親水護岸の歩道整備や川底等の環境整備を一層推進すると共に、都内における舟運の活性化に向けて、新たなルート開発に対する支援や手続きの簡素化も推進されたい。

２．ツーリズム産業の自律的かつ持続的発展

（１）レスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）の推進

①旅行者と地域社会・住民との調和・理解の促進

旅行者と業界、旅行者を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を充分に考慮する「持続可能な観光」の実現に向けた取組が欧州各国を中心に進んでいる。そのような

中で、地域住民や自然環境への悪影響を最小にしながら、観光産業の持続可能な発展を実現しようという取組である「レスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）」が注目されており、観光事業者だけでなく旅行者、地域住民も持続可能性を意識することが求められる。

コロナ禍以降、各地の観光振興においては、外国人を含む域外旅行者の受入れに対する地域、住民の不安を払拭し、理解を得る努力がこれまで以上に求められる。東京都は、地域住民に対する域外旅行者受入れ・ホスピタリティー向上・観光まちづくりへの積極的関与に関する理解促進と、域外の旅行者に対する地域資源保全や地域のルール・マナーに関する啓発のため、都内の各自治体や観光関連団体を中心とした地域の取組を後押しされたい。

②シビックプライド※（郷土愛）の醸成と観光人材の育成

東京の持続可能な観光を推進するうえで、都民に対して「シビックプライド（郷土愛）」（地元に対する理解を深め、“ふるさと”としての地域に愛着・誇りを持つこと）を醸成していくことが不可欠である。これは、裾野の広いツーリズム産業において、地域住民も含めた多様な主体がそれぞれの役割・責任を果たす「観光地域経営」の視点を理解することにも通じるものである。しかしながら、都内の多くの小中学生は、伝統芸能である能・歌舞伎や、江戸切子等の「東京都指定伝統工芸」・一部の特別区で制度化されているマイスター制度などの江戸の伝統工芸に触れる機会が少なく、地元の文化・歴史などの観光資源に対する理解や知識が不足している。

東京都は、国や区市町村、都内の学校、都内観光関連事業者等と連携を図り、都民、とりわけ次代を担う子どもたちに対して、こうしたわが国固有の伝統芸能・工芸等や地域の観光資源への理解を深める「文化教育」「観光教育」の普及に取り組まれたい。江戸東京の伝統文化・芸能、観光の意義や持続可能な社会について、子どもの頃から学ぶ機会を得ることにより、都民の「シビックプライド」が醸成され、観光人材の育成にもつながることが期待される。なお、当商工会議所においても、都立高校生向けの出前授業等を通して、ツーリズム産業や地元を考える機会を提供していく所存である。

※「シビックプライド」は㈱読売広告社の登録商標

（２）訪都旅行拡大に向けた人材確保・育成支援

新型コロナウイルスの水際対策の緩和や県民割の拡大に伴い、段階的な旅行需要回復が見込まれている。特に、わが国は世界の旅行者から高い支持を得ていることから、インバウンド旅行客の増加が期待されるが、訪都外国人受入のために求められる語学力、日本の文化・歴史・伝統についての教養、顧客の要望に対応できる準備と想像力など、観光関連産業の人材に必要なスキルは多岐にわたり、必要な人材の確保には相当な時間を要する。また、コロナ禍で旅行需要が激減し、企業は経営維持のために人員削減や新規採用の抑制を行ってきた。業界を離れる従業員も多く、人手不足が深刻化している。需要回復が急速に進んだ場合、受入側の体制整備が間に合わず、需要を取り逃がすだけではなく、オーバーツーリズムの原因となることが懸念される。東京都は、「業界連携再就職支援事業」「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業」など人材確保を支援する事業を行っている。一方で、観光関連メニューが未実施であるなど、観光事業者への人材確保支援は十分でない。東京都においては、外国人を始めとした観光客に対応できる人材確保を支援するとともに、求職者の能力開発から就職までを、ワンストップで支援する体制を早急に整備されたい。

また、自律的かつ継続的な発展を行うためには、地域の潜在的観光資源を発掘して観光振興を行う人材を確保・育成しなければならない。そのためのＤＭＯ運営を担う人材の不足も指摘されている。観光地域経営を行うにあたっては、観光客の行動特性が自地域だけで完結しているのか、隣接地域を含む他地域にも関連しているのかを分析し、行政単位に捉われないマーケティングが必要となる。東京都は、こうした観光まちづくりにおいて旗振り役となる、観光の担い手育成についても積極的な後押しをされたい。

（３）快適な訪都旅行の実現に資する支援

①東京２０２０オリンピック・パラリンピック大会レガシーの活用促進

東京都では、東京２０２０大会開催から１年を記念して、メダリストや大会経験者が多数参加する記念セレモニーを開催するなど、大会レガシーを活用する取組を進めている。当商工会議所は、東京・日本のさらなる発展のために、同大会の誘致に東京都と共に推進してきた経緯があり、このような大会レガシーを活用した東京都の取組は大変重要であると考えている。

加えて、ＪＮＴＯが２０２２年１月に発表した海外居住者向け調査によると、東京２０２０大会を通じて約４４％が「日本への興味が強まった」と回答し、７割以上の回答者が「パンデミックが落ち着いた後、日本に訪れたいと思う」と回答しており、推計３．９億人相当の訪日意欲が新たに向上した。訪日観光の再開後、ムスリムやベジタリアン・ビーガンなどの旅行者の増加も見込まれることから、東京都は、多言語対応とともに、外国人の多様な文化・生活習慣等に配慮した環境整備に向けた支援をさらに進められたい。

また、大会後に行われた民間調査によると、今後実現を目指すべき大会レガシーについて、「健康でアクティブに暮らせる社会」「全員が能力と個性を発揮し活躍する社会」「競技会場が大会後も有効に活用される社会」が上位を占めた。こうしたニーズを踏まえ、東京都は、誰もが快適に旅行できる「アクセシブル・ツーリズム（ユニバーサル・ツーリズム）」の推進のため、東京２０２０大会関連施設とその周辺環境のさらなる整備や、滞在環境のバリアフリー化に対する融資・助成制度の拡充、アクセシブル・ツーリズムに関する人材育成支援、大会を通

じて養われたボランティア活動の都民への定着支援を進めることで、東京を国際競争力の高い魅力ある観光都市に発展させ、観光需要・賑わいの創出を図られたい。

②スマート・ツーリズム（デジタル活用）に対する支援

コロナ禍で世界全体にデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進の機運が高まる中、わが国経済の回復過程において企業のデジタル化への対応は、業種・規模を問わず避けて通ることができない状況にあり、観光分野も例外ではない。

近年、急速に進化しているＶＲ（仮想現実）やＡＲ（拡張現実）等最先端ＩＣＴの観光への活用も加速しており、実際に行かなくともその場所にいるようなバーチャルの旅行体験ができるとともに、実際にその場所を訪れたいという旅行需要の喚起に寄与するなど、世界中でデジタル技術を活用した観光コンテンツが展開されている。

東京都においても、競争力のある観光コンテンツの造成、デジタル技術を活用した付加価値の高い旅行体験の提供を実現するため、地域の観光団体や民間事業者の連携を促進されたい。あわせて、オンラインツアーをはじめとするデジタル技術を活用した観光コンテンツの普及を活用して、東京が安全・安心であることを国内外に発信し、訪都促進することが必要である。

③新たなモビリティサービスの取組支援（日本版Ｍａａ Ｓの普及促進）

感染症対策や新しい生活様式を踏まえた新たなモビリティとして、また、交通空白地等における持続可能な地域交通を実現すべく、ＭａａＳ（Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）に関する取組が進んでいる。観光活性化やコンパクト・プラス・ネットワークの構築に有用である「シームレスな移動環境の充実」に向け、ＭａａＳなど民間主導による様々な検討が進んでいるが、特定の地域や事業者単位での限定的な取組に留まっているものもあるなど解決すべき課題も多い。

また、大小の民間交通事業者が乱立しており、各社が顧客獲得競争を行っている。競争により技術が発展する側面はあるが、競争分野と協業分野の見極めも重要である。

東京都は、民間の取組への支援や、地域の特性に応じたモデルの構築、各交通事業者等のデータの連携・利活用を一層後押しし、ＭａａＳの普及促進を図られたい。

（4）観光推進体制の強化、観光統計データの整備および活用促進

今般のコロナ禍の影響により、各地の観光危機管理体制の確保・充実の重要性は高まり、さらには今後の反転攻勢を見据えた戦略策定においては地域が一体となって取り組む体制が必要であることから、ＤＭＯ・観光協会等の果たすべき役割はより大きくなっている。東京都は、ＤＭＯ・観光協会等において持続可能な観光地域経営が行えるよう、組織運営や資金調達の支援を継続されたい。特に、それらの支援に当たっては、利用者目線に立った制度の整理・統合、申請要件の緩和や手続きの簡素化が極めて重要である。

また、観光庁の２０２０年訪日外国人消費動向の調査結果によると、訪日外国人が旅行出発前に役立った旅行情報源の上位は、ＳＮＳ、個人のブログ、日本在住の親族・知人が上位だった。また、コロナ禍以前の民間調査によると、日本人の旅行においても旅先に関するタビマエ、タビナカの情報収集は「検索サイト」が共通のトップだった。このように、国内外の旅行者の多くはオンラインで情報を入手しており、国内外の旅行需要の喚起に向けては、デジタルマーケティングの活用による戦略的なプロモーションが必要である。

東京都は、地域や民間事業者等が各地の観光振興に活かせるよう、これまで収集、蓄積したビッグデータを迅速かつタイムリーに提供するとともに、計画、戦略立案やプロモーションなどに容易にこれらのデータを活用できるよう、専門家派遣や民間事業者との連携推進の支援を強化されたい。

（5）今後の新たなリスクに備えた観光危機管理体制の整備

観光は、新型コロナウイルスの感染拡大のような感染症のほか、地震や台風などの自然災害、さらには今般のウクライナ危機等の国際情勢も含めたあらゆるリスクを抱えている。今後も新たなリスクが発生することを想定し、備えを強化することが不可欠である。東京都は、コロナ禍等の教訓を踏まえ、危機発生時における社会経済活動の早期正常化に向けた「観光危機管理体制」の整備を早急に進めることが重要である。その際、団体旅行者と比較してサポートを受けにくい外国からの個人旅行者向けに必要となる情報発信に取り組まれたい。とりわけ、災害発生時に対応が遅れがちとなる外国人旅行者に向けては、国が開発した災害時情報提供アプリ「ｓａｆｅｔｙ　ｔｉｐｓ」の一層の周知協力を図られたい。併せて、アプリの機能向上について、国に働きかけられたい。

一方で、医療に関しては、厚生労働省と観光庁が合同で「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を作成し、多言語化した医療機関リストをＪＮＴＯウェブサイトで公開している。しかしながら、外国人旅行者が、新型コロナウイルスに罹患した場合の対応に関して、旅行者や宿泊施設等の受入施設への周知が十分でない状況である。東京都においては、外国人に対する医療提供体制に関して、外国人旅行者及び事業者へのより一層の周知を図られたい。

また、今後の国際的な往来再開に向けては観光危機管理に関する「世界標準の指標」ならびにデジタル技術を活用した汎用性の高いシステムが必要であり、災害多発国であるわが国には、過去の災害等による経験を踏まえ

世界の危機管理をリードする役割を果たしていくことが望まれる。観光庁とＵＮＷＴＯ（国連世界観光機関）駐日事務所では、自治体・ＤＭＯ・観光事業者を対象に観光危機管理を普及・浸透させることを目的とした手引書・教材を策定している。こうした動きを踏まえ、東京都は、都内事業者の観光危機管理に関する取組に対する支援を一層強化すると共に、災害発生時に企業が優先度の高い業務から早期に復旧できるよう、ＢＣＰ（事業継続計画）策定を引き続き後押しされたい。

３．Ｗｉｔｈコロナにおける東京の観光需要喚起

（１）旅行消費拡大に向けた取組の推進

①国が推進する新たな「全国を対象とした観光需要喚起策」等への早急な参画による地方からの誘客推進

「ＧｏＴｏトラベルキャンペーン」の２０２０年７月から１２月までの利用人泊数は約８，７８１万人泊、支援額５，３９９億円に及ぶ。加えて、割引支援額の３割が地域共通クーポンとして土産品、飲食等に使用されるなど、観光産業のみならず地域経済の回復に大いに貢献してきた。

現在、観光庁では新たな「全国を対象とした観光需要喚起策」を開始することを発表している。東京都においては、早急な本施策への参画と事業開始を行うことで、地方から東京への誘客を強力に推進されたい。

なお、近年、ふるさと納税制度を活用し、施設への限定入館や体験型イベントなど他地域では体験できない「コト」を返礼品とすることで地域に足を運んでもらう取組が全国各地で進んでいる。都内でも本制度を活用し地域の来訪を促す動きがあり、東京都としても区市町村の取組を後押しされたい。

②都民割の効果的な実施・運用および実施期間延長

東京都は、国や区市町村、観光協会等と連携し、感染収束後の観光需要・個人消費の回復に向けて、都民の幅広い消費意欲を喚起する大胆な支援策を検討されたい。とりわけ、本年６月より試験的に再開した「都内観光促進事業（もっとＴｏｋｙｏ）」については、地域事業者から「近隣県において県民割を実施している中、都民割が本格的に再開されない状況に歯がゆさを感じている」「都民割が再開されないことで、地方から見ると「東京＝感染リスクが高い」という認識が助長されている」など、早期の本格再開を望む声が多数寄せられている。東京都は、効果を一過性なものにせず、観光関連事業者の持続可能な回復に寄与するべく、国とも連携して早期の都民割の本格的な再開（実施期間の延長等）を検討されたい。

また、観光促進事業を行うにあたっては、できる限り早期に実施するとともに、事業者の混乱を避けるためにも、中長期的な見通しを立てた上で、情報を前広に公表し、十分な周知・準備期間を設けられたい。その上で、新型コロナウイルス感染状況に応じて、機動的な軌道修正を行うことが重要である。

③「ワクチン証明書」等を活用した外食・宿泊・レジャー・交通の積極的な需要回復促進

Ｗｉｔｈコロナ政策に舵を切る欧米諸国等においては、レストラン店内での飲食や公共交通機関利用時の「グリーンパス」（ワクチン接種証明書、ＰＣＲ検査または抗原検査の陰性証明書、新型コロナウイルス感染症からの回復証明書のいずれか）の提示義務撤廃の動きが加速している。

他方、感染リスクに対する警戒感が根強く残る日本人の国民性を鑑みると、引き続きワクチン証明書等の活用は重要である。東京都においては、今後の国際的な人の往来再開が段階的に進むにあたり、諸外国の動きを注視しつつ、国と連携して東京都における対応を適宜適切に検討されたい。また、感染拡大の有無に関わらず、外食・宿泊・レジャー・交通分野において、「ＴＯＫＹＯワクションアプリ」、「ワクチン証明書」あるいは「陰性証明書」等を提示することで受けられる東京都独自の優遇措置のさらなる拡充・周知により、都内観光関連産業の積極的な需要回復を促進されたい。

同時に、各所での手指消毒や検温、マスク着用、アクリル板設置や黙食など、他の観光先進国と比して制約の多い感染対策について、世界における感染症との向き合い方を踏まえた上で、適宜適切にガイドライン等の見直しを行い、明確な指針を示すよう国に働きかけられたい。そのうえで、その指針に基づいた感染防止対策の具体的なルールに関して、訪都外国人旅行客にも理解と協力を促す取組が肝要である。

④安全・安心なナイトライフ充実に向けた環境整備

夜間・早朝などの観光ニーズに沿って、魅力ある観光資源を掘り起こし、体験型コンテンツとして提供することは、旅行者の宿泊・滞在時間の長期化を促し、消費拡大につながるものである。とりわけ、施設・店舗・交通等の夜間営業等により消費拡大を狙うナイトライフの活性化については、訪日リピーター増加にともなう「コト消費」対応の観点から推進すべきである。

東京都においては、これまでも都内におけるナイトライフ観光振興に関する助成金等支援を推進してきたところであるが、Ｗｉｔｈ／Ａｆｔｅｒコロナにおける安全・安心なナイトライフの充実を図る観点から、国とも連携を図り、都内にある美術館・博物館の開館時間や娯楽施設の営業時間の延長を検討されたい。

（２）国内外に向けた安全・安心な東京の情報発信

①「コロナマインド」払拭に向けた強力なメッセージの発信

コロナ禍を契機として、世界から改めて評価されている旅行地としての東京の安全・安心について、正確な情報を発信していくことが極めて重要である。

東京都の調査によれば、国内からの訪都旅行者数はコロナ前と比べ約３８％、旅行消費額は約２兆円と大幅に減少している（下図参照）。都内観光団体・事業者からも「地方に比べて感染者の絶対数が多く、感染の中心地としてのイメージが強い東京を、地方在住者は敬遠している」「この状況を変えることが、東京の観光復活には不可欠」「東京都は他道府県の住民に対しても、感染防止対策の取組や安全・安心の情報発信を行うことが必要」と言った切実な声が多く寄せられている。東京都は、東京に対するイメージとして根強く残る「コロナマインド」の払拭に向けて、全国に向けた丁寧かつ強力なメッセージとして、安全・安心な東京を情報発信されたい。

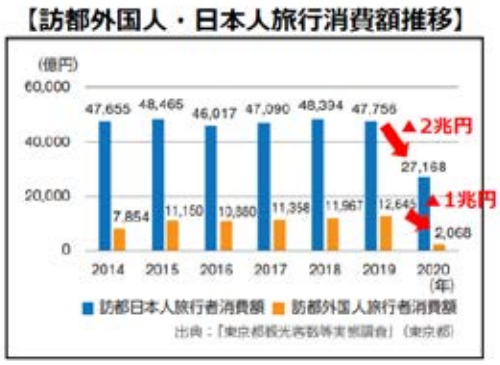

また、本年６月より東京にゆかりのある旅客輸送事業者５社が共同で「ただいま東京」キャンペーンを展開している。ＳＮＳを活用して、東京の最新情報を発信することにより、地方から東京への旅行需要喚起を図る狙いがある。東京都は、こうした民間の取組に対する後押しを行い、官民一体となり訪都需要の回復に取り組むことが重要である。

今後のインバウンド回復に向けては、海外メディア、ＳＮＳ等を通じて、訪日外国人旅行者に都内観光関連施設やサービスを強力に発信していくことが重要である。東京都は、前述の国内向けの都内観光促進事業に加え、外国人旅行者による訪都旅行需要回復に向けた東京観光の継続的な情報発信の一環として、東京の観光公式サイトである「ＧＯ　ＴＯＫＹＯ」のさらなるアップデートや、「東京観光の魅力発信キャンペーン協議会」等を通じたオンライン等による海外へのプロモーションも早期に推進されたい。

②都内公共交通機関等における安全性・感染対策の情報発信

観光需要の回復に向けては、感染拡大防止策の徹底と安全性の発信が極めて重要である。昨年１０月に発表された民間調査の結果によると、旅行の計画や旅行先での行動について、今後の旅行で意識することは「混雑場所の回避」「混雑日・時期・季節の回避」など、密を避ける行動が上位となっている。また、電車やバス等の公共交通機関については、混雑を懸念する声があるが、２０２０年１０月の新型コロナウイルス感染症対策分科会から国への提言において「十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的であると考えられる」とされている。

東京都は、国や交通事業者等と連携の上、科学的データや客観的事実に基づき、都内公共交通機関の安全性や感染拡大防止策を強力に発信されたい。

（３）観光関連事業者への事業継続支援拡充

～事業継続に必要な当面の資金繰りおよび雇用維持等の直接的支援～

東京都や国・各自治体の手厚い新型コロナウイルス緊急対策は、事業者が危機に対応するための時間的猶予を得るものとして重要な役割を果たした。しかしながら、感染拡大初期に融資を受けた企業の多くが、現在、返済据置期間を終え元金返済開始を迎えるなど、先行きへの不安が大きくなっている。さらに足元では、ウクライナ情勢の緊迫化やエネルギー・原材料価格の高騰など、さらなる企業経営への悪影響が危惧されている。訪日客が日本に期待する和食を提供する飲食店舗や、地場産業による伝統工芸品を販売する小売店舗は、それ自体が貴重な観光資源であり、倒産・廃業により職人の伝承が途絶えてしまうことによる観光資源の喪失が強く懸念される。また、「ＧｏＴｏトラベルキャンペーン」や「もっとＴｏｋｙｏ」において、旅行者の代金を一時的に立替払いする旅行会社は、今後も資金繰り改善に時間を要することが見込まれ、旅行者に対してだけはなく、旅行事業者に対する直接支援を切望する声は多い。加えて、地域間交流促進や東京の魅力発信の役割を担ってきたお祭りやイベントなどの中止・延期が相次ぎ、地域の観光事業団体の組織力低下が顕在化し始めている。

こうした状況を踏まえ、東京都は、感染収束後の本格的な旅行者の受入再開に支障を来すことのないよう、観光関連産業の事業継続に必要な当面の資金繰りおよび雇用維持等の事業者への直接的な各種支援について、今後の感染状況や雇用情勢を踏まえ、延長、拡充等、柔軟な対応を図られたい。

以　上

２０２２年度第８号
２０２２年7月１４日
第７４８回常議員会決議

＜提出先＞東京都知事・幹部、関係部局

＜実現状況＞

○都民割の効果的な実施・運用および実施期間延長について、２０２２年９月１日より、東京都民割「もっとＴｏｋｙｏ」を再開。２０２３年3月３１日まで延長実施。

○東京２０２０大会レガシー事業の一環として、大会１周年イベントを開催したほか、レインボーブリッジを含むお台場などの臨海部をコースにしたサイクリングイベントを開催。

１１．令和５年度税制改正に関する意見

基本的な考え方

（コロナ禍や物価上昇等に直面する中小企業は新たな投資を行う原資を確保できない厳しい状況）

新型コロナの影響の長期化に加え、資源・原材料価格等の高騰、円安の急伸、対露制裁、サプライチェーンの混乱等の複合的要因による物価上昇が国民生活や企業活動、とりわけ中小企業経営に大きな打撃を与えている。足元では人手不足が深刻化し、人材確保・維持のために賃上げを実施する中小企業は増加しているが、うち７割超の企業は収益の改善がみられない中での“防衛的な賃上げ”を強いられている。

もとより、中小企業の売上高経常利益率は約３％と低迷、労働分配率は約７割と高止まり、損益分岐点比率も約９割と高い水準にある。仕入価格や人件費等のコスト上昇に歯止めがかからない経済情勢の下、ＢｔｏＢ、ＢｔｏＣともに価格転嫁が困難な中小企業は収益が圧迫され、新たな成長投資を行う原資を確保できず、大変厳しい経営環境に直面している。

（生き残りをかけた中小企業の自己変革や地方創生への挑戦に対する強力な税制支援を）

今わが国は、停滞から変革への大転換期を迎えている。中小企業は、生き残りをかけて、デジタル化による生産性向上、研究開発、設備投資、ビジネスモデル変革等による付加価値拡大に向けて、持ち前の自己変革力を最大限発揮していかなければならない。また、人口減少に直面する地方においては、官民協働による地方創生への取り組みが求められている。今次の税制改正では、コロナ禍や物価高等で真に困窮する者の支援とともに、「中小企業の自己変革への挑戦」と「地方創生の取り組み」を税制面から強力に後押しする必要がある。

こうした税制支援を通じて、地域・中小企業が安定的に収益を上げることは、わが国の税収増と財政健全化に寄与する。新型コロナ対策や少子化対策、カーボンニュートラルに向けた対応、経済安全保障や防衛力強化等のため、今後も歳出拡大局面が続くことが想定されるが、財政健全化は安易な増税にはよらず、潜在成長率を底上げする成長戦略の下、イノベーションや生産性向上への挑戦支援による持続的な経済成長を図るとともに、社会保障制度改革等による歳出削減への不断の取り組みにより実現すべきである。

（経済社会を支える中小企業の意義を再認識し、成長の源泉として位置付けた政策支援が必要）

わが国の中小企業は、全企業数の９９．７％（約３５８万者）、雇用の約７割（約３，２２０万人）、付加価値額の約５割（約１４３兆円）、給与支払の約４割（企業のみを分母とすると約５割）、法人税、所得税、消費税といった税や社会保険料の支払額の約５割を占めている。つまり、中小企業は、わが国の雇用、生産、消費、財政、社会インフラの維持、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネット構築の面で極めて大きな役割を果たしている。

地域に目を向けると、中小企業は、商店街等の地域住民にとって必要な生活インフラとしての機能や、コミュニティ活動やローカルファーストなまちづくりを進めるプレーヤーとして大きな役割を果たす等、地方創生の推進に欠かせない存在となっている。地域経済の好循環を構築するためにも、こうした中小企業の意義を再認識し、中小企業をわが国の成長の源泉として位置付ける必要がある。中小企業の活力強化なくして、日本および地域全体の成長はあり得ない。

Ⅰ．中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

１．中小企業の設備投資等の挑戦支援

（１）中小企業経営強化税制の延長・拡充

日本商工会議所が２０２２年５月に実施した調査によれば、２０２２年度に設備投資を「行う（予定含む）」中小企業は４３．１％（昨年度比１．４ポイント増加）、「見送る（予定含む）」中小企業は３２．１％（昨年度比１．２ポイント減少）となっており、能力増強や省力化・自動化のほか、一部ではＤＸ投資、新分野進

出、新製品生産等、ビジネスモデルの転換を目的とする成長投資の動きがみられている。
一方、急激な為替変動による資源・原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、価格転嫁の遅れによる収益圧迫等により、新たな成長投資を行う原資を確保できないという声も多く寄せられる等、設備投資に対する経営者のマインドに不透明感もみられており、政府の掲げる「成長と分配の好循環」の実現には、中小企業の設備投資を促す継続的な支援が不可欠な状況にある。
このため、今年度末で期限切れを迎える中小企業経営強化税制は、以下の見直しを行ったうえで確実に延長すべきである。

①対象設備の要件緩和
中小企業経営強化税制のＡ類型の適用を受けるためには、「一定期間内に販売されたモデルであること」という対象設備の要件を満たす必要があるが、販売開始から一定期間が経過した設備であっても、品目によっては経営力向上に資する十分な機能を有しており、販売開始時期の基準が実態と合っていないとの指摘がある。こうした実態を踏まえ、設備種類毎の販売開始時期要件は緩和すべきである。

②申請先のワンストップ化と申請の電子化
中小企業経営強化税制について、例えば建設業の事業者がＢ類型の適用を受ける場合、確認書発行申請書は経済産業局に提出するが、一方で、経営力向上計画は地方整備局に提出する等、提出先の分散に伴う事務負担が生じている。事業者の負担を軽減し、本税制の利用を促進する観点から、確認書発行申請書と経営力向上計画の提出先をワンストップ化すべきである。
また、経営力向上計画申請と同様に、確認書発行申請も電子申請に対応する等、利用者目線に立った手続きの利便性向上を図るべきである。

③税額控除率の引上げ
中小企業の稼ぐ力を向上させる新たな成長投資を強力に後押しするため、現状の税額控除率１０％（資本金３，０００万円超の中小企業は７％）について引上げを行うべきである。

（２）中小企業投資促進税制の延長
今年度末で期限切れを迎える中小企業投資促進税制は、活用の際の手続きが簡素であり、中小企業にとって使い勝手が良く、例年約５万件も活用されている。規模を問わず多くの中小企業の設備投資を促す基盤とも言える不可欠な税制であり、長期化するコロナ禍や物価高の状況の中で、前向きな投資に取り組む中小企業を支援するため、本税制は確実に延長すべきである。

（３）中小法人の軽減税率は税率１５％のまま確実に延長・恒久化すべき
中小法人の８００万円以下の所得について本則１９％から１５％へ引下げる軽減税率は、例年約９０万社が活用する等、わが国中小企業の財務基盤を支える極めて重要な税制である。長期化するコロナ禍に加え、急激な円安等による原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、コストアップ分の価格転嫁が遅れることによる収益圧迫等により労働分配率が約７割の中小企業の多くが深刻なダメージを受けている中、仮に本措置が延長されない場合には、設備投資や人的投資の原資を確保できず、前向きな成長への投資を見送らざるを得ないという悲痛な声が多く寄せられている。
したがって本措置は、税率１５％を維持したうえで確実に延長すべきである。また、中小企業の安定的な利益確保は時期に関わらず永続的な課題であることから、本来的には時限的な措置に止まらず、恒久化すべきである。

（４）償却資産に係る固定資産税の廃止・特例措置の継続や新たな措置による負担軽減
原材料価格の高騰によるコスト上昇に歯止めがかからず、また価格転嫁が困難である多くの中小企業は、収益が確保できず赤字計上を余儀なくされている。赤字企業にも課税される償却資産に係る固定資産税は、厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を継続する事業者の投資意欲を削ぐものであり、サプライチェーンの強靭化が求められる中、企業の国内投資を阻害する要因となる。また国際的に見ても稀な税制であることから、廃止すべきである。
なお現在、償却資産に係る固定資産税を最大でゼロにする特例措置が講じられており、今年度末をもって廃止することが決定しているが、政府が「成長と分配の好循環」の実現に向けて民間投資の喚起を目指す中、成長に向けて投資した設備に対して固定資産税を課すことは、中小企業の投資意欲と効果を減退させるものであり、政府方針に逆行する。また足元では大企業製造業の国内回帰も一部にみられており、これに合わせ、サプライチェーンを構築する中小企業が行う設備投資を支援することも極めて重要である。こうした観点から、償却資産に係る固定資産税の廃止が実現するまでの間は、現行の特例措置の継続や新たな措置の創設により、税負担を軽減すべきである。また現行の特例措置が継続される場合は、設備購入から一定期間内に先端設備等導入計画が受理されれば本特例を適用できるようにすべきである。
また、少額減価償却資産の対象資産については、国税（３０万円）と地方税（固定資産税（２０万円））で

対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（５）商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置の継続

長期化するコロナ禍に加え、急激な円安等による原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、コスト上昇分の価格への転嫁の遅れによる収益圧迫等により、中小企業経営は大きなダメージを受けている。一方で、厳しい状況の中にあっても、ビジネス変革に向けた設備投資や賃上げを含む人材投資、新事業展開等に果敢に取り組む中小企業も多くみられる。

こうした中、限られた原資の中で成長投資を行う中小企業にとって、再開発等に伴う地価の上昇によって生じる固定資産税負担の増大がビジネス変革に向けた挑戦の阻害要因となっている。

このため、令和４年度に講じられている商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置については、来年度も継続すべきである。

（６）欠損金の繰越期間（１０年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は１０年間とされているが、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で、大きな減収・減益を負い、大企業等に比べて回復が遅れている中小企業が平時の経営状態に戻るには、１０年間では不十分との声がある。

このため、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

（７）「パートナーシップ構築宣言」の登録企業に対する税制上のインセンティブ付与

取引条件のしわ寄せ防止等による適正な取引価格を実現するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係の構築を目指し、２０２０年６月に創設された「パートナーシップ構築宣言」は、２年あまりで１万３千社超と多くの企業に広がっている。

一方、長期化するコロナ禍に加え、円安の進行等によって経営に大きな影響を受けた企業からは、依然、取引条件へのしわ寄せ等を懸念する声が寄せられており、今後中小企業がビジネス変革を進めていくためには、サプライチェーン全体で適正なコスト負担をするとともに、生産性向上や付加価値創出に向けた新たな連携を推進することが不可欠である。そのためにも、同宣言を普及し、実効性を確保していく意義は極めて大きい。

政府が講じた補助事業の一部においては、審査・評価項目として、同宣言を策定・登録した企業に対する政策加点措置が講じられる等のインセンティブが付与されているが、さらなる普及・啓発を図るため、同宣言に登録した企業に対し、特別償却や税額控除の措置等の税制上のインセンティブを付与すべきである。

（８）建物等の償却資産における減価償却方法の見直し

これまで、建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資直後の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等の経営の実態を踏まえ、建物や建物附属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、建物等の法定耐用年数は、企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、建物等に対する法定耐用年数の短縮について柔軟に認めるべきである。

（９）納税猶予に係る延滞税の免除

コロナ禍による売上減少の影響で資金繰りに困窮する事業者を支援するために措置された納税猶予に係る延滞税を免除する特例は２０２１年２月に終了した。しかしながら、長期化するコロナ禍の影響が色濃く残る観光業、旅客運送業、飲食業等においては、極めて厳しい収益状況にあり、資金繰りも予断を許さない状況が続いている。

一方でこうした厳しい経営環境の中でも、生き残りをかけて、ビジネス変革に向けた設備投資や賃上げを含む人材投資、新事業展開等に果敢に取り組む中小企業も多くみられる。こうした中小企業の前向きな取り組みを後押しするため、抜本的な資金繰り支援として、納税猶予に係る延滞税を免除する措置を再度講じるべきである。

２．中小企業のイノベーションやＤＸ・ＧＸへの挑戦支援

（１）研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充

政府が掲げるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）やグリーントランスフォーメーション（ＧＸ）を加速させ、わが国が国際競争を勝ち抜いていくためには、研究開発投資への継続的な後押しが極めて重要であることから、研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制は、制度全体として恒久化し、予見可能性のある安定した制度とすべきである。あわせて、中小企業の研究開発を後押しする観点から、以下に掲げる見直しを行うべきである。

①特例措置の適用要件の緩和・延長等

今年度末で期限切れを迎える「売上高試験研究費割合１０％超の場合の控除上限および控除率の上乗せ措置」および「中小事業者等の試験研究費増減割合９．４％超の場合の上乗せ措置」の要件緩和を図るとともに確実に延長すべき。また、「コロナ前と比較して売上が２％以上減少した中小企業が研究開発費を増加させた場合の上乗せ措置」についても要件の見直しを行いつつ、維持すべき。

②繰越控除措置の復活

中小企業は損益分岐点比率が高く、外部環境の変化やまとまった設備投資の実行等により赤字に転落することも多いが、その中でも自社の成長に向けたイノベーションに挑戦し続けている。こうした中小企業経営の実態を踏まえ、経営資源を安定的に研究開発投資へ振り向けることができるよう、平成２７年度税制改正で廃止された研究開発費の繰越控除措置を復活すべき。

③中小企業における「専ら要件」の運用面の改善

経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められていることから使い勝手が悪く、税制が活用されない原因となっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、試験研究費の対象となる人件費を、一定期間における業務状況の簡単な記録から概算比率で計上可能とする等、大胆に運用面を改善すべき。

④比較試験研究費の計算方法の簡素化

新たに研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制を利用しようとする中小企業において、過去３年間の試験研究費を精緻には計算することができないケースが想定されることから、比較試験研究費の計算方法の簡素化を図るべき。

⑤税額控除率に係る優遇措置の延長・拡充

企業のビジネス変革や成長分野への投資等の促進に向け、研究開発に対してさらなるインセンティブを講じるため、一般型における税額控除率に係る優遇措置（中小企業の場合は最大１７％）を延長・拡充すべき。

⑥試験研究費の対象費目の明確化、中小企業への周知・徹底

利用促進には試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が必要不可欠であることから、テンプレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべき。

⑦試験研究費の対象拡大

中小企業は研究開発にかけられる経営資源が潤沢ではなく、身近な改革から取り組むケースも多いため、中小企業の成長に資するようなイノベーション活動全般を広く試験研究費として認めるべき。

⑧オープンイノベーション型の拡充

中小企業が単独で新たな事業を立ち上げることは困難であり、外部との連携強化が重要である。そのため、独自の技術を有する研究開発型の中小企業やスタートアップと共同研究を行う場合の要件を緩和すべき。また、オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、特許譲受対価を追加すべき。

（２）ＤＸ投資促進税制の延長・拡充

これまで、わが国は積極的にＩＴ化を推進してきたが、多くの企業は、自社独自のシステムを構築したため、スピーディかつ柔軟なビジネス展開にシステムが対応できず、また構築したシステムの保守・運用・改修コストが重荷となる等の課題が指摘されてきた。

今後、わが国企業がグローバル競争を勝ち抜くためには、デジタル技術とデータの活用によるビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション）を一段と加速させることが不可欠である。そのため、拡張性、柔軟性、コスト効率等に優れるクラウドソリューションの活用も含め、企業のＤＸに資する投資（ＳａａＳ等のソフトウェア、ＡＩ、サイバーセキュリティ、ロボティクス等）を促進するＤＸ投資促進税制を延長するとともに、インセンティブを拡充し、こうした取り組みを後押しすべきである。

（３）デジタル化投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

少額減価償却資産の特例は、中小企業約６４万社が活用する等、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。

特に、感染拡大防止に向けた設備導入（非接触型体温測定器、空気清浄機、パーテーション等）やテレワーク環境の整備（テレワーク用機器等）のほか、デジタルツールを使ったビジネスへの転換等に必要なデジタル機器（パソコン、ソフトウェア等）等、中小企業におけるコロナ禍への対応として使い勝手が良く、ニーズは高い。

一方で、例えば、動画や３Ｄデータを編集・加工する際に必要となるパソコンの購入等、現行の対象資産の限度額（３０万円未満）では収まらないケースや、会社全体でデジタル化を進めようとすると、取得合計額の上限（３００万円）を超えてしまうケースも多い。

またインボイス制度については、かねて対応するための事務負担の増が指摘されているところであるが、政府が同制度の導入を進めるのであれば、あわせて、中小企業のデジタル化投資を促す措置を講じることが必要不可欠である。こうした観点から、現行の対象資産の限度額（３０万円未満）の引上げ、および取得合計額の上限（３００万円）の引上げを行ったうえで、同特例を恒久化すべきである。

（４）中小企業のデジタル化促進に向けた税制措置の創設

かねてより、中小企業の生産性向上は、わが国が抱える大きな課題の一つとされており、中小企業がバックオフィス業務をデジタル化するための投資を促す施策が求められているところである。

一方、中小企業が行うことができるデジタル化投資としては、クラウドシステムの利用やＲＰＡの導入等が多いが、それらは一般的には全額損金算入可能なものであり、現在の中小企業投資促進税制等の対象とならないものが多い。

またインボイス制度については、かねて対応するための事務負担の増が指摘されているところであるが、政府が同制度の導入を進めるのであれば、あわせて、中小企業のデジタル化投資を促す措置を講じることが必要不可欠である。こうした観点から、中小企業が行うデジタル化投資の全額損金算入に加え、支出額の一定割合を税額控除できるといった税制措置を創設すべきである。

３．中小企業の人への投資による人材の確保・定着支援

（１）足元の業況が厳しい中でも賃上げに取り組む中小企業が活用できるよう、中小企業向け賃上げ促進税制の繰越控除措置の創設等

日本商工会議所が２０２２年６月に実施した調査によれば、賃上げを実施した中小企業は５０．９％と、前年に比べて９．５ポイント増加した。ただし、賃上げ実施企業の約７割が人手不足や物価上昇に対応するためにやむを得ず行った防衛的な賃上げであり、業績改善が伴っていない経営状況が続いている。

こうした中、令和４年度税制改正にて大幅に拡充された中小企業向け賃上げ促進税制については、依然としてコロナ禍の影響から脱せず、赤字であっても賃上げに踏み切る企業が税制の恩恵を受けられていない。

こうした状況を踏まえ、業況が厳しい中でも賃上げに取り組む中小企業を拡大するため、同税制において繰越控除措置を創設すべきである。加えて、給与等支給総額および教育訓練費に係る要件についても緩和すべきである。

（２）中小企業による従業員教育や後継者教育を促進する税制措置の創設

労働力人口の減少という構造的課題に直面する中、潜在成長率０％台が長期継続しているわが国が、今後持続的成長を実現するためには、「人への投資」を通じて、諸外国に比べて劣後する労働生産性を引上げることが不可欠である。また、中小企業を巡る経営環境が急激に変化している中で、中小企業にとってはビジネス変革やデジタル対応等によって収益力の拡大や生産性向上を図ることが極めて重要であり、こうしたスキルを有する人材を育てる意義・ニーズがますます高まっている。

こうした観点から、中小企業が自社の役員・従業員に対して行う収益力の拡大や生産性向上等に資する研修・教育に対して税制上のインセンティブ措置を創設し、この動きを加速させるべきである。

（３）リカレント教育やリスキリングを後押しする税制措置の創設

企業が従業員に対し新しいスキルを身に付けてもらう「リカレント教育」や、仕事で求められる能力・資質の向上のみならず、従業員が自身のキャリア形成に資するスキルを身に付ける「リスキリング」が注目されている。

これらは、産業人材の育成や、個々人のスキルアップを通じた成長分野等への労働移動、地域間・業種間の雇用流動性を高めるものであり、中小企業が直面する人手不足の解消に資することから、以下に掲げる措置を講じ、その拡大を図るべきである。

①企業が従業員の学位取得等に対し支給する費用の非課税化

従業員が専門的な知識を習得するための学位取得等を行う際に企業が学費を支給する場合、職務上必要と認められる知識・技術の習得に係るもの以外の費用については給与所得とみなされ課税対象となり、従業員にとっては学費等に充てる費用が目減りすることから、学び直しに向けた取り組みの障害となっている。このため、企業が従業員に学費支給を行う場合、職務上直接必要と認められる知識・技術の習得に係るもの以外の費用についても非課税とすべきである。

②給与所得者の特定支出控除に係る適用基準の緩和

従業員の自発的な学び直しを後押しするため、従業員が自ら取り組む社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用を給与所得者の特定支出控除の対象とすべきである。

③求職・失業者に対する所得控除制度の創設

求職・失業者が学び直しを行うことは、企業側にとって地域外や異業種からの転職等も含め、専門的な知識・技術等を有する即戦力人材を採用することにつながるが、一方で、高度な知識・資格等を取得するための資金は高額であり、収入がない求職・失業者にとってはハードルが高い。このため、求職・失業者の就職後の給与に係る課税所得から学び直しに係る費用を複数年度にわたり繰越控除できる制度を創設すべきである。

４．創業・スタートアップの促進

（１）創業へのインセンティブを高める業績連動給与の適用対象の拡大

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の３類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきはなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、創業へのインセンティブを高める観点から、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）としたうえで、適用対象を拡大すべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から３カ月以内に限られ、３カ月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。

とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

（２）地域における起業・創業の促進

①創業後５年間の法人税の減免

創業後５年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後５年間の法人税免税措置や、創業後５年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を１００％控除できる期間について、現行（創業後７年以内）から延長すべきである。

②創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、１，０００万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

（３）スタートアップの促進

①ストックオプション税制の拡充

ディープテックをはじめとする事業化まで時間を要するスタートアップや、グローバル展開等の長時間をかけて大きな成長を目指すスタートアップの育成を後押しするため、ストックオプション税制に係る権利行使期間を１５年程度まで延長すべきである。

あわせて、上場前の権利行使等へ柔軟に対応できるよう、保管委託要件の見直しを図るべきである。

②オープンイノベーション促進税制の拡充

今後、わが国企業がビジネス変革に取り組み、競争力を強化していくためには、新たな付加価値の創出に向け、企業の規模・系列等を越えた連携はもとより、イノベーションの担い手であるスタートアップの活躍に向けた、世界に伍するスタートアップ・エコシステムの構築が不可欠であるが、わが国の取り組みは欧米諸国に比べて遅れている。

人材や資金を循環させるスタートアップ・エコシステムの確立に向け、スタートアップのM&Aによる出口戦略を促進することが重要である。スタートアップM&Aを促す支援策として、現行のオープンイノベーション促進税制の対象に新規発行株式だけでなく発行済み株式を追加すべきである。

③スピンオフ税制の拡充

スピンオフは、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切り出し手法であるが、わが国では活用実績が限られている。

企業価値向上に向けた事業再編の促進の観点から、段階的に事業を切り出そうとする場合に一部持ち分を残したスピンオフについても実施可能とする等、スピンオフ税制を拡充すべきである。

④エンジェル税制の拡充・手続き簡素化

地方における開業率の向上や、スタートアップの発展による地域の雇用拡大を図るためには、地域課題の解決に資する事業を行う企業や、地方での成長志向を持つ企業に対するリスクマネー供給の促進が不可欠である。従来から、個人投資家によるリスクマネーの供給を促すため、エンジェル税制が措置されているが、適用要件が厳しいことに加えて、認知度不足もあり、活用が伸び悩んでいる。

エンジェル税制の活用を促進するため、申請に必要な書類の削減・簡素化や手続きのオンライン化を行うべきである。

⑤国外転出時課税制度の見直し

スタートアップの経営陣が一時的に海外で事業立ち上げ準備をしようとした場合、国外転出時課税制度により１億円以上の有価証券に係る含み益に対して所得税が課税され、海外進出を断念せざるを得ないケースがある。担保提供による納税猶予制度も設けられているが、非上場株式は他の財産に劣後していることから、これを改めるべきである。あわせて、納税猶予制度を選択する場合、提供する担保が非上場株式のときの株券発行要件（供託）を、不発行でも構わない（質権設定できる）ようにすべきである。

また、事業承継税制の適用を受けている後継者においては、贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式をすでに担保提供しているが、これに加えて、国外転出時課税の納税猶予を受けようとする場合は、当該非上場株式への後順位の質権設定のみでも担保として認める等の柔軟な運用を行うべきである。

⑥事業成長担保権（仮称）の創設に伴う措置の実施

スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度（事業成長担保権（仮称））の創設が見込まれていることを踏まえ、担保権設定時の登録免許税の取扱い等、制度普及に向けた税制上の措置を講じるべきである。

（４）暗号資産に係る期末時価評価課税の見直し

暗号資産やＮＦＴ（Ｎｏｎ　Ｆｕｎｇｉｂｌｅ　Ｔｏｋｅｎ）等のトークンを基盤とし、ブロックチェーン上でユーザー自らデータの管理・活用を行い新しい価値を創出する動き（Ｗｅｂ３．０）がグローバルに広がっている。さらに、Ｚ世代をはじめとする若者世代を中心にメタバースが新たな個人のインターフェースとなりつつあり、デジタル空間の比重が高まることで、ビジネス的価値についても飛躍的な上昇が期待されている。一方、現状では暗号資産はその保有目的に関わらず、一律で期末時価評価課税の対象となっている等、わが国における税制等の現行制度が新たなビジネス実態に追いついておらず、有望なスタートアップ企業の海外移転をはじめ、優秀な若者が海外で起業して資金調達を目指しながら現地雇用で事業を行う、といった事態が生じているとの指摘もある。

Ｗｅｂ３．０におけるスタートアップ成功事例の増加を目指し、海外と比べて遜色ない事業環境を整備すべく、暗号資産の期末時価評価課税を短期売買目的での保有に限定し、それ以外での保有については期末時価評価課税の対象から除外すべきである。少なくとも、自社発行トークン（暗号資産）を短期売買目的以外で保有する場合については、期末時価評価課税の対象から直ちに除外すべきである。

Ⅱ．消費税インボイス制度の導入延期を含めた対応

（１）政府による十分な「検証」の実施

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、２０２３年１０月の導入が法律上予定されているが、仮に同制度が導入された場合、免税事業者（約５００万者）が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があることに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替・改修、受け取った請求書等に登録番号があるかの確認、仕入先が免税事業者かどうかの確認、自社が発行する請求書等の保存、端数

処理のルール変更等、事業者にとって多大な負担が生じることになる。
また、こうした状況を踏まえ、「所得税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１５号）」にて、２０１９年１０月の軽減税率制度導入後３年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を「検証」し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講じると規定されているが、コロナ禍の影響もありこの２年半の間、十分な「検証」は行われていない。
したがって、まず政府は、免税事業者の取引排除等による倒産・廃業の可能性や、現行の「区分記載請求書等保存方式」でどういった問題があるのか等を含め、「検証」を徹底的に行うべきである。

（２）政府による事業者への普及・周知の徹底
日本商工会議所が２０２２年６月に実施した調査によれば、インボイス制度導入まで１年余りとなった現時点においても中小企業全体の４割超、売上高１千万円以下の中小企業では約６割がまだ何も手を付けていない状況であり、事業者の理解は進んでいない。このままでは、制度導入後の事業者の大混乱は避けられない。
こうした混乱を防ぐためには、政府が責任を持って、業界団体、士業団体等の協力を得つつ、インボイス制度および消費税制度自体の普及・周知を主体的・積極的に行う必要がある。
特に、フリーランスをはじめとした多種多様な免税事業者への周知に向け、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、ＳＮＳ等を活用した政府広報を徹底的に行うべきである。

（３）インボイス制度導入の影響最小化策の実行
インボイス制度は、全ての事業者に事務負担やコスト負担を負わせるだけでなく、消費税制度自体を理解していない免税事業者が多い（全事業者の６割超）ことや、白色申告で帳簿が不完全な個人事業者が多い（個人事業者全体の４割）ことを踏まえると、制度導入後に大混乱が生じることは避けられない。
免税点制度は小規模事業者の納税事務負担と徴税負担への配慮と費用対効果の観点から創設された制度であるが、まずはこうした制度の創設趣旨を踏まえたうえで、インボイス制度導入に伴う影響を最小化するきめ細やかな制度改正や支援策を十分かつ丁寧に検討し、実行すべきである。

①　免税事業者が課税転換できなかった場合の取引排除懸念の解消
・発注先の免税事業者が課税転換することによる税負担や事務負担に耐えられないために課税転換しなかった場合、発注元の税負担が増える。このため、発注元が別の発注先に切り替えるといった、免税事業者の取引排除が起こる可能性があり、地域を支える中小・小規模事業者の売上・利益の減少、それによる倒産・廃業が増加する懸念ある。免税点制度の創設趣旨を踏まえ、免税事業者からの仕入については１００％控除を認めるべき

②免税事業者が課税転換する場合の税務申告手続き等にかかる負担の軽減

（主に免税事業者が課税転換する場合の負担軽減に資するもの）
・現行の消費税の申告書は、元々免税事業者であった層が自ら作成できる内容とは言い難いことから、誰でも簡単に作成できるようなレベルまで徹底的に簡素化すべき
・所得税の確定申告に倣って、スマートフォンやタブレットで申告書を作成できるサイト（申告書作成コーナー）を公開すべき
・免税事業者が課税転換した場合は、届出不要で原則、簡易課税制度の適用とするとともに、事後的に本則課税へと変更することを事前届出なしで認めるべき

（広く事業者の負担軽減に資するもの）
・取引金額が３万円未満の取引について、帳簿の保存のみで仕入税額控除の対象とすべき
・簡易インボイスを発行できる事業者の対象を拡大すべき（小規模事業者は業種に限らず発行できる等）
・青色申告特別控除における電子化インセンティブの拡充や、中小企業のデジタル化投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・恒久化等を講じるべき
・クラウド会計ソフトの利用に対する財政支援措置を拡充すべき

③免税事業者が課税転換して価格転嫁できなかった場合の負担の軽減
・取引関係において立場の弱い免税事業者が、課税転換したものの消費税分を価格に転嫁できなかった場合、新たな税負担による売上・利益の減少が発生することから、取引関係の改善や売上向上等に向けた支援策を講じるべき

（４）検証結果や中小企業経営の実態、免税点制度の創設趣旨等を踏まえた制度導入時期の延期
前述の検証結果やコロナ禍の影響、物価高騰等の影響を受ける中小企業経営の実態、免税点制度の創設趣旨等を踏まえたうえで、制度導入に向けた影響最小化策が講じられず、制度導入後の混乱が避けられない場

合は、制度の導入時期を延期すべきである。
　また延期している間、バックオフィス業務のデジタル化と生産性向上に向けた支援策を大胆に講じるべきである。

Ⅲ．わが国のビジネス環境整備等に資する税制

１．中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

（１）外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対
　外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持・創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約８割、損益分岐点比率が約９割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人１７３万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。
　なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ不公平な取扱いとなっている。ガス供給業においては平成３０年度税制改正により、中小ガス事業者の一部について規制料金分野以外で取扱いが見直され、令和４年度税制改正により、全ての中堅・中小ガス事業者について規制料金分野以外では一般企業と同じ所得ベースの課税方式に見直されたものの、大手３社等の製造事業者については特殊な課税方式が適用されることとなった。また電気供給業においては、令和２年度税制改正により、発電・小売事業（新規参入者を含む）について特殊な課税方式が適用されることとなった。しかしながら、小売全面自由化により地域独占制度は廃止、小売料金規制は原則撤廃され、収入金課税の根拠が失われたものの、見直しは一部にとどまり不公平な取扱いが継続しているため、全てのガス・電力事業者について他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。
　また令和４年度税制改正にて、大企業の所得割の税率について、所得に関わらず、最も高い所得区分の税率である１％に引上げられたが、こうした動きにあわせて今後、中小企業の所得割の税率についても同様に引上げるようなことはあってはならない。

（２）留保金課税の中小企業への適用拡大には断固反対
　激しい経済社会の変化に対応し、企業が厳しい競争を勝ち抜いていくためには、新たな成長投資が必要不可欠であり、これを行うための原資を生み出す財務基盤の強化は、企業にとって極めて重要である。また、中小企業は大企業と異なり、資金調達は金融機関からの借入金が中心であり、設備投資資金の調達や緊急の運転資金不足に対応するため日頃より自己資本を充実しておく必要がある。さらに、法人税を納付したあとの利益剰余金に対しさらに税を課すことは、明らかに二重課税である。
　このように、成長投資を行うための財務基盤の強化や円滑な資金調達を阻害することに加え、二重課税の解消という観点からも留保金課税は速やかに廃止すべきであり、少なくとも課税対象の適用拡大には断固反対である。

（３）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止
　事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。
　また、都市計画税が徴収されるなかにあって、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担といった指摘もある。
　新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。
　なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

（４）時代に即していない不公平な税制である印紙税の速やかな廃止
　印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。
　電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

（５）事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとすれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の１月１日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等寄附行為が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのＩＣＴ化推進・納税環境整備が不可欠である。

（６）二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。課税の公平性を欠き競争意欲を削ぐ原因となるため、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

・印紙税
・石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
・嗜好品に課せられる税（酒税等）
・その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

（７）地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約１６％を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

法人に新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行ったうえで、納税者となる事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税すべきではない。

（８）リース会計基準の見直しにより中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

２０１６年に国際会計基準（ＩＦＲＳ）および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

ＩＦＲＳ等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）は、リースに関する会計基準とＩＦＲＳ等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はＩＦＲＳの影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

（９）外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

外国人労働者の新たな在留資格制度（特定技能）の創設により、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。

特定技能外国人は一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提としていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。

こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の

情報共有・連携の強化等で対応すべきである。また、外国人労働者を受け入れる企業においても外国人労働者に対して、個人住民税制度について、丁寧な説明を行う等の対応が望まれる。

(10)「経済と環境の両立」の観点から具体的・現実的なカーボンプライシングの議論を

２０５０年カーボンニュートラル実現には、国家プロジェクトとしての革新的な技術開発によるブレークスルーを図るとともに、地域や中小企業がどう取り組むかの道筋を示し、どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという視点が不可欠である。わが国においても、炭素税等のカーボンプライシングに関する本格的な議論を避けては通れない段階に入っている。

一方、足元では、エネルギー価格をはじめとする物価上昇が企業経営に大きな影響を与え、世界情勢の不安定化による先行き不透明感も増している。わが国においては、高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税といった国際的に高い税負担が課せられており、加えて、再生可能エネルギー導入促進のための固定価格買取制度による賦課金の負担も大きい。

こうした現状に鑑み、カーボンプライシングについては、「経済と環境の両立」という大前提の下、地域経済や中小企業の経営実態を踏まえ、各産業・企業におけるカーボンニュートラルに向けた代替手段・技術の有無や国際競争上のイコールフッティング等にも十分配意のうえ、「成長に資する」という観点から具体的かつ現実的な議論を進める必要がある。

検討にあたっては、①課税による企業や国民の行動変容がもたらす温室効果ガス排出削減効果と、②税収の活用によるカーボンニュートラル関連分野におけるイノベーション創出への貢献の２つの視点が重要であり、地域経済を支える中小企業の負担増につながり、成長を阻害するようなカーボンプライシングの導入には反対である。

２．デジタル化への環境整備

（１）改正電子帳簿保存法による電子取引のデータ保存義務化の見直し

令和３年度税制改正にて措置された改正電子帳簿保存法には「電子データで受け取った請求書等の電子保存の義務化」が盛り込まれており、２年間の宥恕措置が終了する２０２４年１月から義務化が始まる。対応するためには、改ざん防止のため事務処理規程を定めたうえで、検索性確保のため、コストをかけてシステムを導入するか、ファイル名の変更やＥｘｃｅｌ管理等により「日付・金額・取引先」で検索できるようにする必要がある。こうした売上に直結しない作業やコストのため、中小企業からは「紙と電子の両方で管理することを諦め、紙で受領する方に統一する」といった声も聞かれる等、義務化によってデジタルからアナログへの逆行が起こる可能性がある。

こうした中小企業の経理事務の実態を踏まえ、同法による電子取引のデータ保存義務化については、検索機能の確保に係る要件を緩和する等の見直しを行うべきである。

（２）中小企業のバックオフィス業務のデジタル化に向けた措置の実施

日本商工会議所が２０２２年６月に実施した調査によれば、小規模な企業ほど帳簿作成等の経理事務を手書きで行っている割合が高く、特に売上高１千万円以下では５割弱を占めている。

帳簿の電子化は、事業者にとって経理事務の軽減はもとより、資金繰りの把握が容易になる等、経営面からもメリットが大きい。加えて、コロナ対応の融資や助成金等の申請に際し、会計ソフトを導入していたことでタイムリーに月次決算や試算表を作成・提出できたといった効果も確認された。また、電子取引（ＥＤＩ）の普及に向けても、中小企業の取引先である小規模事業者が帳簿や証憑書類を電子化していることが不可欠となる。また、行政にとっても電子帳簿・電子申告の促進は徴税コストの低減に寄与する。

令和３年度税制改正にて、電子帳簿等保存制度の大幅な要件緩和が行われ、小規模事業者の電子帳簿導入のためのハードルは大きく下がったが、電子帳簿のさらなる促進のため、青色申告特別控除における電子化インセンティブの拡充（電子帳簿保存と電子申告とでそれぞれ上乗せ措置を設ける）や、中小企業のデジタル化投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・恒久化等を講じるべきである。

（３）電子申告・電子納税等の行政手続きのデジタル化推進

①改正電子帳簿保存法の周知・ＰＲ

バックオフィス業務のデジタル化による企業の生産性向上および記帳水準の向上等に資するため、令和３年度税制改正にて、税務署の事前承認の廃止やスキャナ保存の定期検査要件の廃止（スキャン後すぐの原本破棄を認める）等、電子帳簿保存法の大幅な要件緩和が行われたところであるが、日本商工会議所が２０２２年６月に実施した調査によれば、小規模な事業者ほど対応が進んでおらず、「売上高１千万円以下の事業者」では未だに３割超が「制度がよく分からない」と回答している。

中小企業における経理事務のデジタル化を促すため、同法の積極的な周知を行うべきである。

②ｅ－Ｔａｘとｅ ＬＴＡＸの統合等による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告に対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にＰＤＦ化した申請書類のホームページ掲載だけにとどまっているケースがある。

このため、ｅ－ＴａｘとｅＬＴＡＸの統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

③給与明細・源泉徴収票の電子化（電子化に向けた本人同意の廃止）

企業にテレワークが定着する中、給与明細・源泉徴収票を適切なタイミングで書面にて交付することは困難となっている。また、書面による交付は事務作業が多く、生産性向上の観点からも電子化を促進すべきである。

所得税法において、給与明細・源泉徴収票を電磁的方法により提供する場合は、給与等の支払を受ける者の承諾を得る必要があるが、一部の者が電子化に同意しない場合は紙と電子が混在することになり、業務効率化を阻害することが懸念される。

このため、電子化に向けた本人同意要件については廃止すべきである。

３．納税環境整備・納税協力負担の軽減

（１）行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。一方で、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

中小企業の納税協力負担の軽減および行政の効率化による社会全体での生産性向上に向けて、以下の措置を講じるべきである。

①地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展に伴い、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想される中、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きがみられるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務にとどまっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置を促進すべきである。

②納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用やｅ－Ｔａｘの利便性向上等において検討すべきである。

③国税に係る企業の税務事務負担の軽減

・国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
・「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
・中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
・税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
・準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告)の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
・法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
・年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したＥｘｃｅｌ形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

④地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
・固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
・法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること

（２）納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の１０％が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

・給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月１０日）の「翌月２０日」への変更
・不納付加算税（源泉所得税の１０％）の軽減

（３）個人事業主に対する青色申告のインセンティブ拡充

適正な税務申告を確保するには、正規の簿記の原則に基づいた帳簿を作成することが重要であるが、法人の青色申告率はほぼ１００％である一方、個人事業者の青色申告率は６割程度にとどまっている。

このため、個人事業主の青色申告率の向上に向け、青色申告の個人事業主に対する純損失の繰越期間（３年間）を延長する等、青色申告者に対するインセンティブを拡充すべきある。

（４）租税教育と簿記・会計教育の実施

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で、租税教育を実施すべきである。

また、正しい納税のためには、簿記・会計の知識も欠かせない。若いうちから会計リテラシーを身に付けてもらうため、学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で、簿記・会計教育を行うべきである。

Ⅳ．地方創生と内需拡大を後押しする税制

１．地方創生と内需の拡大

（１）地域未来投資促進税制の延長・拡充

今年度末で適用期限を迎える地域未来投資促進税制は、地方都市における物流拠点集約のための大型倉庫建設や、国内拠点をマザー工場としつつ海外拠点とＩｏＴで結ぶサプライチェーンマネジメントの構築等、地域経済を牽引する中小・中堅企業の前向きな設備投資を後押しする重要な役割を果たしている。

また現在、一部でみられている大企業製造業の国内回帰に伴い、中小・中堅企業が国内で行う設備投資についても、強力に支援することが求められている。

コロナ禍の影響が長期化している地域経済の回復に向けて、地域企業のデジタル化促進や戦略的な産業群の維持・強化等の観点を踏まえ、手続きの利便性・簡便性の向上を図りつつ、措置を延長・拡充すべきである。

（２）長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例の延長・拡充

都市・地域の土地・不動産ストックの有効活用により、企業の設備投資を促すとともに、国内における企業立地・産業立地の転換を円滑化させ、企業の生産性向上を図る観点から、長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例を延長するとともに、買換資産の土地面積要件の緩和を図る等、拡充すべきである。

（３）都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例の延長・拡充

わが国の持続的な成長を支える都市の国際競争力・イノベーション力強化や防災性能向上を図るとともに、都市機能や住宅ストックの更新等を促すため、都市再生促進税制および既成市街地、市街地再開発事業に係る事業用資産の買換え特例を延長すべきである。

また、地域によっては、都市再生のために必要となる民間開発の規模が必ずしも大規模であるとは限らないため、都市再生促進税制の事業区域要件の緩和を図る等、拡充すべきである。

（４）地方拠点強化税制の拡充

働き方改革の流れを受け、場所にとらわれない働き方を希望する従業員に対して、企業では人材確保のため、地方拠点における社員寮等の福利厚生施設を充実強化する動きが活発化している。

企業の地方への拠点移転・強化を支援するため、地方拠点強化税制（オフィス減税、雇用促進税制）が措置されているが、オフィス減税の対象設備は、事務所（調査企画、情報処理、研究開発、総務人事等）、研究所、研修所に限定されている。

コロナ禍によりテレワーク等の多様な働き方が定着しつつある中で、地方創生を推進する観点から、地方拠点強化税制の対象設備に福利厚生施設を追加すべきである。

（５）社会課題解決に資するクラウドファンディングの活用促進

コロナ禍の影響により、地域のコミュニティや賑わい創出を支えてきた多くの地域商工業者が経営悪化に直面し、コロナ前の状況まで回復するに至っていない。そうした事業者を応援するため、クラウドファンディングを活用する動きが活性化しており、各地の商工会議所においても多額の支援金を募り、地域ぐるみのプロジェクトを実施する等、地域の需要喚起に資する取り組みが展開されてきた。

さらに、地域の事業者、まちづくり会社等による地域の活性化や課題解決に資するプロジェクトも多く実施されており、クラウドファンディングは社会課題解決のためのツールとして定着しつつある。

現在、寄附型クラウドファンディングにおいては、寄付金控除・寄附金特別控除を受けることができるが、プロジェクト実施者が国・地方公共団体や認定ＮＰＯ法人である場合に限られる。地域の活性化や社会課題の解決といったプロジェクトの趣旨に着目し、寄付金控除等の対象を拡充すべきである。

（６）飲食需要の喚起に資する交際費課税の見直し

コロナ禍の長期化により、飲食事業者等においては、個人需要のみならず、企業の事業推進に係る飲食を中心とした法人需要も回復が鈍い状況が続いており、厳しい経営環境にある。

こうした観点から、税制による後押しによって法人需要の喚起を図るため、交際費課税については一定の期間課税を停止する（全額損金算入を認める）こと等を含め、抜本的に見直すべきである。特に、客単価の引上げによる付加価値向上に向け、現状１人あたり５千円以下とされる交際費として課税されない飲食費の上限について、１万円程度に引上げるべきである。

なお、交際費課税は元々、冗費・濫費の抑制と企業の資本蓄積のため、１９５４年に導入されたものであるが、７０年近く経った現在、その導入目的は既に果たされているとの指摘もある。したがって少なくとも、政策目的として現在でも合理的か、その目的を達成する手段として適切なのかを改めて精査すべきである。

（７）複雑で過重な自動車関係諸税の抜本的見直し

産業全体の成長・競争力強化、さらには「２０５０年カーボンニュートラル（ＣＮ）」の実現やＣＡＳＥの進展が社会にもたらす効果を見据え、自動車関係諸税の中長期のあるべき姿について、自動車の枠にとどまらない国民的議論・検討を進めるべきである。

その際、複雑な自動車関係諸税を簡素化するとともに、過重な負担を軽減し、ＣＯ２排出削減に貢献する制度を目指すべきであるが、そのための第一歩として、以下を実現すべきである。

・自動車重量税のエコカー減税の延長・拡充
・自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長・拡充
・自動車税・軽自動車税の環境性能割（取得時）の廃止
・自動車税の月割課税（取得時）の廃止
・充電／充填インフラの設置に係る固定資産税の特例措置の延長・拡充

（８）内需拡大に資する住宅関連税制の延長

①住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例の延長

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、内需を喚起する観点から、住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例措置を延長すべきである。

②サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の延長

高齢者の充実した暮らしを実現し、内需を喚起する観点から、サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税および不動産取得税の特例措置を延長すべきである。

（９）低未利用地等の利活用促進のための税制措置

少子高齢化・都心部への人口流出による土地所有意識の希薄化等により、全国的に増加している所有者不明土地、管理不全土地を含む低未利用地は、中心市街地・まちなかの活性化、環境悪化や災害の復旧復興事業、民間の土地取引の支障となる等、国民経済に著しい損失を生じさせており、その解決は喫緊の課題となっている。この課題に対応するために、低未利用地等の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充のほか、適正管理を図る仕組みが必要である。

これらの仕組みが円滑に働くためには、制度に係る税制特例措置によるインセンティブの付与が必要不可欠と考えることから、以下を要望する。

①地域福利増進事業に係る特例措置の延長

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地域住民等の福利増進に資する事業の用に供する土地および償却資産に係る固定資産税等を軽減する措置を延長すべきである。

②低未利用地の適切な利用・管理を促進するための所得税等の特例措置の延長・拡充

全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進することで、所有者不明土地の発生抑制や土地の有効活用を通じた地域活性化を図るため、個人が保有する低額の低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得を控除する措置を延長すべきである。

また、まちづくりの観点から適切な利用が求められる低未利用地について、その流通を一層促進させるべく、特例措置の対象となる低未利用地の譲渡価額の要件等を拡充すべきである。

③まちづくり会社等による一時的な土地等取得に対する税の軽減措置の創設

中心市街地・まちなか等における低未利用地、および所有者不明土地の発生抑制・活用促進のために、まちづくり会社、ランドバンク（※）等が一時的に土地等を取得して流通させる場合の税を軽減すべきである。

※自治体や民間の専門家等による組織で、空き家等の所有者との相談体制の構築、空き家等の情報の共有・発信、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング、土地所有者等に代わる管理等の機能を担う。１９７０年代からアメリカで広がりを見せていたが、２００８年の金融危機後、さらに増加している。日本では２０１３年に山形県鶴岡市で設立され注目を浴び、２０２２年の所有者不明土地法改正により、「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として指定制度が創設された。

④空き家の発生を抑制するための特例措置の延長・拡充

全国的に空き地・空き家が増加する中、相続人が使う見込みのない空き家・敷地の流通を促進し、空き家の発生を抑制するため、被相続人が居住していた家屋および敷地（空き家）を相続した相続人が、空き家を売却した際の譲渡所得から３，０００万円を特別控除できる特例措置を延長すべきである。

現行制度では、空き家を譲渡前に耐震改修・除却した場合に対象が限定されているが、売主に譲渡前の工事を求めることがハードルとなり、売主の売却意欲を阻害している。売主の売却意欲を喚起し、流通促進につなげることで、空き家の発生が抑制されることから、譲渡後に耐震改修・除却が行われる場合であっても特例措置の適用対象とすべきである。

また、中心市街地・まちなかの経済活性化の観点から、一定エリアにおける家屋等の譲渡所得に対する特別控除の拡充（控除上限の引上げ、駐車場や店舗部分も控除対象とする等）を行うべきである。

⑤空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域、認定中心市街地または都市機能誘導区域等の商業機能が集積している地区において、一定期間内（１０年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

※商業地区において所有者等が不明である、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

(10) 不動産特定共同事業等に係る税制措置の延長

地域活性化の拠点として、古民家や空き店舗等の利活用を促進することが一層重要となることから、「不動産特定共同事業」等を活用した不動産に係る登録免許税および不動産取得税の軽減措置を延長すべきである。

(11) 土地譲渡益重課制度の課税停止の延長

土地の譲渡益への重課は、土地と土地以外の資産との間の税負担のバランスを歪め、企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとなる。土地取引の活性化・有効利用を促進する観点から、土地譲渡益重課制度の停止措置を延長すべきである。

(12) 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減措置の延長

良好な環境を備えた住宅・宅地の開発事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減、低未利用地の活用促進を図る観点から、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置を延長すべきである。

(13) まちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置の創設

地域経済を活性化させるためには、まちなか・中心市街地の不動産を地域資源と捉え、公民共創による積極的な活用策を進める必要がある。こうしたまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗等の低未利用地の活用や集客イベント等の事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が不可欠である。特定民間中心市街地経済活力向上事業計画、立地適正化計画および都市再生整備計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るとともに、まちづくり会社等の事業理念に共感し出資する法人や個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設すべきである。

(14) まちづくりに資する不動産税制の延長

・土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長
・土地・住宅用建物に係る不動産取得税の延長

・Ｊリート等の不動産取得税および登録免許税の特例の延長・拡充

(15) 不動産流通課税の見直し・多重課税の排除

平成１６年度税制改正にて、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得に係る土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止等、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

(16) 地域企業主導によるＰＦＩ事業の推進に向けた固定資産税等の特例措置の拡充

地域ならではの暮らし方を実践し、地域経済循環が拡大していく「ローカルファースト」なまちをつくるためには、地域の民間主体の発意に基づき、公民が共創して空間を活用していく取り組みが有効である。公有地においては、住民のニーズをよく知る地域企業が主導し、様々な主体と連携して民間の資金・ノウハウを活用するＰＰＰ／ＰＦＩを推進することが鍵となる。

こうしたＰＦＩ事業を推進するため、ＢＯＴ方式（※）で整備される施設等の固定資産税等を非課税とするとともに、利用料金等を収受して運営される施設等もその対象に追加すべきである。

※Ｂｕｉｌｄ　Ｏｐｅｒａｔｅ　ａｎｄ　Ｔｒａｎｓｆｅｒ、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に行政へ施設所有権を移転する方式

(17) まちづくりの重要な担い手である芸術文化施設等に対する税負担の軽減措置の創設

民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手であるが、コロナ禍によるイベント自粛や入場数制限等の制約が長期化し、経営再建に向けた取り組みを進めるものの、集客数が戻らず、依然として厳しい経営状況が続いている。民間が所有する文化施設の事業継続を支援し、地域の賑わい創出を後押しするため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

(18) 商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討

商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みである。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とする等、行政からの支援措置の検討が必要である。

(19) 地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充

企業は、自社の事業や雇用のみならず、町内会や地域の様々な行事等への参加を通じて、住民とともに地域コミュニティに貢献している。民間による地域振興の取り組みを後押しするため、地域活性化に資する寄附金については損金算入限度額を拡充すべきである。

(20) 地域公益に資する事業を実施する商工会議所等への寄附等の全額損金算入の実現

大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国５１５商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。また、コロナ禍においては、行政からの要請を受け、困窮する中小企業等を対象に、各地域で感染防止と社会経済活動の両立に向けたワクチンの共同接種を実施してきた。

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいては、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即した復旧・復興に極めて効果的に活用されている。新しい資本主義の実現に向けて、公的役割を目的とする新たな法人形態（ベネフィットコーポレーション）が議論されているが、今後も大規模な災害や感染症の発生が予測される中で、商工会議所法に基づき、「社会一般の福祉の増進」を活動目的として設立されている商工会議所が実施する地域経済社会の復旧・復興、市民生活の向上に資する公益目的事業に対する寄附金は、全額損金算入とすべきである。

また、地方創生を担う地域の中核的な組織として、医療や航空機産業等、新たな産業育成のための組織運営主体を商工会議所が担うケースが増加している。そうした地方創生に資する組織運営に対する寄附金についても、一定の要件の下で、全額損金算入できるように指定寄附金制度等の要件緩和を図るべきである。

２．防災・減災への対応

（１）中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充

地震・豪雨・津波・火山噴火等、自然災害が激甚化・頻発化する中、企業においてＢＣＰ（事業継続計画）

を策定し、災害発生時の事業継続に備えることが不可欠となっている。中小企業防災・減災投資促進税制は、こうした災害時における中小企業のＢＣＰ促進に資することから、今年度末で期限を迎える適用期限は延長すべきである。

また、令和３年度税制改正にて、発災時の停電対策として無停電電源装置が追加されたが、電力復旧まで長期間にわたる場合、同装置ではバックアップが困難であるため、蓄電池を同税制の対象設備に追加すべきである。加えて、飛散したガラスによる２次災害リスクを軽減するために、飛散防止フィルム等を同税制の対象設備に追加すべきである。

さらに、豪雨によって大規模水害を発生させないようにするためには、河川や下水道に大量の雨水が流入しないように、雨水浸透桝や雨水貯留施設を設置することが効果的である。このため、雨水浸透桝や雨水貯留施設等を同税制の対象設備に追加し、企業による設置を推進すべきである。

あわせて、申請に必要となる事業継続力強化計画等の作成に対する支援体制を強化すべきである。

（２）災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長・拡充

地震や津波、豪雨、洪水等の発生リスクに応じた防災・災害対策をさらに推進するためには、地域全体における取り組みが求められていることから、都市計画法および都市再生特別措置法が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転促進が図られている。こうした施策の実効性を高めるため令和３年度税制改正にて創設された災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置について、確実に延長すべきである。

あわせて、自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

（３）防災・減災対策を促す税制措置の創設

中小企業の防災・減災対策を促すとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築する観点から、大企業によるサプライチェーンを構成する中小企業へのＢＣＰ策定等の防災・減災対策支援に対し、税制上のインセンティブを付与すべきである。

あわせて、自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

Ⅴ．円滑な事業承継の実現に資する税制

１．事業承継税制の見直し

価値ある事業を次世代に引き継ぐため、平成３０年度税制改正で抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）は、利用した中小企業の円滑な事業承継に大きく寄与しており、わが国の事業承継を永続的かつ強力に進めるためには、２０２７年１２月の期限到来後の恒久化（一般措置と特例措置の統合等を含む）が必要不可欠である。一方で、「時限措置であり自社の事業承継時期と合わない」「書類作成にかかる事務負担が大きい」「後継者要件等が厳しすぎる」「書類提出の不備等で納税猶予が取り消される可能性があるため不安」といった中小企業や税理士等の専門家からの声も寄せられており、これらを解決するための以下の見直しが急務である。

（１）書類の一本化・書類の提出先のワンストップ化

５年間の事業承継期間においては、都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならず、利用者にとって事務負担が増加するだけでなく、提出忘れによる猶予の取り消し等といったリスクも指摘されている。このため、提出書類の一本化や提出先のワンストップ化を行い、利用者の利便性向上を図るべきである。

（２）制度適用対象の拡大

①外国子会社株式の対象化

グローバル競争の激化や人口減少による国内需要の縮小等を背景に、中小企業においても海外需要の獲得を目的とした海外直接投資が増加しているが、現行の事業承継税制では、外国子会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外される。中小企業の積極的な海外展開を阻害する恐れがあることから、納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大し、外国子会社株式を対象とすべきである。

②経営承継円滑化法における雇用維持要件の撤廃

平成３０年度税制改正にて事業承継税制の適用を受けた中小企業に対する雇用確保要件が弾力化されたことから、経営承継円滑化法においても、贈与の日から贈与認定申請基準日までの雇用維持要件および相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すべきである。

（３）制度適用後の不安解消

①書類提出の不備等に対する宥恕規定（※）の明確化

書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定の運用を明確化すべきである。

※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

②一般措置利用者に対する特例措置への切り替え容認

一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合（贈与税：１００％、相続税：８０％）の差分は、相続税負担が発生する。

早期かつ計画的な事業承継を促進するという制度の趣旨を踏まえ、一般事業承継税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者に、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

③みなし相続時における後継者に係る代表権要件等の撤廃

贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内（原則として贈与税納税猶予適用後５年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められているが、経営贈与承継期間の経過後はこれらの要件によらず、引き続き納税が猶予されることとなっている。

一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者（贈与者）が死亡した場合、相続税の納税猶予を適用（みなし相続）する際の後継者要件として、贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内と同様の要件が再度課されることとなる。

経営贈与承継期間の経過後、次世代経営者を育成するため、代表権を次の後継者に譲っていたり、あるいは同族関係者内における相続の発生等により株主構成割合が変わっていたりする可能性があるが、事業承継税制の趣旨が「中小企業の事業の継続による雇用の確保を通じた、地域経済の活力維持」であることを勘案すると、贈与税納税猶予適用後５年経過後においても事業が継続されていれば、その趣旨は達成されており、安定的な事業継続の基盤も確立されている。また課税の公平性の観点からも、事業承継税制の適用を受けた非上場株式の保有を続けていることから、特段の問題は生じないものと考えられる。

このため、贈与税納税猶予適用後５年経過後に相続が発生した場合において、後継者が相続税の納税猶予制度を適用（みなし相続）する際の後継者要件（代表権要件、同族過半数要件、同族筆頭株主要件）は撤廃すべきである。

④納税猶予適用後５年間における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

贈与税および相続税の納税猶予における経営贈与承継期間内および経営承継期間内（原則として納税猶予適用後５年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められている。

代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件が満たせなくなる可能性を排除できない。後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、納税猶予適用後５年間における納税猶予の取り消し事由から撤廃すべきである。

⑤建物を売却して買換える場合等に引き続き認定承継会社として扱うこと

平成３１年度税制改正にて、特例措置・一般措置のいずれも「一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から６月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする」との措置がなされた。

事業所等の建物を売却して買換える場合等は、売却してから買換えるまでの期間で資産保有型会社に該当する可能性があり、６月以内での完了は難しいことから、特定資産の買換えの圧縮記帳が認められている期間については、上記の様な事情で資産保有型会社に該当した場合であっても、引き続き認定承継会社として扱うことを認めるべきである。

⑥資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること

資産管理型会社は、従業員数が一時でも５名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみ

とすべきである。

（４）事業承継税制のさらなる周知・ＰＲ
事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

２．事業承継の円滑化に資する税制

（１）贈与税の暦年課税制度と相続時精算課税制度のあり方の見直し
令和４年度与党税制改正大綱に「資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要」「資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」等と記載されており、今後、贈与税の暦年課税制度と相続時精算課税制度のあり方の見直しが行われる見込みである。
一方、わが国の国税総税収に占める相続税・贈与税収の割合は約４％、相続税の課税件数割合は約８％を占め、米国や英国等の諸外国と比較するといずれも高水準であり、非上場株式や事業用資産を後継者へ譲渡する際の相続税・贈与税の負担が重く、円滑な事業承継を阻害する一因となっている。
円滑な事業承継の促進に加え、消費の喚起とそれによる経済の活性化を図るためにも、まずは若年世代への早期の資産移転を後押しすることが最重要であり、その観点から、贈与税の暦年課税制度と相続時精算課税制度は、以下のとおり見直すべきである。

①贈与税の暦年課税制度の維持・見直し
贈与税の暦年課税制度は、若年世代への早期の資産移転を促すことで、事業を承継する者に対して早くから経営者としての自覚を醸成し、経営者としての能力を育成するため、多くの中小企業で長らく活用されてきた制度である。中小企業が事業承継を行う方策の選択肢を確保する観点からも、同制度は維持すべきである。
あわせて、贈与税の基礎控除額（年１１０万円）の引上げ、最高税率の引下げおよび累進度の緩和等の見直しを図るべきである。

②相続時精算課税制度の見直し
平成１５年度税制改正で創設された相続時精算課税制度は、近年、活用件数および贈与財産額が大きく落ち込んでいる。同制度の活用を促進すべく、贈与後の価格下落に伴う課税上のリスクへの配慮（災害等の納税者の責めに帰すことができない事由により著しく資産価額が下落した場合に、当該財産の相続時の時価により精算課税を行う等）、本制度の適用を受けて取得した宅地等に係る小規模宅地等の特例の適用、少額の贈与を相続時の精算課税の対象から除外（少額贈与の申告不要）、および贈与者・受贈者の年齢制限緩和等の見直しを図るべきである。

（２）経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲の見直し
特例事業承継税制は、被相続人および相続人ともに適用対象が大幅に拡充され、代表者以外の者も対象とされたが、民法特例（遺留分の特例）については、旧代表者および後継者１人に限定されたままである。
特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえ、民法特例の旧代表者および後継者要件についても見直しを検討すべきである。

（３）相続時精算課税制度を利用した者に対する特例事業承継税制の適用
現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用することができない。事業承継税制創設時においては、経過措置により相続時精算課税制度適用者も適用できるようにされたことから、特例措置においても同様の措置を設け、相続時精算課税制度の利用者における特例事業承継税制の利用を認めるべきである。

（４）信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化
事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

（５）経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減
事業承継を契機に、経営者個人が会社に貸付けている土地や建物を会社に売却するケースが多いが、「経営者保証に関するガイドライン」で求める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」に資することから、売却時に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減を図るべきである。

（６）担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し
所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。

法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

（7）分散株式の集中化のための税制措置等

商法上、株式会社の発起人が７人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難となっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「６親等内の血族（はとこ）、３親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがために株式の相続税評価が高額となり、当該株主に係る相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を「配偶者および３親等内の親族」に縮小すべきである。

（8）取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加する等、円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値は無いと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、配当還元方式の適用を拡大する等、抜本的に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

（9）純資産価額方式における株式評価の改善

取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直しを行うまでの間、純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を認めるべきである。

- 都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき
- 純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき
- 評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前３カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後３カ月間（あるいは５カ月間）の株価変動を斟酌すべき
- 土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の事業承継の促進のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき
- コロナ禍における評価会社の業績悪化等の後発事象を反映させるよう、純資産価額の算式に特例措置を導入すべき

(10) 現物出資等受入れ評価差額に係る規定の撤廃

非上場株式における相続税評価額は原則、会社規模に応じ、類似業種比準価額、純資産価額を組み合わせて算定することとなっている。

このうち、純資産価額については、財産評価基本通達１８５において、「同通達に従って課税時期の各資産を評価した価額の合計額」から「課税時期の負債合計額」および「評価差額に対する法人税額等に相当する

金額」を控除して計算することとされている。
一方、現行の組織再編税制では、税制適格要件を満たせば簿価、非適格の場合は時価によって資産または株式を移転することとされており、承継資産の引き継ぎ価額が強制的に規定されるため、財産評価基本通達１８６－２（２）（以下、評価差額規定）に記載のある「著しく低い価額で受け入れた資産又は株式」という概念は生じえない。
以上のことから、組織再編税制が整備された後、本規定は実質的に発動しないものと解されていたが、令和３年の通達改正（令３課評２－４３外）に伴い、評価差額規定が現存していることが明らかとなった。
中小企業においては、事業承継に伴う非上場株式の移転に際し、関係会社が複数存在するため、事前に資本関係を整理することがあるが、適格組織再編成を行った場合、評価差額規定によって非上場株式の株価が上昇する可能性があり、円滑な事業承継の阻害要因となる。
組織再編税制の導入により、資産または株式を恣意的な価額で受け入れることができなくなっている実態を鑑み、評価差額規定は撤廃すべきである。

Ⅵ．中小企業の活力強化と経営基盤強化を後押しする税制

１．中小企業の活力強化と経営基盤強化

（１）欠損金の繰戻し還付の対象期間の拡充
コロナ禍からの売上回復が遅れる中、事業継続のための借入等に係る返済をはじめ、資金繰りに苦しむ中小企業は未だ多い。資金繰り支援として有効な繰戻し還付制度は、現状、１事業年度しか遡ることができず、コロナ禍の影響が小さい２０１９年度は既に３年度前であり不十分との声がある。
他方、新型コロナの影響による損失が災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象とされており、同制度の対象期間は２事業年度となっているが、対象となる損失が飲食業者等の食材の廃棄損や施設・備品等を消毒するために支出した費用等に限定され、対象とならないケースが多い。
このため、中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を複数年度に拡充すべきである。

（２）地方税における繰戻し還付制度の創設
コロナ禍からの売上回復が遅れる中、事業継続のための借入等に係る返済をはじめ、資金繰りに苦しむ中小企業は未だ多いことから、中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、地方税（事業税・法人住民税）における繰戻し還付制度を新たに創設すべきである。

（３）賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活
賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

（４）中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し
平成２９年度税制改正にて、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去３年平均）が１５億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。
このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

（５）中小企業の国際化支援に資する税制措置

①中小企業における外国子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現
平成２１年度税制改正にて、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、外国子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、外国子会社投資関連費用として５％分が相殺され 95％が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

②租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し
成長著しい中国やインド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なＰＥ課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

③外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の３年から米国並みの１０年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

④海外投資リスクを軽減する税制措置

国際的な資源獲得競争が激化する中、資源・エネルギーの安定供給に向けたわが国企業による探鉱・開発促進の観点から、海外投資等損失準備金の拡充を図るべきである。

また、中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違い等に直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度を創設すべきである。

あわせて、外国子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、外国子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも１年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

⑤国際的な法人税の見直しへの対応

経済のグローバル化およびデジタル化の進展に伴う国際的な租税回避行為への対抗措置として、国際的な法人税の見直しが協議され、２０２１年１０月、ＯＥＣＤ加盟国を含む１３６カ国・地域は新たな法人課税ルールに最終合意した。今後、国内での法制化に向けた議論に際しては、海外展開に活路を見出そうとする中小企業等に影響が及ばないよう十分に配慮すべきである。

（6）研究開発型スタートアップの支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬等の研究開発型スタートアップを支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

（7）私的年金の普及・拡大

①企業年金の積立金にかかる特別法人税の撤廃

企業年金積立金に対する特別法人税は、企業年金の持続性・健全性を著しく損ない、とりわけ中小企業に対する企業年金の普及・拡大という目指すべき政策の方向性に反するものであり、また「拠出時、運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反していることから撤廃すべきである。

②企業型確定拠出年金における拠出限度額の引上げ

高齢化が進展する中、老後の生活保障をより充実させる企業年金の果たす役割はますます重要となっているが、企業型確定拠出年金における現状の拠出限度額（月額５．５万円）では、企業や従業員のニーズに応じた多様な退職給付制度を設計することが困難となっている。このため、同年金における拠出限度額の引上げを行うべきである。

③企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の自由化

企業型確定拠出年金のマッチング拠出において、従業員は、事業主掛金を超える金額を拠出できないため、拠出枠を十分に活用できず、従業員の自助努力による資産形成の取り組みが阻害されている。このため、マッチング拠出における加入者拠出金の限度額規制を撤廃すべきである。

④ｉＤｅＣｏおよびｉＤｅＣｏプラスの拠出限度額の引上げ

ｉＤｅＣｏ（個人型確定拠出年金）およびｉＤｅＣｏプラス（中小事業主掛金納付制度）における拠出限度額は月額２．３万円となっており、企業型確定拠出年金の拠出限度額と比較して見劣りしている。

とりわけｉＤｅＣｏプラスは、これまで企業年金を導入することが難しかった中小企業にとって、低コストで自社の福利厚生の充実を図ることができる優れた制度であることから、これらの制度における拠出限度額について、少なくとも企業型確定拠出年金の拠出限度額と同額とし、同制度の普及・拡大を通じて従業員の資産形成を後押しすべきである。

（8）研修旅行や従業員レクリエーション旅行の非課税要件の緩和

企業が実施する研修旅行や従業員レクリエーション旅行の費用を非課税（福利厚生費として支出し、従業員は給与として課税されない）とするには「参加人数が全体の５０％以上」等の要件を満たす必要があるが、感染防止の観点から複数回に分けての開催や、子育て世代の従業員やパート・アルバイトの参加率が低迷する中での開催を計画する企業にとってはこの要件が大変厳しく、実施の障害となっている。従業員の人材育成や従業員同士のコミュニケーション活性化の取り組みを推進する観点から、同要件は緩和すべきである。

またこれにより、コロナ禍の長期化により厳しい経営状況に置かれているホテル・旅館にとって、法人利用の増加につながることも期待できる。

２．消費税制度の見直し

（１）軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべき

商工会議所はかねてから、軽減税率制度は社会保障財源を毀損することや、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。軽減税率制度は２０１９年１０月に導入されたが、事業者や税理士等からは依然として単一税率に戻すべきとの声が根強くあがっている。

こうしたことを踏まえ、軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべきである。

なお、必要な低所得者対策は、マイナンバーの利活用による給付措置により行うべきであり、対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきではない。

（２）消費税の滞納防止、事業者の経理事務負担の軽減措置

・任意の中間申告制度について税理士・事業者への周知徹底を図るほか、直前課税期間の年税額の多寡によらず、中間納付額や納付回数を任意に設定できる新たな分割前納制度の創設による消費税の滞納防止
・「収益認識に関する会計基準」導入に伴い生じる、法人税の収益認識と消費税の課税売上の処理の差異の解消

（３）消費税の非課税取引における事業者負担の軽減措置

福祉車両販売や住宅貸付等の仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁が困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、全額仕入税額控除できる課税売上割合の下限を引き下げる等、事業者負担の軽減措置が必要である。

（４）免税手続カウンターにおける特定商業施設要件の緩和

免税手続カウンターにおける特定商業施設は、消費税法施行令第１８条の２において商店街振興組合や中小企業等協同組合の当該地区等に限られているが、中小企業庁の調査（商店街実態調査報告書）によると約７割が任意団体であり、多くの商店街が対象外となっている。そこで、商店街振興組合や中小企業協同組合と同程度の事項が定款に定められている任意団体を対象にする等、要件を緩和すべきである。

３．事業再生・再編の後押し

（１）協議会関与の下での事業再生等の私的整理が無税償却の対象となることの明確化

コロナ禍の影響で過剰債務を抱えた中小企業の事業再生の本格化に備え、法的整理よりも事業価値の毀損度合いが少ない私的整理の取り組みを推進していくことが求められる。「中小企業活性化協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）および「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合、無税償却の対象となる合理的な再建計画に該当する旨を、法人税基本通達に明記すべきである。

（２）企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる企業再生税制において、「２以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっており、私的整理を進めるうえの障害となっている。このため、合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合であっても企業再生税制の適用が認められるよう、要件を拡大すべきである。

（３）資産の評価損益の計上要件の緩和

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようにすべきである。

（４）経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、２０１３年４月１日から２０２５年３月３１日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、２００９年１２月４日か

ら２０１６年３月３１日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」に対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

（５）サービサーによる債権の買取りに係る債務免除益の繰延べ

「基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等の一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りの際に発生する債務免除益について再生計画期間中は課税を繰延べ、再生計画期間後５年間等、一定期間で均等額以上を益金に算入する等の措置を講ずべきである。

（６）青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

（７）保証債務を履行するために土地建物等を譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物等を譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

（８）再生計画に基づき新規取得した固定資産に係る固定資産税の軽減

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

（９）経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業活性化協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難である。こうしたケースにおいては、再生計画合意後１年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、所得税法第９条（非課税所得）第１項第１０号を適用可能とするとともに、無資力判定に係る要件を明確化して、予見可能性を高めるべきである。

(10) 事業承継・事業再生一体型計画の場合の特例措置の創設

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業に事業承継が必要であり、かつ、事業承継・引継ぎ支援センター等の非営利機関によって選定されたスポンサー企業により事業承継が行われることを含む再生計画のときは、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、繰越期限が経過した青色繰越欠損金について損金算入ができる特例措置を講じるべきである。

(11) 計画期間中の納付税額の軽減および延滞税の免除

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業が滞納租税を再生計画に基づいて分割納付するときは、再生企業の納税の猶予または換価の猶予の適用について、当初の猶予期間とあわせて２年を超える猶予期間の延長を認めるべきである。また、計画期間中は担保の提供を要さずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を免除することにより、再生企業の資力の回復を促進し、早期再生を支援すべきである。

(12) 特別清算による債権の切り捨てに係る貸倒損失の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って第二会社方式による再生計画が策定された場合において、個別和解型の特別清算により旧会社を清算するときは、特別清算で切り捨てられる金銭債権については、協定型の特別清算に係る債務免除と同様に、法人税基本通達９－６－１（２）に該当する貸し倒れの事実が生じたものとして、貸倒損失による損金算入を認めるべきである。

Ⅶ．多様な働き方と子育て世代への支援拡充に資する税制等

（１）第３号被保険者制度の抜本的見直し

年金をはじめとする現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列といったいわゆる日本型雇用と、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという家族形態を標準モデルとしてきているが、現在では、働き方や家族のあり方が大きく変化し、雇用形態も多様化する中、共働き世帯が多数を占めている。

また、被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる１３０万円の壁（手取額の目減りによる

段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。
こうした状況を踏まえ、また、共働き世帯との公平性を確保するため、第３号被保険者制度については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべきである。

（２）非正規従業員等の労働時間調整を解消する所得税に係る控除制度の見直し
慢性的な人手不足に悩む中小企業においては、足元の物価高や最低賃金の引上げ等の影響を踏まえ、人材確保のために賃上げに踏み切る企業が増えている。一方で、企業側に賃上げを行う意欲があっても、パート・アルバイトの従業員が多い業種等からは、従業員本人に所得税がかからない、いわゆる「１０３万円の壁」や配偶者特別控除を最大限に受けられる「１５０万円の壁」を意識した労働時間の調整を行う従業員が増え、その代替となる人材の確保に苦慮しているとの声も寄せられている。
配偶者特別控除の導入により世帯ベースでは一定の成果がみられたものの、これらの壁は依然として、世帯の主たる生計者ではないパート・アルバイトの従業員における労働意欲を阻害していることから、所得控除額の引上げ等により、働きたい人がより活躍できる制度とすべきである。

（３）公的年金等控除の見直しによる子育て世代への支援の拡充
消費税率１０％の範囲で一定期間、持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速するとともに高齢者の応能負担割合を高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、新たな労働参画等により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等、少子化対策へ重点的に配分すべきである。
平成３０年度税制改正にて、公的年金等控除について、年金以外の所得が１，０００万円超の年金受給者の控除額の引下げ等が行われた。高齢者の応能負担割合を高める観点から、引き続き、公的年金等控除の見直しを検討し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

（４）事業主拠出金の運用規律の徹底
子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、商工会議所はかねてから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源もあわせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。
多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業や認可保育所の運営費（０～２歳児相当）の補助に係る助成金の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されている。政府は、「新子育て安心プラン」の実行に際し、事業主拠出金率を段階的に引上げ、最終的には０．４３％程度とすることを想定しているが、運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げることなく、特に、今後は積立金の余剰分の動向等も勘案したうえで、料率の引下げも視野に入れて検討されたい。また、待機児童解消への貢献度等、企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

（５）子育て世代への支援に資する税額控除制度への移行
現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収３００万円～４００万円）には税負担の軽減効果が小さい。
このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦（夫）世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦（夫）が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

Ⅷ．東京都に対する要望

東京都ではコロナ禍において累次の補正予算を編成し、都内事業者の事業継続を支えてきたところではあるが、長期化するコロナ禍に加え、急激な円安等による原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、コスト上昇分の価格への転嫁の遅れによる収益圧迫等により、都内事業者は大きなダメージを受けている。
こうした中、地域経済や雇用を支えてきた中小企業等を引き続き力強く支援し、ビジネス変革等の挑戦を後

押しすることが必要である。

１．中小企業のビジネス変革等の挑戦や経営基盤強化を後押しする税制

（１）固定資産税、事業所税、都市計画税等の減免

固定資産税、事業所税、都市計画税等は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるものであり、厳しい状況下にある中小企業にとって、事業継続や雇用維持等、コロナ禍からの経営再建のみならず、ビジネス変革への取り組みを進めるうえで大きな阻害要因となっている。

こうした状況を踏まえ、以下の措置を講じるべきである。

・令和４年度に講じられた商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置の継続
・商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準引下げ条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１倍）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引下げ）
・小規模非住宅用地に係る２割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化

（２）償却資産に係る固定資産税の廃止・軽減

原材料価格の高騰によるコスト上昇に歯止めがかからず、また価格転嫁が困難である多くの中小企業は、収益が確保できず赤字計上を余儀なくされている。赤字企業にも課税される償却資産に係る固定資産税は、厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を継続する事業者の投資意欲を削ぐものであり、サプライチェーンの強靭化が求められる中、企業の国内投資を阻害する要因となる。また国際的に見ても稀な税制であることから、廃止すべきである。

なお現在、償却資産に係る固定資産税を最大でゼロにする特例措置が講じられており、今年度末をもって廃止することが決定しているが、政府が「成長と分配の好循環」の実現に向けて民間投資の喚起を目指す中、成長に向けて投資した設備に対して固定資産税を課すことは、中小企業の投資意欲と効果を減退させるものであり、政府方針に逆行する。また足元では大企業製造業の国内回帰も一部に

れており、これに合わせ、サプライチェーンを構築する中小企業が行う設備投資を支援することも極めて重要である。こうした観点から、償却資産に係る固定資産税の廃止が実現するまでの間は、現行の特例措置の継続や新たな措置の創設により、税負担を軽減すべきである。また現行の特例措置が継続される場合は、設備購入から一定期間内に先端設備等導入計画が受理されれば本特例を適用できるようにすべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産については、国税（３０万円）と地方税（固定資産税（２０万円））で対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（３）創業支援に資する税制措置の拡充

東京都が策定している『「未来の東京」戦略ｖｅｒｓｉｏｎ　ｕｐ　２０２２』にて、多様なスタートアップを育成するため、スタートアップ支援拠点の強化や資金調達支援等が示されている。女性・若者・シニアをはじめとした様々な層が創業を志し、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

・創業後５年間の法人事業税や法人都民税の減免
・創業者を対象に家賃を減免してオフィスを提供した事業者に対する優遇制度（固定資産税の減免措置、地方税の税額控除等）

（４）高度な防災都市を実現するための税制

首都直下地震・南海トラフ地震や大規模な風水害による影響、被害を最小限にとどめるためには、都市防災力の向上が重要かつ喫緊の課題である。

「災害の脅威から都民を守る強靭で美しい東京」を実現するためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。官民が総力を挙げて取り組み、東京を安全・安心な都市にする必要があり、税制の面で以下の措置を講じるべきである。

・ＢＣＰ策定や訓練の実施率向上を図るためのインセンティブとして、ＢＣＰの導入企業が建物・工場、免震・制振装置および自家発電装置等について防災・減災目的で改修工事や建替え、新設する場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免すべき
・密集市街地（木造住宅密集地域、老朽ビル集積地等）、緊急輸送道路沿道建築物等の防災・減災や、帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には法人および個人事業税を減免する措置を創設すべき
・オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、自主的に備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合、固定資産税・都市計画税の減免対象とすべき

２．世界経済を牽引する東京の活力強化に向けた税制

（１）中小企業のデジタル化推進に向けた環境整備

東京商工会議所が２０２２年６月に実施した調査によれば、小規模な企業ほど帳簿作成等の経理事務を手書きで行っている割合が高く、特に売上高１千万円以下では５割弱を占めている。

バックオフィス業務のデジタル化は、事業者にとって経理事務の負担軽減はもとより、資金繰りの把握が容易になる等、経営面からもメリットが大きい。また、行政にとっても電子帳簿・電子申告・電子納税の促進は徴税コストの低減に寄与することから、以下の措置を講じるべきである。

・東京都および周辺自治体における電子帳簿・電子申告・電子納税の普及促進
・東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払報告書の様式統一

（２）企業活動の拡大を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中にあって、既にその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。また、課税算出根拠が「事業所面積」と「従業員給与」であり、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

こうしたことから、事業所税については早急に廃止すべきである。

なお、少なくとも、現行制度にて、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、速やかに廃止すべきである。

（３）外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

東京がビジネス拠点として選ばれ、「稼ぐ東京」へとさらなる進化を遂げるためには、立地競争力を強化していくことが不可欠であり、企業の成長を阻害する税制は抜本的に見直す必要がある。

外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増し、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。経済の好循環や東京の活性化を阻害するものであることから、外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対する。

（４）法人事業税・法人都民税の超過課税の廃止

法人税改革の結果、わが国の法人実効税率は、２９．７４％（２０１８年度）にまで引下げられたが、東京都においては、３０．６２％と、３０％台に止まっている。

東京都が掲げる「稼ぐ東京」の実現に向け、全ての業種にて法人事業税・法人都民税の超過課税を廃止し、次世代につなぐ中小企業・地域産業の活性化を図るべきである。

（５）事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとすれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の１月１日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等寄附行為が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのＩＣＴ化推進・納税環境整備が不可欠である。

以　上

２０２２年度第９号
２０２２年９月８日
第７５０回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、東京都知事・幹部、東京都選出国会議員、東京都議会議長・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞
【中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制】
○中小企業経営強化税制の延長（２年間）
○中小企業投資促進税制の延長（２年間）
○償却資産に係る固定資産税の特例措置の創設（２年間の時限的な措置）
・先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等の固定資産税を最初の３年間、１／２軽減する特例措置。さらに、雇用者給与等支給額を１．５％以上増加することを従業員に表明した場合は最大５年間、固定資産税を２／３軽減
○研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の延長（３年間）・拡充
・控除率や控除上限について、メリハリのある形に見直し
・研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象を大幅に拡大　等
○中小企業者等に係る軽減税率の特例の延長（２年間）
○中小企業防災・減災投資促進税制の延長（２年間）・拡充
○スタートアップへの再投資に対する非課税措置の創設（エンジェル税制の拡充等）
・株式売却で得た利益をスタートアップへの再投資や起業に使う場合、売却益のうち２０億円までは投資額に相当する分を非課税とする制度の創設　等
○オープンイノベーション税制の拡充
○デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）投資促進税制の延長（２年間）・拡充
○パーシャルスピンオフ税制の創設
○ストックオプション税制の拡充
○国外転出時課税制度の見直し
○暗号資産の期末時価評価課税の見直し
○企業の教育への積極的な関与を促進するための措置の創設
・私立の大学・高専・専門学校（大学卒業相当）を設置する学校法人等の設立のために企業が支出する寄付金について、一定要件のもと全額損金算入可能に

【消費税インボイス制度導入に向けた負担軽減措置】
○インボイス発行事業者となる免税事業者の税負担の軽減
・免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の２割に軽減（３年間の経過措置）
○中小企業等の事務負担の軽減
・前々年の売上高が１億円以下または前年の上半期の売上高が５千万円以下の事業者における１万円未満の仕入については、帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能に（６年間の経過措置）
・少額な値引き等（１万円未満）について、返還インボイスの交付義務を免除
○原則２０２３年３月末までに必要だった登録申請について、２０２３年４月以降でも可能に

【わが国のビジネス環境整備等に資する税制】
○電子帳簿保存法（電子取データの保存）の要件緩和
・システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置の創設
・検索機能の確保の要件の緩和
○源泉徴収票・給与支払明細書の電子化に向けた本人同意の廃止

【地方創生・内需拡大を後押しする税制措置】
○地域未来投資促進税制の延長（２年間）・拡充
○長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例の延長（３年間）・見直し
○都市再生促進税制に係る特例の延長（３年間）・拡充
○市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換特例の延長（３年間）
○住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例措置の延長（２年間）

○サービス付き高齢者向け住宅に係る特例措置の延長（２年間）
○地域福利増進事業に係る特例措置の延長（２年間）
○低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の１００万円特別控除措置の延長（３年間）・拡充
○空き家を売却した際の譲渡所得から３，０００万円を特別控除できる特例措置の延長（４年間）・拡充
○不動産特定共同事業に係る特例措置の延長（２年間）・拡充
○土地譲渡益に対する追加課税制度の適用停止措置の延長（３年間）
○優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減措置の延長（３年間）・見直し
○土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長（３年間）
○Ｊリート等が取得する不動産に係る特例措置の延長（２年間）
○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長（２～３年間）

【円滑な事業承継の実現に資する税制】
○暦年課税の存続・見直し
・相続財産に加算する期間を７年に延長
・延長した期間（４年間）に受けた贈与のうち１００万円を非課税に
○相続時精算課税制度の見直し
・毎年の贈与に係る基礎控除（１１０万円）の創設
・贈与した土地・建物が被災した場合は被災相当額を控除

【その他】
○防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
・２０２４年以降の適切な時期に、法人税・所得税・たばこ税に関する措置を導入。法人税については、法人税額に対して税率４～４．５％の新たな付加税を課す。ただし、中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から５００万円を控除する
○車体課税の延長・見直し
・自動車重量税のエコカー減税の延長（令和５年末まで）・見直しのうえ延長（３年間）
・自動車税及び軽自動車税の環境性能割の延長（令和５年末まで）・見直しのうえ延長（３年間）
・自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例の延長（３年間）　等
○企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税停止措置の延長（３年間）
○結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長（２年間）
○教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長（３年間）
○ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化
○新型コロナに関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長　等

１２．国の防災・減災対策に関する重点要望～レジリエントな都市の構築に向けて～

＜基本的な考え方＞
２０２０年４月の中央防災会議ワーキンググループによる富士山の大規模噴火時の広域降灰対策報告書、また翌年３月の「富士山火山防災対策協議会」による富士山ハザードマップの改定、さらに本年５月の東京都による首都直下地震被害想定の見直しと、大規模災害への相次ぐ警鐘に企業は緊張感を高めている。気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化も重なり、住民・企業からは、安全・安心を確保できる、強靭（レジリエント）で持続可能な都市「東京」の早急な構築を求める声が強くなっている。
政府は、２０２０年１２月、１２３対策・１５兆円規模から成る「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を決定し取組の加速化・深化を図るとともに、地方公共団体等の災害対応力強化や流域治水の推進等、各省庁においても、防災・減災対策を着実に進めている。
高まりつつある災害のリスクに対応するには、防災・減災、国土強靭化対策のステップアップが必要である。そのためには、各々の住民・企業が自ら危機を再認識した上で、「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で共有し、自律的な対策を推進する必要がある。

当所では、兼ねてから「自助・共助」の取組み底上げによる、「強い輪」の構築が必要と主張してきた。とりわけ、企業においては、顧客や取引先等の他人に迷惑をかけない、との意識の下、強靭なサプライチェーンの構築に向けた防災活動の強化を図ることが重要である。

行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らみがちな一方、対応資源は限られている。従って、「自助・共助」により「公助」への需要を減らし、「公助」は広く国民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。

その際、民間の知恵と工夫を活用した、官民連携による取組が不可欠である。防災・減災、国土強靭化に貢献する民間企業の意欲的な取組を促す施策を展開することにより、官民の持ち味を生かした対策を推進することが、社会全体のレジリエンス強化につながる。

以上のような考え方のもと、政府におかれては、省庁間ならびに政府と地方公共団体との緊密な連携の下、以下の政策課題に迅速かつ着実に取り組まれたい。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

【要望項目】

上記の通り、「自助・共助・公助」のそれぞれの役割による火山噴火、大規模風水害、首都直下地震への対策の強化が必要である。

こうした考え方の下、東京および首都圏の都市防災力を強化するために必要な政策や、民間における取組みの推進にあたり特に重要な項目については「Ⅰ．重点要望項目」として、引き続き取組みの推進が必要な項目については、「Ⅱ．継続要望項目」として、下記のとおり要望する。

Ⅰ．重点要望項目

１．富士山噴火の被害・課題の速やかな提示

富士山は、１７０７年の宝永噴火以降３００年以上にわたり噴火が確認されていないものの、ひとたび噴火すれば広範囲にわたり影響を及ぼすことから、被害軽減に向けた対策が求められる。

なかでも、東京をはじめとした首都圏においては、噴火に伴う降灰への対策が大きな課題である。中央防災会議の下に設置された「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告書では、富士山が宝永噴火規模の噴火をした場合、鉄道・航空の運行や道路の交通への支障、電力・通信の停止、上水道の断水、下水道の閉塞、火山灰の重みによる建物の倒壊等、様々な影響が生じる可能性があることが示されている。

東京２３区の事業者からも、これらの事象に対する懸念の声が多く寄せられている。一方、当所のアンケート調査によれば、「ＢＣＰで想定している災害」の質問に対し、「火山噴火」を選択した企業はわずか７．４％と、地震や水害と比べると少なく、対策は進んでいない。

ＢＣＰ（事業継続計画）をはじめとした対策の検討にあたっては、各拠点における被害想定が重要となる。従って、各企業が対策を検討できるよう、国は想定される被害や課題を引き続き具体的かつ精緻に整理し、速やかに提示することが必要である。

例えば、昨年１１月に行われた実際の火山灰を用いた走行実験では、火山灰の堆積が深さ１０センチを超えると二輪駆動車が走行不可となり、またチェーンを着けると埋もれてしまうなどの問題が明らかになった。こうした結果を踏まえ、官民で対策を検討していくことが不可欠である。

また、企業等の事業継続のためにも、インフラ施設の早期復旧やライフラインの確保が重要であることから、想定される被害や課題に加えて、これらの対策について検討が急がれる。加えて、上記の報告書では、処理が必要となる火山灰の量は、東日本大震災の災害廃棄物量の約１０倍に相当すると試算されており、火山灰の一時集積所の指定や集積場所の確保に際しての広域連携等について、国や地方公共団体等での検討も必要である。

＜地域・企業の声＞
- 富士山噴火等による降灰では、車のエアフィルターの詰まりや信号機の漏電により、交通麻痺が起こると聞く。火山灰の量に応じた道路毎の利用制限を決めて、周知徹底が必要。（自動車賃貸業）
- 富士山の大規模噴火に伴う首都圏への影響は、一企業だけではなく、日本全体に及ぶ問題として捉え、産官学の連携による大きな視点での検討が必要と考える。（製造業）
- 降灰の状況は風向きによって異なるため、被害想定の検討が必要。ＢＣＰの立て方も異なる。（サービス業）
- 企業としては危機が迫るタイミングがわかるとＢＣＰ等の計画を立てやすい。（サービス業）

２．賑わい形成を梃子とした流域治水、広域避難・垂直避難等の推進

①流域治水、高台まちづくりの推進

気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水や高台まちづくり等、ハード・ソフト両面からの取組みを加速していく必要がある。

荒川、江戸川、多摩川といった河川における高規格堤防の整備は、首都圏を洪水から守るとともに、良好な都市空間や住環境の形成に資することから、まちづくりを進めていく上でも重要な事業である。地域の賑わい創出に向けて、民間事業者が高規格堤防整備と合わせて川裏法面の敷地を緑地等とした際の容積率の割増しやオープンカフェ等営業活動における使用を可能とすること等、民間事業者等による河川周辺の敷地の活用を促進する制度は、平時から付加価値の高い防災・減災対策を実現するものであり、これを梃子として流域治水を推進された

い。その際、土地区画整理事業等の様々なまちづくり手法と連携し、地域のニーズを踏まえた実施方法を検討することにより、整備を加速化されたい。

また、海抜ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物や水没地域外への避難路の整備を求める声が、事業者からも寄せられている。高層の建物や避難スペースの整備等と、高規格堤防等を組み合わせた高台まちづくりを、国と東京都の連携のもと推進することが重要である。

あわせて、上流における調節池の整備や洪水時の利水ダム等の活用は、下流地域の水害リスク軽減につながるものである。国土交通省は、荒川調節池群の洪水調節容量を約２．３倍とする荒川第二・三調節池の整備を進めており、迅速かつ着実に推進することが必要である。一方、こうした上流における治水対策では、地域の負担と受益が乖離するとの意見もある。流域における治水インフラのストック効果を見える化することによって、上流や下流も含めた流域全体の住民・企業等の理解を深めるとともに、官民の連携により「治水機能の確保・向上」「カーボンニュートラル」「地域振興」の実現を図る「ハイブリッドダム」等の整備が期待される。

上記の施策に加えて、令和３年度税制改正にて創設された災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置も延長すべきである。

こうした取組みの加速化にあたっては、関係省庁や地方公共団体、企業等との緊密な連携が不可欠である。国土交通省のリーダーシップの下、あらゆる関係者の積極的な関与を引き出し、ハード・ソフト一体となった種々の対策が確実に実施されるよう取り組まれたい。

＜地域・企業の声＞
- 令和元年の東日本台風では、多摩川、丸子川に囲まれた地域で浸水被害が多数発生し、水害時の避難場所の周知不足や受入れスペースの不足等の課題が浮き彫りになった。また、田園調布地区の堤防、遊水池、貯留施設の整備、河川事務所の排水ポンプ車の追加配備等が必要。（土木工事業）
- 再開発にあわせて地下貯留施設を整備した。想定外をなくす観点から、行政と連携して、更なる水害対策を計画的に実施することが重要。（総合建設業）
- 河川を防災だけでなく、賑わい創出等、付加価値を高めていくのはいい取組み。高台まちづくりによって新しいまちができ、船による観光を通じて、高規格堤防の重要性も認識できる。（保険業）
- 高台まちづくりも重要だが、来年再来年にも荒川氾濫が起きかねない。総合的な機能を備えた避難所の拡充、現時点で水害時の避難所に適していない学校等の整備も行ってほしい。（卸売業）
- 重要事項説明では避難場所について説明するが、５ｍの浸水になるため逃げられる場所がなく説明が難しい。広く、高い場所へ行ってくださいというしかない。こうした地域では、マンションの３階以上に避難スペースを作り浸水時に開放する、ということも必要と考える。（不動産業）
- 港区の芝浦港南地区では、高潮と大潮が重なると甚大な被害が想定されるので、水門の開閉管理が重要。（不動産賃貸業）

②広域避難・垂直避難等大規模風水害対策の着実な実施

大規模水害時の避難については、今年３月の「広域避難計画策定支援ガイドライン」の取りまとめを踏まえ、内閣府と東京都を座長とする「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」が設置され、「広域避難先の開設・運営」、「避難手段・誘導」、「情報発信・伝達」の３つの観点から具体的な検討が行われている。

同ガイドラインでは、いわゆる「分散避難」の考え方に基づく複数の避難行動パターンを組み合わせた検討を踏まえ、行政で避難先の確保が必要な広域避難者を約７４万人と試算している。しかしながら、この試算結果は各住民が適切な避難行動をとることが前提である。地方公共団体等との連携のもと、平時から国民・企業等への周知徹底を図り、事前の対策を促すことで、実効性を高めることが重要である。

加えて、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について、昨年３月の当所会員へのアンケートでは、「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい」（７７．３％）「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域一括で情報提供してほしい」（７６．７％）との回答が多くあがった。このような企業の声を十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が必要である。

また、東京都の調査では、災害時の情報収集手段について、「テレビ」との回答が各年代において最多であったが、当所の会員企業への調査では、「ＳＮＳを除くインターネット」との回答が８２．０％と最多であった。風水害が予想される際の情報発信においては、複数手段を効果的に組み合わせる等住民や企業、来街者といった情報の受け手側の特性の違いを考慮されたい。なお、住民・企業が発災時の避難情報等を理解し、適切な行動をとるためには、平時からの取組みが不可欠であることを重ねて強調したい。

さらに、近年は線状降水帯による大雨の被害が各地で相次いでいる。今年８月には、東北地方や北陸地方において線状降水帯が発生し、５１水系１３２河川が大雨により氾濫した。気象庁は今年６月より、線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけを開始した。今後、技術面・運用面でさらなる改善を重ね、迅速かつ正確な情報提供の実現に取組まれたい。

＜地域・企業の声＞
- 区の避難所に学校が指定されているが、学校は３階建程度で、浸水の想定を踏まえると十分な高さがないので心配している。（不動産業）
- 洪水の際、かなりの災害が予想されるので、町会や自治会などで避難に関する活動や業界団体で周知を進めているが、なかなか難しい。（建築設計業）

３．新たな被害想定を踏まえた首都直下地震対策の展開
①交通・物流ネットワークの強靭化、電力・通信の確保
首都直下地震の発生時に、被害を軽減し、迅速な復旧・復興活動を実現するためには、交通・物流ネットワーク等のインフラや電力・通信をはじめとしたライフラインの強靭化が不可欠である。
今年５月に東京都が公表した首都直下地震の新たな被害想定においては、「身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相」として、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動きや救出救助機関等による応急対策活動の展開が時系列で示されたが、このなかで、発災後は橋梁等の被害や沿道建物・電柱等の倒壊により、至る所で道路寸断が発生することが想定されている。
国土交通省は、災害時に「被災する道路」から、「救援する強靭道路」の構築を掲げ、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定２車線区間の４車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を行っている。大規模地震発生の切迫性を鑑みれば、被害状況の把握や救出救助、消火活動、緊急支援物資の輸送等の着実な遂行を担保する交通・物流ネットワークの強靭化は急務であり、強力に推進されたい。
加えて、迅速な復旧・復興活動の展開には、電力・通信の確保も重要である。今年３月に発生した福島県沖地震では、火力発電所の停止により、電力の需給バランスが崩れ、東京都内で約７０万軒という大規模な停電が発生した。我が国の経済を支える首都圏においては、停電による影響は極めて大きく、電力の安定供給は重要な課題である。
電力の安定供給に向けては、エネルギー拠点の分散配置と省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大が必要である。特に都心や郊外においては、熱効率に優れたコジェネレーションシステム等の導入と面的なエネルギー利用を図ることが望ましい。国土交通省は、「国際競争業務継続拠点整備事業」としてエネルギー導管及びその付帯施設の整備に要する費用について、５分の２の補助を行っているが、コジェネレーションシステムの整備は災害対策のみでなく、カーボンニュートラルにも資する事業であることから、積極的な支援が必要である。
加えて、住宅やビルの高断熱化・高効率設備の導入とともに、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を備えるＺＥＢ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）やＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、非常用電源としても活用できる電気自動車等のＺＥＶ（ゼロ・エミッション・ビークル）の普及を図ることは、災害時の電力確保にもつながるものである。よって、太陽光パネル設置等の費用負担に対する財政支援の拡充や、電気自動車・燃料電池自動車等ＺＥＶ普及のための充電・充填設備等インフラの早期整備が必要である。
一方、本質的な解決策は電力安定供給の確保である。その際、低炭素化との両立を図るためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備などが極めて重要であり、その推進に向けて、国民・企業の意識醸成を図ることが必要である。
加えて、災害時の迅速な対応には、通信の確保も不可欠である。情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じ、強靭・高速・大容量の全国的なネットワークを構築し、安全・安心を確保する必要がある。とりわけ、避難所や医療機関等災害時に重要な役割を担う施設においては通信ネットワークの整備や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）の検討等の取組みを強化することが重要である。
なお、地震に対する交通・物流ネットワークの強靭化、電力・通信の確保に向けては、無電柱化も有効である。国土交通省は無電柱化推進計画の下、新設電柱の抑制に取り組んでいるが、昨年４月から１２月の９カ月間で、約３．３万本の電柱が純増したとされている。この約８割は民地に設定されていることから、無電柱化の必要性について広く周知し、民間による取組みを促していくことが重要である。加えて、全国の地方公共団体の約８割が過去５年間に無電柱化事業を実施したことがないことから、国土交通省が今年３月に公表した「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）」を広く周知するとともに、無電柱化事業の実施にあたりきめ細かな支援を展開されたい。なお、避難施設等へ向かう主要な生活道路をはじめとして、重点地域を決めて、推進することも必要である。
まちづくりの観点からの地域住民発案による無電柱化等、好事例についても周知することにより、民間発案による無電柱化の横展開に向けた取組みも検討すべきである。

＜地域・企業の声＞
・電力の安定度は極めて脆弱。首都直下地震により湾岸の火力発電が止まってしまう恐れ。東京への電力供給を安定化していくべき。（電気工事業）
・今年３月からの電力逼迫を踏まえ、再生可能エネルギーだけでなく、原子力発電も含めたエネルギーの安定供給に関する指針を行政に確立いただきたい。（製造業）
・ＢＣＰの実行のためにも、電力・通信インフラの強化が必要。（運輸業）
・ある程度の規模のビルであれば非常用電源が入っているが、数時間しか動かない、カバーしているのは一部だけということが多い。ポータブルな蓄電池を用意する必要がある。（製造業）
・国道の無電柱化はかなり進んでいるが、区道はまだほとんど電柱があり、倒壊して停電の発生や通行の妨げになることを懸念している。（電気工事業）
・インフラの維持・強化はさらに必要だと考える。地震被害を少なくするため、電柱の地中化も重要だと思う。（サービス業）

②実効性ある帰宅困難者対策の推進

東京都帰宅困難者対策条例では、都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制、３日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。しかしながら、制定から１０年を経て、鉄道等公共交通機関の耐震化やスマートフォン等デジタル技術の進展など、社会状況に変化が見られることから、内閣府や東京都等から構成される「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」では、３日間の一斉帰宅抑制の原則を維持しつつ、柔軟性のある帰宅困難者対策について検討が進められている。

当所会員企業を対象とした調査では、帰宅困難者対策条例について「努力義務の内容を含めて知っている」と回答した企業は４２．２％に留まる。大地震発生時の適切な行動を促すためには、日頃からの情報提供を通じて、正しい理解と認知度向上を図ることが重要である。企業はもとより、家庭や学校等様々なチャネルを通じた平時からの周知啓発を一層強化されたい。

また、各企業やその従業員は、発災時、被害状況や公共交通機関、道路等の交通状況、一時滞在施設の開設状況等について速やかな情報提供を求めている。民間企業の提供するアプリケーション等とも連携し、デジタル技術も活用した情報収集・提供手段を検討されたい。

あわせて、一時滞在施設においては、円滑な受入れや混雑状況のリアルタイムでの把握につなげるため、受入れの際の手続きをデジタル化することが必要である。感染症拡大中の問診票の取得や、受入期間中の食料などの配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。

加えて、鉄道が早期に運行再開した際には、帰宅を支援することも検討されている。各企業は、従業員の安全を最優先に帰宅を判断する必要があることから、仮に分散帰宅を促す際の判断基準等を示すことが、混乱回避の観点からも望ましい。

＜地域・企業の声＞
- 夜間人口と昼間人口に大きく差があり、昼間に発災すると、多数の帰宅困難者が発生する。その多くは企業の従業員であり、行政と企業との連携が必要。（建築設計業）
- 全員が帰宅しないのが理想だが、移動する人が出てくるはず。災害時にどの道路は誰が使用できるなどルール作りをした方がスムーズに事が運ぶのではないか。（自動車賃貸業）
- 帰宅困難者や道路渋滞により緊急自動車が通れないのは問題。緊急を要するものが優先すべきで、帰宅せずとどまってもらうことが必要。発災時の対応等について各家庭や企業で周知し、心配しないでいいように取り組んでいくべき。（不動産賃貸業）
- 乗降客数の多いターミナルビルでは、災害時に帰宅困難者対策とあわせて、避難場所の確保と案内方法が大きな問題となる。（土木工事業）
- 帰宅困難者受入時の書面（同意書、問診票）のデジタル化など、共通化して開発する事で民間企業の受入時の負担が軽減される。また、受入れを検討している民間企業のハードルも下がる事となり、結果として受入施設が増える事につながるものと思われる。（不動産業）

③斜線制限・日影規制の緩和等中小ビル・木造住宅密集地域対策の推進

今年５月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅等における過去１０年間の取組みにより、人的・物的被害の想定が減少したことが示された。しかし、火災による危険性が高い木造住宅密集地域については、依然として多くの地域が不燃領域率７０％に届いていない。今年４月と８月には木造建物の密集地域である北九州市の旦過市場で大規模な火災が相次ぎ、９月には下関市で倉庫が倒壊し死傷者が発生した。東京の木造住宅や中小ビルの密集地も同様のリスクを抱えており、各地域の事業者からは懸念の声が寄せられている。とりわけ、多くの在勤者を抱える都心部においては、老朽化した中小規模のビルの耐震改修・建替えを早急に進める必要がある。また、企業の事業継続と従業員の安全確保の観点から、老朽化した工場や店舗等の耐震化も重要である。

各種規制や既存テナントの退去に係る費用負担等から、ビル所有者が耐震改修・建替えに二の足を踏まないよう高さ制限や斜線制限・日影規制、駐車場の附置義務、容積率の緩和（容積率の別敷地評価を含む）の他、助成制度、税制支援の一体的な推進等積極的に検討されたい。

なお、取組みに当たっては、東京都や各区との緊密な連携を図り、例えば、下町の風情や木造の良さを残す観光スポット等においては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れるなど、地域の特性に応じた魅力的な街並みを維持・形成しつつ不燃化対策を行っていくことも必要である。

＜地域・企業の声＞
- 神田エリアは中小ビルが立て込んでいて、耐震化が遅れている。耐震化や不燃化、道路の拡張整備、防災拠点になる公園、緑地広場等のオープンスペースの整備をすすめていく必要がある。再開発事業や総合設計制度も活用すべき。（建築設計業）
- 新宿東口は４０～５０年経っているビルが多くあったが、建築基準法や条例等の制約があり建替えが進まず、地元が行政と一緒になって駐車場の附置義務や高さ制限、容積率等を緩和していった。是非制度設計を早急に進め、中小ビルの建替が進むような方向にしてほしい。（ビル賃貸業）
- 木密の解消に向けて、区が一生懸命取り組んでいるが、なかなか進まない。国や東京都が主導権をもって

重点的に対策を推進してもらいたい。（交通運輸業）
・計画上では４ｍの道路幅員を満たしているが、建物完成後にL型の変更がされず、拡幅すべき所に自転車やプランター等があるため、緊急車両の進入が妨げられている所がある。厳格な措置を求めたい。（不動産業）
・木造住宅の耐震補強工事と解体工事に関する区の助成制度について、業界団体と区が一体となって説明会を行うなど、周知に努めている。ただ、説明会に来てくれても、やってくれないということが多い。（建築設計業）

④エレベーター閉じ込めに備えた対策

東京都が公表した首都直下地震の新たな被害想定では、新たな課題としてエレベーターの閉じ込めが顕在化した。同被害想定によれば、直下型地震では地震時管制運転装置が機能せず最寄り階に停止できない、ドアの振動を開放状態と認識しロックしてしまう等の要因により、都内のエレベーター台数約１６万６千台のうち、最大約２万２千台とおよそ８台のうち１台が非常停止する可能性があるとされている。加えて、運転再開や扉の開放を行うエレベーターの保守業者も、多数の閉じ込めが同時に発生することで速やかな救助ができない可能性がある。

国土交通省は、３４６台の閉じ込めが発生した大阪北部地震の被害を踏まえ、エレベーターの製造・保守業界と連携し、対策の検討を行っており、エレベーターの「防災対策改修事業」における補助対象限度額の拡充や、リスタート運転機能および自動診断・仮復旧運転機能の追加等を行った。こうした施策を周知し、地方公共団体を通じて活用を促進することが重要である。

加えて、「１ビル１台復旧」の考え方の普及等の周知啓発のほか、防災キャビネットの設置やエレベーター閉じ込めを想定した救出作業講習会・訓練等自助・共助の対策についても、地方公共団体等を通じた支援を促すことが必要である。

＜地域・企業の声＞
・発災時にはエレベーターは一斉に停止し、復旧に時間がかかる。技術者も被災したら駆けつけられない。そこで、東日本大震災以降、エレベーター閉じ込めの救出訓練や防災セミナーを実施し、周知啓発を行ってきた。（設備工事業）
・地震時には、すぐにエレベーターの保守管理会社が来られないと思われるので、事業者ごとに避難方法、エレベーターの非常運転方法などを知らせる講習が必要と思われる。（建設業）

４．企業等の自助・共助の活性化、公助における民の力の活用

①ＢＣＰ策定・訓練の促進

大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、企業等が顧客や取引先、ひいては社会に対する責務としてＢＣＰやタイムラインを策定し、訓練を実施することで「強い輪」を構築する必要がある。

今年３月の当所会員へのアンケートでは、ＢＣＰの策定率は３２．２％に留まる。とりわけ、中小企業のＢＣＰ策定率は２２．６％と、大企業の５４．２％に対して低い割合となっている。

一方、ＢＣＰ策定済企業のうち、策定にあたって有料のコンサルティング等を利用した企業は、従業員３００人超の企業では２６．２％であったのに対し、３００人以下の企業では、いずれも２割を下回った。また、策定に要した費用について聞いたところ、策定済企業の５５．０％が「費用負担なし」と回答した。このように、多くの企業では、コンサルティング企業の利用等の費用負担をせずにＢＣＰを策定しているのが実態であり、従って、特に経営資源が限られる中小企業においては、公的支援策やガイドライン等資料の整備がＢＣＰ策定の促進に不可欠である。

国は「事業継続力強化計画認定制度」を創設し、無料で計画策定支援を実施するとともに、認定を受けた企業に対し、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策を設けている。こうした策定支援体制を一層強化するとともに、防災・減災対策の「誘い水」となる施策により、民間の取組みの活性化を行うことが重要である。とりわけ、「中小企業防災・減災投資促進税制」は、中小企業のＢＣＰ策定や防災・減災対策促進に資することから、適用期限を延長するとともに、蓄電池やガラスの飛散防止フィルム、雨水浸透桝や雨水貯留施設等対象設備の拡充を図られたい。また、企業等によるＢＣＰ策定や更新、訓練等の促進にあたっては、金融機関の融資における利率等の優遇や原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等インセンティブの拡充、助成制度の創設も有効であり、国による積極的な取組みが必要である。

加えて、内閣府等が作成・公表しているガイドラインは、中小企業が自社でＢＣＰの策定や見直しを行う際に重要な情報となる。内閣府におかれては、事業継続ガイドラインについて、今般の新型コロナウイルス感染症の経験やオールハザード型ＢＣＰの考え方を踏まえて改訂を行い、早期に公表するとともに、ガイドラインを踏まえたＢＣＰの策定について、説明会の開催や動画での解説などを行い、中小企業の活用を促進する取組みも行われたい。その際、ＢＣＰ策定が企業価値向上に資する取組みであるという視点や意識の醸成も必要である。また、地方公共団体および商工会議所などの経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象としたＢＣＰやマイ・タイムライン等の策定支援講座を実施していくことも重要である。

さらに、当所では会員企業に対し、発注時に取引先に対してＢＣＰを取引条件にしたり、策定を指導したり、

有無を確認しているか聞いたところ、約９割の企業がいずれも行っていないとの回答であった。サプライチェーンをはじめとした共助に基づくＢＣＰ策定を推進すべく、大企業も含めた企業等がＢＣＰ策定支援を行った場合のインセンティブを設けるなど、取引や地域の関係の企業間、さらには産官学の連携を高める措置も検討されたい。その際、パートナーシップを強化する観点が重要であり、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。

ＢＣＰやタイムラインについて、さらに重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、ＢＣＰ策定済企業の約９割が、運用や見直しを実施しており、こうした取組みを後押しする施策も必要である。

＜地域・企業の声＞
- 中小企業のＢＣＰ策定率をみても良好な状況だとは思わない。中小零細企業はガイドラインがあっても、何から始めれば良いかわからない。(設備工事業)
- 東商の支部で、簡単にＢＣＰを作れるワークブックを配布した。従業員５人以下の企業がほとんどという地域柄では、ＢＣＰが進まない。ワークブックでは、設問に回答していけば、ＢＣＰが出来上がるようになっている。(不動産業)
- ゼロメートル地帯のため水害対策への対応が課題であり、区内企業の中には、取引先からＢＣＰの対策について聞かれることもある。(運送業)
- 中小企業は地域も規模も多様で、災害による影響も異なる。その辺りを想定しながら、対応を進めて行く必要があるのではないか。(金融業)
- 発災時、自社が機能していても、他社の生産・物流が止まれば、全てが止まる。事業継続に重要な自家発電設備は費用と設置場所の問題から中小企業にとってハードルが高い。(製造業)
- ＢＣＰ策定企業に税制優遇等のメリットがあるとより前向きになる。無料でできるなら、ＢＣＰ策定に取組みたい。(卸売業)
- 東商の風水害ＢＣＰワークブックを通じ、河川によって浸水想定地域が違ってくることを詳しく知った。風水害対応計画(簡易版ＢＣＰ)はとてもわかりやすく、皆で話し合って一つ一つ確認していきたい。(製造業)

②企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成

近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に「公助」が行き届かない可能性があることから、「自助・共助」で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、防災・減災対策を身近なものとし、「自助・共助」の要となるリーダー人材を育成していくことが必要である。

今年３月の当所会員企業へのアンケートによると、防災士や危機管理士等防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は１２．３％（大企業２１．５％、中小企業８．３％）であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は合わせて６２．２％に上り、かつ大企業６３．３％、中小企業６１．９％と企業規模問わず高い割合となった。

企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。国においては、地方公共団体や企業・団体等による研修等の機会の充実・拡大を強力に支援されたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っていくことも必要である。

＜地域・企業の声＞
- 昨年１０月の地震では、滞留者が押し寄せる駅周辺で災害のリーダーがいなかった。防災の観点で、民間人が行政とどう連携するか考える必要がある。(建設業)
- ＢＣＰや災害対策は絶対に必要だと思うが、人材がおらず進まない。(卸売業)
- 企業における防災関連人材の育成に力を入れることが、企業の業務継続の実効性向上につながると考えている。(金融業)
- コロナ禍でテレワークを推奨しているが、災害対策本部でリーダーが不在となるリスクがある。不在の場合への対応が必要。(製造業)
- 防災資格を奨励することで、防災意識の高い人材を育てることが有益。(不動産業)
- 被害想定を踏まえ、対策を行う人材が社内に必要。しかし、防災資格の取得には、費用面が中小企業の負担になっている。防災リーダーのスキルアップを行い、事業所内で周知徹底するのが重要。継続教育の仕組みが重要。(サービス業)

③発災時における民間企業のノウハウ・資源の活用

災害時には公助の資源が限られることから、民間のノウハウ・資源を有効に活用することが重要である。民間企業や業界団体等では、事業を通じて培ったノウハウをもとに、国や地方公共団体と連携し、復旧・復興活動に協力している。

関東地方整備局は「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」を認定し公表しているが、より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務（災害協定）等の協定締結を通じて事前に協力会社

を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。
２０１８年の西日本豪雨では、早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では３６協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第３３条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受けることができたとの声が寄せられた。今後とも、災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえでの適切な対応をお願いしたい。
また、トラック運送業においても、地方公共団体等との協力に基づき、災害時の物資輸送や支援物資の差配、また、平時には備蓄品の消費期限等の管理を行っている例がある。
首都直下地震等の発災時に、復旧作業のための特殊車両の通行に関して、被災地域への、または被災地域からの貨物の運搬等である場合には、通行許可手続きを最優先で行うなどの措置がとられているが、より迅速な復旧作業のため、有事の際にはこうした規制を一層緩和されたい。特に大規模な物流施設や大型トラックの駐車場は環状７号線の外側に立地が進んでいるが、発災時に円滑な物資輸送ができるよう、事前に民間企業等との協定等により車両の通行ができるようにすることも必要である。
さらに、災害時には娯楽業等、通常通りの営業が一時的にできなくなる業種もある。そうした業種では、例えば大規模な駐車場を、車中泊ができる避難場所として開放する等の取組みも検討されている。企業がこうした取組みを行うにあたり、法的責任や金銭的負担等が軽減されるよう配慮いただきたい。
加えて、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進するなど、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくことが重要である。

＜地域・企業の声＞
・業界団体で、支援物資輸送を任されている。しかし、事前登録をしていないと、発災時には交通規制により、環七の外から戻ってこられない。（運送業）
・区と連携し、発災時には支援物資の拠点にコーディネーターを派遣することとしている。熊本地震の際に被災地支援に向かったが、物量に対して人手や経験が不足しており、荷物の整理に２週間以上かかっていた。（運送業）
・当社は災害時、区に優先的に車両を提供する契約を結んでいる。災害時にできるだけ協力できるよう、事前にルールを決めておく必要がある。（自動車賃貸業）
・地域で誰が住んでいるかわからない状態になると、災害時に大変。当社は不動産会社として、日常的にこちらから連絡し、高齢者の安否を確認するとともに、亡くなった方については、警察と連携して早急に対応している。（不動産業）
・運輸事業者は独自のＩＰ無線を持っているが、ラストワンマイルの物資輸送を担う我々と、行政・地元の自治会長等が連絡をとる手段がない。訓練を通じ、ＳＮＳを利用して地域住民と連絡をとりあうことから始めている。（運送業）
・自動車、自転車のシェアリングについて、災害発生時の利用規程を検討すべき。防災活動に携わる者が優先的に利用できるなどの方策が必要。（製造業）

５．迅速かつ効果的な情報収集・共有の実施
①防災対策におけるデジタル活用
国民・企業が迅速かつ効果的な情報収集を実現するには、防災・減災対策のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）が急務である。
国土交通省は、防災・減災対策分野のＤＸを掲げており、取組みを一層推進していくことが求められる。昨今、民間企業による防災・減災分野のアプリケーション等の開発も進んでいる。従って、国が有する防災関連の情報について、民間の利活用を促進すべく、「使いやすい」形式で広くデータを提供し、民間のサービス開発を加速化することで、国民・企業による対策の底上げを図ることが重要である。防災・減災分野のＤＸについては企業からの期待も大きく、提供データの拡充やリアルタイムデータの提供も含めた取組みを強力に推進されたい。
加えて、国土交通省が整備を進めている、発生頻度ごとの浸水範囲を示した水害リスクマップについては、企業のリスク分析やＢＣＰ策定にも資するものであることから、迅速に整備を進めるとともに、平時からの活用を促進するべく、企業に広く周知されたい。
また、国の防災・減災対策においても、デジタル技術を一層活用し、高度化・効率化を図っていくことが求められる。ＡＩ等を活用した雨量・流入量の予測精度向上やデジタル技術や新技術の活用等による「流域治水ケタ違いＤＸプロジェクト」等を通じ、災害対応力の強化を図ることが重要である。
なお、現在、国土数値情報に掲載された想定最大規模（Ｌ２）の洪水浸水想定区域図は商用利用可能となっているが、過去に公表された河川整備の計画規模の降雨（Ｌ１）の洪水浸水想定区域図は商用利用不可となっており、民間のサービスにおいて活用することができないとの声や、商用利用が可能であっても、民間のサービスで活用する際に必要な情報のオープンデータ化が行われていないとの声があり、改善が必要である。

＜地域・企業の声＞
・浸水すると電気が止まり、テレビやインターネットが利用できなくなる可能性がある。雨の音で緊急放送

もほとんど聞こえないということもあった。堅牢な情報源の確保が重要。（卸売業）
・防災マップのＤＸが必要。使いやすさやわかりやすさが求められる。（土木工事業）
・荒川の水位が上昇した際のリアルタイムな情報伝達等、検討をお願いしたい。（サービス業）
・災害発生時、区などからの連絡がどのように行われるのか知りたい。自社で対応はするものの、状況把握や判断が困難だと感じている。（情報通信業）

②防災情報の活用における官民連携促進、防災産業の育成

気候変動を踏まえた災害対応の推進に向けては、国や地方公共団体はもとより、社会の様々な関係者が防災・減災対策に関わっていくことが必要である。とりわけ、行政と民間企業がそれぞれの持ち味を活かして効果的に連携することが重要である。

内閣府は昨年、災害対応を行う地方公共団体等の困りごとや関心事項（ニーズ）と民間企業等が持つ先進技術のマッチングや効果的な活用事例の横展開等を行う場として「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を設置した。現在、マッチングサイトのほか、マッチングセミナー、相談窓口、個別相談会、取組事例の紹介等、多岐にわたる取組みを展開している。こうした取組みは、地方公共団体の災害対応力向上に加え、中小企業をはじめとした民間企業の優れた技術の活用につながるものであり、引き続き推進されたい。

また、民間企業においては、ＳＮＳの情報をＡＩが分析し、災害の情報を迅速に把握できるシステムや浸水等の状況をリアルタイムで把握するシステム等、防災・減災対策に資するシステム等の開発が進展しており、国や地方公共団体が、災害対応にあたってこれらを一定程度活用することで、迅速な災害対応につなげることも可能である。

こうした民間企業の製品やサービスの活用を広く進めていくことで、防災産業の育成を図り、社会全体の防災・減災対策のレベルアップを目指すことが重要である。

＜地域・企業の声＞
・外国人比率や夜間人口・昼間人口を踏まえて、情報の伝達手段を考えなければならない。一人暮らしの高齢者も多く、お年寄りにもわかりやすい誘導対策や、避難訓練の実施、防災マップの配布等、普段からの備えが必要。良い事例を真似しながら、対策を考えるべき。（土木工事業）
・地域の掲示板を利用した防災ハザードマップ等の掲示等、アナログの強化も必要。（建設業）
・ＴＶやラジオでは広範囲なことしかわからないと思う。例えば区内の災害対応の状況等について、どのように情報提供されるのか知りたい。（卸売業）

Ⅱ．継続要望項目

１．レジリエントなまちづくり

①陸・海・空の主要な交通施設の強化（道路、橋梁、三環状道路、鉄道施設、東京湾の重要な港湾、羽田空港等）

災害の被害を最小限に抑えるには、陸・海・空の主要な交通施設が、発災時でも機能することが極めて重要である。

首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善などの多岐にわたるストック効果に加え、首都直下地震等の大災害発生時には、迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担うため、安全対策を徹底した上で、環状道路としてのストック効果を早期に発現させることが肝要である。

加えて、鉄道施設の耐震化、浸水対策を進め、災害時でも出来る限り安全・安心を確保し、早期の運転再開につなげていく必要がある。特に、水害について、地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策が求められる。

さらに、東京湾の重要な港湾は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難、また、首都圏の経済活動を支える貨物の輸送などに重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備や高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策等が重要である。加えて、東京湾岸には、火力発電所や製油所が多く集積している。東京湾沿岸の石油コンビナートで地震の揺れや液状化により火災や油の流出等が発生した場合、航行する船舶や沿岸部の被害のみならず、首都圏および全国へのエネルギー供給にも大きな影響をもたらす。広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化等によりバックアップ機能を高めていくことが必要である。また、災害時の物資輸送や避難、復旧・復興活動においては、陸上に加え、川を活用した輸送方法も検討されたい。

一方、羽田空港も同様に緊急支援物資の輸送拠点として極めて重要であることから、滑走路等の耐震化、液状化対策等を早急に行う必要がある。

②インフラ老朽化対策の推進

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、橋梁、トンネルなどの高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。

インフラ老朽化に確実に対応していくため、重要インフラを中心に戦略的なメンテナンスが不可欠である。予防保全の着実な推進に向け、こうしたノウハウを地方公共団体等と共有していくことが求められる。地方公共団

体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村における専門部署の創設、技能者の確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援に注力していくことも重要である。また、各地域の戦略に基づき、複数・広域・多分野のインフラ を「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントしていく必要がある。その際、コンパクト・プラス・ネットワークの観点も踏まえた戦略とすることが望ましい。メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことも肝要である。

加えて、インフラ老朽化対策の重要性に係る国民の理解促進が重要である。老朽化の危機的状況だけでなく、例えば、オープンイノベーションの手法等を活用した産学官の多様な主体による、メンテナンスの生産性向上、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場への挑戦といった取組み（成功事例等）を社会に広く発信し、老朽化対策に対する国民の理解、協力を深めていくことが肝要である。

③下水道施設の耐震化、浸水対策の推進（内水氾濫を防ぐ排水能力の強化等）

気候変動に伴い降雨量が増大する中、都市機能が高密度に集積した首都圏において下水道管渠が首都直下地震等により被災した場合、経済活動や住民生活等に甚大な影響が発生する恐れがある。大規模地震等による下水道施設の被害の発生に備え、緊急輸送路等の下に埋設されている管路施設の機能確保や被災時の公衆衛生の確保等の観点から、防災拠点等と下水処理場との間の管路施設の機能確保のため、「下水道総合地震対策事業」を延伸・拡充されたい。特に、東京２３区では多くの需要家が利用困難になる中で、仮設トイレ等の数量も限りがあることから、下水道管渠等の施設の耐震化を強力に推進していく必要がある。

また、東京都区部の下水道管施設は、大部分において１時間５０ｍｍの降雨に対応するよう設計されているが、近年、台風、集中豪雨、局地的大雨など施設の計画規模を上回る降雨が頻発していることから、ハード・ソフト両面から対策を加速させる必要がある。地域の総合的な浸水対策の推進に資する「下水道浸水被害軽減総合事業」についても拡充を図られたい。

加えて、東京都内の下水道管は建設後５０年以上経過が１６％となっていることから、老朽化対策の着実な実施も重要である。

④地下街・地下駅等の浸水対策・耐震化の推進、災害時の誘導設備等の整備

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策 を推進していく必要性が指摘されている。５月に公表された首都直下地震による東京の被害想定によると、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても同様である。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、「地下街の安心避難対策ガイドライン」の周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策に加え、位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。

⑤老朽マンション、団地、ニュータウンの再生・耐震化、ならびに解体撤去の促進

全国の分譲マンションストック数は約６８５．９万戸（２０２１年末）と増加傾向が続き、今や国民の１割超が居住していると推計されている。そのうち、築４０年以上のマンションは２０２１年末時点で約１１５．６万戸であるが、１０年後（２０３１年末）には約２４９．１万戸、２０年後（２０４１年末）には約４２５．４万戸と急増する見込みとなっている。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

除却の必要性に係る認定対象について、４月より全面施行された改正マンション建替円滑化法により、耐震性不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンションやバリアフリー性能が確保されていないマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底されたい。

加えて、引き続きマンションの耐震化、再生、ならびにストックの適切な解体撤去を促進させていくことが必要である。そのため、マンション建替えの決議要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和等、区分所有法の改正に加え、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物及び敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替えなど、新たな手法、法制度の整備を検討されたい。

⑥空き家対策、所有者不明土地対策の推進

都市、地方に拘わらず、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面のいずれの観点からも空き家等への対策は重要である。２０１８年１０月時点で全国の空き家率は過去最高の１３．６％（東京都は１０．６％）である。

空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行以降、主に地方公共団体が中心的な役割を担い、総合的な空

き家対策を展開している。同計画に沿った空き家の活用や除却などへの財政支援や、空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、専門家等と連携した相談体制の構築等の施策の充実を引き続き図られたい。また改正都市再生特別措置法の施行に合わせ、「低未利用土地権利設定等促進計画」「立地誘導促進施設協定」等の新たな制度を創設しているところであるが、さらなる推進が必要である。

また、空き家に係るマッチング機能を強化し、流通を促進する観点から、空き家・空き地バンクの活用や取組事例紹介サイトを通じた成功事例の横展開を一層推進することが効果的である。

所有者不明土地について、改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）が今年４月の国会において成立した。今回の改正により、「地域福利増進事業」の対象事業が拡充され、現行の広場や公民館等に加え、再生可能エネルギー発電設備や備蓄倉庫等の災害関連施設の整備に関する事業が追加された。所有者不明土地をカーボンニュートラルや防災・減災等の重要施策の後押しにつなげることが可能となり、利用促進に向けた周知啓発を積極的に進めることが重要である。

⑦防災性の高い街区の整備促進

レジリエントなまちづくりにおいては、各建物に加え、地域単位での防災性を高めることが重要である。災害時には避難場所や救出・救助活動の拠点、平時には住民の憩いの場となるような公園や広場、グリーンベルトの形成、火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例えば、墨田区の白鬚東アパート等）等の整備を進めていく必要がある。国土交通省には、木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）の検討や、都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体と連携し取組みを加速されたい。なお、用地取得の国費率を引き上げていくことが望ましい。

また、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または１００㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されている。しかし、狭小敷地が多い密集市街地など、１００㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

⑧感震ブレーカーの導入促進

木造住宅密集地域等、火災のリスクが高い地域においては、感震ブレーカーの導入促進等、ソフト面の対策により被害軽減を図ることも重要である。密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた地方公共団体との連携等により、感震ブレーカーの効果の周知や費用負担の軽減等を一層強化されたい。その際、夜間の発災時に備えた非常灯の整備をあわせて支援する必要がある。

⑨盛土等土砂災害リスクへの対策推進

昨年７月に発生した静岡県熱海市での土石流による甚大な被害を踏まえ、国は各都道府県を通じて全国約３万６千箇所の盛土を目視等により総点検した。また、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法が創設されたところである。

多くの人的・物的被害を及ぼした土砂災害を繰り返さないために、今般改正された法律に基づき厳格に対処するとともに、地方公共団体等が着実に調査、手続き等を実施できるよう、ガイドライン等を早急に整備されたい。

２．迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備

①ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの機能強化

国土交通省には、大規模災害等に際して、被災した地方公共団体を支援し、被災地の早期復旧のための技術的支援等を迅速に実施するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが設置されており、災害応急対策活動への備えとして極めて重要である。大規模災害も想定した隊員の研修・訓練の充実、ＩＣＴ技術や災害対策車両等の資機材の拡充など、体制の充実・強化を図るとともに、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥと関東ブロックの都県をはじめとした地方公共団体が連携して訓練を実施していくことが必要である。また、オンラインで被災状況の集約などを可能にするＴＥＣアプリ等デジタル技術を活用したＴＥＣ―ＦＯＲＣＥの強化（ｉＴＥＣ）を進め、被害全容把握の迅速化を図ることも求められる。

加えて、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動を広く一般に周知し、理解を促進していくことも肝要である。

②災害時の円滑な物資輸送に資する物流施設の強靭化、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化、迅速な四路啓開体制の構築

物流は、経済活動の基盤であり、大災害時には緊急支援物資の輸送をはじめ、迅速な復旧・復興に不可欠な機能である。大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や自家発電等防災設備の設置、浸水対策を促進するほか、新たな物流施設の整備や老朽化した物流施設の建替え、集約化等の再整備、機能更新に対する税制上、財政上の支援の拡充、免震倉庫の普及に対する支援措置の創設も必要である。また、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進も重要である。なお、防災・減災の面からも、首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、都市計画による対応や土地区画整理事業等の他、スマートインターチェンジの設置も有効である。

加えて、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ、円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて極めて重要である。そのため、緊急避難道路沿いの老朽化マンションの建替え、木密地区の解消のための近接したマンションとの一体的再開発、旧耐震基準のマンションの建替え等、防災上急がなければならない物件については、行政主導による速やかな建替えが必要である。国土交通省には、「建築物耐震対策緊急促進事業」の活用など、建物所有者への後押しを強化されたい。

さらに、道路啓開については、引き続き人員や資機材等の面で常時対応可能な体制を構築することや、大量に存在する路上車両の撤去に向けた技術習得、定期的な訓練を実施することで、実効性を十分に確保していくことが必要である。

あわせて、道路に加え、水路、航路、空路を含めた四路の連続性を確保し、緊急輸送ルートを設定することも重要である。緊急河川敷道路、緊急用船着場等の整備に併せて、河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置も検討していくことが望ましい。

③都市の事前復興の周知啓発、取組み促進

災害発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靭な地域づくりを行う、ビルド・バック・ベターの考え方が重要であり、災害への備えとしては、直接的被害を軽減する防災・減災対策に加え、間接的被害を軽減するための事前復興の取組みが必要である。

国土交通省では、２０１８年に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定し、市町村における復興事前準備や事前復興の取組みを推進しており、２０２１年７月末時点で１，１０３の地方公共団体で事前復興に関する何らかの検討が進められている。引き続き一層の周知啓発を図られたい。

④マイナンバーカードの災害時の対応機能強化

首都直下地震をはじめ、甚大な被災時においては、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な実施が求められ、マイナンバーカードが果たし得る役割は大きい。そのため、マイナンバーカードについて、災害等の緊急時に、本人同意のもと、個人の必要な基本情報を適宜閲覧できるＩＤカードとしての機能の拡充を推進すべきである。また、早期復興の観点から、マイナンバーカードを罹災証明書の発行の際にも活用できるよう要望したい。

３．防災・減災に対する社会的意識の向上

①女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な視点からの災害対策の推進

災害対策に女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な人々の視点を取り入れることは、災害による直接的・間接的な被害を軽減するために非常に重要である。

内閣府は、地方公共団体が女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、昨年５月、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を公表した。男女双方が協力して活動を展開できるよう周知を図るとともに、地域や企業における防災対策を推進する女性リーダーの育成も重要である。

加えて、災害時に誰もが円滑に避難できるよう、公共交通機関や公共空間のユニバーサルデザイン、バリアフリー化などの対策をより積極的に推進していくべきである。官民をあげて「心のバリアフリー」を推進していくことも、広い意味で首都圏の防災力の強化に資することから重要である。避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成が、市町村の努力義務とされたことから、市町村の計画作成を推進されたい。なお、災害時でも避難の必要性がない場合は、可能な限り従来の在宅診療等を継続できる体制が重要である。

また、国は小学校、中学校等における防災教育の推進に取り組んでいる。「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知等を継続的に実施していくことが重要である。こうした教育で使用する教材、資料、見学施設等は地域住民や企業にとっても有用であり、一層の活用、周知が必要である。

一方で、アフターコロナを見据え、地震を経験したことがない外国人が災害時や非常時に不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示や「Ｓａｆｅｔｙ　ｔｉｐｓ」などの訪日外国人客向け災害時情報提供アプリの普及、サイン・ピクトグラムによる対応行動の可視化等に取り組んでいくことが肝要である。様々な使用言語・文化を持つ外国人客に対しての避難誘導方法を確立し、民間に対しても周知を行うことが必要である。観光庁とＵＮＷＴＯ（国連世界観光機関）駐日事務所では、地方公共団体・ＤＭＯ・観光事業者を対象に観光危機管理を普及・浸透させることを目的とした手引書・教材を策定している。こうした取組みを推進し、地方公共団体等の計画策定を支援すると共に、企業が優先度の高い重要な業務から早期に復旧できるよう、ＢＣＰの策定を引き続き後押しされたい。観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化も求められる。

さらに、傷病など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における夜間や休日も含めた外国語対応力の強化や医療通訳の育成を推進されたい。また、ホテル・旅館など宿泊施設が、往診可能な医師の情報を共有できる仕組みの構築も必要である。加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険加入を促進され

たい。

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保（プライバシー、騒音、生活用水、トイレ、衛生環境等のＱＯＬ）

首都直下地震の東京都の被害想定によると、避難所等においては必要なタイミングで必要な物資を提供することが困難になったり、仮設トイレの衛生環境が急速に悪化したりする可能性が指摘されている。被災時に生活用水を滞りなく利用するための容器の準備や、段ボールベット、簡易トイレの設置等を進める必要がある。また、慣れない環境での生活により体調を崩したり、高齢者や既往歴のある方の病状が悪化することにも配慮されたい。

内閣府は、昨年６月、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」第３版を発出した。本ガイドラインの内容について、広く周知するとともに、避難所の感染対策や衛生管理・医療支援の体制確保に引き続き取り組むことが重要である。

加えて、東京都建築士事務所協会では建築士の視点から避難所運営を考えた「避難所モデルプラン」を作成している。また、地域の特徴に併せて、多くの地方公共団体が避難所運営のガイドラインなどを策定している。避難者のＱＯＬを向上し、災害関連死等を防ぐため、避難所運営の改善に資する情報を広く展開されたい。

③防災・減災に資する施設のストック効果のアピール

首都圏外郭放水路、高規格堤防、八ッ場ダムなどは防災・減災に高いストック効果が期待されている。２０２０年３月に実施した当所会員企業へのアンケート調査では、回答企業の４８．４％が、水害の防止・被害軽減において河川管理施設等のインフラが「効果を発揮していることを実感したり、意識したことがある」と回答した。

インフラ整備においては、大きな構想を描くとともに、全体最適の視点に基づく戦略的な投資が求められる。その際、防災・減災に資する施設は、ストック効果を定量的に示すとともに、その効果を積極的にアピールすることで、社会資本整備の意義や重要性に係る国内外の多くの人々の理解を促進していくことが重要である。また、同様の意味において、インフラツーリズムを振興していくことも肝要である。

以上

２０２２年度第１０号
２０２２年１０月１３日
第２３６回議員総会・第７５１回常議員会決議

＜提出先＞内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通副大臣、内閣府、国土交通省幹部等

＜実現状況＞

○内閣府はデジタル庁と連携し、デジタル技術を活用した防災・減災支援の高度化等ＤＸを推進

○国土交通省は民間主体の河川空間マネジメント等の展開により、流域治水を推進

【関連予算の拡充等】

○被災者支援の充実・強化やデジタル技術を活用した防災・減災支援の高度化（内閣府）５千万円（新規）

○あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の本格的実践（国土交通省）５，４０６億円（同１．０１倍）

○南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策等の推進（国土交通省）

１，６３７ 億円（同１．０１倍） 等

１３．東京都の防災・減災対策に関する重点要望～レジリエントな都市の構築に向けて～

＜基本的な考え方＞

２０２０年４月の中央防災会議ワーキンググループによる富士山の大規模噴火時の広域降灰対策報告書、また翌年３月の「富士山火山防災対策協議会」による富士山ハザードマップの改定、さらに本年５月の東京都による首都直下地震被害想定の見直しと、大規模災害への相次ぐ警鐘に企業は緊張感を高めている。気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化も重なり、住民・企業からは、安全・安心を確保できる、強靭（レジリエント）で持続可能な都市「東京」の早急な構築を求める声が強くなっている。

東京都は、今年５月、首都直下地震の新たな被害想定を公表し、そのリスクが改めて認識された。また、災害に対して強靭な都市のあるべき姿を示し、長期的な視点から都が取り組むべき施策の道筋を明らかにすることを目的に、「都市強靭化プロジェクト（仮称）」の検討を開始するなど、都市の強靭化に向けた取組みを着実に進めている。

高まりつつある災害のリスクに対応するには、防災・減災、都市強靭化対策のステップアップが必要である。そのためには、各々の住民・企業が自ら危機を再認識した上で、「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で

共有し、自律的な対策を推進する必要がある。
当所では、兼ねてから「自助・共助」の取組み底上げによる、「強い輪」の構築が必要と主張してきた。とりわけ、企業においては、顧客や取引先等の他人に迷惑をかけない、との意識の下、強靭なサプライチェーンの構築に向けた防災活動の強化を図ることが重要である。
行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らみがちな一方、対応資源は限られている。従って、「自助・共助」により「公助」への需要を減らし、「公助」は広く都民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。
その際、民間の知恵と工夫を活用した、官民連携による取組みが不可欠である。防災・減災、都市強靭化に貢献する民間企業の意欲的な取組みを促す施策を展開することにより、官民の持ち味を生かした対策を推進することが、社会全体のレジリエンス強化につながる。
以上のような考え方のもと、東京都におかれては、政府や他の地方公共団体との緊密な連携の下、以下の政策課題に迅速かつ着実に取り組まれたい。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

【要望項目】
上記の通り、自助・共助・公助のそれぞれの役割による首都直下地震、大規模風水害、火山噴火への対策の強化が必要である。
こうした考え方の下、東京および首都圏の都市防災力を強化するために必要な政策や、民間における取組みの推進にあたり特に重要な項目については「Ⅰ．重点要望項目」として、引き続き取組みの推進が必要な項目については、「Ⅱ．継続要望項目」として、下記のとおり要望する。

Ⅰ．重点要望項目
１．新たな被害想定を踏まえた首都直下地震対策の展開
①太陽光発電や蓄電池の導入支援等電力の確保推進、通信ネットワークの整備、無電柱化
首都直下地震の発生時に、被害を軽減し、迅速な復旧・復興活動を実現するためには、電力・通信をはじめとしたライフラインの強靭化が不可欠である。
今年５月に東京都が公表した首都直下地震の新たな被害想定においては、「身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相」として、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き等が時系列で示されたが、このなかで、発災後は広範囲での停電や、携帯基地局の電源枯渇、通信設備への被害による不通が発生することが想定されている。
今年３月に発生した福島県沖地震では、火力発電所の停止により、電力の需給バランスが崩れ、東京都内で約７０万軒という大規模な停電が発生した。我が国の経済を支える首都圏においては、電力の安定供給や通信の確保は重要な課題である。
東京都は、「都市強靭化プロジェクト（仮称）」において、「都市全体で二重三重の対策を講じ、災害時の電力・通信・データ不安を解消する」ことを掲げている。また、電力に関して、エネルギーの安定確保と気候危機への対応のため、電力を「減らす・創る・蓄める」（ＨＴＴ）をキーワードに、家庭や事業者に対する支援メニューの展開や周知啓発を行っており、当所でもウェブサイトや機関紙等での情報提供に加え、各種会合で紹介するなど、あらゆる手段を用いて会員企業への周知を行っている。
電力の確保にあたっては、とりわけ避難所や医療施設等、災害時に重要な役割を担う施設における対策が急務である。文部科学省の調査によれば、避難所に指定されている都内の公立学校（小中学校、高等学校、特別支援学校）の非常用発電機保有割合は８７．２％（２０１９年４月時点）である。避難所の電源確保について、太陽光発電やＬＰガス発電等を組み合わせたマイクログリッドの導入等も含め、官民連携で早急に進められたい。
加えて、災害時にも必要な電力を確保できるよう、カーボンニュートラルにも資する太陽光パネルや蓄電池等の設置に係る費用負担への財政支援の拡充や、非常用電源としても活用できる電気自動車・燃料電池自動車等ＺＥＶ（ゼロ・エミッション・ビークル）普及のための導入支援ならびに充電・充填設備等インフラの早期整備が必要である。
さらに、エネルギー拠点の分散配置と省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大が必要である。特に都心や郊外においては、熱効率に優れたコジェネレーションシステム等の導入と面的なエネルギー利用を図ることが望ましい。東京都は、「災害時業務継続施設整備事業」としてエネルギー導管及びその付帯施設の整備に要する費用について、５分の２の補助を行っており、積極的な支援が必要である。
一方、本質的な解決策は電力安定供給の確保である。その際、低炭素化との両立を図るためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備などが極めて重要であり、その推進に向けて、都民・企業の意識醸成を図ることが必要である。
また、通信の確保にあたっては、情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じた強靭・高速・大容量のネットワークの構築や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）の検討等の取組みを強化することが重要である。
なお、電力・通信の確保に向けては、無電柱化も有効である。しかし、東京２３区の無電柱化率は国土交通省の調査において２０２０年度末時点の道路延長ベースで８％と、海外主要都市と比較して依然として低い状況に

ある。東京都は昨年６月に改定した「東京都無電柱化計画」において、整備対象全線の２０４０年代の整備完了に向けた年間の整備規模倍増などを掲げており、迅速に整備を進めることが重要である。

なお、無電柱化の推進にあたっては、第一次緊急輸送道路や環状七号線の内側エリア等、必要性の高い区間から重点的に事業を進めていく必要がある。あわせて、避難施設等へ向かう主要な生活道路等における無電柱化も重要である。各区の防災生活道路等においても、防災生活道路機能維持事業等を通じ、無電柱化を推進されたい。加えて、既存の道路における無電柱化は、地域住民の理解と協力が不可欠である。

まちづくりの観点からの地域住民発案による無電柱化等、好事例についても周知することにより、民間発案による無電柱化の横展開に向けた取組みも検討すべきである。

＜地域・企業の声＞
・電力の安定度は極めて脆弱。首都直下地震により湾岸の火力発電が止まってしまう恐れ。東京への電力供給を安定化していくべき。（電気工事業）
・今年３月からの電力逼迫を踏まえ、再生可能エネルギーだけでなく、原子力発電も含めたエネルギーの安定供給に関する指針を行政に確立いただきたい。（製造業）
・ＢＣＰの実行のためにも、電力・通信インフラの強化が必要。（運輸業）
・ある程度の規模のビルであれば非常用電源が入っているが、数時間しか動かない、カバーしているのは一部だけということが多い。ポータブルな蓄電池を用意する必要がある。（製造業）
・国道の無電柱化はかなり進んでいるが、区道はまだほとんど電柱があり、倒壊して停電の発生や通行の妨げになることを懸念している。（電気工事業）
・インフラの維持・強化はさらに必要だと考える。地震被害を少なくするため、電柱の地中化も重要だと思う。（サービス業）

②実効性ある帰宅困難者対策の推進

東京都帰宅困難者対策条例では、都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制、３日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。しかしながら、制定から１０年を経て、鉄道等公共交通機関の耐震化やスマートフォン等デジタル技術の進展など、社会状況に変化が見られることから、内閣府や東京都等から構成される「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」では、３日間の一斉帰宅抑制の原則を維持しつつ、柔軟性のある帰宅困難者対策について検討が進められている。

当所会員企業を対象とした調査では、帰宅困難者対策条例について「努力義務の内容を含めて知っている」と回答した企業は４２．２％に留まる。大地震発生時の適切な行動を促すためには、日頃からの情報提供を通じて、正しい理解と認知度向上を図ることが重要である。企業はもとより、家庭や学校等様々なチャネルを通じた平時からの周知啓発を一層強化されたい。

また、各企業やその従業員は、発災時、被害状況や公共交通機関、道路等の交通状況、一時滞在施設の開設状況等について速やかな情報提供を求めている。東京都が今年から開始した事業所防災リーダー制度や開発を進めている帰宅困難者対策オペレーションシステム等に加えて、民間企業の提供するアプリケーション等とも連携し、デジタル技術も活用した情報収集・提供手段を検討されたい。

あわせて、一時滞在施設においては、円滑な受入れや混雑状況のリアルタイムでの把握につなげるため、受入れの際の手続きをデジタル化することが必要である。

加えて、鉄道が早期に運行再開した際には、帰宅を支援することも検討されている。各企業は、従業員の安全を最優先に帰宅を判断する必要があることから、仮に分散帰宅を促す際の判断基準等を示すことが、混乱回避の観点からも望ましい。

なお、これら帰宅困難者対策は、都民の安全・安心を確保する上で極めて重要であることから、東京都が検討を進めている「都市強靭化プロジェクト（仮称）」においても明確に位置付け、ハード対策と組み合わせて取組みを一層推進されたい。

＜地域・企業の声＞
・夜間人口と昼間人口に大きく差があり、昼間に発災すると、多数の帰宅困難者が発生する。その多くは企業の従業員であり、行政と企業との連携が必要。（建築設計業）
・全員が帰宅しないのが理想だが、移動する人が出てくるはず。災害時にどの道路は誰が使用できるなどルール作りをした方がスムーズに事が運ぶのではないか。（自動車賃貸業）
・帰宅困難者や道路渋滞により緊急自動車が通れないのは問題。緊急を要するものが優先すべきで、帰宅せずとどまってもらうことが必要。発災時の対応等について各家庭や企業で周知し、心配しないでいいように取り組んでいくべき。（不動産賃貸業）
・乗降客数の多いターミナルビルでは、災害時に帰宅困難者対策とあわせて、避難場所の確保と案内方法が大きな問題となる。（土木工事業）
・帰宅困難者受入時の書面（同意書、問診票）のデジタル化など、共通化して開発する事で民間企業の受入時の負担が軽減される。また、受入を検討している民間企業のハードルも下がる事となり、結果として受入施設が増える事につながるものと思われる。（不動産業）

③斜線制限・日影規制の緩和等中小ビル・木造住宅密集地域対策の推進

今年５月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅等における過去１０年間の取組みにより、人的・物的被害の想定が減少したことが示された。しかし、震災時に延焼被害のおそれのある木造住宅密集地域、そのうち特に甚大な被害が想定される整備地域については、依然として多くの地域が不燃領域率７０％に届いていない。今年４月と８月には木造建物の密集地域である北九州市の旦過市場で大規模な火災が相次ぎ、９月には下関市で倉庫が倒壊し死傷者が発生した。東京の木造住宅や中小ビルの密集地も同様のリスクを抱えており、各地域の事業者からは懸念の声が寄せられている。

とりわけ、多くの在勤者を抱える都心部においては、老朽化した中小規模のビルの耐震改修・建替えを早急に進める必要がある。また、企業の事業継続と従業員の安全確保の観点から、老朽化した工場や店舗等の耐震化も重要である。

各種規制や既存テナントの退去に係る費用負担等から、ビル所有者が耐震改修・建替えに二の足を踏まないよう耐震化総合相談窓口等を通じて、改修・建替えに関するアドバイスや助成制度・税制等についての情報提供、融資を行う金融機関の紹介等手厚い支援を行うことが重要である。また、高さ制限や斜線制限・日影規制、駐車場の附置義務、容積率の緩和の他、助成制度、税制支援の一体的な推進等積極的に検討されたい。

なお、取組みに当たっては、国や各区との緊密な連携を図り、例えば、下町の風情や木造の良さを残す観光スポット等においては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れるなど、地域の特性に応じた魅力的な街並みを維持・形成しつつ不燃化対策を行っていくことも重要である。

＜地域・企業の声＞
- 神田エリアは中小ビルが立て込んでいて、耐震化が遅れている。耐震化や不燃化、道路の拡張整備、防災拠点になる公園、緑地広場等のオープンスペースの整備をすすめていく必要がある。再開発事業や総合設計制度も活用すべき。（建築設計業）
- 新宿東口は４０～５０年経っているビルが多くあったが、建築基準法や条例等の制約があり建替えが進まず、地元が行政と一緒になって駐車場の附置義務や高さ制限、容積率等を緩和していった。是非制度設計を早急に進め、中小ビルの建替が進むような方向にしてほしい。（ビル賃貸業）
- 木密の解消に向けて、区が一生懸命取り組んでいるが、なかなか進まない。国や東京都が主導権をもって重点的に対策を推進してもらいたい。（交通運輸業）
- 計画上では４ｍの道路幅員を満たしているが、建物完成後にＬ型の変更がされず、拡幅すべき所に自転車やプランター等があるため、緊急車両の進入が妨げられている所がある。厳格な措置を求めたい。（不動産業）
- 木造住宅の耐震補強工事と解体工事に関する区の助成制度について、業界団体と区が一体となって説明会を行うなど、周知に努めている。ただ、説明会に来てくれても、やってくれないということが多い。（建築設計業）

④エレベーター閉じ込めに備えた対策

東京都が公表した首都直下地震の新たな被害想定では、新たな課題としてエレベーターの閉じ込めが浮上した。同被害想定によれば、直下型地震では地震時管制運転装置が機能せず最寄り階に停止できない、ドアの振動を開放状態と認識しロックしてしまう等の要因により、都内のエレベーター台数約１６万６千台のうち、最大約２万２千台とおよそ８台のうち１台が非常停止する可能性があるとされている。加えて、運転再開や扉の開放を行うエレベーターの保守業者も、多数の閉じ込めが同時に発生することで速やかな救助ができない可能性がある。

東京都は、ＬＣＰ（居住継続性能）住宅等、非常用電源・防災対策を講じたマンションの普及に取り組んでおり、停電時にも自宅での生活を継続できるよう一層の周知が必要である。

一方、閉じ込めに対しては、これらの対策だけでは不十分であることから、防災キャビネットの設置やエレベーター閉じ込めを想定した救出作業講習会・訓練等自助・共助の対策について、各区とも連携し支援するとともに、「１ビル１台復旧」の考え方の周知啓発を行うことが必要である。加えて、国土交通省によるエレベーターの「防災対策改修事業」において、補助対象限度額の拡充やリスタート運転機能および自動診断・仮復旧運転機能の追加等が行われたことから、その活用を促すべく広く周知されたい。

＜地域・企業の声＞
- 発災時にはエレベーターは一斉に停止し、復旧に時間がかかる。技術者も被災したら駆けつけられない。そこで、東日本大震災以降、エレベーター閉じ込めの救出訓練や防災セミナーを実施し、周知啓発を行ってきた。（設備工事業）
- 地震時には、すぐにエレベーターの保守管理会社が来られないと思われるので、事業者ごとに避難方法、エレベーターの非常運転方法などを知らせる講習が必要と思われる。（建設業）

２．賑わい形成を梃子とした流域治水、広域避難・垂直避難等の推進

①流域治水、高台まちづくりの推進

気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水や高台まちづくり等、ハード・ソフト両面からの取組みを加速していく必要がある。

東京都は、目黒川水系、呑川水系、古川水系等において、「城南地区河川外３河川流域治水プロジェクト」を策定し、調節池や護岸の整備等を進めており、こうした取組みを着実に推進されたい。加えて、「環状七号線地下広域調節池」は、白子川地下調節池と神田川・環状七号線地下調節池の機能を相互に融通でき、時間１００ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨に対しても高い効果を発揮することから不可欠な事業である。

また、海抜ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物や水没地域外への避難路の整備を求める声が、事業者からも寄せられている。高層の建物や避難スペースの整備等と、スーパー堤防等を組み合わせた高台まちづくりを、国と東京都の連携のもと推進することが重要である。

その際、地域の賑わい創出に向けて、オープンカフェやイベント広場としての利用等河川空間のオープン化や防災船着場の活用を促進する等、平時からの付加価値の高い防災・減災対策の実現を梃子として取組むことが重要である。

こうした取組みの加速化にあたっては、関係省庁や地方公共団体、企業等との緊密な連携が不可欠である。流域治水協議会を通じ国や他の地方公共団体と積極的に連携するとともに、種々の対策について都民や企業に対して広く周知されたい。

＜地域・企業の声＞
・令和元年の東日本台風では、多摩川、丸子川に囲まれた地域で浸水被害が多数発生し、水害時の避難場所の周知不足や受入れスペースの不足等の課題が浮き彫りになった。また、田園調布地区の堤防、遊水池、貯留施設の整備、河川事務所の排水ポンプ車の追加配備等が必要。（土木工事業）
・再開発にあわせて地下貯留施設を整備した。想定外をなくす観点から、行政と連携して、更なる水害対策を計画的に実施することが重要。（総合建設業）
・河川を防災だけでなく、賑わい創出等、付加価値を高めていくのはいい取組み。高台まちづくりによって新しいまちができ、船による観光を通じて、高規格堤防の重要性も認識できる。（保険業）
・高台まちづくりも重要だが、来年再来年にも荒川氾濫が起きかねない。総合的な機能を備えた避難所の拡充、現時点で水害時の避難所に適していない学校等の整備も行ってほしい。（卸売業）
・重要事項説明では避難場所について説明するが、５ｍの浸水になるため逃げられる場所がなく説明が難しい。広く、高い場所へ行ってくださいというしかない。こうした地域では、マンションの３階以上に避難スペースを作り浸水時に開放する、ということも必要と考える。（不動産業）
・港区の芝浦港南地区では、高潮と大潮が重なると甚大な被害が想定されるので、水門の開閉管理が重要。（不動産賃貸業）

②広域避難・垂直避難等大規模風水害対策の着実な実施

大規模水害時の避難については、今年３月の「広域避難計画策定支援ガイドライン」の取りまとめを踏まえ、内閣府と東京都を座長とする「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」が設置され、「広域避難先の開設・運営」、「避難手段・誘導」、「情報発信・伝達」の３つの観点から具体的な検討が行われている。

同ガイドラインでは、いわゆる「分散避難」の考え方に基づく複数の避難行動パターンを組み合わせた検討を踏まえ、行政で避難先の確保が必要な広域避難者を約７４万人と試算している。しかしながら、この試算結果は各住民が適切な避難行動をとることが前提である。国や各区等との連携のもと、平時から都民・企業等への周知徹底を図り、事前の対策を促すことで、実効性を高めることが重要である。

加えて、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について、昨年３月の当所会員へのアンケートでは、「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい」（７７．３％）「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域一括で情報提供してほしい」（７６．７％）との回答が多くあがった。このような企業の声を十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が必要である。

また、東京都の調査では、災害時の情報収集手段について、「テレビ」との回答が各年代において最多であったが、当所の会員企業への調査では、「ＳＮＳを除くインターネット」との回答が８２．０％と最多であった。風水害が予想される際の情報発信においては、複数手段を効果的に組み合わせる等住民や企業、来街者といった情報の受け手側の特性の違いを考慮されたい。なお、住民・企業が発災時の避難情報等を理解し、適切な行動をとるためには、平時からの取組みが不可欠であることを重ねて強調したい。

＜地域・企業の声＞
・区の避難所に学校が指定されているが、学校は３階建程度で、浸水の想定を踏まえると十分な高さがないので心配している。（不動産業）
・洪水の際、かなりの災害が予想されるので、町会や自治会などで避難に関する活動や業界団体で周知を進めているが、なかなか難しい。（建築設計業）

３．富士山噴火の事前対策の検討・周知

富士山は、１７０７年の宝永噴火以降３００年以上にわたり噴火が確認されていないものの、ひとたび噴火す

れば広範囲にわたり影響を及ぼすことから、被害軽減に向けた対策が求められる。
なかでも、東京をはじめとした首都圏においては、噴火に伴う降灰への対策が大きな課題である。中央防災会議の下に設置された「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告書では、富士山が宝永噴火規模の噴火をした場合、鉄道・航空の運行や道路の交通への支障、電力・通信の停止、上水道の断水、下水道の閉塞、火山灰の重みによる建物の倒壊等、様々な影響が生じる可能性があることが示されている。
東京２３区の事業者からも、これらの事象に対する懸念の声が多く寄せられている。一方、当所のアンケート調査によれば、「ＢＣＰで想定している災害」の質問に対し、「火山噴火」を選択した企業はわずか７．４％と、地震や水害と比べると少なく、対策は進んでいない。
東京都は、「地域防災計画　火山編」を作成し、富士山をはじめとした火山災害に対する予防対策や住民・事業者が行うべき措置等を定めている。このなかで富士山噴火降灰対策についても記載があるものの、先の中央防災会議報告書を踏まえたものとなっていないことから、富士山噴火時の降灰により生じる影響や都民・企業が事前に行うべき対策について、国等との連携のもと検討を進め、可能な限り具体的な情報を、様々な媒体を通じて広く周知されたい。
加えて、迅速な復旧に向けた降灰除去体制の構築や集積所の指定等、計画を具体化・精緻化することが求められる。

＜地域・企業の声＞
・富士山噴火等による降灰では、車のエアフィルターの詰まりや信号機の漏電により、交通麻痺が起こると聞く。火山灰の量に応じた道路毎の利用制限を決めて、周知徹底が必要。（自動車賃貸業）
・富士山の大規模噴火に伴う首都圏への影響は、一企業だけではなく、日本全体に及ぶ問題として捉え、産官学の連携による大きな視点での検討が必要と考える。（製造業）
・降灰の状況は風向きによって異なるため、被害想定の検討が必要。ＢＣＰの立て方も異なる。（サービス業）
・企業としては危機が迫るタイミングがわかるとＢＣＰ等の計画を立てやすい。（サービス業）

４．企業等の自助・共助の活性化、公助における民の力の活用
①ＢＣＰ策定・訓練の促進
大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、企業等が顧客や取引先、ひいては社会に対する責務としてＢＣＰやタイムラインを策定し、訓練を実施することで「強い輪」を構築する必要がある。
今年３月の当所会員へのアンケートでは、ＢＣＰの策定率は３２．２％に留まる。とりわけ、中小企業のＢＣＰ策定率は２２．６％と、大企業の５４．２％に対して低い割合となっている。
一方、ＢＣＰ策定済企業のうち、策定にあたって有料のコンサルティング等を利用した企業は、従業員３００人超の企業では２６．２％であったのに対し、３００人以下の企業では、いずれも２割を下回った。また、策定に要した費用について聞いたところ、策定済企業の５５．０％が「費用負担なし」と回答した。このように、多くの企業では、コンサルティング企業の利用等の費用負担をせずにＢＣＰを策定しているのが実態であり、従って、特に経営資源が限られる中小企業においては、公的支援策やガイドライン等資料の整備がＢＣＰ策定の促進に不可欠である。
東京都は、普及啓発セミナーや策定推進フォーラム、策定講座、コンサルティング、フォローアップセミナー等から成る「ＢＣＰ策定支援事業」を展開しており、さらに「ＢＣＰ実践促進助成金」によって、中小企業等のＢＣＰ策定と実践を支援している。より多くの企業が本事業を活用するよう、さらなる拡充を図るとともに、周知を一層強化する必要がある。その際、国が展開している「事業継続力強化計画」とも整合性がとれるよう配慮されたい。また、企業等によるＢＣＰ策定や更新、訓練等の促進にあたっては、金融機関の融資における利率等の優遇や原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等インセンティブの拡充、助成制度の創設も有効であり、東京都による積極的な取組みが必要である。その際、ＢＣＰ策定が企業価値向上に資する取組みであるという視点や意識の醸成も必要である。
加えて、内閣府および中小企業庁などのＢＣＰ策定ガイドの周知や地方公共団体および商工会議所などの経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象としたＢＣＰやマイ・タイムライン等の策定支援講座を実施していくことも重要である。
さらに、当所では会員企業に対し、発注時に取引先に対してＢＣＰを取引条件にしたり、策定を指導したり、有無を確認しているか聞いたところ、約９割の企業がいずれも行っていないとの回答であった。サプライチェーンをはじめとした共助に基づくＢＣＰ策定を推進すべく、大企業も含めた企業等がＢＣＰ策定支援を行った場合のインセンティブを設けるなど、取引や地域の関係の企業間、さらには産官学の連携を高める措置も検討されたい。その際、パートナーシップを強化する観点が重要であり、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。
ＢＣＰやタイムラインについて、さらに重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、ＢＣＰ策定済企業の約９割が、運用や見直しを実施しており、こうした取組みを後押しする施策も必要である。

＜地域・企業の声＞
・中小企業のＢＣＰ策定率をみても良好な状況だとは思わない。中小零細企業はガイドラインがあっても、何から始めれば良いかわからない。（設備工事業）
・東商の支部で、簡単にＢＣＰを作れるワークブックを配布した。従業員５人以下の企業がほとんどという地域柄では、ＢＣＰが進まない。ワークブックでは、設問に回答していけば、ＢＣＰが出来上がるようになっている。（不動産業）
・ゼロメートル地帯のため水害対策への対応が課題であり、区内企業の中には、取引先からＢＣＰの対策について聞かれることもある。（運送業）
・中小企業は地域も規模も多様で、災害による影響も異なる。その辺りを想定しながら、対応を進めて行く必要があるのではないか。（金融業）
・発災時、自社が機能していても、他社の生産・物流が止まれば、全てが止まる。事業継続に重要な自家発電設備は費用と設置場所の問題から中小企業にとってハードルが高い。（製造業）
・ＢＣＰ策定企業に税制優遇等のメリットがあるとより前向きになる。無料でできるなら、ＢＣＰ策定に取組みたい。（卸売業）
・東商の風水害ＢＣＰワークブックを通じ、河川によって浸水想定地域が違ってくることを詳しく知った。風水害対応計画（簡易版ＢＣＰ）はとてもわかりやすく、皆で話し合って一つ一つ確認していきたい。（製造業）

②企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成

近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に「公助」が行き届かない可能性があることから、「自助・共助」で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、防災・減災対策を身近なものとし、「自助・共助」の要となるリーダー人材を育成していくことが必要である。

今年３月の当所会員企業へのアンケートによると、防災士や危機管理士等防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は１２．３％（大企業２１．５％、中小企業８．３％）であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は合わせて６２．２％に上り、かつ大企業６３．３％、中小企業６１．９％と企業規模問わず高い割合となった。

企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。東京都においては、各区や企業・団体等による研修等の機会の充実・拡大を強力に支援されたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っていくことも必要である。

なお、東京都は今年３月より事業所防災リーダー制度を開始し、予め登録した各企業の事業所防災リーダーと直接つながり、平時から情報発信を行っている。企業の防災・減災対策の実効性向上には、リーダーとなる人材のスキルアップが必要であり、積極的な取組みを推進されたい。その際、同制度における「情報管理者」の役割についても検討が必要である。

＜地域・企業の声＞
・昨年１０月の地震では、滞留者が押し寄せる駅周辺で災害のリーダーがいなかった。防災の観点で、民間人が行政とどう連携するか考える必要がある。（建設業）
・ＢＣＰや災害対策は絶対に必要だと思うが、人材がおらず進まない。（卸売業）
・企業における防災関連人材の育成に力を入れることが、企業の業務継続の実効性向上につながると考えている。（金融業）
・コロナ禍でテレワークを推奨しているが、災害対策本部でリーダーが不在となるリスクがある。不在の場合への対応が必要。（製造業）
・防災資格を奨励することで、防災意識の高い人材を育てることが有益。（不動産業）
・被害想定を踏まえ、対策を行う人材が社内に必要。しかし、防災資格の取得には、費用面が中小企業の負担になっている。防災リーダーのスキルアップを行い、事業所内で周知徹底するのが重要。継続教育の仕組みが重要。（サービス業）

③発災時における民間企業のノウハウ・資源の活用

災害時には公助の資源が限られることから、民間のノウハウ・資源を有効に活用することが重要である。民間企業や業界団体等では、事業を通じて培ったノウハウをもとに、国や地方公共団体と連携し、復旧・復興活動に協力している。

東京都は、建設業団体や地元業者等と災害時の連携に関する協定を結び、都道の障害物除去や除雪に関する連携体制や、トラック輸送団体と救援物資の緊急輸送体制を構築している。

首都直下地震等の発災時に、復旧作業のための特殊車両の通行に関して、被災地域への、または被災地域からの貨物の運搬等である場合には、通行許可手続きを最優先で行うなどの措置がとられているが、より迅速な復旧作業のため、有事の際にはこうした規制を一層緩和されたい。特に大規模な物流施設や大型トラックの駐車場は環状７号線の外側に立地が進んでいるが、発災時に円滑な物資輸送ができるよう、事前に民間企業等との協定等により車両の通行ができるようにすることも必要である。

また、災害時には娯楽業等、通常通りの営業が一時的にできなくなる業種もある。そうした業種では、例えば大規模な駐車場を、車中泊ができる避難場所として開放する等の取組みも検討されている。企業がこうした取組みを行うにあたり、法的責任や金銭的負担等が軽減されるよう配慮いただきたい。

加えて、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進するなど、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくことが重要である。

＜地域・企業の声＞
- 業界団体で、支援物資輸送を任されている。しかし、事前登録をしていないと、発災時には交通規制により、環七の外から戻ってこられない。（運送業）
- 区と連携し、発災時には支援物資の拠点にコーディネーターを派遣することとしている。熊本地震の際に被災地支援に向かったが、物量に対して人手や経験が不足しており、荷物の整理に２週間以上かかっていた。（運送業）
- 当社は災害時、区に優先的に車両を提供する契約を結んでいる。災害時にできるだけ協力できるよう、事前にルールを決めておく必要がある。（自動車賃貸業）
- 地域で誰が住んでいるかわからない状態になると、災害時に大変。当社は不動産会社として、日常的にこちらから連絡し、高齢者の安否を確認するとともに、亡くなった方については、警察と連携して早急に対応している。（不動産業）
- 運輸事業者は独自のＩＰ無線を持っているが、ラストワンマイルの物資輸送を担う我々と、行政・地元の自治会長等が連絡をとる手段がない。訓練を通じ、ＳＮＳを利用して地域住民と連絡をとりあうことから始めている。（運送業）
- 自動車、自転車のシェアリングについて、災害発生時の利用規程を検討すべき。防災活動に携わる者が優先的に利用できるなどの方策が必要。（製造業）

５．迅速かつ効果的な情報収集・共有の実施

①防災対策におけるデジタル活用

都民・企業が迅速かつ効果的な情報収集を実現するには、防災・減災対策のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）が急務である。

東京都は、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況等を円滑に収集し、帰宅困難者に対してリアルタイムに情報を発信するオペレーションシステムの構築を進めている。本システムは帰宅困難者や滞留者に情報発信することで適切な避難行動を促し、人命を守る上で重要な役割を果たすものであり、早期運用に向けて取り組まれたい。なお、帰宅困難者受入れ時の書面についてデジタル化を求める声が事業者から挙がっている。東京都が所定のウェブ入力フォームを作成し、オペレーションシステムと連動させることで、一時滞在施設における円滑な受け入れ対応につながるとともに、一時滞在施設収容者の人数や属性の迅速な把握につながることから、オペレーションシステムとあわせて構築することを検討されたい。加えて、感染症拡大中の問診票の取得や、受入期間中の食料などの配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。

また、帰宅困難者以外の対策においても、デジタル技術を一層活用し、高度化・効率化を図っていくことが求められる。例えば、高潮や河川の増水による水位変動の把握や予測、火山噴火による降灰予測、インフラの維持管理等において、デジタル技術を積極的に活用することが重要である。

＜地域・企業の声＞
- 浸水すると電気が止まり、テレビやインターネットが利用できなくなる可能性がある。雨の音で緊急放送もほとんど聞こえないということもあった。堅牢な情報源の確保が重要。（卸売業）
- 防災マップのＤＸが必要。使いやすさやわかりやすさが求められる。（土木工事業）
- 荒川の水位が上昇した際のリアルタイムな情報伝達等、検討をお願いしたい。（サービス業）
- 災害発生時、区などからの連絡がどのように行われるのか知りたい。自社で対応はするものの、状況把握や判断が困難だと感じている。（情報通信業）

②防災情報の活用における官民連携促進、防災産業の育成

気候変動を踏まえた災害対応の推進に向けては、国や地方公共団体はもとより、社会の様々な関係者が防災・減災対策に関わっていくことが必要である。とりわけ、行政と民間企業がそれぞれの持ち味を活かして効果的に連携することが重要である。

都市防災力を高める新規性の高い技術開発の実用化・普及を支援する先進的防災技術実用化支援事業（実用化経費助成）や防災関連の展示商談会については、企業間や産学官の連携による防災技術開発の発展はもとより、今後も拡大が見込まれる防災関連市場において、中小企業の活力を都市防災力の向上に活かすことが期待できることから、当該事業を一層拡充し、防災に関する産業の育成を図られたい。

また、民間企業においては、ＳＮＳの情報をＡＩが分析し、災害の情報を迅速に把握できるシステムや浸水等

の状況をリアルタイムで把握するシステム等、防災・減災対策に資するシステム等の開発が進展しており、国や地方公共団体が、災害対応にあたってこれらを一定程度活用することで、迅速な災害対応につなげることも可能である。

こうした民間企業の製品やサービスの活用を広く進めていくことで、防災産業の育成を図り、社会全体の防災・減災対策のレベルアップを目指すことが重要である。

＜地域・企業の声＞
・外国人比率や夜間人口・昼間人口を踏まえて、情報の伝達手段を考えなければならない。一人暮らしの高齢者も多く、お年寄りにもわかりやすい誘導対策や、避難訓練の実施、防災マップの配布等、普段からの備えが必要。良い事例を真似しながら、対策を考えるべき。（土木工事業）
・地域の掲示板を利用した防災ハザードマップ等の掲示等、アナログの強化も必要。（建設業）
・ＴＶやラジオでは広範囲なことしかわからないと思う。例えば区内の災害対応の状況等について、どのように情報提供されるのか知りたい。（卸売業）

Ⅱ．継続要望項目

１．帰宅困難者対策の推進

①民間一時滞在施設のリスクを解消・低減する措置の実施、事業者が協力しやすくなる制度の確立

首都直下地震発生時には、行き場のない帰宅困難者が約６６万人発生すると想定されている。こうした帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設は、今年１月時点で約４４万３千人分確保されているものの、引き続き、民間事業者の協力を得て確保を進めていくことが喫緊の課題である。

一方、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかとの懸念から、民間事業者の施設提供は困難になっている。２０１９年に行った当所会員へのアンケートで「一時滞在施設としての協力は困難」と回答した企業に聞いたところ、「一時滞在施設の増加には、損害賠償責任が免責となる制度の創設が有効」（６７．２%）、「協定を締結した区が保険加入することで損害賠償を補償する制度の創設が有効」（４３．６%が）という声が寄せられた。

「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」（２０１５年２月）において、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」が改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためには、そのリスクを解消、低減する措置が必要である。

加えて、「九都県市首脳会議」は今年７月に国に対して、「首都圏における地震防災対策等の充実強化に関する提案書」を提出した。このなかで、受け入れた帰宅困難者のための３日分の備蓄に対する財政措置や、一時滞在施設の運営に際して事業者が負担した費用について、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること、一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減等の措置、「むやみに移動を開始せず、安全な場所にとどまる」という発災時の原則を周知徹底させること、帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について広域搬送等の具体的なオペレーションの検討を進めることを提案している。上記の提案が実現されるよう国に対して継続的に働きかけられたい。

②他の事業者の備蓄品保管に提供した場所等の固定資産税・都市計画税の減免

帰宅困難者対策条例では都内の事業者に対して、従業者の一斉帰宅抑制のために３日分の飲料水、食料、その他災害時における必要な物資の備蓄を努力義務としているが、今年３月の当所会員へのアンケートでは、３日分以上の従業員向け備蓄をしている事業者の割合は、飲料水で４７．６%、食料で３６．７%、災害用トイレで１９．１%にとどまっている。

東京都が共助の観点から推奨する外部の帰宅困難者向けの備蓄をしている事業者の割合は、飲料水・食料・災害用トイレのいずれも約２割程度となっている。当所が過去に行った調査によれば、「備蓄なし」と回答した事業者の中には「備蓄の保管スペースを確保することが難しい」という理由があり、２３区内の事業者からも備蓄品の置き場所に困っているという声があることから、備蓄状況の改善には保管スペースの問題を解決することが有効と考えられる。そのため、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合は、固定資産税・都市計画税の減免対象とするよう検討されたい。

③行政と協定を締結した民間一時滞在施設に対する支援の拡充

一時滞在施設の運営については、発災時には安全面を含む実効性を確保することが不可欠であることから、民間の一時滞在施設の管理者が予め施設の開設手順や備蓄品の配布、施設の安全確認等について専門的知識やノウハウを習得しておく必要がある。

民間一時滞在施設の開設・運営に係るアドバイザー支援事業は、民間一時滞在施設にとって有意義な事業であることから、拡充されることを望む。また、発災時には負傷した帰宅困難者を受け入れることも想定されるため、発災時における民間一時滞在施設への医師・歯科医師・薬剤師・看護師など医療従事者の派遣についても検討されたい。その際、医療従事者や医療に必要な設備・機材等の輸送にあたって民間の力を活用する等、柔軟な対応

を検討されたい。

２．迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進、復旧活動等を行う車両の通行規制の緩和、物流施設の防災・減災対策、再整備の促進

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ、円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて極めて重要である。東京都は、「地域防災計画」で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路とし、沿道建築物の耐震化に取り組んでいる。今年６月末時点の耐震化率は８７．４％であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると５２．１％となっている。加えて、特定緊急輸送道路の通行機能を的確に表せる指標である区間到達率について、その平均値である総合到達率は、今年６月末時点で９２．６％となっている。

東京都には耐震改修促進法や耐震化推進条例に基づき、所有者等に対し、地震に対する安全性の確保を図るよう指導・指示をされたい。また、税制面からの後押しや総合設計制度、マンション建替円滑化法に基づく容積率許可制度の活用による建替えの促進等もあわせ、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことが必要である。

さらに、道路啓開については、引き続き人員や資機材等の面で常時対応可能な体制を構築することや、大量に存在する路上車両の撤去に向けた技術習得、定期的な訓練を実施することで、実効性を十分に確保していくことが必要である。

また、重要インフラの復旧や物資の緊急輸送等を担う民間企業においては、災害時、首都圏以外からの応援車両の手配等が必要となる場合がある。現在、東京都においては、粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の走行は禁止されているが、被害の軽減や迅速な復旧のため、災害時にはこうした車両の通行規制を緩和することが必要であり、官民による事前調整が求められる。

物流は、経済活動の基盤であり、大災害時には緊急支援物資の輸送をはじめ、迅速な復旧・復興に不可欠な機能である。大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や自家発電等防災設備の設置、浸水対策を促進するほか、新たな物流施設の整備や老朽化した物流施設の建替え、集約化等の再整備、機能更新に対する税制上、財政上の支援の拡充、免震倉庫の普及に対する支援措置の創設も必要である。また、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進が重要である。なお、防災・減災の面からも、首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、都市計画による対応や土地区画整理事業等の他、スマートインターチェンジの設置も有効である。

②地域防災力の向上に資する活動の強化（消防団・自主防災組織等の強化等）

大規模災害時の初期対応においては地域の企業や住民による自助・共助が重要であることから、地域防災力の向上が求められる。

また、災害時に出火・延焼を抑制し、燃え広がらない・燃えないまちを形成していくには、ハード面の対策に加えて、初期消火力を強化することが極めて重要である。そのため、その担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化、消防署等と連携した訓練の推進等の活動支援に引き続き取り組むことが必要である。また、消防団に協力する事業所に対する評価制度等について周知を強化し、企業の関心を高めることも重要である。各地域や各企業の防災活動の活性化のため、自主防災組織等への支援強化に努められたい。

加えて、地域住民や自治会、事業者により組織された地域防災協議会、ならびにターミナル駅やその周辺の事業者、学校等が中心となった駅前滞留者対策協議会等の防災組織は自助・共助の担い手として、地域防災力の向上に不可欠である。こうした協議会の設立推進や、事務局機能のサポートをはじめとした活動支援等について、区とともにさらに取り組まれたい。加えて、駅前滞留者対策の円滑な実施のため、協議会を構成する事業者や学校等に災害時でも有効な通信機器を設置していくことが望ましい。

また延焼防止に向けた対策の一環として、経年した防火水槽の補強による再生や深井戸の整備など消防水利の確保を進めていく必要がある。さらに、防災訓練や消火器の使用方法等の習得等を通じ、地域における初期消火力を強化していくことが肝要である。

加えて、災害時、地方公共団体は現場対応等に極めて重要な役割を担う。東京都は、都内区市町村のＢＣＰ策定等に対する支援の強化や、発災時の応援要員派遣、救援物資提供を円滑に遂行するための相互応援に関する協定の締結先（地方公共団体等）との交流・情報交換を図り、有事に備えておくことが重要である。なお、地方公共団体において、退職自衛官等の防災・危機管理に関する知識・経験を有する人材の採用を促進していくことも有効である。

③東京都における都市の事前復興の取組み促進

災害発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靭な地域づくりを行う、ビルド・バック・ベターの考え方が重要であり、災害への備えとしては、直接的被害を軽減する防災・減災対策に加え、間接的被害を軽減するための事前復興の取組みが必要である。

東京都は迅速な都市復興を進めるにあたり、都民の理解と協力を得られるよう、事前復興の周知啓発に努められたい。加えて、生活再建や都市機能の回復を迅速に行うための「東京都震災復興マニュアル」については、今後も不断の見直しを行っていくことが求められる。あわせて、訓練の実施等により実効性を高めていくことが望ましい。

また、国土交通省の調査によれば、２０２１年７月末時点で１，１０３の自治体が、復興まちづくりの事前準備に挙げられた５つの取組みのうち、いずれかについて検討を行っている。市区町村による取組みの一層の推進に向け、支援を行っていくことが重要である。

３．レジリエントなまちづくり

①陸・海・空の主要な交通施設の強化（道路、橋梁、三環状道路、鉄道施設、東京港、羽田空港等）

災害の被害を最小限に抑えるには、陸・海・空の主要な交通施設が、発災時でも機能することが極めて重要である。

特定緊急輸送道路等の幹線道路は、発災時、緊急輸送路としての機能を確保していくことが不可欠であるが、東京都の管理する橋梁は、高度経済成長期に建設されたものが多く、更新時期が集中することが懸念されている。そのため、橋梁の耐震性・耐荷性・耐久性を更に向上させ延命化することで、更新時期の平準化と橋梁事業費を縮減する長寿命化工事を着実に実施し、発災しても有効に機能するようにしなければならない。

また、首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善などの多岐にわたるストック効果に加え、首都直下地震等の大災害発生時には、迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担うため、安全対策を徹底した上で、環状道路としてのストック効果を早期に発現させることが重要である。交通渋滞や踏切事故の解消等に加え、都市の防災・安全性の向上に資する連続立体交差事業について、都内においては高いストック効果が見込めることから鋭意推進していくべきである。

鉄道については震災時に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生することが懸念されている。首都圏の鉄道施設が被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念されることから、高架線や高架駅、橋梁の耐震化を急ぐ必要がある。加えて、地平駅についても国と連携の上、対策を急ぐべきである。

さらに、東京港は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難、また、首都圏の経済活動を支える貨物の輸送などに重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備や高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策等が重要である。加えて、東京湾岸には、火力発電所や製油所が多く集積している。東京湾沿岸の石油コンビナートで地震の揺れや液状化により火災や油の流出等が発生した場合、航行する船舶や沿岸部の被害のみならず、首都圏および全国へのエネルギー供給にも大きな影響をもたらす。広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化等によりバックアップ機能を高めていくことが必要である。

一方、羽田空港も同様に緊急支援物資の輸送拠点として極めて重要であることから、滑走路等の耐震化、液状化対策等を早急に行う必要がある。

②インフラ老朽化対策の推進

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、橋梁、トンネルなどの高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。

インフラ老朽化に確実に対応していくため、重要インフラを中心に戦略的なメンテナンスが不可欠である。東京都では、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う予防保全型管理の考え方のもと、橋梁、トンネル、下水道管の老朽化対策に取り組んでおり、こうした取組みを引き続き推進することが必要である。

また、市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えている。メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことが肝要である。

戦略的なインフラメンテナンスにおいては、利用や老朽化の状況のほか、人口減少、まちづくりの状況等を踏まえた施設の集約、再編、広域化の観点が重要であり、国や区市町村、関係機関と連携し、地域の戦略に基づき、インフラを「群」としてとらえ、総合的かつ多角的な視点からインフラのマネジメントに取組んでいくことが求められる。その際、コンパクト・プラス・ネットワークの観点も踏まえた戦略とすることが望ましい。

加えて、インフラ老朽化対策の重要性に係る都民の理解促進が重要である。老朽化の危機的状況だけでなく、例えば、オープンイノベーションの手法等を活用した産学官の多様な主体による、メンテナンスの生産性向上、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場への挑戦といった取組み（成功事例等）を社会に広く発信し、老朽化対策に対する国民の理解、協力を深めていくことが肝要である。

③下水道施設の耐震化、浸水対策の推進（内水氾濫を防ぐ排水能力の強化等）

気候変動に伴い降雨量が増大する中、都市機能が高密度に集積した首都圏において下水道管渠が首都直下地震等により被災した場合、経済活動や住民生活等に甚大な影響が発生する恐れがある。特に、東京２３区では多くの需要家が利用困難になる中で、仮設トイレ等の数量も限りがあることから、下水道管渠等の施設の耐震化を強力に推進していく必要がある。

また、東京都区部の下水道管施設は、大部分において１時間５０ｍｍの降雨に対応するよう設計されているが、近年、台風、集中豪雨、局地的大雨など施設の計画規模を上回る降雨が頻発していることから、ハード・ソフト

両面から対策を加速させる必要がある。
１時間に７５ｍｍに対応する下水道に整備する重点地区について、本年３月に策定された「下水道浸水対策計画」にて新たに１０地区が選定されたが、浸水被害軽減のため、早期に整備されたい。東京都内の下水道管は建設後５０年以上経過が１６％となっていることから、老朽化対策の着実な実施も重要である。

④地下街・地下駅等の浸水対策・耐震化の推進、災害時の誘導設備等の整備
地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策 を推進していく必要性が指摘されている。５月に公表された首都直下地震等による東京の被害想定によると、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても同様である。
地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、「地下街の安心避難対策ガイドライン」の周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策に加え、位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。

⑤老朽マンション、団地、ニュータウンの再生・耐震化、ならびに解体撤去の促進
都内分譲マンションの着工累計戸数は１９４．３万戸（２０２１年）と全国のマンションストックの約４分の１が集積している。全国の分譲マンションストックのうち、築４０年以上のマンションは２０２１年末時点で約１１５．６万戸であるが、１０年後（２０３１年末）には約２４９．１万戸、２０年後（２０４１年末）には約４２５．４万戸と急増する見込みとなっている。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。
除却の必要性に係る認定対象について、４月より全面施行された改正マンション建替円滑化法により、耐震性不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンションやバリアフリー性能が確保されていないマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底されたい。
加えて、引き続きマンションの耐震化、再生、ならびにストックの適切な解体撤去を促進させていくことが必要である。そのため、マンション建替えの決議要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和等、区分所有法の改正に加え、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物及び敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替えなど、新たな手法、法制度の整備を検討するよう国に働きかけられたい。

⑥空き家対策、所有者不明土地対策の推進
都市、地方に拘わらず、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面のいずれの観点からも空き家等への対策は重要である。２０１８年１０月時点で全国の空き家率は過去最高の１３．６％（東京都は１０．６％）である。
空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行以降、東京都は総合的な空き家対策を推進している。各市区町村が空き家等対策の体制整備・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村が推進する空家対策の指針となる「空家等対策計画」の作成等に対して補助を行う「空き家利活用等区市町村支援事業」等を着実に遂行されたい。加えて、区市町村に対する技術的な助言などにも注力されたい。
また、所有者不明土地について、改正所有者不明土地法（改正所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）が今年４月の国会において成立した。今回の改正により、「地域福利増進事業」の対象事業が拡充され、現行の広場や公民館等に加え、再生可能エネルギー発電設備や備蓄倉庫等の災害関連施設の整備に関する事業が追加された。所有者不明土地をカーボンニュートラルや防災・減災等の重要施策の後押しにつなげることが可能となり、利用促進に向けた周知啓発を積極的に進めることが重要である。

⑦防災性の高い街区の整備促進
レジリエントなまちづくりにおいては、各建物に加え、地域単位での防災性を高めることが重要である。災害時には避難場所や救出・救助活動の拠点、平時には住民の憩いの場となるような公園や広場、グリーンベルトの形成、火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例えば、墨田区の白鬚東アパート等）等の整備を進めていく必要がある。木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）も検討されたい。
また、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または１００㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されている。しかし、狭小敷地が多い密集市街地など、１００㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

⑧感震ブレーカーの導入促進
　木造住宅密集地域等、火災のリスクが高い地域においては、感震ブレーカーの導入促進等、ソフト面の対策により被害軽減を図ることも重要である。感震ブレーカーの効果の周知など、電気火災を含めた防火対策の意識啓発を強化する必要がある。その際、夜間の発災時に備えた非常灯の整備をあわせて支援する必要がある。

⑨盛土等土砂災害リスクへの対策推進
　昨年７月に発生した静岡県熱海市での土石流による甚大な被害を踏まえ、国は各都道府県を通じて全国約３万６千箇所の盛土を目視等により総点検した。また、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法が創設されたところである。
　本改正により、都道府県知事等が規制区域の指定および規制区域内で行われる盛土等の許可を行うこととなるが、多くの人的・物的被害を及ぼした土砂災害を繰り返さぬよう、国が作成するガイドライン等に基づき、厳格に対処されたい。

４．防災・減災に対する社会的意識の向上
①女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な視点からの災害対策の推進
　災害対策に女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な人々の視点を取り入れることは、災害による直接的・間接的な被害を軽減するために非常に重要である。
　東京都は２０１８年に、「女性の視点からみる防災人材の育成検討会議報告書」をとりまとめ、本報告書に盛り込まれた施策等を実施している。今後も取組みを継続し、地域や企業における防災対策を推進する女性リーダーを育成することが重要である。
　加えて、災害時に誰もが円滑に避難できるよう、公共交通機関や公共空間のユニバーサルデザイン、バリアフリー化などの対策をより積極的に推進していくべきである。加えて、官民をあげて「心のバリアフリー」を推進していくことも、広い意味で首都圏の防災力の強化に資することから重要である。避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成が、市町村の努力義務とされたことから、市町村の計画作成を推進されたい。なお、災害時でも避難の必要性がない場合は、可能な限り従来の在宅診療等を継続できる体制が重要である。
　また、東京都は「防災ノート ～災害と安全～」の作成・配布など、小学校、中学校、高等学校等における防災教育の推進に取り組んでいる。「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知等を継続的に実施していくことが重要である。こうした教育で使用する教材、資料、見学施設等は地域住民や企業にとっても有用であり、一層の活用、周知が必要である。
　一方で、アフターコロナを見据え、地震を経験したことがない外国人が災害時や非常時に不安な状況に陥ることのないよう、「東京防災」や「東京都防災ガイドブック」の外国語版の周知や、サイン・ピクトグラムによる対応行動の可視化等に取り組んでいくことが肝要である。様々な使用言語・文化を持つ外国人客に対しての避難誘導方法を確立し、民間に対しても周知を行うことが必要である。観光庁とＵＮＷＴＯ（国連世界観光機関）駐日事務所では、自治体・ＤＭＯ・観光事業者を対象に観光危機管理を普及・浸透させることを目的とした手引書・教材を策定している。こうした取組みを推進し、各区の計画策定を支援すると共に、企業が優先度の高い重要な業務から早期に復旧できるよう、ＢＣＰの策定を引き続き後押しされたい。観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化も求められる。
　さらに、傷病など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における夜間や休日も含めた外国語対応力の強化や医療通訳の育成を推進されたい。また、ホテル・旅館など宿泊施設が、往診可能な医師の情報を共有できる仕組みの構築も必要である。加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険加入を促進されたい。

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保（プライバシー、騒音、生活用水、トイレ、衛生環境等のＱＯＬ）
　首都直下地震の東京都の被害想定によると、避難所等においては必要なタイミングで必要な物資を提供することが困難になったり、仮設トイレの衛生環境が急速に悪化したりする可能性が指摘されている。被災時に生活用水を滞りなく利用するための容器の準備や、段ボールベット、簡易トイレの設置等を進める必要がある。また、慣れない環境での生活により体調を崩したり、高齢者や既往歴のある方の病状が悪化することがあり、配慮されたい。
　東京都は、２０２０年６月、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定した。本ガイドラインを広く周知するとともに、避難所の感染対策や衛生管理・医療支援の体制確保に引き続き取り組むことが重要である。
　加えて、東京都建築士事務所協会では建築士の視点から避難所運営を考えた「避難所モデルプラン」を作成している。また、地域の特徴に併せて、多くの地方公共団体が避難所運営のガイドラインなどを策定している。避難者のＱＯＬを向上し、災害関連死等を防ぐため、避難所運営の改善に資する情報を広く展開されたい。

以上

２０２２年度第１１号
２０２２年１０月１３日
第 236 回議員総会・第 751 回常議員会決議

＜提出先＞東京都副知事、東京都幹部等
＜実現状況＞
○東京都は２０２２年１２月に「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」を策定。「風水害」「地震」「火山噴火」「電力・通信等の途絶」「感染症」の５つの危機に対する施策をとりまとめ、東商の要望事項が多く反映。
【関連予算の拡充】
○災害の脅威から都民を守る都市づくり　３，２２６億円（＋２６３億円）
中小河川の整備、新たな調節池の整備、住宅の耐震化のための助成制度、富士山噴火降灰対策の強化など

１４．多様な人材の活躍に関する重点要望

Ⅰ．基本的な考え方

【自己変革への挑戦に向けた多様な人材の活躍推進を】

中小企業の人手不足感は、コロナ禍からの経済活動の回復に伴い、再び厳しい水準に戻っている。物価の高騰もあって、企業に対する賃上げ圧力はかつてなく高まっており、賃上げに取り組めない企業は深刻な人手不足に陥り、事業継続が立ち行かなくなることも危惧される。企業には、賃上げに加え、従業員の能力開発機会の充実や多様で柔軟な働き方の推進など人材確保に向けた自己変革に挑戦していくことが求められる。

こうした中、女性や外国人材など「多様な人材の活躍推進」の重要性はこれまで以上に高まっている。潜在的な労働力としての活用のみならず、誰もが働きやすい環境の整備や経営に多様な視点を取り込むことで生産性向上や新たな事業展開につながることも期待される。

しかしながら、外国人材の受入れに向けた技能実習や特定技能の制度は手続きの煩雑さなど課題も多く、また、わが国が「外国人材から選ばれる国」となるよう、外国人材が安心して働き、生活できる環境の整備も求められている。女性の活躍推進についても、育児期の女性の労働参画が進み、M字カーブは解消されつつあるが、女性労働者の約半数は非正規雇用であり、また管理職の育成が進まないなど課題は多い。

こうした現状認識のもと、女性や外国人材など「多様な人材の活躍」に関する政策について、下記により要望する。

記

Ⅱ．重点要望内容

１．外国人材の活躍推進

厚生労働省の調査によれば、わが国で働く外国人労働者は、２０２１年１０月末時点で約１７３万人、外国人を雇用する事業所数も約２８万５千ヵ所となり、いずれも過去最高となっている。少子高齢化の進展による労働力人口の減少が進む中、外国人材への期待は今後更に高まるものと見込まれる。

一方で、他の先進国と比べて賃金水準は低く、足元では円安も進み、外国人材にとってわが国で働く魅力は低下しつつある。今後も外国人材にとって「働く場所」「暮らす場所」として選ばれる国づくりを行うためには、日本語教育など支障なく日常生活を送れるための支援などを通じた、外国人材にとって安心・安全な就労環境の実現が重要である。

（１）技能実習制度の見直しと適正運用化

技能実習制度は、わが国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う水際対策・入国制限によって、わが国に在留する技能実習生は２０２０年末の約３７万８千人から、２０２１年末の約２７万６千人まで大きく減少した。しかしながら、日本・東京商工会議所（以下、当所とする）が本年７～８月に実施した調査によると、外国人材の受入れに関心がある企業（外国人材を「既に受入れている」「今後受入れる予定」「受入れるか検討中」のいずれかを回答した企業、以下同じ）のうち、技能実習生を「受入れており、今後も受入れたい」と回答した企業は２５．１％、「受入れていないが、今後検討したい」と回答した企業は４１．０％にのぼり、中小企業にとって利用実績、ニーズともに高い制度となっている。

一方、同制度については従来から、「人づくり」という国際貢献を主とした制度目的と、受入企業において人手不足を補う労働力として捉えられている実態との乖離、失踪等の事件や就労現場での人権侵害等の問題が指摘さ

れており、政府において制度見直しの検討が行われている。
　上記調査において、技能実習制度の適正運用に向けて政府・行政に期待する取組について尋ねたところ、「受入企業が負担するコストの軽減」（４０．５％）や「受入企業に求められる手続き・書類の簡素化」（３９．０％）、「日本語教育に関する支援の拡充」（４０．５％）、「生活面での支援の充実（交通機関、行政窓口、銀行や病院の利用方法など）」（３８．１％）となり、受入企業のコスト・手続き負担軽減とともに、技能実習生に対する日本語教育・生活面での支援の拡充を求める声が多い。
　まずは現行制度において人権の尊重と運用適正化を徹底するため、外国人技能実習機構の体制強化等により、不適切な運営を行う監理団体、受入企業への監視・指導体制の強化を図るとともに、法令を遵守し、「一般監理事業」の認定を受けた「優良な監理団体」や「優良な実習実施者」には、外国人技能実習機構による監査における提出書類の簡素化や監査頻度の見直し等による負担軽減策を講じられたい。また、失踪や人権侵害などの事件を防止するためにも、技能実習生に対する日本語教育や生活面での支援については、地方自治体による取組の一層の充実を図られたい。
　今後、技能実習と特定技能の両制度に関する見直しにあたっては、外国人材の人権尊重を大前提として、技能実習制度が「人づくり」による国際貢献とともに、厳しい人手不足に苦しむ企業ひいては日本の労働力を支えている実態を十分に踏まえた検討が必要である。

［具体的要望項目］

○　**外国人技能実習機構の体制強化等、不適切な運営を行う監理団体・受入れ企業への監視・指導の強化**

○　**優良な監理団体・受入れ企業の優遇（提出書類の簡素化、監査の頻度の見直しなど）**

○　**技能実習生への日本語教育・生活面（行政手続き、通院・住居の確保など）のサポートにおける行政の支援拡充**

○　**技能実習生の技能習得、企業の労働力確保の双方に役立っている実態を踏まえた制度の見直し**

（２）特定技能制度の制度改善と中小企業の活用支援
　政府は、深刻化する人手不足に対応するため、２０１９年４月に新たな在留資格である「特定技能」を創設し、向こう５年間で約３４万５千人を上限に受入れることとしていたが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う水際対策・入国制限もあり、本年６月末時点の受入れ数は約８万７千人にとどまっている。
　当所が本年７～８月に実施した調査では、外国人材の受入れに関心がある企業のうち、特定技能外国人を「受入れており、今後も受入れたい」と回答した企業は１６．８％、「現在受入れていないが、今後検討したい」と回答した企業も４５．５％と受入れに高いニーズがある。
　同調査で、特定技能外国人の制度上の課題について尋ねたところ、「申請手続き・書類の簡素化」（３９．１％）、「特定技能１号・２号の対象分野（業種）の拡大」（２２．７％）、「登録支援機関の質の確保・向上（行政指導の強化、統一ガイドライン・マニュアルの制定など）」（２１．２％）、「支援委託費など管理コストの負担軽減」（２１．２％）など、様々な観点から同制度の改善を求める声が寄せられている。
　特定技能の更なる活用促進を図るべく、これらの課題を踏まえた制度改善と一層の利用促進を図られたい。現在、特定技能の約８割が技能実習からの移行である（※出入国在留管理庁公表値に基づく）ことを踏まえ、今後始まる技能実習・特定技能の制度の見直しにあたっては、特定技能１号対象分野の追加、義務となる１０の支援項目の見直し等、両制度の連結性を考慮した制度見直しを行われたい。

［具体的要望項目］

○　**改正出入国管理及び難民認定法の施行２年後の見直し規定に基づく、制度の改善や受入れ拡大に向けた取組強化（相談体制の拡充、マッチング支援、申請書類・手続きの簡素化、電子届出システムの利用促進）**

○　**特定技能２号の受入れ対象分野の追加**

○　**登録支援機関の支援の質の向上（支援に関する研修実施、ガイドライン策定等）**

○　**技能実習制度との連結性を考慮した制度の見直し（特定技能１号の対象分野の追加、生活オリエンテーションなど重複する１０の義務的支援内容の見直し）**

（３）留学生・高度外国人材の活躍促進
　外国人留学生はわが国の大学・専門学校等での学習を通じて一定の専門性や日本語能力を身に付けており、留学期間中の日本人学生や地域住民との交流を通じて、わが国・社会を理解している貴重な人材である。
　当所が本年７～８月に実施した調査によると、外国人材の受入れに関心がある企業のうち、留学生と高度外国

人材を「受入れていないが、今後検討したい」と回答した中小企業の割合は、約４割（留学生：４０．４％、高度外国人材：４２．１％）に上る。一方、日本学生支援機構の調査（「令和３年度私費外国人留学生生活実態調査」および「令和２年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査」）によると、専門学校（専修学校）に通う留学生のうち、わが国で就職を希望する割合は７割（７５．７％）を超えるが、就職に至るのは約３割（３４．６％）にとどまっている。課題の一つに、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得する際、大学を卒業した留学生は、大学における専攻科目と従事しようとする業務との関連性は柔軟に判断されている一方で、専門学校を卒業した留学生については、相当程度の関連性が必要とされていることが挙げられている。

また、在留資格「特定活動」（告示４６号）は、わが国の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援等を目的に、大学・大学院で学んだ幅広い知識・応用的能力のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」では主たる活動として認められていない一般的なサービス業務や製造業務など幅広い業務に従事することを認められる。しかしながら、同資格による在留者数は約１千人程度にとどまっており、要件として設けられている「日本語能力試験Ｎ１相当」は、実態としてハードルが高いとの声がある。

政府は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得する留学生について、専門学校での専攻と就職先の従事業務との関連性をより柔軟に判断するとともに、各地方出入国在留管理局に対し、その旨を通達等で周知を徹底されたい。また、在留資格「特定活動」（告示４６号）について、学歴要件を「短期大学・高等専門学校・専門学校」まで緩和するとともに、日本語要件を緩和されたい。

留学生と求人企業とのマッチング機会の充実を図るため、企業説明会や就職ガイダンス、地方企業や自治体と連携した合同就職説明会、留学生向け求人の掘り起こし等に積極的に取り組まれたい。

［具体的要望項目］

○　**在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得する留学生に対する専門学校での専攻と就職先の従事業務との関連性についての柔軟な判断と周知徹底**

○　**在留資格「特定活動」（告示４６号）の学歴要件および日本語要件の緩和**

○　**留学生と求人企業のマッチング機会の創出**

（４）外国人材が働きやすい環境整備の推進

当所が本年７～８月に実施した調査によると、外国人材の受入れに関する課題については、受入経験の有無にかかわらず、「日本語による円滑なコミュニケーションが困難」であることを挙げる企業が約５割（受入経験あり：４７．９％、受入経験なし：４７．８％）にのぼっている。外国人材の日本語能力の向上は、技術・技能の習得や生産性向上につながるとともに、職場や日常生活におけるコミュニケーション機会の増加を通じ、外国人材の「働きがい」や「生活満足度」の向上にも資するものである。

一方、実際に外国人材を受入れている企業からは、「日本語を教える時間がない」、「仕事で使う語彙は最低限教えられるが、生活に必要な日本語までは十分に手が回らない」、「地方には外国人に日本語を教えられる講師がいない」との声が多く寄せられている。

こうした中、政府による外国人材に対する日本語教育支援については、本年６月に決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和４年度改訂）」において、「生活場面に応じた日本語を学習できるＩＣＴ教材の開発・提供等」、「日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備」等の施策が盛り込まれている。

政府はこれらの施策を着実に実行するとともに、働く外国人材が参加しやすいよう日本語教室の休日・オンラインでの開催についても検討されたい。また、地方における日本語教室の開催や日本語教師の育成にあたっては、高齢者介護施設等、方言を交えた日本語の理解が求められる現場があることを踏まえ、取組を進められたい。

なお、文化庁の調査（「国内の日本語教育の概要（令和３年１１月）」）によれば、日本語教育の担い手の約半数（４８．０％）がボランティアとなっている。また、出入国在留管理庁の調査（「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査（令和３年７月）」）では、地方公共団体において行われている日本語教育について、受講者の費用負担を「無償」とする団体が６３％に及び、政府へ「継続的な事業実施等のための予算措置」を要望する団体が６割（６２％）を超えているほか、「人材育成・派遣」を要望する団体も４割（４３％）を超える。このような現状も踏まえ、政府におかれては、地域での日本語教育普及にあたり、予算措置による日本語講師の人件費など運営費の補助、地域における日本語講師の人材育成支援を通じ、地域による取組を後押しされたい。

また、各地商工会議所からは、「都市部との賃金格差等により、地方に優秀な外国人材が定着しない」との声が寄せられている。各地方において、快適な生活環境や生活コストの安さ、充実した行政サービスなど、外国人材にとっても住みやすく、働きやすい地域づくりに向けた地方自治体の取組を支援されたい。

［具体的要望項目］

○　**日本語教育機会の拡充（休日・オンライン開催の日本語教室の設置、現場・業種に応じた日本語教育の実施）や日本語教育の質の向上**

○　**予算措置による日本語講師の人件費など運営費の補助、地域における日本語講師の人材育成支援を通じた、地域による日本語教育の取組の後押し**

○　**外国人材にとって住みやすく働きやすい地域づくりの推進と地方就職の魅力発信強化**

２.女性の活躍推進

２０２１年の女性の就業率は７１．３％（１５～６４歳、総務省労働力調査）と２００５年の５８．１％から大きく増加、また、子育て世代の女性の就業向上もあり、いわゆる「M字カーブ」は解消に向いつつある。一方で、管理職的職業従事者に占める女性の割合は１３．２％（２０２１年、内閣府）と国際的にも低い水準に留まる。当所が本年７～８月に実施した調査では、中小企業の約７割（７１．６％）が女性活躍推進に取り組んでいながらも、その内の約半数は「課題がある」と回答している。

政府と企業が連携して、家庭と仕事が両立しやすい環境整備、女性の能力開発や更なる就業機会の拡大に取り組み、女性が安心して働き、女性自ら活躍を望む社会を実現することが求められる。

（１）中小企業における女性活躍推進の取組支援

当所が本年７～８月に実施した調査では、女性活躍推進上の課題として「家事・育児・介護等の負担が女性に集中している」（４５．７％）が最も多く、「女性社員本人が現状以上の活躍を望まない」（４４．７％）、「管理職・役員候補の女性社員（経験・年齢層）が少ない」（３５．１％）との回答も多く、女性社員本人、組織や人事、法や制度など様々な面で課題が挙げられている。

中小企業が自社の業種・業態や企業文化にあった女性活躍推進の取組を実施できるよう、厚生労働省は、一般事業主行動計画の策定に関する専門家による相談対応や個別訪問等の支援を強化されたい。加えて、女性活躍推進も含めた経営戦略や人事制度の再構築に向けたコンサルティング等の各企業の実情を踏まえた伴走型の支援も強化されたい。

なお、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、取組の実施状況が優良な企業については、「えるぼし認定」の制度があり、認定企業にはマークの使用や公共調達における優遇措置等のメリットが用意されているが、認定企業は約１，８２２社（内従業員数３００人以下の企業は約７３３社（２０２２年７月末時点））に留まっている。より取得要件が厳しい「プラチナえるぼし認定」も含め、税制優遇や助成措置等の大胆な支援策を設けて、インセンティブの強化による取得推進を図られたい。

［具体的要望項目］

○　**企業毎の業種・業態や企業文化にあった取組の実施に向けた、地方公共団体との連携による一般事業主行動計画の策定に関する相談対応や個別訪問等の支援強化**

○　**女性活躍推進も含めた経営戦略や人事制度の再構築に向けたコンサルティング支援等の伴走型支援の強化**

○　**「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」の取得企業に対する税制優遇や助成措置等の大胆な支援策の創設によるインセンティブの強化**

（２）女性の主体的なキャリア形成支援

政府は、第５次男女共同参画基本計画において、「２０２０年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が３０％程度」との目標を定めているが、当所が本年７～８月に実施した調査では、女性管理職（課長職相当以上）の割合が３０％以上の中小企業は約１割（１０．１％）、女性役員の割合が３０％以上の中小企業は約２割（２０．７％）にとどまる他、女性管理職・女性役員の割合が０％とした企業の割合もそれぞれ４割（女性役員：４８．１％、女性管理職：４３．２％）を超えている。また、総務省労働力調査によると、２０２１年の女性就業者の内、非正規雇用の割合は５３．６％と正規雇用を上回っていることも課題である。

当所が本年７～８月に実施した調査では、女性活躍推進上の課題として、「女性社員本人が現状以上の活躍を望まない」（４４．７％）や「管理職・役員候補の女性社員（経験・年齢層）が少ない」（３５．１％）を挙げる声が多く、政府や行政に期待する支援・取組についても、「女性社員のキャリアアップ意欲の醸成に向けた研修やセミナーの実施」（３０．７％）を挙げる企業が多い。

女性の活躍を推進していく上で、管理職比率の向上は重要であるが、その手前として、正社員への登用を含め、女性が安心してキャリアを形成していけるよう、家庭と仕事の両立を支援するとともに、働く女性の主体的なスキル向上、キャリアアップに向けた学びの意欲を引き出す支援の強化が求められる。

労働者の自己啓発を広く支援する一般教育訓練給付は、簿記やプログラミングなどビジネスの実務で役に立つスキルから、生産・流通現場を支える技術・技能に至るまで１万１千余の講座が対象に指定されているが、近年受給者数は減少傾向にある。オンライン講座や休日・夜間の講座の一層の拡充など受講利便性の向上や、制度自体の周知強化により、中小企業で働く労働者の利用を促進していくべきである。

また、就労を目指す女性求職者や正規雇用での就労を目指す女性への支援に対して、女性活躍推進に取り組む中小企業とのマッチングを支援されたい。さらに、厚生労働省では、公的職業訓練と就職支援を一貫して行う求職者支援訓練を実施しているが、実践的技能を習得する実践コースにおいても、２０２１年度の就職率は６０．２％（※２０２１年１２月末までに終了したコースについての集計）と決して高くはない。企業側のニーズを踏まえた訓練内容を検討するとともに、女性の就業者が多い介護・医療、ＩＴ、飲食・宿泊などの分野においては、業界団体との連携を強化し、必要とされるスキル・ノウハウを効率的に習得できる訓練コースの設定や、トライアル雇用を通じた、企業現場での訓練機会の提供を重点的に講じられたい。

［具体的要望項目］

○　一般教育訓練給付について、オンライン講座や休日・夜間の講座の拡充等受講利便性の向上、制度自体の更なる周知による利用の促進

○　就労を目指す女性求職者や正規雇用での就労目指す女性と女性活躍推進に取り組む中小企業とのマッチングの場の創出、女性求職者が企業の面談や説明会にオンライン参加できるような柔軟な運用

○　企業側のニーズを踏まえた求職者支援訓練等の訓練内容の検討、女性就業者が多い分野における、業界団体との連携強化による訓練コースの設定やトライアル雇用を通じた企業の現場での訓練機会の提供

（３）女性の就業を阻害する税・社会保障制度の抜本的な見直し

当所が本年７～８月に実施した調査では、女性活躍推進上の課題として、「税・社会保険負担（１０６万円、１３０万円の壁等）が障壁となり、就業時間の調整を意識する女性社員が多い」を挙げる企業が４割近く（３６．７％）に及び、政府や行政に求める支援・取組についても「税・社会保険負担（１０６万円、１３０万円の壁等）による障壁の是正」と回答した企業が約５割（４７．２％）に達している。

本人に所得税がかからない、いわゆる「１０３万円の壁」や配偶者特別控除を最大限に受けられる「１５０万円の壁」、社会保険料負担が生じる「１０６万円、１３０万円の壁」は、近年の最低賃金の大幅な引上げもあって、多くの労働者が就業調整を図る要因となっている。

年金を始めとする現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列といったいわゆる日本型雇用と、男性を世帯主として専業主婦の配偶者と子どもを養うという家族形態を標準モデルとしているが、現在は雇用形態も多様化し、共働き世帯も一般的になる等、働き方や家族のあり方が制度設計当初から大きく変容している。

働く女性との公平性を確保するため、第３号被保険者制度については、廃止を含めた抜本的な見直しを行うとともに、所得控除額の引上げを検討すべきである。

［具体的要望項目］

○　第３号被保険者制度の廃止を含めた抜本的な見直し、所得控除額の引上げ

（４）育児と仕事の両立支援

昨年６月に改正された育児・介護休業法により、男性も含めた育児休業の取得促進に向けて、本年１０月から、出生時育児休業（いわゆる、「産後パパ育休」）が創設され、育児休業の分割取得が可能となった。これについて、当所が本年７～８月に実施した調査では、「改正の内容は把握しているが、対応できていない」（３７．０％）、「改正の内容も把握していない」（１２．０％）と回答した企業が合わせて約５割（４９．０％）に達している。

企業の実務担当者を対象とした研修・セミナーや相談窓口の充実を通じて、分かりやすく丁寧な周知・普及啓発に努められたい。

同調査では、男性育休の取得推進上の課題として、「専門業務や属人的な業務を担う社員の育休時に対応できる代替要員が社内にいない」（５２．４％）や「採用難や資金難で育休時の代替要員を外部から確保できない」（３５．７％）と代替要員の確保に係る課題が上位を占める。

従業員数が少なく、業務が属人的になりやすい中小企業の実情も踏まえ、業務の平準化・共有化や従業員のマルチタスク化に向けた個別コンサルティング支援、専門家派遣による相談対応、ハローワークにおける代替要員確保のための求人支援などきめ細かな支援を講じられたい。なお、本年度より助成内容の見直しが行われた、男性労働者が子の出生後８週間以内に開始する連続５日以上の育児休業等を取得した企業に助成金を支給する両立支援等助成金の「出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）」や、育児休業者の代替要員確保時に利用で

きる「育児休業等支援コース」については、周知強化により利用促進を図られたい。
なお、現在の育児休業給付に係る国庫負担は１．２５％で、２０１７年度から２０２４年度までの間は時限的に本則（１２．５％）の１０／１００に抑えられているが、厚生労働省が示した育児休業給付費の財政運営試算によると、２０２３年度以降の差引剰余はマイナスとなっている。財政の安定化には、２０２３年度以降の国庫負担率を本則に戻すとともに、将来にわたり保険料率（４／１，０００）は引上げるべきではない。

［具体的要望項目］

○　企業の実務担当者を対象とした研修・セミナーや相談窓口の充実等、分かりやすく丁寧な周知・普及啓発

○　業務の平準化・共有化や従業員のマルチタスク化に向けた個別コンサルティング支援、専門家派遣による相談対応、ハローワークにおける代替要員確保のための求人支援など、中小企業に対するきめ細やかな支援の実施

○　両立支援等助成金の「育児休業等支援コース」や「出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）」の利用促進

○　１．２５%としている育児休業給付の国庫負担を本則（１２．５％）に戻すこと。将来にわたり育児休業給付に係る保険料率を引上げないこと

（５）保育の質の充実

「新子育て安心プラン」に基づき保育の受け皿整備等、保育の「量」の充実に伴い待機児童の解消には目途が立ちつつある中、保育施設等における重大事故防止はもとより、多様化する保育ニーズへの対応や病児保育等の保育サービスの充実など、保育の「質」の充実に取り組むことが重要である。自治体や保育施設による取組を支援するとともに、保育の現場を支える保育士の待遇改善、給与引上げに向けた公定価格のあり方の見直しと安定的な財源の確保を図られたい。あわせて、各世帯のニーズ（開所閉所時間・休日保育・保育方針等）に合致する適切な保育所を探すためのマッチング機能の充実を検討されたい。また、政府推計では、２０２５年に保育施設の利用児童がピークとなる見込みであることから、将来的な施設の過剰を見据えた具体的な対応方針を早期に示し、各市区町村に対して、新設計画のみならず既存施設の利活用策を含めた計画策定を推進していくことが求められる。
企業や地域の企業が共同で設置・利用する企業主導型保育事業については、定員割れや事業の休止、助成金の不正受給など様々な課題が顕在化している。政府は、企業主導型保育事業点検・評価委員会を設置し、実施機関の選定・評価を行う他、制度全般の実施状況を確認しており、２０２１年度については、指導・監督の目的で４，１４７施設への立入調査を実施している。引き続き、不適正保育や不正受給の未然防止に向けて指導・監査の強化を継続するとともに、不正受給事案に関しては、未返還分の可能な限り早期の回収を図られたい。
なお、企業主導型保育事業や認可保育所の運営費（０～２歳児相当）の補助に係る助成金の財源である事業主拠出金は、業況の良し悪しに関係なく全企業を対象に厚生年金とともに徴収されている。政府は「新子育て安心プラン」の実行に際し、事業主拠出金率を段階的に引上げ、最終的には０．４３％程度とすることを想定しているが、運用規律を徹底することで極力引上げることなく、今後は、料率の決定プロセスにおいて積立金の余剰分も十分に考慮するとともに、料率の引下げも検討されたい。

［具体的要望項目］

○　保育の質の充実に向けた自治体・保育施設の取組支援

○　保育士の待遇改善・給与引上げに向けた公定価格のあり方見直しと安定財源の確保

○　世帯ごとのニーズに見合った保育施設を見つけやすいマッチング機能の充実

○　将来的な保育施設の過剰を見据えた、具体的な対応方針の明示、各市区町村での計画策定の推進

○　企業主導型保育実施機関への指導・監査の強化継続による不適切保育や不正受給の未然防止、補助金不正受給事案の未返還額の可能な限り早期の回収

○　事業主拠出金率は出来る限り引上げることなく、料率の決定プロセスにおいて積立金の余剰分を十分に考慮の上、料率引下げの検討を行うこと

３.高齢者の活躍推進

わが国の６５歳以上人口割合は２０２１年９月時点の推計で２９．１％（総務省統計局）となり、政府推計で

は、第２次ベビーブーム期（１９７１年～１９７４年）に生まれた世代が６５歳以上となる２０４０年には３５．３％まで上昇することが予測されているなど、今後さらなる高齢化の進展が予測されている。
高齢者の活躍推進は、労働力不足への対応のみならず、スキルやノウハウの伝承という観点からも重要であり、就業意欲のある高齢者の能力開発と企業の採用ニーズとの適切なマッチング等を通じて高齢者活躍のさらなる推進を図るべきである。

（１）企業と高齢者とのマッチング機能の強化・拡充

厚生労働省の調査によると、２０２１年6月１日時点で６６歳以上も働くことができる制度のある企業の割合は、大企業の３４．１％に対して中小企業は３８．７％となっており、中小企業は深刻な人手不足もあって、高齢者の雇用に関して比較的積極的であると言える。
大企業等での経験で培った高度な技術や知識・経験・ノウハウを活かしたいとの意欲を持つＯＢ人材は多く存在する。経営資源が限られている中小企業における様々な経営課題の解決に、こうしたＯＢ人材の活躍が期待される。
政府は「高齢者の活躍推進」と「中小企業の経営課題の解決」の両方を目的に、大企業等のＯＢ人材と中小企業をマッチングする全国的な事業を創設されたい。あわせて、ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センター、シルバー人材センターの機能強化・拡充等を通じて、企業側の雇用ニーズの掘り起しを進めるべきである。
なお、６５歳以上の高齢者に加え、定年後のセカンドキャリアを検討する世代に対する学び直しの機会を提供するべく、デジタル活用に不安のある高齢者向けの職業訓練の充実や、中小企業の現場を体験し、実践的なスキルを習得できるよう、インターンシップやトライアル雇用による訓練機会の提供を検討されたい。

［具体的要望項目］

- **大企業等のＯＢ人材と中小企業をマッチングする全国的な事業の創設**
- **ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センター、シルバー人材センターの機能強化・拡充による、企業側の雇用ニーズの掘り起し**
- **デジタルに不安のある高齢者向けの職業訓練の充実や中小企業の現場体験と実践的スキルの習得に向けたインターンシップやトライアル雇用による訓練機会の提供**

（２）高年齢雇用継続給付の激変緩和措置に係る中小企業への配慮

中小企業は高齢者の雇用に関して比較的積極的であり、中小企業で働く多くの労働者が高年齢雇用継続給付の支給を受けている。このため、高年齢者等職業安定対策基本方針に記載の通り、高年齢雇用継続給付が２０２５年４月から、賃金の原則１５％から１０％へ縮小されることに関しては、各経済団体とも連携の上、事業主を含めた周知を十分な時間的余裕をもって行われたい。また、中小企業に対して、給付率や給付期間等について激変緩和措置を講じられたい。
加えて、６５歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めの廃止、希望者全員を６６歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主等に対して助成する６５歳超雇用推進助成金（６５歳超継続雇用促進コース）については、中小企業への周知・利用促進により、着実な予算執行を図られたい。

［具体的要望項目］

- **高年齢者雇用継続給付の給付率縮小後の中小企業に対する激変緩和措置**
- **６５歳超雇用推進助成金（６５歳超継続雇用促進コース）の着実な予算執行**

（３）改正高年齢者雇用安定法施行後の実態把握

昨年４月に施行された改正高年齢者雇用安定法では、「高年齢者就業確保措置」が努力義務として規定され、定年制の廃止、７０歳までの定年引上げ・継続雇用制度の導入のほか、雇用によらない措置として「創業支援等措置」が新設された。同法の施行にあたり、企業からは、「本人の体力的な面や疾病等の面で難しい」、「若い年齢層の採用や活躍の阻害になる」などの課題が挙げられている。現在の導入状況や導入後の課題を把握するとともに、導入促進に向けた改善策について検討されたい。

［具体的要望項目］

○　**改正高年齢者雇用安定法により新設された「創業支援等措置（非雇用の措置）」の導入状況や導入後の課題整理、導入促進に向けた改善策の検討**

４．障害者雇用の促進

厚生労働省の調査によると、２０２１年の中小企業の障害者の実雇用率は４３．５～４５．５人未満で１．７７％、４５．５人～１００人未満で１．８１％、１００人～３００人未満で２．０２％と民間企業全体の２．２０％と比べて低く、また、法定雇用率達成企業の割合は４３．５～４５．５人未満で３５．１％、４５．５人～１００人未満で４５．７％、１００人～３００人未満で５０．６％に留まるなど、中小企業における障害者雇用は進んでいない。また、障害者を１人も雇用していない企業（０人雇用企業）は３２，６４４社であり、未達成企業に占める割合は５７．７％に及んでいる。障害者雇用の促進に向けて、特にこうした「０人雇用企業」に対する、障害者雇用に向けた環境整備への支援、法定雇用率達成に向けたインセンティブ付与など、重点的かつ効果的な働きかけが求められる。

当所が昨年７～８月に実施した調査では、中小企業における障害者雇用の課題は、「自社の業務にあった障害者を採用できない」（３６．５%)、「障害特性を踏まえた配慮など受入れのノウハウが不足」（３３．２%)、「障害者が行う業務の切り出し、設定が困難」（３１．４%）と受入・採用に関する課題が多いことに加え、「障害者の就労をサポートするマンパワーがない」（２６．９%)、「サポートするノウハウが不足している」（２５．６%）といった、就労のサポートなどノウハウの面にも課題を抱えている。

こうした現状を踏まえ、ハローワークや地域障害者職業センターでの障害者受入・定着支援の強化を図るとともに、個社の事情に合わせた業務の切り出しや社内の理解促進など、個別伴走型支援の充実に取り組むことが必要である。なお、厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会で本年６月に取りまとめられた「今後の障害者雇用施策の充実強化について」において、「０人雇用企業」をはじめとする中小企業への支援の必要性が盛りこまれていることからも、必要な法改正なども含め、速やかに支援の拡充を図られたい。

加えて、トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金の利用促進、「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」の幅広い周知など、障害者雇用に関する中小企業支援策を強化・拡充されたい。

なお、法定雇用率については前回２０１８年４月の改定から５年が経過するため、２０２３年４月に見直しが予定されている。現行の算定式によれば、法定雇用率の引上げが見込まれるが、前回の改定による２．３%への引上げが昨年４月に施行されたばかりであり、新たな法定雇用率の適用時期に関しては猶予期間を設けるなど、受入体制が十分ではない中小企業に配慮した激変緩和措置を講じられたい。

［具体的要望項目］

○　**「０人雇用企業」に対する、法定雇用率達成に向けたインセンティブ付与など障害者雇用促進に向けた重点的かつ効果的な働きかけ、雇入れから雇用管理まで一体的な伴走型の相談支援の実施**

○　**障害者雇用に関するコンサルティング支援に係る費用の助成制度の新設など、障害者雇用に係る助成金の充実**

○　**ハローワークや地域障害者職業センターでの障害者受入・定着支援の強化、個社の事情に合わせた業務の切り出しや社内の理解促進など、個別伴走型支援の充実**

○　**トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金の利用促進、「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」の周知など、障害者雇用に関する中小企業支援策の強化・拡充**

○　**受入体制が十分ではない中小企業にも配慮した、法定雇用率の引上げに係る猶予期間等の激変緩和措置を講じること**

５.就職氷河期世代の就職支援

１９９３年から２００４年頃の間に就職活動をしていた、いわゆる就職氷河期世代は、非正規雇用をはじめとする不安定な就労状態にある、健康面の不安や自信が持てないといった理由のために長期にわたって就業も求職活動もしていないなど、困難な状況を抱えている者が多い。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、就職氷河期世代の正規雇用者数は２０１９年から２０２０年にかけて横ばい、２０２１年には３万人の増加に留まっている。こうした状況を踏まえ、政府は２０１９年６月に策定した「就職氷河期世代支援プログラム」を２０２４年３月末まで２年間延長し、就職氷河期世代の正規雇用者の３０万人増加を目指している。

東京商工会議所が本年４月に実施した調査では、就職氷河期世代の採用意向について「経験やスキル、人柄や意欲など適性があれば採用したい」と回答した企業は８割（８６．４%）を超えており、人手不足感が厳しさを増す中で、企業側にも一定のニーズがあると言える。厚生労働省はハローワークにおける専門窓口の拡充や、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援、短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得を支援する訓練の実施、更には就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業へ

の助成金の拡充等、就職氷河期世代の就職に向けた一連の支援策を強化・拡充されたい。
　また、コロナ禍による厳しい経営環境におかれる企業が多い中、第二の就職氷河期世代を生まぬよう、新卒応援ハローワークでの新卒者のみならず既卒３年以内の既卒者や、いわゆる第二新卒者も対象としたきめ細やかな就職支援の充実・強化や中小企業とのマッチング機会の提供などに取り組まれたい。

［具体的要望項目］

○　**就職氷河期世代の就職に向けた支援策の強化・拡充**

○　**第二の就職氷河期世代を生まぬよう、新卒応援ハローワークでの新卒者のみならず既卒３年以内の既卒者や、いわゆる第二新卒者も対象としたきめ細やかな就職支援の充実・強化、中小企業とのマッチング機会の提供**

以上

２０２２年度第１４号
２０２２年１０月１３日
第２３６回議員総会
第７５１回常議員会決議

＜提出先＞厚生労働省、内閣府、経済産業省、中小企業庁、法務省、出入国在留管理庁
＜実現状況＞技能実習と特定技能の制度の見直しに向けた議論開始、家庭と仕事の両立支援の拡充、事業主拠出金の法定上限引き上げの阻止、高年齢者雇用継続給付の給付率縮小に対する支援策の設置、従業員１００人以下への障害者雇用納付金制度の除外措置の継続

１５．雇用・労働政策に関する重点要望

Ⅰ．基本的な考え方

【中小企業の「人材確保に向けた自己変革」支援と「活力ある労働市場」への政策シフトを】

　中小企業の人手不足感は、コロナ禍からの経済活動の回復にともない、再び厳しい水準に戻っている。物価の高騰もあって、企業に対する賃上げ圧力はかつてなく高まっており、賃上げに取り組めない企業は深刻な人手不足に陥り、事業継続が立ち行かなくなることも危惧される。
　労働分配率が約８割と高い中小企業が自発的な賃上げに取り組むためには、生産性向上と取引価格適正化による賃上げ原資の確保が不可欠である。加えて、人材確保に向けては、従業員の能力開発機会の充実や時間・場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の推進など、働く人の意識の変化にあわせた魅力ある職場づくりも重要となる。
　こうした中小企業の人材確保に向けた自己変革を後押しすることは、政府が目指す「成長と分配の好循環」の実現にも資するものと考えられる。
　また、わが国の持続的な成長に向けては、コロナ禍の「雇用安定」を重視する政策から、能力開発により失業の固定化・長期化を回避すると同時に、成長分野・人手不足産業への円滑な労働移動を促し「活力ある労働市場」を実現する政策へのシフトが求められる。
　こうした認識のもと、政府が取り組むべき雇用・労働政策について、下記により要望する。

記

Ⅱ．重点要望項目

１．中小企業の自発的な賃上げの推進

（１）取引価格適正化の推進、賃上げを促す助成・特例の拡充

　日本・東京商工会議所（以下、当所）が本年６月に実施した調査では、中小企業の約半数（５０．９％）が賃上げを実施している。昨年調査の約４割（４１．４％）から１割近く増えているが、そのうち、業績の改善が見られない中での「防衛的な賃上げ」は約７割（７３．１％）を占め、この割合は昨年から変わっていない。
　そもそも、中小企業の労働分配率は約８割と高く、賃上げ余力が少ない。賃上げ原資の確保に向け、物価高騰によるコスト上昇分を含む取引価格の適正化が必要である。しかし、中小企業庁が本年５～６月に実施した調査によると、直近６か月のコスト上昇分のうち、価格転嫁ができた割合について、最も多い回答は「３割～１割」（２２．９％）、次いで「全く価格転嫁できていない」（２２．６％）となり、費用が上昇した企業（８５．２％）の内、半数以上の企業が３割以下しか価格に転嫁できていない。
　政府においては、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実行など、粘り強い取組の継続とともに、取組状況の定期的な確認により、実効性の確保に取り組まれたい。また、パートナーシップ構築宣言の企業数のさらなる増加に向けた周知や働きかけと、宣言企業へのインセンティブ拡大にも

取り組まれたい。商工会議所としても引き続き、宣言企業数の増加に向けて事業者への働きかけとＰＲなど、取引適正化とオープンイノベーションによる付加価値向上に向けて取り組んでいく。

また、余力のある中小企業が積極的に賃上げに取り組めるよう、助成制度や税制による後押しが必要である。業務改善助成金は、企業が事業場内最低賃金を引上げた場合に、生産性向上のための設備投資等に要した経費の一部を助成する制度であり、コロナ禍や原材料高の影響を受けている企業に対しては、助成上限額の引上げや対象となる設備投資の範囲拡大などの特例が設けられている。これらを恒常的な措置とするとともに、展示会や商談会の出展費など売上向上に係る経費や試作品開発費等の新製品開発に係る経費など、対象の拡大を図られたい。

また、ＩＴ導入補助金や事業再構築補助金では、賃上げを行った企業への上乗せ措置が設けられているが、賃上げ要件の緩和や賃上げ額を考慮した補助金額の引上げを図られたい。非正規雇用労働者の正規雇用へのキャリアアップや処遇改善を支援するキャリアアップ助成金についても、賃上げ率に応じた助成額の拡充など十分な支援をお願いしたい。賃上げ促進税制については、赤字企業は税額控除のメリットを享受できないことから、翌年度以降に控除を繰り越すことができる措置の創設や、給与等支給総額および教育訓練費の引上げに関する要件緩和など、制度の拡充を図られたい。

なお、所得税の課税対象となる年収１０３万円、社会保険料の支払いが発生する１３０万円等のいわゆる「壁」により、賃上げを行ったことが就業時間の調整による労働力の減少を生じているとの声が多く寄せられている。第３号被保険者制度の廃止を含めた抜本的な見直しや、所得控除額の引上げなど就業を阻害する税・社会保障制度の是正をお願いしたい。

[具体的要望項目]

○　賃上げ原資確保に向けた取引価格適正化の推進
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」など、政府による取組の粘り強い継続と実効性の強化、地方自治体と連携した円滑な価格転嫁に資する取組の推進
- 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業のさらなる増加に向けた周知や働きかけ実施と宣言企業へのインセンティブ拡大

○　企業の積極的な賃上げを促す助成・特例の拡充
- 業務改善助成金の拡充（特例コースの恒久化、支給対象経費の拡大および助成率・額の拡充）
- 賃上げ企業に対する各種助成制度の拡充（ＩＴ導入補助金および事業再構築補助金における賃上げ要件の緩和、賃上げ額を考慮した補助金額の引上げ）
- キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の利用促進、活用事例の周知
- 賃上げ促進税制の拡充（繰越控除措置の創設、　給与等支給総額および教育訓練費に係る要件緩和）
- 就業を阻害する税・社会保障制度の是正（１０３万円、１３０万円等の壁の是正）

（2）ＤＸ・生産性向上を担う人材の育成支援

賃上げ原資の確保に向けては、デジタル化等による生産性向上が不可欠である。東京商工会議所が２０２１年９～１０月に実施した調査では、中小企業のデジタル化推進において「課題がある」（７２．８％）と回答した企業からは、「ＩＴ導入の旗振り役がいない」（４０．５％）、「従業員がＩＴを使いこなせない」（３７．０％）など、社内におけるデジタル化を推進する人材の不足を挙げる声が多い。個々の企業が抱える課題や取組レベルに即した伴走型・オーダーメイド型の訓練等によりＤＸ人材の育成を支援することが求められる。

特に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の生産性向上人材育成センターが実施するオーダーメイド型の「生産性向上支援訓練」は、受講者による評価が９８．４％と非常に高く、支援企業数の拡大に取り組んでいただきたい。また、同センターでは、本年度より全国８７か所に「中小企業等ＤＸ人材育成支援窓口」を設置し、主要都市のセンターには各２名、その他のセンターには各１名、ＤＸ人材育成推進員を配置している。企業の取組や効果的な支援の事例を共有し、全国で横展開を図るとともに、より実効性ある支援に向けた取組の深化を進めていただきたい。また、全国で実施されている公共職業訓練においても、ＤＸ関連講座を拡充し、支援対象企業数を拡大するなど、重点的な支援をお願いしたい。

企業が行う研修に係る費用等を助成する人材開発支援助成金の一つに、民間からのアイデアに基づき、本年度より「人への投資促進コース」が新設され、デジタル人材・高度人材の育成に向けたメニューが用意されている。本年度予算で約５０４億円と多額の予算が措置されているが、着実に企業に活用されるよう、制度の周知を強化するとともに、企業ニーズを踏まえて運用を見直すなど柔軟な対応をお願いしたい。

なお、各地商工会議所でも、会員企業からのニーズにあわせてＤＸ人材育成に向けた研修を実施しており、引き続き中小企業の生産性向上を支援していく。

[具体的要望項目]

○　ＤＸ・生産性向上を担う人材の育成支援
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構の生産性向上人材育成センターによるオーダーメイド型「生産性向上訓練」の支援企業数拡大、「ＤＸ人材育成推進員」を活用した取組事例の収集と周知
- 公共職業訓練におけるＤＸ関連講座の拡充

・　人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の利用促進（申請要件等のわかりやすい周知、活用事例の周知、ニーズを踏まえた運用の見直しなど柔軟な対応）

２．魅力ある職場環境の整備

（１）企業による教育訓練の拡充、労働者の主体的な学びへの支援

当所が本年７～８月に実施した調査では、人材確保に向けた魅力ある企業・職場となるための取組として、「賃上げ・募集賃金の引上げ」（５７．０％）、「福利厚生の充実」（４５．９％）に続いて、「人材育成・研修制度の充実」（４１．１％）を挙げる企業が多く、４割を超える。一方で、当所が本年４月に実施した調査では、従業員への研修・教育訓練の実施にあたっての課題として、「研修・教育訓練を行う時間的余裕がない（業務多忙等）」（４４．７％）や「研修・教育訓練を担当する人材の不足」（３９．１％）、「管理職等の育成能力や指導意識の不足」（３８．２％）といった回答が多い。時間・人材・ノウハウの面で課題を抱える中小企業の人材育成を力強く後押しするため、公共職業訓練におけるオンライン受講や夜間講座の拡充など受講利便性向上への取組や、個々の企業の実態に即した効果的な訓練メニューのプランニング等の支援が求められる。

厚生労働省は本年６月に「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」を公表し、職場における人材開発（「人への投資」）の抜本的な強化を図るうえでの基本的な考え方や、労使が取り組むべき事項、公的な支援策等を体系的に示している。中小企業に有効に活用されるよう周知に取り組むとともに、具体的な取組に対する伴走型の支援を図られたい。

従業員に対する訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金については、２０２１年度の予算執行率が４６％にとどまっている。要件とされている訓練計画の策定をきめ細やかに支援するとともに、業種・職種や企業規模にあわせた効果的な周知に取り組まれたい。従業員への教育訓練を強化した事業者に対しては、雇用調整助成金における上限額の引上げや、賃上げ促進税制における法人税の控除額の上乗せを行っている。ＩＴ導入補助金や事業再構築補助金といった企業の生産性向上を支援する補助金・助成金についても、ＩＴツールの導入や事業再編・業態転換にあわせて人材育成を行うことで、より高い効果が期待できることから、従業員への教育訓練を強化した事業者への上乗せ措置の創設を検討されたい。

企業による教育訓練の拡充に対する支援に加え、労働者自らの主体的な学びに対する後押しも必要である。一般教育訓練給付や専門実践教育訓練給付の利用促進に向けて、オンラインや休日・夜間の講座の拡充や、申請手続きのオンライン化促進など利便性向上を図られたい。従業員の学位取得等に係る費用や従業員が自ら取り組む社外研修への参加等に係る費用を企業から補助する際には、職務に直接必要と認められる知識・技術以外の研修・資格取得についても所得税の課税対象から控除するなどの措置を検討されたい。なお、来年度創設が検討されている「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」において、労働者および企業に対するキャリア形成のノウハウを提供し、実効性ある支援が行われることを期待する。

[具体的要望項目]

○　企業による教育訓練の拡充への支援
- 「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」の周知と、企業の取組への具体的支援の実施
- 人材開発支援助成金の利用促進（業種・職種や企業規模に合わせた効果的な周知・利用促進、活用事例の周知）
- 各種補助金・助成制度（ＩＴ導入補助金や事業再構築補助金等）における、教育訓練費を増加させた事業者に対する上乗せ措置の創設

○　労働者の主体的な学びへの支援
- 公的職業訓練や一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の利用促進（オンラインや休日・夜間の講座の充実、申請手続きの利便性向上）
- 従業員の学位取得等の学費や従業員が自ら取り組む社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用を企業から補助する際、職務に直接必要と認められる知識・技術以外の研修・資格取得についても給与所得者の特定支出控除の対象とする措置

（２）多様で柔軟な働き方の推進、働き方改革フォローアップと「２０２４年問題」対応支援

コロナ禍を契機としたテレワークの普及により、フレックスタイム制度、裁量労働制などを含め、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方への関心が高まっている。こうした取組は、多様化するライフスタイルに応じた働きやすい環境の整備により、生産性向上や創造性の発揮等の効果も期待できる。

テレワークについては、東京商工会議所の調査によると、都内中小企業で２０２０年５月には約７割（６７．３％）まで活用が進んだものの、本年５月の調査では約３割（２９．７％）の実施率にとどまり、効果的な運用に繋がらず、活用を取りやめる企業も多い。また、裁量労働制については、実施企業を対象に厚生労働省が行ったアンケート調査において、制度を見直すべきと回答し、手続き負担を軽減すべきと回答した企業の多くが労働基準監督署への各種届け出に関する手続き負担の軽減を求めている。中小企業が自社にあった多様で柔軟な働き方を円滑に導入し、効果的に運用できるよう、相談センターや訪問コンサルタントによる支援を強化するとともに、手続き面での負担は可能な限り軽減するよう制度の見直しに取り組んでいただきたい。なお、裁量労働制、フレックスタイム制、事業場外のみなし労働時間制、高度プロフェッショナル制度などの諸制度については、労使の

ニーズの多様化により複雑化し、分かりにくくなるという指摘があることからもシンプルで分かりやすい制度に見直していくべきである。

さらに、副業・兼業は、高度な技術や知識、経験、ノウハウを有する大企業のシニア人材等がスポット的に中小企業で働くことにより、地方創生や中小企業の人材育成へとつながる効果が期待できることから、こうした人材と中小企業をマッチングするスキームを創設されたい。

働き方改革関連法は２０１８年の公布から順次施行されてきたが、深刻な人手不足に加え、コロナ禍への対応などの理由からこれまで十分に取り組めていない中小企業も少なくない。４７都道府県に設置された働き方改革推進支援センターの利用促進に加え、支援を通じた取組の好事例の横展開を図るなど、中小企業の取組に対するフォローアップをお願いしたい。

また、これまで時間外労働の上限規制の対象外だった自動車運転業務・建設事業等は、２０２４年４月より新たに規制の対象となることから、当該事業者や親事業者・発注者等における対策の強化が求められている。現に、物流・建設業界は人手不足が特に深刻であることから、国主導による一層の働き方改革や、ＤＸの促進、取引適正化等による生産性向上に向けた重点的な支援が必要である。

とりわけ物流業界においては、２０２４年４月の時間外労働の上限規制によって、物流事業者に依頼してもモノが運べなくなる「物流危機」の発生が危惧されている（「物流の２０２４年問題」）。物流の停滞は、経済全体の成長を制約しかねないため、国による主導のもと、物流事業者のみならず、荷主側もメリットを享受できるような形で、物流を「競争領域」から「協調領域」に転換し、効率化・省人化を実現させるための施策の展開が必要である。

[具体的要望項目]

○　時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の推進
- テレワークの導入・有効活用に向けた支援拡充（テレワーク相談センターおよび訪問コンサルタントによる相談体制の維持・強化、業種・規模による効果的な事例の周知、人材確保等支援助成金（テレワークコース）の拡充）
- 柔軟な働き方の導入支援（フレックスタイム制、裁量労働制等の導入に係る相談・コンサルティング支援の充実、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大、手続き負担の軽減）
- 副業・兼業の推進（大企業人材の地方・中小企業での副業・兼業の推進）

○　働き方改革のフォローアップと物流・建設業界における「２０２４年問題」対応支援
- 働き方改革推進支援センターによる相談や働き方改革推進支援助成金等の中小企業への支援策維持・強化
- 物流・建設関連業界における働き方改革の重点的な支援（ＤＸの促進等による生産性向上、個別企業へのコンサルティング支援など）
- 物流・建設業界の取引適正化に向けた親事業者・発注者等に対する各種法令・ガイドライン等の周知強化

○　「物流危機」の克服・回避に資する、物流効率化・省人化に向けた支援
- 国主導による荷主企業も含めた物流効率化の取組促進・機運醸成
- 物流事業者や荷主企業に対する物流効率化・省人化支援（物流倉庫の整備・高度化、標準規格のパレット・クレート等の導入支援、ＤＸの促進など）
- 自家用有償旅客運送や貨客混載便、自動運転導入や、ＡＩ・ＩｏＴ等の技術導入等に関する社会実験の推進と規制緩和の促進

３．中小企業の採用活動支援

（１）人材確保に向けたマッチング支援の強化

当所が本年７～８月に実施した調査では、２０２１年度の採用実績の動向について、募集した企業の内、約２割（１９．９％）の企業が「募集を行ったが全く採用できなかった」と回答し、３割強（３４．６％）が「予定人数を確保できなかった」と回答するなど、中小企業における人材確保は厳しい状況にある。

当所が本年２月に実施した調査によれば、中小企業で人材を採用する手段として約８割（７９．０％）がハローワークを活用しているが、ハローワークの新規求人数に対する就職件数の割合を表す充足率は１割強（２０２１年度１２．９％）にとどまる。ハローワークや公共職業訓練機関、自治体等によるマッチング支援のさらなる強化に向けて、支援担当者の人数の増加、担当制によるきめ細やかな相談体制の整備を実施いただきたい。また、２０２１年度より、ハローワークインターネットサービスの機能を拡充し、求人や求職の申込、求人の検索、マイページの登録など、オンラインで利用できるサービスが強化されている。求職者・求人企業ともに利便性の向上は非常に有意義であることから、周知に取り組むとともに、引き続き利用者のニーズを踏まえ、改善に取り組んでいただきたい。

厚生労働省は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定制度」を２０１５年から実施している。大手企業に比べ知名度が低い中小企業が、学生に対し、事業内容や組織風土などの魅力を発信していく上で有効な制度として期待されるが、制度の認知度が低く、認定企

業は９０５社（２０２２年２月現在）に止まる。制度の積極的な周知とともに、認定企業のＰＲや認定企業に限定したマッチング機会の拡充などインセンティブの強化に取り組み、利用を促進されたい。
なお、各地商工会議所では中小企業を対象とする合同企業説明会や採用支援事業を実施している。自治体による合同会社説明会の実施・拡大とともに、民間の合同会社説明会を含む中小企業の出展に対する助成拡充を図られたい。

［具体的要望項目］
○　中小企業の人材確保に向けたマッチング支援の強化
・　ハローワーク、公共職業訓練機関のマッチング機能の強化（要員体制の強化、担当制によるきめ細やかな相談体制、ハローワークインターネットサービスの利用促進・ニーズに応じた改善）
・　若者の採用・育成に積極的な中小企業に対する「ユースエール認定制度」の利用促進（認定企業に対するインセンティブ強化、求職者のマッチング機能強化、同制度及び企業情報が掲載されている「若者雇用促進総合サイト」の周知拡大）
・　自治体による合同会社説明会の実施拡大、民間の合同会社説明会を含む中小企業の出展に対する助成拡充

（２）採用活動に活用可能なインターンシップの促進
政府による「転職・採用活動に関する要請」（いわゆる「就活ルール」）に関しては、一部企業においてルールが定めた日程の前から採用に係る活動が行われているなど形骸化の指摘もあるが、就職・採用活動の早期化・長期化を抑止し、学生が学業に専念できる環境の確保に資するものである。「人への投資」が求められる中、採用・就職に関する環境の変化をとらえつつ、官民を挙げて幅広く周知していくとともに、企業においては本ルールを遵守することが求められる。
こうした中で、政府は本年６月に、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」を改正し、２０２３年度以降「一定の基準に準拠するインターンシップで取得した学生情報を広報活動及び採用選考活動に使用できる」とした。インターンシップの５日間以上（専門的な内容は２週間以上）の実施、期間の半分を超える日数で職場での就業体験を伴うこと等の基準が設けられている。新ルールに準拠した採用活動に活用可能なインターンシップが適切に実施されるよう、丁寧に周知していくことが必要である。
インターンシップは、大企業と比べ知名度の低い中小企業にとって、自社の魅力を学生に伝える有効な機会であり、入社後のミスマッチ防止の効果も期待される。当所が本年７～８月に実施した調査でも、新ルールに準拠するインターンシップについて「実施を検討する」と回答した企業は３割を超えている（３５．１％）。
同調査では、インターンシップの実施にあたっての課題として、「実施に係る社内人員の確保（４１．４％）」、「社内スケジュール・時間の確保（３９．９％）」、「学生が興味を持つプログラムの企画（３４．９％）」、「参加学生の募集（３３．２％）」が挙げられている。ついては、プログラムの策定支援、業種・業界別のモデル事例・好事例の収集・発信や、大学との連携・マッチング支援に加え、インターンシップの実施に係る費用（会場費、広報費、人件費など）の助成等により、マンパワー、時間、ノウハウに課題を抱える中小企業の支援をお願いしたい。

［具体的要望項目］
○　新ルールに準拠した採用活動に活用可能なインターンシップの促進
・　インターンシップ・プログラム策定等のアドバイス、実施費用（会場費、広報費、人件費など）の助成、業種・業界別のモデル事例・好事例の共有
・　学生募集に際しての大学との連携・マッチング
・　採用選考ルールの遵守および基準に準拠したインターンシップ内容の丁寧な周知

４．円滑な労働移動、活力ある労働市場への政策シフト
（１）「雇用安定」から「能力開発による円滑な労働移動」への労働政策の重点シフト
政府はコロナ禍において、雇用調整助成金をはじめ雇用の維持と安定に向けた施策の拡充を図り、失業率の上昇を抑制するなど高い成果を挙げてきた。しかしながら、感染防止と経済活動の両立に向けた取組が進む中で、足元の中小企業の人手不足感や雇用情勢はコロナ前の水準に戻り、２年半以上に及ぶ雇用維持の取組が成長分野や人手不足産業への円滑な労働移動を阻害しているとの懸念も指摘されている。また、雇用の安定および雇用機会の増大や能力開発を図る雇用保険二事業（雇用安定事業・能力開発事業）については、雇用調整助成金の支出拡大により積立金である雇用安定資金残高が既に枯渇状態にある。
こうした状況の変化を踏まえ、コロナ禍の「雇用安定」に重点を置いた政策から、求職者の職業訓練などの能力開発を通じて失業の固定化・長期化を回避し、成長分野・人手不足産業への円滑な労働移動につながる「活力ある労働市場」を実現していく政策へ重点をシフトしていくことが求められる。

雇用調整助成金については、引き続き雇用情勢に注視しながら、特例措置の段階的な縮減を着実に進めるとともに、成長分野・人手不足産業に関する公共職業訓練メニューの増設や、業界との連携による求職者の能力開発から就職まで一貫した支援策の創設などに取り組まれたい。

なお、雇用保険二事業会計を含めた雇用保険会計については、雇用情勢が悪化した場合には機動的に一般財源を投入するとともに、運用規律の徹底により早期に安定化を図り、料率の引上げは将来にわたり可能な限り回避するよう努められたい。

[具体的要望項目]

○　デジタル・グリーン分野等の成長分野、運輸・建設等の人手不足産業への円滑な労働移動の推進
- 公共職業訓練メニューの増設、業界との連携による求職者の能力開発から就職まで一貫した支援策の創設

○　雇用保険財政の安定化、「能力開発」への重点シフト
- 雇用保険二事業を含めた雇用保険会計の早期安定化
- 能力開発に重点を置いた実効性の高い施策に対する支出などメリハリある運用規律の徹底
- コロナの感染状況をふまえた雇用調整助成金の特例措置の見直し

（２）解雇無効時の金銭救済制度の早期具現化

当所が昨年７～８月にかけて実施した調査では、今後、政府が要件や規制緩和すべき働き方や推進すべき取組について、２１．５％の企業が「解雇に係る法制・規制の緩和」と回答している。

実際の解雇をめぐる紛争については、労使当事者の合意により和解等が成立した場合には解決金の支払による退職も行われている。厚生労働省の「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」の報告書でも、職場復帰を望まない労働者の無効な解雇に関する紛争解決方法の一つとして、金銭救済制度は労働者の多様な救済の選択肢となり得ることが記載されている。解雇無効時の金銭救済制度は労使双方の予見可能性を高め、迅速な紛争解決への効果も期待できることから、具体化に向けた早期検討をお願いしたい。

[具体的要望項目]

○　解雇無効時の金銭救済制度の早期具現化

以上

２０２２年度第１５号
２０２２年１０月１３日
第２３６回議員総会
第７５１回常議員会決議

＜提出先＞内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省、国土交通省

＜実現状況＞賃上げを行った企業に対する各種助成制度の助成率・額の引上げ、「人への投資」への大幅拡充（５年１兆円の予算措置、企業の教育訓練拡充に向けた助成金の拡充等、生産性向上に向けた人材育成への公的訓練の拡充等）、働き方改革支援策の拡充（人材確保、制度導入に対する助成金の拡充）等

１６．医療・介護制度の見直しに関する提言 ～持続可能な提供体制・保険制度の構築に向けて～

＜総括・基本的な考え方＞

わが国において、国民皆保険制度が長寿社会の基礎となってきたことは論を俟たない。他方、同制度の充実が図られた１９７３年の「福祉元年」から約半世紀が経過する中で、社会経済構造は劇的に変化した。特に１９８０年代以降は、バブル崩壊に伴う経済の低迷、労働力人口が減少する中で、高齢化の進展に伴って社会保険給付が増大したことから、現役世代の負担抑制等に向け、社会保障制度の改革が強く求められるようになった。これに対応するため部分的な改善は重ねられたが、それにより、むしろ国民に分かりにくい複雑な制度にもなっている。

これからさらに高齢化・人口減少が進むなか、これ以上、部分最適で綻びを繕うような対処を続けるべきではなく、自助・共助・公助のあり方を改めて検討し直し、これからの日本にふさわしい社会保障制度へと再構築すべきである。現在は、自助・共助を軸とする社会保険で「国民が安心を確保する」ことと、政策による保障（公助）で「国民の暮らしを守る」ことが混然一体となっている。自助・共助・公助の線引きが曖昧かつ複雑なものとなっているため、社会保障サービスの適正水準を不明確なものとし、不公平感にもつながっている。

社会保障制度のなかで、公的年金は、給付水準の是非や保険料負担者の拡大等に関する改革議論の必要性は大いにあるにせよ、高齢世代を現役世代が支えるという構図自体は明確である。負担についても一定の上限キャップのもとでの運営方式が導入され、ある程度の予見性が確保されている。

一方、医療と介護については、保険制度にかかる給付と負担の関係がアンバランスであることに加え、給付はその伸びを抑える手立てが確立されていないことから増加の一途である。その社会保障費全体に占める割合も、２０１８年度４１．１％だったものが２０２５年度に４４％台、２０４０年度には４９％台へ上昇すると推計されている。これに合わせて、現役世代・事業主の負担もほぼ機械的に増大する図式となっている。政府は、誰が、誰を、どの程度、どう支えるか・支えられるか、を冷静に分析した政策を打ち出す必要がある。併せて、国民に対し、将来の安心なくらし実現のためにも、痛みを伴う制度改革が不可避との危機感を共有しつつ、一人ひとりが社会保障の受け手であり同時に担い手であるとの視点を持つよう理解促進に努めることが強く求められる。

医療について言えば、受益と負担が世代間等でバランスを欠く中でも、これまで基本的には、誰もがどこででも望むサービスを受けられる形で行われてきた。しかし、人口動態や社会環境の変化を踏まえれば、こうしたサービスを支えてきた医療保険制度を、「年齢ではなく、受益者の負担能力に応じた負担を原則とする」、「ヘルスリテラシーを高め、セルフメディケーションを実践する力をつける」、「全面フリーアクセスのデメリットにも目を向け、医療の機能分化による最適な医療提供を図る」、「治す医療のみでなく、管理・予防の医療を強化する」といった考え方に基づく制度へと転換しない限り、持続可能なものとすることはできない。

介護保険制度についても、受益者の応能負担拡大、人材確保やＤＸによる生産性向上、健康寿命延伸などを通じて制度の持続可能性を高める必要がある。そのためには、人材不足に対応した高齢者の更なる活用・外国人材の受入れ、ＩＣＴや介護ロボットなどテクノロジーの導入・活用の加速化、幾重にも複雑化した介護報酬体系の抜本的簡素化など、制度を大きく変える改革が是非とも求められる。

コロナ禍でも明らかになったが、わが国のＤＸは他国に比して見劣りしており、社会保障に関わる領域についても同様である。ＤＸの現場実装により、特に個々人の健康・医療に係るビッグデータの共有・活用が進めば、最適な医療・介護サービスの提供や受診行動の判断が可能となるなど、恩恵は多岐にわたる。その基本はマイナンバーの活用であり、マイナンバーカードの完全普及と個人の健康・医療データを共有できる情報基盤システムの早期完備は基本的な必須要件である。

言うまでもなく、社会保障は国民の暮らしのセーフティネットでもある。その大切な役割は守りつつ、わが国の実情に合せた制度となるよう、民間の知恵や工夫、イノベーションを積極的に採り入れた抜本改革が必要である。これにより、サービス水準の適正化や、自己負担による多様なサービス選択を可能なものとし、同時に、社会保障制度の持続性確保と国民の安心な暮らしの実現を図っていかねばならない。

以上の基本的考え方に則り、主に保険料を負担する現役世代と事業者の視点で以下のとおり提言を行う。

１．負担と給付の合理的な見直し

現役世代は自己負担割合が高く、健康保険料・介護保険料の負担が医療・介護の給付費を超えている一方、高齢者は自己負担割合が低く、給付が保険料の負担を大きく上回っている。こうした世代間のアンバランスがますます拡大することが懸念されるなか、現役世代と事業者の負担や公費投入のあり方に関する抜本的な見直しを進めるべきである。また、過剰なサービス提供（給付）となっていないかの点検を行い、より自立支援に重きを置いた制度への改革が求められる。

（１）高齢者においても負担能力に応じた自己負担割合の引き上げを

一定以上の所得がある高齢者の医療費窓口負担割合は、年齢に関わらず一律３割とすべきである。その際、周知期間の確保と急激な負担増の回避の観点から、２０２４年度の診療報酬改定を起点とした段階的な引上げが適切である。

介護についても、現役世代や企業にかかる負担抑制の観点から、低所得・生活困窮者への過度な負担増に配慮しつつ、現在２割とされている対象を拡大するなど、受益度合いと負担能力に応じて利用者負担を引き上げていくべきである。

なお、介護保険制度は、両親等の介護にかかる現役世代の労力を代替する機能も有している。そうした観点を踏まえたうえで、利用者負担を引き上げた場合の利用控えや介護離職の増加など社会に与えるマイナスの影響も調査・分析し、社会全体として納得のいく負担のあり方を検討することが求められる。

（２）介護保険制度にかかる被保険者・受給者範囲は現状維持を

２０００年の介護保険制度創設時の議論において、４０歳以降の世代は、一般に特定疾病の罹患が増える、あるいは親の介護が必要となるなど、介護保険の受益者となる可能性が高まるという理由から、介護保険被保険者（４０歳以上６４歳以下の２号被保険者）の対象年齢の下限は４０歳とされた。

この下限年齢について、以前より引下げの是非が議論されてきているが、要介護者と同居している主な介護者が４０歳未満の割合を見ると、２００１年が４．２％、２０１９年が１．５％と、保険メリットを受けているとされる被保険者層が減少していることなどからすれば、年齢の引下げに合理性があるとは考えられない。

また、仮に下限年齢を引き下げた場合、子育て世代と事業主の保険料負担の増加により、消費や雇用に対する悪影響が生じる恐れもある。

こうしたことを踏まえれば、被保険者の範囲を４０歳未満へ拡大すべきではない。

（３）介護施設利用者と在宅介護世帯との公平性確保を

日常生活の支援を目的の一つとする介護老人保健施設や介護医療院の多床室（１部屋を複数名で利用）へ入居している被保険者は、室料が介護保険の給付対象となっているが、自宅で生活しながら介護保険サービスを受けている被保険者の住居費用は対象ではなく自己負担となっており、給付の公平性という面で問題がある。
介護保険財政への負荷軽減の観点も踏まえ、介護老人保健施設等の多床室の室料については、支払能力に応じた有料化を検討すべきである。

（４）地域支援事業の適用拡大による給付の見直しを

２０１４年の制度改正により、「要支援者」への訪問介護・通所介護は、予防給付の対象から除外され、自治体によっては、ＮＰＯやボランティアなどが主体となった多様な生活援助サービスを提供するなど、全国一律ではない地域の実情にあった事業が展開されている。こうした「地域支援事業」は、当該者の有する能力に応じた自立支援という介護保険法の趣旨にかない、また、自治体の裁量で予算内に抑制することが可能という意味で介護保険財政への負荷軽減の観点からもきわめて重要である。

これに関し、「要介護者」への生活援助サービスについても、地域の実情に合わせて実施した方が効果的であると同時に、介護保険給付の抑制による現役世代や企業の負担抑制と世代間格差是正に繋がると考えられることから、軽度な要介護者に対する生活援助サービスのうち可能なものは、地域支援事業へ移行すべきである。
なお、多様なニーズに応えられる「地域支援事業」への期待は大きいが、事業運営のうち、住民の主体的参画によるサービス実施については、当初期待されていたほどには広がっていないという課題があり、その改善が強く求められる。

（５）介護ケアマネジメントへの利用者負担の導入を

保険制度という自助・共助の趣旨に則り、過剰性を排して、要介護度に応じた適切な介護サービスを提供することが求められている。これを円滑に進めるため、専門家としてのケアマネジャーがケアプランの作成から市町村への実績報告までを担う「ケアマネジメント」は制度の最適な運営上きわめて重要である。しかし、介護保険制度創設当初には、適切なケアプラン等の必要性に対する認知度が低かったことから、その活用促進を図るため、ケアマネジメントは無償で実施することとし、そのまま現在に至っている。

介護保険制度が定着し、サービス利用の一般化が進んだことを踏まえれば、現役世代や企業の負担抑制を図る観点からも、ケアマネジメントを利用するうえでの受益者負担について検討を進めることが求められる。

なお、その際は、有料化に伴うサービス利用控えや、不必要・過剰なサービスの要求・提供につながるプラン策定など、不適切な制度運用が生じないよう、十分な検証も併せて行うことが必要である。

２．医療・介護の質の維持・向上

社会保険制度については、給付と負担のアンバランスを解消しつつ、提供するサービスの質も維持・向上させることが求められる。

そのため、健康・健診・医療・介護など広範な健康・医療関連ビッグデータ基盤の国による整備が不可欠である。それら情報の共有・活用は、医療・介護の効率化を促進し、国・社会保障財政や事業者の保険料負担軽減にも貢献する。データの二次利用により、新たな産業の創出や既存産業の事業効率化も図られる。

また、介護分野の生産性向上も大きな課題であり、ＤＸの促進や絶対的に不足することが必至の介護人材確保に対し、国による積極的な支援が必要である。

（１）健康・医療・介護を包含した情報基盤の確立と適切なデータ活用を

医療・介護サービスの提供サイドにおける生産性向上、診断精度の向上や過剰診療・不適切投薬の回避、国民サイドにおける適切な健康管理・受診選択を可能とするため、広範な個人データを共有・活用できるＤＸが不可欠である。これにより、健康寿命延伸につながることも期待できる。国は、そのビッグデータ基盤となるプラットフォームの構築、ＰＨＲ（Ｐｅｒｓｏｎａｌ　Ｈｅａｌｔｈ　Ｒｅｃｏｒｄ）の普及促進を速やかに進めなければならない。
未だ実現できていない「電子カルテの完全導入」および「医療機関ごとに仕様が異なる電子カルテのデータ共有」は、これらＤＸを進めるうえでの大前提であり、まずはその早期実現が必要である。

データ活用手段の１つとして不可欠であり公的医療保険と連動する「オンライン資格等確認システム」については、医療機関における運用開始割合が２割に届いておらず、かつ大きな地域差が見られる。また、データ連携の前提となるマイナンバーカードの交付率（取得率）は５割前後で足踏み状態にあり、健康保険証としての登録はほとんど進んでいない。

政府は、２０２２年度末までを目標に、国民によるマイナンバーカード取得、医療機関等におけるオンライン資格等確認システム導入の概ねの完遂を目指しているが、活用メリットの拡充およびその強力なＰＲの実行が不可欠である。

（２）医療・介護の現場・事業者の生産性向上支援を

人手不足のなか、限られた人員で効率的に業務を行うため、医療・介護・看護専門職間でのタスクシェア・タスクシフトの推進、介護分野における報酬算定構造の見直し、届出の電子化による事務負担の軽減が必要である。

タスクのシェア・シフトについては、「デジタル田園健康特区」（長野県茅野市、石川県加賀市、岡山県吉備中央市）が参考になる。在宅医療において、一定の研修を経た看護師が、医師の指示を待たずに行える医療行為を増やすことを検討しており、実現すれば、現場でのスピーディーな対応が図られ、医師は医師固有の医療行為へ集中できるようにもなる。規制改革の実行等を通じて３市の取組みを後押しし、その成果を積極的に全国展開することを求めたい。

介護報酬の算定については、制度改正のたびに加算項目が追加され、それにともない、申請時に必要となる書類や、算定基準として割り振られるサービスコードが増加している。このため、介護報酬申請事務の負担がきわめて重くなっており、人材不足や生産性低下の問題を助長していることから、手続書類の簡素化やコードの整理といった抜本的な見直しが不可欠である。文書事務に関しては、２０２２年度下半期から一部自治体で電子申請・届出システムの運用が開始されるが、全国的な施行に向けて取組みを強化すべきである。

（３）介護分野のＤＸ促進のための資金等支援を

サービスの質を維持しつつ、介護人材の不足やその原因の一つと言われている重労働による身体への悪影響に対応するため、ＩＣＴ・ＡＩ技術、ロボティクスの活用による介護のＤＸを通じた生産性の向上が不可欠である。

しかし、現状、現場ではＤＸの活用が進んでいるとは言い難い。２０２０年度の調査によると、介護ソフトやタブレット端末といったＩＣＴ機器については、依然として４分の１の事業所が未活用であり、活用している企業であっても、その用途は、パソコンを用いた社内での情報共有や保険請求処理にとどまっている。また、介護ロボットについては「導入していない」が８割を超えている。

ＩＣＴ機器や介護ロボットの導入に向けた問題点としては、「導入コストが高い」と訴える声が多い。開発事業者への補助金、介護事業者が導入する際の経費負担免除等の支援により、介護事業者の導入の加速化を図るべきである。

現場から深刻な人手不足の声が寄せられているケアマネジャーの負担軽減に向け、ケアプランの標準仕様化と電子データでの共有の実現、さらにはケアプラン作成におけるＡＩの活用といった取組みの進展も強く期待する。

（４）介護人材・支援人材の確保支援を

現役世代人口（日本人）が急速に減少する一方で、増加が不可避と見込まれる介護職員の必要人数を確保するためには、外国人介護人材の受入れ拡大を避けて通れない。しかしながら、介護事業者からは、外国人技能実習生や特定技能者受入の際のコスト負担、独特の方言が多い地方で特に困難と言われる日本語の習得、技能実習制度が抱えるマイナスイメージの影響を指摘する声が寄せられている。

わが国の外国人介護人材受入の仕組みのうち、経済連携協定（ＥＰＡ）に基づいて受け入れる介護福祉士候補者には、訪日前に政府が日本語習得や日本社会・生活習慣の理解促進のための研修を実施している。これを参考に、待ちの姿勢でなく、政府自らが海外で教育プログラムを展開するとともに、生活全般に関する丁寧な情報発信を行う積極的リクルートの対策を強化すべきである。併せて、厚生労働省の「外国人介護人材受入環境整備事業」の拡充等により、それら外国人材の不安払しょくの取組みを強力に行うことが不可欠である。

なお、地方によっては、外国人に対する日本語教育や生活立上げ支援を提供する場所や機会が少ないことから、国・地方自治体によるきめ細かな日本語教室の設置や生活支援セミナーの開催等支援の拡充が求められる。

もとより、日本人の就業拡大に向けた対策の拡充は不可欠である。併せて、働く意欲を持つ高齢者、個人事業主やフリーランスを、掃除や配膳、見守りなど周辺業務を担う介護助手として活用できるよう、人材の発掘や介護事業所とのマッチング等の取組みを強化することが重要である。

３．健康で安心な暮らしを守る関係者の連携促進

持続可能な社会保障制度を考えるならば、わが国医療の特長と言えるフリーアクセスのあり方も見直しを検討すべき課題である。外来患者の大病院への集中を軽減し、医療資源活用の適正化に向け、その受入れをかかりつけ医が担う仕組みの構築が必要である。そのため、医師はもとより医療関係者の多職種連携、医療・介護に係るサービス提供者間の連携などを促進すべきである。

また、コロナ禍により、国民の健康への関心が高まったことを好機として、企業や地域等が積極的な連携のもとで人々の健康増進やヘルスリテラシー向上に向けた取組みを進めることが重要であり、そのための支援拡充が求められる。こうしたことを含め、健康経営や人々の健康増進の取組みが、健全な社会保障制度の維持・確保につながるということについて、国を挙げて啓発強化すべきである。

（１）「かかりつけ医」の制度化、医療機関間の機能分化・連携を

国民皆保険制度と同様、国民の医療に対する「安心」の源であるフリーアクセスについて、その重要性は変わらない一方、大病院への軽症・不急外来患者の集中、頻回受診といった弊害を指摘する声がある。緊急事態等必要な時に必要な医療にアクセスできるメリットを残しつつ、医療機関間の機能・役割の分化と連携、かかりつけ医の制度化・活用により、医療提供体制や保険財政に今以上の負荷がかからない形での「安心」な医療提供体制を新たに確立すべきである。

このため、外来医療について、かかりつけ医を起点とするあり方への見直しが求められる。まずは、本年４月

に施行された「外来機能報告」に基づいて明確化される、地域で基幹的に外来を担う「紹介受診重点医療機関」と、かかりつけ医の間の連携が確実に行われることを期待する。かかりつけ医については、多領域にわたる疾患に対処できる能力を持つ「総合診療専門医」の育成強化を進めつつ、複数医師の連携や多職種連携など既存の医療関係者の有効活用により家庭医・かかりつけ医機能が発揮される仕組みの構築等を検討すべきである。国民が複数・多数の疾患を持つ場合でも、医療機関側でこうした連携が行われていれば、安心感のなかで適切かつ効率的な受診行動が可能となる。そのためにも、健康・医療に係るデータ共有やオンライン診療等を可能とする医療ＤＸの実装が不可欠である。

また、急性期病院からリハビリ用の回復期病院へと病床数を均す政策的誘導や、大病院・中小病院（診療所）・在宅医療・介護サービスなどの有機的連携が可能となる「サービス提供者間ネットワーク」の構築により、全体最適な地域医療を実現すべきである。

（２）具体的メリットを提示しての健康経営の普及促進を

健康経営に取り組む企業は、比較的、離職率が低く、仕事のパフォーマンスが向上した従業員が多い、といった状況を示すデータがあり、健康経営開始後に業績が向上する傾向も見えてきた。

他方、大企業のみならず中小企業経営者においても健康経営の認知度は上がってきているものの、意味や内容を理解している経営者の割合は依然として低い水準に留まっているとの調査結果もある。

商工会議所として、健康経営の普及啓発を積極的に進めているところであるが、現場からは、健康経営推進の具体的効果についての情報不足とメリット拡大を課題として指摘する声が多く聞かれる。健康経営が、人材確保、組織活性化、業績向上にも資するという情報の「見える化」の強化に加え、金融機関の融資や自治体の入札におけるインセンティブ措置のさらなる拡充等が重要である。

（３）地域活性化にもつながる健康増進策の強力な推進を

コロナ禍の広がりを経て、国民の間に健康への関心が高まり、健康志向の活動も増えている。これを好機と捉え、食や自然、温泉といった地域資源活用と健康づくりを組み合わせたヘルスツーリズムやスポーツツーリズムなどが各地で広がり始めた。交流人口拡大、地域活性化を促進する手段として期待でき、自治体や経済界としても取り組みやすいテーマである。

すでに、下松商工会議所（山口県）の「アイランド・トレイル」、蒲郡商工会議所（愛知県）の「蒲郡 ｄｅ健康」など、各地商工会議所において取組みが積極的に展開されている。このような動きを全国へ拡大することが重要であり、観光振興などと組み合わせた支援施策の連携・拡充により強力に推進すべきである。

（４）ヘルスリテラシー向上のための情報開示を

健康長寿社会の実現と医療・介護保険財政健全化に向けては、前述のＰＨＲによる適切な情報把握やセルフメディケーションの実践が可能となるよう、個々人におけるヘルスリテラシー向上が重要である。具体的には、蓄積されたデータに基づく自身の健康状態チェック、医療機関受診の必要性、自身の症状や状態に合う医療機関の選択などに関する知識・判断が求められる。

そうした受診行動の判断に必要な各種情報は、公的医療保険の保険者が集約しているはずのものである。（特定）健診結果やレセプトなどを分析し、被保険者が行うべき受診や再検査の勧奨のほか、被保険者の状態に合った適切な医療機関に関する情報の提供といった取組みに対してインセンティブを付与するなど、国による後押しが重要である。

以上

２０２２年度第１６号
２０２２年１０月１３日
第２３６回議員総会・第７５１回常議員会決議

＜提出先＞厚生労働省など政府関係機関、全世代型社会保障構築会議メンバー、社会保障審議会委員など関係各所

＜実現状況＞

○２０２２年１２月に公表された全世代型社会保障構築会議報告書において、能力に応じた負担と給付の見直しを不断に行う方針が明記された。

○２０２２年１２月に公表された介護保険部会報告書に、ＩＣＴ機器・介護ロボット導入促進や外国人介護人材の受入促進等、会議所意見が盛り込まれた。

○岸田総理が２０２３年１月２３日に行った施政方針演説で、「若者世代の負担増の抑制、勤労者皆保険など社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じてみんなが支えあう、持続的な社会保障制度の構築に取り組む」ことを表明した。

１７．地政学リスク、ウィズコロナ時代における中小企業の海外ビジネス促進に向けて【提言】

【背景・主旨】

日本は、かねてより人口減少・少子高齢化が進んでおり、総人口は２００８年の１億２，８０８万人をピークに、２０５３年には１億人を下回る予測がされている。また、生産年齢人口はより速いペースで減少し、１９９５年の８，７２６万人をピークに、２０５１年には５，０００万人を割ることが推計されている[1]。

中小企業は企業数の９９．７%、雇用の７割を占めているが、２０１４年から２０１６年のわずか２年間で２３．１万者（６．１%）が減少し、このうち８８%は小規模事業者が占めていた[2]。人口減少に伴い、中小企業者数が減少することは、地域経済に一層深刻な影響を及ぼすことにつながる。

今後も需要増につながる人口増加は期待できず、２０１９年に３，１８８万人が訪日し、４兆８千億円を消費した外国人観光客[3]は、未だコロナ前の水準には戻っていない。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上減少や物流の混乱、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う物資不足の加速とエネルギー価格の高騰、さらには２０２２年初めに１＄＝１１５円だったドル円為替相場が１０月には１＄＝１４９円台の円安水準をつけ、仕入価格の上昇ペースに価格転嫁が追いつかず利益を圧迫しているなど、中小企業にとって厳しい経営環境が続いている。

この状況に対する一つの方策として、経済成長の進む海外市場の需要を取り込んでいくことが考えられる。ＩＭＦは１０月に２０２３年の世界経済見通しを２．７%と下方修正したが、中国は４．４%、ＡＳＥＡＮ５は４．９%、インドに至っては６．１%と、日本の成長率の１．６%と比べると大きな成長余地がある[4]。また、国連によれば世界人口は２０３０年までに８５億人、２０５０年には９７億人に増加するものと予測されており[5]、特に成長著しいアジア諸国においては人口増加・経済成長に伴う消費拡大が大いに期待できる。

一方、２０２２年版中小企業白書によると、日本企業の海外直接投資、直接輸出企業の割合は、大企業がそれぞれ３２．８%、２８．０%の一方、一定規模以上の中小企業であってもそれぞれ１５．０%、２１．５%に留まっている[6]。海外市場への挑戦は、日本国内での商取引に比べ、言語や商慣習、消費者の嗜好、規制等の様々なハードルを超えていく必要がある。海外市場での売上見通しが立つのかどうか、現地市場の動向やニーズをどのように把握したらよいか、海外ビジネスに対応できる人材が社内にいない、取引相手が信頼できるかどうかなど、中小企業にとって不安の種は尽きない。

現在、政府では、中小企業の海外展開に関するＫＰＩとして、「海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後５年間で１０%向上させる（成長戦略フォローアップ[7]）」、「農林水産物・食品の輸出額を２０２５年までに２兆円、２０３０年までに５兆円にすることを目指す（農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略[8]、成長戦略フォローアップ）」を設定し、実行戦略や工程表を作成し、これらのＫＰＩの達成に向けて各種施策を実行している。

海外需要の取り込みは、これからの日本にとって必要不可欠である。海外ビジネスに対する支援施策は既に多様なメニューが多様な機関から提供されているが、これらのＫＰＩを達成のためには、支援施策の成果を検証し、検証結果を踏まえて改善していくＰＤＣＡの繰り返しが必要といえる。

海外ビジネスは、まずは企業の経営者自身が変化する世界情勢に常にアンテナを張り、自らも情勢に応じて変化しながら海外市場の成長を自らの成長に取り込んでいこうとする気構えやマインドセットを持つことが求められる。政府や関係支援機関は、こうしたマインドセットを持つ企業を全面的に支援するため、これまで国内市場を主なターゲットとしていた中小企業も海外ビジネスを自社の成長の新たな道筋として選択できるよう、さまざまな課題・不安を取り除き、特に円安の今こそ輸出拡大に取り組んでいこうという強いメッセージを発信し、海外ビジネスに踏み出す一歩を後押しする環境を整えることが重要といえる。

【基本的考え方】

＜中小企業こそ世界で稼ぐ＞

この３０年間、日本は長らく停滞を続けてきた。その間に、海外、特にアジア諸国は大きく成長した。相対的に見れば日本は衰退しているといっても過言ではない。このままでは日本だけが取り残されたまま「失われた４０年」、「失われた５０年」を歩んでいくことになりかねない。

社会が常に変化をしている中では、常に新しいことに挑戦し、自ら変わり続け成長することが、生き残る唯一の道と言える。過去の高度経済成長時代のように経済のパイ全体が拡大していた時期であれば、多くの企業がそれなりに成長することができたが、バブル経済が崩壊し、人口が減少している現在ではそれも不可能となってい

[1] 国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口(平成 29 年推計)
[2] 中小企業庁：中小企業・小規模事業者の数(2016 年 6 月時点)
[3] 経済産業省：訪日外国人旅行消費の蒸発の影響試算
[4] IMF: 世界経済の成長率予測(2022 年 10 月)
[5] 国際連合広報センター
[6] 中小企業白書 2022 年版　第 1-1-40 図、第 1-1-42 図
[7] 成長戦略フォローアップ（令和 2 年 7 月 17 日）
[8] 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の進捗

る。この状況下においても継続して成長してきた企業は、常に時代の変化を読み取り、工夫して、自ら変革しようとした企業といえる。

人口減少に伴う国内市場縮小や昨今の原材料価格高騰等の厳しい経済環境の中でも中小企業が生き残り、成長を続けていくためには、経営者自身が時代の変化に合わせ「世界で稼ぐ」という強い決意と覚悟、リスクを一つずつ乗り越えていく粘り強い姿勢が求められる。このためには、海外市場へのチャレンジに伴う課題や不安を低減するとともに、経営者の背中を後押しする支援施策の提供と拡充が重要となる。

特に、世界のＥＣ市場規模は拡大を続けており、日本の中小企業にとっても海外市場獲得のチャンスが訪れている。２０年前には世界の冠たる企業でも容易には実現できなかったことが、今ではスマートフォン一つで中小企業でも実行可能になっている。このチャンスを生かすには世界で通用する商品やサービスをつくり、高い目標を掲げ、広い世界に打って出る、挑戦する、現状を変える、という強い意志を持つ経営者を増やしていくことが必要である。

そのためにも「中小企業こそ世界で稼ぐ」という強い決意と果敢な行動がいま最も必要であり、海外にチャレンジする中小企業のすそ野を広げ、昨今の円安を好機に輸出を拡大し、日本経済の成長エンジンとしていくことが重要である。

＜海外ビジネス促進に向けた人材育成と支援体制のさらなる強化＞

政府においては、これまで成長戦略や輸出拡大実行戦略等で中小企業の海外展開を積極的に支援してきた。特に、日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）や中小企業基盤整備機構（中小機構）は、各種相談対応、展示・商談会出展、海外バイヤーとのマッチング、越境ＥＣ出店、セミナー開催等、多岐にわたる施策で中小企業の海外ビジネスを長年に渡り積極的に後押ししている。

岸田政権では、新たに「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」を打ち出した。成長と分配の好循環を実現するためには、生産性向上を通じた更なる成長が必要である。中小企業白書によると、海外展開の実施状況と労働生産性との間には正の相関関係[9]が見られることから、特に、中小企業が海外市場に挑戦するための支援は、地域経済の回復と成長のために必要不可欠といえる。

経営体力の少ない中小企業にとって海外ビジネスは、経営者自身の強い意志と実行力に加え、社内人材の存在も重要となる。また、国内取引とは異なる事項への対応については都度相談ができる体制があることが有用であり、身近な相談窓口である商工会議所の能力強化も強く求められる。政府においては設定した各種ＫＰＩ達成に向けた重点施策の一つとして、中小企業と支援者側双方の能力強化を図ることが必要である。

＜地域産業や特性を活かした地域一体での海外ビジネス取組推進＞

中小企業が海外ビジネスに取り組むには、経営理念や経営者自身の強い意思と実行力、経営体力、担当する従業員の存在、海外市場に適した商材や販売ノウハウ、取引相手との出会いなど様々な要素が関わってくる。これらの要素は個々の企業の実情に応じて各社各様であることから、国や関係機関による各種支援施策も個社支援が中心になっており、支援内容も個別企業の実情に対応できるようになっている。

海外の取引先と新たに接点を得る場として、展示商談会が開催されている。しかし、多数の出展者がいる中で、無名の中小企業が存在感を発揮するには、突出した商材を扱っていたり、目立つブースを設営していたりするなど限られたケースになってくる。扱う商材の競争力がそれほど強くない中小企業の場合には、海外の展示商談会に出展しても埋没してしまい、あまり成果が得られない結果に陥ってしまうことになる。

こうした状況を踏まえ、海外の展示商談会においては、地域単位でまとまって出展することにより注目度を高め、集客とブランディングを強化する有力な方策の一つとなっている。中小企業にとっては同じ地域同士で協力し合える安心感や、ブランド力強化、新たなコラボレーション創出のきっかけなど、単独で出展するよりも相乗効果が期待でき、商談成立につながる確率も高まると考えられる。また、帯広や伊豆、松山などのように、地域産業や特性を活かし、地場企業が連携して海外ビジネスに取り組むことで、地域産業のさらなる活性化、地域の活力強化に繋げているケースも見られる。これまで充実させてきた個社支援の更なる拡充と合わせ、新たな取組方策として、地域一体での海外ビジネスへの取り組みについて、より一層強力な支援をすることで、中小企業の海外ビジネスの促進、ひいては地域経済の活性化につながるものと考えられる。

以上を踏まえ、海外ビジネスに伴う各種ハードルを下げて中小企業の挑戦を促し、日本経済、地域経済の新たな成長エンジンとするために必要な施策について以下のとおり提言する。

Ⅰ.中小企業が海外ビジネスにチャレンジするためのさらなる後押しを

１．海外ビジネスへの挑戦を後押しする情報の拡充

（主な提言先：経済産業省、外務省、農林水産省）

[9] 中小企業白書 2020 年版 II-78 頁コラム 2-1-2 海外展開の実施と労働生産性の関係

【主旨】

大企業に比べて資金や人材、商材などのリソースに制約のある中小企業にとって、海外ビジネスに挑戦するには、採算や売上見通しが立つかどうかが課題・懸念材料のひとつ[10]となっている。このためには、海外ビジネスがより一層具体的にイメージできるよう、ターゲット国・地域の消費者の嗜好・需要や市場規模、競合相手の状況や商習慣、注意を要する法規制等の情報のほか、海外ビジネスに取り組む事業フェーズに応じた各種支援策や情報等をこれまで以上に入手しやすい環境の整備が求められる。

すでに、国や自治体、ＪＥＴＲＯや中小機構、ＪＩＣＡ等の公的支援機関による海外ビジネスへの支援メニューは充実しているものの、中小企業にとって各機関で提供されている情報を比較し、自社に適切な支援施策の活用にまで至るまでに一定程度の手間がかかるのが現状となっていることから、例えば、関係機関等が提供している支援施策が一元的にまとめられて、国際ビジネスへの取組み段階に応じた形で整理して提供するウェブサイトがあると事業者にとっては必要な支援施策にリーチしやすい。

また、国内とは異なり、法律や商習慣も異なる海外企業との取引では、想定できないトラブルも発生しうる。例えば、取引相手が信用できるか、代金回収ができるか、不当なクレームはないか、商品が無事に届くのか、現地通関で不当な要求はないかなど、懸念事項は多くあるが、これまで多くの企業が乗り越えてきた。

こうしたトラブル遭遇事例やその対応内容などを匿名化したうえで共有されれば、新たに海外ビジネスに取り組む事業者はもちろんのこと、すでに取り組んでいる事業者にとっても有益な情報になるといえる。これまで企業が直面してきたトラブル・対応事例を国・地域別に整理した形で提供されれば、海外ビジネスでの予見可能性が高まり、無用なトラブルの未然防止、海外ビジネスへの取り組み促進につながると考えられる。

【課題（事業者の声）】

- **経営体力が限られる中小企業にとっては、進出先での売上見通しが立たないと海外展開に踏み切れない。**
- **各機関から海外ビジネスに関する多様な支援施策が提供されているが、自社に適した支援施策の活用にまで至るのは難しい。**
- **急に変更があった規制の詳細や現地で発生したトラブル等のビジネスに直結する具体的情報が日本では入手しづらい。**

【参考情報・データ】

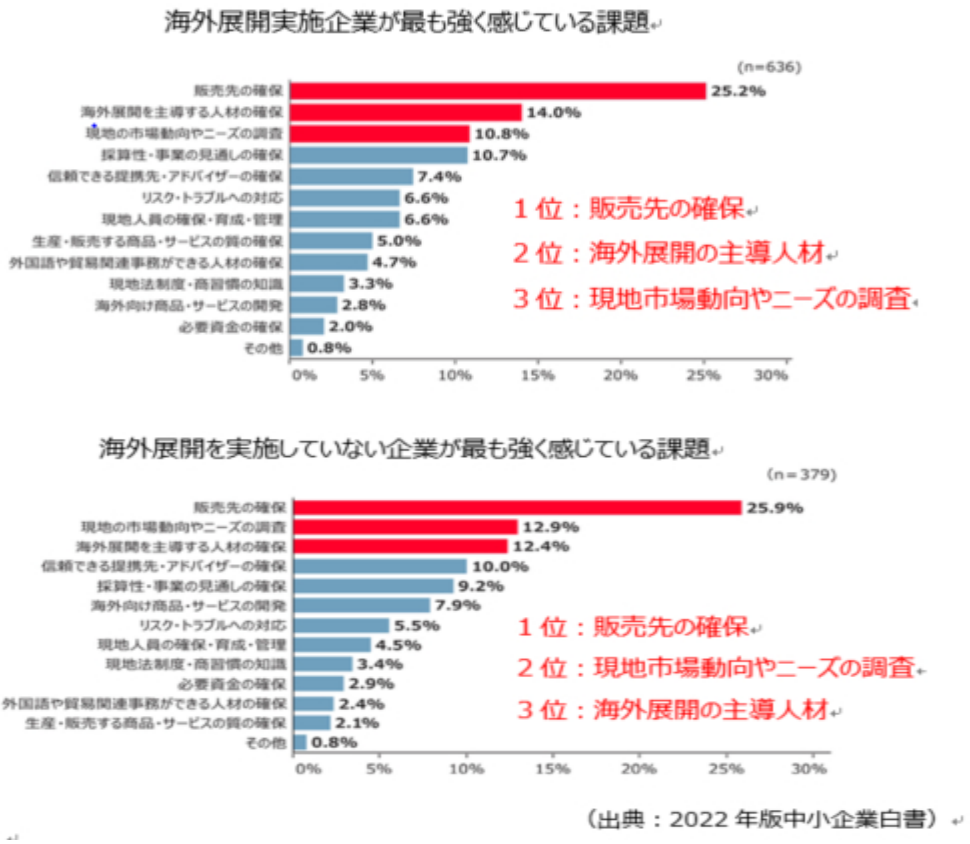

（出典：2022 年版中小企業白書）

[10] 中小企業白書 2022 年版　第 2-2-131 図、第 2-2-132 図、
日本商工会議所 LOBO 調査結果（2022 年 7 月）

【提言事項】

- **各国・地域における業界別市場規模、競合の状況、規制、流通の仕組み等、市場に関する具体的な情報を提供**
- **各省庁や関係機関等が提供している支援施策を海外ビジネスのフェーズ毎に整理し、事業者がワンストップで情報を得られる仕組みの整備**
- **これまで企業が直面したトラブル・対応事例について、現地特有のネガティブな情報も含め国・地域別に提供**

２．海外販路開拓の加速に向けた環境整備①（越境ＥＣの推進）

（主な提言先：経済産業省、農林水産省）

【主旨】

新型コロナウイルス感染症拡大により行動が制約されていた時期には、対面を前提とした海外ビジネスは大きく制限され、取引先開拓に向けた営業活動や人脈構築など従来の取り組みができず、商談機会の喪失に不安を抱える声が多く挙がっていた。

一方、世界のＢｔｏＣ－ＥＣ市場規模は、２０２０年の４．２兆ＵＳドルから２０２５年には７．４兆ＵＳドルにまで拡大すると予測[11]されているなど、販路拡大・売上増加のチャンスが訪れている。国境を越えてオンラインで商取引を行う越境ＥＣ市場も世界的に拡大することが予測[12]され、日本の中小企業にとっても国内にいながら低リスクかつ低コストで海外に向けて販売することが可能となり、本格的な海外展開に取り組む前に現地消費者の反応を確認するためのテストマーケティングとして活用されることも多い。

こうした背景を踏まえ、越境ＥＣを利用している中小企業の割合は年々増加し[13]、越境ＥＣに取り組んだ中小企業の約４割がメリットを享受[14]するなど成果も出つつある。さらに今後、水際対策が緩和され、インバウンド需要が復活すれば、越境ＥＣと対面販売の連携による相乗効果も期待される。すでに、ＪＥＴＲＯでは「ＪＡＰＡＮ　ＭＡＬＬ」や「ＪＡＰＡＮ　ＳＴＯＲＥ」などの越境ＥＣ事業、中小機構では「Ｊ－ＧｏｏｄＴｅｃｈ（ジェグテック）」などの海外マッチング事業等を展開しているが、さらなる活用促進に向けて、海外ＥＣバイヤーの拡充、数多くの海外ＥＣモールでの日本商品特集ページの開設、海外企業とのマッチング機会の増大などの支援強化を図られたい。

加えて、越境ＥＣでは、自社商品・サービスを認知してもらうためのマーケティングが必要となるが、知識やノウハウ等の不足により販売まで繋がらないケースも多く存在する。そのため、単なる出店支援に留まらず、効果的なプロモーションやマーケティング方法のアドバイスも含め、確実に売上につながるための支援も求められる。

【課題（事業者の声）】

- **コロナ禍を契機として、越境ＥＣモールに出店したものの、マーケティング面の知識・ノウハウの不足により、売上が立たない。**
- **越境ＥＣを始めたが、円安とはいえ、関税や送料がのしかかる価格に対して現地客に購入してもらうには本当に難しく、悩んでいる。**
- **産地企業の場合、下請け企業が多いため、越境ＥＣで企業間（ＢｔｏＢ）取引ができるようになればよい。**

【参考情報・データ】

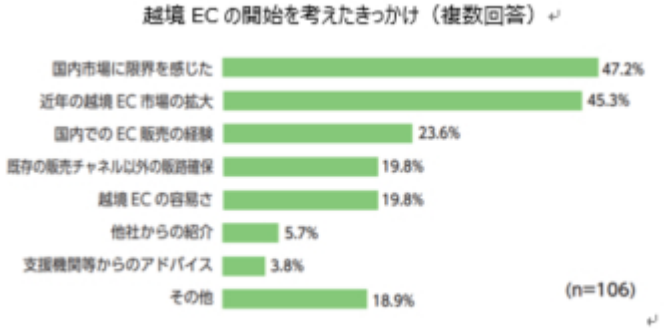

（出典：日本政策金融公庫「越境ＥＣに関するアンケート調査結果」）

[11] 中小企業白書 2022 年版　第 2-2-133 図 世界の BtoC-EC 市場規模
[12] 令和２年度電子商取引に関する市場調査 図表 7-6
[13] 中小企業白書 2022 年版 第 2-2-135 図
[14] 2021 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査 P29「海外 EC 事業の利益・メリット（規模別）」

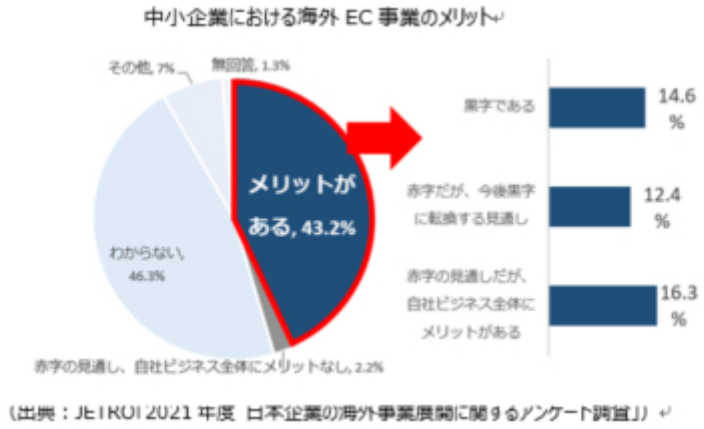

（出典：JETRO 2021 年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査）

【提言事項】

- **越境ＥＣの活用促進に向け、ＪＥＴＲＯが連携する海外ＥＣバイヤーの拡充、日本商品特集ページをより多くの海外ＥＣモールで開設**
- **越境ＥＣテストマーケティング事業の拡大**
- **越境ＥＣサイト構築や各種越境ＥＣサイトへの出店・運営に係る費用の助成拡充**
- **中小機構ジェグテック事業での海外企業とのマッチング推進**
- **越境ＥＣサイト構築や各種越境ＥＣサイトへの出店に際し、セキュリティ面が脆弱な中小企業に対し、セキュリティ強化に向けた対策支援**

２．海外販路開拓の加速に向けた環境整備②

（主な提言先：経済産業省、農林水産省）

【主旨】

海外で売れる商品・サービスを開発するためには、海外の規制やニーズへの対応、いわゆるマーケットインの発想が重要となるが、中小企業は、現地市場のニーズや規制を把握しにくく、商品・サービスのローカライズに苦慮するケースが多い。市場調査等を実施し、商品・サービスの開発・改良を試みるにしても、一定のロット数の受注が見込めない状態で設備投資等に踏み切るのはリスクが大きい。自社の商品・サービスを現地に適応させるためには、トライアンドエラーを繰り返し、工夫や改善等を積み重ねることが有効となることから、テストマーケティングの機会の提供や専門家によるアドバイスの提供をはじめとする海外販路開拓に向けた支援の拡充が必要と言える。

たとえ取引先を見つけたとしても様々なトラブルに見舞われ、海外からの撤退等を余儀なくされた企業も存在する。例えば、現地企業からの代金支払いが滞り、多額の損失を被ったということも聞かれる。信用調査では取引先の定量・定性の情報を総合的に収集・分析する必要があるが、中小企業においては手間・コスト等の面から困難なケースが多い。そのため、海外企業の実在確認や信用情報、取引実績等を確認しやすい環境整備等が期待される。

また、日本企業の模倣品被害は増加傾向にあり[15]、今後も新興国の技術レベルの向上に伴い被害のさらなる増加が懸念され、海外ビジネスに取り組む際の知的財産の重要性は高まっている。しかし、中小企業からは模倣被害の対応に苦慮する声が多く寄せられることから、外国出願の手続きにおけるきめ細やかな支援とともに、どの国でどのような保護手続きを行うべきか、商品・サービスの特徴にあわせたコンサルティングが必要である。

加えて、越境 EC など流通チャネルの多様化が進む中、海外企業の並行輸入によるトラブルが生じるリスクも高まっていることから、対策事例(事前策/発生時対応策)に関する情報提供が有効となりうる。

【課題（事業者の声）】

- **現地市場のニーズや規制に対応した商品・サービスのローカライズに苦慮する。また、一定のロット数の受注が見込めない状態で設備投資等に踏み切るのはリスクが大きい。**
- **海外のパートナー候補や取引相手が信頼できるか不安。**
- **類似品やサービスが出回ることが不安。**
- **海外企業の並行輸入により正規代理店との価格問題が発生。**

[15] 模倣被害実態調査（2017～2020 年度）

【参考情報・データ】

（出典：龍角散ウェブサイト）

【提言事項】

- **現地市場ニーズ・規制に即した開発・改良、設備投資、マーケティング等、海外市場で通用する商品・サービス創出、販路拡大に向けた専門家からの提案型支援拡充**
- **海外企業の実在確認や信用情報、取引実績等を中小企業が確認しやすい環境整備や民間信用調査機関利用時の費用助成**
- **海外バイヤー等を招へいし、地域企業がその商品の品質の高さや安全性等をリアルでＰＲできる機会の提供・拡充**
- **模倣被害防止に向け、海外での知財出願手続、どの国でどのような手続きをすべきかなど、商品・サービスの特徴にあわせたコンサルティングの提供**
- **正規代理店を通さずに海外で自社商品を販売されてしまう並行輸入被害に対する対策事例（事前策/発生時対策）の共有**

３．海外ビジネスに対応できる国内外人材の確保、育成への支援拡充

（主な提言先：経済産業省、厚生労働省）

【主旨】

中小企業が海外ビジネスに取り組むには、現地とのビジネスに係る知識や経験・ノウハウを有する人材が必要である。一方、海外展開に精通している国内・外国人材の確保は中小企業にとって課題となっている。日本商工会議所が７月２９日に公表した商工会議所ＬＯＢＯ調査における「海外ビジネス展開における課題・懸念材料」について、海外ビジネスをしていない企業の４９．６％が、人材の確保・育成と回答している[16]。このため、中小企業には、海外ビジネスに対応できる社内人材の育成を推進するための支援策や、即戦力となる国内人材・外国人材を確保する機会の提供が求められる。

すでに、ＪＥＴＲＯは海外ビジネスの基礎スキルに係るプログラムの提供を行い、また、国際社会貢献センター（ＡＢＩＣ）では中小企業などへ海外ビジネス経験を有する即戦力人材の派遣を行っている。こうした取り組みが進むものの、中小企業は、国内にいる外国人材や現地の人材の獲得に向けたノウハウの不足とともに、獲得できても定着して活躍できずミスマッチがおきるなどの問題に直面してきた。国や各自治体をはじめ民間企業等では外国人材とのマッチングを行うとともに、各種ガイドラインの提供や、人材確保のノウハウ、雇用管理に関する情報提供をしている。ＪＥＴＲＯではポータルサイトでこうした情報をまとめて提供しているが、リーチできていない中小企業も多いため、より一層の周知強化と内容の拡充を進めることにより、中小企業の外国人材の獲得機会と労働環境の向上に向けたノウハウ獲得に繋がり、中小企業が海外ビジネスにチャレンジする土台づくりを促進できると思われる。

【課題（事業者の声）】

- **海外ビジネスを担当できる国内人材の確保・育成が大変。**
- **商社ＯＢを受け入れたが、経験分野と担当業務の分野が異なっていたためすぐにやめてしまった。**
- **高度外国人材とのマッチングイベントがどこで開催されているかわからない。**
- **良い高度外国人材を採用できてもすぐにやめてしまう。業務内容と本人のスキルとのミスマッチが起こらないようにする工夫が必要。**

[16] 日本商工会議所 LOBO 調査結果（2022 年 7 月）

【参考情報・データ】

（出典：日本商工会議所 LOBO 調査結果（2022 年７月））

（出典：日本・東京商工会議所「多様な人材の活躍に関する調査」（2021 年９月））

【提言事項】

- **海外ビジネスの基礎から実践まで体系的に修得できる教育プログラムの提供・拡充**
- **ＡＢＩＣなど、海外ビジネスの知識を有する国内人材と企業を効果的にマッチングする機関の更なる活用推進**
- **これから有望なマーケットとなるインドなどの若者を留学生といった形で多く受入れ、海外ビジネスを担う高度外国人材として育成・活躍促進**
- **高度外国人材とのマッチングイベント（国内外問わず）を一元的に確認できる情報サイトの周知強化・掲載コンテンツの強化**
- **高度外国人材とのミスマッチが起こらないよう、外国人材のスキルと企業での業務内容を丁寧にマッチングし、企業の受入れ体制整備まで一連で支援する体制の整備・拡充**

４．海外ビジネス（進出後・撤退等）に伴う各種課題への支援体制強化

（主な提言先：経済産業省、外務省、法務省）

【主旨】

中小企業が海外ビジネスを実施する際、法規制や現地特有の商慣習などの課題に直面し、資金・人材リソースの制約もあいまって、トラブルに十分対応できないことがある。解決に向け、弁護士などの専門家の支援が有効であるが、現地専門家費用が高額な場合や言葉の問題からうまく活用が進まないケースもある。

新型コロウイルス感染症が拡大していた時期には、海外での事業継続とあわせ、現地駐在の従業員の健康・医療面におけるサポートも必要となった際、渡航制限により帰国や交代がかなわずメンタル面で不調をきたしたケースもあった。加えて、現地の税務、労働、環境等各種規制など、現地の社会発展に伴って整備が進み、現地進

出企業は追加の投資が必要になる場合も出てきている。また、事業再編に伴い現地から撤退しようとした際、現地政府からの介入により撤退に時間がかかったり、撤退自体が困難になるケースもある。

日本国内とは異なる環境である外国での事業展開においては、予見可能性の確保が特に重要になってくる。これまで多くの日本企業が海外に進出しており、多くの経験値を積んできた。この長年の経験値は当該企業にとってはもちろんのこと、日本全体にとっても貴重な財産であり、匿名性を確保して共有することができれば、すでに進出している企業をはじめ、これから海外に進出しようとしている企業にとって大変価値のある情報となる。特にトラブルとその対処事例はなかなか外部には出てこない性質の情報ではあるが、これらを集約し整理して提供できる体制が整備できれば日本企業の競争力強化につながるものと考えられる。

【課題（事業者の声）】

- **海外でトラブルがあった際、現地弁護士費用が高額なため、中小企業が単独で負担する余力がない。**
- **現地駐在員へのメンタル面を含めた医療・健康サポートについて、どこに相談し頼っていいか分からなかった。**
- **排水など環境対策が強化され、追加投資が必要になった。**
- **アフリカでＯＤＡビジネスに取り組んでいるが、コロナ禍中は日本政府の渡航制限が厳しくて現地に行けなかった。また、事業化支援制度で書類対応等の事務負担が大きい。**
- **現地進出企業が一部店舗を撤退しようとしたときに、その企業グループ全体にメスが入り、移転価格の問題に発展した。**

【参考情報・データ】

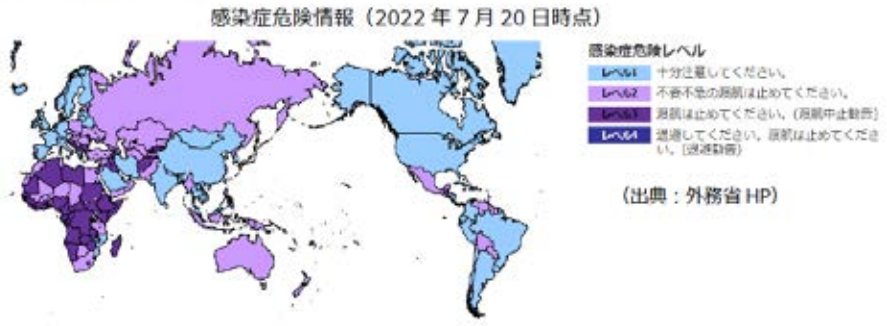

（出典：外務省 HP）

【提言事項】

- **ＪＥＴＲＯ「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」事業の体制拡充などを通じ、現地法規制等への対応について中小企業が海外で日本語による相談ができる仕組みの整備**
- **医療環境が不十分な国・地域において、メンタルケア等の駐在員の健康・医療サポートに課題を抱える中小企業向けに相談窓口の設置**
- **企業に影響の大きい現地税務・通関・労働・環境に関する規制情報を各国・地域別にまとめ、変更の際には迅速に更新情報と対処方針を提供する体制の拡充**
- **現地日本人商工会議所等の日系コミュニティへの参画促進**
- **ＪＩＣＡ・ＯＤＡ事業での渡航制限の機動的な緩和、事務負担の軽減**
- **撤退や移転等に伴い発生したトラブル・対応事例の共有・提供**

Ⅱ.グローバル経済環境での競争力強化に向けたさらなる支援を

１．原材料等の安定的な調達環境の確保

（主な提言先：経済産業省）

【主旨】

２０２０年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的まん延に加え、２０２２年２月に始まったロシアによるウクライナ侵攻、かねてから続く米中対立などの地政学的なリスクの顕在化など、複合的要因により国際物流網に多大な影響が生じた。サプライチェーンの一端を担う中小企業も原材料等の安定的な調達ができず、仕入

価格や燃料価格の高騰による収益の圧迫など、ビジネスの先行きに不安を抱えている[17]。

こうした情勢を乗り切るため、調達先の切り替えや、調達先・調達ルートの多様化に取り組む企業も出てきている[18]。しかしながら、中小企業にとっては、代替となる製品・原材料情報や、信頼できる仕入れ先かどうかの事業者情報等は入手しづらいほか、新規調達時の自社の信用補完や代替商品の品質の担保、トレーサビリティの確保、物流・通関手続きなどに関する追加の対応等、新たな負担がかかってくる。

また、不測の事態に備え原材料等の備蓄強化をする場合、在庫の積み増しや保管料等に伴う追加のコスト負担により、資金繰りに影響を及ぼすことも想定されることから、相談体制の整備・拡充と金融支援の強化等を通じ、中小企業が安心してビジネスを継続していくためのセーフティネットの強化が必要と考えられる。

【課題（事業者の声）[19]】

- **鉄鉱石を焼き固めたペレットの１０％強をロシアとウクライナから輸入。数か月程度は在庫があるため、生産に影響はないが、長期化する場合にはブラジル産を中心に調達先の変更を検討。**
- **北方四島産のウニが入荷していない。代替としてモントリオール産を加工しているが、 味、見栄えは劣っているため取引先からの評価が不安。**
- **肥料は、中国の生産調整により、昨年からリン酸とカリウムが世界的に不足。飼料の原料が世界規模で逼迫し、品不足 ・ 価格高騰、さらに収益が圧迫。**
- **ロシア産の輸入材が入ってこないのが痛い。ロシア材は耐久性・強度が他と比較にならないほど優秀な木材であり、ロシア材の代わりに集成材で対応する予定だが、強度・耐久性・不燃性で劣ってしまう。**

【参考情報・データ】

サプライチェーン見直しをする日本企業の調達見直しの内容

（出典：JETRO 2021 年度「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」）

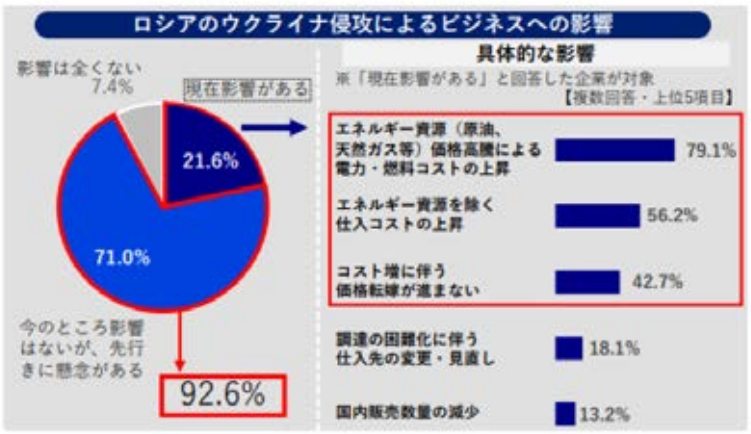

（出典：日本商工会議所 LOBO 調査結果（2022 年３月））

[17] 日本商工会議所 LOBO 調査結果（2022 年３月）

[18] JETRO 2021 年度「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」41 頁

[19] 一般社団法人北海道商工会議所連合会「ロシアによるウクライナ侵攻に関する経済影響調査」(2022 年４月 22 日)

【提言事項】

- **原材料等の調達網見直しに必要な代替調達先国や事業者の探索、品質等に関する相談体制の整備・拡充**
- **調達網見直しにかかる各種リサーチ費用への助成**
- **調達網混乱に備え、原材料等の備蓄強化のための在庫積み増しに対する無利息融資制度等、金融支援の強化**

２．経済連携協定・投資協定の拡大と活用促進、経済安全保障の確保

（主な提言先：経済産業省、外務省）

【主旨】

天然資源に乏しく、食料自給率も低い日本は、貿易によって外貨を獲得し、必要な資源を海外から補充しなければならない立場に置かれている。これまで日本は、世界中からエネルギーやレアメタル等の資源、各種物品をはじめ、労働力や資本、先端技術、半導体といった重要物資などの幅広い分野について効率的・安定的調達網を確保するとともに、成長著しい海外市場を獲得するなど、国際分業体制の利益を享受してきた。

現在わが国は、２４の国・地域とともに２１の経済連携協定（ＥＰＡ／ＦＴＡ）を締結し、貿易と投資の自由化・円滑化を進めているほか、８０の国・地域との間で５２本の投資関連協定を締結し、企業が円滑・公正に海外でビジネスができるよう、環境整備を行っている。

しかし、中小企業は人的リソースに制約があることから、経済連携協定や投資協定を最大限に活用しきれているとは言い難い。国やＪＥＴＲＯは、ＥＰＡ／ＦＴＡ、原産地規則に関するポータルサイトなどを通じて制度の解説、利用促進を行っているが、中小企業はＥＰＡの活用効果や関税メリットを十分に知らない場合が多い。ベストプラクティスの発信も含め、経済連携協定・投資協定の活用をより一層推進することが求められる。

また、昨今の国際情勢の変化により、サプライチェーンの途絶のリスクが顕在化した。サプライチェーンの一端を担う中小企業においても、供給網・調達網の安定的確保に向けた見直し、自社の機微な製品・技術の流出リスクへ対応等、経済安全保障への対応が求められている。しかし、資金面・人材面のリソース不足により十分に対応ができているとは言い難い。

加えて、機微な製品や技術・データの流出リスクについて、海外からの日本企業買収、交流と見せかけた諜報活動、サイバー攻撃、共同研究など、様々な手段を通じ、中小企業が持つ機微な製品、技術情報が流出の危機にさらされている。わが国でも本年５月に経済安全保障推進法が成立し、経済安全保障の確保のための具体的な規則がこれから制定されていく。世界経済のデカップリングの兆しが見える中、日本経済が力強く生き残るためには、サプライチェーンや基幹インフラにおける「自律性」の確保、重要技術開発や秘密特許における「優位性」「不可欠性」の確保が欠かせない。

安全保障なくして貿易経済の発展はないが、日本はこれまで自由な活動を保障することで経済は成長し、国家の発展と国民生活の豊かさがもたらされてきた。自由貿易体制の維持は経済安全保障の目的を達成するためにも極めて重要であることから、企業の事業活動を委縮させる規制は最小限にとどめるとともに、企業の予見可能性が高い制度運用がなされるよう、十分な配慮が必要である。

あわせて、サプライチェーンの脆弱性の顕在化を受け、生産拠点が一部国・地域に集中し、国民の生活、健康維持に不可欠な重要な製品や部素材の安定的確保の重要性が改めて認識され、国内生産回帰に向けた国の支援施策が実施されている。これまで海外で生産したものを今後国内で生産することになり、中小企業にとっても大きなチャンスであることから、支援施策の継続と活用に向けた周知強化が求められる。

【課題（事業者の声）】

- **米国へアルミ製品を輸出しているが、２０１８年から通商拡大法２３２条の適用により、１０％の追加関税が課されることになった。適用除外のためには毎年申請しなければならないが、関税割当枠に入れるかどうか見通せない。また、申請手続きの負担が大きい。**
- **中小企業は、ＥＰＡの活用効果や関税メリットを知らない場合が多く、原産地証明書取得のための関係企業から材料情報提供の協力を得るにも苦労する。**
- **自社の製品や技術が輸出規制の対象であるのか、どのような流出リスクがあるか分からない。専門家のアドバイスが欲しい。**
- **経済安全保障の重要性は理解できるが、法律の施行により、過剰な負担がかかることが心配。**

【参考情報・データ】

我が国の経済連携協定（ＥＰＡ/ＦＴＡ）等の取組

（出典：外務省HP）

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合

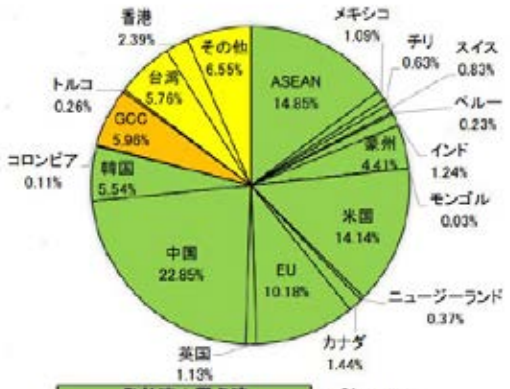

（出典：外務省HP）

経済安保の自社への影響

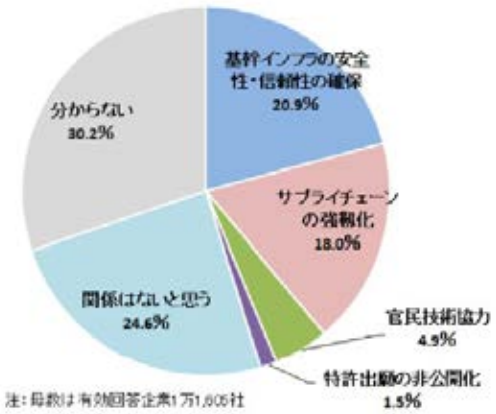

（出典：帝国データバンク「経済安全保障に対する企業の意識調査」）

【提言事項】

- **同盟・同志国間における保護主義的ルールの撤廃に向けた粘り強い交渉の継続**

- **経済連携協定・投資協定の具体的メリットも含め、中小企業への周知強化、活用促進**
- **経済安全保障推進法による調査、政府の勧告や命令等の各種規制の具体化においては、実際に部品の供給や保守管理を務める中小企業の声も丁寧に拾い上げ不安を払拭するとともに、事業活動に過度な負担や影響が出ないよう、十分に配慮**
- **サプライチェーン途絶リスク軽減に向け、国内生産回帰への重点的支援継続、周知強化**

３．国際サプライチェーンでの競争力強化に向けたカーボンニュートラル、人権対応の推進

（主な提言先：経済産業省、外務省）

【主旨】

世界的なカーボンニュートラル（脱炭素）への取組みが加速する中、日本政府は温室効果ガスの排出量を２０３０年度に２０１３年度比４６％削減、２０５０年までに全体としてゼロ（排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロ）とする政府目標を定めており、日本企業も対応が急務となっている。

企業は、自社からの排出のみならず、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄などサプライチェーン全体から出る温室効果ガス排出量の把握、優先的に削減すべき対象の特定や長期的な環境負荷削減戦略や事業戦略策定、ステークホルダーに対する社会的信頼性向上、取引先との関係強化などの動きを始めている。

米アップルは２０３０年までにサプライチェーン全体でのネットゼロを目指してサプライヤーに対し支援プログラムを実施しているほか、ソニーも取引先工場などの脱炭素の取組み検証に着手、トヨタなど自動車メーカーも部品メーカーに対して削減目標を提示するなどの動きがみられる。

脱炭素は国際ビジネスにおける必須条件として、対応した企業は取引が増え、そうでなければ取引を減らされるなど、新たな企業間の競争原理になりつつある。

また、人権に関しては、２０１１年国連人権理事会で国家のみならず企業も人権尊重の主体として責任を規定する「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されたことで、日本企業も自社やサプライチェーンにおける人権への配慮が求められている。今般、日本政府は具体的な取組を解説した「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン[20]」を公表し、日本企業に対する周知・啓発、情報提供などの取組を後押しする方策を検討し始めている。

中小企業においても人権尊重への取組次第では、人権侵害による製品不買運動、企業評価の下落、取引停止などの経営リスクを回避するだけでなく、企業ブランドイメージの向上、新規取引先開拓、優秀な人材の獲得等に繋がる可能性もある。

グローバルな経済環境下で日本企業が競争力を維持・強化していくためには、海外ビジネスに取り組んでいない中小企業も含めて、脱炭素・人権対応への取組が不可避な状況となってきている。特に中小企業にはノウハウや知識が不足していることから、ガイドラインを含めた関連支援施策の周知強化が求められる。

【課題（事業者の声）】

- **カーボンニュートラルへの理解が進んでいないのが現状と思われる。**
- **取引先や金融機関から温室効果ガス排出量を「削減」「把握」するよう求められている。**
- **サプライチェーンの排出量削減に向けてサプライヤー支援プログラムを実施する企業も出てきている。目標を達成できないサプライヤーは取引を失う可能性もある。**
- **人権を尊重する経営を実践する上で、具体的な取り組み方法が分からない。**
-

【参考情報・データ】

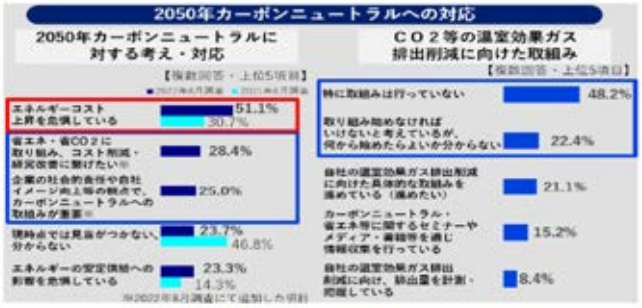

（出典：日本商工会議所 LOBO 調査(2022 年８月)）

[20] 責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（令和４年９月）

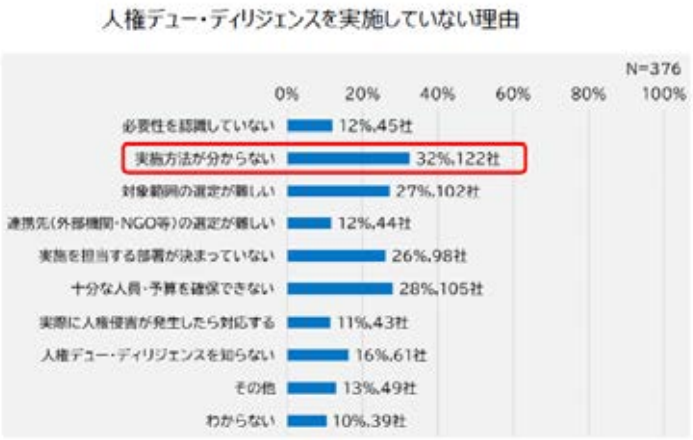

（出典：経済産業省、外務省「「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」集計結果」）

【提言事項】

- **中小企業に対する脱炭素支援施策・制度の周知強化、手続の簡素化**
- **カーボンニュートラルに関する情報提供、専門家による指導や簡便なツールの提供による排出量計測・把握の支援、省エネ・脱炭素型設備導入等への資金面での支援の拡充**
- **国際サプライチェーンでのカーボンニュートラルや人権対応に関する相談体制の拡充およびガイドラインを含め関連支援施策の周知強化**
- **金融機関のサステナブルファイナンス活用推進**

Ⅲ．地域一体で海外ビジネスに挑戦する後押しを

１．地域における輸出機能強化への支援

（主な提言先：経済産業省、農林水産省、国土交通省）

【主旨】

地方には国際競争力の高い商品・サービスを有しているにも関わらず、海外ビジネスに取り組めていない中小企業が多く存在する。海外ビジネスは、国内とは異なる商慣習・文化、煩雑な貿易実務など、多岐にわたる障壁を乗り越える必要があるが、経営資源の制約等から国内ビジネスのみに留まってしまっているのが現状である。

こうした課題の解決にあたっては、海外ビジネスに取り組む企業の育成・支援とともに、地域産品を海外へアピールし、現地バイヤーやインポーターへの仲介役を果たす地域商社といった輸出支援事業者の育成・支援も重要となる。

これまで地域産品の輸出は、煩雑な手続きが必要な割に単価が安く、小ロットで数量が纏まらず採算が合わないことから、大手商社等は参入してこなかったが、規制緩和により地方銀行等の地域金融機関による完全子会社形態での地域商社設立が認められるようになって以来、動きが活発化している。しかし、輸出ノウハウの不足やビジネスの採算性・安定性に課題を抱えていることなどから、地域における輸出促進にまでは至っていない。そのため、海外ビジネスに取り組む地域商社の事例を共有するとともに、さらなる活用促進に向け、地域商社の輸出力強化や地域商社同士の連携促進等による小口貨物の集約混載などの支援策が求められる。

また、地域産品の輸出に際しては、地方における輸出拠点の不足等により京浜・阪神の港湾・空港を経由しなければならないケースが多く、コストやリードタイムの増加が生じてしまっている。とりわけ、農林水産品においては鮮度保持・品質管理のためのコールドチェーン確保のほか、検疫など必要手続きを行うための環境整備も求められるなど課題が多い。そのため、各地域における物流拠点の整備の必要性・実現性を検討したうえで、輸出拠点となりうる港湾・空港ならびに港湾・空港周辺の物流施設（冷蔵・冷凍倉庫等）の整備が期待される。

以上のように、地域における輸出機能をソフト・ハードの両面から強化することが重要と考えられる。

【課題（事業者の声）】

- **規制緩和により、地方銀行による地域商社の設立が活発化しているが、地域商社では、輸出に向けた貿易実務、マーケティング、物流、現地市場とのコミュニケーションなどのノウハウが不足。**
- **地域商社は地域中小企業の課題解決に資するものの、ビジネスとしての採算性、事業の安定的な運営が難し**

いところもある。

- **混載便が少ないため、少量の注文でもコンテナ単位での輸送や航空便での輸送を使用せざるを得ず、コスト高で売上に影響。**
- **周辺の冷蔵・冷凍倉庫が不足していることに加え、輸送航路や活用できる船等の選択肢が少ない。**

【参考情報・データ】

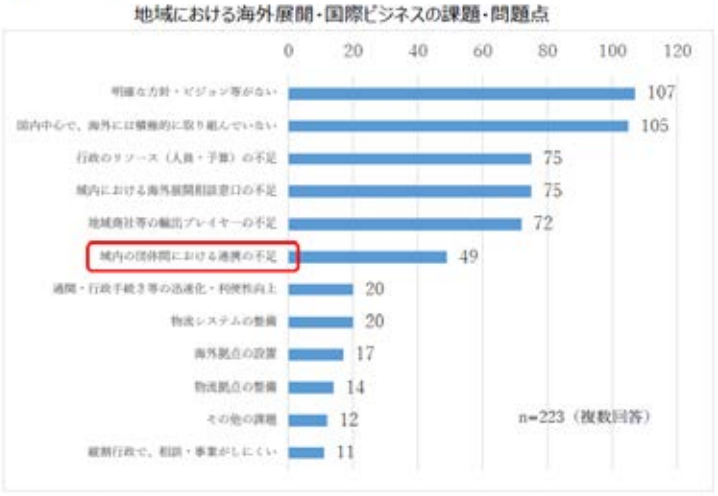

（出典：日本商工会議所「2022 年度 商工会議所における国際ビジネス支援活動に関する調査」）

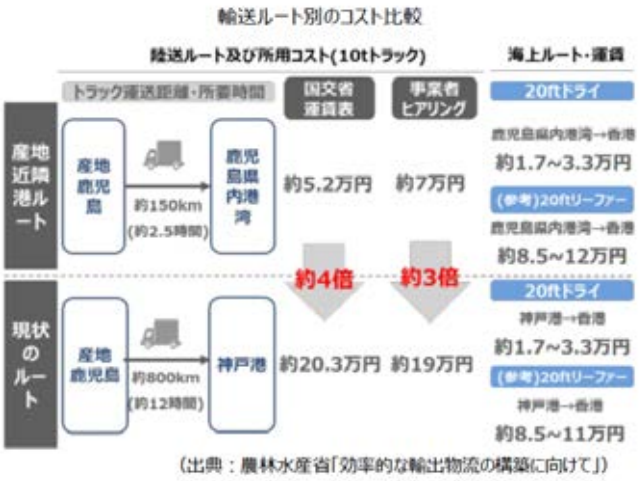

（出典：農林水産省「効率的な輸出物流の構築に向けて」）

【提言事項】

- **海外ビジネスに取り組む地域商社の事例の共有、活用可能性と課題・支援策などの検討**
- **地域商社同士の連携促進等による小口貨物の集約混載など国際物流サービスの拡充に向けた支援**
- **輸出拠点となりうる港湾・空港ならびに港湾・空港周辺の物流施設（冷蔵・冷凍倉庫等）の整備**

2．地域の事業者同士の連携による海外ビジネスへのチャレンジに対する支援

（主な提言先：経済産業省、農林水産省）

【主旨】

わが国には、自然・歴史・文化・食・地場産業などその地域ならではの魅力ある地域資源が存在し、国内のみならず、海外からも高い評価を受けている。こうした魅力ある地域資源を活用し、積極的に海外需要を取り込むことで、地域企業ひいては地域経済の活性化に繋げていくことが求められている。

海外市場への挑戦に際しては、地域資源を発掘し、人々を惹きつけるものへと磨き上げるとともに、現地で通じる製品・サービスの創出や新たな使い方を提示するなどの高付加価値化を図り、地域一体となった発信を通じ、地域ブランドを確立することが有効となる。そのためには、商工会議所や地方銀行などの地域に根差した組織が

コーディネーター機能を担って、域内の多様な主体を巻き込み、ブランド戦略の検討やプロモーションなどに取り組むことが重要となる。

地域ブランドの活用は、海外顧客への訴求力・提案力の向上にも寄与している。例えば、海外展示会へ出展する際には、企業単独よりも共通のブランドイメージを有する複数の企業群で出展するほうがバイヤーからの認知・関心は高まりやすくなる。現在、地域ブランドの保護および競争力強化を目的に、地域団体商標や地理的表示（ＧＩ）などの仕組みが存在する。こうした仕組みを海外ビジネスにおいても活用していくため、地域ブランドの戦略策定・プロモーション・販路開拓等に対する支援拡充、ＧＩ相互認証相手国・対象品目の拡大が有効と考えられる。

また、地域ブランドの海外での確立を通じて、インバウンド拡大への波及効果も期待される。地域ブランドを構成する特定産業のみならず、観光・宿泊・飲食業など地域産業全体に好影響をもたらす可能性があることから、地域産品の越境ＥＣへの共同出品ならびにプロモーションなど、アウトバウンドとインバウンドの好循環を創出するための継続的な取り組みへの支援が期待される。

【課題（事業者の声）】

- **事業者単独では情報収集や連携先の発掘において限定的で、実務的にも心理的にも海外展開進出へのハードルは高い。一程度の組織規模で取り組むことが効果的。**
- **海外で販路開拓しようとしても相手にされず、詐欺まがいの被害を受けた企業もあり、現地情勢に詳しい連携先が不可欠。商工会議所や市、地方銀行など信頼性のある組織のネットワークを活用できると助かる。**
- **海外においても地理的表示（ＧＩ）を活用できるよう、より多くの国との　ＧＩ相互協定があるといい。**

【参考情報】

帯広市の製菓メーカーがマレーシアの製菓メーカーと共同開発したハラル大福

北海道・十勝地方では、行政や商工団体、農林漁業団体、大学・試験研究機関、金融機関など 40 もの関係機関が連携し、「食」と「農林漁業」を柱とした地域産業政策「フードバレーとかち」を推進している。

【提言事項】

- **地域一体となった海外ビジネスへの取組み推進、事例の共有**
- **各種助成のインセンティブ付与等を通じ、地域の事業者同士の連携による海外ビジネスを推進するコーディネーター機能を担う組織の掘り起こし**
- **継続的な海外ビジネスの実施に向けた地域団体商標を活用した地域ブランド戦略策定・プロモーション・販路開拓等に対する支援拡充、GI 相互認証相手国・対象品目の拡大**
- **インバウンドとの連携も見据えた、地域産品の越境 EC への共同出品ならびにプロモーション等に対する支援の拡充（支援の複数年度化、予算の拡充等）**
- **地域産品の海外販路開拓、プロモーションに取り組む商工会議所など地域経済団体に対する助成・支援の拡充（海外での商談会、展示会への共同出展など BtoB 販路開拓事業、テスト販売や物産展など BtoC プロモーション強化事業に対する助成金、ノウハウ支援等）**

参考資料：商工会議所の取組み

（事例１）帯広商工会議所：地域食産業の技術を活かした海外ビジネス支援

- 北海道・十勝地方では、行政や商工団体、農林漁業団体、大学・試験研究機関、金融機関など 40 もの関係機関が連携し、「食」と「農林漁業」を柱とした地域産業政策「フードバレーとかち」を推進。
- 帯広商工会議所は海外ビジネスを通じた地域産業活性化に着目。十勝の強みである「菓子・乳製品・食肉産

業」に関する技術やノウハウを中小企業の海外ビジネス支援に活かすことを考案。また、マレーシアとの連携により、ハラル対応による新たな市場開拓を通じた中小企業の振興を進めている。

- 事業に参加した製菓メーカーは、現地製菓メーカーとマレーシア市場向けのハラル大福の共同開発を開始し、委託製造契約を締結したほか、現地法人を設立。また、現地の日系大手スーパーでハラル大福を販売して販路を開拓し、さらに日本国内で製造するお菓子でハラル認証を取得し、同国に輸出を開始した。

（事例２）沼津・三島・熱海・伊東・下田商工会議所：地域一体となった中国 EC サイトでの特産品販売

- 沼津・三島・熱海・伊東・下田商工会議所等で構成される「伊豆地域富士山静岡空港利用促進連絡会」は、中国 EC サイト内に伊豆地域の特産品を販売する特設ページ「伊豆館」を開設した。
- 本特設ページには、地域素材を生かした食品など 13 商品を掲載しており、商品のオススメの食べ方や地元で採れたこだわりの材料、パッケージに描かれた地域の自慢の風景などを紹介している。また、参加事業所は商品を指定の国内倉庫に発送するだけで中国への販売が可能な仕組みとなっている。
- これまでに発送した商品は全て完売するなど反響は大きく、インバウンド復活後には対面販売との連携も期待される。

中国最大級のメッセンジャーアプリＷｅＣｈａｔに
伊豆地域の特産品を販売する特設ページを開設

（事例３）松山商工会議所：越境 EC サービスを活用した海外ビジネス支援

- 愛媛県は、「チーム愛媛」体制で農林水産物をはじめとした県産品の販路拡大、売れる商品づくりのサポートなどを継続的に実施。
- 松山商工会議所においても、海外視察団派遣、専門家派遣による北米販売支援、台湾の展示商談会への出展支援、海外ビジネス支援セミナーの開催等を実施。
- 中小企業の海外ビジネスの課題として、①魅力的な製品はあるが、輸出等の業務に携わるマンパワーがない、②展示会などでは販売が好調なものの、継続的な取引につながらない、③特に規制や物流の面でハードルが高い、といったことがわかってきた。

- そこで、民間物流会社が提供する越境 EC サービスと連携し、海外取引未経験でも簡単に越境 EC が可能な体制を整備。また、SNS を活用した現地プロモーションの実施、オンライン展示会への出展など、新たなツールを活用した支援を開始した。

民間物流会社と連携し、米国、台湾向け越境 EC サービスを開始

（事例４）福岡商工会議所：ワンストップ相談窓口による海外ビジネス支援

- 福岡商工会議所、福岡貿易会、福岡アジアビジネスセンター、JETRO 福岡、中小機構九州本部が連携。それぞれの強み・ノウハウを持ち寄り、「ワンストップ」での支援を実施。
- 専用 HP から入力された事業者からの問合せは、各支援機関に同報される。各支援機関はそれぞれが提供できる支援内容を商工会議所に送り、商工会議所が事業者に対してまとめて回答するスキーム。
- 事業者は個別に問い合わせることなく、商工会議所への１つの問合せで５つの支援機関に同時に相談でき、かつそれぞれが得意な支援施策を一度に受けることが可能となっている。

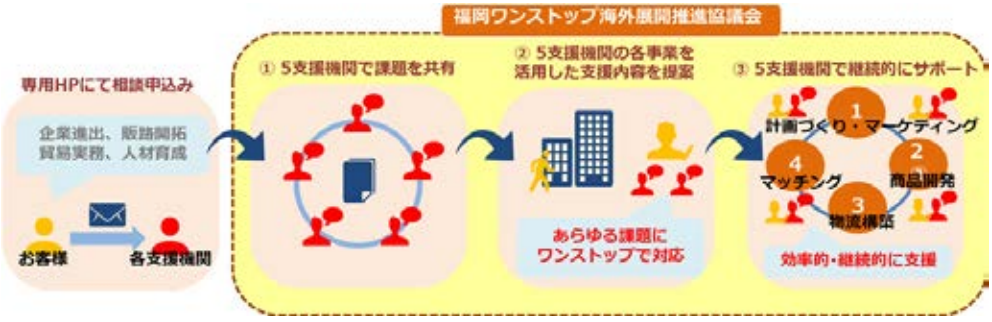

（事例５①）日本商工会議所：海外展開イニシアティブの推進

- 会員企業の海外展開・国際ビジネス支援に精力的に取り組む各地商工会議所との連携・協働を図るネットワークを構築し、会員向け支援・サービスの強化に寄与。

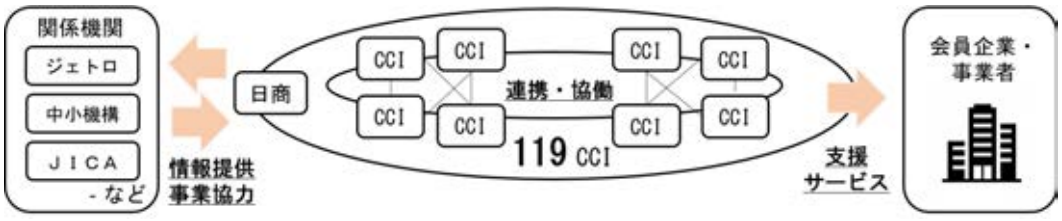

- JICA と連携覚書締結（2021 年 4 月）
  相互の幅広い国内外ネットワークを活用し、日商・JICA が事業協力や情報共有などに取り組むことで、全国の中小企業の海外展開促進と開発途上国の課題解決などを通じたビジネスチャンスの創出を図り、各地商工会議所と会員企業の国際化を一層強化。

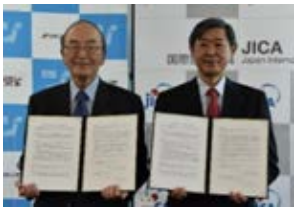

覚書を取り交わした三村会頭と JICA･北岡理事長（当時）

- 海外展開支援担当者向け研修会の開催
  JETRO、中小機構、JICA よりそれぞれの海外展開支援施策を説明いただくとともに、各支援施策を活用して海外展開を実現した中小企業から事例を発表いただく研修会を開催。

越境 EC 支援事業を紹介する JETRO

- 海外展開支援特設ページの開設
  中小企業の世界への新たな一歩を後押しするため、さまざまな国際ビジネス情報を集約・発信。

海外展開支援施策一覧（フェーズ別早見表）

- 越境 EC サポートブックの作成
  越境 EC の全体像を把握してもらうとともに、実際に出店するイメージを持っていただけるよう、体系的に解説したサポートブック「越境 EC/海外販売の基礎知識」を作成。

越境 EC/海外販売の基礎知識（表紙イメージ）

（事例５②）日本商工会議所：小規模事業者向け越境 EC テストマーケティング事業

- 日本商工会議所は、越境 EC を手がける商社・損害保険会社と連携し、地域の小規模事業者による海外 EC モール（米国 amazon）でのテストマーケティングを支援。国内物流倉庫への商品納入で完結し、海外 PL 保険が付帯する簡単・安心な越境 EC を実現。
- デジタルと物流網の発達・整備により、国内小規模事業者も世界の EC 市場（100 兆円規模）へのアクセスが容易に。

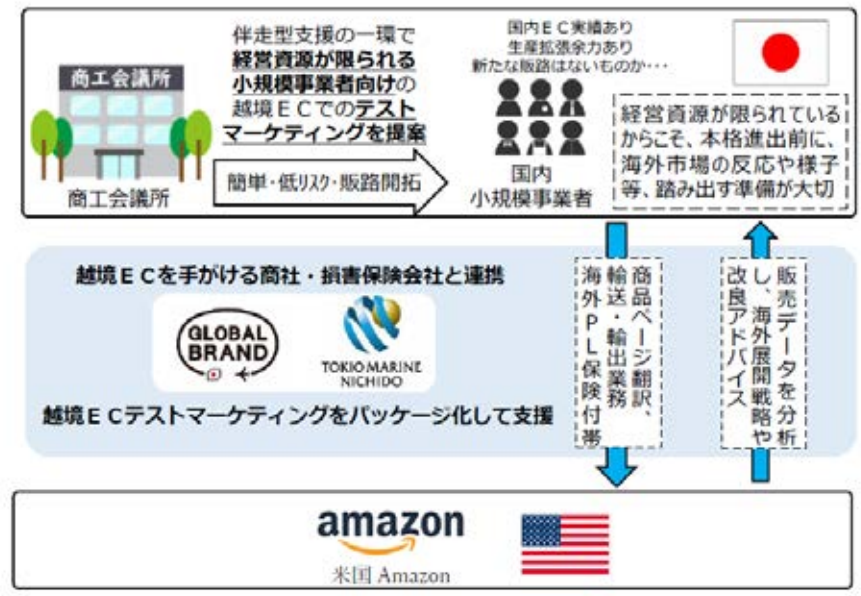

➢ 事例：(株) 姫野一郎商店（竹田商工会議所・大分県）

➢ 事例：おばあちゃん（株）（小山商工会議所・栃木県）

※本事業は、中小企業庁「小規模事業対策推進事業費補助金（地域力活用新事業創出支援事業）」を活用し、2021 年度に全国 9 商工会議所・30 事業者が参画して実施。2022 年度も本事業を実施中。

Ⅳ.まとめ：中小企業の海外ビジネス促進に向けて

日本は、人口 1 億 2,600 万人（世界 11 位）、GDP は 4.9 兆ドル（世界 3 位）だが、一人当たり GDP は 3.9 万ドル（世界 28 位）に留まっており、生産性向上の必要性が強く叫ばれている。中小企業白書では、海外展開の実施状況と労働生産性との間には正の相関関係が見られることが指摘されている。例えば、輸出や現地進出に要する固定費用を上回る利潤を確保できる生産性の高い企業が、海外展開を選択しているという考え方、また、海外市場でのニーズに対応して、技術・品質水準の向上を図る企業努力や、海外での新たな知識の獲得や提携先ネットワークの構築を通じた「輸出の学習効果」の存在が指摘されている[21]。

日本は輸出大国のイメージが強いが、改めて対 GDP での輸出比率を見ると下記表のように 15%となっている。海外進出が進んだ結果という指摘もある一方、日本と同様で先進工業国であるドイツは輸出比率が 38%、産業構造が日本と似通っている韓国は 35%と日本よりも高く、日本の輸出拡大余地はまだ十分にあるといえる。

[21] 中小企業白書 2020 年版 II-7 8 頁コラム 2-1-2 海外展開の実施と労働生産性の関係

日本を含むG7各国、中国、韓国の人口、GDP、輸出比率等一覧

	人口 2019-2020 Mid-year estimate[22]	名目 GDP(2021) millions US$[23]	GDP/人 US$	輸出額(2021) millions US$[24]	輸出額/人 US ドル	輸出比率 (対 GDP)
世界	7,794,799,000	96,292,574	12,353	21,753,363	2,791	22.59%
米国	328,239,523	22,997,500	70,063	1,753,947	5,343	7.63%
カナダ	38,037,204	1,990,762	52,337	503,629	13,240	25.30%
ドイツ	83,166,711	4,225,924	50,813	1,631,608	19,619	38.61%
フランス	65,186,843	2,935,488	45,032	584,687	8,969	19.92%
イタリア	59,438,851	2,101,276	35,352	610,197	10,266	29.04%
英国	67,081,234	3,187,626	47,519	468,864	6,989	14.71%
日本	126,261,000	4,937,422	39,105	758,578	6,008	15.36%
中国	1,412,120,000	17,458,036	12,363	3,368,005	2,385	19.29%
韓国	51,836,239	1,798,544	34,697	644,400	12,431	35.83%

（各種統計データから日商事務局作成）

岸田政権の「成長と分配の好循環」を実現するには、生産性向上を通じた更なる成長が必要であり、生産性向上の方策の一つとして、輸出・海外進出拡大がこれからの日本経済の成長にとって重要になってくるといえる。

日本の企業数の９９．７％、雇用の７割を占める中小企業による海外ビジネスへの取り組みを促進することは、地域経済の活性化と日本経済全体の生産性向上に資することにつながるといえることから、政府に置かれては必要な予算を適切な関係機関に配分し、本提言の実現に向けた取り組みを力強く進めていただきたい。

【提言まとめ】

■ **厳しい経済環境の中で中小企業が生き残り、成長を続けていくためには、経営者自身が時代の変化に合わせ「世界で稼ぐ」という強い決意と覚悟、リスクテイクの姿勢を持つことが求められる。政府や関係支援機関においては、下記に重点的に取り組み、海外へのチャレンジに伴う課題や不安を低減し、経営者の背中を後押しすることが重要。**

➢ **海外ビジネスへの取組み支援**

✓ **現地市場のより具体的な情報の提供、情報の入手し易さの向上**

- **予見可能性の向上に向け、現地市場動向や現地トラブル・対応事例の提供、海外ビ ジネスの取り組み段階に応じた形で整理したウェブサイト等、各機関の支援施策をワンストップで得られる仕組みの整備**
- **現地市場ニーズ・規制に即した開発・改良、設備投資、マーケティング等、海外市場で通用する商品・サービス創出、販路拡大に向けた専門家からの提案型支援拡充**

✓ **取引先紹介並びに信用照会**

- **海外企業の実在確認や信用情報、取引実績等を中小企業が確認しやすい環境整備や内外金融機関、民間信用調査機関利用時の費用助成**
- **現地日本人商工会議所等の日系コミュニティの紹介、参画呼びかけ**

✓ **越境ＥＣの更なる活用推進による海外販路の拡大**

- **海外ＥＣバイヤーの拡充、より多くの海外ＥＣモールでの日本商品特集ページの開設など、ＪＥＴＲＯや中小機構の各種支援施策の一層の充実、越境ＥＣテストマーケティング事業拡大**

✓ **人材の確保、育成への支援拡充**

- **海外ビジネスを体系的に修得できる教育プログラムの提供・拡充、ＡＢＩＣなどの海外ビジネスの知識を有する国内人材と企業を効果的にマッチングする機関の更なる活用推進**

➢ **海外ビジネス強化に向けた支援**

✓ **経済安全保障並びにサプライチェーンへの対応**

- **原材料等の調達網見直しに必要な代替調達先国や事業者の探索、品質等に関する相談体制の整備・拡充**
- **調達網見直しにかかる各種リサーチ費用への助成並びに調達網混乱に備え、原材料等の備蓄強化のための在庫積み増しに対する無利息融資制度等、金融支援の強化**

- **サプライチェーン途絶リスク軽減に向け、国内生産回帰への重点的支援継続、周知強化**

✓ **経済連携・投資協定に関する支援**

- **経済連携協定・投資協定の具体的メリットも含め、中小企業への周知強化、活用促進**

➢ **カーボンニュートラルに向けた取組みの支援**

- **中小企業に対する脱炭素支援施策・制度の周知強化、手続の簡素化**
- **カーボンニュートラルに関する情報提供、専門家による指導や簡便なツールの提供による排出量計測・把握の支援、省エネ・脱炭素型設備導入等への資金面での支援の拡充、金融機関のサステナブルファイナンス活用推進**

➢ **地域一体となった海外ビジネスへの取り組み推進**

✓ **地域の事業者同士の連携推進**

- **地銀、地域商社等地域一体となった海外ビジネスへの取組み事例の共有・推進、地域の事業者同士を連携し海外ビジネスを推進するコーディネーター機能を担う組織の掘り起こし、地域産品の越境ＥＣへの共同出品、プロモーション等に対する支援の拡充**

✓ **商工会議所による地域一体での海外ビジネス支援体制強化に向けて**

- **ＪＥＴＲＯ、中小機構、ＪＩＣＡ、地方銀行など支援機関の各地拠点と商工会議所との連携促進、身近な支援機関である商工会議所のスキル向上に向けた研修会開催、海外展示商談会やマーケティング実施等での商工会議所への支援強化**

■ **急激な円安の進行により、輸入コスト増のデメリットは必然的に被ってしまうが、輸出等の海外ビジネスによるメリットを享受するためには、事業者の能動的な取り組みが必要。単独では実務的、心理的にハードルの高い海外ビジネスに中小企業がチャレンジしていけるよう、商工会議所としても支援していくことが重要。そのため、日本商工会議所は下記事項を通じて、各地商工会議所の取組みを促していく。**
具体的には、

- **海外展開イニシアティブの更なる推進を通して、ワンストップでの相談対応が可能となるよう、ＪＥＴＲＯ、中小機構、ＪＩＣＡ、地方銀行など支援機関の各地拠点と商工会議所との更なる連携を促進する**
- **地域産品の共同出品や越境ＥＣテストマーケティング事業等を通じた越境ＥＣの更なる推進**
- **地域一体での海外ビジネス促進に取り組む商工会議所への支援強化（専門家派遣、ブランド戦略検討やプロモーション、展示商談会や海外視察会、マーケティング実施等）**
- **海外ビジネスに関する相談の一次対応が円滑にできるよう、担当する商工会議所職員に対し関連知識やノウハウを段階的に修得できる研修会の提供**

日本商工会議所は２０２１年４月に「海外展開イニシアティブ」をスタートさせ、会員企業の海外ビジネスを支援すべく、各地の商工会議所によるネットワーク構築を進めている。これまでに全国１１９の商工会議所が参加を表明し、海外ビジネス支援担当者を置いた。

商工会議所は、いわば海外展開支援の「かかりつけ医」として、企業からの相談を親身になって受け止め、課題を整理し、必要に応じて関係機関と協力しながら対応していくことが求められる。そのためには、商工会議所自らが海外ビジネスに関する知識・ノウハウを蓄積するとともに、専門的知見を持つ機関との連携を円滑化する仕組み作りを進めていく必要がある。

折しも、政府は今年８月、中小・中堅企業の海外進出に向けた支援を強化するため、「海外ビジネス投資支援室」を内閣官房に新設した。商工会議所としても、政府、ＪＥＴＲＯ、中小機構、ＪＩＣＡ、地方銀行などの関係機関と緊密に連携し、中小企業の海外ビジネスへの挑戦を力強く後押ししていく。

以　上
２０２２年度第１７号
２０２２年１０月１３日
第２３６回議員総会決第７５１回常議員会決議

＜提出先＞　内閣府　外務省、経済産業省、中小企業庁等

＜実現状況＞
内閣官房の海外ビジネス投資支援室が公表したパッケージ支援に､海外展開に関する施策の分かり易い発信が明記。また、新規輸出一万者プログラムの開始による、政府の中小企業への海外展開の支援が実現。

② パブリックコメント

日　程	タイトル	担当部署
６月２４日	「東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ)」に対する意見	産業政策第二部
６月２４日	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について（中間のまとめ)」に対する意見	産業政策第二部
８月１６日	「一般海域における占有公募制度の運用指針（改訂案)」に係る意見募集（パブコメ）に対する意見	産業政策第二部
１０月２１日	東京２３区の大学における定員抑制への意見	企画調査部
１月１８日	「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）」に対する意見	企画調査部

○「東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ)」に対する意見

【意見要旨】

① **２０５０年ゼロエミッション、２０３０年カーボンハーフ実現に向け必要なコストを踏まえた上での目標設定**

【追記依頼】

本計画全体を通して、カーボンニュートラルな都市を実現していくためのコストについての検討が不十分である。**省エネ・再エネのさらなる拡大、脱炭素技術の開発・実装のために、どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという観点を忘れずに**目標設定を行うべきである。

② **原発再稼働などを通じた電力の低炭素化と安定供給の確保に向けた働きかけ**　【追記依頼】

東京は電力の大消費地であることを認識し、**原子力発電などを通じた電力の低炭素化と安定供給の重要性について都民の意識醸成**を図ることが必要である。また、国や東京電力に対し、あらゆる機会を通じて、**原発再稼働等による安定供給の確保を強く要請すべきである。**

③ **電力ひっ迫に備えた分散型エネルギーシステムの活用**　【追記依頼】

２０２２年３月の東京エリアでの電力需給ひっ迫時に、需要側の省エネや自家発電による系統負荷低減などによって大規模停電を回避することができた。**今後の電力ひっ迫に備え**、需要側の取組として有効である**コージェネレーションシステムをはじめとした分散型エネルギーシステムの活用**が求められる。

④ **「事業者の省エネ取組支援」に関する政策の継続・拡大**　【追記依頼】

安定的なエネルギー供給を確立しながら「ゼロエミッション東京」を目指すにあたっては、省エネの深掘りと再エネ活用をはじめとした脱炭素化が求められる。特に、東京都が示すＨＴＴ「Ⓗ減らす　Ⓣ創る Ⓣ蓄める」の最初に示されている「減らす」について、**「事業者の省エネ取組支援」に関する政策の継続・拡大を図る必要がある**。

⑤ **初期需要の創出による実装・普及・コスト削減の推進**　【追記依頼】

カーボンニュートラルへの挑戦をわが国経済の新たな成長のエンジンとし、「経済と環境の好循環」を実現すべきである。企業における新たなカーボンニュートラル関連技術の開発と合わせて、**初期需要の創出により実装・普及・コスト削減を推進していく必要がある。**

⑥ **ゼロエミッション住宅の受注促進のための知識・技術の習得等の支援**　【検討依頼】

「東京ゼロエミ住宅」助成事業への申請の約８割は大手住宅供給事業者が占めており、地域工務店等の掘り起こしが課題である。**中小工務店によるゼロエミッション住宅建築の受注を促進すべく、脱炭素化設備に関する情報提供や資材調達・技術習得支援について検討いただきたい。**

⑦　　新築ビルに求められるレジリエンス向上　　【追記依頼】

大都市・東京におけるレジリエンスの確保のため、今後の新築ビル等について、脱炭素だけでなく、エネルギーの面的融通やコージェネレーションシステムなど、災害に強い機能が求められる。

【該当箇所と具体的意見】

中間のまとめ該当箇所	東商の意見内容
【新たな東京都環境基本計画の考え方～目標設定のあり方】 （１６ページ３０行目－３６行目） ➢　本計画においては、以下の観点により、目標を設定する。 ●　２０５０年のあるべき姿の実現に向け、２０３０年までの行動が極めて重要との認識下、目標設定を行う ●　バックキャストの視点で将来を展望する ●　持続可能な回復を成し遂げる「サステナブル・リカバリー」の視点で取り組む ●　社会を牽引するため、「隗より始めよ」の精神で、都自らの取組を加速する ●　多様な主体と協働して政策を推進する	２０５０年ゼロエミッション、２０３０年カーボンハーフの実現に向けた目標設定において、どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという視点が不可欠である。**下線部分**を挿入願いたい。 ➢　本計画においては、以下の観点により、目標を設定する。 ●　２０５０年のあるべき姿の実現に向け、２０３０年までの行動が極めて重要との認識下、目標設定を行う ●　バックキャストの視点で将来を展望する ●　持続可能な回復を成し遂げる「サステナブル・リカバリー」の視点で取り組む ●　**どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという点を検討する** ●　社会を牽引するため、「隗より始めよ」の精神で、都自らの取組を加速する ●　多様な主体と協働して政策を推進する
【直面するエネルギー危機への対応】 （２０ページ　９－２１行目） ➢　２０２２　年３月の電力需給ひっ迫は、都民、事業者等の節電協力等により乗り越えることができたものの、依然として今後の電力需給の見通しは厳しい。また、エネルギー危機は長期化することが見込まれる。都が先頭に立って取組を進め、「Ⓗ減らす・Ⓣ創る・Ⓣ蓄める」（ＨＴＴ）の観点から都民・事業者等の行動変容を促進していくべきである。 ①　様々な主体と連携した電力の安定供給に向けた取組 直面する電力需給ひっ迫に対して、都民、業者等に節電等の協力を求めるためには、その背景となる情報の迅速かつ的確な公開が必須である。このため、国や東京電力に対し、あらゆる機会を通じて電力の安定供給や需給状況の早期の開示等を求めるとともに、関係者間の強固な連絡体制を迅速に構築するべきである。	東京は電力の大消費地であることを認識し、原子力発電などを通じた安定供給の重要性について都民の意識醸成を図ることが必要である。また、原発早期再稼働等による電力の安定供給について、政府および東京電力に強く要請すべきである。**下線部分**を挿入願いたい。 ➢　２０２２　年３月の電力需給ひっ迫は、都民、事業者等の節電協力等により乗り越えることができたものの、依然として今後の電力需給の見通しは厳しい。また、エネルギー危機は長期化することが見込まれる。**東京は電力の大消費地であることを認識し、原子力発電などを通じた電力の低炭素化と安定供給の重要性について都民の意識醸成を図ることが必要である。また、**都が先頭に立って取組を進め、「Ⓗ減らす・Ⓣ創る・Ⓣ蓄める」（ＨＴＴ）の観点から都民・事業者等の行動変容を促進していくべきである。 ①　様々な主体と連携した電力の安定供給に向けた取組 直面する電力需給ひっ迫に対して、都民、事業者等に節電等の協力を求めるためには、その背景となる情報の迅速かつ的確な公開が必須である。このため、国や東京電力に対し、あらゆる機会を通じて**原発再稼働等による**電力の安定供給**の確保**や需給状況の早期の開示等を求めるとともに、関係者間の強固な連絡体制を迅速に構築するべきである。
【直面するエネルギー危機への対応】 （２０ページ　３２－３５行目） ➢　更に、小売電気事業者が、価格インセンテ	２０２２年３月の東京エリアにおける電力需給ひっ迫時において、都民・事業者など需要側の節電の取組によって、大規模停電を回避することができた。その際に、コージェネレーションシステムなど自家発電が系

ィブ等を設け、電力需給ひっ迫時に顧客に対し消費電力の削減を求めるデマンドレスポンスや、電力供給事業者等が水力、蓄電池、水素利用など電力需給調整機能の一層の拡充を促進し、再エネの系統接続の最大化を図る等の後押しを進めていくべきである。	統負荷低減に貢献したことを踏まえ、下線部分を挿入願いたい。 ➢ 更に、**需要側の取組としてのコージェネレーションシステムなど自家発電の活用や、**小売電気事業者が、価格インセンティブ等を設け、電力需給ひっ迫時に顧客に対し消費電力の削減を求めるデマンドレスポンスや、電力供給事業者等が水力、蓄電池、水素利用など電力需給調整機能の一層の拡充を促進し、再エネの系統接続の最大化を図る等の後押しを進めていくべきである。
【戦略１　エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現】 （２９－９５ページ） １　再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 ２　ゼロエミッションビルディングの拡大 ３　ゼロエミッションモビリティの推進 ４　水素エネルギーの普及拡大 ５　持続可能な資源利用の実現 ６　フロン排出ゼロに向けた取組 ７　気候変動適応策の推進 ８　都自らの率先行動を大胆に加速	安定的なエネルギー供給を確立し、ゼロエミッションを目指すために、省エネの更なる深掘りを加速すべきである。エネルギーのＨＴＴ「Ⓗ減らす　Ⓣ創る　Ⓣ蓄める」という東京都の考え方が新たに示されたにも関わらず、**戦略１の「８項目」の中に、「減らす」すなわち「事業者による省エネの取組」が設けられていない。**現在、コロナ禍からの回復期にあるにも関わらず、燃料価格が高騰しており、企業は「省エネによるコストダウン」の必要性を認識している。東京都がこれまでに行ってきた支援策（設備の高効率化、建物の断熱性能向上、エネルギーマネジメント、レジリエンス強化にも資するコージェネレーションや燃料電池の導入など）の継続ならびに拡大を行うなど、**事業者の省エネの取組支援について、【戦略１　エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現】の中に１項目として設けていただきたい。**
【技術革新の促進と対応】 （３５ページ　２１－２２行目） ➢ 実装段階に入った有望な先進的技術は、その普及を積極的に後押しし、脱炭素技術の選択肢を増やしていくべきである。	企業における新たなカーボンニュートラル関連技術の開発と合わせて、初期需要の創出により実装・普及・コスト削減を推進していく必要がある。下線部分を挿入願いたい。 ➢ 実装段階に入った有望な先進的技術は、**東京都が補助金等を活用し初期需要を創出することで、**その**実装・**普及**・コスト削減**を積極的に後押しし、脱炭素技術の選択肢を増やしていくべきである。
【ゼロエミッションビルディングの拡大__家庭部門の動向】 （３８ページ３３行目－３９ページ３行目） ➢ 東京の地域特性を踏まえ国が定める基準より断熱・省エネ性能を高めた都独自の「東京ゼロエミ住宅」基準を策定し、その基準を満たす新築住宅に対しての助成を２０１９年度から実施している。助成事業には、募集枠を超える申請があるなど、新築住宅の脱炭素化に高い関心がみられる一方で、申請の約８割は大手住宅供給事業者が占めており、地域工務店等の掘り起こしが課題となっている。	ゼロエミッション住宅の建築において、地域工務店等の掘り起こしが課題となっていることから、**中小工務店によるゼロエミッション住宅建築の受注を促進すべく、脱炭素化設備に関する情報提供や資材調達・技術習得支援について検討いただきたい。**
【ゼロエミッションビルの拡大】 （４０ページ　１７－１９行目） ➢ 今後の新築ビル等では、現時点で入手可能な技術を最大限活用し、建物稼働時に　CO_2排出量ゼロを実現できる性能を備えた	今後の新築ビル等建物について、脱炭素だけでなく、レジリエンス向上が求められることから、下線部分を挿入願いたい。 ➢ 今後の新築ビル等では、現時点で入手可能な技術を最大限活用し、建物稼働時に　CO_2

建物を標準化していくことが極めて重要である。	排出量ゼロとレジリエンス向上を実現できる性能を備えた建物を標準化していくことが極めて重要である。

以上

２０２２年6月２４日提出

＜提出先＞東京都　総務部　環境政策課
＜実現状況＞
○環境政策の実施等にあたっては「どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという視点が不可欠」と意見していたところ、「最新の技術動向やコスト等も踏まえた上で　ＰＤＣＡサイクルを徹底し、施策を着実に進めていく」ことが追記され、当所の意見が反映された。

○「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について（中間のまとめ）」に対する意見

【意見要旨】

①　　カーボンハーフ実現のために必要なコストの検討・開示　　【追記依頼】

カーボンハーフ実現のためには、省エネや再エネのさらなる拡大、脱炭素技術の開発・実装が必要であるが、そのために**どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという視点が不可欠である。そうしたコスト検証を十分に行い、都民や事業者に明確に開示すべきである。**

②　　省エネ性能基準（最低基準）強化に係る実効性の確保　　【追記依頼】

国が目指す省エネ性能を早期実現し、建物の更なる性能向上を図る目的で、省エネ・断熱の性能基準（最低基準）を国基準以上に引き上げることが検討されているが、事業者の混乱や非効率化を招くことのないよう、具体的な基準を専門家等によって検討する際には、**今後の国の基準強化の程度や時期との整合をとり、準備期間を設けるなど基準の実効性を高めていただきたい。**

③　　太陽光発電設備やＺＥＶ充電設備の設置義務化に係る支援ならびに透明性の確保　　【追記依頼】

新築建物について、太陽光発電設備、ＺＥＶ充電設備等の設置義務化が検討されているが、その設置や運用、更新に係る**費用負担等の問題**が生じることから、**都民や事業者など設置者の不安を払しょくするよう、設置・更新支援等の対策を講じ、理解をしっかりと得る**必要がある。また、事業者に課せられる**太陽光発電等の設置義務量を含めた詳細な制度設計にあたっては、設置現場の実態を踏まえ、対象事業者および都民に対し不断の情報公開を行うなど、透明性を確保しながら進めていただきたい。**

④　　国への報告との重複作業の効率化　　【追記依頼】

東京キャップ＆トレード制度や地球温暖化対策報告書制度において、対象事業者は**国の省エネ法に基づき同様の報告書を提出**していることから、**重複作業にならないよう、制度設計にあたっては、報告の効率化・負担軽減など、簡素化を**図られたい。

⑤　　再エネ利用・ＣＯ２排出量削減の目標・達成状況の報告・公表における事業者配慮　　【検討依頼】

既存建物について、事業者による再エネ利用状況やＣＯ２排出量削減の目標・達成状況を公表する仕組みが検討されているが、目標未達の事業者にとって**不利益な情報開示を義務付けることにならないよう、制度設計にあたっては、報告・公表について任意項目を設けるなどの配慮を**お願いしたい。

⑥　　制度対象となる関係者などに対する丁寧な説明と導入に向けた支援　　【追記・検討依頼】

再エネ設備やＺＥＶ充電設備の設置義務化、東京キャップ＆トレード制度や地球温暖化対策報告書制度の強化・拡充など、**制度強化によってどの程度の追加的コストが求められ、それをどのように負担していくのか、制度対象となる関係者を含む都民・事業者に丁寧に説明し、理解を得る必要がある**。事業者の声を聞きながら専門家による制度設計を進めていただくとともに、**実施までの準備期間を十分設け**、報告システム改善や事業者に対する説明会など**各種導入に向けたサポートをきめ細かく行っていただくようお願いしたい**。

【該当箇所と具体的意見】

中間のまとめ該当箇所	東商の意見内容
【２０３０年カーボンハーフに向けた取組の基本的考え方】 （１２ページ　１４－１６行目）	カーボンハーフ実現のためには、省エネや再エネのさらなる拡大、脱炭素技術の開発・実装が必要であるが、どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという視点が不可欠である。**下線部分**を挿

➢　具体的には、現時点で入手可能な技術の全面活用を前提に、省エネの最大化（化石燃料の消費削減とエネルギー効率の向上）、あらゆる分野での脱炭素エネルギーへの転換、低炭素資材利用への転換と生物多様性への対応を併せて推進する必要がある。	入願いたい。 ➢　具体的には、現時点で入手可能な技術の全面活用を前提に、省エネの最大化（化石燃料の消費削減とエネルギー効率の向上）、あらゆる分野での脱炭素エネルギーへの転換、低炭素資材利用への転換と生物多様性への対応を併せて推進する必要がある。**推進策を講じるにあたっては、どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのか都民や事業者に示すべきである。**
【省エネ性能基準（最低基準）の強化】 （２０ページ　８－１５行目） ➢　国が目指す省エネ性能の早期実現の観点も踏まえ、都においても、現行の省エネ性能基準（最低基準）を国基準以上に引き上げ、更なる性能向上を図るべきである。（中略）具体的な基準値については、これまでの制度対象建物における用途ごとの実績や各基準への達成難易度、国の強化の方向性、エネルギー消費性能（外皮性能を含む。）　を算定する計算プログラムの動向等の考慮など、専門家等による技術的見地からの意見も踏まえて、設定すべきである。	国が目指す省エネ性能を早期実現し、建物の更なる性能向上を図る目的で、省エネ・断熱の性能基準（最低基準）を国基準以上に引き上げることが検討されているが、事業者の混乱や非効率化を招くことのないよう、具体的な基準を専門家等によって検討する際には、今後の国の基準強化の程度や時期との整合をとり、準備期間を設けるなど基準の実効性を高めていただきたい。**下線部分**を挿入願いたい。 ➢　具体的な基準値については、これまでの制度対象建物における用途ごとの実績や各基準への達成難易度、国の強化の方向性**・程度・時期との整合性**、エネルギー消費性能（外皮性能を含む。）　を算定する計算プログラムの動向等の考慮など、専門家等による技術的見地からの意見も踏まえて、設定すべきである。
【中小規模新築建物に対する取組を強化する必要性・意識】 （３２ページ　１－３行目） ➢　制度の構築とともに、円滑な運用を図る上で、太陽光発電設備等を設置するメリット等を分かりやすく伝えることは重要であり、あわせて、都民や事業者等が感じる不安をできる限り払しょくするための方策についても、多面的に検討していくべきである。	新築建物で太陽光発電設備やＺＥＶ充電設備の設置義務化が検討されているが、費用負担等の問題が生じることから、都民や事業者など設置者の不安を払拭するため、設置・更新支援等の方策を講じ、理解をしっかりと得る必要がある。**下線部分**を挿入願いたい。 ➢　制度の構築とともに、円滑な運用を図る上で、太陽光発電設備等を設置するメリット等を分かりやすく伝えることは重要であり、あわせて、**設置や運用、更新に係る費用負担等の問題をはじめ**都民や事業者等が感じる不安をできる限り払しょくするための方策についても、多面的に検討していくべきである。
【再エネ設備の設置に関する最低基準・義務量について】 （３６ページ　１８－１９行目） ➢　制度対象事業者における再エネ設備の設置に関する義務量は、設置実態や都内の地域特性等（設置可能率）を踏まえ設定すべきである。	太陽光発電等の設置義務量を含めた詳細な制度設計にあたっては、設置現場の実態を踏まえ、対象事業者および都民に対し不断の情報公開を行うなど、透明性を確保しながら進めるべきである。**下線部分**を挿入願いたい。 ➢　制度対象事業者における再エネ設備の設置に関する義務量は、設置**現場の**実態や都内の地域特性等（設置可能率）を踏まえ設定すべきである。**また、対象事業者および都民に対し不断の情報公開を行うなど、透明性を確保することが必要である。**
【（東京キャップ＆トレード制度）**対象事業所の積極的な取組を後押しする仕組みの充実】**	東京キャップ＆トレード制度の対象事業者は国の省エネ法に基づき同様の報告書を提出していることか

（４８ページ　１６－１８行目） ➢　対象事業所の負担軽減策についても検討すべきである。具体的には、制度における報告等のオンライン手続きの拡大や、東京都建築物環境計画書制度の届出書類の活用など、提出書類の簡素化等の取組が必要である。 **【（地球温暖化対策報告書制度における）積極的な取組を後押しするインセンティブ策】** （５５ページ　３－２４行目）	ら、重複作業にならないよう報告の効率化・負担軽減を希望する。４８ページについて、**下線部分**を挿入願いたい。また、地球温暖化対策報告書制度のインセンティブ策（５５ページ）においても同様に報告の簡素化を図られたい。 ➢　対象事業所の負担軽減策についても検討すべきである。具体的には、制度における報告等のオンライン手続きの拡大や、東京都建築物環境計画書制度の届出書類**や国の省エネ法に基づく報告書**の活用など、提出書類の簡素化等の取組が必要である。
【（地球温暖化対策報告書制度における省エネ・再エネ利用の）**目標となる達成水準の提示と報告書による達成状況の報告】** （５１ページ　２０－２３行目） ➢　提出義務者においては、都が示した各水準の達成に向けた、事業者としての推進計画を策定し、その達成状況について毎年度提出する報告書に記載する形で、都に報告する仕組みを検討すべきである。また、達成状況を記載した報告書は、事業者及び都の双方において公表する仕組みとすべきである。	中小規模事業所における省エネと再エネ利用をさらに促進するため、これまで任意報告とされていた省エネ・再エネ利用に関する目標について、都が達成水準を示し、目標達成に向けたアプローチを促すという点には賛同する。他方、達成状況を記載した報告書を公表する仕組みについては、**目標未達の事業者等にとって不利益な情報開示を義務付けることにならないよう、報告・公表について任意項目を設けるなど配慮をお願いしたい。**
【制度対象となる関係者など多様な主体との連携・協力】 （７２ページ　１９－２１行目） ➢　都が目指している社会の姿や制度強化の必要性・理由などを、制度対象となる主体のみならず、都民や企業等に対して、実践に役立つ情報、困りごと等の解消につながる情報等も含めて、わかりやすく伝えていくことを求める。	様々な規制制度強化によってどの程度の追加的にコストが求められ、それをどのように負担していくのか、制度対象となる関係者を含む都民・事業者に丁寧に説明し、理解を得る必要がある。**下線部分**を挿入願いたい。 ➢　都が目指している社会の姿や制度強化の必要性・理由**、追加的に必要となるコストやその負担のあり方**などを、制度対象となる主体のみならず、都民や企業等に対して、実践に役立つ情報、困りごと等の解消につながる情報等も含めて、わかりやすく伝えていくことを求める。 また、**事業者の声を聞きながら専門家による制度設計を進めていただくとともに、実施までの準備期間を十分設け、報告システム改善や事業者に対する説明会、各種導入サポートをきめ細かく行っていたくようお願いしたい。**

以上

２０２２年6月２４日提出

＜提出先＞東京都　総務部　環境政策課

＜実現状況＞

○地球温暖化対策報告書制度における報告書による達成状況の報告に際して、「事業者等にとって不利益な情報開示を義務付けることにならないよう配慮いただきたい」旨を意見していたところ、公表義務項目の設定にあたっては、公表することによって事業者に対して不利益が生じるかどうかの判断・検討がなされた。

○「一般海域における占有公募制度の運用指針（改訂案）」に係る意見募集（パブコメ）に対する意見

［意見内容・理由］

今後の成長が期待される風力発電等、再生可能エネルギー関連事業に関する頻繁な制度の見直し・ルール変更は、事業者の予見可能性と国際的な制度の信頼性を損なうことにもつながりかねず、わが国企業における技術開発、関連産業の成長と競争力強化の観点から望ましくない。

また、止むを得ず制度を見直す場合には、公正かつ透明性の高いプロセスを踏まえるべきであることは言うまでもない。

※個別の改訂内容に関する意見は、別添「「一般海域における占用公募制度の運用指針（案）」に対する意見」のとおり。

（別添）
「一般海域における占用公募制度の運用指針（案）」に対する意見

改訂案の該当箇所（下線部）	意見内容・理由
第２章　公募 １．　公募占用指針の策定、公示等（本法第１３　条） ⑵　公募占用指針に定めるべき事項 （本法第１３　条第２　項第１　号～第１６　号） １１）　選定事業者を選定するための評価の基準 （本法第１３　条第２　項第１５　号） ①　評価基準の基本的な考え方 なお、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当面は１：１とすることとし、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。 また、価格と事業の実現性に関する要素については以下のとおり評価することとする。	（意見内容） 現行のまま「当初」とするか、明確に期限を定めるべき。 （理由） 再生可能エネルギー導入促進に当たっては、エネルギーを利用する事業者（需要家）の経営の安定と国際競争力の維持・強化、ならびに国民負担の軽減の観点から、可能な限りコストを抑えることが望ましい。 令和元年５月１７日に閣議決定された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」でも「国民負担の抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することの重要性」について明記されている。 早期に供給価格に重点を置いた配点への見直しを検討すべきである。
ア　価格の評価 価格は以下の算出式により評価する。 価格点　＝（最低入札価格／提案価格）×（満点【１２０点】） ＦＩＰ制度を適用する場合は、市場価格を十分に下回る水準で「最高評価点価格」を設定する。提案価格が「最高評価点価格」以下の場合は、当該価格点を一律１２０点とする。また、「最高評価点価格」を下回る価格の提案があった場合、「最高評価点価格」以上の価格を提案した者の価格点を算出する際は、算出式における「最低入札価格」は「最高評価点価格」とする。 なお「最高評価点価格」を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める。	（意見内容） 企業によるコスト削減努力が十分反映される仕組みとすべき。 （理由） 再生可能エネルギー導入時のコスト抑制の重要性は前述のとおり。提案価格が「最高評価点価格」以下の場合は、当該価格点を一律１２０点とする改訂案では、競争原理が十分機能せず、市場価格の低減を阻害する恐れがある。 また、「最高評価点価格」の設定にあたっては、調達価格等算定委員会の意見を聴取・尊重するとされているが、エネルギーを取り巻く環境変化が激しい中、適切な最高評価点価格を導き出すことは困難が想定される。
（確認の視点及び確認の方法） 各項目の具体的な確認の視点及び確認方法は、以下を目安として、地域ごとの特性に応じて公募占用指針において定めることとする。	

※事業計画の信頼性評価の観点から収支計画の妥当性を確認する。国は、将来の発電コスト目標を達成するため信頼性を確保しつつコスト縮減する取り組みを計画的に進めることとする。（⇒削除）	（意見内容） 本記載は削除すべきでない。 （理由） 再生可能エネルギー導入時のコスト抑制の重要性は前述のとおり。国としての責任を明示すべき。
（評価の配点） ⅱ）事業実現性に係る各要素の評価の配点 事業の実施能力について、エネルギー政策目標との整合性の観点から事業計画の迅速性を評価する。また、事業計画の信頼性や実現可能性の観点を確認するため、計画の根幹に関わる基盤面と計画の実施に関わる実行面に分けて評価する。事業計画の迅速性や基盤面、実行面や電力安定供給の配点については、以下を原則としつつ、公募占用指針において定める。	（意見内容） ①評価が難しい「迅速性」に、より重点を置く今回の改訂案には賛成できない。仮に迅速性を評価する場合、運転開始時期遅延等の際のペナルティ等の措置を併せて検討すべき。 ②公募占用指針による案件ごとの配点変更は望ましくない。やむを得ず変更する場合は、その理由を示すべき。 （理由） ①事業計画の迅速性を評価項目として切り出すとしているが、他に比して評価ウェイトが大きく、バランスを欠く。事業環境が大きく変化し不確実性が高まる状況下で、事業者による工期の順守、あるいはその評価は容易ではない。 事業者が得点目的から十分な根拠を伴わない短期の工程によって入札することも想定され、却って整備が遅れることにもつながりかねない。 ②事業者の予見可能性を高めるため。

（評価基準） 上記を踏まえ、以下の各階層の評価の考え方を基本的な方針として、公募占用指針において各評価項目毎に階層評価の具体的な基準を定める。	（意見内容） ①案件毎の評価基準の変更は最小限に止めるべき ②表には「評価の基本的な考え方【地域調整、波及効果関係】」として、全ての評価区分（トップランナー等）について、「関係都道府県知事から、合理的な理由とともに意見があったもの」との記載があるが、この内容は公表を原則とすべき。 （理由） ①事業者の予見可能性等を高めるため。 ②評価の透明性を担保するため。
１２）　公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（本法第１３条第２項第１６号） ④　公募参加者一者あたりの落札数の制限に関する事項（新規追加） 同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合に、多数の事業者へ参入機会を与える観点から公募参加者一者あたりの落札数の制限を実施する場合には、落札制限に関する具体的な方法を公募占用指針に明記する。なお、落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。	（意見内容） 「一者あたりの落札数の制限」等の制度を設けることは望ましくない。 （理由） 国内における風力発電の担い手を育て、裾野を広げる観点は理解するが、改訂案では、健全な価格競争が妨げられる可能性がある。 規模の小さい日本の洋上風力市場において、市場を細く分割すれば、再エネ発電コストの低減を阻害することにもなりかねない。
第３章　選定事業者の選定、公募占用計画の認定 １．　選定事業者の選定（本法第１５条） ⑵　公募占用計画の評価、選定事業者の選定 （本法第１５条第２項、第３項、第４項） ２）　選定及び学識経験者の意見の聴取 （本法第１５条第３項、第４項） 評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、地域の代表としての都道府県知	（意見内容） 意見聴取先には「関係市町村、漁業関係者等」に止

事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、都道府県知事の意見を参考聴取し、公募の公平性・公正性を踏まえつつ合理的な理由とともに都道府県知事の意見が示された場合には、その意見を最大限尊重して評価を実施する。 　評価の透明性確保の観点から、知事意見を策定するのに当たり適用される評価基準については、本法第１３条第５項に基づく公募占用指針に関する関係知事への意見聴取の際、当該知事からあわせて回答いただくこととし、公募占用指針に記載する。 　なお、都道府県知事意見を策定する際に、地域の意見を代表するために都道府県知事が関係市町村、漁業関係者等の意見を聴取することが重要である。その場合には、公募の公平性・公正性を担保する観点からは委員会形式で意見聴取を行うことが望ましい。その際、当該海域の公募占用計画の策定に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者などは、公募の公平性の観点から意見聴取対象から除外する必要がある。	まらず、広く地域の商工業者を加えるべき。 （理由） 　地域の関係者（直接の事業関係者を除く）の意見を聴取することが重要との記載は妥当。電力の地産地消や景観への影響の観点から、意見聴取先には「関係市町村、漁業関係者等」に止まらず、広く地域の商工業者を加えるべき。 　なお、地域との共生に関する事項について、都道府県知事の意見を最大限尊重するとの考えに異論はないが、それにより健全な価格競争が妨げられるようなことがあってはならない。

以上
２０２２年８月１２日提出

＜提出先＞国土交通省　港湾局　海洋・環境課
＜実現状況＞
再エネ海域利用法に基づく促進区域に係る入札の価格点における「ゼロプレミアム水準」の決定にあたって、調達価格等算定委員会の中で過去の長期間に渡る市場価格実績の中で最も厳しい最低水準の市場価格を参照して設定され、企業のコスト削減努力を適切に評価される点については担保された。

〇東京２３区の大学における定員抑制への意見

　東京都が１０月１８日に「東京２３区の大学における定員抑制等に係る緊急要望」にて表明された意見について賛同いたします。

　わが国が、少子高齢化や経済の長期低迷など、多くの構造的諸課題を克服して再び活力を取り戻すためには、全国各地で経済の好循環が生まれる仕組みづくりを進めることが重要であります。
　そのため、地方が東京と連携・補完して地域に人と所得を還流させる地方創生実現に向けたさまざまな取組みの深化が求められます。その一環として、東京商工会議所では、各地商工会議所と連携して、大企業バイヤーと地方企業を結びつける商談会の開催や都内大学生の地方インターンシップへの協力などに取り組んでまいりました。
　政府は、こうした課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現するための成長戦略として、骨太の方針２０２２で４つの重点分野への投資を掲げました。ここで何よりも重要なのは、それを実際に効果ならしめるための人材の育成であります。
　特に、現在わが国は、経済社会全般にわたるデジタル化を強力に進めることが急務となっており、そのための人材育成は日本全体で考えるべき最重要テーマであります。そうした中、東京２３区内の大学における定員抑制の規制が、わが国が必要とする人材輩出の妨げになることを危惧しております。その意味から、現在とりわけデジタル人材の不足が強く叫ばれていることを踏まえ、「デジタル分野等の先端分野」について先行して当該規制を撤廃し、輩出された人材が全国各地で中小企業を含め広く活躍できるようにすることが何より重要と考えます。

以上

２０２２年１０月２１日公表

＜提出先＞東京都、内閣官房
＜実現状況＞
　内閣官房の有識者会議にて、高度デジタル人材について、情報系学科・学部に限定するなどの一定要件を満たす場合、限定的な例外措置を講ずることが検討されることとなった。

○「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）」に対する意見

わが国は少子高齢化に伴う人手不足・担い手不足が経済社会の発展を停滞させる大きな重石となっている。人口減少という構造的課題を乗り越え日本経済を再び成長軌道に乗せるためには、新たな価値創出の源泉である「人の力」を強化することが不可欠である。

その実現に向けては、基礎的・基本的な学力はもとより、変化へ柔軟に対応でき、豊かな発想力とそれを行動に移す実行力など、経済社会の課題を解決し得る能力の育成と、社会の担い手として活躍したいという意欲を醸成する教育の両輪が求められる。

そうした観点から、このたびの次期教育振興基本計画策定にあたり、**「探求・ＳＴＥＡＭ教育の強化」「文理横断・文理融合教育の推進」「キャリア教育・職業教育の充実」「ＤＸ人材の育成」「起業家教育の推進」「産業界との連携」**等が基本的な方針として取り上げられたことを歓迎する。

そのうえで、今後の具体的な施策等の検討に向けて盛り込むべき事項や強調すべき点等について、設定された「目標」ごとに下記のとおり意見を申し述べる。

記

目標１　確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

（産業界との連携による実践的なキャリア教育を推進すべき）

全国的に人手不足は深刻化しており、各地で経済を維持するために対処しなければならない問題も山積している。特に、若者の地元定着は大きな課題であり、商工会議所は、従来から、その解決に向けたさまざまな取組みを進めてきた。中でも、地域産業への理解と愛着を高めることにつながるものとして「キャリア教育」に注力してきた。最近では、職場体験・インターンシップ、社会人講師派遣にとどまらず、学校や地域の各種組織と連携し、地元の課題解決に実践的に取り組むケースも増えている。

キャリア教育を進める上で重要なことは、義務教育から高等教育に至るまでの教育全体を見通し、子供の発達段階に沿った形でこれを実施することである。そのためには、学校、自治体、産業界、地域社会の協働が不可欠であり、円滑な連携推進への支援を強く求めたい。

また、企業における理系技術者の需要はますます増加しているが、実際の企業活動においては、例えば、開発現場とユーザーをつなぐ人材などの役割もきわめて重要である。専門性を高める教育に加え、文系・理系という垣根を超えたＳＴＥＡＭ教育等を通じて、産業界のニーズにもかなう幅広い知識や素養を備えた人材の育成を促進すべきである。

（高校における産業界との連携強化および専門高校の高度化をすべき）

現在はほぼ全ての生徒が高等学校へ進学し、その約７割が普通科で学んでいる。高等学校においては進路を意識し、それに応じた教育を行うことが求められており、普通科においても、総合的な探究の時間などを活用し、産業界と連携して職業やキャリア、地域産業等への理解を深める教育を一層強化することが重要である。

また、専門高校においては、企業の現場で求められているデジタル化やマーケティングなど、学習内容をより高度化することが必要である。生徒が実践的な技術・技能を身に付け、社会で活躍できるよう、企業等と連携した体験的な学習を推進すべきである。

目標４　グローバル社会における人材育成

（外国人留学生・高度外国人材の国内就職・定着を促進すべき）

外国人留学生・高度外国人材は、特に人手不足が慢性化している中小・零細企業にとって貴重な人材であるが、外国人留学生の卒業後の国内就職率は約３割にとどまっている。これを引き上げるためには、日本でのキャリアパスに関する情報提供や相談窓口体制の充実等、きめ細やかな支援を行われたい。また、在留資格において、非常に高度な日本語能力を求める要件の緩和や、専門学校での専攻と就職先の従事業務との関連性についての柔軟な判断など、卒業後の定着を妨げている制度等も早急に見直されたい。併せて、留学生自体の数を増やすためにも、留学後の生活支援サービスに関する多言語化等の環境整備も進めるべきである。

目標５　イノベーションを担う人材育成

（子供の成長段階に合せたイノベーション人材教育を推進すべき）

人口減少による労働力不足を乗り越えるためには、基礎的・基本的な学力に加え、社会の変化に伴う課題を発見・理解し、適切な行動を起こして解決を図ったり、新たな価値を創出できる人材の育成が急務である。そうしたイノベーション人材の育成にあたっては、起業家教育による「やりきる力」「失敗を恐れない力」の獲得に向けたマインドセットと、ＳＴＥＡＭ教育による多面的な目線での課題解決手法を教授する総合的な教育体系の構築が必要である。併せて、失敗を次につながる機会として積極評価し、再チャレンジを応援する社会的・国民的機運を醸成することも強く求められる。

特に、イノベーションの基盤となる思考を学ぶ起業家教育は、初等・中等教育といった早期の段階から、高等教育までの中で子供の成長段階に合せて推進すべきである。商工会議所は、体験プログラムや講演・交流等を通じて、子供たちが自主的に課題を設定し解決する力を養う教育活動に取り組んでいる。地元企業の事業現場や経

営者と触れ合うことから、起業家育成のみならず、地域社会や地域産業に対する理解を深めるとともに、社会課題への気づき等につながるきわめて効果的な機会となっている。
本素案では、「スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に、教育プログラム等の提供を支援する」とされている。多くのイノベーション人材を育成するためには、より多くの子供たちが起業家教育を受けられる機会を設けるべきであり、拠点都市に限らず、各地で産業界と連携した教育プログラムの提供を推進されたい。

（地方創生の拠点として地方大学を機能強化すべき）

大学は地方における産業・地域振興等の連携主体としての役割が期待されている。地域のイノベーションや新たな産業創出を促すべく、大学が有する知的資源や研究資機材・施設について、企業や創業予定者による利活用を拡大し、地域社会とともに成長する共創拠点（イノベーション・コモンズ）となる動きを一層促進すべきである。併せて、さまざまな主体間の連携を円滑に進めるための機能も迅速に強化すべきである。

目標８　生涯学び、活躍できる環境整備

（リカレント教育は企業や社会が求める実践的スキルを養う学習形態を充実させるべき）

生涯を通じて人々が各人生の選択肢を増やすために、リカレント教育の重要性は高まっている。例えば、デジタル技術分野に関する教育機会が、高等教育機関のソフト・ハードを活かした形で提供されるといったことを求めたい。他方、人手不足が深刻な中小企業においては、従業員に対し、実践的なスキルを働きながら短期間で身に付けさせたいという切実なニーズがある。時間的制約が多い社会人が参加しやすいモジュール型授業やオンラインを活用した授業づくり等、時代に即した多様な学習形態の確立を望むものである。
リカレント教育で提供される教育プログラムの開発にあたっては、地域や産業界と連携し、社会のニーズを踏まえた実践的なスキル・ノウハウを効率的に習得できるコース等の設置が促進されるよう人的・資金的支援を行うべきである。

（社会における役割・責任への意識を育てる教育を推進すべき）

選挙権年齢の引き下げに続き、２０２２年４月より民法上の成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられ、１０代であっても主体的な判断と責任が求められるようになった。社会の構成員としての自らの役割や責任に対する意識を高め、正しい知識を身に付けるよう、初等・中等教育段階からの消費者教育や金融教育等を充実・強化すべきである。併せて、家庭・地域と連携した防災教育の推進にも注力すべきである。

目標１１　教育ＤＸの推進・デジタル人材の育成

（ハードの有効活用で教育の質を向上すべき）

パソコンやゲーム機器が一般化した現代社会において、ＩＣＴの活用は意識するしないにかかわらず、既に子供たちに身近なものとなっている。そうした状況も踏まえ、ＧＩＧＡスクール構想等により整備された学校のＩＣＴ環境を有効活用すべきである。授業の進め方や教材の開発、アプリケーションの活用、指導人材の育成とその支援を並行して迅速に進めなければならない。併せて、校務ＤＸの導入・実装により事務の効率化を進め、教員の負担軽減を図ることも教育の質向上に不可欠である。

（初等教育段階からのデジタル人材育成を強化すべき）

わが国では、デジタル人材が圧倒的に不足しており、専門人材の育成は日本全体で対処すべき課題となっている。小・中・高校でプログラミング教育が必修化され、学校のＩＣＴ環境整備が進んでいる状況を好機と捉え、デジタル技術を初等・中等教育段階から身に付け、高等教育機関での専門的な学びにつなげることで、デジタル人材の着実な育成を目指すべきである。また、同分野での指導は専門知識・スキルが必須であり、教員の指導力向上に加え、民間技術者を教員として積極的に活用することが有効である。

目標１４　ＮＰＯ・企業・地域団体等との連携・協議

（教育界と産業界の連携の円滑化に向けた取組と体制の整備を進めるべき）

子供たちが、地域の中で多くの大人とかかわりを持ち、地域への関心を高めることは、地域の将来を担う人材を育てる観点からきわめて重要である。商工会議所としても、各地で「体験型授業」「職場体験」などの活動を通じて地域や地元産業の理解促進を図り、人材の域外流出防止やＵターン促進につなげる努力をしている。こうした体験活動は子供たちの記憶に残る出来事として郷土愛を醸成する機会となるものであり、学校と産業界、地域社会が連携して積極的に実施すべきである。
一方で、学校や企業等が体験活動の提供に割ける人的資源等には限りがある。学校と企業をつなぐコーディネート機能を担う人材や組織を整備し、過度な実務負担を軽減しつつ、質の高い体験学習を継続して提供できる体制づくりを推進されたい。

以上

２０２３年1月１８日提出

＜提出先＞文部科学省

＜実現状況＞

２０２３年３月８日に中央教育審議会総会で取りまとめられた「次期教育振興基本計画について（答申）」におい

て、地域や産業界と連携したキャリア教育・職業教育の実践や、専門学校における産業界を連携した質の高い実践的な教育課程の活用推進、外国人留学生の受け入れ環境整備と在留資格等の制度改善、全国の小中学生がアントレプレナーシップ教育を受けられるような環境整備、１人１台端末の活用や校務ＤＸの推進等が盛り込まれた。

(5) 調査研究

① 定期調査

1) 東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）

実施時期	回答企業	担当部署
５月１６日 ～ ５月２６日（第１回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 １，０８７社	中小企業部
８月１５日 ～ ８月２５日（第２回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 １，０７９社	中小企業部
１０月３１日 ～１１月１１日（第３回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 １，０８７社	中小企業部
２月１３日 ～ ２月２２日（第４回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 １，１７４社	中小企業部

② 不定期調査

調査名	実施時期	調査対象	担当部署
２０２２年度新入社員意識調査	２０２２年３月３０日 ～ ４月１２日	「新入社員ビジネス基礎講座」に参加した新入社員 １，０１０名	人材・能力開発部
２０２３年新卒者の採用・インターンシップに関する調査	４月２７日～ ５月１３日	「第１回学校法人との就職情報交換会」の参加企業 ２２１社	人材・能力開発部
「消費税インボイス制度」と「バックオフィス業務のデジタル化」等に関する実態調査	５月２３日～ ６月２３日	東京及び各地商工会議所の会員４，２９７社	産業政策第一部
人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査	７月１９日～ ８月１０日	東京及び各地商工会議所の会員６，００７社	産業政策第二部
研修・教育訓練、人材育成に関するアンケート	８月２９日～ ９月１４日	２０２１年４月１日から２０２２年７月３１日に研修センター主催の研修講座を利用した２，２５２社	人材・能力開発部
中小企業の経営課題に関するアンケート	９月２２日～１０月１４日	東京２３区内中小企業・小規模企業８，０００社	中小企業部
新卒採用・選考活動動向に関する調査	９月２９日～１０月 ７日	「第２回学校法人との就職情報交換会」の参加企業２７８社	人材・能力開発部
２０２３年新卒者の採用・選考活動動向に関する調査	１月２７日～ ２月 ８日	「第３回学校法人との就職情報交換会」の参加企業２４３社	人材・能力開発部
最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査	２月 １日～ ２月２８日	東京及び各地商工会議所の会員６，０１３社	産業政策第二部
東商の情報発信等に関するアンケート	３月 １日～ ３月１５日	東京商工会議所の会員、および都内事業者	広報部見える化推進担当
階層別研修・教育訓練等に関するアンケート	３月 ６日～ ３月２４日	２０１８年４月以降に研修センター主催の研修講座を利用した企業５，１０３社	人材・能力開発部

③　景況調査に関する情報分析

1)　産業懇談会（調査部門担当者による調査分析）

経済産業省や日本銀行と経済団体等の６機関の調査部門担当者を対象に、各機関が実施する調査の質向上を目的に、各機関の調査結果について情報交換を行う懇談会を毎月末に実施。２０２２年度は幹事持ち回りにて全１２回実施し、うち４回で東商けいきょうの情報提供を行った。

４月２８日	意見交換	※主催：(一社)全国銀行協会
５月３１日	意見交換	※主催：日本銀行
６月３０日	意見交換	※主催：㈱商工組合中央金庫
７月２９日	意見交換	※主催：東京商工会議所
８月３１日	意見交換	※主催：(公財) 経済同友会
９月３０日	意見交換	※主催：日本商工会議所
１０月３１日	意見交換	※主催：(一社)全国銀行協会
１１月３０日	意見交換	※主催：日本銀行
１２月２８日	意見交換	※主催：㈱商工組合中央金庫
１月３１日	意見交換	※主催：東京商工会議所
２月２８日	意見交換	※主催：(公財) 経済同友会
３月３１日	意見交換	※主催：日本商工会議所

2)　五機関調査部門担当者会議（調査部門担当者による意見交換）

商工会議所と産業団体の６機関の調査担当者を対象に、調査分析能力の向上を目的に、各機関の調査結果の情報交換を実施。２０２２年度は幹事持ち回りにて全３回実施し、東商けいきょうの情報提供を行った。

５月	意見交換	※主催：信金中央金庫 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議にて実施
８月　４日	意見交換	※主催：(独)中小企業基盤整備機構
１１月１５日	意見交換	※主催：東京商工会議所

⑹ 広　　報

① 広報紙

1) 東商新聞

創　刊　　１９５５年7月（２０２３年３月末紙齢２１９３号）
判　型　　タブロイド判（１２頁）：１９９３年6月５日号より
発　行　　月１回（２０日号）、発行回数１３回（２０２２年４月２０日号～２０２３年３月２０日号まで）
発行数　　通常号８２，０００部
内　容　　１～３面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報
４面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報、特集記事、支部活動報告等
５面：経済データ、企業・経済解説記事、ビジネスコラム等
６面：特集記事、東商事業ＰＲ等
７面：特集記事、企業・経済解説記事、ビジネスコラム等
８面：研修・セミナー
９面：全面広告、特集記事、東商事業ＰＲ等
１０・１１面：会員の新商品・新サービス・新店舗紹介
１２面：特集記事、東商事業ＰＲ等

2) Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ

経営者・著名人等インタビュー、文化・地域情報に関する連載コラムなどを掲載。東商新聞に内包（４頁）、２０１３年４月２０日号より発行（通巻１０６号）。発行回数４回（２０２２年４月２０日号～２０２３年３月２０日号まで）。

3) ＳＰＥＣＩＡＬ　ＩＳＳＵＥ　２０１３～２０２２

２０１３年に第２１代会頭に就任した三村明夫名誉会頭の、３期９年間にわたる在任期間を振り返る特別号を発行。別冊４頁、２０２２年１１月２５日号に同封した。

4) 議員名鑑

２０２２年１１月１日から２０２５年１０月３１日まで任期を務める議員企業１５０社について、議員代表の名前・顔写真を掲載した特別号を発行。別刷４頁、２０２２年１１月２５日号に同封した。

② 東商新聞号外チラシ（ｔｏｓｈｏ　ＨＥＡＤＬＩＮＥ）

東商新聞の発行に併せて、国・都などの各種施策一覧情報、東商主催の経営に役立つ新規事業や採用・販路開拓支援イベント、交流会、研修・セミナーの紹介など、企業の関心の高いコンテンツをテーマに、分かりやすくまとめた号外チラシを作成した。発行回数１２回（２０２２年４月２０日号～２０２３年３月２０日号まで）。

③ 広告チラシ同封サービス（ＤＭサービス）

東商新聞と併せて、本・支部の会員サービス事業案内や調査などを同封し、原則毎月１回定期的に全会員に配送するサービス。本部各部署や各支部の事業案内をパッケージにして配送することにより、郵送コストを効率化し会員の利便性を高めているほか、会員のビジネスチャンス拡大を目的として、会員の事業広告を同封するサービスも行っている。また、２０２２年度から環境保全の一環として梱包資材をビニールから紙に変更し、年間約6トンのプラスチックを削減した。

配送頻度　原則月１回・東商新聞発行日に準ずる
内　　容　東商新聞、ならびに本・支部の会員サービス事業案内、アンケート調査、会員の事業広告など。
総同封数　２８５点（会員・団体８６点、東商事業等１８６点、東商新聞１３点）

④　ウェブサイト

開　　設　１９９６年7月２６日
Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／
内　　容　東商の組織概要や経営支援事業、政策要望活動、地域振興活動、支部活動のほか、助成金情報など中小企業経営に役立つ施策情報などを掲載している。２０２２年１２月には、トップページやメガメニューのデザイン・内容をリニューアル。サイトを閲覧するユーザーの目的、課題に応じて、各ページの導線を設定し、ユーザーが求める情報が取得しやすいサイト構成に取り組んだ。
アクセス数　東商ウェブ全体：５，２９８，７１７ＰＶ

⑤　東商マイページ

開　　設　２０２２年1月６日
Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｍｙｐａｇｅ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／
内　　容　企業と東商をつなぐＷＥＢ窓口となるサービス「東商マイページ」で、各種施策・法制度変更のポイントや各テーマの最新情報などを会員限定コンテンツとして提供するほか、東商事業・イベントの申込を受け付ける。
会員限定コンテンツでは、ユーザーの業種・規模や役職など属性に合わせて記事を掲載し、「自身に必要な情報」を分かりやすく入手できるよう取り組んだ。
登 録 者 数　６５，１２５人
会員限定記事数　１３３件

⑥　マイイベント（イベント掲載ページ）

開　　設　２０２２年2月２１日
Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｍｙｅｖｅｎｔ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／
内　　容　東商が開催するイベントをインターネット上で閲覧、検索、申込できるシステム。検索機能の利便性向上のため、商談会やセミナーなどイベント項目の「種別」を細分化したほか、「料金」やオンライン・リアル開催などの「形式」を新たに追加。これらの項目のクロス検索の実装により、ユーザーのニーズに合うイベントを検索しやすく改修した。また、ユーザーの属性や興味・関心のあるテーマに該当するイベントをメールでＰＲした。
掲載イベント数　１，５３２件、申込数４４，５８１人。

⑦　ｔｏｓｈｏ　ａｎｔｅｎｎａ

開　　設　２０２０年5月（２０２３年4月３０日閉鎖）
Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｔｏｓｈｏ－ａｎｔｅｎｎａ．ｊｐ／
内　　容　東商が開催するセミナー・イベント情報、国や東京都の補助金・助成金、東商作成の経営に役立つ解説動画情報などのほか、感染症対策やＩＴ活用に関するコラム記事を掲載したサイト
アクセス数　５２，０６９ＰＶ
掲載記事数　４９件

⑧　メールマガジン【経営力ｕｐマガジン】の発行

創　　刊　２００７年7月２６日
発　　行　毎週水曜日（２０１４年８月より週１回発行）
内　　容　会員企業のほか、広く一般社会に対し東京商工会議所の活動を周知することを目的に発行。経営支援に関する事業・イベントや、政策要望活動、地域振興活動などを紹介している。今年度は、テーマごとに関連するセミナー・イベントを紹介するなど、読みやすさ、およびユーザーの関心を得られるような内容構成での配信に取り組んだ。
配信登録者数　９４，３９９件。

⑨　ＳＮＳ（Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｔｗｉｔｔｅｒ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ）を活用したＰＲ

東商の活動や事業・サービスを広く一般に周知するため、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｔｗｉｔｔｅｒ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍで情報を発信。２０２２年度末のフォロワー数は、Ｆａｃｅｂｏｏｋ７，８７２件、Ｔｗｉｔｔｅｒ１，８４９件、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ３１１件。

Ｔｗｉｔｔｅｒ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍでは、「＃東商」「＃渋沢」などの東商関連の投稿についてリツイートを実施。また相互フォローや、東商の投稿に「いいね」をしたユーザーへＤＭを送り、交流を図るなどの双方向の情報発信を行い、「東商ファン」の獲得に取り組んだ。

⑩　動画を活用したＰＲ

東商の活動を動画（ＹｏｕＴｕｂｅ）で紹介する「Ｔｏｓｈｏ　ｃｈａｎｎｅｌ！」を再開したほか、短尺の事業ＰＲ動画を作成し、ＴｗｉｔｔｅｒやＩｎｓｔａｇｒａｍなどのＳＮＳで配信した。２０２２年度は、イベントの事前告知動画にも積極的に取り組み、幅広い層への事業周知に取り組んだ。また、三村明夫 前会頭の活動を振り返る動画、２０２１年度事業報告動画を作成し、東商の取組みを周知した。

各部署で実施している各種セミナーのオンライン化の定着に伴い、ＹｏｕＴｕｂｅの２０２２年度動画投稿本数は４５３本。再生回数は６０２，１１６回。

⑪　デジタルサイネージ

本部ビル１階に設置し、東商の活動や事業・サービス等をＰＲ。情報の鮮度を意識し、タイムリーに情報発信できるよう、サイネージへの掲載に取り組んだ。隣接する多目的スペースで開催する関連団体や渋沢関連事業のイベント、物産展との連動企画も行い、集客に努めた。

⑫　ブランディング活動

創立１４０周年の際に作成した「挑みつづける、変わらぬ意志で。」のスローガンが入ったロゴマークを、東商の制作物に掲載。また、チラシ、冊子、封筒などのデザインをテンプレート化し統一的にすることで、ブランドの浸透・定着を図った。

２０２３年２月に、東京ＭＸテレビで、東商について紹介するＣＭ動画を放映。初代会頭 渋沢栄一から受継がれている理念をＰＲした。（放送期間：２月１日～２３日　放送回数　４回）

⑬　パブリシティ活動

1)　記者会見

a.　定例会頭記者会見

（三村会頭）

４月　７日（１６名）	最低賃金引上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査結果/春季労使交渉における中小企業の賃上げ状況/上海のロックダウン/円安による影響/ＧｏＴｏトラベル等政府による需要喚起策/ウクライナ情勢/岸田首相との会食
４月２１日（１９名）	最低賃金に関する要望/円安の影響/自民党首脳と日商との懇談会/就活ルールの変更（インターンシップを採用活動へ活用可能）/トリガー条項の凍結解除の先送り
５月１２日（１７名）	２０５０年カーボンニュートラル実現に向けたクリーンエネルギー戦略に対する意見/円安の影響/インド太平洋経済枠組み（ＩＰＥＦ）/経済安全保障推進法/安倍元総理の日銀についての発言/尹錫悦韓国新大統領の就任と日韓関係/パートナーシップ構築宣言/ロシア産石油の禁輸措置/沖縄復帰５０周年
５月２７日（１７名）	水際対策の緩和/バイデン大統領の訪日/インド太平洋経済枠組み（ＩＰＥＦ）/節電対策/最低賃金/男女間の賃金差異の公表/ＪＲ東海の葛西敬之名誉会長逝去/経団連十倉会長就任１周年
６月１６日（１１名）	足元の岡山県経済の状況/今後の経済活性化策、期待・課題等/米国の利上げと円

安の影響/日銀　金融政策決定会合/最低賃金
７月　６日（１７名）　サハリン２の権益の問題/ＫＤＤＩの通信障害/参議院議員選挙/最低賃金/節電対策/大韓商工会議所との懇談/スタートアップ担当大臣の設置
７月２０日（１７名）　夏季政策懇談会・夏季政策アピール/価格転嫁の問題/新型コロナウイルスとの共生/最低賃金/地方創生と地域間競争/政府の物価高騰対策/原子力発電の活用
９月　６日（１８名）　原子力政策の転換/足元の為替動向と金融政策/パートナーシップ構築宣言・取引適正化/日商創立１００周年/政府の新型コロナウイルス対策/安倍元首相の国葬問題
９月１６日（１３名）　日本商工会議所創立１００周年記念式典/中小企業の抱える課題と商工会議所の役割/日本が直面している諸課題/水際対策の緩和/安倍元首相の国葬
９月３０日（１６名）　第５９回日豪経済合同委員会会議/１０月策定予定の総合経済対策/取引適正化に向けた取り組み/短時間労働者への被用者保険の適用拡大/札幌市の２０３０年冬季オリンピック・パラリンピック招致/経営者のモラル/全国旅行支援の開始
１０月２０日（１７名）　三村会頭在任３期９年の振り返り/日本経済の現状認識と金融政策の在り方/政治との関係/２０２３年春季労使交渉
（小林会頭）
１２月　６日（１６名）　防衛費の財源議論/中国のゼロコロナ政策を巡る動向/原子力政策/中小企業の価格転嫁の状況
１２月２０日（１６名）　日銀の金融政策/２０２２年の振り返り/２０２２年「今年の漢字」/小林会頭の各支部・各地訪問/防衛費の財源問題
１月２０日（１８名）　物価上昇と賃上げ動向/少子化対策/新型コロナの５類への移行/中小企業へのエール
２月　２日（１４名）　令和臨調の緊急提言/１３０万円の壁の見直し/カーボンプライシングの導入/中小企業の賃上げ状況
２月１４日（１７名）　日銀総裁人事/価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果と中小企業の賃上げ/経済安全保障とセキュリティー・クリアランス制度
３月　１日（１９名）　春季労使交渉・中小企業の賃上げ/最低賃金/採用選考活動の解禁
３月１５日（１９名）　春季労使交渉・政労使会議／日韓関係

b.その他記者会見
（小林会頭）
１１月　１日（１６名）　東商臨時議員総会後　就任記者会見
１月　５日（１９名）　経済三団体長共同記者会見

2)　会頭コメント・談話の発表
（三村会頭）
６月　７日　「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「骨太の方針２０２２」の閣議決定について
６月２２日　第２６回参議院議員通常選挙の公示について
７月　８日　安倍晋三元首相のご逝去について
７月１０日　第２６回参議院議員通常選挙の結果に関して
８月　２日　地域別最低賃金額改定の目安について
８月１０日　第二次岸田改造内閣の発足について
１０月２８日　物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策について
（小林会頭）
１２月１６日　令和５年度与党税制改正大綱について

１２月２３日　令和５年度政府予算案の閣議決定について
１月１４日　日米首脳会談について
２月１５日　豊田章一郎氏のご逝去について
３月　６日　元徴用工問題解決策の発表について
３月１０日　日本銀行総裁、副総裁人事の国会同意について
３月３１日　「第４次観光立国推進基本計画」の閣議決定について

3)　会頭インタビュー・テレビ出演・講演・寄稿等

（三村会頭）

４月２８日　読売クオータリー「ポストコロナ経済へのヒント『多重下請け』からフェアなパートナーシップへ」
７月　６日　時事通信「日商１００年、令和も『不平等条約』三村会頭、脱『下請けいじめ』に奔走【けいざい百景】」
１０月　２日　東京新聞「じっくりＴａｌｋ任期９年を振り返って『私益と公益の両立』に奔走」
１０月２１日　オーストラリアン・ファイナンシャル・レビュー「Ｊａｐａｎ ｗａｎｔｓ ｏｕｒ ｃｏａｌ,ｇａｓ ｆｏｒ ｄｅｃａｄｅｓ」
１１月　２日　雑誌「財界」創刊７０周年記念　道を拓く　〈日商会頭３期９年の総括〉
１月　１日　文藝春秋　１０１年目の超大型企画“１０１人の輝ける日本人”「永野重雄　日本企業の『石垣論』」
１月２４日　東京都商店街連合会　創立７０周年記念誌
２月　１日　東京都健康長寿医療センター　病院・研究所創立５０周年・養育院創設１５０年記念に寄せて

（小林会頭）

１１月　１日　経済団体記者会「新会頭就任前共同インタビュー」（１０月２７日実施、１１月１日解禁）
１月１１日　雑誌「財界」ワイド座談会「混乱・混迷の中を生き抜くリーダーの覚悟と決意」
１月２５日　雑誌「財界」日本商工会議所会頭・小林健の「大企業と中小企業のパートナーシップで」
１月２８日　産経新聞　直球緩球「中小企業にも賃上げの流れ」
２月２８日～３月２日　日刊工業新聞「広角」㊤㊥㊦
３月　１日　日経産業新聞「２０２３賃上げ『中小衰退は大手の弱体招く　今年こそ価格転嫁実行へ』」

4)　会頭共同インタビュー（囲み取材等）

（三村会頭）

７月　１日　東商夏期セミナー後
７月１１日　渋沢栄一プレミアム・フォーラム～新札発行に向けて～後

（小林会頭）

１２月１４日　東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ　展示会場視察後
２月　８日　芳野連合会長との懇談会後
３月　３日　渡辺復興大臣への要望手交後

5)　報道機関との懇談

（三村会頭）

８月２２日（１６名）　経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・石田専務との昼食懇談会

6)　記者発表

発表日	形態	種別	内容・標題
４月　１日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所が実施する産学公連携相談窓口のマッチングにより古紙のリサイクルシステム維持に向けた新たなアイデアを学生が企画・提案
４月　５日	記者レク	政策/周知	「最低賃金引上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査」調査結果
４月　７日	資料配布	事業/取材案内	渋沢ゆかりの地　首長会議 ～新札発行に向けて～開催
４月１４日	資料配布	政策/周知	わが国の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望
４月１８日	資料配布	事業/周知	「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクト　ＳＭＢＣ　ＧＭＯＰＡＹＭＥＮＴ(株)と新たに連携
４月１８日	資料配布	事業/取材案内	アーダーン　ニュージーランド首相歓迎懇談会開催
４月２０日	資料配布	事業/取材案内	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」開催
４月２０日	資料配布	政策/周知	最低賃金に関する要望
４月２１日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所と東京都、東京都医師会の連携によるワクチン追加接種（３回目接種）の期間延長について
４月２２日	資料配布	政策/周知	「創業・スタートアップ実態調査」速報値の公表
４月２７日	資料配布	政策/周知	「人手不足の状況および従業員への研修・教育訓練に関する調査」集計結果
５月　２日	資料配布	事業/取材案内	知らなかった東京に触れる、学ぶ！をテーマにした物産展「江戸・東京の魅力再発見　ＴＯＫＹＯショーケース」初開催
５月１１日	資料配布	事業/周知	「東京都事業承継･引継ぎ支援センター」２０２１年度相談実績
５月１２日	資料配布	政策/取材案内	「２０５０年カーボンニュートラル実現に向けたクリーンエネルギー戦略に対する意見」の公表および保坂資源エネルギー庁長官への手交・懇談について
５月１３日	資料配布	政策/周知	会員企業の防災対策に関するアンケート　調査結果
５月１７日	資料配布	事業/周知	環境社会検定試験（ｅｃｏ検定)・カラーコーディネーター検定試験　デジタル合格証のデザイン公募のお知らせ
５月１９日	資料配布	事業/取材案内	コロナ禍で頑張る食品生産者を応援！「東京のご当地物産展」初開催
５月２６日	資料配布	政策/周知	２０２２年度　新入社員意識調査の集計結果
６月　９日	資料配布	政策/周知	東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望（国土交通省あて）
６月　９日	資料配布	政策/周知	首都・東京の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望（東京都あて）
６月１０日	資料配布	事業/周知	『第２期東商環境アクションプラン』を策定
６月１３日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２２年４～６月期）集計結果－付帯調査：「新型コロナウイルスによる経営への影響について」「設備投資の動向について」「ロシアによるウクライナ侵攻の経営への影響について」
６月１３日	記者レク	政策/周知	「中小企業のテレワーク実施状況に関する調査」結果
６月１５日	資料配布	政策/周知	２０２３年卒新卒者の採用・インターンシップに関する調査

発表日	形態	種別	内容・標題
６月１５日	資料配布	事業/周知	「インターンシップ・仕事体験サイト＜夏＞」新規開設
６月２４日	資料配布	政策/取材案内	２０２２年度　東商夏期セミナー開催
６月２４日	資料配布	政策/周知	「２０３０年代に向けて 力強く成長し続ける都市・東京へ」―変化に対応し、成長する中小企業が将来を切り拓く―
６月２７日	記者レク	事業/周知	山陰のおいしいもの大集合！島根・鳥取×東京 商談会開催
６月２８日	資料配布	事業/取材案内	～都内ものづくり企業２０社が優れた技術・製品をアピール～九州最大級の総合技術展示会「中小企業テクノフェアｉｎ九州２０２２」に「東京都ブース」初出展
６月２９日	資料配布	事業/取材案内	「２０２２渋沢栄一ゆかりの地 地域特産物産展」～茨城県水戸商工会議所が初出店／雹被害「フカヤヤサイ応援(深谷市)」も～
６月３０日	資料配布	事業/周知	【東商検定ＩＢＴ・ＣＢＴ】デジタル合格証のデザイン公募企画応募総数２５２件の中から「ｅｃｏ検定」・「カラーコーディネーター検定試験」のデジタル合格証のデザインを決定
７月　４日	資料配布	事業/周知	東京ビジネスチャンスＥＸＰＯを開催！７月４日(月)～９月３０日(金)出展者を募集
７月　５日	資料配布	事業/取材案内	渋沢栄一プレミアム・フォーラム～新札発行に向けて～開催
７月１１日	資料配布	事業/周知	ＳＮＳ活用による“板橋×ものづくり”魅力向上プロジェクト「いたばしスゴ技の祭典」出展募集
７月１３日	資料配布	政策/周知	東京都の雇用就業施策に関する重点要望～中小企業の生産性向上と人材確保につながる自己変革の支援を～
７月１３日	資料配布	政策/取材案内	斉藤国土交通大臣への観光要望手交および懇談について
７月１４日	資料配布	政策/周知	国の中小企業対策に関する重点要望
７月１４日	資料配布	政策/周知	東京都の中小企業対策に関する重点要望
７月１４日	資料配布	政策/周知	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
７月１４日	資料配布	政策/周知	東京の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望
７月１４日	資料配布	政策/取材案内	齋藤国土交通大臣との懇談ならびに要望書手交について～東京及び首都圏の国際競争力向上に向けた都市政策等に関する要望～
７月１５日	資料配布	政策/周知	「創業・スタートアップ実態調査」報告書の公表
７月２１日	資料配布	事業/周知	第２０回勇気ある経営大賞受賞者決定のお知らせ
７月２１日	資料配布	事業/取材案内	「勇気ある経営大賞」第２０回記念事業　座談会・記念パーティの開催
７月２８日	資料配布	事業/周知	板橋区内製造業の青年優秀技能者・技術者表彰事業　第１６回“板橋Ｆｉｎｅ　Ｗｏｒｋｅｒ”募集開始！
８月　４日	資料配布	事業/周知	「音楽のトビラ～すぎなみ・ムジカ・プロジェクト～」杉並区の音楽・エンターテインメント関連事業者を連続ドラマ仕立てで紹介
８月　５日	資料配布	事業/周知	中小企業の生産性向上実現へ！東京商工会議所×大阪商工会議所『スタートアップ×中堅・中小企業マッチングイベント』初開催
８月　８日	資料配布	事業/周知	日本商工会議所創立１００周年記念シンポジウム「成長戦略としての女性活躍推進～Wのキセキ～」開催～女性活躍推進で飛躍的に成長を遂げた中小企業が登壇～

発表日	形態	種別	内容・標題
８月　９日	資料配布	事業/取材案内	山陰のおいしいもの大集合！島根・鳥取×東京 商談会開催
８月１２日	資料配布	事業/周知	M&Aに関する取材先企業紹介　経営者の高齢化及び親族・社内後継者不在の海外メディア広告代理店業のケース
８月１８日	資料配布	事業/取材案内	葛飾区内製造者による販売会！～体験・実演有～「ＫＡＴＳＵＳＨＩＫＡ　町工場百貨市」開催
８月２４日	資料配布	事業/周知	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」参加企業募集
８月２５日	資料配布	事業/周知	M&Aに関する取材先企業紹介　伊豆で５０年以上続く温泉供給業を譲渡
８月３１日	資料配布	事業/周知	職場で始める！”感染症対応力向上プロジェクト”２０２２年度「プレコース（環境整備）」新設
９月　１日	資料配布	事業/取材案内	第２０回勇気ある経営大賞顕彰式典開催
９月　７日	資料配布	事業/周知	女性活躍推進取組事例集「Wのキセキ～女性が輝く職場づくり～」発行
９月　８日	記者レク	政策/周知	「消費税インボイス制度」と「バックオフィス業務のデジタル化」等に関する実態調査
９月　８日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所渋谷支部設立５０周年記念事業　渋谷区周遊謎解きイベント「新人記者ハチの渋谷の魅力発見記」開催
９月１２日	資料配布	事業/周知	９月注目のデジタルスタンプラリーのご案内　東京２３区を巡って地元を応援　渋沢栄一の功績を辿る派？練馬区のお店新規開拓派？魅力再発見の秋！
９月１４日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２２年７～９月期）集計結果－付帯調査：「賃金の動向について」「価格転嫁の動向について」
９月１４日	資料配布	事業/取材案内	東商副会頭　広瀬道明氏（東京ガス株式会社取締役会長）講演「歴史に学び、時代を駆ける開催」－日本女子大学　キャリア支援課・生涯学習センターとの連携講座－
９月２０日	記者レク	政策/周知	令和５年度税制改正に関する意見
９月２０日	資料配布	事業/取材案内	日本商工会議所創立１００周年記念シンポジウム「成長戦略としての女性活躍推進～Wのキセキ～」
９月２１日	資料配布	事業/取材案内	―変革期に学ぶ、未来を拓く構想と行動―　セミナー「渋沢栄一の合本主義と株主第一主義の見直し」開催
９月２１日	記者レク	政策/周知	「女性、外国人材の活躍に関する調査」調査結果
９月２８日	記者レク	政策/周知	「人手不足の状況および新卒採用・インターンシップの実施状況に関する調査」調査結果
９月３０日	資料配布	事業/取材案内	第５９回日豪経済合同委員会会議開催
１０月　７日	資料配布	事業/周知	第１６回葛飾ブランド「葛飾町工場(まちこうば)物語」認定製品決定　葛飾区産業フェアにて認定証授与式開催
１０月１３日	資料配布	その他	東京商工会議所 次期会頭・副会頭人事
１０月１４日	資料配布	政策/周知	東京都の防災・減災対策に関する重点要望～レジリエントな都市の構築に向けて～
１０月１４日	資料配布	政策/周知	国の防災・減災対策に関する重点要望～レジリエントな都市の構築に向けて～
１０月１７日	資料配布	事業/取材案内	東商千代田支部～コロナ禍に対応する企業同士の交流・商談を支援～Ｂｅｙｏｎｄコロナマッチング商談会２０２２開催
１０月１８日	資料配布	事業/周知	「東京都事業承継・引継ぎ支援センター」２０２２年度上半期相談実績

発表日	形態	種別	内容・標題
１０月１８日	資料配布	事業/周知	東京都事業承継・引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現
１０月１９日	資料配布	政策/周知	政府への提言「地政学リスク、ウィズコロナ時代における中小企業の海外ビジネス促進に向けて」公表
１０月２０日	資料配布	政策/周知	「医療・介護制度の見直しに関する提言～持続可能な提供体制・保険制度の構築に向けて～」の公表および伊佐厚生労働副大臣への手交・懇談について
１０月２１日	資料配布	政策/周知	雇用・労働政策に関する重点要望
１０月２１日	資料配布	政策/周知	多様な人材の活躍に関する重点要望
１０月２５日	資料配布	事業/周知	～越境ＥＣに取り組むうえで押さえておきたいポイントを紹介～「越境ＥＣ/海外販売の基礎知識」発行
１０月２６日	資料配布	政策/周知	「研修･教育訓練、人材育成に関するアンケート」集計結果
１０月２８日	資料配布	事業/周知	渋谷のものづくり企業にクローズアップした冊子「メイドインシブヤ」発行
１０月３１日	資料配布	政策/取材案内	谷内閣府特命担当大臣との懇談ならびに要望書手交について～国の防災・減災対策に関する重点要望～
１０月３１日	資料配布	事業/周知	東京タワーを渋沢カラーの"藍色"にライトアップ！～今年からライトアップの輪を広げます～
１１月　１日	資料配布	その他	東京商工会議所会頭・副会頭等の選任・委嘱について
１１月　４日	資料配布	事業/周知	「ｅｃｏ検定アワード２０２２」受賞者決定について
１１月　７日	資料配布	事業/周知	業種や地域・企業規模の垣根を超えた２５０社が出展！東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ来場者登録開始
１１月　８日	資料配布	事業/周知	「デジタルシフト推進サポート」（ぴったりＤＸ）事業スタート！“ぴったり”なサポートで会員企業のデジタルシフト・ＤＸを応援～
１１月　８日	資料配布	その他	東京商工会議所　委員長ならびに共同委員長の委嘱について
１１月　９日	資料配布	事業/取材案内	【東京証券取引所と連携したワークショップ開催のお知らせ】東証×東商プレゼンツ～“渋沢目線”で社会課題を解決しよう～－順天学園Ｇｌｏｂａｌ　Ｗｅｅｋ２０２２に登壇－
１１月１０日	資料配布	政策/周知	新卒採用・選考活動動向に関する調査
１１月１１日	資料配布	事業/取材案内	ｅｃｏ検定 累計受験者数５５万人突破記念！特別講演会・ｅｃｏ検定アワード２０２２表彰式開催
１１月１４日	資料配布	事業/周知	次世代との連携により老舗企業の魅力発信を強化―明治学院大学経済学部と連携協定を結び、外国人留学生・大学生視点のＰＲ動画制作、来年１月には新興企業とのトークショー開催―
１１月１５日	資料配布	事業/周知	Ｍ＆Ａに関する取材先企業のご紹介　経営者の高齢化及び親族・社内後継者不在の医療セミナー運営会社のケース
１１月１６日	資料配布	事業/取材案内	第４８回日本ニュージーランド経済人会議開催
１１月２１日	資料配布	事業/周知	第４回渋沢栄一ゆかりの地　地域特産物産展２０２２開催
１１月２２日	資料配布	事業/周知	板橋区内製造業の青年優秀技能者・技術者表彰事業　第１６回“板橋Ｆｉｎｅ　Ｗｏｋｅｒ”の受賞者１５名を決定
１２月　７日	資料配布	事業/取材案内	東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ開催　小林会頭が開会式・テープカットに出席

発表日	形態	種別	内容・標題
１２月　８日	資料配布	事業/取材案内	『東商アイディアピッチ～Ｆｒｏｍ　Ｔｏｋｙｏ　ｔｏ　ｔｈｅ　Ｆｕｔｕｒｅ～』開催
１２月１２日	記者レク	政策/周知	「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果
１２月１９日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２２年１０～１２月期）集計結果－付帯調査:「円安が経営に及ぼす影響について」「価格転嫁の動向について」
１２月２７日	資料配布	政策/取材案内	東京商工会議所「２０２３年 新年賀詞交歓会」開催
１月１２日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所板橋支部は帝京大学と連携覚書を締結～産学公連携の推進を通じた板橋のイノベーションを目指す～
１月１３日	資料配布	事業/周知	「食の文京ブランド」文京区内の飲食店・菓子店等の推奨１０８点を選出！～文京区民が愛して止まない飲食店や観光客からも人気のある洋菓子店など１４店舗を新規決定～
１月１７日	資料配布	事業/取材案内	会員企業と学校法人との就職情報交換会開催
１月３１日	資料配布	政策/取材案内	東京都知事と東京都内商工会議所会頭との懇談について
２月　１日	資料配布	事業/取材案内	―変革期に学ぶ、未来を拓く構想と行動―　セミナー「明治の起業家たちに学ぶ『渋沢栄一と岩崎弥太郎』」開催
２月　２日	資料配布	事業/周知	東商ビジネススクール「研修講座ガイドブック」発行
２月　３日	資料配布	事業/取材案内	知らなかった東京に触れる、学ぶ！をテーマにした物産展「江戸・東京の魅力再発見　ＴＯＫＹＯ　Ｓｈｏｗｃａｓｅ」開催
２月　８日	資料配布	事業/周知	国内最大級の食の展示会「スーパーマーケット・トレードショー２０２３」にて「Ｆｒｏｍ　ＴＯＫＹＯ」ブース出展
２月　９日	資料配布	政策/取材案内	東京都知事と東京商工会議所会頭・副会頭との懇談
２月１０日	資料配布	事業/取材案内	城東エリア製造業の展示会「第９回町工場見本市」を開催　同会場で葛飾ブランド「葛飾町工場物語」特設コーナーを設置！
２月１３日	資料配布	事業/周知	“新札発行１年前カウントダウン事業”を渋沢栄一の生誕日からスタート！全国各地へＰＲポスターを配布・展開
２月１３日	資料配布	事業/周知	ＴＯＫＹＯ ＹＥＧ ＡＷＡＲＤＳ　２０２２受賞企業５社を決定
２月１７日	資料配布	政策/周知	中小企業・小規模事業者に対する「標的型攻撃」メール訓練実施結果
２月２０日	資料配布	事業/周知	東商主催検定試験にデジタルドリルアプリを導入
２月２４日	資料配布	事業/周知	「江戸川　ＩＴ活用事例集」発行　手軽な取り組みで、生産性向上や業務効率化に役立つ事例も紹介
３月　８日	資料配布	事業/周知	中小企業のための身の丈ＢＣＰ策定支援事業「ＢＣＰガイドブック」発行
３月１４日	資料配布	政策/周知	東商けいきょう（２０２３年１～３月期）集計結果－付帯調査:「採用の動向について」
３月１６日	資料配布	事業/周知	東商会員企業の“社長の魅力”を発信するＷｅｂサイト「東商社長ネット」をリニューアル
３月２２日	資料配布	事業/周知	「東京２３選　経営のミカタ～中小　流通・サービス業の取組事例～」を発行
３月２３日	資料配布	事業/周知	「後継者が決まっていない　小さな会社のためのＭ＆Ａガイド」発行
３月２７日	資料配布	政策/周知	２０２３年新卒者の採用・選考活動に関する調査

発表日	形態	種別	内容・標題
３月２８日	記者レク	政策/周知	「最低賃金および中小企業の賃金･雇用に関する調査」集計結果
３月２９日	資料配布	事業/周知	『中小企業のイノベーション創出事例』に新たに１０社の事例を追加
３月３０日	資料配布	事業/周知	～新札についての知識理解を深めよう～「新札発行ＰＲパネル展示」開催
３月３１日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について

⑭　放送番組

「中小企業の底ヂカラ」（ＴＯＫＹＯ ＭＸ）

放　送　　２０２２年４月～２０２３年１月

四半期に１回第３土曜日　　８時３０分～８時４５分（全４回）

内　容　高度な技術や高いシェアを誇るオンリーワン企業、ユニークな発想で画期的なサービスを展開する企業、さまざまな工夫や努力で限界に挑む職人など東京で活躍する革新的、創造的な企業等を紹介する番組を制作・放送。

ＣＭ放映　商工会議所ＣＭ、ｅｃｏ検定・ビジネスマネジャー検定試験、ブランドムービー、経営相談（マル経融資）

⑮　刊行物一覧

タイトル	発行月	価格	部署名
２０３０年代に向けて 力強く成長し続ける都市・東京へ	６月	無料	総務統括部総務課
開業ガイドブック　２０２２年度版	８月	無料	中小企業相談部
女性活躍推進取組事例集 「Wのキセキ～女性が輝く職場づくり～」	９月	無料	産業政策第二部
メイドインシブヤ	１０月	無料	渋谷支部
東京商工会議所渋谷支部　設立５０周年記念誌	１１月	無料	渋谷支部
江戸川 ＩＴ活用事例集	２月	無料	江戸川支部
後継者が決まっていない小さな会社のためのM&Aガイド	３月	無料	中小企業部
ＢＣＰガイドブック	３月	無料	江東支部
ものづくりの技と心を次世代へ	３月	無料	足立支部

(7) 証　　明

① 国内関係証明

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
営業証明	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3
所在地証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一法人証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商標使用証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会員証明（和文）	1	1	0	0	1	1	0	1	1	1	1	0	8
計	1	1	0	0	1	1	0	1	2	2	2	0	11

② 特定（恵）原産地証明書

経済連携協定に基づき輸入関税の減免措置を受けるための特定（恵）原産地証明書を、日・シンガポールＥＰＡについては当所において、その他のＥＰＡについては当所内に設置した日本商工会議所東京事務所において発給した。

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日シンガポール	9	3	10	8	9	10	9	10	9	6	5	7	95
日メキシコ	190	177	212	189	206	159	179	188	154	157	184	205	2,200
日マレーシア	720	719	731	733	809	787	704	741	670	563	744	739	8,660
日チリ	170	161	127	152	168	154	166	122	191	185	171	226	1,993
日タイ	3,744	4,084	4,377	3,961	3,779	3,941	3,734	3,970	3,241	3,476	3,725	3,993	46,025
日インドネシア	1,874	2,333	2,368	2,285	2,285	2,322	2,332	2,541	2,023	2,241	2,437	2,495	27,536
日ブルネイ	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
日アセアン	982	1,110	1,270	1,034	1,089	1,041	1,162	1,032	1,177	933	743	1,243	12,816
日フィリピン	423	375	413	358	410	471	427	410	350	317	360	415	4,729
日スイス	159	156	141	147	149	132	133	125	140	335	499	450	2,566
日ベトナム	1,244	1,163	1,493	1,152	1,166	1,218	1,196	1,215	1,117	825	1,094	1,174	14,057
日インド	2,722	2,567	2,857	2,513	2,566	2,784	2,676	2,802	2,713	2,615	2,740	3,193	32,748
日ペルー	8	10	12	20	14	16	13	6	13	11	4	9	136
日オーストラリア	222	191	277	214	220	227	208	186	186	203	179	251	2,564
日モンゴル	21	26	22	18	14	18	18	17	34	13	12	26	239
ＲＣＥＰ	4,205	4,367	5,479	5,180	5,467	5,383	5,906	5,919	5,419	5,084	5,960	6,964	65,333
計	16,693	17,442	19,789	17,964	18,351	18,665	18,863	19,284	17,437	16,964	18,857	21,390	221,699

③ 貿易関係証明（非特恵原産地証明書等）

各種貿易関係証明（原産地証明、インボイス証明、サイン証明等）は、輸入国の通関時や信用状の決済条件などで求められている。２０２２年９月１日より電子発給システムによる証明書のオンライン発給を開始した。

（単位：件）

	日本産原産地証明	外国産原産地証明	インボイス証明	サイン証明	その他の証明	合計	内オンライン発給件数
4月	14,662	1,020	1,276	3,253	24	20,235	－
5月	13,570	975	1,175	2,866	30	18,616	－
6月	15,316	1,167	1,284	3,751	45	21,563	－

	日本産原産地証明	外国産原産地証明	インボイス証明	サイン証明	その他の証明	合計	内オンライン発給件数
7月	13,430	992	1,267	2,915	20	18,624	－
8月	13,244	984	1,249	3,331	38	18,846	－
9月	13,420	1,060	1,295	3,787	24	19,586	151
10月	13,779	1,089	1,287	3,582	24	19,761	426
11月	13,716	974	1,372	3,814	27	19,903	743
12月	13,438	1,032	1,379	4,020	27	19,896	947
1月	9,908	759	1,120	3,063	26	14,876	896
2月	12,160	898	1,147	3,595	35	17,835	1,260
3月	14,358	1,034	1,431	4,584	52	21,459	1,821
計	161,001	11,984	15,282	42,561	372	231,200	6,244

※「その他の証明」は、会員証明（英文・仏文・西文）、日本法人証明（英文）及び営業証明（英文）
※上記のうち会員限定サービス「お急ぎ証明」（申請後、直ちに証明書を発給）は、２７，４７５件の利用実績であった。
※オンライン発給件数は、合計の内数を記載。

④　非特恵原産地証明書（日本産）の仕向国・品目別明細

（単位：件）

国名＼商品名		機械機器 一般機械	機械機器 電気機器	機械機器 輸送用機器	機械機器 精密機器	金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
アジア	バングラデシュ	379	63	1,697	147	536	273	310	64	10	259	3,738
	ブルネイ	7	0	6	0	7	3	0	8	0	2	33
	中　国	6,065	855	7,898	1,121	9,673	15,693	516	1,134	338	5,604	48,897
	香　港	147	37	178	89	1,222	1,943	20	1,298	19	341	5,294
	インド	1,128	280	1,421	284	1,696	3,588	71	241	47	1,062	9,818
	インドネシア	407	33	52	153	603	626	4	611	6	266	2,761
	韓　国	186	246	155	111	1,616	1,110	12	452	16	333	4,237
	マレーシア	374	38	381	60	392	845	0	526	14	427	3,057
	モンゴル	10	5	40	21	5	57	0	129	1	24	292
	ミャンマー	33	4	146	20	21	15	3	4	0	44	290
	パキスタン	64	62	579	56	236	390	107	20	19	314	1,847
	フィリピン	129	25	74	31	268	130	12	138	4	54	865
	シンガポール	212	33	193	44	978	395	0	464	4	126	2,449
	スリランカ	49	27	25	8	20	109	0	11	3	9	261
	台　湾	677	72	102	47	2,970	2,063	61	9,981	17	518	16,508
	タ　イ	333	29	24	35	514	975	28	1,895	11	703	4,547
	ベトナム	1,535	187	655	871	2,585	1,836	402	854	19	880	9,824
	アジアその他	95	68	152	104	41	154	13	136	5	133	901
	小　計	11,830	2,064	13,778	3,202	23,383	30,205	1,559	17,966	533	11,099	115,619

国名 ＼ 商品名		機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
中近東	アフガニスタン	0	0	0	0	2	0	0	0	0	18	20
	バーレーン	19	9	124	23	12	25	1	10	5	97	325
	イラン	41	0	18	110	4	7	45	1	0	5	231
	イラク	21	4	8	104	22	16	4	0	1	93	273
	イスラエル	23	0	34	7	6	89	0	93	2	9	263
	ヨルダン	35	1	96	49	5	129	50	8	5	79	457
	クウェイト	180	75	283	137	88	58	47	38	26	306	1,238
	レバノン	45	2	49	33	2	27	0	21	2	44	225
	オマーン	60	37	303	57	117	75	0	4	8	189	850
	カタール	142	107	201	52	86	42	18	121	9	286	1,064
	サウジアラビア	880	124	698	190	274	434	14	95	100	816	3,625
	シリア	2	0	1	5	1	5	0	0	0	6	20
	トルコ	514	106	687	104	780	856	261	13	24	391	3,736
	アラブ首長国連邦	541	223	1,109	230	284	777	47	344	61	773	4,389
	イエメン	8	8	25	18	1	9	0	1	5	7	82
	中近東その他	20	9	19	27	17	30	81	0	0	43	246
	小　　計	2,531	705	3,655	1,146	1,701	2,579	568	749	248	3,162	17,044
アフリカ	アルジェリア	24	0	5	57	45	33	0	0	0	28	192
	アンゴラ	1	0	76	1	12	4	0	4	0	5	103
	エジプト	162	34	91	109	30	146	1	34	2	63	672
	ケニア	3	1	23	3	68	14	0	0	0	28	140
	リベリア	0	0	1	3	0	0	0	0	0	1	5
	リビア	5	0	0	2	0	1	0	0	0	41	49
	モロッコ	1	3	19	16	6	27	2	2	0	3	79
	ナイジェリア	10	2	3	4	2	11	0	44	0	9	85
	南アフリカ	73	13	81	18	122	68	10	28	0	78	491
	スーダン	1	0	36	21	1	8	9	1	0	37	114
	チュニジア	14	10	6	28	15	15	0	0	4	5	97
	アフリカその他	53	33	352	62	85	79	52	53	6	280	1,055
	小　　計	347	96	693	324	386	406	74	166	12	578	3,082
欧州	オーストリア	5	0	7	5	18	36	5	3	0	5	84
	ベルギー	31	259	561	56	232	226	3	43	7	129	1,547
	キプロス	3	0	70	0	2	5	0	0	0	0	80
	チェコ	55	0	0	0	50	12	0	6	0	23	146
	デンマーク	12	34	3	0	1	21	0	7	3	1	82
	フィンランド	5	78	2	1	23	10	0	1	0	2	122
	フランス	19	4	53	4	41	617	26	78	0	33	875
	ドイツ	443	49	58	827	413	1,476	33	298	70	309	3,976
	ギリシャ	12	6	80	3	21	16	0	1	2	44	185

国名	商品名	機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
	オランダ	51	37	100	45	327	884	20	112	0	140	1,716
	ハンガリー	8	8	4	1	2	25	0	0	0	2	50
	アイルランド	4	11	62	0	6	11	0	0	0	5	99
	イタリア	42	184	1,011	2	494	332	59	76	35	167	2,402
	ノルウェー	0	17	17	0	195	14	0	4	0	0	247
	ポーランド	8	70	48	11	77	16	159	115	5	11	520
	ポルトガル	2	44	73	1	71	6	8	3	0	2	210
	ロシア	75	4	169	12	255	203	570	62	21	250	1,621
	スペイン	112	29	405	30	543	95	2	65	6	89	1,376
	スウェーデン	7	2	0	1	99	1	2	2	13	4	131
	スイス	7	0	0	8	20	35	2	35	1	46	154
	英　国	73	3	7	4	77	99	70	22	0	57	412
	欧州その他	46	97	578	68	325	106	26	66	36	216	1,564
	小　　計	1,020	936	3,308	1,079	3,292	4,246	985	999	199	1,535	17,599
北・中南米	アルゼンチン	51	4	11	3	1	50	0	2	0	41	163
	バハマ	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	ボリビア	2	4	9	2	2	1	0	0	0	17	37
	ブラジル	133	1	2	7	205	336	3	61	6	62	816
	カナダ	93	0	70	7	158	74	4	110	9	38	563
	チ　リ	23	0	2	4	6	11	0	2	0	19	67
	コロンビア	7	1	121	9	106	46	0	15	0	74	379
	コスタリカ	4	0	38	3	59	19	0	2	1	0	126
	エクアドル	0	0	12	3	13	8	1	1	1	5	44
	メキシコ	61	7	141	12	373	325	1	16	21	284	1,241
	パナマ	21	2	7	0	2	47	0	6	7	4	96
	パラグアイ	0	6	40	4	0	7	0	0	0	7	64
	ペルー	3	0	6	0	148	19	0	3	0	70	249
	米　国	346	79	72	104	332	685	4	197	97	474	2,390
	ベネズエラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	北・中南米その他	29	2	185	22	29	50	0	55	0	37	409
	小　　計	773	106	718	180	1,434	1,678	13	470	142	1,134	6,648
太平洋	オーストラリア	64	8	11	9	165	122	7	49	6	78	519
	ニュージーランド	10	0	2	0	43	37	0	34	0	31	157
	マーシャル諸島	4	0	2	1	0	1	0	0	0	0	8
	大洋州その他	8	2	65	14	10	5	0	55	0	5	164
	小　　計	86	10	80	24	218	165	7	138	6	114	848
国名不明											161	161
合　　計		16,587	3,917	22,232	5,955	30,414	39,279	3,206	20,488	1,140	17,783	161,001

⑤　証明事故（原産国誤り）

４社　６件

⑥　貿易関係証明申請サポート

【オンライン】非特恵原産地証明書作り方説明会　１６回（２８名）

講師派遣型セミナー　２回

個別相談会　３５回

(8) 企業信用調査

①　種類別利用件数

地域別

種別	件数	比率
国内調査	196 件	96.5%
海外調査	7 件	3.5%
合計	203 件	100.0%

調査種類別

種別	件数	比率
新規・最新調査	45 件	22.2%
既存調査	158 件	77.8%
合計	203 件	100.0%

②　利用件数の推移

年度	利用件数	内訳	
		国内調査	海外調査
2013	290	271	19
2014	262	252	10
2015	282	272	10
2016	242	222	20
2017	304	284	20
2018	282	265	17
2019	242	220	22
2020	223	206	17
2021	220	203	17
2022	203	196	7

(9) 使節団派遣

①　経済ミッション

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(10) 見本市・展示会

①　展示会・トレードショー出展支援

1）フロントオフィス・バックオフィスＤＸＰＯ東商ブース

営業部門・管理部門に関する生産性向上支援を目的に、デジタル化ツールを有する企業が出展するハイブリッド型の展示会（初開催）

主　　催　ブティックス株式会社

会　　期　バックオフィスＤＸＰＯ　　２０２２年8月２３日、２４日

フロントオフィスＤＸＰＯ　２０２２年８月２５日、２６日
会　　場　東京ビッグサイト　東７ホール
出展社数　バックオフィスＤＸＰＯ　２８１社　　フロントオフィスDXPO　２２６社
来場者数　バックオフィスＤＸＰＯ　４，４６３名　フロントオフィスDXPO　３，２５２名
(a)東京商工会議所ブース概要
出展社数　：２９社　（申込社数：８２社）
小間仕様　：間口約１ｍ×奥行０．５ｍ×高さ２．７ｍ／１小間
(b)会期前事前説明会等
・２０２２年６月１６日（木）出展社説明会
・２０２２年７月１３日（水）出展社セミナー
・２０２２年８月　３日（水）出展社交流会　※システムトラブルにより中止
・２０２２年８月１７日（水）出展社交流会　※３日の開催分を再調整

2)　スーパーマーケット・トレードショー２０２３
スーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会。
主　　催　(一社)全国スーパーマーケット協会　後援：東京商工会議所　他
会　　期　２０２３年２月１５日～１７日（３日間）、午前１０時～午後５時（最終日午後４時）
会　　場　幕張メッセ
出　　展　生鮮、加工食品、飲料・酒類等の食料品、飲食関連製品の製造事業者･団体
２，０４６社・団体、３，２７１小間
入場者数　６２，５２５人
◆東京商工会議所「Ｆｒｏｍ　ＴＯＫＹＯ」ブース概要◆
会　　場　９－１１ホール内
小間仕様　３㎡（間口２．０ｍ×奥行き１．５ｍ×高さ２．４ｍ）／１小間
出展対象　東京食品をテーマとして「東京ならではの食材」「東京らしい食品」を有する食品製造事業者・団体
出展社数　２０社
○出展者説明会　　１０月２８日　午後２時～４時
○出展者サポートセミナー　　１１月１５日　午後２時～４時

3)　産業交流展２０２２
原則として、首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有する中小企業などの優れた技術や製品を一堂に展示し、販路開拓による受発注の拡大、企業間連携の実現、情報収集・交換などのビジネスチャンスを提供する展示会。
２５回目となった今回もオンライン展示会・リアル展示会のハイブリットでの開催となった。
東商として出展・ブースを設け、第２０回「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のＰＲ等を実施。
主　　催　産業交流展２０２２実行委員会（東京都、東京商工会議所他）
会　　期　２０２２年１０月１２日～１１月　４日（オンライン展示会）
２０２２年１０月１９日～１０月２１日（リアル展示会）
出　　展　６１８社・団体、７７１小間
来場者数　３２，９２８人　※オンライン展（アクセス数）：４７，１２４

4)　東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ
独自の技術や珍しい商材を持つ都内中小企業が一堂に会し、製品やサービスを来場者にＰＲすることで販路拡大に繋げるとともに、東京の魅力を全国へ発信することを目的とした展示会。前回に続き、リアルとオンラインのハイブリッド形式による２回目の開催となった。

会　　期　２０２２年１２月１４日（水）～１５日（木）１０：００～１７：００　（リアル展示会）
　　２０２２年１２月　５日（月）～１９日（月）　（オンライン展示会）
会　　場　東京ビッグサイト西１ホール　(リアル展示会)
主　　催　東京商工会議所
共　　催　㈱東京ビッグサイト
出展者数　２９７社・団体
小 間 数　３６９小間

来場者数　９，０２５名　※延べ来場者数

a.　開会式
開催日時　：１２月１４日（水）９：３０～１０：００
場　　所　：東京ビッグサイト西展示棟　アトリウム

主催者挨拶：東京商工会議所　会頭　小　林　　健
来賓挨拶　：東京都　　副知事　潮　田　　勉　氏
テープカット：(公財)東京観光財団　専務理事兼事務局長　鈴　木　　勝　氏
東京信用保証協会　常務理事　菱　川　高　延　氏
東京都　副知事　潮　田　　勉　氏
東京都商工会連合会　専務理事　傳　田　　純　氏
(一社)東京都信用金庫協会　会長理事　澁　谷　哲　一　氏
(一社)東京都信用組合協会　会長　柳　沢　祥　二　氏
(公財)東京都中小企業振興公社　理事長　目　黒　克　昭　氏
(一社)東京都中小企業診断士協会　会長　森　川　雅　章　氏
日本小売業協会　会長　野　本　弘　文　氏
㈱日本政策金融公庫　常務取締役　渡　邉　正　博　氏
日本電鍍工業㈱　社長　伊　藤　麻　美　氏
（以上５０音順）
東京商工会議所　会頭　小　林　　健
東京商工会議所　専務理事　石　田　　徹
東京商工会議所　常務理事　小　林　治　彦
㈱東京ビッグサイト　常務取締役　津　国　保　夫

b.　イベント企画
(a) セミナー
「経営危機とコロナ禍を超えて～弱みを強みに変えてチャレンジスし続ける逆転の発想」
日本電鍍工業㈱　社長　　伊　藤　麻　美　氏
「ファンを生むブランディング活動におけるデジタル空間活用」
㈱Ｓｙｎａｍｏｎ　代表取締役　　武　樋　　恒　氏
「ＺＭＰが実現するロボットインフラ最新動向」
㈱ＺＭＰ　社長　　谷　口　　恒　氏
「どうなる２０２３年！！日本経済と消費動向の展望」
㈱第一生命経済研究所　経済調査部　首席エコノミスト　熊　野　英　生　氏
「商品の魅力、本当に伝えられていますか～浅草かっぱ橋商店街リアル店舗の奇蹟」
㈱飯田　社長　飯　田　結　太　氏
「３大ノックアウトリスク（災害、感染症、サイバー）から事業を守れますか？
～緊急事態を乗り切り、持続的に成長するポイント」
東京海上日動火災保険㈱　広域法人部専門次長　中　村　郁　雄　氏

(b) 体験コーナー

プロジェクションマッピング	エム・ティ・プランニング㈱
メタバース・ＤＸ関連	凸版印刷㈱
ＶＲ	㈲リビングＣＧ
物流支援ロボット	㈱ＺＭＰ
温泉足湯	㈱ヒューマンウェア
ＶＲ	㈱ＨＯＬＩＤＡＹ　ＳＴＵＤＩＯ

(c) 出展者プレゼンテーションコーナー

「セコム流、オープンイノベーションによる新価値探索と挑戦的実装の進め方」

セコム㈱　オープンイノベーション推進担当　リーダー　沙魚川　久　史　氏

「メタバースの可能性」

凸版印刷㈱　情報コミュニケーション事業本部

マーケティング事業部　エクスペリエンスデザイン本部　小　林　正　典　氏

「中小企業のセキュリティ対策～ＰＣを安全に使うためのセキュリティ対策とは？」

Ｓｋｙ㈱　ＩＣＴソリューション事業部　システムサポ―ト部

インストラクター　チーフ　有　松　真理恵　氏

(d)　生徒・学生来場企画

キャリア教育の一環として、生徒・学生を対象に出展企業ブースへの訪問・インタビューを実施。

キャリア教育支援イベントとして実施した「業界研究ツアー」では、都立芝商業高等学校の１年生１２９名が参加した。

c.　出展者説明会

開催日時　２０２２年１０月１８日(火) １４：００～１４：５０

会　　場　東京ビッグサイト会議棟６階 ６０５～６０８会議室

d.　出展効果向上セミナー

開催日時　２０２２年１０月１８日(火) １５：００～１６：３０

会　　場　東京ビッグサイト会議棟６階 ６０５～６０８会議室

「展示会の出展効果を３倍にする方法」

日本工業大学大学院　技術経営研究科教授　　弓　削　　徹　氏

(11) 講演会・講座

経済社会がウィズ・コロナの活動を模索するなかで始まった２０２２年度、会員企業の人材育成ニーズに最大限応えるべく、通学１４０講座（うち、合宿講座２講座を再開）、オンライン１０９講座、ハイブリッド３４講座を実施した。

人手不足が深刻化し、「人への投資」が重視されるなか、政策動向の変化や中小企業の経営課題に対応した「働き方改革・多様な人材活躍」「生産性向上」「ＤＸ人材育成」の３つのテーマで複数講座の受講を提案する『パッケージ型研修講座』を展開した。

東京商工会議所主催検定試験対策のオンデマンド動画として『ｅｃｏ検定（環境社会検定試験）公式オンデマンド講座』を新設し、受講者は合計で６６７名となった。

また、他の商工会議所および㈱きらぼしコンサルティングと連携して、オンライン講座を提供するスキームについては参画する商工会議所が増加、受講者数も増加しており、累計３２７名の受講者を得た。

こうした取り組みなどにより、総受講者数（通学・合宿・オンライン・ハイブリッドの各講座）は前年度比１，６９３名増の７，４６３名であった（日本女子大学リカレント教育課程経由申込み１名の受講生、各地商工会議所

他連携共申込３２７名の受講生を含む）。

＜２０２２年度　講座開催内訳＞

・通学・合宿講座　　１４１回開催（３，９５８名）
・オンライン講座　　１０９回開催（２，４６６名）
・ハイブリッド講座　　３４回開催（通学：５８１名、オンライン：４５８名）
・オーダーメイド研修（インハウス）　　１２回開催（４４９名）※文京区委託事業を含む
・オンデマンド動画セミナー　　５回開催（８２１名）

①　通学・合宿講座

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
ａ．新入社員	
【Ａ１－１】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース・通学〕	４月　４日
㈱マネジメントサポート　代表取締役　古　谷　治　子　氏	７８名
【Ａ１－２】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース・通学〕	４月　５日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	７８名
【Ａ１－３】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース・通学〕	４月　６日
㈱マネジメントサポート　代表取締役　古　谷　治　子　氏	７５名
【Ａ１－４】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース・通学〕	４月　７日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	７６名
【Ａ２－１】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　４日
㈱ノビテク　講師　　石　川　陽　子　氏	９０名
【Ａ２－１０】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　４日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	９０名
【Ａ２－２】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　６日
㈱ノビテク　講師　　喜多村　明　子　氏	９１名
【Ａ２－３】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　７日
㈱ノビテク　講師　　石　川　陽　子　氏	８９名
【Ａ３－１】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　４日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	８４名（計２クラス）
【Ａ３－２】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　６日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	８４名（計２クラス）
【Ａ３－３】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月１１日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	４２名
【Ａ３－４】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	５月１２日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	４２名
【Ａ４－１】新入社員ビジネス基礎&フォローアップ講座〔超少人数･実践中心２日＋フォローアップ１日〕	４月　５日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　原　田　　由美子　氏	２４名
ｂ．合宿	
【Ｂ１－１】戦略的管理者育成コース〔通学編〕	６月２０日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	１２名
【Ｂ１－２】戦略的管理者育成コース〔通学編〕	１０月１２日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	２１名
【Ｂ１－３】戦略的管理者育成コース〔合宿編〕	１１月１４日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	６名
【Ｂ２－１】新任管理者育成コース〔合宿編〕	７月２０日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１４名
【Ｂ２－２】新任管理者育成コース〔合宿編〕	１０月１８日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１３名
【Ｂ３－１】新任管理者育成コース〔通学編〕	５月１７日

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２６名
【Ｂ３－２】新任管理者育成コース〔通学編〕	６月　９日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２３名
【Ｂ３－３】新任管理者育成コース〔通学編〕	９月　７日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２９名
【Ｂ３－４】新任管理者育成コース〔通学編〕	１１月　１日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２６名
【Ｂ３－５】新任管理者育成コース〔通学編〕	１月１８日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	２１名
ｃ．階層別	
【Ｃ１－１】管理職候補・係長のための管理職養成講座	６月１４日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	３８名
【Ｃ１－２】管理職候補・係長のための管理職養成講座	９月２１日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	３３名
【Ｃ１－３】管理職候補・係長のための管理職養成講座	１２月　６日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	２８名
【Ｃ２－１】女性リーダー行動革新講座	７月１３日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	２３名
【Ｃ２－２】女性リーダー行動革新講座	１１月１６日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	２７名
【Ｃ３－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	６月　１日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２３名
【Ｃ３－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	９月１３日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	４３名
【Ｃ３－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	１１月１０日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３０名
【Ｃ３－４】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	１月１７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２１名
【Ｃ４－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	６月１６日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	２９名
【Ｃ４－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	９月２７日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	２５名
【Ｃ４－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	１１月１７日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	３３名
【Ｃ４－４】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	２月　９日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	１７名
【Ｃ５－１】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	６月　８日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	４６名
【Ｃ５－２】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	８月２５日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	４４名
【Ｃ５－３】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	１１月１５日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	４４名
【Ｃ５－４】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	２月８日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	３５名
【Ｃ６－１】新入社員フォローアップ講座〔２０２２年度入社編〕	７月１２日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	２３名
【Ｃ６－２】新入社員フォローアップ講座〔２０２２年度入社編〕	９月１３日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	２５名
【Ｃ６－３】新入社員フォローアップ講座〔２０２２年度入社編〕	１１月　２日

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	２５名
【Ｃ６－４】新入社員フォローアップ講座〔２０２２年度入社編〕	１月２０日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	２６名
【Ｃ８－３】新入社員のための社会人基礎講座	６月　７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３６名
【Ｃ８－１】新入社員のための社会人基礎講座	１０月　７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	５２名
【Ｃ８－２】新入社員のための社会人基礎講座	１１月　９日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３９名
【Ｃ１３－２】管理職・職場リーダーのための時間術講座	１１月２９日
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏	２４名
【Ｃ１６－１】女性管理職養成講座	２月　８日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	２５名
【Ｃ２０－１】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	５月２６日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	２５名
【Ｃ２０－３】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	１２月１２日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	３７名
【Ｃ２０－４】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	２月１４日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	３８名
【Ｃ２３－１】ハラスメント予防対策講座	６月２１日
日本産業カウンセラー協会　東京支部　支部長　山　田　る　り　氏	３２名
【Ｃ２３－２】ハラスメント予防対策講座	１２月　９日
日本産業カウンセラー協会　野　村　式　栄　氏	１７名
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ２－１】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	８月２４日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	１３名
【Ｄ２－２】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	１１月２９日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	１４名
【Ｄ２－３】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	１月２５日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	２９名
ｅ．指導・育成	
【Ｅ１－２】部下の育成・指導法講座	８月３０日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	４９名
【Ｅ１－４】部下の育成・指導法講座	２月１０日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	４０名
【Ｅ２－１】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	６月２１日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	３０名
【Ｅ２－２】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	１０月２０日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	３２名
【Ｅ２－３】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	３月　８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	３６名
【Ｅ３－２】部下の指導・育成に活かすコーチング講座	１２月１４日
ビジネスコーチ㈱　パートナーエグゼクティブコーチ　　安　室　元　博　氏	１８名
【Ｅ６－１】部下との面談スキルアップ講座	１０月２７日
㈱キャラウィット　代表取締役　　上　岡　実弥子　氏	３３名
ｆ．法務	
【Ｆ１６－１】役員のためのリスクマネジメント講座	９月１４日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　平　本　正　則　氏	２１名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
g．人事・総務	
【G２４－１】新任ハラスメント相談担当者の基礎実務講座	５月１９日
日本産業カウンセラー協会　東京支部　支部長　　山　田　る　り　氏	３０名
【G２５－１】育成体制・育成計画の立て方と運用のしかた	１１月　４日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	３０名
h．財務・経理	
【H５－１】新任経理担当者の基礎実務講座	５月２０日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	３４名
【H５－３】新任経理担当者の基礎実務講座	１月２０日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	３８名
【H６－１】経理担当者レベルアップ講座	８月　５日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	２７名
i．営業・販売	
【I１－１】営業“基礎力”養成講座	４月１９日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	２７名
【I１－２】営業“基礎力”養成講座	１０月２５日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	２９名
【I４－１】“売れる”営業チームづくり講座	１２月　７日
㈱Ｖ字経営研究所　代表取締役　　酒　井　英　之　氏	１５名
【I７－１】女性営業力養成講座	５月２７日
クロス・コンサルティング㈱　代表取締役　　島　津　　愛　氏	２０名
【I１３－２】営業“交渉力”養成講座	１０月１３日
(特)日本交渉協会　講師　　黒　川　　晃　氏	３６名
【I１４－１】顧客の心をつかむ営業スキルアップ講座	８月２３日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	３３名
【I１４－２】顧客の心をつかむ営業スキルアップ講座	１月１７日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	２３名
【I１７－１】営業“提案力”養成講座	６月２２日
㈱日小田コンサルティング　代表取締役　　日小田　正　人　氏	２３名
j．ビジネススキル	
【J１－１】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	５月２４日
㈱ヴィタミンM　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	４８名
【J１－３】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	１０月１３日
㈱ヴィタミンM　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２７名
【J１－４】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	１月２７日
㈱ヴィタミンM　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２４名
【J３－１】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	６月２４日
㈱ヴィタミンM　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２７名
【J３－３】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	１２月　８日
㈱ヴィタミンM　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２８名
【J４－１】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	５月２５日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	１３名
【J４－２】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	１２月１５日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２３名
【J５－１】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕	７月　５日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	２４名
【J７－１】信頼される社員の気がきく仕事術講座	９月　９日
㈱ソフィアパートナーズ　代表取締役　　増　谷　淳　子　氏	５８名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｊ７－２】信頼される社員の気がきく仕事術講座	２月　３日
㈱ソフィアパートナーズ　代表取締役　　増　谷　淳　子　氏	２８名
【Ｊ１０－１】業務効率を上げるタイムマネジメント講座	７月１４日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	２５名
【Ｊ１０－２】業務効率を上げるタイムマネジメント講座	１０月１４日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	２６名
【Ｊ１１－１】お客さまの信頼をとりもどす クレーム対応講座	７月２２日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	１３名
【Ｊ１１－２】お客さまの信頼をとりもどす クレーム対応講座	１２月１６日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	１３名
【Ｊ１６－１】リーダーのための職場活性化講座	６月２９日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏	３５名
【Ｊ１６－２】リーダーのための職場活性化講座	１１月　８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏	２９名
【Ｊ２０－２】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔応用編〕	２月１５日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２６名
【Ｊ２１－３】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	２月２１日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２７名
【Ｊ２２－２】事務担当者のためのムダ削減と改善の具体策講座	３月　９日
ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏	１３名
【Ｊ２６－２】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕	１１月２４日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３８名
【Ｊ２９－１】生産性向上のための時短ワザ　整理整頓仕事術	７月２０日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２０名
【Ｊ３２－１】うっかりミス防止講座	１２月１３日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　　真理子　氏	４０名
【Ｊ４０－１】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座〔管理職編〕	９月１５日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	１６名
【Ｊ４１－１】ストレスを力に変える！レジリエンス・トレーニング	１１月　９日
㈱ザ・アカデミージャパン　プロフェッショナルトレーナー　　高　橋　友　幸　氏	３名
【Ｊ４２－１】心理的安全性の高まるファシリテーション講座	３月　２日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	１３名
ｋ．貿易	
【Ｋ５－１】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕	１１月　１日
㈱アースリンク　貿易アドバイザー　　川　村　久美子　氏	９名
ｐ．パソコン・ＩＴ	
【ＰＡ１－１】アクセス基礎２０１６	７月２６日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	９名
【ＰＡ１－２】アクセス基礎２０１６	１０月１２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１２名
【ＰＡ２－１】アクセス応用２０１６	１１月２４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	３名
【ＰＢ－１】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック２０１６	７月　５日
東商パソコン・ＩＴ講座担当講師　　石　田　十　兄　氏	１２名
【ＰＢ－２】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック２０１６	１０月　５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１２名
【ＰＢ－３】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック２０１６	３月　８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１４名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【ＰＥ１－１】エクセル基礎２０１６	５月１１日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　志　賀　洋　美　氏	１３名
【ＰＥ１－２】エクセル基礎２０１６	７月１２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　志　賀　洋　美　氏	１４名
【ＰＥ１－６】エクセル基礎２０１６	６月２８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　志　賀　洋　美　氏	１４名
【ＰＥ１－３】エクセル基礎２０１６	９月２７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　志　賀　洋　美　氏	１０名
【ＰＥ１－４】エクセル基礎２０１６	１１月１６日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　志　賀　洋　美　氏	１１名
【ＰＥ１－５】エクセル基礎２０１６	１月１２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　志　賀　洋　美　氏	１４名
【ＰＥ１－７】エクセル基礎２０１６	１２月１３日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　志　賀　洋　美　氏	１３名
【ＰＥ２－１】エクセル応用２０１６〔２日間通学編〕	６月１４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１４名
【ＰＥ２－２】エクセル応用２０１６〔２日間通学編〕	８月２５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１３名
【ＰＥ２－３】エクセル応用２０１６〔２日間通学編〕	１０月２７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１２名
【ＰＥ２－４】エクセル応用２０１６〔２日間通学編〕	１２月　８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１０名
【ＰＥ３－１】エクセル関数応用活用編２０１６	６月２４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１４名
【ＰＥ３－２】エクセル関数応用活用編２０１６	９月２２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１２名
【ＰＥ３－３】エクセル関数応用活用編２０１６	１１月１４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１４名
【ＰＥ３－４】エクセル関数応用活用編２０１６	１２月２１日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１４名
【ＰＥ３－５】エクセル関数応用活用編２０１６	２月２２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１２名
【ＰＥ４－１】エクセルマクロＶＢＡ入門２０１６	８月　４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１２名
【ＰＥ４－２】エクセルマクロＶＢＡ入門２０１６	１１月１０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１４名
【ＰＥ５－１】エクセル応用２０１６〔動画配信＋通学編〕	９月　９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１４名
【ＰＥ５－２】エクセル応用２０１６〔動画配信＋通学編〕	２月　９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１３名
【ＰＧ－１】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６（2クラス）	４月　７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２８名
【ＰＧ－２】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６（2クラス）	４月１１日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２６名
【ＰＧ－３】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６（2クラス）	４月１３日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２５名
【ＰＧ－４】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６（2クラス）	４月１９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２３名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【ＰＧ－５】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６（2クラス）	４月２１日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏　他	２６名
【ＰＧ－６】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６	９月１４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１３名
【ＰＨ－１】ホームページ作成［ＨＴＭＬ５／ＣＳＳ３］	６月　７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	５名
【ＰＪ１－１】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔導入&初期設定編〕	６月１７日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　栗　原　篤　史　氏	２４名
【ＰＪ２－１】WordPressによるビジネスサイト構築〔コンテンツ作成&保守運用編〕	７月１４日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　栗　原　篤　史　氏	１４名
【ＰＪ４－１】Ｇｏｏｇｌｅアナリティクスによる解析実務〔初級編〕	８月　３日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　松　本　年　史　氏	２２名
【ＰＰ－１】パワーポイント２０１６	７月２０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１０名

② オンライン（Ｚｏｏｍライブ配信）講座

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ａ．新入社員	
【Ａ５－１Ｗ】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　柄　澤　百　代　氏	３０名
【Ａ５－２Ｗ】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月１３日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　柄　澤　百　代　氏	３０名
【Ａ５－３Ｗ】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月１４日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　柄　澤　百　代　氏	３０名
ｃ．階層別	
【Ｃ９－１Ｗ】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月２１日
㈱ワークセッション　代表取締役　鈴　木　泰　詩　氏	５０名
【Ｃ９－２Ｗ】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月２２日
㈱ワークセッション　代表取締役　鈴　木　泰　詩　氏	３２名
【Ｃ９－３Ｗ】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	４月２７日
㈱ワークセッション　代表取締役　鈴　木　泰　詩　氏	２７名
【Ｃ１１－１Ｗ】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座	４月１３日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　鈴　木　瑞　穂　氏	２９名
【Ｃ１１－２Ｗ】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座	４月１４日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　鈴　木　瑞　穂　氏	１１名
【Ｃ１３－１Ｗ】管理職・職場リーダーのための時間術講座	８月　４日
㈲ビズアーク　代表取締役　水　口　和　彦　氏	１２名
【Ｃ１４－１Ｗ】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座	４月１９日
マナビクス　代表　丹　羽　將　喜　氏	４０名
【Ｃ１４－２Ｗ】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座	４月２２日
マナビクス　代表　丹　羽　將　喜　氏	１７名
【Ｃ１４－３Ｗ】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座	４月２６日
マナビクス　代表　丹　羽　將　喜　氏	２９名
【Ｃ２０－２Ｗ】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	９月２７日
ビジネスディベロップサポート　代表　大　軽　俊　史　氏	２６名
【Ｃ２１－１Ｗ】新入社員のためのロジカルシンキング講座	４月２０日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　車　塚　元　章　氏	２３名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｃ２１－２Ｗ】新入社員のためのロジカルシンキング講座	４月２８日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	２２名
【Ｃ２２－１Ｗ】ベテラン社員（年上部下）とのコミュニケーション	１１月１０日
ビジネスコーチ㈱　パートナーエグゼクティブコーチ　安　室　元　博　氏	７名
【Ｃ２４－１Ｗ】入社１年目からの数字力強化講座	４月１８日
ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　　深　沢　真太郎　氏	２６名
【Ｃ２４－２Ｗ】入社１年目からの数字力強化講座	４月２１日
ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　　深　沢　真太郎　氏	９名
【Ｃ２５－１Ｗ】中堅社員　あなたの役割と仕事はこれだ！	７月　７日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	４８名
【Ｃ２５－２Ｗ】中堅社員　あなたの役割と仕事はこれだ！	１０月２４日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	３７名
【Ｃ２５－３Ｗ】中堅社員　あなたの役割と仕事はこれだ！	１月２４日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	４２名
【Ｃ２６－１Ｗ】職場リーダー養成講座	９月　６日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	５名
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ１３－１Ｗ】会社経営を強くするビジネスデータ活用戦略講座	６月１４日
システムリサーチ&コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	１１名
【Ｄ１４－１Ｗ】デザイン思考実践講座〔事前オンライン講座受講あり〕	７月　８日
Ｂｅｔｈ(合)　代表取締役　　河　上　泰　之　氏	１２名
【Ｄ１４－２Ｗ】デザイン思考実践講座〔事前オンライン講座受講あり〕	１２月　８日
Ｂｅｔｈ(合)　代表取締役　　河　上　泰　之　氏	２７名
【Ｄ１５－１Ｗ】マーケティング発想力・思考力養成講座	１１月２４日
㈱シャイニング　認定プロフェッショナル　佐　野　青　子　氏	２８名
【Ｄ１６－１Ｗ】経営者・新規事業責任者なら知っておきたい”新規事業成功の秘訣”習得講座	８月　３日
合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	１４名
【Ｄ１７－１Ｗ】経営幹部のための「経営戦略・事業戦略の構築手法」	１０月２１日
㈱シクロ・ハイジア　代表取締役ＣＥＯ　小　林　　誠　氏	８名
【Ｄ１９－１Ｗ】マーケティング戦略の立案と実践	４月１９日
㈱シナプス　代表取締役　家　弓　正　彦　氏	１０名
【Ｄ２４－１Ｗ】経営幹部・管理職のための情報整理術	１１月２２日
シックス・スターズコンサルティング㈱　パートナーコンサルタント　飯　田　利　男　氏	３１名
ｅ．指導・育成	
【Ｅ１－１Ｗ】部下の育成・指導法講座	６月２４日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	１６名
【Ｅ１－３Ｗ】部下の育成・指導法講座	１１月２５日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	２８名
【Ｅ３－１Ｗ】部下の指導・育成に活かすコーチング講座	７月２２日
ビジネスコーチ㈱　パートナーエグゼクティブコーチ　安　室　元　博　氏	１４名
【Ｅ９－１Ｗ】“折れない”部下の育て方講座	１月１２日
㈱ザ・アカデミージャパン　エグゼクティブ・トレーナー　　窪　田　晃　和　氏	７名
【Ｅ１１－１Ｗ】部下の成長をうながすフィードバックの技術講座	６月　２日
合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	１１名
【Ｅ１１－２Ｗ】部下の成長をうながすフィードバックの技術講座	２月２２日
合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	３４名
【Ｅ１２－１Ｗ】「自ら考え動く」チームづくり講座	１０月２６日
㈱ジェイオーダー　組織風土改革サポーター　　高　野　有　麻　氏	３７名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｅ１２－２Ｗ】「自ら考え動く」チームづくり講座	２月　７日
㈱ジェイオーダー　組織風土改革サポーター　　高　野　有　麻　氏	３１名
【Ｅ１３－１Ｗ】アンガーマネジメント×部下とのコミュニケーション・マネジメント	１０月　４日
㈱アイ・イーシー　講師　　岡　崎　茂　和　氏	４４名
【Ｅ１４－１Ｗ】リーダーのための心理的安全性の高いチームのつくり方	１１月１７日
㈱ザ・アカデミージャパン　エグゼクティブ・トレーナー　　窪　田　晃　和　氏	４０名
ｆ．法務	
【Ｆ１４－１Ｗ】システム開発・ソフトウェア契約のトラブル対処法講座	９月　９日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	２７名
【Ｆ１５－１Ｗ】中小企業のための情報セキュリティの法的責任と実務対応	１１月１０日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	３３名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ１６－１Ｗ】昇進・昇格の仕組みと管理職の選び方講座	８月２３日
㈱日本経営システム研究所　代表取締役　　中　村　壽　伸　氏	１２名
【Ｇ１７－１Ｗ】採用戦略の立て方と広報・PR 講座	１０月１８日
㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏	１２名
【Ｇ２０－１Ｗ】育休取得者が活躍する組織づくり講座	１２月　２日
青山学院大学　社会情報学研究科　プロジェクト教授　山　口　理　栄　氏	３名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ１－１Ｗ】財務分析講座〔入門編〕	６月１６日
城所会計事務所　公認会計士・税理士・行政書士　　城　所　弘　明　氏	３５名
【Ｈ１－２Ｗ】財務分析講座〔入門編〕	１１月２日
城所会計事務所　公認会計士・税理士・行政書士　　城　所　弘　明　氏	２０名
【Ｈ２－１Ｗ】財務分析講座〔実践編〕	９月１３日
城所会計事務所　公認会計士・税理士・行政書士　　城　所　弘　明　氏	１４名
【Ｈ２－２Ｗ】財務分析講座〔実践編〕	１２月１６日
城所会計事務所　公認会計士・税理士・行政書士　　城　所　弘　明　氏	１０名
【Ｈ５－２Ｗ】新任経理担当者の基礎実務講座	１１月１８日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	２４名
【Ｈ６－２Ｗ】経理担当者レベルアップ講座	１月２７日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	２１名
【Ｈ８－１Ｗ】決算書の基礎講座	１１月１７日
湊税理士事務所　税理士　　湊　　義　和　氏	１３名
【Ｈ１０－１Ｗ】法人税申告書の基礎講座	１１月１５日
渡邉一成税理士事務所　税理士　　渡　邉　一　成　氏	１９名
【Ｈ１２－１Ｗ】経理・総務部門のためのＲＰＡの活かし方講座	１０月２５日
㈲ナレッジネットワーク　社長　公認会計士　　中　田　清　穂　氏	１５名
【Ｈ１２－２Ｗ】経理・総務部門のためのＲＰＡの活かし方講座	２月７日
㈲ナレッジネットワーク　社長　公認会計士　　中　田　清　穂　氏	３１名
【Ｈ１５－１Ｗ】コロナショックから学ぶ 経理部門におけるテレワーク導入の課題解決講座	７月１２日
㈲ナレッジネットワーク　社長・公認会計士　　中　田　清　穂　氏	４名
ｉ．営業・販売	
【Ｉ９－１Ｗ】営業アシスタント養成講座	７月　５日
ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー　　浜　崎　智　世　氏	１８名
【Ｉ９－２Ｗ】営業アシスタント養成講座	９月２８日
ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー　　浜　崎　智　世　氏	２４名
【Ｉ１３－１Ｗ】営業“交渉力”養成講座	７月１４日
(特)日本交渉協会　幹事　　加　藤　有　祐　氏	１７名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｉ１７－２Ｗ】営業“提案力”養成講座	９月　６日
㈱日小田コンサルティング　代表取締役　　日小田　正　人　氏	１５名
【Ｉ１８－１Ｗ】オンライン商談力向上講座	７月　７日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	６名
【Ｉ１８－２Ｗ】オンライン商談力向上講座	９月２９日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	１７名
【Ｉ１９－１Ｗ】営業“思考力”養成講座	１１月　８日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	４７名
【Ｉ２０－１Ｗ】”勝てる”提案ができる提案書作成力養成講座	９月２０日
合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	２０名
ｊ．ビジネススキル	
【Ｊ１－２Ｗ】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	８月　５日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１９名
【Ｊ３－２Ｗ】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	８月２６日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２４名
【Ｊ１２－１Ｗ】若手社員向け段取り力向上講座	６月　７日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	１５名
【Ｊ１２－２Ｗ】若手社員向け段取り力向上講座	２月２１日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	４５名
【Ｊ１５－１Ｗ】アサーティブ・コミュニケーション講座	６月２３日
㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏	２５名
【Ｊ１５－２Ｗ】アサーティブ・コミュニケーション講座	２月１７日
㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏	２９名
【Ｊ１７－１Ｗ】ロジカルシンキングの活かし方講座	６月１７日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	３６名
【Ｊ１７－２Ｗ】ロジカルシンキングの活かし方講座	８月３０日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	２７名
【Ｊ１７－３Ｗ】ロジカルシンキングの活かし方講座	２月１４日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	４０名
【Ｊ１８－１Ｗ】人を動かす“数字”を使った伝え方講座	９月　２日
ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　　深　沢　真太郎　氏	２２名
【Ｊ１８－２Ｗ】人を動かす“数字”を使った伝え方講座	２月１５日
ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　　深　沢　真太郎　氏	１７名
【Ｊ２０－１Ｗ】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔応用編〕	１０月２１日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１１名
【Ｊ２１－１Ｗ】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	４月２８日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２３名
【Ｊ２１－２Ｗ】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	６月１０日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２４名
【Ｊ２２－１Ｗ】事務担当者のためのムダ削減と改善の具体策講座	８月２４日
ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏	２０名
【Ｊ２６－１Ｗ】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕	９月　８日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	９名
【Ｊ２７－１Ｗ】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座	７月１３日
ＴｈｒｅｅＸ　Ｄｅｓｉｇｎ㈱　代表取締役　　櫻　井　俊　輔　氏	４４名
【Ｊ２７－２Ｗ】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座	１２月１４日
ＴｈｒｅｅＸ　Ｄｅｓｉｇｎ㈱　代表取締役　　櫻　井　俊　輔　氏	４７名
【Ｊ３０－１Ｗ】ビジネスモラル&コンプライアンス基礎講座	１０月１４日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２４名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｊ３４－１Ｗ】プレゼンテーション力アップ講座〔オンライン活用編〕	９月２７日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	５名
【Ｊ３７－２Ｗ】信頼関係を生み出す「表情力」向上トレーニング講座	１２月　７日
ままだよしこメソッド㈱　代表取締役　　間々田　桂　子　氏	７名
【Ｊ３８－１Ｗ】[DX/RPA 入門]手を動かして学ぶ！社内業務効率化トレーニング講座	１１月１６日
プロトアウトスタジオ　校長　菅　原　のびすけ　氏	３１名
【Ｊ３９－１Ｗ】リーダーのための「問題発見・問題解決力」向上講座	９月１３日
ＴｈｒｅｅＸ　Ｄｅｓｉｇｎ㈱　代表取締役　　櫻　井　俊　輔　氏	３０名
ｋ．貿易	
【Ｋ１－１Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	４月２６日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３５名
【Ｋ１－２Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	６月　８日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３４名
【Ｋ１－３Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	９月　７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３５名
【Ｋ１－４Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	１０月１９日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２５名
【Ｋ１－５Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	１２月　１日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２７名
【Ｋ１－６Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	１月２５日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２６名
【Ｋ１－７Ｗ】貿易実務講座〔基礎編〕	３月　７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２２名
【Ｋ３－１Ｗ】貿易実務講座〔輸入編〕	２月１５日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２７名
【Ｋ４－１Ｗ】貿易実務講座〔輸出編〕	６月　９日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１７名
【Ｋ４－２Ｗ】貿易実務講座〔輸出編〕	２月１６日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２５名
【Ｋ６－１Ｗ】貿易・英文契約講座〔入門編〕	１０月２０日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	９名
【Ｋ９－１Ｗ】貿易・英文契約講座〔基礎レベルアップ編〕	１月２６日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	８名
【Ｋ１１－１Ｗ】三国間貿易における書類作成の実務と貿易関係証明	９月　８日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２４名
【Ｋ１８－１Ｗ】貿易実務で使える英文ビジネスＥメール講座〔入門編〕	１０月１２日
みね事務所　代表　　峯　　愛　氏	１４名
ｌ．国際ビジネス	
【Ｌ２－１Ｗ】国際売買契約講座〔基礎編〕	７月　６日
フリーマン国際法律事務所　弁護士　　都　留　綾　子　氏	４名
【Ｌ３－１Ｗ】英文ビジネスＥメールライティング基礎講座	７月２１日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	１５名
【Ｌ３－２Ｗ】英文ビジネスＥメールライティング基礎講座	１２月　９日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	８名
【Ｌ５－１Ｗ】海外の与信管理と債権回収講座	１１月２９日
ナレッジマネジメントジャパン㈱　代表取締役　　牧　野　和　彦　氏	１５名
【Ｌ２０－１Ｗ】ビジネス英語スキルアップ講座	９月１６日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	１５名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ｐ．パソコン・ＩＴ	
【ＰＪ９－１Ｗ】Web サイト構築・運用の基礎知識	５月２０日
（特）　ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　桑　原　篤　史　氏	１１名
【ＰＪ１０－１Ｗ】Web 集客（SNS マーケティング）の基礎知識	６月　３日
（特）　ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　松　永　菜穂子　氏	３０名
【ＰＪ１１－１Ｗ】Web サイト効果測定・改善の基礎知識	７月２６日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　並　木　　博　　氏	２４名

③　ハイブリッド講座（通学・オンライン同時開催）

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数 （通学／オンライン）
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ１－１】財務３表一体理解講座	７月　６日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	１０名／１７名
【Ｄ１－２】財務３表一体理解講座	１０月１９日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	１４名／１４名
【Ｄ１－３】財務３表一体理解講座	２月１７日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	２２名／１２名
【Ｄ４－１】経営幹部が身につけるべき数的知識講座	９月２９日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	２７名／　９名
【Ｄ８－１】売上予算必達のマネジメント講座	１０月　５日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	１０名／　５名
【Ｄ１２－１】取締役・執行役員の役割と仕事	９月　２日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	２４名／４４名
ｆ．法務	
【Ｆ１－１】ビジネス法務入門講座	５月２７日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主任研究員・弁護士　　住　吉　健　一　氏	１３名／１２名
【Ｆ１－２】ビジネス法務入門講座	１０月２７日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　主任研究員・弁護士　　住　吉　健　一　氏	２５名／１９名
【Ｆ２－１】契約実務講座〔基礎編〕	６月３０日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１５名／１６名
【Ｆ２－２】契約実務講座〔基礎編〕	１１月２５日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	２４名／１４名
【Ｆ３－１】契約実務講座〔実践編〕	８月２６日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１１名／１１名
【Ｆ３－２】契約実務講座〔実践編〕	１月２６日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１０名／　９名
【Ｆ４－１】労働法実務講座〔入門編〕	５月２６日
石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　　山　中　健　児　氏	１９名／１１名
【Ｆ４－２】労働法実務講座〔入門編〕	１２月１３日
石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　　山　中　健　児　氏	１１名／　９名
【Ｆ８－１】役員に必要な会社経営の法務知識講座	１２月　６日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１５名／１１名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ１－１】社会保険実務講座〔入門編〕	５月１９日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	２０名／１２名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数 （通学／オンライン）
【Ｇ１－２】社会保険実務講座〔入門編〕	９月１５日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	２５名／２３名
【Ｇ１－３】社会保険実務講座〔入門編〕	１月２４日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	１５名／１７名
【Ｇ２－１】社会保険実務講座〔実践編〕	６月　７日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	１６名／　８名
【Ｇ２－２】社会保険実務講座〔実践編〕	１０月１２日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	２２名／　８名
【Ｇ２－４】社会保険実務講座〔実践編〕	３月１４日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	１２名／１６名
【Ｇ４－１】給与計算の実務講座	６月２８日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	１５名／１４名
【Ｇ４－２】給与計算の実務講座	１１月　９日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	１８名／１１名
【Ｇ４－３】給与計算の実務講座	３月　７日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	９名／　８名
【Ｇ８－１】年末調整の実務講座	１０月２７日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　代表社員　　小　宮　弘　子　氏	６０名／２３名
【Ｇ８－２】年末調整の実務講座	１１月　４日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　代表社員　　小　宮　弘　子　氏	２４名／１１名
【Ｇ１１－１】働き方改革時代にマッチした就業規則策定講座	１１月２２日
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　人事コンサル部　部長　特定社会保険労務士　　渡　邉　哲　史　氏	４名／　８名
【Ｇ１２－１】問題社員の解雇・指導・対処法講座	７月２１日
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　人事コンサル部　部長　特定社会保険労務士　　渡　邉　哲　史　氏	１５名／　８名
【Ｇ２２－１】総務担当者向け基礎実務講座	５月１１日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　代表社員　　小　宮　弘　子　氏	１３名／１３名
【Ｇ２２－２】総務担当者向け基礎実務講座	１０月　４日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　代表社員　　小　宮　弘　子　氏	１９名／　９名
【Ｇ２２－３】総務担当者向け基礎実務講座	２月　９日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　代表社員　　小　宮　弘　子　氏	１０名／２３名
【Ｇ２６－１】「多様な働き方」のポイント完全解説講座	１２月１５日
石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　　山　中　健　児　氏	５名／　９名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ４－１】資金繰り実務講座〔入門編〕	８月２５日
ＴＯＭＡコンサルタンツグループ㈱　理事　　井　関　臣一朗　氏	１４名／１９名
【Ｈ１１－１】経営の本質を探る原価計算と管理会計の基本講座	１１月１１日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	１５名／　５名

④　オーダーメイド研修（インハウス）

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ａ．新入社員	
新入社員ビジネス文書・Ｅメール書き方＋電話応対研修〔通学〕	５月２７日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１１名
新人・若手職員対象ステップ・アップ研修／中堅職員対象リーダーシップ力発揮研修〔通学〕	７月　２日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　原　田　　由美子　氏	９９名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ｃ．階層別	
ハラスメント予防研修〔通学〕	５月１２日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　取締役法務部長　主席研究員　　林　　光　男　氏	１３名
階層別研修〔通学〕	６月３０日
㈱ザ・アカデミージャパン　プロフェッショナルトレーナー　　高　橋　友　幸　氏	１００名
ビジネスマネジャー検定試験対策講座〔オンライン（Ｗｅｂｅｘライブ配信）〕	９月１０日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　取締役法務部長　主席研究員　　林　　光　男　氏	２９名
ハラスメント予防研修〔オンライン（Ｚｏｏｍライブ配信）〕	１月１３日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　取締役法務部長　主席研究員　　林　　光　男　氏	７０名
ｄ．経営・マネジメント	
社内起業研修（６回シリーズ）〔ハイブリッド〕	９月　８日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	３名
ｇ．人事・総務	
社会保険＆給与計算・実務研修〔通学〕	１月３０日
社会保険労務士法人トムズ・コンサルタント　　中　山　祐　介　氏	１４名
ｊ．ビジネススキル	
うっかりミス防止研修〔オンライン（Ｚｏｏｍライブ配信）〕	１０月１９日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	５９名
ｐ．パソコン・ＩＴ	
新入社員ワード&エクセル研修〔通学〕	５月１１日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	７名

⑤　オンデマンド動画セミナー

【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】
厚生労働省共同制作　職場における学び・学び直し促進ガイドライン解説動画
開　催　日　　９月　７日～配信
講　　師　　厚生労働省　人材開発統括官　人材開発政策担当参事官室

【オンラインセミナー（オンデマンド動画）】
ｅｃｏ検定（環境社会検定試験）公式オンデマンド講座
開　催　日　　４月　１日～　８月　８日販売，　９月１２日～１１月２８日販売
講　　師　　㈱パデセア　代表取締役　　黒　柳　要　次　氏
参 加 者 数　　３３０名，３３７名

【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】
経営者・経営幹部なら知っておきたい「生産性向上の極意」
開　催　日　　７月１３日～１１月１８日配信
講　　師　　(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏
参 加 者 数　　１１９名

【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】
ＤＸ人材育成のためのスキルアップ講座
基礎から丸わかり！中小企業のためのＤＸ推進戦略講座
開　催　日　　１１月　１日～　２月　７日配信
講　　師　　㈱ジーニー　マーケティングテクノロジー事業本部　　水　谷　辰　佳　氏
参 加 者 数　　１４名

【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信）】
Ｚｏｏｍミーティング接続テスト
東商研修センター職員が、オンライン講座受講者を対象に、１５分程度でＺｏｏｍ使用方法を説明
開　催　日　　４月１１日，４月２５日，５月１０日，６月１日，７月４日，８月１日，９月１日，
　　１０月３日，１１月１日，１２月１日，１月１１日，２月１日，３月１日
参 加 者 数　　計２１名

⑥　文京区受託事業（中小企業支援オンラインセミナー）

【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信）】
文京区事業者限定セミナー
中小企業のための消費税インボイス制度セミナー～何から始める？準備はどうする？～
開　催　日　　２月　９日
講　　師　　税理士法人田尻会計　税理士　　田　尻　重　暁　氏
参 加 者 数　　３３名

【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信）】
文京区事業者限定セミナー
あの会社が強い理由は知財だった！～強い経営・次の一手のための知財戦略～
開　催　日　　２月１７日
講　　師　　㈱シクロ・ハイジア　代表取締役ＣＥＯ　　小　林　　誠　氏
参 加 者 数　　１１名

⑦　日本女子大学との「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」に基づく連携事業

１月２８日　オンライン開催
「オンライン時代にも対応　業務効率を上げるタイムマネジメント」（３３名）
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏

⑧　各地商工会議所・㈱きらぼしコンサルティングとの連携事業

東京商工会議所の研修講座を連携する商工会議所・企業の会員向けに提供する事業。
連　携　先：札幌商工会議所，帯広商工会議所，仙台商工会議所，長岡商工会議所，宇都宮商工会議所，前橋商工会議所，川口商工会議所，さいたま商工会議所，甲府商工会議所，名古屋商工会議所，岡崎商工会議所，大阪商工会議所，広島商工会議所，福岡商工会議所
㈱きらぼしコンサルティング
受 講 者 数：３２７名

(12) 交流事業

①　新年賀詞交歓会

国会議員や東京都議会議員など、多くの来賓を招き、役員・議員・会員間のより一層の交流促進を図るために開催。※２０２０年１月９日以来、３年ぶりに立食パーティ形式での開催。
１月１２日（５１０名）於：東京會舘「ローズ」

②　異業種ビジネス交流会

会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供する異業種交流会。昨年度よりリアル開催頻度を増やし、リアル形式およびオンライン形式の２つの形式にて実施。（計１３回）
また、今年度より新たに他部署および支部と共催にて開催し、会員企業へ広く周知を促した。
１）リアル形式

６月１７日（５１名）　申込数１０４社
７月１２日（４９名）　申込数１５８社
８月　４日（４３名）　申込数　５７社
８月　５日（５１名）　申込数　６３社
９月　９日（５８名）　申込数１６３社
２０２３年　１月２６日（５９名）　申込数　８９社
２０２３年　３月　２日（４６名）　申込数　９５社

２）オンライン形式
６月２３日（２７名）　申込数　２８社
１０月　４日（５１名）申込数　５９社
２０２３年　２月２１日（４１名）申込数　４６社

３）スタートアップピッチ＆リアル交流会（中小企業部共催）
９月　６日（４４名）（大阪商工会議所共催・中小企業部連携）

４）支部・ブロック連携
９月２９日（５３名）（渋谷・世田谷支部共催）申込数　７２社
１１月２８日（７３名）（城北ブロック共催）　　申込数１３２社

③　交流事業

会員交流事業
１０月２５日　（４７名）　新旧役員・議員・支部会長等懇親ゴルフ会
於：鷹之台カンツリー倶楽部

④　海外との交流事業

１）　訪日外国要人の接遇等
４月　８日　ルイス・ニシモリ ブラジル連邦下院議員・伯日議員連盟会長、
エドゥアルド・サボイア駐日ブラジル大使の三村会頭表敬
４月１５日　三輪芳明　駐ソロモン日本国大使の西谷国際部長表敬
４月２７日　伊藤康一　駐ニュージーランド日本国大使の三村会頭、石田専務表敬
５月２５日　エリック・ブレイヴァマン シュミット財団ＣＥＯの西谷国際部長表敬
５月２６日　山上信吾　駐オーストラリア日本国大使の三村会頭表敬
５月３１日　オム・プラカシュ在日米国商工会議所会頭の三村会頭表敬
６月１０日　日本における入国制限措置緩和に係る在日米国商工会議所との共同声明参画
６月２１日　ブルース・ミラー　元駐日オーストラリア大使の三村会頭表敬
６月２９日　ジャン・アダムズ　駐日オーストラリア大使の三村会頭表敬
６月２９日　フィリピン・セブ商工会議所会頭一行の西谷国際部長表敬
７月２１日　ドミニク・ペロテー　ニューサウスウェールズ州首相の三村会頭表敬
７月２８日　スコット・モリソン　前オーストラリア首相の三村会頭表敬
９月　９日　徳田修一　在シドニー日本国総領事の三村会頭表敬
９月２６日　浅利秀樹　駐ウルグアイ大使の久貝常務表敬
９月２７日　ラム・イ・ヤン　シンガポールビジネス連盟ＣＥＯ、
プン・チョン・ブーン　シンガポール企業庁ＣＥＯの石田専務表敬
１０月　５日　内藤康司　在パース日本国総領事の三村会頭表敬
１０月１２日　ロン・ニレンバーグ　テキサス州サンアントニオ市長の西谷国際部長表敬
１０月２８日　ルーベン・ラモス　キューバ商業会議所副会頭の西谷国際部長表敬

１２月　７日　植田篤志　駐カンボジア大使の小林会頭表敬
１月１７日　三輪芳明　駐ソロモン日本国大使の西谷国際部長表敬
１月１８日　小林会頭の在日米国商工会議所（ＡＣＣＪ）新年会への参加
１月２７日　セイコウ・ルイス・イシカワ・コバヤシ　ベネズエラ・ボリバル共和国大使の小林会頭表敬
３月　６日　ダニエル・レオン　ブルネイ経済開発委員会ＣＥＯの西谷国際部長表敬
３月１３日　ナターリア・サラサール・バルデラマ駐日ボリビア多民族国臨時代理大使の西谷国際部長表敬
３月１７日　小野村拓志　駐ボリビア日本国大使の小林会頭表敬

2)　ジャシンダ・アーダーン　ニュージーランド首相 歓迎懇談会
４月２２日　参加者：３３０名
開催地：東商渋沢ホール／オンライン
主　催：東京商工会議所、日本商工会議所、日本ニュージーランド経済委員会、
在日ニュージーランド大使館
a．歓迎挨拶　日本ニュージーランド経済委員会　委員長　市　川　　晃
b．大臣挨拶　ニュージーランド貿易・輸出振興大臣　ダミエン・オコナー　氏
c．首相挨拶　ニュージーランド首相　ジャシンダ・アーダーン　氏
d．閉会挨拶　東京商工会議所　顧問　小　林　　健

3)　オーストラリア・ニュージーランド ビジネス交流会～海外展開に向けた人脈構築・情報収集に！～
３月２３日　参加者：６２名
開催地：帝国ホテル東京
主　催：東京商工会議所、日本商工会議所
共　催：日豪経済委員会、日本ニュージーランド経済委員会

(13) 技能技術の普及検定

① 検定試験

1)　日商簿記検定試験

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第１６１回	６月１２日	１　級	1,895	1,399	149	10.7%
		２　級	1,676	1,082	288	26.6%
		３　級	3,890	2,870	1,193	41.6%
		合　計	7,461	5,351	1,630	－
第１６２回	１１月２０日	１　級	2,069	1,470	171	11.6%
		２　級	1,918	1,317	289	21.9%
		３　級	3,190	2,341	931	39.8%
		合　計	7,177	5,128	1,391	－
第１６３回	２月２６日	２　級	1,298	859	228	26.5%
		３　級	2,484	1,778	455	25.6%
		合　計	3,782	2,637	683	－
合　　計		１　級	3,964	2,869	320	11.2%
		２　級	4,892	3,258	805	24.7%
		３　級	9,564	6,989	2,579	36.9%
年 度 合 計			18,420	13,116	3,704	－

備考：２０２２年度をもって横浜商工会議所との共同施行を解消

2)　珠算能力検定試験

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第２２５回	６月２６日	１　級	408	391	106	27.1%
		２　級	471	458	181	39.5%
		３　級	687	663	325	49.0%
		合　計	1,566	1,512	612	－
第２２６回	１０月２３日	１　級	395	384	117	30.5%
		２　級	452	437	139	31.8%
		３　級	647	609	328	53.9%
		合　計	1,494	1,430	584	－
第２２７回	２月１９日	１　級	394	378	102	27.0
		２　級	501	478	180	37.7
		３　級	637	616	269	43.7
		合　計	1,532	1,472	551	－
合　　計		１　級	1,197	1,153	325	28.2
		２　級	1,424	1,373	500	36.4
		３　級	1,971	1,888	922	48.8
年 度 合 計			4.592	4,414	1,747	－

3)　カラーコーディネーター検定試験

回　次	試験期間	クラス	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第５２回	７月１日～ ７月１９日	アドバンス クラス	1,093	975	613	62.9%
		スタンダード クラス	3,413	3,089	2,448	79.2%
		合　計	4,506	4,064	3,061	－
第５３回	１０月２１日～ １１月７日	アドバンス クラス	1,223	1,085	638	58.8%
		スタンダード クラス	3,068	2,828	2,295	81.2%
		合　計	4,291	3,913	2,933	－
合　　計		アドバンス クラス	2,316	2,060	1,251	60.7%
		スタンダード クラス	6,481	5,917	4,743	80.2%
年 度 合 計			8,797	7,977	5,994	－

備考：共催商工会議所数　２５３

4)　ビジネス実務法務検定試験

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第５１回	７月１日～ ７月１９日	２　級	5,040	4,249	2,246	52.9%
		３　級	7,370	6,261	5,427	86.7%
		合　計	12,410	10,510	7,673	－
第５２回	１０月２１日～ １１月７日	２　級	6,392	5,549	2,807	50.6%
		３　級	7,955	7,307	5,866	80.3%
	(CBT) １２月４日	１　級	603	481	43	8.9%
		合　計	14,950	13,337	8,716	－
合　　計		１　級	603	481	43	8.9%
		２　級	11,432	9,798	5,053	51.6%
		３　級	15,325	13,568	11,293	83.2%
年 度 合 計			27,360	23,847	16,389	－

備考：共催商工会議所数　２５３

5)　福祉住環境コーディネーター検定試験

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第４８回	７月２２日～ ８月８日	２　級	6,322	5,804	2,317	39.9%
		３　級	2,562	2,376	937	39.4%
		合　計	8,884	8,180	3,254	－
第４９回	１１月１１日～ １１月２８日	２　級	7,991	7,459	2,586	34.7%
		３　級	3,501	3,240	1,246	38.5%
	(CBT) １２月４日	１　級	333	285	16	5.6%
		合　計	11,825	10,984	3,848	－
合　　計		１　級	333	285	16	5.6%
		２　級	14,313	13,263	4,903	37.0%
		３　級	6,063	5,616	2,183	38.9%
年 度 合 計			20,709	19,164	7,102	－

備考：共催商工会議所数　２５３

6)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数
第４３回	７月２２日～ ８月８日	－	454	393
第４４回	１１月１１日～ １１月２８日	－	623	516
年 度 合 計			1,077	909

備考：共催商工会議所数　２５３

ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）は２０２２年度の実施をもって終了

7)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第３２回	７月２２日～ ８月８日	－	19,660	18,133	11,921	65.7%
第３３回	１１月１１日～ １１月２８日	－	21,632	20,167	12,790	63.4%
年 度 合 計			41,292	38,300	24,711	64.5%

備考：共催商工会議所数　２５３

8)　ビジネスマネジャー検定試験

a.　ビジネスマネジャー検定試験

回　次	試験期間	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第１５回	７月１日～ ７月１９日	－	5,004	4,645	1,477	31.8%
第１６回	１０月２１日～ １１月７日	－	5,355	5,012	2,295	45.8%
年 度 合 計			10,359	9,657	3,772	39.1%

備考：共催商工会議所数　２５３

b.　ビジネスマネジャーＢａｓｉｃＴｅｓｔ（ＷＥＢテスト）　1,813名

9)　和裁検定試験

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第６５回	９月１７日 ９月１８日	１　級	3	3	1	33.3%
		２　級	22	20	11	55.0%
		３　級	41	38	23	60.5%
		４　級	72	69	51	73.9%
年 度 合 計			138	130	86	－

備考：（一社）全国和裁着装団体連合会共催

10)　メンタルヘルス・マネジメント検定試験（東商施行分）

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第３３回	１１月６日	Ⅰ　種	683	541	94	17.4%
		Ⅱ　種	3,178	2,833	1,713	60.5%
		Ⅲ　種	1,800	1,621	1,172	72.3%
		合　計	5,661	4,995	2,979	－
第３４回	３月１９日	Ⅱ　種	3,770	3,283	1,896	57.8%
		Ⅲ　種	1,519	1,344	1,097	81.6%
		合　計	5,289	4,627	2,993	－
合　　計		Ⅰ　種	683	541	94	17.4%
		Ⅱ　種	6,948	6,116	3,609	59.0%
		Ⅲ　種	3,319	2,965	2,269	76.5%
年 度 合 計			10,950	9,622	5,972	－

備考：大阪商工会議所主催

11)　ビジネス会計検定試験（東商施行分）

回　次	施　行　日	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
第３１回	１０月１６日	２　級	791	620	335	54.0%
		３　級	1,508	1,204	830	68.9%
		合　計	2,299	1,824	1,165	－
第３２回	３月１２日	１　級	106	76	21	27.6%
		２　級	877	627	351	56.0%
		３　級	1,364	1,059	696	65.7%
		合　計	2,347	1,762	1,068	－
合　　計		１　級	106	76	21	27.6%
		２　級	1,668	1,247	686	55.0%
		３　級	2,872	2,263	1,526	67.4%
年 度 合 計			4,646	3,586	2,233	－

備考：大阪商工会議所主催

②　講習会・講座

1)　ビジネス実務法務検定試験、公式通信講座

講座名	受講者数
１級コース	77 名
２級コース	92 名
３級コース	222 名

2)　ビジネスマネジャー検定試験、公式通信講座

講座名	受講者数
Ｂａｓｉｃ　Ｔｅｓｔあり	140 名
Ｂａｓｉｃ　Ｔｅｓｔなし	82 名

③ 出 版 物

1)　カラーコーディネーター検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
スタンダードクラス公式テキスト　第1版	３，４１０	２０２０年　1月発行
アドバンスクラス公式テキスト　　第2版	５，８３０	２０２０年　9月発行

2)　ビジネス実務法務検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
1級公式テキスト（２０２３年度版）	４，７３０	２０２３年　3月発行
2級公式テキスト（２０２３年度版）	４，６２０	２０２３年　1月発行
3級公式テキスト（２０２３年度版）	３，０８０	２０２３年　1月発行
1級公式問題集　（２０２３年度版）	３，５２０	２０２３年　3月発行
2級公式問題集　（２０２３年度版）	３，５２０	２０２３年　2月発行
3級公式問題集　（２０２３年度版）	２，６４０	２０２３年　2月発行

3)　福祉住環境コーディネーター検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
1級公式テキスト改訂6版	５，９４０	２０２２年　3月発行
2級公式テキスト改訂6版	４，９５０	２０２２年　3月発行
3級公式テキスト改訂6版	２，７５０	２０２２年　3月発行

4)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）®公式テキスト	３，０２５	２０２１年　2月発行
ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）®公式問題集	２，７５０	２０２１年　2月発行

5)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
改訂９版環境社会検定試験®（ｅｃｏ検定）公式テキスト	２，８６０	２０２３年　1月発行

6)　ビジネスマネジャー検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
ビジネスマネジャー検定試験®公式テキスト ４ｔｈ　ｅｄｉｔｉｏｎ	３，２４５	２０２３年　2月発行
ビジネスマネジャー検定試験®公式問題集 ２０２３年版	２，７５０	２０２３年　2月発行
問題解決はマネジャーの初動で決まる！ 超基本の３０ケース	２，４２０	２０１９年　9月発行

④ ｅｃｏピープル支援事業

1)　ｅｃｏ検定アワード

ｅｃｏ検定アワード２０２２表彰式・特別講演会（ハイブリッド）　　１１月１８日　（８５名）

「SDGs に取り組むとは？～企業、団体、私たちにできること～」

講師：東京都市大学大学院 環境情報学研究科　教授　佐 藤 真 久　氏

⑤ プロモーション活動

1) ｅｃｏ検定（環境社会検定試験）展示会出展

『東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ』 （リアル展示会）

会期：１２月１４日（水）～１５日（木）１０：００～１７：００

会場：東京ビッグサイト西１ホール

⑥ 共催セミナー

1）ビジネス会計検定ＰＲセミナー（大阪商工会議所、資格の学校ＴＡＣと連携）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～ ７月 ６日（２０１名）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～ ８月１０日（２２６名）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～ １月 ６日 （７７名）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～ １月１３日 （６１名）

2）日商簿記検定ＰＲセミナー（資格の大原と連携）

初心者のためのゼロから始める簿記入門～簿記検定を目指す！最短合格の方法は？～

４月１３日 （２３名）

初心者のためのゼロから始める簿記入門～簿記検定を目指す！最短合格の方法は？～

１月 ６日 （３０名）

(14) 貿易取引斡旋

① 相談・指導

貿易専門相談

来所相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	3	2	4	2	3	2	3	0	3	1	―	1	24

（専門相談員）国際弁護士

(15) 経営改善普及事業

① 経営指導員による巡回・窓口相談指導

1) 本支部別巡回指導実績

支部名	巡回指導										
	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	創業	その他	計
千代田	0	85	6	292	9	9	29	1	0	330	761
中央	0	225	7	451	5	7	16	1	1	609	1,322
港	1	267	8	480	201	166	14	1	0	313	1,451
新宿	1	61	0	458	43	45	13	0	0	492	1,113
文京	0	88	5	153	2	9	4	1	0	356	618
台東	3	200	8	395	5	1	11	3	4	662	1,292
北	0	272	13	489	9	13	10	1	0	570	1,377
荒川	14	198	6	739	1	1	4	3	0	746	1,712
品川	0	211	19	316	7	10	7	1	11	521	1,103
目黒	4	87	2	290	0	0	0	0	2	509	894
大田	2	79	3	284	1	7	4	0	0	764	1,144
世田谷	1	48	7	149	3	30	8	6	0	299	551
渋谷	0	115	9	331	9	26	23	0	2	356	871
中野	0	201	6	399	16	5	2	0	19	451	1,099
杉並	1	51	4	151	4	3	0	1	0	261	476
豊島	1	156	2	366	15	51	1	0	1	392	985
板橋	4	183	53	722	24	21	4	0	11	708	1,730
練馬	2	128	17	387	6	12	9	0	2	477	1,040
江東	4	292	16	571	16	6	19	0	4	560	1,488
墨田	2	239	5	659	8	51	11	1	2	956	1,934
足立	0	42	9	356	0	6	6	0	0	434	853
葛飾	3	294	6	384	20	26	19	0	1	372	1,125
江戸川	3	44	1	270	4	9	23	0	0	362	716
本部	2	188	15	36	1	4	6	0	2	234	488
分室	0	244	0	182	108	3	0	0	0	131	668
計	48	3,998	227	9,310	517	521	243	20	62	11,865	26,811

2)　本支部別窓口指導実績

支部名	窓　口　指　導　（文書・電話等によるものを含む）										
	経営革新	経営一般	情報化	金　融	税　務	労　働	取　引	環境対策	創　業	その他	計
千代田	3	499	20	1,788	18	34	76	0	147	860	3,445
中　央	5	622	2	1,872	7	1	11	0	17	896	3,433
港	0	832	25	2,467	150	121	22	0	56	1,195	4,868
新　宿	2	401	6	1,641	83	42	84	0	511	996	3,766
文　京	4	588	14	1,313	14	18	26	9	25	522	2,533
台　東	6	717	7	1,676	19	8	8	0	36	933	3,410
北	5	324	9	1,077	25	13	14	1	31	757	2,256
荒　川	4	418	7	1,033	15	2	9	5	35	663	2,191
品　川	7	594	59	1,340	63	47	27	29	96	926	3,188
目　黒	17	248	9	811	0	1	1	2	16	1,441	2,546
大　田	8	560	6	1,179	16	16	4	1	26	1,332	3,148
世田谷	0	700	123	1,903	47	152	40	24	108	1,231	4,328
渋　谷	5	473	20	1,970	27	51	55	1	116	1,124	3,842
中　野	1	441	14	1,136	19	5	0	1	198	828	2,643
杉　並	4	661	26	1,427	20	16	4	2	82	1,257	3,499
豊　島	5	278	9	1,248	60	114	6	0	67	870	2,657
板　橋	8	613	11	1,201	27	10	12	0	72	796	2,750
練　馬	4	556	21	1,617	37	16	29	2	81	677	3,040
江　東	7	299	8	1,111	18	5	62	0	90	769	2,369
墨　田	5	564	14	926	40	4	9	1	24	678	2,265
足　立	89	80	5	1,660	0	6	8	1	45	1,487	3,381
葛　飾	14	789	28	1,118	66	42	35	0	3	635	2,730
江戸川	1	161	2	2,377	35	7	175	1	105	2,242	5,106
本　部	47	1,782	54	912	39	30	102	5	418	918	4,307
分　室	0	107	0	160	162	4	0	0	2	236	671
計	251	13,307	499	34,963	1,007	765	819	85	2,407	24,269	78,372

②　講習会・講演会等の開催による指導

1)　講師謝金無料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金　融		税　務		労　働		取　引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0
中　央	0	0	2	33	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	0	0	0	0	3	50
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新　宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文　京	0	0	0	0	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	25
台　東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒　川	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23
品　川	0	0	1	63	0	0	0	0	1	39	0	0	0	0	0	0	0	0	2	102
目　黒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渋　谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中　野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19	0	0	0	0	0	0	1	19
杉　並	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊　島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板　橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
練　馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江　東	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18
墨　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足　立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12	1	12
葛　飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	110	4	110
江戸川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本　部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	4	114	2	25	0	0	2	62	1	19	1	17	0	34	5	122	15	359

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	0	0	4	114	2	25	0	0	2	62	1	19	1	17	0	34	5	122	15	359

2)　講師謝金有料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金　融		税　務		労　働		取　引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	18	263	2	56	0	0	1	32	2	38	0	0	1	34	0	0	24	423
中　央	0	0	17	599	2	55	1	31	1	62	2	88	0	0	0	0	0	0	23	835
港	0	0	19	430	1	13	2	43	1	31	4	80	0	0	1	17	0	0	28	614
新　宿	1	10	13	180	2	26	1	19	2	74	5	78	0	0	1	16	0	0	25	403
文　京	0	0	9	224	2	17	2	84	1	33	6	112	1	17	0	0	1	26	22	513
台　東	0	0	17	471	3	81	1	16	1	96	0	0	0	0	0	0	0	0	22	664
北	0	0	18	456	3	68	1	18	1	69	0	0	0	0	0	0	1	15	24	626
荒　川	0	0	19	526	3	121	2	217	0	0	1	16	1	40	1	80	0	0	27	1,000
品　川	0	0	21	434	1	15	0	0	2	47	1	23	0	0	0	0	1	21	26	540
目　黒	0	0	19	460	0	0	0	0	1	24	2	51	2	35	0	0	0	0	24	570
大　田	0	0	14	279	2	30	0	0	5	159	2	47	0	0	0	0	2	44	25	559
世田谷	0	0	20	383	1	30	1	21	0	0	2	34	0	0	0	0	0	0	24	468
渋　谷	0	0	15	201	2	23	2	31	1	40	2	51	0	0	1	5	0	0	23	351
中　野	0	0	14	152	0	0	2	23	1	27	0	0	0	0	0	0	6	128	23	330
杉　並	0	0	16	350	1	17	1	19	2	53	5	72	0	0	1	13	0	0	26	524
豊　島	0	0	9	170	3	107	4	79	4	118	3	30	1	29	1	38	2	29	27	600
板　橋	1	64	11	243	4	160	0	0	3	158	2	48	2	57	0	0	4	61	27	791
練　馬	0	0	6	103	5	123	1	7	1	38	7	230	0	0	0	0	0	0	20	501
江　東	0	0	14	282	2	33	1	19	2	49	1	5	1	7	3	87	2	19	26	501
墨　田	0	0	21	336	1	24	0	0	1	49	1	20	0	0	0	0	0	0	24	429
足　立	0	0	14	166	3	42	4	111	1	17	1	11	1	17	0	0	1	10	25	374
葛　飾	1	9	17	169	2	22	0	0	2	22	1	13	0	0	0	0	5	137	28	372
江戸川	0	0	8	268	5	141	3	45	3	119	1	31	3	98	0	0	0	0	23	702
本　部	0	0	7	280	0	0	0	0	1	27	0	0	0	0	0	0	0	0	8	307
計	3	83	356	7,425	50	1,204	29	783	38	1,344	51	1,078	12	300	10	290	25	490	574	12,997

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	3	83	351	7,425	50	1,204	29	783	38	1,344	51	1,078	12	300	10	290	21	490	565	12,997

3)　講習会（本部実施分）

No.	開催日	講演講習会の内容（テーマ）	講師名		参加者数	対象者等
			職業	氏名		
1	9月　8日	旅行ニーズの変化を捕まえろ！旅行需要の変化を売上に変えるための方策とは	中小企業診断士	宇野　俊朗　氏	４５名	小規模事業者
2	9月２２日	胃袋をわし掴み！一推しメニュー開発の極意	中小企業診断士	菅生　将人　氏	２２名	小規模事業者
3	１１月１７日	コロナ禍でも販路拡大につながる企業情報の活かし方！～成功事例から学ぶツボとポイント～	(株)帝国データバンク　情報統括部長	上西　伴治　氏	２４名	小規模事業者
4	１２月　2日	海外セミナー「インバウンドの興味を読み解き海外マーケットへ進出する」	(株)ＭＯＶ　常務取締役	菊地　惟親　氏	２３名	小規模事業者
5	1月１１日	個人事業主のための確定申告セミナー	税理士	矢田　勝久　氏	２７名	小規模事業者
6	1月２４日	コストアップに負けない！お客様を納得させる円滑な価格交渉術	中小企業診断士	齊藤　　拓　氏	３８名	小規模事業者
7	2月　7日	ＥＰＡ（経済連携協定）活用セミナー	ＴＳストラテジー(株)　代表取締役	藤森　陽子　氏	８２名	小規模事業者
8	2月１６日	海外ビジネス実践セミナー	経営コンサルタント 弁護士	大西　浩樹　氏 本澤　順子　氏	４６名	小規模事業者

4)　特別講演会

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
千代田	１１月１６日	どこまで必要？中小企業のカーボンニュートラル	中小企業診断士　北林　博人　氏	３４名
中　央	１２月２０日	２０２３年日本経済の展望	(株)第一生命経済研究所　主席エコノミスト 永濱　利廣　氏	１０７名
	1月１７日	逆境を楽しむ力～ビジネスにも役立つ「人を動かす心理学」～	帝京大学スポーツ局　局長 岩出　雅之　氏	６１名
港	9月１３日	日本のエネルギー政策の現状と課題～カーボンニュートラルに向けて～	ＮＰＯ法人国際環境経済研究所　理事 東北大学　特任教授 竹内　純子　氏	２８名
	１０月１７日	これからどうなる？日本の政治・経済	(株)日本経済新聞社　政治部長 吉野　直也　氏	５９名
新　宿	1月１８日	世界・日本経済の最新動向と今後の展望	多摩大学　特別招聘教授 真壁　昭夫　氏	３０名
文　京	6月２９日	脱炭素時代のデジタルものづくり経営	早稲田大学大学院　経営管理研究科 教授 藤本　隆宏　氏	３９名
	2月２０日	新春特別講演会「どうなる？２０２３年日本・世界経済動向」	(株)第一生命経済研究所　経済調査部 主席エコノミスト 熊野　英生　氏	６５名
台　東	9月２９日	アフターコロナに向けた観光について	(株)ＪＴＢ総合研究所　コンサルティング事業部　交流戦略部長　主席研究員 山下　真輝　氏	２２名
	１０月１２日	日本経済の構造変化の中で－企業	（一社）日本総合研究所　会長	

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
		経営の新たな視界	多摩大学　学長 寺島　実郎　氏	４８名
荒　川	７月１３日	持続可能な社会をどう作るか～新型コロナとＳＤＧｓ～	日本科学技術ジャーナリスト会議　会長 室山　哲也　氏	８０名
	２月２０日	ＩＴ・デジタル技術の最新動向	(株)野村総合研究所　研究理事 桑津　浩太郎　氏	８２名
品　川	１２月　５日	イノベーションはいかに起こすか～ＡＩ・ＩＯＴ時代の社会革新	東洋大学　情報連携学部情報連携学科　教授 坂村　健　氏	１５名
大　田	２月１７日	新１万円札の顔・渋沢栄一を紐解く～論語と算盤の思想～	作家・中国古典研究家 守屋　淳　氏	６５名
	２月２２日	日本史の真実	大正大学　教授 井沢　元彦　氏	３０名
豊　島	２月２７日	～社会を変え、事業を継続する～「成功するソーシャルビジネス経営とは？」	（特）としまＮＰＯ推進協議会　代表理事 柳田　好史　氏	１７名
板　橋	２月２２日	インバウンド特別講演会～東京で一番住みたい、訪れたいまちになるために～	(株)やまとごころ　代表取締役 村山　慶輔　氏	６４名
練　馬	１２月１２日	中小企業における高齢化・人手不足とデジタル転換	経営コンサルタント 桑津　浩太郎　氏	１２名
	３月　２日	２０２３年は練馬区の新たな観光元年！観光の力をビジネスに活かす	ベルトラ(株)　社長　二木　渉　氏 エリアポータル(株)　社長 晝間　信治　氏	１８名
江　東	１２月　５日	カーボンニュートラル社会を生き抜くための中小企業の脱炭素経営	中小企業診断士 田村　健人　氏	２７名
	１月３１日	未来に継続し続ける企業であるためには・・・企業再建を経て思うこと	日本電鍍工業(株)　代表取締役 伊藤　麻美　氏	４２名
墨　田	８月　５日	国際情勢と為替動向のゆくえ	みずほ証券(株)　リサーチ＆コンサルティングユニット　金融市場調査部　チーフ為替ストラテジスト 山本　雅文　氏	１５名
	２月１４日	できることからＳＤＧｓを始めよう～持続可能な会社経営のために～	ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研(株)　リスクマネジメント第三部　サステナビリティ第二グループ 吉田　利秀　氏	１６名
江戸川	１０月１１日	今いる社員が会社を救う！経営者が今しなければならないこと	経営コンサルタント 蓑原　麻穂　氏	７４名
	１２月１６日	経済の最新動向と今後の展望に迫る！世界経済の潮流と日本経済の行方	多摩大学　特設招聘教授 真壁　昭夫　氏	５９名

③　窓口専門相談

(本支部別窓口専門相談)

本部・支部	税　務		法　律		金　融・その他		計	
	回　数	人　数	回　数	人　数	回　数	人　数	回　数	人　数
千　代　田	0	0	10	35	(40) 0	(100) 0	(40) 10	(100) 35
中　　央	18	38	21	59	(7) 0	(21) 0	(7) 39	(21) 97
港	15	24	11	18	(3) 0	(6) 0	(3) 26	(6) 42
新　　宿	17	31	32	80	(14) 0	(45) 0	(14) 49	(45) 111
文　　京	13	28	11	30	(13) 0	(28) 0	(13) 24	(28) 58
台　　東	15	47	11	14	9	10	(0) 35	(0) 71
北	22	40	22	36	(6) 0	(12) 0	(6) 44	(12) 76
荒　　川	8	3	12	20	(4) 1	(11) 0	(4) 21	(11) 23
品　　川	18	23	22	29	(11) 0	(16) 0	(11) 40	(16) 52
目　　黒	19	70	11	25	(7) 1	(12) 3	(7) 31	(12) 98
大　　田	45	82	36	57	(12) 0	(14) 0	(12) 81	(14) 139
世　田　谷	27	70	18	28	(16) 12	(30) 27	(16) 57	(30) 125
渋　　谷	49	124	49	193	(1) 0	(1) 0	(1) 98	(1) 317
中　　野	18	43	23	33	(14) 1	(23) 0	(14) 42	(23) 76
杉　　並	19	39	35	78	(3) 0	(14) 0	(3) 54	(14) 117
豊　　島	5	14	30	61	(8) 0	(23) 0	(8) 35	(23) 75
板　　橋	22	39	20	40	(2) 12	(5) 11	(2) 54	(5) 90
練　　馬	18	54	11	19	(4) 22	(3) 25	(4) 51	(3) 98
江　　東	12	31	12	31	(2) 12	(8) 14	(2) 36	(8) 76
墨　　田	19	36	11	30	17	25	47	91
足　　立	19	58	12	22	(19) 0	(22) 0	(19) 31	(22) 80
葛　　飾	21	37	11	14	(10) 10	(7) 5	(10) 42	(7) 56
江　戸　川	17	31	11	15	(24) 8	(52) 11	(24) 36	(52) 57
本　　部	31	125	0	0	(11) 55	(15) 165	(11) 86	(15) 290
計	467	1,087	442	967	(231) 160	(468) 296	(231) 1,069	(468) 2,350

(　) は専門相談員謝金無料分

④　金融指導

（支部別金融斡旋・貸付決定状況）

制度名 / 支部名	金融の									
	日本政策金融公庫A				Aのうちマル経				その他	
	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数
本　部	47	24	474,470	207,270	0	0	0	0	0	0
千代田	211	205	1,718,700	1,678,200	208	203	1,683,700	1,655,200	1	0
中　央	254	249	1,969,800	1,932,800	254	249	1,969,800	1,932,800	0	0
港	285	251	2,412,500	1,963,000	257	245	1,941,500	1,842,000	0	0
新　宿	252	245	1,882,400	1,808,400	241	236	1,778,400	1,737,400	0	0
文　京	152	148	1,063,900	1,049,400	152	148	1,063,900	1,049,400	0	0
台　東	211	205	1,588,900	1,517,000	205	201	1,482,900	1,462,000	0	0
北	189	182	1,216,100	1,126,030	184	180	1,150,100	1,109,700	0	0
荒　川	116	112	749,270	713,800	112	110	713,100	697,800	0	0
品　川	124	117	922,800	878,300	123	117	912,800	878,300	0	0
目　黒	92	90	584,400	564,400	91	90	574,400	564,400	0	0
大　田	157	150	871,100	830,100	150	148	826,800	821,800	0	0
世田谷	177	177	854,300	854,300	177	177	854,300	854,300	0	0
渋　谷	278	268	2,290,800	2,189,300	272	266	2,206,300	2,159,300	0	1
中　野	154	152	1,119,200	1,114,600	147	147	1,090,600	1,090,600	0	0
杉　並	140	139	827,500	817,500	140	139	827,500	817,500	0	0
豊　島	164	161	985,900	956,900	158	156	945,400	938,900	0	0
板　橋	187	178	1,290,100	1,219,100	187	178	1,290,100	1,219,100	0	0
練　馬	184	172	976,520	906,600	176	171	925,200	904,600	0	0
江　東	205	199	1,330,600	1,292,600	204	198	1,327,600	1,289,600	0	0
墨　田	181	179	1,464,000	1,406,000	175	172	1,363,000	1,328,000	0	0
足　立	239	236	1,725,600	1,701,200	239	236	1,725,600	1,701,200	0	0
葛　飾	100	99	608,200	599,200	98	98	592,200	592,200	0	0
江戸川	187	176	1,285,900	1,181,900	184	175	1,241,900	1,171,900	0	0
浅草分室	7	7	24,200	24,200	7	7	24,200	24,200	0	0
合　計	4,293	4,121	30,237,160	28,532,100	4,141	4,047	28,511,300	27,842,200	1	1

（単位：件、千円）

斡旋									
金融機関B		Bのうち都の中小企業制度融資				合計			
斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額
0	0	0	0	0	0	47	24	474,470	207,270
5,000	0	1	0	5,000	0	212	205	1,723,700	1,678,200
0	0	0	0	0	0	254	249	1,969,800	1,932,800
0	0	0	0	0	0	285	251	2,412,500	1,963,000
0	0	0	0	0	0	252	245	1,882,400	1,808,400
0	0	0	0	0	0	152	148	1,063,900	1,049,400
0	0	0	0	0	0	211	205	1,588,900	1,517,000
0	0	0	0	0	0	189	182	1,216,100	1,126,030
0	0	0	0	0	0	116	112	749,270	713,800
0	0	0	0	0	0	124	117	922,800	878,300
0	0	0	0	0	0	92	90	584,400	564,400
0	0	0	0	0	0	157	150	871,100	830,100
0	0	0	0	0	0	177	177	854,300	854,300
0	3,000	0	1	0	3,000	278	269	2,290,800	2,192,300
0	0	0	0	0	0	154	152	1,119,200	1,114,600
0	0	0	0	0	0	140	139	827,500	817,500
0	0	0	0	0	0	164	161	985,900	956,900
0	0	0	0	0	0	187	178	1,290,100	1,219,100
0	0	0	0	0	0	184	172	976,520	906,600
0	0	0	0	0	0	205	199	1,330,600	1,292,600
0	0	0	0	0	0	181	179	1,464,000	1,406,000
0	0	0	0	0	0	239	236	1,725,600	1,701,200
0	0	0	0	0	0	100	99	608,200	599,200
0	0	0	0	0	0	187	176	1,285,900	1,181,900
0	0	0	0	0	0	7	7	24,200	24,200
5,000	3,000	1	1	5,000	3,000	4,294	4,122	30,242,160	28,535,100

⑤　中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済（愛称：経営セーフティ共済）は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合、「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の１０倍に相当する額（最高８，０００万円)」のいずれか少ない額の貸付けが、「無担保・無保証人」「無利子」で受けられる制度。

２０２２年度の実績は、新規契約者数が１９４件、貸付請求が０件／０万円であった。

中小企業倒産防止共済加入・貸付状況

単位：万円

支部名	加入	貸付	
	件数	件数	金額
千代田	10	0	0
中央	6	0	0
港	13	0	0
新宿	8	0	0
文京	5	0	0
台東	2	0	0
北	4	0	0
荒川	4	0	0
品川	2	0	0
目黒	4	0	0
大田	3	0	0
世田谷	6	0	0
渋谷	18	0	0
中野	3	0	0
杉並	2	0	0
豊島	4	0	0
板橋	4	0	0
練馬	3	0	0
江東	2	0	0
墨田	2	0	0
足立	4	0	0
葛飾	3	0	0
江戸川	9	0	0
分室	0	0	0
本部	72	0	0
合計	194	0	0

⑥　小規模企業共済制度

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が、事業を廃止した場合や役員を退任した場合等に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、いわば経営者の退職金制度。

２０２２年度の実績は、新規契約件数が９９件であった。

小規模企業共済加入状況

単位：件

支部名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支部別合計
千代田		1		1									2
中央					1			1					2
港			1										1
新宿													0
文京						1		1					2
台東				1									1
北				1		3		1	1				6
荒川					1								1
品川													0
目黒	1												1
大田											1	1	2
世田谷													0
渋谷						4	1		1		2		8
中野					1	1	1	1					4
杉並						1	1						2
豊島			2				1			1		1	5
板橋												1	1
練馬				4	1	1						1	7
江東													0
墨田			1										1
足立						1							1
葛飾						1			1				2
江戸川	1		1		1			1			1		5
分室													0
本部	3	2	2	5	2	4	2	1	9	6	3	6	
月別合計	5	3	7	12	7	17	6	6	12	7	7	10	99

⑦　記帳指導（本支部別実績表）

支部名	記帳相談員数（名）	指導対象者数（対象）	記帳指導件数（件）		
			指導件数	非継続指導件数	合計指導件数
千代田	－	－	－	－	－
中央	－	－	－	－	－
港	1	74	88	0	88
新宿	－	－	－	－	－
文京	－	－	－	－	－
台東	－	－	－	－	－
北	－	－	－	－	－
荒川	－	－	－	－	－
品川	－	－	－	－	－
目黒	－	－	－	－	－
大田	－	－	－	－	－
世田谷	－	－	－	－	－
渋谷	－	－	－	－	－
中野	－	－	－	－	－
杉並	－	－	－	－	－
豊島	－	－	－	－	－
板橋	－	－	－	－	－
練馬	－	－	－	－	－
江東	－	－	－	－	－
墨田	－	－	－	－	－
足立	1	144	268	10	278
葛飾	－	－	－	－	－
江戸川	－	－	－	－	－
本部	5	411	627	2	629
計	7	629	983	12	995
一支部平均		89.9	140.4	1.7	142.1

⑧　専門経営指導

２０２２年度における専門経営指導員及び嘱託専門指導員の事業実績は以下の通り。

1)　専門指導センターの指導実績

業種別	巡回指導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0
小売業	1	0	0	0	0	0	1	2
卸売業	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	5		0	0	0		2	7
その他	3	3	0	0	0	0	1	7
計	9	3	0	0	0	0	4	16

業種別	窓口指導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	37	0	0	0	0	2	0	39
建設業	5	1	0	0	0	5	38	49
小売業	84	0	0	0	0	5	0	89
卸売業	85	0	0	0	0	2	0	87
サービス業	288	1	0	0	0	28	22	339
その他	92	14	0	1	0	324	291	722
計	591	16	0	1	0	366	351	1,325

⑨　経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）

1)　目　　的

本事業は小規模事業者等が直面している経営・技術等に係る専門的な課題に関し、当所で登録しているエキスパートを無料で最大３回まで派遣し、解決に向けた支援を行っている。

2)　事業の内容及び結果

a．エキスパートの登録

２０２３年３月３１日現在の登録エキスパートは３０１名

b．小規模事業者等の要請に基づき適任のエキスパートを派遣し、販売戦略の策定、ＩＴ活用及び技術・技能について専門的・実践的な指導・助言を行った。

	２０２２年度
指導企業	２７３企業
指導日数	６３１日

⑩　施策普及広報活動

1)　金融ＰＲ活動

a.　小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の制度紹介リーフレット（５７，０１０部）を作成し、支部窓口、ＤＭ、巡回指導等にて配布を行い、マル経融資希望者や制度未周知の小規模事業者に対しＰＲを行った。

b.　マル経融資のＰＲハガキ（１８６，２１０部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にＤＭを送付して、同融資制度の普及に努めた。

2)　パンフレット・チラシ類の作成

a.　経営改善普及事業総合ガイドブック（２４，６００部）、窓口専門相談リーフレット（３１，０５０部）、支部独自の経営改善普及事業ＰＲチラシ、ハガキ（４２７，２６０部）を作成し、支部窓口や東京都関係機関窓口、イベント等で配布し経営改善普及事業の利用促進を図った。

3)　新聞・関連団体機関紙への広告掲載

a.　マル経融資・経営相談の全面広告を、東商新聞に３回掲載し、制度の普及を図った。

b.　各区の商店街連合会をはじめ、青色申告会や法人会、２３区関連団体等の各地地域団体が発行する機関紙等に広告を掲載し、地域の特性や業種に密着した事業案内に努めた。

4)　大都市対策特別普及振興事業

a.　「中小企業 経営・融資相談会」の開催

小規模事業者の円滑な資金調達に資するため、政府系金融機関をはじめ公的金融機関や専門家による相談会を８月～１１月にかけて各支部にて実施した（来場事業所数２５６社、相談件数３０３件）。なお、ＰＲとしてインターネット・SNS 広告を約４か月間行った。また、ＰＲ用のハガキ（６４，６００部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にＤＭを送付した。

b.　東京都商工会議所連合会による新聞広告掲載の実施

東京都商工会議所連合会を構成する都内８会議所で実施している経営改善普及事業（内容：マル経融資・経営相談）について日本経済新聞（全５段広告×１回）に掲載し、都内全域の小規模事業者へ幅広くＰＲを行った。

c.　テレビによる啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、東京メトロポリタンテレビジョン（ＭＸ－ＴＶ）で、経営改善普及事業の３０秒ＣＭ（内容：マル経融資・窓口専門相談のＰＲ）を計７回放送し施策普及を展開した。

⑪　地域持続化支援事業（活性化事業）　実施状況一覧

部　署	事業名
千代田	千代田区の創業実態・操業環境に関する調査、ＰＲ事業
目　黒	女性創業支援事業
渋　谷	「メイドインシブヤ」の発掘・ＰＲ事業
中　野	中野区内事業者の業務効率化・事業改革の施策紹介
杉　並	すぎなみ・ムジカ・プロジェクト
豊　島	創業@としま推進事業
板　橋	「板橋×ものづくり」の認知度向上による販路開拓支援事業
練　馬	練馬区飲食・小売・サービス業活性化事業
墨　田	メタ観光データベースを活用した墨田区観光振興回遊事業
足　立	次世代への技術承継啓発・発信事業
江戸川	江戸川　ＩＴ活用促進事業
中小企業相談部	海外展開支援事業
中小企業相談部	創業支援プログラム
中小企業部	成長産業分野進出好事例発信事業
中小企業部	第三者承継・中小Ｍ＆Ａ促進支援事業
中小企業部	新製品開発を目的としたものづくりゼミナール事業

1)　【千代田】千代田区の創業実態・操業環境に関する調査、ＰＲ事業

a.　目的

毎年、多くの企業・個人事業主が創業の拠点として千代田区を選択し、事業を開始している。千代田支部及び千代田区、区内中小企業支援団体、金融機関など（以下創業支援機関）がそれらの創業者に対して様々な制度を用意して支援を行っているが、各創業支援機関とも近年の創業者の実態調査を行っていないことから、千代田区内の創業者をイメージで捉えて、支援方針を定めている状況にある。昨今、副業の解禁やインキュベーション施設などでの小資本での創業等、創業のスタイルが以前と大きく変わってきているが、その実態や傾向をつかむことで各創業支援機関の支援を実際のニーズに近づけていく必要がある。また、それらの創業者がどのような理由で千代田区を創業の地として選んだかなど、千代田の創業環境の魅力についても把握し、創業希望者に向けてＰＲを行うことで今後の千代田区の創業推進に寄与する。

b.　事業概要

千代田区内に創業して間もない事業者に対して、創業の形態やヒト・モノ・カネの準備状況といった基礎的な調査に加え、「創業の地として魅力に感じたポイント」や「創業時に苦労した点や支援ニーズ」、「創業前後に利用した施策やその感想」などのアンケート調査し、その結果を分析して報告書にまとめて、千代田区内の各創業支援機関で共有した。また、調査により把握した千代田の創業環境の魅力について、創業希望者に向けてＰＲを行うパンフレットを作成し、千代田区内の創業支援機関を通じてＰＲを行った。

c.　事業

９月２２日（　６名）「第１回ワーキンググループ」

(a)事業の説明について (b)アンケート調査の実施 (c)意見交換

１０月　３日～１０月２１日「アンケート調査実施」

調査対象：千代田区内の業歴１０年未満の中小企業・個人事業主　１，２００社

調査方法：郵送による調査依頼書・調査票の送付、アンケート用紙またはＷＥＢフォームへの回答

回答件数：２１１件（回答率１７．６％）

１月１９日（　６名）「第２回ワーキンググループ」

(a)調査報告書案について (b)パンフレット案について (c)意見交換

３月１０日（　６名）「第３回ワーキンググループ」

(a)報告書・パンフレットについて (b)意見交換

2)　【目黒支部】女性創業支援事業

a.　目的

目黒区は女性を対象とした業種が多いことから、女性経営者や勤務者が多く、目黒支部では過去に冊子の作成や、女性の働きやすい環境整備の事例紹介等を実施してきた。また、新型コロナウイルス感染症の影響により女性の雇用環境は劇的に変化し、創業を志す人が増えてきている。そのような背景を踏まえ、女性が安心して創業できる環境を整備し、創業に関する不安感が解消できるよう、女性創業者や創業予定者を支援することを目的とする。

b.　事業概要

本事業の内容を検討するワーキンググループを設置し、委員には行政や専門家、金融機関等に就任依頼をする。また、創業する際のポイントや相談先を記載した「創業チェックシート」の作成及び配布、創業者への専門家派遣、創業セミナーの開催や創業経験者と中小企業診断士によるパネルディスカッションによる機運醸成・啓発事業などを実施し、円滑な創業を後押しする。

c.　事業

(a)　ワーキンググループ

６月１０日　（１０名）第１回ワーキンググループ

ⅰ．　事業説明

ⅱ．　講演「データから見る女性創業の実態」

㈱日本政策金融公庫総合研究所　小企業研究第一グループ

桑　本　香　梨　氏

ⅲ．　創業チェックシートについて

ⅳ．　今後の検討事項について

７月　８日　（９名）第２回ワーキンググループ

ⅰ．　創業チェックシートについて

（ⅰ）　チェック項目について

（ⅱ）　クリアファイルの形式・仕様について

ⅱ．　個別フォローアップ報告書の内容について

８月　５日　（８名）第３回ワーキンググループ

ⅰ．　創業チェックシート（案）について

ⅱ．　個別フォローアップについて
（ⅰ）　報告書（案）について
（ⅱ）　個社紹介について
ⅲ．　事業ＰＲについて

(b)　創業チェックシート「創業お役立ちミニファイル」の作成

発行日　　２０２３年１月
発行部数　２，５００部
配布先　　目黒支部、区施設、区内金融機関等をとおして創業者、創業予定者へ配布

(c)　専門家派遣

創業まもない事業者や創業予定者に対して、専門家を派遣し、支援・アドバイスを実施。
１１社　延べ３０回派遣

(d)　女性創業の機運醸成・啓発

ⅰ．　セミナー

４月２２日　（１１名）「創業時に知っておきたい はじめの一歩」
中小企業診断士　　田　中　聡　子　氏
６月２４日　（１１名）「創業時に知っておきたい IT 活用法」
中小企業診断士　　村　上　知　也　氏
１０月２８日　（１３名）「はじめて学ぶ　開業手続き・会計の初歩」
中小企業診断士　　金　城　篤　子　氏
１１月　４日　（１５名）「創業時に知っておきたい はじめての事業計画書策定」
中小企業診断士　　川　橋　隆　則　氏
１月２７日　（　９名）「創業時に知っておきたい はじめての資金調達」
中小企業診断士　　高　橋　美　紀　氏
日本政策金融公庫　五反田支店　国民生活事業　　西　村　将　志　氏
東京信用保証協会　五反田支店　　鈴　木　敦　史　氏

ⅱ．　パネルディスカッション

「現役経営者が語る！！これから創業する方に伝えたい～私の創業体験～」
５月２７日　（１２名）パネリスト　㈱ボンド　代表取締役　　袴　田　奈麗美　氏
（ベンチャー支援）
㈱カノエ　代表取締役社長　　原　　佑理子　氏
（生鮮食品宅配サービス）

１２月１６日　（　８名）パネリスト　㈱ほおばる　代表取締役　　喜　多　みのり氏
（アスリートの栄養サポート事業）
ｅＭＡＫＥ　代表　　杉　山　英　里　氏
（エステサロン）

3)　【渋谷支部】「メイドインシブヤ」の発掘・ＰＲ事業

a.　目的

渋谷区は商業・サービス業の集積地であり、商業・サービス業が全産業の大半を占める日本有数の消費地である。地価の高い渋谷区内はモノづくりに適した地ではないものの、あえてそうした場所でモノづくりを行う製造拠点を持ち、渋谷という地の利を活かしてものづくりに取り組んでいる事業者が存在している。こうした事業者に着目し、「なぜ渋谷でものづくりを行っているのか」「渋谷でものづくりを行う魅力は何か」など、ものづくりに対する事業者の情熱や想いをとりまとめ、情報発信することで、新しい渋谷の魅力を発掘することを目的に実施した。

b.　事業概要

飲食（ワイン醸造、チーズ製造、ハチミツづくり、コーヒー焙煎など）、アパレル（刺繍、アクセサリー、皮革製品など）、貼り箱、活版印刷など１５の事業者をピックアップし、ジャンル別に掲載した冊子を作成。製造に関わる代表者や従業員にインタビューを行い、その想いやこだわりなどについてまとめている。

c.　事業

(a)冊子の作成

冊子名　「メイドインシブヤ」　２００×１８２mm（見開き２００×３６４mm）３２ページ
発行部数　３，０００部
発 行 日　２０２２年１０月
配 布 先　区内小規模事業者、渋谷区、関連団体　等
制作協力　渋谷区・株式会社日本政策金融公庫渋谷支店・株式会社花形商品研究所

(b)パネル制作

上記冊子をより広くＰＲするため、パネルを制作、懇親会場などで展示を行った。
仕　　様　Ａ１サイズ・発砲パネル・カラー刷り
数　　量　７枚

4)　【中野支部】「中野区内事業者の業務効率化・事業改革の好事例紹介事業」

a.　目的

中野区の小規模事業者の中でも多数を占める生活関連の事業者に対し、生活関連事業者や区内　の成長産業であるコンテンツ事業者のノウハウを紹介することで、経営継続の支援をすることを目的とする。また、本事業によって販路開拓等のノウハウが啓発され区内の産業が活性化させる効果が見込まれる。

b.　事業概要

生活関連事業を営む小規模事業者等向けに、事業改革の好事例やノウハウについて紹介動画及び冊子を製作。動画については中野区内で事業の効率化や、事業改革が進んでいる企業に対して、インタビュー形式でその成果を解説する動画を製作し、東商ウェブサイト上に公開する。冊子については動画作成の際に行ったインタビューの概要をまとめて動画の視聴を促す紙面とし、中野区内小規模事業者へ配布を行う。

c.　　実施体制

「中野区内事業者の業務効率化・事業改革の施策紹介」ＷＧ

座　長	（特）中野中小企業診断士会　理事長	谷　　進　二　氏
委　員	西武信用金庫本店　本店長	惣　田　雄　二　氏
委　員	西京信用金庫南中野支店　支店長	石　上　　宙　　氏

５月２５日 第１回ＷＧ（キックオフ、運営方針・事業者選定の説明）
７月２０日 第２回ＷＧ（進捗報告、取材候補先選定）
９月２７日 第３回ＷＧ（進捗報告、取材先選定）
１１月１６日 第４回ＷＧ（進捗報告、製作物イメージ・工程の説明）

d. 事業成果

(a)　作成物

ｉ.動画「聞いてきました！中野の企業の輝く秘密！」

公開日　　２０２３年３月
作成動画　１２本
取材・編集・制作 ㈱ブシロードムーブ

(b)　冊子「聞いてきました！中野の企業の輝く秘密！」　Ａ４版８頁

発行日　　２０２３年２月
作成部数　７，０００部
配布先　　中野区内小規模事業者・中野区・協力機関 等
取材・編集・制作 ㈱ブシロードムーブ

5)　【杉並支部】すぎなみ・ムジカ・プロジェクト

a.　目的

杉並区の特に中央線沿線は元来ライブハウスやライブバー、ミュージックバー、中古レコード店、楽器店、練習スタジオなど音楽関連の多様な事業者が集積し「音楽」という地域文化の発信地として街の活気づくりに貢献していた。しかし新型コロナウイルス感染拡大に伴い区内音楽・エンターテインメント関連事業者はイベント中止や定員削減等から売上が大幅減少、現在も夜間営業の顧客が戻らないとの声が聞かれる。こうした状況を受け、本事業では区内音楽・エンターテインメント関連事業者を面的にＰＲし、地域に賑わいを取り戻すことを目的とする。本事業は区内事業者の個社ＰＲのみならず、地域文化の発信という観点からも有効である。

b.　事業概要

音楽初心者が複数店舗での音楽体験を経て成長するというドラマ仕立て動画を複数制作し、ライブハウスや練習スタジオの課題である「入店しづらさ」を払しょくすることを目指すほか、左記動画集と連動させた、地域を面的に捉え区内音楽・エンターテインメント関連事業者が一丸となってＰＲすること念頭に置いた冊子の制作にもあわせて取り組み、エリア内の事業者を一堂にＰＲすることで相互の魅力を引き立たせるのみならず、コロナ収束後の「街歩きマップ」としての活用を目指す。

c.　事業

(a)　動画集制作

名　　称　「音楽のトビラ」
配信媒体　ＹｏｕＴｕｂｅ
配信数　　１０本

(b)　冊子制作

名　　称　「音楽のトビラ」
仕　　様　Ａ４サイズ２４ページ
制作部数　５，５００部

6)　【豊島支部】「創業@としま推進事業」

a.　目的

日本を代表する大規模商業エリアである豊島区内での新たな産業を構築に向けた創業を促進・支援するため、ビジネスプランを募集し、審査・表彰・受賞者のＰＲを実施する。
また､区内の大学や専門学校の学生に向けて､起業への理解及び興味関心を育成するための機会を提供し、起業精神の醸成および地域経済の更なる発展につなげることを目指す。

b.　事業概要

(a)　「としまイノベーションプランコンテスト」を開催。創業希望者及び創業後間もない事業者を対象とした「ニュービジネスプラン部門」と、大学・高校・専門学校で学ぶ学生等を対象とした「ドリームビジネス部門」のプランを募集し、審査および表彰者の選定を行った。

(b)　創業に興味のある方や新しい事業に挑戦したいと考えている方に向け、豊島区内で創業・新事業展開にチャレンジしている事業者に経緯、地域との連携、また今後の取り組みや目標をインタビューした内容を冊子にし、豊島区の区内施設や学校、金融機関、関係団体等へ配布しＰＲする。

(C)　としまイノベーションプランコンテストの表彰式を開催し、受賞者のビジネスプランやインタビュー動画制作を行う。受賞者の紹介およびＳＮＳと連携活用した情報発信を実施することにより、区内での知名度向上を図り、プランの実現および地域企業との地域ネットワーク形成を推進し、幅広い周知活動を図った。

c.　事業

(a) としまイノベーションプランコンテスト

募集期間　７月１日～１０月３日
応募件数　ニュービジネスプラン部門　６件
　　ドリームビジネスプラン部門　７件
書類審査　１０月４日～１１月３０日
最終審査　１２月１９日
審査結果　ニュービジネスプラン部門
・グランプリ　合同会社インクルーシブ
・審査委員会奨励賞　(特) ピッコラーレ
ドリームビジネスプラン部門
・グランプリ
早稲田文理専門学校　ＡＩデザイン学科　ハウ、ゼン、ピュー、亀井、森田
早稲田文理専門学校　ＡＩデザイン学科　ケイン、アブドウロ、グエンバン
　　グエンティ、ファムティヌ
・審査委員会奨励賞
立教大学経済学部　菊池航ゼミ　万袋拓実､藤崎裕人､吉村美柚、北村花夏､長沼篤美

(b) 創業事例集発行

作 成 物　「豊島区で新しい扉を開こう～創業・新事業開拓事例集～」
発 行 日　２０２３年１月
作成部数　５，０００部
配 布 先　区内事業者、日本政策金融公庫、豊島区内大学・専門学校、豊島区内金融機関　等

(C) 表彰式

３月　６日（４３名）豊島支部会長、審査委員、２０２２年度コンテスト応募者、過去のコンテスト参加による表彰式・交流会の開催

(d) としまイノベーションプランコンテスト受賞事業者の動画制作および事業のＰＲ周知

受賞者の事業プランやインタビュー動画を制作し、ＳＮＳや区内メディアとの連携活用による情報発信を行った。

7)　【板橋支部】「板橋×ものづくり」の認知度向上による販路開拓支援事業

a.　目的

板橋区は精密・光学機器や印刷・同関連業を中心とする都内有数の”ものづくり”地域であるものの、ブランド力の高い自治体と比較すると、その認知度は低い。また、市場の縮小や取引先・発注数減少を主因に、売上が減少する製造業が増え、厳しい競争を勝ち抜いていくための新分野への参入や事業拡大を望まない事業所も多いことが課題の一つとなっている。そこで、区内外の事業者、地域住民に対して「板橋×ものづくり」を広く周知し、区内事業者の認知度向上とともに今後の販路開拓や新分野開拓を支援するもの。

b.　事業概要

(a)ＳＮＳの活用によるマーケティング

各事業者が技術・技能を活用して制作したユニークな作品を本事業の公式Ｔｗｉｔｔｅｒに投稿し、地域住民や区内外に向けて発信した。当支部ＨＰ上でも作品および事業者情報について取りまとめ公開し、周知を図った。

(b)座談会の開催

(a)の参画企業および区内のものづくり企業の担当者同士の座談会を開催した。座談会の様子を動画にとりまとめ、当支部ＨＰおよびＹｏｕＴｕｂｅにて公開し、“ものづくりの魅力・楽しさ”を発信した。

c.　事業

(a)　ものづくりのプロがこんなのつくってみた！「いたばしスゴ技の祭典」の実施
＜実施期間＞　２０２２年6月２０日～１２月２５日
＜出 展 数＞　１１社　１６アイテム
＜Twitter＞　１１５フォロワー
＜HP閲覧数＞　２４，９７５ｖｉｅｗ（２０２３年2月２８日時点）

(b)　ものづくり企業の担当者による座談会「板橋ものづくりサミット」の開催
＜開 催 日＞　２０２２年１２月１４日
＜会　　場＞　１１－１ｓｔｕｄｉｏ（板橋区南町１１－１）
＜出 席 者＞　㈱ルケオ　技術開発部　市　村　鳳　規　氏
㈱シントク　技術部　技術課　岩　田　太　地　氏
河島コンクリート工業㈱　技術課　主任　岩　渕　　善　氏
１１－１ｓｔｕｄｉｏ　代表　砂　越　陽　介　氏
＜司　　会＞　(一社)板橋中小企業診断士協会　代表理事　会長　千　種　伸　彰　氏
＜完成動画＞　ＨＰならびにＹｏｕＴｕｂｅにて公開
再生回数　２３８回（２０２３年2月２８日時点）

8)　【練馬支部】練馬区飲食・小売・サービス業活性化事業

a.　目的

度重なる緊急事態宣言に伴う営業自粛・外出自粛等により、とりわけ飲食業、小売業、サービス業は、売上の激減など多大な影響を受けてきた。練馬区は２３区内で２番目に多い人口約７４万人を擁するが、区外まで商圏とするターミナルは存在せず、区内消費は主に区民および区内勤務者の消費による割合が高い。そのため、区内事業者の４分の３を占める「生活関連事業者」の売上回復には、区内消費の活性化が重要である。

本事業は、区内の飲食店・小売店・サービス業をスタンプポイントとしたデジタルスタンプラリーを開催し、参加者が店舗を回ってスタンプを集めることによって、来店誘発・区内の人流促進を図ることを目的とする。

また、参加事業者の中から、コロナ禍における優良な取組事例を収集し、ウェブサイトを通じて広く公表することによって、個々の店舗の経営革新を促す。

b.　事業概要

デジタルスタンプラリーアプリを活用。参加者は、参加店舗に設置されたＱＲコードをスマホで読み込むことでスタンプを取得。集めたスタンプ数に応じて賞品を獲得する仕組み。スタンプを集めるために参加店舗を訪問するため、参加店舗への来店客数アップや認知度の向上を図る狙い。

c.　事業

(a)デジタルスタンプラリー「練馬のお店 de スタンプ GET キャンペーン」

ⅰ.実行委員会

６月　７日（７名）第１回実行委員会
（ⅰ）２０２２年度地域活性化事業について
（ⅱ）本事業の周知・広報について

８月２４日（８名）第２回実行委員会
（ⅰ）参画事業者の募集状況について
（ⅱ）プロモーション活動について
（ⅲ）今後のスケジュールについて

２月２１日（５名）第３回実行委員会
（ⅰ）キャンペーン結果概要について
（ⅱ）優良取組事例の公表について

ⅱ.キャンペーンの開催
（ⅰ）秋スタンプ期間（9月１６日～１１月１０日まで）

申込店舗数２１４店舗　参加店舗１７６店舗
参加者数２２５２人　スタンプ４５０５個
（ⅱ）冬スタンプ期間（１１月１１日～１２月２５日まで）
申込店舗数２１４店舗　参加店舗１７６店舗
参加者数１０２７人　スタンプ４１８３個
ⅲ.キャンペーン告知ＰＲ
（ⅰ）練馬まつり（１０月１６日）
キャンペーン告知ブースを出展。来場者数５２０００人
（ⅱ）告知キャンペーン（１１月１９日／Coconeri２Ｆ）
ねり丸やパフォーマーによる集客。チラシ配布など。

9)　【墨田支部】メタ観光データベースを活用した墨田区観光振興回遊事業

a.　目的

コロナ禍で深刻な影響を受けた区内の観光産業、宿泊・飲食サービス業の小規模事業者のコロナ禍前の水準への早期回復は大きな課題の一つである。また、観光客の激減の影響から、１９年度７カ所あった区内観光案内・物産販売併設施設が、２２年度には１カ所と激減し、区内観光案内が縮小され、コロナ禍で打撃を受けた観光産業へ対する更なる悪影響が見込まれる。区内事業者への人流の早急な回復を目的とし、コロナ禍でも影響がでない非接触型であり、かつ、どのような目的であれ墨田区を訪れた人が、訪問場所からその周辺を回遊するきっかけづくりとする為に企画・実施した。

b.　事業概要

区内の商店街等小規模事業者への集客のきっかけとなるよう、歴史や文化、グルメ、映画等複数の観光スポットを選定・検討する。効率化の為、既存のメタ観光データーベースを活用し、東商でスポットを厳選した上で、東商独自のスポットの集合体を、国内ユーザー数最大のグーグルマップを活用した「Ｇｏｏｇｌｅ　Ｍｙ　Ｍａｐ」で独自の「東商墨田支部のどこでも観光マップ」を作成する。作成したデジタルマップは、ＱＲコードを入口に、スマホ等で誰でも手軽に閲覧できるようにする。「Ｇｏｏｇｌｅ　Ｍｙ　Ｍａｐ」はＧｏｏｇｌｅ　Ｍａｐを元にしていることから、区内の小規模事業者がＧｏｏｇｌｅ　Ｍａｐに登録すれば、「東商墨田支部のどこでも観光マップ」にも反映される。

その為、Ｇｏｏｇｌｅ　Ｍａｐへの登録方法等を初めとしたWEB活用セミナーを開催し、区内小規模事業者のＩＴ活用の促進を図りつつ、本事業のＰＲを行う。また、本デジタルマップのＱＲコードを掲載したチラシやポストカード等を作成し、区内事業者に配布することで、小規模事業者の接客ツールの一助とするほか、本デジタルマップの周知を図る。

c.事業

(a)ワーキンググループ

６月１３日（　９名）第１回ワーキンググループ
ⅰ.観光スポットレイヤーの選定について
７月２５日（　９名）第２回ワーキンググループ
ⅰ.観光スポットレイヤーの選定について
ⅱ.デザイン案について
ⅲ.普及ツールの検討について
９月２８日（　９名）第３回ワーキンググループ
ⅰ.観光スポットレイヤーの選定について
ⅱ.デザイン案について
ⅲ.普及セミナーの実施及び周知協力について
ⅳ.名称について
１１月１６日（　８名）第４回ワーキンググループ
ⅰ.観光スポットレイヤーの最終確認について
ⅱ.デザイン案の最終確認について

(b) セミナー

１１月１５日（４０名）　ＷＥＢでお店のＰＲを効果的にする方法　※ハイブリッド形式
㈱ゼロイン　プロデューサー　木　立　　徹　氏

２月１３日（１８名）　ＷＥＢでお店のＰＲを効果的にする方法　※ハイブリッド形式
㈱ゼロイン　プロデューサー　木　立　　徹　氏

(c)事業成果

作 成 物　すみだ　どこでも観光マップ
発 行 日　２０２３年2月２４日
Ｕ Ｒ Ｌ　https://visit-sumida.jp/machiaruki/dokodemokanko_map/
作 成 物　すみだ　どこでも観光マップ　チラシ　５,０００部　ポストカード２０,０００部等
配 布 先　東商墨田支部、墨田区観光協会、区内小規模事業者、区内商業施設、区内金融機関、マップ内掲載施設　等

10)　【足立支部】次世代への技術承継啓発・発信事業

a.　目的

足立区内の業種別事業所構成割合で「製造業」は2番目に多い業種であり、「ものづくりの街」とも言われているが、その製造業事業者の経営課題として、「技術承継」というものがある。技術の承継に関する情報や、実際に取組み、承継に成功している事例を紹介する冊子を作成、配布することで技術承継に対する意識を醸成させ、取組みの一助とする。

b.　事業概要

区内製造業事業者の中で、技術の承継について特徴的な取り組みを行っている事業者を取材し、その取り組み内容をまとめた事例集を作成し、技術の承継への取り組みの発信を行う。また、関連する講習会も開催し、さらなる啓発を行う。

c.事業

(a)ワーキンググループ

７月２１日（１２名）第１回ワーキンググループ
1)プロジェクトの概要説明
2)意見交換
８月２６日（１３名）第２回ワーキンググループ
1)冊子の構成（案）について
2)意見交換
９月３０日（１２名）第３回ワーキンググループ
1)事例集掲載候補について
2)ヒアリング項目について
3)意見交換
２月２２日（１１名）第４回ワーキンググループ
1)取材原稿、冊子内容について
2)表紙案について
3)意見交換

(b)事例集作成

取　　材　特徴的な取り組みをしている５社を取材し、事例集としてまとめる。
作 成 物　「ものづくりの技と心を次世代へ」Ｂ５版１６ページ
発 行 日　２０２３年3月
作成部数　５，０００部

配 布 先　　区内小規模事業者、足立区、関連団体　等

(c)セミナー開催

３月２２日（　８名）　「次世代へつなぐ“承継”の取組み」

中小企業診断士　　神　吉　耕　二　氏

11)　【江戸川支部】江戸川　ＩＴ活用促進事業

a.　目的

江戸川区において、製造業は主要産業として、多くの付加価値と雇用を生んでいたが、近年では事業所数、従業員数、出荷額とも最盛期の４割程度に落ち込み、今後も減少が予想されている。

経営資源に限りがある中小・小規模製造業が、今後さらなる成長と発展を続け、利益の最大化を目指すにはＩＴの活用が有益であるため、区内におけるＩＴ活用の先進事例を紹介する事例集を作成・配布することで、ＩＴを活用する取り組みを促すとともに区内企業の活性化につなげる。

b.　事業概要

・ワーキンググループでの事例となる調査先や小冊子の構成、配布計画等に関する協議

・小冊子の作成

・小冊子解説セミナーの実施

c.事業

(a)　江戸川　ＩＴ活用促進ワーキンググループ

６月　６日　（１０名）　①江戸川　ＩＴ活用促進事業の目的・スケジュール案について
②事例集の構成案について
③事例候補企業の選定について

７月１１日　（　９名）　①江戸川　ＩＴ活用事例集のコンセプトについて
②事例候補企業の選定について
③事例調査時のヒアリング項目について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

１１月１４日　（１０名）　①事例取材結果の報告
②事例集素案について
・事例部分(解説と漫画シナリオ)の素案・方向性の確認
・全体解説の骨子（素案）の確認
③今後のスケジュールについて

(b)　小冊子「江戸川　IT 活用事例集」の作成

＜体裁＞

Ａ４版　全４０ページ

＜作成部数＞

３，０００部

＜配布先＞

江戸川区内製造業の中小・小規模事業者、および区役所等行政関連団体、江戸川工場協会、区内信用金庫等

＜その他＞

ホームページからのＰＤＦ版印刷も可

(c)　小冊子解説セミナー

３月　６日　（１７名）　中小企業経営者のための IT 化推進のツボ
中小企業診断士・㈱ＢＢＣＩ　代表取締役　　馬　場　正　博　氏
※江戸川区との共催、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式で開催

12)　【中小企業相談部】海外展開支援事業

a.　目的

海外ビジネスの経験が浅い中小・小規模事業者を対象に、海外展開相談に対応するとともに、海外ビジネスセミナー等や実践型ゼミナールを通じて、海外ビジネスのノウハウ提供や人材育成を支援する。また、企業が抱える個別具体的な課題に対しては、専門家派遣等の実地指導により問題解決に寄与する。

b.　事業概要

都内の中小・小規模事業者を中心とする企業の国際展開に関して、３４１社／４８５件の経営相談に対応した。

コロナ禍を受けて中断していたが、東商を含む６つの海外展開支援機関による支援制度説明会を３年ぶりに開催した。各機関の概要、支援内容について、一度に聴取できる機会となった。

さらに、海外市場動向や輸出手続きなど国内での準備に役立つテーマを選定して講習会を開催するとともに、海外販路開拓手法など実践的なセミナーを開催した。また、各国法令・規制対応など個別具体的かつ専門的な相談には専門家派遣による課題解決を図った。

c.　事業

(a)　支援制度説明会

６月　７日　（５０名）海外展開支援機関の支援制度説明会

(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構
(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構、東京商工会議所

(b)　海外ビジネスセミナー

９月２６日　（２５名）海外販路開拓の準備と心構え

㈱ＥＸＰＬＯＤＩＡ　代表取締役　　洞　口　智　行　氏

１１月１０日　（２５名）海外販路開拓の実践とトラブル対応

㈱ＩＡＣ　代表取締役　　秋　島　一　雄　氏

(c)　専門家派遣

６社　延べ１７回派遣

13)　【中小企業相談部】創業支援プログラム

a.　目的

独立・開業等を志す企業家の円滑な創業を促すとともに、新規事業や雇用機会等の創出・拡大を進め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

b.　事業概要

自ら事業を起こそうとする志がある方に対して、セミナーや連続講習会、媒体作成による情報提供など、一連の創業支援プログラムを提供し、新規開業の促進、創業者の抱える課題解決を図る。

c.　事業

(a)　＜東商・創業ゼミナール　６７期＞（全７回）

５月１７日、２４日、３１日、６月７日、１４日、２１日、２８日（２０名）

講　師　　四ツ柳　茂　樹　氏

＜東商・創業ゼミナール　６８期＞（全７回）

１０月１４日、２０日、２７日、１１月１０日、１７日、２４日、１２月１日（２０名）

講　師　　坂　本　篤　彦　氏

(b)　＜東商アイディアピッチ＞

１２月１６日　参加者（６６名）登壇者（９名）

創業５年未満の方を対象に、地域課題の解決に資するビジネスアイディアピッチを開催。

併せて、支援機関と事業者を結ぶ交流会を実施した。

コメンテーター

株式会社 bajji　　代 表 取 締 役　　小　林　慎　和　氏

株式会社 INQ　　代 表 取 締 役　　若　林　哲　平　氏

きらぼしキャピタル株式会社　　桝　田　　竣　　氏

(c)＜創業セミナー＞

１１月２１日　（２２名）　「融資だけじゃない！お金の集め方」

株式会社 INQ　代表　　若　林　哲　平　氏

１月１６日　（１９名）　「創業に必要な『マインドつくり』と『準備ステップ』

中小企業診断士　　鈴　木　美穂子　氏

(d)＜小冊子発行＞

創業に必要な基礎知識や公的支援の最新情報の他、既に創業している事例を掲載した冊子を作成。

「開業ガイドブック（２０２２年度版)」　　作成部数　４，５００部

(e)＜記帳冊子作成ワーキンググループ＞

１０月　４日（５名）　「記帳冊子」の構成・内容について

１１月　７日（４名）　「記帳冊子」作成について

今後のスケジュール

(f)＜記帳冊子発行＞

創業時の不安を減らすべく記帳の基礎知識や帳簿の書き方等を掲載した冊子（２誌）を作成。

「記帳の手引き」　　作成部数　５，０００部

「記帳べんり帳」　　作成部数　２，０００部

14)【中小企業部】成長産業分野進出好事例発信事業

a.　目的

コロナ禍や急速に変化する外部環境に対応しながら成長産業分野進出を実現した好事例を東京商工会議所ホームページ上で公開し、中小企業・小規模事業者の取り組みのきっかけや、成果創出に向けた参考情報を発信する。事例の情報発信を通じて、中小企業・小規模事業者におけるイノベーションの実現、成果創出につなげていく。

b.　事業概要

・専門委員会を通じた掲載内容の検討、事例企業の選定

・イノベーションによって成果を創出した中小企業・小規模事業者への取材と、事例記事のホームページへの公開、周知

c.　事業

(a)「中小企業のイノベーション創出事例」への事例追加（２０２３年３月２９日）

イノベーション活動に取り組む中小企業・小規模事業者１０社へ、イノベーションのきっかけ（ゼロイチ段階）や、実現に向け課題をいかに乗り越えたか、成果創出につなげるための取り組み、組織マネジメントなどについて取材した。取材内容を踏まえ、１０社の取り組み事例を東京商工会議所ホームページ内「中小企業のイノベーション創出事例」に追加した（累計１７社掲載)。

15)【中小企業部】第三者承継・中小M＆A促進支援事業

a.　目的

中小企業経営者の高齢化が進み、後継者不在を理由とした廃業の増加が懸念されている。親族や社内に後継者候補が存在しない後継者不在企業が、廃業を回避し事業を継続するには、第三者承継（M＆A）が有効な手段となる。しかし、当商工会議所の調査結果によると、「後継者を決めていないが事業は継続したい」と回答した事業者のうち、８割を超える事業者が「M＆Aを検討したことがない」と回答するなど、M＆Aマーケットが拡大する中においても、いまだに中小企業のM＆Aに対する理解や、廃業を回避する有効な選択肢としての認識が広がっていないことが大きな課題となっている。

中小企業の「価値ある事業」の喪失回避に向けて、中小企業におけるM＆Aの正しい理解促進と、具体的な行動・着手につなげるべく、ハンドブックを作成し情報を発信する。

b.　事業概要

・ワーキンググループを通じた掲載内容、事例企業の検討

・M&Ａ冊子の作成

c.　事業

(a)　ワーキンググループの実施

７月２５日（　９名）　ワーキンググループ設置について
「M&Aハンドブック（仮題）」の構成・内容について
１１月　７日（　９名）　M&Ａ冊子の構成・内容について
コメント執筆のご依頼について
２月　６日（　９名）　M&Ａ冊子の内容について
M&Ａ冊子発行・展開に向けた今後のスケジュールについて

(b)　「後継者が決まっていない 小さな会社のためのM&Ａガイド」発行

作 成 物　後継者不在企業向けのM&Ａガイド
発 行 月　３月
作成部数　１，５００部
配 布 先　東京２３区内事業者、地域金融機関、中小企業支援機関等

16)　【中小企業部】新製品開発を目的としたものづくりゼミナール事業

a.　目的

２０１８年「東京の中小企業の現状（製造業編）」によると、３年前と比較した年間売上高が増加している企業では「自社製品を保有・販売（複数製品）している」企業が７割程度を占めるなど、自社製品の保有・販売は競争力強化につながっている。

そこで、ものづくり企業の自社製品開発の支援を目的としたゼミナールを開催し、都内ものづくり企業の新製品開発を後押しすることにより、都内製造業の競争力強化に貢献する。

b.　事業概要

製品開発に向け意欲のある方を対象とした少人数制の実践型講座「東商ものづくりゼミナール」を、キックオフセミナー含め全８回実施した。ゼミナール終了後、参加企業２社の参加のきっかけや自社が抱えている課題、ゼミナール参加の感想、今後の展望などを弊所サイトにて紹介するとともに、新製品開発の取り組み事例の紹介や新製品開発に関する情報を提供するセミナーを開催した。

c.　事業

(a) 東商ものづくりゼミナールの実施

製品開発に必要な知識を体系的に学ぶとともに、ディスカッション・グループワークなどを多く取り入れることで、受講者同士の情報交換も促していくことを目的に、新製品開発に向け意欲のある方を対象とした少人数制の実践型講座「東商ものづくりゼミナール」を実施した。

６月２８日（３０名）　キックオフセミナー「ものづくり企業における「自社製品開発」のススメ」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
７月２２日（　６名）　第１回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
㈱石井精工　取締役　石　井　洋　平　氏
㈱マツブン　代表取締役　松　本　照　人　氏
８月　８日（　８名）　第２回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
イノベーション・ラボラトリ㈱　代表取締役　横　田　幸　信　氏
８月２４日（　７名）　第３回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
ｄｏｔｓｔｕｄｉｏ㈱　代表取締役　菅　原　のびすけ　氏
９月２７日（　８名）　第４回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　大　川　真　史　氏
㈱石井精工　取締役　石　井　洋　平　氏

１０月２５日（　６名）　第５回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　　大　川　真　史　氏
イノベーション・ラボラトリ㈱　代表取締役　　横　田　幸　信　氏
１１月１４日（　７名）　第６回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　　大　川　真　史　氏
１１月２８日（　８名）　第７回「東商ものづくりゼミナール」
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　　大　川　真　史　氏

(b)　「中小ものづくり企業必見！自社製品開発のすすめ」ページの新設（２０２３年3月６日）
新たに自社の名刺代わりとなる独自の製品開発に挑戦する中小ものづくり企業を支援することを目的に、「東商ものづくりゼミナール」に参加した企業のうち、㈱アルテック、㈱総和の２社の事例を紹介した。

(c)　新製品開発啓発セミナー（ハイブリット形式）
３月１６日（３７名）　「中小ものづくり企業必見！　自社の強みを活かした製品開発セミナー」
イノベーション・ラボラトリ㈱　代表取締役　　横　田　幸　信　氏
ウイングアーク１ｓｔ㈱　データのじかん主筆　　大　川　真　史　氏
㈱アルテック　特需営業部　次長　　瀧　瀬　伸　一　氏
㈱総和　代表取締役　　赤　羽　立　矢　氏

⑫　地域持続化支援事業（拠点事業）

1)　概要

多様化・複雑化する経営課題に関する相談窓口を中小企業相談センターに加え、港・新宿・北・墨田の４支部内に「ビジネスサポートデスク」を２０１５年４月に設置した。

この「ビジネスサポートデスク」において、東京都の補助事業「地域持続化支援事業（拠点事業）」を実施し、支部経営指導員と連携しながら、事業承継、創業を中心に事業計画策定、経営改善等の専門的な課題への支援を推進した。今年度もコロナ禍においても事業者に寄り添った相談体制を維持するため、Ｚｏｏｍを活用したオンラインでの相談を継続して実施した。また、事業承継を検討している中小企業の経営者や後継者を対象に９月２２日に開催された「ＴＯＫＹＯ事業承継応援フェア」に支援機関として出展し、来場者に対してＰＲを行った。

2)　相談実績

ビジネスサポートデスク

	窓口		巡回		窓口専門相談		派遣専門家	
	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数
東京東	286	595	220	671	89	132	131	601
東京西	432	829	230	334	208	290	129	543
東京南	721	1,535	144	231	93	99	85	372
東京北	209	386	321	891	223	380	138	808
合　計	1,648	3,345	915	2,127	613	901	483	2,324

3)ビジネスサポートデスク（東京東）

ビジネスサポートデスク（東京東）では、城東エリアの５区の小規模事業者や中小企業を対象に、コーディネーターの訪問を基本としたヒアリングによる各社の経営課題の整理を支援のスタートとして行っている。顕在化した課題解決に取り組む中で、収益力向上を目的とした事業改善・補助金活用・経営革新計画等の事業計画策定・社内規定整備を支援するため、中小企業診断士・公認会計士・税理士・社会保険労務士など各専門分野に精通した専門家を派遣し支援する複眼的経営支援を重視している。

昨年から引き続き、タブレットを使った非対面によるリモート面談を推進し、小規模事業者・中小企業の事業継続に資する支援を行った。具体的には、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業の立て直しや

転換、販路拡大、生産性向上や事業承継などの経営課題解決をテーマとした事業計画の策定支援を実施した。

あわせて、当拠点でテーマに据え、推進している「事業承継」については「社長６０歳『企業健康診断』」を引き続き実施。金融機関からの協力も得ながら、事業承継への「気づき」の醸成、自社の経営状態の見える化を行い、小規模事業者・中小企業の事業承継を後押しした。

a.　事業承継支援

早期に事業承継を促すための「気づき」を与えるとともに、承継対策の実行支援までを一貫してきめ細かくサポートしている。２０１６年度に開始し、２０１８年度からエリア全域で展開した「社長６０歳『企業健康診断』」は、本年度も継続して実施した。

＜診断実施件数＞１４社

b.　後継者勉強会・交流会

２月　８日　（５名）　自社の未来を描く！事業承継対策セミナー
中小企業診断士　増　子　慶　久　氏
東京都事業承継・引続ぎ支援センター　統括責任者　吉　田　　亨　　氏

３月　８日　（１０名）　経営の意思決定に役立つ資金繰りの考え方と留意点
公認会計士　吉　岡　博　樹　氏

C.　出張相談会

７月２６日　（１社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）

１１月２５日　（４社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）

ｄ．その他相談会

９月２７日　（５社）　創業・経営・融資相談会（共催：城東５支部、中小企業相談センター）

２月２１日　（１社）　事業承継　個別相談会

4)　ビジネスサポートデスク（東京西）

主に新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を中心に、事業所への巡回や窓口、Ｗｅｂ会議ツール「Ｚｏｏｍ」を活用したオンラインでの相談対応、専門家派遣により、「事業承継」や「販促・プロモーション強化」、「事業計画策定」などの課題解決に係る支援を行った。城西ブロックの各支部、地域金融機関、行政などと連携・協力し、認知度向上・相談ニーズの掘り起こしを図った。コロナ禍の影響も長引いており、新たなビジネスモデルを模索する小規模事業者等からの相談が非常に多く寄せられたが、急増していた補助金関連支援が漸減傾向となり、本業の立て直し等の支援への回帰が進んできている。

メインテーマである事業承継支援に関しては、コロナ禍のため、本業の改善が最優先になるなか、従前から継続支援をしている企業でも進捗が停滞するケースが見られたが、事業承継税制の特例制度の活用をはじめとする「資産」に関する承継、経営ノウハウ等の無形の資産に関する承継、次代の経営基盤づくりなどステージに応じた個別相談・支援に注力した。

a.事業承継診断事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展する中、次世代への円滑な事業承継を実現するために、城西ブロックの支部と地域金融機関の連携・協力の下、「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　１５件

(a) 事業承継支援コンソーシアム

会議等の開催なし

＜構成金融機関＞

西京信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、東京信用金庫、東京三協信用金庫、第一勧業信用組合、日本政策金融公庫（新宿支店、渋谷支店、池袋支店）

b.セミナー（後継者育成事業）

事業承継の取組促進、後継者へ引継ぎ後の事業運営の方法等の情報提供を行うため、事業承継を経験した現役の経営者を講師に招きセミナーを開催した。

３月２３日　（１１名）　「未来への危機感から２代目社長が生み出した新たな成長アイデア」
～杭を「打つ」から「抜く」への転換～
株式会社丸建興業　代表取締役　　菅　原　敬　介　氏

c.出張相談会

４月２１日	（ ４社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
４月２６日	（ ４社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
５月２３日	（ ４社）	日本政策金融公庫	渋谷支店	国民生活事業	出張相談会
５月２４日	（ ６社）	日本政策金融公庫	渋谷支店	国民生活事業	出張相談会
７月　８日	（ ４社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
７月１３日	（ ４社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
８月２５日	（ ５社）	日本政策金融公庫	渋谷支店	国民生活事業	出張相談会
８月２６日	（ ２社）	日本政策金融公庫	渋谷支店	国民生活事業	出張相談会
１０月１８日	（ ４社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
１０月２０日	（ ４社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
１２月　５日	（ ４社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
１２月　７日	（ ４社）	日本政策金融公庫	新宿支店	国民生活事業	出張相談会
１月２６日	（ ５社）	日本政策金融公庫	渋谷支店	国民生活事業	出張相談会
１月２７日	（ ４社）	日本政策金融公庫	渋谷支店	国民生活事業	出張相談会

d.その他相談会

９月１４日	（ ２社）	事業承継よろず相談会
１１月２１日	（１２社）	売上アップよろず相談会
３月　２日	（ ８社）	経営よろず相談会

（共催：日本政策金融公庫新宿支店、東京信用保証協会新宿支店）

5)　ビジネスサポートデスク（東京南）

主に千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区の小規模事業者や中小企業を対象として、８名の専門家コーディネーターが丁寧なヒアリングにより多様化・専門化する経営課題を整理。個社の課題に応じて専門家派遣による個別指導のほか、窓口専門相談による指導を実施した。

特に事業承継については、事業承継対策委員会や城南ブロック各支部、地域金融機関と連携して潜在的な相談ニーズの掘り起こしを進めると同時に、円滑な事業承継を促進するため、次世代を担う後継者育成を目的としたセミナーを開催。また、事業承継税制改正や特例承継計画といった事業承継における重要事項についての情報提供を推進するなど、事業者の事業承継に向けての意識醸成に努めた。

また、コロナ禍において事業維持・継続のため、事業再構築補助金をはじめとする各種支援施策の活用等により事業転換・再構築を進める相談が増加したことに鑑み、支部・金融機関と連携し会員企業を中心に小規模事業者、中小企業、中堅企業まで支援を展開した。なお、感染拡大防止のため、ウェブを通じた非対面・非接触での相談対応を積極的に取り入れた。

a.事業承継支援

城南ブロック各支部、地域金融機関との連携・協力の下、事業承継に向けた対策が必要であることの「気付き」の提供、事業承継に向けた事業の磨き上げ、事業承継計画策定等、個別企業の具体的な事業承継支援を推進。「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　１０件

b.後継者育成事業

後継者のための事業承継セミナー

（共催：事業承継対策委員会、千代田支部・中央支部・港支部・品川支部・目黒支部・大田支部）

８月１０日　（１７名）　後継者のための事業承継　～今だからできること～

株式会社プラスタスパートナーズ　代表取締役・中小企業診断士　荒　谷　司　聖　氏

９月　７日　（　８名）　中小企業にとってのカーボンニュートラル

～我々がチャレンジできること～

中小企業診断士　河　原　豊　氏

１２月１６日　（１３名）　資産承継対策のポイント解説セミナー　～円滑な資産の事業承継へ～

税理士法人タクトコンサルティング　税理士　川　嶋　克　彦　氏

c.中堅・中小企業への支援

規模超企業　（８３社）　うち本部議員、支部役員評議員、青年部企業１１社

d.支部との連携相談会

７月　７日　（　８社）　中央支部　融資・経営なんでも相談会

１０月　５日　（　２社）　品川支部　創業フォローアップ相談会

１１月２１日　（１０社）　品川支部　よろず経営相談会

１１月２４日　（　７社）　中央支部　融資・経営なんでも相談会

e.出張相談会

５月１８日　（　６社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 東京支店）

７月２１日　（　８社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 五反田支店）

１０月１９日　（　５社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 東京支店）

１０月２１日　（　８社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 五反田支店）

２月　６日　（　８社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫 東京支店）

6)　ビジネスサポートデスク（東京北）

主に文京区、北区、荒川区、豊島区、板橋区、足立区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を対象に、複雑かつ多様化する経営課題の解決に向けた支援を行った。事業承継をはじめ、早期の改善へ向けた事業計画策定や販売促進、組織強化など、厳しい状況を乗り越えるために必要な取り組みに対し、８名の専門家コーディネーターが課題の把握・整理を行い、内容に応じて専門家派遣や窓口専門相談などに繋ぐことで最適な支援を行った。加えてＷｅｂ相談のしくみを活用したリモート支援を積極的に推進した結果、接触感染防止に配慮しながらも中小企業・小規模事業者の事業継続に資する支援を展開した。

具体的には、コロナ禍での資金繰りや雇用の維持をはじめ、早期の改善へ向けた事業計画策定や販売促進、組織強化など、厳しい状況を乗り越えるために必要な取り組みを専門家がサポートした。事業推進にあたっては、城北ブロックの地域金融機関や各支部の経営指導員等と連携しながら、支援先の掘り起こしとフォローをすすめた。専門家コーディネーターによるオンラインセミナーを実施し、相談ニーズの掘り起こしを図った。

また重点テーマである事業承継支援については、引き続き「社長６０歳・企業健康診断」を実施することで、事業承継対策への気づきの提供、承継前の経営の磨き上げ、さらには承継後の社内体制強化等のテーマに注力した。併せて、事業承継個別相談会を実施した他、毎年恒例の城北ブロック６支部共催「次世代リーダーミーティング」をオンライン配信により開催し、引き続き若手後継者育成を目的とした事業承継・事業継続の啓発に努めた。

a. 事業承継支援

中小企業経営者の高齢化が進む中、早期に円滑な事業承継を実現するために、城北ブロックの地域金融機関や中小企業支援機関などと連携を図りながら、「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　８社

b. 後継者育成事業

１月１０日　（３７名）　次世代リーダーミーティング２０２２（Ｙｏｕｔｕｂｅ配信）
～２月２８日　下請け運送会社の挑戦　新しいビジネスモデルのつくりかた
株式会社ハーツ　社長　山口裕詮氏
（共催：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立支部）

１月１７日　（１８名）　低成長時代に効く！新事業・ビジネスモデルのつくりかた
※オンライン開催
中小企業診断士　酒井勇貴氏

１月２６日　（２１名）　中小企業でもできるデジタルマーケティング　※オンライン開催
中小企業診断士　山岸智也氏

２月２２日　（３１名）　会社の数字を読み解き、経営に活かしていこう　※オンライン開催
中小企業診断士　新木啓弘氏

３月８日　（２１名）　超情報化社会の今こそ知っておきたい、ＷＥＢ／ＳＮＳ集客
※オンライン開催
中小企業診断士　西川智哉氏

c. 出張相談会

７月１３日　（　６社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫東京支店）
７月２６日　（　２社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）
８月　２日　（　６社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫池袋支店）
９月　７日　（　６社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫板橋支店）
１１月２５日　（　４社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫千住支店）

d. 事業承継個別相談会

１２月１３日　（　１社）
～１２月１５日

⑬　倒産防止特別相談事業

1)　経営安定特別相談室では、商工調停士はじめ弁護士、経営コンサルタントなどの専門スタッフが危機に直面した事業者からの相談に応じている。経営の現状を分析し実態を把握のうえ倒産の回避のための助言や円滑な整理方法について相談指導を実施した。

８５社、８６回の指導を実施した。

a.　事業の整理、破産、廃業となったもの　７４．１％
b.　倒産を回避して経営改善等を行ったもの　２５．９％

2)　今年度は新型コロナウィルスの影響に､円安や原材料不足による仕入れ価格の高騰から収益面の大幅赤字、またコロナ融資の返済が開始されたことなどに伴う資金繰り圧迫など、経営安定特別相談室への相談件数が急増し、その７０％強近くが破産・廃業相談となっている。しかも廃業・破産相談の半分近くが精神的な病に罹った方々であり、深刻な状況になってきている。

3)　経営安定のための講習会を１回Ｚｏｏｍ（オンライン）で開催し、専門家による情報提供を行った。

4)　相談社数

①　相談受付件数	８５社
②　指導処理終結	８５社

5)　処理の内容

内訳	1.　倒産回避	２２社
	2.　整　　理	６３社
	3.　調停不能	０社

6)　指導内容

①　事業の整理・縮小	１件
②　金融・資金に関する指導	６件
③　経営・再建計画等の作成・指導	８件
④　売上・経費面の指導・助言	２件
⑤　社内外の係争に対する指導・助言	１件
⑥　その他の指導	５件

7)　開催セミナー

No.	開催日	講演講習会の内容		講師		参加者数
		種類	テーマ	職業	氏名	
1	１月２６日	講習会	廃業したら借入金の返済はどうなる？破産を回避できる！？【事例でわかる】廃業手続・保証債務の整理	弁護士 弁護士・中小企業診断士	髙砂美貴子　氏 水原　祥吾　氏	４７名

(16) 奨励・後援等

①　奨　　励

商工関係表彰永年功労経営者・優良従業員表彰

件名	申請事業所数	対象者数
永年功労経営者表彰	2 事業所	3 名
優良従業員表彰	38 事業所 (24 事業所)	165 名 (133 名)

(　) 内は支部申請数

②　会頭賞（後援・協賛含む）

開催日	終了日	件名	主催者名
５月２５日		優良従業員表彰	東京硝子製品協同組合
９月　６日	９月　７日	第６１回東京仏壇展示コンクール	東京唐木仏壇工業協同組合
１０月　３日	１１月１１日	２０２２日本洋装技能コンクール	（一社）日本洋装協会、（公社）全日本洋裁技能協会
１１月１８日		令和４年度　関東地方発明表彰	（公社）発明協会
１２月　７日	１２月１１日	第６５回東京都児童生徒発明くふう展	東京都
３月　３日	３月　５日	第６１回東京手描友禅染芸展コンクール展示会	東京都工芸染色協同組合
３月　９日		２０２２年度優良企業表彰	（一社）東京都信用金庫協会、しんきん協議会連合会、東京事業経営者会

③　共催・後援・協賛

開催日	終了日	件名	主催者名
４月　１日	２月２８日	令和４年度法人赤十字活動資金募集	日本赤十字社東京都支部
４月　１日	３月３１日	２０２２年度珠算能力検定試験・暗算検定試験	（一社）東京珠算教育連盟
４月１６日	４月２４日	アースデイ東京２０２２	アースデイ東京２０２２実行委員会

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
5月１４日	6月１７日	流通・小売業ＣＩＯアカデミー	日本小売業協会
5月１８日	5月２０日	自治体総合フェア２０２２	（一社）日本経営協会
5月１８日	5月２０日	企業立地フェア２０２２	（一社）日本経営協会
5月１９日		経営者のための健康経営セミナー（基礎編）	アクサ生命保険㈱
5月２５日	5月２７日	２０２２ＮＥＷ環境展	日報ビジネス株式会社
5月２６日		ＩＤＢオンラインセミナー	米州開発銀行アジア事務所
5月２７日		第２回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
6月　１日	6月３０日	令和４年度就職差別解消促進月間	東京都
6月　１日	8月３１日	第１１回企業の品質経営度調査	（一財）日本科学技術連盟
6月　１日	9月１２日	令和４年度東京都産業教育振興会「作文コンクール」	東京都産業教育振興会
6月　２日	6月３日	ＴＳＫ&ＮＦＪ合同展２０２２、２０２３Ａｕｔｕｍｎ&Ｗｉｎｔｅｒ	東京装身具工業協同組合､ニューファッションジュエリー協同組合
6月１０日	6月１７日	社会人のための歌舞伎鑑賞教室	（独）日本芸術文化振興会
6月１４日		コロナ禍における海外展開公的支援紹介ウェビナー	㈱きらぼし銀行
6月１９日	6月１９日	第６１回全国和裁技能コンクール	（一社）全国和裁着装団体連合会
6月２１日		「銀の認定」申請対策セミナー	アクサ生命保険㈱
6月２４日		第３回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
7月　１日	1月　６日	第２５回グッド・ペインティング・カラー（環境色彩コンペティション）	（一社)日本塗料工芸会／日本塗料商業組合／（一社）日本塗装工業会／グッド・ペインティング・カラー委員会
7月　１日	2月２１日	第２３回テレワーク推進賞	（一社）日本テレワーク協会
7月　１日	3月３１日	ＧＴＦグレータートウキョウフェスティバル２０２２	ＧＴＦグレータートウキョウフェスティバル実行委員会
7月　１日	3月３１日	第４８回発明大賞表彰事業	（公財）日本発明振興協会、㈱日刊工業新聞社
7月　１日	7月３１日	令和４年度　ヒートポンプ・蓄熱月間オンライン開催	（一財）ヒートポンプ・蓄熱センター
7月　８日	7月１４日	東北３県ふるさと市	東京都
7月　８日	7月２０日	社会人のための歌舞伎鑑賞教室	（独）日本芸術文化振興会
7月１３日		７月定例会「ゼロカーボンニュートラル～中小企業の持続可能な脱炭素へ向けて～」	（公社）東京青年会議所
7月１５日		第１５回復興まちづくりシンポジウム「専門家と共に考える災害への備え～誰ひとり取り残さない防災への取り組み～」	災害復興まちづくり支援機構
7月２０日		オンラインセミナー「中小企業におけるパワハラ相談対応の留意点」	あいおいニッセイ同和損害保険㈱
7月２２日		２０２２年度第１回人材移動推進情報交換会	（公財）産業雇用安定センター
7月２７日		第４回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
8月　１日	１１月３０日	令和４年度職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン	東京都
8月　５日	8月　７日	ものづくり・匠の技の祭典２０２２	東京都
8月１８日		企業の人的資本投資と禁煙推進／禁煙推進の事例大公開	禁煙推進企業コンソーシアム

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
8月25日		ANZCCJ Gourmet Food and Wine Garden Party2022	在日オーストラリア･ニュージーランド商工会議所
8月26日		第5回きらぼしピッチin kics pace HANEDA	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
8月29日	9月3日	Rakuten Fashion Week TOKYO	（一社）日本ファッション・ウィーク推進機構
8月31日	3月20日	第22回（2022年度）エネルギッシュ・タウン事業	東京販売士協会
9月　1日	10月31日	「声かけ・サポート」運動　強化キャンペーン	東日本旅客鉄道㈱
9月　7日	9月　9日	「第94回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2022」「東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2022第12回LIFE×DESIGN」	㈱ビジネスガイド社
9月12日		チャレンジふくしまフォーラムin東京	福島県
9月13日	1月31日	令和4年度防災ウーマンセミナー	東京都
9月14日	12月17日	2022年度ワールドビジネス研究会社会貢献事業　オンライン開催	（一社）東京都中小企業診断士協会、ワールドビジネス研究会（WBS）
9月17日		第27回暮らしと事業のよろず相談会	よろず相談実行委員会
9月17日	9月18日	トラックフェスタTOKYO2022	（一社）東京都トラック協会
9月22日		TOKYO事業承継応援フェア	東京信用保証協会
9月22日	9月25日	ツーリズムEXPOジャパン2022	ツーリズムEXPOジャパン推進室
9月24日		9月定例会「THE　ONE」	（公社）東京青年会議所
9月26日	9月26日	ベトナム南部ビンフック省投資環境セミナー（オンライン）	ベトナム社会主義共和国　ビンフック省
9月29日	9月　29日	エコアクション21フォローアップセミナー	特定非営利活動法人東京城南環境カウンセラー協議会
10月　1日	10月31日	CEATEC2022	（一社）電子情報技術産業協会
10月　3日	11月30日	2022しんくみ食のビジネスマッチング展　ー食の商談会ー　オンライン開催	全国信用協同組合連合会、（一社）全国信用組合中央協会、（一社）東京都信用組合協会
10月　4日	1月31日	令和4年度東京防災ホリデーセミナー	東京都
10月12日		産業保健フォーラム　IN　TOKYO　2022	東京労働局
10月13日	10月14日	東京くらしのフェスティバル	（公財）東京都中小企業振興公社
10月14日		第11回さわやか信用金庫物産展	さわやか信用金庫
10月14日	11月30日	第26回日本医業経営コンサルタント学会東京大会	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会
10月19日		経営者のための健康経営セミナー（基礎編）	アクサ生命保険㈱
10月19日	10月21日	第54回管工機材・設備総合展	東京都管工事工業協同組合
10月23日		スポーツ・オブ・ハート2022 スポーツ・オブ・ハート2022　in大分	（一社）スポーツオブハート
10月24日	11月　2日	第35回東京国際映画祭	（公財）ユニジャパン
10月26日		事業継続のための退職金・健康経営セミナー	アクサ生命保険㈱
10月26日	10月28日	ビルメンヒューマンフェア＆クリーンEXPO2022	（公社）全国ビルメンテナンス協会 （一社）日本能率協会

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
１０月２６日	１０月２８日	ＨＯＳＰＥＸ　Ｊａｐａｎ　２０２２（第５１回　日本医療福祉設備学会併設展示会）	（一社）日本医療福祉設備協会、(一社)日本能率協会
１０月２８日		第７回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
１０月２９日	１０月３０日	ＤＩＶＥＲＳＩＴＹ　ＣＡＲＥＥＲ　ＦＯＲＵＭ　２０２２	認定特定非営利活動法人ＲｅＢｉｔ
１１月　１日	１１月３０日	第２６回いたばし産業見本市会場とオンラインのハイブリット開催	（公財）板橋区産業振興公社、板橋区、いたばし産業見本市実行委員会
１１月　１日	１２月　３日	令和４年度防災コーディネーター研修【地域生活編】 オンライン開催	東京都
１１月　１日	１２月　３日	令和４年度防災コーディネーター研修【職場編】 オンライン開催	東京都
１１月　１日	１月１３日	第１３回東京屋外広告コンクール	（公社）東京屋外広告協会
１１月　２日		令和４年度介護と仕事の両立推進シンポジウム	東京都
１１月　５日	１１月　６日	第２１回ドリーム夜さ来い祭り【本祭】	(一財)ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団
１１月　７日	１２月　７日	連続立体交差事業の広報への協力	東京都連続立体交差事業促進協議会
１１月　８日		リテール＆ＩＴリーダーシップフォーラム２０２２	日本小売業協会
１１月　９日	１１月１０日	ＴＳＫ＆ＮＦＪ合同展２０２３　Ｓｐｒｉｎｇ＆Ｓｕｍｍｅｒ	東京装身具工業協同組合､ニューファッションジュエリー協同組合
１１月１０日		健康経営会議２０２２	健康経営会議実行委員会
１１月１２日	１１月１７日	第２回東北３県ふるさと市	東京都
１１月１６日		ＡＳＰＩＣ　ＩｏＴ・ＡＩクラウドアワード２０２２	（一社）日本クラウド産業協会
１１月２０日		第２回荒川流域防災住民ネットワーク２０２２～わが町から隣町へ助け合いの輪を～	（特）ＳＤＧｓいたばしネットワーク
１１月２４日		ＭＣＰＣ　ａｗａｒｄ２０２２	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム
１１月２５日		第８回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
１１月２６日	１１月２７日	第６回創作きもの・リメイクコンクール	（一社）全国和裁着装団体連合会
１１月２９日		令和４年度中小企業のための障害者雇用支援フェア	東京都
１１月２９日		部落解放・人権文化フォーラム２０２２	部落解放･人権文化フォーラム実行委員会
１１月３０日		知的財産セミナー２０２２　オンライン開催	日本弁理士会関東会
１１月３０日		令和４年度「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」東京会場	（公財）人権教育啓発セミナー
１２月　１日	２月２８日	ＥＮＥＸ２０２２「第４７回地球環境とエネルギーの調和展」	（一財）省エネルギーセンター
１２月　２日	２月２８日	令和４年度福島県企業立地セミナー ※オンライン開催	福島県、福島県企業誘致推進協議会
１２月　４日	１２月１８日	第７５回全東京珠算選手権大会	（一社）東京珠算教育連盟
１２月　６日		令和４年度東京都中小企業知的財産シンポジウム	東京都、(公財）東京都中小企業振興公社

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
１２月　６日	１２月　７日	２０２２＂よい仕事おこし＂フェア コロナに負けるな！大商談会	城南信用金庫
１２月　７日	１２月　９日	エコプロ２０２２	（一社）サステナブル経営推進機構・日本経済新聞社
１２月　８日		「ＤＸ時代に必要な著作権コンプライアンスの新常識～デジタル文献・ビッグデータ活用時に潜む著作権侵害リスクの落とし穴～」	（一社）学術著作権協会
１２月　９日		日本発明振興協会　講演会「イノベーションの継続的実現を目指す」	（公社）日本発明振興協会
１２月１２日		首都直下地震に対応したオンライン代替輸送訓練	国土交通省　北陸地方整備局
１２月１２日		「銀の認定」申請対策セミナー	アクサ生命保険㈱
１２月１３日	１２月１４日	オートカラーアウォード２０２２	（一社）日本流行色協会
１２月１４日	２月２８日	ライフ・ワーク・バランスＥＸＰＯ東京２０２３	東京都
１２月１６日	１２月１６日	ＪＥＡＳ／ＩＳＰＯＮＲＥ　環境交流共催セミナー	日本環境アセスメント協会（ＪＥＡＳ）、ベトナム国天然資源環境省天然資源環境政策研究所（ＩＳＰＯＮＲＥ）
１２月２１日	１２月２５日	東京ミチテラス２０２２	東日本旅客鉄道（株）・三菱地所（株）
１２月２３日		第９回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
１２月２９日	１月　３日	Ｊ－ＣＵＬＴＵＲＥ　ＦＥＳＴ／にっぽん・和心・初詣２０２３	㈱東京国際フォーラム
１月１１日	２月　３日	組合まつり　ｉｎ　ＴＯＫＹＯ ～技と味の祭典！～	東京都中小企業団体中央会
１月１３日	１月３１日	第２０回東京シティガイド検定	（公財）東京観光財団
１月２０日	３月１９日	東日本大震災風化防止イベント～さらなる復興に向けて２０２３～ 【オンラインイベント】	東日本大震災復興フォーラム実行委員会
１月２４日		経営者のための健康経営セミナー（基礎編）	アクサ生命保険㈱
１月２４日	２月１４日	脱炭素経営セミナー	東京都地球温暖化防止活動推進センター
１月２５日	１月２５日	ＴＯＫＹＯイイシナ展示商談会	東京都
１月２７日		第１０回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
１月２９日		第２１回ドリーム夜さ来い祭り【後夜祭】	（一財）ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団
２月　１日		令和４年度「ＣＳＲ（企業の社会的責任）と人権セミナー」東京会場	（公財）人権教育啓発セミナー
２月　５日		令和４年度「東京シニアビジネスグランプリ」	（公財）東京都中小企業振興公社
２月　８日	２月１０日	流通大会２０２３	（公財）流通経済研究所
２月　９日		共生社会と人権に関するシンポジウム	（公財）人権教育啓発センター
２月１０日		事業継続のための退職金・健康経営セミナー	アクサ生命保険㈱
２月１１日		橿原神宮紀元祭	橿原神宮
２月１５日	２月１７日	「第９５回東京インターナショナル・ギフト・ショー春２０２３」「東京インターナショナル・ギフト・ショー春２０２３第１３回ＬＩＦＥ×ＤＥＳＩＧＮ」	㈱ビジネスガイド社

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
２月１５日	２月１７日	第５７回スーパーマーケット・トレードショー２０２３	（一社）全国スーパーマーケット協会
２月１６日		２月例会　誰やるの？私でしょ！これが〈新時代の〉健康経営	（公社）東京青年会議所
２月１６日		＜セミナー＞２０２５年新しい万博の価値とは！？いのちを響きあわせる未来社会の共創	㈱りそな銀行
２月１７日		２０２２年度第２回人材移動推進情報交換会	（公財）産業雇用安定センター
２月２２日		第１１回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
２月２４日		事業継続のための退職金・健康経営セミナー	アクサ生命保険㈱
２月２８日		第３２回流通交流フォーラム	日本小売業協会
２月２８日		第２２回ＪＩＰＡ知財シンポジウム	（一社）日本知的財産協会
２月２８日	３月　３日	リテールテックＪＡＰＡＮ２０２３（第３９回流通情報システム総合展）	㈱日本経済新聞社
３月　１日	３月１４日	第５１回大いわて展	岩手県、岩手県内全市町村、いわての物産展等実行委員会
３月　５日		東京マラソン２０２３	（一社）東京マラソン財団
３月　７日	３月　８日	令和４年度総務省・ＮＩＣＴ　Ｅｎｔｒｅｐｒｅｎｅｕｒｓ’　Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ２Ｄａｙｓ	国立研究開発法人情報通信研究機構
３月　９日		クールジャパン・プラットフォームアワード２０２３	クールジャパン官民連携プラットフォーム
３月１１日	５月３０日	アースデイ東京２０２３	アースデイ東京２０２３実行委員会
３月１３日	３月１８日	Ｒａｋｕｔｅｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ	（一社）日本ファッション・ウィーク推進機構
３月１５日		「銀の認定」申請対策セミナー	アクサ生命保険㈱
３月２４日		第１２回きらぼしピッチｉｎ　ｋｉｃｓｐａｃｅ　ＨＡＮＥＤＡ	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行
３月２７日		第２７回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト	（公社）日本吹奏楽指導者協会
３月２８日		日本クリエイション大賞２０２２	（一社）日本ファッション協会
３月３０日		航空政策研究会　シンポジウム	航空政策研究会

(17) 資料収集・閲覧

①－１）　東商の蔵書資料（２０２３年３月３１日現在）

受入件数	７６９件
除籍件数	２，２０３件
蔵書総数	１９，２７２件
資料発送件数	国内１，１１８件

※除籍件数２，２０３件（国立国会図書館等への寄贈を含む）

蔵書内訳分類別資料数

Ⅰ．書籍の部				計　１９，０７８
	１	和書	１１，３０６	
	２	社史・団体史	３，２６２	
	３	洋書	２２２	
	４	製本雑誌・新聞	２８３	

	5	和雑誌	２９９	
	6	新聞	４５６	
	7	洋雑誌	４	
	8	書籍（未遡及分）	３，２４６	
Ⅱ．書籍以外の部				計　１９４
	1	ビデオ	７６	
	2	ＣＤ－ＲＯＭ	１１８	

（Ⅰ.書籍１～８の内訳）

分類	年度末数	分類	年度末数
経　済　一　般	３，９４６	社　会　問　題	９７１
企　業　・　経　営	３，０８４	一　般　書	１，４６９
金融・銀行・保険	４８６	統計・年鑑類	９５４
財　政	３０１	会　社　録	５４０
商　業	１，５６９	新　聞　・　雑　誌	１，０４２
交　通　・　運　輸	４８７	書籍（未遡及分）	３，２４６
生　産　業	９８３	合計	１９，０７８

①－２）　マイクロフィルム資料

当センター所蔵資料のマイクロフィルム化	７８０リール（１０，０３７冊／２８，４２９件）

②　全国商工会議所関連資料ＤＶＤ・オンライン版頒布実績累計（２０２２年１月～１２月）

経済資料センター所蔵資料を基に制作され、丸善雄松堂㈱が発売したデジタル版「全国商工会議所関係資料」「第Ⅰ期：東京商工会議所関係資料（１８７７（明治１０）年～１９６５（昭和４０）年)」および「第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料（１９０３（明治３６）年～１９４５（昭和２０）年)」並びにシリーズ最終版「第Ⅲ期国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料（１８８７（明治２０）年～１９４５（昭和２０）年)」を図書館・大学に頒布している。(企画・発行は当商工会議所)

1）第Ⅰ期：東京商工会議所関連資料　（累積）ＤＶＤ版７１５枚　３５図書館・大学等
　　オンライン版　３大学等
2）第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料　（累積）ＤＶＤ版４５２枚　２７図書館・大学等
　　オンライン版　４大学等
3）第Ⅲ期：国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料　オンライン版　９図書館・大学等

③　他団体資料提供

従来無償提供していた東商所蔵の画像貸出を２０２２年度より有償とした。貸出対象は従来通り会員企業、各地商工会議所、地方公共団体のみ。

※例外として以下について無償提供可能としている。

・東京商工会議所プレスリリースに付随する写真
・渋沢関連企業で渋沢翁に関する資料（２０２４年度まで）

	提供資料	印刷・展示名	申請先
1	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	つながるＮｅｗｓ港区、中野区、新宿区、杉並区版	ＪＣＯＭ㈱
2	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	月刊公論ほか、合計５件	清水建設㈱
3	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	めぐろ区報、目黒区ＨＰ（目黒区商工まつりにて渋沢栄一に講演会を開催のためＰＲに使用）	目黒区商工まつり運営事務局

4	日本商工会議所会頭の写真１２名	日本商工会議所創立１００周年記念映像	日本商工会議所
5	東京商業会議所ビル（赤レンガ）写真	１００年の軌跡　パネル展示	姫路商工会議所
6	浅草花街いろは	下町裏文化巡りパンフレット	文教大学

④　Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　Ｇａｌｌｅｒｙ（チェンバーズ・ギャラリー）

７２名（２０２２年4月１日～２０２３年3月３１日）

経緯：１９２６（大正１５）年4月に設立された商工図書館は、１９９５（平成7）年6月に経済資料センターに名称変更した。２０１８（平成２９）年１２月の新ビル設立に伴い、会員が自由に閲覧できるスペースとして「Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　Ｇａｌｌｅｒｙ（チェンバーズ・ギャラリー)」をオープンした。蔵書（東京商工会議所関連資料に特化）は全て外部倉庫。取寄せ後閲覧。

⑤　アーカイブ資料収集・整備・管理

２０２８年の東京商工会議所創設１５０周年を見据え、東京商工会議所が事業活動を行う際に利用した物品、写真、デザイン等の現物を収集し、整備・管理を行う。

バーコード管理　　３１９点

ダンボール管理（バーコード未整備）４４箱

(18) 各種支援事業

①　第２０回「勇気ある経営大賞」

「勇気ある経営大賞」は、過去に拘泥することなく理想を追求し、常識を打破するなど、厳しい経営環境にありながら、“勇気ある挑戦をしている”中小企業を顕彰する制度。本顕彰制度を通じ、後に続く企業に勇気を与え、ひいては経済の活性化に資することを目的に実施している。

第２０回は、２０２１年１１月２４日から２０２２年2月２日まで募集を行い、９０件/９０社の応募があった。4段階にわたる厳正な選考を行った結果、大賞１社、優秀賞２社、特別賞２社、奨励賞１７社を決定した。

また、６月に実施した臨時実行委員会にて、受賞企業の一層のＰＲに注力するべく、第２１回から２年に１度の開催とするほか、贈賞や選考体制の見直しを図ることとした。

1)　顕彰制度の概要

a.　選考基準

過去に拘泥することなく大きく経営の舵をきる決断を下し､“勇気ある挑戦”をしている企業を評価する。“勇気ある挑戦”の取り組みの結果、得られた製品・サービスの革新性などや、経営理念・経営手法を中心に選考を行い、業績・財務状況は副次的参考要素にとどめる。

b.　賞金

「大　賞」　　２００万円
「優秀賞」　　５０万円
「特別賞」　　５０万円

c.　募集期間

２０２１年１１月２４日～２０２２年2月２日

d.　応募資格

次の①②のいずれにも該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない)。
①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。
②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。
但し、１都８県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に本社機能がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

e.　選考経過

第一次・二次選考会（書類審査）	3月１１日・１７日
実地調査	4月１３日～5月１８日
第三次選考会（実地調査審査）	6月　１日
最終選考会（プレゼンテーション審査）	7月　７日

f.　後援

東京都、日本商工会議所、関東商工会議所連合会、東京都商工会議所連合会

2)　運営組織

実行委員会（委員長＝東京商工会議所　副会頭　　三　部　敏　宏）
選考委員会（委員長＝早稲田大学　教授・東京大学　名誉教授　　藤　本　隆　宏　氏）
選考ワーキンググループ（座長＝早稲田大学　名誉教授　　鵜　飼　信　一　氏）
審査専門委員（中小企業診断士８名で構成）

3)　応募総数

９０件/９０社

4)　選考結果

大　賞	（１社）	㈱高山医療機械製作所
優秀賞	（２社）	東信水産㈱、フジ産業㈱
特別賞	（２社）	㈱佐藤製作所、㈱ミライロ

奨励賞（１７社）　㈱アースプロテクト、アイレックス㈱、秋元産機㈱、㈱アルファＴＫＧ
エスエスビジネスフォーム㈱、ＦＳテクニカル㈱、カインズ㈱、㈲木村良三工務店
㈱小宮商店、㈱Ｔｈｅ　ＭＯＴ　Ｃｏｍｐａｎｙ、三裕製菓㈱、
シー・エイチ・シー・システム㈱、㈱ＳＵＵ・ＳＵＵ・ＣＨＡＩＹＯＯ、
㈱太新、㈱なかむら商会、ノーラエンジニアリング㈱、ファーストゲート㈱

5)　顕彰式典
９月８日／於：東京商工会議所渋沢ホール（第７５０回常議員会と合わせてハイブリッド開催）

6)　「勇気ある経営大賞」臨時実行委員会
第２０回記念事業および２０２３年度以降の実施・運営について、審議し承認された。
６月　９日　（６名）

7)　視察会
１０月２７日　（４名）訪問先：㈱高山医療機械製作所（於：足立工場）

8)　第２０回記念事業（座談会・記念パーティ）
２０回目を記念し、同大賞の認知度向上を図ることを目的に記念事業を実施した。
８月　２日（１１２名）　座談会　於：東京商工会議所渋沢ホール
登壇者：　マノ精工㈱　社長　林　愛子　氏
㈱西尾硝子鏡工業所　社長　西尾智之　氏
㈱ワキュウトレーディング　社長　高橋和久　氏
㈱高山医療機械製作所　社長　髙山隆志　氏
本田技研工業㈱　社長　三部敏宏　氏
（副会頭・実行委員長）
ファシリテーター：　早稲田大学　教授・東京大学　名誉教授　藤本隆宏　氏
（選考委員長）

８月　２日（　９８名）　記念パーティ　於：東京會舘
開会挨拶：　本田技研工業㈱　社長　三部敏宏　氏
（副会頭・実行委員長）
推薦機関表彰
乾杯：　早稲田大学　名誉教授　鵜飼信一　氏
（選考ワーキンググループ座長）
歴代大賞受賞企業紹介
第２０回受賞企業紹介
中締め：　㈱ベアーズ　副社長　髙橋ゆき　氏
（議員・選考委員）

9)「勇気ある経営大賞」ＰＲ
２０２３年度以降の実施・運営の変更により、第２１回募集前までの期間に同賞・受賞企業を継続的にＰＲする強化期間とした。

a.サイトリニューアル、公式Ｔｗｉｔｔｅｒ
過去受賞企業の検索性を向上させるべく、９月９日にサイトをリニューアル。また、受賞企業の新製品・新サービスなどの最新情報をタイムリーに発信すべく、公式Ｔｗｉｔｔｅｒの運用を同日に開始。

総投稿数　　９月９日～　３月３１日　３３６件

b.　各種メディアへの紹介

１０月　７日	日刊工業新聞	㈱高山医療機械製作所
１２月１４日	ダイヤモンド・セレクト（１月号）	㈱高山医療機械製作所
	〃	㈱常磐植物化学研究所
１月１７日	ＮＨＫ「ニュースウォッチ９」	㈱小宮商店
１月２１日	理念と経営（２月号）	フジ産業㈱
１月２７日	日刊工業新聞	フジ産業㈱
２月　３日	日刊工業新聞	㈱佐藤製作所
２月２１日	理念と経営（３月号）	㈱佐藤製作所

c.　中小企業の底ヂカラ（東京メトロポリタンテレビジョン）

１０月１５日放送回にて、第２０回勇気ある経営大賞顕彰式典の様子を放映し、勇気ある経営大賞の認知度向上及び受賞企業のＰＲを図った。

d.　東商新聞

１０月１５日号	㈱高山医療機械製作所
１１月２０日号	東信水産㈱
１２月２０日号	フジ産業㈱
１月２０日号	㈱佐藤製作所
２月２０日号	㈱ミライロ

e.　展示・出展

８月　３日～　９月　８日　所内展示　於：東京商工会議所１階多目的スペース
（第２０回を記念し、今までの受賞企業のＰＲパネルを展示）

９月　８日～１０月１４日　所内展示　於：東京商工会議所１階多目的スペース
（第２０回受賞企業のＰＲパネルを展示）

１０月１９日～２１日　産業交流展　於：東京ビックサイト
（第２０回受賞企業のＰＲパネル・製品を展示、今までの受賞企業のＰＲパネルを展示）

１２月１４日・１５日　東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ　於：東京ビックサイト
（第２０回受賞企業のＰＲパネルを展示）

２月１６日・１７日　第９回町工場見本市　於：東京国際フォーラム
（葛飾区に所在する企業のうち、㈱チバダイス、㈱ヒキフネ、砂山靴下㈱の製品を展示）

f.　本部・支部賀詞交歓会への招待

１月１０日	葛飾支部	於：テクノプラザかつしか	秋元産機㈱、ＦＳテクニカル㈱、カインズ㈱、三裕製菓㈱
１月１２日	本部	於：東京會舘	㈱高山医療機械製作所、㈱佐藤製作所、㈱ミライロ
１月１６日	杉並支部	於：ヒルトン東京	東信水産㈱
１月１７日	台東支部	於：東天紅	㈱高山医療機械製作所
１月１８日	江戸川支部	於：タワーホール船堀	㈱アースプロテクト
	目黒支部	於：ホテル雅叙園東京	㈱佐藤製作所
１月２５日	荒川支部	於：アートホテル日暮里	エスエスビジネスフォーム㈱
１月２７日	千代田支部	於：ザ・キャピトルホテル東急	アイレックス㈱、ノーラエンジニアリング㈱

１月２７日　練馬支部　　於：ホテルカデンツァ東京　　フジ産業㈱
２月　１日　世田谷支部　於：ハイアットリージェンシー東京　シー・エイチ・シー・システム㈱
３月　６日　中央支部　　於：ロイヤルパークホテル　　㈱小宮商店

g.　講師派遣協力

１２月　９日　　日本発明振興協会講演会「下請けからグローバルカンパニーへ」
㈱高山医療機械製作所　社長　　髙　山　隆　志　氏
「小さな一流企業を目指して」
マノ精工㈱　社長　　林　　愛　子　氏

１２月１４日　　東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ「～経営危機とコロナ禍を超えて～
弱みを強みに変えてチャレンジし続ける逆転の発想」
日本電鍍工業㈱　社長　　伊　藤　麻　美　氏

１２月１５日　　〃　　「～商品の魅力、本当に伝えられていますか～
浅草かっぱ橋商店街リアル店舗の奇蹟」
㈱飯田　社長　　飯　田　結　太　氏

h.　他団体表彰事業への推薦

１０月	東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞	アベテクノシステム㈱	奨励賞受賞
３月	第４８回発明大賞	秋元産機㈱	発明大賞東京都知事賞受賞

②　中小企業国際展開支援事業

「中小企業海外展開エキスパート制度」の運営を通じて、海外ビジネスに課題を抱えている中小企業の実務的な問題解決を図るとともに、公的機関との連携を深め相談あっせんや支援施策の紹介などをすることにより、中小企業の国際展開を支援した。

1)　中小企業海外展開エキスパート制度

中小企業の国際展開支援に豊富な実績をもつ個人・法人企業・団体を「中小企業海外展開エキスパート」として登録し、有償での支援を希望する中小企業からの依頼に対してマッチングを行い、国際展開する過程で発生する様々な課題の解決を支援する制度。公的機関等で実施している無料相談だけでは十分な準備や対応ができない企業が本制度を利用することにより、国際展開における成功の確率を高めることを狙いとする。

登録エキスパート数・支援件数
・登録エキスパート企業数　　３６件
・エキスパートによる支援件数　　９件

2)　海外展開支援機関連絡会

中小企業の海外展開支援に携わる公的機関が参加する会合で、各機関の支援施策の理解を深めるとともに支援事例の共有を図ることを目的とする。

３月２９日　（１３名）　意見交換「公的海外展開支援機関の支援施策・支援状況について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構
(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構、東京商工会議所

③　人材確保支援事業

1)　合同会社説明会

求職者（新卒者・外国人留学生・中途等）に対して、自社の魅力や採用に関する情報を直接ＰＲし、自社へのエントリーや採用内定につなげるためのイベント。

a.　２０２３年３月卒業の新卒者および第二新卒者・外国人留学生・中途・女性の再就職希望者・シニア・

既卒者対象＜東商ジョブフェア＞

(a)　６月１５日（企業２６社 ／ 求職者１５３名 ／ 内定　５名）※オンライン開催

b.　２０２３年３月卒業の新卒者および３４歳以下の求職者対象＜(公財)東京しごと財団と連携＞

(a)　９月２２日（企業　９社 ／ 求職者１３名 ／ 内定　３名）於：東京しごとセンター地下２階講堂

(b)　１２月　６日（企業１０社 ／ 求職者１３名 ／ 内定　１名）於：東京しごとセンター地下２階講堂

c.　２０２３年３月卒業の新卒者および既卒３年以内の若年求職者対象＜(公財)東京しごと財団と連携＞

(a)　１１月２９日（企業１５社 ／ 求職者１５６名 ／ 内定　６名）於：新宿ＮＳビル イベントホール

2)　会員企業と学校法人との就職情報交換会

会員企業の人事担当者と、大学や専門学校等の学校法人の就職支援担当者が一堂に会し、主に２０２３年卒の採用に関する情報や､インターンシップ･職場体験等に関する事項について情報交換を行うイベント。

a.　４月２７日　第　1回（企業２２１社 ／ 学校法人７９校（うちＷＥＢ参加４校） ／
面談数２，４２４件）　於：東京都立産業貿易センター浜松町館

b.　９月２９日　第　2回（企業２７８社 ／ 学校法人８３校（うちＷＥＢ参加１校） ／
面談数２，８８３件）　於：東京都立産業貿易センター浜松町館

c.　１月２７日　第　3回（企業２４３社 ／ 学校法人７５校（うちＷＥＢ参加２校） ／
面談数２，７７５件）　於：東京都立産業貿易センター浜松町館

d.　内定数　１１８名

3)　東商ジョブサイト

２０２３年３月卒業の新卒者・外国人留学生・既卒・中途・第二新卒等に求人情報およびインターンシップ・職場体験情報等を提供する「東商ジョブサイト」を運営。会員企業の事業内容や募集要項等を掲載。また、人材確保の促進を目的に、希望する求人企業の登録情報を連携する再就職支援会社や産業雇用安定センターに提供。

a.　掲載期間：　３月　２日～　２月２６日

b.　掲載数　：新卒・外国人留学生・既卒１９１件／中途・第二新卒５３６件／登録企業数３９４社

c.　実　績　：求人閲覧数２４，２５５件／応募数６４４件／内定数２０名　（２月２８日時点）
※なお、３月６日からの掲載情報は、２０２４年３月卒業の新卒者・外国人留学生・既卒・中途・第二新卒等を対象にした求人情報およびインターンシップ・職場体験情報に更新（掲載期間：２０２４年２月２５日まで）

d.　連携企業：ディップ㈱、㈱パソナ　人材紹介事業本部、㈱パソナ　パソナキャリアカンパニー、
パーソルキャリアコンサルティング㈱、三井業際ヒューマンアセット㈱、
㈱リクルートキャリアコンサルティング、㈱リクルート　就職Ｓｈｏｐ、
(公財)産業雇用安定センター

e.　(公財)産業雇用安定センターおよび連携再就職支援会社（３社）を通じた人材移動決定件数：１０件

4)　採用力ＵＰプログラム

講演やグループワーク、交流・情報交換を通じて会員企業の「採用力向上」を図るプログラム。

a.　７月　７日　第一弾　インターンシップ編（企業３０社 ／ 参加者３７名）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＢ１・２

(a)　第一部　講演
㈱リクルート　ジョブズリサーチセンター　センター長　　宇佐川　邦　子　氏

(b)　第二部　グループワーク

b.　８月２３日　第二弾　内定辞退防止編（企業２３社 ／ 参加者３０名）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５

(a)　第一部　講演
㈱ベネッセｉ－キャリア／(一社)Ｆｕｔｕｒｅ　Ｓｋｉｌｌｓ　Ｐｒｏｊｅｃｔ　事務局長

平　山　恭　子　氏

(b)　第二部　グループワーク

c.　１１月２８日　第三弾　採用広報編（企業４３社 ／ 参加者４３名）

於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５

(a)　第一部　講演

ＷＯＫＥ㈱　取締役　　北　原　　航　氏

(b)　第二部　グループワーク

d.　　２月１６日　第四弾　理系人材採用編（企業４２社 ／ 参加者４６名）

於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５

(a)　第一部　講演

㈱Ｌｅｇａｓｅｅｄ　コンサルティングマネージャー　　八　代　皐　貴　氏

(b)　第二部　グループワーク

5)　インターンシップ支援

a.　インターンシップ・仕事体験サイト＜夏＞

会員企業の魅力発信およびインターンシップ・職場体験の実施促進を目的に、会員企業のインターンシップ・職場体験の受入情報をとりまとめたウェブサイトを運営。

(a)　掲載期間：　７月１８日～　９月３０日

(b)　掲載社数：　３０社

b.　学校法人への「インターンシップ・職場体験の受入情報」等の提供

会員企業の魅力発信およびインターンシップ・職場体験の実施促進を目的に、会員企業のインターンシップ・職場体験の受入情報および採用情報をとりまとめ、会員学校法人に提供。なお、関東商工会議所連合会と連携し、提供情報には各地商工会議所の会員企業情報も含めて掲載。

(a)　情報提供数　　：インターンシップ・職場体験受入企業３１５社（うち東商会員企業４８社）
　　採用予定企業３５１社（うち東商会員企業５０社）

(b)　情報提供先学校数：１７４校（うち東商会員１２５校）

(c)　連携商工会議所　：４７商工会議所

6)　東商リレーションプログラム

「会員企業の魅力発信」と「大学・専門学校などの下級年次からの職業観の醸成」を目的に、主に大学・専門学校の１・２年生が会員企業を訪問。経営者や従業員との交流、社内見学、グループワーク等を通じて、「仕事」に対する視野を広げ、卒業後の進路を考えるうえで参考にしてもらうプログラム。企業訪問の前には、学生が訪問する企業について知識や理解を深めるために事前研修会を実施。

a.　第１３回

(a)　事前研修会　：　２月　３日（学生１００名）※オンライン開催

(b)　企業訪問期間：　２月　８日～　３月１３日（企業３８社／学校法人３０校／学生のべ２１９名）

7)　業界研究ツアー　ｉｎ　東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ

若年層が企業活動や業界動向を理解し、中小企業の魅力を体感することを目的としたキャリア教育支援活動。東京都立芝商業高等高校の１年生が、「東京ビジネスチャンスＥＸＰＯ」を自由に見学しながら出展企業にインタビューを行った。

日　程：１２月１５日

参加者：１２９名

協　力：東京都産業教育振興会

8)　都立工業・商業高校の進路指導教員と会員企業との交流会

工業・商業高校の生徒を対象としたインターンシップや職場体験、採用に関心のある会員企業の人事担当

者が、各校の進路指導教員等と個別に情報交換を行う機会として初めて開催した。
日　　程：１０月２０日
会　　場：東京商工会議所　渋沢ホール
参加学校：２０校２６名（工業高校１３校、商業高校　７校）
参加企業：７６社７６名
後　　援：東京都教育委員会

9)　先端機械・設備の活用に関する都立工業高校教員の研修に対する協力
東京都教育庁が実施した、工業高校教員の資質向上を目的に先端機械・設備を導入する中小企業での実地研修について、研修受入れ企業の推薦など協力を行った。
日　　程：１２月　５日，　１月１３日，　２月１４日
参 加 者：　４校１５名
受入企業：　４社

10)　東商キャリア人材サポート
会員企業間における中高年の人材移動を目的に、本事業に登録する人材を送り出す企業（人材送出企業）の人事担当者に対し、会員企業（求人企業）の求人情報を提供。その他、「東商ワークショップ」や交流会などの事業を実施した。

a.　求人情報の提供
(a)　人材送出企業：２６社
㈱ＩＨＩ、旭化成㈱、味の素㈱、アルプスアルパイン㈱、伊藤忠商事㈱、沖電気工業㈱、
コニカミノルタ㈱、㈱小松製作所、ＪＦＥスチール㈱、住友化学㈱、住友商事㈱、住友ファーマ㈱、
ソニー㈱、帝人㈱、東レ㈱、㈱ニコン、日産自動車㈱、㈱日立製作所、富士通㈱、丸紅㈱、
三井物産㈱、三菱ケミカル㈱、三菱商事㈱、ライオン㈱、㈱レゾナック、ＹＫＫ㈱
(b)　求人状況
ⅰ．求人企業数　　：２３４社
ⅱ．求人件数　　：３２０件（　２月２８日時点）
(c)　人材移動決定件数：　８件（人材送出企業４社、受入れ企業７社）

b.　大手企業との求人情報面談会
求人企業の採用担当者と人材送出企業の人事担当者が一堂に会し、人材の出向や転籍による受入れに向けた情報交換を行うイベント。事前に双方から提出される面談希望に基づいて作成したスケジュールに沿って、各社１５分間の情報交換を実施。
(a)　第　1回　　：　６月　２日（求人企業２８社 ／ 求人件数４４件／人材送出企業２２社 ／ 面談数９０件）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、ＲｏｏｍＢ１・Ｂ２
(b)　第　2回　　：　９月１７日（求人企業２４社 ／ 求人件数４１件／人材送出企業２１社 ／ 面談数１３９件）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、ＲｏｏｍＢ１・Ｂ２
(c)　第　3回　　：１２月　７日（求人企業２３社 ／ 求人件数４０件／人材送出企業２１社 ／ 面談数１２１件）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、ＲｏｏｍＢ１・Ｂ２
(d)　第　4回　　：　３月１７日（求人企業１８社 ／ 求人件数２４件／人材送出企業１９社 ／ 面談数　９３件）
於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、ＲｏｏｍＢ１・Ｂ２

c.　東商ワークショップ

人材送出企業のうち、参加を希望する企業の実務担当者で組織。実務担当者のスキルアップと人材移動の円滑化を目的に、人材移動実務を中心とした共通の問題や課題について事例等を持ち寄り研究。全社が参集し情報交換を行う全体会合を３回開催したほか、２班に分かれ、各班がそれぞれテーマを設定し、研究を行う班別会合を毎月１回程度実施した。

(a)　全体会合

ⅰ．第　１回全体会合（１８名）

日　程：　４月１３日

会　場：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５

内　容：２０２１年度の活動実績および２０２２年度活動計画の報告

代表幹事・副代表幹事の選出

シニア人材インターンシップ（職場体験）プロジェクトチームの参加者募集

班の編成および班別会合キックオフ

ⅱ．第　２回全体会合（１６名）

日　程：１０月１４日

会　場：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５

内　容：講演「シニア人材のキャリア自律」

合同会社ノマド&ブランディング　チーフコンサルタント　　大　杉　　潤　氏

グループ別討議

ⅲ．第　３回全体会合（２８名）

日　程：　３月　３日

会　場：東京商工会議所　ＲｏｏｍＢ１・Ｂ２

内　容：班別研究発表

第１班：「ミドルパフォーマー（沁みる社員）のキャリア自律」

第２班：「外部転進マッチング率向上と副業支援の可能性」

報告「『シニア人材インターンシップ（社外就業体験）プロジェクト』の進捗状況」

(b)　班別会合

ⅰ．第　１班活動

（ⅰ）　会員

アルプスアルパイン㈱、沖電気工業㈱、住友商事㈱、ソニー㈱、㈱ニコン、三菱商事㈱、㈱レゾナック、ＹＫＫ㈱

（ⅱ）　活動

第　１回　　４月１３日　於：　東京商工会議所　ＲｏｏｍＢ１

第　２回　　５月２５日　於：　沖電気工業㈱

第　３回　　６月２４日　於：　アルプスアルパイン㈱研修センター

第　４回　　７月２８日　於：　ソニー㈱

第　５回　　８月２６日　於：　住友商事㈱

第　６回　　９月３０日　於：　ソニー㈱

第　７回　１０月２８日　於：　㈱ニコン

第　８回　１１月２４日　於：　三菱商事㈱

第　９回　１２月１６日　於：　ＹＫＫ㈱

第１０回　　１月１３日　於：　オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ

第１１回　　１月２３日　於：　オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ

第１２回　　１月２７日　於：　オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ

第１３回　　２月１０日　於：　オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ

ⅱ．　第　２班活動

（ｉ）　会員

味の素㈱、㈱ＩＨＩ、伊藤忠商事㈱、住友ファーマ㈱、帝人㈱、富士通㈱、
三菱ケミカル㈱、ライオン㈱

（ⅱ）　会合

第　１回　　４月１３日　於：　東京商工会議所　ＲｏｏｍＢ２
第　２回　　６月　９日　於：　伊藤忠商事㈱
第　３回　　６月３０日　於：　㈱ＩＨＩ
第　４回　　７月２８日　於：　三菱ケミカル㈱
第　５回　　８月１８日　於：　帝人㈱
第　６回　　９月２９日　於：　伊藤忠商事㈱
第　７回　１０月２６日　於：　㈱ＩＨＩ
第　８回　１１月２４日　於：　三菱ケミカル㈱
第　９回　１２月２２日　於：　帝人㈱
第１０回　　１月１９日　於：　伊藤忠商事㈱
第１１回　　２月　９日　於：　㈱ＩＨＩ
第１２回　　２月１６日　於：　三菱ケミカル㈱

(c)　リーダー会議

ワークショップの代表幹事、副代表幹事、各班リーダーおよびサブリーダーが、全体会合の内容やワークショップの運営・企画について議論したほか、東商キャリア人材サポートのマッチング促進に向けた意見交換を行った。

日　程：１２月１４日（　５名）
会　場：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３
内　容：報告　２０２２年度の活動について
　　議件　２０２３年度「東商ワークショップ」の運営について
　　ⅰ．　運営の方向性および年間スケジュール
　　ⅱ．　代表・副代表幹事候補
　　ⅲ．　代表・副代表幹事候補への申し送り事項等
　　その他　２０２３年度「東商キャリア人材サポート」マッチング促進に向けて

d.　大手企業人事担当者の交流会

中高年ベテラン人材の外部転進支援をはじめとする人事業務を担う大手企業の担当者を対象に、相互の情報交換と親睦を深めることで、各社のキャリア活動支援および人材移動を促進すること目的に開催。

日　程：１１月　２日（３１名）
会　場：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ３・４・５、ＲｏｏｍＢ１、ＲｏｏｍＢ２、ＲｏｏｍＢ３
テーマ：パーパス経営のもとでのシニア人材支援
　　社外転進に向けた対象者への支援
　　出向に関する事例・施策
　　シニア社員への教育・研修
　　定年延長や６５歳以降雇用への対応
　　兼業・副業に関する事例・施策

e.　シニア人材インターンシップ（社外就業体験）プロジェクト

２０２１年度東商ワークショップ１班の研究報告を受けて、シニア人材のキャリア自律に向けた支援策の一つとして社外就業体験（インターンシップ）に関するプロジェクトチームを発足。１１月から１２月にかけてトライアルプログラムを行った。

(a)　プロジェクトチーム構成員所属企業

伊藤忠商事㈱、沖電気工業㈱、住友商事㈱、住友ファーマ㈱、ソニー㈱、帝人㈱、㈱ニコン、

ＹＫＫ㈱

(b)　会合

第　１回　　６月１７日（　８名）　於：東京商工会議所　ＲｏｏｍＡ５
第　２回　　７月　５日（　７名）　於：オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ
第　３回　　８月　４日（　６名）　於：オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ
第　４回　　８月２９日（　８名）　於：オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ
第　５回　１０月　７日（　８名）　於：オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ
第　６回　１１月２２日（　６名）　於：オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ
第　７回　　１月２５日（　８名）　於：オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ
第　８回　　３月１６日（　８名）　於：オンライン会議システム　Ｔｅａｍｓ

(c)　トライアル実施

実施期間　１１月２８日～１２月　９日
参加者　　２名
受入企業　㈱西尾硝子鏡工業所

f.　企業ニーズに対するアンケート調査

人材送出企業が他社から収集したいテーマについて、事務局が人材送出企業を対象にアンケートを行うもの。取りまとめた回答は、人材送出企業限定で公開。２０２２年度は、東商ワークショップ２班の依頼に基づき以下の通り実施した。

(a)　調査期間　：１１月　２日～１８日
(b)　回答数　　：１６件
(c)　調査テーマ：自社における兼業・副業の導入状況
(d)　調査項目　：兼業・副業を認めている企業における制限、副業先選定の仕組み、
　　実績（件数・年齢層・職種）　／兼業を認めていない企業における理由、導入予定等

④　ＩＣＴ推進支援事業

1)　ザ・ビジネスモール

全国５３９の商工会議所・商工会が共同して運営（事務局：大阪商工会議所）する日本最大級の商取引支援サイト「ザ・ビジネスモール」（ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｂ－ｍａｌｌ．ｎｅ．ｊｐ／）。会員企業に向けてインターネットを活用した企業ＰＲ、商品・サービスのＰＲ、全国の企業との商談機会などを提供している。

登録社数（２０２３年3月３１日現在）

登　録　社　数	６，２６６社
総　商　談　件　数	１，３２５件
成　　約　　数	１７２件

⑤　健康経営アドバイザー研修事業

企業における「健康経営」の取組みを促進するため、「健康経営」の基礎的な知識を持ち、その普及・推進を行う「健康経営アドバイザー」を認定する研修を全国で実施した。

1)　健康経営アドバイザー研修（Ｅラーニング）の実施

２０２０年度より健康経営アドバイザー研修を自宅・勤務先のＰＣやスマートフォン・タブレットで受講するＥラーニングを導入し、全国どこからでも受講できる体制としている。

健康経営アドバイザー認定者数：１８，９００名

⑥　健康経営エキスパートアドバイザー研修事業

健康経営アドバイザーの上級認定として中小企業に対し健康経営の実践方法を指導するための人材を育成する「健康経営エキスパートアドバイザー」研修を実施。第５回より導入しているＺｏｏｍによるオンライン形式のワークショップを引き続き開催し、オンライン形式とすることで受講者の利便性が向上したことにより、

北海道から沖縄まで今までの集合形式では参加することが困難な地域からも多数の申し込みがあった。

1)　対象者：　健康経営アドバイザー研修実施者及び所定の有資格者または実務経験者
有資格者は社会保険労務士、中小企業診断士、医師、保健師・看護師、労働衛生コンサルタント、健康運動指導士、管理栄養士の７資格

2)　実施方法
a）知識確認テストの実施（５０問：四肢択一、試験時間９０分）概ね８０点以上合格
b）ワークショップの実施（終了後に効果測定課題のレポート提出）

第８回
５月２３日～　６月１２日　知識確認テスト実施
於：全国２６０ヶ所のテストセンター
７月２２日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　島　岡　達　郎　氏
講師　中小企業診断士　河　崎　展　夫　氏
講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
７月２３日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　中　村　　稔　氏
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏
講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
７月２４日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏
講師　社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏
７月２９日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　小　川　亮　一　氏
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏
講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
７月３０日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　中　村　　稔　氏
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏
講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
７月３１日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏
講師　中小企業診断士　河　崎　展　夫　氏

第９回
１１月２１日～１２月１１日　知識確認テスト実施
於：全国２６０ヶ所のテストセンター
１月１６日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：東京商工会議所５階　会議室

講師　社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏
講師　中小企業診断士　河　崎　展　夫　氏

１月１８日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：東京商工会議所５階　会議室
講師　中小企業診断士　島　岡　達　郎　氏
講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏

１月２１日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
講師　中小企業診断士　小　川　亮　一　氏
講師　中小企業診断士　中　村　　稔　氏

１月２２日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　河　崎　展　夫　氏
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏

１月２７日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ品川アネックス　会議室
講師　中小企業診断士　島　岡　達　郎　氏
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏
講師　中小企業診断士　中　村　　稔　氏

１月２８日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ品川アネックス　会議室
講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
講師　社会保険労務士　吉　野　美奈子　氏
講師　社会保険労務士　山　岡　洋　秋　氏

【健康経営エキスパートアドバイザー更新研修】

更新後の認定期間は２年間で、２０２２年度の更新対象者は第３回・第４回の資格取得者。対象者は各自の健康経営アドバイザー・エキスパートアドバイザー研修用の「マイページ」にて実施。更新手続きは下記の通り。

１．認定期間中にＷＥＢ上の研修講座を３講座以上視聴
２．上記視聴完了者のみ更新研修の申込手続きに進む
３．ＷＥＢ上で更新用のテスト（５０問択一式）を受験し８０点以上で合格

⑦　メンバーズビジネスローン事業

東京商工会議所と民間金融機関（銀行・信用金庫）との提携に基づき、東商の会員事業所が通常より優遇された条件で融資を受けられる制度として、２００４年９月１５日に本事業をスタートした。会員事業所が受けられる優遇内容は、主に融資利率や融資限度額、手数料などであり、金融機関ごと、商品ごとにその内容は異なる。

申し込み要件は、①東京商工会議所の会員であること、②会費の未納がないこと、③その他各金融機関が個別に定める条件を満たしていることとなっている。利用方法は、原則として会員事業者が東商の窓口にて「会員確認書」の発行を受けた後、希望する金融機関で直接融資を申し込む。

２０２２年度末時点での提携金融機関数は７である。２０２２年度の会員確認書の発行件数は３３９件、提携金融機関による融資実行は２８８件／１１億１７百万円であった。なお、事業創設時からの融資実行累計では１０，３００件、５９８億０２百万円にのぼっている。

表１　提携金融機関（２０２３年３月３１日現在）

地方銀行（１行）	きらぼし銀行
信用金庫（６金庫）	朝日信用金庫、興産信用金庫、東京東信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫

⑧　創業支援融資保証制度

東京商工会議所と東京信用保証協会、民間金融機関が連携し、創業予定者等に対し経営面・資金面でのサポートを行う「創業支援融資保証制度」による資金調達支援を実施している。本制度は、創業予定者等で、当所が実施する「創業計画審査会」において創業計画の「認定書」を受けるか、「東商・創業ゼミナール」を受講し「修了証」を授与した方が東京信用保証協会に保証を申込み、提携金融機関より融資を受けられるもので、運転・設備資金合わせ２，５００万円（創業前の場合は自己資金の範囲内）までを上限額とする融資保証制度である。

２０２２年度の提携金融機関による融資実行は０件であった（２０２３年３月３１日現在の融資実行ベースの実績）。

表１　提携金融機関

地方銀行（２行）	きらぼし銀行、山梨中央銀行
信用金庫（７金庫）	朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫、小松川信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫
信用組合（４組合）	全東栄信用組合、東京厚生信用組合、大東京信用組合、第一勧業信用組合

⑨　創業融資（創業支援特例）

東京都の中小企業向け融資制度メニューの一つである創業融資において、２０１５年度より創設された特例制度である。本制度は、認定特定創業支援事業（産業競争力強化法第２条に規定する区市町村が実施する事業）に準ずる支援として、商工会議所等が実施する窓口相談やセミナー等による指導を受けた創業前から創業後５年未満の者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等で直近１年以内に４回以上、１ヶ月以上の期間にわたる創業支援を受け、創業支援内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０２２年度、当所における創業支援内容証明書の発行件数は７６件であった。

⑩　小規模事業融資（小口支援特例）

２００７年度より、東京都中小企業向け融資制度のメニューの一つとして創設された制度である。

本制度は、商工会議所等の経営指導員から６ヶ月以上の経営指導を受けた小規模事業者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

２０１８年度より、本制度の融資限度額が１，２５０万円から２，０００万円へと引き上げられた。

申し込みの手順は、まず商工会議所等の経営指導を６ヶ月以上受け、経営指導内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０２２年度、当所における経営指導内容証明書の発行件数は１件であった。

⑪　記帳代行サービスと記帳相談

個人事業主の会員を対象とした記帳代行サービス。尚、本事業は２０２２年度をもって終了する。

尚、記帳指導については引続き実施する。

＜２０２２年度実績＞

	代　行		相　談		
	対象者数（対象）	延件数（件）	対象者数（対象）	延件数（件）	非継続相談延件数（件）
記帳代行センター	４３	２７５	６２９	９８３	１２

⑫　**中小企業活力向上事業**

東京都の補助事業として２３区内の中小企業を対象に、中小企業の持続的、発展的な成長に向けて、経営課題の発見（気づき）から課題解決までを切れ目なく支援することを目的に３種類の専門家派遣を実施した。

なお、当該事業の実施により、東京都中小企業振興公社の「展示会出展助成事業」や、東京都の中小企業向け融資制度「産業力強化融資（チャレンジ)」の申込要件の一部を満たすことができる。

1)　経営分析チェック（専門家派遣回数：１回）

経営指導員と中小企業診断士を企業に派遣。経営の現状分析と課題抽出等を通じて、経営者が自ら自社の経営課題を客観的に認識し気づきを得られるように導いた。

中小企業診断士の派遣回数（社数）

千代田支部	49 回（社）
中央支部	55 回（社）
港支部	45 回（社）
新宿支部	44 回（社）
文京支部	22 回（社）
台東支部	34 回（社）
北支部	22 回（社）
荒川支部	20 回（社）
品川支部	28 回（社）
目黒支部	20 回（社）
大田支部	22 回（社）
世田谷支部	27 回（社）
渋谷支部	67 回（社）
中野支部	20 回（社）
杉並支部	24 回（社）
豊島支部	21 回（社）
板橋支部	26 回（社）
練馬支部	20 回（社）
江東支部	25 回（社）
墨田支部	25 回（社）
足立支部	28 回（社）
葛飾支部	20 回（社）
江戸川支部	26 回（社）
本部	222 回（社）
合計	912 回（社）

2)　アシストコース（事業計画書策定支援／専門家派遣回数：最大９回）

経営分析後、希望する企業に対して追加で専門家を派遣。分析で判明した経営課題の解決のための方策が、将来への成長発展を見据えた中長期的な取組みで、かつ、その方策に取り組むために専門家支援が効果的と認められる企業に対して、事業計画づくりとその実行を支援した。

支援企業数　１５２社　　延派遣回数　８４８回

3)　アドバンスコース（計画実行支援／専門家派遣回数：最大９回）

「アシストコース」の支援を受けて策定した「事業計画」や自社で策定した「事業計画」の計画実行支援を行い、継続的にサポートした。

支援企業数　　７７社　　延派遣回数　　３７９回

4)　コーディネーターによる相談、支援

中小企業活力向上事業の支援先の発掘や海外展開、社内体制整備などの専門的な相談テーマへの対応を強化するため１４名の専門家に委託して、コーディネーター業務を実施。中小企業相談センターにて各種相談・支援を行った。

支援企業数　５６１社　　延支援回数　１，７６７回

⑬　販路拡大助成事業

東京都の「販路拡大助成事業」へ協力し、中小企業の販路拡大支援として次の事業を行った。

＜受発注商談会＞

中小企業の受発注機会の拡大を目的として、助成事業を利用した企業を対象とする受発注商談会を、東京都からの委託を受けて開催した。

「２０２２年秋開催ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　１０月１４日
会　　場　東京都立産業貿易センター　浜松町館
商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他関連工事
参加企業数　発注企業・・・・・５９社
受注希望企業・・１５６社
エントリー・・・１８４社
商談件数　　４４１件

「２０２３年春開催ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　３月１０日
会　　場　東京都立産業貿易センター　浜松町館
商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他関連工事
参加企業数　発注企業・・・・・・６４社
受注希望企業・・・１７２社
エントリー・・・・１９５社
商談件数　　４９９件

⑭　販路拡大支援事業

1)　ビジネスマッチング＠ＳＭＴＳ２０２３

中小食品製造業などの取引機会の創出を図るため、首都圏における百貨店・スーパー、外食、卸のバイヤーとの受発注商談会を実施した。

開　催　日　２月１５日～１７日
会　　場　幕張メッセ「スーパーマーケット・トレードショー併設会場」
商談テーマ　「加工食品」「和洋日配」「菓子」「酒類・飲料」等に該当する飲食料品
共　　催　（一社）全国スーパーマーケット協会
参加企業数　バイヤー企業・・・・・・５４ブース
サプライヤー企業・・・・１３４社（エントリー２０１社）
商談件数　　３１４件
商談方式　　バイヤーによる指名商談方式

2)　東商バイヤーズミーティング

流通系企業との個別商談会。多様な企業との商談機会を提供するため、百貨店、スーパー、専門店等との個別商談機会を創出。当年度においては全５回開催。

「もへじとの個別商談会」
開　催　日　４月１５日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　グロサリー（調味料、一般食材、菓子中心）・冷蔵品・冷凍品
※特に国産素材にこだわった食品、ＰＢ商品（ＯＥＭ）対応可能なメーカー
企　業　数　サプライヤー企業・・・５社
エントリー・・・・・３７社
商談件数　　５件

「東急ハンズとの個別商談会」
開　催　日　６月２１日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　素材・道工具、ホビー・クラフト、インテリア、文具、ハウスウェア、アウトドア・トラベル、身の回り小物、ヘルス＆ビューティー、バラエティグッズ、季節用品、手作り品、など
企　業　数　サプライヤー企業・・　３１社
エントリー・・・・・・７３社
商談件数　　３１件

「ＪＡＬＵＸとの個別商談会」
開　催　日　１１月２９日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　百貨店ギフト、空港売店高速サービスエリアなどへの卸売、ＪＡＬ通販での産直販売
企　業　数　サプライヤー企業・・１８社
エントリー・・・・・８４社
商談件数　　１９件

「成城石井との個別商談会」
開　催　日　１月２５日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　食品全般（グロサリー、米乳製品、日配品、冷凍食品菓子、パン総菜、デザート など）
企　業　数　サプライヤー企業・・３０社
エントリー・・・・１９７社
商談件数　　３０件

「ＪＲ東日本クロスステーションとの個別商談会」
開　催　日　３月２３日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　食品：食品全般（菓子、パン、総菜、デザート、グロサリー、乳製品 など）
雑貨：駅構内での臨時売店にチャレンジしたい雑貨サプライヤー（衣料品、アクセサリー、生活雑貨 等）
企　業　数　サプライヤー企業・・２２社
エントリー・・・・・食品：９０社、雑貨２８社
商談件数　　２５件

⑮　東商社長ネット

○開　　設　２０１４年１２月１日
○Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｓｈａｃｈｏｎｅｔ／

○内　　容　会員企業の代表者の魅力を紹介するウェブサイト。経営理念や座右の銘などを掲載し、自社のウェブサイトへのリンク設定も可能。掲載無料。
２０２３年3月１６日に、リニューアルを実施。社長のＳＮＳ情報やフリーＰＲ欄といった掲載項目を新たに追加するなど、デザインを一新した。機能面では、スマホから閲覧できるようにレスポンシブ対応にしたほか、ウェブフォームでの申込受付を開始した。
○アクセス数　４１０，０７８ＰＶ
○登録企業数　１，３０７社

⑯ プレスリリース支援

共同通信ＰＲワイヤーと提携し、会員企業のプレスリリースを国内のメディアへ配信。
プレスリリース配信
新規入会（登録）３４社　　配信数　１７３本
※「初回配信料割引キャンペーン」を7月１日～8月３１日及び2月１日～3月３１日に実施

⑰ 会員企業向けセミナー・講座・個別相談会

1)【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】海外への情報発信　はじめの一歩【初級編】
―実はあなたの近くにいる海外メディアの特派員たち―
―外国メディアが読みたくなるプレスリリースを作る―
開 催 日　　7月1日～8月３１日配信
講　　師　　(公財)フォーリン・プレスセンター　広報戦略課　主任　　佐 藤 彩 子 氏
参 加 者 数　　４８社　４４名

2)【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】ＨＰ改善セミナー【中級編】
～「売上アップ」の大原則・「お客様に伝わりやすい」ＨＰ表現とは～
開 催 日　　7月1日～8月３１日配信
講　　師　　ホームページコンサルタント永友事務所　代表　　永 友 一 郎 氏
参 加 者 数　　８９社　９１名

3)【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】成功事例で深掘り！
ＳＮＳマーケティング力向上セミナー【中級編】
開 催 日　　7月1日～8月３１日配信
講　　師　　㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村 上 知 也 氏
参 加 者 数　　７４社　７５名

4)【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】広報初心者のための実務で役立つプレスリリース
【初級編】～文章作成のルールとメディア視点について～
開 催 日　　7月２５日～8月１０日配信
講　　師　　㈱共同通信ＰＲワイヤー　営業部　営業企画課　次長　　西 林 祐 美 氏
参 加 者 数　　５５社　６２名

5)《再放送》【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）】
企業の情報発信力強化のための４つのセミナーを配信（上記、１～４のセミナー）
開 催 日　　2月1日～3月３１日
参 加 者 数　　６５社　６７名

6) プレスリリースレベルアップ個別相談会(オンライン(Ｚｏｏｍ))
開 催 日　　3月8日

講　　師　　㈱共同通信ＰＲワイヤー　営業部　営業企画課　次長　　西　林　祐　美　氏
参 加 者 数　　１社　２名

⑱　東商トク割便

郵便局のゆうメール（旧：冊子小包郵便）を大口割引価格で利用できる会員対象のサービス。
契約数　３３社　　利用通数　　３２，０２０通

⑲　中堅・中小企業のためのＩＳＯ認証取得／規格改訂対応支援サービス事業

1)　概要

コンサルティングによるＩＳＯ９００１（品質）・ＩＳＯ１４００１（環境）の認証・取得支援を中堅・中小企業に向けて実施している。本サービスは、中堅・中小企業に利用してもらうことにより単に認証取得を行うだけでなく、経営力の向上・取引先からの信用力向上に寄与することを目的としている。

2）実施利用企業数

・ＩＳＯ９００１（品質）	取得支援サービス	０社（支援進行中　１社）
・ＩＳＯ１４００１（環境）	取得支援サービス	０社（支援進行中　１社）

⑳　海外展開イニシアティブ

1)　目的及び内容

中小企業の海外展開・国際ビジネス活動の一層の強化を目的に、各地商工会議所ならびに海外展開支援機関との連携・協働のもと、情報提供・普及啓発活動を実施した。

2)　「越境ＥＣ／海外販売の基礎知識」の発行

越境ＥＣに取り組むうえで押さえておきたいポイントを紹介する「越境ＥＣ／海外販売の基礎知識」を作成・発行。越境ＥＣを始めるまでの大きな流れとして、「開店」・「集客」・「運営」の３つを挙げ、出店方法（ＥＣモール、ＥＣサイト等）の特徴・市場概況等の紹介、ＳＮＳ等を活用したプロモーション施策の説明とともに、決済方法、関税、規制、物流など海外取引において必要となる貿易実務の基本的な知識等を解説することで、中小・小規模事業者における越境ＥＣ活用を支援。

3)　「２０２２年度ＥＣ活用セミナー」（計６回）

a.　９月２６日、１０月１２日　「入門編・前半（アジア＆欧米）」
独立行政法人中小企業基盤整備機構　中小企業アドバイザー　　横　川　広　幸　氏

b.　１０月１８日、１１月１０日　「入門編・後半（アジア＆欧米）」
独立行政法人中小企業基盤整備機構　中小企業アドバイザー　　徳　田　祐　希　氏

c.　１１月２４日　「実務編（欧米）」
独立行政法人中小企業基盤整備機構　中小企業アドバイザー　　伊　勢　公　一　氏
独立行政法人中小企業基盤整備機構　中小企業アドバイザー　　半　田　泰　代　氏

d.　１２月　８日　「実務編（東南アジア編）」
株式会社コンパスポイント　代表取締役兼ＣＥＯ　　岡　田　　昇　　氏
独立行政法人中小企業基盤整備機構　中小企業アドバイザー　　半　田　泰　代　氏

※いずれも独立行政法人中小企業基盤整備機構との共催

(19) 会員優待サービス

① チェンバーズカード

1) カード会員

	事業所カード		個人カード		合　計
	一　般	ゴールド	一　般	ゴールド	
口　座	６１５	５５０	５６	１３	１,２３４
枚	８９７	８５２	６６	２２	１,８３７

2) 優待協力店（当所にて直接開拓した分）

４８社（件）

(20) 福利厚生支援事業

① 共　済

1) 各共済制度実績

a. 生命共済制度

- 加入事業所　２，８２２事業所
- 加入人員　１８，８６４人
- 加入口数　１１９，０６３口
- 配当金還元率　３９．４５％（２０２１年１２月　１日～２０２２年１１月３０日）

b. 特定退職金共済制度

- 加入事業所　２，３４１事業所
- 加入人員　４０，８２３人
- 加入口数　３９３，４５３口

c. 経営者年金共済制度

- 加入事業所　３２０事業所
- 加入人員　５１９人
- 加入口数　２，９６５口

d. 大型保障プラン

- 加入事業所　７０３事業所
- 加入人員　１，３２６人

｛ 大樹生命保険　１４事業所　２７人
｛ アクサ生命保険　６８９事業所　１，２９９人

e. がん保険共済制度

- 加入事業所　３２８事業所
- 加入人員　４９８人

f. マイライフ年金共済制度

- 加入人員　１，０７１人
- 加入口数　１５，９２１口

g. 労災上乗せ共済制度

- 加入事業所　８０６事業所

h. ＰＬ保険制度

- 加入事業所　１，１１３事業所

i. 所得補償共済制度

- 加入事業所　３５３事業所
- 加入者数　２，０５８人

j. 情報漏えい補償共済制度

- 加入事業所　３９８事業所

k. 医療共済

・　加入者数　　１，８０９人

l.　東商 確定拠出年金

・　成約件数　　０件

m.　業務災害補償共済制度

・　加入事業所　　４，６１２事業所

n.　ビジネス総合共済制度

・　加入事業所　　４，１８３事業所

o.　団体長期所得補償共済制度

・　加入事業所　　１００事業所

2)　キャンペーンの実施

a.　損保共済制度　期間限定キャンペーン（代理店表彰制度）

損保共済制度の販売促進を目的とするキャンペーンを初実施。保険代理店を対象に、２０２２年４月１日～７月３１日の期間で損保共済の新規契約件数が多かった上位１０代理店を表彰した。

b.　ビジネス総合共済・業務災害補償共済 見積もりキャンペーン

共済新規加入を促進するキャンペーンとして~~初~~実施。２０２２年９月１２日～１１月３０日にビジネス総合共済と業務災害補償共済の見積もりを取得された会員・非会員を対象に、抽選で５０社（者）に「東商オリジナル 渋沢栄一グッズ（ドリップコーヒー・リングノート)」を進呈した。

3)　生保推進会議の開催

a.　第１回事務担当者会議

○開催日　２０２２年　６月２２日　（１４人）

○会　場　オンラインによる開催

○内　容　事務取扱について

事務取扱手引書についての質疑応答

その他　意見交換等

4)　損保会議の開催

a.　第１回事務担当者会議

○開催日　２０２２年　４月２５日　（１９人）

○会　場　オンラインによる開催

○内　容　団体ＰＬ保険の事務手続きについて

質問・意見交換

その他（連絡事項等）

b.　第１回営業担当者会議

○開催日　２０２２年　５月１３日　（１７人）

○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ

会議室「ＲｏｏｍＡ４・５」

○内　容　損保共済制度実績報告について

２０２２年度共済制度推進について

サポート代理店について

共済センターからの報告・連絡等

c.　第２回事務担当者会議

○開催日　２０２２年１２月２２日　（１８人）

○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ

会議室「ＲｏｏｍＡ３・４・５」

○内　容　所得補償共済・労災上乗せ共済　新規・更改における事務手続きについて

質問・意見交換
その他（連絡事項等）

5)　表彰の実施

a.　共済制度年間功労者表彰

生命共済制度・特定退職金共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した引受保険会社と推進員を表彰

○開催日　　令和５年　２月　９日　（６５人）

○会場　　如水会館

○表彰対象数　個人表彰　６４名　　生命共済制度　　３１人
特定退職金共済制度　２１人
純新規事業所開拓　　１２人

会社表彰　　５社　　生命共済制度　　３社　アクサ生命保険株式会社
第一生命保険株式会社
住友生命保険相互会社
特定退職金共済制度　　５社　日本生命保険相互会社
アクサ生命保険株式会社
第一生命保険株式会社
大樹生命保険株式会社
住友生命保険相互会社

b.　損保共済制度年間表彰

損保共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した代理店を表彰。

○受賞代理店数　８２代理店（内、件数部門、保険料部門重複受賞　２０代理店）
件数部門　：４４代理店
保険料部門：５８代理店

○年間功労者表彰式　　於：如水会館
開催日　２０２３年　３月１６日　（５６人）

②　ＣＬＵＢ　ＣＣＩ

ＣＬＵＢ　ＣＣＩというブランド名で、会員企業の従業員およびその家族向けに、月々わずかな会費で、充実した福利厚生を実現できる福利厚生支援サービスを提供している。

1)　サービス名称、プランを刷新

東商オリジナル名称の「バフェプラン」から、㈱リロクラブのサービス名称「福利厚生倶楽部」に統一。
また運営会社の合併にともない、「えらべる倶楽部」のサービスを９月末で終了。
「えらべる倶楽部」の後継プランとして「ベネフィット・ステーション」の取り扱いを５月からスタートした。

2)　加入状況

		加入事業者数	登録メンバー数
福利厚生倶楽部・プラチナプラン	東京商工会議所	651 事業者	14,376 人
	連携商工会議所	167 事業者	1,695 人
福利厚生倶楽部・ゴールドプラン	東京商工会議所	191 事業者	6,057 人
	連携商工会議所	22 事業者	340 人
ベネフィット・ステーシ	東京商工会議所	22 事業者	304 人

ョン・通常プラン	連携商工会議所	3 事業者	4 人
ベネフィット・ステーション・ライトプラン	東京商工会議所	31 事業者	295 人
	連携商工会議所	7 事業者	14 人
合計		1,094 事業者	23,085 人

(2023 年 3 月)

3)　連携商工会議所（１６ヵ所）
千葉、名古屋、大阪、豊中、広島、神戸、習志野、北大阪、北九州、青梅、和泉、八千代、海老名、草加、安城、深谷

4)　新規入会キャンペーンの実施
○実施期間　　２０２２年１０月～２０２３年２月
期間中の新規入会者（５４事業者・９６４人）

③　健康管理サービス

1)　郵送によるがん検診

検査種類	受診者数
大腸がん便潜血検査	６８
前立腺がん検査	４１
胃がんリスク層別化検査	２４
ピロリ菌抗体検査	９
ペプシノゲン検査	０
子宮頸がん予防検査	１１
高リスクＨＰＶ検査	０
かんたん健診	１４
合計	１６７

2)　雇入時・定期健診

a.　受診者数

検査種類	受診件数
雇入時健診	６４
定期健診	３２７
胃がん予防健診	３８
前立腺がん予防健診	２４
肝炎ウイルス検査	２８
卵巣がん検査	２７
心機能検査	３８
合計	５４６

b.　健診会場
丸の内二重橋ビル

3)　生活習慣病健診

a.　受診者数

検査種類	受診件数
生活習慣病＋定期健康診断	４１６
定期健康診断	１８１
胃がん予防健診	１２９

前立腺がん予防健診	８２
肝炎ウィルス検査	８１
卵巣がん検査	５８
心機能検査	１０３
合　　計	１，０５０

b.　健診会場　　（５ヶ所）

台東区民会館、高齢者保健福祉支援センター、屋外広告ディスプレイ健保会館、すみだ産業会館、丸の内二重橋ビル

4）腹部超音波・胃部Ｘ線健診　　受信者数　　２０名

5）一般健診　　受診者数　　８６３名

6）婦人科健診　　受診者数　　２９名

7）人間ドック　　受診者数　　２３４名

8）脳ドック　　受診者数　　３名

9）生活習慣病健診　　受診者数　　１名

10）ＰＥＴ－ＣＴ　　受診者数　　１名

11）ストレスチェック制度　　受診者数　　４６５名

(21) 受託・協力事業

①　東京都中小企業活性化協議会事業

２０２２年３月に経済産業省・金融庁・財務省が策定・公表した「中小企業活性化パッケージ」に基づき同年４月、東京都中小企業再生支援協議会と東京都経営改善支援センターが統合し、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「東京都中小企業活性化協議会」が発足した。同協議会では、旧組織の事業を引き継ぎ、再生支援業務と経営改善支援業務を実施した。(根拠法：産業競争力強化法)

1）再生支援業務

中小企業の抜本的な再生に向けた取り組みを支援するため、事業性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者等を対象に、事業再生の常駐専門家がきめ細かい経営相談・再生支援を行った。

a. 会議

全体会議　　７月５日（ハイブリッド開催）

議　題　　１）再生支援業務部門における２０２１年度活動実績及び
２０２２年度活動方針（案）について

２）事業承継・引継ぎ支援センターにおける２０２１年度活動実績及び
２０２２年度活動方針（案）について

b. 相談実績

	２０２２年度	設立時からの累計 （２００３．３～）
相談企業数（事前相談対応含む）	７９４社	５，９２０社
再生計画策定支援完了件数	２５２件	１，４０２件

c. 相談会

個別相談会「経営まるごと相談会」

２月１６日・１７日

相談会参加社数　　１３社

d. 事業再生セミナー

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2）経営改善支援業務

金融支援等を必要とする中小・小規模事業者に対し、経営改善計画策定支援事業と早期経営改善計画策定支援事業の利用申請窓口として受付および費用の支払を行った。

a. 申請実績

	２０２２年度	２０２２年度（早期）	設立時からの累計 （２０１３．２～）
利用申請受付（新ＧＬ含む）	６２件	２９４件	２，９１３件
支払申請受付	４７件	１４２件	１，８３４件
モニタリング実施回数	１６６回	５４回	３，７０５回

②　東京都事業承継・引継ぎ支援センター

後継者不在を理由に廃業を検討する中小企業が増えるなか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（２０１４年1月２０日より産業競争力強化法に変更)」に基づき、廃業を選択する前に自社の事業を引継いでくれる企業を探すにあたり、M&Aの活用について詳しい専門家が公平中立な立場でアドバイスを行う「東京都事業引継ぎ支援センター（旧名称)」を東京商工会議所に設置した。２０１１年１０月３日に業務を開始し、きめ細かい支援を行っている。２０２１年4月１日より現名称。

1）相談実績

	２０２２年度	設立時からの累計 （２０１１．１０～）
相談企業数	９７３社	８，５１４社
事業引継ぎ支援完了件数	７８件	５６１件

③　容器包装リサイクル申請関係事業

1）概　　要

東京商工会議所では、１９９９年１１月以降、(公財)日本容器包装リサイクル協会の委託により、中小企業相談センターにおいて、法定義務を負う「特定事業者」からの再商品化委託契約締結に係る申込受付代行業務を行っている。

２０２２年度におけるリサイクル制度の内容および申込手続の基本事項を確認する制度説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、事前予約制にて無料個別相談会のみを実施した。

2）東商における「再商品化委託申し込み」手続きの代行状況

再商品化委託申込事業者数　　２，８６５件

3)　「容器包装リサイクル制度個別相談会」

１２月９日

会　　場：丸の内二重橋ビル５階　ＲｏｏｍＡ３

個別相談件数：５件

１２月１９日

会　　場：丸の内二重橋ビル５階　ＲｏｏｍＡ３・Ａ４

個別相談件数：８件

④　制度改正等の課題解決環境整備事業

1)　概　要

働き方改革関連法などの労働法制、税制度、民法等の制度改正、新型コロナウイルス感染症に対する支援施策等による諸課題への対応やグリーン・デジタルなどの成長分野における生産性向上に向け、講習会等の開催、パンフレット等による周知・広報、相談窓口の設置、企業派遣の実施、専門家の派遣等を行う事業を実施することにより、制度改正等に伴い対応が必要となる小規模事業者・中小企業等が円滑かつ適正に諸課題に対応できる環境を整備することを目的とし、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、制度改正等の課題解決環境整備事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

労働法制、税制度、民法等の制度改正、新型コロナウイルス感染症に対する支援施策等による諸課題への対応として、経営指導員等による巡回等において制度改正内容等の周知や指導、本質的な経営力強化に資する支援を行った。

併せて、講習会等の開催や専門家派遣による個別指導を実施し、中小・小規模事業者への諸制度改正の周知や支援を行った。

a.　啓発用動画　　再生回数　５３３回

b.　啓発用ツール

・啓発用ボールペン　　１７，０００本

・啓発用クリアファイル　　１０，０００部

c.　広報

(a)　バナー広告（２種）

・Ｙａｈｏｏ！Ｄｉｓｐｌａｙ　ＡｄＮｅｔｗｏｒｋ　　表示回数４５，１２２，１００件

（実施期間　８月１日～９月３０日）

・Ｇｏｏｇｌｅ　ＧＤＮ　　表示回数１０，５４６，２５３件

（実施期間　１０月１日～１１月３０日）

(b)　リスティング広告

・Ｇｏｏｇｌｅ　　表示回数　　９４，５０４件

（実施期間　１０月１日～１１月３０日）

(c)　ＹｏｕＴｕｂｅ動画広告　　表示回数　３，１７９，８４４件

（実施期間　７月１９日～１１月３０日）

(d)　雑誌掲載

・帝国ニュース（日刊版）

（掲載期間　６月～８月）　　発行部数　　７５，５００部

3)　指導など件数の実施件数

中小・小規模事業者向けセミナー・講習会等開催	２６回／８０７人
巡回・窓口指導	４，４９６件
巡回・窓口指導以外の指導（役員会での説明等）	１０，２１７件
専門家派遣（制度改正エキスパート）	４７回
施策普及員による巡回指導	１３，９７６件

⑤ 事業環境変化対応型支援事業

1) 概　要

新型コロナウイルス感染症等の影響最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小･小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、相談員（専門家）等の配置による支援体制の強化や講習会の開催等による制度の周知・広報事業を行うことにより、中小・小規模事業者に対して必要な支援を届けると共に、伴走支援による課題解決を通じた雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備することを目的とし、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、事業環境変化対応型支援事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2) 実施内容

新型コロナウイルス感染症等の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者に対して、窓口専門相談のほか、電話やメール、オンラインによる相談等による指導の体制を整えた。専門家による相談会や窓口相談を実施し、経営計画策定の支援や各種申請のサポートを行った。

a. 広報

(a) テレビCM

・堀潤モーニングＦＬＡＧ（ＭＸＴＶ）
（実施期間　９月５日～９月２６日　３０秒×４回）

・ｎｅｗｓＴＯＫＹＯ　ＦＬＡＧ
（実施期間　９月７日～９月２８日　３０秒×４回）

(b) ラジオCM（ＴＯＫＹＯ　ＦＭ）
（実施期間　１２月１９日～１２月２８日　６０秒×２１回）

b. 小冊子

・中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度　６，０００部

C. チラシ（４種）

・東京商工会議所からのお知らせ　１１，０００部
・マル経融資　１１，０００部
・改正電子帳簿保存法　１１，０００部
・インボイス制度　１２，５００部

3) 指導など件数の実施件数

窓口専門相談　１０，９３３件

4) 相談会　２回

・経営まるっと相談会　於：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＢ１・２」
９月２８日～９月２９日（１０２件）

・経営まるっと相談会　於：ハイアットリージェンシー東京
１月１７日～１月１９日（１５９件）

⑥ 電子認証サービス

1) 概要

電子証明書とはネット社会における印鑑登録証明書ともいえるものであり、インターネット上での取引の基盤となる仕組みである。当所では、㈱帝国データバンクおよびセコムトラストシステムズ㈱が発行する３タイプの証明書を、会員に対し、特別料金で提供できるサービスを実施している。

2) サービス件数

サービス名	㈱帝国データバンク	セコムトラストシステムズ㈱	
	TDB TypeA	SECOM for G-ID	SECOM 行政書士

申　込　件　数	４１８件	３９件	６１件

⑦　汚染負荷量賦課金申告・納付受付事業

概　要：法律に基づき、事業主が負担する汚染負荷量賦課金制度の普及・啓発ならびに申告書の受付点検事業を行った。

委託元：(独)環境再生保全機構

項目 / 委託区域	協会から委託を受けた事業所数	申告の対象となる事業所数	申告を受けた事業所数
千代田	92	92	92
中央	39	39	39
港	60	60	60
新宿	33	33	33
文京	25	25	24
台東	12	12	12
北	26	26	26
荒川	4	4	4
品川	26	26	26
目黒	16	16	16
大田	30	30	30
渋谷	25	25	25
豊島	11	11	11
板橋	26	26	26
江東	27	27	27
墨田	14	14	14
足立	18	18	18
葛飾	12	12	12
江戸川	10	10	10
その他の地域	281	281	281
合計	787	787	786

汚染負荷量賦課金申告受付期間　　２０２２年4月１日から5月１６日

２０２２年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会　動画配信にて開催（4月４日～4月２２日の間に視聴）

⑧　経営革新計画点検業務委託事業

1)　目的及び内容

東京商工会議所では中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画策定に取り組む中小企業のサポートを行うことを目的に、２００８年１１月から、東京都産業労働局の委託事業として「中小企業経営革新計画承認申請受付窓口」を中小企業相談センター内に設置している。

専門相談員を窓口に配置し、制度の説明、経営革新計画承認申請書作成の支援、申請に必要な書類の確認・受領、東京都産業労働局への申請書提出・説明報告、東京都審査会用の資料作成・発表・審査結果の通知等、幅広い支援を実施した。

2)　相談実績（２０２２年4月～２０２３年3月）

経営革新計画承認件数	１５０社
窓口における相談・指導	１６８回
メール・電話による相談・指導	６６９回

⑨　中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局業務

本プロジェクトは、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」（２０１９年度～２０２１年度）の後継事業として２０２２年度より開始した。東京都産業労働局、（公財）東京都中小企業振興公社、東京都中小企業団体

中央会、(一社) 東京都中小企業診断士協会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所連合会の都内６機関が結集し、都内中小企業が直面する様々な経営課題に的確に対応し、きめ細かな経営サポートを行うことで経営の活力向上を図る支援体制を構築するため、実行委員会を組成し、その事務局業務を当所が受託している。

1)　会議等の開催

a.　実行委員会

【第１回】　○ 日　時　　６月２７日　１４時００分～１５時００分
○ 場　所　　都庁会議室
○ 議　事　　①実行委員会の発足について
②実行委員長の専決処分に関する報告・承認について

【第２回】　※書面開催
○ 日　時　　３月末
○ 議　事　　①２０２２年度事業報告及び収支決算について（案）
②２０２３年度事業計画及び収支予算について（案）

b.　幹事会

【第１回】　※書面開催
○ 日　時　　８月８日
○ 説　明　　①中小企業活力向上プロジェクトアドバンスについて
②幹事会について
③事業計画・収支予算について
○ 議　事　　事業の進捗状況について
○ 報　告　　支援事例の紹介について

【第２回】　○ 日　時　　２月７日　１３時３０分～１５時００分
○ 場　所　　オンライン開催（新型コロナウイルス感染症拡大予防のため）
○ 説　明　　事業の実施状況について
○ 議　事　　①今後の予定について
②２０２３年度事業計画（案）について

c.　担当者連絡会

【第１回】　○ 日　時　　８月３０日　１４時００分～１５時３０分
○ 説　明　　①中小企業活力向上事業の進捗状況（７月末日まで）について
②本プロジェクト実行委員会の活動状況について
③利用企業へのアンケート実施について
④支援事例集　支援事例のご推薦について
⑤進捗管理表の使い方、管理方法についてのお願い
○ 意見交換　現状の課題、今後の本事業の改善点について

2)　分析・支援ツール

a.　オンラインセミナー動画の配信

都内中小企業、小規模事業者の経営力向上を目的にＰＣ・スマートフォン・タブレット端末で視聴出来る動画を制作。映像とスライドを連動させ、資料のダウンロードも可能なシステムで配信するもので前年度に引き続き、今年度は全３回完結のセミナーを５本公開した。

b.　公式ホームページの改修・セキュリティ対策

支援者の利便性の向上に向けた支援者向けサイトの改善の他、一般向けサイトのコンテンツの充実化、ＡＩ機能関連の実装検証などをおこなった。主な変更点は、①分析依頼書発行システムの改修（郵便番号検索、団体管理番号の追加など)、②リンク切れページの自動チェック機能の改修とリンクのメンテナンス③支援施策検索のＡＰＩ連携化（ｊＧｒａｎｔｓ、ミラサポＰｌｕｓよりデータ収集)、④ＡＩチャットボットのモーション対応への検証等。

また、外部機関によるネットワーク脆弱性診断、Ｗｅｂアプリケーション脆弱性診断を行い、適切に対処した。

c.　専門家コラムの配信

都内中小企業に向けた経営支援情報の充実、及び本事業の登録中小企業診断士との連携強化を目的に、専門家によるコラムを公式ホームページに掲載。それぞれの中小企業診断士の専門性を活かした内容となっており計２３本のコラムを配信した。

3)　企業経営者向けセミナー

年間計４回（※）のセミナーを下記のとおり開催した。

７月５日（４７名)「売れる！レスがある！販促チラシの作り方
～思わず見てしまう、買ってしまうチラシにはセオリーがあった～」
中小企業診断士　　原　田　隆　治　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

９月１６日（８８名)「『年功序列』 『家族主義』で売上倍増！ 古くて新しい万松青果の経営の在り方」
万松青果株式会社 会長／中小企業診断士　　天　田　淳　一　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

１０月１７日（４８名)「展示会来場者の足をとめる！ ブースづくりと商品の魅力の伝え方」
中小企業診断士・一級販売士　　田　中　聡　子　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

２月１７日（４１名)「～売れる! つながる!～ 『販促シナリオ』づくりと『効果的な』伝え方」
すごはん 代表　　増　澤　美沙緒　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

(※) 他に下記１回のセミナー開催を予定していたが、講師側の諸般の事情により中止となった。

１月２０日（中止)「広島・八天堂の社運を賭けた『くりーむパン』誕生秘話と『三方よし』経営」
株式会社八天堂 代表取締役　　森　光　孝　雅　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

4)　支援者向け説明会

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、事前に収録した動画をオンラインにて公開する方法にて執り行った。

a.　都内商工会・商工会議所の経営指導員を対象とした事業スキーム等の説明を行った。
４月より公開　２３区（東商）経営指導員
５月より公開　多摩地区経営指導員

b.　登録中小企業診断士を対象に、事業概要、事務手続き、診断報告書の記載方法の説明等を行った。
５月下旬より公開　登録中小企業診断士

5)　広報活動

当事業の認知度を高めるために、東京都産業労働局、中小企業支援団体、東京都内の商工会・商工会議所と協力し、ＰＲチラシの作成・配布、ホームページでの広報、メールマガジンの配信等を実施した。

また、専門家支援の成果をＰＲする支援イメージ動画を制作し、公式ホームページでの配信やＷＥＢ広告にて配信。今年度からは新たなメディアを活用したＰＲとして、クラウドソーシングサービス（個人事業者

と法人事業者の受発注マッチングサービス）を提供する「ランサーズ」が発行するメールマガジンに広告を配信し、支援対象とする事業者への間接的な認知度向上を図った。

6)　支援事例集の作成

今年度、経営分析及びアシストコース、アドバンスコースを利用した企業の中から、9社（製造業、卸売業、小売業、サービス業など）をピックアップして訪問取材を実施。経営分析・専門家派遣支援の好事例として事例集にまとめ、各団体へ配布。この冊子を都内中小企業支援機関等に提供することによって、今後の都内中小企業支援に役立てることを目的としている。

7)　年次報告会の開催

a.　内容

本プロジェクトに携わる中小企業診断士や経営指導員を対象に、本年度取り組んだ経営分析、アシストコース、アドバンスコースの事例紹介及び成果発表の場として、年次報告会を開催した。具体的には、①利用企業からの視点として、活用した中小企業による講話②現場で支援にあたる中小企業診断士・経営指導員等による、効果的な事例や特徴的な事例の発表とそれに対する意見交換、③利用企業の経営分析結果に関する分析や利用者アンケートの結果の発表を通じて、都内中小企業者へのＰＲと支援者におけるノウハウの共有を行った。

b.　開催日／場所

３月２３日　Ｚｏｏｍライブ配信　（参加者　８２名）

⑩　小規模事業者持続化補助金事業形式審査事務

1)　目的及び内容

中小企業庁は、２０１３年度補正予算分（２０１４年実施）から、小規模事業者が商工会議所と一体となって作成した経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則５０万円を上限に補助金（補助率３分の２）を交付している。

東京商工会議所では、小規模事業者持続化補助金事務局を受託して運営している全国商工会連合会より、事業者の形式審査事務の一部業務を再受託し、２３支部および中小企業相談センターに相談窓口を設置して対応している。相談窓口では、事業者の経営計画書、補助事業計画書の作成支援を行うとともに、補助金申請の際の必要書類となる「事業支援計画書」を、経営者の年齢が６０歳以上の事業者には事業承継の準備状況等をヒアリングし、「事業承継診断票」を作成・発行した。また、補助金採択者に対しては、発行した「事業支援計画書」に基づいて事後指導を実施した。

2)　「事業支援計画書」・「支援機関確認書」発行実績

a. 令和元年度補正予算・令和３年度補正予算

第８回（公募期間：２０２２年　３月２９日～２０２２年　６月　３日）	１，２６４件
第９回（公募期間：２０２２年　６月２０日～２０２２年　９月　２０日）	１，２２５件
第１０回（公募期間：２０２２年１０月　３日～２０２２年１２月　９日）	１，０８６件
第１１回（公募期間：２０２２年１２月１６日～２０２３年　２月２０日）	１，２８５件

⑪　認定経営革新等支援機関業務

1)　目的及び内容

東京商工会議所は、経済産業大臣から２０１６年７月２５日付で中小企業等経営強化法に基づく支援機関として認定を受け、認定経営革新等支援機関の関与を要する中小企業施策を会員企業等の小規模事業者・中小企業が利用しやすくするため、認定支援機関業務を行っている。

認定支援機関業務のうち、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要となる申請書・事業計画の作成支援は、会員・非会員を問わず対応している。２０１９年７月１日から、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要となる書面等は、申請書・事業計画等を確認

のうえで会員に対し発行している。

2)　発行実績

①「先端設備等導入計画に関する確認書」　２８件（昨年４５件）
②「事業承継・引継ぎ補助金に関する確認書」　５件（昨年４件）
③「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付に関する確認書」　２件（昨年４件）
④「中小企業経営強化税制のデジタル化設備（Ｃ類型）に関する確認書」　１件（昨年１件）
⑤「事業再構築補助金に関する確認書」　３６０件（昨年５００件）

⑫　職域における感染症対策普及促進事業

1)　目的及び内容

新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザ等の身近な感染症が職場で発生した場合、企業活動に支障が出ることがある。また、２０１２年から２０１３年にかけての大規模な風しんの流行では、患者の大多数が働く世代であった。

本事業は、東京都、東京都医師会、および東京商工会議所が連携し、感染症に対する必要な知識の習得や、風しん予防対策などを支援するために、３コースの研修を提供し、企業の感染症対策を支援した。また、コースⅠとコースⅡについて、新型コロナウイルスに対応した改訂を行った。

今年度は既存の３コースに加え、「プレコース（環境整備)」を新設。これまで関心の低かった層に対しても、事業者が実践すべき感染症対策への取組みを手軽に確認でき、サポートする内容となっている。

	コース名	サポート内容	達成基準
プレコース	感染症対策に関する環境整備	申込み不要で誰でも自由にダウンロードできる「感染症対策チェックシート」を用いて、自社の対策状況を手軽に確認し、見出された課題の改善を図る。	課題に対する取組みの実施
コースⅠ	感染症理解のための従業者研修	感染症の基礎知識ドリル（研修教材）を提供し、正しい知識の定着を図る。	従業者の８割以上が教材受講
コースⅡ	感染症ＢＣＰ（業務継続計画）の作成	ＢＣＰのひな形を提供し、職場で感染症患者が発生した場合に、業務を円滑に継続するための対処策の作成を図る。	事業所単位でのＢＣＰ作成
コースⅢ	風しん予防対策の推進	予防接種等協力医療機関を紹介し、従業者の抗体（免疫）保有の確認や予防接種の推奨等を促し、職場ぐるみで風しん予防を図る。	風しん抗体保有者が従業者の９割以上

2)　活動実績

a.　プレコース（環境整備コース）の新設

	内容
プレコース	ウィズコロナ・アフターコロナも見据え、申込不要で誰でも参加できる新コースを設定

b.　事業説明会（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）

職場の感染症対策講演（申込者数合計２７３名）

第１回　「職場の感染症対策・総論」
東京医科大学　特任教授　濱　田　篤　郎　氏

第２回　「ＶＰＤ－風しん対策を中心に－（ＶＰＤ：ワクチンで予防可能な病気)」
神奈川県衛生研究所　所長　多　屋　馨　子　氏

第３回　「新型コロナウイルス感染症と新興再興感染症の感染対策」
大阪大学大学院　医学系研究科感染制御学　教授　忽　那　賢　志　氏

第４回　「健康経営　働く人のメンタルヘルスケアーコロナ禍での経験をふまえてー」

ヘルスデザイン株式会社　代表取締役　坂　本　宣　明　氏

第５回　「健康経営　職場の健康管理－新型コロナ禍での経験をふまえて－」

ＯＨサポート株式会社　代表　今　井　鉄　平　氏

c.　新聞広告への事業告知の掲載

日本経済新聞　首都圏東京版　朝刊（全５段）、日刊工業新聞　朝刊（全５段）にて「職場ではじめる！感染症対応力向上プロジェクト」事業告知・ＰＲのための広告掲載を実施。

ⅰ．日本経済新聞　首都圏東京版　朝刊（全５段）

発行日：第１回　１２月１５日

第２回　１月１２日

ⅱ．日刊工業新聞　朝刊（全５段）

発刊日：　３月２７日

d.　展示会への出展

展示会「ライフ・ワーク・バランスＥＸＰＯ東京２０２３」

会期：リアル開催　　２０２３年２月７日　東京国際フォーラム

オンライン開催　２０２３年２月１０日～２月２８日

東京商工会議所のブースを出展し、「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業案内のチラシを４００部配布。また、並行してオンライン展では事業告知のチラシを掲載し、リアル展・オンライン展、両者から感染症対策への普及啓発に取り組んだ。

e.　申し込み及び達成企業・事業所数

	プレコース	コースⅠ	コースⅡ	コースⅢ	合 計（※）	
	環境整備	従業員研修	ＢＣＰ作成	風しん対策	延べ数	実数
申込事業所数	１，１３８	４４	２３	１３	８０	５１
達成事業所数	５	３２	２	２	４１	３７

※　延べ数は、各コース別事業所数の合算、実数はコースの重複を除いた事業所数。

⑬　東京都職域健康促進サポート事業

1)　目的及び内容

健康経営の普及・推進の一環として、東京都より「職域健康促進サポート事業」を受託。東京都が進める、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」等の施策について、①東京商工会議所が認定する健康経営アドバイザーが都内事業者に対し情報提供を通じた啓発活動を行うとともに、②具体的な取り組みを希望する企業に専門家を派遣し、その取り組みを支援した。

2)　活動実績

a.　情報提供・啓発活動

情報提供・啓発活動では、本事業の協力企業として、アクサ生命㈱、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループおよび㈱きらぼし銀行、明治安田生命保険相互会社、第一生命保険㈱、大塚製薬株式会社、三井住友海上保険株式会社、日本生命保険相互会社、株式会社かんぽ生命保険、住友生命保険相互会社と「連携協定」を締結し、同社に所属の健康経営アドバイザーが事業所を訪問するなど、都内約一万事業所に対し、情報提供を通じた啓発活動を行った。

b.　専門家派遣

職場の健康づくり・がん対策等について、具体的な取り組みを希望する企業に対し、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家（健康経営エキスパートアドバイザー）を派遣し、７３社延べ３５２回の支援を行なった。

c.　健康経営セミナー

５月１９日

「～社員の健康が企業を活性化～ 健康経営を始めよう！経営者のための健康経営セミナー（基礎編)」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

６月２１日

「～健康企業宣言・健康優良企業～ －ＳＴＥＰ１「銀の認定」申請対策セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

１０月１９日，１月２４日

「経営者のための健康経営セミナー（基礎編)」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

１０月２６日，２月１０日，２月２４日

「事業継続のための退職金・健康経営セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　沖倉社会保険労務士・ＦＰ事務所　代表　　沖　倉　功　能　氏

１２月１２日，３月１５日

「～健康企業宣言・健康優良企業～ －ＳＴＥＰ１「銀の認定」申請対策セミナー」

共催：アクサ生命保険㈱

講師　稲田社労士事務所　所長　　稲　田　耕　平　氏

⑭　地域連携型商談機会創出事業

1)　概要

地域連携型商談機会創出事業にかかる主たる取り組みである「地域連携商談・展示会事業」に関して、まず、都内食品流通企業の購買担当者が島根・鳥取県内食品企業と商談を行う「山陰のおいしいもの大集合！島根・鳥取×東京商談会」を開催。①島根・鳥取県内の食品製造業者による展示試食会、②東京都内食品バイヤーと、両県内食品製造業者との商談会、及び③両県内食品製造工場の視察を実施した。

次に、福岡県北九州地域において「中小企業テクノフェアｉｎ九州２０２２　東京都ブース出展」を展開。都内ものづくり企業と北九州地域のものづくり企業との技術交流・展示商談会を実施した。

最後に、岩手県地域において「いわて商談会＆東京・岩手ものづくり企業視察会」を展開。東京都のものづくり企業と岩手地域のものづくり企業の商談・交流の場を創出する販路拡大支援事業を実施した。

加えて、２０２３年度以降の事業実施を見据え、展示商談会の準備を進めた。

2)　地域連携商談・展示会事業

a.　島根・鳥取県における商談機会創出の取り組み

出雲、石見、隠岐の３つのエリアからなる島根県は、田畑、海や山、川や湖など自然に恵まれ、地域ごとに独自の食文化を育んできている。また鳥取県は豊かな自然を背景に、米、野菜、果実、畜産がバランスよく営まれ、全国有数の農業県として新鮮で良質な農産物を各地へ供給しており、両県とも魅力的な地域産品を多く有している。しかし、大手資本の商品等を除きまだ世に出回っていない商品が多数存在する。そのため本事業では、都内食品バイヤーと現地食品製造事業者の商談等の機会を創出することで、食品を通じて島根県・鳥取県の魅力が首都圏の消費者に伝えることを目的として実施した。具体的には、①島根・鳥取県に所在する食品製造業者による展示試食会、及び②都内食品バイヤーが買い手となり、両県内の食品製造業者が売り手となる商談会、さらに③両県内食品製造工場の視察を開催した。

＜山陰のおいしいもの大集合！島根・鳥取×東京商談会　概要＞

主　　催：東京商工会議所、東京都、島根県商工会議所連合会、鳥取県商工会議所連合会

会　　期：９月１日～２日（２日間）

会　　場：くにびきメッセ（島根県松江市学園南１丁目２−１）

(a)展示試食ブース概要

会　　場：くにびきメッセ　大展示場

小間仕様：３．６㎡（間口１．８ｍ　奥行１．８ｍ）

出展者数：６９社

制　作　物：出展企業商品ガイドブックを計２０００部配布

○出展者説明会（ハイブリッド開催）　７月１３日　於：松江商工会議所会議室

(b) 山陰のおいしいもの大集合！島根・鳥取×東京商談会

会　　場：くにびきメッセ

参加企業数：都内食品バイヤー企業数・・・・・４５社（７７名）

県内食品製造業者　・・・・・・６９社

商談件数：３０５件

商談方式：事前マッチング方式及び発注企業による指名商談方式

(c) 視察会

開 催 日：9月2日（４５社　７７名）

視 察 先：㈱千茶荘、中浦食品(株)、友田セーリング(株)、千代むすび酒造(株)

b.　福岡県北九州地域における商談機会創出の取り組み

福岡県北九州市は、１９０１年の官営八幡製鉄所の操業以来、ものづくりの街として重化学工業を中心に発展を遂げ、日本経済の高度成長を支えた。その後、鉄鋼や化学等の基礎素材型産業から、自動車や半導体、ロボット等の加工組立型産業を中心としたものづくり産業への転換が進み、現在では、環境・エネルギー関連産業の集積も相俟って、同市を中心とする北九州地域は、国内有数の産業地帯となっている。

「中小企業テクノフェアｉｎ九州」は“ものづくり”に積極的に取り組む中小企業の広域的な受注機会の増大と新規販路開拓促進を目的に、優秀な技術力や新製品等を一堂に展示し、ＰＲする展示会である。

東京都並びに東京商工会議所は、福岡県および（公財）北九州観光コンベンション協会、（公財）福岡県中小企業振興センターと連携し、双方の中小企業のビジネスチャンスの拡大と産業の活性化につなげていくため、中小企業テクノフェアｉｎ九州への東京都ブース出展、および同展示会の場を活用した九州地域ものづくり企業との商談会「東京都企業商談会」を開催した。

＜中小企業テクノフェアｉｎ九州２０２２　東京都ブース出展　概要＞

主　　催：(公財）北九州観光コンベンション協会

会　　期：７月６日～８日　１０：００～１７：００（最終日のみ１６：００まで）

主会場　：西日本総合展示場　新館　（〒８０２－０００１　北九州市小倉北区浅野３－８－１）

入場者数：１３，７４９人

出展企業：２０社

商談件数：８２件（商談会)、１５４件（展示会）

c.　岩手県における商談機会創出の取り組み

北上市をはじめとする岩手県地域は、早くから企業誘致への取り組みが進められ、特に、自動車関連産業および半導体関連産業の集積地となっており、東北でも有数のものづくり地域となっている。

都内のものづくり企業と、岩手県内のものづくり企業とのビジネスチャンスの拡大と産業の活性化につなげていくため、岩手県及び(公財)いわて産業振興センター及び東京都と連携し、都内ものづくり企業と岩手県内ものづくり企業との商談会・視察会を開催した。

＜令和４年度いわて商談会＆東京・岩手ものづくり企業視察会　概要＞

主　　催：(公財)いわて産業振興センター
共　　催：東京都、東京商工会議所
後　　援：岩手県
会　　期：１１月１７日～１８日（２日間）

(a) 令和４年度いわて商談会

会　　期：１１月１７日
会　　場：ホテルシティプラザ北上
参加企業数：都内参加企業（発注）：２０社（３３名）その他地域発注企業：５１社
　　岩手地域受注企業：１１８社
都内参加企業商談件数：１８９商談
商談方式：事前の発注案件の提示による、受発注双方の指名に基づく事前マッチング方式

(b)東京・岩手ものづくり企業視察会

会　　期：１１月１８日
視 察 先：㈱ケー・アイ・ケー、㈱ツガワ花巻工場、岩手県工業技術センター
参加企業数：１９社（３１名）

⑮　中小企業等アウトリーチ事業

1)　概　要

経済産業省は、中小企業の輸出管理体制構築等を支援するため、２０１９年度より「中小企業等アウトリーチ事業」を実施している。同事業は、中小企業向けの説明会の開催、輸出管理の専門家による助言・指導等を通じて、安全保障貿易管理体制の構築を支援し、中小企業の保有する機微技術の流出を防ぐことを目的としており、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

安全保障貿易管理の内容を盛り込んだ説明会を６回開催したほか、中小・小規模企業向けの相談窓口として、輸出管理に係る実務経験が豊富な専門家による個別相談会を実施し１１社が参加した。

a. 中小企業向け説明会

(a)　８月　１日　（４５名）　講演　「技術流出防止管理セミナー～中小企業による輸出管理の注意ポイントについて～！

令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　濱　宏　氏
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 技術・認証係長
山　中　直　樹　氏
(独）日本貿易振興機構 知的財産課アドバイザー　杉　山　哲　哉　氏

(b)　９月２９日　（２４名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー～中小企業も輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　萩　原　良　信　氏

(c)　１０月２８日　（４９名）　講演　「技術流出防止管理セミナー～中小企業による輸出管理の注意

ポイントについて！～」

令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　濱　宏　氏

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 技術・認証係長

山　中　直　樹　氏

(独) 日本貿易振興機構 知的財産課アドバイザー　杉　山　哲　哉　氏

(d) １２月　２日（１１９名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー～中小企業も輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　伊津野　仁　一　氏

(e) １月２７日　（５７名）　講演　「技術流出防止管理セミナー～中小企業による輸出管理の注意ポイントについて！～」

令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　工　藤　文　男　氏

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 技術・認証係長

山　中　直　樹　氏

(独) 日本貿易振興機構 知的財産課アドバイザー　杉　山　哲　哉　氏

(f) ２月２４日（１５０名）　講演　「安全保障貿易管理セミナー～中小企業も輸出管理体制の構築が重要です！～」

令和４年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　萩　原　良　信　氏

b. 専門家派遣（個別相談）　１１社

８．登　　録

(1) 法定台帳

① 作成・定期訂正

作　　成　　４月２６日（２０２２年度新規該当者）

定期訂正　　９月３０日（継続該当者）

② 登録業者数

会員・非会員	特定商工業者数	台帳提出数	提出率（%）
会　　員	36,977	14,010	37.9%
非　会　員	24,639	5,973	24.2%
計	61,616	19,983	32.4%

③ 法定台帳の管理運用

1)五十音順整備（地区別、営業種目別、資本金別、事業税別、従業員数別、支社・支店の分類体制）

2)地区内商工業者の実態把握、取引の照会、信用調査、商工業に関する各種証明・鑑定、行政庁入札関係基礎資料

3)２３区別「特定商工業者統計表」の作成

4)登録後の名称、住所、代表者、資本金等の変更事項訂正

(2) 貿易登録

会員・非会員	登録業者数
会　　員	５，０３０
非会員（含地区外）	２，５４１
計	７，５７１

※貿易登録の有効期間は２年間

(3) 会員之章（貸与）

2021年度末現在	新規貸与	退 会 ・ 返 却	2022年度末現在
4,310	0	31	4,279

９．事務所･建物等運用

(1) 事務所所在地

1	本部	千代田区丸の内３－２－２
2	証明センター	台東区東上野４－８－１　ＴＩＸＴＯＷＥＲＵＥＮＯ３階
3	千代田支部	千代田区神田神保町３－１９　ダイナミックアート九段下ビル２階
4	中央支部	中央区銀座１－２５－３　中央区立京橋プラザ分庁舎３階
5	港支部	港区浜松町２－４－１　世界貿易センタービルディング南館５階
6	新宿支部	新宿区西新宿６－８－２　ＢＩＺ新宿４階
7	文京支部	文京区春日１－１６－２１　文京シビックセンターＢ２階
8	台東支部	台東区花川戸２－６－５　台東区民会館１階
9	北支部	北区王子１－１１－１　北とぴあ１２階
10	荒川支部	荒川区荒川２－１－５　セントラル荒川ビル９階
11	品川支部	品川区西品川１－２８－３　品川区立中小企業センター４階
12	目黒支部	目黒区目黒２－４－３６　目黒区民センター４階
13	大田支部	大田区南蒲田１－２０－２０　大田区産業プラザ５階
14	世田谷支部	世田谷区太子堂２－１６－７　世田谷産業プラザ２階
15	渋谷支部	渋谷区渋谷１－１２－５　渋谷区立商工会館７階
16	中野支部	中野区中野２－１３－１４　中野区産業振興センター２階
17	杉並支部	杉並区上荻１－２－１　Ｄａｉｗａ荻窪タワー２階
18	豊島支部	豊島区西池袋２－３７－４　としま産業振興プラザ（ＩＫＥ・Ｂｉｚ）４階
19	板橋支部	板橋区板橋３－９－７　板橋センタービル８階
20	練馬支部	練馬区練馬１－１７－１　Ｃｏｃｏｎｅｒｉ４階
21	江東支部	江東区東陽４－５－１８　江東区産業会館２階
22	墨田支部	墨田区江東橋３－９－１０　すみだ産業会館９階
23	足立支部	足立区千住１－５－７　あだち産業センター４階
24	葛飾支部	葛飾区青戸７－２－１ テクノプラザかつしか３階
25	江戸川支部	江戸川区船堀４－１－１　タワーホール船堀３階
26	浅草分室	台東区花川戸２－１７－８　ハン六ビル８階

(2) 自己所有土地・建物の概要

① 概　要

1)　丸の内二重橋ビル

登記名	丸の内二重橋ビルディング・東京商工会議所ビル・東京會舘ビル
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 2 号　（番地：千代田区丸の内三丁目 14 番 1）
敷地面積	9,935.02 ㎡　(3,005.344 坪)　　（うち東商専有部　1,150.75 ㎡）
建築面積	8,355.06 ㎡　(2,527.406 坪)
延床面積	174,054.18 ㎡（52,651.389 坪）（容積率 1752%）　（うち東商専有部　22,424 ㎡）
構造	地上鉄骨構造、地下鉄骨鉄筋コンクリート構造
階数	地下 4 階・地上 30 階建、塔屋 2 階
高さ	150m
用途	事務所、商業施設、宴会場、会議場、駐車場
着工	２０１５年１１月１６日
竣工	２０１８年１０月１５日

事業者	三菱地所㈱、東京商工会議所、㈱東京會舘
設計監理	㈱三菱地所設計
施工	大成建設㈱、㈱関電工、高砂熱学工業㈱、㈱西原衛生工業所、 三菱電機㈱（東商専有部は、東芝エレベータ㈱）

2)　新宿三丁目イーストビル（旧新宿支部跡地を活用した再開発ビル）

所 在 地	東京都新宿区新宿三丁目１番２６号（地番：新宿区新宿三丁目１３０番～１４１番）
敷地面積	2,578.69 ㎡　うち、東商所有分：176.65 ㎡（地番：１４１番）
建築面積	1,804.70 ㎡
延床面積	26,360.56 ㎡ うち、東商所有分（共有持分） 建物専有部分　577.55 ㎡ 建物共用部分　124.10 ㎡ 駐車場部分　50.19 ㎡
構　造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階　数	地下３階、地上１４階、ＰＨ２階
高　さ	80.70m
用　途	物販、飲食、映画館、地域変電所、駐車場
着　工	２００４年１０月１日
竣　工	２００７年1月３１日

(3) 建物の運用

①　定期貸室使用者（五十音順）

【丸の内二重橋ビル】

アクサ生命㈱
税理士法人かえで税理士法人
医療法人社団公颯会（東商ビル診療所）
国際商業会議所日本委員会
サーブコープジャパン㈱
㈱セブン‐イレブン・ジャパン
セントラルスポーツ㈱
タリーズコーヒージャパン㈱
（公社）　東京屋外広告協会
（一社）　東京珠算教育連盟
東京販売士協会
㈱東商サポート＆サービス
㈱東商ビル薬局
日本小売業協会
日本商工会議所
(一財)日本民族工芸技術保存協会

②　貸会議室概要

名　称	規模（㎡）	収容人数（人）			その他
		シアター	スクール	ロの字	
東京商工会議所　渋沢ホール	580	500	240		電動式移動観覧席（ロールバックチェア）、昇降式ステージ（1 台）を設置
Room A1	195	180	60	36	
Room A2／Room A3／Room A4／Room A5	85	72	24	20	
Room A1 ＋ Room A2	280	252	108	52	
Room A3 ＋ Room A4 ／ Room A4 ＋ Room A5	170	144	60	32	
Room A3 ＋ Room A4 ＋ Room A5	255	252	96	52	

Room B1 ／ Room B2	120	126	40	28	
Room B1 ＋ Room B2	240	234	80	48	
Room B3	80	80	30	24	

※政府によるコロナ緊急事態宣言発令中は、集客人数は半数以下で運用。

③ １階多目的スペースにおける展示・催事

（開催期間）２０２２年　２月２８日～４月１５日
（概　　要）「新型コロナウイルスワクチン共同接種会場」
・東京ワクチンチーム（東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都看護協会、東京都薬剤師会）と連携したワクチン共同接種を実施。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２２年　５月１１日～５月１２日
（概　　要）「江戸・東京の魅力再発見　ＴＯＫＹＯショーケース」
・都内観光消費の喚起を目的として、展示・物産イベントを開催。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２２年　５月２６日～５月２７日
（概　　要）「コロナ禍で頑張る食品生産者を応援！東京のご当地物産展」
・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、都内食品生産者を応援するため、物産展を開催。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２２年　７月７日～７月８日
（概　　要）「渋沢栄一ゆかりの地　地域特産物産展２０２２」
・渋沢翁の功績をＰＲすることを目的に、渋沢翁にゆかりのある各地域が出店し、地域特産品や渋沢に関わる商品の販売を実施。
（主　　催）東京商工会議所
（出　　店）埼玉県深谷市、長野県上田商工会議所、北海道十勝清水町、岡山県井原市、
茨城県水戸商工会議所

（開催期間）２０２２年　７月２０日～７月２１日
（概　　要）「西九州新幹線開業を活かした地域プロモーション」
・佐賀の武雄温泉と長崎との間を結ぶ新幹線の開業に伴い、佐賀県・長崎県の展示・物産イベントを開催。
（主　　催）九州商工会議所連合会、佐賀県商工会議所連合会、長崎県商工会議所連合会

（開催期間）２０２２年　７月２０日～７月２１日
（概　　要）「大阪万博１０００日前ＰＲ」
・佐賀の武雄温泉と長崎との間を結ぶ新幹線の開業に伴い、佐賀県・長崎県の展示・物産イベントを開催。
（主　　催）大阪商工会議所、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

（開催期間）２０２２年　８月３日～９月８日
（概　　要）「勇気ある経営大賞２０回記念展示」
・「勇気ある経営大賞」の２０回を記念して、これまでの受賞企業を紹介するバナーの展示。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２２年　９月８日～１０月１４日
（概　　要）「勇気ある経営大賞第２０回受賞企業紹介」
・「勇気ある経営大賞」第２０回の受賞企業を紹介するバナーの展示。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２２年　１０月２６日～１０月２７日
（概　　要）物産展「食で日本を元気に！元気な小売業が日本を変える」
・日本の食文化を伝えるため、複数の小売業者が協業した取り組みを支援する物産展を開催。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２２年　１１月１日～１２月２日
（概　　要）「東京商工会議所　新体制紹介展示」
・２０２２年１１月１日からの東京商工会議所　新体制の紹介パネルを展示。
（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２２年　１２月８日～１２月９日
（概　　要）「渋沢栄一ゆかりの地　地域特産物産展２０２２」
・渋沢翁の功績をPRすることを目的に、渋沢翁にゆかりのある各地域が出店し、地域特産品や渋沢に関わる商品の販売を実施。
（主　　催）東京商工会議所
（出　　店）北海道十勝清水町、茨城県水戸商工会議所、埼玉県深谷市、岡山県井原市、東京都北区、東京都板橋区、東京都江東区、東京商工会議所

（開催期間）２０２２年　１２月１４日～１５日
（概　　要）「石川県伝統工芸展」
・大都市圏の消費者に石川県内の伝統工芸品を紹介し、工芸品の良さを実感していただき、販路拡大に繋げることを目的に、販売・展示・ワークショップを開催。
（主　　催）石川県伝統産業振興協議会

（開催期間）２０２３年　１月１９日～２０日
（概　　要）「やまなみ・しまなみ観光物産展」
・観光動機の顕在化を図り、観光ルートの認知向上ならびに首都圏からの地域誘引を目的に、物産展と展示を開催。
（主　　催）松江商工会議所、尾道商工会議所、今治商工会議所、松山商工会議所

（開催期間）２０２３年　２月８日～２月９日
（概　　要）「江戸・東京の魅力再発見　ＴＯＫＹＯ　Ｓｈｏｗｃａｓｅ」
・都内観光消費の喚起を目的として、展示・物産イベントを開催。
（主　　催）東京商工会議所

⑷ オフィスの運用

①　オフィス町内会

オフィス環境の整備を通じて事務局員一人一人の生産性を高めることを目的とし、次世代を担う若手職員を中心とした「オフィス町内会」を開催した。

1)　本部・第１回　　２０２２年　４月１８日（ハイブリッド開催）
2)　本部・第２回　　２０２２年　７月２５日（ハイブリッド開催）

3)　本部・第３回　　２０２２年１０月２７日（ハイブリッド開催）
4)　本部・第４回　　２０２３年　３月　６日（ハイブリッド開催）

②　支部オフィスレイアウト変更

東商の働き方改革の足並みを揃えるため、２０１９年度より順次２３支部のオフィスレイアウトを変更する。新型コロナ感染症の影響で中断していたが、２０２２年度より再開した。

1)　葛飾支部　　３月　３日～３月　５日

③　職員向け弁当・パン・スイーツ販売の実施

目　　的：職員が働きやすい職場環境の整備及びコロナ禍において苦境を強いられている飲食業の会員企業支援を目的として、職員向け弁当・パン・スイーツ等の販売を実施した。

日　　程：（弁　　当）　６月１６日／　６月３０日／　７月２１日／１１月２９日／１２月　６日／
１２月１２日／１２月１４日／１２月１５日／１２月１６日／　３月　２日／
３月１７日
（パ　　ン）　４月１２日／　４月２６日／　５月１０日／　５月２４日／　６月１４日／
６月２８日／　７月１２日／　７月２６日／　８月　９日／　８月２３日／
１２月１３日／　１月１７日／　１月３１日／　２月１４日／　２月２８日／
３月１４日／　３月２８日
（スイーツ）１２月２６日

販売実績：弁当３１２食、パン６８５セット

④　オフィス見学の実施

目　　的：全国の商工会議所等より、新ビル移転による職員の働き方の変化や施設、渋沢ミュージアムの見学希望があり、随時受け入れた。

1)　大阪商工会議所　　２０２２年　４月２１日（　６名）
2)　砺波商工会議所　　２０２２年　９月　７日（　７名）
3)　舞鶴商工会議所　　２０２２年　９月１５日（　３名）
4)　中津商工会議所　　２０２２年　９月１６日（　６名）
5)　川越商工会議所　　２０２２年　９月２２日（３０名）
6)　甲府商工会議所　　２０２２年１０月　６日（　６名）
7)　宮崎商工会議所　　２０２２年１０月２７日（１５名）
8)　八代商工会議所　　２０２２年１０月２８日（１４名）
9)　常盤産業㈱（宮崎商工会議所会頭企業）
２０２２年１１月　８日（２２名）
10)　草加商工会議所　　２０２２年１１月１１日（２５名）
11)　川口商工会議所　　２０２３年　１月１３日（１２名）
12)　君津商工会議所　　２０２３年　１月１６日（１１名）
13)　大和商工会議所　　２０２３年　２月　９日（２２名）
14)　岐阜商工会議所　　２０２３年　２月２１日（１２名）
15)　千葉商工会議所　　２０２３年　３月　８日（２２名）
合計２１３名

10. 関係団体への加入および連繋等

(1) 日本商工会議所

（２０２３年３月３１日現在）

日本商工会議所における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会頭	小林　健	会頭・議員
専務理事	石田　徹	専務理事
総合政策委員長	斎藤　保	副会頭・議員・総合政策委員長
税制委員長	阿部貴明	副会頭・議員・税制委員長
労働委員長	小山田隆	議員・労働委員長
表彰特別委員長	石田　徹	専務理事

（共同委員長就任委員会）
総合政策委員会、産業経済委員会、国際経済委員会、観光委員会、中小企業委員会、税制委員会、労働委員会、エネルギー・環境委員会
（委員就任委員会）
表彰特別委員会

（事務局職務協力）　（２０２３年３月３１日現在）

日本商工会議所における協力職務	兼務人数	当商工会議所における部署名
広報部	５人	広報部
国際部	１２人	国際部
企画調査部	５人	企画調査部
産業政策第一部	６人	産業政策第一部
産業政策第二部	６人	産業政策第二部

(2) 関東商工会議所連合会

（２０２３年３月３１日現在）

関東商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	小林　健	会頭・議員
代表幹事	小林治彦	常務理事

（事　務　局）　（総務統括部総務課組織連携担当）

(3) 東京都商工会議所連合会

（２０２３年３月３１日現在）

東京都商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	小林　健	会頭・議員

（事　務　局）　（総務統括部総務課組織連携担当）

(4) 全国商工会議所女性会連合会

（２０２３年3月３１日現在）

全国商工会議所女性会連合会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
会　　長	畠 山 笑 美 子	女 性 会 会 長
常 任 理 事	田 口 絢 子	女 性 会 副 会 長
常 任 理 事	志 賀 律 子	女 性 会 副 会 長

（事　務　局）　　日本商工会議所 総務部(組織・運営)

(5) 関東商工会議所女性会連合会

（２０２３年3月３１日現在）

関東商工会議所女性会連合会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
会　　長	畠 山 笑 美 子	女 性 会 会 長

（事　務　局）　　（総務統括部総務課組織連携担当）

(6) 専門図書館協議会

（２０２３年3月３１日現在）

専門図書館協議会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
会　　長	三 村 明 夫	名 誉 会 頭
理 事 長	石 田 徹	専 務 理 事
表彰審査委員会委員長	石 田 徹	専 務 理 事

（事　務　局）　　専門図書館協議会（日本図書館協会会館内）

(7) その他加入団体（五十音順）

ｔｈｅ　Ｔｏｋｙｏ　Ｕ－ｃｌｕｂ
(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
(一社)海外環境協力センター
(一財)機械システム振興協会
企業史料協議会
(公社)麹町法人会
(独)国際観光振興機構
国際商業会議所日本委員会
(公財)国際人材協力機構
(公財)産業雇用安定センター
(公財)渋沢栄一記念財団
(一社)情報科学技術協会
(一社)情報サービス産業協会
(公財)新日本フィルハーモニー交響楽団
(一社)全国スーパーマーケット協会
(一社)全国福祉用具専門相談員協会
(一財)知的財産研究教育財団
中央労働災害防止協会
(一社)中高年齢者雇用福祉協会
千代田年金委員会
ＤＭＯ東京丸の内
(一財)デジタルコンテンツ協会
テロ対策東京パートナーシップ推進会議
(一財)伝統的工芸品産業振興協会
(公社)東京屋外広告協会
(一社)東京ビルヂング協会
(一社)内外情勢調査会
(一財)日中経済協会
(一社)日中経済貿易センター
(特)日本ＮＰＯセンター
(公社)日本観光振興協会
(公財)日本関税協会
(一社)日本経営協会
(公社)日本監査役協会
(一社)日本経済調査協議会
(一社)日本原子力産業協会
(公財)日本交通公社
日本小売業協会
(一社)日本在外企業協会
(公社)日本産業衛生学会
(一財)日本産業協会
(一社)日本色彩学会
(一財)日本色彩研究所
(一社)日本商事仲裁協会
(一財)日本情報経済社会推進協会
(一社)日本テレワーク協会
(特)日本都市計画家協会
(公社)日本図書館協会
(一社)日本能率協会
(一社)日本販売士協会

(株)東京會舘　ユニオンクラブ
(公財)東京観光財団
(特)東京シティガイドクラブ
(一財)東京社会保険協会
(一社)東京珠算教育連盟
(公社)東京青年会議所
(一社)東京駐車協会
東京都応急手当普及推進協議会
(一社)東京都港湾振興協会
東京都産業教育振興会
(特)東京都就労支援事業者機構
東京都職業能力開発協会
(公社)東京のあすを創る協会
東京販売士協会
民間外交推進協会
(特)日本ＰＦＩ・ＰＰＰ協会
(一財)日本ファッション協会
(特)日本ヘルスツーリズム振興機構
(一社)日本貿易会
(一財)日本貿易関係手続簡易化協会
(公財)日本ユースリーダー協会
(一社)日本流行色協会
(公社)発明協会
丸の内懇話会
丸の内災害予防普及会
丸の内美化協会
丸の内ビル防犯協会
丸の内防火防災協会
丸の内防犯協会

(8) 外部団体就任状況

① 役員・議員等

1) 政府・官庁関係

（２０２２年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
環境省　中央環境審議会　地球環境部会　カーボンプライシングの活用に関する小委員会	委員	井上　博貴　(青年部会長・イノベーション・スタートアップ共同委員長)
環境省　中央環境審議会　総合政策部会・地球環境部会・循環型社会部会	委員	小和田祐子　(エネルギー・環境委員会委員)
関東財務局　国有財産関東地方審議会	委員	湊元　良明　(理事・事務局長)
関東森林管理局　国有林野管理審議会	委員	小林　治彦　(常務理事)
経済産業省　営業秘密官民フォーラム	委員	佐藤　祐二　(㈱ＩＨＩ　技術開発本部　知的財産部長)
経済産業省　産業構造審議会　産業技術環境分科会　地球環境小委員会　地球温暖化対策検討WG	委員	井上　博貴　(青年部会長・イノベーション・スタートアップ共同委員長)
経済産業省資源エネルギー庁　総合資源エネルギー調査会　新エネルギー小委員会	委員	中島　彰良　(千代田支部工業分科会副分科会長)
経済産業省　世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法に関する研究会	委員	井上　博貴　(青年部会長・イノベーション・スタートアップ共同委員長)
経済産業省　日本産業標準調査会基本政策部会	委員	阿部　　純　(大崎電気工業㈱ 執行役員 技術開発本部長)
公正取引委員会　独占禁止懇話会	会員	細田　　眞　(議員・商事取引・法規委員長)
厚生労働省　技能者表彰審査	委員	小林　治彦　(常務理事)
厚生労働省　雇用保険二事業懇談会	委員	坂田　甲一　(労働委員会委員)
厚生労働省　目安の在り方に関する全員協議会	委員	志賀　律子　(女性会副会長)
厚生労働省　労働政策審議会	委員	矢口　敏和　(議員・多様な人材活躍委員長)
厚生労働省　労働政策審議会	委員	小松万希子　(労働委員会委員・中小企業のデジダルシフト・DX推進副委員長)
厚生労働省　労働政策審議会　安全衛生分科会	臨時委員	中村　節雄　(議員)
厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会	臨時委員	須永　明美　(労働委員会委員)
厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会　中小企業退職金共済部会	臨時委員	須永　明美　(労働委員会委員)
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会　最低賃金部会	臨時委員	志賀　律子　(女性会副会長)
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会　有期雇用特別部会	臨時委員	志賀　律子　(女性会副会長)
厚生労働省　労働政策審議会　労働施策基本方針部会	臨時委員	小松万希子　(労働委員会委員)
厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会　高年齢者有期雇用特別部会	臨時委員	志賀　律子　(女性会副会長)
厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会　雇用対策基本問題部会	臨時委員	志賀　律子　(女性会副会長)
厚生労働省　労働政策審議会　人材開発分科会　監理団体審査部会	臨時委員	志賀　律子　(女性会副会長)
厚生労働省　中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）	臨時委員	志賀　律子　(女性会副会長)
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会　職業安定分科会　雇用環境・均等分科会　同一労働同一賃金部会	臨時委員	鳥越　千裕　(参与)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会　労働力需給制度部会	臨時委員	田尻久美子（多様な人材活躍委員会委員）
財務省　財政制度等審議会　財政制度分科会	臨時委員	広瀬　道明（副会頭・議員・エネルギー・環境委員長）
東京労働局　雇用保険審査	参与	関口　史彦
東京労働局　東京地方労働審議会	委員	小松万希子（労働委員会委員）
東京国税局　土地評価審議会	委員	小林　治彦（常務理事）
内閣府　税制調査会	特別委員	田中　常雅（特別顧問・議員）
法務省　法制審議会担保法制部会	臨時委員	山崎洋一郎（議員・商事取引・法規共同委員長）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策推進会議	委員	幸本　智彦（議員・健康づくりス・文化推進共同委員長）
関東地方整備局　首都圏広域地方計画協議会	委員	小林　治彦（常務理事）

2)　東京都関係

（２０２２年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　HTT・ゼロエミッション推進協議会	委員	小林　　健（会頭）
東京都　介護保険審査会	委員	小林　治彦（常務理事）
東京都　高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会	委員	村木　幸江（イオン・お客さまサービス部長）
東京都　教育委員会商業教育コンソーシアム東京	理事	小林　治彦（常務理事）
東京都　景観審議会	委員	服部津貴子（常議員・健康づくり・文化推進委員長）
東京都　景観審議会	委員	海堀　安喜（三井不動産）
東京都　ボランティア活動推進協議会	副会長	佐々木　隆（顧問）
東京都　産業交流展 2022 実行委員会	委員	湊元　良明（理事・事務局長）
東京都　消費生活対策審議会	委員	湊元　良明（理事・事務局長）
東京都　情報公開・個人情報保護審議会	委員	小林　治彦（常務理事）
東京都　産業労働局　東京の観光振興を考える有識者会議	委員	田川　博己（副会頭・議員・トラベル＆ツーリズム委員長）
東京都　産業労働局　女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会	副委員長	小林　治彦（常務理事）
東京都　信用保証補助審査会	委員	服部津貴子（常議員・健康づくり・文化推進委員長）
東京都　水道事業運営戦略検討会議	委員	小林　治彦（常務理事）
東京都　スポーツ振興審議会	委員	幸本　智彦（健康づくり・文化推進共同委員長）
東京都　社会福祉審議会	委員	渡邉　光子（女性会 会員）
東京都政策企画局　グローバルイベント 2023 実行委員会	委員	小林　治彦（常務理事）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会	構成員	小林　　健（会頭）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会会議	構成員	石田　　徹（専務理事）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会大丸有地区整備計画作成部会	構成員	小林　治彦（常務理事）
東京都　東京の中小企業振興を考える有識者会議	委員	大島　　博（副会頭・議員・中小企業委員長）
東京都　東京万引き防止官民合同会議	構成員	小林　治彦（常務理事）
東京都　都市計画審議会	委員	中村　節雄（議員・中小企業のデジタルシフト・DX推進副委員長）
東京都　環境審議会　総会・企画政策部会・カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会	委員	小和田祐子（エネルギー・環境委員会委員）
東京都　福祉保健局　第 13 期東京都福祉のまちづくり推進協議会	委員	三宅　　泉（練馬支部副会長）
東京都　東京ベイｅＳＧプロジェクト国際発信実行委員会	委員	井上　博貴（青年部会長・イノベーション・スタートアップ委員会共同委員長）
東京都　労働委員会　第 45 期東京都労働委員会	使用者委員	内田　隆文（㈱資生堂　社友）
東京都　労働委員会　第 45 期東京都労働委員会	使用者委員	橋本　昌道（㈱東商サポート＆サービス　顧問）
東京都　労働委員会　第 45 期東京都労働委員会	使用者委員	門馬　　卓（鹿島建設株式会社　社友）
東京都　労働委員会　第 45 期東京都労働委員会	使用者委員	和田　慶宏（大崎電気工業㈱ 社友）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　都市整備局　国土利用審議会	委員	市瀬　優子　（女性会名誉会長）
東京都　水防協議会	臨時委員	市瀬　優子　（女性会名誉会長）
東京都　防災会議	委員	市瀬　優子　（女性会名誉会長）
東京都　国民保護協議会	委員	市瀬　優子　（女性会名誉会長）
東京都　広告物審議会	委員	財津　澄子　（女性会理事）
東京都　戦略政策情報推進本部　スタートアップ・エコシステム　東京コンソーシアム	理事	山下　　健　（理事・中小企業部長）
東京都産業労働局　東京都中小企業調停審議会	委員	山下　　健　（理事・中小企業部長）

3)　その他

（２０２２年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
外国人旅行者向け免税制度に関する協議会	会長	佐々木　隆　（顧問）
（一社）関東観光広域連携事業推進協議会	代表理事	田川　博己　(副会頭・議員・トラベル&ツーリズム委員長)
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　東京職業訓練支援センター運営協議会	委員	小林　治彦　（常務理事）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	名誉会長	岡村　　正　（名誉会頭）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	顧問	小林　　健　（会頭）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	理事・副会長	石田　　徹　（専務理事）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	常任参与	中村　利雄　（顧問）
全国健康保険協会運営委員会	委員	飯野　光彦　（中小企業委員会 副委員長）
東京都産業教育振興会	副会長	小林　治彦　（常務理事）
(公財)産業教育振興中央会	理事	小林　治彦　（常務理事）
中小企業活力向上プロジェクトアドバンス 実行委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
首都圏エネルギー懇談会運営委員会	委員	石田　　徹　（専務理事）
㈱世界貿易センタービルディング	監査役	西尾　昇治　（常任参与）
(一財)全国商工会議所共済会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(一財)全国商工会議所共済会年金委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(公財)全国中小企業振興機関協会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(公社)鉄道貨物協会	評議員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(公社)東京屋外広告協会	顧問	石田　　徹　（専務理事）
(公社)東京屋外広告協会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(一財)東京学校支援機構	理事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京観光財団	監事	小林　治彦　（常務理事）
(公財)東京観光財団「東京シティガイド検定」検定委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(公財)東京しごと財団	評議員	小林　治彦　（常務理事）
(一社)東京珠算教育連盟	会長	大久保秀夫　（特別顧問・議員）
(一社)東京珠算教育連盟	理事長	西尾　昇治　（常任参与）
東京中小企業投資育成㈱	監査役	石田　　徹　（専務理事）
東京信用保証協会	理事	小林　治彦　（常務理事）
東京信用保証協会　理事候補者選定に係る外部有識者委員会	委員	湊元　良明　（理事・事務局長）
(社福)東京都共同募金会	会長	小林　　健　（会頭）
(社福)東京都共同募金会	理事長	西尾　昇治　（常任参与）
(社福)東京都共同募金会	理事	小林　治彦　（常務理事）
(社福)東京都共同募金会	評議員	湊元　良明　（理事・事務局長）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(社福)東京都共同募金会	配分委員	湊元　良明　(理事・事務局長)
(社福)東京都共同募金会奉仕者事故見舞審査委員会	委員	湊元　良明　(理事・事務局長)
(公財)東京都公園協会	理事	小林　治彦　(常務理事)
(一社)東京都産業資源循環協会	理事	小林　治彦　(常務理事)
(公財)東京都私学財団	評議員	小林　治彦　(常務理事)
(公財)東京都私学財団育英資金奨学生選考委員会	委員	小林　治彦　(常務理事)
(社福)東京都社会福祉協議会	評議員	湊元　良明　(理事・事務局長)
(社福)東京都社会福祉協議会東京善意銀行運営委員会	委員長	湊元　良明　(理事・事務局長)
(公財)東京都スポーツ文化事業団	理事	小林　治彦　(常務理事)
東京都赤十字協賛委員支部協議会	委員	小林　治彦　(常務理事)
東京販売士協会	副会長	小林　治彦　(常務理事)
(株)東京ビッグサイト	取締役	小林　治彦　(常務理事)
東京弁護士会　市民会議	委員	大島　博　(副会頭・議員・中小企業委員長)
東京弁護士会　任官候補者審査部会	委員	西尾　昇治　(常任参与)
㈱東京流通センター	社外取締役	石田　徹　(専務理事)
(一社)東京労働者福祉協議会　東京国際労働事情研究会	顧問	西尾　昇治　(常任参与)
日本銀行　金融広報中央委員会	委員	小林　健　(会頭)
(一社)日本経営協会	評議員	小林　治彦　(常務理事)
日本小売業協会	顧問	小林　健　(会頭)
日本小売業協会	常任理事	小林　治彦　(常務理事)
(一社)日本珠算連盟	特別顧問	小林　治彦　(常務理事)
日本商工会議所　貿易関係証明規律委員会	委員	湊元　良明　(理事・事務局長)
日本商工会議所　貿易関係証明専門委員会	委員	小林　治彦　(常務理事)
日本商工会議所表彰特別委員会	委員	小林　治彦　(常務理事)
(一社)日本商事仲裁協会	理事	小林　治彦　(常務理事)
日本赤十字社　東京都支部	副支部長	倉石　誠司　(副会頭・スタートアップ・イノベーション委員長)
日本赤十字社　東京都支部	評議員	小林　治彦　(常務理事)
(一財)日本ファッション協会	理事	石田　徹　(専務理事)
(一財)日本ファッション協会	参与	小林　治彦　(常務理事)
東京フットボールクラブ㈱	監査役	小林　治彦　(常務理事)
(一社)日本貿易会	審議員	石田　徹　(専務理事)
(一財)日本民族工芸技術保存協会	理事長	西尾　昇治　(常任参与)
(一財)日本民族工芸技術保存協会	監事	小林　治彦　(常務理事)
(公財)日本容器包装リサイクル協会	評議員	小林　治彦　(常務理事)
(一財)日本立地センター　関東地域政策研究センター運営委員会	委員	小林　治彦　(常務理事)
防衛懇話会	副会長	三村　明夫　(名誉会頭)
防衛懇話会	理事・常務理事	石田　徹　(専務理事)
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	評議員	小林　治彦　(常務理事)
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	相談役	小林　健　(会頭)
日本小売業協会	顧問	石田　徹　(専務理事)
明治神宮	責任役員・総代	小林　健　(会頭)
(一財)明治神宮崇敬会	会長	小林　健　(会頭)
(一財)明治神宮崇敬会	顧問	三村　明夫　(名誉会頭)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(一財)明治神宮崇敬会	監事	石田　徹（専務理事）
(一財)明治神宮崇敬会	理事	中村　利雄（顧問）
明治神宮武道場至誠館運営委員会	委員	小林　健（会頭）
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	常任理事	小林　治彦（常務理事）
日本貿易会	審議員	石田　徹（専務理事）
(独)中小企業基盤整備機構　ファンド出資事業に係る出資先候補評価委員会	委員	山下　健（理事・中小企業部長）
(公財)東京都生活衛生営業指導センター	理事	山下　健（理事・中小企業部長）
日刊工業新聞社　第19回キャンパスベンチャーグランプリ東京審査委員会	委員	山下　健（理事・中小企業部長）
株式会社ＪＴＢ　東京交流創造ネットワーク協議会	共同委員長	田川　博己（副会頭　トラベル&ツーリズム委員長）
(公財)日本チャリティ協会	理事	小林　治彦（常務理事）
(一財)東京都つながり創成財団	評議員	湊元　良明（理事・事務局長）
(一社)東京都信用金庫協会　2022年度優良企業表彰制度	選考委員	小林　治彦（常務理事）
㈱日刊工業新聞社　キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）東京実行委員会	委員	石田　徹（専務理事）
㈱日刊工業新聞社　キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）東京実行委員会	委員長	小林　健（会頭）
大東京商店街まつり実行委員会	委員	小林　健（会頭）
(公社)中小企業研究センター優良中小企業表彰事業	審査専門委員	山下　健（理事・中小企業部長）
(公財)東京都中小企業振興公社	理事	山下　健（理事・中小企業部長）
(一社)東京都中小企業診断士協会	理事	山下　健（理事・中小企業部長）
㈱日刊工業新聞社　第19回キャンパスベンチャーグランプリ(CVG)全国大会審査委員会	委員	山下　健（理事・中小企業部長）

② 支部役員等

（２０２２年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(一社)千代田区観光協会	副会長	大津　洋子（千代田支部副会長）
(公財)まちみらい千代田	理事	栃木　一夫（千代田支部会長）
(公財)まちみらい千代田「千代田ビジネス大賞」諮問委員会	委員	栃木　一夫（千代田支部会長）
社会を明るくする運動千代田区推進委員会	委員	栃木　一夫（千代田支部会長）
千代田区道路通称名選定委員会	委員	栃木　一夫（千代田支部会長）
千代田区地球温暖化対策推進懇談会	委員	久保　和人（千代田支部建設・不動産分科会副分科会長）
千代田区立神田一橋中学校運営協議会	委員	中山　幸豁（千代田支部工業分科会副分科会長）
千代田区図書館評議会	委員	木原　一雄（千代田支部商業分科会分科会長）
千代田区子ども・子育て会議	委員	舟橋千鶴子（千代田支部情報産業分科会副分科会長）
千代田区商工振興連絡調整会議	委員	栃木　一夫（千代田支部会長）
中央区観光協会	理事・副会長	大谷　信義（常議員・中央支部顧問）
(公財)中央区勤労者サービス公社	理事長	宮入　正英（特別顧問常議員・中央支部副会長）
中央区男女共同参画推進委員会	委員	細野　佳代（中央支部食・宿泊分科会評議員）
日本橋再生推進協議会	委員	大谷　信義（常議員・中央支部顧問）
中央区文化・国際交流振興協会	理事	遠藤　彬（中央支部副会長）
秩父宮みなとラグビーまつり２０２２実行委員会	会長	池田　朝彦（常議員・港支部顧問・名誉会長）
(一財)ドリーム夜さ来いまつりグローバル財団	顧問	池田　朝彦（常議員・港支部顧問・名誉会長）
みなと区民まつり実行委員会	副委員長	池田　朝彦（常議員・港支部顧問・名誉会長）
港区中小企業振興審議会	委員	池田　朝彦（常議員・港支部顧問・名誉会長）
港区マラソン実行委員会	委員長	池田　朝彦（常議員・港支部顧問・名誉会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
港区マラソン実行委員会	副委員長	笠井　寛　(港支部観光・サービス分科会副分科会長)
港区環境審議会	委員	坂田　生子　(港支部副会長)
新宿区景観まちづくり審議会	委員	和田総一郎　(新宿支部観光分科会副分科会長)
新宿区産業振興会議	委員	豊岡　良至　(新宿支部青年部幹事長)
新宿区次世代育成協議会	委員	太田昌一郎　(新宿支部観光分科会副分科会長)
(社福)新宿区社会福祉協議会	理事	髙野吉太郎　(特別顧問新宿支部会長)
新宿区男女共同参画推進会議	委員	藤沢　薫　(新宿支部副会長)
新宿区男女共同参画推進会議	委員	前田　恵子　(新宿支部建設分科会副分科会長)
新宿区都市計画審議会	委員	髙野吉太郎　(特別顧問新宿支部会長)
新宿区内万引き防止対策協議会	委員	髙野吉太郎　(特別顧問新宿支部会長)
新宿シティハーフマラソン実行委員会	副実行委員長	髙野吉太郎　(特別顧問新宿支部会長)
大新宿区まつり実行委員会	副会長	髙野吉太郎　(特別顧問新宿支部会長)
(一社)新宿観光振興協会	副理事長	髙野吉太郎　(特別顧問新宿支部会長)
(公財)新宿区未来創造財団	理事	髙野吉太郎　(特別顧問新宿支部会長)
新宿区情報公開･個人情報保護審議会	委員	髙野芳由樹　(新宿支部青年部副幹事長)
(公財)文京アカデミー	理事	井田智佐子　(文京支部副会長)
文京区基本構想推進区民協議会	委員	出井　久之　(文京支部相談役)
文京区献血推進協議会	委員	髙村　清　(文京支部医療産業副分科会長)
文京区情報公開及び個人情報保護審査会	委員	犬塚　俊裕　(文京支部印刷メディア情報分科会長)
文京区青少年問題協議会	委員	岩井　良夫　(文京支部建設・不動産分科会長)
文京区生物多様性地域戦略協議会	委員	松下　和正　(文京支部建設・不動産副分科会長)
文京区地域包括ケア推進委員会	委員	古関　伸一　(文京支部医療産業副分科会長)
文京区地球温暖化対策地域推進協議会	委員	関　誠　(文京支部印刷メディア情報副分科会長)
文京区特別職報酬等審議会	委員	吉岡　新　(文京支部会長)
文京区「文の京」安全・安心まちづくり協議会	委員	柳生　浩臣　(文京支部建設・不動産評議員)
文京区リサイクル清掃審議会	委員	渡辺　新吉　(文京支部医療産業副分科会長)
文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	委員	栁瀬　貴延　(文京支部副会長)
文京区子ども・子育て会議	委員	秋葉　園江　(文京支部副分科会長企業課長)
文京区地域福祉推進協議会子ども部会	部会員	秋葉　園江　(文京支部副分科会長企業課長)
文京区都市マスタープラン見直し検討協議会	委員	吉岡　新　(文京支部会長)
上野駅周辺滞留者対策推進協議会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
国立西洋美術館世界文化遺産台東会議	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
(公財)台東区産業振興事業団	評議員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	副会長	梶原　徳二　(常議員・台東支部相談役)
台東区特別職議員報酬及び給料審議会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区都市計画審議会	委員	大塚　義司　(台東支部商業副分科会長)
台東区廃棄物減量等推進審議会	委員	星野　温　(台東支部商業副分科会長)
ときめき　たいとうフェスタ推進委員会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区産業フェア実行委員会	委員	中川　雅雄　(台東支部副会長)
台東区花とみどりの審議会	委員	大塚　義司　(台東支部商業副分科会長)
花の心プロジェクト推進協議会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区産業振興推進会議	委員	中川　雅雄　(台東支部副会長)
浅草地区まちづくりビジョン策定委員会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
浅草地区まちづくりビジョン策定委員会まちづくり部会	会員	染谷　孝雄　(台東支部観光･ｻｰﾋﾞｽ副分科会長)
北区産業振興会議	委員	越野　充博　(北支部会長)
北区産業振興会議　担い手会議	委員	佐藤　文将　(北支部副会長)
(社福)北区社会福祉協議会	理事	越野　充博　(北支部会長)
(社福)北区社会福祉協議会　地域福祉活動計画等推進委員会	委員	越野　充博　(北支部会長)
(社福)北区社会福祉協議会　子ども・若者応援基金運営委員会	委員	濵川　　俊　(北支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	監事	田口　絢子　(北支部小売・サービス・情報産業副分科会長)
北区小・中学生アイディア工夫展実行委員会	審査員	齊藤　正美　(北支部工業分科会長)
北区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査委員	委員	越野　充博　(北支部会長)
(一社) 東京北区観光協会	副会長	越野　充博　(北支部会長)
(一社) 東京北区観光協会	理事	田邊恵一郎　(北支部副会長)
(一社) 東京北区観光協会	理事	杉山　徳卓　(北支部副会長・ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ・まちづくり分科会長)
北区女性活躍推進協議会・北区男女共同参画審議会	委員	早瀬可依子　(北支部小売・サービス・情報産業分科会評議員)
北区基本構想審議会	委員	織戸　龍也　(北支部ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ・まちづくり副分科会長)
北区ビジネスプランコンテスト審査会	審査委員	越野　充博　(北支部会長)
王子駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会	委員	越野　充博　(北支部会長)
北区環境審議会	臨時委員	越野　充博　(北支部会長)
北区資源循環推進審議会	委員	田村　純朗　(北支部副会長)
北区公契約審議会	委員	山本　哲哉　(北支部副会長)
北区ネスト赤羽支援機能拡充検討委員会	委員	木野　直之　(北支部ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ・まちづくり分科会評議員)
北区産業関係意見交換会	委員	濵川　　俊　(北支部副会長)
北区産業関係意見交換会	委員	杉本　公太　(北支部工業副分科会長)
北区産業関係意見交換会	委員	五十嵐幸子　(北支部小売・サービス・情報産業分科会評議員)
飛鳥山公園マネジメント協議会	副会長	越野　充博　(北支部会長)
飛鳥山公園マネジメント協議会	委員	織戸　龍也　(北支部ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ・まちづくり副分科会長)
中央工学校　教育課程編成委員会	委員	越野　充博　(北支部会長)
(公財)荒川区芸術文化振興財団	評議員	山下　　登　(荒川支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
(社福)荒川区社会福祉協議会	理事	湯田　啓一　(荒川支部副会長)
荒川区都市計画審議会	委員	熊井昌一郎　(荒川支部交通運輸分科会長)
荒川区国際交流協会	理事	井上　　浩　(荒川支部副会長)
荒川区ブランディング推進委員会	副委員長	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
荒川区ブランディング推進委員会	委員	津滝　義仁　(荒川支部印刷関連・情報副分科会長)
荒川区介護保険運営協議会	委員	増野　　繁　(荒川支部副会長)
荒川区観光振興懇談会	委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
川の手荒川まつり実行委員会	委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
荒川区環境審議会	委員	湯田　啓一　(荒川支部副会長)
荒川区清掃審議会	委員	石川　幸男　(荒川支部工業分科会長)
荒川区商業振興功労賞選考委員会	委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
「あらかわの心」推進運動区民委員会	副会長	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事会	幹事	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
令和４年度荒川マイスター表彰選考審査会	委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
荒川区・(公財)荒川区自治総合研究所	荒川区民総幸福度(GAH)推進リーダー	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
東京都立産業技術高等専門学校	運営協力者	井上　浩　(荒川支部副会長)
文化交流施設の整備に関する検討会	委員	富永新三郎　(議員・荒川支部会長)
品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会	委員	武田　健三　(品川支部会長)
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会	顧問	武田　健三　(品川支部会長)
しながわマラソン大会開催準備委員会	委員	武田　健三　(品川支部会長)
しながわ観光協会	名誉顧問	井上　裕之　(常議員)
しながわ観光協会	副会長	武田　健三　(品川支部会長)
品川区観光振興協議会	委員	武田　健三　(品川支部会長)
(一財)品川ビジネスクラブ	副理事長	武田　健三　(品川支部会長)
品川区まちづくりマスタープラン改定委員会	委員	武田　健三　(品川支部会長)
品川区都市計画審議会	委員	松本　亨　(品川支部副会長)
品川区景観審議会	委員	安藤　公裕　(品川支部副会長)
品川区子ども・子育て会議	委員	山下智栄子　(品川支部交通運輸副分科会長)
東京都立産業技術高等専門学校	運営協力者	高須　俊行　(品川支部工業副分科会長)
品川区環境活動推進会議	委員	貝塚　克実　(品川支部建設・不動産副分科会長)
エコライフめぐろ推進協会	理事長	相馬　熊郎　(目黒支部顧問)
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	副会長	相馬　熊郎　(目黒支部顧問)
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	顧問	佐藤　與治　(目黒支部顧問)
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	監事	菅野達之介　(目黒支部会長)
中目黒駅周辺地区街づくり協議会	委員	竹内　良信　(目黒支部副会長)
観光フェア実行委員会	部会員	富田　純明　(目黒支部副会長)
(公財)目黒区国際交流協会	評議員	富田　純正　(目黒支部副会長)
自由が丘のまち運営会議	運営委員	小林富佐子　(目黒支部副会長)
目黒区廃棄物減量等推進審議会	委員	小林富佐子　(目黒支部副会長)
(社福)目黒区社会福祉事業団	評議員	小林富佐子　(目黒支部副会長)
目黒区障害者差別解消支援地域協議会	委員	百瀬まなみ　(目黒支部情報・卸分科会長)
目黒区地域保健協議会	委員	百瀬まなみ　(目黒支部情報・卸分科会長)
目黒区地球温暖化対策地域協議会	会員	堀切　克俊　(目黒支部情報・卸副分科会長)
目黒区環境審議会	委員	高橋　潤年　(目黒支部工業副分科会長)
(一社)大田観光協会	会長	田中　常雅　(特別顧問・大田支部顧問)
(一社)大田観光協会	副会長	浅野　健　(大田支部顧問)
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	副会長	深尾　定男　(大田支部会長)
大田区環境審議会	委員	千葉　茂　(大田支部副会長)
(公財)大田区産業振興協会	評議員	深尾　定男　(大田支部会長)
(公財)大田区産業振興協会　勤労者共済事業運営協議会	委員	磯　収二　(大田支部情報・サービス分科会長)
おおたクールアクション推進連絡会	会長	浅野　健　(大田支部顧問)
おおた少年少女発明クラブ	理事	深尾　定男　(大田支部会長)
ＯＴＡふれあいフェスタ実行委員会	委員	深尾　定男　(大田支部会長)
㈱大田まちづくり公社	取締役	浅野　健　(大田支部顧問)
東京都公共職業訓練運営委員会	委員	舟久保利明　(大田支部相談役)
第１３期大田区男女共同参画推進区民会議	委員	原田由季子　(大田支部建設不動産分科会評議員)
大田区特別職報酬等審議会	委員	深尾　定男　(大田支部会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
国際都市おおたフェスティバルｉｎ「空の日」羽田実行委員会	委員	深尾　定男　(大田支部会長)
大田区「優工場」	審査委員	小松　節子　(大田支部副会長)
おおた健康プラン推進会議	委員	馬場宏二郎　(大田支部建設不動産分科会副分科会長)
大田区子ども・子育て会議	委員	田尻久美子　(大田支部情報・サービス分科会評議員)
大田区交通政策基本計画推進協議会	委員	深尾　定男　(大田支部会長)
蒲田再開発推進委員会	副委員長	深尾　定男　(大田支部会長)
大田区ＳＤＧｓ推進会議	委員	磯　　収二　(大田支部情報・サービス分科会長)
世田谷区障害者雇用促進協議会	会長	石田　　彌　(世田谷支部副会長)
世田谷区環境審議会	委員	田中真規子　(いであ㈱ 執行役員)
(公財)世田谷区産業振興公社	理事	大場　信秀　(世田谷支部会長)
(公財)世田谷区産業振興公社	評議員	渡瀬　丈史　(世田谷支部副会長)
世田谷区健康づくり推進委員会	委員	加藤　　研　(世田谷支部工業副分科会長)
世田谷区産業表彰審査会	委員	大場　信秀　(世田谷支部会長)
世田谷区民まつり実行委員会	委員	大場　信秀　(世田谷支部会長)
世田谷区たまがわ花火大会実行委員会	委員	渡瀬　丈史　(世田谷支部副会長)
世田谷２４６ハーフマラソン実行委員会	副会長	大場　信秀　(世田谷支部会長)
(公財)せたがや文化財団	評議員	島田　成年　(世田谷支部副会長)
世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議	委員	古谷　真一郎　(世田谷区地域振興副分科会長)
シブヤ・アロープロジェクト実行委員会	委員	佐藤　　仁　(渋谷支部会長)
(特非)渋谷・鹿児島文化等交流促進協議会	理事	佐藤　　仁　(渋谷支部会長)
(一財)渋谷区観光協会	顧問	佐藤　　仁　(渋谷支部会長)
渋谷区国民保護協議会	委員	佐藤　　仁　(渋谷支部会長)
渋谷区防災会議	委員	佐藤　　仁　(渋谷支部会長)
(一社)渋谷再開発協会	副会長	佐藤　　仁　(渋谷支部会長)
(一社)渋谷未来デザイン	理事	佐藤　　仁　(渋谷支部会長)
忠犬ハチ公銅像維持会	副会長	佐藤　　仁　(渋谷支部会長)
(特非)渋谷さくら育樹の会	顧問	佐藤　　仁　(渋谷支部会長)
㈶中野区国際交流協会	理事	正村　宏人　(中野支部会長)
中野区特別職報酬等審議会	委員	星野　新一　(中野支部商業分科会評議員)
第２４期中野区都市計画審議会	委員	鈴木　照男　(中野支部建設・不動産副分科会長)
中野区帰宅困難者対策協議会	副会長	新井　建喜　(中野支部建設・不動産副分科会長)
教育課程編成委員会	委員	中山　典隆　(中野支部情報副分科会長)
学校関係者評価委員会	委員	中山　典隆　(中野支部情報副分科会長)
中野区・杉並区・豊島区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会	副委員	正村　宏人　(中野支部会長)
中野区・杉並区・豊島区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会	委員	麻沼　雅海　(中野支部顧問)
中野区地域スポーツグラブ理事会	理事	花堂　浩一　(中野支部サービス副分科会長)
(財) 中野区勤労者サービスセンター	理事	奥田由美子　(中野支部サービス副分科会長)
(財) 中野区勤労者サービスセンター	理事	谷津加大利　(中野支部サービス副分科会長)
第６期中野区環境審議会	委員	寺崎　　務　(中野支部建設・不動産副分科会長)
中野区行政評価における外部評価者	外部評価者	谷津加大利　(中野支部サービス副分科会長)
(一社) 杉並産業振興運営協会	理事	井口　一与　(杉並支部相談役)
(一社) 杉並産業振興運営協会	理事	坂井　　潤　(杉並支部副会長)
(一社) 杉並産業振興運営協会	社員	牧野　光洋　(杉並支部副会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(一社) 杉並産業振興運営協会	社員	八方　淑夫　(杉並支部副会長)
(一財) 杉並区交流協会	理事	八方　淑夫　(杉並支部副会長)
(公財) 杉並区障害者雇用支援事業団	理事	牧野　光洋　(杉並支部副会長)
(公財) 杉並区障害者雇用支援事業団	評議員	神谷　次彦　(杉並支部副会長・工業分科会長)
杉並区情報公開・個人情報保護審議会	委員	氏橋　治信　(杉並支部副会長)
杉並区特別職報酬等審議会	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区都市計画審議会	委員	渡辺　健司　(杉並支部副会長)
杉並区社会福祉協議会	理事	柴田　豊幸　(杉並支部副会長)
杉並区立中学校職場体験学習推進委員会	委員	宇田川通宏　(杉並支部商業分科会長)
(特)すぎなみ環境ネットワーク	理事	宇田川通宏　(杉並支部商業分科会長)
すぎなみフェスタ実行委員会	委員	坂井　潤　(杉並支部副会長)
東京都共同募金会杉並区配分推せん委員会	委員	志村　正之　(杉並支部副会長)
杉並区産業振興審議会	委員	柴田　豊幸　(杉並支部副会長)
杉並区産業振興審議会	委員	水島　隆明　(杉並支部建設分科会長)
杉並区環境清掃審議会	委員	大場　淳一　(杉並支部建設副分科会長)
杉並区健康づくり推進協議会	委員	氏橋　治信　(杉並支部副会長)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員長	坂井　潤　(杉並支部副会長)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員	村上　良之　(杉並支部一般会員)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員長	和田　新也　(杉並支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	八方　淑夫　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	志村　正之　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	坂井　潤　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	渡辺　健司　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	氏橋　治信　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	大場　二郎　(杉並支部建設副分科会長　企業社長)
杉並・地域モニター会議	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区男女共同参画推進区民懇談会	委員	森川　純一　(杉並支部商業副分科会長)
杉並区交通安全協議会	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区公契約審議会	委員	水島　隆明　(杉並支部建設分科会長)
池袋駅周辺地域再生委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
第１６回としまＭＯＮＯづくりメッセ実行委員会	副委員長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
第１６回としまＭＯＮＯづくりメッセ企画部会	副委員長	丸山　靖雄　(豊島支部工業副分科会長)
第１８回池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	里見　雅行　(豊島支部副会長兼観光分科会長)
第７２回社会を明るくする運動	推進委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	鳥越　雅人　(豊島支部建設分科会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	寺澤　司　(豊島支部一般会員)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	吉井　直樹　(豊島支部一般会員)
(一財)東京広域勤労者サービスセンターサービス向上懇談会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	委員	國松　省三　(豊島支部情報分科会長)
豊島区商工政策審議会	委員	千野　富久　(豊島支部副会長兼商業分科会長)
豊島区セーフコミュニティ推進協議会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区地域公共交通会議	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区都市計画審議会	委員	上門　周二　(豊島支部建設副分科会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
豊島区表彰審査会	委員	南山　幸弘　(豊島支部副会長)
豊島区環境審議会	委員	生田　茂　(豊島支部サービス副分科会長)
豊島区観光振興推進委員会	委員	小林　俊史　(豊島支部観光副分科会長)
社会福祉法人豊島区社会福祉事業団	評議員	森永　鈴江　(豊島支部サービス副分科会長)
フェスティバル/トーキョー実行委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
東京都共同募金会豊島地区協力会	協力委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	千野　富久　(豊島支部副会長兼商業分科会長)
池袋オータムカルチャーフェスティバル２０２２実行委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
東京芸術祭実行委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区都市交流推進委員会	委員	小林　俊史　(豊島支部観光副分科会長)
豊島区制施行９０周年実行委員会	委員長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区観光振興プラン策定委員会	委員	三橋　和也　(豊島支部サービス副分科会長)
池袋エリアプラットフォーム	副理事長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
板橋区観光協会	副会長	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋区産業活性化推進会議	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋区資源環境審議会	委員	中尾美佐男　(板橋支部建設分科会長)
(公財)板橋区文化・国際交流財団	監事	吉村　健正　(板橋支部顧問)
板橋区民まつり実行委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
いたばし産業見本市実行委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
いたばし未来の発明王コンテスト事業	審査委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋製品技術大賞審査会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
いたばし花火大会運営委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
エコポリス板橋環境行動会議	委員	永友　正志　(板橋支部副会長)
(公財)板橋区産業振興公社	理事	佐藤　勝也　(板橋支部交通運輸分科会長)
(公財)板橋区産業振興公社	評議員	吉村　健正　(板橋支部顧問)
(公財)板橋区産業振興公社	評議員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
全国都市農業フェスティバル実行委員会	委員	石塚　康夫　(練馬支部会長)
練馬区安全・安心協議会	委員	石塚　康夫　(練馬支部会長)
練馬区エネルギー分野有識者会議	委員	細野　正樹　(練馬支部商業分科会長)
練馬区環境審議会	委員	藪本　史郎　(練馬支部飲食副分科会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評議員	石塚　康夫　(練馬支部会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評議員	猪飼　昭彦　(練馬支部建設分科会長)
練馬区子ども・子育て会議	委員	小池　道子　(練馬支部不動産副分科会長)
(一社)練馬区産業振興公社	理事	髙橋　利充　(練馬支部副会長)
(社福)練馬区社会福祉協議会	理事	木内　幹雄　(練馬支部元相談役)
練馬区循環型社会推進会議	委員	佐藤　公明　(練馬支部商業副分科会長)
練馬区地球温暖化対策地域協議会	副会長	増島　光博　(練馬支部不動産分科会評議員)
(公財)練馬区文化振興協会	評議員	三宅　泉　(練馬支部副会長)
練馬こぶしハーフマラソン実行委員会	委員	石塚　康夫　(練馬支部会長)
江東エコライフ協議会	副会長	市川　英治　(江東支部副会長)
江東区環境審議会	委員	市川　英治　(江東支部副会長)
江東区環境フェア実行委員会	委員	新井　英希　(江東支部副会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)江東区観光協会	監事	新井　英希　（江東支部副会長）
(社福)江東区社会福祉協議会	理事	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東区商店街振興事業検討会	委員	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東区中小企業活性化協議会	委員長	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東区特別職報酬等審議会	委員	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東区保健所運営協議会	委員	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東区民まつり中央実行委員会	委員・会計監事	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東区産業表彰審査会	委員長	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東地域雇用問題連絡会	委員	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東ブランド推進協議会	委員長	鈴木　健之　（江東支部会長）
江東区地域福祉活動計画推進・評価委員会	委員	鈴木　健之　（江東支部会長）
すみだまつり実行委員会	委員長	阿部　貴明　（副会頭・墨田支部顧問）
すみだまつり実行委員会	副委員長	老田　勝　（墨田支部会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	小菅　崇行　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	山田　昇　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	久米　信行　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	浜野　慶一　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	風間　利昭　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	廣田　健史　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	小川　正允　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	森　八一　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	香川　省司　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	中田　清史　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	深澤　隆夫　（墨田支部副会長）
すみだまつり実行委員会	副委員長	岡本　惠子　（墨田支部副会長）
(一社)墨田区観光協会	理事	久米　信行　（墨田支部副会長）
墨田区がん対策推進会議	委員	風間　利昭　（墨田支部副会長）
隅田川花火大会実行委員会	委員	老田　勝　（墨田支部会長）
墨田区献血推進運動協議会	委員	波多野勝穂　（墨田支部運輸交通分科会長）
墨田区都市計画審議会	委員	老田　勝　（墨田支部会長）
墨田区老朽建物等審議会	委員	小川　正允　（墨田支部副会長）
墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会	委員	山田　昇　（墨田支部副会長）
墨田区優秀技能者表彰選考委員会	選考委員	浜野　慶一　（墨田支部副会長）
墨田区生活安全推進協議会	委員	老田　勝　（墨田支部会長）
墨田区景観審議会	委員	岡本　惠子　（墨田支部副会長）
(一財)墨田まちづくり公社	評議員選定委員	阿部　貴明　（墨田支部顧問）
(一財)墨田まちづくり公社	評議員	猪越　行廣　（墨田支部相談役）
墨田区廃棄物減量等推進審議会	委員	廣田　健史　（墨田支部副会長）
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	阿部　貴明　（副会頭・墨田支部顧問）
墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会	委員	久米　信行　（墨田支部副会長）
すみだの夢応援助成事業専門家会議	委員	伊藤　夏香　（墨田支部サービス分科会長）
(一財)足立区観光交流協会	評議員	近藤　勝　（足立支部会長）
足立区特別職議員報酬等審議会	委員	堀口　宗弘　（足立支部副会長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(公財)足立区生涯学習振興公社	監事	遠藤　章　(足立支部副会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	副理事長	近藤　勝　(足立支部会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	理事	遠藤　章　(足立支部副会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評議員	山﨑　臣男　(足立支部サービス産業分科会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評議員	島　隆行　(足立支部情報副分科会長)
足立区景観審議会	委員	海老沼孝二　(足立支部副会長)
足立区環境審議会	委員	小泉　俊夫　(足立支部工業副分科会長)
足立区社会福祉協議会	評議員	近藤　勝　(足立支部会長)
葛飾区行政評価委員会	委員	折登　紀昭　(葛飾支部常任相談役)
葛飾区工業振興会議	会長	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区工業振興会議	副会長	浅野　文明　(葛飾支部副会長)
葛飾区伝統工芸士認定候補者審査委員会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区子ども・子育て会議	委員	遠藤　隆浩　(葛飾支部建設・不動産分科会副分科会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	杉野　行雄　(葛飾支部工業分科会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	浅野　文明　(葛飾支部副会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	羅山　能弘　(葛飾支部一般会員)
葛飾区産業フェア運営委員会	委員長	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	山田　賢一　(葛飾支部工業分科会副分科会長)
(社福)葛飾区社会福祉協議会	評議員	大塚　喜司　(葛飾支部副会長)
葛飾区商業振興会議	委員	瀬尾　滋　(葛飾支部副会長)
葛飾区男女平等推進審議会	委員	鈴木総一郎　(葛飾支部商業分科会長)
葛飾区地域安全活動連絡会	委員	大塚　喜司　(葛飾支部副会長)
葛飾区地球温暖化対策地域協議会	委員	浅野　文明　(葛飾支部副会長)
葛飾区健康医療推進協議会	委員	槇野　雄平　(葛飾支部工業分科会副分科会長)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	遠藤　隆浩　(葛飾支部建設・不動産分科会副分科会長)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	秋元　成夫　(葛飾支部情報・サービス副分科会長)
かつしか盆まつり実行委員会	委員	金井田貴之　(葛飾支部副会長)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会員	近藤　宏一　(葛飾支部情報・サービス副分科会長)
かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会	委員	鈴木三津雄　(葛飾支部交通運輸副分科会長)
新小岩創業支援施設入居審査会	委員	金子　昌男　(葛飾支部副会長)
寅さんサミット実行委員会	委員	瀬尾　滋　(葛飾支部副会長)
葛飾区東四つ木工場ビル入居審査委員会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区優良工場及び優良技能士選定審査委員会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾ブランド推進協議会	委員長	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
第３次葛飾区環境基本計画策定委員会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
(社副)葛飾区社会福祉協議会	理事	染谷　光雄　(葛飾支部副会長)
葛飾区特別職議員報酬等審議会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会	委員	矢部　文雄　(議員・葛飾支部副会長)
江戸川区産業賞表彰選考委員会	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)
江戸川区精神保健福祉連絡協議会	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)
江戸川区特別職報酬等審議会	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
江戸川区民まつり実行委員会	委員	平田　善信　(顧問・名誉会長)
小岩消防署災害防止会	顧問	平田　善信　(顧問・名誉会長)
小岩消防懇話会	会長	平田　善信　(顧問・名誉会長)
都立葛西南高等学校運営連絡協議会	委員	金子　延廣　(江戸川支部評議員)
江戸川区自殺防止連絡協議会	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)
江戸川地域産業保健センター運営協議会	委員	平田　善信　(顧問・名誉会長)
江戸川区子ども・子育て応援会議	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)
エコタウンえどがわ推進本部	本部員	森本　勝也　(江戸川支部会長)
公共施設のあり方懇話会	委員	平田　善信　(顧問・名誉会長)
江戸川区男女共同参画推進区民会議	委員	守　伸之　(江戸川支部副会長)
江戸川区地域自立支援協議会	委員	髙橋　映治　(江戸川支部副会長)
新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会	委員	平田　善信　(顧問・名誉会長)
江戸川区労働報酬等審議会	委員	森本　勝也　(江戸川支部会長)

③　事務局員

1)　政府・官庁関係

(２０２２年度在任)

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議	構成員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議観光地域づくりWG	構成員	八田城之介　(地域振興部副部長)
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議二次交通対策WG	構成員	八田城之介　(地域振興部副部長)
関東運輸局 東京運輸支局 トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会	委員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
関東地方整備局 関東地方道路協議会有識者懇談会	委員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
関東地方整備局　首都圏広域地方計画協議会　担当連絡者会議	委員	清水　竜　(地域振興部副部長)
環境省　エコアクション２１の運営に関する検討委員会	委員	石井　照之　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
環境省　中小企業の今後の環境経営のあり方検討会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
環境省　2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）企画委員会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
経済産業省　産業構造審議会臨時委員（プラスチック資源循環戦略 WG、容器包装リサイクル WG、産業環境対策小委員会）	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
経済産業省　J-クレジット制度運営委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)
国土交通省　関東地方整備局事業評価監視委員会	委員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
厚生労働省　技能実習評価試験の整備に関する専門家会議	構成員	村田　真　(産業政策第二部主任調査役)
厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会　雇用保険部会	臨時委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　労働政策審議会　雇用環境・均等分科会	臨時委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　労働政策審議会　雇用環境・均等分科会　家内労働部会	臨時委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　目安制度の在り方に関する全員協議会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会　最低賃金部会	臨時委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　労働政策審議会　労働施策基本方針部会	臨時委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会 最低賃金部会	臨時委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会　同一労働同一賃金部会	臨時委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会	臨時委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会　中小企業退職金共済部会	臨時委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　次世代育成支援対策推進委員会	推進員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
日本・トルクメニスタン経済委員会	監事	西谷　和雄　(国際部長)
日本・ブルガリア経済委員会	監事	西谷　和雄　(国際部長)
日本・モンゴル経済委員会	監事	西谷　和雄　(国際部長)
日本・ルーマニア経済委員会	監事	西谷　和雄　(国際部長)
内閣府　首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議	委員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
厚生労働省　地域雇用対策懇談会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　外国人雇用対策の在り方に関する検討会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　産業保健のあり方に関する検討会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　全国在籍型出向等支援協議会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　【健やか親子21】健康寿命をのばそう！アワード評価委員会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　過労死等防止対策推進協議会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省　中央訓練協議会	構成員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　高等学校就職問題検討会議	構成員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　中央職業能力開発促進協議会	構成員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　公正採用選考人権啓発協力員	協力員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　地域活性化雇用創出プロジェクト評価・選定委員会	評価委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　地域雇用活性化推進事業選抜・評価委員会	評価委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業に係る提案書技術審査委員会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　令和5年度母性健康管理等推進支援事業に係る技術審査委員会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
厚生労働省　生涯現役促進地域連携事業に係る企画書等評価委員会	評価委員	村田　　真　(産業政策第二部主任調査役)
厚生労働省　治療と職業生活の両立支援委員会	委員	村田　　真　(産業政策第二部主任調査役)
厚生労働省　地域外国人材受入・定着モデル事業事業評価委員会	委員	村田　　真　(産業政策第二部主任調査役)
厚生労働省　男性育休取得推進に向けた普及啓発事業技術審査委員会	委員	村田　　真　(産業政策第二部主任調査役)
厚生労働省　転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会	委員	井上　智博　(産業政策第二部調査役)
経済産業省　人材戦略に関する有識者検討会	オブザーバー	大下　英和　(産業政策第二部長)
出入国在留管理庁　技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
内閣府　子ども・子育て会議	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
内閣府　事業主団体との協議の場	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
内閣府　就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議	構成員	大下　英和　(産業政策第二部長)
内閣府　障害者政策委員会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
内閣府　「障害を理由とする差別の解消に向けた事例の収集・分析に係る調査研究」障害者差別の解消に向けた事例分析検討会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
内閣府　ISO/PC337 国内委員会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
厚生労働省・内閣府　東京圏雇用労働相談センター運営協議会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
国土交通省　トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
文部科学省　令和4年度日本語教育人材の研修プログラム普及事業　評価委員会	委員	村田　　真　(産業政策第二部主任調査役)
東京労働局　労働者派遣事業適正運営協力員	協力員	大下　英和　(産業政策第二部長)
東京労働局　東京地方最低賃金審議会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京労働局　東京地方労働審議会	臨時委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
東京労働局　東京都地域訓練協議会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京労働局　東京都高等学校就職問題検討会議	構成員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京労働局　東京都地方労働審議会　家内労働部会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京労働局　東京都地方労働審議会　労働災害部会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京労働局　令和4年度東京都地域職業能力開発促進協議会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
東京労働局　労働者派遣事業適正運営協力員	協力員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京労働局　東京都在籍型出向支援協議会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京労働局　東京新卒者等人材確保推進本部・作業部会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京労働局　荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会	構成員	村田　真　(産業政策第二部主任調査役)
内閣府　首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議 帰宅困難者等対策の実行性向上に関するワーキング・グループ	構成員	清水　竜　(地域振興部副部長)

2)　東京都関係

(２０２２年度在任)

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
令和４年度東京都スポーツ推進モデル企業選定委員会	委員	城戸口隆俊　(ビジネス交流部長)
臨海部レガシースポーツイベント	実行委員会　監事	城戸口隆俊　(ビジネス交流部長)
臨海部レガシースポーツイベント	実行委員会　委員	大山　智章　(ビジネス交流部副部長)
東京都　エイズ専門家会議	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京都　ECO-TOPプログラム認定検討会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
東京都　社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
東京都　東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京都　がん対策推進協議会	専門委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京都　令和４年度経営革新優秀賞第二次審査会	審査員	馬目　学　(中小企業相談部副部長)
東京都　産業労働局　職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京都　ベンチャー技術大賞審査会審査委員　令和4年度東京都ベンチャー技術大賞審査会	審査委員	張替　健吾　(中小企業部中小企業振興担当課長)
東京都　産業労働局　令和３年度「観光産業外国人材活用支援事業」企画運営等業務委託技術審査会	委員	向山　理　(人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都　産業労働局　令和３年度「学生インターンシップ支援事業」運営業務委託に係る技術審査委員会	委員	向山　理　(人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都　産業労働局　デジタルコンテンツを活用した魅力発信「産業の魅力開発」に係る企画立案業務等委託　技術審査委員会委員	委員	長嶋　収一　(中小企業部副部長・ＩＴ活用推進担当課長)
東京　都産業労働局　令和４年度東京ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会	審査委員	村田　真　(産業政策第二部主任調査役)
東京都　産業労働局　ライフ・ワーク・バランスEXPO東京審査会	審査委員	村田　真　(産業政策第二部主任調査役)
東京都　自殺総合対策東京会議	委員	染谷　政克　(総務統括部長)
東京都　障害者差別解消支援地域協議会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京都　障害者就労支援協議会	委員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
東京都　総務局　首都圏における大規模水害広域避難検討会	構成員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
東京都　総務局　首都圏における大規模水害広域避難検討会広域避難場所検討ワーキンググループ	構成員	清水　竜　(地域振興部副部長)
東京都　総務局　「東京都－帝帰宅抑制推進企業認定制度」モデル企業選定委員会	委員	清水　竜　(地域振興部副部長)
東京都　退職管理委員会	委員	染谷　政克　(総務統括部長)
東京都　Tokyoスイソ推進チーム運営会議	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
東京都　Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
東京都　廃棄物審議会	審査会委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)
東京都　廃棄物審議会　プラスチック部会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)
東京都　東京都地球温暖化防止活動推進センター連絡調整会議委員	連絡調整会議委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)
東京都　令和４年麻しん・風しん対策会議	委員	城戸口隆俊　(ビジネス交流部長)
東京都　特別職報酬等審議会	委員	染谷　政克　(総務統括部長)
東京都　産業労働局　令和４年度「ＩＴナイト発表ページの活用による東京の伝統工芸品関連文化事業等」と「新・東京産業振興ビジョン」に係る技術審査委員会	委員	長嶋　収一　(中小企業部副部長・IT活用推進担当課長)
東京都　産業労働局　東京都観光事業審議会	委員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
東京都　産業労働局　令和４度東京都若年者就業推進ネットワーク会議委員	委員	向山　理　(人材・能力開発部人材支援センター所長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
東京都　福祉保健局　東京都健康推進プラン２１推進会議・策定第三部会	委員	大山　智章（ビジネス交流副部長）
東京都　福祉保健局　東京都健康推進プラン２１（第二次）推進会議	委員	城戸口隆俊（ビジネス交流部長）
東京都消費生活総合センター　東京都消費者被害救済委員会	委員	大下　英和（産業政策第二部長）
東京都福祉保健局　東京都子供・子育て会議　委員	委員	村田　　真（産業政策第二部主任調査役）
東京都福祉保健局　子供・子育てを応援する機運醸成に係る情報発信・協働を促進する企画運営業務委託技術審査委員会	委員	村田　　真（産業政策第二部主任調査役）
東京都　子供政策連携室　「こどもスマイルムーブメント」官民推進チーム	アドバイザー	清田　素弘（産業政策第二部労働担当課長）
東京都　子供政策連携室　「こどもスマイルムーブメント」官民推進チーム	戦略的パートナー	大下　英和（産業政策第二部長）
東京都　就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議	委員	大下　英和（産業政策第二部長）
東京都　テレワークアワード審査会	委員	大下　英和（産業政策第二部長）
東京都　女性活躍推進大賞	審査員	清田　素弘（産業政策第二部労働担当課長）
東京都　「中小企業人材課題ハッケン支援事業」連絡調整会議	委員	清田　素弘（産業政策第二部労働担当課長）
東京都　過労死等防止広報	委員	井上　智博（産業政策第二部調査役）
東京都　男性育業取得促進に向けた普及啓発事業技術審査会	委員	村田　　真（産業政策第二部主任調査役）
東京都産業労働局　技術審査委員会（ハラスメント防止対策推進事業）	委員	井上　智博（産業政策第二部調査役）
東京都福祉保健局　循環器病対策　相談支援・情報提供検討部会	委員	井上　智博（産業政策第二部調査役）
東京都　産業労働局　第６５回東京都児童生徒発明くふう展に係る審査会	審査員	馬目　　学（中小企業相談部副部長）
東京都　駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	委員	大井川智明（広報部長）
東京都　駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	幹事	小林美樹子（広報部副部長）
東京都　産業労働局　デジタルコンテンツを活用した魅力発信（産業の魅力開発）に係る業務改善等委託事業者選	委員	長嶋　収一（中小企業部副部長・IT活用推進担当課長）
東京都　産業労働局　令和３年度「DX人材リスキリング支援事業」運営業務委託技術審査委員会	委員	長嶋　収一（中小企業部副部長・IT活用推進担当課長）
東京都　産業労働局「デジタル人材育成支援事業（スタンダードコース）」企画運営業務委託技術審査委員会	委員	長嶋　収一（中小企業部副部長・IT活用推進担当課長）
東京都　産業労働局　令和３年度「デジタル人材育成支援事業（ハイエンドコース）」企画運営業務委託技術審査委員会	委員	長嶋　収一（中小企業部副部長・IT活用推進担当課長）
東京都　産業労働局　デジタルコンテンツを活用した魅力発信事業（産業の魅力開発）出展者選定審査会	委員	長嶋　収一（中小企業部副部長・IT活用推進担当課長）
東京都　産業労働局　令和３年度「観光産業外国人材活用支援事業」企画運営等業務委託技術審査会	委員	長嶋　収一（中小企業部副部長・IT活用推進担当課長）
東京都　産業労働局　ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業運営業務委託事業者選定に係る技術審査委員会	委員	長嶋　収一（中小企業部副部長・IT活用推進担当課長）
東京都政策企画局　グローバルイベント２０２３企画選定委員会	委員	張替　健吾（中小企業部中小企業振興担当課長）
専門図書館協議会	理事、表彰審査委員、運営委員長	大井川智明（広報部長）
専門図書館協議会委員会	委員	大井川智明（広報部長）
専門図書館協議会委員会	委員	小林美樹子（広報部副部長）
(公社)東京屋外広告協会　第13回東京屋外広告コンクール	審査委員	染谷　政克（総務統括部長）
東京都産業労働局　令和５年度総合評価方式入札における事業者選定に係る審査会	推進員	清田　素弘（産業政策第二部労働担当課長）
東京都都市整備局　物流関係者連絡会	委員	清水　　竜（地域振興部副部長）
東京都産業労働局　「特段可能な障害者雇用における業務開拓・実践事業」実施運営業務委託」技術審査委員会	委員	清田　素弘（産業政策第二部労働担当課長）
東京都産業労働局　令和３年度「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」実施運営等業務委託技術審査委員会	委員	向山　　理（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都産業労働局　令和３年度「都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業」運営業務委託事業者選定に係る技術審査委員会	委員	長嶋　収一（中小企業部副部長・IT活用推進担当課長）
東京都産業労働局　「令和３年度環境・エネルギー分野の海外展示会出展支援等運営業務委託」技術審査委員会	委員	大山　智章（ビジネス交流副部長）
東京都産業労働局　令和３年度医療関連機器等の海外展示会出展支援等運営業務委託の受託者を選定するための技術審査委員	委員	大山　智章（ビジネス交流副部長）
東京都産業交流展２０２２企画選定委員会	委員	大山　智章（ビジネス交流副部長）
東京都産業労働局令和４年度「BUYTOKYO推進活動支援事業実施運営業務委託分（新規採択分）事業選定に係る審査委員会	委員	大山　智章（ビジネス交流副部長）
東京都交通局　都営交通の経営に関する有識者会議	委員	清水　　竜（地域振興部副部長）
東京都　政策企画局　計画部計画課　夏のＨＴＴ取組事例選定委員会委員	委員	石井　照之（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
東京都生活文化スポーツ局　地域における青少年健全育成推進会議委員	委員	山本　泰之（総務統括部総務課長）
東京都総務局　首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会　広域避難先開設・運営検討 WG/情報発信・伝達検討 WG	委員	清水　　竜（地域振興部副部長）

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
東京都 総務局 首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会	委員	平澤　哲哉 (地域振興部長)
東京都　令和５年度「海外高度人材獲得支援事業」技術審査委員会	委員	向山　　理 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都　令和５年度「外国人材受入総合サポート事業」技術審査委員会	委員	向山　　理 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都　令和５年度「特定技能外国人雇用支援事業」技術審査委員会	委員	向山　　理 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都産業労働局観光部受入環境課「DXによる旅行事業者レベルアップ応援事業」	委員	八田城之介 (地域振興部副部長)

3)　その他

（２０２２年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
(公社)ＡＣジャパン東京執行委員会	委員	染谷　政克 (総務統括部長)
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会	理事	平澤　哲哉 (地域振興部長)
関東地区電気使用合理化委員会	委員	石井　照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(一社)サステナブル経営推進機構 エコリーフ環境ラベルプログラム アドバイザリーボード	委員	大下　英和 (産業政策第二部長)
(一社)産業環境管理協会 リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会	委員	石井　照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(一財)日本規格協会　環境管理規格審議委員会	委員	石井　照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(一財)日本品質保証機構　ＩＳＯ諮問委員会	委員	後藤　麻里 (産業政策第二部主任調査役)
産業技術大学院大学　PBL 検討部会	委員	長嶋　収一 (中小企業部副部長・ものづくり担当課長)
産業技術大学院大学運営諮問会議　実務担当者会議	委員	長嶋　収一 (中小企業部副部長・ものづくり担当課長)
日越大学	理事	佐々木和人 (国際部担当部長)
令和5年度アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業 審査委員会	委員	宮本　雅廣 (国際部担当部長)
新宿三丁目イーストビル店舗床共有者協議会	会長	貫井　晴宣 (オフィス環境部長)
(一社)全国福祉用具専門相談員協会	理事	清水　　繁 (検定事業部長)
公立大学法人東京都立大学オープンユニバーシティ企画運営委員会	委員	杉崎　友則 (人材・能力開発部長)
東京都職業能力開発協会	理事	大下　英和 (産業政策第二部長)
東京都職業能力開発協会	参与	清田　素弘 (産業政策第二部労働担当課長)
(公財)東京観光財団　令和４年東京都 MICE 連携推進協議会	委員	平澤　哲哉 (地域振興部長)
(公財)東京観光財団 令和４年度 MICE 施設の受入環境整備支援事業	委員	八田城之介 (地域振興部副部長)
(公財)東京観光財団　ユニークベニュー施設の受入環境整備支援事業	委員	八田城之介 (地域振興部副部長)
(一社)東京珠算教育連盟	理事	栗野　　浩 (検定事業部主席調査役)
(一財)東京都営交通協力会	理事	平澤　哲哉 (地域振興部長)
東京都応急手当普及推進協議会運営連絡会	委員	貫井　晴宣 (オフィス環境部長)
(公財)東京都環境公社　優良性基準適合認定制度における評価委員会	委員	石井　照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
東京都職業能力開発協会東京都若年技能者人材育成支援等事業連携会議	委員	杉崎　友則 (人材・能力開発部長)
(公財)東京都人権啓発センター	理事	染谷　政克 (総務統括部部長)
(一社)留学生支援ネットワーク　アドバイザリーボード	委員	向山　　理 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
(社)東京のあすを創る協会	理事	清水　　繁 (検定事業部長)
東京販売士協会	専務理事	清水　　繁 (検定事業部長)
(一財)東京マラソン財団	理事	平澤　哲哉 (地域振興部長)
(特非)日本 NPO センター	理事	平澤　哲哉 (地域振興部長)
(公財)日本関税協会　東京支部	幹事	西谷　和雄 (国際部長)
(一社)日本経営協会	参与	城戸口隆俊 (ビジネス交流部長)
日本商工会議所　特定原産地証明に関する研究会	委員（座長）	山崎　幹人 (共済・証明事業部副部長)
日本商工会議所　非特恵原産地証明に関する研究会	委員	山崎　幹人 (共済・証明事業部副部長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
日本商工会議所　貿易関係証明発給システム評価会合	委員	山崎　幹人　(共済・証明事業部副部長)
(社福)日本心身障害児協会	評議員	染谷　政克　(総務統括部長)
(一社)日本流行色協会	監事	清水　繁　(検定事業部長)
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会　エイジフレンドリー補助金審査委員会	副委員長	馬目　学　(中小企業相談部副部長)
丸の内美化協会	常務理事	貫井　晴宣　(オフィス環境部長)
(一社)ASP・SaaS・AI・IoTクラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」審査委員会	委員	鈴木　康修　(オフィス環境部情報システム担当課長)
慶応義塾大学大学院法務研究科 教育課程連携協議会(アドヴァイザリーボード)	委員	清水　繁　(検定事業部長)
(公財)東京観光財団 安全・安心な展示会PR支援事業助成金審査会	委員	八田城之介　(地域振興部副部長)
東京唐木仏壇工業協同組合　第61回東京仏壇展示コンクール	審査委員	馬目　学　(中小企業相談部副部長)
経済団体健康保険組合	選定議員	染谷　政克　(総務統括部長)
(公財)東京観光財団　令和4年度国際会議誘致・開催資金助成事業	審査委員	八田城之介　(地域振興部副部長)
(公財)東京都環境公社	評議員	大下　英和　(産業政策第二部長)
(公財)日本容器包装リサイクル協会　総務企画委員会	委員長	大下　英和　(産業政策第二部長)
(一社)　日本洋装協会・公益社団法人　全日本洋裁技能協会2022全日本洋装技能コンクール	審査委員	馬目　学　(中小企業相談部副部長)
東京ホームレス就業支援事業推進協議会	構成員	大下　英和　(産業政策第二部長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第28回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	馬目　学　(中小企業相談部副部長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第28回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	阿知良　拓　(中小企業相談部中小企業相談センター経営相談担当課長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第28回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	坂田　和也　(中小企業相談部中小企業相談センター経営相談担当主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第28回SC接客ロールプレイングコンテスト東京大会	審査員	菊地　香織　(中小企業相談部中小企業相談センター経営相談担当主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第28回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	馬目　学　(中小企業相談部副部長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第29回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	清水　力　(中小企業相談部中小企業相談センター経営相談担当主任調査役)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第30回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	小林　英文　(中小企業相談部東京都中小企業活性化協議会事務局長)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第31回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	岩井　伸樹　(中小企業相談部中小企業相談センター業務推進担当主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会　第32回SC接客ロールプレイングコンテスト関東・甲信越大会	審査員	宇山　伸之　(中小企業相談部中小企業相談センター経営相談担当主査)
ツーリズムEXPOジャパン推進室　ツーリズムEXPOジャパン2022国内・訪日展示営業・商談部会	部会員	八田城之介　(地域振興部副部長)
ツーリズムEXPOジャパン推進室　ツーリズムEXPOジャパン2022　ブランド広報部会員	部会員	八田城之介　(地域振興部副部長)
ツーリズムEXPOジャパン推進室　ツーリズムEXPOジャパン2022実行委員会	委員	平澤　哲哉　(地域振興部長)
大阪商工会議所　ザ・ビジネスモール　プロジェクト会議	委員	大山　智章　(ビジネス交流部副部長)
東京都工芸染色協同組合　第61回東京手描友禅染芸展コンクール展示会	審査員	馬目　学　(中小企業相談部副部長)
警視庁サイバーセキュリティ対策本部「サイバーセキュリティ広報啓発用リーフレット原画製作業務委託業者選定委員会	委員	高橋　真史　(中小企業部主任調査役)
有限責任監査法人トーマツ　業務部門における再エネ・省エネによる脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)
有限責任監査法人トーマツ　二酸化炭素の総量削減を目的とした効率的脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)
有限責任監査法人トーマツ　脱フロン・脱炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業に係る検証評価委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)
有限責任監査法人トーマツ　地域内での再エネ・省エネ・蓄エネによる脱炭素化推進事業に係る検証評価委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	幹事	兼崎　志郎　(総務統括部総務課組織連携担当課長)
丸の内二重橋ビル　防火・防災管理者協議会	副会長	貫井　晴宣　(オフィス環境部長)
日本女子大学リカレント教育課程　外部評価委員会	委員	杉崎　友則　(人材・能力開発部長)
一般社団法人専門職高等教育質保証機構	理事	大下　英和　(産業政策第二部長)
(公財)令和4年度島しょ地域におけるMICE誘致促進事業審査会	審査委員	八田城之介　(地域振興部副部長)
令和4年度「東京都における専修学校留学生の学びの支援推進事業」事業実施委員会	委員	向山　理　(人材・能力開発部人材支援センター所長)
(公財)日本環境協会 エコマーク運営委員会	運営委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 令和4年度障害者雇用職場改善好事例募集に係る審査員	審査員	村田　真　(産業政策第二部主任調査役)
外国人技能実習機構　評議員会	評議員	大下　英和　(産業政策第二部長)

就任先団体等名称	就任役職名	氏名(東商での役職)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　運営委員会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　外部評価委員会職業能力開発専門部会	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
独立行政法人労働政策研究・研修機構　調査研究に関する懇談会(経営部会)	委員	大下　英和　(産業政策第二部長)
独立行政法人勤労者退職金共済機構　中小企業退職金共済事業	参与	大下　英和　(産業政策第二部長)
中央職業能力開発協会	参与	大下　英和　(産業政策第二部長)
国際人材協力機構　評議員会	評議員	大下　英和　(産業政策第二部長)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　評議員会	評議員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
中央労働災害防止協会	参与	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
独立行政法人労働者健康安全機構　産業保健関係機関等連絡会議	構成員	清田　素弘　(産業政策第二部労働担当課長)
公益財団法人児童育成協会　企業主導型保育事業審査委員会	委員	村田　真　(産業政策第二部主任調査役)
武蔵野大学　就労者のための初任日本語教師研修事業評価委員会	評価委員	村田　真　(産業政策第二部主任調査役)
一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会	評議員	西谷　和雄　(国際部長)
早稲田文理専門学校　学校関係者評価委員会	委員	向山　理　(人材・能力開発部人材支援センター所長)
専修学校振興構想懇談会　専門学校検討部会	委員	向山　理　(人材・能力開発部人材支援センター所長)
(公財)東京観光財団　ハイブリッド型会議等開催資金助成事業審査会	委員	八田城之介　(地域振興部副部長)

④　支部事務局員

（２０２２年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)千代田エコシステム推進協議会	理事	大野　靖二　(千代田支部事務局長)
中央区大江戸まつり実行委員会	運営委員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
中央区観光協会	幹事	和泉　純治　(中央支部事務局長)
中央区観光写真コンクール本選	審査員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
中央区協働推進会議	委員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
東京駅八重洲口再開発協議会	理事	和泉　純治　(中央支部事務局長)
中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会	委員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
中央区自殺対策協議会	委員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
中央区立知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」および中央区立知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」指定管理者候補事業者選定委員会	委員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
新川児童館指定管理者候補事業者選定委員会	委員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
公益財団法人中央区勤労者サービス公社	評議員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
中央区福祉保健部指定管理者評価委員会	委員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
「中央区立京橋こども園」指定管理者候補事業者選定委員会（分社化）	委員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
中央区立八丁堀保育園園指定管理者候補事業者選定委員会	委員	和泉　純治　(中央支部事務局長)
第２１回中央区産業文化展実行委員会	実行委員	松本　知珠　(中央支部事務局次長)
港区環境美化推進協議会	委員	小野田賀人　(港支部事務局長)
港区観光振興連携会議	委員	小野田賀人　(港支部事務局長)
港区観光フォトコンテスト	審査委員	小野田賀人　(港支部事務局長)
港区区民まつりパレード部会	委員	小野田賀人　(港支部事務局長)
港区３Ｒ推進行動会議	委員	小野田賀人　(港支部事務局長)
港区商店グランプリ	審査委員	小野田賀人　(港支部事務局長)
港区地域雇用問題連絡会	委員	小野田賀人　(港支部事務局長)
港区防衛親交会	常任理事	小野田賀人　(港支部事務局長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
港区マラソン実行委員会	事務局次長	小野田賀人　（港支部事務局長）
港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会	委員、会計	小野田賀人　（港支部事務局長）
新宿区エコ事業者連絡会	理事	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区環境審議会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
(公財)新宿区勤労者・仕事支援センター	評議員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区耐震補強推進協議会	理事	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区リサイクル清掃審議会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿シティハーフマラソン実行委員会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
大新宿区まつり実行委員会	副委員長･財務部会長	森　まり子　（新宿支部事務局長）
高田馬場創業支援センター利用者選考委員会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
学校関係者評価委員会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
東京都立工芸高等学校学校運営連絡協議会	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
文京区男女平等参画推進会議	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
文京区技能名匠者認定事業審査会	審査員	山本　順一　（文京支部事務局長）
文京区創業支援事業業務委託事業者選定委員会	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
全国藩校サミット文京大会実行委員会	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
文の京伝統工芸プロデュース事業委託事業者選定委員会	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
中小企業における多様な地域人材確保・活用支援事業委託事業者選定委員会	委員	山本　順一　（文京支部事務局長）
(公財)台東区産業振興事業団	理事	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区商店街空き店舗活用支援事業審査会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区新市場開拓（新販路開拓）支援事業審査会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区新市場開拓（アトリエ・店舗出店）支援事業審査会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区新製品新技術開発支援事業審査会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
東京都立忍岡高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区次世代育成支援地域協議会	委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
台東区産業フェア企画・運営委託プロポーザル選定委員会	委員	早坂　浩史　（台東支部経営指導員）
中小企業グループ地域力向上支援事業審査会	審査委員	小山　康司　（台東支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	石井　洋介　（北支部事務局長）
北区コミュニティビジネス意見交換会	委員	石井　洋介　（北支部事務局長）
荒川区自然科学フォーラム	事務局長	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会	会計監事	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
あらかわ観光ツーリズム連絡協議会	理事	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区地球温暖化対策協議会	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区男女共同参画社会推進区民会議	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区観光振興功労者選考委員会	委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
令和4年度第1回荒川区ＳＤＧｓ活用経営推進事業補助金交付審査会	審査員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
令和4年度第2回荒川区ＳＤＧｓ活用経営推進事業補助金交付審査会	審査員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）
荒川区モノづくり見学・体験スポット整備支援事業認定審査会	審査委員	渡辺　紀子　（荒川支部事務局長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
しながわ観光協会	理事	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
品川区観光振興協議会専門部会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
城南職業能力開発連絡協議会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
しながわＣＳＲ協議会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	大築　徹也　（品川支部経営指導員）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	荒井隆一郎　（品川支部事務局長）
中目黒をさらに良くする連絡会	幹事	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区技能功労者選考委員会	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区自殺対策推進会議	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区商工まつり運営委員会	委員	飯塚　源太　（目黒支部経営指導員）
(一社)大田観光協会	監事	中井　宏好　（大田支部事務局長）
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	理事	中井　宏好　（大田支部事務局長）
(公財)大田区産業振興協会	理事	中井　宏好　（大田支部事務局長）
大田区地域労働関係協議会	委員	中井　宏好　（大田支部事務局長）
大田区シティプロモーション推進会議	委員	中井　宏好　（大田支部事務局長）
大田区ＭＩＣＥ誘致準備会	委員	中井　宏好　（大田支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	事務局長	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	常任幹事	高橋　　諒　（世田谷支部経営指導員）
世田谷区雇用問題連絡会議	構成委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区民まつり企画委員会	委員	高橋　　諒　（世田谷支部経営指導員）
世田谷区自殺対策協議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷スイーツ＆ブレッドコンテスト実行委員会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区自立支援協議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
渋谷・鹿児島おはら祭大会実行委員会	監事	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
渋谷区くみんの広場実行委員会	委員	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
渋谷区清掃・リサイクル審議会	審議委員	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
(一社)渋谷再開発協会	理事	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
中野区国民保護協議会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野まちめぐり博実行委員会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
第８期中野区地域包括ケア推進会議	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野区観光施策検討会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
文部科学省委託事業「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
令和４年度「専修学校における先端技術利活用実証研究」「ＡＲを活用した自動車整備の演習・実習のコンテンツ開発事業」企画推進委員会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野区人権施策推進審議会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野区ユニバーサルデザイン推進審議会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
杉並区中学校対抗駅伝大会２０２２実行委員会	委員	木下　雄貴　（杉並支部経営指導員）
第１０回すぎなみ産業フェア実行委員会	委員	木下　雄貴　（杉並支部経営指導員）
第１６回としまＭＯＮＯづくりメッセ企画部会	委員	蔵方康太郎　（豊島支部事務局長）
第１６回としまＭＯＮＯづくりメッセ企画部会	委員	松下　周平　（豊島支部経営指導員）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
第１８回池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	蔵方康太郎　（豊島支部事務局長）
第１８回池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	中野　庸江　（豊島支部経営指導員）
板橋区民まつり実行委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区スマートシティ推進協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区地域自立支援協議会「就労支援部会」	部会員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区中小企業勤労者福利共済事業運営協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
いたばし未来の発明王コンテスト事業運営実行委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区立企業活性化センター指定管理者選定委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区人材確保支援事業業務委託事業者選定委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
東京都立北豊島工業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
東京都立北豊島工業高等学校学校運営連絡協議会	評価委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
全国都市農業フェスティバル実行委員会実務検討部会	部会員	安藤　　薫　（練馬支部事務局長）
東京都立練馬工業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	安藤　　薫　（練馬支部事務局長）
東京都立第四商業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	安藤　　薫　（練馬支部事務局長）
練馬区障害者差別解消支援地域協議会	委員	安藤　　薫　（練馬支部事務局長）
練馬区障害者地域自立支援協議会	委員	安藤　　薫　（練馬支部事務局長）
江東区産学公連携連絡会	委員	西郷　直紀　（江東支部事務局長）
江東区産業展実行委員会	委員	西郷　直紀　（江東支部事務局長）
江東シーサイドマラソン大会実行委員会	委員・監事	西郷　直紀　（江東支部事務局長）
すみだの夢応援助成事業専門家会議	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだものづくりフェア準備委員会	会計監査役	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだ次世代経営研究協議会	委員/会計監査役	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区障害者差別解消支援地域協議会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
商店街×学生ドリームプランコンテスト	審査委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区がん対策推進会議たばこ対策部会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区健康経営支援検討会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区自殺対策ネットワーク会議	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会	構成員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
東京都立橘高等学校全日制課程パートナーシップ協議会	協議委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
特定非営利活動法人あだち菜うどん学会	委員	金井　文隆　（足立支部事務局長）
城東職業能力開発連絡協議会	委員	金井　文隆　（足立支部事務局長）
葛飾エフエム放送㈱	監査役	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区障害者就労支援協議会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
ふるさと葛飾盆まつり企画委員会	委員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「区民啓発活動部会」	部会員	小松　隼人　（葛飾支部経営指導員）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会	委　　員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
寅さんサミット実行委員会	委　　員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区伝統工芸士認定候補者推薦委員会	委　　員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区生物多様性推進協議会	会　　員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
(一社)東京社会保険協会葛飾支部	代　議　員	渋谷　貴司　（葛飾支部事務局長）
えどがわ起業ビジネスプランコンテスト	審　査　員	石井　　豪　（江戸川支部事務局長）
産業ときめきフェア実行委員会	委　　員	石井　　豪　（江戸川支部事務局長）